

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【事業年度】	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日
【会社名】	クレディ・スイス・グループAG (Credit Suisse Group AG)
【代表者の役職氏名】	財務責任者兼スイス銀行規制担当 フラヴィオ・ラルデリ (Flavio Lardelli, Head Treasury and Swiss Bank Regulatory) 法務／コーポレート／財務／M&A責任者 ウルス・ファンクハウザー (Urs Fankhauser, Head Legal Corporate/Treasury/M&A)
【本店の所在の場所】	スイス チューリッヒ CH-8001 パラデプラッツ8番地 (Paradeplatz 8, CH-8001 Zurich Switzerland)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 犬 島 伸 能
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	(03)6889 - 7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 伊 藤 昌 夫 弁護士 九 本 博 延 弁護士 松 尾 直 哉
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	(03)6889 - 7000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

(注1) 本書において、別段の記載がある場合及び文脈上別段に解釈すべき場合を除き、「クレディ・スイス・グループ」、「クレディ・スイス」及び「当グループ」とは、クレディ・スイス・グループAG及びその連結子会社を意味するものとし、「当社」及び「提出会社」とは、連結子会社を除くクレディ・スイス・グループAGのみを意味し、「クレディ・スイス銀行」とは、当グループのスイスにおける銀行子会社であるクレディ・スイス・エイ・ジーを意味し、「当行」とは、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその連結子会社のみを意味するものとする。

(注2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「スイス・フラン」はスイスの法定通貨を指すものとし、本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1スイス・フラン＝108.94円（2019年5月20日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場仲値）により計算されている。

(注3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

(注4) 将来予想に関する情報に係る注意事項

本書には、将来予想に関する記述が含まれている。また、将来において当グループ及び当グループの代理人が将来予想に関する記述を含む発表を行う可能性がある。将来予想に関する記述には、以下に関連する記述が含まれる可能性があるが、これに限定されない。

- ・当グループの計画、標的又は目標
- ・当グループの将来の経済活動又は見通し
- ・偶発事象が当グループの将来の業績に与える可能性のある影響
- ・かかる記述に基づく想定

本書において、「考える」、「予想する」、「期待する」、「意図する」及び「計画する」といった用語並びにこれらに類似する表現が将来予想に関する記述を明示するために使用されているが、かかる記述を明示するための手段は、これらに限定されない。当グループは、これらの将来予想に関する記述の更新を行わない。

将来予想に関する記述は、その性質上、一般的及び限定的な固有のリスク及び不確実性を含んでおり、将来予想に関する記述において記載されたか又は暗示された予測、予想、見通し及びその他の結果が達成されないリスクが存在する。多数の重要な要素によって、将来予想に関する記述において提示された計画、標的、目標、期待、予想及び意図から大きく異なる結果が生じる可能性があることに留意されたい。かかる要素には以下が含まれる。

- ・十分な流動性を維持し、資本市場を利用する能力
- ・市場のボラティリティ及び金利の変動並びに金利の水準に影響を及ぼす出来事
- ・世界経済全体の強さ、及び当グループが事業を行う国の経済の強さ（とりわけ2019年度以降のEU、米国若しくはその他の先進国又は新興市場における経済回復の遅れ又は低迷に係るリスク）
- ・住宅及び商業不動産市場の低迷又は回復の遅れによる、直接的及び間接的な影響
- ・当グループ、ソブリン債の発行体、ストラクチャード信用商品、その他の信用に関連するエクスポージャーに関する、格付機関による格付の引下げ
- ・当グループの標的及び財務目標に関連するものを含む、当グループの戦略的目標を達成する能力
- ・取引先の、当グループに対する債務履行能力
- ・財政、金融、為替レート、通商及び税金に関する政策の影響及びその変更、並びに為替変動
- ・戦争、内乱又はテロリスト活動を含む、政治及び社会の動向
- ・当グループが事業を行う国における資産に係る、外国為替管理、収用、国有化又は没収の可能性
- ・システム障害、人為ミス又は手続の適切な実施の失敗といった運営上の要素
- ・当グループの事業又は経営に対するサイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害のリスク
- ・訴訟、規制上の手続及びその他の偶発事象の不利な形での解決
- ・当グループが事業を行う国家における、当グループの事業及び慣行に関連する規制機関の措置並びにその結果生じる当グループの事業構造、慣行及び方針の変更
- ・当グループが事業を行う国家における法律、規制、又は会計上若しくは課税上の基準、方針若しくは慣行の変更による影響
- ・当グループの法人構造の変更の潜在的効果
- ・当グループが事業を行う地域及び事業分野における競争又は当グループの競争上の地位の変更
- ・有能な人材を維持し、これを採用する能力
- ・当グループの評判を維持し、ブランドを強化する能力
- ・市場シェアを拡大し、費用を削減する能力
- ・テクノロジーの変化
- ・新商品及び新サービスの時宜を得た開発及び採用、並びにかかる商品及びサービスの顧客にとっての価値の認識
- ・買収（買収した事業を成功裏に統合する能力を含む。）及び事業の売却（非中核資産を売却する能力を含む。）
- ・その他の予想又は予期しない事由、並びにこれら及び上記に含まれるリスクの管理の成功

重要な要素は、上記のリストに示したものに限定されないことに注意する必要がある。将来予想に関する記述を評価する際には、第一部 第3「2 事業等のリスク」に記載される情報を含む、上記の要素、その他の不確実性及び事象を入念に考慮されたい。

(注5) 本書において言及されているウェブサイトに掲載される情報又は当該ウェブサイトを通じて得られる情報は、本書の一部を構成するものではない。本書に記載されるウェブサイトへの参照は、文字通りの参照であり、参考のために掲載している。

第一部【企業情報】

第 1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

当社は、スイス法に基づく株式会社（ドイツ語では「アクティエンゲゼルシャフト」、またフランス語では「ソシエテ・アノニム」と表記され、英語では一般に「コーポレーション・リミテッド・バイ・シェアズ」又は「コーポレーション」と翻訳されている。）である。当社は、スイス連邦債務法（以下、「債務法」という。）（1911年3月30日制定、1936年12月18日以降改正）により規制されている。

以下は、債務法の概要を記載したものである。

株式会社

株式会社は、商号を有し、かつ一定の金額（株式）に分割されている予め定められた額の資本を有する会社である。株式有限会社の責任は会社の資産の範囲内に限られている。

商業登記簿への登記

原則として、会社の所在地における登記所に対し、当該会社のために署名する権限を授与された2名の取締役又は当該権限の単独保有者である1名の取締役の公証人により認証された署名を付した書面による株式有限会社の登記申請が提出されなければならない。かかる申請書は、商業登記所において署名されるか、会社設立証書、定款、取締役会の構成員及び監査人が選任を承諾したことの証明書、特に会長の選任及び署名権限の明確化を記載した初回取締役会の議事録、払込金が保管された金融機関を示す証明書（公正証書において金融機関が指名されない場合）、並びに会社設立証書において言及される以外の現物出資、資産取得、相殺又は特別給付が存在しない旨の発起人の陳述書を添付しなければならない。

株式会社は商業登記簿に登記された時点で初めて法的主体としての権利を取得する。会社は、1名以上の自然人又は法人により設立することができ、設立の際、株式有限会社には少なくとも1名の自然人又は1法人の株主が必要である。原則として株主の国籍に関する法律上の制約はない。

会社の資本の増減等、定款の変更にかかる株主総会の決議は、会社解散の決議と同様に公正証書の形式でなされかつ商業登記簿に記載されなければならない。

定款

定款には以下の事項に関する条項が含まれていなければならない。

- ・商号及び会社の本拠地
- ・会社の目的
- ・株式資本総額及びその払込済率
- ・株式の数、額面価額及び種類
- ・株主総会の招集手続及び株主の議決権
- ・経営・監査の管理機関
- ・会社による社外の伝達手段の形式

上場株式会社に関する過剰報酬に対する規則（以下、「過剰報酬規則」という。）の発効日である2014年1月1日以降、スイス又は海外の証券取引所に上場されている会社（以下、「上場株式会社」という。）の定款には、さらに以下の事項に関する規定を記載しなければならない。

- ・取締役会、業務執行役員会及びその他の諮問委員会の構成員がグループ外の会社の最高運営機関において行える活動の数
- ・取締役会及び業務執行役員会の構成員の報酬の根拠となる契約の上限期間及び期間の定めのない契約の場合の通知期間の上限
- ・報酬委員会の義務及び責任に関する方針
- ・過剰報酬規則に従った報酬に関する年次株主総会の投票の詳細

以下の事項を規定する条項は、定款に記載がある場合のみ効力を有する。

- ・法律の規定と異なる場合の定款の変更
- ・取締役会の構成員に支払われる利益分配の支払い
- ・会社の運営が開始するまでに株主に支払われる利息
- ・会社の存続期間
- ・予定通りに株式資本を払い込むことを怠った場合の契約上の罰金
- ・授權資本及び偶発資本の増加による増資
- ・記名式株式と無記名式株式の間の転換の権限の付与
- ・記名式株式の譲渡性の制限
- ・各種類の株式、参加証書、配当権証明書の優先権、及び特権の付与
- ・株主の議決権及び代表者を指名する権利に関する制限
- ・法により規定されている場合以外に、株主総会において、特に定められた多数の議決によってのみ決議を行うことができること
- ・取締役会の個々の構成員又は第三者に対して経営責任を委譲する権限
- ・法により規定されている範囲を超える外部監査人の構成及び義務
- ・特定の形式で発行された株式の別の形式への転換及びこれに伴う費用の配分（2008年10月3日付連邦間接保有証券法（その後の改正を含む。）の規制を制限する場合）

上場株式会社については、過剰報酬規則に従い、以下の事項を規制する条項は、これが定款に記載されている場合のみ有効である。

- ・取締役会、業務執行役員会及び諮問委員会の構成員に対する又は支払われる与信枠、貸付金及び企業年金を超える退職後給付金の限度額
- ・取締役会、業務執行役員会及び諮問委員会の構成員に対する業績連動報酬の方針
- ・取締役会、業務執行役員会及び諮問委員会の構成員に対する持分証券、転換権及びオプション権の付与方針
- ・上場株式会社の業務執行役員会に委任する権限（取締役会の委譲不能の義務を除く。）
- ・報酬に関する総会の投票後に任命された業務執行役員会の構成員の報酬の補足額
- ・過剰報酬規則第18条第2項第2文及び第3項に従い、総会により報酬が却下された場合の追加手続の詳細
- ・取締役会会長、報酬委員会の構成員及び独立議決権を有する代表者の任命に関する過剰報酬規則から逸脱した規定
- ・上場株式会社により直接的又は間接的に支配される企業における活動に対して取締役会、業務執行役員会及び諮問委員会の構成員に支払われた報酬

株主がその株式につき現物で払込を行う場合、定款には、対象及びその評価額、出資者の氏名並びにこれに対して発行される株式を記載しなければならない。

下記の事項は商業登記簿に記載されなければならない。

- 1) 新規法人の設立に関する事実
- 2) 会社の名称及び会社識別番号
- 3) 所在地及び本籍地
- 4) 法的形式
- 5) 定款の日付
- 6) 存続期間（制限のある場合）
- 7) 会社の目的
- 8) 一株当たりの額面価額、払込済株式の払込出資額並びに株式の数、額面価額及び種類
- 9) 特権的な議決権付株式（該当する場合）
- 10) （参加資本が発行される場合は）参加証書の払込出資額、数、額面価額及び種類
- 11) 優先権（優先株式及び優先参加証書の場合）
- 12) （株式又は参加証書の譲渡性が規制される場合は）定款における追加の説明の言及
- 13) （配当権証明書が発行される場合は）その数及びこれに付随する権利
- 14) 取締役会の構成員
- 15) 会社を代表することを授權された者
- 16) （会社が普通又は限定監査を行っていない場合は）これに対する言及及び取締役会の宣言の日付
- 17) 監査人（会社が普通又は限定監査を行っている場合）
- 18) 会社の法定公告機関及び予定される追加の公告機関
- 19) 取締役会が株主に対して行う通知の方法

現物出資、資産取得、相殺又は特権が存在する場合は、追加の情報を商業登記簿に記載する必要がある。

株式

株式は、所有者の名義で（記名式株式の場合）又は無記名式で（無記名式株式の場合）発行することが可能である。定款が定める比率によって両種類の株式が同時に存在することができる。会社は記名式株式の所有者及び実質所有者の氏名及び住所を記載した株主名簿を保管しなければならない。

定款は、記名式株式と無記名式株式の間の強制転換又は選択による転換を規定することができるほか、優先株式及び／又は配当権証明書の発行も規定することができる。債務法には無議決権株式に関する明示的な規定はないが、参加証書がこれに当たりうるものである。

各株式の額面価額は0.01スイス・フラン以上でなければならない。再建措置を目的とする場合には額面価額を同金額以下に減じることが許される。

無記名株式及び（法律又は定款に別段の定めがある場合を除き）記名式株式の譲渡は制限されない。

株主

株主は株主としての地位により付与された権利を同意なくして剥奪されることはない。ここに「付与された権利」とは、株主総会に参加する権利に基づく株主の権利、又は株主総会若しくは取締役会の決議によらない、法律若しくは会社の定款の規定に基づく株主の権利である。かかる権利のうち特に重要なものは、会社により平等な取扱いを受ける権利、株主総会に参加する権利、最低議決権、裁判所において総会決議に対する異議を主張す

る権利、株主に分配される予定である限りは、未処分利益の比例的分配を受領する権利及び定款が清算会社の純資産の別の用途を規定していない限り、清算の際の資産の比例的分配を受ける権利である。株主は、所有株式に対し固定された金額を発行時に払い込む義務のほかには義務を有さず、とりわけ、会社の債務に対して個人責任を負うことはない。詳細については第2「3_事業の内容－規制及び監督」を参照のこと。

株主総会

株主総会は会社の最高管理機関である。法により、株主総会は委譲不能な以下の権限を有している。

- 1) 定款を承認及び変更する権限
- 2) 取締役会の構成員及び外部監査人を選任する権限
- 3) 年次報告書及び連結財務諸表を承認する権限
- 4) 年次会計及び処分可能利益の分配に関する決議を承認する権限、また特に重要な権限として、取締役会構成員に対する配当及び利益分配を設定する権限
- 5) 取締役会構成員を罷免する権限
- 6) 法律又は定款により株主総会に留保される事項に関する決議を採択する権限

上場株式会社の株主総会は、過剰報酬規則に従い、2014年1月1日以降、さらに委譲不能な以下の権限を有している。

- 1) 取締役会会長の選任
- 2) 報酬委員会の構成員の選任
- 3) 独立議決権を有する代表者の選任
- 4) 取締役会、取締役会が会社の経営の全部又は一部を委任した者（業務執行役員）及び諮問委員会の報酬に関する議決権

株主総会は、毎年、各会計年度終了後6ヶ月以内に開催される。株主総会は、取締役会又は必要に応じて監査人により招集される。株式資本の10%以上を有する株主も同様に株主総会を招集することができる。

株主総会は定款が定める方法によって招集されるが、法律により、株主総会開催日の少なくとも20日前までに招集通知がなされなければならない。取締役会又は株主総会の招集若しくは議題追加を要求した株主による議題の項目及び提案は、招集通知の際に通知されなければならない。全株式資本を代表する株主又はその代表者は、反対がない限り総会招集のための手続を取らずに株主総会を招集することができる。

代理行使の権限を有する各株主は、株主総会において、自ら若しくは第三者を通じてその所有にかかる株式の議決権を行使することができる。かかる第三者は、定款に別段の定めがない限り株主であることを要しない。記名式株式の議決権は、書面による委任状に基づいてのみ代理行使が可能である。無記名式株式を所持していることを証する者はすべて、会社との関係では議決権を行使する権限を付与されているものとみなされる。所持の立証は、無記名式株式の提示又は取締役会が指定するその他の方法によりなされる。

取締役会

株式有限会社の取締役会は1名以上の構成員により構成される。

取締役会の構成員は株主総会によって選任及び解任される。一般的に、当初の取締役の任期は、定款に別段の規定がない限り、3年であり、その後の任期は6年以内である。取締役会の構成員は、定款に別段の定めがない限り再選の資格を有する。取締役会は、会長及び秘書役を選任する。これらの規則は、いかなる証券取引所にも株式を上場していない会社にも適用される。2014年1月1日以降、過剰報酬規則の特別規定が上場株式会社の取締役の選任に適用される。すなわち、株主総会は、当該総会において取締役会の構成員を個別に選任する。任期

は、次回の年次株主総会の終了後に終了する。そのため、任期は1年間のみである。再任することも可能である。上記の通り、上場株式会社に関して、株主総会は、特に、取締役会の会長も選任する。会長の任期も、次回の年次株主総会の終了後に終了し、再任も可能である。総会は、いつでも取締役会の会長を解任することができる。

取締役会は、株主総会又は会社のその他の機関に対して委任又は留保されている事項以外のあらゆる事項を決定する権限を有する。

取締役会は、債務法に規定される委譲不能な特定の権能を有しており、また、上場株式会社に関しては、過剰報酬規則に規定される委譲不能な特定の権能も有している。かかる委譲不能な権能に従い、定款により、取締役会に対して、会社経営の全部若しくは一部につき、1名以上の者（取締役会の構成員又は株主であることを要しない。）に権限を委譲する権能を付与することができる。取締役会は、会社を対外的に代表する。定款又は組織の規制に別段の定めがある場合を除き、すべての構成員が会社を代表する権限を有している。取締役は、代表の任務を1名以上の構成員（マネージング・ディレクター）又は第三者（業務執行役員）に委譲することができる。但し、少なくとも1名の取締役に会社を代表する権限を付与しなければならない。会社を代表することを授權された者は、会社の目的に一致するあらゆる法律行為を会社を代理してなす権限を有する。

監査人

株主総会は1名以上の独立監査人を選任しなければならない。かかる監査人は、株主、取締役会の構成員又は会社の従業員であってはならない。

監査人は、年次会計及び連結勘定（該当する場合）が法律の規定、定款及び選択された一連の財務報告基準に従っているか否か、取締役会による貸借対照表上の利益の分配に関する株主総会に対する提案が法律の規定及び定款に従っているか否か、内部統制制度が存在するか否かについて裁定するために監査を行わなければならない。監査人は、監査を行う際及び監査の範囲を決定する際に、内部統制制度を考慮する。取締役会の管理は、監査人により行われる監査の対象ではない。

監査人は、取締役会に対し、財務報告の結果、内部統制体制並びに監査の実施及び結果を含む包括的な報告書を提供する。監査人は、書面による概要の報告書を株主総会に提供する。

財務諸表

財務報告は、会社の経済状態を、第三者が信頼性のある評価を行うことができる方法で表示することを目的としている。財務諸表は、年次報告書において提出される。これには、貸借対照表、損益計算書及び財務諸表注記で構成される年次計算書類（単体財務諸表）が含まれる。年次報告書は事業年度終了後6ヶ月以内に作成の上、担当管理組織又は担当者に提出し、承認されなければならない。また、年次報告書には、最高経営陣又は管理機関の議長及び会社内における財務報告の責任者により署名を付されなければならない。

（２）【提出会社の定款等に規定する制度】

以下はクレディ・スイス・グループAGの2019年4月26日付定款（以下、本項において「定款」という。）及び当社に適用される一定の法律に基づく当社の規定を要約したものである。

会社名、登記上の事務所及び存続期間

当社は、シー・エス・ホールディングとして、スイス・チューリッヒにおいて登記上の事務所を有する存続期間の定めのない会社として1982年3月上旬に設立され、1982年3月3日にチューリッヒ州で商業登記されている。当社の商号は、1997年1月1日付でシー・エス・ホールディングからクレディ・スイス・グループに変更さ

れた。また、当社は2008年5月6日付で、商号をクレディ・スイス・グループからクレディ・スイス・グループAGに変更した。

株式資本

株式資本は総額102,240,468.80スイス・フランである。当該株式資本は、一株当たり額面0.04スイス・フランの全額払込済記名式株式2,556,011,720株に分割される。

株主総会の決議により、いつでも記名式株式を無記名式株式に転換することができる。

当社は、株主名簿に氏名の記載がある者を株主として認める。

条件付資本

当社の株式資本は、増加額が16,000,000スイス・フランを超えない範囲で増額可能であり、この増加額は、最大400,000,000株までの一株当たり額面0.04スイス・フランの記名式株式によって表章され、これらの記名式株式は全額払込されるものとする。この増資は、クレディ・スイス・グループAG若しくはそのグループ会社が行った社債若しくはその他の金融市場商品に関連して付与された任意若しくは強制的な転換権及び／若しくは新株引受権の行使を通じて、又は、偶発的かつ強制的に当社株式へ転換することができるクレディ・スイス・グループAG若しくはそのグループ会社の偶発的転換権付社債（CoCo債）若しくはその他の金融市場商品の強制的な転換を通じて、行われるものとする。株主の新株引受権は認められないものとする。転換権及び／又は新株引受権付き金融市場商品の保有者は、新規株式の引受権を有する。

上記記載の条件付資本の最大4,000,000スイス・フランは、クレディ・スイス・グループAG又はそのグループ会社（エクイティ関連の金融市場商品）の社債又はその他の金融市場商品に関連して付与された転換権及び／又は新株引受権の任意又は強制的な行使を通じた株式資本の増加に利用することができる。取締役会は、かかるエクイティ関連の金融市場商品が発行された場合、株主の優先引受権を排除することができる。ただし、かかる商品が、会社若しくは会社の一部の取得、参加若しくは新規投資計画の資金調達若しくは再調達のため、及び／又は、かかる商品が国内若しくは海外の資本市場で発行される場合に限り、また定款に定める追加の条件に服する。

転換資本

当社の株式資本は、増加額が6,000,000スイス・フランを超えない範囲で増額可能であり、この増加額は、最大150,000,000株までの一株当たり額面0.04スイス・フランの記名式株式によって表章され、これらの記名式株式は全額払込されるものとする。この増資は、偶発的又は無条件で当社株式へ転換することができるクレディ・スイス・グループAG若しくはそのグループ会社の偶発的転換社債（CoCo債）又はその他の金融市場商品から生じるトリガー事由の発生による強制転換を通じて行われるものとする。株主の新株引受権は認められないものとする。転換権付き金融市場商品の保有者は、新規株式の引受権を有する。転換権付き金融市場商品に関して株主の優先引受権は付与されるが、定款に定める例外事由に服する。

授權資本

取締役会は、2021年4月26日を期限としていつでも、株式資本を最大103,000,000株までの一株当たり額面0.04スイス・フランの記名式株式（これらの記名式株式は全額払込されるものとする。）の発行を通じて、最大4,120,000スイス・フランを上限として増額する権限を付与されている。増資の態様は、引受又は部分的増資のいずれでもよい。発行価格、配当受領権の日時及び出資の種類は取締役会が決定する。

株式譲渡

記名式株式の取得者は、同人が自己の名義及び自己の勘定において当該記名式株式を取得したことを明示して申請した場合に、議決権保有者として無条件で株主名簿に登録される。

登録申請時に自己の勘定において記名式株式を取得したことを明示しない申請者（以下「ノミニー」という。）は、株主名簿上の発行済議決権株式資本の2パーセントを限度として、株主名簿に登録されうる。ノミニーがこの制限を超えて保有している株式については、当該ノミニーが書面により発行済株式資本の0.5パーセント以上を保有している者の氏名、住所及び持株数を開示する用意がある旨宣言した場合に限り、議決権が付与される。

当社の株式にかかる間接保有証券の譲渡及び質権設定は、スイス連邦間接保有証券法（the Swiss Federal Intermediated Securities Act）の規定に従う。書面による譲渡又は質権設定はできない。

議決権

株主総会での議決権は一株につき1つとする。但し、下記に定める場合を除き、1名の株主が本人又は代理人により直接的又は間接的に、発行済株式資本の2%を超える株式の議決権を行使することはできない。

議決権に関する上記の制限は、以下のいずれかの場合には適用されない。

- 1) 株主総会による選任に基づく独立した代理人による議決権の行使の場合。
- 2) 株主名簿への登録申請時に当社に対し、保有者が自己の名義及び自己の勘定において取得した株式である旨を確認し、下記3)に記載する一定の開示要件を満たしている株式の場合。
- 3) ノミニー名義で登録されている株式については、当該ノミニーが当社に対し、発行済株式資本の0.5%以上を保有している者の氏名、住所及び持株数を報告し、ノミニー（又は実質株主）が2015年6月19日付の金融市場インフラ及びデリバティブ取引に関する連邦法第120条並びに関連する条例及び規則に定める開示条件を満たしている場合。

決議

原則として、株主総会は、本人又は委任状による出席株主数にかかわらず、決議を採択することができる。但し、（i）株式資本の半分以上の株主の出席が要求される定款に定める一定の議案、及び（ii）法律又は定款の強行規定により別途定められる場合は、この限りではない。

株主総会の決議及び選任には、法律上の強行規定又は定款に別段の定めがある場合を除き、投票数の絶対過半数の承認を必要とする。

報酬

株主総会は、毎年、過剰報酬規則に従って取締役会及び業務執行役員会の報酬を承認する。

新株引受権

増資に関する決議に別段の定めがない限り、株主（及び参加証書所持人（もしあれば））は、株式（又は参加証書（もしあれば））の所有割合に応じて、それぞれ新株式（又は新参加証書（もしあれば））を優先的に引き受ける権利を有する。

取締役会

取締役会は株主総会で選任される最低7名の取締役からなる。

各取締役は、次回の定時株主総会の閉会時までを任期として選任され、また、再任の資格を有している。

取締役会は、法律、定款又はその他の規則により当社の他の管理機関に決定権限が留保又は授權された事項を除き、すべての事項を決定する。

取締役会は、当社の事業運営に関する規則に従い、当社の経営権の全部又は一部を取締役会付属委員会、個々の取締役又はその他の自然人に委任することができる。但し、かかる委任がいかなる強行法規にも矛盾しないことを条件とする。

決議を採択するためには、取締役会構成員の過半数が自ら出席しなければならない。但し、授權資本の増額に関する決議、増資に関連する変更及び承認に関する取締役会決議又は転換資本の転換に関するトリガー事象の発生の承認については、定足数の要件はない。回覧状による決議には、取締役会構成員の過半数の投票を必要とする。

取締役会の決議は、投票数の絶対過半数の承認により可決される。

業務執行役員会及び業務執行役員会付属委員会

取締役会は、取締役会が定めた事業活動に関する規則に従い、当社の経営及び当社を代表する責任を負う業務執行役員会を任命する。業務執行役員会及び業務執行役員会付属委員会の運営組織並びに義務及び権限は、上記の規則に規定される。

通知

当社による株主（及び参加証書所持人（もしあれば））及び第三者への通知及び発表は、法律に別段の定めがない限りスイス商事公報（Schweizerisches Handelsamtsblatt）への掲載によって行う。

報告及び利益処分

当社の事業年度は取締役会が決定する。

株主総会は、純利益の処分について決定し、また債務法第671条以下の規定に従って配当の分配並びに特別準備金の積立及びその使用（もしあれば）についても決定する。

（３）【スイス銀行法及び銀行制度】

以下は、クレディ・スイス銀行等のスイス法の関連規定に服する金融機関に適用される規制を要約したものである。

銀行、貯蓄機関及び金員の預託者として公的に業務を提供するその他の金融会社は、1934年11月8日付連邦銀行法及びその後の改正（以下、「スイス銀行法」という。）を遵守しなければならない。さらに、銀行は2014年4月30日付連邦銀行法施行令及びその後の改正、2012年6月1日付自己資本に関する規則及びその後の改正、2012年8月30日付銀行破産規則及びその後の改正並びに2012年11月30日付流動性規則及びその後の改正に従わなければならない。また、銀行は、スイス債務法の法人に関する項に従う。

2009年1月1日付で連邦銀行委員会とその他のスイスの規制機関が統合して発足した後継の規制機関として、FINMAは、スイスにおける銀行に対する健全性監督機関である。法律により明示的に授權されている場合、FINMAは規則の制定によりガイドラインを發布することができる。また、FINMAは、通達により施行ガイドラインを発行することができる。銀行及びその監査人は同ガイドラインに従わなければならない。連邦銀行法に基づいて規制を受ける銀行はFINMAから免許を受けなければならない。

銀行は年次財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び財務諸表注記。キャッシュ・フロー計算書は財務諸表の真実かつ公正な概観を示すことのみを目的として要求される。）、事業報告、並びに該当する場合は連結財務諸表から成る年次報告書を公表しなければならない。また、すべての銀行は、中間期の貸借対照表及び損益計算書、又は該当する場合には連結財務諸表を公表しなければならない。かかる書類はすべて連邦銀行法施行令に基づく所定の様式に従って作成されなければならない。

また、銀行はFINMAにより承認された専門監査法人による監査を受けなければならない。監査報告書には監査結果を記載しなければならない。監査報告書はFINMA及び当該銀行の取締役会に提出しなければならない。

FINMAの理事会は7人以上9人以下の連邦議員から構成されている。FINMAは広範な監督権限を有している。具体的には、FINMAは、専門のオブザーバーの任命又は銀行の免許の取り消し等の権限を有する。

スイス国立銀行（以下、「SNB」という。）はスイス通貨を規制する特別の権限を有する。SNBは国家全体の利益となる金融政策を実施する責任を負っている。「大きすぎて潰せない」法律に基づき、SNBはスイスのどの銀行がシステム上重要な銀行であるか、またどの業務がスイスでシステム上重要であるかという決定を行う責任がある。SNBは当グループをシステム上重要な銀行であると判断している。

銀行業上の秘密は法律の特別規定により保護されている。しかし、これらの顧客の秘密保持に関する法律は、刑事犯罪の保護を認めるものではなく、裁判所及び行政当局に対する情報開示を妨げるものではない。詳細については第2「3_事業の内容－規制及び監督」を参照のこと。

2【外国為替管理制度】

現在のところスイスにおいては、スイス非居住者による株式及び参加証書の取得並びにスイスの株式有限会社による株式及び参加証書に基づく配当の支払い又は社債の元本若しくは利息のための送金に関して外国為替管理制度上の規制は一切存在しない。

3【課税上の取扱い】

本項では、非スイス投資家（すなわち、スイス国の居住者ではなく、かつスイスの税法上、スイス国内に恒久的施設を有していない投資家のことをいう。）が当社の株式を取得、保有又は処分する場合におけるスイス法に基づく主な課税上の影響を記載する。本概要では、スイス投資家（すなわち、スイスの居住者である、又はスイスの税法上、スイス国内に恒久的施設を有している投資家のことをいう。）及びスイスの支払代理人の口座又は預託場所において株式を保有しておらず、かつその所得が当該口座又は預託場所に入金されない投資家に対する課税上の取扱いについては言及していない。

スイス源泉徴収税

非課税配当、非課税キャピタル・ゲイン及び課税配当

資本拠出準備金（Reserven aus Kapitaleinlagen）を原資として当社が支払う株式配当、及び株式の額面価額（Nennwertherabsetzung）の減額を原資として当社が支払う株式配当は、スイス連邦源泉徴収税が免除される。当社は、株式に係るその他の配当及び分配金に関して、現行35%のスイス連邦源泉徴収税を源泉徴収し、源泉徴収税をスイス連邦税務当局に納付することを義務付けられている。当社の株式の売却に伴うキャピタル・ゲインは、スイス連邦源泉徴収税が免除される。

スイス－日本間の二重課税回避条約に基づく還付

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の1971年条約（その後の改正を含む。）における日本の居住者である株式保有者並びにその株式及び当該株式に係る配当及び分配金の実質保有者で、スイス国内の恒久的施設を通して実施する取引又は事業の一環として株式を保有しておらず、かつ同租税条約に定めるその他の条件を満たす保有者は、スイス税務当局に対して（日本の適格年金基金の場合）スイスの源泉徴収税の全額還付を申請し、又は（それ以外の場合）当該条約で定める10%の税率を上回る金額について還付を申請することができる。

スイス発行税及び証券取引高税

当社は、新株の発行時に新株のために支払われる対価（一定の控除後）の1%に相当するスイス発行税（Emissionsabgabe）に服する。適用あるトリガー事由の発生後の偶発転換社債の自動的な転換により、スイス銀行法第13条第1項に基づき転換資本（Wandlungskapital）を原資として発行された新株に関して、当社はスイス発行税の支払義務を負わない。当社による当初保有者に対する新株の交付（偶発転換社債の自動転換時を含む。）には、スイス証券取引高税（Umsatzabgabe）が免除される。

スイス国内銀行及びその他のスイス国内の証券ディーラー（スイス印紙税法に定義される。）が取引当事者又は仲介業者のいずれも務めていない流通市場における株式取引には、スイス証券取引高税は課されない。

スイス国内銀行又はその他のスイス国内の証券ディーラーが当該流通市場における取引の当事者又は仲介業者を務める場合、スイス印紙税法に定める除外規定が適用されない場合に限り、株式購入価格の0.15%の税率によるスイス証券取引高税の支払義務が発生する。スイス国内銀行又はスイス国内の証券ディーラーは通常、除外規定が適用されない取引について、各取引当事者に対し、かかるスイス連邦印紙税を折半させる。

スイス所得税

当社の株式の保有者で、税法上のスイス国の非居住者であり、かつ当該各課税年度においてスイス国内でスイス税法上の恒久的施設を通して実施される取引又は事業に従事するものでない者は、当社株式に係る配当金若しくはその他の分配金の受領により、又は当社株式の売却により実現したキャピタル・ゲインについて、連邦、州又は市町村いずれの所得税も課されることはない。株式に係る配当金、分配金及びキャピタル・ゲインに関するスイス源泉徴収税の取扱いの概要については、前記「スイス源泉徴収税」を参照のこと。

スイス相続税及び贈与税

被相続人の死亡時の居住地又は贈与者の贈与時の居住地若しくは住所がスイス国内にある場合を除き、株式の保有者の死亡又は贈与による当社の株式の譲渡に関連して、連邦、州又は市町村の相続税又は贈与税が課されることはない。

スイス富裕税及び資本税

税法上、スイス国の非居住者である株式の保有者で、かつ税法上、各課税年度においてスイス国内の恒久的施設を通して実施する取引又は事業に従事していない者は、株式の保有を理由にスイス国の連邦、州又は市町村いずれの富裕税又は資本税も課されることはない。

課税における自動的な情報交換

スイスは、EUとの間で課税における国家間の自動的な情報交換（以下、「AE0I」という。）に関する多国間協定を締結した。同協定は、全EU加盟国28ヵ国において適用されている。また、スイスは、金融口座の自動的な情報交換のための多国間協定（以下、「MCAA」という。）を、またMCAAに基づき、日本を含む他の国々と多数のAE0Iに関する二国間協定を締結した。それらの協定及びスイスの施行法に基づき、スイスは、日本等協定締結国の個人居住者の利益に資するため、スイスの支払代理人の口座又は預託場所に保有される提出会社の株式を含む金融資産、及びこれから派生し、かつ当該口座又は預託場所に入金される所得に関するデータの収集・交換を行っている。スイスが当事者であるAE0Iに係る協定（発効済又は調印済だが未発効のもの）の最新のリストは、スイス財務省国際金融担当（SIF）のウェブサイトより閲覧可能である。

4【法律意見】

当社弁護士フラヴィオ・ラルデリにより、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

(1) 当社はスイス法に基づき適法に設立され有効に存続している。

(2) 本書中のスイス法及び各州法に関する記述はすべての重要な点において真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

	(12月31日現在)				
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
純収益 (百万スイス・フラン)	26,242 (2,858,803百万円)	23,797 (2,592,445百万円)	20,323 (2,213,988百万円)	20,900 (2,276,846百万円)	20,920 (2,279,025百万円)
継続事業からの利益／ (損失) (百万スイス・フラン)	2,222 (242,065百万円)	(2,945) ((320,828)百万円)	(2,707) ((294,901)百万円)	(948) ((103,275)百万円)	2,011 (219,078百万円)
当期純利益／(損失) (百万スイス・フラン)	2,324 (253,177百万円)	(2,945) ((320,828)百万円)	(2,707) ((294,901)百万円)	(948) ((103,275)百万円)	2,011 (219,078百万円)
株主に帰属する当期純 利益／(損失) (百万スイス・フラン)	1,875 (204,263百万円)	(2,944) ((320,719)百万円)	(2,710) ((295,227)百万円)	(983) ((107,088)百万円)	2,024 (220,495百万円)
株式資本 (百万スイス・フラン)	64 (6,972百万円)	78 (8,497百万円)	84 (9,151百万円)	102 (11,112百万円)	102 (11,112百万円)
発行済株式総数(株)	1,607,168,947	1,957,379,244	2,089,897,378	2,556,011,720	2,556,011,720
自己株式を除く発行済 株式総数(株)	1,599,502,289	1,951,469,020	2,089,897,378	2,550,254,054	2,550,584,029
株主持分 (百万スイス・フラン)	43,959 (4,788,893百万円)	44,382 (4,834,975百万円)	41,897 (4,564,259百万円)	41,902 (4,564,804百万円)	43,922 (4,784,863百万円)
資産合計 (百万スイス・フラン)	921,462 (100,384,070百万円)	820,805 (89,418,497百万円)	819,861 (89,315,657百万円)	796,289 (86,747,724百万円)	768,916 (83,765,709百万円)
自己資本比率(%) ¹	4.8	5.4	5.1	5.3	5.7
一株当たり純資産額 (スイス・フラン)	27.5 (2,996円)	22.7 (2,473円)	20.0 (2,179円)	16.4 (1,787円)	17.2 (1,874円)
一株当たり配当額 (スイス・フラン)	0.70 (76円) ²	0.70 (76円) ³	0.70 (76円) ⁴	0.25 (27円) ⁵	0.2625 (29円) ⁶
一株当たり当期利益／ (損失)－基本 (スイス・フラン)	0.99 (108円)	(1.65) ((180)円)	(1.27) ((138)円)	(0.41) ((45)円)	0.79 (86円)
配当性向(%)	70.7	-	-	-	33.2
従業員総数	45,840	48,210	47,170	46,840	45,680

当社は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則（米国GAAP）に従って連結財務書類を作成している。

(注1) 株主持分を資産合計で除した割合。

(注2) 2015年4月24日に開催された年次株主総会において承認された。資本拠出準備金を原資とする配当であった。株主は、居住法域に適用される法規制による制限を受けるものの、配当の受取りに関して、現金若しくは当社の新株式のいずれか又はその両方を組み合わせたものを選択することが可能であった。

(注3) 2016年4月29日に開催された年次株主総会において承認された。資本拠出準備金を原資とする配当であった。株主は、居住法域に適用される法規制による制限を受けるものの、配当の受取りに関して、現金若しくは当社の新株式のいずれか又はその両方を組み合わせたものを選択することが可能であった。

(注4) 2017年4月28日に開催された年次株主総会において承認された。資本拠出準備金を原資とする配当であった。株主は、居住法域に適用される法規制による制限を受けるものの、配当の受取りに関して、現金若しくは当社の新株式のいずれか又はその両方を組み合わせたものを選択することが可能であった。

(注5) 2018年4月27日に開催された年次株主総会において承認された。資本拠出準備金を原資とする配当であった。

(注6) 2019年4月26日に開催された年次株主総会において承認された。資本拠出準備金を原資とする配当であった。

2【沿革】

当社の沿革

1982年3月 スイス連邦債務法に基づき持株会社として設立（当時の社名はシー・エス・ホールディング）。

1988年12月	ファイナンシャル・クレディ・スイス・ファースト・ボストンとファースト・ボストン・インクの組織再編成によりシー・エス・ファースト・ボストン・インクが設立され、当社がシー・エス・ファースト・ボストン・インクの持分44.5%を取得。
1989年5月	SKA（クレディ・スイス銀行の前身）のほぼ全株式を当社の株式と交換し、SKAを当社の子会社とする。
1990年度第1四半期	新設したロイ・ホールディングが株式交換によりバンク・ロイ・リミテッドを、買収によりクラリデン・バンク及びバンク・ホフマンを取得。
1990年12月	シー・エス・ファースト・ボストン・インクにおける持分を63.3%に増加。
1993年4月	スイス・フォルクスバンクを買収し、同行に対する持分をクレディ・スイス銀行に現物出資の形で譲渡。
1993年12月	ロイ・ホールディング・リミテッドにおける持分を99.8%に増加。
1994年3月	フィデス・トラスト・リミテッドをクレディ・スイスに統合。
1994年12月	ニュー・バンク・オブ・アルゴヴィーとシー・エス・ホールディングの統合。
1995年5月	当社による統一株式制度化（記名式株式）。
1996年7月	組織再編成案を発表。
1997年1月1日	社名をシー・エス・ホールディングからクレディ・スイス・グループに変更。
1997年9月9日	当社とウィンタートウル・インシュアランスの合併を承認。
1998年7月	ガランティア・バンキング・リミテッドを買収。
1999年7月	ウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント・ホールディングス・インクを買収。
2000年11月	ドナルドソン・ラフキン&ジェンレットの買収。
2003年1月	クレディ・スイス・ファースト・ボストンがパーシングをザ・バンク・オブ・ニューヨーク・インクに売却。
2003年8月	ウィンタートウルがウィンタートウル・イタリアをユニポール・アシィキュラズィオーニに売却。
2003年9月	ウィンタートウルがチャーチル・インシュランス・グループPLCをザ・ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドに売却。
2005年5月13日	当社の完全子会社であるクレディ・スイス銀行とクレディ・スイス・ファースト・ボストンが合併。合併後のクレディ・スイス銀行は、スイス法に基づき設立されたスイスの銀行である。
2006年12月22日	ウィンタートウルをアクサS.A.に売却。
2007年1月	クラリデン・バンクがバンク・ロイAG、バンク・ホフマンAG、クレディ・スイス・フィデス及びBGP・バンカ・ディ・ジェスティオン・パトリモニアレを買収し、クラリデン・ロイAGに商号を変更。
2008年5月6日	商号をクレディ・スイス・グループから、クレディ・スイス・グループAGに変更。
2009年11月9日	クレディ・スイス銀行はクレディ・スイス・エイ・ジーに商号変更。
2010年11月17日	当グループが保有していない株式に関する公開買付により、ノイエ・アールガウアー・バンクAGの株式資本の99.95%を保有。
2010年度第4四半期	ヨーク・キャピタル・マネジメントの非支配持分を大幅に取得。
2011年3月24日	当グループがノイエ・アールガウアー・バンクAGの資本の100%を保有。
2011年4月30日	当グループがABNアムロ銀行のPFSヘッジファンド管理事業の買収を完了。
2012年4月12日	クレディ・スイス銀行がクラリデン・ロイAGと合併。

2012年第2四半期	当グループは、クレディ・スイス・ヘッジング・グリフォ・インベスティメントS.A.における残存株式持分を取得した。
2016年第1四半期	当グループの米国国内プライベート・バンキング事業のウェルス・ファースト・アドバイザーに対する譲渡の完了。
2016年5月3日	約1.27十億米ドルでTPGに対してクレディ・スイスのディストレスト債ポートフォリオの一部を含む、債券資産の売却を公表。
2016年10月24日	クレディ・スイス（シュヴァイツ）AGが銀行業の免許を取得。
2016年11月20日	クレディ・スイス（シュヴァイツ）AGが独立したスイスの銀行として事業開始。
2017年3月31日	当社は、（i）ノイエ・アールガウアー・バンクAGの株式100%、（ii）バンク・ナウAGの株式100%、（iii）スイスカードAECS GmbHの株式50%をクレディ・スイス銀行に譲渡した上で、その後クレディ・スイス（シュヴァイツ）AGに譲渡した。

本邦における当社の活動

1989年5月	当社無記名式株式を東京証券取引所に上場。
1995年6月	当社記名式株式を東京証券取引所に上場。
2002年11月	当社記名式株式の東京証券取引所での上場を廃止。

本邦におけるクレディ・スイス・グループの活動

1977年	クレディ・スイス東京支店開設。
1985年	クレディ・スイス・ファースト・ボストン東京支店開設。 ウィンタートウル・スイス・インシュアランス設立（損害保険）。
1986年	エクイタブル・ライフ・インシュアランス設立。 クレディ・スイス信託銀行株式会社及びクレディ・スイス・インベストメント・マネジメント設立。
1988年	クレディ・スイス銀行無記名式株式を東京証券取引所に上場。 クレディ・スイス銀行無記名式株式100,000株の公募を日本で実施。
1989年	クレディ・スイス銀行無記名式株式は上場廃止（上記本邦における当社の活動の1989年を参照）。
1990年	クレディ・スイス・ブリオン（ジャパン）リミテッド設立。
1993年	クレディ・スイス投信株式会社設立。
1995年	当社が株式構成を記名式株式に統一。
1996年	クレディ・スイス・ファースト・ボストンからクレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社に商号変更。 クレディ・スイス東京支店はクレディ・スイス・ファースト・ボストン東京支店に商号変更。
1997年	クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ東京支店設立。 クレディ・スイス・インベストメント・マネジメントはクレディ・スイス信託銀行に統合。
1998年	クレディ・スイス・ブリオン（ジャパン）リミテッドは、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・ブリオン（ジャパン）に商号変更。
1999年	クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ東京支店を閉鎖。 クレディ・スイス・ファースト・ボストン・ブリオン（ジャパン）を閉鎖。

2000年	クレディ・スイス・グループ駐在員事務所開設。 ウィンタートウルがエクイタブル・ライフ・インシュアランスを買収し、クレディ・スイス生命保険に商号変更。 クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社がシュローダーズの日本における株式事業を買収。 クレディ・スイス・グループがDLJダイレクトSFGセキュリティーズ（オンライン・ブローカー）を買収。 アンプローズ・キャピタル・リミテッド東京支店を開設（プリンシパル・インベストメント）。
2002年	クレディ・スイス・アセット・マネジメントがウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント・ジャパンを買収。
2003年	クレディ・スイス・グループがDLJダイレクトSFGセキュリティーズを売却。
2004年	アンプローズ・キャピタル・リミテッドがクレディ・スイス・ファースト・ボストン・プリンシパル・インベストメンツに商号変更。 ウィンタートウル・スイス・インシュランスを閉鎖。
2005年	クレディ・スイス・ファースト・ボストン東京支店がクレディ・スイス東京支店に商号変更。
2006年	クレディ・スイス信託銀行を閉鎖。 クレディ・スイス生命保険はウィンタートウル・スイス生命保険に商号変更。 クレディ・スイス証券株式会社が事業開始。 クレディ・スイス・ファースト・ボストン・プリンシパル・インベストメンツがクレディ・スイス・プリンシパル・インベストメンツに商号変更。 ウィンタートウル・スイス生命保険をAXAに売却。
2008年	クレディ・スイス・グループの駐在員事務所を閉鎖。
2009年	クレディ・スイス投信株式会社をアバディーン・アセット・マネジメントに売却。
2012年	クレディ・スイス銀行が、その東京支店及びクレディ・スイス証券株式会社を通してHSBCの日本におけるプライベート・バンキング事業を買収。
2017年	クレディ・スイス・プリンシパル・インベストメンツ、東京支店を閉鎖。

3【事業の内容】

クレディ・スイス・グループAGは、クレディ・スイス・グループの持株会社である。

当社の目的は、銀行業、金融業、資産運用及び保険業の分野で営業活動を行っているスイス内外のあらゆる種類の企業の持分を直接的又は間接的に保有することである。当社は、新たな企業を設立し、既存の事業に対する持分の過半数又は少数持分を取得し、かつそれに伴い資金を提供することができる。

クレディ・スイスの部門（2018年12月31日現在）

クレディ・スイスは、地域に焦点を当てた3つの部門、すなわち、スイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、アジア太平洋部門を通じて顧客にサービスを提供している。これら地域別の業務部門は投資銀行業務に特化したその他の2つの部門、すなわち、グローバル・マーケッツ部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門の支援を受けている。2018年12月31日現在、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは従来の非戦略的部門から残存するポートフォリオに加え、戦略的な方向性に合致しない追加的な事業やポジションを統合したものである。

以下の図は、2018年12月31日現在のクレディ・スイスの6つの報告セグメント（ストラテジック・リゾリューション・ユニットを含む。）及びコーポレート・センターを示したものである。



(注) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは現在アセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示される。

各セグメントの事業プロフィールは以下のとおりである。

スイス・ユニバーサル・バンク部門

スイス・ユニバーサル・バンク部門は、主にスイスを拠点とする個人、法人及び諸機関の顧客に対して包括的なアドバイス及び広範囲にわたる財務ソリューションを提供している。当部門は、スイスの顧客基盤のニーズに応えるために、プライベート・クライアント事業内のプライベート&ウェルス・マネジメント・クライアント及びプレミアム・クライアント、並びにコーポレート&インスティテューショナル・クライアント事業内のコーポレート&インベストメント・バンキング及びインスティテューショナル・クライアントという4つの専門的な事業分野を通じて顧客にサービスを提供している。

プライベート・クライアント事業は、スイスにおいて業界をリードする顧客基盤を有し、約1.5百万の顧客（超富裕層（以下、「UHNWI」という。）及び富裕層（以下、「HNWI」という。）、高所得層及び個人の顧客を含む。）にサービスを提供している。当部門のサービス提供は、ストラクチャード・アドバイザリー・プロセス、明確な顧客セグメント毎に対応した価値提案、ニーズ対応モデル及び幅広く包括的な商品及びサービスの提供を基盤としている。当部門のスイスにおけるネットワークには、148支店（クレディ・スイス銀行の関連会社であるノイエ・アールガウアー・バンクの26支店を含む。）における1,260名のリレーションシップ・マネージャーが含まれている。さらに、当部門の消費者金融事業であるバンク・ナウは、20の支店を有している。また、当部門は、アメリカン・エクスプレスとの合併である、持分法適用投資先のスイスカードAECS GmbHを通じて世界の主要なクレジットカード・ブランドを顧客に提供している。

コーポレート&インスティテューショナル・クライアント事業は、幅広い顧客に対して専門家としての助言及び高品質なサービスを提供し、100,000を超える法人及び諸機関（大企業、中小企業、機関投資家、外部資産運用会社、金融機関及び商品取引業者等の顧客を含む。）のニーズに応じている。この事業には当グループのスイスにおける投資銀行業務が含まれており、債券・株式の資本市場における金融取引に関して法人顧客及び金融機関にサービスを提供し、合併・買収（以下、「M&A」という。）取引に関する助言を行っている。この事業には、42の拠点で当部門の顧客に対応する520名のリレーションシップ・マネージャーが含まれている。

インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門

インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門は、専門家としての助言及び幅広い金融ソリューションを提供することによって個人、法人及び諸機関の顧客のニーズに応じている。

プライベート・バンキング事業は、欧州、中東、アフリカ及び中南米の富裕層及び外部資産運用会社に対して包括的なアドバイザリー・サービス及びニーズに応じた投資及び金融ソリューションを提供している。当部門は、クレディ・スイスが有する世界規模の広範囲にわたる資源及び能力並びに幅広い自社及び第三者の商品及びサービスへの包括的なアクセスを活用して、25カ国、43都市における1,110名のリレーションシップ・マネージャーを通じて顧客に対応している。

アセット・マネジメント事業は、当部門のプライベート・バンキング事業と共に、世界中で年金基金、政府、財団や基金、法人や個人を含む幅広い顧客に対して、投資ソリューション及びサービスを提供している。当部門の資産運用能力は、伝統的な戦略及びオルタナティブ戦略に重点を置きつつも、多様な資産クラスに浸透している。

アジア太平洋部門

アジア太平洋部門は、統合された事業を運営し、顧客の個人資産及び事業ニーズに合致した幅広いアドバイザリー・サービス及びソリューションの包括的なサービスを提供している。当部門は、プライベート・バンキング、引受及びアドバイザリー並びに融資における当部門の業務を反映したウェルス・マネジメント&コネクテッド、株式・債券の販売及び取引事業並びに当部門のウェルス・マネジメント戦略を支えるその他の業務を反映するマーケットツという、2つの事業により財務実績を報告している。

ウェルス・マネジメント&コネクテッド事業では、当部門は、アドバイザリー主導のモデルに重点を置き、顧客（主にUHNWI顧客、起業家顧客及び法人顧客）に対して総体的なソリューションを提供している。プライベート・バンキング事業では、包括的なウェルス・マネジメントの金融商品及びソリューションを提供している。引受及びアドバイザリー事業では、債券及び株式の公募・私募の引受及び合併・買収に関するアドバイザリー・サービスを提供している。融資事業では、個別対応可能な貸付ソリューションを提供している。当部門は、マーケットツ事業及び当グループ内の他の事業と緊密に協力して、顧客に対してクレディ・スイスの幅広い能力を提供している。

マーケットツ事業においては、株式・債券事業では、販売及び取引、プライム・ブローカレッジ及び投資リサーチを含む広範なサービスを顧客（起業家、法人、機関投資家、金融機関及びソブリンを含む。）に提供している。当事業では、世界各国の諸機関顧客のニーズを満たすために、グローバル・マーケットツ部門及び当グループのウェルス・マネジメント事業と緊密に協力している。

グローバル・マーケットツ部門

グローバル・マーケットツ部門は、顧客主導型の事業に幅広い金融商品及びサービスを提供し、当グループのプライベート・バンキング事業、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケットツ部門及びアジア太平洋部門とその顧客を支援している。当部門の商品及びサービスのパッケージには、グローバルな証券の販売及び取引、注文執行、プライム・ブローカレッジ及び包括的な投資調査が含まれる。当部門の顧客には、世界中の金融機関、法人、政府、年金基金やヘッジファンド等の機関投資家及び個人が含まれる。当部門は、主要な先進国及び新興国の市場センターを拠点とする地域・現地チームを通じてグローバルな市場対応力を提供している。当部門の垂直統合型のビジネス・モデルにより、顧客に対する理解度を高め、クレディ・スイス全体で得た専門性にに基づき創造的で、高価値、カスタマイズされたソリューションを提供することができる。

インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケットツ部門

インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケットツ部門は、幅広い投資銀行のプロダクト及びサービスを提供している。かかるプロダクト及びサービスには、M&A、資産売却、買収防衛戦略、事業再編及びスピンオフに関するアドバイザリー業務、並びに債券及び株式の公募・私募の引受けが含まれる。当部門は、これらの業務に関してデリバティブ商品を提供している。当部門の顧客には、大手の法人、金融機関、金融スポンサー、UHNWI及びソブリンが含まれている。

当部門は、主要な先進国及び新興国の市場センターを拠点とする地域・現地チームを通じて投資銀行業務におけるサービスを提供している。当部門の垂直統合型のビジネス・モデルにより、クレディ・スイス全体で得た専門性を利用した高価値、カスタマイズされたソリューションを提供し、顧客がその戦略的な目標を実現するための資本及び価値を生み出すのを支援することができる。

ストラテジック・リゾリューション・ユニット

2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。

ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、資本利用の効果的かつ迅速な縮小を促進し、コスト削減を通じて当グループの税引前利益拡大の阻害要因を縮小するために設置されたものである。ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、従来の非戦略的部門から残存するポートフォリオに加えて、事業部門からの追加的なエクスポージャーの移転を含んでいた。

規制及び監督

概要

当グループの事業は、当グループが事務所、支店及び子会社を有する各法域の当局により規制されている。

中央銀行及びその他の銀行規制機関、金融サービス当局、証券監督当局並びに取引所及び自主規制機関は、当グループの事業を監視する規制当局である。当グループの規制機関のうち、多く（特に、スイス、米国、EU及び英国並びにアジア太平洋地域における当グループの主な規制機関）が協調関係にある。

当グループが業務を営むこれらの国の監督及び規制体制は、当グループが新たな市場に進出する能力、当グループがこれらの市場に対して提供できるサービス及び商品、並びに当グループが特定の事業を構築する方法に、一定程度影響を及ぼしている。

世界各国の政府及び規制当局は、当グループのような金融サービス会社に対する規制枠組みに多くの改革を提案及び制定することにより、2007年以降の困難な市況に対応してきた。特に、当グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性のある多くの改革が、当グループの主な規制機関を含む規制機関より提案及び制定されている。これらの規制上の進展は、追加の費用をもたらし、又は当グループが事業を行う方法を制限若しくは規制する可能性がある。当グループは、すべての主要な金融サービス会社（当グループを含む。）の規制関連費用及び資本要件が高くあり続けると予想しているが、提案される規制が当グループの事業又は業績に及ぼす可能性のある影響を予測することはできない。しかし、当グループは、リスクを減少させ、強力な資本、資金調達能力及び流動性を維持しているため、全体としては規制改革に対して有利な状況にあると考えている。

最近の規制の動向及び提案

以下は、2018年度及び2019年度初めに提案又は制定された最も重要な規制の一部である。

グローバルなイニシアチブ

一部の規制の進展及び基準が、グローバル・ベースで調整されており、以下に記載するものを含め現地法に基づき実施されている。

総損失吸収力

2018年6月13日、イングランド銀行は、自己資本と適格債務に関する最低基準（以下、「MREL」という。）の設定アプローチ（内部MRELの設定方法を含む。）に関する市中協議文書の最終版を公表した。市中協議文書では、クレディ・スイスなどの非英国グローバルなシステム上重要な銀行（以下、「G-SIB」という。）の重要な英国子会

社の内部MREL要件は、グループの破綻処理戦略や自国の内部総損失吸収力の調整アプローチなどの要因に基づいて、外部MRELの75%から90%の間で決定される。暫定的な内部MREL要件は、2019年1月1日に発効し、完全な施行は2022年1月1日までに段階的に実施される予定である。

ISDA破綻処理におけるステイ・プロトコル

2018年7月31日、国際スワップ・デリバティブ協会（以下、「ISDA」という。）は、米国の銀行当局が2017年に発布した最終規則（以下、「QFCに関するステイ規則」という。）の遵守を促進するために、ISDA2018年版米国破綻処理におけるステイ・プロトコル（以下、「ISDA米国プロトコル」という。）を公表した。QFCに関するステイ規則は、とりわけ、非米国G-SIBの米国事業に対して適格金融契約（以下、「QFC」という。）においてG-SIBの破綻処理時にカウンターパーティによる「デフォルト権」の行使を制限し、かつ米国の破綻処理制度に基づき実施される措置が各国で強制執行可能となることを確保する条項を規定すること等を義務付けるものである。クレディ・スイスの米国事業は、QFCに関するステイ規則の対象であり、同規則を遵守するために、批准相手であるカウンターパーティとのQFCを変更して、その対象となるすべてのクレディ・スイスの米国事業の法人にISDA米国プロトコルを批准させる手続を進めている。

業界主導の動向

2017年、16の国際的な外国為替取引センターが参画する外国為替市場委員会の官民の代表者は、グローバル外国為替市場委員会を設立し、グローバル外為行動規範を発表することに合意した。同規範は、適切な慣行に関するグローバルな原則を定めたものであり、倫理、ガバナンス、取引執行、情報共有、リスク管理とコンプライアンス、及び取引確認と決済手続等の分野をカバーしている。クレディ・スイスは、2018年5月21日、グローバルな規模でグローバル外為行動規範の遵守意思表明書に調印しており、外国為替市場の参加者によるグローバル外為行動規範の採用を支持している。

スイス

クレディ・スイスは、スイスで施行されているバーゼルⅢの枠組み、及びシステム上重要な銀行に関するスイスの法令による規制を受けている。これらの法令には、資本、流動性、レバレッジ及び大規模なエクスポージャーの要件並びに破産の恐れがある場合においてもシステム上適した機能を維持するための緊急計画に関する規定が含まれる。資本に関する要件をはじめとする、かかる法律に基づく一部の要件は、2018年度末にかけて段階的に導入された。

監督

2018年6月15日、スイス議会は、連邦金融サービス法（以下、「FFSA」という。）及び金融機関法（以下、「FinIA」という。）を採択した。FFSAは、クロスボーダー・ベースでの海外からのスイスの顧客に対するものを含む、スイスにおける金融サービスの提供並びに、スイスにおける又はスイスに対する金融商品の募集、及びスイスにおける金融商品の取引に対する認可を規制するものである。FinIAは、認可要件並びにポートフォリオ・マネージャー、受託会社、集団資産運用会社、ファンド運用会社及び投資会社（いわゆる金融機関）並びに外国金融機関のスイス支店及び駐在員事務所に対する細分化した監督制度を規定するものである。FinIAは、従前特別な監督機関による規制に服していなかった一定の区分の資産運用会社に対する健全性に関する監督を導入するものである。FFSA及びFinIAは2020年1月1日に発効する予定である。施行令は、2018年10月24日に公表され、2019年2月6日までパブリックコメントが募集されていた。

2018年7月18日、スイス金融市場監督当局（以下、「FINMA」という。）は改正マネー・ロンダリング対策規則（以下、「AMLO-FINMA」という。）を公表した。スイス国外に支店又はグループ会社を有するスイスの金融仲介業

者について、改正AMLO-FINMAは、マネー・ロンダリング及びテロリストの資金調達リスク、特に法的リスク及びレピュテーション・リスクに係るグローバル・モニタリングの要件を詳細に規定している。また、改正AMLO-FINMAは、住所のみで実体がない会社や複雑なスキームが使用される場合、又はリスクの高い国と接点がある場合に実施すべきリスク管理手段についても規定している。改正AMLO-FINMAは2020年1月1日に発効する予定である。

2018年9月、FINMAは、クレディ・スイス銀行に対して2つの処分手続を実施したことを公表した。最初の手続は、国際サッカー連盟（FIFA）、ブラジル石油公社ペトロレオ ブラジレイロS.A.（ペトロブラス）及びベネズエラ石油公社ペトロleos・デ・ベネズエラS.A.（PDVSA）との過去の取引に関するものであった。2つ目の手続は、政治的に影響力のある人物との重大なビジネス上の関係に関するものであった。FINMAは、これら両方の手続においてマネー・ロンダリング対策手続に不備があったこと、また2つ目の手続においてクレディ・スイス銀行の統制体制及びリスク管理に欠陥があったことを認定した。当行は、この手続を通じてFINMAに協力しており、FINMAは、コンプライアンス手続全般の強化を目的として当行が2015年末以降採用した多数の予防的措置が実施され、マネー・ロンダリングの防止を目的として個別の努力がなされていることを認めている。FINMAは、これらの措置を補足し、当行が既に実施している手段を加速させることを目的として追加の措置を講じることを勧告した。FINMAは、追加措置の実施状況及び有効性の検証を独立した第三者に依頼する予定である。

税金

2018年9月28日、税制改革案第17号（税制改革及びAHV拠出に関するスイス連邦法（以下、「TRAF」という。）がスイス議会により採択された。TRAFは、2017年2月12日に国民投票で否決された法人税改革法III（以下、「CTR III」という。）に代わるものである。CTR IIIと同様に、TRAFは、持株会社、海外事業の比重が大きい会社及び拠点のみスイス所在の会社に対する州税の優遇税制の廃止を規定している。TRAFには、パテントボックス税制（すべての州に関して必須となるが、CTR IIIよりも範囲が狭いもの）、任意的な余剰研究開発費控除（50%）、みなし利息控除及び取得価額の時価までの増額制度等が含まれている。一定の除外規定はあるものの、TRAFは、50:50%の配当ルールを導入する。このルールでは、スイスにおける上場会社が行う資本拠出準備金を原資とする源泉徴収税免除（スイス居住の個人投資家に関しては、所得税免除）の配当金は、当該会社が同額の課税対象の配当金を分配する場合（当該会社が分配利益及び利益剰余金を有することを条件とする。）に限り、非課税の扱いを受けることができる。TRAFの主な条項は2020年1月1日に発効する。ただし、取得価額の時価までの増額制度に関する条項を含む一部の条項は2019年1月1日に発効済みである。税制改革に関連して、いくつかの州は、改正案の発効を条件に、及びそれと同時に、法定上の法人税率を約12%に減税すると公表していた。

2018年12月14日、スイス議会は、「大きすぎて潰せない」機関のための参加控除の計算に関する連邦法（Federal Act on Calculation of the Participation Deduction for “Too Big to Fail” Instruments）の法案を採択し、2019年1月1日現在で遡及的に発効した。現行の法案では、システム上重要な銀行に対して、遅くとも2020年1月1日から最上位の持株会社を通じて偶発転換社債、元本削減社債及びベイルイン社債を発行することを義務付けている。最上位の持株会社はグループ内で調達資金を直接子会社又は間接子会社に貸し付けたとしても、従前適用されていた法人所得税法では、最上位の持株会社に偶発転換社債、元本削減社債及びベイルイン社債に基づく利払いを最上位の持株会社の配当金の資本参加免税制度に対して配賦することが義務付けられていた。この配賦により、システム上重要な銀行の最上位の持株会社の配当金の資本参加免税が減額され、当該最上位の持株会社の法人所得税が大幅に増加することになる場合があった。法人所得税の増額というこの意図しない結果は、システム上重要な銀行の株式資本強化という「大きすぎて潰せない」法制の目的とは相容れないものであった。新たに施行された法律は、正味参加所得の免税計算において、システム上重要な銀行がかかる証券に関して支払った利息を例外とすることを認め、それによって、利息配賦の増額により法人所得税が増加する影響を是正することが可能になる。

米国

2010年7月、米国は、ドッド・フランク金融制度改革・消費者保護法（以下、「ドッド・フランク法」という。）を制定し、規制上の変更に関する幅広い枠組みを規定した。ドッド・フランク法の多くの規定に関する規則の制定は既に行われたが、実施には、米国財務省、連邦準備制度（以下、「Fed」という。）理事会、米国証券取引委員会（以下、「SEC」という。）、通貨監督庁（以下、「OCC」という。）、連邦預金保険公社（以下、「FDIC」という。）、米国商品先物取引委員会（以下、「CFTC」という。）及び金融安定監督協議会（以下、「FSOC」という。）を含む様々な規制当局による規則の制定が必要となり、実施に関する詳細は依然として確定していない。

制裁

ウクライナ、シリア、サイバーセキュリティ及び選挙介入に関連したロシアの行為に関する疑惑を受けて、2018年に、米国財務省外国資産管理局（以下、「OFAC」という。）は、多数のロシア政府関係者、ロシア人実業家及び一定の関連企業を制裁対象者（以下、「SDN」という。）に指定し、この指定によりSDNの資産が凍結され、米国の法域において新たに指定されたSDN及び1名以上の制裁対象者が50%以上を保有する法人との今後の取引が禁止された。米国法は、特に、かかる制裁対象者との間で重要な取引を行い、又は重要な支援を提供する非米国法人に対してその他の制裁を課すことも認めている。OFACは、上記の指名と同時に、既存の契約の解消及び最近指名された制裁対象者・法人の多くとの事業関係の売却又は撤退を行うための限定された期間を設けることを目的とした新たな一般許可を交付したが、これらの許可は暫定的なものである。ロシア又は新たなロシア人・法人に関して追加の制裁が行われる可能性があり、関連する混乱により当グループの事業に悪影響が及ぶ場合がある。

2017年以降、OFACは、ベネズエラに関する制裁を課しており、2019年初頭には引き続きその範囲を拡大した。例として、ベネズエラの国有石油公社及び一定の公務員の資産凍結、米国の法域内におけるそれらの者との追加取引禁止、及び米国人によるベネズエラ政府の新たな債務及び一定の債券の購入を制限（一定の例外事由及び認可条件に服している。）が挙げられる。ベネズエラ又はベネズエラ法人に対して追加の制裁が行われる可能性があり、関連する混乱により当グループの事業に悪影響が及ぶ場合がある。

監督

2018年5月24日、米国大統領は、経済成長・規制緩和・消費者保護法（以下、「EGRRCPA」という。）に署名した。EGRRCPAにより、ドッド・フランク法に基づき公布された米国の厳格なプルデンシャル基準として、大手銀行持株会社（以下、「BHC」という。）及び外国銀行組織（以下、「FB0」という。）に適用される基準値は、グローバル連結資産が50十億米ドルから250十億米ドルに引き上げられた。当グループのグローバル連結資産は250十億米ドルを上回っているため、基準値の引き上げにより当グループに利益がもたらされないと予測している。EGRRCPAはまた、いわゆるボルカー・ルールが課している銀行事業体が自らが助言を行っている規制対象ファンドとの間で名称を共有することに対する制限を緩和するものであるが、名称共有制限により当グループは引き続きクレディ・スイスの名称を規制対象ファンドとの間で共有することはできない。ボルカー・ルールは、銀行事業体が一定の広義のプライベート・エクイティ・ファンドやヘッジファンドに出資又は投資し、また自己の勘定で一定の種類の取引を行う能力を制限するものである。

2018年6月14日、Fedは、連結資産総額が250十億米ドル以上のBHC、米国のグローバルなシステム上重要な銀行持株会社、グローバル連結資産が250十億米ドル以上のFB0の米国事業、及び連結資産総額が50十億米ドル以上である中間持株会社（以下、「IHC」という。）でかかるFB0の子会社である会社について、単一カウンターパーティと信用限度（以下、「SCCL」という。）を設定する最終規則を公表した。最終規則は、関係会社ではない単一カウンターパーティに対する与信エクスポージャー純額の合計を自己資本比率に基づき制限するものである。最終規則には、FB0（当グループの米国IHC及びニューヨーク支店を含む。）の連結された米国事業のうち、当該FB0がパーゼ

ル銀行監督委員会（以下、「BCBS」という。）が設定した大規模エクスポージャーに係る枠組みと整合する本国の監督機関が設定した大規模エクスポージャー基準を連結ベースで満たしていることを証明することができるものについては、本国規則による代替遵守制度が含まれている。ただし、当グループの米国IHCも含め、複数のIHCが代替遵守制度を利用する資格を有さず、引き続き個別のSCCL要件に服する。当グループの米国IHCは、2020年7月1日までに遵守を義務付けられることになる。当グループの連結された米国事業が、代替遵守制度を利用する基準を満たしていることを証明できない場合、連結された米国事業は、2020年1月1日までに遵守することが義務付けられることになる。

破綻処理制度

2018年12月20日、FDIC及びFedは、当グループを含め、大規模で複雑な米国事業を有するFB04社が提出した2018年7月の破綻処理計画に対するフィードバックを行った。当グループに対するフィードバック文書において、2018年7月の破綻処理計画における不備は指摘されず、2015年7月の破綻処理計画に対して意義のある改善（当グループの米国事業の再編、米国における当グループの総損失吸収力（以下、「TLAC」という。）及び流動性の事前配分、共通サービスの健全性及び業務遂行能力の拡大を含む。）があったことが付記されている。FDIC及びFedは、FB0の2018年7月の計画における欠陥について指摘し、当グループに対する指摘はガバナンス体制、流動性モデル及びクリティカル・サービス・マッピングに関するものであった。これらの欠陥を是正するプロジェクトの計画は、2019年4月5日が期限である。当グループの次の破綻処理計画は2020年7月が期限である。

投資サービス規制

2018年6月21日、米国第5巡回控訴裁判所は、1974年米国従業員退職所得保障法（その後の改正を含む。）及び1986年米国内国歳入法典（その後の改正を含む。）における「受託者」の定義を改正する米国労働省の最終規則を全体として無効とする命令を下した。その結果、無効とされた米国労働省の規則に関する当グループの方針、手順又は実務の改訂は不要となった。

税金

減税及び雇用法は2017年12月22日に米国において成立したが、同法は2018年1月1日より税源浸食・租税回避防止税（以下、「BEAT」という。）の導入等により米国の法人税法を改正するものであった。BEATは、調整後課税所得に基づき算出された課税額が、通常の連邦所得税の支払額を上回る場合において、米国外の一定の関連グループ企業に対する一定の支払（利子及び役務等）に適用される税額控除に対して広く課されるものである。銀行に対して適用される税率は、2018年は6%、2019年から2025年までは11%、2026年以降は13.5%である。2018年12月13日に米国財務省が発表した規則案を受けたBEAT税制度の現状の分析に基づくと、当グループは、当グループが2018年度においてはこの制度の対象になる可能性の方が高いと考えている。米国のBEAT規則は2019年中に確定する見込みであり、今後、利息の損金算入可能性に関する米国税制改革の新たな税規制もクレディ・スイスに影響を及ぼす場合がある。

EU

EU、英国及びその他のヨーロッパの国家の法域においても、システミック・リスクに対処し、金融機関、金融商品及び金融市場をさらに制御するために、幅広い健全性、セキュリティ及びガバナンスの規制が提案及び制定されている。これらの提案は、EUにおいて立法前、立法、規則制定及び実施と様々な過程の段階にあり、その最終形態及び累積的な影響は未だに依然として確定してしない。

投資サービス規制

2017年12月21日、欧州委員会は、取引施設に関するスイスの法的・監督の枠組みとEUの枠組みとの同等性を1年の暫定期間について認定することを決定した。2018年12月17日、欧州委員会は、この同等性を6ヶ月延長した。この決定により、欧州の証券トレーダーは、2019年6月30日までにスイス証券取引所において新たな金融商品市場規則（以下、「MiFIR」という。）の株式取引に係る義務を充足することが可能になった。

マネー・ロンダリング対策規制

2018年6月19日、第5次マネー・ロンダリング対策指令（以下、「MLD5」という。）の条文がEU官報に掲載され、MLD5は2018年7月9日に発効した。EU加盟国の法令は2020年1月10日までにMLD5の要件を遵守しなければならない。特に、MLD5は、リスクの高い第三国に関するデューディリジェンス措置及び対策の強化の要件を明確化し、EU加盟国が銀行口座及び支払口座の所有者及び管理者を特定するための中央集権的な仕組みを構築する義務を新たに導入した。

健全性規制

2016年11月、欧州委員会は、自己資本要求規則（以下、「CRR」という。）（CRR II規則による改正を通じて行う。）、自己資本要求指令IV（以下、「CRD IV」という。）（CRD V指令による改正を通じて行う。）及びEUの銀行再建・破綻処理指令（以下、「BRRD」という。）（BRRD II指令による改正を通じて行う。）の改正法案を発表した。欧州委員会、欧州議会及び欧州連合理事会の三者間協議を受けて、この包括法案に対する政治的な合意は2018年12月に成立した。2019年4月に欧州議会による承認を経て、欧州連合理事会は同法案を2019年5月に正式に採択した。採択された法案は、2019年6月7日に官報において公布され、2019年6月27日に発効した。当グループのEU域内における銀行及び投資会社はCRR II規則の規制対象であり、同規則には、バーゼルIII基準に基づく国際的な健全性基準に関するCRRの改正、並びにレバレッジ比率、市場リスク、カウンターパーティ信用リスク及び大規模なエクスポージャー等に関する条項及び金融安定理事会（以下、「FSB」という。）のTLAC基準の実施等が含まれている。CRR II上の措置の大部分は、2021年6月28日に適用が開始される。また、クレディ・スイスは、CRD Vを遵守することになることが予想され、同指令には、2023年12月30日までに、EU域内の2以上の銀行又は投資会社の子会社を有する、EU域内の資産が40十億ユーロ以上の非EUグループがEU域内において中間親法人（一定の条件においては2以上の中間親法人）を設立する要請が含まれている。同様に、クレディ・スイスは、BRRD IIの規制対象になるが、BRRD IIは、TLAC基準に整合させ、バイルインを契約に規定する要件の変更及び破綻処理当局の新たな支払猶予権限を導入するためにMRELに関する既存のEUの制度を改正するものである。

税金

2018年5月25日、欧州連合理事会は、報告義務のあるクロス・ボーダーな取決めに関連した課税分野における強制的な自動的情報交換に関するEUの（直接）課税分野における行政協力指令の改正を採択し、特定の取決めに關して仲介業者に報告義務を課した。この改正条項（以下、「DAC6」という。）は2019年末までにEU加盟国の国内法に導入されなければならない、2020年7月1日から適用される。ただし、DAC6の適用後は、報告要件（発生した場合）は、第1段階が2018年6月25日より後に実施された取決めも対象とする。

英国

英国とEUの関係

2016年6月23日、英国の有権者は、拘束力のない国民投票でEU離脱を選択した。2017年3月16日、欧州連合（離脱通知）法が成立し、2017年3月29日に英国政府はリスボン条約第50条に基づきEUからの離脱意思の正式な通知を欧州理事会に提出した。2018年6月、2018年欧州連合（離脱）法（以下、「EU離脱法」という。）が英国のEU離脱に関連して制定された。EU離脱法は、特に、EU由来の英国法を存続させ、2019年3月29日に適用可能なEU法を「存

続EU法」として直接英国法に組み入れ、また英国のEU離脱により生じる、存続EU法の機能不全及びその他の不備を防止、是正又は軽減させるために立法権を英国政府に委任するものである。離脱協定（今後の関係に関する更なる協議を行うための、2020年12月31日までの移行期間に関する協定を含む。）はEUと英国との間で協議され、2018年11月14日に成立した。移行期間中、英国は、施行される新たなEU法の実施を続け、また引き続き金融サービスのEU単独市場の一部としてみなされる。英国議会は、依然としてEUと英国間の離脱協定を承認しておらず、当該協定が成立しないまま英国がEUを離脱する可能性はあるものの、英国のEU離脱は2019年3月29日より後に延期される可能性が高い。離脱に備え、英国財務省は金融サービスに関する存続EU法における不備を是正するために、行政委任立法を通じてEU離脱法に基づく権限を行使している。行政委任立法は、EU圏外としての英国の新たな立場を反映し、また円滑な移行を行うことを意図したものであり、それ以外の政策変更を行うことを意図したものではない。英国財務省はまた、離脱により生じる規制当局のルールブックにおける不備、及び存続EU法の一部となる拘束力のあるEU技術基準（EU Binding Technical Standards）における不備に対処するために英国の金融サービス規制当局に権限を委任している。

クレディ・スイスは、これらの変化が及ぼす影響に対応し、当グループの顧客に対する混乱を最小化する作業を進めている。これらのいずれかの取決めに對する不利な影響、また、協議期間中に起こりうる変化に関する不確実性は、英国又は当グループが業務を行うその他の市場における当グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

規制の枠組み

当グループの事業に適用される当グループの主な規制構造は、以下の通りである。

グローバルなイニシアチブ

総損失吸収力

2019年1月1日、FSBのG-SIBを対象としたTLACの最終基準が発効したが、2022年1月1日にかけて段階的に導入される。当該基準の目的は、G-SIBが存続不能になった時点で、システム上の混乱を最小限にし、重要な機能を保全して公的資金のエクスポージャーを限定するような方法で資本増強を行う規制当局の能力を強化しようというものである。TLAC適格証券には、最低規制資本要件に算入される商品及び無担保長期債券のうち満期までの残存期間が1年以上であり、法律、企業構造又は契約により一定の除外債務（預金を含む。）に対して劣後し、非関連第三者により保有され、かつ一定のその他の条件を満たすものが含まれる。それ以外の基準の場合には必要となる適用ある規制資本バッファを除き、TLACの最低所要水準は、2019年1月1日時点ではG-SIBのリスク加重資産（以下、「RWA」という。）の16%以上とし、2022年1月1日時点では18%以上へと増加する。また、TLACの最低所要水準は、2019年1月1日時点ではバーゼルIIIレバレッジ比率の分母の6%以上、2022年1月1日時点では6.75%以上でなければならないとされている。

2016年7月1日、スイスにおいて、スイス連邦参事会はFSBのTLAC基準を実施する改正版の自己資本に関する規則を採択した。

米国では、Fedが、FSBのTLAC基準を実施する最終規制を採択した。当該最終規制は、とりわけ、非米国G-SIBの米国IHC（クレディ・スイスの米国IHCを含む。）に対し、2019年1月1日以降は最低額の「内部」TLAC（一定の適格基準を満たすTLACバッファ及び長期債）を維持することを義務付けるものである。クレディ・スイスの米国IHCとして指定された法人は、外国親会社（IHCを支配する非米国事業体）又は外国親会社が100%所有する別の外国関連会社に対し、TLAC債務証券をすべて発行することを義務付けられている。当該最終規制は、クレディ・スイスの米国IHCとして指定された法人が実施可能な金融取引の種類も制限するものである。

英国では、イングランド銀行が、クレディ・スイス・インターナショナル（以下、「CSI」という。）及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド（以下、「CSSEL」という。）を含む一定の英国事業体を対象とした、MRELを維持するための、BRRDに基づく要件を定める手法に関する市中協議文書を公表した。FSB

のTLAC基準と同様に、MREL要件は、BRRDの対象下である会社に対し、自己資本及びベイルイン可能な債務の最低基準を維持することを義務付けている。当該市中協議文書は、TLAC基準及びMRELに関する欧州銀行監督機構（以下、「EBA」という。）の規制技術基準の要件の両方を反映している。これは、MREL以外のTLAC要件を規定するものではない。2018年6月13日、イングランド銀行は、MRELの設定アプローチ（内部MRELの設定を含む。）に関する市中協議文書の最終版も公表した。市中協議文書では、クレディ・スイスなどの非英国G-SIBの重要な英国子会社の内部MREL要件は、グループの破綻処理戦略や自国の内部総損失吸収力の調整アプローチなどの要因に基づいて、外部MRELの75%から90%の間で決定される。暫定的な内部MREL要件は、2019年1月1日に発効し、完全な施行は2022年1月1日までに段階的に実施される予定である。

ISDA破綻処理におけるステイ・プロトコル

2015年11月12日、ISDAは、ISDA2015年ユニバーサル破綻処理におけるステイ・プロトコル（以下、「ISDA2015年ユニバーサル・プロトコル」という。）の適用を開始し、クレディ・スイスは、適用開始時に自主的にISDA2015年ユニバーサル・プロトコルに批准した。ISDA2015年ユニバーサル・プロトコルに批准することにより、当事者らは、クロスボーダーのデリバティブ及び証券金融取引が、準拠法に関係なく、銀行カウンターパーティが破綻処理に入った場合に関連会社連動デフォルト及び期限前解約権の法的な停止が確実になされるために、特定の既存の及び将来的な特別破綻処理制度に拘束されること、すなわち「オプトイン」することに同意することになる。これらの停止は、経営難に陥った銀行の秩序ある破綻処理の促進を企図したものである。法的な破綻処理制度は、スイス、米国及びEUを含む複数の法域において実施されている。当該制度は、銀行の破綻処理手続が開始された場合、銀行及びその関連会社のカウンターパーティの解約権を一時的に停止し、かつ一定の状況下ではこれを恒久的に無効にする能力を含む、経営難に陥った銀行を破綻処理する一連の幅広い手段及び権限を破綻処理当局に付与している。ISDA2015年ユニバーサル・プロトコルは、批准した当事者の関連会社が当該停止又は無効の制度が現時点では存在しない米国破産法に基づく手続の対象となった場合でも、同様の停止及び無効を可能にするものである。

その他の大手銀行グループもISDA2015年ユニバーサル・プロトコルを批准しているが、クレディ・スイスの買手側又はエンドユーザーであるカウンターパーティが、期限前解約権を自主的に放棄せず、したがってプロトコルを批准しないことが予想される。ISDA2015年ユニバーサル・プロトコル又は類似の取決めの対象となる当事者及び取引の範囲を拡大するために、G-20は、外国法に基づくカウンターパーティに直面した場合に、特定の金融契約にISDA2015年ユニバーサル・プロトコルに類似した規定を含めることを大手銀行グループに義務付ける規制の導入を約束した。米国を含む、一部のG-20参加国は、2015年、2016年及び2017年に当該要件を導入している。

スイスでは、スイス連邦参事会が銀行及び貯蓄銀行に関するスイス連邦規則（以下、「スイス銀行規則」という。）の改正を実施し、クレディ・スイスを含む銀行が、スイス法に準拠しない又はスイス国外の裁判管轄権を定める一定の契約（及びその子会社により締結された一定の契約）中に、当該契約について1934年11月8日付銀行及び貯蓄銀行に関するスイス連邦法（その後の改正を含む。）（以下、「スイス銀行法」という。）に基づくFINMAの停止権限が強制執行可能であることを保証する条項を含めることを義務付けた。かかる要件は、2016年1月1日以降、スイス銀行規則に規定されている。銀行及び証券業者の破綻に関するFINMA規則（以下、「FINMA銀行破綻処理規則」という。）の一部改正が2017年4月1日に発効した。この規則は、再建を必要とする銀行にとって継続的に存在することが不可欠な契約の完全なリストにのみ影響を及ぼすものである。リストに記載される契約は金融市場において慣例となっているもので、特に、一定の原証券の売買、貸付及び買戻しを規定する契約が含まれる。外国グループ事業体が締結した契約は、各金融契約がスイスに本拠を置く銀行又は証券業者によって保証又は別途担保されている場合等にも、この規則に服する。個人との契約、市場における金融商品の募集等、一定の契約は除外されている。この契約リストは、国際的に調整されており、BRRDによる金融契約の定義にほぼ沿っている。

英国では、健全性規制機構（以下、「PRA」という。）が、CSI及びCSSELを含む英国事業体に対し、幅広い種類の財務上の取決めにおける英国事業体のカウンターパーティが、その破綻処理時に適用される英国銀行法に基づく

期限前解除権の停止対象となるようにすることを義務付ける最終規則を2015年11月に公表した。英国の事業体は、信用機関又は投資会社がカウンターパーティである契約については2016年6月1日から、その他のすべてのカウンターパーティとの契約については2017年1月1日から当該規則を遵守しなければならない。

ISDAは、クレディ・スイスを含むディーラー及びそのカウンターパーティの双方による、新たに導入された当該要件の市場全体における遵守を促進するために、ISDA破綻処理停止管轄モジュール・プロトコル（ISDA Resolution Stay Jurisdictional Modular Protocol）という別のプロトコルを開発した。

米国では、Fed、FDIC及びOCCが、2017年に、米国に本社を置くG-SIB及び当グループの米国事業を含む非米国G-SIBによる米国事業の破綻処理の実行可能性を改善することを企図した最終規則をそれぞれ公布した。これらの最終規則は、規制対象者に対して、QFCを修正し、（1）QFCが、その他の法域で導入され、当グループが既に対象となっている要件と同様の秩序ある清算権限及び連邦預金保険法に基づく期限前解約権の停止対象であること、及び（2）G-SIBの関連会社に関して米国連邦倒産法又はその他の倒産若しくは破綻処理制度に基づく手続きが開始された場合、一定の関連会社連動デフォルト権が制限され、無効になることについて、相手方の同意を取得することを義務付けている。適用対象のQFCは、2019年1月1日に施行され、2020年1月1日までに完全に遵守する必要がある規則の要件に準拠したものでなければならない。ISDAは、最終規制の遵守が促進されることを目的としたISDA米国プロトコルを策定した。クレディ・スイスの米国事業は、最終規則を遵守するために、批准相手であるカウンターパーティとのQFCを変更して、その対象となるクレディ・スイスの米国事業の法人にISDA米国プロトコルを批准させる手続を進めている。

スイス

銀行の規制及び監督

クレディ・スイス・グループは、スイス銀行法及びスイス銀行規則に基づく銀行ではないが、当グループは、スイス銀行法に基づく金融グループ及びコングロマリットの連結規制に関する規定に従って、銀行に関する一定の条件に従うことが要求されている。かかる要件には連結ベースでの自己資本、損失吸収能力、支払能力及びリスクの集中並びに一部の報告義務が含まれる。スイスにおける当グループの銀行は、FINMAにより、法人ごとに規制され、さらに一定の場合には、連結ベースで規制されている。

スイスにおける当グループの銀行は、スイス銀行法及びスイス銀行規則に従い、FINMAによる銀行業の認可に基づき事業を行っている。さらに、これらの銀行の一部は証券取引所及び証券取引に関するスイス連邦法（以下、「SESTA」という。）に基づきFINMAより証券取引業者（securities dealers）の認可を受けている。

FINMAはスイスにおける唯一の銀行監督当局であり、スイス国立銀行（以下、「SNB」という。）から独立した機関である。スイス銀行法に基づき、FINMAにはスイスの銀行システムの監督責任がある。SNBは銀行及び証券取引業者に関する政府の金融政策を実施し、金融システムの安定を確保する責任を負っている。「大きすぎて潰せない」法律に基づき、SNBはスイスのどの銀行がシステム上重要な銀行であるか、またどの業務がスイスでシステム上重要であるかという決定を行う責任がある。SNBは、スイス法上、当グループを連結ベースでシステム上重要な銀行であると判断した。

スイスにおける当グループの銀行は、FINMAによる詳細かつ継続的で、健全性に関する監督と直接的な監査の対象となっている。スイス銀行法に基づき、当グループの銀行は、FINMAが承認した独立した監査法人の検査及び監督の対象となっており、監査法人は銀行の株主総会が任命し、銀行の財務諸表の年次監査を担当し、銀行がスイス銀行法、スイス銀行規則及びFINMA規則を含む、適用法令を遵守しているか否かを評価する。

クレディ・スイスは、スイスで実施されているバーゼルIII枠組み並びにスイスのシステム上重要な銀行を対象とした法令による規制を受けている。これらの規制には、資本、流動性、レバレッジ及び大規模なエクスポージャーの要件、並びに破産の恐れがある場合においてもシステム上重要な機能を維持するための緊急対策にかかる規定が含まれている。

当グループの規制資本は、米国の一般に認められた会計原則に基づき計算されており、FINMAが要求又は合意した一定の調整を加えている。

スイス銀行法に基づき、銀行及び証券取引業者は一定の制限内でリスクの集中を管理することを要求されている。一つの取引先又は関連性のある取引先グループに対する信用エクスポージャー総額は、取引先リスク及びリスク軽減商品などを考慮した上で、銀行の調整済適格資本（当グループのようなシステム上重要な銀行に対しては、そのコアティア1資本）に対して適切な関係でなければならない。

スイス銀行法及びSESTAに基づき、スイスの銀行及び証券取引業者は、顧客の存在及び顧客との関係のあらゆる点について秘密を保持する義務を有している。しかし、これらの顧客の秘密保持に関する法律は、インサイダー取引、資金洗浄、テロ資金供与、脱税などの刑事犯罪の保護を認めるものではなく、また裁判所及び行政当局に対する情報開示を妨げるものではない。

スイスの資金洗浄及びテロ資金供与対策規制は包括的なものであり、銀行及びその他の金融機関に対し、取引開始前に顧客の身元を十分に確認し、文書に記録することを要求している。さらに、この規制では、政治的に影響力のある人物との取引に関する適切な取引方針を維持し、また不審な活動に関する当局への報告を含めた、資金洗浄やテロ資金供与を発見し防止する手続と統制を維持する義務を定めている。

また、スイスには、スイス及び外国の政府関係者並びに民間人に関する厳格な腐敗防止及び汚職防止法が存在する。

報酬制度の実施及び開示については、「報酬制度に関する規定」（その後の改定を含む。）に基づきFINMAが定めた基準に従うことが義務付けられている。

証券取引業者及び資産運用の規制及び監督

当グループのスイスにおける証券取引業務は、クレディ・スイス銀行を通じて行われており、スイスにおける証券取引業全般を規制しているSESTAの規制下にある。当該規制には、規制資本、リスクの集中、販売及び取引慣行、記録保持の要件及び手続並びに定期的な報告手続等が定められている。証券取引業者はFINMAによって監督されている。2018年6月15日、スイス議会はFinIAを採択した。FinIAは、2020年1月1日以降、SESTAに代わってスイスの証券業事業のあらゆる分野を規制する予定である。

当グループのスイスにおける資産運用業務は、FINMAの監督下で行われており、当該業務には一般販売のために登録されたミューチュアル・ファンドの設立及び運営が含まれる。2020年1月1日以降、集団資産の資産運用会社として当グループの業務も、FinIAの規制対象となる。

破綻処理制度

FINMA銀行破綻処理規則は、クレディ・スイス銀行及びクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGを含むスイスの銀行及び証券取引業者、クレディ・スイス・グループAGを含むスイスに拠点を置く金融グループの親会社並びに金融グループに属するスイスに拠点を置くその他の一定の規制対象外会社の破綻処理（すなわち再建又は清算）手続を規制している。特定の破綻処理の概念を規定する代わりに、FINMA銀行破綻処理規則は、FINMAが選択できる様々な再建手段に加え、破綻処理の場合における大幅な権限及び裁量をFINMAに付与している。

FINMAは、関連するスイスの銀行（又はスイスに拠点を置く金融グループの親会社及び金融グループに属するスイスに拠点を置くその他の一定の規制対象外会社）が債務超過であり、深刻な流動性の問題を抱え、又は自己資本要件を満たすことができないという正当な懸念があることから、差し迫った支払不能の状態にある場合に、銀行破綻処理手続を開始することができる。破綻処理手続の形式は、（i）当該銀行による個別の銀行業務の回復又は継続的提供の可能性が見込まれる場合で（ii）当該銀行の債権者が、清算手続よりも再建手続を利用した方が債務回収の可能性が高い場合には、（清算ではなく）再建手続のみを利用することができる。該当する事業体が所有するすべての換金可能資産は、これが所在する場所にかかわらず、かかる手続の対象となる。

FINMAがクレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG又はクレディ・スイス・グループAGについて再建手続を開始した場合、（i）銀行若しくはクレディ・スイス・グループAG（該当する場合）の資産若しくはその一部、その債務及びその他の負債若しくはその一部並びに契約の別の事業体への譲渡、（ii）銀行若しくはクレディ・スイス・グループAG（該当する場合）が当事者である契約に基づくネットティング権の解約権、特定の種類の担保財産を強制執行及び処分する権利、若しくは請求権、負債若しくは特定の担保財産を譲渡する権利の終了及び行使の停止（最大2営業日間）、（iii）銀行若しくはクレディ・スイス・グループAG（該当する場合）の債務の株式への転換（以下、「債務の株式化」という。）、並びに／又は（iv）銀行若しくはクレディ・スイス・グループAG（該当する場合）の債務の一部若しくは全部の償却（以下、「ヘアカット」という。）を含む、決定的な措置を講じる裁量権をFINMAは有することとなる。

債務の株式化又はヘアカットの前に、クレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG又はクレディ・スイス・グループAGにより発行されたその規制資本の一部である発行済株式資本及び債券（発行済のハイ・トリガー資本商品及びロー・トリガー資本商品を含む。）は、転換又は償却（場合による）及び消却されなければならない。いかなる債務の株式化（ヘアカットについては該当しない。）も、かかる債務がFINMA銀行破綻処理規則による転換から除外されない限り、請求順位に従わなければならない。保証債務を含むクレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG又はクレディ・スイス・グループAGの偶発債務も、再建手続のいかなる時点においても返済期日が到来している限り、債務の株式化又はヘアカットの対象となる可能性がある。

クレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG及びクレディ・スイス・グループAGを含むシステム上重要な機関に関しては、債権者は、FINMAにより承認された再建計画を拒否する権利をもたない。

監督

金融市場インフラ並びに証券及びデリバティブ取引における市場行動に関する連邦法（以下、「FMIA」という。）は、金融市場インフラの組織化及び運営、並びに証券・デリバティブ取引における金融市場参加者の行為を規制するものである。FMIAは、金融市場インフラ規則（以下、「FMIO」という。）と共に2016年1月1日に発効した。しかし、金融市場インフラ及び組織的取引施設の運営者には、取引前及び取引後の透明性の高い情報の公表及び高頻度取引に関連するものも含め、様々な新たな義務を遵守するために、複数の移行期間が設定されていた。FMIAに基づき、FINMAは清算義務の導入時期を判断し、規制対象となるデリバティブの区分を指定する機関として指定されている。これに基づき、2018年9月1日、金融市場インフラ並びに証券及びデリバティブ取引における市場行動に関するスイス金融市場監督当局規則（以下、「FMIO-FINMA」という。）の改訂版が発効し、標準化された金利・信用に関する店頭取引（以下、「OTC」という。）デリバティブに対して強制的な清算義務が導入され、同日を基準としたFMIOに規定された最初の清算義務の期限（デリバティブの区分及びカウンターパーティの種類に応じて、6ヶ月、12ヶ月又は18ヶ月）を有効にした。

税金

税務行政執行共助

多国間税務行政執行共助条約（以下、「MAC」という。）は2018年1月1日に発効し、同日から適用されている。MACに基づき、スイスは、自発的に（一定の場合）又は請求に応じて税務情報を交換することが義務付けられている。さらに、国際的な税務行政執行共助に関する改正連邦法、及び税務行政執行共助に関する改正連邦規則（以下、「OIAA」という。）が発効し、これらは、MAC又はスイスの二重課税回避条約に基づく税務事項に関する国際的な行政執行共助の手続ルールを規定している。例外的な事例においては、スイス法上、関連する納税者に通知する前に情報交換することが認められている。MACに基づき（かつOIAAで明らかにされたとおり）、スイスは、2018年1月1日以降の課税期間について、経済協力開発機構（以下、「OECD」という。）及びG20の税源浸食と利

益移転（以下、「BEPS」という。）に対処するためのプロジェクトの範囲内で一定の事前税務裁定結果の自動的な交換を開始した。

2016年6月10日、スイス連邦参事会は、盗難データに基づく要請に対する行政執行共助（但し、通常の行政執行共助又は公的な情報を介して盗難データを入手した場合に限る。）も認めるための国際的な税務行政執行共助に関する連邦法の改正案をスイス議会に提出した。スイス議会は、まだ改正案の審議を行っていない。

2017年12月1日、国別報告書の交換に関する多国間協定及び、同協定を実施するスイス連邦法である多国籍企業の国別報告書（以下、「CbCR」という。）の国際的な自動交換に関する連邦法及び多国籍企業の国別報告書の国際的な自動交換に関する連邦規則が発効した。CbCR及びその実施法に基づき、スイスの多国籍グループ企業は2018年課税年度の初回の国別報告書を作成しなければならない。スイスによる同報告書の交換は2020年から開始される。多国籍企業は、2016年及び2017年の課税期間については任意で国別報告書を作成し、提出することができる。これらの報告書の交換は、2018年に初めて実施された。

租税情報の自動的交換

スイスは、EUとの間で課税における国家間のAEOIに関する多国間協定（以下、「EU AEOI協定」という。）を締結した。EU AEOI協定は、全加盟国28ヵ国及びジブラルタルにおいて適用されている。また、スイスは、金融口座の自動的情報交換のための多国間協定（以下、「MCAA」という。）を締結した。MCAAに基づき、他の国々とAEOIに関する二国間協定も発効した。EU AEOI協定、AEOIに係る二国間協定及びスイスの施行法に基づき、スイスは、EU加盟国、ジブラルタル又は協定締結国の個人居住者の利益に資するため、スイスの支払代理人の口座又は預託場所に保有される金融資産、及びこれから派生し、かつ当該口座又は預託場所に入金される所得に関するデータ収集を2017年から開始し、また、かかるデータの交換を2018年に開始した。また、スイスはそれ以外の国とさらにAEOIに係る協定を締結済みであり、又はその予定である。スイスのAEOIに係る協定（発効済及び調印済かつ発効予定）の最新のリストは、スイス財務省国際金融担当のウェブサイトより閲覧可能である。

源泉徴収税の見直し

2017年1月1日、改正源泉徴収税法が発効した。同法は、FINMAが承認した銀行又は金融グループのグループ会社の偶発転換社債及び元本削減社債に対して支払われる利息の源泉徴収税控除の対象を2013年1月1日から2016年12月31日までの期間に発行された銘柄から、2017年1月1日から2021年12月31日までに発行された銘柄に拡大している。また、同法は、規制要件を満たすためにFINMAが承認したTLAC証券に対して支払われる利息についても、2017年1月1日から2021年12月31日までに発行された若しくは発行される予定の銘柄、又は2017年1月1日より前に発行された銘柄であって、その発行者が2017年1月1日から2021年12月31日の期間内に発行者を海外の発行者からスイスの発行者に変更した銘柄であれば、源泉徴収税を控除する。

印紙税の見直し

2017年1月1日、改正印紙税法が発効した。改正によって、転換資本から発行される銀行の持分証券に対する印紙税免除に加えて、TLAC証券の持分証券への転換に伴い発行される銀行又は金融グループのグループ会社の持分証券に対する1%の発行印紙税が免除されることとなった。

米国

銀行の規制及び監督

当グループの銀行業は、米国において連邦政府及び州の広範な規制及び監督の対象となっている。当グループの米国オフィスは、ニューヨーク支店とカリフォルニアの駐在員事務所から構成されている。これらの各オフィスは所在地の州の銀行当局より認可を取得しており、当該当局の検査及び規制の対象となっている。

当グループのニューヨーク支店は、ニューヨーク州金融サービス局長（以下、「金融サービス局長」という。）より認可を取得し、ニューヨーク州金融サービス局（以下、「DFS」という。）の検査を受け、ニューヨーク支店を通じて営業している外国銀行に適用される法令の対象となっている。当グループのニューヨーク支店は、ニューヨーク州銀行法に基づき、ニューヨーク州の銀行に適格資産を維持しなければならない。必要とされる適格資産の金額は、第三者債務に対するパーセンテージとして表示されるが、金融サービス局長が当グループのニューヨーク支店が優良銀行ではないと判断した場合には増額される可能性がある。

ニューヨーク州銀行法は、通常、法律違反、危険若しくは不健全な慣行又は債務超過を含む状況が発生した場合には、金融サービス局長が当グループのニューヨーク支店並びにニューヨーク州におけるクレディ・スイス銀行のすべての事業及び財産（当グループのニューヨーク支店の財産（その所在地を問わない。）及びニューヨーク州におけるクレディ・スイス銀行の資産を含む。）を差し押えることを認めている。金融サービス局長は、差押後に当グループのニューヨーク支店の事業を清算又は処理する上で、当グループのニューヨーク支店との取引から発生した預金者及びその他の債権者（当グループと関係のない者）の債権の弁済を行うことのみを許可している。当該債権者の債権がニューヨーク州のクレディ・スイス銀行の事業及び財産から弁済された後、金融サービス局長は、残余資産（もしあれば）を当グループ又は当グループの清算人若しくは管財人に引き渡す。

ニューヨーク州銀行法及び米国連邦銀行法に基づき、当グループのニューヨーク支店は、クレディ・スイス銀行の全世界における自己資本に対するパーセンテージで表示される大口信用供与規制の対象となっている。ドッド・フランク法に基づき、信用供与規制は、カウンターパーティとのデリバティブ取引、借入有価証券及び貸付有価証券並びに買戻条件付取引及び売戻条件付取引からの信用エクスポージャーを考慮する。

当グループの事業は、米国の連邦銀行法に基づく報告及び検査の対象となっている。当グループの米国における銀行業以外の事業は、当グループの米国における包括的な監督当局であるFedの検査対象となっている。ニューヨーク支店もFedの検査対象であり、預金の受入と維持に関する連邦銀行法の要件と制限の対象となっている。ニューヨーク支店では小口預金の取扱いがないため、FDICには加盟しておらず、FDICによる保険の対象ではない。

米国の連邦銀行法は、州の認可を受けた支店（ニューヨーク支店を含む。）又は外国銀行の代理店は、原則として、連邦政府より認可を受けた外国銀行の支店又は代理店が従事することが認められていない活動を自己勘定で行うことを禁止しているものの、Fedが、当該活動を健全な銀行実務に合致していると認めた場合にはこの限りではない。さらに、Fedが採用する規制（FSOCによる勧告に基づくものを含む。）は、クレディ・スイス銀行（ニューヨーク支店を含む。）が行うことのできる活動内容に影響を与える場合があり、当該活動の実行を規制及び制限する場合がある。

外国銀行が、（i）原籍国で包括的な監督対象となっていない場合、（ii）米国の法律に違反し、又は危険若しくは不健全な銀行業務に従事した場合、（iii）米国の金融システムの安定性に対するリスクとなる外国銀行については、当該銀行の原籍国が当該リスクを軽減する適切な金融規制のシステムを採用していない、又はその採用に向けた進展が認められない場合、Fedは当該外国銀行の米国支店又は代理店の業務を停止させることができる。

クレディ・スイス・グループ及びクレディ・スイス銀行は、2000年に米国連邦銀行法に基づく金融持株会社となり、その結果、米国において保険、証券、プライベート・エクイティ及びその他の銀行業務以外の金融業務を広く行うことが可能になり、またいずれの業務も当局による規制と制限の対象となっている。クレディ・スイス・グループは、直接的又は間接的に、米国の銀行、銀行持株会社又はその他の米国の預金取扱機関及びその持株会社の又はこれらを支配する各種議決権株式の5%超の所有権又は支配権を取得する前に、引き続きFed（及び潜在的にはその他の米国銀行規制当局）の事前承認の取得を義務付けられており、さらに、ドッド・フランク法により、大規模なノンバンク会社の買収等についても事前承認の取得が義務付けられている。ニューヨーク支店は商品やサービスの抱き合わせ販売や、一部の関係会社との一定の取引を制限されている。クレディ・スイス・グループ又はクレディ・スイス銀行が、適用されるFedの規則に基づき、自己資本の充実した若しくは適切に運営されている企業ではなくなった場合、又は金融持株会社に必要な条件を満たさなくなった場合、一定の金融業務を廃止し、又は

ニューヨーク支店を閉鎖する必要に迫られる可能性がある。金融持株会社であることによって、クレディ・スイス・グループが実行できる買収の実施能力にも悪影響を与える可能性がある。

上述のとおり、クレディ・スイスは、幅広く定義されている、一部のプライベート・エクイティ又はヘッジファンドに対して出資又は投資を行い、特定の種類の自己勘定売買に従事する銀行の能力を限定する、いわゆる「ボルカー・ルール」の対象でもある。これらの制限には、引受け、マーケット・メイキング、リスク軽減ヘッジ並びに特定の資産運用及び資金管理業務に関するもの、並びに米国外でのみで発生する特定の取引及び投資に関するものを含む、一定の除外規定及び例外規定がある。ボルカー・ルールは、銀行事業体が、ボルカー・ルールに基づく規制の遵守状況を確保及び監視することを目的とした広範なコンプライアンスの方針、手続及び定量的指標報告を整備することを義務付けるものである。ボルカー・ルールは、大手FB0の最高経営責任者又は米国の上級管理者のいずれかによる、ボルカー・ルールのコンプライアンスを達成するために合理的に策定されたコンプライアンス・プログラムの実施に関する年次認証も義務付けている。ボルカー・ルールの施行規則は2014年4月に発効し、クレディ・スイスは、Fedがコンプライアンスの期限を2017年7月21日に延長した、2013年12月31日より前に組成された特定のプライベート・ファンドに対する旧来の投資及び融資関係を除き、2015年7月までにボルカー・ルールを遵守することが原則として義務付けられた。2017年4月、Fedは、クレディ・スイスに対して、ボルカー・ルールに基づく一定の流動性の低いファンドに対する投資に係る適合移行期間をさらに5年（2022年7月21日まで）延長することを認めた。クレディ・スイスは、ボルカー・ルールの要件を満たすために合理的に策定されたボルカー・ルールのコンプライアンス・プログラムを実施した。ボルカー・ルールの施行規則は非常に複雑であり、かつ追加の規制の制定、規制上の解釈及び指針の対象となる可能性があるため、施行規則による影響を完全に把握できるまで一定の期間を要する。

ドッド・フランク法を実施するFedの規制は、クレディ・スイスに対し、2017年7月1日までに限られた例外を除きすべての米国子会社を傘下に置く単一の米国IHCを設立することを要求した。IHC要件は、ニューヨーク支店には適用されない。クレディ・スイスの米国IHCは、ドッド・フランク法の要件によりいくつかの重大な点において異なっているものの、BCBSにより発表されたバーゼルIIIの枠組みと概ね一致しているリスクベースの資本及びレバレッジの要件の対象であり、またドッド・フランク法に基づく資本計画及び資本ストレス・テストの要件並びにFedの年次包括的資本分析及びレビュー（以下、「CCAR」という。）の対象である。2018年6月、Fedは、年次CCARのストレス・テストの結果を公表し、これはクレディ・スイスの米国IHCにとって初めての公表結果であった。クレディ・スイスの米国IHCは、悪化及び深刻な悪化のCCARストレス・シナリオにおいて、規制上の最低要件を上回る自己資本比率を維持すると予測され、Fedはその資本計画案に異議を唱えなかった。ドッド・フランク法のストレス・テスト要件の一環として、クレディ・スイスの米国IHCは、社内で作成した一連のマクロ経済シナリオを用いた中間期のストレス・テストを実施し、その結果を2018年10月にFedに提出することも義務付けられていた。開示されているとおり、クレディ・スイスの米国IHCは、社内で作成した深刻な悪化シナリオにおいて規制上の最低要件を上回る自己資本比率を維持すると予想されていた。

クレディ・スイスの米国IHCは、また、IHCを対象とするFedの最終的なTLACの枠組みの追加要件の対象となる予定である。また、クレディ・スイスの米国IHC自体と、連結されたクレディ・スイスの米国事業（クレディ・スイスの米国IHC及びニューヨーク支店を含む。）の双方は、流動性リスク管理、クレディ・スイスの米国IHC及びニューヨーク支店それぞれの個別の流動性バッファー並びに流動性ストレス・テスト及びSCCLに関するものを含め、その他の新たな健全性に関する要件の対象である。依然として審議中の提案に基づき、連結対象となるクレディ・スイスの米国事業は、リスクベースの資本、レバレッジ、ストレス・テスト、流動性、リスク管理及び市場指標により発動要因となる可能性のある、早期是正措置の対象にもなる可能性がある。Fedはまた、将来的に、バーゼルIII 流動性カバレッジ比率（以下、「LCR」という。）及び安定調達比率（以下、「NSFR」という。）を実施する米国規則を一定の大手FB0の米国事業に適用可能にするための規則の制定を検討していること、また規模、複雑性及びリスクに応じて米国の健全性基準をFB0に適用する可能性があることを示唆している。

金融機関に対する米国の政策及び規制において、資金洗浄及びテロ資金供与対策は重視されている。法令上、資金洗浄及びテロ資金供与を発見、防止、報告し、顧客の身元を確認し、経済制裁に従うのに適切な方針、手続及び管理体制を維持することが義務付けられている。資金洗浄及びテロ資金供与を防止するために適切なプログラムを維持、これを実施することができない場合、並びに経済制裁・法令に違反した場合には、重大な法的な結果又は風評被害が生じる可能性がある。当グループでは、適切に顧客の秘密を尊重しかつ保持しつつも、米国内外を問わず資金洗浄及びテロ資金供与を防止する当グループの義務に真剣に取り組んでいる。当グループでは、従業員が「顧客本人確認 (know your customer)」規則を遵守し、かつ顧客との関係又はその事業が当グループにとって高リスクと評価するタイミングを理解することを確実にするための方針、手続を整備し、研修を行っている。

ドッド・フランク法は、上場証券の発行会社に対し、財務諸表の修正再表示の場合に誤って付与された報酬を取り戻すためのクローバック規定を定めるよう義務付けているが、最終的な規則は採択されていない。

ブローカー・ディーラー及び資産運用の規制及び監督

米国の当グループのブローカー・ディーラーは、米国の規制当局による広範な規制の対象となっている。SECは主にブローカー・ディーラー、投資顧問及び投資会社の規制を担当する連邦機関である。さらに、米国財務省は米国財務省証券及び政府機関証券に関する規則を公布する権限を有しており、地方債規則制定委員会（以下、「MSRB」という。）は地方債に関する規則を公布する権限を有している。またMSRBは一定の証券信用取引に関する規則も公布している。さらにブローカー・ディーラーは、米国金融取引業規制機構（以下、「FINRA」という。）を含む証券業界の自主規制機関及び州の証券当局の規制対象となっている。

当グループの米国ブローカー・ディーラーは、SECに登録されており、また、当グループの主要な米国ブローカー・ディーラーは、全50州、コロンビア特別区、プエルトリコ及び米領ヴァージン諸島で登録されている。当グループの米国で登録された事業体は、自己資本規制、顧客の資金及び証券の使用及び保管、顧客の投資の適切性、記録保持及び報告義務、従業員に関連する事項、証券取引における信用供与の制限、資金洗浄及びテロ資金供与の防止と発見、リサーチ・アナリストの独立性に関する手続、取引の清算及び決済方法、対外的なコミュニケーション等（該当する場合）を含む、事業活動のすべてに適用される当局の広範な規制の対象となっている。

当グループの米国ブローカー・ディーラーはSECの自己資本比率規制の対象にもなっており、ブローカー・ディーラーは、比較的流動性のある形式において最低自己資本を一定の水準に維持することが義務付けられている。自己資本比率規制を遵守することにより、引受けやトレーディング業務、顧客勘定残高に対する資金供与など、資本を集中的に使用する業務が制限される可能性があり、当グループのブローカー・ディーラーから資本を引き出す当グループの能力も制限される可能性がある。当グループの大半の米国ブローカー・ディーラーは、FINRA及び（場合によっては）その他の自主規制機関の追加の自己資本比率規制の対象でもある。

当グループの証券及び資産運用事業には、ブローカー・ディーラー及び投資顧問会社としてSECに登録され、その規制対象である法人が含まれている。当グループが助言するSEC登録のミューチュアル・ファンドは、1940年投資会社法の規制を受ける。年金基金である顧客については、1974年米国従業員退職所得保障法及びこれに類する州法の規制を受ける。

ドッド・フランク法はまた、ヘッジファンド及びプライベート・エクイティ・ファンド並びに信用格付機関に対するより幅広い規制も義務付けている。

デリバティブの規制及び監督

CFTCは、規制カテゴリーの中でも、主に先物取次業者、商品ファンドオペレーター、商品取引顧問業者及び商品先物仲介業者の規制を担当している。ドッド・フランク法の発効により、CFTCの監督の範囲が拡大し、スワップに関連する業務を行っている者も対象となり、スワップ・ディーラー及び主要なスワップ参加者の登録カテゴリーが

追加された。デリバティブ業務に関して、CFTCの登録者はCFTCが登録先物協会として指定した全米先物協会（以下、「NFA」という。）等の業界の自主規制機関の規制対象となっている。

CSI、CSSEL及びクレディ・スイス・キャピタルLLC（以下、「CS Capital」という。）は、それぞれ、該当するスワップ取引を行っているため、CFTCにスワップ・ディーラーとして登録されており、その結果、報告、記録保持、スワップ確認、スワップ・ポートフォリオの調整及び圧縮、清算集中義務、施設取引義務、スワップ取引関係の書面化、外部業務行為、リスク管理、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの職務及び報告、並びに内部統制に関する要件などの対象となっている。但し、CFTCによる同等性の判断により、又はCFTCが発行したノーアクションレターにより許容される場合には、CSI及びCSSELを含む非米国スワップ・ディーラーは、EUの規制当局に対する要件を代わりに遵守することによって一定の要件を遵守することができる。CFTCは、英国のEUからの離脱時に英国の規制当局による規制を遵守することによりCSI及びCSSELがかかる要件を充足することを可能にする新たな代替遵守、免除命令及びノーアクションレターを認める意向であるとも述べた。

銀行ではない、登録スワップ・ディーラーとして、CSSEL及びCS Capitalは、CFTCの中央清算されないスワップに対する証拠金規制の対象となる。非米国スワップ・ディーラーとして、CSSELは、米国人、米国人が保証する非米国人及び米国人の一定の非米国スワップ・ディーラー子会社と間の中央清算されないスワップに関してのみこれらの規制の対象となる。外国銀行である登録スワップ・ディーラーとして、CSIは、Fedの中央清算されないスワップ及び証券派生スワップに対する証拠金規制の対象となり、CSIは同様に米国人、米国人が保証する非米国人及び米国人の一定の非米国スワップ・ディーラー子会社と間の中央清算されないスワップ及び証券派生スワップに関してのみこれらの規制の対象となる。この証拠金規制は共に段階的な実施日程に従って行われている。2017年3月1日以降、CSI、CSSEL及びCS Capitalは、これらの規制に基づき規制対象者との関係で変動証拠金要件に従うことが義務付けられており、すべての当該規制対象者と値洗い証拠金を日々交換する必要がある。当初証拠金要件は、2016年9月1日から様々なカウンターパーティに対する年毎の段階的な導入が開始され、当初証拠金要件の適用に関して未実施の段階は、適用直前の3月、4月及び5月中のグループ全体の想定デリバティブ・エクスポージャーが2019年9月1日又は2020年9月1日において、それぞれ750十億米ドル又は8十億米ドル以上である市場参加者に実施される。2020年9月1日に実施される当初証拠金要件の広範な拡大により、多数の影響を受けるカウンターパーティが遵守するために新たな文書を締結し、システムをアップグレードする必要性が生じる可能性があるため、当グループのOTCデリバティブ事業に悪影響が生じる可能性がある。

ドッド・フランク法は、CSSEL及びCS Capital等のノンバンク・スワップ・ディーラーに対する資本要件を採択する権限をCFTCに付与しており、CFTCは引き続きこの分野における規制案を検討中である。CFTCによる直近の提案に基づく、CSSEL及びCS Capitalは、バーゼル資本要件を実施するFed規則、又は米国ブローカー／ディーラーに現在適用される資本要件に類似するSEC規則に基づく資本要件のいずれかを満たすことを選択することができる。但し、いずれの場合にも両社は、そのデリバティブ・ポジションに対して義務付けられる当初証拠金の8%を基準とする追加資本要件が課される。CFTCがEUの資本要件を同等であると考えた場合又は英国のEUからの離脱後CFTCが英国の資本要件を同等であると考えた場合、CSSELは、EU又は英国の要件の「代替コンプライアンス措置」によりCFTCの要件を満たすことができる。しかし、CFTCが同等性に関する判断を行わなかった場合、CSSELは、CFTC規則案に基づき義務付けられる可能性がある追加資本、及び重複する資本制度に従うことに伴う負担によって、CFTCの資本要件の対象外である非米国競合他社との関係では重大な競争上の不利益に直面する可能性がある。対照的に、Fedは、今のところ、CSI等の外国銀行であるスワップ・ディーラーに追加資本要件を適用することを拒否している。

CFTCは、スワップ・ディーラー規制のクロスボーダー適用の枠組みを修正する可能性のある規則案を引き続き検討している。その間、一定のCFTC規則の非米国人間のスワップに対する適用等、同枠組みの主要分野は、引き続き一時的なノーアクションレターに服している。CFTCの指針に修正を加えず、又はEU規制の代替コンプライアンス措置を認めずにいずれかのノーアクションレターが終了した場合、非米国カウンターパーティがCSI及びCSSELと取引

する意欲を減退させる可能性があり、これにより、当グループのスワップ取引の収益に悪影響が生じ、また当グループがスワップ事業を展開する方法の変更を余儀なくさせられる可能性がある。当グループは、最終的な指針又は規則が発効した時点でこれを遵守するために、これらの変化を監視し、緊急時対応計画を引き続き整備する。

当グループの米国ブローカー・ディーラーの1社である、クレディ・スイス・セキュリティーズ (USA) LLCも、先物取次業者として登録されており、CFTC及びNFAの資本、分離保管及びその他の要件の対象となっている。

当グループの資産運用事業には、商品ファンドオペレーター及び商品取引顧問業者としてCFTC及びNFAにより登録及び規制されている法人が含まれ、したがって、CFTC及びNFAの開示、記録保存、報告等の要件が課せられている。

ドッド・フランク法は、一定の現物商品先物取引及び経済的価値が同等のスワップの合算持高制限を設定する権限をCFTCに付与しており、CFTCは引き続きこの分野における規制案を検討中である。CFTCが直近の提案を採択した場合、これらの持高制限の規則によって、当グループは、コストのかかるコンプライアンス基盤を整備することが求められ、自己勘定及び当グループの顧客の名義で当グループが商品デリバティブ市場に参加する能力が制限される可能性がある。

また、SECは、2018年後半にドッド・フランク法のデリバティブ規定の実施規則に対する意見募集を再開しており、2019年中にかかる規則の一部を確定させる可能性がある。しかし、その時期は依然として明らかではない。SECの提案はCFTC規則の多くにおおよそ類似しているが、最終的にCFTC規則及びSEC規則間の著しい相違がある場合、当グループの米国人とのエクイティ・デリバティブ及びクレジット・デリバティブ事業に関連するコンプライアンス費用を大幅に増加させ、その効率性を阻害する可能性がある。例として、SEC規則及びCFTC規則のクロスボーダー適用に加え、OTCデリバティブの資本、証拠金及び分離保管要件に関するSEC規則と関連するCFTC規則の著しい相違も、同様の影響を及ぼす可能性がある。特に、公的な取引報告要件及び外部の業務行動規範を米国人担当者により手配、交渉又は実行される非米国人間の証券派生スワップに適用するSECの規則により、SECが米国外の報告又は業務行動規範による代替遵守を認める場合を除き、非米国カウンターパーティは当該取引を行うことを回避することになる可能性がある。SECの要件は、現在最終版策定の過程にあるが、証券派生スワップ・ディーラーの登録時又はその直後に適用されることになる。かかる登録は、SECが証券派生スワップ・ディーラー規制に関して審議中であるその他の複数の規則策定を完了するまでは要求されない。

FATCA

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下、「FATCA」という。）に従って成立した米国内国歳入庁（以下、「IRS」という。）との合意に基づき、クレディ・スイスは、米国人及び一定の米国保有の外国事業体が保有する口座に関する情報を特定し、当該情報をIRSに提供すること、FATCAを遵守していない外国金融機関（以下、「FFI」という。）及び口座を米国口座若しくは米国外口座と区分するために重要な情報を提供しなかった口座名義人に対する支払いにつき源泉徴収を行うことが義務付けられている。スイス及び米国は、FATCAを実施するために、「モデル2」政府間協定を締結した。この協定に基づき、米国当局は、スイス当局に対し、潜在的な米国口座に関する情報の提供に関する同意がクレディ・スイス等のFFIに与えられていない場合、集団要請に関して行政執行共助を求めることができる。2014年10月8日、スイス連邦参事会は、既存の協定に代わって適用されるモデル1政府間協定の交渉を予定している旨を発表した。当該協定上、スイスのFFIは、スイス当局に対し米国口座について報告することとなり、次にスイス当局が当該情報をIRSを報告する。モデル1政府間協定の交渉がいつまで継続し、新制度がいつ発効するかは不透明である。当グループは、FATCAに関する変化を注意深く追いついており、すべての関係当局と連携している。

破綻処理制度

ドッド・フランク法はまた、当グループの米国事業体の一部に適用される可能性のある、システム上重要なノンバンク金融会社の秩序ある清算のための制度である「秩序ある清算権限」を制定した。米国財務長官は、一定の状況下において、米国金融の安定性に対するリスクを回避するために、破綻金融会社の管財人としてFDICを任命することができる。任命後、FDICは、金融会社の重要な機能の継続性を保護するために、金融会社が自己の資産及び負債（スワップ及びその他のQFCを含む。）を移転することを可能にする「ブリッジ」会社の設立を認可する権限を有する。FDICは、シングル・ポイント・オブ・エントリー戦略を採用する方針を示したが、個別の金融会社を破綻処理する能力も保持している。2016年2月17日、FDIC及びSECは、ドッド・フランク法の秩序ある清算権限に基づくシステム上重要なブローカー・ディーラーの管財人について、証券投資家保護法を適用することを明確化する規則を提案した。

また、Fed及びFDICにより制定されたドッド・フランク法及び関連規則は、当グループを含む、連結資産総額100十億米ドル以上の銀行持株会社、みなし銀行持株会社及び一部の指定されたノンバンク金融会社に対して、Fed及びFDICに対して、米国破産法又は適用あるその他の破産制度に基づき、迅速かつ秩序ある破綻処理を行う戦略を記載した破綻処理計画を定期的に提出することを義務付けているが、かかる計画は秩序ある清算権限に依拠することはできない。Fed及びFDICは、当グループの次の米国破綻処理計画の提出期限を2020年7月まで延長した。

サイバーセキュリティ

DFS、FINRA及びSEC等の連邦及び州の規制機関は、サイバーセキュリティ・リスク及び規制対象事業体に対する対応により一層注力している。例えば、DFSの改正サイバーセキュリティ規則は、認可を受けた者（DFSによる認可を受けた非米国銀行の支店を含む。）に適用され、各社は、定期的に個別のリスク・プロファイルを評価し、堅固な方法でそのリスクに対応する計画を策定することが義務付けられている。各規制対象者は、そのシステム及びネットワークを監視し、重大なサイバーセキュリティ事象が発生したと判断した場合には72時間以内にDFS局長に通知しなければならない。同様に、FINRAは、サイバーセキュリティが重要なリスクであると判断しており、これらのリスクを軽減するために、各社のプログラムを評価する予定である。また、SECは、公開会社が、サイバーセキュリティのリスク・事象に関して特別の注意を払う必要があるという米国連邦証券法上の要件を強調した解釈指針を発表した。

EU

金融サービスの規制及び監督

当グループのEU域内の銀行、投資会社及びファンド・マネージャーは、EU及び加盟国の規制当局による広範な規制の対象であり、欧州市場の金融サービスの統合と協調を進めることを目的とした指令及び規則に基づき課されるその要件は拡大している。規則はEU加盟国において直ちに直接適用されるが、指令は国内法によって実施されなければならない。その結果、指令の実施条件は必ずしも一致しておらず、国によって異なる場合がある。金融危機を受け、EUは、欧州の金融監督体制を強化するために、金融システムのマクロ健全性の監督を担う欧州システミック・リスク委員会（European Systemic Risk Board）を設立した。EUはより一層の協調と国内の規制当局によるEU法制の一貫した適用を促進するため、3つの監督機関（EBA、欧州証券市場監督機構（以下、「ESMA」という。）及び欧州保険年金監督機構）を設立した。

バーゼルⅢ資本規制の枠組みは、CRD IV及びCRR（以下、CRD IVと併せて「CRD IVパッケージ」と総称する。）によりEUにおいて実施されている。CRD IVパッケージには、銀行及び投資会社に対する一つの健全性ルールブックが含まれており、コーポレート・ガバナンス及び報酬の要件（EUの銀行及び投資会社に対する変動報酬の上限規定を含む。）を定めている。

ユーロ圏においては、銀行は単一監督制度に基づき監督されており、同制度は欧州中央銀行（以下、「ECB」という。）に対し、17のユーロ圏諸国における重要な銀行及び単一監督制度への参加を選択することが可能な一部のユーロ圏外諸国に対する単独の直接監督機関として行動する権利を与えている。

改正金融商品市場指令（以下、「MiFID II」という。）及びMiFIRは、金融商品市場指令（以下、「MiFID I」という。）に定められた規制上の枠組みに多くの重大な変更を導入し、欧州委員会はそれらの要件を補足する多数の委任措置及び実施措置を採択した。とりわけ、MiFID II及びMiFIRは、投資会社（欧州経済地域内の顧客に助言を行うクレディ・スイスのEU域内の多数の法人を含む。）に適用される組織及び事業運営に関する基準を引き上げた。当該条項には、利益相反の管理、最良執行、投資家保護の強化に関する基準が含まれる。MiFID IIは、アルゴリズム取引及び高頻度取引に係る個別の安全措置を義務付け、顧客により対価が支払われる場合を除き、ポートフォリオ・マネージャー及び独立した投資助言の提供会社による投資リサーチの受領の禁止を導入した。

EUにおける決済サービスを規制する法制度の根幹である域内市場決済サービス指令（以下、「PSD2」という。）は、2016年1月12日に発効し、2018年1月13日までに加盟国により国内法に取り込むことが義務付けられていた。とりわけ、PSD2は、透明性及び事業行動に係る要件の地理的な範囲を拡大し、決済サービス業者の1つがEU域内に所在する場合の第三国との間の支払、及び少なくとも当事者の一方がEUに所在する場合の非EU通貨取引を対象に加えた。また、PSD2は、オペレーション・リスク及びセキュリティ・リスクに関するより厳格な要件を導入した。追加の委任立法は、2019年9月14日から適用される。新制度に対応するために、クレディ・スイスのような金融機関は、決済サービスの条件変更や、プロセスやITシステムの対応を迫られる場合がある。

ベンチマーク規則（以下、「BMR」という。）により、金融商品のベンチマークの正確性及び信頼性を向上させることを目的とした新たな規制が導入された。この規則は、ベンチマークの管理者及び提供者の活動を律する各種の要件を定めるものである。BMRの大半の規定は、2018年1月1日より適用されている。BMRにより導入された一部の要件は、2016年6月30日から、一部の重要なベンチマークの提供者であるクレディ・スイスに適用されている。BMRを補足する多数の欧州委員会委任規則が2018年に発効した。これらの規則は、一定の事由により1又は複数の加盟国の市場の健全性及び金融の安定性等の事項に重大な悪影響が生じるかの評価基準、並びに既存のベンチマークの停止又は変更から生じる影響を評価する条件等を定めている。

2017年1月4日、集中清算機関によって清算されないOTCデリバティブのリスク軽減手法の規制上の技術基準に関してEMIRとして知られる欧州市場インフラ規則を補完する欧州委員会委任規則が発効した。この委任規則は、中央清算されないOTCデリバティブ取引に関して、想定元本が清算基準値を上回っている金融カウンターパーティ及び非金融カウンターパーティに対して、当初証拠金及び変動証拠金を徴求する義務を課すものである。当初証拠金及び変動証拠金に関する義務は、最大手の市場参加者に関しては2017年2月4日から適用されている。その他の市場参加者は、2017年9月1日から開始される年毎の段階的な導入日を通じて当初証拠金に関する義務の対象となったか、又は今後対象となる予定である。変動証拠金に関する義務は、2017年3月1日から、想定元本が清算基準値を上回っているすべての金融カウンターパーティ及び非金融カウンターパーティに適用されている。

破綻処理制度

BRRDは、信用機関及び投資会社の再建及び破綻処理の枠組みを定めている。BRRDは、再建及び破綻処理計画の要件を導入し、破綻銀行のペイルインを含む銀行破綻処理手段を規定し、また、各国の銀行破綻処理に係る資金供与機関を規定している。また、破綻処理中の銀行に対する権限の一環として、破綻処理当局は、銀行の上級経営陣を交代させ、銀行の権利、資産及び負債を別の者に譲渡し、銀行を国有化し、また、銀行の金融契約又はデリバティブ契約を終了及び解除する権限を付与されている。銀行は、存続可能性を回復できるような対策案を記載した再建計画の作成を義務付けられており、他方、破綻処理当局は、銀行が破産した場合に備えて、秩序立った破綻処理を可能にする方法を記載した破綻処理計画を作成する権限を付与されている。

BRRDの下では、破綻処理当局は、ペイルイン（すなわち、無担保債権者が保有する負債の償却、減額若しくは免除、又はかかる負債の株式若しくはその他の有価証券への転換）を通じて、破産した、又は破産しつつある銀行に対して資本注入を行うことができる。預金保険対象の預金、担保付債務、又は顧客資産若しくは顧客財産の保有により生じる負債であることを理由にBRRDにより明示的に除外されない限り、銀行の負債はすべてペイルインの対象である。

BRRDは、銀行に対し、単体及び連結レベルで、ペイルイン可能な一定の損失吸収能力を保有することも義務付けている。当該要件は、MRELとして知られており、概念としてはTLACの枠組みに類似したものである。

BRRDは、クレディ・スイス銀行の支店を含むすべてのクレディ・スイスのEU事業体に適用される。2014年8月19日に発効した単一破綻処理メカニズム規制は、ユーロ圏の銀行の破綻処理当局として、単一破綻処理委員会を設置した。2016年1月1日以降、単一破綻処理委員会は、ペイルインを含む完全な破綻処理権限を有している。

データ保護規制

一般データ保護規則（以下、「GDPR」という。）は現在完全に適用されており、当グループのEU域内組織の個人データの処理、並びに当グループの非EU組織がEU域内の顧客に商品及び／若しくはサービスを提供し、又はEU域内における顧客の行動をモニタリングする場合における当グループの非EU組織によるEU所在の個人の個人データの処理に対して適用される。GDPRは、当該規制を遵守するために様々な措置（データ保護原則に基づく個人データの処理、データ処理記録の維持、個人データに対する適切なセキュリティの確保、データ侵害通知義務の遵守及びデータ主体の権利の保護を含む。）を講じることを当グループに対して義務付けるものである。さらに、GDPRに従い、当グループは、当グループの遵守状況の監視及び当該規制に関する助言の提供を担当するデータ保護担当オフィサーを任命した。GDPRは、遵守違反に対して多額の課徴金を課す権限を含め、データ保護当局に対して広範な執行権限を付与している。

英国

銀行の規制及び監督

英国における金融サービス業の主な法定規制機関は、イングランド銀行内の機関であるPRA（銀行及び大規模な投資会社をマイクロ健全性の観点から規制する。）及び金融行為監督機構（以下、「FCA」という。）（市場、金融機関の業務行為の規制及びPRAにより規制されていない機関を健全性の観点から規制する。）である。また、イングランド銀行の金融安定委員会は、マクロ健全性に係る規制を担当している。

EU加盟国として、英国はEU指令を国内法として実施することが義務付けられている。英国で事業を行っている銀行の規制体制は、自己資本比率基準、顧客保護の要件、業務行為規範及び資金洗浄対策に関する規則の遵守を含め、EUの基準に従う。これらの基準、要件及び規則は、当グループが事業を行っているEUのその他の加盟国においても同一の指令に基づき同様に実施されている。

CSI、クレディ・スイス（UK）リミテッド及びクレディ・スイス銀行（ロンドン支店）は、預金の取扱いを許可されている。また、当グループの複数の事業体は投資事業及び資産運用を行う認可を受けている。認可するか否かを検討する上で、PRAは、適合性及び会社が適格性の要件に合致しているか等、会社が認可の条件を満たしているか否かを最初に判断しなければならない。

当グループのロンドン支店は引き続き主にスイス本国の規則に従っている。しかし、世界的な金融危機を受けて、PRAは規則及び指針のハンドブック（Handbook of Rules and Guidance）における健全性監督の規則を変更し、「自己充足性」の方針を適用した。当該方針により、CSI、CSSEL及びクレディ・スイス（UK）リミテッドは、適切な流動資産を維持し、上級経営陣がこれを日々監督し、当該資産は当該事業体の名義でカストディアン勘定に保管され、抵当権等の設定されていない状態で、貸借対照表上、当該事業体に帰属する資産として計上されること

が要求されている。さらに、PRAはCSI、CSEL及びクレディ・スイス（UK）リミテッドに対して、CRD IVの実施規則に従って、最低自己資本比率を維持し、大規模なリスクを監視し、報告することを要求している。

2014年1月1日から、旧CRDからCRD IVへと移行し、バーゼルⅢ及びその他の要件を実施する新たな施策が開始した。PRAは、当グループの英国子会社の規制資本要件に関する特定のモデルについての承認にも責任を負っている。

PRAは、従業員報酬に関するCRD IVの要件を実施し、株主の明確な承認があれば1対2まで増額可能な変動報酬に対し、1対1の上限を課した。

2013年12月に成立した2013年英国金融サービス法（以下、「銀行改革法」という。）は、銀行又はPRAに認可された会社の上級経営陣及び特定のリスク・テイクヤーに対するより厳しい規制制度も制定し、また、銀行の経営陣による無謀な不正行為を犯罪行為と定めている。これらの規則は、CSI及びCSELを含む当グループの英国事業体に影響を及ぼしている。

ブローカー・ディーラー及び資産運用の規制及び監督

当グループのロンドンにおける銀行及びブローカー・ディーラー子会社は、2000年金融サービス市場法（以下、「FSMA」という。）より認可を受けており、PRA及びFCAの規制対象となっている。また、当グループの資産運用会社はFSMAにより認可を受けており、FCAの規制対象となっている。英国において投資会社を認可するか否かを判断する上で、PRA及びFCAは、適合性及び会社の適格性の一般条件等、会社の認可の条件を検討する。PRA及びFCAは、規制資本、販売及び取引慣行、顧客の資金及び証券の使用及び保管、記録保持、証拠金慣行及び手続、一定の業務を行っている個人の登録基準、資金洗浄対策システム並びに定期的な報告及び決済手続等、投資会社の事業のほぼすべての側面について監督責任がある。

破綻処理制度

クレディ・スイスを含む信用機関の再建及び破綻処理に関する英国法は、英国においてBRRDを実施する特別破綻処理制度（以下、「SRR」という。）、PRAの再建及び破綻処理枠組み並びにFCAの再建及び破綻処理要件から成る。英国銀行法及びこれに関連する下位法令は、銀行等システム上重要な会社が破綻する可能性が高い場合、これらに対処する権限を英国当局に付与するSRRの適用について定めている。英国の破綻処理当局は、イングランド銀行であり、とりわけ、会社及びその親会社に対して破綻処理能力に対する障害に対処又はこれを除去するよう指示し、破綻処理措置を実行し、また、信用機関の破綻処理能力の評価する権限を付与されている。これとは別に、PRA及びFCAは、当該制度の対象となる会社の親会社に対し、グループの再建計画の作成及び提出、又は破綻処理権限の利用の促進等の措置を講じることを義務付ける権限を有している。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

当社に親会社はない。

(2) 子会社

以下は、当社の重要な子会社である。

(2018年12月31日現在)

会社名	資本	所在地	業種	持分の割合 (%)
クレディ・スイス・エイ・ ジー	4,399.7百万 スイス・フラン	チューリッヒ、 スイス	インベストメント、コーポ レート、プライベート及びリ テール・バンキング	100%
クレディ・スイス・イン シュランス・リンクド・ス トラテジーズ・リミテッド	0.2百万 スイス・フラン	チューリッヒ、 スイス	資産運用	100%
クレディ・スイス（ポーラ ンド）Sp. z o.o	20.0百万 ポーランド・ズロチ	ワルシャワ、 ポーランド	コーポレート・サービス	100%
クレディ・スイス・サービ シズAG	1.0百万 スイス・フラン	チューリッヒ、 スイス	コーポレート・サービス	100%
クレディ・スイス・ トラストAG	5.0百万 スイス・フラン	チューリッヒ、 スイス	信託業務	100%
クレディ・スイス・トラス ト・ホールディングズ・リ ミテッド	2.0百万ポンド	セント・ピー ター・ポート、 ガーンジー	信託業務	100%
CS LP・ホールディングAG	0.1百万 スイス・フラン	ツーク、スイス	プライベート ・エクイティ投資	100%
インレスカ・リミテッド	3.0百万ポンド	セント・ピー ター・ポート、 ガーンジー	社内保険	100%
サヴォイ・ホテル・パウ アー・エン・ビルAG	7.5百万 スイス・フラン	チューリッヒ、 スイス	ホテル業	88%

5【従業員の状況】

次表は、クレディ・スイス・グループAG（連結ベース）の従業員を示したものである。

	2018年度	2017年度
スイス・ユニバーサル・バンク部門	11,950	12,600
インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	10,210	10,250
アジア太平洋部門	7,440	7,230
グローバル・マーケット部門	11,350	11,740
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門	3,100	3,190
ストラテジック・リゾリューション・ユニット	1,320	1,530
コーポレート・センター	310	300
合計	45,680	46,840

(注) フルタイム換算

当社単体の従業員数については、第6 1「財務書類」の「(3) 財務書類注記－1 概要及び後発事象」を参照のこと。

労使関係

当グループにおいて、近年は重大なストライキ、業務拒否行為又は労働紛争は発生していない。当グループは、労使関係が良好な状態にあると判断している。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下の記載に加えて、経営目標の達成状況を示した下記第5「5 コーポレート・ガバナンスの状況等－(1) コーポレート・ガバナンスの状況－(D) 報酬－STI報奨：定量的業績評価」を参照のこと。

戦略

当グループの戦略

当グループの戦略は、強固な投資銀行機能を備えた、最良のウェルス・マネージャーになることである。

当グループは、ウェルス・マネジメントが銀行業における最も魅力的なセグメントの一つであると考えている。世界全体の資産はこの10年間で大幅に増加し、今後数年間はGDPよりも速いペースで成長し続け、新興国市場と成熟市場が魅力的な成長機会を提供することが予想される。当グループは、ウェルス・マネジメント業務に対するバランスがとれた手法を採用し、成熟市場での大きな資産プールと、アジア太平洋部門とその他新興市場での大幅な資産拡大の両方を利用することを目指している。

ウェルス・マネジメント業界では、当グループは、新興国市場が今後数年間の世界全体の資産増加の約60%を占め、その60%超がアジア太平洋部門で創出されると予測している。富は新興市場に非常に集中しており、富の創造は主に第一世代と第二世代の起業家に関連している。当グループは、顧客の資産を保護し、拡大させるための様々なサービスを提供し、かつ個人顧客及び法人顧客における資金ニーズを網羅する統合的なアプローチを提供しつつ、ウェルス・マネジメントと投資銀行の強みを活かし、自らを「起業家のための銀行」と位置づけることにより、これらの市場で成功するための重要な競争優位性を有することになると考えている。当グループは、融資エクスポージャーの慎重な管理を行い、強固な投資アドバイザリー業務及びグローバルな投資銀行業務の基盤を築きつつ、質の高いリレーションシップ・マネージャーを採用し維持することで新興市場でのウェルス・マネジメントの事業基盤の拡大を図っている。同時に、当グループは、リスク管理やコンプライアンス機能への投資も行っている。

成長が鈍化しているにもかかわらず、成熟市場は依然として重要であり、2022年までに世界全体の資産の半分超を占めると予想されている。当グループは、激しい競争環境において重点的にスケールメリットを追求しながら、西欧などの市場でのビジネスチャンスを活用する予定である。

スイスは、当グループの本拠地として、当グループに魅力的な機会を提供している。スイスは依然として世界で最も平均資産額が高く、富裕層の密度が最も高い国である。スイスは、高度に発展し、伝統的に強靱な経済から恩恵を受け、多くの起業家的中小企業が輸出パフォーマンスを牽引し続けている。当グループは、「起業家のための銀行」を目指し、個人顧客、法人顧客及び諸機関顧客に対してはあらゆるサービスを提供し、スイスの個人顧客、法人顧客及び諸機関顧客との強固な地位をさらに拡大するとともに、統合に伴う機会も活用する予定である。

当グループは、グローバル・マーケット部門の事業モデルを簡素化しかつそのリスクを低減し、複雑さを軽減し、費用を削減しながら、中核的な諸機関顧客向け事業のサポートを継続し、中核的な事業基盤における強固な地位を維持している。当グループは、グローバル・マーケット部門、スイス・ユニバーサル・バンク部門及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門に関するインターナショナル・トレーディング・ソリューションズ事業、商品組成・販売基盤をさらに強化することを目指している。当グループの事業規模は適切であり、資本利益率の目標とリスク・プロファイルの低さに見合った一部事業の撤退や縮小によって、集中的にリスクを軽減している。

当グループのインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門では、業界をリードするレバレッジド・ファイナンスの事業基盤を維持しつつ、アドバイザリー業務と株式引受業務の比重を拡大する方向で商品

構成を再構成することに重点を置いている。当グループの目標は、当グループのカバレッジと資本資源を、最大の成長機会及び当グループの事業基盤が有利な位置にある場所を結び付け、それらに選択的に投資することである。当グループは、これにより、市場における地位の強化、マーケットサイクルを通じたより多様で、変動性の少ない収益構成への貢献、資本コストを上回るリターンの実現につながるものと考えている。当グループは、当グループにとっての好機を生み出すために、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門と、当グループの他の部門及びそのプラットフォームとのグローバルな連携を引き続き活用する予定である。

当グループは、当グループ内の横断的なコスト管理を継続し、強固な業務上の相乗効果を維持しつつ、成長に向けた投資資源の創出を実現する生産性の改善に引き続き注力する予定である。

3ヶ年リストラクチャリング計画の完了

当グループは、2015年10月21日の「インベスター・デー」において概略を示した意欲的な3ヶ年リストラクチャリング計画を順調に完了させた。

収益性の高い成長の実現

過去3年間に渡って、当グループは、資本配分を見直し、質が高く、かつハイリターンなウェルス・マネジメント関連事業及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門の事業への配分を増加させてきた。これにより、当グループの事業構成に重大な変化が生じ、当グループの資本（コーポレート・センターとストラテジック・リゾリューション・ユニットを除く。）の3分の2超がウェルス・マネジメント関連事業及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門の事業に配分されている。当グループのウェルス・マネジメント関連事業とは、スイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、及びアジア太平洋部門内のウェルス・マネジメント&コネクテッド事業、又はそれらを組み合わせた業績を意味する。

2015年以降、当グループは、ウェルス・マネジメントにおいて100.9十億スイス・フランの新規純資産を獲得したが、これにより運用資産は757.2十億スイス・フランとなった。ウェルス・マネジメントにおける当グループのバランスの取れたアプローチは、成熟市場におけるプラスの資金流入と、新興市場における好調な資金流入に貢献した。当グループが起業家とUHNWI対象の事業基盤の拡大に注力したことにより、ウェルス・マネジメントにおいて2018年度は34.4十億スイス・フランの新規純資産を獲得した（2015年度から90%増）。新規純資産又は運用資産の数値に関して言及されるウェルス・マネジメントとは、スイス・ユニバーサル・バンク部門内のプライベート・クライアント事業、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門内のプライベート・バンキング事業、及びアジア太平洋部門内のウェルス・マネジメント&コネクテッド事業、又はそれらを組み合わせた業績を意味する。

インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門では、当グループは、投資適格法人、非投資適格法人及びファイナンシャル・スポンサーに関して目標としていた計画を着実に実行し、2015年度以降、これらのすべての顧客セグメントにおける当グループのシェアを改善している。

戦略的な取り組みにより、ウェルス・マネジメント関連事業とインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門事業が大きく成長した。当グループは、ウェルス・マネジメント関連の収益及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門関連の収益を、2015年度以降2.0十億スイス・フラン増加させた（年平均増加率で5%に相当する。）。当グループが業務上の相乗効果を実現することに注力したことにより、ウェルス・マネジメント関連事業及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門の事業において継続的にリターンが増加し、2018年度において法人税等控除前利益は4.9十億スイス・フランと2015年度比で159%増を実現し、調整後法人税等控除前利益は5.2十億スイス・フランと2015年度比で75%増を実現した。

事業モデルの強靱性の向上

当グループの戦略上、市場環境が好転した場合の利益を確保しつつ、厳しい市場環境の中で当行をより強靱なものにすることに主に重点を置いている。

この3年間で、当グループは損益分岐点の大幅な低下を実現した。2015年度に、当グループは戦略的コスト変革プログラムを発表し、正味4.2十億スイス・フラン超のコスト節減を達成するため、2015年の恒常為替相場で測定した調整後営業コストベースを17十億スイス・フラン未満に削減することを目標に掲げていた。当グループはこのプログラムを当事業年度末に順調に完了し、営業費用合計は17.3十億スイス・フラン、調整後営業コストベースは16.5十億スイス・フランとなった。

2015年度以降、当グループは事業活動リスク・プロファイルの大幅な低下を実現した。当グループにおいて、平均バリュエーション・リスクは41%減少し、レベル3資産は50%減少した。グローバル・マーケット部門の事業では、当グループは、コア事業の強みを維持し、2015年度第3四半期以降リスク加重資産とレバレッジ・エクスポージャーを削減しつつ、事業ポートフォリオの再構築を実現した。

当グループは、2015年度第3四半期以降、資本基盤を大幅に強化し、2018年度末現在のルックスルー・ベースでの普通株式等ティア1（以下、「CET1」という。）資本は35.9十億スイス・フラン、ティア1資本は46.1十億スイス・フランであった。当グループのルックスルー・ベースでのCET1比率は、2015年度第3四半期の10.2%から2018年度末には12.6%に増加し、ルックスルー・ベースでのティア1レバレッジ比率は、2015年度第3四半期の3.9%から2018年度末には5.2%に増加した。

また、当グループは、2015年に専任のコンプライアンス機能を設置し、コンプライアンス及びコントロールの枠組みの整備を目的として多額の投資を行いつつ、リスク管理機能の強化を図った。

過去の問題の解決及びストラテジック・リゾリューション・ユニットの清算

過去3年間で、当グループは、米国司法省（以下、「DOJ」という。）との間の住宅用不動産担保証券（以下、「RMBS」という。）の問題を含む重大な訴訟問題を解決してきた。

2018年度末現在、単独の部門としてのストラテジック・リゾリューション・ユニットは清算された。当グループは、2015年度においてストラテジック・リゾリューション・ユニットに関して設定した目標を達成し、それにより当グループに多額の資金がもたらされ、法人税等控除前利益に対する悪影響を大幅に軽減した。なお、2018年12月31日現在の残余ポートフォリオは、現在アセット・リゾリューション・ユニット（以下、「ARU」という。）において管理しており、コーポレート・センター内で個別に開示される。

調整後業績

本書において言及されている調整後業績は、当グループが報告した業績に含まれる一定の項目を控除した非GAAPの財務指標である。調整後業績は、当グループに基因する業績を表すものと経営陣が考えていない科目を除外して、当グループ及び部門の業績を長期にわたり一貫して評価するために有意義な営業成績の表示であると経営陣は考えている。

2015年度の恒常為替レートによる調整後営業コストベースは、リストラクチャリング費用、主要な訴訟引当金、事業売却に関する費用及び2015年度第4四半期に実施されたのれんの減損に関する当グループのすべての開示で行われた調整とともに、負債評価調整（以下、「DVA」という。）関連ボラティリティ、外貨換算の影響、及びコスト削減プログラムの開始時には実施されていなかった一定の会計処理の変更に關して行われた調整を反映している。一定の会計処理の変更に關する調整額は、コーポレート・センターにおけるグロスアップ計算による費用を反映して修正再表示しており、2018年度第1四半期以降は、会計基準アップデート（以下、「ASU」という。）第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」による変更の調整も反映している。為替換算調整額は、対象期間中一貫して、加重平均していない為替レート、すなわち、月次レートの直線平均を適用している。

ウェルス・マネジメント関連事業及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門ー調整後業績の差異調整

期中	ウェルス・マネジメント関連事業			インベストメント・バン キング&キャピタル・ マーケット部門		合計	
	2018年度	2017年度	2015年度	2018年度	2015年度	2018年度	2015年度
調整後業績（百万スイス・フラン）							
純収益	13,268	12,829	11,631 ¹	2,177	1,787	15,445	13,418
不動産利益	(23)	0	(95)	0	0	(23)	(95)
事業売却（利益）／損失	(92)	28	(34)	0	0	(92)	(34)
調整後純収益	13,153	12,857	11,502	2,177	1,787	15,330	13,289
貸倒引当金繰入額	186	117	174	24	0	210	174
営業費用合計	8,561	8,797	9,252 ²	1,809	2,101	10,370	11,353
のれんの減損	0	0	(446)	0	(380)	0	(826)
リストラクチャリング費用	(243)	(150)	(79)	(84)	(22)	(327)	(101)
主要な訴訟引当金	(116)	(97)	(299)	(1)	0	(117)	(299)
事業売却関連費用	(47)	0	0	0	0	(47)	0
調整後営業費用合計	8,155	8,550	8,428	1,724	1,699	9,879	10,127
法人税等控除前利益／（損失）	4,521	3,915	2,205	344	(314)	4,865	1,891
調整合計	291	275	695	85	402	376	1,097
調整後法人税等控除前利益	4,812	4,190	2,900	429	88	5,241	2,988

（注1） スイスカードの純収益148百万スイス・フランを除く。

（注2） スイスカードの営業費用123百万スイス・フランを除く。

営業コストベースー調整後業績の差異調整

期中	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
調整後業績（百万スイス・フラン）				
営業費用合計	17,303	18,897	22,337	25,895
のれんの減損	0	0	0	(3,797)
リストラクチャリング費用	(626)	(455)	(540)	(355)
主要な訴訟引当金	(244)	(493)	(2,707)	(820)
事業売却関連費用	(51)	(8)	0	0
負債評価調整（DVA）	46	(83)	0	0
一定の会計方針の変更	(228)	(234)	(70)	(58)
外貨換算調整前の営業コストベース	16,200	17,624	19,020	20,865
外貨換算調整 ¹	334	326	291	310
調整後営業コストベース	16,534	17,950	19,311	21,175

（注1） 2015年の恒常為替レートにより計算している。

財務目標

2018年12月12日の「インベスター・デー」において、当グループは、当グループの有形株主資本利益率（以下、「RoTE」という。）の目標を公表した。当グループは、RoTEの目標が2019年度は10-11%、2020年度は11-12%であることを確認し、2020年より後の年度は12%超とすることを公表した。

2019年度及び2020年度において、当グループは、主に、株式買戻し及び持続可能な通常配当の分配を通じて、当期純利益の50%以上を株主に分配することを計画している。なお、配当金額は、年率5%以上増加することを見込んでいる。2019年度について、当グループの取締役会は、1.5十億スイス・フランを上限とする当グループ普通株式の株式買戻しプログラムを承認した。当グループは、市場及び経済の状況次第であるが、2019年度に少なくとも1.0十億スイス・フランを買い戻す予定である。2020年度については、当グループは、取締役会の承認を条件として、2019年度と同様の株式買戻しプログラムの設定を予定している。2020年度の株式買戻しの水準は、当グループの資本計画を踏まえて設定される予定であり、一般的な市場の状況次第となるが、当期純利益の50%以上を分配するという当グループの意向に沿ったものとなる予定である。当グループは、株式買戻しプログラムを2019年1月14日に開始した。

当グループの見込み及び目標には、非GAAPの財務指標であり、未監査の指標が含まれることが多くある。これらの見込み及び目標を、可能な限りGAAP指標に調整することは、合理的な努力では不可能である。調整後業績は、当グループが報告した業績に含まれているものの、予想の根拠として用いることができないのれんの減損、主要な訴訟引当金、不動産売却益及びその他の収益及び費用項目を除外したものである。RoTEは、非GAAPの財務指標である有形株主持分にに基づいており、貸借対照表上に記載された株主持分合計からのれん及びその他の無形資産を控除して算出するものであるが、のれん及びその他の無形資産のいずれも予想の根拠として用いることができないものである。このような見込み及び目標は、当グループが財務書類作成時に適用する会計方針に一致させた方法で算出されるものである。

組織構造

当グループの組織構造は、地域に焦点を当てた3つの部門、すなわちスイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びアジア太平洋部門から構成されている。これらの地域別の事業部門は、インベストメント・バンキング業務に特化した2つのその他の部門、すなわちグローバル・マーケッツ部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門によって支えられている。当グループの組織は、顧客重視の姿勢をより強固なものとし、規制要件との整合性を高めることを意図して設計されたものであり、権限の分散化により、当グループ全体の意思決定のスピード、説明責任、費用競争力が高まっている。

当グループの事業活動は、当グループの業務執行役員会における専門的なコーポレート機能、すなわち最高財務責任者、最高業務執行責任者、最高リスク管理責任者、最高コンプライアンス責任者、ジェネラル・カウンセル及びグローバル最高人事責任者によって支えられている。

法人構造の変革

当グループの戦略目標の実現を支え、当グループの強靱性を高め、改正が重ねられている規制要件を今後も満たすことを目的として、当グループの法人構造を変革する計画の実施は、大部分が終了した。法人構造に係る計画は、当グループの主要規制機関であるFINMA及びその他の規制機関と協議の上策定されており、当グループなどのシステム上関連する銀行による破綻処理を促進するための世界規模の再建・破綻処理計画に関するスイス、米国及び英国における規制に対応するものであった。同計画は、当グループの取締役会で承認されたものであるが、一定の項目についてはFINMAとその他の世界各国の規制当局による最終承認を要する。

商品及びサービス

プライベート・バンキング業務とウェルス・マネジメント・ソリューション

当グループは、スイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門とアジア太平洋部門の顧客に合わせたプライベート・バンキングとウェルス・マネジメントの幅広いソリューションを提供している。

顧客セグメント別の価値提案

当グループの幅広いウェルス・マネジメント・ソリューションは、特定の顧客セグメントに対応して設計されたものである。投資銀行事業との緊密な連携により、特にUHNWIセグメントにおいて、カスタマイズされた革新的なソリューションを顧客に提供することが可能である。また、当グループは、洗練された顧客を主な対象として、個別対応可能で複雑なソリューションを提供する専門チームを有している。この一体化された銀行機能が行う明確な価値提案は、依然として顧客に対してサービスを提供する際の重要な強みである。

ストラクチャード・アドバイザリー・プロセス

当グループは、個別の顧客のリスク・プロファイルを明確にすることを目的として、顧客のニーズ、個人の状況、商品知識、投資目的を十分に把握し、顧客の財務状況を総合的に判断することを前提とした体系的なアプローチをアドバイザリー・プロセスに適用している。このアプローチに基づき、当グループは、顧客と連携して個別の投資戦略を策定している。この戦略は、ポートフォリオの品質基準の遵守と、すべての投資商品に係る適合性と適切性の基準の遵守を確実にするために実施される。実施責任者は、ポートフォリオ・マネージャー又は当グループのリレーションシップ・マネージャーのいずれかで、アドバイザリー業務の顧客と協力して実施されている。当グループのUHNWIリレーションシップ・マネージャーは、専任のポートフォリオ・マネージャーによってサポートされている。

包括的な投資サービス

当グループは、ストラクチャード・アドバイザリー・プロセスの結果と、クレディ・スイス投資委員会のグローバルな「ハウスビュー」に基づいて、包括的な投資アドバイスと投資運用一任サービスを提供している。当グループは、マクロ経済、株式、債券、商品及び外国為替の分析並びに経済に関するリサーチを含む幅広い投資専門知識を提供するリサーチ・投資戦略チームの分析及び提言に基づいて、助言及びサービスを行う。当グループの投資アドバイスは、ポートフォリオ・コンサルティングから個別投資に関するアドバイスまで網羅する様々なサービスを提供している。当グループは、運用投資商品を含むポートフォリオ管理及びリスク管理ソリューションを顧客に提供している。これらの商品は、当グループの専門家又は外部業者によってアクティブに運用・構築され、そうでなければ利用できない投資機会へのアクセスをプライベート・バンキングの投資家に提供している。より複雑なニーズを持つ顧客に対しては、幅広い仕組商品やオルタナティブ投資を含む、運用ポートフォリオの構築や個別戦略の実行を行っている。投資判断を当グループに一任したいと希望する顧客には、投資運用一任サービスが提供されている。当グループは、オルタナティブ投資における業界のリーディングカンパニーであり、資産運用事業やインベストメント・バンキング事業と緊密に連携しながら、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ、商品、不動産投資など、株式や債券との相関が限定的である革新的な商品を提供している。

加えて、当グループは、ファイナンシャル・プランニング、相続承継プランニング、信託サービスなど、プライベート・ウェルス・マネジメント及びコーポレート・ウェルス・マネジメントの様々なニーズに対応するソリューションを提供している。

融資・貸付

当グループは、消費者金融、不動産抵当貸付融資、UHNWI向け船舶に関連する実物資産融資及び航空機融資、標準／ストラクチャード・ヘッジ／証券担保の貸付ソリューション、担保取引業務など、プライベート・クライアントセグメント全般にわたって幅広い貸付ソリューションを提供している。

マルチショア・プラットフォーム

スイスでの業務に加え、13の国際的なブッキング（顧客資産管理）・センターから構成されるグローバルな事業展開により、当グループは、顧客資産管理機能を現地の及び国際的なハブ拠点を通じて提供することができる。当グループが多くの拠点でサービスを提供する目的は、地理的リスクの分散に重点を置き、複数の住所を有し、グローバルな取引実行サービスへのアクセスを求め、又は現地で利用可能な商品よりも幅広い商品に関心を持つ顧客にサービスを提供することである。

法人顧客及び諸機関顧客向けサービス

「起業家のための銀行」としての地位を確立するため、当グループは、スイスを中心とした法人顧客及び諸機関顧客に幅広い金融ソリューションを提供している。顧客のニーズの変化に対応すべく、当グループは一貫した事業基盤と国際的なプレゼンスを通じてサービスを提供している。このモデルに基づいて、当グループは、顧客の事業ライフサイクルの実質的にあらゆる段階でも顧客の銀行ニーズを満たし、顧客を支援することができる。法人顧客向けには、伝統的な融資及びストラクチャード融資、決済サービス、外国為替、資本財リース、投資ソリューションなど、幅広い銀行サービスを提供している。また、当グループは、M&A、シンジケーション、ストラクチャード・ファイナンスの分野においてカスタマイズされたサービスを提供するため、投資銀行の機能を活用している。世界規模の金融やトランザクション・バンキングに特化した需要を持つ法人に対しては、商品取引金融、貿易金融、ストラクチャード貿易金融、輸出金融、ファクタリングの分野でサービスを提供している。年金基金、保険会社、公共セクター、UHNWIの顧客を含むスイスの諸機関顧客向けに、当グループは、ファンド運用・管理、ファンド設計、包括的なグローバル・カストディ・ソリューションなど、幅広いファンド・ソリューションとファンド関連サービスを提供している。また、当グループは、船舶・航空機金融のほか、証券、現金、財務サービスなど金融機関向けのサービスや商品も提供している。

アセット・マネジメント・サービス

当グループの伝統的投資商品は、ファンドの組成とカスタマイズされたソリューションの両面で、株式、債券及びマルチ・アセットの各商品を網羅した戦略と包括的な運用を提供している。当グループは、リスク管理や資産配分などの運用原則を重視し、積極的かつ規律ある投資を行っている。当グループは、アクティブ運用のサービスと並んで、パッシブ運用のソリューションを提供している。これにより、顧客は様々な資産クラスの幅広い投資オプションにコスト効率のよい方法でアクセスすることができる。

また、当グループは、諸機関顧客や個人顧客に対しては、クレジット投資、ヘッジファンド戦略、不動産、商品など、様々なオルタナティブ投資商品を提供している。また、当グループは、外部運用会社との戦略的提携や主要な合併事業などを通じて、様々な資産クラスや市場へのアクセスを提供することができる。

インベストメント・バンキングの金融ソリューション

株式引受業務

株式資本市場業務では、新規株式公開（以下、「IPO」という。）、普通株式及び転換社債の発行、買収資金の調達、その他のエクイティ証券の組成、シンジケート及び引受業務を行っている。

債券引受業務

債券資本市場業務では、社債及びソブリン債の組成、シンジケート及び引受業務を行っている。

アドバイザー・サービス

アドバイザー・サービスでは、M&A、法人売却、リストラクチャリング、事業売却、スピンオフ、買収防衛戦略のあらゆる側面について顧客にアドバイスを行っている。

株式

キャッシュ・エクイティ事業では、（i）リサーチ、分析及びその他コンテンツを起点とした商品・サービス、（ii）顧客と市場間の注文フローを管理し、顧客にトレーディングに関する見解及び資金コミットメントを提供し、トレンドを特定し、最も効果的なトレード執行を提供する責任を負うセールス・トレーディング、（iii）上場及びOTCの現物証券、取引所上場の投資信託（以下、「ETF」という。）及びプログラムに係る顧客の注文を執行し、それらのマーケットメイクを行い、資金コミットメント及びリスク管理の両方を通じて市場に流

動性を提供する当グループのグローバル・エクセキューション・グループにおける、個別対応及びプログラムによるトレーディング、ETF及びアドバンスト・エクセキューション・サービス（以下、「AES」という。）のプラットフォームを含む、包括的なサービスを提供している。AESは、株式、オプション、先物及び為替にわたるグローバルなトレーディングを促進する、アルゴリズム・トレーディングによる高度な戦略、ツール及びアナリティクスから構成されるものである。AESは、顧客の注文を執行し、ボラティリティを制限するためにアルゴリズムを採用することにより、諸機関やヘッジファンドが市場の影響を軽減するのを支援している。AESはこの分野では評価されており、40超の国と6つの大陸にまたがる100を超える取引相手先へのアクセスを提供している。

プライム・サービス事業では、プライム・ブローカレッジ、シンセティック・ファイナンス、上場デリバティブ及び店頭デリバティブを通じて、ヘッジファンド及び諸機関の顧客に様々な資産クラスを網羅した執行、ファイナンス、カストディ、決済及びリスク・アドバイザリー・サービスを提供している。さらに、当グループは、最も定評のあるファンド・マネージャー、急速に成長するファンド及び選抜された新興企業と連携し、伝統的なプライム・ブローカレッジ・サービスと革新的な金融ソリューション及び包括的な資本及びコンサルティング・アドバイザリー・サービスを組み合わせ、ファンドがそのライフサイクルで永続的な組織を構築することを支援している。

エクイティ・デリバティブ事業では、プライベート・バンキングの顧客、金融機関、ヘッジファンド、資産管理会社、法人に対して、エクイティ関連商品及びクロスアセット商品（投資オプション、システムティック戦略、金融ソリューション、高度なヘッジ及びリスク管理に係る専門知識、並びに包括的な執行能力を含む。）を提供している。

転換社債：転換社債チームは、転換社債の流通取引とマーケット・メイキング、当グループが組成した転換社債のプライシングと販売を提供している。

債券

グローバル信用商品事業は、クレジット・トレーディング、セールス、ファイナンス及びキャピタル・マーケットにおける専門家によるサービスを提供する、卓越した顧客重視で、熟練したクレジット事業である。レバレッジ金融において資質と長年に及ぶ実績を持つ当グループの確固たる歴史は、当グループが発行体と投資家双方の顧客に対し、付加価値の高い商品とソリューションを提供することができることを示している。当グループのキャピタル・マーケット事業は、投資適格ローン及びレバレッジド・ローン、投資適格債、ハイ・イールド債、ユニット・トランザクションなど、発行体顧客向けのあらゆる商品の組成、引受け、及びシンジケートを担当している。また、当グループは、レバレッジド・ローン、ブリッジ・ファイナンス、メザニン・ファイナンス、ローン担保証券の組成など、買収資金ファイナンスの主要な提供者でもある。販売及び取引業務では、当グループは、ハイ・イールドと投資適格の現物債に加え、レバレッジド・ローンも含めたクレジット全般にわたる私募債と公募債のマーケット・メーカーである。また、当グループは、クレジット・デフォルト・スワップ・インデックス（以下、「CDX」という。）スイート、流動性のある個別銘柄クレジット・デフォルト・スワップ（以下、「CDS」という。）、ソブリンCDS、クレジット・デフォルト・スワップション及びiBoxxトータル・リターン・スワップなど、クレジット・デリバティブ市場におけるマーケット・メーカーでもある。当グループは、買戻条件付取引やショートカバー、トータル・リターン・スワップ、ポートフォリオ融資を含むがこれらに限定されない、信用商品のための広範囲な資金調達手段を顧客に提供している。

証券化商品事業は、諸機関顧客やウェルス・マネジメント顧客に対して資産ベースの流動性及び金融ソリューション・商品を提供する市場をリードする事業である。当グループは、様々な資産分野（消費者、商業、住宅、商業不動産、運輸及び代替資産）において経験を有している。当グループの金融事業は、資産・ポートフォリオのアドバイザリー・サービス及び金融ソリューション（倉庫ファイナンス・つなぎ融資、買収資金ファイナンス

ス)を提供し、顧客のために資本市場取引を組成・実施している。当グループのトレーディング・プラットフォームは、幅広いローン及び証券(RMBS、資産担保证券(以下、「ABS」という。)、商業用不動産担保证券(以下、「CMBS」という。))を含む。)に、市場流動性を提供している。CMBS及びRMBSに関しては、政府・政府機関保証ローン及び民間ローンが含まれる。当グループは、顧客層に当グループの発行市場及び流通市場の商品を販売する経験豊富で専任の証券化商品の販売チームを有している。また、当グループは、当グループの住宅ローンのサービサーであるセレクト・ポートフォリオ・サービシズを通じて住宅ローンを提供している。

マクロ商品事業には、当グループのグローバルな為替及び金利事業とスイスの投資適格資本市場チームが含まれている。当グループの金利事業は、米国の現物・デリバティブ、ヨーロッパの中央清算スワップ、並びに特定の二者間及びストラクチャード・ソリューションにおいて、マーケット・メイキング機能を提供している。当グループの投資家商品事業では、諸機関顧客及びプライベート・バンキング顧客を対象とした金利、為替及び商品ベースの仕組商品を組成している。また、投資家商品事業には、ベンチマーク及び独自の商品指数事業が含まれる。

新興市場、ファイナンス、ストラクチャード・クレジット事業には、キャッシュ・フロー融資、株式担保融資、担保付融資取引、ブラジル、メキシコ、ロシアにおける国内取引など、様々なファイナンス商品が含まれている。また、当グループは、中南米、中東欧、中東、アフリカの金融機関や法人・ソブリン顧客向けに、金融ソリューションやテラーメイドの投資商品を提供している。

その他

その他の商品及び活動には、貸付及び不動産投資が含まれる。貸付には、シンジケートローン、投資適格及び非投資適格の借入人に対する信用供与のコミットメントという形での上位銀行債務が含まれている。

リサーチとHOLT

当グループの株式・債券事業は、リサーチ機能とHOLT機能により強化されている。HOLT機能は、世界の20,000社超の業績を客観的に評価する枠組みであり、情報に基づいた投資判断を行うために顧客が使用する双方向のツールやコンサルティング・サービスを提供している。

株式・債券リサーチは、深い分析の枠組み、独自の方法論、データソースを活用して、世界中で約3,000社を分析し、絶えず変化する環境に対するマクロ経済学的な洞察を提供している。

経営環境

経済環境

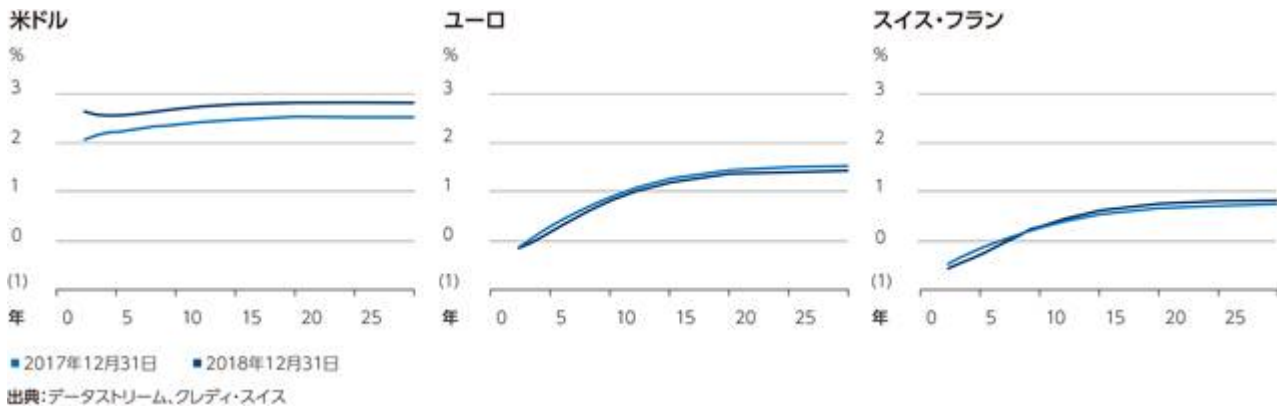
2018年初頭の世界経済の成長は堅調であったが、様々な国の景気予測調査や製造業データが落ち込み、年度が進むにつれて成長が鈍化した。米国経済は、財政刺激策と民間セクターの好調な収益に支えられ、他の国々を上回るパフォーマンスを達成した。米国のコアインフレ率は2%の目標に近い水準で推移した。ユーロ圏では、景気の勢いが大幅に鈍化し、コアインフレ率は抑制されたままであった。中国の経済データは、年間を通じて景気刺激策が実施されたにもかかわらず、(特に2018年第4四半期に)内需が低迷したことを示している。多くの新興国では、金融環境の逼迫、貿易摩擦及び国内政治の混乱が成長を鈍化させた。

世界的に2018年は金融政策引き締めが実施されていた。Fedは、2018年は四半期ごとにフェデラルファンド金利の目標レンジを25ベース・ポイント引き上げ、年末には2.25-2.5%に達した。ECBは資産購入プログラムを終了したが、金利は据え置いた。SNBは政策金利を据え置いた。その他の先進国市場では、カナダ中央銀行、イングランド銀行、スウェーデン及びノルウェーの中央銀行が、いずれも2018年に政策金利を引き上げた。新興国市場では、メキシコや韓国をはじめとする多くの中央銀行が金融政策引き締めを行った。ブラジルは例外で、年内に金利が引き下げられた。

世界の株式市場は、経済成長に対する懸念が高まる中2018年第4四半期に大幅に反転し、2018年は年初比で下落に終わり、年初9ヶ月間の上昇分が帳消しとなった。米国の企業業績が好調であったにもかかわらず、貿易摩擦やその他の政治的不確実性が、それまで上昇していた評価水準からの大幅な下落を引き起こしたことから、2018年の世界の株式市場は7%超下落した。地域別では、米国株式、オーストラリア株式が他をしのぐパフォーマンスであった一方、欧州株式、日本株式、新興国市場株式は大きく低迷した（「株式市場」のチャートを参照のこと）。セクター別では、ヘルスケアが最も好調で、プラスのリターンをあげた唯一のセクターであった。2018年は、世界経済の弱含み、米国財務省証券イールドカーブの平坦化の進行、商品価格の下落、及び政治リスクが金融、素材、エネルギー及び資本財・サービス・セクターに影響を及ぼしたため、これらのセクターが最も不調であった。シカゴ商品取引所市場ボラティリティ・インデックス（以下、「VIX」という。）で測定された株式市場のボラティリティは、2018年には昨年の歴史的低水準から反転して上昇傾向にある。クレディ・スイス・ヘッジファンド・インデックスは、2018年に3%下落した。

イールドカーブ

イールドカーブは、すべての主要通貨で低水準で推移した。



株式市場

株式市場は2018年に年初比で下落し、銀行株のパフォーマンスは世界の株式市場を下回った。ボラティリティは2017年と比較して大幅に増加した。



信用スプレッド

信用スプレッドは、年間を通じて拡大した。



債券市場では、2018年にFedが金融引締めを行ったため、米ドル金利は年度末は年初比で上昇であった。米ドルのイールドカーブは、経済成長に対する慎重な見方が強まったことを背景に、2018年第4四半期に一部反転し始めた（「イールドカーブ」のチャートを参照のこと。）。ユーロについては、利回りが全般的に低下し、スイス・フランについては、イールドカーブが急勾配化した。グローバル確定利付投資適格債（政府債とクレジット債の両方を含む）は、2018年は米ドルヘッジベースで約1.5%のプラスのパフォーマンスとなった。信用スプレッドは、年初の歴史的な縮小水準から拡大した（「信用スプレッド」のチャートを参照のこと。）。新興市場国債券と転換社債は、2018年において最も弱い債券セグメントであった。

主要通貨のうち、米ドルは2018年に最も堅調な通貨の1つであった。それは、2018年年初の弱含みの水準から上昇したが、米国の金融引き締め政策の継続や世界的なリスク回避の動きの恩恵を受けた。ユーロは、経済の勢いが鈍化し、特にイタリアの選挙後、ユーロに政治リスクが加わったため、ECBによる量的緩和の縮小にもかかわらず、下落した。また、スイス・フランも米ドルに対しては年間を通じて下落したが、ユーロ圏において経済的・政治的リスクが年間の大部分において生じていたため、ユーロに対しては上昇した。英ポンドは、英国のEU離脱プロセスの不確実性が市場マインドの悪化とボラティリティの拡大につながったことから、2018年は特に圧力に晒された。大半の新興市場国通貨は2018年に米ドルに対して大幅に下落し、特にアルゼンチン・ペソとトルコ・リラが大幅に下落した。ロシア・ルーブル、ブラジル・レアル、南アフリカ・ランドも下落した。しかし、メキシコ・ペソは、2018年には米ドルに対して相対的に順調に推移した。

クレディ・スイス・コモディティ・ベンチマークは、2018年年初に大幅に上昇したが、年度末は11%超のマイナスのリターンであった。最も大きな反転が生じたのはエネルギー・セクターであったが、これは、同セクターは2018年第3四半期末まで明らかに他をしのぐパフォーマンスであったが、石油・ガス価格が下落した後、2018年第4四半期にはパフォーマンスが最も悪いセクターの一つになったためである。需要懸念と予想を上回る供給力がこの弱さの一因となった。成長と貿易政策に特に敏感な工業用金属のみが、通年比較で悪化した。また、貴金属についても、米ドル高の影響を受け、前年を下回った。農産物価格も下落した。

市場取引高（% 前年比）

2018年度	世界	ヨーロッパ
株式取引高 ¹	9	5
公表ベースの合併・買収 ²	19	31
完了ベースの合併・買収 ²	13	22
株式引受金額 ²	(14)	(34)
債券引受金額 ²	(17)	(7)
シンジケートローン—投資適格 ²	31	-

(注1) ロンドン証券取引所、イタリア証券取引所、ドイツ取引所及びマドリッド証券取引所。世界にはインターコンチネンタル取引所及びナスダック証券市場も含まれる。

(注2) ディールロジック

セクター環境

世界の銀行株は2018年に世界の株式市場を下回る厳しい年となった。欧州銀行株は、特に2018年第2四半期及び第3四半期に世界の銀行株を下回った。2018年末時点の世界の銀行株価は、2017年比で17%超下落した（「株式市場」のチャートを参照のこと）。

プライベート・バンキング業界では、2018年第4四半期に株式市場を中心に市場が調整されたものの、経済成長と投資環境全般の下支えによって活気づけられ、長期の基本的な成長傾向を経験した。このような下支えのある市場動向と対照的に、政治的不安定性、最大の貿易相手国間における保護主義の高まりによる脅威に対する懸念、中央銀行による量的緩和政策の終了の影響に対する不確実性などが課題となった。また、プライベート・バンキング・セクターは、デジタル技術から生じる新たな機会と効率性を追求しながら、構造と規制上の変化に適応する中で圧力に直面し続けた。

投資銀行業界では、世界の株式取引高が2017年比で9%増加した。世界の公表ベースのM&A金額は19%増、ヨーロッパの公表ベースのM&A金額は31%増であった。世界の完了ベースのM&A金額は13%増加した。ヨーロッパでは、完了ベースのM&A金額は22%増加した。世界の株式引受金額は14%減少し、ヨーロッパは34%減少した。世界の債券引受金額は17%減少した。米国債券の取引高は、主として米国財務省証券の取引高の増加により増加した。

2【事業等のリスク】

当グループの事業は、以下に述べるものの他、様々なリスクにさらされており、当グループの業績又は財政状態が、これらのリスクにより悪影響を受ける場合がある。

流動性リスク

流動性、すなわち資金の即時利用可能性は、当グループの事業、特にインベストメント・バンキング事業にとって不可欠である。当グループは、流動性が限られている環境においても、債務を履行するために必要な流動性を維持することを目指している。

当グループの流動性は、資本市場を利用できない場合、資産を売却できない場合、流動性コストが増加した場合に、又はベンチマーク金利の廃止の可能性に関する不確実性の結果として、損なわれる可能性がある

担保付又は無担保で借入れを行う能力及びその費用は、金利の上昇、信用スプレッドの拡大、借入の利用可能性、流動性に関する規制上の要件又は当グループ、当グループの一定の取引先若しくは銀行部門全体に関するリスクに対する市場の認識（当グループの認識されている又は実際の信用力を含む。）によって、影響を受ける可能性がある。無担保の長期若しくは短期の借入資本市場において資金を調達できないこと、又は担保付きの借入市場を利用できないことにより、当グループの流動性が重大な悪影響を受ける可能性がある。厳しい信用市場においては、当グループの資金調達コストが増大するか、又は当グループの事業の維持若しくは拡大のための資金を調達できない可能性があり、当グループの業績が悪影響を被る場合がある。2008年及び2009年における金融危機以降、当グループの流動性コストは多額であり、さらに、当グループは、流動性拡充を求める規制上の要件が課された結果、継続的な費用が生じると予想している。また、2017年7月に、ロンドン銀行間取引金利（以下、「LIBOR」という。）を規制するFCAは、2021年より後はLIBOR指標の計算のための金利を提供するよう銀行に説得又は強制しないと公表した。よって、LIBORは2021年より後は廃止される可能性が非常に高いと思われる。かかる展開又は指標の管理における将来の変更は、かかる指標に収益又は契約上の仕組みが連動する有価証券その

他の商品（当グループにより発行されたものを含む。）の収益、価値及び市場に悪影響をもたらす可能性がある。例えば、代替の参照金利は、ターム構造が備わっていない可能性があり、現在は翌日物以外の期間の指標に連動する商品の契約条件の変更が要求される可能性がある。LIBOR又はその他のベンチマークを代替の参照金利と置き換えることで、既存の有価証券及びその他の契約の価値又は収益に悪影響が及び、ミスプライシングや当グループ、当グループの顧客及びその他の市場参加者に対する追加の法的リスク、金融リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク、レピュテーション・リスク又はその他のリスクが発生する可能性がある。また、代替の参照金利への移行により、当グループのドキュメンテーション、手法、プロセス、統制、システム及び営業に対する変更が必要となり、労力及び費用が増加する可能性がある。

資本市場（株式、債券及び規制資本性証券の募集を通じたものを含む。）で必要な資金を調達できない場合、債務を履行するために、担保が付されていない資産を清算する必要性が生じる可能性がある。流動性が低下している時期には、当グループが資産の一部を売却できなくなるか、又は低い価格で資産を売却する必要性が生じるが、いずれの場合も当グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループの事業は、資金調達源として当グループの預金基盤に大きく依存している

当グループの事業は、主に要求払預金、銀行間の貸付、定期預金及び現金債等の短期的な資金調達手段の利益を享受している。預金は安定した資金源となっていたが、今後もそうであるとは限らない。その場合、当グループの流動性ポジションが悪影響を受ける可能性があり、預金引出の要求又は満期時の支払いがあった場合、これに応じることができないリスク、満期時に借入金を返済できないリスク、及び新たな貸付、投資及び事業のための資金を調達できないリスクがある。

当グループの格付の変更は、当グループの事業に悪影響を与える場合がある

格付は格付機関により付与されるものである。格付機関はいつでも、格付の引下げを行い若しくはその意思を示し、又は格付の取下げを行うことができる。主要格付機関は、金融サービス業界、特に企業が財政危機又は信用危機の場合にシステミック・リスクを引き起こすかどうかの不確実性、又は、特に厳しい経済的ストレス下に置かれている期間における、市場心理及び市場からの信頼に対する当該企業の潜在的な脆弱性に引き続き焦点を当てている。当グループの格付のあらゆる引下げは、当グループの借入コストを増加させ、資本市場の利用を制限し、資本コストを上昇させ、並びに当グループの商品の販売又はマーケティングに係る能力、取引能力（特に金融取引及びデリバティブ取引）及び当グループの顧客維持能力に悪影響を与える可能性がある。

市場リスク

市場の変動及びボラティリティにより、当グループの取引及び投資活動が重大な損失を被る場合がある

2018年度中、当グループは引き続き貸借対照表の縮小に努め、戦略の実施において大きく前進したが、当グループは債券市場、通貨市場及び株式市場において、並びにプライベート・エクイティ、ヘッジファンド、不動産及びその他の資産について、大量の取引及び投資のポジションを継続して有しており、ヘッジ取引も行っている。これらのポジションは、金融市場及びその他の市場の変動から悪影響を受ける可能性がある。すなわち、相場水準にかかわらず、特定期間の特定の市場における価格変動による悪影響を受ける場合がある。これらのいずれかの市場において当グループが資産を所有している場合、すなわち正味ロング・ポジションを有している場合、これらの市場の低迷により、当グループが、当グループの正味ロング・ポジションの価値の低下に由来する損失を被る可能性がある。逆に言えば、これらの市場のいずれかにおいて当グループが所有していない資産を売却した場合、すなわち正味ショート・ポジションを有している場合、これらの市場の回復により、上向きの市場において資産を獲得することで正味ショート・ポジションを買い戻す際に、当グループは重大な損失を被る可能性がある。市場の変動、低迷及びボラティリティは、当グループのポジションの公正価値及び業績に悪影響を与

える可能性がある。厳しい市場又は経済の状況又は傾向により、過去において純収益及び収益性が著しく減少したことがあり、今後も減少する可能性がある。

当グループの事業及び組織は、当グループが事業を行う各国における厳しい市況並びに経済、金融、政治、法律、規制及びその他の状況の不利な展開による損失リスクを負っている

国際的な金融サービス会社として、当グループの事業は、ヨーロッパ、米国、アジア及びその他の世界の各地域の金融市場、経済状況全般及びその他の展開により重大な影響を受けている。複数の主要な先進国市場では2008年及び2009年の経済危機からの回復は鈍いままである。ヨーロッパのソブリン債危機並びに米国の債務水準及び連邦予算確定過程の問題は、完全には解決されていない。また、コモディティ価格の変動及び新興市場に対する懸念が、金融市場に影響を及ぼしている。金融市場のボラティリティは2018年度中に大幅に増大し、いくつかの世界的な金融市場指数は2018年度第4四半期に急落した。かかる状況が改善しない場合、停滞した場合、又は悪化した場合、当グループの財政状態及び業績が著しい悪影響を受ける可能性がある。さらに、当グループが運営又は投資を行っている様々な国又は地域において、いくつかの不利な要因のうち、特に、極度の為替変動、高度のインフレ、又は低成長若しくはマイナス成長を含む、その国又は地域特有の深刻な経済混乱が発生したことがある。特定のヨーロッパの国々の経済及び財政状況の脆弱性、特にかかる脆弱性が他の経済にもたらす影響、又はこれらの国々に対する資金の貸出若しくはこれらの国々との間であるいはこれらの国々において事業を行った金融機関（当グループを含む。）への影響度合いについて、懸念が続いている。

ヨーロッパ経済（難民危機及び政治的な不確実性を含む。）並びに英国のEU脱退に関する継続的な懸念は、ヨーロッパ及び世界中の市況の混乱を招く可能性がある。英国首相であるテリーザ・メイは、脱退予定日を2019年中（但し、EUと英国の間で合意される移行措置による。）として、EU脱退に向けた2年間の交渉を2017年3月に開始した。この交渉結果及びこの決定がマクロ経済に及ぼす影響は予測が困難であり、長期間に渡って不確実なままであることが予想されている。英国の国民投票が世界に与えた重大な影響には、中央銀行によるマイナス金利政策がより長期間かつ広範に実施されることに關して不確実性が高まったことが挙げられる。英国のEU離脱がクレディ・スイスに及ぼす影響を当グループが正確に予測することは不可能であり、かかる影響が、当グループの将来の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。英国において設立され又は事業を行う当グループの法人は、英国の脱退後にEUにおいてサービスを提供し又はその他により事業を行うことへの制限に直面する可能性があり、これにより、当グループが、直ちに又は適用ある移行期間の後に、一定の事業を行う法人構造及び場所に対して重大な変更を行うことが要求される可能性がある。

展開中及び将来の規制上の要件を充足するために当グループの法人構造を改善するこのプログラムは大部分が完了したものの、当グループの法人構造の改善に關連する意図した結果の実行可能性、範囲及び時期に影響を及ぼす可能性のある多くの不確定要素が依然として存在している。当グループ及び当グループの事業に影響を及ぼす重大な法律及び規制の変更により、当グループは、自らの法人構造をさらに変更するよう要求される可能性がある。これらの変更の実施により、多くの時間と資源が必要となっており、さらに必要となる可能性があり、また、運営、資本、資金調達及び税金のコスト並びに当グループの取引先の信用リスクが増加しており、潜在的にさらに増加する可能性がある。ヨーロッパ大陸が政治的に不確実な環境にあることも、当グループの事業に影響を及ぼす可能性がある。愛国主義的な主張に対する人気により、国の政策の大幅な転換及びさらなるヨーロッパ統合への道筋の遅延が生じる可能性がある。米国の貿易、移民、気候変動及び外交に關する方針の最近の及び予定される変更が及ぼす影響に關して、類似した不確実性が存在する。増大する世界的な貿易摩擦（中国、米国及びEUといった主要な貿易相手国との間のものを含む。）は、世界的な経済成長を阻害する可能性があり、当グループの事業に悪影響を及ぼす可能性もある。

その他の国々、当グループが現在事業を行っていない又は拠点を有していない国々における経済の混乱でさえも、当グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。厳しい市況及び経済状況により、金融サービス

会社の経営環境は引き続き困難を伴うものになっている。とりわけ金利及び為替レート、地政学的な問題、コモディティ価格の変動及びヨーロッパの低迷に関する懸念が、金融市場及び経済に影響を与えている。近年、低金利環境は当グループの純利息収益及びトレーディング・非トレーディング債券投資ポートフォリオの価値に悪影響を与えている。将来における金利の変更（利上げ、又は現在の当グループの本国市場におけるマイナスの短期金利の変更を含む。）は、当グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性がある。また、史上最高水準のスイス・フラン高が当グループの収益及び純利益に悪影響を与えた一方で、株式市場の変動も当グループのトレーディング・非トレーディング株式投資ポートフォリオの価値に影響を与えている。さらに、当グループが事業を行う主要経済大国間、特にFed、ECB及びSNB間における金融政策の不一致は、当グループの業績に悪影響を与える可能性がある。

かかる厳しい市況又は経済状況は、当グループが引受業務、M&Aに関する助言、又はその他のサービスを提供しているインベストメント・バンキング取引の規模及び量を減少させるため、当グループの金融助言手数料及び引受手数料に悪影響をもたらす可能性がある。かかる状況は、当グループが顧客のために行う証券取引の種類及び量に悪影響をもたらし、当グループの手数料及びスプレッドによる純収益に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当グループの事業の一部は、国際機関、国家、州、県、市及び地方当局を含む政府機関との取引又はその債務の売買を行っている。これらの活動は、政府機関が債務不履行に陥るリスク若しくはその債務が再構成されるリスク、又は政府当局者により講じられた措置が当該当局者の法的権限を越えるものであったと主張されるリスクを含む、当グループのソブリン・リスク、信用関連リスク、オペレーショナル・リスク及びレピュテーション・リスクを増大させて、その結果、当グループの経済状況及び経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。

低金利環境、慎重な投資家の行動継続、並びに市場構造の変化等、厳しい市況及び経済状況は、過去数年にわたって当グループの事業に影響を与えてきた。これらの不利な要因は、当グループの顧客フローによる販売及び取引並びに資産運用業務による手数料収益（顧客のポートフォリオの価値に基づく手数料収益を含む。）の減少に反映されている。競合会社の業績又は資産運用ベンチマークを下回る運用実績は、運用資産及び関連報酬の減少につながる可能性があり、新規顧客の獲得が困難になる場合がある。複雑な商品からのシフトという顧客の需要に大きな変化が生じ、顧客により大規模なデレバレッジが行われている。こうした状況が継続する限り、当グループのプライベート・バンキング及びアセット・マネジメント業務に関する業績は悪影響を受け、又は今後も受け続ける可能性がある。

厳しい市況又は経済状況は、当グループのプライベート・エクイティ投資にも悪影響を及ぼしており、将来において悪影響を及ぼす可能性がある。プライベート・エクイティ投資の価値が大幅に下落した場合、当グループは、当該投資について、その投資収益率が一定の水準を超えた場合に受領できる収入及び利益の増加分の持分を受領することができず、従前に受領していた成功報酬を投資家に返却する義務が発生し、投下資本に対する当グループの按分方式による持分を失う可能性があるからである。さらに、業績の良い投資であっても処分が難しい場合があるため、当該投資の処分も困難となる可能性がある。

上記のマクロ経済要因に加え、テロ攻撃、サイバー攻撃、軍事的紛争、経済的若しくは政治的な制裁、流行病、政治不安又は自然災害を含む、当グループにより制御不能なその他の事象は、経済及び市況、市場のボラティリティ並びに金融活動に重大な悪影響を与える場合があり、その結果当グループの事業及び業績に影響が及ぶ可能性がある。

当グループは、不動産部門において、重大な損失を被る場合がある

当グループは主に顧客のために、多数の不動産及び不動産関連の商品について貸付を行い、自己勘定ポジションを取得し、また商業用及び住宅用不動産担保ローンを提供している。2018年12月31日現在、SNBに報告された当グループの不動産ローンは、総額約146十億スイス・フランであった。また、当グループは商業用及び住宅用不動産、不動産関連の法人向け貸付、並びに抵当貸付に加え、CMBS及びRMBSといったその他の不動産、並びに商

業用資産及び商品の証券化及び売買を行っている。当グループの不動産関連のビジネス及びリスク・エクスポージャーは、不動産市場又はその他のセクター及び経済全体の低迷によって、悪影響を受ける可能性がある。特に、スイスの特定の地域における不動産市場の価格修正の可能性のリスクは、当グループの不動産関連事業に重大な影響を及ぼす可能性がある。

多額かつ集中したポジションによって、多額の損失を被るリスクがある

リスクの集中は、当グループが特定の顧客、産業又は国家に対して多額の貸付を行い、またそれらの証券を保有していることを考慮すると、損失を増大させる可能性がある。引受、貸付又はアドバイザー業務等を通じて、当グループが多額のコミットメントを行っている産業部門の経済的成長の停滞も、当グループの純収益に悪影響を与える可能性がある。

ブローカー・ディーラー、銀行、ファンド及びその他の金融機関との間で日常的に行う大量の取引の結果、当グループは、金融サービス業界において、大きなリスクの集中を抱えている。また通常業務においても、特定の取引先についてリスクの集中の影響を受ける可能性がある。当グループは、その他の金融機関と同様に、当グループの規制機関と協議の上、システミック・リスク及び金融機関へのリスク集中に対する当グループのエクスポージャーの理解を深め、またそれらを管理できるように、引き続きその実務及び業務を改定している。規制機関はかかるリスクを引き続き重視しており、それらのリスクに対する対処法について、数多くの新たな規制及び政府提案が存在し、また現行の規制に対する重大な不確実性が存在する。当グループの業界、業務、実務及び規制における変更が、当該リスクの管理に効果的であるという保証はない。

リスクの集中により、経済及び市況が同業他社にとって全般的に有利である場合にも、当グループが損失を被る可能性がある。

当グループのヘッジ戦略が損失を防ぐことができない場合もある

当グループの事業に関する様々なリスクをヘッジするための商品及び戦略が有効ではない場合には、当グループは損失を被る場合がある。ヘッジを購入できない場合、一部のリスクしかヘッジされない場合、又はヘッジ戦略がすべての市場環境若しくは各種リスクに対応してリスクを軽減する効果が十分でない場合もある。

市場リスクは当グループが直面するその他のリスクを増大させる場合がある

当グループの事業に与える上記の悪影響の可能性に加えて、市場リスクは当グループが直面するその他のリスクを悪化させる場合がある。例えば、取引により重大な損失を被った場合、当グループの流動性の利用可能性が損なわれているにもかかわらず、流動性を確保する当グループの必要性が急激に高まる可能性がある。また、別の市場の低迷に連動して、当グループの顧客及び取引先がそれぞれ重大な損失を被った結果、その財政状態を悪化させ、当グループの当該顧客及び取引先に対する信用リスク及び取引先リスク・エクスポージャーを増大させる可能性がある。

信用リスク

当グループは信用リスクにより、多額の損失を被る場合がある

当グループの事業は、借主及びその他の取引先が債務不履行に陥る基本的なリスクを負っている。当グループの信用リスクは、貸借関係、コミットメント及び信用状、並びにデリバティブ、為替及びその他の取引を含む、当グループが多くの顧客及び取引先との間で行う広範囲の取引において存在する。当グループの信用リスクに対するエクスポージャーは、経済又は市場の不利な動向、並びに関連する市場又は金融商品のボラティリティの増加による悪影響を受ける可能性がある。また、金融市場における流動性又は透明性の混乱により、当グループのポジションの売却、シンジケーション又は清算ができなくなる可能性があり、その場合はさらなる集中を招くこ

とになる。これらのポジションを低減できない場合、当該ポジションに関連する市場リスク及び信用リスクを増大させるだけでなく、当グループの貸借対照表におけるリスク加重資産の水準を上昇させる可能性があり、当グループの必要規制資本の増加につながる。これらはすべて、当グループの事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループが定期的に行う、顧客及び取引先の貸倒に係る信用度の検討は、資産又はコミットメントの会計処理に基づくものではない。公正価値で評価される貸出金及びローン・コミットメントに係る信用度の変化は、トレーディング収益に反映されている。

経営陣による貸倒引当金の決定は重大な判断を伴う。当グループの銀行事業では、当グループの当初の損失見積額が不適切であった場合、貸付損失のための引当金を増額し、事前に定められた引当金を超える損失を計上する必要がある場合もあり、この場合、当グループの業績に重大な悪影響を与える可能性がある。

一定の状況下において、当グループは、長期の信用リスクの引受、非流動性担保に対する信用の供与、及び当グループが負担する信用リスクに基づく、デリバティブ商品に対する積極的な価格設定の付与を行う可能性がある。これらのリスクの結果として、当グループの資本及び流動性の要求水準は、引き続き高まる可能性がある。

1 社又は複数の大手金融機関による債務不履行は、金融市場全体及び当グループに悪影響を与える可能性がある

金融機関 1 社に関する懸念若しくは風評、又は当該金融機関の債務不履行は、その他の金融機関の流動性に関する重大な問題、損失又は債務不履行につながる場合がある。これは多くの金融機関の商業的健全性が他の金融機関同士との信用関係、取引関係、決済関係又はその他の関係により密接に関連しているためである。当該リスクはシステミック・リスクとも呼ばれる。多くの金融機関（特に、ユーロ圏に所在するか又はユーロ圏に対する重大なエクスポージャーを抱える金融機関）の債務不履行及び倒産に関する懸念が、2018年度中も継続した。その結果、清算機関、手形交換所、銀行、証券会社及び証券取引所等の当グループが日常的に取引を行う金融機関及び金融仲介機関が今後損失を被るか、又は債務不履行に陥る恐れがある。当グループが保有する担保が清算できない場合、又はエクスポージャーの全額に満たない額でのみしか清算できない場合、当グループの信用リスク・エクスポージャーが増加する。

当グループが信用リスクの管理のため利用する情報は、不正確又は不完全である場合がある

当グループは、信用リスクの問題があり得ると考えられる特定の顧客及び取引先、並びに特定の産業、国及び地域に対する信用リスクを定期的に検討しているが、詐欺等の予測や看破が難しい事由又は状況により、デフォルト・リスクが生じる場合がある。また、取引先の信用リスク若しくは取引リスク又は特定の産業、国及び地域に伴うリスクに関する正確かつ完全な情報を得られず、また取得した当該情報を誤って解釈したり、その他一定のリスク状況を誤って評価する場合もある。また、かかるリスクを管理するために実施した手段があらゆる場合において効果的であるとの保証はない。

当グループの戦略に係るリスク

当グループは、当グループの戦略的イニシアチブによる予想利益のすべてを達成できない可能性がある

2015年10月、当グループは、当グループの新たな戦略的方向性、構造及び組織を定める包括的な一連の施策を公表し、2016年、2017年及び2018年にこれを更新した。当グループがこの戦略的方向性、構造及び組織を実施する能力は、将来の経済環境、特定の地域における経済成長、規制上の展望、当グループが特定の財務目標及び目的を達成する能力、予想金利及び中央銀行の措置等に関する数多くの重要な前提条件に基づいている。これらの前提条件のうちいずれか（当グループが特定の財務目標及び目的を達成する能力を含むが、これに限定されない。）の全部又は一部が不正確であることが判明した場合、当グループが定めた財務目標及び目的を達成する能力及び主要な従業員を雇用し続ける能力を含む、当該戦略による予想利益の一部又は全部を達成する当グループの能力が制限される可能性がある。当グループが制御不能な要因（本書に記載されている市場及び経済の状況、

法律、規則又は規制の変更（BEATに関連して米国内国歳入庁により発表される規制の適用を含む。）、当グループの戦略の実施に係る実行リスク並びにその他の困難及びリスク要因を含むが、これらに限定されない。）により、当該戦略による予想利益の一部又は全部を達成する当グループの能力が制限される可能性がある。当グループがその戦略の一部若しくは全部を成功裏に実施できない場合、又は実施された戦略の構成要素から予想される利益を生み出すことができない場合、当グループの財務業績及び当グループの株価が重大な悪影響を受ける可能性がある。

さらに、当グループの戦略の一環として、当グループの事業の特定分野内での重点の変更が行われる。この変更は、その他の事業分野に不測の負の効果を及ぼす可能性があり、結果として、当グループの事業全体に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループが戦略を実施することにより、特定のリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク及び規制リスクを含むが、これらに限定されない。）に対する当グループのエクスポージャーが増加する可能性がある。当グループはまた、特定の財務目標及び目的（例えば有形自己資本利益率に関するもの）の達成を目指しているが、その成功の有無は定かではない。これらの目標及び目的を記載された形で又は少しでも達成することができるという保証はない。最後に、当グループの事業の組織構造の変更並びに人事及び経営の変更により、当グループの業務に一時的な不安定性がもたらされる可能性がある。

加えて、当グループは、当グループが実施する買収及びその他類似の取引により、一定のリスクに晒されている。当グループは、当グループが買収を予定している会社の記録を検討するが、一般的に、すべての記録を詳細に検討することは不可能である。記録を詳しく検討した場合でも、既存の又は潜在的な問題点が明らかにならない場合があり、その能力と欠陥を完全に評価するに十分なほどには、その事業を熟知できない場合がある。その結果、当グループが想定外の負債（法的及びコンプライアンス問題を含む。）を抱えるか、又は買収した事業が予定通りに成功しない場合がある。また、買収した会社を当グループの組織構造に適合させることが困難であることに加え、とりわけ手続、ビジネス実務及び技術システムの相違等により、買収した事業を当グループの既存事業に効果的に統合できないおそれもある。買収による収益が当該事業の買収のために当グループが負担した費用若しくは負債、又は当該事業を発展させるために必要な資本的支出を賄うことができないリスクに直面している。当グループはまた、買収が不成功に終わることにより、究極的には当グループが結果的に当該取引に関連するのれんの評価減又は評価損を計上せざるを得なくなるリスクにも直面している。当グループは、貸借対照表上、ドナルドソン・ラフキン・アンド・ジェンレット・インクの買収及びその他の取引に関連して多額ののれんを計上し続けており、その結果、追加ののれんの減損費用が生じる可能性がある。

当グループは、新たな合併事業（当グループ内及び社外関係者との間で）及び戦略的提携への参加を試みる可能性もある。当グループは、適切なパートナーの選択に努めるが、当グループの合併事業に係る努力が成功しない場合、また当グループの投資及びその他のコミットメントに見合わない場合がある。

見積り及び評価に由来するリスク

当グループは、業績に影響を与える見積り及び評価を行う。これらの見積り及び評価は、特定の資産と負債の公正価値の測定、偶発債務引当金、貸倒引当金、訴訟及び規制手続引当金の設定、のれん及び無形資産の減損の会計処理、繰延税金資産の実現能力の評価、株式報酬の評価、当グループのリスク・エクスポージャーのモデル化並びに年金プランに関する支出及び負債の計算を含む。これらの見積りは、判断と入手可能な情報に基づいている。当グループの実際の業績は、これらの見積りとは大きく異なる可能性がある。

当グループの見積り及び評価は、経済状況及び市況、又は取引先が当グループに対する債務を履行する能力や資産価値に影響を与えるようなその他の事象を予測するモデル及びプロセスに基づいている。予想外の市況、非流動性又はボラティリティによって、当グループのモデル及びプロセスによる予測が困難となった場合、当グループが正確な見積り及び評価を行う能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

オフバランスの会社の資産及び負債に関するリスク

当グループは、通常業務において、特別目的会社（以下、「SPE」という。）との取引を行っている。当グループが事業取引する特定のSPEは、連結されておらず、その資産及び負債は貸借対照表に計上されていない。当グループは、当初又は連結の必要性の再検討を迫られるような一定の事象の発生後のいずれかの場合においても、重大な経営判断を下して関連する会計上の連結基準を適用しなければならない可能性がある。連結に関する会計基準及びその解釈は、変更されており、今後も変更し続ける可能性がある。当グループがあるSPEの連結を義務付けられた場合、当該SPEの資産及び負債は当グループの連結貸借対照表に計上され、当グループは、連結損益計算書上で関連する損益を認識する。その結果、当グループの業績、自己資本比率及びレバレッジ比率が悪影響を被る可能性がある。

カントリー・リスク及び外国為替リスク

カントリー・リスクは当グループの直面する市場リスク及び信用リスクを増大させる可能性がある

国、地域及び政治に関するリスクは、市場リスク及び信用リスクの構成要素である。金融市場及び経済状況は一般的に、かかるリスクにより重大な影響をこれまで受けてきたうえ、将来においてもその可能性がある。現地市場の混乱、通貨危機、金融統制又はその他の要因による特定の国地域における経済的又は政治的な圧力は、当該国地域における顧客又は取引先が外貨や与信を獲得する能力に悪影響を与える。したがって、当グループに対する当該顧客及び取引先の債務履行能力が悪影響を被り、結果として、当グループの業績にも悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループは、新興市場において重大な損失を被る可能性がある

当グループの戦略の一要素として、新興市場国における当グループのプライベート・バンキング事業を拡大することがある。当グループが当該戦略を実施することにより、これらの国々における経済不安に対する当グループのエクスポージャーは必然的に増加する。当グループはこれらのリスクを監視し、当グループの投資先を分散し、顧客主導型事業を重視している。しかし、新興市場リスクを抑えるための当グループの努力が常に成功するとは限らない。また様々な新興市場国（例えば2017年度及び2018年度中はブラジル）が、激しい経済、金融及び政治の混乱又は過年度と比較した経済成長の減速に直面しており、今後も直面し続ける可能性がある。また、ロシアの特定の個人及び会社に対して制裁が課されてきており、更なる制裁の可能性がある。かかる混乱により及ぼされる可能性のある影響には、当グループの事業への悪影響及び金融市場全体におけるボラティリティの上昇が含まれる可能性がある。

為替変動は当グループの業績に悪影響を与える場合がある

当グループは通貨、とりわけ米ドルの為替変動によるリスクにさらされている。特に、当グループの資産及び負債の大部分は、当グループの財務報告の主要通貨であるスイス・フラン以外の通貨建てである。当グループの資本もスイス・フラン建てであり、当グループは資本基盤について為替変動リスクを完全にヘッジしていない。2018年度中、スイス・フランは米ドルに対して僅かに弱まり、ユーロに対しては強まった。

当グループは、収益の多くをその他の通貨建てで取得している一方、当グループの費用の大部分をスイス・フランで負担しているため、当グループの利益は、スイス・フランとその他の主要通貨間の為替レートの変動に敏感である。当グループは、当グループの業績に対する為替レートの変動の影響を相殺することを目的とした多くの措置を実施してきたが、とりわけスイス・フランの上昇及び一般的な為替レートの変動は、近年において当グループの業績及び資本基盤に悪影響を与えており、また、将来においてかかる影響を及ぼす可能性がある。

オペレーショナル・リスク

当グループは、サイバーセキュリティその他の情報技術リスクを含む広範囲の様々なオペレーショナル・リスクに直面している

オペレーショナル・リスクとは、不適切若しくは不適当な内部手続、人材又はシステム又は外的要因から生じる財務損失のリスクである。当グループは事業継続計画を有しているが、一般論として、技術リスクを含めて広範囲の様々なオペレーショナル・リスクに直面している。当該リスクには、情報技術、第三者供給業者及び電気通信インフラに対する依存、並びに多くの金融機関と中央代行機関、取引所及び決済機関との間の相互接続性から生じるテクノロジー・リスクが含まれる。国際的な金融サービス会社として、当グループは多様かつ複雑な当グループの財務、会計及びその他のデータ処理システムに大きく依存している。当グループの事業は、多様かつ複雑な大量の取引（デリバティブ取引を含む。）を処理する当グループの能力に依存している。これらの取引は、量及び複雑さの両方で拡大している。当グループは、取引の執行、承認、決済の誤りから生じるオペレーショナル・リスク及び適切に記録又は計上されていない取引から生じるオペレーショナル・リスクにさらされている。金融機関のサイバーセキュリティその他の情報技術リスクは、近年大幅に増加している。これらの分野に関する規制上の要件は増加しており、また今後さらに増加することが予想されている。

情報セキュリティ、データの機密性及び完全性は、当グループの事業にとって決定的な重要性を有している。当グループのシステム及び情報の機密性、完全性及び可用性を保護するための当グループの広範な安全対策は存在するものの、必ずしも、拡大する脅威の概要を予測し、当グループのシステム及び情報に対するすべてのリスクを軽減することが可能なわけではない。また、当グループは、顧客、ベンダー、サービス提供者、取引先及びその他の第三者のシステム及び情報に対するリスクの影響を受ける可能性がある。また、当グループが新商品若しくは新サービスを導入し、又はプロセスを変更した結果、当グループが十分に認識又は特定できない新たなオペレーショナル・リスクが生まれる可能性がある。

これらの脅威は、人為的ミス、詐欺若しくは悪意に由来するか、又は偶発的な技術的障害に起因する可能性がある。また、当グループ又は当グループの顧客のデータを入手するために、詐欺的な手段により従業員、顧客、第三者又は当グループのシステムのその他の利用者を介して取扱に注意が必要な情報を公開させようと試みられる可能性がある。

サイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害は、運用上の問題、支払システムの侵入、又はクレディ・スイス、当グループの顧客、ベンダー、サービスプロバイダー、取引先その他の第三者に関連する機密、専有その他の情報の不正な公開、収集、監視、濫用、紛失若しくは破壊を引き起こす可能性がある。当グループの世界的な事業展開及び当グループが処理する取引量の膨大さ、当グループが取引をしている顧客、パートナー及び取引先の数の多さ、当グループによるデジタル、携帯及びインターネットによるサービスの利用が拡大していること並びにサイバー攻撃の頻度、巧妙さ及び発展性が増していることに鑑みて、長期間にわたり感知されずにサイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害が発生する可能性がある。また、当グループは、サイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害の調査はその性質上予測不可能なものであり、また、調査を完了するまでに時間がかかる可能性があると予想している。その間、当グループは、損害の程度又は最善な復旧方法を把握できず、また、特定のエラー又は措置が発見及び是正されるまでに繰り返され又は悪化する可能性があり、これらのすべて又はいずれかにより、サイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害によるコスト及び影響がさらに増大すると考えている。

サイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害、技術的障害、未承認アクセス、データの喪失若しくは破壊、サービス利用の不能、コンピューター・ウイルス又はセキュリティ上悪影響を及ぼす可能性があるその他の事象により、当グループのシステムのいずれかが適切に運営されない場合又はシステム障害が発生した場合、当グループが訴訟を受け、保険の適用外の財務損失を被り、当グループの事業が中断し、顧客に対する債務が発生し、当グループのベンダーとの関係が損なわれ、規制当局の介入を受け、又は当グループに対する評価が低下す

る可能性がある。また、これらのいずれかの事象により、当グループの保護対策の修正又は脆弱性若しくはその他のエクスポージャーの調査及び修正のために、当グループは、大幅な追加資金の支出が必要になる可能性がある。当グループは、サイバーセキュリティに関する新規でより広範囲な規制上の要件を遵守するためにリソースの拡充を要求される可能性もある。

当グループは、従業員の不正行為により損失を被る場合がある

当グループの事業は、方針又は規則に対する違反、従業員の不正行為又は過失及び詐欺の可能性に関するリスクにさらされており、これにより、当グループが民事若しくは刑事上の捜査及び起訴、規制当局による制裁及び評価の悪化、又は財政上の損害等の重大な悪影響を受ける可能性がある。近年、多くの多国籍金融機関は、無許可取引を行うトレーダーの行為又はその他の従業員の不正行為等により、重大な損失を被っている。従業員の不正行為を完全に防ぐことはできず、また当グループがこうした行為を防止し、看破するための対策は、必ずしも有効ではない場合がある。

リスク管理

当グループは、リスクに対処するためにリスク管理の手続及び方針を整備しているが、こうした手法及び方針は、とりわけ市場が非常に不安定な場合、必ずしも有効ではない場合がある。当グループは、金融市場及び信用市場における変化を反映させるため、ヒストリカル・データに依拠したリスク管理の手法（特に、バリュー・アット・リスク及び経済資本）を改定し続けている。リスク管理の手法が、すべての市場の展開及び事象に対応できるわけではない。また、当グループのリスク管理の手順、ヘッジ戦略及びその背景にある判断は、すべての市場におけるリスクのエクスポージャーや、あらゆる種類のリスクを完全に軽減することはできない。

法務及び規制に関するリスク

当グループの法的責任のリスクは重大である

当グループはその事業において重大な法的リスクにさらされており、金融機関に対する訴訟、規制上の手続、及びその他の敵対的な手続において請求される賠償額は、当グループが事業を行う主要市場の多くにおいて引き続き増加傾向にある。

当グループ及び当グループの子会社は多くの重要な法的手続、規制当局による措置及びその調査の対象となっており、これらのいずれか又は複数の手続において当グループに不利な結果となった場合、特定の期間の業績によっては、当該期間の当該業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループの事業に関する多くの法的手続、規制上の手続及びその他の敵対的な手続の結果を予測することは、本質的に困難であり、特に様々なクラスの原告を代表して提起された場合、不特定かつ予測不可能な金額を請求する場合又は新しい種類の請求内容の場合には予測が困難である。経営陣は、これらの事象に関して起こりうる、合理的に見積り可能な損失に対する引当金を計上、増額するか又はこれを取り崩す必要があり、そのすべてが重大な判断を必要とする。

規制の変更が、当グループの事業及び当グループの戦略プランを実施する能力に悪影響を及ぼす可能性がある

当グループは、金融サービス業界の参加者として、スイス、EU、英国、米国及び当グループが事業を行う世界各国の政府機関、監督当局及び自主規制機関による広範囲な規制の対象となっている。当該規制はより広範かつ複雑になっており、近年では、これらの要件の遵守のための費用並びに規制当局によって金融サービス業界に課される制裁金及び罰金はすべて、著しく増加しており、さらに増加する可能性がある。また、これらの要件の多くは、現在最終化の段階にあり、その規制の負担が将来さらに増大する可能性がある。例えば、バーゼルⅢ改革は、まだ最終化並びに実施及び／又は段階的導入（該当する場合）の段階にあり、新たな事業破綻時要件がクレ

ディ・スイス銀行に対して導入される可能性がある。これらの規制は、資本、レバレッジ及び流動性に係る要件の増加又は拡大、経営、訴訟、規制及び類似の事項に関連するリスクに係る資本サーチャージの追加、顧客保護及び市場行動規制、並びに当グループが運営又は投資を行う事業に対する直接的又は間接的な制限の適用等を通じて当グループの活動を制限することになる場合が多い。かかる制限は、当グループの事業及び当グループが戦略的イニシアチブを実施する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。当グループが特定の事業を売却するよう要求される場合、当グループは、かかる売却の時間的制約及びその他の金融機関が類似の投資を同時期に処分する可能性があることにより、かかる事業を割引して（場合によっては大幅な割引となる可能性がある。）売却するよう強いられた結果、当グループは損失を被る可能性がある。

2008年以降、規制機関及び政府は、資本、レバレッジ及び流動性に係る要件の拡大、報酬慣行の変更（課税を含む。）並びにシステミック・リスク対策を含む金融サービス業界の改革を重視しており、これには、特定の法人内において特定の活動及び事業の隔離制度（リングフェンス）の導入が含まれる。当グループは、多くの事業において既に広範囲の規制に服しており、規制がさらに拡大し、規制当局による検査及び執行が強化される事が予想される。これらの様々な規制及び要件により、当グループが、特定の子会社における資産を削減すること、又は資本その他の資金の注入若しくはその他の方法で当グループの事業若しくは当グループの子会社及び当グループの構造を変更することを義務付けられる可能性がある。規制が拡大した結果、当グループのコスト（コンプライアンス、システム及び業務に係るコストを含むが、これらに限定されない。）が引き続き増加し、一定の種類の業務を行う能力に影響が生じることにより、当グループの収益性及び競争上の地位に悪影響を及ぼす可能性がある。現時点では一部の要件を当グループのすべての競合会社に均一に適用すること、又は法域を問わず一律に実施することが想定されていないため、かかる規制の詳細及び実施状況の相違は、当グループに更なる悪影響を及ぼす可能性がある。

例えば、スイスにおいて実施されるバーゼルⅢにより課される最低自己資本に関連する追加資本要件、レバレッジ比率及び流動性措置は、スイスの法律並びに関連する施行令及び当グループの規制機関による措置により課されるより厳しい要件とあいまって、リスク加重資産を削減し、貸借対照表を縮小する当グループの決定の要因になっているほか、当グループの資本市場の利用可能性に影響を及ぼし、当グループの資金調達コストを増加させる潜在的可能性がある。加えて、米国において現在実施されているドッド・フランク法（「ボルカー・ルール」を含む。）の規定、デリバティブ規制及び上記第2「3 事業の内容－規制及び監督」記載のその他の規制要件は、当グループの業務の一部に対して新たな規制上の義務を課し、また今後も課し続ける。これらの要件は、一部の事業（多くのプライベート・エクイティ事業を含む。）から撤退するという当グループの決断に寄与し、その他の事業からの撤退につながる可能性がある。最近のCFTC、SEC及びFedの規則及び提案は、米国外でデリバティブ事業を行うことをより困難にさせると同時に、米国人との間の当グループのデリバティブ事業に関連して、証拠金要件、コンプライアンス、情報技術及び関連コストを含む営業コストを大幅に増加させており、又は将来において大幅に増加させる可能性がある。さらに、2014年、Fedは、ドッド・フランク法に基づく最終的な規則を採択し当グループのような外国の銀行組織の米国での業務に対する新たな枠組みを創出した。枠組みの一定の側面は今後も実施される。実施は、当グループにさらなるコストを負担させ、当グループの米国IHCを通じた影響を含め、当グループが米国で事業を行う方法に影響を及ぼし続けることが予測される。これらの提案の一部は内容が確定していないか又はさらに修正若しくは変更される可能性があるため、確定後の要件が及ぼす最終的な影響は現時点では予測不可能である。また、米国のFATCA等の、既に成立して将来的に域外適用効果を有するクロス・ボーダーの課税規制、その他の二国間又は多国間の租税条約、並びに租税情報の自動的情報交換に関する協定により、詳細な報告義務が課され、当グループの事業のコンプライアンス及びシステム関連コストが増加した。加えて、2017年12月22日に成立した米国の税制改革は、法人税率の引き下げ及びBEATの導入を含め、米国の税制度に対する重大な変更を導入した。また、CRD IV、MiFID II及びMiFIR並びにそれらに相当するスイスの規制であるFFSA、その他の改革の実施により、当グループの事業活動に悪影響が及ぶ可能性がある。

FFSAが補助又は実施する法令とともにMiFID IIに相当するとみなされるか否かは不確実である。したがって、当グループを含むスイスの銀行は、かかる法律により規制される事業への参加を制限される可能性がある。最後に、スイス及び米国並びに英国においては2019年1月1日付で発効し、多くのその他の法域（EUを含む。）においては最終化段階にあるTLAC要件、並びにG-SIB及びその事業会社の内部総損失吸収能力（iTLAC）に関する新たな要件及び規則は、実施された場合には、当グループの資金調達コストを増加させ、また、当グループが必要に応じてグローバル・ベースで資本及び流動性を配分する能力を制限する可能性がある。

また、EUを離脱する決定に係る正式な通知が英国よりなされた後、EU離脱協定に関する協議が実施されており、最終結果は依然として不確実である。協議には、当グループの事業に直接影響する可能性がある、EUと英国との間の多くの規制及びその他の取決めにに関する移行期間中の又はより永続的な再協議が含まれている。これらのいずれかの取決めに對する不利な変更、また、残りの協議期間中に起こりうる変更に関する不確実性は、当グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

加えて、近年、国、事業体及び個人に課される制裁制度に頻繁かつ複雑な変更が行われている。結果として、制裁要件の監視及び遵守のための当グループの費用が増加しており、当グループが禁止行為を適時に特定できないリスクが増大している。

当グループは、当グループを含む金融サービス業界及びその構成員が、2019年度以降における規制改革の範囲及び内容に関する大きな不確定要素による影響を受け続けると予想している。米国の将来の規制予定案（金融機関に対する既存の規制又は規制のアプローチを変更する様々な提案が含まれている。）及び英国のEU離脱に伴う規制の変更の可能性並びにヨーロッパにおける国政選挙の結果に関する不確実性により、当グループに適用される規制の方向性及び方針において重大な変化が生じる可能性がある。法律、規則若しくは規制の改正、それらの解釈若しくは施行の変更、又は新たな法律、規則若しくは規制の実施は、当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループが適用規制の遵守につき最善の努力を尽くしても、とりわけ適用規制が不明瞭であったり若しくは法域毎に一致しない内容であったり、規制機関又は国際的な団体、組織若しくは連合が従前の指針に修正を加え、又は裁判所が従前の判決を覆す分野では、数多くのリスクが残る。また、多くの法域の当局は、当グループに対して行政又は訴訟手続を提起する権限を有しており、その結果、当グループが免許の停止処分若しくは取消、停止命令、罰金、民事罰、刑事罰又はその他の懲罰等を受ける可能性があり、それらにより当グループの業績が重大な悪影響を被り、当グループの評価も大きく損なわれる可能性がある。

スイスの破綻処理手続及び破綻処理計画要件が、当グループの株主及び債権者に影響を及ぼす可能性がある

スイスの銀行法に従い、FINMAは、クレディ・スイス銀行及びクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGを含むスイスの銀行及びクレディ・スイス・グループAGを含む金融グループのスイスの親会社に関する破綻処理手続において幅広い権限及び裁量を有している。これらの幅広い権限には、クレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG又はクレディ・スイス・グループAGに関して破綻処理手続を開始し、これに関連して同手続の対象となる法人の発行済株式を消却する権限、かかる法人の債務証券及びその他の債務の一部又は全部を株式に転換し、及び／又はかかる債務証券及びその他債務の一部又は全部を消却する権限、並びにかかる法人が当事者である契約に基づく特定の権利を（最大2営業日の間）停止する権限並びに、クレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG又はクレディ・スイス・グループAGに関して支払いの延期を含む保全措置を命令する権限及び清算手続を開始する権限が含まれている。当該権限及び裁量の範囲並びに利用される法的メカニズムは、今後の発展及び解釈に左右される。

当グループは、現在、スイス、米国及び英国において破綻処理計画要件の対象であり、その他の法域においても類似の要件に直面する可能性がある。破綻処理計画が関係当局により不適切であると判断された場合、関連規制によって、当局が当該法域内における当グループ業務の範囲又は規模を制限することが認められ、当グループ

がより多額の自己資本又は流動性を保つことが義務付けられ、破綻処理に関連する障害を除去するために、当グループが資産若しくは子会社を処分し、又は当グループが法人構造若しくは事業を変更するよう義務付けられる可能性がある。

当グループの転換可能資本商品が転換される場合、既存株主の保有持分が希薄化される

スイスの規制資本ルール上、当グループは、多額の偶発資本商品を発行する義務を負うものとし、そのうち一部は、特定のトリガー事由発生時に普通株式へと転換される。かかるトリガー事由には、当グループのCET1比率が所定の基準（ハイ・トリガー商品の場合、7%）を下回った場合、又は当グループの破産を阻止するために転換が必要である若しくは当グループへの臨時的な公的資金の注入が必要である旨をFINMAが決定した場合が含まれる。2018年12月31日現在、当グループの発行済普通株式数は、2,550.6百万株であった。また、当グループは、元本総額で1.5十億スイス・フラン相当の転換可能な偶発資本商品を発行しており、今後さらに転換可能な偶発資本商品を発行する可能性もある。いずれかのトリガー事由を起因として当グループの転換可能な偶発資本商品の一部又は全部が転換された場合、当グループの既存株主の保有持分は（場合によって大幅に）希薄化される。また、当該転換又はその可能性により当グループの普通株式の時価が下落する可能性がある。

金融政策の変更は、当グループが制御できるものではなく、その予測は困難である

当グループは、スイス、米国及びその他の国の中央銀行及び規制当局が採用する金融政策の影響を受ける。SNB及びその他の中央銀行当局による行為は、当グループの貸付、増資及び投資活動に係る資金コストに直接的な影響を与え、当グループが保有する金融商品の価値並びに金融サービス業界の競争環境及び事業環境もその影響を被る可能性がある。多くの中央銀行（Fedを含む。）は、その金融政策の重大な変更を実施し又はその経営における重大な変更を経験してきており、今後さらなる変更を実施又は経験する可能性がある。当グループが、これらの変更が、当グループ及び当グループの運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があるか否かを予測することは不可能である。また、金融政策の変更は、当グループの顧客の信用度にも影響を与える可能性がある。金融政策の変更は、当グループが制御できるものではなく、その予測は困難である。

顧客に対する法律上の規制は、当グループのサービスに対する需要を減少させる場合がある

当グループは、金融サービス会社として当グループに適用される規制だけではなく、当グループの顧客に適用される規制及び施行実務の変更によっても重大な影響を受ける場合がある。当グループの事業は、既存の又は提案されている税法、独占禁止及び競争に関する方針、コーポレート・ガバナンスに関するイニシアチブ、その他の政府の規制及び方針、並びに事業及び金融市場に影響を与える既存の法令の解釈又は施行の変更等により影響を受ける場合がある。例えば、税法の遵守及び施行実務の変更を重視することにより、当グループのプライベート・バンキング事業からのさらなる資産流出につながる可能性がある。

競争

当グループは激しい競争にさらされている

当グループはすべての金融サービス市場、並びに当グループが提供する商品及びサービスについて激しい競争にさらされている。金融危機の影響もあり、合併、買収、提携及び協力による統合が進み、競争圧力が高まっている。競争は、提供する商品及びサービス、価格設定、販売システム、顧客サービス、ブランド認知、認識されている財務力、並びに顧客のニーズに対応するために資本を利用する意思等、様々な要因に基づく。統合により、当グループと同様に、貸付から預金、証券仲介、インベストメント・バンキング及びアセット・マネジメント・サービスに至る幅広い商品を提供できる企業が多数生まれた。当該企業の中には、当グループよりも幅広い商品を提供できる企業が存在する可能性もあり、また当該商品をより競争力のある価格で販売できる企業も存在

しうる。昨今の市況により、多くの金融機関が合併し、その事業範囲を変更し、破産し、政府の支援を受け、又はその規制上の地位を変更したため、金融サービス業界における勢力図に重大な変更が生じ、これにより事業の実施方法も変化することが予想される。さらに、昨今の市況は、商品やサービスに対する顧客の需要にも影響を与えている。金融テクノロジー分野における新たな競合会社の一部は、技術革新又は規制の少ない事業モデルによる混乱の影響を受けやすい当グループの事業の既存セグメントを標的にしようとしている。新たな技術もまた、当グループが事業を行う市場におけるさらなる競争を招く可能性がある。当グループは、当グループの業績がその悪影響を受けないと保証することができない。

当グループの評判が損なわれることにより、当グループの競争上の地位が低下する場合がある

金融サービス業界におけるグローバリゼーション及び収斂化により競争が激化した環境では、財務力及び健全性に対する評価は、顧客及び従業員を惹きつけ、これを維持する能力を含め、当グループの業績には必要不可欠である。当グループの総合的な手続及び統制により、利益相反に対応すること、従業員の不正行為を防止すること、重大な点で正確かつ完全な財務情報及びその他の情報を作成すること、若しくは不利な訴訟若しくは規制手続を防止することができない場合、又はこれらが不可能とみなされる場合には、当グループの評価が損なわれる場合がある。

当グループは高度な能力を有する従業員を採用し、これを維持しなければならない

当グループの業績は、高度な能力を有する従業員の資質及び努力に大きく依存している。有能な従業員を獲得するための競争は熾烈である。当グループは従業員の採用、研修及び報酬のために、相当の資源を拠出している。当グループが従事する事業において継続的かつ効率的な競争を行うためには、新たな従業員を惹きつけ、既存の従業員を維持し、当該従業員の意欲を喚起できるか否かが重要となる。金融サービス業界における報酬制度に対する世間一般からの注視及び関連する規制上の変更は、高度な能力を有する従業員を採用し、維持する当グループの能力に悪影響を与える可能性がある。特に、スイスの上場株式会社に関する過剰報酬に対する規則（報酬規則）及びイギリスのCRD IVの実施を含む、規制イニシアチブにより課された業務執行役員報酬の金額及び形態に関する制限は、当グループの最も高度な能力を有する一定の従業員を維持し、一部の事業において新たに有能な従業員を雇用する当グループの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは新たな取引技術に起因する競争に直面している

当グループの事業は、新たな取引技術に起因する競争に直面している。当該競争には、自動化された電子市場に対する直接的なアクセスを志向する傾向及び自動化が進んだ取引プラットフォームへの移行が含まれる。当該技術及び傾向は、当グループの手数料及びトレーディング収益に悪影響を与える可能性があり、一定の取引の流れから当グループの事業が排除され、取引市場への参加及び市場に関する情報の利用が減少し、結果として、より強力な競合会社が新たに登場する可能性がある。また、当グループは新たな取引システムの開発及び支援のため、又は競争上の地位の維持を目的とした技術への投資を行うために、追加の重大な支出を迫られ、又は今後も迫られる場合がある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) クレディ・スイスの業績

業績

	期中／期末			増減率（％）	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
損益計算書（百万スイス・フラン）					
純利息収益	7,009	6,557	7,562	7	(13)

手数料収益	11,890	11,817	11,092	1	7
トレーディング収益 ¹	624	1,317	313	(53)	321
その他の収益	1,397	1,209	1,356	16	(11)
純収益	20,920	20,900	20,323	0	3
貸倒引当金繰入額	245	210	252	17	(17)
報酬費用	9,620	10,367	10,652	(7)	(3)
一般管理費	5,798	6,645	9,690	(13)	(31)
支払手数料	1,259	1,430	1,455	(12)	(2)
リストラクチャリング費用	626	455	540	38	(16)
その他営業費用合計	7,683	8,530	11,685	(10)	(27)
営業費用合計	17,303	18,897	22,337	(8)	(15)
法人税等控除前利益／（損失）	3,372	1,793	(2,266)	88	-
法人税等費用	1,361	2,741	441	(50)	-
当期純利益／（損失）	2,011	(948)	(2,707)	-	(65)
非支配持分に帰属する当期純利益／（損失）	(13)	35	3	-	-
株主に帰属する当期純利益／（損失）	2,024	(983)	(2,710)	-	(64)
損益計算書評価指標（％）					
規制資本利益率	7.4	3.9	(4.7)	-	-
費用／収入比率	82.7	90.4	109.9	-	-
実効税率	40.4	152.9	(19.5)	-	-
一株当たり利益（スイス・フラン）					
基本的一株当たり利益／（損失）	0.79	(0.41)	(1.27)	-	(68)
希薄化後一株当たり利益／（損失）	0.77	(0.41)	(1.27)	-	(68)
株主資本利益率（％）					
株主資本利益率	4.7	(2.3)	(6.1)	-	-
有形株主資本利益率 ²	5.4	(2.6)	(6.9)	-	-
貸借対照表統計（百万スイス・フラン）					
資産合計	768,916	796,289	819,861	(3)	(3)
リスク加重資産 ³	284,582	271,680	268,045	5	1
レバレッジ・エクスポージャー ³	881,386	916,525	950,763	(4)	(4)
従業員数（フルタイム換算）					
従業員数（人）	45,680	46,840	47,170	(2)	(1)

- (注1) 商品ごとの収益を示しており、セグメント別の業績には様々な商品の種類にわたる金融商品が考慮されているため、この収益は当グループの事業セグメントにおける業績を表すものではない。2018年度第4四半期に、当グループは、ある発行体による自社普通株式に関する公開買付に関与した。これにより、マイナスのトレーディング収益が発生したが、同一の発行体による関連する配当支払の結果としてのプラスの純利息収益により相殺された。
- (注2) 非GAAPの財務指標である有形株主持分に基ついており、貸借対照表上に記載された株主持分合計からのれん及びその他の無形資産を控除して計算している。事業が取得されたかにかかわらず、当該事業の業績を一貫して計測できるため、経営陣は有形株主資本利益率は有意義であると考えている。
- (注3) ルックスルー・ベースで開示されている。

クレディ・スイスの報告構造

クレディ・スイスの業績には、当グループの報告セグメント（2018年12月31日まではストラテジック・リゾリューション・ユニットを含む。）及びコーポレート・センターの業績が含まれる。中核事業の業績には、当グループのストラテジック・リゾリューション・ユニットの収益及び費用は含まれない。



(注) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。
2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは現在アセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示される。

業績の要約

2018年度の業績

クレディ・スイスは、2017年度においては983百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上したのに対し、2018年度においては2,024百万スイス・フランの株主に帰属する当期純利益を計上した。2017年度の業績には、主に米国の税制改革に伴う繰延税金資産の再評価及び2.3十億スイス・フランの関連する税金費用の計上を反映した2,741百万スイス・フランの法人税等費用が含まれていた。この再評価及び費用は、主に、2017年度第4四半期において米国において減税及び雇用法が施行されたことに伴う米国連邦法人税の減税によるものである。クレディ・スイスは、2017年度において、1,793百万スイス・フランの法人税等控除前利益及び2,762百万スイス・フランの調整後法人税等控除前利益を計上したのに対し、2018年度においては3,372百万スイス・フランの法人税等控除前利益及び4,194百万スイス・フランの調整後法人税等控除前利益を計上した。

2018年度の業績の詳細

純収益

純収益は、2017年度と比べて横ばいの20,920百万スイス・フランであった。これは主に、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びスイス・ユニバーサル・バンク部門における純収益が増加したこと、並びにストラテジック・リゾリューション・ユニットにおけるマイナスの純収益が減少したことが、グローバル・マーケット部門及びアジア太平洋部門における純収益の減少により一部相殺されたことを反映したものであった。インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における純収益の増加は、すべての収益区分で収益が増加したことによるものである。スイス・ユニバーサル・バンク部門における純収益の増加は、主に、経常手数料収益の増加、ユーロクリアに対する投資の売却益及び不動産売却益を反映したその他の収益の増加、並びに純利息収益の微増によるものであった。ストラテジック・リゾリューション・ユニットにおけるマイナスの純収益の減少は、主に、ユニット全体の資金調達コストの低下並びにエグジット費用の減少によるものであるが、事業のエグジットの結果としての手数料ベースの収益の減少及びマイナスの評価調整の増加により一部相殺された。グローバル・マーケット部門における純収益の減少は、主に、市況の悪化による債券取引及び引受における業績の低下並びにキャッシュ・エクイティの収益の減少によるものであるが、エクイティ・デリバティブの収益の大幅な増加によりインターナショナル・トレーディング・ソリューションズ（以下、「ITS」という。）の業績が拡大したにより一部相殺された。アジア太平洋部門における純収益の減少は、同部門のマーケット事業のすべての収益区分において収益が減少したことによるものである。

貸倒引当金繰入額

当グループは、2018年度において245百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上したが、これは主に、スイス・ユニバーサル・バンク部門の126百万スイス・フラン、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門の35百万スイス・フラン、及びアジア太平洋部門の35百万スイス・フランの引当金を反映したものであった。

営業費用合計

当グループは、2018年度において2017年度から8%減の17,303百万スイス・フランの営業費用合計を計上した。これは、報酬費用の7%減及び一般管理費の13%減を主に反映したものであった。報酬費用の減少は、主に、給与の減少及び変動報酬の減少によるものであった。一般管理費の減少は、主に専門家費用の減少及び訴訟引当金の減少によるものであった。

法人税等費用

当グループは、2018年度において1,361百万スイス・フランの法人税等費用を計上した。クレディ・スイスの実効税率は、2017年度の152.9%に対し、2018年度は40.4%であった。2018年度の実効税率は、主に、各地域の様々な業績による影響、損金不算入の資金調達コスト及び自己の信用に係る利益に係る税金を反映したものであった。全体として、繰延税金資産純額は、2018年度において、主に、利益により、623百万スイス・フラン減の4,505百万スイス・フランとなった。

米国の税制改革－減税及び雇用法

米国の税制改革は2017年12月22日に成立し、その結果、2018年1月1日より連邦法人税の税率は35%から21%に引き下げられた。また、この改革により、2018年1月1日よりBEATが導入された。BEATは、調整後課税所得に基づき算出された課税額が、通常の連邦所得税の支払額を上回る場合において、米国外の一定の関連グループ企業に対する一定の支払（利子及び役務等）に適用される税額控除に対して広く課されるものである。BEATに基づき適用される標準税率は、2018年は5%、2019年から2025年までは10%、2026年以降は12.5%である。一定の銀行事業体（経営陣はクレディ・スイスも対象になると考えている。）に関しては、同税率は1%引き上げられ、その結果、2018年は6%、2019年から2025年までは11%、2026年以降は13.5%である。2018年12月13日に米国財務省が発表した規則案を受けたBEAT税制度の現状の分析に基づくと、クレディ・スイスは、クレディ・スイスが2018年度においてはこの制度の対象になる可能性の方が高いと考えている。この分析を根拠として、2018年度第4四半期においてBEATに関して65百万スイス・フランの引当金を計上した。米国のBEAT規則は2019年に確定する見込みであり、確定した時点で2018課税年度のBEATに対するポジションを再評価する必要がある。今後、利息の損金算入可能性に関する米国税制改革の新たな税規制もクレディ・スイスに影響を及ぼす場合がある。

後発事象

2019年3月、当グループは、既存の紛争に関する暫定的な和解に合意した。その結果、当グループは、2018年度の訴訟引当金に関して、スイス・ユニバーサル・バンク部門内のコーポレート&インスティテューショナル・バンキング事業において33百万スイス・フラン増額し、既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失の全体的な範囲の見積りをゼロないし1.5十億スイス・フランからゼロないし1.4十億スイス・フランに減額した。

業績の概要

期中／期末	スイス・ユニバーサル・バンク部門	インターナショナル・ウェルスマネジメント部門	アジア太平洋部門	グローバル・マーケッツ部門	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門	コーポレート・セクター	中核事業業績	ストラテジック・リゾリューション・ユニット	クレディ・スイス
2018年度（百万スイス・フラン）									
純収益	5,564	5,414	3,393	4,980	2,177	100	21,628	(708)	20,920
貸倒引当金繰入額	126	35	35	24	24	0	244	1	245
報酬費用	1,887	2,303	1,503	2,296	1,249	128	9,366	254	9,620
その他営業費用合計	1,426	1,371	1,191	2,506	560	211	7,265	418	7,683
うち一般管理費	1,097	1,029	887	1,773	467	160	5,413	385	5,798
うちリストラクチャリング費用	101	115	61	242	84	2	605	21	626
営業費用合計	3,313	3,674	2,694	4,802	1,809	339	16,631	672	17,303
法人税等控除前利益／（損失）	2,125	1,705	664	154	344	(239)	4,753	(1,381)	3,372
規制資本利益率	16.8	30.7	12.0	1.2	10.9	-	11.0	-	7.4
費用／収入比率	59.5	67.9	79.4	96.4	83.1	-	76.9	-	82.7
資産合計	224,301	91,835	99,809	211,530	16,156	104,411	748,042	20,874	768,916
のれん	615	1,544	1,506	463	638	0	4,766	0	4,766
リスク加重資産 ¹	76,475	40,116	37,156	59,016	24,190	29,703	266,656	17,926	284,582

レバレッジ・エクスポージャー ¹	255,480	98,556	106,375	245,664	40,485	105,247	851,807	29,579	881,386
2017年度（百万スイス・フラン）									
純収益	5,396	5,111	3,504	5,551	2,139	85	21,786	(886)	20,900
貸倒引当金繰入額	75	27	15	31	30	0	178	32	210
報酬費用	1,957	2,278	1,602	2,532	1,268	398	10,035	332	10,367
その他営業費用合計	1,599	1,455	1,158	2,538	472	423	7,645	885	8,530
うち一般管理費	1,251	1,141	831	1,839	423	364	5,849	796	6,645
うちストラクチャリング費用	59	70	63	150	42	14	398	57	455
営業費用合計	3,556	3,733	2,760	5,070	1,740	821	17,680	1,217	18,897
法人税等控除前利益／（損失）	1,765	1,351	729	450	369	(736)	3,928	(2,135)	1,793
規制資本利益率	13.7	25.8	13.8	3.2	13.7	-	9.3	-	3.9
費用／収入比率	65.9	73.0	78.8	91.3	81.3	-	81.2	-	90.4
資産合計	228,857	94,753	96,497	242,159	20,803	67,591	750,660	45,629	796,289
のれん	610	1,544	1,496	459	633	0	4,742	0	4,742
リスク加重資産 ¹	65,572	38,256	31,474	58,858	20,058	23,849	238,067	33,613	271,680
レバレッジ・エクスポージャー ¹	257,054	99,267	105,585	283,809	43,842	67,034	856,591	59,934	916,525
2016年度（百万スイス・フラン）									
純収益	5,759	4,698	3,597	5,497	1,972	71	21,594	(1,271)	20,323
貸倒引当金繰入額	79	20	26	(3)	20	(1)	141	111	252
報酬費用	2,031	2,168	1,665	2,688	1,218	270	10,040	612	10,652
その他営業費用合計	1,624	1,389	1,181	2,764	473	489	7,920	3,765	11,685
うち一般管理費	1,281	1,096	836	2,038	443	406	6,100	3,590	9,690
うちストラクチャリング費用	60	54	53	217	28	7	419	121	540
営業費用合計	3,655	3,557	2,846	5,452	1,691	759	17,960	4,377	22,337
法人税等控除前利益／（損失）	2,025	1,121	725	48	261	(687)	3,493	(5,759)	(2,266)
規制資本利益率	16.5	23.3	13.7	0.4	10.7	-	8.5	-	(4.7)
費用／収入比率	63.5	75.7	79.1	99.2	85.8	-	83.2	-	109.9
資産合計	228,363	91,083	97,221	239,700	20,784	62,413	739,564	80,297	819,861
のれん	623	1,612	1,546	476	656	0	4,913	0	4,913
リスク加重資産 ¹	65,669	35,252	34,605	51,713	18,027	17,338	222,604	45,441	268,045
レバレッジ・エクスポージャー ¹	252,889	94,092	108,926	284,143	45,571	59,374	844,995	105,768	950,763

（注1） ルックスルー・ベースで開示されている。

規制資本

2018年度末現在、クレディ・スイスの国際決済銀行（以下、「BIS」という。）CET1比率は12.6%、リスク加重資産は284.6十億スイス・フランであった。

FINMAは、2018年度中、主に信用乗数及び銀行勘定の証券化に関する規制変更を実施した。その結果、2018年度中に信用リスクに関する新たなリスク加重資産6.9十億スイス・フランが発生した。

過去2年間でストラテジック・リゾリューション・ユニットの規模が大幅に減少したため、当グループは、2018年度第1四半期において、ストラテジック・リゾリューション・ユニットのポートフォリオに変化が生じたことを反映するため当グループの各事業に対するオペレーショナル・リスクに係るリスク加重資産の配分に関する測定手法を変更することでFINMAと合意した。オペレーショナル・リスクに係るリスク加重資産は、ストラテジック・リゾリューション・ユニットにおいて8.9十億スイス・フラン減少し、主に、コーポレート・センター、グローバル・マーケティング部門、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケティング部門及びアジア太平洋部門に配分された。

従前開示したとおり、クレディ・スイスは、2018年度末までにストラテジック・リゾリューション・ユニットの閉鎖を前倒して実施するために規模縮小のペースを調整することを目指して、過去2年間における事業のエクジット及び部門の規模縮小の進展を鑑みた、ストラテジック・リゾリューション・ユニットのオペレーショナル・リスクに関するリスク加重資産の水準が適切であるかの審査の要請を、FINMAに申し入れた。2018年度第1四半期において、当グループはFINMAとの協議を終え、主に、米国のプライベート・バンキング事業のグループ外へ

の譲渡に関連して、オペレーショナル・リスクに係るリスク加重資産の水準を2.5十億スイス・フラン減額した（コーポレート・センターにおいて反映された）。

2018年度第1四半期において、当グループは、社内リスク管理ガイドラインに基づき各部門における事業上の利用実態に合わせるために各部門に対する適格流動性資産（以下、「HQLA」という。）の配分の見直しを実施した。現地規制対応又は経済的な必要性からこれらの水準を超えて各法人が保有する過剰なHQLAは、コーポレート・センターに配分された。コーポレート・センター及びアジア太平洋部門に配分されたHQLAは、この措置により、それぞれ35.5十億スイス・フラン及び5.0十億スイス・フラン増加し、スイス・ユニバーサル・バンク部門、ストラテジック・リゾリューション・ユニット、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門及びグローバル・マーケット部門に配分されたHQLAは、それぞれ13.8十億スイス・フラン、12.6十億スイス・フラン、6.7十億スイス・フラン、6.2十億スイス・フラン及び1.2十億スイス・フラン減少した。

中核事業業績

2018年度の業績

2018年度の中核事業業績における純収益は、21,628百万スイス・フランと2017年度と比べて横ばいであった。これは主に、グローバル・マーケット部門及びアジア太平洋部門における純収益の減少が、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びスイス・ユニバーサル・バンク部門における純収益の増加により一部相殺されたことを反映したものであった。貸倒引当金繰入額は244百万スイス・フランであった。これは主にスイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びアジア太平洋部門に関するものであった。営業費用合計は、2017年度と比べて6%減の16,631百万スイス・フランであった。これは、主に、報酬費用の7%減及び一般管理費の7%減が、リストラクチャリング費用の52%増により一部相殺されたことを反映したものであった。報酬費用の減少は、主にコーポレート・センター、グローバル・マーケット部門及びアジア太平洋部門に関するものであった。一般管理費の減少は、主にコーポレート・センター、スイス・ユニバーサル・バンク部門及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門に関するものであった。2018年度に、当グループは605百万スイス・フランのリストラクチャリング費用を計上したが、主にグローバル・マーケット部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、スイス・ユニバーサル・バンク部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門に関するものであった。

調整後業績の差異調整

本書において言及されている調整後業績は、当グループが報告した業績に含まれるのれんの減損及び一定のその他の損益を控除した非GAAPの財務指標である。調整後業績は、当グループの基礎的な業績を表すものと経営陣が考えていない科目を除外して、当グループ及び部門の業績を長期にわたり一貫して評価するための営業成績を有意義に表示するものであると経営陣は考えている。以下は、最も直接的に比較可能な米国において一般に公正妥当と認められている会計原則（以下、「米国GAAP」という。）財務指標に対する調整後業績の差異調整である。

調整後業績の差異調整

期中	スイス・ユニバーサル・バンク部門	インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	アジア太平洋部門	グローバル・マーケット部門	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門	コーポレート・センター	中核事業業績	ストラテジック・リゾリューション・ユニット	クレディ・スイス
2018年度（百万スイス・フラン）									
純収益	5,564	5,414	3,393	4,980	2,177	100	21,628	(708)	20,920
不動産利益	(21)	(2)	0	0	0	(4)	(27)	(1)	(28)

事業売却（利益）／損失	(37)	(55)	0	0	0	21	(71)	0	(71)
調整後純収益	5,506	5,357	3,393	4,980	2,177	117	21,530	(709)	20,821
貸倒引当金繰入額	126	35	35	24	24	0	244	1	245
営業費用合計	3,313	3,674	2,694	4,802	1,809	339	16,631	672	17,303
リストラクチャリング費用	(101)	(115)	(61)	(242)	(84)	(2)	(605)	(21)	(626)
主要な訴訟引当金	(37)	0	(79)	(10)	(1)	0	(127)	(117)	(244)
事業売却関連費用	0	(47)	0	0	0	0	(47)	(4)	(51)
調整後営業費用合計	3,175	3,512	2,554	4,550	1,724	337	15,852	530	16,382
法人税等控除前利益／（損失）	2,125	1,705	664	154	344	(239)	4,753	(1,381)	3,372
調整合計	80	105	140	252	85	19	681	141	822
調整後法人税等控除前利益／（損失）	2,205	1,810	804	406	429	(220)	5,434	(1,240)	4,194
調整後規制資本利益率（％）	17.4	32.6	14.5	3.1	13.6	-	12.5	-	9.2
2017年度（百万スイス・フラン）									
純収益	5,396	5,111	3,504	5,551	2,139	85	21,786	(886)	20,900
事業売却（利益）／損失	0	28	0	0	0	23	51	(38)	13
調整後純収益	5,396	5,139	3,504	5,551	2,139	108	21,837	(924)	20,913
貸倒引当金繰入額	75	27	15	31	30	0	178	32	210
営業費用合計	3,556	3,733	2,760	5,070	1,740	821	17,680	1,217	18,897
リストラクチャリング費用	(59)	(70)	(63)	(150)	(42)	(14)	(398)	(57)	(455)
主要な訴訟引当金	(49)	(48)	0	0	0	(127)	(224)	(269)	(493)
事業売却関連費用	0	0	0	(8)	0	0	(8)	0	(8)
調整後営業費用合計	3,448	3,615	2,697	4,912	1,698	680	17,050	891	17,941
法人税等控除前利益／（損失）	1,765	1,351	729	450	369	(736)	3,928	(2,135)	1,793
調整合計	108	146	63	158	42	164	681	288	969
調整後法人税等控除前利益／（損失）	1,873	1,497	792	608	411	(572)	4,609	(1,847)	2,762
調整後規制資本利益率（％）	14.6	28.6	15.0	4.3	15.2	-	10.9	-	6.0
2016年度（百万スイス・フラン）									
純収益	5,759	4,698	3,597	5,497	1,972	71	21,594	(1,271)	20,323
不動産利益	(366)	(54)	0	0	0	0	(420)	(4)	(424)
事業売却（利益）／損失	0	0	0	0	0	52	52	6	58
調整後純収益	5,393	4,644	3,597	5,497	1,972	123	21,226	(1,269)	19,957
貸倒引当金繰入額	79	20	26	(3)	20	(1)	141	111	252
営業費用合計	3,655	3,557	2,846	5,452	1,691	759	17,960	4,377	22,337
リストラクチャリング費用	(60)	(54)	(53)	(217)	(28)	(7)	(419)	(121)	(540)
主要な訴訟引当金	(19)	12	0	(7)	0	0	(14)	(2,693)	(2,707)
調整後営業費用合計	3,576	3,515	2,793	5,228	1,663	752	17,527	1,563	19,090
法人税等控除前利益／（損失）	2,025	1,121	725	48	261	(687)	3,493	(5,759)	(2,266)
調整合計	(287)	(12)	53	224	28	59	65	2,816	2,881
調整後法人税等控除前利益／（損失）	1,738	1,109	778	272	289	(628)	3,558	(2,943)	615
調整後規制資本利益率（％）	14.2	23.1	14.8	2.0	11.9	-	8.6	-	1.3

調整後規制資本利益率は、調整後業績を使用して、規制資本利益率と同じ計算方法を適用して計算される。

事業活動別中核事業業績

	2018年						2017年	2016年	
	インターナ スイス・ユ ニバーサ ル・バンク	ショナル・ ウェルス・ マネジメン	アジア太平 洋部門	グローバ ル・マー ケッツ部門	インベスト メント・バ ンキング& キャピタ ル・マー ケッツ部門	コーポレー ト・セン ター	中核事業 業績	中核事業 業績	中核事業 業績
期中	部門	ト部門	洋部門	ケッツ部門	ケッツ部門	ター			
プライベート・バンキング関連（百万スイス・フラン）									
純収益	2,989	3,890	1,612	-	-	-	8,491	8,107	8,003
うち純利息収益	1,717	1,568	628	-	-	-	3,913	3,739	3,571
うち経常収益	835	1,227	420	-	-	-	2,482	2,393	2,232

うちトランザクシ ン・ベース	397	1,054	563	-	-	-	2,014	1,972	1,801
貸倒引当金繰入額	30	35	6	-	-	-	71	73	91
営業費用合計	1,899	2,522	1,058	-	-	-	5,479	5,668	5,615
法人税等控除前利益	1,060	1,333	548	-	-	-	2,941	2,366	2,297
コーポレート&インスティテューショナル・バンキング関連									
純収益	2,575	-	-	-	-	-	2,575	2,499	2,501
うち純利息収益	1,229	-	-	-	-	-	1,229	1,226	1,223
うち経常収益	680	-	-	-	-	-	680	634	626
うちトランザクシ ン・ベース	699	-	-	-	-	-	699	694	702
貸倒引当金繰入額	96	-	-	-	-	-	96	33	40
営業費用合計	1,414	-	-	-	-	-	1,414	1,502	1,531
法人税等控除前利益	1,065	-	-	-	-	-	1,065	964	930
インベストメント・バンキング関連									
純収益	-	-	1,781	4,980	2,177	-	8,938	9,587	9,692
うち債券の販売及び取 引	-	-	244	2,649	-	-	2,893	3,184	3,130
うち株式の販売及び取 引	-	-	859	1,709	-	-	2,568	2,670	3,319
うち引受及びアドバイ ザリー ¹	-	-	678	1,047	2,198	-	3,923	4,016	3,582
貸倒引当金繰入額	-	-	29	24	24	-	77	72	11
営業費用合計	-	-	1,636	4,802	1,809	-	8,247	8,508	9,008
法人税等控除前利益	-	-	116	154	344	-	614	1,007	673
アセット・マネジメント関連									
純収益	-	1,524	-	-	-	-	1,524	1,508	1,327
営業費用合計	-	1,152	-	-	-	-	1,152	1,181	1,047
法人税等控除前利益	-	372	-	-	-	-	372	327	280
コーポレート・センター関連									
純収益	-	-	-	-	-	100	100	85	71
貸倒引当金繰入額	-	-	-	-	-	0	0	0	(1)
営業費用合計	-	-	-	-	-	339	339	821	759
法人税等控除前損失	-	-	-	-	-	(239)	(239)	(736)	(687)
合計									
純収益	5,564	5,414	3,393	4,980	2,177	100	21,628	21,786	21,594
貸倒引当金繰入額	126	35	35	24	24	0	244	178	141
営業費用合計	3,313	3,674	2,694	4,802	1,809	339	16,631	17,680	17,960
法人税等控除前利益／ (損失)	2,125	1,705	664	154	344	(239)	4,753	3,928	3,493

(注1) スイス・ユニバーサル・バンク部門におけるトランザクション・ベースの収益の一部並びにグローバル・マーケット部門における債券及び株式の販売及び取引収益の一部は、当グループのグローバル・アドバイザリー及び引受事業に関連している。更なる情報については、下記「(2) 部門別の業績－(E) インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門－グローバル・アドバイザリー及び引受収益」参照。

従業員及びその他の人員

2018年12月31日現在、当グループの従業員は世界全体で45,680名であった。このうち15,840名がスイス国内、29,840名が海外に勤務する者であった。

従業員数は、2017年度末から1,160名減少した。この減少は、主に当グループの費用効率対策及び事業活動の規模の適正化によりスイス・ユニバーサル・バンク部門、グローバル・マーケット部門及びストラテジック・リゾリューション・ユニットにおける減少が、アジア太平洋部門における増加によって一部相殺された結果であった。アジア太平洋部門における増加は、契約社員の転換及び戦略的な採用が主な要因である。外注された職務、請負業者及びコンサルタントの数は、2017年度と比較して2,020名減少した。

従業員

期末	2018年度	2017年度
従業員		
スイス・ユニバーサル・バンク部門	11,950	12,600
インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	10,210	10,250
アジア太平洋部門	7,440	7,230

グローバル・マーケット部門	11,350	11,740
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門	3,100	3,190
ストラテジック・リゾリューション・ユニット	1,320	1,530
コーポレート・センター	310	300
従業員合計	45,680	46,840
うちスイス	15,840	16,490
うちその他全地域	29,840	30,350
その他の人員		
外注された職務、請負業者及びコンサルタント	19,490	21,510
従業員及びその他の人員合計	65,170	68,350

フルタイム換算ベース

その他の情報

表示形式

当グループの事業を運営する際、収益は合計金額で評価されており、これにはトレーディングにおける損益の評価並びに資金調達及びヘッジのポジションによる関連利息収益及び費用が含まれている。このため、特定の個別の収益区分が単独では業績を表さない場合がある。現在の表示と一致させるため、過年度に対しては一定の分類変更が行われている。

会計に関する動向

2018年に、当グループは、収益認識に関する米国GAAPである、会計基準アップデート2014-09「顧客との契約から生じる収益」を採用した。同基準は、修正遡及アプローチにより実施され、移行時の調整により利益剰余金は45百万スイス・フラン（税引後）減少したが、比較数値を修正再表示しなかった。新たな収益認識基準により、一定の収益及び費用の総額表示及び純額表示に変更が必要となり、その対象には一定の引受取引及び仲介取引に関するものも含まれ、その影響の多くはインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門、グローバル・マーケット部門及びアジア太平洋部門において反映されている。収益及び費用のいずれも、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門において59百万スイス・フラン、グローバル・マーケット部門において32百万スイス・フラン増加し、アジア太平洋部門において26百万スイス・フラン減少した。

2018年に、当グループは、年金及びその他の退職後費用の純期間給付費用の表示に関する新たな米国GAAPを採用した。同基準は、比較数値を修正再表示することにより遡及的に実施された。新たな表示基準により、純期間給付費用の構成要素のうち勤務費用は報酬費用として表示される必要が生じた一方で、その他の構成要素は非報酬費用として表示される。

インターナショナル・トレーディング・ソリューションズ

従前開示したとおり、2017年7月1日から、グローバル・マーケット部門は、スイス・ユニバーサル・バンク部門及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門との間で合意し、かかる合意に基づき、3部門で一括した取引及び販売業務を提供している。かかる業務は、グローバル・マーケット部門の単独事業として管理され、ITSと称されている。2018年第1四半期以降、この合意に基づき報告内容が更新されている。

引き続きITS事業の発展させることに注力しつつ、顧客の利用水準及び米国金利事業の縮小をより反映させるために、当グループは、リスク加重資産及びレバレッジ・エクスポージャーの配分をグローバル・マーケット部門のITSからスイス・ユニバーサル・バンク部門及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門への再配分を行った。

規制資本利益率

クレディ・スイスは、株主持分合計及び有形株主持分（非GAAPの財務指標）に対する会社全体の利益率を測定している。さらに、規制機関により設定された所定の最低要件により決定される、資本利用に関する会社及び部門の効率性も測定している。この規制資本は、リスク加重資産の10%及びレバレッジ・エクスポージャーの3.5%の最低値として算出される。規制資本利益率は、税引後利益／（損失）を使用して計算され、税率を30%とし、平均リスク加重資産の10%及び平均レバレッジ・エクスポージャーの3.5%の最低値に基づき資本が割り当てられるものとしている。これらの割合は、2019年に完全実施されるバーゼルIII CET1資本及びレバレッジ比率のスイスの規制上の最低要件を反映するための計算に利用されている。グローバル・マーケット部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門については、規制資本利益率は米ドル建ての数値に基づいている。調整後規制資本利益率は、規制資本利益率を算出するのに用いられる測定手法と同一の手法を適用して、調整後業績に基づき算出されている。

2018年度 期末／期中(十億スイス・フラン(別途記載がある場合を除く))			
株主持分			43.9
株主資本利益率	4.7%		
有形株主持分		38.9	5.0
有形株主資本利益率	5.4%		
規制資本		30.8	8.1
規制資本利益率	7.4%		

資本分配

当グループ取締役会は、2019年4月26日に開催されたクレディ・スイス・グループAGの年次株主総会において、株主は、2018年度における資本拠出準備金から一株当たり0.2625スイス・フランの配当の実施を承認した。この配当金はスイスの源泉徴収税の課税対象とはならず、スイスに居住する個人の投資家が個人的な投資として株式を所有している場合、所得税の課税対象にもならない。この配当金は、現金で支払われる。

表示通貨

当グループは、表示通貨をスイス・フランから米ドルに移行することの妥当性を評価している。当グループは、現在、かかる移行の潜在的な利益及び影響を分析しており、追って当グループの取締役会との間で検討する予定である。

銀行間取引金利の変更の可能性

LIBORを含めた現行の銀行間取引金利指標（以下、「IBOR」という。）から代替となる参照金利への変更を求める国際的な規制当局による重大な圧力が存在している。2018年12月、FINMAは、法的リスク、評価リスク及び関連する運営体制に関するリスクについて言及した。FINMAは、これらのリスクについて監督対象機関とさらに協議する予定である。また、2019年1月以降、FINMAは特に影響を受ける監督対象機関に接触を図ったほか、これらのリスクの特定、軽減及び監視方法を検討中である。

当グループは、IBOR等の一定の指標に連動した負債及び資産を多数有している。多くの業界団体及びワーキング・グループにより代替指標を決定する作業（代替金利の使用の実行可能性に関する評価を含む。）が継続中である。当グループは、グローバルな統治体制を整備し、この移行に対応した制度の変更を行っている。

報酬費用

1年の報酬費用は、業績の強さ及び幅広さ並びに職員の水準を反映し、給与、福利厚生及び過年度の賞与の株式その他の繰延報酬の償却等の固定要素、並びに裁量による変動要素を含んでいる。変動要素は当期の業績連動

変動報酬を反映する。株式その他の報奨を通じて繰り延べた当期の業績連動報酬の一部は、翌年度以降に費用計上され、また、受給権の権利確定その他の条件に服する。

当グループの株主持分は、株式報酬の影響を反映している。株式報酬費用（通常は、付与時点の公正価値に基づいている。）は株主持分を減少させるが、株式の交付義務を認識することにより、それに相当する金額の株式持分が増加する。株式報奨の付与及び確定、並びに承認された条件付資本による株式の発行を通じて行われるこれらの報奨の決済は、通常、株主持分に影響を与えない。当グループは、株式報酬の交付義務を履行するために、条件付資本により株式を発行することができる。クレディ・スイスが従業員に対する義務を履行するため、市場において株式を購入する場合、購入された自己株式により、取得価額分の持分が減少する。

割当と資金調達

収益の配分

各商品に関する責任は特定のセグメントに割り当てられ、当該セグメントがすべての関連する収益及び費用を計上する。他のセグメントに代わって収益を獲得し、又はサービスを提供したセグメントが受領する対価は、収益の分配及びサービスレベルに関する取り決めに基づき決定される。これらの取り決めは該当するセグメントによって商品ごとに定期的に協議される。収益の配分及びサービスレベルに関する取り決めの目的は、関係を有しない第三者との取引の価格決定構造を反映することにある。

費用の割当

コーポレート・サービス及びビジネス・サポート（財務、業務、人事、法務、コンプライアンス、リスク管理及びITにおけるものを含む。）は、コーポレート機能によって提供され、関連する費用はそれぞれの要件とその他の該当する基準に基づき各セグメント及びコーポレート・センターに割り当てられる。

資金調達

当グループが資金調達活動を統括している。資金調達及び資本を目的とした新規の証券発行は主に当行が行う。

公正価値測定

公正価値は、金融商品の会計処理を当グループの経営方法に整合させる際の、金融商品の適切な測定法となり得る。適用される会計指針において定義される公正価値ヒエラルキーのレベルは、経済的リスクの計測ではなく、むしろ価格又は評価のインプットの可観測性を示すものである。

当グループが保有する大半の金融商品の公正価値は、活発に取引が行われている市場における市場価格（レベル1）又は観測可能なインプット（レベル2）に基づいている。このような金融商品には、政府及び政府機関発行の有価証券、一部のコマーシャル・ペーパー、大半の投資適格社債、一部のハイイールド債、証券取引所及び一部のOTCデリバティブ金融商品並びにほぼすべての上場持分証券を含む。

さらに当グループは、市場価格が入手できず、かつ観測可能なインプットがほとんど又は全くない金融商品（レベル3）を保有している。このような金融商品の公正価値を決定する際には、流動性、価格設定上の前提条件、現在の経済及び競争環境並びに特定の商品に影響を及ぼすリスクに応じて、主観的な評価及び判断が必要とされる。このような状況において、市場参加者が資産又は負債の価格設定において用いるであろう前提条件（リスクに関する前提条件を含む。）に関する経営陣独自の判断に基づき評価が決定される。このような金融商品は、金利、外国為替、株式及びクレジット・デリバティブを含む一部のOTCデリバティブ、一部のコーポレート・エクイティ連動証券、抵当貸付関連証券及び債務担保（以下、「CDO」という。）証券、プライベート・エ

クイティ投資、レバレッジド・ファイナンスを含む特定の貸出金及び信用商品、一部のシンジケート・ローン及び一部のハイイールド債を含んでいる。

市場価格が入手できず、かつ観測可能なインプットがほとんど又は全くない金融商品（レベル3）の評価には複数のモデルが利用された。当該モデルは、グループ内で作成され、現在の市況に対する適切性を確実にするため、フロント・オフィスから独立した機関によって検討される。当該モデルでは、流動性、集中度、価格設定上の前提条件及び特定の商品に影響を及ぼすリスクに応じて、主観的な評価及び多様なレベルの判断が必要とされる。当該モデルでは、これらの商品の価値を算出する際に、観測可能及び観測不能なパラメーター（当該商品に関連する指標を含む。）が考慮される。当該指標を考慮することは、市場活動が活発ではない時期においては、より重要となる。

2018年度末現在、当グループの資産合計及び負債合計のそれぞれ37%と25%が公正価値によって測定された。

当グループのレベル3の資産の大半は、当グループのインベストメント・バンキング事業で計上されている。2018年度末現在、レベル3商品として計上されている資産合計の公正価値は、0.3十億スイス・フラン減少し、16.3十億スイス・フランとなったが、これは、主に貸出金、売却目的貸出金及び投資有価証券における差金決済が、主に貸出金における正味振替並びに主にトレーディング資産及び投資有価証券に係る実現／未実現利益（損失）により一部相殺されたことを主に反映したものであった。2018年度末現在、かかる資産は、資産合計の2%及び公正価値によって測定された資産合計の6%を占めたが、2017年度末現在から横ばいであった。

評価の不確実性の幅は、全体としては、当グループの財政状態に重大な影響を与えるものではないと考えるが、特定の期間における業績を一因として、かかる特定の期間の当グループの業績に重大な影響を与える可能性がある。

当グループと当行の違い

当行の事業は当グループの事業とほぼ同じであり、当行の事業のほぼすべてがスイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、アジア太平洋部門、グローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門及びストラテジック・リゾリューション・ユニット（2018年12月31日まで）のセグメントを通じて行われている。株式報奨に関するヘッジ取引等、当グループのコーポレート・センターの一部の活動は、当行には適用されない。一部のその他の資産、負債及び業績（主に、クレディ・スイス・サービスAG（当グループのスイスのサービス会社）とその子会社に関するもの）は当グループのセグメントの活動の一部として管理されている。しかし、それらは当グループによって法的に所有されており、当行の連結財務書類には含まれていない。

連結損益計算書の比較

期中	当グループ			当行		
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度	2017年度	2016年度
損益計算書（百万スイス・フラン）						
純収益	20,920	20,900	20,323	20,820	20,965	20,393
貸倒引当金繰入額	245	210	252	245	210	252
営業費用合計	17,303	18,897	22,337	17,719	19,202	22,630
法人税等控除前利益／（損失）	3,372	1,793	(2,266)	2,856	1,553	(2,489)
法人税等費用	1,361	2,741	441	1,134	2,781	400
当期純利益／（損失）	2,011	(948)	(2,707)	1,722	(1,228)	(2,889)
非支配持分に帰属する当期純利益／（損失）	(13)	35	3	(7)	27	(6)
株主に帰属する当期純利益／（損失）	2,024	(983)	(2,710)	1,729	(1,255)	(2,883)

連結貸借対照表の比較

当グループ	当行

期末	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
貸借対照表統計 (百万スイス・フラン)				
資産合計	768,916	796,289	772,069	798,372
負債合計	724,897	754,100	726,075	754,822

当行から当グループに対する配当					
事業年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度
配当 (百万スイス・フラン)					
配当	10 ¹	10	10	10	10

(注1) 当行の株式資本合計は、全額支払済みであり、2018年12月31日現在、4,399,680,200株の記名式株式から構成されている。配当は、スイス法及び当行の定款に基づき決定される。

資本及び負債				
期末	当グループ		当行	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
資本及び負債 (百万スイス・フラン)				
銀行からの預り金	15,220	15,413	15,220	15,411
顧客の預金	363,925	361,162	365,263	362,303
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	24,623	26,496	24,623	26,496
長期債務	154,308	173,032	153,433	172,042
その他の負債	166,821	177,997	167,536	178,570
負債合計	724,897	754,100	726,075	754,822
持分合計	44,019	42,189	45,994	43,550
資本及び負債合計	768,916	796,289	772,069	798,372

BIS資本指標				
期末	当グループ		当行	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
資本及びリスク加重資産 (百万スイス・フラン)				
CET1資本	35,824	36,711	38,915	38,433
ティア1資本	46,040	51,482	48,231	52,378
適格資本合計	50,239	56,696	52,431	57,592
リスク加重資産	284,582	272,815	286,081	272,720
自己資本比率 (%)				
CET1比率	12.6	13.5	13.6	14.1
ティア1比率	16.2	18.9	16.9	19.2
自己資本比率合計	17.7	20.8	18.3	21.1

(2) 部門別の業績

(A) スイス・ユニバーサル・バンク部門

業績の要約

2018年度の業績

2018年度の法人税等控除前利益は、2017年度から20%増の2,125百万スイス・フランであった。純収益は、2017年度から微増の5,564百万スイス・フランであった。これは、主に、経常手数料収益の増加、37百万スイス・フランのユーロクリアに対する投資の売却益及び21百万スイス・フランの不動産売却益を反映したその他の収益の増加、並びに純利息収益の微増によるものであった。経常手数料収益の増加は、主にウェルス・ストラクチャリング・ソリューション手数料の増加、貸付業務の手数料の増加、及び投資顧問料の増加に牽引されたものであった。純利息収益の微増は、微減の平均預金高における預金金利の利ざやの増加、及び横ばいの平均貸付高における貸付金利の利ざやの横ばいを反映したものであった。トランザクション・ベースの収益は横ばいであった。2018年度の貸倒引当金繰入額は、168.4十億スイス・フランの純貸出金ポートフォリオにおいて、126百万ス

イス・フランとなった。営業費用合計は、7%減であったが、これは、専門家費用及び請負サービス費用の減少、割り当てられたコーポレート機能費用の減少並びに給与費用の減少が、目標を定めた人員削減の実施及びオフィススペース削減に伴う使用料金の発生を反映したリストラクチャリング費用の増加により一部相殺されたことを主に反映したものである。調整後法人税等控除前利益は、2017年度と比べて18%増の2,205百万スイス・フランであった。

当部門の業績	期中／期末			増減率 (%)	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
損益計算書 (百万スイス・フラン)					
純収益	5,564	5,396	5,759	3	(6)
貸倒引当金繰入額	126	75	79	68	(5)
報酬費用	1,887	1,957	2,031	(4)	(4)
一般管理費	1,097	1,251	1,281	(12)	(2)
支払手数料	228	289	283	(21)	2
リストラクチャリング費用	101	59	60	71	(2)
その他営業費用合計	1,426	1,599	1,624	(11)	(2)
営業費用合計	3,313	3,556	3,655	(7)	(3)
法人税等控除前利益	2,125	1,765	2,025	20	(13)
損益計算書評価指標 (%)					
規制資本利益率	16.8	13.7	16.5	-	-
費用／収入比率	59.5	65.9	63.5	-	-
従業員及びリレーションシップ・マネージャー数					
従業員数 (フルタイム換算) (人)	11,950	12,600	13,140	(5)	(4)
リレーションシップ・マネージャー数 (人)	1,780	1,840	1,970	(3)	(7)

当部門の業績 (続き)	期中／期末			増減率 (%)	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
純収益 (百万スイス・フラン)					
プライベート・クライアント	2,989	2,897	3,258	3	(11)
コーポレート&インスティテューショナル・クライアント	2,575	2,499	2,501	3	0
純収益	5,564	5,396	5,759	3	(6)
純収益の詳細 (百万スイス・フラン)					
純利息収益	2,946	2,896	2,884	2	0
経常手数料収益	1,515	1,446	1,446	5	0
トランザクション・ベースの収益	1,096	1,107	1,112	(1)	0
その他の収益	7	(53)	317	-	-
純収益	5,564	5,396	5,759	3	(6)
貸倒引当金繰入額 (百万スイス・フラン)					
新規引当金	201	158	150	27	5
引当金の戻入	(75)	(83)	(71)	(10)	17
貸倒引当金繰入額	126	75	79	68	(5)
貸借対照表統計 (百万スイス・フラン)					
資産合計	224,301	228,857	228,363	(2)	0
貸出金、純額	168,393	165,041	165,685	2	0
うちプライベート・クライアント	113,403	111,222	109,554	2	2
リスク加重資産	76,475	65,572	65,669	17	0
レバレッジ・エクスポージャー	255,480	257,054	252,889	(1)	2

純利息収益は、安定した預金による資金調達の中長期のスプレッド・クレジット及びローンの中長期のスプレッド・チャージを含む。経常手数料収益には、投資商品運用手数料、投資運用一任契約手数料及びその他の資産運用関連手数料、一般銀行商品及びサービスの手数料並びにウェルス・ストラクチャリング・ソリューションによる収益が含まれる。トランザク

ション・ベースの収益は主に仲介手数料、外国為替顧客取引による手数料、取引及び販売利益、資本参加利益並びにその他のトランザクション・ベースの収益から生じる。その他の収益には、合成証券化貸出金ポートフォリオにおける公正価値の損益並びにその他の損益が含まれる。

資本及びレバレッジ指標

2018年度末現在、当部門は、2017年度末に比べ10.9十億スイス・フラン増の76.5十億スイス・フランのリスク加重資産を計上した。この増加は、主に、事業成長及びスイスのモーゲージ乗数の段階的導入を主に反映した測定手法の変更によるものであった。レバレッジ・エクスポージャーは、2017年度末に比べて横ばいの255.5十億スイス・フランであったが、これは、HQLAの減少が事業成長により相殺されたことによるものであった。

調整後業績の差異調整

期中	プライベート・クライアント			コーポレート&インスティテューショナル・クライアント			スイス・ユニバーサル・バンク部門		
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度	2017年度	2016年度
調整後業績 (百万スイス・フラン)									
純収益	2,989	2,897	3,258	2,575	2,499	2,501	5,564	5,396	5,759
不動産利益	(21)	0	(366)	0	0	0	(21)	0	(366)
事業売却利益	(19)	0	0	(18)	0	0	(37)	0	0
調整後純収益	2,949	2,897	2,892	2,557	2,499	2,501	5,506	5,396	5,393
貸倒引当金繰入額	30	42	39	96	33	40	126	75	79
営業費用合計	1,899	2,054	2,124	1,414	1,502	1,531	3,313	3,556	3,655
リストラクチャリング費用	(66)	(53)	(51)	(35)	(6)	(9)	(101)	(59)	(60)
主要な訴訟引当金	0	(6)	0	(37)	(43)	(19)	(37)	(49)	(19)
調整後営業費用合計	1,833	1,995	2,073	1,342	1,453	1,503	3,175	3,448	3,576
法人税等控除前利益	1,060	801	1,095	1,065	964	930	2,125	1,765	2,025
調整合計	26	59	(315)	54	49	28	80	108	(287)
調整後法人税等控除前利益	1,086	860	780	1,119	1,013	958	2,205	1,873	1,738
調整後規制資本利益率 (%)	-	-	-	-	-	-	17.4	14.6	14.2

調整後業績は、非GAAPの財務指標である。詳細については、上記「(1) クレディ・スイスの業績－調整後業績の差異調整」参照。

プライベート・クライアント

2018年度の業績の詳細

法人税等控除前利益は、営業費用合計の減少及び純収益の微増により、2017年度に比べ32%増の1,060百万スイス・フランであった。調整後法人税等控除前利益は、2017年度に比べ26%増の1,086百万スイス・フランであった。

純収益

2018年度において、純収益は、微増の2,989百万スイス・フランであった。これは、純利息収益の微増、21百万スイス・フランの不動産売却益及び19百万スイス・フランのユーロクリアに対する投資の売却益を反映したその他の収益の増加、並びに経常手数料収益の微増が、トランザクション・ベースの収益の減少により一部相殺されたことによるものであった。純利息収益は、微増の1,717百万スイス・フランであった。これは、増加した平均預金高における預金金利の利ざやの増加及び微増した平均貸付高における貸付金利の利ざやの横ばいを反映していた。経常手数料収益は、微増の835百万スイス・フランであった。これは、ウェルス・ストラクチャリング・ソリューションの収益の増加、投資顧問料の増加及びスイスカードに対する投資収益の増加が、銀行サービス手数料の減少により一部相殺されたことによるものであった。トランザクション・ベースの収益は、4%減の397百万スイス・フランであった。これは、主に、2017年度に投資の売却益を計上したこと及び仲介手数料の減少が、ITSからの収益の増加及び外国為替顧客取引の手数料の微増により一部相殺されたことによるものであった。

貸倒引当金繰入額

プライベート・クライアントの貸出金ポートフォリオは、主にスイスの住宅用抵当貸付及び証券を担保とするローン、またこれより程度は少ないが、消費者金融ローンによって構成されている。

プライベート・クライアントは、2017年度が42百万スイス・フランであったのに対し、2018年度は30百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上した。この引当金は、主に当部門の消費者金融事業に関連するものであった。

営業費用合計

営業費用合計は、2017年度に比べ8%減の1,899百万スイス・フランであった。これは、一般管理費の減少、支払手数料の減少及び報酬費用の微減が、リストラクチャリング費用の増加により一部相殺されたことを主に反映したものであった。一般管理費は、2017年度に比べ14%減の663百万スイス・フランであった。これは、専門家費用及び請負サービス費用の減少、割り当てられたコーポレート機能費用の減少、賃借料の減少並びに広告及びマーケティング費用の減少によるものであった。報酬費用は、微減の1,066百万スイス・フランであった。これは、給与費用の減少が、過年度に付与された繰延報酬費用の増加により一部相殺されたことによるものであった。

マージン

2018年度の当部門の**グロス・マージン**は、2017年度に比べ1ベース・ポイント増の144ベース・ポイントであった。これは、純利息収益の微増、経常手数料収益の微増、不動産売却益及び、ユーロクリアに対する投資の売却益が、平均運用資産の微増により一部相殺されたことによるものであった。調整後純収益ベースでは、当部門の**グロス・マージン**は、2017年度に比べ1ベース・ポイント減の142ベース・ポイントであった。

2018年度の当部門の**ネット・マージン**は、2017年度に比べ11ベース・ポイント増の51ベース・ポイントであった。これは、営業費用合計の減少及び純利息収益の微増が、平均運用資産の微増により一部相殺されたことを主に反映したものであった。調整後法人税等控除前利益ベースでは、当部門の**ネット・マージン**は、2017年度に比べ9ベース・ポイント増の52ベース・ポイントであった。

業績－プライベート・クライアント

	期中			増減率 (%)	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
損益計算書 (百万スイス・フラン)					
純収益	2,989	2,897	3,258	3	(11)
貸倒引当金繰入額	30	42	39	(29)	8
報酬費用	1,066	1,088	1,184	(2)	(8)
一般管理費	663	772	777	(14)	(1)
支払手数料	104	141	112	(26)	26
リストラクチャリング費用	66	53	51	25	4
その他営業費用合計	833	966	940	(14)	3
営業費用合計	1,899	2,054	2,124	(8)	(3)
法人税等控除前利益	1,060	801	1,095	32	(27)
損益計算書評価指標 (%)					
費用／収入比率	63.5	70.9	65.2	-	-
純収益の詳細 (百万スイス・フラン)					
純利息収益	1,717	1,670	1,661	3	1
経常手数料収益	835	812	820	3	(1)
トランザクション・ベースの収益	397	413	410	(4)	1
その他の収益	40	2	367	-	(99)

純収益	2,989	2,897	3,258	3	(11)
運用資産のマージン (bp)					
グロス・マージン ¹	144	143	171	-	-
ネット・マージン ²	51	40	58	-	-
リレーションシップ・マネージャー数					
リレーションシップ・マネージャー数 (人)	1,260	1,300	1,430	(3)	(9)

(注1) 純収益を平均運用資産で除したものである。

(注2) 法人税等控除前利益を平均運用資産で除したものである。

運用資産

2018年度末現在の運用資産は、2017年度末に比べて10.3十億スイス・フラン減の198.0十億スイス・フランであった。これは、主に、不利な市場の変動が3.0十億スイス・フランの新規純資産により一部相殺されたことによるものであった。新規純資産は、すべての事業からの受託が好調であったことを反映したものであった。

運用資産—プライベート・クライアント					
	期中／期末			増減率 (%)	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
運用資産 (十億スイス・フラン)					
運用資産	198.0	208.3	192.2	(4.9)	8.4
平均運用資産	207.7	202.2	190.0	2.7	6.4
通貨別運用資産 (十億スイス・フラン)					
米ドル	28.9	30.5	28.7	(5.2)	6.3
ユーロ	20.1	22.9	19.0	(12.2)	20.5
スイス・フラン	140.0	145.0	136.7	(3.4)	6.1
その他	9.0	9.9	7.8	(9.1)	26.9
運用資産	198.0	208.3	192.2	(4.9)	8.4
運用資産の増加 (十億スイス・フラン)					
新規純資産	3.0	4.7	0.1	-	-
その他の影響	(13.3)	11.4	2.3	-	-
うち市場の変動	(10.6)	12.4	2.1	-	-
うち外国為替	(0.8)	0.8	0.3	-	-
うちその他	(1.9)	(1.8)	(0.1)	-	-
運用資産の増加	(10.3)	16.1	2.4	-	-
運用資産の増加 (%)					
新規純資産	1.4	2.4	0.1	-	-
その他の影響	(6.3)	6.0	1.2	-	-
運用資産の増加	(4.9)	8.4	1.3	-	-

コーポレート&インスティテューショナル・クライアント

2018年度の業績の詳細

法人税等控除前利益は、2017年度に比べ10%増の1,065百万スイス・フランであった。これは、営業費用合計の減少及び純収益の微増が、貸倒引当金繰入額の増加により一部相殺されたことを反映したものであった。

純収益

純収益は、2017年度に比べて微増の2,575百万スイス・フランであった。これは、主に、経常手数料収益の増加、並びに18百万スイス・フランのユーロクリアに対する投資の売却益を反映したその他の収益の増加によるものであった。経常手数料収益は、7%増の680百万スイス・フランであった。これは、主に、ウェルス・ストラクチャリング・ソリューション手数料の増加及び貸付業務の手数料の増加が、証券口座及びカストディ・サービス手数料の減少により一部相殺されたことを反映したものであった。純利息収益は1,229百万スイス・フランと横ばいであった。これは、減少した平均預金高における預金金利の利ざやの増加、及び横ばいの平均貸付高にお

ける貸付金利の利ざやの横ばいによるものであった。トランザクション・ベースの収益は、699百万スイス・フランと横ばいであった。これは、ITSからの収益の増加及び外国為替顧客取引の手数料の増加が、仲介手数料の減少により相殺されたことによるものであった。

貸倒引当金繰入額

コーポレート&インスティテューショナル・クライアントの貸出金ポートフォリオは集中度が比較的低く、主に不動産、証券及びその他の金融担保によって担保されている。

2018年度において、コーポレート&インスティテューショナル・クライアントは、2017年度の33百万スイス・フランに対し、96百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上した。この増加は、主に複数の個別案件及び貸倒引当金繰入額の戻入の減少に関するものであった。

営業費用合計

営業費用合計は、2017年度に比べ6%減の1,414百万スイス・フランであった。これは、主に、報酬費用の減少及び一般管理費の減少を反映したものであった。報酬費用は6%減の821百万スイス・フランであった。これは、割り当てられたコーポレート機能費用の減少、給与費用の微減、裁量的報酬費用の減少及び年金費用の減少によるものであった。一般管理費は、9%減の434百万スイス・フランであった。これは、主に、賃借料の減少及び割り当てられたコーポレート機能費用の微減によるものであった。

業績－コーポレート&インスティテューショナル・クライアント

	期中			増減率 (%)	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
損益計算書 (百万スイス・フラン)					
純収益	2,575	2,499	2,501	3	0
貸倒引当金繰入額	96	33	40	191	(18)
報酬費用	821	869	847	(6)	3
一般管理費	434	479	504	(9)	(5)
支払手数料	124	148	171	(16)	(13)
リストラクチャリング費用	35	6	9	483	(33)
その他営業費用合計	593	633	684	(6)	(7)
営業費用合計	1,414	1,502	1,531	(6)	(2)
法人税等控除前利益	1,065	964	930	10	4
損益計算書評価指標 (%)					
費用／収入比率	54.9	60.1	61.2	-	-
純収益の詳細 (百万スイス・フラン)					
純利息収益	1,229	1,226	1,223	0	0
経常手数料収益	680	634	626	7	1
トランザクション・ベースの収益	699	694	702	1	(1)
その他の収益	(33)	(55)	(50)	(40)	10
純収益	2,575	2,499	2,501	3	0
リレーションシップ・マネージャー数					
リレーションシップ・マネージャー数 (人)	520	540	540	(4)	0

運用資産

2018年度末現在の運用資産は、2017年度末に比べ6.0十億スイス・フラン減の348.7十億スイス・フランであった。これは、主に、不利な市場の変動が、8.6十億スイス・フランの新規純資産により一部相殺されたことによるものであった。新規純資産は、年金事業からの好調な受託を主に反映したものであった。

(B) インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門

業績の要約**2018年度の業績**

2018年度の法人税等控除前利益は、2017年度に比べ26%増の1,705百万スイス・フランであった。純収益は、すべての収益区分での収益の増加を反映して、2017年度に比べ6%増の5,414百万スイス・フランであった。純利息収益の増加は、増加した平均預金高及び平均貸付高における預金金利の利ざやの増加及び貸付金利の利ざやの減少によるものであった。経常手数料収益の増加は、主に資産運用手数料の増加及び貸付業務の手数料の増加によるものである。2018年度のその他の収益は、プライベート・バンキングにおける37百万スイス・フランのユーロクリアに対する投資の売却益、及びアセット・マネジメントにおける事業売却益を反映したものであった。2017年度のその他の収益は、アセット・マネジメント・ファイナンスLLC（以下、「AMF」という。）に対する投資損失及びシステムティック・マーケット・メーカー事業に関する事業売却に伴う損失があったことを反映したものであった。トランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益は、14百万スイス・フラン増加した。この増加は、主にプライベート・バンキングにおける顧客取引の増加、ITSからの収益の増加、統合ソリューションに関連した法人向けアドバイザー手数料の増加を反映したものであったが、主にアセット・マネジメントにおけるパフォーマンス及び販売収益の減少により相殺された。貸倒引当金繰入額は、51.7十億スイス・フランの純貸出金ポートフォリオにおいて、35百万スイス・フランであった。営業費用合計は2017年度に比べ若干減少したが、主に、訴訟引当金の減少、給与費用の微減及び専門家費用及び請負サービス費用の減少が、費用効率対策の実施によるリストラクチャリング費用の増加により一部相殺されたことによるものであった。調整後法人税等控除前利益は、2017年度に比べ21%増の1,810百万スイス・フランであった。

当部門の業績

	期中／期末			増減率（％）	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
損益計算書（百万スイス・フラン）					
純収益	5,414	5,111	4,698	6	9
貸倒引当金繰入額	35	27	20	30	35
報酬費用	2,303	2,278	2,168	1	5
一般管理費	1,029	1,141	1,096	(10)	4
支払手数料	227	244	239	(7)	2
リストラクチャリング費用	115	70	54	64	30
その他営業費用合計	1,371	1,455	1,389	(6)	5
営業費用合計	3,674	3,733	3,557	(2)	5
法人税等控除前利益	1,705	1,351	1,121	26	21
損益計算書評価指標（％）					
規制資本利益率	30.7	25.8	23.3	-	-
費用／収入比率	67.9	73.0	75.7	-	-
従業員数（フルタイム換算）					
従業員数（人）	10,210	10,250	10,300	0	0

当部門の業績（続き）

	期中／期末			増減率（％）	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
純収益（百万スイス・フラン）					
プライベート・バンキング	3,890	3,603	3,371	8	7
アセット・マネジメント	1,524	1,508	1,327	1	14
純収益	5,414	5,111	4,698	6	9
純収益の詳細（百万スイス・フラン）					
純利息収益	1,568	1,449	1,308	8	11
経常手数料収益	2,233	2,135	1,914	5	12

トランザクション及びパフォーマンス・ベースの収 益	1,630	1,616	1,426	1	13
その他の収益	(17)	(89)	50	(81)	-
純収益	5,414	5,111	4,698	6	9
貸倒引当金繰入額（百万スイス・フラン）					
新規引当金	56	49	55	14	(11)
引当金の戻入	(21)	(22)	(35)	(5)	(37)
貸倒引当金繰入額	35	27	20	30	35
貸借対照表統計（百万スイス・フラン）					
資産合計	91,835	94,753	91,083	(3)	4
貸出金、純額	51,695	50,474	44,965	2	12
うちプライベート・バンキング	51,684	50,429	44,952	2	12
リスク加重資産	40,116	38,256	35,252	5	9
レバレッジ・エクスポージャー	98,556	99,267	94,092	(1)	5

資本及びレバレッジ指標

2018年度末現在、当部門は、主にモデルとパラメーターの更新及び事業成長により、2017年度末に比べ1.9十億スイス・フラン増の40.1十億スイス・フランのリスク加重資産を計上した。レバレッジ・エクスポージャーは、2017年度末に比べ横ばいの98.6十億スイス・フランであった。

調整後業績の差異調整

期中	プライベート・バンキング			アセット・マネジメント			インターナショナル・ウェルス・ マネジメント部門		
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度	2017年度	2016年度
調整後業績（百万スイス・フラン）									
純収益	3,890	3,603	3,371	1,524	1,508	1,327	5,414	5,111	4,698
不動産利益	(2)	0	(54)	0	0	0	(2)	0	(54)
事業売却（利益）／損失	(37)	0	0	(18)	28	0	(55)	28	0
調整後純収益	3,851	3,603	3,317	1,506	1,536	1,327	5,357	5,139	4,644
貸倒引当金繰入額	35	27	20	0	0	0	35	27	20
営業費用合計	2,522	2,552	2,510	1,152	1,181	1,047	3,674	3,733	3,557
リストラクチャリング費									
用	(89)	(44)	(47)	(26)	(26)	(7)	(115)	(70)	(54)
主要な訴訟引当金	0	(48)	12	0	0	0	0	(48)	12
事業売却関連費用	0	0	0	(47)	0	0	(47)	0	0
調整後営業費用合計	2,433	2,460	2,475	1,079	1,155	1,040	3,512	3,615	3,515
法人税等控除前利益	1,333	1,024	841	372	327	280	1,705	1,351	1,121
調整合計	50	92	(19)	55	54	7	105	146	(12)
調整後法人税等控除前利益	1,383	1,116	822	427	381	287	1,810	1,497	1,109
調整後規制資本利益率 （％）	-	-	-	-	-	-	32.6	28.6	23.1

調整後業績は、非GAAPの財務指標である。詳細については、上記「(1) クレディ・スイスの業績－調整後業績の差異調整」参照。

プライベート・バンキング

2018年度の業績の詳細

法人税等控除前利益は、2017年度に比べ30%増の1,333百万スイス・フランであった。これは、主に純収益の増加を反映したものであった。調整後法人税等控除前利益は、2017年度に比べ24%増の1,383百万スイス・フランであった。

純収益

純収益は、2017年度に比べ8%増の3,890百万スイス・フランであった。これは、すべての収益区分における収益の増加を反映したものであった。純利息収益は、8%増の1,568百万スイス・フランであった。これは、増加した平均預金高における預金金利の利ざやの増加、及び増加した平均貸付高における貸付金利の利ざやの減少を反映したものであった。トランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益は、11%増の1,054百万スイ

ス・フランであった。これは、主に、顧客取引の増加及びITSからの収益の増加によるものであった。その他の収益は、37百万スイス・フランのユーロクリアに対する投資の売却益を反映したものであった。経常手数料収益は、微増の1,227百万スイス・フランであった。これは、貸付業務の手数料の増加及び投資商品運用手数料の増加が、投資運用一任契約手数料の減少により一部相殺されたことを主に反映していた。

貸倒引当金繰入額

プライベート・バンキングは、2017年度が27百万スイス・フランであったのに対し、2018年度は35百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上した。貸倒引当金繰入額には、新興国市場及び船舶金融に関する数件の案件に関するものが含まれていた。

営業費用合計

営業費用合計は、2017年度に比べ横ばいの2,522百万スイス・フランであった。これは、一般管理費の減少及び支払手数料の減少が報酬費用の増加及びリストラクチャリング費用の増加により相殺されたことによるものであった。一般管理費は、13%減の680百万スイス・フランであった。これは、主に、訴訟引当金の減少及び割り当てられたコーポレート機能費用の減少によるものであった。報酬費用は4%増の1,599百万スイス・フランであった。これは、主に、割り当てられたコーポレート機能費用の増加及び過年度に付与された繰延報酬費用の増加が、給与費用の減少により一部相殺されたことを反映したものであった。リストラクチャリング費用は、費用効率対策の実施により、45百万スイス・フラン増加した。

マージン

2018年度の当部門の**グロス・マージン**は、2017年度に比べ1ベース・ポイント増の106ベース・ポイントであった。これは、純利息収益の増加及びトランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益の増加が、平均運用資産が7.0%増加したことにより大部分が相殺されたことを主に反映したものであった。調整後純収益ベースでは、2018年度の当部門の**グロス・マージン**は、2017年度に比べ横ばいの105ベース・ポイントであった。

2018年度の当部門の**ネット・マージン**は、2017年度に比べ6ベース・ポイント増の36ベース・ポイントであった。これは、純収益の増加が平均運用資産の7.0%増により一部相殺されたことを主に反映したものであった。調整後法人税等控除前利益ベースでは、2018年度の当部門の**ネット・マージン**は、2017年度に比べ6ベース・ポイント増の38ベース・ポイントであった。

業績—プライベート・バンキング

	期中／期末			増減率 (%)	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
損益計算書 (百万スイス・フラン)					
純収益	3,890	3,603	3,371	8	7
貸倒引当金繰入額	35	27	20	30	35
報酬費用	1,599	1,540	1,502	4	3
一般管理費	680	782	788	(13)	(1)
支払手数料	154	186	173	(17)	8
リストラクチャリング費用	89	44	47	102	(6)
その他営業費用合計	923	1,012	1,008	(9)	-
営業費用合計	2,522	2,552	2,510	(1)	2
法人税等控除前利益	1,333	1,024	841	30	22
損益計算書評価指標 (%)					
費用／収入比率	64.8	70.8	74.5	-	-
純収益の詳細 (百万スイス・フラン)					
純利息収益	1,568	1,449	1,308	8	11

経常手数料収益	1,227	1,200	1,093	2	10
トランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益	1,054	953	922	11	3
その他の収益	41	1	48	-	(98)
純収益	3,890	3,603	3,371	8	7
運用資産のマージン (bp)					
グロス・マージン ¹	106	105	112	-	-
ネット・マージン ²	36	30	28	-	-
リレーションシップ・マネージャー数					
リレーションシップ・マネージャー数 (人)	1,110	1,130	1,140	(2)	(1)

純利息収益は、安定した預金による資金調達の中長期のスプレッド・クレジット及びローンの中長期のスプレッド・チャージを含む。経常手数料収益には、投資商品運用手数料、投資運用一任契約手数料及びその他の資産運用関連手数料、一般銀行商品及びサービスの手数料並びにウェルス・ストラクチャリング・ソリューションによる収益が含まれる。トランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益は主に仲介手数料及び商品発行手数料、外国為替顧客取引による手数料、取引及び販売利益、資本参加利益並びにその他のトランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益から生じる。

(注1) 純収益を平均運用資産で除したものである。

(注2) 法人税等控除前利益を平均運用資産で除したものである。

運用資産

2018年度末現在の運用資産は、2017年度末に比べ9.4十億スイス・フラン減の357.5十億スイス・フランであった。これは、不利な市場・外国為替関連の変動が、新規純資産が14.2十億スイス・フランであったことにより一部相殺されたことを主に反映したものであった。新規純資産は、新興国市場及びヨーロッパからの流入を主に反映していた。

運用資産—プライベート・バンキング

	期中／期末			増減率 (%)	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
運用資産 (十億スイス・フラン)					
運用資産	357.5	366.9	323.2	(2.6)	13.5
平均運用資産	368.1	343.9	300.3	7.0	14.5
通貨別運用資産 (十億スイス・フラン)					
米ドル	170.3	162.9	149.0	4.5	9.3
ユーロ	106.7	114.1	93.2	(6.5)	22.4
スイス・フラン	17.5	23.0	21.0	(23.9)	9.5
その他	63.0	66.9	60.0	(5.8)	11.5
運用資産	357.5	366.9	323.2	(2.6)	13.5
運用資産の増加 (十億スイス・フラン)					
新規純資産	14.2	15.6	15.6	-	-
その他の影響	(23.6)	28.1	18.0	-	-
うち市場の変動	(12.0)	24.3	10.1	-	-
うち外国為替	(7.8)	1.0	7.8	-	-
うちその他	(3.8)	2.8	0.1	-	-
運用資産の増加	(9.4)	43.7	33.6	-	-
運用資産の増加 (%)					
新規純資産	3.9	4.8	5.4	-	-
その他の影響	(6.5)	8.7	6.2	-	-
運用資産の増加	(2.6)	13.5	11.6	-	-

アセット・マネジメント

2018年度の業績の詳細

法人税等控除前利益は、営業費用合計の微減により、2017年度に比べ14%増の372百万スイス・フランであった。調整後法人税等控除前利益は2017年度に比べ12%増の427百万スイス・フランであった。

2018年度第1四半期中に、当グループは、当部門のシステムティック・マーケット・メーカー事業に係るクオンツ・ファンドを対象とした管理会社のスピンオフを完了した。その一方で、当グループは、当該管理会社及びファンドに対する経済的持分を維持している。この持分による収益は、従来報告していた運用報酬並びにパフォーマンス及び販売収益ではなく、投資及びパートナーシップ利益として認識されている。過年度の数値は、現在の表示と一致するよう分類変更された。

純収益

純収益は、2017年度に比べて横ばいの1,524百万スイス・フランであった。これは、運用報酬の増加及び投資及びパートナーシップ利益の増加が、パフォーマンス及び販売収益の大幅減により一部相殺されたことによるものであった。運用報酬は、平均運用資産の増加を主に反映して9%増の1,107百万スイス・フランであった。投資及びパートナーシップ利益は、10%増の224百万スイス・フランであった。これは、主に、プライベート・エクイティ投資に関する外部運用会社に対する経済的持分の一部売却益及び2017年度に計上した43百万スイス・フランのAMFに対する投資損失によるものであった。これらの増加は、スピンオフによりシステムティック・マーケット・メーカー事業による収益が存在しなくなったことにより一部相殺された。パフォーマンス及び販売収益は、34%減の193百万スイス・フランであった。これは、2017年度に1つのファンドの運用成績が好調であったことによるパフォーマンス手数料の減少、2017年度に投資関連利益を計上したのに対して投資関連損失を計上したこと、及び販売手数料の減少が、2018年度に計上した事業売却益により一部相殺されたことを主に反映していた。調整後純収益は2017年度に比べ微減の1,506百万スイス・フランであった。

営業費用合計

営業費用合計は、2017年度に比べ微減の1,152百万スイス・フランであった。これは、報酬費用の減少及び一般管理費の微減を反映したものであった。報酬費用は、5%減の704百万スイス・フランであった。これは、裁量的報酬費用の減少及び過年度に付与された繰延報酬費用の減少を主に反映したものであった。一般管理費は、微減の349百万スイス・フランであった。これは、割り当てられたコーポレート機能費用の減少及び専門家費用の減少を主に反映したものであった。調整後営業費用合計は2017年度に比べ7%減の1,079百万スイス・フランであった。

業績－アセット・マネジメント

	期中／期末			増減率 (%)	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
損益計算書 (百万スイス・フラン)					
純収益	1,524	1,508	1,327	1	14
貸倒引当金繰入額	0	0	0	-	-
報酬費用	704	738	666	(5)	11
一般管理費	349	359	308	(3)	17
支払手数料	73	58	66	26	(12)
リストラクチャリング費用	26	26	7	0	271
その他営業費用合計	448	443	381	1	16
営業費用合計	1,152	1,181	1,047	(2)	13
法人税等控除前利益	372	327	280	14	17
損益計算書評価指標 (%)					
費用／収入比率	75.6	78.3	78.9	-	-
純収益の詳細 (百万スイス・フラン)					
運用報酬	1,107	1,011	886	9	14
パフォーマンス及び販売収益	193	293	209	(34)	40
投資及びパートナーシップ利益	224	204	232	10	(12)
純収益	1,524	1,508	1,327	1	14

うち経常手数料収益	1,006	935	821	8	14
うちトランザクション及びパフォーマンス・ベ スの収益	576	663	504	(13)	32
うちその他の収益	(58)	(90)	2	(36)	-

運用報酬には、運用資産報酬、資産管理収益並びに運用ファンドに対する投資の取得及び処分に関連する取引手数料が含まれる。パフォーマンス収益は、運用ファンドの業績又は利益に関連するものであり、自己資金ファンドによる投資関連損益が含まれている。販売収益は、当部門の第三者プライベート・エクイティ資金創出業務及びセカンダリー・プライベート・エクイティ・マーケット・アドバイザー・サービスから生じるものである。投資及びパートナーシップ利益には、シード資本の利益及び第三者のアセット・マネージャーに対する少額投資からの資本参加利益、戦略的パートナーシップ及び販売契約からの利益、並びにその他の収益が含まれる。

運用資産

2018年度末現在の運用資産は、2017年度末に比べて3.1十億スイス・フラン増の388.7十億スイス・フランであった。これは、22.2十億スイス・フランの新規純資産が、不利な市場・外国為替関連の変動により一部相殺されたことを反映したものであった。新規純資産は、伝統的投資及びオルタナティブ投資からの流入を主に反映していた。

運用資産－アセット・マネジメント	期中／期末			増減率 (%)	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
運用資産 (十億スイス・フラン)					
伝統的投資	218.9	217.6	159.9	0.6	36.1
オルタナティブ投資	124.6	121.5	121.0	2.6	0.4
投資及びパートナーシップ	45.2	46.5	40.7	(2.8)	14.3
運用資産	388.7	385.6	321.6	0.8	19.9
平均運用資産	397.8	368.4	317.5	8.0	16.0
通貨別運用資産 (十億スイス・フラン)					
米ドル	107.2	100.1	95.9	7.1	4.4
ユーロ	49.0	48.2	36.6	1.7	31.7
スイス・フラン	184.9	182.6	140.7	1.3	29.8
その他	47.6	54.7	48.4	(13.0)	13.0
運用資産	388.7	385.6	321.6	0.8	19.9
運用資産の増加 (十億スイス・フラン)					
新規純資産 ¹	22.2	20.3	5.6	-	-
その他の影響	(19.1)	43.7	(5.3)	-	-
うち市場の変動	(9.1)	20.6	7.6	-	-
うち外国為替	(3.4)	(0.3)	3.9	-	-
うちその他	(6.6)	23.4	(16.8)	-	-
運用資産の増加	3.1	64.0	0.3	-	-
運用資産の増加 (%)					
新規純資産	5.8	6.3	1.7	-	-
その他の影響	(5.0)	13.6	(1.6)	-	-
運用資産の増加	0.8	19.9	0.1	-	-

(注1) 手数料を得ることができない未使用のコミットメント及び費用の認識を反映したプライベート・エクイティ資産の流出額を含む。

(C) アジア太平洋部門

業績の要約

2018年度の業績

2018年度の法人税等控除前利益は、2017年度に比べ9%減の664百万スイス・フランであった。これは、純収益の減少及び貸倒引当金繰入額の増加が、営業費用合計の減少により一部相殺されたことによるものであった。2018年度において、収益認識に関する米国GAAPの会計基準が採用され、その結果、2018年度のアジア太平洋部門

の純収益と営業費用はそれぞれ27百万スイス・フラン減少した。純収益は3,393百万スイス・フランに減少したが、これは、当部門のマーケット事業のすべての収益区分における収益の減少によるものであった。株式の販売及び取引収益の減少は、顧客取引の減少及び2018年度下半期の困難なトレーディング環境を反映した主にエクイティ・デリバティブにおける業績の低下によるものであった。債券の販売及び取引収益の減少は、主に、金利事業の収益低下が、外国為替商品、仕組商品及び信用商品の収益の増加により一部相殺されたことによるものであった。ウェルス・マネジメント&コネクテッド事業の収益は横ばいであったが、これは、主に、トランザクション・ベースの収益の減少及びアドバイザー、引受及び融資収益の減少が、経常手数料収益の増加により相殺されたことによるものであった。2017年度の融資収益には、64百万スイス・フランのIPO前の融資からの利益及び回収管理中の減損貸出金ポートフォリオにおける94百万スイス・フランのプラスの公正価値の純影響額が含まれていた。営業費用合計は、2017年度に比べ微減の2,694百万スイス・フランであった。これは、報酬費用の減少及び支払手数料の減少が、主に訴訟引当金の増加を要因とする一般管理費の増加により大部分が相殺されたことを主に反映したものであった。調整後法人税等控除前利益は、2017年度に比べ微増の804百万スイス・フランであった。

当部門の業績

	期中／期末			増減率 (%)	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
損益計算書 (百万スイス・フラン)					
純収益	3,393	3,504	3,597	(3)	(3)
貸倒引当金繰入額	35	15	26	133	(42)
報酬費用	1,503	1,602	1,665	(6)	(4)
一般管理費	887	831	836	7	(1)
支払手数料	243	264	292	(8)	(10)
リストラクチャリング費用	61	63	53	(3)	19
その他営業費用合計	1,191	1,158	1,181	3	(2)
営業費用合計	2,694	2,760	2,846	(2)	(3)
法人税等控除前利益	664	729	725	(9)	1
損益計算書評価指標 (%)					
規制資本利益率	12.0	13.8	13.7	-	-
費用／収入比率	79.4	78.8	79.1	-	-
従業員数 (フルタイム換算)					
従業員数 (人)	7,440	7,230	6,980	3	4

当部門の業績 (続き)

	期中／期末			増減率 (%)	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
純収益 (百万スイス・フラン)					
ウェルス・マネジメント&コネクテッド	2,290	2,322	1,904	(1)	22
マーケット	1,103	1,182	1,693	(7)	(30)
純収益	3,393	3,504	3,597	(3)	(3)
貸倒引当金繰入額 (百万スイス・フラン)					
新規引当金	42	28	72	50	(61)
引当金の戻入	(7)	(13)	(46)	(46)	(72)
貸倒引当金繰入額	35	15	26	133	(42)
貸借対照表統計 (百万スイス・フラン)					
資産合計	99,809	96,497	97,221	3	(1)
貸出金、純額	43,713	43,080	40,134	1	7
うちプライベート・バンキング	32,877	35,331	33,405	(7)	6
リスク加重資産	37,156	31,474	34,605	18	(9)
レバレッジ・エクスポージャー	106,375	105,585	108,926	1	(3)

資本及びレバレッジ指標

2018年度末現在、当部門は、2017年度末に比べ5.7十億スイス・フラン増の37.2十億スイス・フランのリスク加重資産を計上した。これは、ウェルス・マネジメント&コネクテッド事業における事業成長及び測定手法の変更がマーケット事業における事業利用の減少により一部相殺されたことを主に反映したものである。レバレッジ・エクスポージャーは、2017年度末に比べて0.8十億スイス・フラン増加し、106.4十億スイス・フランであった。これは、HQLAの増加、ウェルス・マネジメント&コネクテッド事業における貸付業務の拡大及び外国為替の影響が、マーケット事業における事業利用の減少により一部相殺されたことによるものであった。

調整後業績の差異調整

期中	ウェルス・マネジメント& コネクテッド			マーケット			アジア太平洋部門		
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度	2017年度	2016年度
調整後業績（百万スイス・フラン）									
純収益	2,290	2,322	1,904	1,103	1,182	1,693	3,393	3,504	3,597
貸倒引当金繰入額	25	15	29	10	-	(3)	35	15	26
営業費用合計	1,574	1,508	1,386	1,120	1,252	1,460	2,694	2,760	2,846
リストラクチャリング費用	(27)	(21)	(14)	(34)	(42)	(39)	(61)	(63)	(53)
主要な訴訟引当金	(79)	0	0	0	0	0	(79)	0	0
調整後営業費用合計	1,468	1,487	1,372	1,086	1,210	1,421	2,554	2,697	2,793
法人税等控除前利益／（損失）	691	799	489	(27)	(70)	236	664	729	725
調整合計	106	21	14	34	42	39	140	63	53
調整後法人税等控除前利益／（損失）	797	820	503	7	(28)	275	804	792	778
調整後規制資本利益率（％）	-	-	-	-	-	-	14.5	15.0	14.8

調整後業績は、非GAAPの財務指標である。詳細については、上記「(1) クレディ・スイスの業績－調整後業績の差異調整」参照。

ウェルス・マネジメント&コネクテッド

2018年度の業績の詳細

法人税等控除前利益は、2017年度に比べ14%減の691百万スイス・フランであった。これは、営業費用合計の増加、純収益の減少及び貸倒引当金繰入額の増加を反映したものである。調整後法人税等控除前利益は、2017年に比べ微減の797百万スイス・フランであった。

純収益

純収益は、2017年度に比べ横ばいの2,290百万スイス・フランであった。これは、主にプライベート・バンキングの収益の増加が、アドバイザリー、引受及び融資収益の減少により相殺されたことによるものであった。経常手数料収益は、10%増の420百万スイス・フランであった。これは、投資商品運用手数料の増加、貸付業務の手数料の増加、投資運用一任契約手数料の増加及び投資顧問料の増加を主に反映したものであった。純利息収益は、横ばいであった。トランザクション・ベースの収益は、7%減の563百万スイス・フランであった。これは、主に、仲介手数料及び商品発行手数料の減少によるものであった。アドバイザリー、引受及び融資収益は、5%減の678百万スイス・フランであった。これは、融資収益の減少並びに債券引受業務の収益の減少が、M&A取引による収益の増加及び株式引受業務の収益の増加により一部相殺されたことを主に反映したものであった。2017年度の融資収益には、64百万スイス・フランのIPO前の融資からの利益及び回収管理中の減損貸出金ポートフォリオにおける94百万スイス・フランのプラスの公正価値の純影響額が含まれていたのに対して、2018年度の融資収益には、回収管理中の減損貸出金ポートフォリオにおける10百万スイス・フランのマイナスの公正価値の純影響額が含まれていた。

貸倒引当金繰入額

ウェルス・マネジメント&コネクテッドの貸出金ポートフォリオは、主に上場証券を担保とするプライベート・バンキング証券担保貸付、及び法人に対する有担保・無担保貸付によって構成されている。

ウェルス・マネジメント&コネクテッドは、2017年度には15百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上したのに対し、2018年度には複数の個別案件に関する25百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上した。

営業費用合計

営業費用合計は、一般管理費の増加を主に反映して、2017年度に比べ4%増の1,574百万スイス・フランであった。一般管理費は、主に訴訟引当金の増加により19%増の500百万スイス・フランであった。2018年度に計上した訴訟引当金は、2007年から2013年までの期間のアジア太平洋地域における当部門の採用慣行に関する米国司法省及びSECの調査（現在、解決済）に主に関連するものであった。報酬費用は横ばいであった。これは、主に裁量的報酬費用の減少が過年度に付与された繰延報酬費用の増加により相殺されたことを反映したものであった。調整後営業費用合計は、2017年度に比べ横ばいの1,468百万スイス・フランであった。

マージン

マージンの計算は、当部門のプライベート・バンキング事業の業績指標及びウェルス・マネジメント&コネクテッド事業におけるその関連運用資産に沿って行われる。

2018年度の当部門の**グロス・マージン**は、2017年度に比べ9ベース・ポイント減の79ベース・ポイントであった。これは、主に平均運用資産の11.5%増を反映したものであった。

2018年度の当部門の**ネット・マージン**は、2017年度に比べ3ベース・ポイント減の27ベース・ポイントであった。これは、平均運用資産の増加を主に反映したものであった。

業績－ウェルス・マネジメント&コネクテッド

	期中／期末			増減率（％）	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
損益計算書（百万スイス・フラン）					
純収益	2,290	2,322	1,904	(1)	22
貸倒引当金繰入額	25	15	29	67	(48)
報酬費用	988	1,002	941	(1)	6
一般管理費	500	421	384	19	10
支払手数料	59	64	47	(8)	36
リストラクチャリング費用	27	21	14	29	50
その他営業費用合計	586	506	445	16	14
営業費用合計	1,574	1,508	1,386	4	9
法人税等控除前利益	691	799	489	(14)	63
損益計算書評価指標（％）					
費用／収入比率	68.7	64.9	72.8	-	-
純収益の詳細（百万スイス・フラン）					
プライベート・バンキング	1,612	1,607	1,374	-	17
うち純利息収益	628	620	602	1	3
うち経常手数料収益	420	381	319	10	19
うちトランザクション・ベースの収益	563	606	469	(7)	29
うちその他の収益	1	0	(16)	-	100
アドバイザリー、引受及び融資	678	715	530	(5)	35
純収益	2,290	2,322	1,904	(1)	22
プライベート・バンキング運用資産に係るマージン(bp)					
グロス・マージン ¹	79	88	86	-	-
ネット・マージン ²	27	30	23	-	-

リレーションシップ・マネージャー数					
リレーションシップ・マネージャー数 (人)	580	590	640	(2)	(8)

純利息収益は、安定した預金による資金調達の中長期のスプレッド・クレジット及びローンの中長期のスプレッド・チャージを含む。経常手数料収益には、投資商品運用手数料、投資運用一任契約手数料及びその他の資産運用関連手数料、一般銀行商品及びサービスの手数料並びにウェルス・ストラクチャリング・ソリューションによる収益が含まれる。トランザクション・ベースの収益は主に仲介手数料及び商品発行手数料、外国為替顧客取引による手数料、取引及び販売利益、資本参加利益並びにその他のトランザクション・ベースの収益から生じる。

(注1) 純収益を平均運用資産で除したものである。

(注2) 法人税等控除前利益を平均運用資産で除したものである。

運用資産

2018年度末現在の運用資産は、2017年度末に比べ4.9十億スイス・フラン増の201.7十億スイス・フランであった。これは、17.2十億スイス・フランの新規純資産が不利な市場の変動により一部相殺されたことを主に反映したものであった。新規純資産は、当部門の多くの市場にわたる流入を反映したものであった。

運用資産－プライベート・バンキング	期中／期末			増減率 (%)	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
運用資産 (十億スイス・フラン)					
運用資産	201.7	196.8	166.9	2.5	17.9
平均運用資産	203.3	182.3	159.5	11.5	14.3
通貨別運用資産 (十億スイス・フラン)					
米ドル	106.4	98.2	82.5	8.4	19.0
ユーロ	5.8	6.7	4.6	(13.4)	45.7
スイス・フラン	1.8	2.5	2.0	(28.0)	25.0
その他	87.7	89.4	77.8	(1.9)	14.9
運用資産	201.7	196.8	166.9	2.5	17.9
運用資産の増加 (十億スイス・フラン)					
新規純資産	17.2	16.9	13.6	-	-
その他の影響	(12.3)	13.0	2.9	-	-
うち市場の変動	(13.2)	16.8	1.0	-	-
うち外国為替	(0.4)	(3.9)	4.8	-	-
うちその他	1.3	0.1	(2.9)	-	-
運用資産の増加	4.9	29.9	16.5	-	-
運用資産の増加 (%)					
新規純資産	8.7	10.1	9.0	-	-
その他の影響	(6.2)	7.8	2.0	-	-
運用資産の増加	2.5	17.9	11.0	-	-

マーケット

2018年度の業績の詳細

2017年度に70百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上したのに対して、2018年度は27百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上した。この43百万スイス・フランの減少は、営業費用合計の減少が、純収益の減少及び貸倒引当金繰入額の増加により一部相殺されたことを反映したものであった。2017年度に28百万スイス・フランの調整後法人税等控除前損失を計上したのに対して、2018年度は7百万スイス・フランの調整後法人税等控除前利益を計上した。

純収益

純収益は、2017年度に比べ7%減の1,103百万スイス・フランであった。これは、2018年度下半期の困難なトレーディング環境を主に反映したものであった。株式の販売及び取引収益は、7%減の859百万スイス・フラン

であった。これは、主に、顧客取引の減少及び困難なトレーディング環境によるエクイティ・デリバティブからの収益の減少によるものであった。債券の販売及び取引収益は、7%減の244百万スイス・フランであった。これは、主に、不利なトレーディング環境を反映した金利収益の減少が、好調なトレーディング成績並びに仕組商品及び信用商品における顧客取引の増加を反映した外国為替商品の収益の増加により一部相殺されたことによるものであった。

貸倒引当金繰入額

マーケットは、2018年度には1件の個別案件に関する10百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上した。2017年度には貸倒引当金繰入額を計上しなかった。

営業費用合計

営業費用合計は、2017年度に比べ11%減の1,120百万スイス・フランとなった。これは、報酬費用の減少、一般管理費の減少、支払手数料の減少及びリストラクチャリング費用の減少を反映したものであった。報酬費用は、14%減の515百万スイス・フランであった。これは、主に、裁量的報酬費用の減少、割り当てられたコーポレート機能費用の減少及び過年度に付与された繰延報酬費用の減少、及び給与費用の減少によるものであった。一般管理費は、6%減の387百万スイス・フランであった。これは、主に、専門家費用の減少及び引当金の戻入によるものであった。

業績－マーケット

	期中／期末			増減率 (%)	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
損益計算書 (百万スイス・フラン)					
純収益	1,103	1,182	1,693	(7)	(30)
貸倒引当金繰入額	10	-	(3)	-	100
報酬費用	515	600	724	(14)	(17)
一般管理費	387	410	452	(6)	(9)
支払手数料	184	200	245	(8)	(18)
リストラクチャリング費用	34	42	39	(19)	8
その他営業費用合計	605	652	736	(7)	(11)
営業費用合計	1,120	1,252	1,460	(11)	(14)
法人税等控除前利益／(損失)	(27)	(70)	236	(61)	-
損益計算書評価指標 (%)					
費用／収入比率	101.5	105.9	86.2	-	-
純収益の詳細 (百万スイス・フラン)					
株式の販売及び取引	859	920	1,162	(7)	(21)
債券の販売及び取引	244	262	531	(7)	(51)
純収益	1,103	1,182	1,693	(7)	(30)

(D) グローバル・マーケット部門

業績の要約

2018年度の業績

2018年度において、当部門は、154百万スイス・フランの法人税等控除前利益を計上した。純収益は、2017年度に比べ10%減の4,980百万スイス・フランであった。これは、主に、市況の悪化による債券の取引及び引受全般の業績低下並びにキャッシュ・エクイティの収益の減少が、エクイティ・デリバティブの収益の大幅増によるITSの業績拡大により一部相殺されたことによるものであった。債券の販売及び取引収益は9%減であったが、主な要因は困難な経営環境を反映した信用事業の収益の大幅減であった。引受収益は6%減であったが、これは、市場ボラティリティの拡大を反映した債券発行取引の減少によるものであった。株式の販売及び取引収益は

2%減であった。これは、キャッシュ・エクイティ及びプライム・サービスの収益の減少が、エクイティ・デリバティブの収益の大幅増により一部相殺されたことによるものであった。営業費用合計は、2017年度に比べ5%減の4,802百万スイス・フランであった。これは、報酬費用の減少、一般管理費の減少及び支払手数料の減少が、リストラクチャリング費用の増加により一部相殺されたことを反映していた。当部門は、2018年度は406百万スイス・フランの調整後法人税等控除前利益を計上した。

当部門の業績	期中／期末			増減率 (%)	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
損益計算書 (百万スイス・フラン)					
純収益	4,980	5,551	5,497	(10)	1
貸倒引当金繰入額	24	31	(3)	(23)	-
報酬費用	2,296	2,532	2,688	(9)	(6)
一般管理費	1,773	1,839	2,038	(4)	(10)
支払手数料	491	549	509	(11)	8
のれんの減損	0	0	0	-	-
リストラクチャリング費用	242	150	217	61	(31)
その他営業費用合計	2,506	2,538	2,764	(1)	(8)
営業費用合計	4,802	5,070	5,452	(5)	(7)
法人税等控除前利益	154	450	48	(66)	-
損益計算書評価指標 (%)					
規制資本利益率	1.2	3.2	0.4	-	-
費用／収入比率	96.4	91.3	99.2	-	-
貸借対照表統計 (百万スイス・フラン (別途記載がある場合を除く))					
資産合計	211,530	242,159	239,700	(13)	1
リスク加重資産	59,016	58,858	51,713	0	14
リスク加重資産 (百万米ドル)	59,836	60,237	50,556	(1)	19
レバレッジ・エクスポージャー	245,664	283,809	284,143	(13)	0
レバレッジ・エクスポージャー (百万米ドル)	249,076	290,461	277,787	(14)	5
従業員数 (フルタイム換算)					
従業員数 (人)	11,350	11,740	11,530	(3)	2

当部門の業績 (続き)	期中			増減率 (%)	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
純収益の詳細 (百万スイス・フラン)					
債券の販売及び取引	2,649	2,922	2,599	(9)	12
株式の販売及び取引	1,709	1,750	2,157	(2)	(19)
引受	1,047	1,115	957	(6)	17
その他	(425)	(236)	(216)	80	9
純収益	4,980	5,551	5,497	(10)	1

調整後業績の差異調整	グローバル・マーケッツ部門		
	2018年度	2017年度	2016年度
期中			
調整後業績 (百万スイス・フラン)			
純収益	4,980	5,551	5,497
貸倒引当金繰入額	24	31	(3)
営業費用合計	4,802	5,070	5,452
リストラクチャリング費用	(242)	(150)	(217)
主要な訴訟引当金	(10)	0	(7)
事業売却関連費用	0	(8)	0
調整後営業費用合計	4,550	4,912	5,228
法人税等控除前利益	154	450	48

調整合計	252	158	224
調整後法人税等控除前利益	406	608	272
調整後規制資本利益率（％）	3.1	4.3	2.0

調整後業績は、非GAAPの財務指標である。詳細については、上記「(1) クレディ・スイスの業績－調整後業績の差異調整」参照。

資本及びレバレッジ指標

2018年度末現在、当部門は2017年度に比べ横ばいの59.8十億米ドルのリスク加重資産を計上したが、これは2018年度の当部門の目標値である60十億米ドルに沿うものであった。レバレッジ・エクスポージャーは249.1十億米ドルであり、2018年度の当部門の目標値である290十億米ドルに沿うものであった。レバレッジ・エクスポージャーは、2017年度に比べ41.4十億米ドル減少した。これは、事業活動の縮小及び2018年度第2四半期のITSに係る調整が主な要因であった。

2018年度の業績の詳細

収益は、安定調達比率の枠組みの実施に係る継続的な作業を要因とする、2018年度第4四半期における資金調達コストの部門間（債券の販売及び取引及び株式の販売及び取引間）の割当方法の変更を反映したものである。2018年度第1四半期において、収益認識に関する米国GAAPの会計基準が採用され、その結果、2018年度のグローバル・マーケット部門の純収益と営業費用はそれぞれ32百万スイス・フラン増加した。

債券の販売及び取引

債券の販売及び取引の収益は、2017年度に比べ9％減の2,649百万スイス・フランであった。これは、主に、困難な営業状況を反映した信用事業の収益の大幅減によるものであった。証券化商品の収益は、好調であった2017年度に比べ大幅減であった。これは、公的機関取引及び民間機関取引全般の顧客取引の減少が、当部門の資産金融事業が好調を維持していたこと及び多額の投資売却益があったことにより一部相殺されたことによるものであった。グローバル信用商品の収益は減少したが、これは、主に、当該年度下半期にボラティリティが高水準であったこと及び米国のハイイールド債のスプレッドが拡大したことを受けてレバレッジド・ファイナンスの収益が減少したことによるものであった。新興国市場の収益は減少したが、これは、顧客取引の大幅な減少及び事業の合理化によるブラジルにおけるトレーディングの大幅減が、各地域における仕組商品収益の増加により一部相殺されたことを反映したものであった。また、マクロ商品の収益は減少したが、これは、事業の合理化により生じた悪影響が、外国為替損益の改善により一部相殺されたことによるものであった。

株式の販売及び取引

株式の販売及び取引の収益は、2017年度に比べ2％減の1,709百万スイス・フランであった。これは、キャッシュ・エクイティ及びプライム・サービスの収益の減少が、エクイティ・デリバティブの収益の大幅増により一部相殺されたことを主に反映したものであった。キャッシュ・エクイティの収益は、取引活動の低下により、減少した。また、プライム・サービスの収益は減少したが、これは、市場指標に連動したプライム・ブローカレッジの減少及び顧客の財務活動による収益の減少が、上場デリバティブの手数料の増加により一部相殺されたことを主に反映したものであった。プライム・サービスの収益の減少は、2017年度が低調であったエクイティ・デリバティブの収益の大幅増により一部相殺されたが、この大幅増は、ボラティリティの拡大及び事業において継続中の投資利益によるものであった。

引受

引受の収益は、2017年度に比べ6％減の1,047百万スイス・フランであった。これは、市場ボラティリティの拡大を受けて債券発行取引が減少したことを反映したものであった。債券引受の収益は、レバレッジド・ファイ

ナンスの収益の減少及び投資適格債の収益の減少が主な要因となり減少した。この減少は、株式引受の収益の増加により一部相殺された。

貸倒引当金繰入額

グローバル・マーケット部門は、2017年度においては、31百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上したのに対して、2018年度において24百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上した。

営業費用合計

営業費用合計は、2017年度に比べ5%減の4,802百万スイス・フランであった。これは、報酬費用の減少、一般管理費の減少及び支払手数料の減少が、リストラクチャリング費用の増加により一部相殺されたことによるものであった。報酬費用は9%減少したが、過年度に付与された繰延報酬費用の減少、裁量的報酬費用の減少及び給与費用の減少を反映したものであった。一般管理費は、専門家費用の減少及び割り当てられたコーポレート機能費用の減少が要因となり減少した。また、当部門は、費用効率対策の実施を反映して、242百万スイス・フランのリストラクチャリング費用を計上した。

(E) インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門

業績の要約

2018年度の業績

2018年度において、当部門は、344百万スイス・フランの法人税等控除前利益を計上した。純収益は、2017年度に比べ2%増の2,177百万スイス・フランであった。これは、アドバイザリー及びその他の報酬の収益の増加が、株式及び債券引受業務の収益の減少により一部相殺されたことを反映したものである。アドバイザリー及びその他の報酬は、完了したM&A取引からの収益の増加を主に反映して、23%増の950百万スイス・フランであった。債券引受業務の収益は、9%減の934百万スイス・フランであった。これは、レバレッジド・ファイナンスの収益の減少及び債券資本市場収益の減少が、デリバティブ金融の収益の増加により一部相殺されたことによるものであった。株式引受業務の収益は、19%減の314百万スイス・フランであった。これは、追加株式募集の減少（シングル・ブロック・トレードに係る損失を含む。）及びライツ・オファリングの減少が、エクイティ・デリバティブ及びIPOの収益の増加により一部相殺されたことを反映したものであった。営業費用合計は、4%増の1,809百万スイス・フランであったが、これは、主に、一般管理費及びリストラクチャリング費用の増加によるものであった。2018年度の調整後法人税等控除前利益は、429百万スイス・フランであった。

当部門の業績

	期中／期末			増減率 (%)	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
損益計算書（百万スイス・フラン）					
純収益	2,177	2,139	1,972	2	8
貸倒引当金繰入額	24	30	20	(20)	50
報酬費用	1,249	1,268	1,218	(1)	4
一般管理費	467	423	443	10	(5)
支払手数料	9	7	2	29	250
のれんの減損	0	0	0	-	-
リストラクチャリング費用	84	42	28	100	50
その他営業費用合計	560	472	473	19	-
営業費用合計	1,809	1,740	1,691	4	3
法人税等控除前利益	344	369	261	(7)	41
損益計算書評価指標 (%)					
規制資本利益率	10.9	13.7	10.7	-	-

費用／収入比率	83.1	81.3	85.8	-	-
貸借対照表統計（百万スイス・フラン（別途記載がある場合を除く））					
資産合計	16,156	20,803	20,784	(22)	0
リスク加重資産	24,190	20,058	18,027	21	11
リスク加重資産（百万米ドル）	24,526	20,528	17,624	19	16
レバレッジ・エクスポージャー	40,485	43,842	45,571	(8)	(4)
レバレッジ・エクスポージャー（百万米ドル）	41,047	44,870	44,552	(9)	1
従業員数（フルタイム換算）					
従業員数（人）	3,100	3,190	3,090	(3)	3

当部門の業績（続き）

	期中			増減率（％）	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
純収益の詳細（百万スイス・フラン）					
アドバイザー及びその他の報酬	950	770	849	23	(9)
債券引受業務	934	1,030	934	(9)	10
株式引受業務	314	386	312	(19)	24
その他	(21)	(47)	(123)	(55)	(62)
純収益	2,177	2,139	1,972	2	8

調整後業績の差異調整

期中	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門		
	2018年度	2017年度	2016年度
調整後業績（百万スイス・フラン）			
純収益	2,177	2,139	1,972
貸倒引当金繰入額	24	30	20
営業費用合計	1,809	1,740	1,691
リストラクチャリング費用	(84)	(42)	(28)
主要な訴訟引当金	(1)	0	0
調整後営業費用合計	1,724	1,698	1,663
法人税等控除前利益	344	369	261
調整合計	85	42	28
調整後法人税等控除前利益	429	411	289
調整後規制資本利益率（％）	13.6	15.2	11.9

調整後業績は、非GAAPの財務指標である。詳細については、上記「(1) クレディ・スイスの業績－調整後業績の差異調整」参照。

資本及びレバレッジ指標

2018年度末現在、リスク加重資産は、2017年度末に比べ4.0十億米ドル増の24.5十億米ドルであった。この変化は、主に、貸出金ポートフォリオの増加及び引受コミットメントの拡大、2018年度第1四半期にオペレーショナル・リスク配分表を更新したこと、並びに測定手法の変更の影響によるものであった。当部門は、2018年度第1四半期に実施したHQLA配分の見直しを主に反映して、2017年度末に比べ3.8十億米ドル減の41.0十億米ドルのレバレッジ・エクスポージャーを計上した。

2018年度の業績の詳細

2018年度第1四半期において、収益認識に関する米国GAAPの会計基準が採用され、その結果、2018年度のインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門の純収益と営業費用はそれぞれ59百万スイス・フラン増加した。

アドバイザー及びその他の報酬

2018年度において、アドバイザー及びその他の報酬は、2017年度に比べ23%増の950百万スイス・フランであった。これは、ヨーロッパ、中東及びアフリカ（以下、「EMEA」という。）においてシェア・オブ・ウォレットが増加したのに加えて、南北アメリカ及びEMEAにおいて完了したM&Aの取引からの収益が増加したことを主に反映したものであった。シェア・オブ・ウォレットとは、各商品の業界全体の報酬プールに占める当グループのシェアである。

債券引受業務

2018年度において、債券引受業務の収益は、2017年度に比べ9%減の934百万スイス・フランであった。これは、主に、レバレッジド・ファイナンス取引の減少及び債券資本市場収益の減少が、デリバティブ金融の収益の増加により一部相殺されたことによるものであった。

株式引受業務

2018年度において、株式引受業務の収益は、業界全体の報酬プールの減少を反映して、2017年度に比べ19%減の314百万スイス・フランであった。この業績は、エクイティ・デリバティブ及びIPO発行の収益の増加により一部相殺されたものの、追加株式募集の収益の減少（シングル・ブロック・トレードに係る損失を含む。）及びライツ・オフリングの収益の減少による影響によるものであった。

貸倒引当金繰入額

2018年度において、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門は、24百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上した。これは、取引先2社に関する引当金の戻入により一部相殺されたものの、部門のコーポレート貸付ポートフォリオの公正価値で測定されない貸付金に関して不利な展開が生じたことが要因であった。

営業費用合計

営業費用合計は、2017年度に比べ4%増の1,809百万スイス・フランであった。これは、主に、一般管理費の増加及びリストラクチャリング費用の増加によるものであった。一般管理費は10%増加したが、これは、主に、収益認識に係る新たな会計基準の採用を原因とする費用の増加によるものであった。当部門は、2017年度は42百万スイス・フランのリストラクチャリング費用を計上したのに対して、2018年度は目標を定めた人員削減を実施したことを反映して84百万スイス・フランのリストラクチャリング費用を計上した。

グローバル・アドバイザー及び引受収益

当グループのグローバル・アドバイザー及び引受事業は、これらの収益を生み出すために互いに密接に協力する複数の事業部門にわたって運営されている。この事業のグローバルな業績及び能力を反映するため、また同業他社との比較可能性を高めるために、以下の表では、当グループのアドバイザー及び引受収益の合計を合算して、部門間の収益分配契約前の米ドル条件での単一指標としている。

	期中		増減率 (%)
	2018年度	2017年度	前年度比
グローバル・アドバイザー及び引受収益 (百万米ドル)			
アドバイザー及びその他の報酬	1,163	935	24
債券引受業務	2,050	2,292	(11)
株式引受業務	830	906	(8)
グローバル・アドバイザー及び引受収益	4,043	4,133	(2)

(F) ストラテジック・リゾリューション・ユニット

業績の要約

2018年度の業績

当部門は、2017年度には2,135百万スイス・フランの法人税等控除前損失及び886百万スイス・フランのマイナスの純収益を計上したのに対して、2018年度は1,381百万スイス・フランの法人税等控除前損失及び708百万スイス・フランのマイナスの純収益を計上した。当部門は、2017年度は1,847百万スイス・フランの調整後法人税控除前損失を計上したのに対し、2018年度は1,240百万スイス・フランの調整後法人税控除前損失を計上した。2018年度における708百万スイス・フランのマイナスの純収益は、主に、全体的な資金調達コスト及び当部門の過去のインベストメント・バンキング・ポートフォリオにおける評価調整が、過去のクロスボーダー及び小規模市場事業の収益により一部相殺されたことによるものであった。貸倒引当金繰入額は、2017年度の32百万スイス・フランに対し、2018年度には1百万スイス・フランであった。2018年度の営業費用合計は、672百万スイス・フランであったが、これには385百万スイス・フランの一般管理費（うち132百万スイス・フランは、訴訟引当金であった。）及び254百万スイス・フランの報酬費用が含まれていた。当部門は、2018年度は、530百万スイス・フランの調整後営業費用合計を計上した。

当部門の業績

	期中／期末			増減率（％）	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
損益計算書（百万スイス・フラン）					
純収益	(708)	(886)	(1,271)	(20)	(30)
うち重要な経済的持分を持たない非支配持分	(8)	45	27	-	67
貸倒引当金繰入額	1	32	111	(97)	(71)
報酬費用	254	332	612	(23)	(46)
一般管理費	385	796	3,590	(52)	(78)
うち訴訟引当金	132	300	2,792	(56)	(89)
支払手数料	12	32	54	(63)	(41)
リストラクチャリング費用	21	57	121	(63)	(53)
その他営業費用合計	418	885	3,765	(53)	(76)
営業費用合計	672	1,217	4,377	(45)	(72)
うち重要な経済的持分を持たない非支配持分	4	10	23	(60)	(57)
法人税等控除前利益／（損失）	(1,381)	(2,135)	(5,759)	(35)	(63)
うち重要な経済的持分を持たない非支配持分	(12)	35	4	-	-
貸借対照表統計（百万スイス・フラン（別途記載がある場合を除く））					
資産合計	20,874	45,629	80,297	(54)	(43)
リスク加重資産	17,926	33,613	45,441	(47)	(26)
リスク加重資産（百万米ドル）	18,175	34,401	44,425	(47)	(23)
レバレッジ・エクスポージャー	29,579	59,934	105,768	(51)	(43)
レバレッジ・エクスポージャー（百万米ドル）	29,990	61,339	103,402	(51)	(41)
従業員数（フルタイム換算）					
従業員数（人）	1,320	1,530	1,830	(14)	(16)

当部門の業績（続き）

	期中			増減率（％）	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
純収益の詳細（百万スイス・フラン）					
一部の国内事業の再編	1	31	154	(97)	(80)
過去のクロスボーダー及び小規模市場業務	53	121	194	(56)	(38)
過去のアセット・マネジメント・ポジション	12	(79)	(90)	-	(12)
過去のインベストメント・バンキング・ポートフォリオ	(453)	(697)	(1,253)	(35)	(44)
過去の資金調達コスト	(315)	(337)	(315)	(7)	7
その他	2	30	12	(93)	150
重要な経済的持分を持たない非支配持分	(8)	45	27	-	67

純収益	(708)	(886)	(1,271)	(20)	(30)

調整後業績の差異調整

期中	ストラテジック・リゾリューション・ユニット		
	2018年度	2017年度	2016年度
調整後業績（百万スイス・フラン）			
純収益	(708)	(886)	(1,271)
不動産利益	(1)	0	(4)
事業売却利益／（損失）	0	(38)	6
調整後純収益	(709)	(924)	(1,269)
貸倒引当金繰入額	1	32	111
営業費用合計	672	1,217	4,377
リストラクチャリング費用	(21)	(57)	(121)
主要な訴訟引当金	(117)	(269)	(2,693)
事業売却関連費用	(4)	0	0
調整後営業費用合計	530	891	1,563
法人税等控除前利益／（損失）	(1,381)	(2,135)	(5,759)
調整合計	141	288	2,816
調整後法人税等控除前利益／（損失）	(1,240)	(1,847)	(2,943)

調整後業績は、非GAAPの財務指標である。詳細については、上記「(1) クレディ・スイスの業績－調整後業績の差異調整」参照。

資本及びレバレッジ指標

2018年度末現在、当部門は、2017年度末に比べ16.2十億米ドル減の18.2十億米ドルのリスク加重資産を計上した。2018年度末現在のレバレッジ・エクスポージャーは、30.0十億米ドルであったが、2017年度末に比べて31.3十億米ドルの減少を反映したものであった。この減少は、主に、デリバティブ・ポートフォリオのリストラクチャリング、圧縮及び解消、新興国市場貸付及び残存する船舶金融貸付の売却並びに一定の残存する流動性の低い資産運用エクスポージャーの軽減を含む幅広い取引によるものであった。

ストラテジック・リゾリューション・ユニットの展開

2015年度第4四半期に、当グループは、可能な限り最も効率的な方法によって、その戦略的な方向性に合致しなかった事業及びポジションの効果的な縮小を監督するため、ストラテジック・リゾリューション・ユニットを創設した。2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは現在アセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示される。

2018年度の業績の詳細

純収益

当部門は、2017年度には886百万スイス・フランのマイナスの純収益を計上したのに対し、2018年度においては708百万スイス・フランのマイナスの純収益を計上した。この改善は、主に、全体的な資金調達コストの減少及びエグジット費用の減少が、事業のエグジットによる手数料ベースの収益の減少及びマイナスの評価調整の増加により一部相殺されたことによるものであった。

貸倒引当金繰入額

貸倒引当金繰入額は、2017年度の32百万スイス・フランに対し、2018年度には1百万スイス・フランであった。2017年度の繰入額は、主にコーポレート・ローン、米国ミドル・マーケット・ローンにおけるシニア融資ポートフォリオの処分及び船舶金融のエクスポージャーに関するものであった。

営業費用合計

営業費用合計は、2017年度に比べ545百万スイス・フラン減（45%減）の672百万スイス・フランであった。これは、主に一般管理費の減少及び報酬費用の減少によるものであった。一般管理費は、52%減の385百万スイス・フランであった。この減少には、訴訟引当金の減少（主に、抵当貸付に関するもの）及び米国クロスボーダー案件に関する米国当局との和解に関連する費用（その一部はニューヨーク州金融サービス局のモニターにより行われた作業に関するものであった。）の減少が含まれる。報酬費用は、23%減で254百万スイス・フランであった。これは、主に当部門の規模縮小及び様々なコスト削減イニシアチブの実施によるものであった。調整後営業費用合計は、2017年度には891百万スイス・フランであったのに対し、2018年度には530百万スイス・フランと41%減少した。

(G) コーポレート・センター

コーポレート・センターの構成

コーポレート・センターには、当グループの資金調達等の親会社の事業、改正が重ねられている規制要件を今後も満たすために当グループの法人構造を変化させることに関連する費用を含む、当グループが支援するプロジェクトの費用及びセグメントに割り当てられていない特定のその他の費用及び収益が含まれている。さらに、コーポレート・センターには、関連会社間の収益及び費用を消去するために必要な連結及び消去の調整が含まれている。

財務部門業績には、仕組債の発行及びスワップ取引を含む一定の中心的な資金取引の評価のボラティリティの影響が含まれている。2017年度第2四半期首から、財務部門業績には、資金調達コストをコーポレート・センターにおいて保有されている資産に整合させるための、振替価格設定に伴う追加の利子負担額が含まれている。

その他の収益には、自社株取引に関連して必要な消去調整及び各部門に計上された財務手数料が含まれる。2017年度第3四半期首から、当グループのリスク加重資産に関連して実行された一定のヘッジ取引の費用も含まれている。

報酬費用は、セグメントに割り当てられていない一部の繰延報酬制度、並びに主にグローバル・マーケット部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門（主に2017年度末まで）並びにアジア太平洋部門（主に2018年度末まで）に関連する当グループの再編を支えることを目的とした一定の繰延報酬残留報奨に係る公正価値調整を含んでいる。2018年度第3四半期期首から、報酬費用は、主に元従業員に関する過去の長期繰延報酬及び退職金制度に係る公正価値調整を含んでいる。

コーポレート・センター業績

	期中／期末			増減率（％）	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
損益計算書（百万スイス・フラン）					
財務部門業績	13	56	(160)	(77)	-
その他	87	29	231	200	(87)
純収益	100	85	71	18	20
貸倒引当金繰入額	0	0	(1)	-	100
報酬費用	128	398	270	(68)	47
一般管理費	160	364	406	(56)	(10)
支払手数料	49	45	76	9	(41)
リストラクチャリング費用	2	14	7	(86)	100
その他営業費用合計	211	423	489	(50)	(13)
営業費用合計	339	821	759	(59)	8
法人税等控除前利益／（損失）	(239)	(736)	(687)	(68)	7
貸借対照表統計（百万スイス・フラン）					
資産合計	104,411	67,591	62,413	54	8
リスク加重資産 ¹	29,703	23,849	17,338	25	38
レバレッジ・エクスポージャー ¹	105,247	67,034	59,374	57	13

(注1) 「ルックスルー」ベースで開示されている。

業績の要約

2018年度の業績

コーポレート・センターは、2017年度の736百万スイス・フランに対し、2018年度には239百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上した。2018年度の法人税等控除前損失の減少は、主に営業費用合計の減少によるものである。

純収益は、2017年度に比べ15百万スイス・フラン増の100百万スイス・フランであった。2018年度の財務部門業績は、13百万スイス・フランであった。これは、200百万スイス・フランの仕組債のボラティリティに関する利益、123百万スイス・フランはヘッジのボラティリティに関する利益及び61百万スイス・フランは自己の負債の公正価値オプションのボラティリティに関する利益が、資金調達活動に関する362百万スイス・フランのマイナスの純収益により一部相殺されたことを主に反映したものであった。仕組債のボラティリティに関する利益のうち、165百万スイス・フランは評価モデルの改良に関するものであった。その他の収益は、2017年度に比べ58百万スイス・フラン増の87百万スイス・フランであった。これは、主に、当グループのリスク加重資産に関して実施したヘッジ取引の費用の減少、及び自社株取引による損失の消去調整（2017年度は利益を計上した。）が、過去の長期繰延報酬及び退職金制度に係るマイナスの評価の影響及びヨハネスブルグの子会社の清算に関する損失により一部相殺されたことによるものであった。

営業費用合計は、報酬費用の減少及び一般管理費の減少を主に反映して、2017年度に比べ59%減の339百万スイス・フランであった。報酬費用は、68%減の128百万スイス・フランであった。これは、過年度に付与された繰延報酬費用の減少及び残留報奨費用の減少を主に反映したものである。一般管理費は、56%減の160百万スイス・フランであった。これは、主に、2017年度に計上した外国為替取引業務のうち一部の分野に関するDFSとの和解に伴う影響が当期は存在しなかったこと、及び継続している当グループの法人構造の変革に関連する費用の減少によるものである。当グループの法人構造の変革に関連して、コーポレート・センターは、2017年度に240百万スイス・フランの費用を計上したのに対して、2018年度は159百万スイス・フランの費用を計上した。

資本及びレバレッジ指標

2018年度末現在、コーポレート・センターは、2017年度末に比べ5.9十億スイス・フラン増の29.7十億スイス・フランのリスク加重資産を計上した。この増加は、主に、測定手法及び方針の変更、リスク水準の上昇、並びにモデル及びパラメーターの更新によるものであった。

2018年度末現在、レバレッジ・エクスポージャーは、2018年度第1四半期に実施したHQLA配分の見直しからの35.5十億スイス・フランの影響を主に反映して、105.2十億スイス・フランと2017年度12月31日に比べ38.2十億スイス・フラン増加した。

各部門に対する費用割当

	期中／期末			増減率（％）	
	2018年度	2017年度	2016年度	2018年度 /2017年度	2017年度 /2016年度
各部門に対する費用割当（百万スイス・フラン）					
報酬費用	2,748	3,076	2,924	(11)	5
一般管理費	2,212	2,573	2,962	(14)	(13)
支払手数料	49	45	76	9	(41)
リストラクチャリング費用	372	158	166	135	(5)
その他営業費用合計	2,633	2,776	3,204	(5)	(13)
各部門に対する割当前の営業費用合計	5,381	5,852	6,128	(8)	(5)
各部門に対する割当純額	5,042	5,031	5,369	0	(6)
うちスイス・ユニバーサル・バンク部門	1,056	1,078	1,071	(2)	1

うちインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	876	864	841	1	3
うちアジア太平洋部門	780	777	702	0	11
うちグローバル・マーケティング部門	1,708	1,645	1,878	4	(12)
うちインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケティング部門	358	346	304	3	14
うちストラテジック・リゾリューション・ユニット	264	321	573	(18)	(44)
営業費用合計	339	821	759	(59)	8

コーポレート・サービス及びビジネス・サポート（財務、営業、人事、法務、コンプライアンス、リスク管理及びITにおけるものを含む。）は、コーポレート機能によって提供されており、関連費用は、セグメント及びコーポレート・センターに対して、その要件及びその他の関連する基準に基づき割り当てられている。

(3) 資金及びリスク管理

(A) 流動性及び資金調達管理

流動性管理

資金調達及び増資を目的とした有価証券は、主に、当グループの主要な事業子会社であり、米国における登録会社である当行により従来から発行されてきた。規制改革を受け、当グループは、その発行戦略の焦点を当グループ・レベルでの長期債務証券の募集に当ててきた。発行手取金は、必要に応じて、優先及び劣後ベースで事業子会社及び関連会社に対して貸し出される。劣後ベースのものは主に必要資本を充足するため、また優先ベースのものは経営陣が要求するような新たな事業の取り組み及び流動性のニーズを支援するために、それぞれ提供される。

当グループの流動性及び資金調達の戦略は、資本配分及びリスク管理委員会（以下、「CARMC」という。）により承認され、取締役会により監督されている。流動性及び資金調達の戦略の実施及び実行は、CFO部門内で財務部門及び当グループのグローバル流動性グループにより管理されている。グローバル流動性グループは、2018年度第2四半期に、財務部門のために当グループの流動性の調達、資金調達コスト及びHQLAポートフォリオを最適化することを目的として、負債の管理及び担保管理を集中化するために設置された。財務部門は、当グループの資金調達方針の遵守を確保し、グローバル流動性グループは、短期無担保資金及び担保付資金の調達のための部署との効率的な連携に注力する。このアプローチにより、当グループの潜在的な流動性及び資金調達リスクを管理し、ストレス状況に応じて当グループの流動性及び資金調達水準を迅速に調整する能力を強化している。当グループの流動性及び資金調達プロファイルは、CARMC及び取締役会に定期的に報告され、CARMC及び取締役会は、流動性リスクを含む当グループのリスク許容範囲を定め、また、当グループの事業の貸借対照表及び資金調達の利用のパラメーターの設定を行う。取締役会は、リスク選好ステートメントにおいて、当グループの全体的なリスク許容度を定める責任を負う。

当グループの流動性及び資金調達プロファイルは、当グループの戦略及びリスク選好を反映しており、事業活動水準及び全体的な経営環境により決定される。当グループは、金融危機から得た教訓、その後の当グループの事業戦略の変更及び規制上の進展を反映するために、流動性及び資金調達プロファイルを調整した。当グループは、定量的かつ定性的な流動性管理におけるベスト・プラクティス（最良慣行）基準を促進させるために、規制及び業界フォーラムに積極的に参加してきた。当グループ内部の流動性リスク管理枠組みは、FINMA、その他の規制機関及び格付機関によるレビュー及び監視を受けている。

規制上の枠組み

BISの流動性枠組み

2010年、BCBSは、流動性リスクの測定、基準及び監視を目的として国際的なバーゼルIIIの枠組みを公表した。バーゼルIIIの枠組みには、LCR及びNSFRが含まれる。クレディ・スイスは、スイスにおいて実施されているバー

ゼルⅢの枠組みと、システム上重要な銀行に対するスイスの法令（以下、「スイス国内要件」という。）の適用を受けている。

2015年1月1日から2019年1月1日にかけて段階的に導入されたLCRは、30日間にわたる流動性リスクに対応するものである。LCRは、銀行が深刻なストレス時のシナリオ下で短期の流動性ニーズを満たすために利用可能な、担保権の設定されていないHQLAを確実に保有することを目的としている。LCRは、ストレス状況におけるHQLAの価値及び特定のシナリオ指標に従って計算された資金流出純額の合計という二つの要素で構成される。資金流出純額に対する流動性資産の比率は、BCBSの要件に従い、2015年1月1日においては当初の最低要件である60%が求められた。この要件は、年に10%ずつ増加し、現在は2019年1月1日から100%となっている。

NSFRは、今後1年以上の期間における銀行の貸借対照表上及び貸借対照表外の活動の流動性に基づき、安定した資金調達に最低額の基準を定めるものである。NSFRは、LCRに対する補足的な手段であり、非流動性資産に対して適切な金額の安定した長期資金を確実に調達するよう構築されている。NSFRは、必要な安定調達額に対する利用可能な安定調達額の比率として定義されており、国内規制当局により実施された後は常に少なくとも100%でなければならない。

スイスの流動性要件

2012年、スイス連邦参事会は、バーゼルⅢの流動性要件をスイス法に組み入れた流動性規則（以下、「流動性規則」という。）を採択し、この一部は、2014年に採択された最終的なバーゼルⅢのLCR規則に関するものを含む、更なる規則制定の対象となった。2018年1月1日付で、スイス連邦参事会は、流動性規則を改訂し、LCR及び小規模な銀行向けの軽減措置に対して微調整を加えた。改訂は当グループ及び関連する子会社のLCRにとって重要ではなかった。流動性規則（その後の改訂を含む。）に基づき、スイスの一部の銀行に当初の60%のLCR要件が適用され、かかる要件は2019年1月1日まで年に10%ずつ累積的に増加する。クレディ・スイスのようなシステム上関連する銀行は、2015年1月1日から常時100%の当初最低LCR要件及び関連する開示要件の対象となった。2015年5月、FINMAは、当グループに対し、より高い110%の最低LCRを維持する義務を課したが、2018年6月には、100%の最低要件に引き下げられた。

バーゼルⅢの実施に関連して、規制上のLCR開示が、当グループ及び一定の子会社について義務付けられた。当グループのLCRについての更なる詳細は、当グループのウェブサイト上で閲覧できる。

FINMAは、当グループに対して、2012年に開始した観察期間の間、NSFRをFINMAに毎月報告することを求めている。報告指示は、最終版のBCBSのNSFR要件にほぼ沿ったものとなっている。2017年11月、連邦参事会は、当初は2018年1月1日に予定されていた最低基準としてのNSFRの導入を延期することを決定した。2018年11月、連邦参事会は、NSFRの導入を再度延期することを決定しており、2019年末にこの件を再検討する予定である。

FINMAとの間で合意された当グループの流動性原則及び当グループの流動性リスク管理の枠組みは、バーゼルⅢの流動性枠組みに沿ったものである。

流動性リスク管理

当グループの流動性リスク管理への取組み

当グループの流動性及び資金調達に関する方針は、市場における事象又はクレディ・スイスに特有の事由のいずれに起因するかにかかわらず、ストレス時におけるすべての債務を履行する上で必要となる資金調達の利用可能性を確保するように構築されている。当グループは、非流動性資産を上回る、安定的な預金を含む長期的な資金調達を維持することを目的とする保守的な資産／負債管理戦略を通じて、これを実現している。短期的な流動性ストレスに対処するため、当グループは、深刻な市場及び特異なストレス時の想定外の流出に対応する、下記の流動性プールを維持している。当グループの流動性リスク指標は、流動性ストレスに関する様々な仮定を反映しており、当グループは、当該指標が慎重を期したものであると考えている。当グループは、流動性プロファイ

ルを十分な水準で維持しているため、無担保の資金調達を利用できない場合でも、最低限度を超える期間にわたって業務を継続する上で十分な流動性を維持することができると見込んでいる。これには、通貨のミスマッチが発生する可能性が含まれており、これは重要なリスクとはみなされないものの、特に重要な通貨であるユーロ、日本円、英ポンド、スイス・フラン及び米ドルについては、監視され、制限が課されている。

最低NSFRの遵守はまだ要求されていないものの、当グループは、構造的な流動性ポジションを監視し、資金調達を計画する主要な手段の一つとして、内部流動性指標と併用して、2012年度中にNSFRの利用を、また2014年度中にLCRの利用を開始した。

当グループは、内部目標に合わせて流動性を管理し、クレディ・スイス特有の及び市場規模のストレス・シナリオ並びにそれらが流動性及び資金調達に及ぼす影響をモデル化する基準として、当グループの内部の流動性指標を使用する。当グループの内部指標の枠組みは、当グループの資金調達構造の管理を支えている。これにより、当グループは、担保権が設定されていない資産（現金を含む。）のストレス時の市場価値が、無担保負債の契約上の流出額の総額と慎重に予想された予想偶発契約債務の額の合計を超過することになる期間について、管理を行うことができる。この内部指標の枠組みにより、当グループは、一定期間（流動性ホライズンともいう。）事業計画を変更せずに事業活動を継続することを可能とする、クレディ・スイス特有の又は市場規模のストレス時における望ましいプロファイルに見合うよう流動性を管理することができる。この枠組みに基づき、当グループは、短期的にも流動性が中断することがないように追加のストレス・シナリオに基づく短期的な目標を有している。2017年の初めにおいて、当グループは、内部流動性指標の新バージョンを導入した。これには、再定義された短期及び長期の対象期間についての新たに定義されたより保守的なストレス・シナリオに基づいて法人特有の流動性を管理するための強化された機能性が含まれている。

2014年度第2四半期から、当グループは、当グループの財務部門により管理されるHQLAポートフォリオに関連する貸借対照表の使用の大部分を各事業部門に割り当てることを開始し、LCR及びスイス国内レバレッジ要件に関する当グループ全体としての観点から、それぞれの事業活動をより効率的に管理できるようにした。

当グループ全体の流動性管理枠組みにより、当グループは、貸借対照表上及びオフバランスのポジションについてストレス分析を行うことが可能となる。ストレス分析には、以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・当行の長期債務の格付における複数段階の格下げ。当該格下げによって、特定の偶発的なオフバランス債務により、追加の資金調達が必要となる。
- ・プライベート・バンキング顧客の預金からの巨額の引き出し。
- ・プライム・ブローカレッジ事業に関連する潜在的な現金の流出。
- ・利用可能な担保付資金の超過担保。
- ・資本市場、預金証書及びコマーシャル・ペーパーの利用の制限。
- ・その他のマネー・マーケットの利用が大幅に減少すること。
- ・担保権が設定されていない資産の資金調達価値の減少。
- ・規制上、経営上及びその他の制約により子会社が保有する資産が利用できなくなること。
- ・市場ストレスの際における、契約によらない流動性補完（当グループの無担保債務の購入を含む。）の提供の可能性。
- ・ホールセール資金の資源への集中の監視及びこれによる資金調達の多様化の促進。
- ・担保権が設定されていない資産の構成及び分析の監視。
- ・外国為替スワップ市場の利用可能性の制限。
- ・その時々が必要とみなされるその他のシナリオ。

ガバナンス

銀行勘定における資金調達、流動性、資本及び当グループの為替エクスポージャーは、主に財務部門により管理されている。これらの活動の監督はCARMCにより行われている。CARMCは、当グループ及び各部門の最高経営責任者（以下、「CEO」という。）、最高財務責任者（以下、「CFO」という。）、最高リスク責任者（以下、「CRO」という。）、最高コンプライアンス・規制業務責任者（以下、「CCRO」という。）又は2019年2月26日の組織変更以降は最高コンプライアンス責任者、並びに財務部長を含む委員会である。

当グループの資本基盤、貸借対照表の変動、現在及び将来の資金調達、金利リスク及び為替エクスポージャーのレビュー並びに内部リスク制限を定義しかかる制限定義の遵守を監視することは、CARMCの責任である。CARMCは、当グループの流動性リスク管理枠組みの手法及び仮定を定期的にレビューし、また、維持すべき流動性ホライズンを決定する。

すべての流動性ストレス・テストは、すべてのリスク領域にわたって一貫性のある調整されたアプローチで行われるよう、CROにより調整及び監督されている。

緊急時資金調達計画

流動性危機の場合、当グループの緊急時資金調達計画は、危機の性質に応じて講じるべき特定の措置を設定している。当グループの計画は、高まり続ける流動性及び資金調達ストレスに対応するために策定されたものであり、予め上申レベルを定めて、当グループが流動性不足又は資金調達不足に対処するために特定の対策を講じることができる機会を最大化することを目的としている。流動性の状況悪化を特定するため、当グループは、一連の規制上及び経済上の流動性指標を監視し、その一方で、当グループの対象分野の専門家及び是正措置を速やかに講じる権限を常時有している上級経営陣の意見も求める。すべての場合において、この計画の主な目的は、流動性の強化（即時）、資金調達需要の減少（中期的）及び回復の選択肢の評価（長期的）である。

流動性指標

流動性プール

財務部門は、中央銀行預け金及び有価証券で構成される流動性資産の大規模なポートフォリオを管理する。流動性プールの一部は、最高格付の相手方との売戻条件付取引を通じて発生する。当グループは、潜在的な信用リスクに留意しているため、中央銀行預け金及び高格付の国債並びに短期の売戻条件付取引に、当グループの流動性保有戦略の重点を置いている。これらの国債は、SNB、Fed、ECB及びイングランド銀行を含む、様々な中央銀行の流動性枠の担保として適格である。当グループのこれらの債券に対する直接的なエクスポージャーは、流動性が高く、最高格付のソブリン債発行体又はソブリン債発行体の完全に保証された機関に限定されている。流動性プールは、当グループの事業会社の流動性要件を満たすために利用できる。

売戻条件付取引により取得されたものを含むすべての有価証券は、ストレス・シナリオにおいて市場価格による緊急の資金調達が利用不可能となるリスクを反映するために、当グループの指標におけるストレス水準ヘアカットの対象である。

当グループは、この流動性プールを中枢で管理し、当グループの主要な営業事業体において保有している。これらの事業体における保有証券は、当グループが、流動性及び資金調達を必要とする地方の事業体に遅滞なく提供できるようにしている。

2018年12月31日現在、財務部門及びグローバル流動性グループが管理する当グループの流動性プールは、HQLA価額で159.9十億スイス・フランであった。流動性プールは、主要な中央銀行（主にSNB、Fed及びECB）預け金85.5十億スイス・フラン並びに政府及び政府機関（主に米国、英国及びフランス）により発行された有価証券74.4十億スイス・フラン（市場価格）で構成されていた。

流動性ポートフォリオに加えて、グローバル流動性グループ並びに主にグローバル・マーケット部門及びAPAC部門における様々な事業により管理されている、担保権が設定されていない流動性資産のポートフォリオもあ

る。これらの資産には、一般的に、主要指標の一部を構成する高格付債及び高流動性持分証券が含まれる。事業及びグローバル流動性グループと連携して、財務部門は、必要に応じて、流動性を創出するためにこれらの資産を利用することができる。

2018年12月31日現在、財務部門が管理していない流動性資産のポートフォリオは、市場価格にして28.7十億スイス・フランであり、これは、高格付債9.9十億スイス・フラン及び高流動性持分証券18.8十億スイス・フランで構成されていた。当グループの内部モデルに基づき、平均ストレス水準ヘアカットの17%がこれらの資産に適用される。これらのポートフォリオに適用されるヘアカットは、測定時の全体的な市場リスクに対する当グループの評価、ヘアカットの増加を考慮した潜在的な現金化能力、市場のボラティリティ及び該当する有価証券の質を表している。

流動性プルー当グループ

期末	2018年					2017年
	スイス・フラン	米ドル	ユーロ	その他の通貨	合計	合計
流動性資産（百万スイス・フラン）						
中央銀行預け金	61,471	14,831	6,654	2,538	85,494	96,594
有価証券	7,531	39,895	7,603	19,331	74,360	66,778
流動性資産¹	69,002	54,726	14,257	21,869	159,854	163,372

(注1) 消却前の視点を反映している。

流動性カバレッジ比率

当グループのLCRの計算方法は、FINMAによって規定されており、四半期中の日次の計算を利用して測定される3ヶ月間の平均値を用いている。FINMAのHQLAの計算は、消却方式（消却後の視点）を考慮に入れたものであり、したがって、深刻なストレス・シナリオ下で現金化される可能性のある財務諸表上の資産と直接比較することはできない。消却方式は、一定の担保付金融取引の影響を利用可能なHQLAから効果的に除外すると同時に、計算される資金流出純額の水準を調整するものである。消却方式の適用は、LCRの計算における分子と分母の両方を調整するものであり、したがってLCR自体に対する影響はプラスマイナスほぼゼロである。

当グループのHQLAの測定方法は、一定の法域に所在する当グループの事業体が利用するために入手可能である潜在的に適格なHQLAのうち、当グループが全体として利用するためには容易にアクセスできない可能性があるものを除外している。これらのHQLA適格金額は、地域の規制当局の要件（大口エクスポージャー要件を含む。）、又は他の法域に所在する当グループの他の事業体に対する移転可能性を制限し得るその他の拘束力のある制約等を理由として制限される可能性がある。

この基準に基づき、当グループのLCRの水準は、2017年度末現在の185%から微減して2018年度末現在は184%となったが、これは、平均HQLAが161十億スイス・フランであり、平均資金流出純額が88十億スイス・フランであることを示している。この比率は、当グループの支店及び子会社による適用ある現地の流動性要件の充足を確保することを含む保守的な流動性ポジションを反映している。

LCR比率は、2017年度と比較して横ばいであった。これは、HQLAの水準の低下が資金流出純額の減少により相殺されたためである。HQLAの水準の低下は、中央銀行預け金の減少が、当期中の保有有価証券の金額の増加により一部相殺されたことを反映していた。資金流出純額の減少は、主に、担保付資金調達及び貸付活動の減少、並びに無担保ホールセール資金調達内の非オペレーショナル預金及び他の偶発資金調達債務からの資金流出の減少の結果であった。資金流出純額の減少は、完全正常債権エクスポージャーからの資金流入の減少及び無担保負債における無担保ホールセール資金調達流出の増加により一部相殺された。

2018年度の最終営業日現在の保有HQLAのスポット残高は157.4十億スイス・フランであり、2017年度の最終営業日現在の保有HQLAのスポット残高から0.7十億スイス・フラン増加した。

流動性カバレッジ比率—当グループ

期末	2018年		2017年
	非加重価値 ¹	加重価値 ²	加重価値 ²
適格流動性資産（百万スイス・フラン）			
適格流動性資産 ³	-	161,231	166,077
資金流出			
リテール預金及び小規模事業顧客の預金	159,648	20,765	20,108
無担保ホールセール資金調達	219,615	89,065	87,899
担保付ホールセール資金調達	-	54,879	65,525
追加要件	166,741	36,921	37,435
その他契約上の資金調達債務	65,526	65,526	70,679
その他偶発資金調達債務	202,457	5,391	6,644
資金流出合計	-	272,547	288,290
資金流入			
担保付貸出金	131,204	85,678	92,585
正常債権からの流入	67,514	31,785	33,624
その他資金流入	67,273	67,273	72,228
資金流入合計	265,991	184,736	198,437
流動性カバレッジ比率			
適格流動性資産（百万スイス・フラン）	-	161,231	166,077
資金流出純額（百万スイス・フラン）	-	87,811	89,853
流動性カバレッジ比率（%）	-	184	185

日次で算出される3ヶ月間の平均値を用いて計算された。

(注1) 30日以内に満期が到来する又は償還可能となる残高として算出。

(注2) 適格流動性資産についてのヘアカット又は流入率及び流出率を適用後に算出。

(注3) 現金及びFINMAが定める適格有価証券で構成され、消却後の視点を反映している。

資金調達管理

財務部門は、当グループの資金調達計画の作成、実行及び定期的な更新に責任を負う。当該計画は、市況及び規制状況の変化の影響に加え、予想される事業成長、貸借対照表の進展、将来の資金調達需要及び満期プロファイルを反映している。

長期債務の支払利息は、金融サービス業界に関連する一定の指標（LIBOR及びオーバーナイト・インデックス・スワップ・レート（OIS）等）と比較して監視及び管理される。この期間の資金調達の方法は、金利の変動に対する当グループの負債及び資産の感応度を最も良く反映している。当グループは、LIBOR及びその他の世界的な参照レートの推移、並びにこの推移が当グループの資金調達管理へのアプローチに及ぼす影響に注意を払っている。

当グループは、当グループの負債の構成及び債務の時機を得た発行を入念に管理することにより、資金調達スプレッドの影響を継続的に管理している。資金調達スプレッドが支払利息に及ぼす影響は、市況、商品の種類及び当グループの資金調達の基準となる指標の絶対水準を含む多くの要因に左右される。

当グループは、コモディティ、株式、指数若しくは通貨又はその他の資産にその収益が連動する負債証券である仕組債を発行することにより、長期の資金調達源を多様化させている。当グループは、通常、仕組債を原資産又はデリバティブにおけるポジションによりヘッジしている。

当グループは、買戻条件付取引及び有価証券貸付取引を含むその他の担保付資金調達も利用する。当グループの買戻条件付取引の水準は、市場機会、米国債及び政府機関債などの流動性の高い担保に対する顧客のニーズ並びに貸借対照表及びリスク加重資産の制限の影響を反映して変動する。また、有価証券を売戻条件付契約に基づき購入し、同時に類似の満期日を持つ買戻条件付契約に基づき売却するマッチド・ブック取引は、スプレッドを獲得し、相対的にリスクを伴わず、また、通常は顧客売買に関連している。

当グループの主な流動性の資源は、連結事業体を通じた資金調達である。

資金調達源

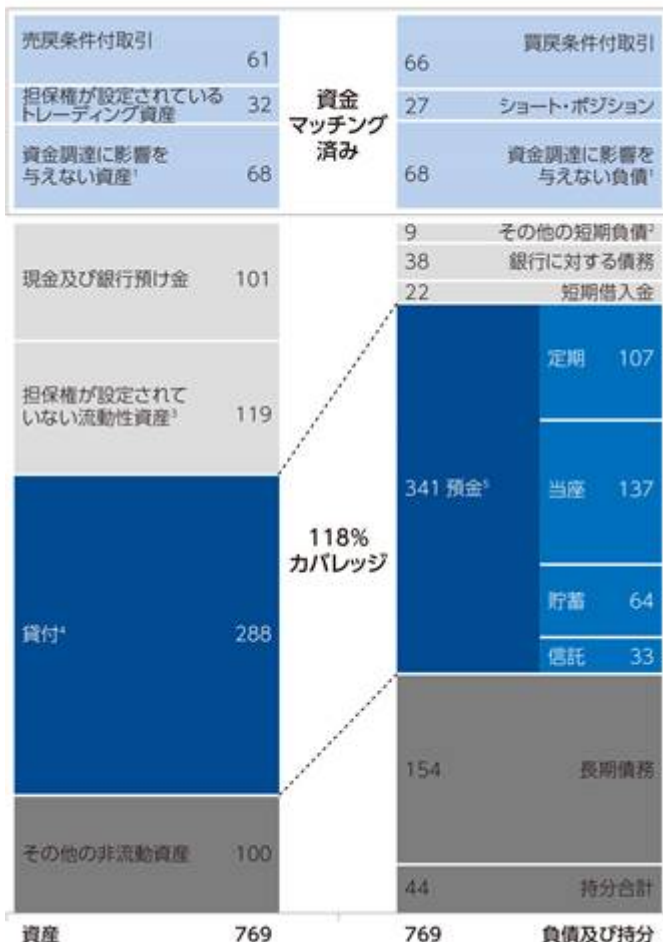
当グループは主に、中核顧客預金、長期債務（仕組債を含む。）及び株主持分を通じて貸借対照表の資金を調達している。当グループは、取引先、通貨、満期までの期間、地理及び満期、並びに担保付又は無担保のいずれであるかに応じて、資金調達源（特定の制限に対する集中度を含む。）を監視している。当グループの貸借対照表の大部分は、資金のマッチングが行われており、無担保の資金調達をする必要がない。資金のマッチングが行われている貸借対照表の項目は、そのポジションにより創出又は要求される流動性と資金調達の大部分が概ね同等となるように、流動性のデュレーション及び価値がほぼ等しい資産及び負債から構成される。

現金及び銀行に対する預け金並びに売戻条件付取引の流動性は極めて高い。当グループの資産の大部分は、主に証券事業を支える、担保権が設定されていないトレーディング資産であり、保有有価証券及び担保付債権から構成されるが、これらは変動し、概して流動的である。これらの流動性資産は、短期負債を弁済する際に利用可能である。

当グループの最大の非流動性資産である貸出金は、当グループの中核顧客預金によって調達されており、超過カバレッジは2018年度末現在18%で、2017年度と比較して横ばいであった。これには、貸出金及び預金の両方における微増が含まれている。当グループは、不動産、プライベート・エクイティ及びその他長期投資、並びに有価証券の非流動部分のヘアカットを含むその他の非流動性資産を、長期債務及びエクイティによって調達しており、これにより、当グループは、資金調達のためのバッファの大部分を維持することを試みている。

貸借対照表上の資金調達構造

2018年12月31日現在（十億スイス・フラン）



(注1) 主に未収仲介料／未払仲介料、正／負の再取得価額及び現金担保を含む。

(注2) 主に資金調達に影響を与えない負債（未払仲介料）の対応する資産に対する超過分を含む。

(注3) 主に担保権が設定されていないトレーディング資産、担保権が設定されていない投資有価証券及び超過売戻条件付取引（すべてヘアカット控除後）を含む。

(注4) 銀行からの貸付を除く。

(注5) 銀行からの預り金及び譲渡性預金を除く。

当グループの中核顧客預金の合計は、2017年度末現在の327十億スイス・フランから増加して、2018年度末現在では341十億スイス・フランであったが、これは、2018年度におけるプライベート・バンキング及びコーポレート&インスティテューショナル・バンキング事業における顧客の預金基盤の増加を反映したものである。中核顧客預金は、当グループが広範かつ長期的な関係を維持している顧客からのものである。中核顧客預金には、銀行からの預金及び譲渡性預金は含まれていない。当グループは、顧客預金の維持と増加に重点を置いているが、これは、顧客預金が困難な市況においても安定的かつ底堅い資金調達源となるためである。当グループの中核顧客預金の資金調達は、長期債務の発行によって補完されている。

資金移転価格

当グループは、市場レートに基づく内部の資金移転価格システムを維持している。当グループの資金移転価格システムは、資金の効率的な利用を奨励するような方法ですべての資金調達コストを当グループの事業に配分することを目的としている。当グループの資金移転価格システムは、貸借対照表項目関連の用途に用いる資金やオフバランス項目関連の偶発的な用途に用いる資金の短期及び長期調達コストを各事業に配分する重要な手段である。この資金移転価格の枠組みは、通常の営業におけるあらゆる資金調達コストの配分を確実にする重要な枠組みであるが、資金調達がより困難であり調達コストが上昇している悪化した資本市場環境においては、その重要性がより高まる。この枠組みにおいて、当グループの事業は長期の安定した資金調達を提供する範囲で評価される。

資産及び負債の契約上の満期

下表は、2018年度末現在の資産及び負債の契約上の満期をまとめたものである。契約上の満期は流動性リスクの管理を行う上で重要な情報源となる。しかし、流動性リスクは、取引先の行動やデリバティブ等の一定のオフバランス項目を考慮して予想される満期に基づいた管理もされている。流動性リスク管理は、様々なストレス・シナリオに基づいて予想される取引先の行動について広汎な分析を行う。

資産及び負債の契約上の満期

2018年度末	要求に 応じて	1ヶ月未満	1ヶ月から 3ヶ月	3ヶ月から 12ヶ月	1年から 5年	5年超	合計
資産（百万スイス・フラン）							
現金及び銀行に対する預け金	91,378	933	3,698	32	328	3,678	100,047
利付銀行預け金	0	359	356	377	42	8	1,142
中央銀行ファンデ貸出金、売戻条件付 買入有価証券及び借入有価証券	38,725	48,407	14,771	10,996	4,196	0	117,095
担保受入有価証券（公正価値報告分）	41,465	79	152	0	0	0	41,696
トレーディング資産（公正価値報告分）	132,203	0	0	0	0	0	132,203
投資有価証券	6	0	57	794	2	2,052	2,911
その他の投資	0	18	0	0	0	4,872	4,890
貸出金、純額	10,276	54,432	32,510	47,849	98,057	44,457	287,581
建物及び設備	0	0	0	0	0	4,838	4,838
のれん	0	0	0	0	0	4,766	4,766
その他の無形資産	0	0	0	0	0	219	219
未収仲介料	38,907	0	0	0	0	0	38,907
その他資産	15,648	2,635	3,612	4,976	2,938	2,812	32,621
資産合計	368,608	106,863	55,156	65,024	105,563	67,702	768,916
負債							
銀行からの預り金	6,530	2,106	5,283	961	226	114	15,220
顧客の預金	230,527	43,789	55,808	32,160	834	807	363,925
中央銀行ファンデ借入金、買戻条件付 売渡有価証券及び貸付有価証券	9,700	10,892	3,965	4	62	0	24,623
担保受入有価証券返還義務（公正価値報告分）	41,465	79	152	0	0	0	41,696

トレーディング負債（公正価値報告分）	42,169	0	0	0	0	0	42,169
短期借入金	0	3,113	10,144	8,669	0	0	21,926
長期債務	0	676	3,593	22,202	70,246	57,591	154,308
未払仲介料	30,923	0	0	0	0	0	30,923
その他負債	20,515	7,060	65	479	1,108	880	30,107
負債合計	381,829	67,715	79,010	64,475	72,476	59,392	724,897

金利の管理

貸出しや預金受入などの銀行勘定活動に固有の金利リスクはレプリケーション・ポートフォリオの使用を通じて管理されている。財務部門は、満期が定まっていない要求払い口座や貯蓄口座などの商品の金利リスクを決定するために必要なモデルの開発と維持を行っている。このため、部門レベルでのスプレッド収益の安定性と持続可能性を最大限にするために、リスク管理部門と密接に連携して、レプリケーションの手法が適用されている。さらに、財務部門は当グループの自己資本対比の金利リスクを上級経営陣と合意した目標値に基づき管理している。

社債の発行及び償還

当グループの長期債務には、米国での登録によるオフアリング及びミディアム・ターム・ノート・プログラム、ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム、スタンド・アローン・オフアリング、仕組債プログラム、カバード・ボンド・プログラム、豪ドル建て国内ミディアム・ターム・ノート・プログラム並びに日本におけるサムライ債の発行登録制度により発行される、上位社債、上位ベイルイン社債及び劣後社債が含まれる。国際的な銀行として、当グループは、世界中の多数の市場を利用しており、当グループの主要な資金調達を中心地は、ニューヨーク、ロンドン、チューリッヒ及び東京である。

当グループは、当グループの資金調達を効率的にするために、また、市場及び投資家のタイプをより分散させるために、幅広い商品及び通貨を使用する。当グループの無担保の上位社債のほぼすべては、当グループの信用格付、キャッシュ・フロー、業績又は財務比率の不利な変動等の、当グループの資金調達費用の増加又は期限の利益を失うことにつながる可能性がある財務制限条項を伴うことなく発行されている。当グループのカバード・ボンドによる資金調達は、カバード・ボンドの発行を集中させるためにスイス議会の1930年法により設立された二つの機関の一つであるPfandbriefbank Schweizerischer Hypothekarinstituteを通じて、又は従来からの当グループ独自の国際カバード・ボンド・プログラムにより発行される、国内のカバード・ボンドにより調達される抵当貸付の形態で行われている。

下表は2018年度中の仕組債を除く長期債務の発行、満期及び償還に関する情報をまとめたものである。

社債の発行及び償還				
2018年度中	上位社債	上位ベイル イン社債	劣後社債	長期債務
長期債務（十億スイス・フラン、想定元本）				
発行	0.8	5.2	4.0	10.0
うち無担保	0.0	5.2	4.0	9.2
うち担保付 ¹	0.8	0.0	0.0	0.8
満期／償還	12.4	0.0	11.1	23.5
うち無担保	10.2	0.0	11.1	21.3
うち担保付 ¹	2.2	0.0	0.0	2.2

仕組債を除く。

(注1) カバード・ボンドを含む。

2018年度末現在、当グループの発行済長期債務は154.3十億スイス・フランであり、これには上位社債及び劣後社債が含まれている。発行済仕組債及びカバード・ボンドは、2017年度末現在ではそれぞれ51.5十億スイス・

フラン及び18.9十億スイス・フランであったのに対して、2018年度末現在ではそれぞれ48.1十億スイス・フラン及び17.2十億スイス・フランであった。

短期借入金は、2017年度の25.9十億スイス・フランに対して、2018年度末現在は21.9十億スイス・フランと15%減少した。これは主に、コマーシャル・ペーパー（以下、「CP」という。）の発行及び償還に関連していた。

信用格付

当グループの借入資本市場の利用及び借入コストは、当グループの信用格付に大きく左右される。格付機関は、企業の格付を決定する際に多くの要因を考慮しており、中でも、収益状況、事業構成、市場における地位、所有権、金融戦略、資本水準、リスク管理方針及び実践、経営チーム並びにより全般的な金融サービス産業の幅広い見通しが含まれる。格付機関は、いつでも格付を上げること、下げることもしくは取り下げることができ、また、格上げ若しくは格下げの意思を公的に発表することができる。

リテール及びプライベート・バンクの預金は、一般的に、銀行の信用格付の変動に対してあまり敏感ではないが、その他の無担保の外部資金源のコスト及び利用可能性は、通常、信用格付と相関関係にある。信用格付は、当グループにとって、特定の市場において競争する場合及びOTCデリバティブ商品を含む長期取引をしようとする場合において特に重要となる。

信用格付の低下により、当グループの資本市場の利用の減少、借入コストの増加、当グループに対する追加の担保の要求、又は取引先による当グループの特定の取引及び担保が設定された資金調達に基づく取引並びにデリバティブ契約の終了が生じる可能性がある。これは、ひいては、当グループの流動性を減少させ、当グループの経營業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。当グループの内部流動性指標は、当グループの信用格付の2段階の格下げに関連する偶発的事象を考慮している。3つの主要な格付機関によって当行の長期債務の格付が同時に1段階、2段階又は3段階格下げされることによる最大級の影響として、一定のデリバティブ商品に基づく担保の追加要求又は想定解約金の支払いが、2018年12月31日現在、それぞれ0.2十億スイス・フラン、1.0十億スイス・フラン及び1.3十億スイス・フラン発生する可能性があるが、これらは、当グループの流動性及び資金調達計画に重大な影響を与えるものではない。格下げを行うのが3つの格付機関すべてではない場合には、その影響はより小さくなる可能性がある。

当グループの長期債務格付の格下げに関連する当該デリバティブ契約に係る潜在的な資金流出（相手方当事者に対する追加担保の供与の要求を含む。）、受領した担保に対する再担保権の喪失及び追加解約事由から生じる影響は、監視されており、流動性要件の算定に際して考慮される。この他にも当グループの長期債務格付の格下げとは無関係であるデリバティブ関連リスクもあり、これは、当グループの流動性ポジションに影響を及ぼす可能性がある。かかるリスクには、デリバティブ担保の保有又はデリバティブ・ポジションの価値変動の可能性に関連するリスクが含まれる。すべてのデリバティブ商品の種類にわたって生じる可能性のある流出額は、LCRシナリオのパラメーター及び内部流動性報告の一環として監視される。

営業、投資及び財務活動によるキャッシュ・フロー

世界的金融機関として、当グループのキャッシュ・フローは複雑かつ相互に関連しており、当グループの純収益及び純資産にはほとんど関連しない。そのため、当グループは、伝統的なキャッシュ・フロー分析は、当グループの流動性ポジションを評価する観点からは、上記の流動性及び資金調達方針に比べ意義が薄いと考えている。しかし、キャッシュ・フロー分析は、当グループの事業の特定のマクロトレンドを明らかにする際には有用である。

2018年12月31日に終了した年度において、継続事業の営業活動から生じた正味資金は12.8十億スイス・フランであった。これは主に、トレーディング資産及び負債の純額の増加並びにその他資産の減少が、その他負債の減

少により一部相殺されたことを反映している。当グループの営業資産及び負債は、キャッシュ・フローの金額及び時期により、通常の業務において大きく変化する。経営陣は、営業によるキャッシュ・フロー、利用可能な現金残高並びに短期及び長期借入金が、経営上の流動性ニーズを満たす資金調達のためには十分であると考えている。

当グループの**投資活動**は、主に満期まで保有される貸出金、その他の債権及び投資証券ポートフォリオの組成を含んでいる。2018年12月31日に終了した年度において、継続事業の投資活動に使用した正味資金は7.4十億スイス・フランであった。これは主に、貸付の増加によるものであり、貸出金の売却益の減少により一部相殺された。

当グループの**財務活動**には、主に債務の発行及び顧客預金の受入れが含まれている。当グループは、当グループの普通株式に対し年間配当を支払っている。2018年度において、継続事業の財務活動に使用した正味資金は、15.1十億スイス・フランであった。これは主に、長期債務の返済、自己株式の買戻し、短期借入金の減少、並びに中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券の減少が、長期債務の発行及び自己株式の売却により一部相殺されたことを反映したものであった。

(B) 資本管理

資本戦略

クレディ・スイスは、強固で効率的な資本基盤を最優先にすべきであると考えている。当グループの資本戦略により、当グループは、特に新たな規制資本要件を考慮して、資本基盤を強化すること及びRWAの利用を最適化することを目標としている。

クレディ・スイスの全体的な資本の必要性は、経営陣の規制上及び信用格付の目標に加え、当グループの潜在リスクを反映している。当グループの枠組みは、強度に資本化された機関であり続ける一方で、実現損失及び未実現損失の両方を吸収するために必要な資本を考慮している。複数年の予想及び資本計画は、当グループ及び当グループの主要な子会社のために準備されたものであり、規制当局により年間を通してレビューされている。これらの計画は、マクロ経済及び特定のリスク・シナリオの両方を反映した様々なストレス・テストを受ける。資本緊急時対応計画は、実行可能な軽減措置が、危険性のある資本の金額及び追加資本を利用するための市況の両方に見合うように、これらのストレス・テストに関連して作成されている。

規制上の枠組み

クレディ・スイスは、スイスにおいて実施されているバーゼルⅢの枠組みと、スイス国内要件の適用を受けている。これには、資本、流動性、レバレッジ及び大規模なエクスポージャーに係る要件並びに破産のおそれがある場合においてもシステム上関連する機能を維持するよう策定された緊急計画に関する規定が含まれる。

バーゼルの枠組みは、銀行及び監督機関が、その経営及び金融市場インフラに対して最も適切な方法を選択することができるよう、資本要件を決定する際の一連の選択肢を規定している。一般的に、クレディ・スイスは、最も先進的な手法、すなわち内部的にリスクを管理する方法と一致し、最大のリスク感応性を提供する手法を採用している。

本書において、段階的導入及びルックスルーとの記述がある場合は、バーゼルⅢの資本要件及びスイス国内要件について述べている。段階的導入とは、2014年度から2018年度について、のれん、その他の無形資産及びその他の資本控除（例えば、一定の繰延税金資産）について、5年間の段階的導入（年率20%）を行い、年金制度の会計処理に対する調整額の段階的廃止を行ったこと、また、2013年度から2022年度については、一定の資本商品の段階的廃止を行うことを反映するものである。ルックスルーとは、のれん、その他の無形資産及びその他の規制上の調整が完全に段階的導入され、一部の資本商品が段階的に廃止されたものと仮定するものである。当グループの資本指標は、通常業務におけるいかなる報告期間中においても変動する。

BIS要件

BIS内の基準制定委員会であるBCBSは、バーゼルⅢの枠組みを発表した。当該枠組みには、最低資本要件の引き上げ、資本保全及びカウンターシクリカル・バッファの設定、リスクに基づく資本測定の改訂、レバレッジ比率並びに流動性基準が含まれた。当該枠組みは、銀行業務部門の回復力強化を目的とし、銀行に対し、主に普通株式等の形態で、より多くの資本を保有することを求めている。かかる新たな資本基準は、バーゼルⅢを採用した国々について、2013年度から2018年度までの期間において段階的に導入され、2019年1月1日に完全に有効となった。

バーゼルⅢに基づくCET1の最低資本要件は、RWAの4.5%である。また、2.5%のCET1資本保全バッファが、金融及び経済的ストレスのある時期の損失を吸収するために必要とされる。

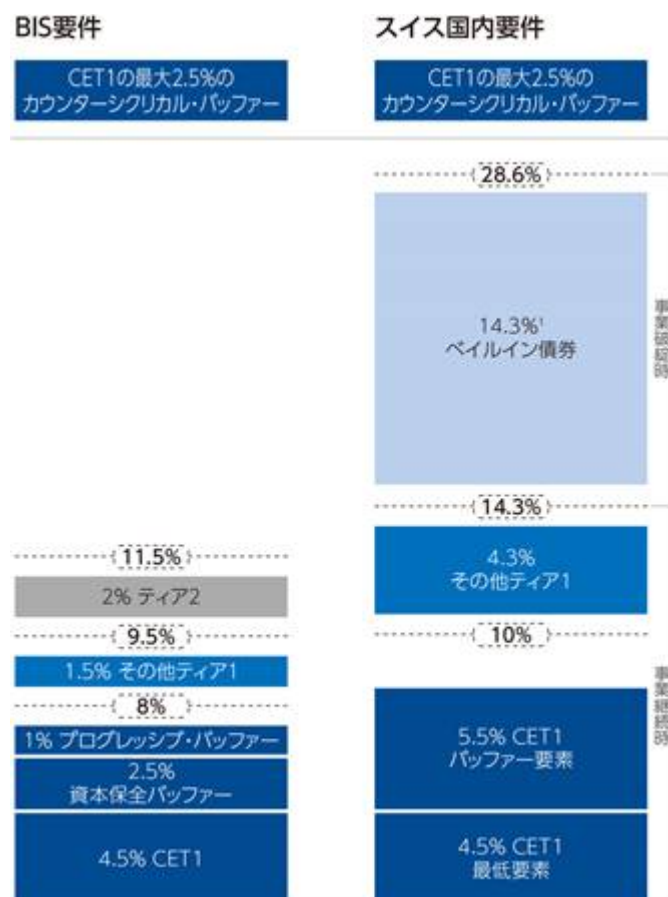
銀行のシステム上の重要度に応じたCET1の1%から2.5%（さらに1%のサーチャージが追加される可能性がある。）のプログレッシブ・バッファは、グローバルなシステム上重要な銀行（以下、「G-SIB」という。）に対する追加の資本要件である。FSBはクレディ・スイスをG-SIBと認定しており、1%のプログレッシブ・バッファが2019年1月からクレディ・スイスに対して適用されると通知した。

CET1資本は、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産、のれん及びその他の無形資産の控除を含む、一定の規制上の控除及びその他の普通株式の調整の対象となっている。

CET1資本要件の他に、1.5%のその他ティア1資本及び2%のティア2資本の要件がある。これらの要件も、CET1資本で充足することができる。資本商品がバーゼルⅢに基づきその他ティア1として認められるためには、普通株式への転換又は元本の減額による元本損失吸収が定められなければならない。当該転換又は元本の減額のトリガーには、最低でも5.125%のCET1比率及び実質的な事業破綻時におけるトリガーが含まれなければならない。

[次へ](#)

クレディ・スイスの資本枠組み



(注1) 破綻処理可能性及び事業破綻時資本として認識される一定のティア2ロー・トリガー商品に対するリポートを含まない。

バーゼルIIIは、さらにカウンターシクリカル・バッファを定め、2.5%を上限としてCET1を維持することを銀行に義務付けている。この要件は、信用成長が過剰であり、システム全体のリスクの増大につながると判断された場合に、国の規制当局によって課される。

CET1に算入されるための厳格な条件を満たしていない資本商品は、除外されている。ティア1資本又はティア2資本に適合しない資本商品は段階的に廃止される予定である。加えて、定められた満期前に償還するインセンティブのある商品は、もし存在すれば、その有効な満期日、一般的には最初のステップ・アップ・クーポンの日付で段階的に廃止されている。

2018年1月1日現在、銀行は、ティア1レバレッジ比率3%を維持することを求められている。

クレディ・スイスのBISの段階的導入の要件

	2018年度	2019年度
自己資本比率		
CET1	4.5%	4.5%
資本保全バッファ	1.875% ¹	2.5%
G-SIBのプログレッシブ・バッファ	1.125% ¹	1.0%
CET1合計	7.5%	8.0%
その他ティア1	1.5%	1.5%
ティア1	9.0%	9.5%
ティア2	2.0%	2.0%
資本合計	11.0%	11.5%
段階的に導入するCET1からの控除	100.0%	100.0%
段階的廃止の対象となる資本商品	2013年度から2022年度の10年間に段階的に廃止される	

(注1) 段階的導入期間を含む。

スイス国内要件

スイスにおいてシステム上関連する銀行（クレディ・スイスを含む。）の資本要件に関するバーゼルⅢの枠組みを実施する法律制定においては、システム上関連する銀行向けのバーゼルⅢの最低基準を上回ることが求められている。

スイスの規制上の枠組みは、クレディ・スイスのような国際的に事業を営むシステム上重要な銀行として分類されたスイスの銀行に対する一定の要件を含んでいる。これには、損失吸収力について二つの異なる最低要件が含まれる。すなわち、G-SIBは、業務の継続性を確保するために損失を吸収する十分な資本を保持することが求められ（以下、「事業継続時要件」という。）、また公的資金に頼ることなく秩序ある破綻処理を行うための資金調達手段として十分な債券を発行することが求められる（以下、「事業破綻時要件」という。）。事業継続時資本及び事業破綻時資本は合わせて、当グループのTLACを形成する。事業継続時要件及び事業破綻時要件は、一般的に、FSBの総損失吸収力基準に沿ったものである。スイス国内要件は、特定の発行済商品についての段階的導入及び適用除外条項に服し、2020年1月1日までに完全に適用することが求められる。最低要件を維持していない銀行は、配当金を支払うこと、並びに裁量によるボーナスの支払い及びその他の収益の分配を行うことを制限される可能性がある。

事業継続時要件

G-SIBに対して2020年に適用される事業継続時要件は、（i）RWAの12.86%及びレバレッジ・エクスポージャーの4.5%という基本要件、並びに（ii）G-SIBのシステム上の重要度を反映したサーチャージから構成される。現時点では、クレディ・スイスについての事業継続時要件はRWAの14.3%ということになり、うち最低10%はCET1要素で、残りの部分については、4.3%を上限としてその他ティア1資本（CET1比率が7%を下回った場合に普通株式へ転換され、あるいは減額されるハイ・トリガー資本商品を含む。）で充足することができる。事業継続時要件では、スイス国内レバレッジ比率5%が求められ、うち最低3.5%はCET1要素で、残りの部分については、1.5%を上限としてその他ティア1資本（ハイ・トリガー資本商品を含む。）で充足することができる。

事業破綻時要件

G-SIBの事業破綻時要件は、事業継続時要件の合計に相当する。これは、2020年においては、RWAの12.86%及びレバレッジ・エクスポージャーの4.5%という基本要件に加え、関連するG-SIBに適用されるサーチャージから構成される。事業破綻時要件には、カウンターシクリカル・バッファは含まれない。クレディ・スイスは、現在、RWAの14.3%及びスイス国内レバレッジ比率5%の事業破綻時要件の対象となっており、また、破綻処理可能性及び事業破綻時資本として認識される一定のティア2ロー・トリガー商品に対する潜在的な資本リペートの対象となっている。

事業破綻時要件は、主に事業再編シナリオにおいてG-SIBの規制資本の減額又は株式への転換後（但し、当該G-SIBのその他の上位債務の減額又は株式への転換前）の損失を吸収するよう設計されたバイルイン商品により充足されなければならない。バイルイン商品は、事業再編以外の目的で減額及び／又は株式への転換を行うことになる資本トリガーを持たず、G-SIBが正式に事業再編手続に入り、FINMAが事業再編計画において資本対策（すなわち、減額及び／又は株式への転換）を命じた場合にはじめて損失を負担する。

バイルイン商品が事業破綻時要件に基づき認められるためには、FINMAの承認を含む一定の基準を満たさなければならない。バイルイン商品の他に、事業破綻時要件はその他の資本商品（CET1、その他ティア1資本商品又はティア2資本商品を含む。）で充足することもできる。

適用除外条項

自己資本に関する規則には、以前に発行されたその他ティア1資本商品及びティア2資本商品の適格性について、複数の適用除外条項が定められている。

- ・ロー・トリガーのその他ティア1資本商品は、第1回繰上償還日までは事業継続時資本として認められる。本規定により事業継続時資本として認められなくなったその他ティア1資本商品は、事業破綻時資本として認められる。
- ・ハイ・トリガーのティア2資本商品は、(i)満期日若しくは第1回繰上償還日、又は(ii)2019年12月31日のいずれか早い方までは事業継続時資本として認められる。本規定により事業継続時資本として認められなくなったティア2資本商品は、満期1年前までは事業破綻時資本として認められる。
- ・ロー・トリガーのティア2資本商品も、(i)満期日若しくは第1回繰上償還日、又は(ii)2019年12月31日のいずれか早い方までは事業継続時資本として認められる。本規定により事業継続時資本として認められなくなったティア2資本商品は、満期1年前までは事業破綻時資本として認められる。

事業継続時要件及び事業破綻時要件のいずれも、徐々に要件が引き上げられる段階的導入の対象となっており、2020年1月1日までに完全に適用することが求められる。

FINMA令

SNBは、適用されるスイス法に基づくシステム上重要な金融グループとして当グループを指定した。FINMAは、当グループに対し、国際的に事業を営むシステム上重要な銀行に対する特別要件を完全に遵守することを求めている。これには、自己資本要件が含まれており、流動性及びリスクの分散化の要件も規定されている。

2013年12月、FINMAは、システム上関連する機関として、単体ベースでの当行（以下、「当行（親会社）」という。）並びにそれぞれ連結ベースでの当行及び当グループに対する自己資本規制を定める命令（以下、「2013年FINMA令」という。）を、2014年2月2日からの効力をもって発した。

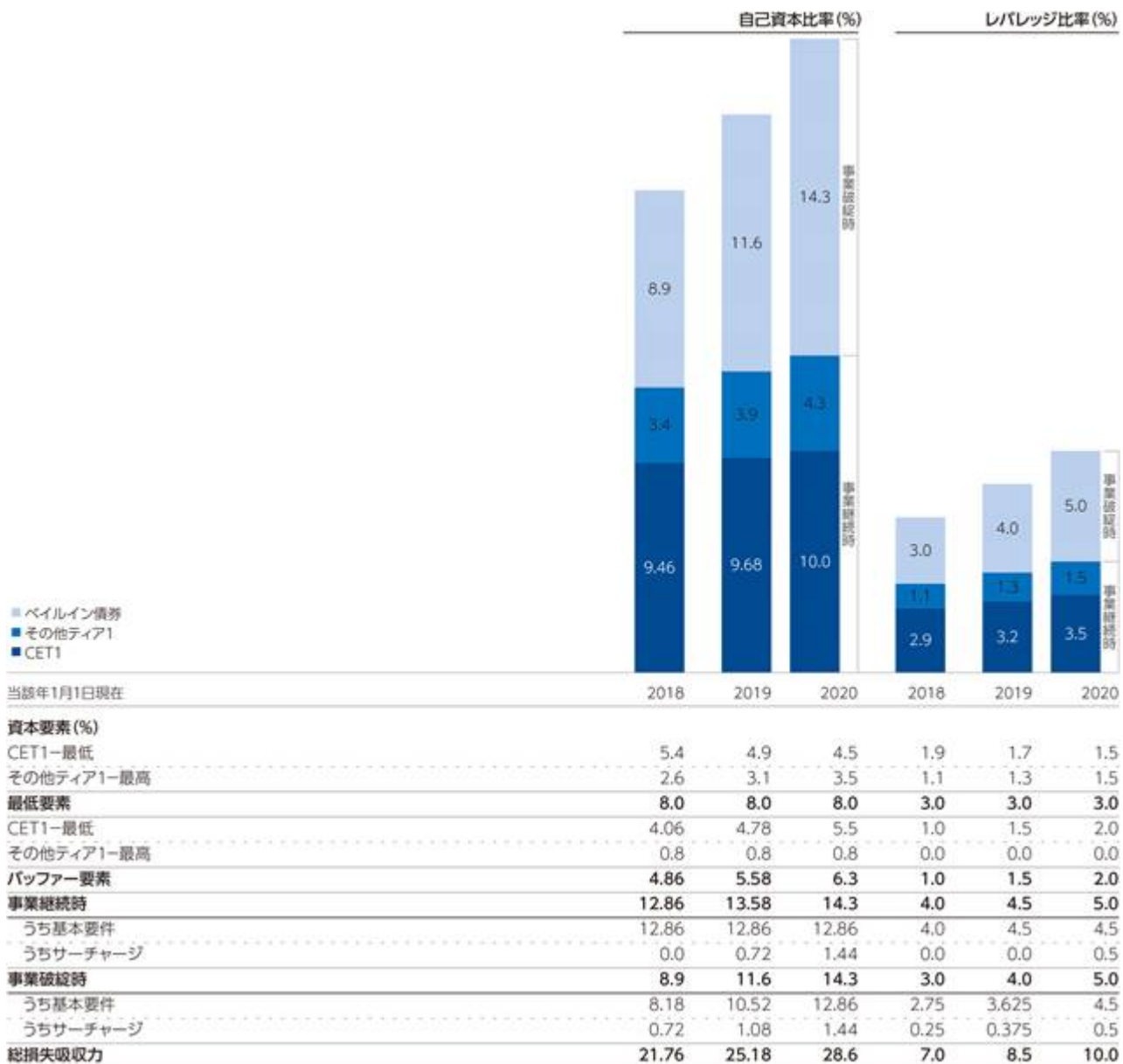
2017年10月、FINMAは、当行（親会社）の規制資本要件に関する追加の命令（以下、「2017年FINMA令」という。）を発し、子会社に対する投資について自己資本上の取扱いを定めた。この命令は、2013年FINMA令の一定の側面を部分的に置き換えたが、同命令のそれ以外の側面はすべて引き続き有効である。2017年FINMA令は、2017年7月1日に遡及して発効した。変更の目的は、関連する国際的な枠組みとより同等で、かつスイスのすべての銀行に適用される基本的な枠組みの適用除外又は修正に依存しない、当行（親会社）のための自己資本比率の枠組みを作ることである。この変更は、当行（親会社）に対する事業継続時資本要件にのみ適用される。かかる要件は、2017年7月1日現在、RWAの14.3%に達しており、うち最低10%はCET1要素で、残りの部分については4.3%を上限としてその他ティア1資本（ハイ・トリガー資本商品を含む。）で充足されるものであった。カウンターシクリカル・バッファによる追加効果は、CET1の最低要素に影響を及ぼす。事業継続時要件の下では、スイス国内レバレッジ比率は5%でなければならず、うち最低3.5%はCET1要素で、残りの部分については1.5%を上限としてその他ティア1資本（ハイ・トリガー資本商品を含む。）で充足される。当グループの要件とは異なり、当行（親会社）の資本及びレバレッジの要件は移行期間の適用を受けない。

2017年FINMA令では、当行（親会社）は、子会社に対する直接投資及び間接投資の両方につきリスク加重することが求められており、当初のリスク加重は200%に設定されている。2019年以降、これらのリスク加重は、10年間で徐々に上昇し、スイス国内の子会社に対する参加持分については250%、海外の子会社に対する参加持分については400%となる予定である。

2017年FINMA令はまた、2020年までに当行（親会社）の子会社に対する投資について現行のポートフォリオ評価方法から個別評価方法とするという、適用可能なスイス銀行規則に基づく将来の会計基準の変更から生じるCET1資本への影響に対して、調整（規制フィルターと呼ばれる。）を適用している。規制フィルターにより、当

行（親会社）がポートフォリオ評価手法を維持したかのように規制資本基盤を測定することが可能となり、その結果、リスク加重の対象となる総参加持分価値が高まることとなる。

クレディ・スイスのスイス国内資本及びレバレッジの段階的導入の要件



カウンターシクリカル・バッファの影響並びに破綻処理可能性及び事業破綻時資本として認識される一定のティア2ロー・トリガー商品に対するリポートを含まない。2018年度末現在、当グループ及び当行のスイス国内カウンターシクリカル・バッファは、506百万スイス・フラン（CET1資本の0.2%に相当する。）であり、求められる拡大されたカウンターシクリカル・バッファは重要ではなかった。2018年度末現在、破綻処理可能性に対するリポートは、当グループ及び当行の自己資本比率に関しては1.424%で、事業破綻時要件は7.476%となり、またレバレッジ比率に関しては0.48%で、事業破綻時レバレッジ要件は2.52%となった。

その他の要件

スイスにおける要件には、RWAの最大2.5%をCET1資本の形態で維持することを銀行に求めるBISのカウンターシクリカル・バッファに基づく、拡大されたカウンターシクリカル・バッファが含まれる。拡大されたカウンターシクリカル・バッファは、貸出残高の伸びが過剰であり、システム全体のリスクの増大につながると判断された場合に、国の規制当局によって課される要件に関連するものである。

スイス連邦参事会は、スイスについてBISカウンターシクリカル・バッファを発動していないが、その代わりに、銀行に対して、スイスにおいて住宅財産に対して融資する抵当貸付に係る自己のRWAの2%の金額のCET1資本を保有するよう求めている（以下、「スイス国内カウンターシクリカル・バッファ」という。）。

FINMAの要件には、スイスにおいて所有者が占有している住宅財産に融資するための抵当貸付について、資本費用（以下、「モーゲージ乗数」という。）が含まれており、これは2019年1月1日までに段階的に導入された。モーゲージ乗数は、BIS及びFINMAの両要件について適用されるものである。

その他の規制上の開示

バーゼルIIIの実施に関して、当グループ及びその子会社の一部は、一定の規制上の開示が要求される。当グループの第3の柱の開示、規制上の開示、資本商品に関する追加の情報（適格資本ベース及び総損失吸収力リソースの一部を構成する規制目的上の資本商品及び総損失吸収力適格商品の主な特徴及びその条件を含む。）、G-SIBの財務指標、数値調整要件、レバレッジ比率及び一定の流動性についての開示、並びに子会社の規制上の開示については、当グループのウェブサイトで閲覧することができる。

規制の進展

2018年5月、BCBSは、簡素で、透明性が高く、比較可能な（以下、「STC」という。）証券化商品に関する改訂基準を公表した。これには、短期証券化商品のために開発されたSTC基準及びかかる商品の自己資本規制上の取扱いでの優遇が含まれている。新規則は即時施行された。

2018年7月、BCBSは、G-SIBの評価手法の改訂版を公表した。改訂後の手法は、2021年までに各国当局によって実施される予定であり、また、2023年1月からG-SIBに適用されるより高い損失吸収力要件がかかる手法により決定される予定である。

2018年7月、FINMAは、スイスにおけるバーゼルIIIの更なる実施に関する通達の改訂版を公表した。かかる通達は、概して、2019年1月1日に発効した。この改訂版パッケージは、スイスにおけるバーゼルIII基準の実施の最終段階の一つであり、以下の通達が含まれる。

- ・「適格資本—銀行」：米国GAAPに基づく新たな現在予想信用損失モデルに関連する規制資本の算定のための最終的な移行ガイドラインを追加した。かかるガイドラインは、2020年1月1日に当グループに対して発効する。
- ・「金利リスク—銀行」：FINMAは、バーゼルIII基準に従った任意の標準化された枠組みは適用せず、現行の金利報告制度の範囲を拡大する。
- ・その他の通達に対する軽微な改訂。これには、重要な指標及び金利リスク、総損失吸収資本、報酬並びに価値調整に関する新たな開示一覧が含まれる。

2018年10月、FINMAは、事業破綻時要件に関連する破綻処理の実行可能性に係るリポートの再評価を発表した。破綻処理の実行可能性に係るリポートの適格性は、年次ベースで評価される。2018年7月1日より、破綻処理の実行可能性に係るリポートは、自己資本比率に関しては1.424%で、事業破綻時要件が7.476%となり、またレバレッジ比率に関しては0.48%で、事業破綻時レバレッジ要件が2.52%となった。

2018年11月、スイス連邦参事会は、自己資本に関する規則の改正を公表した。これには、事業破綻時要件及び第三者銀行が発行するベイルイン商品の保有に係る取扱いの変更が含まれる。改訂後の基準は、2019年1月に発効した。

2018年12月、BCBSは、第3の柱の開示要件の更新された枠組みを公表した。これらの要件は、2015年1月及び2017年3月に公表された更新と合わせて、第3の柱の枠組みを完成させるものである。改訂後の枠組みは、3つの要素を対象としている。第1の要素は、2022年1月1日までに実施される予定であるが、2017年のバーゼルIII規制改革の最終化から生じた改訂及び追加に関連したものである。第2の要素として、改訂後の枠組みは、担保

差入れ資産に関する新たな開示要件を定めている。第3の要素として、改訂後の枠組みは、資本の分配に対する制約を課す各国の監督当局に関連する新たな開示要件を導入している。第2及び第3の要素は、2020年末までに実施されなければならない。

2019年1月、BCBSは、市場リスクのための最低自己資本要件に対する改訂を公表した。これには、内部モデル手法及び標準的手法に対する変更が含まれる。改訂には、トレーディング勘定と銀行勘定の境界の定義に対する変更も含まれている。改訂後の基準は、2022年1月に発効する予定である。

資本商品

発行及び償還

2018年度末	通貨	金額 (百万)	利率 (%)	種類	満期
発行—早期償還条項付ペイルイン商品					
2018年度第1四半期	米ドル	2,000	3.869	上位社債	2029
	豪ドル	176	-	ゼロクーボンアクリーティング上位社債	2038
	豪ドル	125	3.5	上位社債	2024
	豪ドル	175	変動	上位社債	2024
	米ドル	305	-	ゼロクーボンアクリーティング上位社債	2048
2018年度第2四半期	米ドル	1,250	4.207	上位社債	2024
	米ドル	750	変動	上位社債	2024
	米ドル	145	-	ゼロクーボンアクリーティング上位社債	2048
2018年度第3四半期	ユーロ	100	2.455	上位社債	2034
	米ドル	190	-	ゼロクーボンアクリーティング上位社債	2048
2018年度第4四半期	米ドル	100	-	ゼロクーボンアクリーティング上位社債	2048
	米ドル	100	-	ゼロクーボンアクリーティング上位社債	2048
2019年度（現在まで）	米ドル	120	-	ゼロクーボンアクリーティング上位社債	2049
	米ドル	120	-	ゼロクーボンアクリーティング上位社債	2049
	米ドル	100	-	ゼロクーボンアクリーティング上位社債	2049
	米ドル	1,050	変動	上位社債	2024
発行—ハイ・トリガー資本商品					
2018年度第3四半期	米ドル	2,000	7.5	永久ティア1コンティンジェント資本証券 (債務免除特約付)	-
	スイス・フラン	300	3.5	永久ティア1コンティンジェント資本証券 (債務免除特約付)	-
	米ドル	1,500	7.25	永久ティア1コンティンジェント資本証券 (債務免除特約付)	-
償還					
2018年度第3四半期	米ドル	1,000	3.3	永久ティア1資本証券	-
	スイス・フラン	290	6.0	ロー・トリガー永久ティア1資本証券	-
2018年度第4四半期	米ドル	2,000	3.3	永久ティア1キャピタル証券	-
	米ドル	1,720	9.5	ハイ・トリガー永久ティア1資本証券	-
	米ドル	1,725	9.5	ハイ・トリガー永久ティア1資本証券	-
	スイス・フラン	2,500	9.0	ハイ・トリガー永久ティア1資本証券	-

偶発転換資本商品

当グループは、当グループの資本要件を満たすよう、ハイ・トリガー資本商品及びロー・トリガー資本商品を発行した。当グループのハイ・トリガー商品は、一定の特定トリガー事象が生じた場合に、普通株式に強制的に転換されるか、又はその元本金額がゼロに切り下げられる。かかる事象には、当グループのCET1比率が7%（又は適用されるこれより低い最低基準）を下回った場合、或いはFINMAが、当グループが支払不能若しくは破産、重大な額の債務の支払不能又はその他の同様の状態に陥ることを防ぐため、転換が必要であると判断した場合又は当グループに対する公的機関からの資本支援が必要であると判断した場合が含まれる。当グループの求めに応じ、FINMAが一定の状況が存在するため転換は必要ないと認めた場合に限り、転換は行われない。ハイ・トリガー商品は、ロー・トリガー資本商品を含む当グループのその他の資本商品に先んじて損失を吸収するよう設計されている。ロー・トリガー資本商品の特徴は以下に記載する。コンティンジェント・キャピタル報奨は、普通株式に転換することはないが、トリガー事象が生じた際にはゼロに減額される。

ハイ・トリガー資本金額

当グループの発行済資本商品の一部についての自己資本比率に応じた減額トリガーは、トリガーの特徴の一部として相対的により高い自己資本比率を設定している他の発行済資本商品が当該資本商品の減額に先立ち株式に転換又は減額されることが見込まれるという事実を考慮している。かかる株式への転換又は減額により見込まれる追加資本の額は、ハイ・トリガー資本金額と呼ばれている。

トリガー比率が5.125%であり、ロー・トリガー資本商品として認められている以下のティア1資本証券（以下、総称して「ティア1資本証券」という。）が、2018年12月31日現在において発行済みである。

- ・2.5十億米ドル6.25%利付ティア1資本証券
- ・2.25十億米ドル7.5%利付ティア1資本証券

トリガー比率が5%であり、ロー・トリガー資本商品として認められている以下のティア2資本証券（以下、総称して「ティア2資本証券」という。）が、2018年12月31日現在において発行済みである。

- ・2.5十億米ドル6.5%利付ティア2資本証券
- ・1.25十億ユーロ5.75%利付ティア2資本証券

ティア1資本証券及びティア2資本証券の各シリーズは、ロー・トリガー資本商品として認められており、減額条項がある。これは、特定のトリガー事由が発生した場合には、当該証券の元本全額は恒久的にゼロに減額されることを意味する。これらの事由は、当グループのCET1比率がその他の既発行の資本商品を考慮した下記の追加比率と合計で、ティア1資本証券については5.125%未満及びティア2資本証券については5%未満となった場合に発生する。FINMAが、当グループの要請により一定の事情が存在し、減額の必要がないと判断しない限り減額は避けられない。資本証券は、当グループに存続不能の事由が生じた場合にも減額され、当該事由は、FINMAが当グループが支払不能若しくは破産、重大な額の債務の支払不能又はその他の同様の状態に陥ることを防ぐため、減額が必要であると判断した場合又は公的機関による特別な資本援助が必要であると判断した場合に発生する。

CET1比率が5.125%を下回った場合をトリガー事由とする資本商品については、いずれも2018年度末現在で、ハイ・トリガー資本金額は5.6十億スイス・フランであり、ハイ・トリガー資本比率（ハイ・トリガー資本金額の当グループのすべてのRWAの合計額に対する比率）は2.0%であった。

CET1比率が5%を下回った場合をトリガー事由とする資本商品については、いずれも2018年度末現在で、ハイ・トリガー資本金額は10.2十億スイス・フランであり、ハイ・トリガー資本比率は3.6%であった。

BIS資本指標

当グループのCET1比率は、2017年度末現在の13.5%に対して、2018年度末現在は12.6%であった。これは、CET1資本が減少したこと及びRWAが増加したことによるものであった。当グループのティア1比率は、2017年度末現在の18.9%に対して、2018年度末現在は16.2%であった。当グループの自己資本比率合計は、2017年度末現在の20.8%に対して、2018年度末現在は17.7%であった。

BIS資本指標－当グループ

期末	段階的導入			ルックスルー		
	2018年度	2017年度	増減率(%)	2018年度	2017年度	増減率(%)
資本及びリスク加重資産（百万スイス・フラン）						
CET1資本	35,824	36,711	(2)	35,824	34,824	3
ティア1資本	46,040	51,482	(11)	46,040	47,262	(3)
適格資本合計	50,239	56,696	(11)	49,548	51,389	(4)
リスク加重資産	284,582	272,815	4	284,582	271,680	5
自己資本比率(%)						
CET1比率	12.6	13.5	-	12.6	12.8	-
ティア1比率	16.2	18.9	-	16.2	17.4	-
自己資本比率合計	17.7	20.8	-	17.4	18.9	-

適格資本—当グループ

期末	段階的導入			ルックスルー		
	2018年度	2017年度	増減率(%)	2018年度	2017年度	増減率(%)
適格資本 (百万スイス・フラン)						
株主持分合計	43,922	41,902	5	43,922	41,902	5
規制上の調整額 ¹	(643)	(576)	12	(643)	(576)	12
段階的導入の対象となる調整額						
確定給付型年金制度の会計処理	-	508	(100)	-	-	-
子会社が発行し第三者が保有する普通株式資 本	-	44	(100)	-	-	-
のれん ²	(4,762)	(3,792)	26	(4,762)	(4,740)	0
その他の無形資産 ²	(47)	(48)	(2)	(47)	(60)	(22)
将来収益に依拠する繰延税金資産	(1,647)	(1,770)	(7)	(1,647)	(2,213)	(26)
予想損失引当金不足額	(461)	(402)	15	(461)	(503)	(8)
公正価値で測定される負債における自己の信 用の変動による利益／(損失)	804	2,152	(63)	804	2,690	(70)
確定給付型年金資産 ²	(1,374)	(1,337)	3	(1,374)	(1,672)	(18)
自社株式への投資	(32)	(13)	146	(32)	(16)	100
その他の調整額 ³	64	43	49	64	56	14
一時差異からの繰延税金資産 (基準値ベ ース)	0	0	-	0	(44)	100
段階的導入の対象となる調整額	(7,455) ⁴	(4,615)	62	(7,455)	(6,502)	15
CET1資本	35,824	36,711	(2)	35,824	34,824	3
ハイ・トリガー資本商品 (トリガー7%)	5,615	7,575	(26)	5,615	7,575	(26)
ロー・トリガー資本商品 (トリガー5.125%)	4,601	4,863	(5)	4,601	4,863	(5)
その他ティア1商品	10,216	12,438	(18)	10,216	12,438	(18)
段階的廃止の対象となるその他ティア1商品 ⁵	0	2,778	(100)	-	-	-
その他ティア1資本からの控除	-	(445)	100	-	-	-
その他ティア1資本	10,216	14,771	(31)	10,216	12,438	(18)
ティア1資本	46,040	51,482	(11)	46,040	47,262	(3)
ロー・トリガー資本商品 (トリガー5%)	3,508	4,127	(15)	3,508	4,127	(15)
ティア2商品	3,508	4,127	(15)	3,508	4,127	(15)
段階的廃止の対象となるティア2商品	691	1,138	(39)	-	-	-
ティア2資本からの控除	-	(51)	100	-	-	-
ティア2資本	4,199	5,214	(19)	3,508	4,127	(15)
適格資本合計	50,239	56,696	(11)	49,548	51,389	(4)

(注1) 累積未払配当金を含む、段階的導入の対象ではない規制上の調整額を含む。

(注2) 繰延税金負債控除後。

(注3) キャッシュ・フロー・ヘッジ準備金を含む。

(注4) のれん及びその他の無形資産並びに一部の繰延税金資産を含む100%の段階的導入控除を反映している。

(注5) 段階的廃止の対象となるハイブリッド資本商品を含む。

CET1資本は、2017年度末現在の36.7十億スイス・フランに対して、2018年度末現在は35.8十億スイス・フランであった。CET1は、のれん、その他の無形資産及び一部の繰延税金資産を含むCET1からの規制上の控除の20%の段階的導入年次追加分 (80%から100%へ) 並びに段階的導入要件に基づく年金制度の会計処理における調整額の20%の年次減少分 (20%から0%へ) による影響を受けた。CET1資本は、未払配当金の現金部分の影響も受けた。これらの減少は、株主に帰属する純利益及び繰延税金資産の規制上の調整により一部相殺された。

その他ティア1資本は、2017年度末現在の14.8十億スイス・フランに対して、2018年度末現在は10.2十億スイス・フランであった。これは主に、複数のティア1資本証券の償還を反映したものであった。この減少は、複数の永久ティア1資本証券の発行、並びにのれん、その他の無形資産及びその他の資本控除を含む規制上の控除の20%の段階的導入年次減少分 (20%から0%へ) により一部相殺された。

ティア2資本は、2017年度末現在の5.2十億スイス・フランに対して、2018年度末現在は4.2十億スイス・フランであった。これは主に、商品の満期が近づいてきたことによる所定の減価償却要件の影響によるものであった。

適格資本合計は、2017年度末現在の56.7十億スイス・フランに対して、2018年度末現在は50.2十億スイス・フランであった。これは主に、その他ティア1資本の減少を反映したものであった。

ルックスルーのCET1比率は、2017年度末現在の12.8%に対して、2018年度末現在は12.6%であった。ルックスルーの自己資本比率合計は、2017年度末現在の18.9%に対して、2018年度末現在は17.4%であった。

資本変動一当グループ

期末	段階的導入		ルックスルー	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
CET1資本（百万スイス・フラン）				
期首残高	36,711	36,576	34,824	30,783
株主に帰属する当期純利益／（損失）	2,024	(983)	2,024	(983)
外貨換算の影響	(308) ¹	(807)	(266)	(736)
段階的導入要件に関する控除の影響	(1,843)	(2,650)	0	0
普通株式の発行	0	4,096 ²	0	4,096
繰延税金資産の規制上の調整額	586	1,637 ³	586	2,487
公正価値で測定される金融負債における自己の信用の規制上の調整額	(199)	(397)	(199)	2
その他	(1,147) ⁴	(761)	(1,145)	(825)
期末残高	35,824	36,711	35,824	34,824
その他ティア1資本（百万スイス・フラン）				
期首残高	14,771	12,289	12,438	11,096
外貨換算の影響	109	(475)	97	(372)
段階的導入要件に関する控除の影響	445	853	0	0
発行	3,713	1,680	3,713	1,680
償還	(9,081)	(180)	(6,139)	0
公正価値で測定される金融負債における自己の信用の規制上の調整額	0	386	0	0
その他	259	218	107	34
期末残高	10,216	14,771	10,216	12,438
ティア2資本（百万スイス・フラン）				
期首残高	5,214	6,863	4,127	4,879
外貨換算の影響	(53)	(41)	(39)	3
段階的導入要件に関する控除の影響	50	50	0	0
償還	0	(714)	0	(698)
その他	(1,012) ⁵	(944)	(580)	(57)
期末残高	4,199	5,214	3,508	4,127
適格資本（百万スイス・フラン）				
期末残高	50,239	56,696	49,548	51,389

- (注1) 米国GAAP上の累積的外貨換算調整及び規制上のCET1調整に対する外貨換算の影響を含む。
(注2) ライツ・オフリングによる関連する普通株式の発行を表す。
(注3) 主に、米国税制改革により生じた繰延税金資産の再評価の影響を反映している。
(注4) 未払配当金の影響額、株式報酬及び年金の純影響額、並びにその他の規制上の調整額の変動を含む。
(注5) 主に、商品の満期が近づいてきたことによる所定の減価償却要件の影響を反映している。

リスク加重資産

当グループの貸借対照表ポジション及びオフバランス・エクスポージャーはRWAに換算され、当該RWAは、信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクのRWAに分類される。RWAを評価する際には、額面通りの規模ではなく、RWAを決定する貸借対照表ポジション又はオフバランス・エクスポージャーの性質（担保又はヘッジ等によるリスク軽減を含む。）によって評価される。

信用リスクのRWAは、借手若しくは取引先がその金融債務を履行できない結果、又は借手若しくは取引先の信用が悪化した結果被る可能性のある損失に係る必要資本を反映している。バーゼルIIIの下では、一部の規制資本の調整はCET1資本の水準（以下、「基準値」という。）により決定される。基準値を超える金額は、CET1資本から控除され、基準値以下の金額に対してリスクが加重される。かかる基準値調整の対象となるRWAは、信用リスクのRWAに含まれる。信用リスクに関連する資本要件を測定するために、当グループは、先進的内部格付ベース（以下、「A-IRB」という。）の手法の使用につき、FINMAによる承認を受けた。信用リスクを測定するためのA-IRB手法の下では、リスク加重は、デフォルト確率（以下、「PD」という。）、デフォルト時損失率（以下、「LGD」という。）及び有効な満期に関する内部リスクパラメーターを使用して決定される。デフォルト時エクスポージャー（以下、「EAD」という。）は、貸借対照表評価から又はモデルの利用により算出される。取引先信用リスクの資本要件について、当グループは、先進的信用評価調整（以下、「CVA」という。）を実施してい

る。先進的CVAは、取引先の信用スプレッドの変動により生じることが予想される取引先リスクにおける値洗い損失リスクを対象とする。

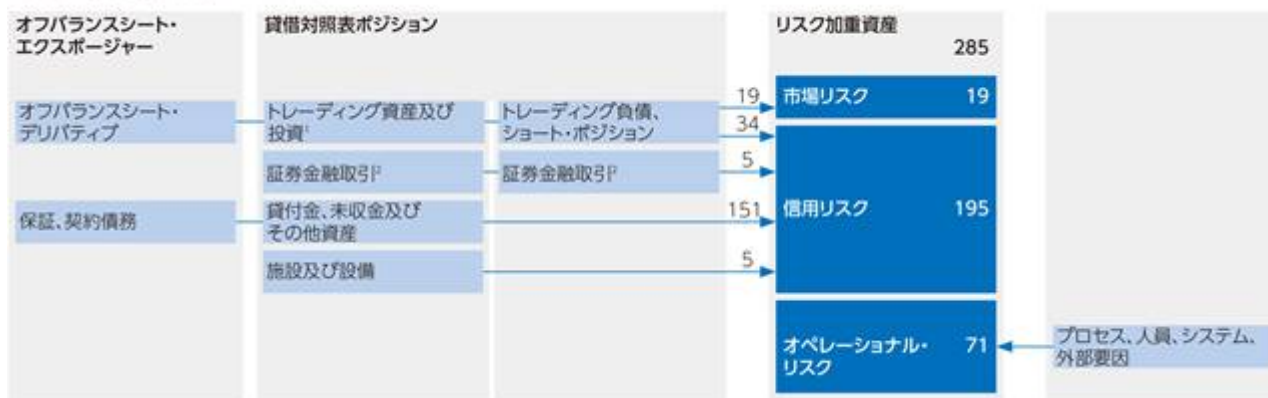
市場リスクのRWAは、貸借対照表項目及びオフバランス項目の両方に固有の市場の動向に対応した金融商品の公正価値における潜在的な変動に関する資本要件を反映している。市場リスクに関する資本要件の計算には、内部モデル手法及び標準的手法が使用される。FINMA規制資本を目的としたバーゼルの枠組みにおいて、当グループは、リスクの増加費用（以下、「IRC」という。）、ストレス時のバリュエーション・アット・リスク（以下、「VaR」という。）及び非VaRリスク（以下、「RNIV」という。）を含むリスク測定モデルを実施した。

IRCは、トレーディング勘定におけるポジションに係るデフォルト及び遷移リスクに対する規制上の資本費用であり、ストレス時のVaRを含むVaRモデル化の枠組みに適用される追加基準を補完することを目的としている。ストレス時のVaRは、重大な財政困難に関連する1年間の観察期間を考慮して当グループの現在のポートフォリオに対するVaR計算を再現し、市場リスクに対する最低資本要件の景気変動増幅効果の削減に役立つ。RNIV及びストレス時のRNIVとは、一定のベシス・リスク、高次リスク及びクロス・リスクなど、当グループのVaRモデル内で現在適用されていないリスクのことである。資本目的上、FINMAは、BISの定める要件に従って、先行する12ヶ月連続の期間において4例を超える規制VaRバックテストの例外がある場合はそのそれぞれについて、市場リスク資本の増加を課す乗数を使用する。2018年度において、当グループの市場リスク資本乗数は、FINMA及びBISの最低値に留まったため、当グループの市場リスク資本は増加しなかった。

オペレーショナル・リスクのRWAは、不適切若しくは失敗した内部プロセス、人員及びシステム又は外部要因から生じる損失のリスクに係る必要資本を反映している。オペレーショナル・リスクに関する資本要件の計算について、当グループは、先進的計測手法（以下、「AMA」という。）の使用につき、FINMAの承認を得た。オペレーショナル・リスクを測定するためのAMAに基づき、当グループは、事象モデルを使用して、当グループの主要なオペレーショナル・リスクを説明する重要なシナリオを特定した。

リスク加重資産—当グループ

2018年12月31日現在(十億スイス・フラン)



(注1) 主にトレーディング資産、投資証券及びその他の投資が含まれる。

(注2) 中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券並びに中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券が含まれる。

リスク加重資産—当グループ

期末	スイス・ユ ニバーサ ル・バンク 部門	インターナ ショナル・ ウェルズ・ マネジメン ト部門	アジア太平 洋部門	グローバ ル・マー ケット 部門	インベスト メント・バ ンキング& キャピタ ル・マー ケット部門	ストラテ ジック・リ ゾリューション・ ユニット	コーポレー ト・セン ター	当グループ
2018年度(百万スイス・フラン)								
信用リスク	63,280	26,604	27,102	35,380	20,498	5,834	16,201	194,899
市場リスク	1,315	1,669	3,507	9,158	200	1,305	1,489	18,643
オペレーショナル・リスク	11,880	11,843	6,547	14,478	3,492	10,787	12,013	71,040

リスク加重資産一段階的導入／ルックスルー	76,475	40,116	37,156	59,016	24,190	17,926	29,703	284,582
2017年度（百万スイス・フラン）								
信用リスク	52,776	24,641	20,510	34,185	17,362	12,078	14,960	176,512
市場リスク	737	1,101	5,128	11,334	121	1,875	994	21,290
オペレーショナル・リスク	12,059	12,514	5,836	13,339	2,575	19,660	9,030	75,013
リスク加重資産一段階的導入	65,572	38,256	31,474	58,858	20,058	33,613	24,984	272,815
ルックスルー調整	-	-	-	-	-	-	(1,135)	(1,135)
リスク加重資産—ルックスルー	65,572	38,256	31,474	58,858	20,058	33,613	23,849	271,680

リスク加重資産の変動

RWAは、2017年度末現在の272.8十億スイス・フランから4%増加し、2018年度末現在は284.6十億スイス・フランとなった。この増加は主として、信用リスクにおけるリスクレベルの変動と手法及び方針の変更に係る増加、並びに市場リスク及び信用リスクにおけるモデル及びパラメーターの更新に関連する増加によるものであった。これらの増加は、市場リスク及びオペレーショナル・リスクにおけるリスクレベルの変動、並びにオペレーショナル・リスクにおける手法及び方針の変更に係る減少により一部相殺された。

外貨換算の影響を除くと、信用リスクの増加は、主に、勘定の規模に帰属するリスクレベルの変動、手法及び方針の変更並びにモデル及びパラメーターの更新に関連する増加によるものであった。勘定の規模に帰属するリスクレベルの上昇は、主として、主にスイス・ユニバーサル・バンク部門、アジア太平洋部門及びグローバル・マーケット部門における貸出リスク・エクスポージャーの増加によるものであった。これらの増加は、グローバル・マーケット部門、スイス・ユニバーサル・バンク部門及びアジア太平洋部門における当グループのRWAエクスポージャーの管理に関連して実行されたヘッジ取引の影響、グローバル・マーケット部門及びストラテジック・リゾリューション・ユニットにおけるデリバティブ・エクスポージャーに関連する減少、ストラテジック・リゾリューション・ユニットにおける貸出リスク・エクスポージャーの減少、並びにインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びストラテジック・リゾリューション・ユニットにおける証券化エクスポージャーの減少により一部相殺された。手法及び方針の変更から生じた増加は、主に、いずれもスイス・ユニバーサル・バンク部門内の収益性不動産（以下、「IPRE」という。）及び非IPREエクスポージャーに対する乗数の追加的な段階的導入、全部門における銀行勘定証券化についての新たなバーゼルⅢ改訂規則の実施を反映した増加、並びにインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門、グローバル・マーケット部門及びアジア太平洋部門における一定のインベストメント・バンキングの法人エクスポージャーに対する乗数の追加的な段階的導入に関連するものであった。モデル及びパラメーターの更新からの増加は、主にストラテジック・リゾリューション・ユニット及びスイス・ユニバーサル・バンク部門におけるVaRモデルの市場ボラティリティの増加から生じた先進的CVAに主に関連していた。増加は、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における更新された船舶金融格付モデルのRWAに対する影響の段階的導入も反映していた。

外貨換算の影響を除くと、市場リスクにおける減少は、主に、リスクレベルの変動によるものであり、モデル及びパラメーターの更新から生じた増加により一部相殺された。リスクレベルの低下は、主に、グローバル・マーケット部門及びアジア太平洋部門におけるものであった。モデル及びパラメーターの更新における増加は、時系列の更新及びVaRに対するモデル強化がグローバル・マーケット部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びアジア太平洋部門に影響を与えたことを主に反映していた。

オペレーショナル・リスクの減少は、主に、手法及び方針の変更並びにリスクレベルの変動によるものであった。コーポレート・センターにおける手法及び方針の変更に係る減少は、米国のプライベート・バンキング事業の対外移転に関連するものであった。また、新たなオペレーショナル・リスク配分表が、FINMAとの間で合意され、ストラテジック・リゾリューション・ユニットにおけるオペレーショナル・リスクに関連するRWAが8.9十億スイス・フラン減少し、かかるRWAが主にコーポレート・センター、グローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門及びアジア太平洋部門に配分された。リスクレベルの低下は、

主に、コーポレート・センター、グローバル・マーケティング部門、アジア太平洋部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケティング部門に帰属する保険給付金の増加によるものであった。

リスクの種類別のリスク加重資産の変動—当グループ

	スイス・ユ ニバーサ ル・バンク 部門	インターナ ショナル・ マネジメン ト部門	アジア太平 洋部門	グローバ ル・マー ケッツ 部門	インベ スト メント・バ ンキング& キャピタ ル・マー ケッツ部門	ストラ ジック・リ ゾルーショ ン・ ユニット	コーポレー ト・ センター	合計
2018年度								
信用リスク (百万スイス・フラン)								
期首残高	52,776	24,641	20,510	34,185	17,362	12,078	14,960	176,512
外貨換算の影響	35	(134)	58	(168)	(31)	(2)	71	(171)
リスクレベルの変動	5,522	645	4,094	1,451	2,849	(7,498)	1,304	8,367
うち信用リスク—勘定の規模 ¹	5,092	1,366	4,184	1,349	2,880	(7,524)	1,319	8,666
うち信用リスク—勘定の質 ²	430	(721)	(90)	102	(31)	26	(15)	(299)
モデル及びパラメーターの更新 ³	771	1,101	1,366	(703)	(979)	987	(146)	2,397
手法及び方針の変更 ⁴	4,176	351	1,074	615	1,297	269	12	7,794
期末残高—段階的導入	63,280	26,604	27,102	35,380	20,498	5,834	16,201	194,899
市場リスク (百万スイス・フラン)								
期首残高	737	1,101	5,128	11,334	121	1,875	994	21,290
外貨換算の影響	(23)	(30)	(61)	(128)	(3)	(24)	(34)	(303)
リスクレベルの変動	583	(158)	(1,791)	(3,437)	84	(591)	417	(4,893)
モデル及びパラメーターの更新 ³	18	759	246	1,413	(2)	50	116	2,600
手法及び方針の変更 ⁴	0	(3)	(15)	(24)	0	(5)	(4)	(51)
期末残高—段階的導入	1,315	1,669	3,507	9,158	200	1,305	1,489	18,643
オペレーショナル・リスク (百万スイス・フラン)								
期首残高	12,059	12,514	5,836	13,339	2,575	19,660	9,030	75,013
リスクレベルの変動	6	6	(293)	(663)	(157)	0	(971)	(2,072)
モデル及びパラメーターの更新 ³	0	0	0	0	0	0	577	577
手法及び方針の変更 ⁴	(185)	(677)	1,004	1,802	1,074	(8,873)	3,377	(2,478)
期末残高—段階的導入	11,880	11,843	6,547	14,478	3,492	10,787	12,013	71,040
合計 (百万スイス・フラン)								
期首残高	65,572	38,256	31,474	58,858	20,058	33,613	24,984	272,815
外貨換算の影響	12	(164)	(3)	(296)	(34)	(26)	37	(474)
リスクレベルの変動	6,111	493	2,010	(2,649)	2,776	(8,089)	750	1,402
モデル及びパラメーターの更新 ³	789	1,860	1,612	710	(981)	1,037	547	5,574
手法及び方針の変更 ⁴	3,991	(329)	2,063	2,393	2,371	(8,609)	3,385	5,265
期末残高—段階的導入／ルックス ルー	76,475	40,116	37,156	59,016	24,190	17,926	29,703	284,582

(注1) ポートフォリオの規模の変動を表す。

(注2) 信用リスククラス全体の平均リスク加重の変動を表す。

(注3) モデルの更新及びパラメーターの再調整による変動並びにエクスポージャーの取扱方法に影響を及ぼす内部的変更を表す。

(注4) エクスポージャーの取扱方法に影響を及ぼす外部で制定された規制上の変更を表す。

レバレッジ指標

クレディ・スイスは、BCBSが公表しFINMAによりスイス国内で実施されたBISのレバレッジ比率の枠組みを採用した。BISの枠組みの下では、レバレッジ比率は、ティア1資本を期末エクスポージャーと比較して測定するものである。本書では、レバレッジ・エクスポージャーは、期末の貸借対照表上の資産及び所定の規制上の調整額により構成されている。

ルックスルーのレバレッジ・エクスポージャーは、2017年度末現在の916.5十億スイス・フランに比べ4%減少し、2018年度末現在は881.4十億スイス・フランであった。レバレッジ・エクスポージャーの減少は、主として、営業活動の低下が外国為替換算の影響により一部相殺されたことを主に反映した当グループの連結貸借対照表の減少によるものであった。

ルックスルーのレバレッジ・エクスポージャー—当グループ

期末	2018年度	2017年度

ルックスルーのレバレッジ・エクスポージャー（百万スイス・フラン）		
スイス・ユニバーサル・バンク部門	255,480	257,054
インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	98,556	99,267
アジア太平洋部門	106,375	105,585
グローバル・マーケット部門	245,664	283,809
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門	40,485	43,842
ストラテジック・リゾリューション・ユニット	29,579	59,934
コーポレート・センター	105,247	67,034
レバレッジ・エクスポージャー	881,386	916,525

BISレバレッジ比率—当グループ

ティア1レバレッジ比率は、2017年度末現在の5.6%に対して、2018年度末現在は5.2%であったが、これは、ティア1資本の減少及びレバレッジ・エクスポージャーの減少を反映したものであった。CET1レバレッジ比率は、2017年度末現在の4.0%に対して、2018年度末現在は4.1%であったが、これは、レバレッジ・エクスポージャーの減少及びティア1資本の減少を反映したものであった。

ルックスルー・ベースでは、ティア1レバレッジ比率は2018年度末現在は5.2%であり、2017年度末と比べて横ばいであったが、これは、レバレッジ・エクスポージャーの減少及びティア1資本の減少を反映したものであった。ルックスルーのCET1レバレッジ比率は、2017年度末現在の3.8%に対し、2018年度末現在は4.1%であったが、これは、レバレッジ・エクスポージャーの減少及びCET1資本の増加を反映したものであった。

レバレッジ・エクスポージャー構成要素—当グループ

期末	段階的導入			ルックスルー		
	2018年度	2017年度	増減率 (%)	2018年度	2017年度	増減率 (%)
レバレッジ・エクスポージャー（百万スイス・フラン）						
貸借対照表上の資産	768,916	796,289	(3)	768,916	796,289	(3)
調整額						
連結範囲の差異及びティア1資本控除 ¹	(12,655)	(11,873)	7	(12,655)	(14,401)	(12)
デリバティブ金融商品	73,110	85,210	(14)	73,110	85,210	(14)
証券金融取引	(32,278)	(27,138)	19	(32,278)	(27,138)	19
オフバランス・エクスポージャー	84,293	76,565	10	84,293	76,565	10
調整額合計	112,470	122,764	(8)	112,470	120,236	(6)
レバレッジ・エクスポージャー	881,386	919,053	(4)	881,386	916,525	(4)

(注1) 会計上連結されているが、規制上の連結の範囲外である、銀行、金融、保険又は営利目的の事業体への投資についての調整額及び貸借対照表上の資産に関連するティア1資本控除を含む。

BISレバレッジ指標—当グループ

期末	段階的導入			ルックスルー		
	2018年度	2017年度	増減率 (%)	2018年度	2017年度	増減率 (%)
資本及びレバレッジ・エクスポージャー（百万スイス・フラン）						
CET1資本	35,824	36,711	(2)	35,824	34,824	3
ティア1資本	46,040	51,482	(11)	46,040	47,262	(3)
レバレッジ・エクスポージャー	881,386	919,053	(4)	881,386	916,525	(4)
レバレッジ比率 (%)						
CET1レバレッジ比率	4.1	4.0	-	4.1	3.8	-
ティア1レバレッジ比率	5.2	5.6	-	5.2	5.2	-

スイス国内指標

スイス国内資本指標

2018年度末現在、当グループのスイス国内CET1資本比率は12.5%、当グループの事業継続時資本比率は17.3%、当グループの事業破綻時資本比率は12.5%、当グループのTLAC比率は29.8%であった。

ルックスルー・ベースでは、2018年度末現在、当グループのスイス国内CET1資本は35.7十億スイス・フランであり、スイス国内CET1比率は12.5%であった。当グループの事業継続時資本は45.9十億スイス・フランであり、

当グループの事業継続時資本比率は16.1%であった。当グループの事業破綻時資本は37.9十億スイス・フランであり、当グループの事業破綻時資本比率は13.3%であった。当グループの総損失吸収力は83.8十億スイス・フランであり、当グループのTLAC比率は29.4%であった。

スイス国内資本指標－当グループ

期末	段階的導入			ルックスルー		
	2018年度	2017年度	増減率 (%)	2018年度	2017年度	増減率 (%)
スイス国内資本及びリスク加重資産（百万スイス・フラン）						
スイス国内CET1資本	35,719	36,567	(2)	35,719	34,665	3
事業継続時資本	49,443	53,131	(7)	45,935	47,102	(2)
事業破綻時資本	35,678	35,712	0	37,909	35,226	8
総損失吸収力	85,121	88,843	(4)	83,844	82,328	2
スイス国内リスク加重資産	285,193	273,436	4	285,193	272,265	5
スイス国内資本比率（%）						
スイス国内CET1比率	12.5	13.4	-	12.5	12.7	-
事業継続時資本比率	17.3	19.4	-	16.1	17.3	-
事業破綻時資本比率	12.5	13.1	-	13.3	12.9	-
TLAC比率	29.8	32.5	-	29.4	30.2	-

スイス国内資本及びリスク加重資産－当グループ

期末	段階的導入			ルックスルー		
	2018年度	2017年度	増減率 (%)	2018年度	2017年度	増減率 (%)
スイス国内資本（百万スイス・フラン）						
CET1資本－BIS	35,824	36,711	(2)	35,824	34,824	3
スイスの規制による調整 ¹	(105)	(144)	(27)	(105)	(159)	(34)
スイス国内CET1資本	35,719	36,567	(2)	35,719	34,665	3
その他ティア1ハイ・トリガー資本商品	5,615	7,574	(26)	5,615	7,574	(26)
適用除外資本商品	8,109	8,990	(10)	4,601	4,863	(5)
うちその他ティア1ロー・トリガー資本商品	4,601	4,863	(5)	4,601	4,863	(5)
うちティア2ロー・トリガー資本商品	3,508	4,127	(15)	-	-	-
スイス国内その他ティア1資本	13,724	16,564	(17)	10,216	12,437	(18)
事業継続時資本	49,443	53,131	(7)	45,935	47,102	(2)
ベイルイン債券	33,892	31,099	9	33,892	31,099	9
段階的廃止の対象となるその他ティア1商品	-	2,778	(100)	-	-	-
段階的廃止の対象となるティア2商品	691	1,138	(39)	-	-	-
ティア2償却要素	1,095	1,193	(8)	509	-	-
ティア2ロー・トリガー資本商品	-	-	-	3,508	4,127	(15)
控除	-	(496)	100	-	-	-
事業破綻時資本	35,678	35,712	0	37,909	35,226	8
総損失吸収力	85,121	88,843	(4)	83,844	82,328	2
リスク加重資産（百万スイス・フラン）						
リスク加重資産－BIS	284,582	272,815	4	284,582	271,680	5
スイスの規制による調整 ²	611	621	(2)	611	585	4
スイス国内リスク加重資産	285,193	273,436	4	285,193	272,265	5

(注1) トレーディング勘定外の一部の未実現利益の調整額を含む。

(注2) 主に、信用リスク乗数における差異を含む。

スイス国内レバレッジ指標－当グループ

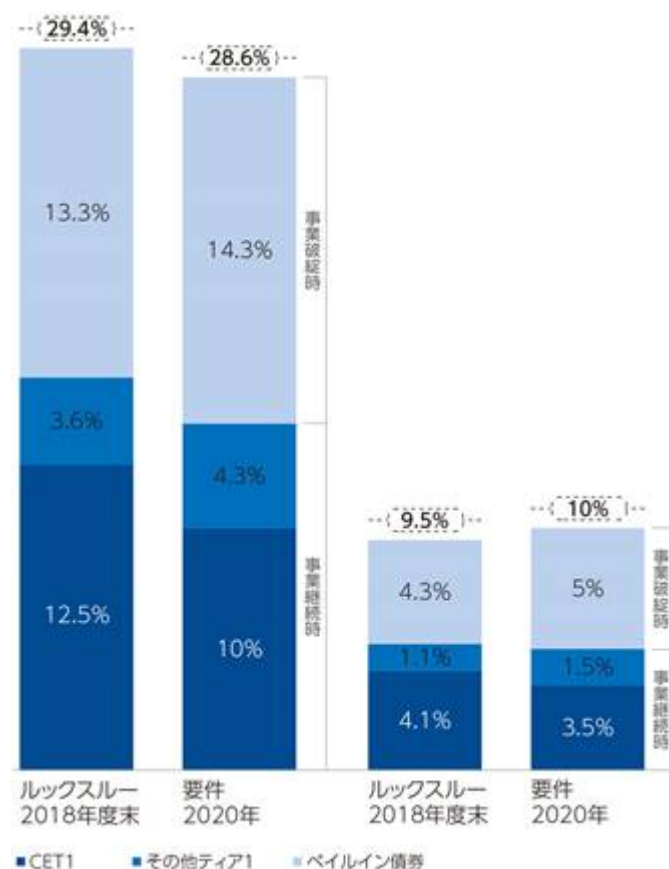
期末	段階的導入			ルックスルー		
	2018年度	2017年度	増減率 (%)	2018年度	2017年度	増減率 (%)
スイス国内資本及びレバレッジ・エクスポージャー（百万スイス・フラン）						
スイス国内CET1資本	35,719	36,567	(2)	35,719	34,665	3
事業継続時資本	49,443	53,131	(7)	45,935	47,102	(2)
事業破綻時資本	35,678	35,712	0	37,909	35,226	8
総損失吸収力	85,121	88,843	(4)	83,844	82,328	2
レバレッジ・エクスポージャー	881,386	919,053	(4)	881,386	916,525	(4)
スイス国内レバレッジ比率（%）						
スイス国内CET1レバレッジ比率	4.1	4.0	-	4.1	3.8	-
事業継続時レバレッジ比率	5.6	5.8	-	5.2	5.1	-
事業破綻時レバレッジ比率	4.0	3.9	-	4.3	3.8	-
TLACレバレッジ比率	9.7	9.7	-	9.5	9.0	-

四捨五入による不一致が生じる可能性がある。

クレディ・スイスのスイス国内資本及びレバレッジ比率

自己資本比率

レバレッジ比率



四捨五入による不一致が生じる可能性がある。カウンターシクリカル・バッファの影響又は破綻処理可能性及び事業破綻時資本として認識される一定のティア2ロー・トリガー商品に対するリポートを含まない。

スイス国内レバレッジ指標

スイス国内レバレッジ比率で使用されるレバレッジ・エクスポージャーは、BISのレバレッジ比率について使用されるレバレッジ・エクスポージャーと同一の期末ベースで測定される。2018年度末現在、当グループのスイス国内CET1レバレッジ比率は4.1%、当グループの事業継続時レバレッジ比率は5.6%、当グループの事業破綻時レバレッジ比率は4.0%、当グループのTLACレバレッジ比率は9.7%であった。ルックスルー・ベースでは、2018年度末現在、当グループのスイス国内CET1レバレッジ比率は4.1%、当グループの事業継続時レバレッジ比率は5.2%、当グループの事業破綻時レバレッジ比率は4.3%、当グループのTLACレバレッジ比率は9.5%であった。

当行の規制上の開示

以下の資本、RWA及びレバレッジの開示が当行に適用される。当行の事業は、資本、RWA及びレバレッジ指標に関連する事業上の要因及び傾向を含め、当グループの事業と実質的に同一である。

BIS資本指標—当行

期末	段階的導入		
	2018年度	2017年度	増減率(%)
資本及びリスク加重資産（百万スイス・フラン）			
CET1資本	38,915	38,433	1
ティア1資本	48,231	52,378	(8)
適格資本合計	52,431	57,592	(9)

リスク加重資産	286,081	272,720	5
自己資本比率 (%)			
CET1比率	13.6	14.1	-
ティア1比率	16.9	19.2	-
自己資本比率合計	18.3	21.1	-

当行のCET1比率は、2017年度末現在の14.1%に対して、2018年度末現在では13.6%であった。これは、RWAの増加を主に反映したものである。当行のティア1比率は、2017年度末現在の19.2%に対して、2018年度末現在では16.9%であった。当行の自己資本比率合計は、2017年度末現在の21.1%に対して、2018年度末現在では18.3%であった。

CET1資本は、2017年度末現在の38.4十億スイス・フランに対して、2018年度末現在は38.9十億スイス・フランとなった。CET1は、株主に帰属する純利益による影響を受けた。この増加は、のれん、その他の無形資産及び一部の繰延税金資産を含むCET1からの規制上の控除の20%の段階的導入年次追加分（80%から100%へ）並びに段階的導入要件に基づく年金制度の会計処理における調整額の20%の年次減少分（20%から0%へ）により一部相殺された。

その他ティア1資本は、2017年度末現在の13.9十億スイス・フランに対して、2018年度末現在は9.3十億スイス・フランとなった。これは、数件のティア1資本証券の償還が、数件の永久ティア1資本証券の発行、のれん、その他の無形資産及びその他の資本控除を含む規制上の控除の20%の段階的導入年次減少分（20%から0%へ）、並びに外貨換算のプラスの影響により一部相殺されたことを主に反映したものであった。

適格資本及びリスク加重資産－当行

期末	段階的導入		
	2018年度	2017年度	増減率 (%)
適格資本（百万スイス・フラン）			
株主持分合計	45,296	42,670	6
規制上の調整額 ¹	(49)	(46)	7
段階的導入の対象となる調整額	(6,332) ²	(4,191)	51
CET1資本	38,915	38,433	1
その他ティア1商品	9,316 ³	11,579	(20)
段階的廃止の対象となるその他ティア1商品 ⁴	-	2,778	(100)
その他ティア1資本からの控除	-	(412)	100
その他ティア1資本	9,316	13,945	(33)
ティア1資本	48,231	52,378	(8)
ティア2商品	3,508 ⁵	4,127	(15)
段階的廃止の対象となるティア2商品	692	1,138	(39)
ティア2資本からの控除	-	(51)	100
ティア2資本	4,200	5,214	(19)
適格資本合計	52,431	57,592	(9)
リスクの種類別のリスク加重資産（百万スイス・フラン）			
信用リスク	196,398	176,417	11
市場リスク	18,643	21,290	(12)
オペレーショナル・リスク	71,040	75,013	(5)
リスク加重資産	286,081	272,720	5

(注1) 累積未払配当金を含む、段階的導入の対象ではない規制上の調整額を含む。

(注2) のれん及びその他の無形資産並びに一部の繰延税金資産を含む100%の段階的導入控除を反映している。

(注3) ハイ・トリガー資本商品及びロー・トリガー資本商品で構成される。この金額のうち、5.6十億スイス・フランは自己資本比率減額トリガー7%の資本商品であり、3.7十億スイス・フランは自己資本比率減額トリガー5.125%の資本商品である。

(注4) 段階的廃止の対象となるハイブリッド資本商品を含む。

(注5) 自己資本比率減額トリガー5%のロー・トリガー資本商品である。

ティア2資本は、2017年度末現在の5.2十億スイス・フランに対して、2018年度末現在は4.2十億スイス・フランであったが、これは主に、商品の満期が近づいてきたことによる所定の減価償却要件の影響によるものであった。

当行の適格資本合計は、2017年度末現在の57.6十億スイス・フランに対して、2018年度末現在は52.4十億スイス・フランであった。

RWAは、2017年度末現在の272.7十億スイス・フランから13.4十億スイス・フラン増加し、2018年度末現在は286.1十億スイス・フランとなった。

スイス国内資本及びリスク加重資産－当行			
期末	段階的導入		
	2018年度	2017年度	増減率(%)
スイス国内資本 (百万スイス・フラン)			
CET1資本－BIS	38,915	38,433	1
スイスの規制による調整 ¹	(105)	(145)	(28)
スイス国内CET1資本	38,810	38,288	1
その他ティア1ハイ・トリガー資本商品	5,624	7,631	(26)
適用除外資本商品	7,200	8,076	(11)
うちその他ティア1ロー・トリガー資本商品	3,692	3,949	(7)
うちティア2ロー・トリガー資本商品	3,508	4,127	(15)
スイス国内その他ティア1資本	12,824	15,707	(18)
事業継続時資本	51,634	53,995	(4)
ベイルイン債券	33,897	31,125	9
段階的廃止の対象となるその他ティア1商品	-	2,778	(100)
段階的廃止の対象となるティア2商品	691	1,138	(39)
ティア2償却要素	1,095	1,193	(8)
控除	-	(463)	100
事業破綻時資本	35,683	35,771	0
総損失吸収力	87,317	89,766	(3)
リスク加重資産 (百万スイス・フラン)			
リスク加重資産－BIS	286,081	272,720	5
スイスの規制による調整 ²	601	612	(2)
スイス国内リスク加重資産	286,682	273,332	5

(注1) トレーディング勘定外の一部の未実現利益の調整額を含む。

(注2) 主に、信用リスク乗数における差異を含む。

スイス国内資本指標－当行			
期末	段階的導入		
	2018年度	2017年度	増減率(%)
スイス国内資本及びリスク加重資産 (百万スイス・フラン)			
スイス国内CET1資本	38,810	38,288	1
事業継続時資本	51,634	53,995	(4)
事業破綻時資本	35,683	35,771	0
総損失吸収力	87,317	89,766	(3)
スイス国内リスク加重資産	286,682	273,332	5
スイス国内資本比率 (%)			
スイス国内CET1比率	13.5	14.0	-
事業継続時資本比率	18.0	19.8	-
事業破綻時資本比率	12.4	13.1	-
TLAC比率	30.5	32.8	-

四捨五入による不一致が生じる可能性がある。

レバレッジ・エクスポージャー構成要素－当行			
	段階的導入		
	2018年度	2017年度	増減率(%)

期末	2018年度	2017年度	増減率(%)
レバレッジ・エクスポージャー（百万スイス・フラン）			
貸借対照表上の資産	772,069	798,372	(3)
調整額			
連結範囲の差異及びティア1資本控除 ¹	(11,493)	(11,569)	(1)
デリバティブ金融商品	73,258	85,559	(14)
証券金融取引	(32,278)	(27,138)	19
オフバランス・エクスポージャー	84,298	76,569	10
調整額合計	113,785	123,421	(8)
レバレッジ・エクスポージャー	885,854	921,793	(4)

(注1) 会計上連結されているが、規制上の連結の範囲外である、銀行、金融、保険又は営利目的の事業体への投資についての調整額及び貸借対照表上の資産に関連するティア1資本控除を含む。

BISレバレッジ指標－当行			
	段階的導入		
期末	2018年度	2017年度	増減率(%)
資本及びレバレッジ・エクスポージャー（百万スイス・フラン）			
CET1資本	38,915	38,433	1
ティア1資本	48,231	52,378	(8)
レバレッジ・エクスポージャー	885,854	921,793	(4)
レバレッジ比率(%)			
CET1レバレッジ比率	4.4	4.2	-
ティア1レバレッジ比率	5.4	5.7	-

スイス国内レバレッジ指標－当行			
	段階的導入		
期末	2018年度	2017年度	増減率(%)
スイス国内資本及びレバレッジ・エクスポージャー（百万スイス・フラン）			
スイス国内CET1資本	38,810	38,288	1
事業継続時資本	51,634	53,995	(4)
事業破綻時資本	35,683	35,771	0
総損失吸収力	87,317	89,766	(3)
レバレッジ・エクスポージャー	885,854	921,793	(4)
スイス国内レバレッジ比率(%)			
スイス国内CET1レバレッジ比率	4.4	4.2	-
事業継続時レバレッジ比率	5.8	5.9	-
事業破綻時レバレッジ比率	4.0	3.9	-
TLACレバレッジ比率	9.9	9.7	-

四捨五入による不一致が生じる可能性がある。

株主持分

当グループ

当グループの株主持分合計は、2017年度末現在の41.9十億スイス・フランに対して、2018年度末現在は43.9十億スイス・フランであった。株主持分合計は、株主に帰属する純利益、信用リスクに関連する公正価値が選択されている債務における利益、及び株式報酬債務の増加によりプラスの影響を受けた。これらの変動は、株式報酬の決済に関連する取引及び配当金支払によって一部相殺された。

当行

当行の株主持分合計は、2017年度末現在の42.7十億スイス・フランに対して、2018年度末現在は45.3十億スイス・フランであった。株主持分合計は、株主に帰属する純利益、信用リスクに関連する公正価値が選択されてい

る債務における利益、及び株式報酬債務の増加によりプラスの影響を受けた。これらの変動は、株式報酬の決済に関連する取引及び累積の外貨換算調整に係る外貨換算関連の変動によって一部相殺された。

株主持分及び株式指標

期末	当グループ			当行		
	2018年度	2017年度	増減率 (%)	2018年度	2017年度	増減率 (%)
株主持分 (百万スイス・フラン)						
普通株式	102	102	0	4,400	4,400	0
払込剰余金	34,889	35,668	(2)	45,557	45,718	0
利益剰余金	26,973	24,973	8	10,179	8,484	20
自己株式 (原価)	(61)	(103)	(41)	-	-	-
その他包括利益／(損失) 累計額	(17,981)	(18,738)	(4)	(14,840)	(15,932)	(7)
株主持分合計	43,922	41,902	5	45,296	42,670	6
のれん	(4,766)	(4,742)	1	(4,056)	(4,036)	0
その他無形資産	(219)	(223)	(2)	(219)	(223)	(2)
有形株主持分¹	38,937	36,937	5	41,021	38,411	7
流通発行済株式 (百万)						
発行済普通株式	2,556.0	2,556.0	0	4,399.7	4,399.7	0
自己株式	(5.4)	(5.7)	(5)	-	-	-
流通発行済株式	2,550.6	2,550.3	0	4,399.7	4,399.7	0
額面 (スイス・フラン)						
額面	0.04	0.04	0	1.00	1.00	0
一株当たり純資産 (スイス・フラン)						
一株当たり純資産の合計額	17.22	16.43	5	10.30	9.70	6
一株当たりののれん	(1.87)	(1.86)	1	(0.92)	(0.92)	0
一株当たりのその他の無形資産	(0.08)	(0.09)	(11)	(0.06)	(0.05)	20
一株当たり有形純資産¹	15.27	14.48	5	9.32	8.73	7

(注1) 有形株主持分及び一株当たり有形純資産は、いずれも非GAAPの財務指標であるが、業界アナリスト及び投資家が評価額及び自己資本の妥当性を判断するために使用し依拠している情報であるため、経営陣は有意義な情報であると考えている。

外国為替エクスポージャー

支店、子会社及び関連会社に対する投資に関する外国為替リスクは、自己資本規制比率の安定の利益とスイス・フラン・ベースでの株主持分の保護の均衡を保つための定義されたパラメーターに基づき管理される。これらのパラメーターに関する決定はCARMCによって行われ、定期的にレビューされる。支店及び子会社の非機能通貨ベースの純資産に関する外国為替リスクは、将来及び過去の経験に基づくヘッジ活動の組合せにより管理されており、これは報告利益の為替変動を抑えることを目標としている。

株式の買戻し

スイス債務法は自社株の所有及び買戻しについて、会社に対して制限を課している。当グループは、購入価格を支払う上で十分な自由準備金を有し、かつ、買い戻す株式の額面総額が当グループの名目株式資本の10%を超過しない場合にのみ、株式を買い戻すことができる。さらに、当グループは取得した株式の購入価格の金額について、親会社の財務諸表に特別準備金を計上しなければならない。当グループの連結財務諸表においては、自社株は原価で計上されており、自己株式として報告されているため、株主持分合計が減少する結果となっている。当グループにより買い戻された株式は、株主総会における議決権を有さない。

2018年度については、公表される株式買戻しプログラムで実施されたものはなかった。2018年度中、当グループは、公開市場取引を通じて、817百万株の自己株式を買戻し、771百万株の自己株式を売却又は再発行した。これは主にマーケット・メイキング目的と顧客の注文に対応するため、また当グループの株式報酬に関する交付義務を履行するために行ったものである。2018年12月31日現在、当グループは自己株式5百万株を保有していた。

2019年度について、当グループの取締役会は、1.5十億スイス・フランを上限とする当グループ普通株式の株式買戻しプログラムを承認した。当グループは、市場及び経済の状況次第であるが、2019年度に少なくとも1.0

十億スイス・フランを買い戻す予定である。2020年度については、当グループは、取締役会の承認を条件として、2019年度と同様の株式買戻しプログラムの設定を予定している。2020年度の株式買戻しの水準は、当グループの資本計画を踏まえて設定される予定であり、一般的な市場の状況次第となるが、当期純利益の50%以上を分配するという当グループの意向に沿ったものとなる予定である。

当グループは、2019年度株式買戻しプログラムを2019年1月14日に開始した。当グループは、SIXスイス取引所のセカンドトレーディングラインで自己株式を取得しており、適用あるスイス連邦源泉徴収税の控除の対象となっている。買い戻した株式は、将来の年次株主総会において提案される減資により消却される予定である。

自己株式の購入と売却

自己株式の購入と売却		
	株式数 (百万)	一株当たりの平均価格 (スイス・フラン)
2018年		
1月	59.8	18.10
2月	64.2	17.30
3月	86.1	16.98
4月	41.1	16.11
5月	73.2	16.31
6月	91.0	15.27
7月	46.4	15.10
8月	59.4	15.10
9月	92.5	14.93
10月	77.1	13.60
11月	83.2	12.51
12月	42.8	11.01
自己株式購入総数	816.8	-
自己株式売却総数	770.6	-

(C) リスク管理

主要なリスクの動向

保護貿易主義の高まり及びFedの金融政策引き締めの影響（特に新興国に対するもの）が、2018年に市場及び経済に影響を与えた主要なリスクの動向であった。その他の重要なリスクの動向は、ユーロ圏における政治及び経済政策の展開、ロシアに対する新たな制裁の実施、予定される英国の欧州連合離脱をめぐるプロセス、並びに世界的な景気減速であった。また、市場におけるボラティリティ及び流動性に対する懸念もあった。

貿易摩擦

世界的な貿易摩擦のリスクは、2018年初旬から世界の投資家の主要な懸念事項となった。米国と中国の間の緊張の拡大は、年間を通じて継続し、両国が関税措置を実施した。貿易摩擦の懸念はまた、ユーロ圏を含む他の多くの経済圏に及ぶまで拡大し、船舶金融等の国際貿易に晒されるセクターに影響が及んだ。米国による、より保護主義的な対外貿易政策への転換の影響は、当グループ、部門又は法人レベルで定期的に実施される各種のストレス・テストにおいて継続して評価されている。

新興市場の脆弱性

米国の金融政策の引き締め、米ドル高、並びに新たな関税措置の公表及び実施は、新興市場からの資金流出及び新興市場通貨の広域的な急落を引き起こした。これらの全世界規模の要因は、いくつかの現地特有の脆弱性と相まって、多くの新興市場国において経済的・政治的危機を招いた。また、中国の景気減速は、2018年最終四半期において悪化したように見える。当グループは、中国及び他の新興市場における展開、並びに当グループのポートフォリオにおける関連リスクを注意深く監視しており、一定のリスク削減措置を実施した。

政策金利及び信用サイクル

Fedは、2018年を通して金融政策の引き締めを続けた。ECBは、資産購入プログラムを終了し、イングランド銀行は、金利を引き上げた。信用市場においては、発行が急成長している部門であるレバレッジ・ローンに対する多少の懸念があった。当グループは、Fed及び他の主要な中央銀行の金融政策引き締めの方針に関連する潜在的リスクを、当グループの一連のストレス・シナリオを通じて監視している。当グループはまた、レバレッジ・ローン・ポートフォリオの信用の質における悪化に関連するリスクを注意深く監視している。

ヨーロッパの政治情勢

当初の不確実性の後、ドイツは2018年初旬に連立政権を形成した。英国のEU離脱に関する交渉は、2018年も依然としてヨーロッパにおける不確実性の根源であった。また、イタリアの新連立政権と欧州委員会との間の2019年予算に関する議論は、2018年下半期においてイタリアの市場にストレスをもたらした。当グループは、進展を監視し、一連のストレス・シナリオを使用して潜在的な悪影響を評価し続けている。

英国のEU離脱

予定される英国のEU離脱をめぐる交渉の結果に関する不確実性は、2018年及び2019年初旬を通して持続した。この不確実性は、2018年下旬及び2019年初旬において英国経済に重大な悪影響を及ぼし、ユーロ圏の景気減速の一因ともなった。EUと英国の間の離脱合意はまだ承認されておらず、英国が合意なしにEUを離脱する可能性はなお存在するが、英国のEU離脱は2019年3月29日を越えて遅延する。当グループは、この状況及び当グループに対する潜在的な影響を注意深く監視し続けている。

市場の流動性及びボラティリティ

2008/2009年の金融危機以来、市場における大きな構造の変化があった。銀行及びブローカー・ディーラーが保有する在庫の金額は減少した。コンピューター主導の投資戦略並びにミューチュアル・ファンド及び取引所上場ファンドの市場における役割は、著しく増している。市場におけるボラティリティは、主要な中央銀行の資産買入プログラムにより、強く影響を受けており、特に株式市場が下落し、信用スプレッドが拡大し、株式市場のボラティリティが著しく増大した2018年2月初旬以来、投資家の重大な懸念事項となった。かかる構造変更は、流動性不足がストレス期に急速に発達し、市場の大きな動きを引き起こすという脅威を増大させてきた。ストレス期における流動性不足及びボラティリティ急増の可能性は、当グループが開発した一連の複数四半期ストレス・シナリオの一部を形成する市場リスク・ショックに組み込まれている。かかる一連のストレス・シナリオは、月毎に評価される。

ロシアに関する制裁

米国財務省外国資産管理局（OFAC）は、2018年に、ロシアの個人及び会社に対して制裁を課した。当グループは、遵守を確実にするために、影響を受ける顧客との関係及び取引を特定した。また、当グループの制裁遵守グループは、各事業及びリスク管理機能と連携しながら、進展を注意深く監視している。特別な制限がない限り、当グループは、強化されたデュー・デリジェンス手続を適用することにより、ロシアの顧客へのサービス提供を続ける。

サイバー・リスク

金融業界は、テクノロジーへの依存を増しており、金銭的、政治的その他の動機に動かされた様々な者からの活動的なサイバー脅威に直面している。当グループは、サイバー攻撃に係る予想、防御、探知及び回復の能力を

強化するため、情報及びサイバーセキュリティ・プログラムへの多額の投資を続けている。当グループは、当グループの主要なコントロールの有効性を定期的に評価しており、また回復力及び力強いサイバー・リスク文化を根付かせるために従業員研修及び啓発活動（主要な経営幹部を含む。）を継続的に行っている。

リスク管理の監督

戦略的な優先事項に従った堅実なリスク負担は、当グループが事業活動を行う上で欠かせないものである。リスク管理の主な目的は当グループの財務力と評判を保護する一方で、事業の成長及び活動を支えるために資本が適切に使用されるようにすることである。当グループのリスク管理の枠組みは、透明性、経営責任と独立した監視に基づいている。リスク管理は、上級経営陣及び取締役会の強い関与とともに、事業計画のプロセスの不可欠な一部分である。

不安定な市場環境と規制環境の変化による複雑さの増大からもたらされる課題に対処するために、当グループは当グループ全体のリスク管理の強化に継続的に取り組んでいる。包括的なリスク管理手続や高度な統制システムを利用して、当グループは、リスクの集中から生じ得る悪影響を最低限にするよう継続的に取り組んでいる。

2019年度における組織開発

2019年2月26日、コンプライアンス機能に関連する組織変更が公表され、直ちに発効した。規制業務機能は、コンプライアンス組織から切り離されて、CEOオフィスに統合され、グローバル規制業務責任者は、現在はCEOの直属である。コンプライアンス組織内の残りの機能は、最高コンプライアンス責任者（以下、「CCO」という。）により管理されており、当該職務は、引き続き当グループの業務執行役員会において代表されている。

リスク・ガバナンス

効果的なリスク・ガバナンスは、包括的なリスク管理規律のための強固な基盤となっている。当グループのリスク・ガバナンスの枠組みは、「3層の防御ライン」ガバナンス・モデルに基づくもので、各ラインが明確な責任を伴う特定の役割を負っており、リスクを特定、評価及び軽減するため、密に連携して業務を行う。

リスク管理問題を担当する主要な運営組織及び委員会



(注1) 2019年1月1日付で発効。

(注2) 部門リスクは、それぞれの法人リスク管理委員会が担当することもできる。

(注3) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは現在アセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示される。

第1の防御ラインはフロント・オフィスであり、当グループの戦略的リスク目標及びコンプライアンス要件の範囲内で適切な事業機会を追求する責任を負う。その主たる責任は、関連する法令要件の遵守を確保し、効果的な内部統制を維持することである。

第2の防御ラインには、リスク管理、コンプライアンス、法律及び商品管理といった機能が含まれる。このラインでは、リスクの効果的な管理及びコントロールについての基準や期待を明確にし（これには、適用される法律上及び規制上の要件に関するアドバイスや関連方針の公表が含まれる。）、規制基準及び内部基準の遵守を監視及び評価する。第2の防御ラインは、フロント・オフィスからは切り離されており、フロント・オフィスの活動につきレビュー、測定及び対処を行うこと、並びに上級経営陣及び規制当局への独立した評価及びリスク管理報告を作成することに責任を負う独立したコントロール機能を含んでいる。

第3の防御ラインは内部監査機能で、これは、リスク管理及びガバナンスの実務をはじめとする様々な機能や業務全体のコントロールの有効性を監視するものである。

当グループの業務は、当グループが事業を営む法域それぞれの当局により規制されている。当グループの事業を監督する規制当局には、中央銀行及びその他の銀行監督当局、金融サービス機関、証券機関並びに証券取引所及び自主規制組織等がある。FINMAが当グループの一義的な規制当局である。

当グループのガバナンスには、委員会組織と、取締役会、業務執行役員会、それらの各委員会、当グループのCRO、当グループのCCRO又は2019年2月26日の組織変更以降はCCO、並びに重要な子会社の取締役会が、それぞれの責任及び権限のレベルに従い策定、レビュー及び承認した包括的な一連の企業方針が含まれている。

取締役会

取締役会は、当グループの戦略の方向性、監督及び管理について、また全般的なリスク許容範囲を明らかにすることについて責任を負う。この目的のため、取締役会は、リスク管理の枠組みを承認し、全体的なリスク選好をそのリスク委員会と協議の上で設定する。

リスク委員会は、当グループのリスク管理機能、その資源及び主要なリスクを定期的にレビューすることにより取締役会が監督責任を遂行できるよう支援する責任を負う。

監査委員会は、財務報告、内部統制、会計並びに法律及び規制のコンプライアンスに関する経営陣のアプローチを監視することにより取締役会が監督責任を遂行できるよう支援する責任を負う。さらに、内部監査役及び外部監査人の独立性と実績を監視する責任がある。

2018年度に、取締役会は、**行動及び金融犯罪管理委員会**を設置することを決定し、2019年度に発効した。行動及び金融犯罪管理委員会は、当グループの金融犯罪リスクに対するエクスポージャーに関して取締役会が監督義務を遂行できるよう支援する。金融犯罪コンプライアンスのプログラム及びイニシアチブの有効性を監視及び評価することが任務とされている。

業務執行役員会

業務執行役員会は、当グループの戦略的事業計画を策定及び実施する責任がある。これらは、取締役会の承認を得ることが必要となる。さらに、リスク管理機能について重要なイニシアチブをレビュー及び調整し、当グループ全体のリスク方針を策定する。当グループのCRO及びCCRO又は2019年2月26日の組織変更以降についてはCCOは、業務執行役員であり、それぞれリスク管理機能及びコンプライアンス機能を代表し、当グループのCEOに対して、また少なくとも年1回は取締役会に対して報告を行う。

業務執行役員会付属委員会

CARMは、当グループのリスク・プロファイルを監督し、指示すること、リスク委員会及び取締役会に対して当グループレベルでのリスク制限を提案すること、様々な事業においてリスク選好を定め、分配すること、新規

の重要な事業戦略又は事業戦略の変更（事業の移行を含む。）をレビューすること、上申に対するリスク関連の決定を行うこと、並びにリスク・ポートフォリオを監視及び管理するための手段、方法及びツールを適用することに責任を負う。CARMCは、毎月会議を行い、以下の3つの順番のサイクルに従ってレビューを行う。資産及び債務の管理のサイクルでは、資金調達及び貸借対照表の傾向及び活動をレビューし、規制上及び事業上の流動性要件並びに内部及び規制上の適正資本を計画及び監視し、すべての重要な事業の移行に対するガバナンス及び監視を行い、法人の戦略的イニシアチブが当グループのリスク選好内にあり、適切に支援及び管理されるよう確保する。市場及び信用リスクのサイクルでは、当グループの事業のリスク管理戦略を明確にしてこれを実施し、取締役会の承認した制限範囲内のリスク選好並びにその他当グループのリスク・プロファイルを監視及び管理するための適切な手段を設定及び承認し、流動性資源を割り当てかつ流動性リスク制限を設定する。内部統制システムのサイクルでは、重大なオペレーショナル・リスク、法務リスク及びコンプライアンス・リスクを監視及び分析し、年に1度、事業継続プログラムが企業戦略と一致しているかをレビューして承認し、重大なオペレーショナル・リスク・エクスポージャーを管理するために特定の事業について制限、上限及びトリガーを設定し、内部統制システムの適切性及び効率性をレビューし評価する。

評価リスク管理委員会（以下、「VARMC」という。）は、一部の重要な資産の評価並びに評価プロセスに適用される方針及び計算方法に関する方針策定に責任を負う。さらに、VARMCは、評価リスクを監視及び評価すること、在庫評価の結論をレビューすること、並びに重要な在庫評価問題の解決を指示することに責任を負う。

リスク・プロセス及び基準委員会（以下、「RPSC」という。）は、主要なリスク管理プロセスをレビューし、リスク管理に関する一般的な指示、基準及びプロセスを公表し、市場リスク、信用リスク及びオペレーショナル・リスクの管理基準、方針及び関連する方法における重要な変更を承認し、また、規制資本を算出するために使用する当グループの内部モデルの基準を承認する。

レピュテーション・リスク及びサステナビリティ委員会（以下、「RRSC」という。）は、レピュテーション・リスクや持続可能性の問題に関する方針を定め、手続やこれに関する重要案件などをレビューする。また、当グループの評判及び持続可能性の方針が遵守されているようにし、その実施を監督する。

部門及び法人リスク管理委員会

部門及び法人リスク管理委員会は、各部門及び各法人に特有のリスク、法律、コンプライアンス及び内部統制問題をそれぞれレビューする。

リスク組織

リスク管理機能は、リスク管理の監督を行い、リスク問題を管理する組織的な基礎を確立する責任を負う。リスク管理機能は、各部門及び当グループのリスク・プロファイルの形成において、正当性調査を行い、事業部門と積極的に協働する。

当グループのリスク組織は、当グループの新たな戦略及び部門構造を支えている。部門最高リスク責任者は、それぞれの地域の最も重要な法人のための法人最高リスク責任者としても行為し、この組織における重要な役割を引き受けている。人員及び事業経営の観点から、リスク機能の組織体制は、マトリックス組織に基づいて構築され、グローバル機能と地域／法人の観点を統合している。

当グループのガバナンスの枠組みには、各部門について専任のリスク管理委員会が含まれている。部門及び法人の最高リスク責任者の組織は、その事業部門の特有の需要を扱うためのより細かいリスク選好の枠組み及び報告機能を確立した。グローバル・リスク機能は、当グループのリスク選好を推進し、モデル及び手法のグローバルな調和を図り、グローバルな規制要件を実施し、グローバルな制限の枠組みを定め、リスク相反に対する是正策を講じている。

リスク組織の重要な要素には、マトリックス組織と中央機能が含まれる。

マトリックス組織

当グループのマトリックス組織は、当グループの事業戦略を反映し、当グループの法人検討事項に重点を置いたものである。

グローバル機能は、信用、市場リスク、企業リスク及びオペレーショナル・リスク（流動性リスクを含む。）並びにフィデューシャリー・リスクの管理で構成されており、各機能のリスク監視及びリスク制限の枠組みについて、世界レベル及び現地法人レベルで責任を負う。また、各機能のモデル、手法及び方針並びに機能関連の規制上の変更にも責任を負う。

リスク組織



- (注1) 取締役会リスク委員会直属で、管理上は当グループのCROの監督下にある。
- (注2) 当グループの最も重要な法人の法人最高リスク責任者の役割は、一般的にそれぞれの地域における部門最高リスク責任者が引き受けている。
- (注3) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは現在アセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示される。

企業リスク及びオペレーショナル・リスクの管理の責務は、リスク選好及びストレステストを含む全般的なリスクの枠組み、当グループのリスク報告、流動性リスク管理、モデル・リスク管理、オペレーショナル・リスク管理、事業継続性の管理、リスク関連の規制上の管理並びに当グループのレピュテーション・リスク関連活動の調整に重点を置く。

スイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、アジア太平洋部門、グローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門及びストラテジック・リゾリューション・ユニット（2018年12月まで）の部門最高リスク責任者は、当グループの部門間でリスク管理機能の整合性を確保する責任を負う。

法人最高リスク責任者は、当グループの主要な営業場所における特定の重要な法人のリスク監視を行う。また、現地のリスク管理及びリスク選好の枠組みを明確にし、法人に特有の規制上の要件の充足にも責任を負う。当グループの最も重要な法人の法人最高リスク責任者の役割は、それぞれの地域における部門最高リスク責任者が引き受けている。但し、クレディ・スイス銀行については、最高リスク責任者の役割は、当グループのCROが引き受けている。

グローバル機能責任者及び部門／法人最高リスク責任者は、組み込まれたファンクショナル・チームを共同管理する。

中央機能

リスク及び財務データ分析・報告は、財務機能と共有の一貫性のある報告作成、分析及びデータ管理を行う。CRO変更は、リスク管理機能全体の戦略的変更プログラムのポートフォリオに責任を負う。当グループのCROの最高運営責任者は、リスク管理機能における事業管理を促進する。信用リスク・レビューは、信用リスク管理から独立したレビュー機能であり、取締役会リスク委員会直属で、管理上は当グループのCROの監督下にある。信用リスク・レビューは、クレディ・スイスの信用エクスポージャー並びに信用リスク管理のプロセス及び実務を評価する。2018年8月までは、信用リスク・レビューの責任者は、CCARの正当性調査機能にも責任を負っていた。同機能は、当グループの米国IHCのためのCCARの枠組みの適用を支援し、米国IHCの資本計画の開発のためのプロセスの独立した評価を提供する。2018年8月、CCARの正当性調査機能の責任は、当グループの米国IHCの上級経営陣に移管された。CCARは、大手金融機関の評価、規制及び監督のためにFedにより導入された米国の規制上の枠組みである。

2018年6月28日、Fedは、年次CCARストレス・テストの結果を公表し、これは当グループの米国IHCにとって初めての公表結果であった。当グループの米国IHCは、悪化及び深刻な悪化のCCARストレス・シナリオにおいて、規制上の最低要件を上回る自己資本比率を維持すると予測され、Fedはその資本計画案に異議を唱えなかった。ドッド・フランク法のストレス・テスト要件の一環として、当グループの米国IHCは、一連の内部開発のマクロ経済的シナリオを使用した中間ストレス・テストを実施し、結果を2018年10月にFedに提出することも求められた。従前に開示した通り、当グループの米国IHCは、内部開発の深刻な悪化のシナリオのもとで、規制上の最低要件を上回る自己資本比率を維持すると予測された。

コンプライアンス

コンプライアンス機能は、コンプライアンス・リスクを管理するための実務につき継続的に正当性調査を行うために、事業部門と協働する積極的かつ独立した機能である。第2の防御ライン機能としての責任には、コンプライアンス・リスクの独立した評価、監視及びテスト、並びにコンプライアンス・リスク選好の遵守及びその他の重要な問題に関する取締役会及び上級経営陣への報告が含まれる。同機能はまた、当グループの規制上の相互作用を監視し、規制上の進展について潜在的な影響を評価し、その実施を監視する。

当グループのコンプライアンス組織は、各部門の最高コンプライアンス責任者の関与のもと、当グループの戦略及び部門構造を支援している。かかる責任者は、それぞれの地域で最も重要な法人のコンプライアンスの監督も行っている。部門の最高コンプライアンス責任者は、それぞれの部門及び法人に関連するコンプライアンス・リスク及び規制リスクに対する独立した監督及び管理に責任を負う。

中央コンプライアンス機能

中核コンプライアンス業務、金融犯罪コンプライアンス及び調査などの中央コンプライアンス機能は、部門の最高コンプライアンス責任者と連携して、グローバル・プログラムを監督及び管理することにより、すべての部門を支援する。中核コンプライアンス業務機能は、枠組みの設計を監督し、コンプライアンスの実務、監視及びグローバル・プログラム（例えば、クロスボーダーのコンプライアンス、顧客の税務コンプライアンス及びコンダクト・リスク）に関する企業レベルの基準及びコントロールを確立し、監視する。金融犯罪コンプライアンス機能は、マネー・ロンダリング、汚職防止及び制裁に関するコンプライアンス方針、ガイドライン、手続及びコントロールを確立し、監視する。調査機能は、当グループのコンプライアンスのプロセス及びコントロールにおける重大な違反の特定及び是正に責任を負う。

規制業務機能は、2019年2月26日の組織変更以降はCEOの直属であるが、関連部門のための規制上のコミットメントの調整を含め、規制に係る関係及び相互作用の管理を通じて当グループを支援する。

リスク文化

当グループの事業運営は、意識的かつ規律あるリスク負担に基づき行っている。当グループは、独立したリスク管理、コンプライアンス及び監査手順並びに適切な経営説明責任が、当グループの利害関係者の利益及び懸念にとって重要であると考えている。当グループのリスク文化は、以下の原則により支えられている。

- ・当グループは、当グループが負担する準備ができているリスクの種類及び水準を定めた明確なリスク選好を策定する。
- ・リスク管理及びコンプライアンス方針に、当グループのリスク負担及びリスク管理に係る権限及び責任を定める。
- ・当グループは、積極的にリスクを監視し、許容レベル外に陥った場合には、軽減措置を講じる。
- ・リスク制限違反を特定、分析及び上申し、大規模、反復的又は無権限の例外案件については、解雇、報酬減額又はその他懲戒処分の対象となり得る。
- ・当グループは、リスクについての複合的な予測を促進し、単一のリスク測定への依存度を減らすような弾力性のあるリスク制約を確立するよう努める。

当グループは、強固なリスク文化を積極的に推進し、従業員が責任を持ってリスクを特定して上申し、不適切な措置に対して異議を申し立てることができるようにする。各事業は、それぞれの事業により生じたリスクのすべて（従業員の言動及び行為に関連するものを含む。）を、当グループのリスク選好に沿って管理する責任を負う。リスク文化に関して期待するところについては、定期的に上級経営陣より連絡され、方針や研修を通じて強化され、業務評価や報酬プロセスにおいて検討され、従業員の行為については、正式な懲戒審査委員会により評価される。

当グループは、従業員及び取締役に期待される行動基準及び倫理価値に関する明確な記載を定める当グループの行動規範を通じて責任ある言動を奨励し、それにより、品位、公正な取引及び均整のとれたリスク負担に係る当グループの評判を維持及び強化しようと努めている。加えて、当グループの6つの行動及び倫理基準（顧客重視、能力主義、利害関係者の管理、説明責任、提携先及び透明性を含む。）は、当グループの中核的な倫理価値を事業戦略及び組織の体制に組み込む努力の主要部分である。

これらの基準は、当グループの利害関係者の信頼を守るために、従業員が責任感、敬意、誠意及びコンプライアンス精神をもって行動するよう奨励するために策定されている。この分野におけるイニシアチブにより、従業員に対して、慎重かつ熟慮した言動及び倫理的に行動し過ちから学ぶことの重要性について、実務的なガイダンスが出された。当グループの従業員の業務評価及び報酬プロセスは、行動及び倫理基準並びに行動規範と関連付けられている。

BCBS第239号

BCBSは、銀行におけるリスクデータ集計とリスク報告の実務を強化し、そのリスク管理及び意思決定プロセスを向上させるため、2013年に「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」（以下、「BCBS第239号」という。）を公表した。これらのリスクデータ集計及び報告に関する原則をクレディ・スイスにおいて実施するための当グループのプログラムは、2018年12月31日現在、完成して運用可能であり、当グループは、BCBS第239号の原則の遵守を証明する過程にある。これは、2019年度上半期中に完了する予定である。

リスク選好の枠組み

概要

当グループは、グローバル・ポリシーに準ずる包括的な当グループ全体のリスク選好の枠組みを維持しており、当グループ全体でのリスク選好の設定及び管理のための強固な基礎を提供している。この枠組みの重要な一

要素として、当グループの財務及び資本計画に沿って取締役会が承認したリスク選好の詳細なステートメントがある。また、この枠組みには、当グループの全体的なリスク・プロファイルを制限するために求められる適切なリスク選好度を評価するためのプロセス及びシステムも含まれている。

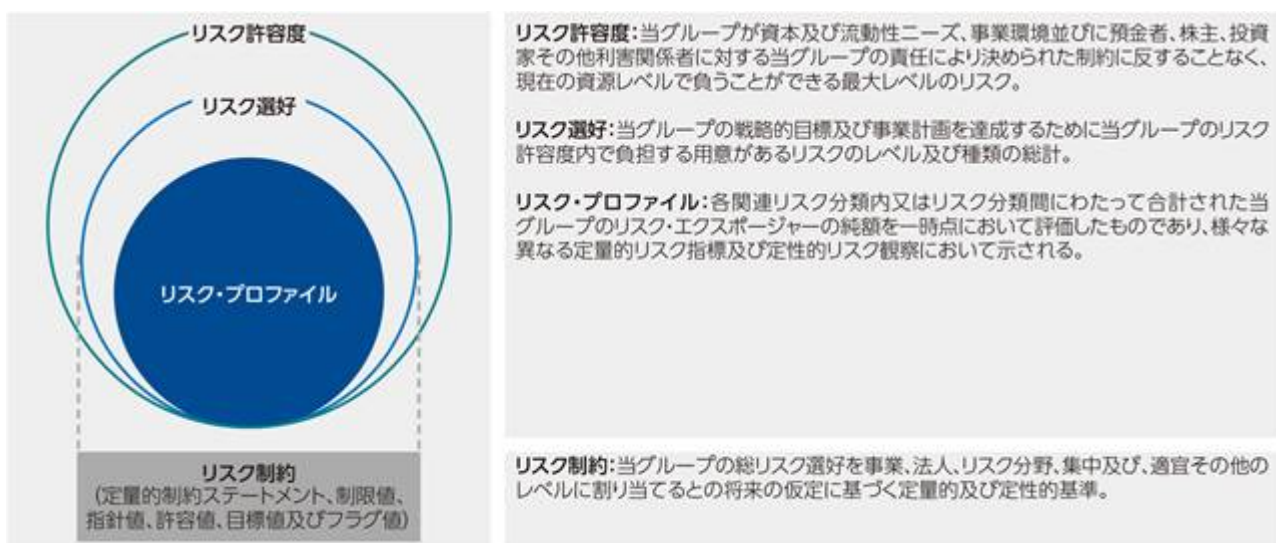
リスク許容度とは、当グループが資本及び流動性ニーズ、事業環境並びに預金者、株主、投資家その他利害関係者に対する当グループの責任により決められた制約に反することなく、現在の資源レベルで負うことができる最大レベルのリスクのことである。リスク選好とは、当グループの戦略的目標及び事業計画を達成するために当グループのリスク許容度内で負担する用意があるリスクのレベル及び種類の総計を示している。リスク・プロファイルとは、各関連リスク分類内又はリスク分類の間にわたって合計された当グループのリスク・エクスポージャーの純額を一時点において評価したものであり、様々な異なる定量的リスク指標及び定性的リスク観察において示される。当グループのリスク・プロファイルの規模は、リスク制限値、指針値、許容値及び目標値をはじめとするリスク制約の使用によって、計画された当グループのリスク選好度までに制限されている。

重要な要素及びプロセス

当グループのリスク選好の枠組みは、リスク制約を調整し、リスク・プロファイルを管理するための特定の方針、プロセス及びシステムを含む全体的なグローバル・ポリシーに準じている。当該枠組みは、以下の戦略的リスク目標に従う。

- ・当グループ全体の適正資本を通常時及びストレス状況下のいずれについても最低規制要件以上に維持すること。
- ・財務目標に沿った業績を支える収益の安定性を推進すること。
- ・通常時及びストレス状況下のいずれについても流動性及び資金調達リスクの健全な管理を確保すること。
- ・集中リスクを事前にコントロールすること。
- ・持続可能な業績を確保するために、当グループの企業リスク及びコントロールの枠組み（以下、「ERCF」という。）の中でオペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクを管理すること。
- ・レピュテーション・リスクを最小限に抑えること。
- ・コンダクト・リスクを管理及び軽減すること。

リスク選好の枠組み—主要な定義



当グループ全体のリスク選好は、年に1度、財務及び資本計画プロセスとともに、事業ごとの計画されたリスク利用を反映したボトム・アップの予測並びに取締役会が主導するトップ・ダウンの戦略的リスク目標及びリスク選好に基づき決定される。財務及び資本計画のシナリオ・ストレス・テストは、リスク選好を調整するプロセ

スにおいて欠かせない要素であり、当グループの戦略的リスク目標、財源及び事業計画を調整するための重要な手段である。また、資本計画は、利用可能経済資本についてのボトム・アップのリスク計画のさらなる評価手法を提供する、当グループの経済資本カバレッジ比率を利用して分析される。リスク選好は、当グループCRO及びCFO、リスク選好レビュー委員会（CARMCの小委員会）、CARMC、及びその後の取締役会による共同承認を含む、内部のガバナンスに係る会議体を通じて承認される。

リスク選好ステートメントは、取締役会が承認した正式な計画で、当グループ全体のリスク選好に関するものである。主な部門間での割当は、当グループから直列的に行われ、部門リスク管理委員会により承認される。法人リスク選好は、当グループにより確立された制限内で、現地法人の取締役会により設定される。トップ・ダウン及びボトム・アップのリスク選好修正プロセスには、以下の重要な段階が含まれている。

トップ・ダウン

- ・当グループレベルの戦略的リスク目標は、取締役会により当グループの財務及び資本目標に沿って合意される。
- ・トップ・ダウンのリスク許容度及びリスク選好は、利用可能な資源及び規制上の最低基準等の重要な基準値を参照して決定される。
- ・リスク選好ステートメントは、取締役会により毎年決定及び承認されるもので、戦略的リスク目標、当グループの予測財務業績及び資本要件の包括的シナリオ・ストレス・テスト並びに当グループの経済資本の枠組みに基づく。リスク選好度及びリスク許容度については、半期に1度のレビューが実施される。リスク選好ステートメントには、組織全体のリスク選好を適切にコントロールするために必要な定量的及び定性的リスク指標が含まれている。トップ・ダウン及びボトム・アップのリスク選好度並びにかかるリスク選好度の部門及び法人間への割り当てについてのレビューは、リスク選好レビュー委員会が行う。
- ・重要な子会社については、これとは別に、現地の規制要件に沿った法人リスク選好の枠組みが実施されている。統合された年度末計画プロセスにより、個々の法人リスク選好と当グループのレベルとの整合性を確保している。
- ・部門リスク委員会は、各部門事業ラインのレビュー及び要件に基づき、リスク選好を各部門に割り当てる責任を負う。

ボトム・アップ

- ・計画されたリスクレベル及び関連するリスク選好要件は、事業戦略との整合性を図るため、フロント・オフィスの事業専門家が財務及び資本計画と併せて設定する。リスク計画は、該当するリスク管理委員会によりレビューされる。
- ・ボトム・アップのリスク予測は、部門及びグループ全体のリスク計画を評価し、経営陣が既存のリスク選好度の変更又は新しいリスク選好指標の必要性について判断する際の材料とするため、全事業にわたる総計を出す。
- ・事業戦略を実施し財務目標の達成を確認するためのリスク選好の有効性は、リスク選好有効性の枠組みにより評価される。この枠組みは、上級経営陣及び取締役会が適切なリスク選好度の設定や、その後のリスク制約の適切な調整を確実にを行うことをアシストする。
- ・リスク計画、財務計画及び資本計画は、業務執行役員会と取締役会が共同でレビュー及び承認する。

「リスク選好の枠組み－重要要素」の表は、当グループのリスク選好ステートメントに含まれる重要な当グループ全体の定量的及び定性的要素の概要及びそれらの部門別リスク選好ステートメントとの関係を示したものである。

リスク選好の枠組み－重要要素

	当グループ全体	部門別
選択された定量的要素	・経済リスク資本の制限 ・流動性比率 ・レバレッジ比率	・シナリオ損失の制限 ・リスク加重資産 ・ルックスルーCET1比率（ストレス・テスト後）
選択された定性的要素	・国際法及び国内法の遵守 ・レピュテーション・リスクの最小化 ・コンダクト・リスクの管理及び軽減 ・業界のガイドライン及び内部方針の遵守 ・信用リスクの管理	・経済リスク資本の制限 ・市場リスク制限 ・信用リスク制限 ・オペレーショナル・リスクの許容度 ・集中リスクの回避 ・適合性と妥当性の要件の遵守 ・オペレーショナル・リスク許容報告書

主題別及び除外リスク選好

従前に開示した通り、2017年度第2四半期において、当グループは、当グループのリスク選好の枠組みを修正及び強化して、ストラテジック・リゾリューション・ユニットが有する事業エクスポージャーの種類で、当グループの戦略的部門において実施が許容されるものと、当グループの主題別及び除外リスク選好の枠組みにおいて文書化され、禁止されるか又はリスク選好を限定したものとを区別するために、当グループの関連する取引承認プロセス内に追加のガバナンス及び統制を設けた。

2018年度第1四半期において、CARMCは、当グループの主題別及び除外リスク選好の枠組みから12の取引先を除外することを承認し、リスク委員会は、その後、リスク選好の更新を通知された。取引先及び関連する取引は、2018年度第1四半期に、ストラテジック・リゾリューション・ユニットからグローバル・マーケット部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門に戻された。2018年度第2四半期において、英国のEU離脱に関する当グループの計画に関連した事業再評価の後、監査委員会は、クレディ・スイス（ドイツ）アクティエンゲゼルシャフトに関する資産及び債務をストラテジック・リゾリューション・ユニットからインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門に移転することを承認した。

リスク制約

当グループのリスク選好の枠組みの中核要素の一つは、当グループのリスク・プロファイルを当グループ全体のリスク選好の範囲内で維持するための統合的リスク制約の堅固なシステムである。当グループのリスク選好の枠組みは、当グループのリスク選好の総計を反映するため、また当グループの組織（事業部門間及び法人間を含む。）全体にリスク選好をさらに段階的に伝達するため、種類の異なる一連のリスク制約を利用している。リスク制約は、一定の市場環境、事業戦略及び損失吸収に利用できる財源に基づき、当グループの貸借対照表上のエクスポージャー及びオフバランス・エクスポージャーの上限を定めるものである。各種類のリスク制約について、異なるレベルの優先順位が対応付けされ、特定の執行及び違反对応プロトコルが要求される。当グループは、以下のリスク制約カテゴリーを定めている。

- ・ **定性的制約**：特定されたが定量化が不可能又は主観的なリスクの管理に用いられる制約であり、その遵守は適正レベルの制約権限者によって評価される。
- ・ **定量的制約**：特定された定量化可能なリスクの管理に用いられる制約であり、制限値、指針値、許容値、目標値及びフラグ値の形態で存在する。

リスク制約の制約権限者は、承認権限を有する機構により決定されており、現在、制約は、取締役会、そのリスク委員会、業務執行役員会及びCARMCを含むすべての主要なリスク・ガバナンス機構及び委員会について実施されている。当グループのリスク選好の範囲内における様々なリスク区分（市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク及び流動性リスクを含む。）に対する制約の種類は、適切な種類のリスク制約の個々の特徴を考慮して判断される。当グループは、以下の種類のリスク制約を定めている。

- ・ **定性的制約ステートメント**：すべての定性的制約について要求される。定性的制約ステートメントは、定量化が不可能又は主観的なリスクのリスク・プロファイルが容易に評価できることを確保するために、具体的でありかつそれぞれのリスクを明確に定義していることが必要である。
- ・ **制限値、指針値及び許容値**：一定のリスク評価指標に対応する特定の基準値である。制限値は、違反を回避するために協議が必要であり、違反が生じた場合には、直ちに是正措置が開始される拘束力のある基準値のことである。指針値は、違反が生じた場合、指針値を下回るようリスクを減らすための行動計画が求められるか、又は指針値の調整を提案、正当化及び合意するための行動計画が求められる基準値のことである。許容値は、協議を開始する管理基準値として指定されるもので、許容値に反した場合には、関連する制約権限者によるレビューが開始される。
- ・ **目標値**：当グループが事業目的を追求する中で将来の特定の時点において容認しようとするリスク水準である。
- ・ **フラグ値**：主として当グループの本部、財務部門及びリスク管理機能のための事業リスクの管理及び監督上の管理ツールの役割を果たす早期警戒指標である。フラグ値は、定量化可能なリスクについて設定することができ、他の種類の制約を補完することもある。

制限値、指針値及び許容値については、適切なリスク制約の選定において、確立された基準が適用される。これには、（i）当グループ全体のリスク選好への寄与度に関する各リスク評価指標の重要性、（ii）定性的観点から見た、組織に対する当該リスク制約の重要性、（iii）例えばリスクの集中又は当グループにとって優先順位の高いリスクといった、各リスクの特徴、及び（iv）各リスクに関する、当グループのリスク・プロファイルを管理するための軽減策の利用可能性の評価が含まれる。

当グループは、当グループのリスク・プロファイルを、経済リスク資本、VaR、シナリオ分析及び当グループレベルの様々なエクスポージャー制限を含む複数の指標を使用して管理する制約の構造を確立している。当グループの全体的なリスク制限は、リスク委員会と協議の上、取締役会によって定められ、拘束力を有する。ごくまれに当該制限の違反が生じることがあり、その場合は、取締役会リスク委員会議長及び当グループのCEOに通知され、次の取締役会において全取締役に書面により通知される。通知がなされた後、当グループのCROは、取締役会制限の超過分に関して予め定められた水準を上限としてポジションの承認を行うことができ、かかる承認は、全取締役に報告される。予め定められた水準を超える取締役会制限超過分のポジションは、当グループのCRO及び全取締役が共同で承認した場合のみ承認される。2018年度及び2017年度において、取締役会制限の超過はなかった。

また、個々の事業及び法人の特定のリスク・プロファイルを対象とした専用の制約も実施されている。当グループの全体的なリスク選好について、取締役会及びそのリスク委員会によって定められる制限に定義される通り、CARMCは、部門別リスク制限及びそれぞれの事業の個別ラインにおけるリスク集中を管理するために必要とみなされるより詳細な制限の割当について責任を負う。部門のリスク管理委員会並びに部門の最高リスク責任者及び法人の最高リスク責任者は、さらに組織内でリスク選好を割り当てる責任を負う。このため、個別の事業及び総合的なリスク負担を詳細に管理するよう設計された個別のリスク制限の詳細な枠組みが用いられる。リスク制約は、以下を目的としている。

- ・ 当グループのリスク選好に対する全体的なリスク負担を制限すること。
- ・ 全体的なリスク・プロファイルにおける実質上の変更があった場合に、上級経営陣と関連する事業、リスク管理及びガバナンス委員会との協議を開始させること。
- ・ 全事業で一貫したリスク測定が使用されるようにすること。
- ・ 事業への資源の割当について共通の枠組みを提供すること。
- ・ 当グループの資本基盤を保護するための基礎を提供し、戦略的リスク目標を満たすようにすること。

制限の責任者が、リスク制限についての警告トリガーをレビューする責任を有する。発生源となる事業の性質を考慮の上、適切と思料される承認制限より低い水準で、制限超過の可能性に対する警告トリガーを設定することができる。制限の違反に対しては、超過の重大性に応じて厳格な上申手続が適用され、当グループのCRO又は部門の最高経営責任者の承認が必要となる場合がある。深刻な超過については、リスク委員会の定例会議議事録において強調される。懲戒審査委員会による評価及び実施される可能性のある懲戒処分については、通常の業務評価及び報酬プロセスにおいて検討される。

リスク・カバレッジ及び管理

概要

当グループは、当グループの事業活動から生じる様々なリスクに対処するため、幅広い範囲のリスク管理実務を行っている。方針、手順、基準、リスク評価及び測定方法、リスク選好の制約、並びにリスクの監視及び報告は、当グループのリスク管理実務の重要な構成要素である。当グループのリスク管理実務は、潜在的な損失の分析において互いに補い合い、相互依存性及び組織全体のリスクの相互作用の特定を互いに支援し、当グループのエクスポージャーの包括的な見解を提供する。当グループは、定期的に当グループのリスク管理実務をレビューして更新し、当グループの事業活動との整合性並びに当グループの事業及び財務戦略との関連性を確保するようにしている。リスク管理実務は、業界内で標準化されず、時間をかけて進化してきたため、企業間での比較は有意義でない場合がある。当グループの主なリスクの種類、定義及び主なリスク評価方法の概要は、「主なリスクの種類概要」の表に示されている。

各リスクの種類別の評価及びそれらが一体となって当グループに及ぼす影響の評価の両方を行うことが重要であり、これは、当グループの全体的なリスク・プロファイルが当グループ全体のリスク選好の範囲内で維持されることを確保する上で役に立つ。

当グループ全体の定量化できるリスクを評価するために使用される主な評価方法には、経済リスク資本及びストレス・テストが含まれる。経済リスク資本は、市場リスク及び信用リスク等のポジション・リスクと、オペレーショナル・リスク、年金リスク及び一定の事業リスク（例えば、費用リスク、所有不動産リスク及び財政状態に対する金利リスク）等の非ポジション・リスクの両方を把握するもので、総リスクをコントロールするために確立された制限値とともに、当グループのリスク選好の枠組みの重要な要素の一つである。ストレス・テストも、ポジション・リスク及び非ポジション・リスクを把握するもので、ストレス状況下においても、総リスクが当グループ全体のリスク選好内で管理されているようにするため、過去及び将来のシナリオの両方で把握することができる評価方法である。

当グループの経済リスク資本手法及びストレス・テストの枠組みを以下に記載し、これに続き主なリスクの種類について詳細に説明する。

主なリスクの種類概要

主なリスクの種類及び定義	主なリスクの評価方法
流動性及び資金調達リスク ：当グループの債務を充足するための適切な額の資金調達及び流動性を有していないリスク。	流動性カバレッジ比率、安定調達比率、流動性指標、ストレス・テスト
市場リスク ：金利、信用スプレッド、為替レート、株価及びコモディティ価格を含む市場リスク要因並びに市場ボラティリティ及び資産クラス間の市場価格の相関関係等のその他の要因における不利な変化による財務損失のリスク。	バリュー・アット・リスク、感応性、経済リスク資本、ストレス・テスト
信用リスク ：借手若しくは取引先がその金融債務を履行することができない場合又は借手若しくは取引先の信用度が悪化した場合に生じる財務損失のリスク。	貸付エクスポージャー総額及び純額、コミットメント、デフォルト確率、デフォルト時損失率、デフォルト時エクスポージャー、潜在的な将来のエクスポージャー、カントリ・エクスポージャー、経済リスク資本、ストレス・テスト
モデル・リスク ：モデルの結果が不正確であるか、誤って解釈されるか又は不適切に使用された場合に、かかるモデルの結果に基づいて行われた決定が不利な結果をもたらすリスク。	リスク及びコントロールの自己評価、独立したモデル検証、集計モデル・リスク報告書

オペレーショナル・リスク： 不適切若しくは機能不全の内部プロセス、人員若しくはシステム、又は外部事象に起因する財務損失のリスク。	・企業リスク及びコントロールの枠組み。これには、リスク及びコントロールの評価、コンプライアンス・リスク評価、主要なリスク・インディケーター及びコントロール・インディケーター、内部及び外部インシデントのデータ、シナリオ分析、ストレステストが含まれる。 ・当グループの行動規範及び関連する行動及び倫理基準 ・テクノロジー・リスク管理プログラム、事業継続性テスト ・法務リスク評価
コンプライアンス・リスク及び規制リスク： 法律、規制、規則又は市場基準に従わなかったことにより生じる、当グループのフランチャイズ及び当グループがサービスを提供する顧客に悪影響を与えるリスク。これには、法律、規制、規則又は市場基準の変更が、当グループの活動の制限及び当グループの事業若しくは戦略的イニシアチブの実施能力に対する悪影響をもたらす、又は事業の営業費用の増加若しくは顧客向けの当グループの商品及びサービス価格の上昇につながるリスクが含まれる。	
コンダクト・リスク： 当グループの従業員による不適切な行為又は判断が、当グループの顧客、従業員若しくは当グループに財務上、非財務上若しくは風評上の悪影響をもたらす、又は金融市場の健全性に対して悪影響を与えるリスク。	
テクノロジー・リスク： サービス停止又は情報セキュリティインシデント等のテクノロジーに関連した問題が事業に混乱をもたらすリスク。	
法務リスク： 法的義務の不遵守、法施行実務の変化、当グループに対する法的異議若しくは請求の申立て及び当グループの法的権利の行使不能又は権利を守るための措置が取れないこと等の状況から生じる、損失又はその他重大な悪影響のリスク。	・これらのリスク分類についての包括的評価は、定期的に及び／又は特定のイベントに対応して実施される可能性がある。 ・分析結果は、戦略の調整、戦術的対策、方針調整、イベント時危機ガイドライン、人材研修及び個人の業務評価等の経営活動に影響を及ぼす。 ・リスク管理活動には、リスクを管理するための予防的活動、悪化状態から回復するための問題解決活動が含まれる。
レピュテーション・リスク： 当グループの利害関係者による否定的な認識が顧客の獲得に悪影響を及ぼし、当グループと顧客及び取引先との事業関係を損なう可能性があり、従業員の士気に影響を与え、利用可能な資金調達源の減少につながるリスク。	
フィデューシャリー・リスク： 当グループ又はその従業員が、受託者、投資マネージャーとして又は法の定めるところにより、受託者としての資格において行為する場合に、商品関連市場リスク、信用リスク、流動性リスク、取引先リスク及びオペレーショナル・リスクの観点からのものを含め、当グループの顧客の資産に係る助言及び運用に関連して顧客の最善の利益となるよう行為しなかった場合に生じる財務損失のリスク。	
戦略リスク： 不適切な戦略的決定、事業戦略の非効果的な実施又は事業環境の変化への事業戦略上の対応ができないことから生じる財務損失又は評判低下のリスク。	

経済リスク資本

概要

経済リスク資本は、資本管理、制限監視及び業績管理に関する一貫した総合的なツールとして用いられる。経済リスク資本は、当グループの資本基盤に影響力を有するような、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、年金リスク及び費用リスク等の定量化可能なリスクによる一体的な影響を測定し、報告するための中核的な当グループ全体のリスク管理ツールである。

バーゼル枠組みの下で、当グループは、自己資本を評価し、内部資本目標を定義し、これらの資本目標が全体的なリスク・プロファイルと現在の営業環境に沿ったものであることを確認するための堅固で包括的な枠組みを維持する必要がある。当グループの経済リスク資本モデルは、当グループのビジネス活動をサポートするために必要な資本金額の内部の見解を表している。

2018年1月1日から、当グループは改訂された経済リスク資本の枠組みを適用している。当グループは、信用リスク及び市場リスクの新たなモデルを導入し、従前より強化することにより、ポジション・リスク手法を再開発している。当グループの再設計された信用リスク・モデルは、従来はシングル・ファクター・モデルが使用されていたのに対して、マルチ・ファクターのモンテカルロ・シミュレーションに基づいている。当グループの新たな市場リスク・モデルは、従前のモデルが信用スプレッドのショック及びヒストリカル・シミュレーションの組み合わせを使用していたのに対して、証券化商品及び非流動的な未公開株式投資について新たな価格及びスプレッドのショックを取り入れ、株式及び債券取引についてヒストリカル・シミュレーションを使用している。2018年10月、当グループは、市場リスクの枠組みをさらに開発し、証券化商品及びヘッジ対象の間のヘッジ利益の認識の改善、証券化商品及び一定の取引リスクのための99.97%「事業破綻時」スカラーの再調整、並びに強化された年率換算アプローチを反映した。これらのモデルの対象とならない市場リスクは、経済リスク資本に含まれないリスクのモデルを使用して把握される。かかるモデルは、現在は、ポジション・リスクに反映される市場リスクの枠組みの一部でもある。また、2018年度第1四半期中に、当グループは、当グループのポジション・リスク・モデルにおける証券化のための信用換算係数及びデータ・フィードの精度を高めた。当グループのポジ

ション・リスクの分類は、再開発されたポジション・リスク手法を反映しており、「ポジション・リスクの分類」の表に記載されている。オペレーショナル・リスク・モデルにおいては、当グループは、米国のプライベート・バンキングの損失をデータ・セットから除去し、将来のリスク・プロファイルの内部の見通しをより良く反映するためにRMBS損失に対してディスカウントを適用し、これらの修正の結果として、部門間の分配を更新した。さらに、他のリスクの種類において、当グループは、再開発されたポジション・リスクの枠組みに沿って当グループの年金制度の資産及び負債のリスクがモデル化されるよう確保するため、当グループの年金リスク手法を改善した。最後に、当グループは、ポートフォリオ及び市況における変化に対するリスク分類間の相関の感応度を上げるため、ポジション・リスク、オペレーショナル・リスク及びその他のリスクのすべてのモデルを超えて一体となる、拡張及び新たな調整がなされた相関マトリクスを導入した。

2018年度中、当グループは、新たな経済リスク資本の枠組みを当グループのリスク選好及びリスク管理の枠組みに追加的に組み込んだ。新たな枠組みにより、当グループは、「事業継続時」及び「事業破綻時」の両方のシナリオにおいて適正資本及び支払能力に関するリスクをより適切に評価、監視及び管理することが可能となるはずである。「事業継続時」シナリオでは、当グループは、業務の継続性を確保するために損失を吸収する十分な資本を保持する。「事業破綻時」シナリオでは、当グループは、公的資産に頼ることなく秩序ある破綻処理を行うための資金調達に十分な資本を保持する。

手法及び範囲

経済リスク資本は、規制上又は会計上のルールというよりは、経済の実態に照らしてリスクを測定するものであり、市場、事業及び営業状況が危機的な状態であっても、1年間は当グループの目標財務力（当グループの長期信用格付）を前提とする支払能力を維持して事業を継続するために必要な資本額を見積るものである。経済リスク資本は、想定外の損失を信頼水準99.97%で吸収するために必要な水準に設定される。当グループの経済リスク資本モデルは、当グループの事業活動に関連する定量化可能なリスクを一貫した方法で測定するために使用される一連の手法である。経済リスク資本は、ポジション・リスク（市場リスク及び信用リスクに対する当グループのエクスポージャーを反映する。）、オペレーショナル・リスク及びその他のリスクについて、別々に算出される。これらのリスク分類それぞれにおいて、リスクはさらに下位の分類に分けられ、かかる下位分類について適切な特定の手法を用いて経済リスク資本が算出される。これらの手法の一部は、多くのリスクの下位分類に共通するものの、それ以外の手法は、ポジション・リスク、オペレーショナル・リスク及びその他のリスクに含まれる単一かつ特定の種類のリスクに固有の性質に合わせて調整されている。経済リスク資本は、ポジション・リスク、オペレーショナル・リスク及びその他のリスクを合計することにより算出される。

ポジション・リスク及び分散化の効果

ポジション・リスクは、当グループの貸借対照表上及びオフバランスシートのポジションのポートフォリオから1年間の保有期間について生じる想定外の損失の水準であり、市場リスク及び信用リスクを含む。ポジション・リスクは、「事業継続時」シナリオを反映して、リスク管理目的での99%の信頼水準で算出される。ポジション・リスクはまた、「事業破綻時」破綻処理シナリオを反映して、資本管理目的での99.97%の信頼水準でも算出される。当グループのポジション・リスクの分類は、「ポジション・リスクの分類」の表に記載の通りである。

当グループの全体的なポジション・リスクを判断するため、当グループは、リスクの種類間にわたる分散化の効果を検討する。分散化の効果は、同一ポートフォリオにおける異なった、完全には相関関係にないリスクの種類を組み合わせた場合に生じるリスクの減少を表し、個別のリスクの種類についてのポジション・リスクの合計と統合されたポートフォリオについて算出されたポジション・リスクとの差異として測定される。したがって、統合されたポートフォリオのポジション・リスクは、リスクの種類全体について加算されるものではなく、ポー

トフォリオの分散化によるリスク減少（又は効果）により個別のリスクの種類のポジション・リスクの合計より低くなる。リスク管理目的でポジション・リスクを分析する際には、当グループは、分散化の効果前後の個々のリスクの種類について検討する。

当グループの全体的なリスク管理の一環として、当グループはヘッジ・ポートフォリオを保有している。ヘッジ取引は、その他のトレーディング有価証券と同様に市場の動向によって影響を受け、ヘッジ取引の対象とされていたポートフォリオの損益を相殺する損益を生じさせる可能性がある。ヘッジ取引の変動的な性質及び構造により、かかる損益はポートフォリオの損益を完全に相殺しない場合がある。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、不適切若しくは機能不全の内部手続、人員及びシステム又は外的要因により生じる財務上の損失リスクである。当グループは、内部モデルを使用して、オペレーショナル・リスクについての経済資本要件を、99.97%の信頼水準で1年間の保有期間の場合について算出する。内部損失及び関連する同業者の外部損失に関する過去のデータに基づく損失分布アプローチは、無許可取引インシデント、業務中断、詐欺又はその他の重大な業務混乱等の様々な潜在的オペレーショナル・リスク損失シナリオについての損失分布を得るために使用される。定量的モデルにより見積もられたパラメーターは、事業環境や内部統制要因を考慮に入れ、また見積りに将来的な視野を反映するために、事業専門家及び上級経営陣によるレビューが行われる。資本計算には、訴訟事象及び保険軽減を反映するための構成要素も含まれている。

ポジション・リスクの分類

	把握されたリスク
信用リスク	・インベストメント・バンキングの信用エクスポージャーに関連する取引先の債務不履行のリスク ・プライベート・バンキングの企業及びリテールの信用エクスポージャーに関連する取引先の債務不履行のリスク及び信用度の潜在の変動
非取引信用スプレッド・リスク	・インベストメント・バンキングの信用エクスポージャーに関連する信用度の潜在の変動
証券化商品	・住宅用不動産取引（住宅ローン担保証券、住宅用抵当貸付及び競売で取得した不動産を含む。） ・商業用不動産取引（商業用不動産担保証券、商業貸出金及び競売で取得した不動産を含む。） ・その他の証券化商品（資産担保証券及びその他の営業債権を含む。） ・一定の市場リスク・ヘッジからの利益
取引リスク	・金利水準及びボラティリティ ・為替レート及びボラティリティ ・株価及びボラティリティ ・コモディティ価格及びボラティリティ ・取引信用スプレッド ・エクイティ・リスク裁定取引、特に公表済みの合併が完了しないリスク ・流動性ヘッジ・ファンド・エクスポージャー ・ライフ・ファイナンス及び訴訟事業活動 ・現在は当グループの取引リスク（主に債券及び株式取引）のための経済リスク資本モデルで実行されていないリスク（一定のベースス・リスク、高次リスク及び資産クラス間のクロス・リスク等）
新興市場カントリー・イベント・リスク	・重要なカントリー・イベントによる損失 ・ソブリン・デフォルトにより引き起こされた企業取引先の債務不履行 ・近隣諸国又は同一地域の諸国における関連する混乱のリスク
エクイティ投資	・プライベート・エクイティ及びその他の非流動性エクイティ投資エクスポージャー

その他のリスク

その他のリスクの分類には、以下が含まれる。

- ・当グループの費用リスクは、深刻な市場事象における費用と収益の潜在的差額を測定するものであり、ポジション・リスク及びオペレーショナル・リスクにより把握された要素を除き、収益力及び危機的状況におけるコスト基盤を減少させる能力に関して慎重な仮定値を用いる。
- ・年金リスクは、当グループが年金制度のスポンサーとして求められる、極端な事象における従業員年金制度の赤字分に資金を提供するリスクである。これは、当グループの年金制度の資産及び負債の変動を対象とするもので、資金抛出不足につながる可能性がある。資金抛出不足は、資産価値の減少及び／又は負債の現在の価値の増加により生じる可能性がある。不足分は利用可能な資源を利用して資金を調達する必要がある。資金抛出不足の可能性を認識するため、当グループは、経済リスク資本賦課を適用する。
- ・所有不動産リスクは、当グループが所有する建物の価値における変動から生じる危険性のある資本と定義される。
- ・外国為替リスクとは、利用可能経済資本と必要な経済リスク資本との間の通貨のミスマッチから生じるリスクである。
- ・企業金利リスクとは、当グループの顧客金利マージンの割引から生じる当グループの財政状態における金利リスクである。
- ・繰延株式報酬付与による影響は、市場価格が下落している時に、市場購入により自身の株式を引き渡す構造的な空売り債務を賄うことにより生じる可能性のある経済効果を把握するものである。

利用可能経済資本

利用可能経済資本は、バーゼルⅢに基づき報告されたBISルックスルーCET1資本に基づく損失を吸収するために利用可能な資本の内部見解のことであり、当グループの経済リスク資本との一貫性を持たせるため、経済的な調整が適用される。これにより、資本ニーズ（経済リスク資本）と資本資源（利用可能経済資本）との比較が可能となる。

経済リスク資本カバレッジ比率

経済リスク資本カバレッジ比率は、事業破綻時シナリオにおいて損失を吸収するために利用可能な資本（利用可能経済資本）の資本ニーズ（経済リスク資本）に対する比率と定義される。経済リスク資本カバレッジ比率は、主に当グループの支払能力の評価を提供することを目的としており、極端なシナリオにおける当グループのリスク及び損失吸収能力についての、最も適格な内部評価を反映するものである。さらに、経済リスク資本カバレッジ比率は、当グループの自己資本比率目標によってリスク選好の枠組みに組み込まれる。当グループはまた、2015年度に導入された「事業破綻時」カバレッジ比率を補うため、「事業継続時」経済リスク資本カバレッジ比率を当グループのリスク選好及びリスク管理の枠組みに組み込む計画である。

経済リスク資本カバレッジ比率は、当グループの業務上の支払能力を監視及び管理するための主要なコントロール基準である多数の所定基準範囲と併せて運用される。経済リスク資本カバレッジ比率が125%を下回った場合には上級経営陣によるレビューが求められ、カバレッジ比率が110%を下回った場合には対応計画が求められる。カバレッジ比率が100%を下回った場合には、リスク軽減又は資本対策等の対策が直ちに取られる。取締役会は、このカバレッジ比率の最低レベルを80%に設定した。

ガバナンス

当グループの経済リスク資本の枠組みは、専従の運営委員会により管理及び維持されており、当該運営委員会は、経済リスク資本手法を市場及び規制の動向、リスク管理実務並びに組織上の変更に照らして、定期的にレビュー、評価及び更新する。また、運営委員会は、新しい手法を承認し、その3要素（ポジション・リスク、オペレーショナル・リスク及びその他のリスク）について実施の優先順位を決定する。

ストレス・テストの枠組み

概要

ストレス・テスト又はシナリオ分析は、リスク管理に対する追加的な手法であり、例えば、過去又は不利な未来の事象が生じた場合に当グループのポートフォリオに何が生じるか等の仮定的な質問を、定式化するものである。適切に開発されたストレス・テストの枠組みは、上級経営陣がこれらのリスクを特定し、利益及び資本を望ましくない影響から保護するための是正措置を講じる際の強力なツールとなる。

ストレス・テストは、当グループの財政状態及びリスク・プロファイルが、厳しい経済状況の影響にも耐えられるだけの十分な回復力を備えることができるようにするための全体的なリスク管理に含まれる当グループ全体のリスク選好枠組みの基本的要素である。ストレス・テストの結果は、リスク制限に照らして監視され、リスク選好に関する議論及び戦略的事業の計画において、また当グループ内部の資本妥当性評価をサポートするために使用される。リスク選好枠組みの範囲内で、CARMCは、当グループ全体及び部門別のストレス後の最低資本比率に対応するストレス時のポジション損失制限を設定する。現在、当該制限は、ルックスルーのBISのCET1資本比率に基づき設定されている。ストレス・テストは、当グループの資本計画及び再建・破綻処理計画（以下、「RRP」という。）のプロセスにおいても不可欠なものである。RRPでは、ストレス・テストにより、再建及び破綻処理の資本水準を達成するために必要なシナリオ上の重大性を示すことができる。

ストレス・テストにより、リスク選好の枠組みの以下の目的を管理するための重要なインプットが提供される。

- ・規制ベース及びストレス時の状況下における当グループ全体の自己資本の適切性を確保すること。当グループは、収益、費用、法人税等控除前利益及びリスク加重資産等の予想財務指標についての一連のシナリオを実施している。ストレス後自己資本比率は、当グループのリスク選好に対して評価されている。
- ・安定した利益を維持すること。当グループは、主に利益の安定性リスクを定量的に評価するために使用している。利益－損失トリガーは、当グループの利益安定性に危険を及ぼすような過度のリスク負担を防止するために確立され、監視されている。

また、当グループは、規制当局の特定の要件を満たす外部で定義されたストレス・テストも実施している。例えば、様々な定期ストレス・テスト及び分析の一環として、FINMAは、半期ごとの損失可能性の分析を行うよう求めており、これには、欧州債務危機の悪化によりヨーロッパ諸国が深刻な景気後退に陥るとの極端なシナリオ並びに中国及び米国における金融危機に焦点を当てたシナリオが含まれている。

当グループ全体のストレス・テストの方法及び範囲

ストレス・テストは、過去に基づくストレス・テスト・シナリオ、将来の予測に基づくストレス・テスト・シナリオ及びリバース・ストレス・テスト・シナリオを用いて、ストレス時におけるポジション損失、収益ボラティリティ及びストレス時における自己資本比率を判断するために実施される。ストレス・テストの範囲には、市場リスク、クレジット・デフォルト・リスク、オペレーショナル・リスク、事業リスク及び年金リスクが含まれる。ストレス・テストには、市場、信用及び営業上の構成要素における変動によりリスク加重資産に与えるシナリオ上の影響も含まれる。

当グループは、市場が極端な混乱に陥った期間の市場ショックの影響を検討するために過去に基づくストレス・テスト・シナリオを用いる。重大性レベルを標準化することで、異なるリスクの種類にわたる重大性を比較することができる。不調な日や週、重大な事象や極端な事象のシナリオの調整は、近年起きた最悪の動きに関する情報に基づいて行われる。極度の質への逃避（以下、「SFTQ」という。）は、当グループ全体のストレス・テストの実施及びリスク選好の設定を行う際に用いられる主要なシナリオである。これは、市場ショックとデフォ

ルトを組み合わせたもので、2008年度／2009年度の金融危機と同様の状況を反映するものである。SFTQシナリオでは、金融市場全体における深刻な破綻を、ストレス時のデフォルト率とともに想定している。

当グループは、過去に基づくシナリオを補完するために、将来の予測に基づくストレス・テスト・シナリオを用いる。将来の予測に基づくシナリオは、潜在的なマクロ経済的、地理的及び政策的脅威に重点を置いている。内部のエコノミスト、フロント・オフィス並びにリスク管理及び財務機能の代表者らで構成されるシナリオ管理監視委員会は、将来の予測に基づく複数のシナリオの背景について検討する。シナリオ管理監視委員会は、幅広いシナリオをレビューし、主要なマクロ経済上のショックの分析に最適なシナリオを選択する。将来の予測に基づくシナリオには、例えば、欧米の景気後退、いわゆる新興市場経済の「ハード・ランディング」及び中央銀行の金融政策変更による影響等が含まれている。また、企業全体にわたるリスク集中を軽減するため、信用集中シナリオ等の様々なシナリオが使用される。2018年度中、当グループは、以下の将来の予測に基づくシナリオに重点を置き続けた。

- ・ユーロ圏における金融部門の諸問題：市場がシステム上重要な銀行の支払能力を疑い、ヨーロッパの金融部門全体及びユーロ圏の特定の国々を強く圧迫する。ヨーロッパ経済が後退を余儀なくされる。ヨーロッパから米国市場及び新興市場経済への景気後退の波及が、相当なものになると考えられる。
- ・新興市場「ハード・ランディング」シナリオ：中国は、民間非金融・金融部門で相次ぐデフォルトにより、深刻な景気後退に陥る。中国の困難な状況が、コモディティ価格の低下、資本の逃避及び域内貿易の減少を通じて、すべての大きな新興市場に悪影響を及ぼす。また、米国及びヨーロッパの経済にも重大な悪影響を及ぼす。
- ・英国及び米国に関するストレス・シナリオ：シナリオは、経済政策見通しにおける不確実性の著しい増大と、国債利回りの無秩序な上昇を引き起こすインフレの大幅な加速リスクの高まりを考慮に入れている。英国のストレス・シナリオは、EU離脱交渉に伴って出現する可能性のあるリスクに注目したものである。米国のストレス・シナリオは、より積極的な財政政策及びより保護主義的な貿易慣行への移行に伴って出現する可能性のある事業リスクに注目したものである。

シナリオは、市場や事業戦略の展開に応じて定期的にレビューされ、更新される。2018年度において、SFTQより影響の重大性が低い、発生の可能性が高いシナリオを反映するために、「質への逃避ライト」（以下、「FTQライト」という。）と呼ばれる3年に1度の可能性シナリオが開発された。FTQライトは、当グループの収益の頑健性をテストするために使用される。かかる定期的なシナリオ分析に加え、当グループは、積極的なリスク管理手段として、現在起こっている出来事に関連する臨時のシナリオ分析（例えば2018年度上半期におけるトルコ・リラ安に関するもの）も行っている。

当グループは、従来のストレス・テストを補完し、事業モデルの脆弱性についての当グループの理解を深めるために、リバース・ストレス・テスト・シナリオを用いる。リバース・ストレス・テスト・シナリオは、広範な極端に不利な結果を定義し、何が当該不利な結果につながるのかを特定する。より極端なシナリオには、大手取引先の倒産、市況の急変動、オペレーショナル・リスク事象、信用格付の引き下げ及び大口資金調達市場の閉鎖が含まれる。

ガバナンス

当グループのストレス・テストの枠組みは、包括的なものであり、専従の運営委員会であるシナリオ運営委員会によって管理されている。シナリオ運営委員会は、シナリオ手法をレビューし、シナリオの枠組みに対する変更を承認する。同委員会は、様々なリスク機能（市場リスク、流動性リスク、信用リスク及びオペレーショナル・リスク）を代表するストレス手法の専門家で構成され、当グループの各部門及び主要な法人も代表している。

シナリオ管理監視委員会は、CARMCから、当グループ全体のシナリオ調整及び分析のプロセス（シナリオ設計及びシナリオの結果の評価と承認を含む。）に対する責任を引き受けている。ストレス・テストは、定期的に実施され、ストレス・テストの結果、傾向情報及び補足分析は、取締役会、上級経営陣及び規制当局に報告される。

市場リスク

定義

市場リスクとは、市場リスク要因の変動から生じる財務損失のリスクである。財務損失をもたらす市場リスク要因の変動とは、金利、信用スプレッド、為替レート、株価及びコモディティ価格並びに市場ボラティリティ及び資産クラス間の市場価格の相関関係等のその他の要因における不利な変化のことである。典型的な取引又は金融商品におけるポジションは多くの異なる市場リスク要因に晒される可能性がある。当グループのトレーディング・ポートフォリオ（トレーディング勘定）及び非トレーディング・ポートフォリオ（銀行勘定）では、市場リスクの原因が異なる。

市場リスクの原因

市場リスクは、当グループのトレーディング事業活動及び非トレーディング事業活動の両方から生じる。資産及び負債のトレーディング勘定及び銀行勘定のポートフォリオへの分類により、当グループの市場リスク・エクスポージャーを分析する手法が決まる。この分類は、トレーディング目的についての事業及びリスク管理の見解を反映するもので、財務報告目的のこれら資産及び負債の分類とは異なる場合がある。

トレーディング勘定

当グループのトレーディング勘定から生じる市場リスクは、主にグローバル・マーケット部門（インターナショナル・トレーディング・ソリューションズを含む。）、アジア太平洋部門及びストラテジック・リゾリューション・ユニットにおける当グループのトレーディング活動に関連するものである。リスク管理目的で測定される場合、当グループのトレーディング勘定には、通常は、主に次の貸借対照表項目の公正価値ポジションのみが含まれる。すなわち、トレーディング資産及びトレーディング負債、投資有価証券、その他の投資、その他資産（主にヘッジ目的に利用されるデリバティブ、貸出金及び売却目的で保有する不動産）、短期借入金、長期債務並びにその他負債（主にヘッジ目的に利用されるデリバティブ）である。

当グループは、デリバティブ及びストラクチャード商品を含む幅広い取引商品やヘッジ商品を使用して、主要な取引市場で世界的に活動している。ストラクチャード商品は、しばしばデリバティブの組み合わせを使用してカスタマイズされた取引であり、特定のクライアント又は内部のニーズを満たすために実行される。当グループは広範な商品と市場に参加しているため、当グループの取引戦略はそれに対応して多様であり、エクスポージャーは一般的に様々なリスクと場所に分散している。

ポートフォリオ全体（当グループのストラクチャード商品に組み込まれたデリバティブ要素を含む。）に関連する市場リスクは、ポートフォリオ・ベースで、当グループの全体のトレーディング勘定の一部として積極的に監視及び管理されており、当グループのVaR測定に反映されている。

銀行勘定

当グループの銀行勘定から生じる市場リスクは、主に資産と負債のミスマッチのエクスポージャー、資本参加や債券及び短期金融市場商品への投資に関連するものである。当グループの事業及び財務部門は、市場リスクのある非トレーディング・ポートフォリオを有している。これらの市場リスクは主として金利の変動に関連しているが、外国為替レートや株価に加え、若干ではあるがコモディティ価格の変動にも関連している。リスク管理目

的に測定される場合、当グループの銀行勘定には、次の貸借対照表項目の大部分が含まれる。すなわち、貸出金、中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券、現金及び銀行に対する預け金、未収仲介料、銀行からの預り金、顧客の預金、中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券、未払仲介料、短期借入金及び長期債務のうち選択されたポジション、ヘッジ商品並びにトレーディング・ポートフォリオに含まれないその他資産及び負債である。

当グループは、貸付及び預金受入れ、マネー・マーケット及び資金調達活動、連結ベースの株式の展開、並びに部門レベルの銀行勘定ポジションに係るマーケット・メーカー及びトレーディング活動を含むその他の活動を通じて、銀行勘定における金利リスクを負っている。貯蓄口座及びその他多数のリテール・バンキング商品は、契約上の満期日又は直接的な市場に関連する金利を有しておらず、当グループのプライベート・バンキング、法人及び諸機関向け事業のために、複製ポートフォリオを用いてプール・ベースでリスク管理されている。複製ポートフォリオは、原商品の金利特性とほぼ同様である。この市場リスク特有の原因は、毎日監視されている。

非トレーディング外国為替リスクの大部分は、スイス・フラン以外の通貨建ての海外支店、子会社及び関連会社に対する当グループの純投資に関連している。このエクスポージャーは、当グループの資本及びレバレッジ比率をヘッジするために積極的に管理され、当グループのリスク選好の枠組み内で制御されている。

市場リスクの評価と管理

当グループは、当グループが取り組む多くの事業活動全体を通して比較可能なエクスポージャーを計算できる市場リスクの測定及び管理方法を使用し、特定の商品やポートフォリオのユニークな特性をモデル化することに特化したツールを利用している。これらのツールは、社内での市場リスク管理、市場リスク報告及び社外への開示のために使用される。当グループのトレーディング勘定のための主要な市場リスク測定方法は、VaRである。また、当グループの市場リスク・エクスポージャーは、ストレス・テストの枠組みに含まれるシナリオ分析、経済リスク資本に含まれるポジション・リスク、及び感応度分析に反映される。各市場リスク測定は、様々な重大性の度合いで、不利な市場変動により当グループが負担することが予想される損失を見積もることを目的としている。VaR、シナリオ分析、ポジション・リスク及び感応度分析は、当グループの市場リスク評価において互いに補完し合い、当グループレベルの市場リスクを測るために使用される。当グループのリスク管理実務は、定期的にレビューされ、適切性を確保するようにしている。

当グループの全体的な制限の枠組みには、当グループ、部門及び法人レベルでの多くの異なる商品及びリスクの種類の集中に対する詳細な制限が含まれる。例えば、連結取引リスク、利子所得のある資産及び有利子負債のミスマッチ、プライベート・エクイティ並びにシード資本について、コントロール基準がある。リスク制限は、各事業の下位組織レベルへと段階的に適用される。リスク制限は、リスク・エクスポージャーに関し何らかの有意な増加が認められれば速やかに上申されるよう確保するため、拘束力を有しており、計画されたリスク・プロファイルに近い水準に一般的に設定される。当グループの組織ガイドライン及び規則並びに当グループの方針は、制限設定権限、一定の状況下でのかかる制限の一時的修正、並びに当グループ、並びにかかる制限の超過を引き起こす可能性がある事例について当行、部門、事業及び法人レベルで必要とされる承認権限を定めている。例えば、市場リスク制限については、部門の最高リスク責任者及びその他の上級経営陣のメンバーは、指定された最大期間について、承認された割合により、部門リスク委員会の制限値を一時的に増加させる権利を有する。市場リスク制限の超過は一定の決まった上申手順に従うものとし、超過に関連するリスク増加分については、市場リスク管理内の責任あるリスク管理者による承認を受けなければならない。市場リスク制限の大部分は毎日監視される。性質上計算期間が長い制限又はリスク・プロファイルの変更の頻度が低い制限については、その制限の性質によって、監視の頻度は低くなる（毎週、毎月又は四半期毎）。例えば、非流動的投資に関連する制限は、毎月監視される。事業は、通知を行っ

た上で3営業日以内に市場リスク制限の超過を是正することを義務付けられている。3日より長くなる是正措置については、方針範囲外是正プロセス（上級経営陣への上申手順を含む。）の対象となる。2018年度中に特定されたすべての制限超過は、適用ある方針の要件に従って解決された。

本書において、トレーディング勘定の市場リスクは、VaRを使用して主に測定され、銀行勘定の市場リスクは、関連する市場要因に関する感応度分析を使用して主に測定される。

バリュー・アット・リスク

VaRは、一定の信頼水準で生じることが想定される、一定の保有期間についての金融商品の指定されたポートフォリオに関する潜在的な損失を定量化するリスク測定方法である。VaRは、十分な価格履歴のあるすべての金融商品について算出することができる。ポジションは、商品別ではなくリスクの種類別に集約される。例えば、金利リスクVaRは、幅広い金利商品（金利及び為替スワップ又はスワップション等）に加え、金利リスクが主たる市場リスク要因ではないその他の商品（外国為替、株式及びコモディティのオプション等）に影響を与える金利変動によって生じる潜在的損失も把握する。VaRの使用は、異なる事業間でのリスクの比較を可能にする。VaRはまた、異なる資産の間の実際の相関関係を反映させるために、ポートフォリオ内の様々なポジションを集約し、ネットティングする手段を提供し、ポジション・リスクについて、上記のポートフォリオ多様化の効果の概念を適用する。当グループのVaRモデルは、すべての資産クラスにわたる包括的な一連のリスク要因を考慮するように設計されている。

VaRは、リスク管理における重要なツールであり、市場リスクに晒されている当グループの活動から生じる定量化可能なリスクを毎日測定するために使用されている。また、VaRは、制限監視、財務報告、規制資本の算出及び規制上のバックテストについても、主要なリスク測定方法の一つである。

当グループのVaRモデルは、主に市場リスク要因における過去の動向の分析から妥当な将来の取引損失を導き出すヒストリカル・シミュレーションに基づいている。当該モデルは、より近時の事象により重みを置く指数関数的加重の使用と、すべての極端に有害な事象がモデルにおいて考慮されるようにするための期待ショートフォールと同等の測定基準の使用により、市況の変化に反応する。当グループでは、リスク管理（制限監視及び財務報告を含む。）、規制資本算出及び規制上のバックテスト目的で、同一のVaRモデルを使用しているが、考慮される信頼水準、保有期間及び金融商品の範囲は異なる可能性がある。

リスク管理VaRについて、当グループは、過去2年間のデータ、1日の保有期間及び98%の信頼水準を使用している。これは、1日当たりの値洗い取引損失が報告されたVaRを超過する可能性が、複数年の観察期間にわたる取引日100日において2回以下であることを想定するものである。この測定は、トレーディング勘定におけるリスクのみを把握するものであり、証券化ポジションを含んでいる。この測定は、当グループがトレーディング活動に関連するリスクを検討する方法及び当グループが資本目的の規制VaRを測定する方法と密接に連携している。内部リスク管理及び制限監視を目的として、当グループは、一定の銀行勘定ポジションをリスク管理VaR算出の範囲に加えている。

規制資本目的では、当グループは、バーゼルⅢの市場リスクの枠組みに基づき運用しており、これには、規制資本の算出について、規制VaR、ストレスVaR、IRC、RNIV及びストレスRNIVという要素が含まれている。資本目的の規制VaRでは、過去2年間のデータ、10日の保有期間及び99%の信頼水準を使用している。この測定は、トレーディング勘定におけるすべてのリスク並びに銀行勘定における外国為替リスク及びコモディティ・リスクを把握するものであり、証券化ポジションは、規制上の目的では証券化手法により扱われるため、除外される。ストレスVaRは、VaRの最高値となる継続的な1年間の観察期間について当グループの現在のポートフォリオに対する規制VaRの計算を再現するものである。2006年からの過去のデータは、リスク管理及び規制VaRで使用される2年間のデータによる平準化を回避し、より長期間の過去の潜在的損失事象の把握を可能とし、市場リスクについての最低資本要件の景気循環増幅効果を減らすことに役立つ。IRCは、トレーディング勘定のポジションに係る

デフォルト及び遷移リスクに対する規制上の資本賦課である。RNIVは、例えば十分又は正確なデータがないために現在はVaRモデルでは把握できない様々なリスク（一部のベースス・リスク、高次リスク及び資産クラス間のクロス・リスク等）を把握する。

バックテストVaRでは、過去2年間のデータ、1日の保有期間及び99%の信頼水準を使用している。この測定は、トレーディング勘定におけるリスクを把握するものであり、証券化ポジションを含んでいる。バックテストVaRは、規制資本の計算のために使用される構成要素ではないが、バックテストの例外の数が規制上の基準値を超えた場合には規制資本乗数を通じて影響を及ぼす可能性がある。

規制資本目的の当グループの市場リスク測定方法で使用される仮定値は、BCBSにより公表された基準その他の市場リスク測定のための国際基準に適合するものである。当グループは、市場リスクの必要資本の計算に当グループの規制VaRモデルを使用することについて、FINMA及びその他の当グループの子会社の規制当局からの承認を取得している。当グループのVaR手法の継続的な改善は、その重要性によって規制当局の承認又は通知の対象となり、モデルは規制当局及び当グループの独立したモデル・リスク管理機能による定期的なレビューの対象となる。

リスクに関するバーゼルの枠組みの第3の柱に基づき要求される情報については、当グループのウェブサイトでご覧可能である。

VaRの前提条件及び限界

VaRモデルは当グループが合理的であると判断した仮定や見積りを利用するが、VaRは過去の市況に基づきポートフォリオの損失の可能性を数値化するものである。リスク測定としてのVaRの主な前提条件と限界は、以下の通りである。

- ・ VaRは、市況の将来の変化を推定するために過去のデータに依存している。ヒストリカル・シナリオでは、特にボラティリティの増加及び資産クラス間の市場価格の相関関係の変化など市場環境の大幅な変化がある場合にすべての潜在的な将来の成果を把握できない可能性がある。
- ・ VaRは特定の信頼水準で損失を見積る。期待ショートフォールと同等の測定基準の使用により、極端に有害な事象のすべてがモデルにおいて考慮されるようにすることが可能となる。
- ・ VaRは1日（内部リスク管理、バックテスト及び開示目的）、又は10日間（規制資本目的）の保有期間のいずれかに基づいている。これはリスクが保有期間にわたって売却又はヘッジできることを前提としているが、特に市場の流動性が損なわれている場合や市場の混乱期には、すべての種類のエクスポージャーについて可能とは限らない。また、リスクが全保有期間にわたり存在し続けることも前提としている。
- ・ VaRは、各営業日終了時の保有ポジションを使用して計算され、エクスポージャーの日中の変化は含まない。

VaRの限界の一部を軽減し、異常な危機的市場の動向に関連する損失を見積るため、当グループは、リスク管理目的並びにストレスVaR、ポジション・リスク及びシナリオ分析を含む上述の目的のために策定されたその他の指標も使用する。

リスクの種類によっては、当グループのVaRモデルで計算するために必要な過去のデータが不十分な場合もある。これは、主に、原資産商品が期間限定でのみ取引された場合に生じる。十分な市場データがない場合には、かかるリスクの種類について代用の市場データ又は極端なパラメーターの変動のいずれかを使用する。代用の市場データは、原資産商品にできる限り近いものが選ばれる。適切な市場データ・セット又は原資産商品に近い代用データのいずれも入手できない場合は、極端なパラメーターの変動を使用する。

当グループは、リスク要因特定プロセスを用いて、リスクが正しく特定及び測定されるようにしている。このプロセスは二つの部分で構成されている。第1に、市場データ依存アプローチにより、フロント・オフィス価格設定モデルで使用したデータのインプットに基づきリスク要件を体系的に判断し、これを当グループのVaRモデ

ル及びRNIVの枠組みにより把握されたリスクの種類と比較する。第2に、商品ベース・アプローチは、商品タイプの定性的分析で、当該商品タイプが晒されるであろうリスクの種類を特定するために行われるものである。VaR及びRNIVの枠組みにより把握されたリスクの種類との比較が再度行われる。このプロセスは、VaRモデル又はRNIVの枠組みで把握されなかったリスクを特定する。その後、これらのリスクを一つ又はその他の枠組みに含めるための計画を立案することができる。RNIVは、当グループの経済リスク資本の枠組みで把握される。

VaRバックテスト

バックテストは、当グループがリスク管理及び規制資本の目的で使用するVaRモデルの正確性及び性能を評価するために用いられる方法の一つであり、強化の可能性がある分野を強調する役割を果たす。バックテストは、規制当局により、VaRを用いて計算された当グループが保有する規制資本の妥当性を評価するために使用される。

バックテストには、VaRモデルにより導き出された結果を、トレーディング勘定上の仮想トレーディング収益と比較することが含まれる。仮想トレーディング収益は、規制要件に従って定義されており、(i) 非市場要素（手数料、コミッション、解約及び解除、資金調達コスト純額並びに信用関連の評価調整等）並びに(ii) 日中の取引による損益を除外することにより、VaRモデルのアウトプットと合わせられている。仮想トレーディング損失が1日当たりのVaR見積額を上回った場合は、バックテストの例外となる。

資本目的上、かつBISの定める要件に従って、FINMAは、12ヶ月連続の先行する期間において4例を超える規制VaRバックテストの例外がある場合はそのそれぞれについて資本乗数を増加させ、結果として当グループの追加的な市場リスク資本要件が発生する。バックテストの例外が5例未満であるVaRモデルは、規制当局により、「グリーン・ゾーン」の定義に分類されるとみなされる。「グリーン・ゾーン」は、銀行のモデルの質又は正確性に係る問題をそれ自体としては示唆しないバックテストの結果に相当する。

VaRガバナンス

その他のモデルと同様に、当グループのVaRモデルは、モデル開発者から独立したモデル化専門家のチームによる検証等の内部ガバナンスの対象となる。検証には、モデルの仮定条件及び限界の特定及びテスト、過去及び未来のストレス事象による性能の調査、並びにモデルの実際の実施状況が意図された通りに作用しているかについてのテストを含んでいる。当グループでは、異なるコントロール・プロセスを幅広く採用し、市場リスクについて使用されるモデルが常に適切なものであるよう役立てている。これらのコントロール・プロセスの一環として、専従の市場リスク定量運営委員会は、定期的に会合を開いてモデル性能をレビューし、新規又は修正モデルの承認を行っている。

感応度分析

当グループの銀行勘定ポジションに関連する市場リスクは、経済リスク資本、シナリオ分析、感応度分析及びVaR等の複数のツールを使用して測定、監視及び制限されている。本開示においては、当グループの銀行勘定ポジションに関連する総市場リスクは、感応度分析を用いて測定される。感応度分析は、特定の一組の仮定値に基づき、独立変数の値の差異が特定の従属変数にどの程度影響を与えるかを測るために使用される手法である。銀行勘定ポジションの感応度分析は、市場要因（例えば金利）に対する特定の仮定的ショックから生じる経済価値の潜在的な変動を測るものである。銀行勘定ポジションは一般的に損益計算書を通じて時価評価されるものではないため、これは、当期の報告された利益に与える潜在的影響を測るものではない。

信用評価調整及び負債評価調整

信用評価調整は、取引先の信用リスクを反映するために使用されるデリバティブ資産の測定法に対する修正である。負債評価調整は、事業体自身の信用リスクを反映するために使用されるデリバティブ負債の測定法に対する修正である。VaRは、取引先及びデリバティブ商品に関する自身の信用スプレッドのいずれの変動による影響も除外する。

信用リスク

定義

信用リスクとは、借手若しくは取引先がその金融債務を履行することができない場合又は借手若しくは取引先の信用度が悪化した場合に生じる財務損失のリスクである。債務不履行事由の発生の際、銀行は通常、債務者が負担すべき金額から、差押、担保の流動化、債務会社の再編成又はその他の債務者からの回収資金から生じる回収額を差し引いた額の損失を負担する。取引先の信用度の変化は、公正価値で評価される資産の評価に影響を及ぼし、評価の変更は連結損益計算書に計上される。

信用リスクの原因

信用リスクは、当グループの各部門における事業戦略の実行から発生し、貸付商品（貸出金及び信用保証を含む。）又はデリバティブの形式で直接保有するエクスポージャー、引受コミットメントのような短期エクスポージャー、並びに典型的な証券と資金の同時決済（DVP）の体系外での現金又は証券の交換に関連する決済リスクを反映している。部門については、信用リスクの主な原因は、「部門別の信用リスクの原因」の表に示されている。

部門別の信用リスクの原因	
部門	信用リスクの主要原因
スイス・ユニバーサル・バンク部門	不動産及び金融担保に対する貸付、並びに商業用貸付及び消費者金融
インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	実物資産（不動産、船舶、航空機等）及び金融担保に対する貸付
アジア太平洋部門	企業顧客への貸付及び不動産及び金融資産に対する個人顧客への貸付
グローバル・マーケット部門	企業向け貸付、法人の顧客及び取引先とのデリバティブ及び証券金融活動、並びにアセット・ファイナンス
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門	ローン引受コミットメント及び企業向け貸付
ストラテジック・リゾリューション・ユニット ¹	過去の貸付及びデリバティブ・エクスポージャー
コーポレート・センター	貸借対照表管理を通じたマネー・マーケット・エクスポージャー

(注1) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは現在アセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示される。

信用リスクの評価及び管理方法

当グループは、当グループ全体にわたる信用リスクの一貫した評価、測定及び管理を定めた信用リスク管理の枠組みを使用している。内部リスク見積り及びリスク加重資産のための信用リスク・エクスポージャーの評価は、PD、LGD及びEADからなる当グループの主な規制当局により承認されたモデルに基づいて計算される。信用リスクの枠組みには、以下の中核要素が組み込まれている。

- ・取引先及び取引の評価：内部信用格付の適用（PD）、取引先及び取引に関連するLGD及びEADの値の割当て
- ・与信限度：エクスポージャーに対する主要なリスク・コントロールとしての役割を果たし、過度のリスクの集中を防止するための与信限度の設定（委任された権限保有者による承認を条件とする。）

- ・リスク軽減：信用エクスポージャーに関連して提供されるリスク軽減（現金売買、参加持分、担保若しくは保証、又はヘッジ商品の使用を通じたものを含む。）の積極的な管理
- ・与信管理、減損及び引当金：悪化及び後発的な影響の早期特定を支援する信用エクスポージャーの継続的な監視及び管理を支えるプロセス

取引先及び取引の評価

当グループは、当グループが信用エクスポージャーを有する取引先及び顧客を、当グループの主な規制当局により承認された内部格付モデルを主に使用して査定及び評価する。当グループは、各取引先のPDを反映することを意図した内部信用格付を決定するために、これらのモデルを使用する。取引先及び顧客の大部分については、内部信用格付は、内部で開発された統計的モデルに基づいており、かかるモデルは、内部の実績に対してバックテストが実施され、モデル開発から独立した部署により検証され、バーゼル枠組みのA-IRB手法に基づき規制上の資本の算出への適用が当グループの主な規制当局により承認されている。バックテストからの発見事項は、将来の格付モデル開発のための重要なインプットの役目を果たす。

内部の統計的格付モデルは、定量的要因（例えば、金融経済指標及び市場データ）と定性的要因（例えば、信用情報及び景気傾向）の組み合わせに基づいている。

統計的格付モデルが使用されない残りの取引先については、内部信用格付は、同業者分析、業界比較、外部格付及び調査の多様なインプットとともに専門の審査役の判断を利用した、構造化された専門家アプローチに基づき割り当てられる。

取引先の格付に加えて、信用リスク管理は、個人の取引のリスク・プロファイルを評価し、優先順位、保証及び担保等の具体的な契約条件を反映した取引格付を割り当てる。

内部信用格付は、外部の信用格付（該当する場合）とは異なる可能性があり、定期的なレビューの対象となる。当グループの内部格付は、格付に関連するPDの範囲に対してマッピングされ、かかるPDの範囲は、内部データ及び外部のデータ・ソースを使用し、過去の債務不履行に関する実績に基づき調整される。当グループの信用格付のための内部マスタースケールは、「クレディ・スイス取引先格付」の表に示されている。

LGDは、債務不履行が生じた場合に信用エクスポージャーに発生する可能性がある損失の規模を見積もるものである。当グループは、取引の構造及び担保又は保証等の信用軽減措置に基づいて信用エクスポージャーに対してLGDを割り当てる。LGDの値は、マクロ経済環境の下降を反映し、回収コストを含めるために調整される。

EADは、債務不履行が生じた場合の信用エクスポージャーの予想金額を示したものであり、現在の実行済エクスポージャー及び信用エクスポージャーの将来展開に関する予測を反映している。貸出金エクスポージャーについては、現在の利用と承認された信用枠の金額との間の追加的な実行金額を予測するため、信用換算係数が適用される。デリバティブ等の取引商品に関連する信用エクスポージャーは、統計モデルを使用したシミュレーションに基づいている。

当グループは、与信限度並びに信用ポートフォリオ管理、信用方針、管理報告、リスク調整業績測定、経済リスク資本の測定・割当及び財務会計を承認、確立及び監視する目的で、一貫して内部格付手法を使用している。

クレディ・スイス取引先格付

格付	PDの範囲 (%)	定義	S&P	フィッチ	ムーディーズ	詳細
AAA	0.000－0.021	実質リスクなし	AAA	AAA	Aaa	極めて低リスク。非常に高い長期的安定性。極端な状況下でも支払可能。
AA+	0.021－0.027	最低限のリスク	AA+	AA+	Aa1	非常に低リスク。長期的安定性。永続的悪条件下でも十分な返済源あり。極めて高い中期的安定性。
AA	0.027－0.034		AA	AA	Aa2	
AA-	0.034－0.044		AA-	AA-	Aa3	
A+	0.044－0.056	若干のリスク	A+	A+	A1	低リスク。短中期的安定性。若干の悪化は長期的に吸収可能。非常に困難な状況下でも短中期的には支払可能。
A	0.056－0.068		A	A	A2	
A-	0.068－0.097		A-	A-	A3	

BBB+	0.097－0.167	平均的なリスク	BBB+	BBB+	Baa1	中～低リスク。高い短期的安定性。中期的存続に適切な内容。短期的に非常に安定。
BBB	0.167－0.285		BBB	BBB	Baa2	
BBB-	0.285－0.487		BBB-	BBB-	Baa3	
BB+	0.487－0.839	許容範囲のリスク	BB+	BB+	Ba1	中程度のリスク。短期間のみの安定性。中期的に小幅な悪化のみ吸収可能。短期的に安定。年度内に予測される信用リスクの増加なし。
BB	0.839－1.442		BB	BB	Ba2	
BB-	1.442－2.478		BB-	BB-	Ba3	
B+	2.478－4.259	高リスク	B+	B+	B1	リスクの増加。将来の不測の悪化を吸収する能力は限定的。
B	4.259－7.311		B	B	B2	
B-	7.311－12.550		B-	B-	B3	
CCC+	12.550－21.543	非常に高リスク	CCC+	CCC+	Caa1	高リスク。将来の不測の悪化を吸収する能力は非常に限定的。
CCC	21.543－100.00		CCC	CCC	Caa2	
CCC-	21.543－100.00		CCC-	CCC-	Caa3	
CC	21.543－100.00		CC	CC	Ca	
C	100	切迫した又は実際の損失	C	C	C	重大な信用リスク（取引先の経営不振及び／又は債務不履行等）が具体化。将来の悪化が直接貸し倒れにつながるため、適切な個別引当金の計上が必要。
D1	デフォルト・リスク具体化		D	D		
D2						

格付Cの取引は潜在的に問題のある債権であり、格付D1の取引は不良資産であり、格付D2の取引は未収利息不計上である。

与信限度

当グループの信用エクスポージャーは、現在の及び潜在的な将来のエクスポージャーに関連して適用される与信限度に従って、取引先及び最終親会社のレベルで管理される。取引先及び関連会社のグループに対する与信限度は、信用エクスポージャーが発生する部門内での委任された権限に基づく正式な承認の対象となり、規模又はリスク・プロファイルの観点から重要である場合には、さらに当グループの最高与信責任者又は当グループのCROに上申される。

取引先及び最終親会社のエクスポージャーに加えて、与信限度及びその許容度は、特定の産業、国又は商品等へのリスクの集中を監視及び管理するために、ポートフォリオレベルでも適用される。また、信用リスクの集中は、信用及びリスク管理委員会により定期的に監督されている。

リスク軽減

当グループは、履行強制可能な法律文書により裏付けられた金融担保及び非金融担保をとること、並びにクレジット・ヘッジ技術を利用することにより、信用エクスポージャーを積極的に管理している。現金、市場性証券（例えば株式、債券又はファンド）及び保証の形式による金融担保は、固有の貸倒リスクを軽減し、債務不履行の場合の回収額を向上させる役割を果たしている。金融担保は、適格性に関するコントロールの対象であり、エクスポージャーが十分に担保され続けているよう確保するため、資産の種類に応じて、頻繁に行われる市場評価により裏付けられる。担保の質によって、適切なヘアカットがリスク管理目的で適用される。

住宅用及び商業用不動産、有形資産（例えば船舶又は航空機）、在庫並びに商品等の非金融担保は、信用エクスポージャーの種類及び担保カバレッジ比率によって、信用審査時に評価され、その後は定期的に評価される。

担保に加えて、当グループは、単一銘柄及びインデックスのクレジット・デフォルト・スワップ、並びにストラクチャード・ヘッジ及び保険商品により提供されるプロテクションの形式による信用ヘッジも利用している。信用ヘッジは、貸出金ポートフォリオから生じるリスク、貸出金引受エクスポージャー及び取引先信用リスクを軽減するために使用される。ヘッジは、特定の取引先の債務不履行又は全体的な信用リスク・ポートフォリオに影響を与える、より広範な市場の低迷からの損失のリスクを低減することを意図している。信用ヘッジ契約は、典型的には二社間又は中央決済のデリバティブ取引であり、担保付取引の取決めに従う。当グループは、ベシス・リスク又は期間のリスクが適切に特定され管理されるよう確保するために、ヘッジによるリスク軽減を評価している。

担保及びヘッジ戦略に加えて、当グループは、また、その貸出金ポートフォリオを積極的に管理しており、更なるリスク軽減の形式として貸出金ポートフォリオにおけるポジションの売却又はサブ・パーティシペーションを行うことがある。

与信管理、減損及び引当金

綿密な信用度の監視プロセスは、顧客の信用度の変化の可能性の早期特定を可能にしており、定期的な資産及び担保品質のレビュー、事業及び財務諸表の分析並びに関連する経済及び業界の調査を含んでいる。定期的に更新される警戒リスト及びレビュー会議は、信用度が悪化するおそれのある取引先を特定するために使用される。

債務不履行の場合、信用エクスポージャーは、信用リスク管理内の回収管理機能に移管され、四半期回収レビュー委員会に対する正式な報告の対象となる。エクスポージャーのプロファイル及び回収の見込みの変更が、貸倒引当金を決定するための根拠となり、当グループの最高与信責任者との間で検討される。全額の又は部分的な償却を行う決定には、当グループの最高与信責任者の承認を要する。

顧客及び取引先の信用度のレビューは、資産又はコミットメントの会計処理に基づくものではない。当グループの信用ポートフォリオ及び引当金レビュー委員会は、貸倒引当金の妥当性を定期的にレビューしている。

公正価値で保有される貸出金に係る信用度の変化は、収益に直接計上される評価の変更に反映されているため、償却原価ベースで評価される貸出金のみを含む減損貸出金残高には含まれない。減損取引は、潜在的に問題のあるエクスポージャー、不良エクスポージャー、未収利息不計上エクスポージャー又は貸出条件緩和エクスポージャーにさらに分類され、エクスポージャーは、通常は信用回復ユニット内で管理される。

当グループは、償却原価で評価される貸出金の特定の評価引当金を維持しており、当該評価引当金は、既存の信用ポートフォリオ固有の損失の合理的な見積額であると考えられる。当グループは、該当する場合には担保価格を考慮して、すべての取引先の定期的かつ詳細な分析に基づき、貸倒引当金を計上している。元本又は利息のいずれかの返済に関して不確実性が存在する場合は、これに応じて特定の評価引当金が積み立てられ又は調整される。特定の貸倒引当金は、当グループの信用リスク管理により、借手のリスク・プロファイル又は信用関連事象に応じて、最低年1回又はそれ以上の頻度で再評価される。

固有貸倒引当金は、減損として具体的に特定されておらず、ポートフォリオに基づき固有の損失を含んでいるとみなされるすべての貸出金に対して見積もられる。グローバル・マーケッツ部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門の貸付ポートフォリオ内の固有の損失の決定方法は、各取引先の信用格付及び業界を考慮に入れて長期的な業界全体にわたる過去の債務不履行及び回収データを使用する、市場を織り込んだモデルに基づいている。当該計算の別の構成要素は、現在の市況を貸倒引当金に反映する。エクスポージャーの性質によっては、この方法は、スイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、アジア太平洋部門及びストラテジック・リゾリューション・ユニット内の貸付ポートフォリオにも適用することができる。その他すべてのエクスポージャーについては、これらの部門の貸付ポートフォリオ固有の損失は、格付及び損失パラメーターの過去の債務不履行及び損失実績を適用して、現在の内部リスク格付、担保及びエクスポージャー構造に基づき決定される。モデルにより把握されない現在の市況又はその他の要因を反映するための定性的調整は、経営陣により承認され貸倒引当金に反映される。偶発債務及び取消不能のコミットメント等、オフバランスの貸付関連エクスポージャーにおける固有損失の引当金も、貸付ポートフォリオに使用される方法と類似の方法で決定される。

信用リスク・ガバナンス

信用リスクは、リスク管理分野における独立した機能である当グループの信用リスク管理により管理及び統制され、方針及び手続の包括的な枠組みが適用されている。重要なプロセスは、当グループの最高与信責任者を含む信用リスク管理による定期的な監督確認によりレビューされる。

当グループの最高与信責任者は、信用リスク管理機能の全体的な管理及び監督を支援するため、エグゼクティブ・ガバナンス及び変更委員会を設置した。同委員会は、信用リスク管理内の主要機能の上級職員及び部門の最高与信責任者から構成される。ガバナンスの枠組みは、信用リスクの枠組みの主要分野を対象とする委員会構造に基づいており、これには、信用リスク選好委員会、信用リスク方針委員会、信用リスク・コントロール委員会

並びに各種のプロジェクト及び変更に関連するガバナンス委員会が含まれる。ガバナンスの枠組みは、グローバル信用リスク管理機能の適切な監督及び当グループの信用エクスポージャーの管理のための必要なグローバル基準の維持を確保する。

信用リスク・レビュー

信用リスク管理内のガバナンス及び監督の検査は、信用リスク・レビュー機能によって補完される。信用リスク・レビュー機能は、信用リスク管理から独立しており、機能上はリスク委員会議長の直属で、管理上は当グループのCROの監督下にある。信用リスク・レビューの主な責任は、当グループの信用エクスポージャー並びに信用リスク管理のプロセス及び実務について適時かつ独立した評価を提供することである。調査結果及び合意された措置は、上級経営陣及び必要な場合にはリスク委員会に対して報告される。

モデル・リスク

他の金融機関の多くと同様に、当グループは、様々な形態の金融リスクの見積り、有価証券の評価、ストレス・テスト、適正資本の評価、顧客へのウェルス・マネジメント・サービスの提供及び様々な報告要件の充足を含む幅広い適用を裏付けるために、すべての事業ライン及び法人にわたり、高度な定量的モデルに依存している。

モデル・リスクの定義及び原因

モデル・リスクとは、モデルの結果が不正確であるか、誤って解釈されるか又は不適切に使用される場合に、かかるモデルの結果に基づいて行われた決定が不利な結果をもたらすリスクである。すべての定量的モデルは不完全な概算であり、そのアウトプットにおいて、モデルの複雑性及びその意図される適用などに応じて程度の異なる不確実性の影響を受ける。結果として、モデル化の誤りは避けられず、不適切な経営判断、財務損失、規制リスク及びレピュテーション・リスク並びに不正確又は不適切な資本報告につながる可能性がある。当グループ全体のモデル・リスクの主な要因として、モデルの誤り、内在的な不確実性及び不適切な使用がある。

モデル・リスクの評価及び管理

当グループは、グローバルなモデル・リスク管理及びガバナンスの枠組みを通じて、当グループのグローバル・モデル・エコシステムに組み込まれたモデルの使用から生じるすべての重要なリスクを特定、測定及び軽減しようと努めている。モデル・リスクは、さらに、モデル検証のベスト・プラクティス（最良慣行）とともにモデル・ガバナンスの方針及び手続の両方が含まれる、適切に設計された強固なモデル・リスク管理の枠組みによって軽減することができる。

モデルの限界の特定、計測及び解消に焦点を当てることにより、当グループのモデル・リスクが定義されたモデル内に留まるようにするために評価及び管理されるよう確保するには、強固なモデル・リスク管理が不可欠である。当グループのモデル・ガバナンス方針に基づき、モデル・リスク管理機能は、規制機関が定めた基準に従い、すべての新モデル及び既存モデルに対する重要な変更を実施前に検証及び承認する。開発者、所有者及びモデル監督者は、そのモデルの特定、開発、実施及びテストに責任を負う。モデル監督者は、モデルが検証及び承認のためにモデル・リスク管理に服し、当グループのモデル一覧表に記入されるよう確保する責任を負う。モデル・リスク管理機能は、モデルの利用者、開発者及び監督者とは独立するように構成される。

厳格な検証の実施により、モデルが概念的に健全であり、モデルの所有者及び開発者によって正しく実施され、かつ意図された通りに機能するよう確保しなければならない。これを達成するために、モデル・リスク管理は、モデル・リスクを軽減するための指針として、すべての種類のモデルに対して効果的な正当性調査を行うた

めに必要な技能及び知識を有する、客観的で情報に通じた主題専門家（モデル検証担当者）のチームを配置する。

当グループのモデル・ガバナンス方針に基づき、すべてのモデルは、モデルを4つのリスク階層のいずれかに割り当てるための複雑性と重要性を組み合わせた内部スコアリング方法に従ってリスク階層化される。これらの格付の階層は、モデルに優先順位を付け、当初の検証、年次レビュー及び継続的な監視のための資源を割り当てるために用いられる。

ガバナンス

ガバナンスは、モデル・リスク管理の重要な部分である。モデル・リスク管理内の様々なモデル・レビュー委員会は、モデル・リスクの集中を特定し、是正のための勧告を行うために役立つ集計モデル・リスク報告書を作成する。これらの報告書は、専従のモデル・リスク・ガバナンス委員会に定期的に提出され、同委員会は、必要に応じて、当グループのモデル・リスク運営委員会及び取締役会のリスク委員会に問題を上申する。

モデル・リスク管理は、モデルを毎年レビューし、モデルの限界を主要な利害関係者に報告し、検証結果についての是正計画を追跡し、モデル・リスクの許容度及び指標について上級経営陣に報告する。モデル・リスク管理は、完全かつ正確なグループ全体のモデル一覧表をサポートするためのコントロールを監督し、モデル一覧表の完全性及び正確性を確認する検証を年1回実施する。

オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスク

当グループは、オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクを管理するための十分かつ効果的なリスク及びコントロールの枠組みを整備することが求められる。確立された独立のオペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクの枠組みに基づき、ERCFは、これらの枠組みをさらに統合し、非金融リスク領域におけるオペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクの共通性及び広がり認識しつつ、当グループ内で関連するプロセスを調和させている。ERCFは、非金融リスク及びコントロールの特定及び評価に係る一貫した統一的な手法を確立し、プロセス及び方針の枠組みに関する主要な構成要素毎に、当グループ全体にわたって共通の最低基準を設定する。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、不適切若しくは機能不全の内部プロセス、人員若しくはシステム、又は外部事象に起因する財務損失のリスクである。オペレーショナル・リスクには、戦略リスク及びレピュテーション・リスクは含まれない。但し、一部のオペレーショナル・リスクは風評問題につながる可能性があり、そのため、オペレーショナル・リスクとレピュテーション・リスクは密接に関連する可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、当グループの事業（当グループの活動を支えるシステム及びプロセスを含む。）のほとんどの側面に内在するリスクである。これは、多くの完全に異なるリスクから成り、様々な形で現れる。オペレーショナル・リスクの例には、物的資産への損害、事業の混乱、第三者のプロセス、データの完全性及び取引処理に関連する障害、サイバー攻撃並びに詐欺的な又は無許可の取引のリスクが含まれる。オペレーショナル・リスクは、人的ミス、不適切な行為、システム、プロセス及び管理における障害、意図的な攻撃又は天災及び人災により生じる可能性がある。

下記「企業リスク及びコントロールの枠組み」に記載されるようにERCFの下で事業及びリスク関連のプロセス及び組織によってオペレーショナル・リスクを管理及び軽減することに加え、当グループでは、一定の場合において、一定のオペレーショナル・リスクから生じうる損失のリスクを第三者の保険会社にも移転している。

コンプライアンス・リスク及び規制リスク

コンプライアンス・リスク及び規制リスクは、法律、規制、規則又は市場基準に従わなかったことにより生じる、当グループのフランチャイズ及び当グループがサービスを提供する顧客に悪影響を与えるリスクである。これには、法律、規制、規則又は市場基準の変更が、当グループの活動の制限及び当グループの事業若しくは戦略的イニシアチブの実施能力に対する悪影響をもたらし、又は事業の営業費用の増加若しくは顧客向けの当グループの商品及びサービス価格の上昇につながるリスクが含まれる。コンプライアンス・リスクの原因となる例には、クロスボーダーの活動、マネー・ロンダリングのリスク、機密情報の不適切な取扱い、利益相反、不適切な贈答及び接待、並びに顧客に対する義務の不履行が含まれる。

企業リスク及びコントロールの枠組み

オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクを効果的に管理するために、当グループ全体のERCFが、これらのリスクの早期特定、記録、評価、監視、防止及び軽減、並びにタイムリーで有意な管理報告に重点を置いて2016年度に導入された。過去3年間にわたり、当グループは、以前は別々だったオペレーショナル・リスクのプロセスの統合をさらに改善し、オペレーショナル・リスクの展望のすべての点を管理するためのより一貫した体系的なアプローチができるようにした。ERCFの下で、当グループは、非金融リスクに対する当グループのアプローチをさらに調和させるため、オペレーショナル・リスクの枠組み及びそのすべての構成要素をコンプライアンス・リスクの構成要素と統合した。オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクの評価プロセスは緊密に調整され、強化されたリスク及びコントロールの自己評価（以下、「RCSA」という。）が2種類のリスクをより一貫性のある方法でカバーする結果となっている。また、標準化された当グループ全体の業務記述書が、組織全体におけるリスクの特定、評価、報告及び管理に関する責任を定義している。2018年度には、ERCFの一環としての体系的な主要コントロール活動の枠組みの展開において引き続き進捗があった。この枠組みでは、当グループ全体の主要なコントロールの特定、文書化及び評価に対して一貫した基準及び手法が適用される。

企業リスク及びコントロールの枠組み（ERCF）



ERCFは、オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクを管理するための構造化された手法を提供するものである。これは、当グループ全体にわたり一貫したリスク評価の基準と技法を適用することを目的としているものの、個別の事業がそのニーズに合わせて当グループ全体の最低基準の範囲内で特定の構成要素を調整できるよう、十分な柔軟性も併せ持ったものである。ERCFの主な構成要素は、以下の通りである。

ガバナンス及び方針は、ERCFの基本である。効果的なガバナンス・プロセスは、オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクの管理について明確な役割と責任を確立し、想定外のレベルの結果に関する適切な上申プロセスを明確にする。当グループは、従業員がどのように業務を行うことが期待されているかについて定めた一連の包括的な方針及び手順を活用している。

- 各事業分野は、そのオペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクについて、またこれらのリスクを管理するための適切な資源及び手続の提供について責任を負う。事業は、指定された第2防御ラインの

オペレーショナル・リスク及びコンプライアンスのチームにより支援される。かかるチームは、その事業分野において独立したリスクの監視、方法、ツール及び報告を実施し、また、経営陣とともに、発生するオペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクに関する問題に取り組む責任を負う。事業及び関連するコントロール機能は、定期的に会合を開き、オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクの問題について話し合い、リスク軽減に必要な措置を特定する。

- ・オペレーショナル・リスク管理機能及びコンプライアンス機能は、共同で、オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクのための方針及び手続をもって最低基準を設定する責任を負う。これには、特にこれらのリスクの特定、評価、軽減、監視及び報告に関して、方針、ツール及び実務が当グループ全体で統一されているよう確保することが含まれる。
- ・オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクのエクスポージャー、指標、問題及び改善の取組みは、四半期ごとに開催される内部統制システムのサイクルに係るCARMC会議、並びに関連するすべての機能の上級代表者が出席する、部門のオペレーショナル・リスク及びコンプライアンスの管理委員会の会合において議論される。

ERCFリスク選好は、当グループのリスク負担へのアプローチを決定し、特定の種類のリスク又はエクスポージャーを負担、受容又は回避するための動機づけを明確にするものである。上級経営陣は、オペレーショナル・リスクのインシデント（これはコンプライアンス問題によって生じることもある。）に適用する定量的許容度に係るオペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクの選好、並びに回避すべき結果を対象とした定性的ステートメントを明示する。上級経営陣はまた、市場地域及び顧客のリスク選好も定義する。2018年度に、当グループは、当グループのコンダクト・リスク選好をさらに強化した。リスク選好は、関連するリスク管理委員会とともに、オペレーショナル・リスク管理機能及びコンプライアンス機能と合意の上で定義される。

ERCFリスク分類は、オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスク全体にわたる固有の非金融リスクの定義の統合され、かつ標準化された一覧を表している。かかる分類は、これらのリスクの当グループ全体にわたる特定及び分類のための一貫した手法を提供する。

ERCF主要コントロールは、共通のコントロール評価の枠組みの下で文書化及び評価され、当グループの最も重要なリスク及び関連する主要コントロールに重点を置いて、主要コントロールが一貫した包括的な方法で特定、文書化、実行及び評価されることを確実にしている。当グループは、当グループの活動が合意された方針に沿って行われ、プロセスが意図された通りに作用するよう設計された一連の包括的な内部統制を活用している。主要コントロールは、その有効性を評価するため独立したテストの対象となる。このテストの結果は、その他のERCFの構成要素（RCSAプロセス等）により検討される。

ERCF指標は、特定されたオペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク及びコントロールを長期的に監視するために使用されるリスク・インディケーター及びコントロール・インディケーターである。主要なリスク・インディケーターは、増加するリスク・エクスポージャーの早期警告を行うために使用される指標として定義されており、性質上、後方重視及び前方重視であり得る。主要なコントロール・インディケーターは、一つ又は複数の統制の有効性を評価及び監視する指標として定義される。指標の特定、選択、リスク・マッピングの承認、監視及び上申に対しては最低基準が適用されるが、これは、ERCFリスク選好及びCARMCの内部統制システムのサイクル及び各部門、機能又は法人のリスク管理委員会に報告されるトップERCFリスクと連携している。主要なリスク・インディケーター及びコントロール・インディケーターは、シナリオ分析及び資本配分へのインプットとしても使用される。

インシデントは、当グループが体系的にオペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクのインシデントに関するデータを収集、分析及び報告し、その発生原因及び将来インシデントが発生するリスクを減らすための管理方法の改善について理解するようにするプロセスを表している。当グループは、経済的損失につながるインシデント及び損失が生じなかった場合でも将来的なコントロールのギャップについての情報を提供する事象

の両方に重点を置いている。当グループはまた、同業者で発生したインシデントについて、当該インシデントが当グループに影響を与えなかった場合でも、入手可能なデータを収集及び活用して、将来関係してくるかもしれない潜在的リスクを特定するようにしている。インシデントのデータはまた、当グループのオペレーショナル・リスク資本モデル及びその他の分析のための重要なインプットでもある。

企業リスク及びコントロール評価は、すべての部門及び機能にわたるオペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク及び法務リスクのための評価、レビュー及び正当性調査の活動を単一の枠組みに統合するものであり、RCSA、コンプライアンス・リスク評価及び関連する法務リスク評価の要素からなる。

- ・ **リスク及びコントロール自己評価**：各事業及びコントロール機能における重要なオペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクの包括的なボトム・アップの評価である。RCSAの準備プロセスは、標準化された手法によりリスクを分類するグループ全体のERCFのリスク分類に基づく関連する事業ライン又は機能のリスク・プロファイルの自己評価からなる。かかるプロセスは、各事業及びコントロール機能の固有リスクの評価を対象とし、これらのリスクの軽減のために実施されているコントロールの有効性の評価を提供し、残余リスクの格付を決定し、かつ残余リスクを許容又は是正するかについての判断を要求する。是正の場合、軽減措置が定められ、経営陣によって承認される。これらは自己評価であるが、その適切な実施を確保するため、関連するリスク管理機能による独立したレビュー及び正当性調査の対象となる。RCSAは、ERCFのその他の構成要素（ERCFの指標及びインシデント等）を活用し、リスクを管理及び監視するために使用されるアウトプットを生成する。
- ・ **コンプライアンス・リスク評価**：独立した第2ラインのコンプライアンス機能が特定の事業単位又は事業活動に関連する全体的なコンプライアンス・リスク及び規制リスクを正式に評価するための枠組みを提供する、当グループの正式、予防的かつ動的なプロセスである。結果は、事業におけるリスクの潜在的な又は実際の分野を特定するために使用され、それがまた、特定されたリスクを軽減するためのコンプライアンス目標の策定においてコンプライアンス管理を支援する。このリスク評価は、コンプライアンス・リスクの分類に沿った固有のリスク及びコントロールの有効性の分析からなり、リスク単位レベルで実施される。可能な場合には定量的指標が利用され、定性的評価を補足する。評価の完了時に、コンプライアンスの部門及びグループ全体のレビューを通じて、全体的リスク単位の格付が確立され、適切な場合には是正措置が特定される。コンプライアンス・リスク評価の結果は、取締役会及び当グループの監査委員会に提出される。
- ・ **法務リスク評価**：当グループ全体にわたる法務リスクにつき強化された評価を行うことを目的とする当グループのRCSAの補助的評価である。法務リスク評価は、RCSAプログラムのために定義された原則に基づいている。ジェネラル・カウンセル機能は、当グループ全体の事業単位により実施された法務リスク評価の結果をレビューする。法務リスク評価は、第2の防衛ラインによる独立したレビュー及び正当性調査プロセスの提供において、RCSAプロセスを補完している。

トップERCFリスクは、当グループ、部門及びコーポレート機能のレベルにおいて特定され、上級経営陣の注意を必要とする最重要のリスクを表している。これらは、上級経営陣によるトップ・ダウン評価と、RCSA及びコンプライアンス・リスク評価のプロセスから生じた主なテーマを照合するボトム・アップ・プロセスの組み合わせを通じて生成される。適切な場合には、上級経営陣が主体的に是正計画を導入する。

問題及び行動の管理には、オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクのインシデント並びにERCFの定量的及び定性的なリスク選好又は指標の違反に対応し、また特定されたコントロール上の問題に対する是正措置を継続的に監視するための構造化された手法が含まれる。これは、事業部門及びコーポレート機能に全体的に適用される。さらに、コンプライアンス及び規制対応機能は、当グループ全体の問題及び行動（監査、規制、自己特定及び第2ラインの特定に係る問題及び行動を含む。）を統合及び監視する。オペレーショナル・リスクのインシデント管理の構成要素には、インシデントを特定、分類、調査、上申及び改善するための明確なプロセスが含まれている。これらのレビューは、コントロールの弱点の原因を評価し、適切な是正措置を確立し、

事象がその他の事業にも影響を与えるか否か又は将来において潜在的な影響を及ぼすか否かを究明することを目的としている。この調査によって、事業に制限を課す提案が可能になる一方で、オペレーショナル・リスク管理プロセス及びコントロールの改善がなされる。違反の構成要素は、定量的及び定性的なERCFリスク選好ステートメントの違反を評価するための方法である。その目的は、上級経営陣に対して、合意されたリスク選好度の範囲外の事案に対する最善の改善方法を決定するために必要な情報を提供することにある。

適切な場合には、主要な戦略変更プログラムも、オペレーショナル・リスク機能による独立したERCF変更評価を受けることがある。この場合、実施中及び実施後両方において影響を受ける分野の全体的なオペレーショナル・リスク・プロファイルに対して変更活動が有する潜在的な影響を決定するためにERCF評価の枠組みを利用する。

ERCFシナリオ分析は、オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクに重点を置いており、幅広い不利な事象（無許可取引、取引処理エラー及びコンプライアンス問題等）に対するエクスポージャーを特定及び測定するために用いられるものである。これらのシナリオは、潜在的な損失を踏まえ、コントロールが適切であるかを事業が評価する際に役立つもので、ストレス時における損失予想並びに経済資本及び規制資本を計算するために当グループが使用する内部モデルへのインプットにもなる。より具体的には、ERCFストレス・テストは、当グループ全体のストレス・テストの枠組みの補助的な構成要素であり、マクロ経済的シナリオが多くのオペレーショナル・リスク分類にわたる純利益及び規制資本に対して有するオペレーショナル・リスクに係る潜在的な影響の評価に焦点を当てている。マクロ経済的シナリオは、規制プロセス（CCAR及び損失可能性分析等）又は内部プロセス（財務計画及びリスク選好設定等）の一部として提供される。資本モデル化は、先進的計測手法（AMA）に基づいており、以下にさらに記載する通り、当グループの資本要件を見積るために過去のデータとシナリオ分析の両方を利用する。最後に、ERCFリバース・ストレス・テストは、より将来的な要素をRCSAのプロセスに導入する追加の補完的ツールである。リバース・ストレス・テストは、ある事業がオペレーショナル・リスクに関する多額の損失といった不利な結果に苦しんでいると仮定し、当該結果につながり得る事由の検討を求める。このように、リバース・ストレス・テストは、通常の事業上の予想を超えるリスクの検討を可能にし、またリスク・プロファイル、新たなリスクの発生又は既存リスク同士の相互作用、並びに予想されるコントロール戦略及び軽減戦略の遂行に関する共通の仮定に対して正当性調査を行う。

オペレーショナル・リスクの規制資本測定

当グループは、2008年度以降、AMAに基づきオペレーショナル・リスクに係る規制資本要件を算出するための内部モデルを使用してきた。このモデルは、2014年度に、FINMAより承認された強化されたAMA内部モデルに切り替えられた。

当該モデルは、無許可取引インシデント又は重大な業務混乱等の幅広い潜在的オペレーショナル・リスク損失シナリオのための頻度分布及び重大度分布を得るための、内部損失及び関連する同業者の外部損失に関する過去のデータを用いた、損失分布アプローチに基づくものである。事業専門家及び上級経営陣が、事業環境や内部統制の要因（RCSAの結果並びにリスク・インディケーター及びコントロール・インディケーター等）を考慮に入れて、各シナリオについて将来的評価を行うため、これらのシナリオのパラメーターをレビューし、調整することができる。保険軽減は、各シナリオの保険金水準を考慮し、また、必要に応じてヘアカットを組み込むことにより、適切な場合にはオペレーショナル・リスクについての規制資本要件に含まれる。その後、内部モデルにおいては、当グループの1年間の全体的な損失分布を導くため、調整済パラメーターが使用される。AMA資本要件は、この全体的な損失分布の99.9パーセンタイルに相当する。当グループは、AMA資本要件を事業間に割り当てるため、よりリスク感应性の高い手法を使用するが、これは将来的な手法として設計されたもので、適切なリスク管理行動がとられるようにするものである。

2018年度に、当グループは、モデル内での売却された事業に関連する過去損失の取扱い（特に当グループが撤退した米国におけるプライベート・バンキング事業に関連するもの）を更新した。また、当グループは、そのオペレーショナル・リスクの保険契約により提供される補償範囲を拡大させた。これらの変更により、当グループのオペレーショナル・リスク資本要件は減少した。

コンダクト・リスク

当グループにおいて、コンダクト・リスクとは、当グループの従業員による不適切な行為又は判断が、当グループの顧客、従業員若しくは当グループに財務上、非財務上若しくは評判上の悪影響をもたらし、又は金融市場の健全性に対して悪影響を与えるリスクであると考えられている。コンダクト・リスクは、様々な活動や様々な種類のグループ動から発生する可能性がある。当グループ全体のコンダクト・リスクの定義は、当グループの従業員がそのコンダクト・リスクに関する共通の理解を持ち、コンダクト・リスクを常に管理、最小化及び軽減する努力の支えとなる。また、かかる定義により、当グループの従業員の間で責任ある行動及び倫理の基準がさらに推進される。コンダクト・リスクの管理には、各事業がもたらすリスク及び関連する軽減コントロールの強度の検討が含まれる。コンダクト・リスクは、当グループ内及び金融サービス業界の他企業の過去のインシデントをレビューし、そこから学ぶことから評価される。コンプライアンスは、当グループのコンダクト・リスクを監視する。

強力なリスク文化に対する継続的な注力及び投資は、コンダクト・リスクの管理の基本である。当グループの行動規範は、当グループの行動及び倫理基準により支えられた当グループの行動に対する期待及び倫理価値に関する明確なステートメントを定めている。

テクノロジー・リスク

テクノロジー・リスクは、当グループの事業モデルを取り巻く複雑な技術的展望を考慮すると、特別な注意に値する。情報資産の機密性、完全性及び利用可能性が保護されているよう確保することは、当グループの業務にとって極めて重要である。

テクノロジー・リスクは、サービスの停止又は情報セキュリティインシデント等のテクノロジーに関連した問題が事業に混乱をもたらすリスクである。テクノロジー・リスクは、当グループの情報技術資産に内在するだけでなく、それらに関わる人及びプロセス（第三者供給者及び世界全体の電気通信インフラストラクチャーへの依存による場合を含む。）にも内在する。当グループは、重要な事業プロセス及び報告をサポートするために使用されるデータが安全、完全、正確、利用可能、適時であり、かつ適切な品質及び完全性の基準を満たすよう確保することを目指している。当グループは、当グループの重要なITシステムが特定され、安全であり、回復機能を持ち、かつ利用可能であること、また当グループの継続的な経営、意思決定、コミュニケーション及び報告をサポートしていることを必要としている。当グループのシステムはまた、現在及び将来の事業目的、当グループの顧客のニーズ、並びに規制上及び法律上の期待に見合う能力、容量、拡張性及び適合性も備えていなければならない。これらの基準及び要件が満たされなければ、当グループに風評被害、罰金、訴訟、規制上の制裁措置、財務損失又は市場シェアの喪失をもたらす有害事象を招く可能性がある。

テクノロジー・リスクは、当グループのテクノロジー・リスク管理プログラム、事業継続性管理計画、並びに事業非常事態及び回復計画を通じて管理されている。テクノロジー・リスクは、潜在的な影響及び可能性の観点から最も重要なリスクに焦点を当てた前向きのアプローチに基づく、当グループの全体的な企業リスク及びコントロール評価の一部として含まれている。

サイバー・リスク

テクノロジー・リスクの一部であるサイバー・リスクは、サイバー攻撃、セキュリティ侵入、不正アクセス、データの喪失若しくは破壊、サービス利用不能、コンピューター・ウィルス又はその他セキュリティに悪影響を与えるおそれのある事象により、当グループが危機に晒されるリスクである。かかる事象が生じた場合、当グループは、訴訟の対象となったり、財務損失、事業の混乱、顧客への賠償責任、規制当局の介入又は風評被害を被るおそれがある。また、当グループは、当グループの予防策の修正又は脆弱性若しくはその他のエクスポージャーを調査及び改善するため、多大な追加的資源を投入することが求められる可能性がある。

当グループは、サイバー・リスクが急速に進化する外部のリスク環境を表していると認識している。金融業界は、金銭的、政治的その他の動機に動かされた様々な者からのサイバー脅威に直面し続けている。当グループは、外部のインシデント及び脅威を積極的に監視し、これによって明らかになる可能性がある潜在的な脆弱性を評価し対応している。当グループはまた、業界フォーラムや情報交換イニシアチブにも積極的に参加し、この問題に関して規制当局との協議を行っている。

当グループは、当グループのリスク選好に沿って、安全で革新的な事業環境を可能にする最適化された徹底したセキュリティ及びリスク能力を達成するための取り組みの一環として戦略的指針を提供するために、全社的なサイバーセキュリティ戦略を有している。当グループのテクノロジー・セキュリティ・チームは、当グループが安全な境界を維持し、リアルタイムで脅威を検知して対応できるよう支援するために、幅広い先進的なテクノロジー・ソリューションと業界のベスト・プラクティスを活用している。

当グループは、その重要なコントロールの有効性を定期的に評価しており、また、強固なサイバー・リスク文化を根付かせるために、継続的な従業員教育・啓発活動（主要経営幹部向けのものを含む。）を実施している。ERCFの一環として、業務執行役員会、並びに部門及び法人のリスク管理委員会には、より広範なテクノロジー・リスク・エクスポージャーに関する最新情報が提供されている。

取締役会及びそのリスク委員会を含む上級経営陣は、脅威の範囲及びサイバー・インシデントを管理するために実施されている軽減措置について、積極的に関与し、定期的に情報提供を受けている。関連する事業継続性及び対応計画は、業務執行役員会まで（これを含む。）のあらゆるレベルで定期的に予行演習されている。注目すべきインシデントは、学んだ教訓や軽減計画とともにリスク委員会に上申される。

法務リスク

法務リスクとは、法的義務（契約上、法律上その他によるものかを問わない。）の不遵守、執行実務の変更、当グループに対する法的異議若しくは請求の申立て、当グループの法的権利の行使不能又は当グループの権利保護のための対策をとらなかったこと等の状況から生じる、損失、若しくは損害賠償金、科料、罰金その他の法的責任の賦課、又はその他重大な悪影響のリスクである。

レピュテーション・リスク

レピュテーション・リスクとは、当グループの利害関係者（顧客、取引先、従業員、株主、規制当局及び一般大衆を含む。）による否定的な認識が顧客の獲得に悪影響を及ぼし、当グループと顧客及び取引先との事業関係を損なう可能性があり、従業員の士気に影響を与え、利用可能な資金調達源の減少につながるリスクである。

レピュテーション・リスクは、提案される取引又はサービスの性質又は目的、潜在的な顧客の身元又は活動、事業が行われている環境における規制又は政治の動向、並びに問題の生じる可能性のある取引の環境若しくは社会的影響又は取引自体を取り巻く重大な世間の注目を含むがこれらに限らず、多様な原因から生じる場合がある。このリスクは、サイバー犯罪又は従業員が期待される行動及び倫理基準を満たさないこと等のオペレーショナル・リスクに関するインシデントをきっかけとする風評被害からも生じる可能性がある。

レピュテーション・リスクは、リスク負担が承認されたリスク選好と合致していることを確実にするため、当グループのリスク選好の枠組みに含まれている。当グループは、当グループ自身の評判を高く評価しており、

リスク負担に対する慎重なアプローチ及び事業に対する責任あるアプローチを通じて、それを保護するよう全力を尽くしている。これは、潜在的なレピュテーション・リスクの特定、評価、管理及び報告に焦点を当てた専用のプロセス、資源及び方針の使用を通じて達成される。また、当グループの行動規範並びに当グループの行動及び倫理アプローチに定められているように、個人的責任及び倫理的行動の最高基準を適用することによっても達成される。提案された事業取引及び顧客売買から生じる可能性のあるレピュテーション・リスクは、レピュテーション・リスク・レビューのプロセスにおいて評価される。当グループのグローバルなレピュテーション・リスクに関する方針により、従業員は、評判に与える潜在的な影響を評価する際は慎重さを求められ、一部の指標が潜在的なレピュテーション・リスクを上昇させる場合には、関連する事業提案又はサービスを、レピュテーション・リスク・レビューのプロセスを通じて提出しなければならない。これには、オリジネーター（従業員）による提出、事業分野の責任者若しくは指定された者による承認、及び指定されたレピュテーション・リスクの承認者（それぞれ経験ある高位の上級マネージャーで、事業部門から独立しており、当グループの取引又はサービスへの参加につき、承認、拒否又は条件を付す権限を有する者）の1人へのその後の照会が含まれる。

世界レベルではRRSCが、部門又は法人レベルではレピュテーション・リスク委員会が、レピュテーション・リスク及び持続可能性に関する問題の監督及び積極的な議論に責任を持つ運営組織である。取締役会レベルでは、リスク委員会及び監査委員会が共同で、当グループのリスク選好の枠組みをレビュー及び承認し、レピュテーション・リスクの管理の適切性を評価することにより、取締役会がレピュテーション・リスクの監督責任を果たせるよう支援している。

当グループが、銀行業固有の環境及び社会的リスクをどのように管理しているかを当グループの利害関係者に報告するために、当グループは、企業責任報告書を公表している。これには、環境面及び社会面で責任を持ち、かつ社会に広く貢献する方法で事業を行うための、当グループの取組みも記載されている。

フィデューシャリー・リスク

フィデューシャリー・リスクとは、当グループ又はその従業員が、受託者、投資マネージャーとして又は法の定めるところにより、受託者としての資格において行為する場合に、商品関連市場リスク、信用リスク、流動性リスク、取引先リスク及びオペレーショナル・リスクの観点からのものを含め、当グループの顧客の資産に係る助言及び管理に関連して顧客の最善の利益となるよう行為しなかった場合に生じる財務損失のリスクである。

当グループの一任された顧客のポートフォリオ及び投資ファンドにおける投資成績の評価及び将来的な投資リスクのレビューが、当グループの監督プログラムの中心である。重点分野には、以下が含まれる。

- ・一任された顧客のポートフォリオ及び投資ファンドの投資成績を測定し、ベンチマークに対する収益を比較して、収益の源泉及び要因を理解すること。
- ・当グループのポートフォリオ全体のエクスポージャー、感応性、ストレス・シナリオ、期待ボラティリティ及び流動性等のリスク測定値を評価して、クライアントの期待及びリスク許容度に従い資産を運用するようにすること。
- ・顧客を善良な管理者の注意をもって扱うこと。これには、情報開示、申込及び償還手続き、取引の執行並びに最高レベルの倫理的行動の必要性が含まれる。
- ・一任されたポートフォリオの運用者の投資手法が顧客の期待と一致しており、目論見書及びガイドラインに従ったものであるようにすること。
- ・顧客投資指針値又は投資ファンドの制限値を監視すること。一定の場合においては、内部の制限値又は指針値も設定され、監視される。

取引の執行及び投資プロセスを含むすべての一任資産運用活動には、堅固なガバナンスが不可欠である。当グループのプログラムは、すべてのポートフォリオ運用活動の監視を毎日、毎月又は四半期ごとに行い、独立した

分析を上級経営陣に提供することを目標としている。正式なレビュー会議が開催されており、投資成績及びリスクが期待と一致したものであり、適切に監督されることを確実にしている。

戦略リスク

戦略リスクは、不適切な戦略的決定、事業戦略の非効果的な実施又は事業環境の変化への事業戦略上の対応ができないことから生じる財務損失又は評判低下のリスクである。戦略リスクは、以下の原因を含む様々な原因から生じる可能性がある。

- ・当グループの既存の能力及び競争ポジションの不適切又は不正確な理解
- ・当グループの市場における現在又は将来の営業状況の不適切又は不正確な分析（マクロ経済的環境、顧客及び競合他社の行動及び行為、規制上の進展及び技術的影響を含む。）
- ・不適切な戦略決定（当グループが行う活動、当グループが業務を提供する市場や顧客セグメント、当グループが採用する組織構造及び競合他社に対して当グループが取るべきポジションに関する戦略決定等）
- ・選択した事業戦略及び関連する組織変更の非効果的な実施及び執行
- ・当グループの営業環境の重要変化を適切に特定及び分析し、それに対応するよう戦略を適応させる能力の欠如
- ・戦略目的に対する進捗を適切に監視する能力の欠如

当グループの戦略の有効性及び戦略目標に対する事業成果を監視するため、様々な財務分析、リスク分析、顧客分析及び市場分析が用いられる。これらには、現在及び想定される営業状況の分析、現在及び目標とする市場ポジションの分析、並びに詳細なシナリオ計画が含まれる。

戦略計画は各部門により毎年策定され、当グループの計画として統合され、一つにまとめられる。これは、業務執行役員会全体に提示される前に、当グループのCRO、CFO及びCEOによりレビューされる。業務執行役員会の承認後、当グループの計画は取締役会に提出され、レビュー及び承認が行われる。また、年に1度、戦略レビューが実施されており、ここでは、取締役会が当グループの業績を戦略目標に照らして評価し、当グループの全体的な戦略の方向性を設定する。時折、取締役会及び業務執行役員会は当グループの戦略のより根本的で徹底したレビューを実施することがある。

かかる年間の一連の作業を補完するため、各部門は、当該年度中の様々な点における戦略の重要な側面についてレビューするためのより詳細な個別の分析を提示する。これに加え、CEO、業務執行役員会及び個別の事業の責任者が、年間を通じて実施される一連の戦略的事業レビューにより、各事業の業績を戦略目標に照らして定期的に評価する。かかるレビューには、事業戦略及び全体的な営業環境（当グループの競争ポジション、財務業績及び主要な事業リスクが含まれる。）の評価が含まれる。

気候関連リスク

2017年6月におけるFSBの気候関連財務情報開示タスクフォース（以下、「TCFD」という。）からの提言の公表を受けて、気候リスクは、経済の重要な焦点分野として浮上しつつある。TCFDの最終報告書は、企業戦略において気候関連のリスク及び機会を検討するための高レベルの枠組みを定めており、世界的にすべての分野にわたり上場会社に適用される。

TCFDの提言に応じ、当グループは、気候に連動するリスク及び機会の外部開示に関連する提言に対応することを全体的な目標とする気候変動プログラムを確立した。プログラムのチームは、当グループの主要方針において気候関連のガバナンス及び定義を明確な形とし、気候リスクの戦略及び管理の原則を明確にするために努力してきた。TCFDは、その提言をガバナンス、戦略、リスク管理及び指標と目標の4つの項目で表している。当グループは、以下に要約されるように、これらの提言に対処するための一定の措置を評価及び実施する過程にある。

ガバナンス

当グループは、気候リスク管理の具体的な責任を盛り込むため、リスク委員会規則を更新した。CARMCの市場及び信用リスクのサイクルは、現在では、気候変動を含む関連する長期的なリスク傾向の管理能力が実施されるよう確保することが求められている。RRSCは、全体的な気候変動の戦略及び方針について責任を負っている。当グループは、気候リスク管理の重要な要素を組み込むため、レピュテーション・リスク方針及び持続可能性管理方針を含む主要な方針の更新も行った。

戦略

当グループは、気候変動の物理的影響及び移行の影響のいずれかから発生する複数の主要なリスク及び機会を特定した。物理的リスクは、気候及び天候に関連する事象（熱波、干魃、洪水、暴風雨及び海面上昇等）から生じる可能性があり、潜在的に、資産価値や借入人の信用力を損なうことで重大な金銭的損失を引き起こす可能性がある。移行リスクは、気候政策の変化、技術開発及び破壊的ビジネス・モデルを通じた低炭素経済への調整のプロセスから発生し、投資家及び消費者の心理を変化させる可能性がある。物理的及び移行の気候リスクは、当グループの物理的資産、コスト及び事業を通じて直接的に、又は当グループの顧客との財務関係を通じて間接的に、組織としての当グループに影響を及ぼす可能性がある。当グループは、基本的な気候リスクを当グループの既存のリスクの種類に位置付けることにより、既存のリスク管理プロセス及び能力を気候リスク・エクスポージャーの管理（潜在的には財務計画及び戦略設定を含む。）のために活用することを最終的に目指している。

TCFDの提言に沿って、当グループは、気候変動に対する当グループの戦略の回復力を評価するための当グループの計画の一環として、2℃及び4℃のシナリオを開発した。当グループは、当グループの事業に対するこれらのシナリオの影響を調査するために、広範な予備的研究を推し進めている。

当グループは、より低炭素で気候回復力の高い経済への移行を支援し得る広範な活動に従事している。当グループのグリーン・ファイナンス・ソリューションは、当グループの全部門にわたる様々な専門部署の専門知識を活かして、当グループの顧客のための財務的価値を創造しつつ、環境へのプラスの影響を達成することを目的としている。

2018年において、クレディ・スイスは、世界中で60億米ドルを超えるグリーンボンドの起債にあたり顧客を支援した。2013年以来、当グループは、顧客のために150億米ドルのグリーンボンドの発行を支援してきた。当グループはまた、サステナビリティローン市場にも積極的に参画しており、2018年には、幅広いヨーロッパの借入人からの合計140億米ドルを超えるサステナビリティ連動ローンに関与した。クレディ・スイスは、クリーン・エネルギー及び再生可能エネルギーの事業を積極的に支援しており、2018年末までに、この分野において110件以上、金額としては2010年以来940億米ドルを超える取引に関与してきた。当グループは、持続可能性、グリーンボンド投資、持続可能な不動産に焦点を当てた多くのファンド並びに自然保護金融における商品及びサービス（例えば当グループのCSリアル・エステート・グリーン・プロパティ・ファンド及びCSグリーン・ボンド・ファンド）を提供している。当グループは、当グループのインパクト・アドバイザー&ファイナンス部門を通じて持続可能金融にも参加している。

リスク管理

歴史的に、当グループは、主に当グループのレピュテーション・リスク及びオペレーショナル・リスクの管理に関連して、気候変動関連の影響を考慮してきた。当グループの財務関係からの気候変動エクスポージャーのリスク管理は、銀行ポートフォリオが比較的短期の性質であるのに対して気候の影響は長期的な性質であることによる課題をもたらしている。気候リスクの特定プロセスは、当グループの既存のリスク特定及び評価プロセスに依存しているが、新たに設定された気候リスク及び機会のリストも活用している。気候リスクは、現在は当

グループの全社規模のリスク分類に組み込まれており、当グループは、気候リスク及び機会に関する業界のベストプラクティス及び共通認識が進化するにつれて、気候リストを更新させ続ける予定である。

指標と目標

当グループは、化石燃料産業セクター（石油及びガス、発電並びに石炭産業）全体の貸借対照表資産及び信用リスク加重資産を測定している。また、当グループは、気候リスク関連の財務エクスポージャーを評価するための一連の内部指標を開発中であり、ISO 14001の認証を受けた環境管理システムに基づいて、当グループの事業活動からの温室効果ガスの排出を管理及び開示している。

リスクのレビュー及び結果

経済リスク資本のレビュー

手法及びモデルの開発

当グループは、市場及び事業戦略が変化する場合、モデルが妥当であり続けるよう確保するため、定期的に経済リスク資本の手法をレビューし、更新している。重要な手法の変更やデータ・セット及びモデル・パラメーターの更新があった場合、有意な傾向を示すため、過年度の残高は修正再表示される。

2018年度第1四半期に実施された手法の変更及び更新（2018年1月1日付で実施された改訂後の経済リスク資本手法を含む。）による2017年12月31日現在の当グループの経済リスク資本に対する正味の影響は、1.5十億スイス・フラン（4.4%）の減少であった。

2018年度第4四半期に実施された手法の変更及び更新による2017年12月31日現在の当グループの経済リスク資本に対する正味の影響は、2.5十億スイス・フラン（7.6%）の減少であった。

2018年度第1四半期及び第4四半期に実施されたすべての手法の変更及び更新による2017年12月31日現在の当グループの経済リスク資本に対する正味の影響の合計は、4.0十億スイス・フラン（12.0%）の減少で、29.1十億スイス・フランとなった。過年度の数値は修正再表示されている。

利用可能経済資本の傾向

当グループの利用可能経済資本は、2017年12月31日現在から1.1十億スイス・フラン減少して、2018年12月31日現在は49.2十億スイス・フランであった。BISルックスルーCET1資本は、1.0十億スイス・フラン増加したが、これは、株主に帰属する純利益が、未払配当金の現金部分及び外貨換算のマイナスの影響により一部相殺されたことを主に反映したものであった。経済調整は、2.1十億スイス・フラン減少したが、これは、主にハイ・トリガー・ティア1資本商品5.9十億スイス・フランの償還によるものであり、新規発行により一部相殺された。

経済リスク資本及びカバレッジ比率

期末	2018年度	2017年度	増減率(%)
利用可能経済資本（百万スイス・フラン（別途記載がある場合を除く））			
BISルックスルーCET1資本（バーゼルIII）	35,824	34,824	3
経済調整 ¹	13,355	15,460	(14)
利用可能経済資本	49,179	50,284	(2)
ポジション・リスク			
信用リスク	2,155	2,735	(21)
非取引信用スプレッド・リスク	3,463	2,631	32
証券化商品	1,706	945	81
取引リスク	1,574	1,121	40
新興市場カントリー・イベント・リスク	697	450	55
エクイティ投資	417	358	16
分散化の効果 ²	(1,195)	(897)	33
ポジション・リスク(リスク管理目的に係る99%の信頼水準)	8,817	7,343	20

経済リスク資本			
ポジション・リスク（リスク管理目的に係る99.97%の信頼水準）	19,471	18,481	5
オペレーショナル・リスク	6,702	6,936	(3)
その他のリスク ³	3,248	3,692	(12)
経済リスク資本	29,421	29,109	1
経済リスク資本カバレッジ比率（%）⁴	167	173	-

- (注1) 主にハイ・トリガー及びロー・トリガーの資本商品、所有不動産の未実現利益調整額、繰延税金資産計上減額並びに年金資産及び負債の処理調整額を含む。バーゼルIIIの枠組みの下で経済リスク資本と利用可能経済資本を比較できるようにするため、BISルックスルーCET1資本に対して経済調整が行われている。
- (注2) ポジション・リスク項目の合計とポートフォリオ合計のポジション・リスクの差異純額を反映している。
- (注3) 所有不動産リスク、費用リスク、年金リスク、利用可能経済資本及び経済リスク資本間における外国為替リスク、財政状態の金利リスク、分散化の効果、並びに繰延株式報酬付与の影響が含まれている。
- (注4) 利用可能経済資本の経済リスク資本に対する比率。

部門別の経済リスク資本	期末			平均		
	2018年度	2017年度	増減率(%)	2018年度	2017年度	増減率(%)
百万スイス・フラン						
スイス・ユニバーサル・バンク部門	5,562	5,694	(2)	5,634	5,603	1
インターナショナル・ウェルス・マネジメン 部門	3,128	3,288	(5)	3,206	3,084	4
アジア太平洋部門	4,499	3,820	18	3,965	3,836	3
グローバル・マーケット部門	7,819	6,764	16	7,491	6,729	11
インベストメント・バンキング&キャピタル・ マーケット部門	3,815	3,148	21	3,384	2,790	21
ストラテジック・リゾリューション・ユニット	3,006	4,669	(36)	3,837	6,053	(37)
コーポレート・センター ¹	1,592	1,726	(8)	1,718	1,655	4
経済リスク資本	29,421	29,109	1	29,235	29,750	(2)

- (注1) 主にオペレーショナル・リスク及び費用リスクを含む。

経済リスク資本の傾向

当グループの経済リスク資本は、2017年12月31日現在と比較して1%増加し、2018年12月31日現在は29.4十億スイス・フランであったが、これは主に、ポジション・リスクの5%の増加によるものであり、その他のリスクの12%の減少及びオペレーショナル・リスクの3%の減少により一部相殺された。ポジション・リスクの増加は、主に、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門におけるヘッジ利益の減少及びグローバル・マーケット部門における米国の新規貸出金コミットメントによる非取引信用スプレッド・リスクの増加、グローバル・マーケット部門におけるヘッジ利益の減少を主に反映した証券化商品リスクの増加、並びにグローバル・マーケット部門における米国の株式デリバティブの高次リスクの増加を主に反映した取引リスクの増加によるものであった。これらの増加は、主に、グローバル・マーケット部門における米国のトレーディング勘定エクスポージャーの減少、ストラテジック・リゾリューション・ユニットにおけるヨーロッパの取引先エクスポージャーの減少、並びにグローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門及びストラテジック・リゾリューション・ユニットに主に影響を与えたLGDパラメーターの更新による信用リスクの減少により一部相殺された。その他のリスクの減少は、主に、ポートフォリオの再構成の一環としての株式投資の減少及び不動産パラメーターの再調整によるインターナショナル・ウェルス・マネジメン部門及びスイス・ユニバーサル・バンク部門におけるスイスの年金制度に関連する年金リスクの減少によるものであった。オペレーショナル・リスクの減少は、主に、当グループのオペレーショナル・リスクの保険契約により提供される補償範囲の増加によるものであった。

市場リスクのレビュー

トレーディング勘定

トレーディング勘定リスクの動向

「1日当たり、98%リスク管理VaR」及び「部門別の1日当たり平均、98%リスク管理VaR」と題する表は、1日当たり、98%リスク管理VaRで測定した当グループのトレーディング関連市場リスク・エクスポージャーを、スイス・フラン及び米ドルで表したものである。当グループは基準通貨として米ドルを使用して内部リスク管理のためのトレーディング勘定のVaRを測定しているため、VaRの数値は日々の外国為替換算レートを使用してスイス・フランに換算された。VaRの見積りは、各リスクの種類とポートフォリオ全体について、ヒストリカル・シミュレーション法によって別々に計算されている。異なるリスクの種類は、金利、信用スプレッド、外国為替、コモディティ及びエクイティの5つに分類されている。

当グループは、VaRモデルが変化する市況及びトレーディング・ポートフォリオ構成に鑑みて適切なものであるよう、VaRモデルを定期的にレビューしている。2018年度においては、当グループのVaR手法に重要な変更はなかった。

部門別の1日当たり平均、98%リスク管理VaR

期中	スイス・ユニ バーサル・バ ンク部門	インターナショ ナル・ウェル ス・マネジメン ト部門	アジア太平 洋部門	グローバ ル・マー ケッツ部門	ストラテジッ ク・リゾルー ション・ユ ニット	分散化の 効果 ¹	クレディ・ スイス
百万スイス・フラン							
2018年度	0	2	15	22	3	(13)	29
2017年度	0	4	13	21	6	(18)	26
2016年度	3	2	16	26	13	(27)	33
百万米ドル							
2018年度	0	2	15	23	4	(15)	29
2017年度	0	4	13	21	6	(18)	26
2016年度	3	2	17	27	14	(29)	34

取引先及び当グループの信用エクスポージャーに関連するリスクを除く。インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門は、銀行勘定ポジションのみを有している。

(注1) 各部門別のVaRの合計と当グループのVaRとの間の差異を表す。

1日当たり、98%リスク管理VaR

期中／期末	金利	信用 スプレッド	外国為替	コモディ ティ	エクイティ	分散化の 効果	合計
百万スイス・フラン							
2018年度							
平均	17	20	4	1	11	(24)	29
最小	11	17	3	1	8	- ¹	22
最大	26	23	14	2	24	- ¹	36
期末	16	19	3	1	14	(23)	30
2017年度							
平均	16	19	6	2	10	(27)	26
最小	11	16	4	1	8	- ¹	21
最大	23	23	12	6	13	- ¹	31
期末	15	19	5	1	10	(22)	28
2016年度							
平均	14	28	8	2	16	(35)	33
最小	9	20	4	1	10	- ¹	24
最大	20	44	18	3	38	- ¹	65
期末	15	21	7	1	13	(28)	29
百万米ドル							
2018年度							
平均	18	20	5	1	12	(27)	29
最小	11	17	3	1	9	- ¹	22
最大	26	24	14	3	24	- ¹	36
期末	16	19	3	1	14	(23)	30
2017年度							
平均	16	19	6	2	10	(27)	26
最小	11	17	4	1	8	- ¹	22
最大	23	23	12	7	13	- ¹	33
期末	15	19	5	1	10	(21)	29
2016年度							
平均	14	28	9	2	17	(36)	34
最小	9	21	3	1	10	- ¹	23
最大	20	44	18	3	38	- ¹	65

期末	15	21	6	1	13	(28)	28

取引先及び当グループの信用エクスポージャーに関連するリスクを除く。

(注1) 最大値及び最小値は、異なるリスクの種類ごとに異なる日に発生するため、ポートフォリオ分散化の効果を計算することは有意ではない。

当グループのトレーディング活動の大部分は米ドルで行われているため、VaRは米ドルで測定している。

期末リスク管理VaRは、2017年12月31日現在の29百万米ドルに対して、2018年12月31日現在は30百万米ドルと、概ね横ばいであった。平均リスク管理VaRは、2017年度と比較して3百万米ドル増加し、2018年度は29百万米ドルであったが、これは主に、グローバル・マーケット部門における金利リスク・エクスポージャーの増加及び信用ポジションの増加によるものであった。

「1日当たりのリスク管理VaR」と題する表は、当グループの連結ベースのトレーディング勘定における総市場リスクを示している。

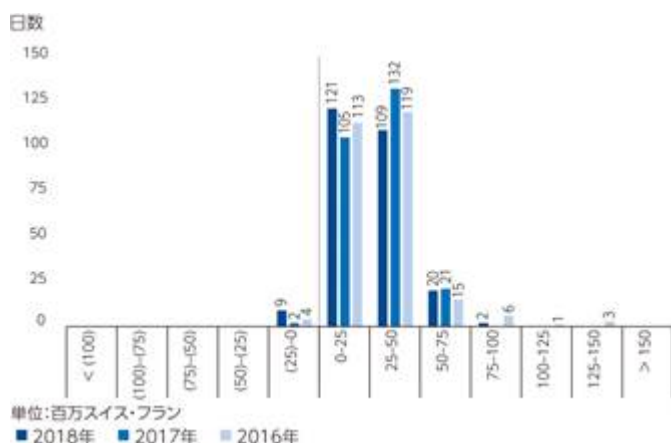
1日当たりのリスク管理VaR



取引先及び当グループの信用エクスポージャーに関連するリスクを除く。

「実際の1日当たりトレーディング収益」と題するヒストグラムは、2018年度の実際の1日当たりトレーディング収益を2017年度及び2016年度の実際の1日当たりトレーディング収益と比較している。トレーディング収益の分散は、当グループのトレーディング活動における日々のボラティリティを示すものである。2017年度には取引損失が生じた日が2日であったのに対し、2018年度は取引損失が生じた日が9日あったが、各日の取引損失額は25百万スイス・フラン以下であった。

実際の1日当たりのトレーディング収益



取引収益には、取引先及び当グループの信用エクスポージャーに関連する評価の調整は含まれない。

資本目的上、かつBISの定める要件に従って、FINMAは、12ヶ月連続の先行する期間において4例を超える規制VaRバックテストの例外がある場合はそのそれぞれについて資本乗数を増加させ、結果として当グループの追加

的な市場リスク資本要件が発生する。当グループの規制VaRモデルにおけるバックテストでのVaR超過は、2017年度においては存在せず、2016年度においては2例であったのに対し、2018年度においては1例であったが、3期間すべてにおいて規制上の「グリーン・ゾーン」に留まっていた。

銀行勘定

銀行勘定金利リスクの動向

銀行勘定ポジションの金利リスクは、イールドカーブが1 ベーシス・ポイント平行上昇することが金利に感応する銀行勘定ポジションの現在価値に与える影響を見積ることにより測定される。2018年度中に、当グループは、2019年1月1日に発効したFINMAの新規則を見越して、銀行勘定ポジションに対する金利リスクの測定のための内部手法を更新した。規制目的上、当グループは、現在では、株主持分から繰延税金資産、のれん並びに建物及び設備を控除した金額からなる無利子資産及び負債を、当グループのエクスポージャーの計算から除外している。当グループは、当グループのスイスのプライベート・バンキング貸付ポートフォリオに係る顧客マージンの測定も更新した。当グループの銀行勘定ポジションに対する金利リスクの管理の戦略には影響は及ばなかった。過年度の残高は、これらの手法の更新を反映するために再表示されている。イールドカーブの1 ベーシス・ポイントの平行上昇による金利感応度は、2017年度12月31日現在のプラス0.2百万スイス・フランに対して、2018年度12月31日現在はマイナス1.5百万スイス・フランであった。この変化は、主に、新規のハイ・トリガー・ティア1 資本証券の発行及び関連する金利ヘッジ、並びに発行済資本商品のポートフォリオ全体から生じる経時効果によるものであった。

イールドカーブの1 ベーシス・ポイントの平行上昇の影響（通貨別）－銀行勘定ポジション

期末	スイス・フラン	米ドル	ユーロ	英ポンド	その他	合計
2018年度（百万スイス・フラン）						
現在価値に対する影響	0.0	(1.6)	0.1	(0.1)	0.1	(1.5)
2017年度（百万スイス・フラン）						
現在価値に対する影響	0.4	(0.4)	(0.1)	0.0	0.3	0.2

銀行勘定ポジションの金利リスクは、イールドカーブの大幅な変動による潜在的な価値の変動など、その他の基準でも評価される。「金利シナリオの結果－銀行勘定ポジション」の表は100ベーシス・ポイント及び200ベーシス・ポイントのイールドカーブの即時の変動による影響を表したものである。

イールドカーブの200ベーシス・ポイントの上昇又は下落による銀行勘定ポジションの現在価値に対する最も不利な影響は、2017年12月31日現在は3 百万スイス・フランの利益であったのに対し、2018年12月31日現在は183百万スイス・フランの損失であった。イールドカーブの大幅な変動による潜在的影響の月次分析では、2018年度末及び2017年度末現在、合計適格自己資本に関するイールドカーブの200ベーシス・ポイントの上昇又は下落による金利に感応する銀行勘定ポジションの現在価値に対する最も不利な影響は、当局が銀行勘定の金利リスクが過剰なレベルにある可能性のある銀行と判断する20%の基準値を大幅に下回っていた。2018年度において、当グループはまた、銀行勘定ポジションに対する金利リスクの測定のためのFINMAの新規則を見越して、当グループのエクスポージャーの計算の内部監視を開始した。

金利シナリオの結果－銀行勘定ポジション

期末	スイス・フラン	米ドル	ユーロ	英ポンド	その他	合計
2018年度（百万スイス・フラン）						
金利の上昇（+）／下落（-）						
+200 bp	17	(266)	61	(8)	13	(183)
+100 bp	6	(145)	20	(5)	7	(117)
-100 bp	0	169	0	7	(9)	167
-200 bp	6	362	20	15	(18)	385
2017年度（百万スイス・フラン）						
金利の上昇（+）／下落（-）						

+200 bp	77	(38)	2	1	49	91
+100 bp	42	(30)	(2)	(1)	25	34
-100 bp	(48)	50	9	4	(26)	(11)
-200 bp	(101)	119	25	12	(52)	3

銀行勘定のエクイティ・リスクの動向

当グループの銀行勘定のエクイティ・ポートフォリオには、プライベート・エクイティ、ヘッジファンド、戦略的投資やその他の商品におけるポジションが含まれている。これらのポジションは一般的な株式市場と強い相関性がない場合がある。銀行勘定ポジションのエクイティ・リスクは、先進国の株式市場の10%の下落及び新興市場国の株式市場の20%の下落による価値の潜在的変動を見積る感応度分析によって測定される。このシナリオにより予想される影響額は、銀行勘定ポートフォリオの価値において、2017年12月31日現在391百万スイス・フランの減少であったのに対して、2018年12月31日現在312百万スイス・フランの減少であった。

銀行勘定のコモディティ・リスクの動向

当グループの銀行勘定のコモディティ・ポートフォリオには、貴金属（主に金）が含まれている。銀行勘定ポジションのコモディティ・リスクは、コモディティ価格の20%の下落による価値の潜在的変動を見積る感応度分析によって測定される。このシナリオにより予想される銀行勘定ポートフォリオの価値に対する影響額は、2018年及び2017年12月31日現在、0.1百万スイス・フランの減少であった。

信用及び負債評価調整

VaRは、デリバティブ商品における相手方と当グループ両者の信用スプレッドの変更の影響を除外している。2018年12月31日現在の感応度の見積りは、相手方と当グループ両方の信用スプレッドが1 ベーシス・ポイント増加すれば、インベストメント・バンキング事業におけるデリバティブ・ポジション全体において0.8百万スイス・フランの利益となったことを示している。さらに、当グループの公正価値に基づく仕組債ポートフォリオの自身の信用スプレッドが1 ベーシス・ポイント上昇（ヘッジの影響を含む。）すれば、2018年12月31日現在で25.3百万スイス・フランの利益になったと見積もられる。

信用リスクのレビュー

信用リスクの概要

借入人若しくは取引先が金融債務を履行しないことの結果又は借入人若しくは取引先の信用度の悪化の結果として生じる損失可能性に晒されるすべての取引は、信用リスク・エクスポージャーの測定及び管理の対象である。

規制資本においては、信用リスクは複数の規制上の分類から成り、信用リスクの測定及び関連する規制資本要件がバーゼル枠組みに基づく様々な測定手法の対象となる。規制上の信用リスクの分類、信用の質の指標及び信用リスクの集中に関する詳細は、リスクに関連してバーゼル枠組みにおける第3の柱に基づき義務付けられている当グループの開示に記載されており、これは当グループのウェブサイトでご覧に供される。

貸出金及び解約不能貸付契約債務

下表は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則による部門別の貸出金及び解約不能貸付契約債務の概要を示したものであり、バーゼル枠組みの第3の柱に基づき義務付けられている当グループの開示に示された規制上の信用リスク・エクスポージャーとの比較はできない。

貸出金及び解約不能貸付契約債務

期末	2018年度	2017年度	増減率(%)
百万スイス・フラン			

貸出金総額	288,596	280,137	3
解約不能貸付契約債務	116,074	106,401	9
貸出金及び解約不能貸付契約債務合計	404,670	386,538	5
うちスイス・ユニバーサル・バンク部門	178,595	174,386	2
うちインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	56,013	54,378	3
うちアジア太平洋部門	48,087	47,145	2
うちグローバル・マーケットツ部門	73,940	61,649	20
うちインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケットツ部門	46,001	43,692	5
うちストラテジック・リゾリューション・ユニット	1,591	4,623	(66)

売却目的貸出金及び取引貸出金

2018年及び2017年12月31日現在、売却目的貸出金は、それぞれ29百万スイス・フラン及び61百万スイス・フランの連結された変動持分事業体（以下、「VIE」という。）による期間が経過した米国サブプライム住宅用抵当貸付を含んでいた。取引貸出金は、2018年及び2017年12月31日現在、それぞれ761百万スイス・フラン及び1,067百万スイス・フランの米国サブプライム住宅用抵当貸付を含んでいた。

貸出金

「貸出金」の表は、当グループの貸出金を事業部門ごとに、貸出金クラス、減損貸出金、関連貸倒引当金及び選択された貸出金測定基準別の概要を示したものである。貸出金及び関連する貸倒引当金の帳簿価額は、米国において一般に公正妥当と認められている会計基準に従い示したものであり、バーゼル枠組みの第3の柱に基づき義務付けられている当グループの開示に示された規制上の信用リスク・エクスポージャーとの比較はできない。

貸出金総額は、2017年12月31日現在から8.5十億スイス・フラン増加して、2018年12月31日現在は288.6 十億スイス・フランとなった。これは主に、商工融資の増加、金融機関向け貸出金の増加、個人向け抵当貸付の増加及び米ドルからの換算の影響によるものであった。これらの増加は、消費者金融貸出金の減少及びユーロからの換算の影響により一部相殺された。商工融資における4.0十億スイス・フランの純増は、スイス・ユニバーサル・バンク部門、グローバル・マーケットツ部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケットツ部門における増加が、ストラテジック・リゾリューション・ユニット及びアジア太平洋部門における減少により一部相殺されたことを反映したものであった。金融機関向け貸出金における2.8十億スイス・フランの純増は、主に、グローバル・マーケットツ部門及びアジア太平洋部門における増加によるものであり、ストラテジック・リゾリューション・ユニット及びスイス・ユニバーサル・バンク部門における減少により一部相殺された。個人向け抵当貸付は1.8十億スイス・フラン増加したが、主にスイス・ユニバーサル・バンク部門における増加によるものであった。消費者金融貸出金は0.3十億スイス・フラン減少したが、主にインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における減少によるものであった。

部門レベルでは、グローバル・マーケットツ部門における4.7十億スイス・フラン、スイス・ユニバーサル・バンク部門における3.4十億スイス・フラン、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における1.2十億スイス・フラン、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケットツ部門における0.8十億スイス・フラン及びアジア太平洋部門における0.7十億スイス・フランの貸出金総額における増加は、ストラテジック・リゾリューション・ユニットにおける2.3十億スイス・フランの減少により一部相殺された。

貸出金

期末	スイス・ユニ バーサル・バン ク部門	インターナシ ョナル・ウェル ス・マネジメン ト部門	アジア太平洋 部門	グローバ ル・マー ケットツ部門	インベ スト・バ ンキング& キャピタ ル・マー ケットツ部門	ストラ テジック・リ ゾリューショ ン・ユニッ ト	クレディ・ スイス ¹
2018年度（百万スイス・フラン）							
抵当貸付	102,358	3,979	1,435	0	0	73	107,845
有価証券を担保とする貸出金	6,978	19,416	14,161	0	1,444	35	42,034
消費者金融	3,298	508	3	13	0	83	3,905
個人	112,634	23,903	15,599	13	1,444	191	153,784

不動産	22,902	2,109	1,273	184	242	17	26,727
商工融資	30,291	24,095	21,938	5,182	3,567	458	85,698
金融機関	2,294	1,592	4,175	9,080	632	521	18,494
政府及び公共機関	694	245	843	1,876	0	235	3,893
法人及び諸機関	56,181 ²	28,041 ³	28,229 ⁴	16,322	4,441	1,231	134,812
貸出金、総額	168,815	51,944	43,828	16,335	5,885	1,422	288,596
うち公正価値で計上	37	85	5,263	7,572	1,221	695	14,873
(前受収益)／繰延費用、純額	82	(118)	(33)	(32)	(11)	(1)	(113)
貸倒引当金 ⁵	(504)	(131)	(82)	(60)	(69)	(56)	(902)
貸出金、純額	168,393	51,695	43,713	16,243	5,805	1,365	287,581
2017年度（百万スイス・フラン）							
抵当貸付	100,498	4,106	1,309	0	0	126	106,039
有価証券を担保とする貸出金	6,934	18,848	14,731	0	1,409	94	42,016
消費者金融	3,174	941	25	17	0	85	4,242
個人	110,606	23,895	16,065	17	1,409	305	152,297
不動産	23,158	1,968	720	302	403	48	26,599
商工融資	28,230	22,669	22,499	3,576	2,834	1,731	81,670
金融機関	2,749	1,917	2,912	6,432	422	1,059	15,697
政府及び公共機関	707	246	977	1,355	0	589	3,874
法人及び諸機関	54,844 ²	26,800 ³	27,108 ⁴	11,665	3,659	3,427	127,840
貸出金、総額	165,450	50,695	43,173	11,682	5,068	3,732	280,137
うち公正価値で計上	33	150	4,837	6,743	1,483	2,061	15,307
(前受収益)／繰延費用、純額	56	(113)	(19)	(17)	(12)	(1)	(106)
貸倒引当金 ⁵	(465)	(108)	(74)	(44)	(55)	(136)	(882)
貸出金、純額	165,041	50,474	43,080	11,621	5,001	3,595	279,149

(注1) 開示された部門に加えて、コーポレート・センターを含む。

(注2) 担保付貸出金に関連する金融資産担保及び抵当貸付の価額（関連する貸出金の額を上限として判断）は、2018年12月31日現在はいずれも10,834百万スイス・フラン及び33,533百万スイス・フランであり、2017年12月31日現在はいずれも11,201百万スイス・フラン及び32,704百万スイス・フランであった。

(注3) 担保付貸出金に関連する金融資産担保及び抵当貸付の価額（関連する貸出金の額を上限として判断）は、2018年12月31日現在はいずれも22,040百万スイス・フラン及び2,151百万スイス・フランであり、2017年12月31日現在はいずれも20,485百万スイス・フラン及び1,809百万スイス・フランであった。

(注4) 担保付貸出金に関連する金融資産担保及び抵当貸付の価額（関連する貸出金の額を上限として判断）は、2018年12月31日現在はいずれも17,220百万スイス・フラン及び183百万スイス・フランであり、2017年12月31日現在はいずれも19,566百万スイス・フラン及び138百万スイス・フランであった。

(注5) 貸倒引当金は、公正価値で計上されていない貸出金にのみ基づくものである。

2018年12月31日現在、スイス国内の住宅用抵当貸付ポートフォリオの総額108.5十億スイス・フランのうち97%は、貸付対担保価値（以下、「LTV」という。）比率が80%以下であった。2017年12月31日現在、スイス国内の住宅用抵当貸付ポートフォリオの総額105.1十億スイス・フランのうち97%は、LTV比率が80%以下であった。2018年度及び2017年度に組成されたスイス国内の住宅用抵当貸付の実質上すべてについて、平均LTV比率は、組成時において80%以下であった。当グループのLTV比率は、最新の担保の評価額に基づいている。

減損貸出金

期末	スイス・ユニ バーサル・バ ンク部門	インターナ ショナル・マ ネジメント部 門	アジア太平 洋部門	グローバ ル・マー ケッツ部門	インベストメ ント・バンキ ング&キャビ タル・マー ケッツ部門	ストラテ ジック・リ ゾリューション・ユニッ ト	クレディ・ スイス ¹
2018年度（百万スイス・フラン）							
不良債権	365	534	183	29	37	55	1,203
未収利息不計上債権	245	43	0	0	0	12	300
不良債権及び未収利息不計上債権	610	577	183	29	37	67	1,503
貸出条件緩和債権	76	130	0	5	8	80	299
潜在的に問題のある債権	247	128	2	9	0	4	390
その他の減損貸出金	323	258	2	14	8	84	689
減損貸出金、総額 ²	933	835 ³	185	43	45	151	2,192
うち個別引当金のある貸出金	842	308	100	38	37	145	1,470
うち個別引当金のない貸出金	91	527	85	5	8	6	722
2017年度（百万スイス・フラン）							
不良債権	413	327	92	32	36	148	1,048
未収利息不計上債権	161	16	0	0	0	46	223
不良債権及び未収利息不計上債権	574	343	92	32	36	194	1,271

貸出条件緩和債権	66	95	0	0	0	129	290
潜在的に問題のある債権	129	103	29	9	0	279	549
その他の減損貸出金	195	198	29	9	0	408	839
減損貸出金、総額²	769	541³	121	41	36	602	2,110
うち個別引当金のある貸出金	694	245	91	41	36	569	1,676
うち個別引当金のない貸出金	75	296	30	0	0	33	434

(注1) 開示された部門に加えて、コーポレート・センターを含む。

(注2) 減損貸出金は、公正価値で計上されていない貸出金にのみ基づくものである。

(注3) 2018年及び2017年12月31日現在、それぞれ62百万スイス・フラン及び111百万スイス・フランの大部分が投資適格の輸出信用機関により提供された保証により担保されている減損貸出金総額を含む。

減損貸出金及び貸倒引当金

減損貸出金総額は、2017年12月31日現在に比べ、82百万スイス・フラン増加して2018年12月31日現在は2.2十億スイス・フランとなった。これは主に、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びアジア太平洋部門における不良債権の増加、並びにスイス・ユニバーサル・バンク部門における未収利息不計上債権の増加によるものであり、ストラテジック・リゾリューション・ユニットにおける潜在的に問題のある債権の減少により一部相殺された。

インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門では、減損貸出金総額は294百万スイス・フラン増加したが、これは主に、船舶金融及びヨーロッパの抵当貸付における新規の減損ポジションによるものであり、輸出金融における減少により一部相殺された。スイス・ユニバーサル・バンク部門では、減損貸出金総額は164百万スイス・フラン増加したが、これは主に、コモディティ取引金融及び中小規模企業の事業分野における新規の減損ポジションを反映したものであった。アジア太平洋部門では、減損貸出金総額は64百万スイス・フラン増加したが、これは主に、船舶金融における新規の減損ポジション及びインドのインフラストラクチャー開発会社の債務不履行によるものであり、数名の個人に対する減損貸付金の減少により一部相殺された。インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門の減損貸出金総額は、9百万スイス・フラン増加したが、これは主にストラテジック・リゾリューション・ユニットからの貸出条件緩和債権の移管によるものであった。ストラテジック・リゾリューション・ユニットでは、減損貸出金総額は451百万スイス・フラン減少した。これは主に、船舶金融及びスイスの不動産リースにおける減少によるものであった。

貸倒引当金

	スイス・ユニバーサル・バンク部門	インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	アジア太平洋部門	グローバル・マーケッツ部門	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門	ストラテジック・リゾリューション・ユニット	クレディ・スイス ¹
期末							
2018年度 (百万スイス・フラン)							
期首残高²	465	108	74	44	55	136	882
うち個別に減損評価	340	75	56	24	27	132	654
うち集合的に減損評価	125	33	18	20	28	4	228
移管及び分類変更	0	0	0	1	2	(3)	0
損益計算書に認識された変動額、純額	121	35	34	9	3	(1)	201
償却減、総額	(124)	(19)	(35)	(4)	0	(87)	(269)
回収額	34	2	1	9	8	4	58
償却減、純額	(90)	(17)	(34)	5	8	(83)	(211)
利息引当金	8	6	7	1	2	6	30
外貨換算影響額及びその他の調整額、純額	0	(1)	1	0	(1)	1	0
期末残高²	504	131	82	60	69	56	902
うち個別に減損評価	358	91	47	27	30	55	608
うち集合的に減損評価	146	40	35	33	39	1	294

(注1) 開示された部門に加えて、コーポレート・センターを含む。

(注2) 貸倒引当金は、公正価値で計上されていない貸出金にのみ基づくものである。

以下の表は、貸出金ポートフォリオの減損貸出金及び関連する貸倒引当金の変動の概要をセグメント別に示したものである。

貸出金ポートフォリオのセグメント別の減損貸出金、総額

	個人	法人及び 諸機関	合計
2018年度（百万スイス・フラン）			
期首残高	632	1,478	2,110
新規減損貸出金	470	997	1,467
既存減損貸出金増加	30	44	74
正常債権への分類変更	(202)	(104)	(306)
返済 ¹	(121)	(250)	(371)
担保の流動化、保険又は保証支払	(47)	(208)	(255)
売却 ²	0	(263)	(263)
償却減	(79)	(182)	(261)
外貨換算影響額及びその他の調整額、純額	(6)	3	(3)
期末残高	677	1,515	2,192

(注1) 元本の全額又は一部返済。

(注2) 満期保有貸出金を売却する目的で売却可能に組替えられた貸出金を含む。

貸出金ポートフォリオのセグメント別の貸倒引当金

	個人	法人及び 諸機関	合計
2018年度（百万スイス・フラン）			
期首残高	220	662	882
うち個別に減損評価	179	475	654
うち集散的に減損評価	41	187	228
損益計算書に認識された変動額、純額	19	182	201
償却減、総額	(85)	(184)	(269)
回収額	21	37	58
償却減、純額	(64)	(147)	(211)
利息引当金	11	19	30
外貨換算影響額及びその他の調整額、純額	1	(1)	0
期末残高	187	715	902
うち個別に減損評価	146	462	608
うち集散的に減損評価	41	253	294

貸出金指標

期末	スイス・ユニバーサル・バンク部門	インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	アジア太平洋部門	グローバル・マーケッツ部門	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門	ストラテジック・リゾリューション・ユニット	クレディ・スイス ¹
2018年度（%）							
不良債権及び未収利息不計上債権／貸出金、総額	0.4	1.1	0.5	0.3	0.8	9.2	0.5
減損貸出金、総額／貸出金、総額	0.6	1.6	0.5	0.5	1.0	20.8	0.8
貸倒引当金／貸出金、総額	0.3	0.3	0.2	0.7	1.5	7.7	0.3
個別貸倒引当金／減損貸出金、総額	38.4	10.9	25.4	62.8	66.7	36.4	27.7
2017年度（%）							
不良債権及び未収利息不計上債権／貸出金、総額	0.3	0.7	0.2	0.6	1.0	11.6	0.5
減損貸出金、総額／貸出金、総額	0.5	1.1	0.3	0.8	1.0	36.0	0.8
貸倒引当金／貸出金、総額	0.3	0.2	0.2	0.9	1.5	8.1	0.3
個別貸倒引当金／減損貸出金、総額	44.2	13.9	46.3	58.5	75.0	21.9	31.0

貸出金総額及び減損貸出金総額は、公正価値で計上されている貸出金を除く。また、貸倒引当金は、公正価値で計上されていない貸出金にのみ基づくものである。

(注1) 開示された部門に加えて、コーポレート・センターを含む。

デリバティブ商品

当グループは、マーケット・メーカー、ポジショニング及び裁定取引目的並びに金利、外国為替及び信用リスクの軽減を含む当グループのリスク管理需要のために、通常の業務においてデリバティブ契約を締結する。

デリバティブは、個別に交渉されたOTC契約又は規制された取引所で取引された標準的な契約のどちらかである。最も頻繁に用いられているデリバティブ商品は、金利スワップ、クロス・カレンシー・スワップ及びCDS、金利及び為替オプション、外国為替予約並びに為替及び金利先物等を含んでいる。

デリバティブ商品の再取得価値は、連結貸借対照表日における公正価値と一致し、個人顧客勘定及び自己勘定で行う取引から生じる。プラスの再取得価値（以下、「PRV」という。）は資産を構成するが、マイナスの再取得価値（以下、「NRV」という。）は負債を構成する。公正価値は、将来の利益又は損失ではなく、むしろ、開始時にデリバティブ商品と引き換えに支払い又は受領されたプレミアム（該当する場合）及びある時点におけるすべてのデリバティブのマーケット・メーカーによる未実現利益及び損失を示している。デリバティブの公正価値は、入手可能な場合は主に観測可能な市場価格か、これが存在しない場合は類似の特徴及び満期を有する商品の観測可能な市場パラメーター、現在価値純額の分析、又は適切なその他の価格設定モデル等の、様々な方法を使用して決定される。

以下の表は、法的に強制力のあるネットティング契約及び担保契約の利用により、デリバティブ債権に対する信用リスクがどの程度軽減されるかを示している。ネットティング契約が法的に強制力のある場合、当グループは、ネットティング契約により、同一の取引先と取引されるデリバティブ資産と負債の残高を相殺させることができる。連結貸借対照表において、再取得価値は、当該契約の正味額が開示される。担保契約は、取引先及び／又は取引の性質に基づき特定の取引先と締結され、当該契約により、関連取引の担保として当グループに対し現金又は有価証券を提供することが求められる。デリバティブの帳簿価額は、米国において一般に公正妥当と認められている会計基準に従って表示されており、バーゼル枠組みにおける第3の柱に基づき義務付けられている当グループの開示に示されたデリバティブ指標と比較することはできない。

満期別のデリバティブ商品

期末／満期年度	2018年度				2017年度			
	1年未満	1年から 5年	5年超	プラスの 再取得 価値	1年未満	1年から 5年	5年超	プラスの 再取得 価値
十億スイス・フラン								
金利商品	8.0	19.1	42.6	69.7	9.6	26.5	50.9	87.0
外国為替商品	14.8	7.5	5.6	27.9	16.3	8.0	6.2	30.5
株式／指数関連商品	5.5	5.8	0.2	11.5	5.4	6.6	0.1	12.1
クレジット・デリバティブ	0.6	2.9	1.9	5.4	0.6	5.3	1.8	7.7
その他の商品 ¹	0.7	0.0	1.0	1.7	0.4	0.2	1.0	1.6
OTCデリバティブ商品	29.6	35.3	51.3	116.2	32.3	46.6	60.0	138.9
取引所取引デリバティブ商品				12.2				9.5
ネットティング契約 ²				(110.1)				(128.8)
デリバティブ商品合計				18.3				19.6
うちトレーディング資産として計上				18.3				19.6
うちその他の資産として計上				0.0				0.0

(注1) 主に、貴金属、コモディティ及びエネルギー商品。

(注2) 法的に強制力のあるネットティング契約を考慮。

信用リスクに晒されるデリバティブ取引は、信用供与のための請求及び承認プロセス、現行の信用及び取引先の監視並びに信用度レビュープロセスの対象である。以下の表は、当グループの信用格付別のデリバティブ商品による信用エクスポージャー分布を示している。

取引先の信用格付別のデリバティブ商品

期末	2018年度	2017年度
十億スイス・フラン		
AAA	1.3	1.5
AA	5.9	5.7
A	3.3	4.1
BBB	5.5	5.7
BB以下	1.7	1.7
OTCデリバティブ商品	17.7	18.7
取引所取引デリバティブ商品 ¹	0.6	0.9
デリバティブ商品合計¹	18.3	19.6

(注1) 法的に強制力のあるネットティング契約を考慮。

当行の満期別及び取引先の信用格付別のデリバティブ商品は、絶対額及び条件の変動にかかわらず、上記に記載される当グループの情報と大きく異なっていない。

デリバティブ商品は、トレーディング活動によるエクスポージャー（トレーディング）及びヘッジ会計に適格なエクスポージャー（ヘッジング）に分類される。トレーディングには、マーケット・メーカー、ポジショニング及び裁定取引に関連する活動が含まれている。また、これには、当グループが自身のリスク管理目的のためにデリバティブ契約を締結する場合で、当該契約が米国GAAPに基づくヘッジ会計として処理することは認められていない場合の経済的ヘッジを含む。ヘッジには、公正価値ヘッジ、キャッシュフローヘッジ及び純投資ヘッジなど、米国GAAPに基づくヘッジ会計として処理することが認められる契約が含まれる。

先渡し契約及び先物契約

当グループは、商業用及び住宅用抵当を購入又は販売するために、ローン担保証券、外国為替及びコミットメントの先買及び先売契約を締結している。また、当グループは、エクイティ・ベースの指数及びその他の金融商品並びに先物取引のオプションに関する先物契約を締結している。これらの契約は、通常、顧客のニーズに応じるために、取引及びヘッジ目的で締結されている。

先渡し契約において、当グループは、取引先の信用リスクに晒されている。この信用リスクを軽減するために、当グループは、取引先の取引を制限し、定期的に与信限度をレビューし、内部で確立された信用拡大方針を遵守している。

先物契約及び先物契約のオプションにおいて、市場価格の変化は、クリアリング・ブローカーにより毎日現金で処理される。そのため、クリアリング・ブローカーに対する当グループの信用リスクは、1日当たりの市場価格の正味のプラスの変化に制限される。

スワップ

当グループのスワップ契約は主に金利スワップ、CDS、通貨及びエクイティ・スワップで構成される。当グループは、取引及びリスク管理の目的でスワップ契約を締結している。金利スワップとは、合意された、想定元本及び満期に基づき、金利の支払いを交換するための契約上の合意である。CDSは、スワップの買主が、参照法人の信用事由の発生によるスワップの売主による偶発的な支払金と引き換えに、定期的な費用を支払う契約の合意である。信用事由とは、一般的に、破産、支払不能、財産管理、極めて不利な内容での債務の再構成、又は支払期限時における債務支払不履行として定義されている。通貨スワップは、合意された想定元本及び通貨の組み合わせに基づき異なる通貨による支払いを交換する契約上の合意である。エクイティ・スワップは、通常は指数又は金利の変動に基づく別のレートを支払う代わりに、株式商品の特定の行使価格に基づく価値の上昇及び下落を受ける契約上の合意である。

オプション

当グループは、特に、顧客のニーズに対応する目的及び取引目的のオプションを引き受けている。これらの引き受けられたオプションは、行使により、取引先ではなく当グループが、実行する義務を負担することになるため、当グループを顧客の信用リスクに晒すことはない。当グループは、契約期間の初めに現金でプレミアムを受領する。契約期間中、当グループは、オプションの原資産金融商品の価値の好ましくない変化に関するリスクを負担する。かかる市場リスクを管理するため、当グループは、現金又はデリバティブ金融商品を購入又は売却する。かかる購入及び売却は、債券及び持分証券、先渡し及び先物契約、スワップ並びにオプションを含む場合がある。

また、当グループは、顧客のニーズに対応するため、取引目的及びヘッジ目的でオプションを購入している。購入したオプションに対し、当グループは、指定された日付以前に固定価格で原資産商品を購入又は売却する権利を取得する。契約期間中、当グループのリスクは、支払プレミアムに限定される。これらのオプションの原資産商品は、一般的に、債券及び持株証券、外国通貨及び金利商品又は指数を含んでいる。これらのオプション契約の取引先は、信用度を評価するために定期的にレビューされる。

選択されたヨーロッパ諸国における信用リスク・エクスポージャー

当グループが開示するヨーロッパ諸国における信用リスク・エクスポージャーの範囲には、3つの主要な格付機関のうち少なくとも一つによりAA（又はAA相当）を下回る格付がなされ、かつ、当グループの総エクスポージャーが当グループの定量的基準である0.5十億ユーロを超えるEUの国をすべて含んでいる。当グループは、外部の格付は、不利な事業、金融及び経済状況に対する脆弱性の兆候を含む、債務の支払いのための国家の財力を判断するために有効な手段であると考えている。

選択されたヨーロッパ諸国における信用リスク・エクスポージャーの監視

当グループのこれらのヨーロッパ諸国に対する信用リスク・エクスポージャーは、当グループのリスク管理プロセス全体の一部として管理されている。当グループは、国別与信限度を利用しており、定期的にシナリオ分析を行っている。かかる分析は、当グループの選択されたヨーロッパの金融機関に対するエクスポージャーからの間接的なソブリン信用リスク・エクスポージャーの分析を含んでいる。この間接的なソブリン信用リスク・エクスポージャーの評価には、当グループの開示の所定の範囲内における、ヨーロッパ諸国に対する取引先のエクスポージャーの公的に入手可能な開示の分析が含まれる。当グループは、毎月の報告を通して、自己のOTCデリバティブ及び売戻条件付取引のエクスポージャーを裏付ける担保の集中度を監視している。当グループはまた、ソブリン格付の格下げが担保の適格性に与える影響を監視している。G7及び非G7諸国によるソブリン担保に関する厳しい制限は、毎月監視されている。類似の開示は、規制当局に対する当グループの定期的なリスク報告の一部である。

当グループの世界的なシナリオ枠組みの一環として、取引先信用リスクのストレス・テスト枠組みは、入手可能な履歴に見られる最悪の1年間及び1ヶ月間の変動並びに同データ・セット中の最悪の1週間の変動の99パーセンタイルに設定されたシナリオに基づいて、取引先エクスポージャーを測定する。シナリオに基づく測定結果は、当グループがエクスポージャーを有するすべてのヨーロッパ諸国を含む、当グループのすべての取引先について、取引先別に合計される。さらに、取引先デフォルトのシナリオは、特定の事業体がデフォルトとなった場合に実施される。これらのシナリオのうち一つにおいて、ヨーロッパ1国のソブリン・デフォルトが調査されている。このシナリオは、この国がデフォルトとなった場合にその国に対して当グループが有する最大のエクスポージャーを決定し、また、モデル化された国がデフォルトとなったことにより、実質的にエクスポージャーが生じる取引先を特定する役割を果たしている。

シナリオ枠組みは、選択されたヨーロッパ諸国（現在はギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガル及びスペインをモデルとしている。）がデフォルトに陥った場合を仮定した特定のユーロ圏における危機のシナリオ

を含む、幅広いその他の深刻なシナリオも検討している。これらの諸国におけるソブリン、金融機関及び法人がデフォルトとなり、ソブリン及び金融機関のエクスポージャーについては100%の損失、法人についてはその信用格付に応じて0%から100%の損失になると仮定している。このシナリオの一部として、当グループは、さらに、株式市場の崩壊を含む深刻な市場急落、信用スプレッドの拡大、金価格の反発及びユーロの通貨としての評価減を仮定している。また、ユーロ圏の危機のシナリオは、選択されたヨーロッパ諸国全体のデフォルトにより深刻な影響を受けると当グループが考える、少数の当グループの市場取引先のデフォルトを仮定している。当グループは、これらの取引先が、該当諸国における直接的な存在及び直接的なエクスポージャー故に最も影響を受ける機関であると考えため、これらの取引先は、デフォルトとなると仮定されている。これらのプロセスを通して、当グループのエクスポージャーに関する再評価及びリデノミネーションのリスクは、当グループのリスク管理機能により定期的に検討されている。

選択されたヨーロッパ諸国における信用リスク・エクスポージャーの表示

カントリー・エクスポージャーの表示は、当グループの内部リスクの所在地の考え方を基準とする。かかるリスクの所在地の基準は、法律上の相手方の本拠地をもとに判断され、親会社が国外に所在する場合でも、報告の対象となる国に本拠地を置く法人のエクスポージャーが含まれる場合がある。

表に記載されている信用リスク・エクスポージャーは、リスク・ベースの観点に基づき、関連する貸倒引当金控除前の額で表示される。当グループは、当グループの信用リスク・エクスポージャー及び関連するリスク軽減を以下の明確な分類で表示する。

- ・信用リスク・エクスポージャー総額は、実行された貸出金、発行された信用状及び契約ファシリティの未引出部分の元本金額、法的強制力のあるネットティング契約を考慮後のデリバティブ商品のPRV、マネーマーケット・ファンドに対する投資の想定元本並びに発行者レベルでネットされた証券金融取引及び負債現金取引ポートフォリオ（短期証券）の市場価値を含む。
- ・リスク軽減は、CDS及びその他のヘッジ（想定元本純額）、保証、保険並びに担保（主に、当グループのプライベート・バンキング、法人及び諸機関向け事業の法人及びその他に対するエクスポージャーに関する、主として現金、有価証券、及びこれらより額は少ないが、不動産）を含む。エクスポージャー純額の算定に利用される担保価格は、当グループのリスク管理方針に従って決定され、該当するマージンの対価を反映したものである。
- ・信用リスク・エクスポージャー純額は、リスク軽減控除後の信用リスク・エクスポージャー総額を示している。
- ・在庫とは、発行者レベルですべてネットされる、それぞれ市場価値による取引及び非取引における実体的な負債及び合成ポジションのロング・ポジションの在庫を示している。実体的な負債とは、非デリバティブ負債ポジション（例えば社債）をいい、合成ポジションはOTC契約（購入及び／又は売却されたCDS及びトータル・リターン・スワップ）を通して創出される。

リスク軽減の列に表示されるCDSは、当グループのOTCエクスポージャーに対する直接的なヘッジとして購入されたものであり、リスク軽減の影響は、プロテクション・プロバイダーに対するCDSリスク管理の値洗い公正価値とともに、リスク目的での契約の想定元本とみなされる。CDSの想定元本純額は、購入したCDSプロテクションの想定元本から売却したCDSプロテクションの想定元本を控除した金額を反映しており、CDS取引先ではなくCDSの参照する信用のオリジネーションに基づいている。在庫の列に含まれるCDSは、在庫の列に含まれる商品の信用リスクをヘッジする当グループの取引帳簿に記録されている契約を示しており、これらがヘッジしている債券商品の価格と同様の基準で開示されている。

当グループは、これらのヨーロッパ諸国に対してトランシェCDSポジションを有しておらず、少額の指数化クレジット・デリバティブが在庫に含まれる。

CDS契約自体の信用リスク、すなわちCDS相手方がデフォルトの場合に履行しないリスクは、参照される信用の信用リスクとは別に管理されている。かかる信用リスクを軽減するために、概ねすべてのCDS契約が担保されている。また、当グループが法的強制力があり、毎日証拠金を算出することを規定しているISDAのマスター契約を結んでいる相手方との間においてそれらは締結されている。

選択されたヨーロッパ諸国における信用リスク・エクスポージャーの推移

リスク軽減考慮前の総額ベースで、当グループのキプロス、クロアチア、ギリシャ、アイルランド、イタリア、マルタ、ポルトガル及びスペインに対するリスク・ベースのソブリン信用リスク・エクスポージャーは、2017年12月31日現在の3,008百万ユーロに比べ11%増加して、2018年12月31日現在は3,350百万ユーロとなった。当グループのこれらのソブリンに対するエクスポージャー純額は、2017年12月31日現在の1,463百万ユーロに比べ80%増の2,640百万ユーロとなった。2018年12月31日現在のこれらの国における当グループの非ソブリン・リスク・ベースの信用リスク・エクスポージャーには、金融機関に対するエクスポージャー純額2,462百万ユーロ（2017年12月31日現在と比べ30%増）並びに法人及びその他取引先に対するエクスポージャー純額2,869百万ユーロ（2017年12月31日現在と比べ20%増）が含まれていた。

購入した信用プロテクションのほとんどは、開示対象国外の集中清算機関又は銀行との取引によるものである。開示対象国内の集中清算機関又は銀行から購入した信用プロテクションについては、かかる信用リスクは、それぞれの国に対するエクスポージャーの総額及び純額に反映されている。

ソブリン債の格付の変動

2017年度末から2019年2月28日にかけて、下表に記載される国々の長期ソブリン債格付は、次の通り変更された。スタンダード・プアーズは、クロアチアの格付をBBからBB+に格上げし、キプロスの格付をBB+からBBB-に格上げし、ギリシャの格付をB-からB+に格上げし、スペインの格付をBBB+からA-に格上げした。フィッチは、クロアチアの格付をBBからBB+に格上げし、キプロスの格付をBBからBBB-に格上げし、ギリシャの格付をB-からBB-に格上げし、マルタの格付をAからA+に格上げし、スペインの格付をBBB+からA-に格上げした。ムーディーズは、キプロスの格付をBA3からBA2に格上げし、ギリシャの格付をCAA2からB3に格上げし、イタリアの格付をBAA2からBAA3に格下げし、ポルトガルの格付をBA1からBAA3に格上げし、スペインの格付をBAA2からBAA1に格上げした。かかる格付の変更は、当グループの財政状態、経営業績、流動性又は資本資源に重大な影響を及ぼさなかった。

選択されたヨーロッパ諸国における信用リスク・エクスポージャー

	信用リスク・ エクスポ ージャー総額		リスク軽減	信用リスク・ エクスポ ージャー純額	在庫 ²		信用リスク・エク スポージャー合計	
		CDS	その他 ¹			合成在庫純 額 ³	総額	純額
2018年12月31日								
クロアチア（百万ユーロ）								
ソブリン	0	0	0	0	6	6	6	6
法人及びその他	50	0	0	50	0	0	50	50
合計	50	0	0	50	6	6	56	56
キプロス								
ソブリン	0	0	0	0	2	0	2	2
金融機関	9	0	8	1	0	0	9	1
法人及びその他	1,151	0	1,077	74	0	0	1,151	74
合計	1,160	0	1,085	75	2	0	1,162	77
ギリシャ								
金融機関	154	0	153	1	0	0	154	1
法人及びその他	470	0	430	40	0	(13)	470	40
合計	624	0	583	41	0	(13)	624	41
アイルランド								
ソブリン	2,004	0	0	2,004	0	0	2,004	2,004
金融機関	1,274	0	249	1,025	28	(14)	1,302	1,053
法人及びその他	951	0	347	604	22	(114)	973	626
合計	4,229	0	596	3,633	50	(128)	4,279	3,683

イタリア								
ソブリン	984	617	93	274	0	(324)	984	274
金融機関	1,509	2	655	852	1	(113)	1,510	853
法人及びその他	4,208	81	3,072	1,055	34	(162)	4,242	1,089
合計	6,701	700	3,820	2,181	35	(599)	6,736	2,216
マルタ								
金融機関	72	0	0	72	0	0	72	72
法人及びその他	533	0	511	22	0	0	533	22
合計	605	0	511	94	0	0	605	94
ポルトガル								
ソブリン	0	0	0	0	30	36	30	30
金融機関	185	0	175	10	7	(9)	192	17
法人及びその他	314	13	224	77	2	(191)	316	79
合計	499	13	399	87	39	(164)	538	126
スペイン								
ソブリン	324	0	0	324	0	(49)	324	324
金融機関	964	12	489	463	2	(40)	966	465
法人及びその他	2,061	8	1,198	855	34	21	2,095	889
合計	3,349	20	1,687	1,642	36	(68)	3,385	1,678
合計								
ソブリン	3,312	617	93	2,602	38	(331)	3,350	2,640
金融機関	4,167	14	1,729	2,424	38	(176)	4,205	2,462
法人及びその他	9,738	102	6,859	2,777	92	(459)	9,830	2,869
合計	17,217	733	8,681	7,803	168	(966)	17,385	7,971

(注1) その他のヘッジ（デリバティブ商品）、保証、保険及び担保を含んでいる。

(注2) 発行者レベルでネットティングされたロング・ポジションの在庫を示している。

(注3) 実質的にすべてがCDSによるものである。ショート・ポジションを除くロング・ポジションの在庫を示している。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

5【研究開発活動】

該当事項なし。

第 4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当グループが所有する主要な事務所は、スイス チューリッヒ パラデプラッツ 8 番地に存する。2018年度末現在、当グループは、世界各国に355の事務所及び支店を有しており、そのうちの約56%がスイスに存する。

2018年度末現在、当グループの世界各国の事務所及び支店の約25%は、当グループが直接所有しているものであり、それ以外は商用リースに基づき使用されている。商用リースに基づき保有する事務所及び支店に関するリース契約のうち52%は、2023年より後に終了する。当グループが所有する不動産のうち最大の10件の簿価総額は、2018年度末現在で約0.8十億スイス・フランであった。当グループの主要な設備には、抵当権又は一部の金融機関に対する債務に関連して付与されるその他の担保権が設定されていない。

当グループは、当グループの現在の設備が既存の事業にとって適切であると考えている。経営陣は、当グループの事業設備の適切性、マーケット・プレゼンス、修繕及びメンテナンスにつき、定期的に評価を行う。

2 【主要な設備の状況】

上記 1 を参照のこと。

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要なものはない。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】（2018年12月31日現在）

	授権株数（株）	発行済株式総数（株）	未発行株式数（株）
額面0.04スイス・フランの記名式株式	3,271,129,950	2,556,011,720	715,118,230 ¹

(注1) 未発行株式数のうち最大で653,000,000株（条件付き、転換及び承認済の資本）までは株主によるさらなる承認なしで発行できる。これらの株式のうち111,193,477株は資本商品のために確保されている。

②【発行済株式】（2018年12月31日現在）

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
額面0.04スイス・フランの記名式株式	普通株式	2,556,011,720	スイス及びニューヨーク（米国預託 株式のみ）の各証券取引所	普通 株式
計	-	2,556,011,720	-	-

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】

	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （スイス・フラン）	資本金残高 （スイス・フラン）
2014年1月1日 ～2014年12月31日 ¹	11,049,598		441,984 (48百万円)	
2014年12月31日		1,607,168,947		64,286,758 (7,003百万円)
2015年1月1日 ～2015年12月31日 ²	350,210,297		14,008,412 (1,526百万円)	
2015年12月31日		1,957,379,244		78,295,170 (8,529百万円)
2016年1月1日 ～2016年12月31日 ³	132,518,134		5,300,725 (577百万円)	
2016年12月31日		2,089,897,378		83,595,895 (9,107百万円)
2017年1月1日 ～2017年12月31日 ⁴	466,114,342		18,644,574 (2,031百万円)	
2017年12月31日		2,556,011,720		102,240,469 (11,138百万円)
2018年1月1日 ～2018年12月31日	-		-	
2018年12月31日		2,556,011,720		102,240,469 (11,138百万円)

(注1) この増加額は下記の合計である。

- ・年次株主総会前において、一株当たり額面0.04スイス・フランの記名式株式11,049,598株に対する新株引受権が行
使されたことによる、441,984スイス・フラン

(注2) この増加額は下記の合計である。

- ・2015年11月23日における私募に関連して、58,000,000株増加したことによる、2,320,000スイス・フラン
- ・2015年12月4日におけるライツ・オフリングに関連して、260,983,898株増加したことによる、10,439,356スイ
ス・フラン

・2015年5月における株式配当に関連して、31,226,399株の新株が発行されたことによる、1,249,056スイス・フラン

(注3) この増加額は下記の合計である。

・2016年5月における転換資本により30,000,000株発行したことによる、1,200,000スイス・フラン
・2016年6月におけるヨーク・キャピタル・マネジメントの買収に関連したアーンアウト・オプションによる決済に伴い27,000,000株発行したことによる、1,080,000スイス・フラン
・2016年6月における株式配当に関連して、75,518,134株の新株が発行されたことによる、3,020,725スイス・フラン

(注4) この増加額は下記の合計である。

・2017年6月8日におけるライツ・オファリングに関連して、393,232,572株増加したことによる、15,729,303スイス・フラン
・2017年5月における株式配当に関連して、72,881,770株の新株が発行されたことによる、2,915,271スイス・フラン

(4) 【所有者別状況】 (2018年12月31日現在)

	株主数 (人)	割合 (%)	所有株式数 (株)	割合 (%)
個人投資家	109,205	97	201,455,312	8
機関投資家	3,206	3	1,274,073,707	50
株主名簿に登録されている株式	112,411	100	1,475,529,019	58
株主名簿に登録されていない株式	-	-	1,080,482,701	42
計	-	-	2,556,011,720	100

(5) 【大株主の状況】 (2018年12月31日現在)

主要株主

金融市場インフラ並びに証券及びデリバティブ取引における市場行動に関する連邦法（以下、「FMIA」という。）では、スイス証券取引所（以下、「SIX」という。）に上場されている会社の株式を保有する者は、商業登記簿に登録された議決権の保有比率が3%、5%、10%、15%、20%、25%、33 1/3%、50%又は66 2/3%に届くか、下回るか又は超過した場合には、議決権の行使能力の有無にかかわらず、当該会社及びSIXに通知を行うことを義務づけられている（すなわち、通知にはオプションや類似する商品等の一定のデリバティブの保有も含まれなくてはならない。）。当該通知を受領後、会社には、情報を公表する義務が生じる。さらに、スイス債務法に従い、毎年の連結財務諸表の注記において、会社の株式の5%超を保有している株主を明らかにしなくてはならない。以下に、株式を購入又は売却する権限を含む、主要株主による株式保有の概要を最新の開示通知をもとに示す。FMIAの要件に従い、以下に示す保有比率は、各開示通知の日付の時点の定款に記載された株式資本に関連して計算されたものである。株主は保有比率が上記の基準値に届いた場合、下回った場合は又は上回った場合にのみ会社やSIXに通知することが義務付けられているため、当グループの主要株主の保有比率は各株主の直近の通知日時点の比率と現在の比率が一致しない場合がある。開示通知の全文は当グループのウェブサイト（credit-suisse.com/shareholders）で閲覧可能である。下記記載の場合を除き、保有者は株式1株につき議決権1個を有する。

当グループは、主要な外部株主に対する開示要件と同様の開示要件の対象である自社株式（上記株式買戻しプログラムに基づき取得した株式を含む。）に対するポジションを保有している。かかるポジションは変動し、株式買戻しプログラムによる取引に加えて、主にマーケット・メイキング、顧客注文の促進及び従業員に対する報酬制度に基づく義務の履行を反映している。当グループが保有する株式は議決権を有していない。2018年12月31日現在、当グループの保有高は、2.78%相当の買いポジション（記名式株式0.15%及び新株引受権2.636%）及び4.87%相当の売りポジション（売却権）であった。売りポジションは、主に、一定のトリガー事由の発生時に

普通株式に転換される当グループのティア1資本商品に関するものであった。2019年度の株式買戻しプログラムにより、自社株式に対する当グループの買いポジションは2019年度中徐々に増加する見込みである。

主要株主

	最新の通知日	株式数 (百万)	株式保有率 概算 (%) ¹	購入権 (%)
2018年12月31日又は直近の通知日				
カタール投資庁（登録企業－カタール・ホールディングLLC）	2018年9月6日	133.2	5.21	0.39 ²
ノルウェー銀行	2018年2月15日	127.4	4.98	-
ザ・オラヤン・グループ（登録企業－コンペトル・エスタブリッシュメント）	2018年12月12日	126.0	4.93	0.07 ³
ブラックロック・インク	2017年9月2日	86.9	4.17	-
ハリス・アソシエイツL.P.	2013年11月9日 ⁴	81.5	5.17	-
ドッジ&コックス	2018年12月28日 ⁵	78.2	3.06	-
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズLLP	2018年12月7日	77.4	3.03	-
2017年12月31日又は直近の通知日				
ノルウェー銀行	2018年2月15日	127.4	4.98	-
カタール投資庁（登録企業－カタール・ホールディングLLC）	2017年8月16日	126.2	4.94	10.97
オラヤン・グループ（登録企業－クレセント・ホールディングGmbH）	2017年6月2日	106.6	4.93	5.29
ブラックロック・インク	2017年9月2日	86.9	4.17	-
ハリス・アソシエイツL.P.	2013年11月9日	81.5	5.17	-
キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク	2017年10月31日	76.6	3.01	-
2016年12月31日又は直近の通知日				
オラヤン・グループ（登録企業－クレセント・ホールディングGmbH）	2016年9月16日	111.3	5.41	5.31
ノルウェー銀行	2016年12月3日	104.4	4.99	-
カタール投資庁（登録企業－カタール・ホールディングLLC）	2016年11月16日	103.0	4.93	12.81
キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク	2017年1月28日	96.7	4.91	-
ハリス・アソシエイツL.P.	2013年11月9日	81.5	5.17	-
ブラックロック・インク	2013年1月25日	38.6	3.01	-

(注1) 株式保有率概算は、該当する開示通知時点の株式資本に関連して計算されたものである。そのため、開示通知日より後の発行済株式数の変更起因する保有率の変動は反映されていない。

(注2) クレディ・スイス・グループ（ガーンジー）IIリミテッドは、その2.5十億スイス・フラン9.0%利付ハイ・トリガー・ティア1資本商品及び1.72十億米ドル9.5%利付ハイ・トリガー・ティア1資本商品（強制偶発株式転換永久証券）を2018年10月23日に繰上償還した。この取引の結果、カタール投資庁に関して昨年開示した10.97%の購入権は現在存在しない。0.39%の購入権は、プット・オプションに関連している。

(注3) クレディ・スイス・グループ（ガーンジー）IIリミテッドは、その1.725十億米ドル9.5%利付ハイ・トリガー・ティア1資本商品（強制偶発株式転換永久証券）を2018年10月23日に繰上償還した。この取引の結果、ザ・オラヤン・グループに関して昨年開示した5.29%の購入権のうち5.24%は現在存在しない。0.07%の購入権は、プット・オプション及び永久ティア1偶発転換社債に関連している。

(注4) この持分は、ハリス・アソシエイツ・インベストメント・トラストの報告義務のある持分（2018年8月1日にSIXが公表した4.97%の株式保有）を含んでいる。

(注5) この持分は、ドッジ&コックス・インターナショナル・ストック・ファンドの報告義務のある持分（2019年2月5日にSIXが公表した3.09%の株式保有）を含んでいる。

2【配当政策】

スイス債務法によって、配当は、過年度の分配可能な利益がある場合のみ当該分配可能な利益の範囲内で、又は配当をするに足る制限のない準備金を有している場合のみ行うことができる。さらに、年間純利益の少なくとも5%は、法定準備金が払込み株式資本の20%未満である限り、法定準備金として維持及び計上されなくてはならない。当グループの準備金は、現在この20%の基準値を上回っている。さらに配当金は、年次株主総会で株主に承認されて初めて支払われる。取締役会は、配当金の支払いを提案することができるが、配当金自体を設定することは

できない。スイスでは、監査役は、利益剰余金の処分が、スイス法及び定款に合致しているか否かを確認する義務がある。実際には、株主は、通常は取締役会の配当案を承認する。配当金は、通常は利益の処分に関する株主決議が採択された後に支払期日が到来する。スイス債務法に基づき、宣言された配当の支払請求に関する除斥期間は5年間である。

2018年度中に支払われた2017年度の事業年度における配当は、一株当たりの0.25スイス・フランの現金による資本拋出の準備金からの現金配当により構成されていた。この配当はスイスの源泉徴収税の課税対象とはならず、スイスに居住する個人投資家が個人的な投資として株式を所有している場合には所得税の課税対象にもならなかった。

当グループの配当政策は、投資者に効率的な形で、収益に応じて資本を分配することを目指している。当グループは、2017年度以降配当政策を改訂し、株主の選択により株式配当を選択することが可能であった提案を取り止め、近年株主が1株当たりの配当金合計のうち（株式ではなく）現金を選択していた部分と同様の水準による現金のみの配当の提案に切り替えた（但し、業績並びに適時の取締役会の決定及び株主の承認を条件とする。）。当グループは、2019年度及び2020年度は株主に対する持続可能な普通株式配当を生み出し、また年率で普通株式配当を少なくとも5%増額する見込みである。

2019年4月26日に開催された当社の年次株主総会において、2018年事業年度の資本拋出の準備金を原資として一株当たり0.2625スイス・フランの配当を株主に対して行うことが承認された。この資本拋出準備金からの配当金（現金及び株式）はスイスの源泉徴収税の課税対象とはならず、スイスに居住する個人の投資家が個人的な投資として株式を所有している場合、所得税の課税対象にもならない。この配当金は、現金で支払われた。配当落ち日は、2019年5月3日に設定されている。

当グループが持株会社構造であることを反映して、当社は、事業会社ではなく、出資を通じて子会社を保有している。したがって、株主に対して配当金を支払い、長期債務を返済するために子会社からの配当金に依存している。当グループの子会社は、通常、配当支払可能額に関する法的な制約に服している。事業子会社からの配当金は、その事業に関する今後の業績及び成長の予想を考慮した上で決定されている。

普通株式一株当たりの配当金

	米ドル ¹	スイス・フラン
各事業年度の普通株式一株当たりの配当金		
2018年度	0.2571	0.2625
2017年度	0.2490	0.25
2016年度	0.7161	0.70
2015年度	0.7194	0.70
2014年度	0.7464	0.70

（注1） 各米国預託株式への配当を表す。小数点第4位に四捨五入されている。詳細は、credit-suisse.com/dividendを参照のこと。

3【株価の推移】

スイス証券取引所

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

決算年月	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
最高 (スイス・フラン)	30.1	27.9	21.3	17.8	18.6
最低 (スイス・フラン)	23.8	18.2	9.9	13.0	10.4

（2）【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

月 別	2018年7月	2018年8月	2018年9月	2018年10月	2018年11月	2018年12月
最高 (スイス・フラン)	15.970	15.810	15.265	14.645	13.100	12.100
最低 (スイス・フラン)	14.790	14.515	14.415	12.425	11.760	10.445

4【役員の状況】

男性の取締役及び業務執行役員の人数：19名

女性の取締役及び業務執行役員の人数：6名

(取締役及び業務執行役員のうち女性の比率：24.0%)

取締役（本書提出日現在）

クレディ・スイス・グループAGとクレディ・スイス銀行の取締役会の構成は同じである。

氏名及び誕生年	略歴
ウルス・ローナー (1959年)	職歴 2004年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2009年－現在) 取締役会会長並びにガバナンス及び指名委員会議長 (2011年－現在) 行動及び金融犯罪管理委員会議長 (2019年－現在) イノベーション&テクノロジー委員会委員 (2015年－現在) クレディ・スイス (シュヴァイツ) AG (スイス子会社) の取締役 (2015年－現在) 取締役会副会長並びにガバナンス及び指名委員会委員 (2009年－2011年) リスク委員会委員 (2009年－2011年) 最高業務執行責任者 (2006年－2009年) クレディ・スイス銀行のジェネラル・カウンセル (2005年－2009年) 当社のジェネラル・カウンセル (2004年－2009年) クレディ・スイス銀行の業務執行役員会のメンバー (2005年－2009年) 当社の業務執行役員会のメンバー (2004年－2009年) 2000年－2004年 プロジーベンザット 1・メディアAGの業務執行役員会会長及び最高経営責任者 1983年－1999年 レンツ・アンド・スタヘリン法律事務所 パートナー (1992年－1999年) 弁護士 (1983年－1988年、1990年－1992年) 1988年－1989年 ニューヨークのサリヴァン・アンド・クロムウェルLLPの弁護士 学歴 1990年 ニューヨーク州弁護士資格を取得 1986年 チューリッヒ州弁護士資格を取得 1983年 スイスのチューリッヒ大学で法律学の修士号 (lic.iur.: 修士相当学位) を取得 その他の活動及び職務 グラクソ・スミスクラインPLCの取締役 スイス銀行協会副会長¹ スイス金融評議会理事¹ 国際金融協会理事¹ ヨーロッパ・バンキング・グループのメンバー¹ 欧州金融サービス・ラウンドテーブルのメンバー¹ チューリッヒ大学経済学部諮問委員会議長 ルツェルン音楽祭理事 (注1) ローナー氏は、当グループ会長として、これらの機関での職務を遂行している。

氏名及び誕生年	略歴
アイリス・ボーネット (1966年)	職歴 2012年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2012年－現在) 報酬委員会委員 (2012年－現在) イノベーション&テクノロジー委員会委員 (2015年－現在) 1998年－現在 ハーバード・ケネディスクール 学部長 (2018年－現在、2011年－2014年) ビジネス及び政治学のアルバート・プラット教授 (2018年－現在) 女性及び公共政策プログラムのディレクター (2008年－現在) 公共政策の教授 (2006年－2018年) 公共政策の准教授 (2003年－2006年) 公共政策の助教 (1998年－2003年) 1997年－1998年 カリフォルニア大学バークレー校のハース・ビジネススクールの客員 研究員 学歴 1997年 スイスのチューリッヒ大学の経済学博士号を取得 1992年 スイスのチューリッヒ大学の経済史、経済学及び政治学の修士号を取得 その他の活動及び職務 アプライドの取締役 エコノミック・ディビデンド・フォー・ジェンダー・イクオリティ (EDGE) の諮問委員 ウィ・シェーブ・テックの諮問委員 ウーマン・イン・バンキング・アンド・ファイナンスの後援者 英国政府機会均等省／BITのアドバイザー テイク・ザ・リード・ウーマンのアドバイザー ジェンイクオリティのアドバイザー
クリスチャン・ゲラスタッド (1968年)	職歴 2019年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2019年－現在) 報酬委員会委員 (2019年－現在) 行動及び金融犯罪管理委員会委員 (2019年－現在) 1994年－2018年 ピクテグループ ピクテ・ウェルス・マネジメントCEO (2007年－2018年) ジュネーヴのバンク・ピクテ&シーS.A.の業務執行委員会委員 (2013年－2018年) ピクテグループのエクイティ・パートナー (2006年－2018年) ルクセンブルクのバンク・ピクテ&シー (ヨーロッパ) S.A.のCEO兼 マネージング・ディレクター (2000年－2007年) バハマのピクテ・バンク&トラスト・リミテッドの副CEO兼シニア・ バイス・プレジデント (1996年－2000年) ジュネーヴのピクテ&シーのファイナンシャル・アナリスト&ポート フォリオ・マネージャー (1994年－1996年) 1994年以前 カーギル・インターナショナル エマージング・マーケット・トレーダー 学歴 1996年 国際公認投資アナリスト (CIIA) & 公認ポートフォリオ・マネー ジャー及びファイナンシャル・アナリスト (AZEK/CFPI) 1993年 スイスのザンクトガレン大学 (HSG) で経営管理学及び経済学の修士 号を取得 その他の活動及び職務 トーラス・グループ AD、取締役 FAVI・SAの取締役 AFICA・SAの取締役 ツァンペロー SA、取締役

氏名及び誕生年	略歴
アンドレアス・ゴット シュリング (1967年)	職歴
	2017年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2017年－現在) リスク委員会議長 (2018年－現在) ガバナンス及び指名委員会委員 (2018年－現在) 監査委員会委員 (2018年－現在) リスク委員会委員 (2017年－現在) クレディ・スイス・インターナショナル及びクレディ・スイス・セ キュリティーズ (ヨーロッパ) リミテッド (いずれも英国子会社) の 取締役 (2018年－現在)
	2013年－2016年 エアステ・グループ・バンク (ウィーン) 最高リスク責任者及び執行役会のメンバー
	2012年－2013年 マッキンゼー・アンド・カンパニー (チューリッヒ) リスクプラクティス担当シニア・アドバイザー
	2005年－2012年 ドイツ銀行 (ロンドン、フランクフルト及びチューリッヒ) リスク・エグゼクティブ委員会及びディビジョナル・ボードのメン バー (2005年－2012年) オペレーショナル・リスク担当グローバル責任者 (2006年－2010年)
	2003年－2005年 LGTキャピタル・マネジメント (スイス) の計量調査責任者
	2000年－2003年 ユーロクォンツ (ドイツ) のコンサルタント
	1997年－2000年 ドイツ銀行 (フランクフルト) の計量分析責任者
	学歴
	1997年 米国カリフォルニア大学サンディエゴ校で経済学博士号を取得
	1991年 米国ケンブリッジのハーバード大学で物理学、数学及び経済学のポストグラ デュエート課程修了
	1990年 ドイツのフライブルク大学で数学及び経済学の学位を取得
	その他の活動及び職務 ゴットシュリング氏は現在、他の組織の取締役職には就いていない。

氏名及び誕生年	略歴
アレキサンダー・ガット (1963年)	職歴 2016年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2016年－現在) 監査委員会委員 (2016年－現在) イノベーション&テクノロジー委員会委員 (2017年－現在) クレディ・スイス (シュヴァイツ) AG (スイス子会社) の取締役 (2016年－現在) 2007年－現在 ガット・コーポレート・ファイナンスAG マネージング・パートナー 2003年－2007年 KPMGスイス スイスの業務執行委員会メンバー (2005年－2007年) スイスの監査財務サービスのパートナー及び部門長 (2004年－2007年) チューリッヒの監査財務サービスのパートナー及び部門長 (2003年－2004年) 2001年－2003年 アーンスト・アンド・ヤング、トランザクション・アドバイザリー・サービスズのパートナー 1991年－2001年 KPMGスイス 監査財務サービスのシニア・マネージャー 銀行監査のシニア・マネージャー 銀行監査役 学歴 1996年 スイス公認会計士税理士協会、スイス公認会計士の資格を取得 1995年 チューリッヒ大学で経営管理学の博士号を取得 1990年 チューリッヒ大学で経営管理学の修士号を取得 その他の活動及び職務 アデコ・グループ・リミテッドの取締役兼ガバナンス及び指名委員会議長
マイケル・クライン (1963年)	職歴 2018年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2018年－現在) リスク委員会委員 (2018年－現在) 報酬委員会委員 (2019年－現在) 2010年－現在 M クライン・アンド・カンパニー マネージング・パートナー 1985年－2008年 シティグループ 副会長 インスティテューショナル・クライアント・グループの会長 マーケッツ&バンキング部門の会長兼共同CEO マーケッツ&バンキング部門の共同プレジデント グローバル・バンキング部門のCEO EMEAマーケッツ&バンキング部門のCEO その他、複数のシニア・マネジメント職 学歴 1985年 ペンシルバニア大学ウォートン校で経済学 (ファイナンス及び会計学) の理学士号を取得 その他の活動及び職務 チャーチル・キャピタル・コーポレーションの共同設立者兼取締役会会長 ティービージー・リミテッドの取締役 アクバンクの国際諮問委員 ハーバード大学のグローバル・アドバイザリー・カウンセルのメンバー ピーターソン国際経済研究所理事 国際連合世界食糧計画の投資諮問委員 コンサベーション・インターナショナルの取締役 ホレースマン・スクールの理事

氏名及び誕生年	略歴
シャン・リー (1963年)	職歴
	2019年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2019年－現在) リスク委員会委員 (2019年－現在)
	2015年－現在 香港のシルクロード・ファイナンス・コーポレーション・リミテッド CEO
	2010年－現在 上海のチャイナストーン・キャピタル・マネジメント 会長兼CEO
	2005年－現在 香港のサン・シャン・キャピタル・パートナーズ 設立パートナー
	2013年－2015年 北京の国家開発銀行 チーフ・インターナショナル・ビジネス・アドバイザー
	2010年－2011年 香港のUBSアジア・インベストメント・バンク 副会長
	2001年－2005年 香港の中銀国際ホールディングス CEO
	1999年－2001年 香港のリーマン・ブラザーズ 中国投資銀行業務責任者
	1998年－1999年 北京の国家開発銀行 投資銀行プリペレーション・リーディング・グループの部門長補佐
	1993年－1998年 ゴールドマン・サックス ロンドンのゴールドマン・サックス・インターナショナルの業務執行 取締役 (1997年－1998年) 香港のゴールドマン・サックス (アジア) 業務執行取締役 (1995年－ 1997年) ニューヨークのゴールドマン・サックスの国際エコノミスト (1993年 －1995年)
	1993年 ニューヨークのクレディ・スイス・ファースト・ボストン アソシエイト
	学歴
	1994年 マサチューセッツ工科大 (MIT) で経済学博士号を取得
	1988年 カリフォルニア大学デービス校で経済学修士号を取得
	1986年 北京の清華大学で経営情報システムの学士号を取得
	その他の活動及び職務
	チャイナストーン・キャピタル・マネジメント会長

氏名及び誕生年	略歴
セライナ・マシア (1968年)	職歴
	2015年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2015年－現在) リスク委員会委員 (2018年－現在) 監査委員会委員 (2015年－2018年)
	2017年－現在 ブラックボード U.S. ホールディングス・インク (AIGコーポレーション) ブラックボード (テクノロジー専門のAIG子会社、旧ハミルトンUSA) のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼CEO
	2016年－2017年 ハミルトン・インシュアランス・グループ ハミルトンUSAのCEO
	2013年－2016年 AIGコーポレーション AIGニューヨークの業務執行バイス・プレジデント兼地域管理・経営 担当CEO (2015年－2016年) AIG EMEA ロンドンの最高経営責任者兼プレジデント (2013年－2016 年)
	2010年－2013年 XLインシュアランス・ノースアメリカのチーフ・エグゼクティブ
	2002年－2010年 チューリッヒ・ファイナンシャル・サービス チューリッヒ・ノース・アメリカ・コマーシャル、ニューヨーク、ス ペシャルティ・ビジネス・ユニットのプレジデント (2007年－2010 年) チューリッヒ・ノース・アメリカ・コマーシャル、ニューヨークの CFO (2006年－2007年) その他様々な役職：ジョイント・インベスター・リレーションズ部門 及び格付機関管理部門長、格付機関管理の代表並びにシニア・インベ スター・リレーションズ・オフィサー (2002年－2008年)
	2000年－2002年 NZBノイエ・チェルヒャー・バンクの設立パートナー兼ファイナン シャル・アナリスト
	1990年－2000年 スイス・リー スイス・リー・グループの格付機関コーディネーター (2000年) シニア・アンダーライター兼ファイナンシャル・プロダクツ部門メル ボルンの部門長補佐 (1996年－1999年) チューリッヒにおける様々な引受査定及び財務部門上級職 (1990年－ 1996年)
	学歴
	2001年 米国CFA協会、認定証券アナリスト (CFA)
	1999年 オーストラリアのモナシュ・マウントエリザ・ビジネススクールにおいてMBA を取得
	1997年 オーストラリアのディーキン大学において経営学の準修士号を取得
	その他の活動及び職務
	バンキューの会長 CFA協会のメンバー フード・バンク・フォー・ニューヨーク・シティの役員

氏名及び誕生年	略歴
カイ・S・ナルゴルワ ラ (1950年)	職歴 2008年－現在 クレディ・スイス 取締役（2013年－現在） 行動及び金融犯罪管理委員会委員（2019年－現在） 報酬委員会議長（2017年－現在） ガバナンス及び指名委員会委員（2017年－現在） イノベーション&テクノロジー委員会委員（2015年－現在） 報酬委員会委員（2014年－現在） リスク委員会委員（2013年－2017年） クレディ・スイスのアジア太平洋地域担当の非業務執行会長（2010年－2011年） 業務執行役員会のメンバー（2008年－2010年） クレディ・スイスのアジア太平洋地域担当最高経営責任者（2008年－2010年） 1998年－2007年 スタンダードチャータードPLCの主要業務執行取締役 1998年以前 バンク・オブ・アメリカ 香港のアジア・ホールセール・バンキング・グループのグループ・エグゼクティブ・バイス・プレジデント及び部門長（1990年－1995年） サンフランシスコ及びニューヨークのハイテク産業グループの部門長（1984年－1990年） 英国における様々な管理職及びその他の役職（1976年－1984年） ロンドンのピート・マーウィック・ミッチェル・アンド・カンパニーの会計士（1970年－1976年） 学歴 1974年 イングランド・ウェールズ勅許会計士協会上席会員の資格を取得 1969年 デリー大学で経済学の学士号の学位を取得 その他の活動及び職務 ブルデンシャルPLCの取締役 ブルデンシャル・コーポレーション・アジア・リミテッドの取締役及び非業務執行会長 シンガポールのPSAインターナショナル・プライベート・リミテッドの取締役 クリフォード・キャピタル・プライベート・リミテッドの取締役兼非業務執行会長 シンガポールのデュークNUS医学専門学校の理事会会長 シンガポール・インスティテュート・オブ・ディレクターズのフェロー

氏名及び誕生年	略歴
アナ・ポーラ・ペソア (1967年)	職歴 2018年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2018年－現在) 行動及び金融犯罪管理委員会委員 (2019年－現在) 監査委員会委員 (2018年－現在) イノベーション&テクノロジー委員会委員 (2018年－現在) 2017年－現在 クヌミAIのパートナー、インベスター及び会長 2015年－2017年 2016年オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会CFO 2012年－2015年 ブランズウィック・グループのブラジル支店マネージング・パートナー 2001年－2011年 インフォグローボ・ニューズペーパー・グループのCFO及びイノベーション・ディレクター 1993年－2001年 グローボ・オーガニゼーションの複数のメディア部門におけるシニア・マネジメント職 学歴 1991年 カリフォルニア州スタンフォード大学においてFRI (開発経済学) の修士号を取得 1988年 カリフォルニア州スタンフォード大学において経済学及び国際関係学の学士号を取得 その他の活動及び職務 エーゲ・サネアメントSAの取締役 ヴァンシ・グループの取締役 ニューズ・コーポレーションの取締役 インスティテュート・アトランティコ・デ・ゴビエルノの諮問委員 ザ・ネイチャー・コンサーバンシーの諮問委員 スタンフォード・アラムナイ・ブラジル協会 (SUBA) 理事 ロベルトマリーニョ財団の監査委員会委員 スタンフォード大学のグローバル・アドバイザー・カウンシルのメンバー
ホアキン・J・リベiro (1956年)	職歴 2016年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2016年－現在) 監査委員会委員 (2016年－現在) 1997年－2016年 デロイトLLP (USA) 副会長 (2010年－2016年) グローバル・フィナンシャル・サービス・インダストリー業の会長 (2010年－2016年) 米国フィナンシャル・サービス・インダストリー業の部門長 (2003年－2010年) アジアにおけるグローバル・フィナンシャル・サービス・インダストリー業の部門長 (1997年－2003年) 東南アジアのコーポレート・リストラクチャリング業の部門長 (1997年－2000年) 2005年－2010年 世界経済フォーラム、財務総裁委員会のシニア・アドバイザー 学歴 1996年 ニューヨーク州のコロンビア・ビジネススクールのエグゼクティブビジネス・サーティフィケートを取得 1988年 ニューヨーク州のニューヨーク大学でファイナンス分野に関するMBAを取得 1980年 ニューヨーク州公認会計士 1978年 ニューヨーク州のペース大学で会計学の学士号を取得 その他の活動及び職務 ペース大学の理事及び監査委員会議長

氏名及び誕生年	略歴
セヴェリン・シュワン (1967年)	職歴 2014年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2014年－現在) 取締役会副会長及び上級独立取締役 (2017年－現在) ガバナンス及び指名委員会委員 (2017年－現在) リスク委員会委員 (2014年－現在) クレディ・スイス (シュヴァイツ) AG (スイス子会社) の取締役 (2015年－2017年) 1993年－現在 ロシュ・グループ CEO (2008年－現在) ロシュ・ホールディング・リミテッドの取締役 (2013年－現在) ディビジョン・ロシュ・ダイアグノスティックスのCEO (2006年－ 2008年) ロシュ・ダイアグノスティックス・シンガポールのアジア太平洋地域 の代表 (2004年－2006年) ロシュ・ダイアグノスティックス・バーゼルのグローバル・ファイナ ンス・アンド・サービスの代表 (2000年－2004年) ドイツ、ベルギー及びスイスのロシュにおける様々な管理職及びその 他の役職 (1993年－2000年) 学歴 1993年 オーストリアのインスブルック大学において法学博士号を取得 1991年 オーストリアのインスブルック大学において経済学及び法学の修士号を取得 その他の活動及び職務 国際製薬団体連合会 (IFPMA) のバイス・プレジデント 上海市市長国際企業家諮詢会議のメンバー

氏名及び誕生年	略歴
ジョン・タイナー (1957年)	職歴 2009年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2009年－現在) 行動及び金融犯罪管理委員会委員 (2019年－現在) 監査委員会議長 (2011年－現在) ガバナンス及び指名委員会委員 (2011年－現在) リスク委員会委員 (2011年－現在) 監査委員会委員 (2009年－現在) クレディ・スイス・ホールディングス (USA) インク／クレディ・スイス (USA) インク／クレディ・スイス・セキュリティーズ (USA) LLC (いずれも米国子会社) の取締役 (2015年－現在) 2008年－2013年 レゾリューション・オペレーションズLLPのCEO 2001年－2007年 金融サービス庁 (FSA) CEO (2003年－2007年) 投資、保険、消費者保護総局のマネージング・ディレクター (2001年－2003年) 2001年以前 アーサー・アンダーセン、英国 英国ビジネス・コンサルティング担当マネージング・パートナー (1998年－2001年) 世界金融サービス業マネージング・パートナー (1997年－2001年) 英国金融サービス事業長 (1993年－1997年) 銀行業・キャピタル・マーケット担当パートナー (1988年－1997年) タンズリー・ヴィット (後のアーサー・アンダーセン、英国) の監査役兼コンサルタント (1976年－1988年) 学歴 2010年 ロンドンのキングストン大学において名誉文学博士号取得 1980年 イングランド・ウェールズ 勅許会計士協会の英国勅許会計士の資格取得 その他の活動及び職務 アルドナ・グループ・リミテッドの会長 サルコム・ブルワリー・リミテッドの会長

各取締役の保有株式 (クレディ・スイス・グループAGの株式)、報酬及び任期については、下記「5 コーポレート・ガバナンスの状況等」を参照のこと。

クレディ・スイス・グループAGの業務執行役員（本書提出日現在）

クレディ・スイス・グループAGとクレディ・スイス銀行の業務執行役員会の構成は、トーマス・ゴットシュタインがクレディ・スイス・グループAGの業務執行役員であるが、クレディ・スイス銀行の業務執行役員ではないことを除き、同じである。

氏名、誕生年及び役職	略歴
ティージェン・ティアム (1962年) 最高経営責任者	職歴
	2015年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会のメンバー（2015年－現在） グループ最高経営責任者（2015年－現在） クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG（スイス子会社）取締役（2016年－現在）
	2008年－2015年 プルデンシャルPLC グループ・チーフ・エグゼクティブ（2009年－2015年） 最高財務責任者（2008年－2009年）
	2002年－2008年 アビバ チーフ・エグゼクティブ（ヨーロッパ担当）（2006年－2008年） 海外担当マネージング・ディレクター（2004年－2006年） グループ戦略・開発担当ディレクター（2002年－2004年）
	2000年－2002年 マッキンゼー・アンド・カンパニーのパートナー（パリ）
	1998年－1999年 コートジボワール企画開発大臣
	1994年－1999年 コートジボワール国家技術研究開発局局長兼最高責任者
	1994年以前 マッキンゼー・アンド・カンパニーのコンサルタント （パリ、ロンドン及びニューヨーク）
	学歴
	1988年 インシアードで経営学修士号を取得
	1986年 パリ国立高等鉱業学校で高等数学及び物理学の学位を取得
	1984年 エコール・ポリテクニック（パリ）
	その他の活動及び職務
	21世紀フォックス取締役 グループ・オブ・サーティ（G30）のメンバー 世界経済フォーラムのインターナショナル・ビジネス・カOUNシルのメンバー スイスアメリカ商工会議所の理事

氏名、誕生年及び役職	略歴
ジェームズ・L・アミン (1959年) インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門 CEO	職歴 1997年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会のメンバー（2014年－現在） インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門CEO （2015年－現在） クレディ・スイス・ホールディングス（USA）インク／クレディ・スイス（USA）インク／クレディ・スイス・セキュリティーズ（USA）LLC（いずれも米国子会社）の取締役（2014年－現在） インベストメント・バンキング部門担当のインベストメント・バンキング部門共同責任者（2014年－2015年） インベストメント・バンキング部門責任者（2012年－2015年） クレディ・スイス・ホールディングス（USA）インクの業務執行役員会のメンバー（2010年－2015年） 南北アメリカ及びアジア太平洋地域担当のインベストメント・バンキング共同責任者（2010年－2012年） EMEA及びアジア太平洋地域担当のインベストメント・バンキング共同責任者並びにグローバル・マーケット・ソリューションズ・グループ責任者（2008年－2010年） ヨーロッパ・グローバル・マーケッツ・ソリューションズ・グループ責任者及びグローバル・レバレッジド・ファイナンス共同責任者（2005年－2008年） ヨーロッパ・レバレッジド・ファイナンス責任者（1999年－2000年、2003年－2005年）、共同責任者（2000年－2003年） クレディ・スイス・ファースト・ボストンのハイイールド・キャピタル・マーケッツ部門における様々な役職（1997年－1999年） 1997年以前 クラバス・スウェイン・アンド・ムーアの弁護士 学歴 1984年 ハーバード・ロー・スクールで法学士号を取得 1981年 ブラウン大学で文学士号を取得 その他の活動及び職務 ブラウン大学の学長直属の経済学アドバイザー・カウンスル ニューヨーク・ケアーズ理事 アメリカ多様性評議会のメンバー リンカーン・センター・コーポレート・ファンドのリーダーシップ委員会委員 カラモア・センター・フォー・ミュージック・アンド・アーツ理事 ハーバード・ロー・スクール学部長諮問委員会委員 クレディ・スイス・アメリカ財団理事

氏名、誕生年及び役職	略歴
ピエール・オリヴィエ・ブウェ (1971年) 最高業務執行責任者	職歴 2015年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会のメンバー（2015年－現在） 最高業務執行責任者（2015年－現在） イノベーション&テクノロジー委員会委員（2017年－現在） チーフ・オブ・スタッフ（2015年） 2008年－2015年 プルデンシャルPLC グループ・リスク責任者（2013年－2015年） CEO事務室担当マネージング・ディレクター（2009年－2013年） アジア部門事業代表者（2008年－2013年） 2004年－2008年 アビバ 中央・東ヨーロッパ担当ディレクター（2006年－2008年） グループ戦略担当ディレクター（2004年－2006年） 2000年－2004年 マッキンゼー・アンド・カンパニー アソシエイト・プリンシパル（2004年） エンゲージメント・マネージャー（2002年－2004年） アソシエイト（2000年－2002年） 1997年－2000年 フランス政府経済財政省財務総局 パリクラブ事務局次長 国際債務事務局（F1）次長 学歴 1997年 フランス国立行政学院（ENA）で行政学修士号を取得 1991年 HEC経営大学院でビジネス・アンド・ファイナンス修士号を取得 1991年 パリ第11大学ジャン・モネ学部で法学修士号を取得 その他の活動及び職務 ブウェ氏は現在、他の組織の取締役職には就いていない。
ロメオ・チェルッティ (1962年) ジェネラル・カウンセル	職歴 2006年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会のメンバー（2009年－現在） ジェネラル・カウンセル（2009年－現在） コンプライアンス担当グローバル共同責任者（2008年－2009年） プライベート・バンキング担当ジェネラル・カウンセル（2006年－2009年） 1999年－2006年 ロンバー・オディエ・ダリエ・ヘンチ グループ・ホールディングのパートナー（2004年－2006年） 企業財務責任者（1999年－2004年） 1995年－1999年 ホンブルガー法律事務所（チューリッヒ）弁護士 1995年以前 レイサム・アンド・ワトキンス（ロサンゼルス）弁護士 学歴 1998年 フライブルク大学で法務博士研究員（大学教授資格取得） 1992年 カリフォルニア州の弁護士資格を取得 1992年 カリフォルニア大学ロサンゼルス校で法学修士号（LLM）を取得 1990年 フライブルク大学で法学博士号を取得 1989年 チューリッヒ州の弁護士資格を取得 1986年 フライブルク大学で法律学の修士号（lic.iur.：修士相当学位）を取得 その他の活動及び職務 ビフォー・ファーマ・リミテッド取締役 スイス・ファイナンス基金（SFI）会長 在瑞アメリカ商工会議所の法務グループ・メンバー ウルリコ・オエプリ財団理事

氏名、誕生年及び役職	略歴
ブライアン・チン (1977年) グローバル・マーケッ ツ部門CEO	職歴 2003年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会のメンバー（2016年－現在） グローバル・マーケッツ部門CEO（2016年－現在） クレディ・スイス・ホールディングス（USA）インク／クレディ・ス イス（USA）インク／クレディ・スイス・セキュリティーズ（USA） LLC（いずれも米国子会社）の取締役（2016年－現在） グローバル・マーケッツ部門クレジット・ピラー担当共同責任者 （2015年－2016年） 証券化商品担当グローバル責任者及び南北アメリカ債券担当共同責任 者（2012年－2016年） インベストメント・バンキング部門のその他の上級職（2003年－2012 年） 2000年－2003年 デロイト&トウシュLLP、証券化取引チーム シニア・アナリスト 2000年以前 プライスウォーターハウスクーパースLLP 資本市場顧問業務 米国連邦検事事務所不正監視局 学歴 2000年 ラトガース大学で会計学理学士号を取得 その他の活動及び職務 クレディ・スイス・アメリカズ財団理事
トーマス・P・ゴット シュタイン (1964年) スイス・ユニバーサ ル・バンク部門のCEO	職歴 1999年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会のメンバー（2015年－現在） クレディ・スイス（シュヴァイツ）AGのCEO（2016年－現在） スイス・ユニバーサル・バンク部門CEO（2015年－現在） クレディ・スイス銀行の業務執行役員会のメンバー（2015年－2016 年） スイス・プレミアム顧客&グローバル・エクスターナル・アセット・ マネジャー責任者（2014年－2015年） インベストメント・バンキング・カバレッジ・スイス責任者（2010年 －2013年） EMEAエクイティ・キャピタル・マーケッツ部門共同責任者（2007年－ 2009年） スイス、オーストリア及びスカンジナビアのベンチャーキャピタル市 場責任者（ロンドン）（2005年－2007年） スイスのエクイティ・キャピタル・マーケッツ部門責任者（チュー リッヒ）（2002年－2005年） インベストメント・バンキング部門（スイス）（1999年－2002年） 1999年以前 UBSのテレコムズ・インベストメント・バンキング及びエクイティ・ キャピタル・マーケッツ部門担当 学歴 1996年 チューリッヒ大学で財政・会計学博士号を取得 1989年 チューリッヒ大学で経営・経済学の学位を取得 その他の活動及び職務 年金基金クレディ・スイス・グループ（スイス）の財団理事及び投資委員会委員 クレディ・スイス財団の理事 スイス銀行協会プライベート・バンキング運営委員会委員 FINMAプライベート・バンキング・パネル委員 スイス・アントレプレネーズ・ファウンダーションの財団理事 チューリッヒ歌劇場理事

氏名、誕生年及び役職	略歴
リディ・ハドソン (1979年) 最高コンプライアンス 責任者	職歴 2008年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会のメンバー（2019年－現在） 最高コンプライアンス責任者（2019年－現在） グローバル・マーケット最高業務執行責任者（2015年－2019年） グローバル・エクイティ最高業務執行責任者（2014年－2015年） 株式、債券及び資産運用における様々な管理及び戦略に関わる役職 （2008年－2014年） 2006年－2008年 ポストン コンサルティング グループ コンサルタント 2001年－2004年 リーマン・ブラザーズ グローバル・リアルエステート・グループ アソシエイト及びアナリスト 学歴 2006年 ハーバード大学ビジネススクールで経営学修士号（MBA）を取得 2001年 ミドルベリー大学で、文学士（国際政治及び経済学）を取得 その他の活動及び職務 グット・シェパード・サービス理事 世界経済フォーラムのヤング・グローバル・リーダー
イクバル・カーン (1976年) インターナショナル・ ウェルス・マネジメン ト部門CEO	職歴 2013年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会のメンバー（2015年－現在） インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門CEO（2015年－現在） プライベート・バンキング&ウェルス・マネジメント部門CFO（2013年－2015年） 2001年－2013年 アーンスト・アンド・ヤング（スイス） アシュアランス・アンド・アドバイザー・サービス－財務サービス 担当マネージング・パートナー（2011年－2013年） スイス管理委員会委員（2011年－2013年） スイス及びEMEAプライベート・バンキング部門、バンキング及び資本 市場のインダストリー・リード・パートナー（2009年－2011年） 複数の役職（2001年－2009年） 学歴 2012年 チューリッヒ大学で国際商事法学上級修士（LLM）を取得 2004年 米国証券アナリスト 2002年 スイス公認会計士 1999年 スイス公認受託者 その他の活動及び職務 クレディ・スイス財団の理事 ルーム・トゥ・リード・シンガポールの現地担当理事

氏名、誕生年及び役職	略歴
デイビッド・R・メイ ザース (1965年) 最高財務責任者	職歴 1998年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会のメンバー（2010年－現在） 最高財務責任者（2010年－現在） クレディ・スイス・インターナショナル及びクレディ・スイス・セ キュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド（いずれも英国子会社）の CEO（2016年－現在） ストラテジック・リゾリューション・ユニット責任者（2015年－2018 年） IT及びオペレーション責任者（2012年－2015年） インベストメント・バンキング部門財務責任者及び最高業務執行責任 者（2007年－2010年） クレディ・スイスの株式事業における上級職（ヨーロッパ・リサーチ のディレクター及びヨーロッパ株式共同責任者を含む。）（1998年－ 2007年） 1998年以前 HSBC 株式リサーチのグローバル責任者（1997年－1998年） HSBCジェームズ・ケペルのリサーチ・アナリスト（1987年－1997 年） 学歴 1991年 ソサイエティ・オブ・インベストメント・アナリシスでアソシエイト・サー ティフィケーションを取得 1991年 英国ケンブリッジ大学で自然科学修士号を取得 1987年 英国ケンブリッジ大学で自然科学学士号を取得 その他の活動及び職務 ヨーロッパCFOネットワーク会員 ロビンソン大学（ケンブリッジ）における学術賞・助成金の出資者
アントワネット・ポス チャン (1956年) グローバル最高人事責 任者	職歴 2008年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会のメンバー（2019年－現在） グローバル最高人事責任者（2019年－現在） 行動倫理オンブズマン（2018年－現在） コーポレート機能担当人事部門責任者（2018年－2019年） 人材開発及び組織効率部門責任者（2015年－2017年） 報酬、手当及び給与部門責任者（2012年－2014年） 人材共有サービス部門責任者（2008年－2012年） 2007年－2008年 アクサ・ヴィンタートゥーアの業務執行役員会のメンバー及び人事責 任者 2003年－2007年 ヴィンタートゥーアスイス保険グループの人事責任者 2001年－2003年 チューリッヒ州行政人事責任者 1998年－2001年 バロワーズ・グループのバスラー・インシュランス人事責任者 学歴 2016年 コロンビア大学でオーガニゼーション・エグゼクティブ・コーチング証明 書を取得 1989年 チューリッヒ大学の教育学、心理学、哲学の修士号を取得 その他の活動及び職務 ポスチャン氏は現在、他の組織の取締役職には就いていない。

氏名、誕生年及び役職	略歴
ヘルマン・シトハン (1965年) アジア太平洋部門CEO	職歴 1999年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会のメンバー (2015年－現在) アジア太平洋部門CEO (2015年－現在) APACの地域CEO (2014年－2015年) アジア太平洋地域インベストメント・バンキング責任者 (2012年－2015年) 新興市場評議会共同責任者 (2012年－2015年) 東南アジア担当CEO (2010年－2015年) インベストメント・バンキング部門－アジア太平洋地域共同責任者 (2009年－2012年) グローバル・マーケット・ソリューションズ・グループ－アジア太平洋地域共同責任者 (2009年－2012年) インドネシア担当国別CEO (1999年－2010年) 1999年以前 バンカーズ・トラストのデリバティブ・グループ 学歴 1989年 バンドン工科大学で工学理学士号を取得 その他の活動及び職務 クレディ・スイス財団理事 ルーム・トゥ・リード・シンガポール・リミテッドの諮問委員
ララ・J・ワーナー (1967年) 最高リスク責任者	職歴 2002年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会のメンバー (2015年－現在) 最高リスク責任者 (2019年－現在) 最高コンプライアンス・規制業務担当責任者 (2015年－2019年) インベストメント・バンキング部門の最高業務執行責任者 (2013年－2015年) インベストメント・バンキング部門の最高財務責任者 (2010年－2015年) グローバル債券リサーチ責任者 (2009年－2010年) 米国株式リサーチ責任者 (2004年－2009年) 上級株式リサーチ・アナリスト (2002年－2004年) 1999年－2001年 リーマン・ブラザーズの株式リサーチ・アナリスト 1999年以前 AT&T インベスター・リレーションズのディレクター (1997年－1999年) 競合地域電話事業の最高財務責任者 (1995年－1997年) 様々な財務及び運営上の任務 (1988年－1995年) 学歴 1988年 ペンシルベニア州立大学で理学士 (金融) 号を取得 その他の活動及び職務 ペンシルベニア州立大学ボード・オブ・ビジターズ・メンバー ハーバード大学ジョン・F・ケネディ行政大学院女性リーダーシップ・ボードの名誉議長 アスペン研究所ビジネス・アンド・ソサエティ・プログラム理事 ハーバード・ケネディスクール、学部長執行委員会理事

各業務執行役員の保有株式 (クレディ・スイス・グループAGの株式) については、下記「5 コーポレート・ガバナンスの状況等」を参照のこと。各業務執行役員については任期の定めはない。

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(A) 概要

当グループのコーポレート・ガバナンスは、世界的に認められた基準に従ったものであり、当グループは、優れたコーポレート・ガバナンスの重要性を認識している。また、当グループは、ガバナンスに関する透明性の高

い開示が、利害関係者による当グループのコーポレート・ガバナンスの質に対する評価を可能にし、投資家による投資判断の一助となることを認識している。

コーポレート・ガバナンスの進展

当グループのコーポレート・ガバナンスは、2018年度においても、当グループの戦略並びにリスク及びコントロールの枠組みの実施に引き続き沿ったものであった。2018年度及び2019年度初旬における当グループのコーポレート・ガバナンスの主な進展には、以下が含まれる。

- ・2018年の年次株主総会において、当グループの新取締役2名、マイケル・クライン及びアナ・ポーラ・ペソアが選任された。
- ・2018年の年次株主総会の開催日付で、リチャード・E・ソーンバークの後任であるリスク委員会の新議長として取締役アンドレアス・ゴットシュリングが任命された。
- ・2019年の年次株主総会における選任に向けて、クリスチャン・ゲラスタッド及びシャン・リーの2名が、新取締役の候補者として選定及び指名された。（2019年の年次株主総会において、2名の候補者は、株主により新取締役として選任された。）
- ・新業務執行役員2名、最高コンプライアンス責任者としてリディ・ハドソン及びピーター・ゴアークの後任であるグローバル最高人事責任者としてアントワネット・ポスチャンが任命された。また、ヨアヒム・エクスリンの後任の最高リスク責任者として業務執行役員ララ・ワーナーが任命された。これらの業務執行役員会の変更は、2019年2月26日付で行われた。
- ・新たな取締役会付属委員会である行動及び金融犯罪管理委員会を2019年1月1日付で設置することを取締役会が決定した。同委員会は、当グループ全体で最高水準の行動及び警戒が維持されるよう確保するための当グループの金融犯罪コンプライアンスのプログラム及び関連するイニシアチブを監督する。取締役会は、行動及び金融犯罪管理委員会の議長としてウルス・ローナーを任命した。
- ・2018年度下半期に監査委員会により実施された当グループの監査業務の入札を終えて、2020年12月31日に終了する会計年度からKPMG AGの後任となる新法定監査人としてプライスウォーターハウスクーパースAGを2020年の年次株主総会に提案することを取締役会が決定した。
- ・単独の部門としてのストラテジック・リゾリューション・ユニットは、その目標を達成したことで、2018年12月31日をもって清算された。
- ・セクシャル・ハラスメントの苦情に対する上級経営陣の適切な認識及び注意を確実にするため、新たな行動・倫理オンブズパーソンの役割が創設された。かかる役割は、CEO及び当グループの行動及び倫理委員会に対して説明責任を負う。
- ・当グループの主要子会社のガバナンスの整合化及び発展において引き続き進捗があった。これには、子会社レベルでの取締役後継者計画との関係で、当グループの米国、英国及びスイスの主要子会社の取締役会の非常勤会長を変更したことが含まれる。

当グループは、当グループの事業運営に関連するすべての法域におけるコーポレート・ガバナンスのガイドライン、規制及びベスト・プラクティス（最良慣行）基準の進展状況を定期的に監視している。2018年度において、スイス議会は、スイス会社法改正案の議論を継続した。かかる改正案には、業務執行役員報酬（上場株式会社に係る過剰報酬に対するスイス連邦規則（以下、「過剰報酬規則」という。）の規制を全般的なスイス会社法に引き継いでいる。）、株主総会、並びに取締役会及び業務執行役員会レベルでの性別多様性に影響を与える提案が含まれている。2018年7月、財務報告評議会が英国コーポレート・ガバナンス・コードの改訂版を公表し、2019年1月1日に発効した。改訂版は、優れたガバナンス慣行の基準を定めており、これには取締役会のリーダーシップ及び有効性、報酬、株主との関係並びに企業文化の分野におけるものが含まれる。

コーポレート・ガバナンスの枠組み

当グループのコーポレート・ガバナンスの枠組みは、スイスの会社法及びコーポレート・ガバナンスについての国際的なベスト・プラクティス（最良慣行）に関する基準に従った統治機関、統治機関の適格性その他のコーポレート・ガバナンス関連規則を定めるコーポレート・ガバナンス方針及び手続、並びに当グループ全体で遵守される慣行で構成されている。当グループの統治機関は以下の通りである。

- ・株主総会
- ・取締役会
- ・業務執行役員会
- ・外部監査人

コーポレート・ガバナンスの枠組み



(注1) 2019年1月1日に発効。

(注2) ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、2018年12月31日付で廃止された。

(注3) 2019年2月26日に発効。コンプライアンス機能は、従前のコンプライアンス・規制業務機能を承継する。規制業務は、もはやコンプライアンス機能の一部ではなく、現在はCEOの直属である。

株主は、年次株主総会において、毎年、取締役及び外部監査人を選任し、連結財務諸表、増資並びに取締役会及び業務執行役員会の報酬等の必要な決議事項を承認する。取締役会は、当グループの全般的な戦略的方向性、監督及び管理について責任を負い、業務執行役員を選任する。業務執行役員は、当グループ事業の日常的な運営並びに事業計画の策定及び実施について責任を負う。

当グループは、銀行業に従事しており、スイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、アジア太平洋部門、グローバル・マーケット部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門の5つの事業部門から構成される。2015年度第4四半期に、当グループは、可能な限り最も効率的な方法によって、その戦略的な方向性に合致しなかった事業及びポジションの効果的な縮小を監督するため、ストラテジック・リゾリューション・ユニットを創設した。2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは現在アセット・リゾリューション・ユニット（ARU）で管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示される。部門は、インフラ及びサービスを提供し、内部統制責任を有するコーポレート機能によって支えられている。当グループの銀行業は、様々な法域で事業を展開し、当該法域内のガバナンス規則及び規制機関の監督に服する法人を通じて遂行されている。当グループは、全体として当グループの事業運営の重要な部分を占める一定の主要な子会社を特定した。これらの主要子会社は、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG、クレディ・

スイス・ホールディングス（USA）インク、クレディ・スイス・インターナショナル及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドであり、すべてクレディ・スイス銀行の子会社である。これらの主要子会社におけるコーポレート・ガバナンスは、当グループのコーポレート・ガバナンスと緊密に連携している。

当グループのコーポレート・ガバナンスの枠組みは、上図の通りである。統治機関の職務及び責任は、以下に詳述される。

取締役会によって採用されている当グループのコーポレート・ガバナンスの方針及び手続は、一連の文書に定められており、これらはすべて当グループのウェブサイト（credit-suisse.com/governance）において閲覧可能である。かかる文書には以下が含まれる。

- ・定款：当グループの事業目的、資本構成及び基本的な組織の枠組みを定義する。クレディ・スイス・グループAGの定款は2019年4月26日付であり、クレディ・スイス銀行の定款は2014年9月4日付である。クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス銀行の定款は、当グループのウェブサイト（credit-suisse.com/articles）において閲覧可能である。
- ・行動規範：当グループの取締役会及び全従業員が従うべき、当グループの倫理価値観及び専門家に対する基準を定義したものである。これには、当グループの健全性、公正な取引及び慎重なリスク負担に係る当グループの評判を維持及び強化するためのあらゆる法律、規制及び指針の遵守が含まれる。当グループの行動規範は、当グループのウェブサイト（credit-suisse.com/code）において10ヶ国語で閲覧可能である。
- ・組織ガイドライン及び規則（以下、「OGR」という。）：当グループ内の組織構造、取締役会、取締役会付属委員会及び様々な上級管理組織の責任及び権限の範囲、並びにこれに関連する報告手続を定義する。
- ・取締役会規則：取締役会の組織及び責務を概説する。取締役会規則は、当グループのウェブサイト（credit-suisse.com/boardcharter）において閲覧可能である。
- ・取締役会付属委員会規則：委員会の組織及び責務を定義する。
- ・報酬方針：健全な報酬制度及び慣行の発展基盤を提供する。当グループの報酬方針は、当グループのウェブサイト（credit-suisse.com/compensationpolicy）において閲覧可能である。

本書における当グループの定款及びスイス債務法の重要な条項の要約は、完全なものとは意図されておらず、定款及びスイス債務法を参照することにより完全な形として認められる。

クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス銀行は、スイスにおける登録会社である。当グループの株式は、SIXスイス取引所（以下、「SIX」という。）及び米国預託証券（以下、「ADR」という。）により表章される米国預託株式（以下、「ADS」という。）の形式によりニューヨーク証券取引所（以下、「NYSE」という。）に上場されている。当グループの事業目的は、その定款第2条に定める通り、スイス内外のあらゆる種類の業務、とりわけ銀行業、金融業、資産管理業及び保険業の各分野における企業の持分を直接的又は間接的に保有することである。当行の事業目的は、その定款第2条に定める通り、銀行業を営むことであり、スイス内外の関連するあらゆる種類の銀行業務、金融業務、コンサルタント業務、サービス及び取引活動も伴っている。当グループ及び当行の定款は、企業を設立し、既存の会社の持分の過半数又は少数持分を取得し、かつ融資を行う権限、また、スイス国内及び国外の不動産を取得し、これに担保を設定し、かつこれを売却する権限を定めている。

従業員との関係

2018年12月31日現在、当グループの全世界における従業員数は45,680名であり、そのうちスイス国内は15,840名、海外は29,840名である。当グループの役職には、マネージング・ディレクター、ディレクター、バイス・プレジデント、アシスタント・バイス・プレジデント及びノン・オフィサー・スタッフが含まれる。従業員の過半数は組合に所属していない。当グループにおいて、近年は重大なストライキ、業務拒否行為又は労働紛争は発生していない。当グループは、労使関係が良好な状態にあると判断している。

会社概要

	当グループ	当行
正式名称	クレディ・スイス・グループAG	クレディ・スイス・エイ・ジー
事業目的	持株会社として事業運営	銀行として事業運営
登記の詳細	チューリッヒ州の商業登記 1982年3月3日付 CHE-105.884.494号	チューリッヒ州の商業登記 1883年4月27日付 CHE-106.831.974号
設立日(無期限)	1982年3月3日	1856年7月5日
登記上の事務所	スイス チューリッヒ 8001 パラデプラッツ8番地	スイス チューリッヒ 8001 パラデプラッツ8番地
株式上場	SIXスイス取引所 SIX番号1213853 NYSE ADSの形式による	—
米国における 権限ある代理店	クレディ・スイス (USA) インク ニューヨーク州 10010 ニューヨーク マディソン・アベニュー11	クレディ・スイス (USA) インク ニューヨーク州 10010 ニューヨーク マディソン・アベニュー11

行動規範

クレディ・スイスでは、当グループの事業に対する責任あるアプローチが、当グループの長期的な成功を左右する決定的な要因であると確信している。したがって、当グループは、すべての従業員及び取締役に対して当グループの行動規範に定められた業務基準及び倫理的価値を遵守することを期待しており、これには、誠実さ、公正な取引及び慎重なリスクテイクに対する当グループの評判を保護するために、適用あるすべての法令、規制及び方針を遵守するという当グループの取り組みが含まれる。また、行動規範は、2002年米国サーベンス・オクスリー法（以下、「SOX」という。）に基づき定められた要件を、当グループのCEO、主要な財務及び会計担当役員並びに同様の職務を遂行するその他の者に向けた倫理に関する規定を含めることによって実施している。当グループの行動規範の下では、いかなる免責又は例外も認められていない。

企業責任

クレディ・スイスにとって、企業責任は、顧客、株主、従業員及びその他の利害関係者のために持続可能な価値を創造することである。当グループは、利害関係者との関係を含め、当グループの業務のすべての側面において、行動規範に定められた倫理的価値観と業務基準を遵守するよう努めている。当グループによるそのような行いは、金融サービス提供者及び雇用主として、また経済及び社会に欠かせない存在としての当グループの責務の幅広い認識に基づいている。このアプローチは、環境保護に対する当グループの取り組みも反映したものである。当グループは、毎年、企業責任レポートを公表しており、重要な経済、環境及び社会の問題を特定するために行う重要性評価等を通じて、当グループの企業責任の報告の活動を、当グループの事業及び利害関係者に関連する問題に集中させることを目指している。

当グループの企業責任に関する報告は、持続可能性の報告に関するグローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）基準（中核オプション）を反映する一方で、国際連合（以下、「国連」という。）グローバル・コンパクトの10原則の実施における当グループによる進捗に関する情報及び国連の持続可能な開発目標の実現に向けて当グループが貢献できる事例も提供している。当グループの2018年企業責任レポートは、サステナビリティ報告書を発行する会社向けのオプトイン規則に従って、SIXに任意で報告される。

当グループの企業責任に対するアプローチは広範であり、顧客、株主、従業員、環境及び社会全体に対する当グループのそれぞれの責任を考慮している。当グループは、これが長期的な成功のために不可欠であると考えている。有能で意欲のある従業員からの能力、顧客重視、コンプライアンス、勤勉さ及び責任ある行動が、当グループの事業の成功の鍵である。当グループは、世界的な銀行として、自らが経済及び社会に欠かせない存在とみなしている。当グループは、金融仲介機関としての役割を通じて、起業活動及び経済成長を支援し、雇用主、納税者及び契約相手方として経済貢献を行っている。当グループは、様々な人道的及び慈善的な組織及びプロ

ジェクト、並びに文化及びスポーツのイベントの支援も行っている。当グループは、例えば持続可能でインパクトのある投資商品及びサービスの開発を通じて、環境の持続可能性を支援している。

当グループによる企業責任の認識



当グループは、持続可能性に関するステートメントを公表しており、当グループのウェブサイトでご覧に供している。当グループの企業責任の認識は、図に示した通りであり、更なる詳細（2018年度の活動のハイライトを含む。）は、当グループの企業責任レポートで知ることができる。

(B) 株主

資本構成

2018年12月31日現在の当グループの発行済株式資本合計は、102,240,469スイス・フランであり、一株当たり額面価格0.04スイス・フランの株式2,556,011,720株に分割されている。2018年12月12日、当グループは、2019年度について、当グループの取締役会が、1.5十億スイス・フランを上限とする当グループ普通株式の株式買戻しプログラムを承認し、市場及び経済の状況次第であるが、2019年度に少なくとも1.0十億スイス・フランを買い戻しの実施を見込んでいますと発表した。2020年度については、当グループは、取締役会の承認を条件として、2019年度と同様の株式買戻しプログラムの設定を予定している。2020年度の株式買戻しの水準は、当グループの資本計画を踏まえて設定される予定であり、一般的な市場の状況次第となるが、当期純利益の50%以上を分配するという当グループの意向に沿ったものとなる予定である。

株主情報

株主ベース

当グループは幅広い株主層を有しており、大部分の株式はスイス国外の機関投資家が直接的又は間接的に保有している。2018年12月31日現在、112,411名の株主が発行済株式総数の58%にあたる1,475,529,019株の保有者として当グループの株主名簿に登録されている。残りの42%は当グループの株主名簿には登録されていない。2018年12月31日現在、発行済株式のうち99,907,263株すなわち3.9%は米国預託株式の形式であった。下記の表に記載の情報は、2018年12月31日現在において当グループの株主名簿に登録された当グループの株式の分布を示したものである。

当グループの株式の分布

期末	2018年度				2017年度			
	株主数	割合 (%)	株式数	割合 (%)	株主数	割合 (%)	株式数	割合 (%)
当グループの株式の分布								
個人投資家	109,205	97	201,455,312	8	108,856	97	178,205,123	7
スイス国内	99,472	88	178,240,134	7	99,164	88	157,977,712	6
スイス国外	9,733	9	23,215,178	1	9,692	9	20,227,411	1
機関投資家	3,206	3	1,274,073,707	50	3,283	3	1,266,696,202	50
スイス国内	2,773	2	291,385,944	11	2,827	3	290,518,357	11
スイス国外 ¹	433	0	982,687,763	38	456	0	976,177,845	38
株主名簿に登録済の株式	112,411	100	1,475,529,019	58	112,139	100	1,444,901,325	57
うちスイス国内	102,245	91	469,626,078	18	101,991	91	448,496,069	18
うちヨーロッパ	9,178	8	623,937,087	24	9,175	8	610,345,374	24
うち米国 ¹	144	0	356,918,183	14	162	0	362,822,676	14
うちその他地域	844	1	25,047,671	1	811	1	23,237,206	1
株式名簿に未登録の株式	-	-	1,080,482,701	42	-	-	1,111,110,395	43
発行済株式合計	-	-	2,556,011,720	100	-	-	2,556,011,720	100

(注1) 米国預託株式の形式で発行された株式を含む。

株主名簿における産業別機関投資家の分布

期末	2018年度				2017年度			
	株主数	割合 (%)	株式数	割合 (%)	株主数	割合 (%)	株式数	割合 (%)
産業別機関投資家								
銀行	21	1	1,235,285	0	20	1	795,084	0
保険会社	83	3	17,129,086	1	77	2	16,310,918	1
年金基金	431	13	62,737,967	5	449	14	60,280,116	5
投資信託	371	12	207,173,146	16	391	12	233,752,140	18
その他信託	524	16	9,247,355	1	552	17	9,160,647	1
政府機関	22	1	646,705	0	23	1	648,134	0
その他 ¹	1,642	51	157,040,518	12	1,657	50	161,226,970	13
直接保有	3,094	97	455,210,062	36	3,169	97	482,174,009	38
信託に基づく保有	112	3	818,863,645	64	114	3	784,522,193	62
機関投資家総数	3,206	100	1,274,073,707	100	3,283	100	1,266,696,202	100

四捨五入により誤差が生じる可能性がある。

(注1) 業界別の内訳を行うことが不可能であるその他の機関投資家が含まれる。

当グループは、外部の国際的なマーケット・インテリジェンス・ファームを利用することにより、当グループの株主名簿に未登録の当グループの株式に関する情報を含む、当グループの株主ベースの構成に関する追加情報を定期的に収集している。当該データによると、2018年12月31日現在の当グループの株主ベースは、機関投資家が88%を占めており、かかる投資家のうち約半分は北米に所在していた。当グループの株式保有の投資家別及び地域別の分布は以下の通りである。

投資家別のグループ株式保有

2018年度末 (%)



■ 機関投資家
■ 個人投資家
■ その他投資家

地域別の機関投資家

2018年度末 (%)



■ 北米
■ 英国及びアイルランド
■ ヨーロッパ
■ その他
■ スイス

株主対応

当グループは、株主及び議決権行使助言会社と定期的にやり取りを行っている。かかるやり取りは、株主側の見解を理解すること、当グループの戦略、財務業績、コーポレート・ガバナンス及び報酬並びに当グループ又は株主にとって重要なその他の事項に関して意見交換することを目的としている。株主とのエンゲージメント会議には、取締役会会長（以下、「会長」という。）、報酬委員会議長、CEO、CFO及びその他の取締役又は上級経営陣が出席できる。株主対応の責任については、インベスター・リレーションズ部が監督する。当グループは、全株主が当グループの現在の進展状況を常時把握し、情報に基づく判断を行うために必要な関連情報を確実に受領できるように努める。

情報ポリシー

当グループは、株主及び関係者との関係でオープンかつ公正な情報ポリシーの確立に尽力している。当グループのインベスター・リレーションズ部門及びコーポレート・コミュニケーションズ部門は、受領した問い合わせの対応を担当している。株主名簿に登録された当グループの株主はすべて年次株主総会の招集通知（年次報告書及びその他の報告書の請求フォームを含む。）を受領する。名簿上の各株主は、当グループの財務業績に関する四半期報告書の受領を選択することができる。これらの報告書及び情報はすべて当グループのウェブサイト（credit-suisse.com/investors）にて入手することができる。

スイス法に基づき要求される通知

スイス法に基づき要求される株主への通知は、スイス商業官報を通じて行われる。取締役会は、株主に対する通知方法を追加で指定することができる。スイス証券取引所（以下、「SIX」という。）の上場規則で必要とされる通知は、スイスの新聞2紙にドイツ語及びフランス語で掲載された上で、SIXに送付されるか又は適用される上場規則に従いその他の方法でSIXに伝達される。SIXは、関連する情報を更に周知することができる。

主要株主

主要株主に関する情報は、上記1「株式等の状況」（5）「大株主の状況」を参照のこと。

株式持ち合い

当グループは、他社の資本又は議決権の5%を超える株式持ち合いは行っていない。

株主の権利

当グループは、すべての株主を平等に扱っている。以下に挙げるのは、当グループにおける株主の特定の権利の概要である。

議決権及び株式譲渡

スイス法及び当グループの定款において、当グループ株式を保有する権利は制限されていない。

原則として、1株は年次株主総会における1議決権に相当する。但し、当グループが保有する株式には議決権がない。以下に挙げる除外事項が一つでも当てはまる場合を除き、単独の個人株主又は単一の集団株主が議決権を行使することのできる株式は、発行済株式資本合計の2%を超えることができない。議決権に関する制限は、以下には適用されない。

- ・年次株主総会により選任された独立代理人による議決権の行使
- ・株主が当グループに対し本人名義及び本人の負担で購入したと認めており、FMIA並びにその他の関連法令及び規制に従った開示要件が遵守されている株式

- ・ノミニーの名義で登録されている株式。但し、当該ノミニーが当グループの発行済流通株式資本合計の0.5%以上を代理として所有する実質所有者又は関連する実質所有者の集団の名前、住所及び株式保有についての情報を要請に応じて当グループに提供する意思がある場合に限り。

議決権を行使するには、株式を直接又はノミニー名義で株主名簿に登録する必要がある。株式を株主名簿に登録する際、株式の購入者は、預託銀行に株式登録フォームを提出しなくてはならない。株主名簿への株式の登録はいつでも申請することができる。かかる株式の登録を怠ると、購入者は議決権の行使又は株主総会への出席ができない。しかし、各株主は、株主名簿における登録の有無にかかわらず、年次株主総会で承認された配当及びその他の分配を受領する権利を有する。譲渡制限は、記名式株式の口座での保管に関する方法及び形式並びに当該譲渡に適用される規定を問わずに適用される。当グループの株式に基づく間接保有証券の譲渡及び当該間接保有証券に対する質権の設定はスイス連邦間接保有証券法の規定に従う。書面による株式の譲渡又は質権の設定は認められない。

年次株主総会

当グループは、株主に対し、株主総会への出席を奨励している。スイス法の下では、年次株主総会は、会計年度終了後6ヶ月以内に開催されなくてはならない。年次株主総会の通知には、議題並びに取締役会及び株主からの提案が含まれており、当該通知はスイス商業官報において、年次株主総会の少なくとも20日前までに公表されなくてはならない。

株式は、年次株主総会の遅くとも3日前に議決権付株式として株主名簿に登録されていない場合、年次株主総会における議決権を有しない。

株主総会の招集

年次株主総会は、取締役会、又は必要に応じて法定監査人によって招集され、20日前の通知が行われる。取締役会は、株主総会において臨時株主総会を開催する旨の決議がなされた場合、又は名目資本金を総額で10%以上保有している株主からの要請があった場合、臨時株主総会を招集しなければならない。臨時株主総会開催の要請は、書面にて取締役会に提出されるものとし、同時に名目資本金の10%以上に相当する当グループ株式が保護預りのために預託されなければならない。預託された株式は、臨時株主総会の翌日まで保管される。

議題の提案

総額40,000スイス・フラン以上の額面価額の株式を保有する株主は、特定の事項を年次株主総会の議題にし、当該事項につき決議を行うよう要請する権利を有する。特定の議題及び関連する提案は、総会の45日前までに書面により取締役会に提出されなくてはならない。同時に、総額40,000スイス・フラン以上の額面価額の当グループ株式が保護預りのために預託されなければならない。預託された株式は、年次株主総会の翌日まで保管される。

法定定足数

年次株主総会は、下記の場合を除き、原則として、株主総会に出席している株主又は株主の代理人の数に関係なく決議を行うことができる。強行法規又は定款に別段の定めのある場合を除いて、決議及び選任には、通常、総会における出席株主の議決権の過半数の承認が必要である。

出席株主の議決権の過半数の承認が必要な決議には、以下が含まれる。

- ・定款の変更（特別決議による承認を必要とするものを除く。）
- ・取締役、会長、報酬委員会委員、独立代理人及び法定監査人の選任
- ・取締役及び業務執行役員の報酬の承認

- ・年次報告書、法定の連結計算書の承認
- ・取締役及び業務執行役員の行為の免責
- ・利益剰余金処分の決定

少なくとも出席株主の議決権の3分の2以上が必要な決議には以下のようなものがある。

- ・会社の目的の変更
- ・議決権が強化された株式の発行
- ・株式譲渡制限の実行
- ・条件付資本及び授權資本の増加
- ・剰余金の資本組入れ又は現物出資による増資
- ・優先権の制限又は停止
- ・本店の移転
- ・清算を伴わない会社の解散

株式資本合計の少なくとも半分以上の議決権を有する株主の出席、及び出席株主の総議決権数の4分の3以上の承認が必要な決議には以下のようなものがある。

- ・記名式株式から無記名式株式への転換
- ・ノミニーの登録及び議決権に関する定款の変更
- ・会社の解散

定款の議決権に関する条項を変更するには、株式資本合計の少なくとも半分以上の議決権を有する株主の出席、及び行使された総議決権数の8分の7以上の承認が必要である。

セイ・オン・ペイ (Say On Pay)

スイスのコーポレート・ガバナンスのベスト・プラクティス（最良慣行）規範に従い、2018年の年次株主総会において株主による勧告的決議を行うため、当グループは、報酬報告書（年次報告書の報酬に関する部分に含まれる。）を提出した。報酬規則に従い、当グループは、2019年の年次株主総会において、株主による拘束力のある各議決権行使のため、以下の通り取締役会及び業務執行役員会の報酬案を提出した。

- ・取締役会：2019年の年次株主総会から2020年の年次株主総会までの間に取締役会に対する報酬の上限
- ・業務執行役員会：2018年度において業務執行役員に短期インセンティブ報奨として付与される変額報酬総額
- ・業務執行役員会：2019年の年次株主総会から2020年の年次株主総会までの間に業務執行役員会に対する固定報酬の上限
- ・業務執行役員会：2019年度において業務執行役員に長期インセンティブ報奨として付与される変額報酬総額（付与時の公正価値に基づくもの）

当グループは、現行の慣行に従い、株主による勧告的決議のために引き続き報酬報告書を提出する。

取締役会及び業務執行役員会の行為の免責

スイス法の下では、年次株主総会は、取締役及び業務執行役員の行為の責任を免責する権限を有する。2018年の年次株主総会は、2017年度に関する取締役及び業務執行役員の責任を免除した。同様の免責が、2019年の年次株主総会により2018年度に関して付与されている。

優先権

スイス法の下では、株式の発行には、現金若しくは現金以外の対価を伴うか、又は無償であるかを問わず、株主の事前承認が必要である。スイス企業の株主は、保有する株式の額面価額に応じて新株を引き受けることがで

きる優先権を有している。但し、株主総会における特別決議により、特定の状況下における優先権が制限又は停止されることがある。

公開買付義務

スイス法は、上場スイス企業の議決権（行使可能かは問わない。）の33と3分の1パーセント以上を直接若しくは間接的に、又は第三者と協調して取得する場合には、当該企業の定款が別段の規定がある場合を除き、当該企業の上場エクイティ証券のすべてを取得する公開買付を行われなければならない。当グループの定款には、別段の規定は定められていない。この強制的な公開買付義務は、スイス企業買収委員会又はスイス金融市場監督当局（以下、「FINMA」という。）により一定の状況においては免除される場合がある。免除が認められない場合には、強制的な公開買付はFMIA及びその施行規則に定める手続に従い実施されなければならない。

経営権の変更に関する条項

当グループが知る限り、当グループの経営権の変更が生じる可能性のある契約は存在しない。経営権の変更が生じた場合に、報酬委員会又は取締役会がすべての従業員（業務執行役員を含む。）に対する未決済の報奨の取扱いを決定することを可能にする、当グループの従業員報酬制度の一定の条項には従うものの、契約及び報酬制度において、取締役会若しくは業務執行役員会の構成員又はその他の上級経営陣に利益をもたらす、臨時給付の支払を要する条項は存在しない。具体的には、当グループの経営権の変更が生じた場合における退職金支払金を契約上合意したものは存在しない。

資金の借入及び調達

スイス法及び当グループの定款は、いかなる方法であれ資金を借り入れたり、調達する当グループの能力を制限していない。資金の借入の決定は、株主による決議を要することなく当グループの取締役会により決定される。

清算

当グループは、スイス法及び当グループの定款に基づき、以下によっていつでも解散することができる。

- ・当グループが清算により解散する場合には、株主総会において行使された議決権の4分の3以上の特別決議により可決された株主総会決議
- ・上記以外の場合には、株主総会における出席株主の議決権の3分の2以上であり、かつ出席株主の株式の額面価額の絶対多数を占める特別決議により可決された株主総会決議

当グループが倒産した場合、FINMAの命令による解散の可能性もある。スイス法に基づき、清算の際に生じた剰余金は、（すべての債権者による債務履行請求の処理が完了した後で）保有する株式の払込済額面価額に応じて株主に分配される。

(C) 取締役会及び業務執行役員会

取締役会

一般情報

取締役の地位及び資格

定款上、取締役会は最低7名の取締役から構成されることが規定されている。現在、取締役会は、12名の取締役から成る。当グループは、取締役会が委員会に適格な委員を配置できる規模を有していなければならないと考えている。同時に、取締役会は有効かつ迅速な意思決定を保証できる程度の規模に抑えられなければならない。各取締役は年次株主総会において当グループの株主により1年の任期で選任され、再任の資格を有する。株主

は、取締役会会長となる取締役及び報酬委員会の各委員も1年の任期で選任する。任期1年とは、年次株主総会から次の年次株主総会の終了時までと理解されている。取締役は、原則、取締役として12年間務めた後、同職を辞任する。特定の状況下では、取締役会は、特定の取締役の任期の期限をさらに最大3年間延長することができる。

取締役及び委員会の委員の地位は、以下の通りである。当グループ及び当行の取締役会の構成は同一である。

取締役会の構成及び後継者計画

ガバナンス及び指名委員会（旧チェアマンズ&ガバナンス委員会）は、委員会への人材配置を考慮した上で、取締役会全体の構成を定期的に検討する。ガバナンス及び指名委員会は、組織ガイドライン及び規則が定める基準に従って取締役候補の擁立及び評価を行う。ガバナンス及び指名委員会は、新たな取締役候補の認定及び擁立に関して、外部コンサルタントに依頼することもできる。取締役候補を評価する上で、ガバナンス及び指名委員会は取締役に必要とされる能力及び資質を検討し、取締役会全体の構成も考慮する。数ある検討項目の中でも、ガバナンス及び指名委員会は、取締役会がその職責を全うする上で必要となる能力、経営経験、独立性及び多様性等を考慮する。ガバナンス及び指名委員会は、取締役候補のその他の活動及び責務も検討し、当該候補者が当グループの取締役としての職務に十分な時間を充てることができるかを検討する。

取締役 *

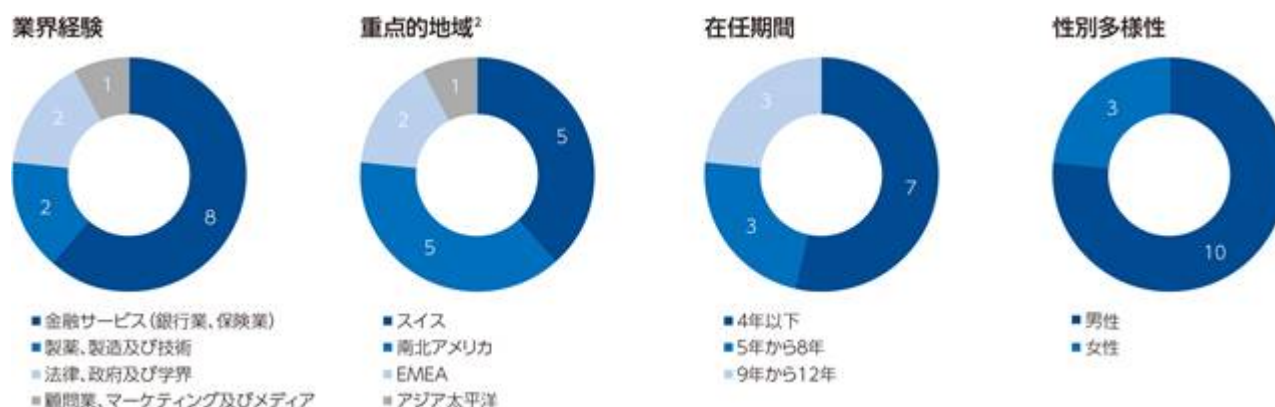
	取締役 就任年	独立性	ガバナンス 及び指名委 員会	監査 委員会	報酬 委員会	行動及び金 融犯罪管理 委員会 ¹	リスク 委員会
2018年度年次株主総会において選任							
ウルス・ローナー、会長	2009年	独立	議長	-	-	議長	-
アイリス・ボーネット	2012年	独立	-	-	委員	-	-
アンドレアス・ゴットシュリング	2017年	独立	委員	委員	-	-	議長
アレキサンダー・ガット	2016年	独立	-	委員	-	-	-
マイケル・クライン	2018年	独立	-	-	-	-	委員
アンドレアス・N・クープマン	2009年	独立	-	-	委員	-	-
セライナ・マシア	2015年	独立	-	-	-	-	委員
カイ・S・ナルゴルワラ	2013年	独立	委員	-	議長	委員	-
アナ・ポーラ・ペソア	2018年	独立	-	委員	-	委員	-
ホアキン・J・リベyro	2016年	独立	-	委員	-	-	-
セヴェリン・シュワン、副会長兼上級独立取締役	2014年	独立	委員	-	-	-	委員
ジョン・タイナー	2009年	独立	委員	議長	-	委員	委員
アレクサンドル・ツェラー ²	2017年	独立	委員	-	委員	委員	-

(注1) 2019年1月1日付で設置。

(注2) アレクサンドル・ツェラーは、2019年2月28日取締役を退任した。

* 2019年4月26日開催の年次株主総会において、アンドレアス・クープマンは、取締役再任のための立候補をしなかった。クリスチャン・ゲラスタッド及びジャン・リーは、株主により新規取締役として選任された。その他のすべての取締役は再任された。

取締役会の構成¹



(注1) 2018年度末現在。

(注2) 重点的地域は、取締役がその専門的な活動を最も集中させている地域を表しており、当該個人の国籍とは異なる可能性がある。

当グループの取締役の経歴、能力及び経験は多様で幅広く、例えば、スイス国内外の金融サービスその他の企業での最高経営幹部や、政府、学界及び国際機関における指導的立場にあること又はあったことなどがある。取締役会は、金融及び財務管理、リスク管理、監査、イノベーション及びテクノロジー、法務、コンプライアンス及び規制関連業務、広告、マーケティング及びメディア、並びに人事及びインセンティブ構造を含む主要な分野における幅広い専門知識を有する個人によって構成されている。文化、経験及び意見の多様性は、性別多様性とともに、取締役会の構成の重要な側面である。取締役の男女比率は年度によって異なるが、取締役会は長期的に男女比の良好なバランスを維持することに専心している。当グループに特に関連するとみなされる主要な分野にわたる2018年度末現在の当グループの取締役会の集団としての経験及び専門知識は、以下の図に示される通りである。

取締役会の集団としての経験及び専門知識の強化が必要であり得る分野においては、取締役会は、新たな専門家としての知識を有する取締役候補者の指名、外部の専門家の雇用、又はその他の措置の実施を決定することができる。例えば、元取締役でありテクノロジー専門家であったセバスチャン・スランが2016年に取締役を退任した後、取締役会は、イノベーション及びテクノロジーに関する当グループの戦略的目標を推し進めるため、異分野提携のイノベーション及びテクノロジー委員会を諮問機関として設立した。スラン氏は、アドバイザーとして雇用され、委員会の議長を務めた。同委員会には、外部のサイバーセキュリティ専門家が含まれており、内部のテクノロジー専門家も恒常的に関与している。

取締役の経験及び専門知識

(取締役の数及び割合)



今後も高水準の専門性、多様性及び独立性を維持するため、取締役会は、取締役の候補者を早期に選定するための後継者計画プロセスを有している。このプロセスにより、取締役が取締役会を退任する際の態勢が十分に整っている。後継者計画プロセスの目的は、取締役会の安定性及び専門性を維持しつつ、主要な取締役会の能力の適切な引き継ぎと将来の課題に対応するために適した取締役会の構成を確保することである。潜在的な候補者は、以下を含む候補者の専門知識及び経験を評価するために定められた基準に従って評価される。

- ・金融サービス又はその他の業界における国際的な事業環境で獲得した適切なリーダーとしての資質を持つ管理職としての証明された実績。
- ・上記の主要分野における適切な職務能力及び資質。
- ・グローバルな銀行業、金融市場及び金融規制の理解。
- ・複数の地理的地域において働いた実績を伴う幅広い国際的な経験及びグローバルなビジネスの観点。

- ・複雑な状況を洞察し明確にする能力、並びに経営陣に対して異議申立てと積極的な支援の両方を行う能力。
- ・高水準の誠実性並びに当グループの価値及び企業文化との類似性。
- ・取締役会及び委員会の会議の準備及び出席のために十分な時間を充てる意欲。

候補者の評価では、法律及び規制上の要件並びにスイスのコーポレート・ガバナンスのベスト・プラクティス（最良慣行）規範と合致した、取締役のための形式的な独立性その他の基準も考慮される。さらに、当グループは、チームのダイナミクス及び取締役に關する個人的な評判をはじめとするその他の観点も、取締役会の効果的な機能を確保するため重要であると考えている。そのため、当グループは、取締役会のために自身の特定の技能と経験をもって全力を尽くす人材の適正な組み合わせに最も重点を置いている。

取締役会は、年間を通して有力な候補者を継続的に検討しているが、次年度の後継者計画は、一般的に年度の半ばに開催されるオフサイトの年次戦略取締役会で開始される。当グループの戦略についての協議に加えて、取締役会はコーポレート・ガバナンスに関する専用の会議を開催する。かかる会議では、数ある課題の中でも、適正な取締役会の構成に対する需要等、現取締役会の構成及び今後の需要について協議される。これらの協議の結果に基づき、特定の候補者の利害及び可能性についてさらに調査が行われる。取締役会の協議は、通常年度末に開催される年次自己評価会議で継続され、次回の年次株主総会で提案される取締役会構成の具体的な変更について検討する。取締役会は、新取締役として年次株主総会における選任のために指名される候補者を、年次報告書公表の直前の2月又は3月の会議で最終的に承認する。

新規取締役及び研修の継続

新たに任命された取締役は、当グループの組織構造、戦略プラン、重要な財務、会計及びリスクに関する問題並びに当グループのガバナンスに関するその他の重要な事項について習熟するために、オリエンテーション・プログラムに参加する必要がある。オリエンテーション・プログラムは個々の新取締役の経歴及び専門分野における経験のレベルに合わせて設定される。さらに、当該プログラムの力点は、該当する取締役が所属する委員会も考慮して調整される。取締役は継続的に研修を受けることを推奨される。取締役会及びその付属委員会は、当グループの事業において重大な問題となっている事項、又は今後重大な問題となる可能性のある事項について、取締役の理解を深めるために、当グループ内の専門家を定期的に会議に招いて、特定のトピックについて講義を依頼している。

会議

2018年度中、取締役会は取締役らが実際に出席する定例会議を6回行い、さらに、4回の会議も追加で行った。また、取締役会は2日半の戦略会議を開催した。取締役は、取締役会及び自身が所属する委員会の会議のすべてに出席することが奨励される。

すべての取締役は職務の適切な遂行のために、会議時間外にも必要な時間を取ることが求められている。会長は、適切な通知により会議を招集し、各会議の議題を作成する。但し、その他の取締役も必要とみなされた場合に臨時の会議を招集する権利を有している。会長は、その裁量により、経営陣のメンバー及びその他の者を会議に招集することができる。一般的に、取締役会との効果的な相互関係を確保するため、業務執行役員は、一部の会議に出席する。また、取締役会は、経営陣の出席しない個別の非公開会議を開催する。議事録は取締役会の議事及び決議について作成される。

取締役会は随時稟議により一部の事項について決定を行うことができるが、いずれかの取締役が、書面による合意で決定するのではなく会議で協議するように要請した場合にはこの限りではない。

会議の出席状況－取締役会及び取締役会付属委員会

	取締役会 ¹	ガバナンス 及び指名 委員会 ²	監査委員会 ³	報酬委員会 ⁴	リスク 委員会 ⁵
2018年度					
開催された会議数合計	11	9	18	9	6
すべて出席した取締役／委員の数	12	6	5	2	6
1回欠席した取締役／委員の数	2	0	1	1	1
2回以上欠席した取締役／委員の数	0	1	1	1	0
会議の出席状況 (%)	98	93	97	92	97

会議の出席状況は、2018暦年について示されているが、同暦年は2つの取締役会期間にまたがっている。2018年の年次株主総会までは取締役は12名で、その後は13名であり、2018年度中に取締役を務めた個人は合計で14名存在していた。

- (注1) 取締役会は、本年度の初めは12名、本年度末は13名の取締役で構成されていた。2名の取締役（マイケル・クライン及びアナ・ポーラ・ペソア）が就任し、1名の取締役（リチャード・E・ソーンバーグ）が退任した。
- (注2) ガバナンス及び指名委員会は、本年度の初め及び本年度末とも6名の委員で構成されていた。1名の委員（アンドレアス・ゴットシュリング）が就任し、1名の委員（リチャード・E・ソーンバーグ）が退任した。
- (注3) 監査委員会は、本年度の初め及び本年度末とも5名の委員で構成されていた。2名の委員（アンドレアス・ゴットシュリング及びアナ・ポーラ・ペソア）が就任し、2名の委員（リチャード・E・ソーンバーグ及びセライナ・マシア）が退任した。
- (注4) 報酬委員会は、本年度の初め及び本年度末とも4名の委員で構成されていた。
- (注5) リスク委員会は、本年度の初め及び本年度末とも5名の委員で構成されていた。2名の委員（セライナ・マシア及びマイケル・クライン）が就任し、2名の委員（リチャード・E・ソーンバーグ及びアンドレアス・N・クープマン）が退任した。

会議の出席状況－各取締役

出席率	75%未満	75%～84%	85%～94%	95%～100%
取締役				
ウルス・ローナー、会長				●
アイリス・ボーネット			●	
アンドレアス・ゴットシュリング				●
アレキサンダー・ガット				●
マイケル・クライン ¹				●
アンドレアス・N・クープマン				●
セライナ・マシア				●
カイ・S・ナルゴルワラ				●
アナ・ポーラ・ペソア ¹			●	
ホアキン・J・リベイロ				●
セヴェリン・シュワン		●		
ジョン・タイナー				●
アレクサンドル・ツェラー ²				●

取締役会及び委員会の会議への出席を含む。

(注1) 2018年の年次株主総会の時点における取締役。

(注2) アレクサンドル・ツェラーは、2019年2月28日に取締役を退任した。

職責委託

当グループの取締役は、当グループ外の会社及び組織の取締役、業務執行役又はその他の役割に就くことができ、これらは職責委託と総称される。報酬規則上、会社は自社の定款において職責委託の範囲内の業務活動を特定し、取締役及び業務執行役員が兼任できる職責委託数の制限を設けなければならない。当グループの定款上、職責委託には、上場会社並びにスイスの商業登記簿又はこれに相当するスイス国外の商業登記簿に登録する義務があるその他すべての法人の最上級業務執行及び経営機関の業務活動が含まれる。

取締役が当グループ外で引き受ける職責委託に対する制限は、以下の表に要約される通りである。

職責委託の種類及び制限－取締役会

職責委託の種類	制限
上場会社	他の職責委託4件以下

その他の形態の法人 ¹	職責委託5件以下
当グループのための法人 ²	職責委託10件以下
慈善団体 ³	職責委託10件以下

- (注1) 非公開の非上場会社を含む。
(注2) 事業及び業界団体への参加を含む。
(注3) 文化又は教育団体における名誉職も含む。

いかなる取締役も、これらの制限を超えて職責委託を引き受けていない。上記の制限は、当グループが支配する法人（子会社の取締役会等）に係る取締役の職責委託には適用されない。

独立性

取締役会は、当グループの非業務執行取締役のみで構成されている。このうち、少なくとも過半数は、独立性を有する者と判断されなければならない。独立性を判断する際に、取締役会は組織ガイドライン及び規則、委員会規則、並びに適用される法律及び上場基準が規定する要素を考慮している。当グループの独立性基準は、他の新しいベスト・プラクティス（最良慣行）基準とも定期的に比較して評価される。

ガバナンス及び指名委員会は、年に一度、各取締役の独立性を評価し、その結果を取締役に報告し、各取締役の独立性の最終的な決定を求める。独立性の定義を決定するに当たり、取締役会は、SIXのコーポレート・ガバナンスの関連情報に関する取引所指令、FINMA、スイスのコーポレート・ガバナンスのベスト・プラクティス（最良慣行）規範、並びにNYSE及びナスダック証券市場（以下、「NASDAQ」という。）の規則による独立性基準を適用した。

全取締役に適用される独立性基準

一般的に、取締役は、以下の場合に独立していると判断される。

- ・現在又は過去3年間に当グループ又はその子会社の業務執行役員として又はその他の職務に雇用されておらず、
- ・現在又は過去3年間に当グループの外部監査人の従業員又は関係者として関わっておらず、かつ
- ・当グループ又はその子会社と直接的又は間接的に重大な取引関係にない場合

当グループ又はその子会社と取締役との間の関係が重大であるか否かは、とりわけ以下の要素により判断される。

- ・取締役の、又は取締役がパートナー、主要株主若しくは業務執行役員を務める組織の財務状況及び信用状態に関連して行われた取引の量及び規模
- ・同等の信用状態にある取引先との取引に適用される条件と当該取引に適用される条件の比較
- ・当該取引が、その他の相手方との間で行われる取引と同じ内部承認手続の対象となっているか否か
- ・当該取引が通常の事業活動の一環として行われているか否か
- ・当該取引が、第三者との間で同等な条件で締結可能となる方法及び条件で構成されているか否か

さらに、取締役は、現在又は過去3年の間に、当グループの業務執行役員が当該取締役を雇用している別の会社の報酬委員会委員を兼任するという相互就任の関係にある又はあった場合、当該取締役は独立しているとはみなされない。一般的に、主要株主の状況も、株式保有率が当グループの資本の10%を超える場合又はその他により株主が重要な形で当グループに影響を及ぼす可能性がある事例を除き、独立性の判断基準とはならない。独立性のない近親者を持つ取締役も、独立しているとはみなされない。

具体的な独立性の検討事項

監査委員会の委員を務める取締役は、その他の取締役が遵守すべき独立性の要件以外の要件にも従うものとする。監査委員会の委員を務める取締役は、当グループの関係者であってはならず、また、当グループから取締役及びその委員会の委員としての通常の報酬以外にコンサルティング、助言又はその他の報酬費用を直接又は間接に受領してはならない。

報酬委員会の委員を務める取締役に関する独立性の判断にあたっては、報酬委員会委員の職務に関連して、当該取締役の経営からの独立性に重大な影響を与える当グループとの関係を当該取締役が有しているか否かを判断する際に関係するすべての要因を考慮している（以下の事項を含むが、これらに限定されない。）。

- ・当グループから当該取締役に支払われるコンサルティング、助言又はその他の報酬費用を含む、報酬委員会委員のすべての報酬の資金源
- ・報酬委員会委員が、当グループ、当グループの子会社又は当グループの子会社の関連会社のいずれかと関係しているか否か

その他の独立性基準

当グループは適用対象とならないが、取締役会は、一部の議決権行使助言会社が、当グループの取締役の独立性の判断のため異なる基準を用いることを認識している。当該基準には、取締役の在任期間、常勤取締役としての地位、業務執行役員に対する支払いの範囲と比較した取締役の年次報酬の水準、又は3年超前の期間における取締役の元業務執行役員としての地位が含まれる。

独立性の判断

2018年12月31日現在、すべての取締役が、取締役会により、独立性を有すると判断された。

取締役会におけるリーダーシップ

取締役会会長

会長は、スイスの銀行法に基づく、取締役会の非業務執行取締役であり、当グループの主要な規制機関であるFINMAが期待するプラクティスに沿って、常勤でその役割を遂行している。会長は、

- ・取締役会の作業を調整する。
- ・各委員会の職務を調整するために議長と協力する。
- ・取締役にその職務遂行に関連する情報が提供されるよう調整する。
- ・取締役会の議題を牽引する。
- ・特に当グループの戦略的發展、後継者計画、当グループの構造及び組織、コーポレート・ガバナンス、並びにCEO及び業務執行役員会の業績評価及び報酬をはじめとする報酬及び報酬構造に関する、取締役会における主要なトピックを牽引する。
- ・取締役会、ガバナンス及び指名委員会、行動及び金融犯罪管理委員会、並びに株主総会の議長を務める。
- ・主要株主、投資家、規制機関及び監督機関、企業団体並びにその他の外部の利害関係者に対して当グループを代表する積極的な役割を担う。
- ・当グループ内において業務執行責任を有しない。
- ・ガバナンス及び指名委員会並びに行動及び金融犯罪管理委員会を除き、取締役会会長は、取締役会の他のいかなる常任委員会にも属していない。
- ・委員会の特定の会議の全部又は一部に、議決権を持たない客員として出席することができる。

副会長

副会長は、

- ・取締役会の一員である。
- ・指名された会長代理である。
- ・会長を支えて助言すること、会長の欠席時又は病気時において会長の役割を務めること、並びにそれに伴い取締役会を主導することを通じて会長を補佐する。

副会長は1名以上とする。現在はセヴェリン・シュワンが副会長を務めている。

上級独立取締役

当グループの組織ガイドライン及び規則に従い、取締役会は、上級独立取締役を任命することができる。会長が独立性を有しないと取締役会により判断された場合、取締役会は、上級独立取締役を任命しなければならない。上級独立取締役は、

- ・会長の出席を要せずに会議を招集することができる。
- ・上級独立取締役は、特に非独立取締役会会長及び独立取締役との間で何らかの問題が生じた場合（非独立取締役会会長の利益相反がある場合等）に、取締役会の中で主導的な役割を担う。
- ・取締役会による会長の年次評価を主導する。
- ・取締役会の業務及び取締役会に関連する手続が円滑に運営されることを確保する。

現在はセヴェリン・シュワンが上級独立取締役も務めている。

職務の分離

スイスの銀行法に従い、当グループは、取締役会が責任を負う監督職務を、業務執行役員会が責任を負う経営に関する職務から厳密に分離させた二重構造のもとで取締役会を運営している。会長（非業務執行）及びCEO（業務執行）の役割は分離されており、別々の2名により行われている。

取締役会の責任

組織ガイドライン及び規則に基づき、取締役会は一定の職務を取締役会付属委員会に委託し、また法律、とりわけスイス債務法第716条a及び第716条b並びに定款に従って、会社の経営並びに取締役会決議の作成及び実施を一定の経営組織又は業務執行役員に委任する。

取締役会は、会社の全体的な監督、管理及び統制に関する責任を有し、

- ・定期的に当グループの競争状態を検討し、その戦略及び財務計画並びにリスク選好ステートメント及び全体的なリスク上限を承認する。
- ・その各定例会議において、当グループの業績、資本、資金調達及び流動性の状況に関する報告書を受領する。
- ・当グループの業績及び財務状況に関する詳細な情報を含む経営情報を毎月受領するほか、現在の状況及び今後想定されるシナリオをまとめた四半期ごとのリスク報告も受領する。
- ・経営陣から、必要とみなされた場合又は要請を受けた場合に、主要な問題及び重要な事象について定期的に最新情報を受領する。
- ・責任を適切に果たすため、当グループに関するすべての情報へのアクセスを認められている。
- ・当グループの構成及び組織の重大な変更をレビューしてこれを承認する。
- ・当グループ及び部門の年間変動報酬プールを承認し、取締役会及び業務執行役員会の報酬総額を年次株主総会において株主の承認を得るために提案する。
- ・買収、事業の売却、投資及びその他の主要なプロジェクトをはじめとする重要なプロジェクトに対する監督を行う。

- ・付属委員会とともに、取締役会が適切とみなす場合、その権限の範囲内のすべての案件について、経営陣と協議することなく、当グループの費用負担で、法律、財務又はその他に関する外部顧問を雇うことができる。

当グループの子会社のガバナンス

取締役会は、当グループの子会社の適切なガバナンスを確立する監督責任を引き受ける。当グループのガバナンスは、全世界的な範囲を持つ統合された監督及び管理体制の原則に基づいており、これにより、一つの経済ユニットとしての当グループの管理が可能となる。当グループは、効率的で調和の取れた当グループの運営を確実にするためのコーポレート・ガバナンス基準を設けている。組織ガイドライン及び規則に従い、取締役会は、当グループの主要子会社の取締役会会長及び取締役を任命及び解任し、その報酬を承認する。対象となる子会社の範囲の決定並びに任命及び報酬に関する手続のガイドラインの提供に関する方針は、取締役会により定期的にレビューされる。現地のあらゆる適用法令に従うことを条件に、主要子会社のガバナンスは、組織ガイドライン及び規則その他のコーポレート・ガバナンス関連書類に反映されている当グループのコーポレート・ガバナンスの原則と一致しなければならない。当グループと子会社のガバナンスの一貫性及び整合性を促進するため、当グループは、取締役会が各主要子会社の取締役会に当グループの取締役1名以上を任命することを方針としている。当グループ及びその主要子会社の取締役及び役員は、当グループ全体の透明性及び連携の確保に努める。

取締役会の評価

取締役会は年に一度自己評価を行い、規程に列挙された責任及び取締役会の目標に対する自己の業績をレビューし、また、次年度の特別な重点目標を含む将来の目標を策定する。会長は、自身の業績に関する議論には参加しない。自己評価の一環として、取締役会は、取締役会の構造及び構成、連絡及び報告、議題設定並びに継続的改善をはじめとする、多くの異なる側面に関する有効性に関する評価を行っている。取締役会は、評価プロセスの促進を、随時、外部顧問に委託することもできる。取締役会は、直近では2016年末頃に、外部企業に取締役会の有効性評価を委託した。かかる評価には、取締役会のプロセス及び文書の包括的レビュー、外部評価者による会長及び個々の取締役との面談、並びに外部評価者による取締役会及び取締役会付属委員会の会議へのオブザーバー参加が含まれていた。結果は、2017年度中に取締役会に提示され、取締役会は、2018年度中に外部評価からなされた様々な勧告についての進捗を監視し続けた。取締役会は、3年毎に外部の取締役会有効性評価を実施することを目指すことに合意した。

取締役の変更

2018年の年次株主総会において、マイケル・クライン及びアナ・ポーラ・ペソアが新取締役として選任された。リチャード・E・ソーンバーグは取締役を退任した。2019年4月26日に開催された年次株主総会において、元ピクテ・ウェルス・マネジメントのCEOであるクリスチャン・ゲラスタッド及びシルクロード・ファイナンス・コーポレーション・リミテッドのCEOであるシャン・リーが新たな非業務執行取締役として選任された。アンドレアス・クープマンは再任のための立候補をせず、アレクサンドル・ツェラーは2019年2月28日付で取締役を退任した。その時点で在任していたその他すべての取締役は取締役として再任され、ウルス・ローナーが会長として再任され、アイリス・ボーネット、クリスチャン・ゲラスタッド、カイ・S・ナルゴルワラ及びマイケル・クラインが報酬委員会の委員に再任された。

取締役会—2018年度の活動

2018年度において、取締役会は、多くの主要な分野（以下に記載される活動を含むが、これらに限定されない。）に注力した。取締役会は、特に以下を行った。

- ・3ヶ年リストラクチャリング計画の最後の年において、当グループの戦略の実施の綿密な監督を続けた。特に、2018年度においては収益性目標の達成、経費削減プログラムの実施及び2018年度末までにストラテジック・リゾリューション・ユニットを成功裏に清算することに焦点を当てた。
- ・2019年度以降の各事業部門における戦略的意欲を評価するため、業務執行役員会とともに年間戦略ワークショップを開催した。
- ・戦略的事業レビューを行った。これには、当グループのアジア太平洋部門のウェルス・マネジメント&コネクテッド事業及び当グループの投資銀行業とウェルス・マネジメント事業との間の協力を増すための機会のレビューが含まれていた。
- ・2019年度に予定される英国のEU離脱を見越して影響を受けるすべての事業分野の円滑な移行を確保するために、当グループの戦略的なEUプログラムの進捗を注意深く監視した。
- ・2018年インベスター・デーにおいて公表された通り、当グループの2019年度の主要な財務目標及び株式買戻しプログラムの開始をレビューし承認した。
- ・新たな取締役会付属委員会である行動及び金融犯罪管理委員会の設立を承認した。同委員会は、当グループの金融犯罪コンプライアンスのプログラムの有効性に対する取締役会の継続的な監督にさらに重点を置く。
- ・グローバルな行動及び倫理プログラムの経営陣による実施の進捗を引き続き監視した。同プログラムには、行動及び倫理委員会（以下、「CEB」という。）の監督活動の強化、幅広い従業員エンゲージメント会議、並びに当グループ全体の行動及び倫理の測定ダッシュボードの開発が含まれる。
- ・当グループの人材管理戦略（採用、教育及び多様性の受容の分野における主要なイニシアチブを含む。）に関する包括的会議を開催した。
- ・当グループ及び業務執行役員会に対する2017会計年度の変動報酬をレビューし承認した。業務執行役員会の報酬案を承認のために2018年の年次株主総会に提出した。
- ・当グループの主要子会社におけるコーポレート・ガバナンスへの注力を継続し、当グループ及び各主要子会社の取締役が関与する3回目の年次取締役会リーダーシップ・イベントを開催した。
- ・リスク委員会による評価を受けて、当グループの2019年度のリスク選好及びリスク管理の枠組みをレビューし承認した。
- ・2018年12月に、2018年度中に監査委員会により主導された包括的評価プロセスを受けて、2020年の年次株主総会においてプライスウォーターハウスクーパースAGを新法定監査人として提案することを決定した。
- ・当グループのサイバーセキュリティ・プログラムの範囲及び主要要素、進化するテクノロジー・リスク環境、並びに当グループの保護、検出及び対応の能力の評価について詳細な会議を開催した。
- ・取締役会の諮問委員会であるイノベーション及びテクノロジー委員会を通じて、取締役会レベルでイノベーション及びテクノロジーへの注力を維持した。これには、最新動向に関する内部及び外部のテクノロジー専門家からの更新情報を受領することが含まれる。

取締役会付属委員会

取締役会には、ガバナンス及び指名委員会、監査委員会、報酬委員会、リスク委員会、並びに2019年に発効した行動及び金融犯罪管理委員会の5つの常任委員会がある。また、取締役会には、諮問委員会であるイノベーション及びテクノロジー委員会がある。株主によって毎年選任される報酬委員会委員を除き、各委員会の委員は、任期を1年として取締役会によって選任される。

各取締役会会議において、委員会の議長は各委員会の活動について取締役会に報告する。さらに、委員会の議事録及び書類は、すべての取締役がこれを閲覧することができる。

各委員会は、取締役会によって承認される独自の規則を持つ。各常任委員会は、年一回、自己評価を行い、その中で各委員会規則に記載される責任及び委員会の目的に照らして自己の実績をレビューし、また、次年度の特別な重点目標を策定する。

ガバナンス及び指名委員会

ガバナンス及び指名委員会は、会長、副会長及び各取締役会附属委員会の議長並びに取締役会が指名するその他の者から構成されており、非独立取締役も含まれる場合がある。2019年2月28日にアレクサンドル・ツェラーが取締役を退任した後、当グループのガバナンス及び指名委員会は、現在は5名の委員から構成されている。当グループのガバナンス及び指名委員会の委員は、全員が独立取締役である。

ガバナンス及び指名委員会は、概ね毎月会議を行い、会議には通常はCEOが出席する。また、その他の経営陣のメンバー又は専門家に会議に出席するよう要請することもできる。

その主要な責務及び責任の一環として、ガバナンス及び指名委員会は以下を行う。

- ・会長に対する顧問として機能し、取締役会会議に備えて会長の支援を行う。
- ・当グループに影響を及ぼすコーポレート・ガバナンスの問題に対応し、コーポレート・ガバナンス原則及び当グループにとって適切とみなすその他のコーポレート・ガバナンス関連文書を作成して取締役会に提示する。
- ・取締役の独立性を毎年レビューして、その評価を取締役に提示し、最終的な判断を求める。
- ・取締役の選任基準（適用ある法律及び規制の要件を反映するものとする。）を設定すること、並びに取締役候補者の特定、評価及び指名を行うことについて責任を負う。
- ・会長、CEO及び業務執行役員の業績の年次評価を行う上で、取締役会に対する指導を行う。
- ・取締役会に対し、業務執行役員の任命、交代又は解任、及び取締役会による承認を要するその他の任命に関する提案を行う。
- ・業務執行役員に関して、取締役会会長及びCEOとともに後継者計画をレビューし、その他の上級経営陣の後継者計画についての情報を維持する。

ガバナンス及び指名委員会－2018年度の活動

2018年度において、ガバナンス及び指名委員会は、多くの主要な分野（以下に記載される活動を含むが、これらに限定されない。）に注力した。ガバナンス及び指名委員会は、特に以下を行った。

- ・2015年10月に発表された当グループの3ヶ年戦略的リストラクチャリング計画の実行について、CEOから定期的な最新情報を受領し、またCEOの支援を続けた。
- ・2018年度を取締役会の年次戦略ワークショップの計画のために会長を支援した。かかるワークショップは、2018年度末におけるリストラクチャリングの完了後の当グループの戦略的優先順位の明確化に焦点が置かれた。
- ・2018年度中に潜在的な新取締役候補者を評価し、2019年の年次株主総会においてクリスチャン・ゲラスタッド及びシャン・リーを新取締役として選任する議案の提出を提言した。
- ・新たな行動及び金融犯罪管理委員会の設立について助言した。
- ・当グループの主要な子会社の取締役会のための取締役後継者計画（当グループの主要な米国及び英国子会社の新たな非業務執行会長の任命を含む。）をレビューし承認した。
- ・会長及びCEOの年次業績評価に対するガイダンスを提供した。
- ・取締役の年次独立性評価を作成し、取締役会による承認を提言した。

監査委員会

監査委員会は3名以上の委員から構成され、その全員が独立取締役でなければならない。リスク委員会の議長は、通常、監査委員会の一員に指名される。現在、当グループの監査委員会は5名の委員から構成され、その全員が独立取締役である。

監査委員会規則は、監査委員会の委員全員が財務に精通した者でなければならない旨を定めている。また、当グループの監査委員会の委員として就任することに支障を来さないと取締役会が判断した場合を除き、当グループを除く2社超の監査委員会委員に就任することはできない。

さらに、SECは、監査委員会委員がSOXに定義する監査委員会財務専門家に該当するか否かの開示を求めている。取締役会は、ジョン・タイナーが監査委員会財務専門家に該当すると判断している。

監査委員会はその規則に従い、当グループの連結財務諸表が発表される前に、少なくとも四半期に一度、会議を開催する。通常、監査委員会は年間を通じて、その他の会議及びワークショップを複数回招集する。会議には、適宜経営陣の代表者、内部監査責任者及び外部監査人の上席代表者が出席する。内部監査及び外部監査人に監査委員会と問題点を議論する機会を提供するため、経営陣が出席しない非公開の会議が定期的に行われる。内部監査責任者は、監査委員会議長に直属する。

その主要な責務及び責任の一環として、監査委員会は以下を行う。

- ・当グループの財務状況、業績及びキャッシュ・フローの開示、並びに当グループの財務諸表の全体的な整合性を監視及び評価する。
- ・財務会計及び報告プロセスの適切性、並びに財務報告に関する内部統制の有効性を監視する。
- ・開示に関するコントロール及び手続を含む、すべての重要な側面における、当グループの法律及び規則上の要件の遵守を確実にするためのプロセスを監視する。
- ・リスク委員会と共同で、財務報告の領域を超えた内部統制の有効性の査定を含むオペレーショナル・リスクの管理の適切性を監視する。
- ・リスク委員会と共同で、レピュテーション・リスクの管理の適切性を監視する。
- ・外部監査人及び内部監査役の資格、独立性及び実績を監視する。

監査委員会はプロセスをさらに改善するための重要なプロジェクト及びイニシアチブについて定期的に報告を受け、重要な法務、コンプライアンス、懲戒、税務及び規制の問題に関する最新情報を定期的に受領する。さらに、監査委員会は、潜在的な不正行為を申し立てる会計、内部会計管理、監査その他の問題に関する重要な性質の苦情の受付、保持及び解決のための手続を確立した。これには、秘密かつ匿名による告発手段を提供するための、内部告発者ホットラインが含まれる。

監査委員会－2018年度の活動

2018年度において、監査委員会は、多くの主要な分野（以下に記載される活動を含むが、これらに限定されない。）に注力した。監査委員会は、特に以下を行った。

- ・四半期及び年次財務業績並びに関連する会計報告及び内部統制事項の定期的なレビューを行った。
- ・米国の税源浸食濫用防止税の評価を含む当グループの税務問題など、2018年度において特に関係のある一定の会計及び報告上の問題について具体的なレビューを行った。
- ・主要なコンプライアンス・リスク及び関連する内部統制についての当時の最高コンプライアンス・規制業務担当責任者による各定例会議におけるブリーフィングを通して、継続的にコンプライアンスに関する課題に注力した。
- ・当グループのマナー・ロンダリング防止コンプライアンスの枠組み並びに関連するプロセス及びコントロールに関する包括的会議を実施した。
- ・当グループの内部告発のプロセス及びガバナンス、並びに選ばれた事例及びその解決をレビューした。
- ・当グループの外部資産運用会社の事業及び関連するリスク管理の枠組みの包括的なレビューを行った。

- ・ストラテジック・リゾリューション・ユニットの監視を、その清算及びその後の残存ポートフォリオを新たに設置されるARU（当グループのコーポレート・センターにおいて個別に開示される。）に移管することに特に焦点を当てて継続した。
- ・リスク委員会と共同で、より小規模な事業拠点におけるガバナンス、コンプライアンス及びコントロールの枠組みをレビューした。
- ・リスク委員会と共同で、当グループのデータ管理の枠組み及び規制機関に対して行われる関連するコミットメントをレビューした。
- ・内部監査責任者による主要な監査結果に関する最新情報を定期的に受領し、組織並びに新たに発生するリスク及び管理に関する課題のリスク分析について、内部監査の上級チームと専門ワークショップを開催した。
- ・当グループの監査業務の入札を主導し、2020年の年次株主総会においてプライスウォーターハウスクーパースAGを新法定監査人として提案するよう取締役会に提言した。

内部監査

当グループの内部監査機能は、約350名の専門家で構成されるチームから成り、ほぼすべての当該専門家が監査活動に直接的に関与している。内部監査責任者は、監査委員会議長に対し、直接報告を行い、監査委員会は内部監査機能の活動を監督する。

内部監査は、当グループの事業に価値を付加するため、独立かつ客観的な保証機能を果たす。系統的で統制のとれたアプローチを取ることで、内部監査チームは、当グループのリスク管理、統制及びガバナンスのプロセスの有効性に関する評価を行い、これを強化する。

内部監査は、監査委員会が承認した内部監査規則に沿った当グループの定期監査の実施に対して責任を負う。内部監査では、業界の動向、戦略的及び組織的決定、最良の慣行並びに規制等を考慮した上で、当グループの各種事業活動におけるリスク・エクスポージャーについて定期的かつ独立した評価が行われる。かかる評価の結果に基づき、内部監査は詳細な年間監査目標の設定、主要リスク項目の定義及び必要資金の明確化を行い、監査委員会の承認を求める。

最良の慣行を実施する努力の一環として、内部監査はその監査の手法及び手段を同業他社のものと定期的に比較している。さらに内部監査は、定期内部報告書及びその要約を経営陣、取締役会会長及び監査委員会議長に提出する。内部監査責任者は、少なくとも四半期に一度、及び必要があればそれ以上の頻度で監査委員会に対して報告を行う。内部監査はその運営につき最大の効果が得られるよう外部監査人と協同する。

監査委員会は、内部監査機能の実績及び有効性の査定を毎年行う。2018年度において、監査委員会は、内部監査機能は有効であるとの結論を出した。

外部監査

監査委員会は、当グループの外部監査人の監督に責任を負う。外部監査人は、当グループの財務書類の監査に関して監査委員会及び取締役会に直接報告し、最終的に株主に対して説明責任を負う。監査委員会は、監査及び非監査業務のすべてについて外部監査人の維持並びに外部監査人に支払う費用を事前に承認する。

外部監査人のローテーション

2018年度下半期に、当グループの監査業務の入札が実施された。入札のすべての重要な側面（招請する監査法人の選定を含む。）、参加する法人との情報共有の性質及び範囲、並びに評価基準及びプロセスは、入札開始時に、実行中の監査委員会による監督を条件として、監査委員会によって決定された。

入札に先立ち、プロセスに関与するすべての個人の公平性を確保するため、監査委員会によりレビューが行われた。予防措置として、監査委員会の委員1名は、潜在的な利益相反のため、入札のすべての面に参加することを拒否された。

参加する法人の提案を評価するための体系的なアプローチが採用され、評価される方法についての透明性を提供するために参加する監査法人と入札プロセスの開始時に共有された、堅固で客観的な一連の評価基準が用いられた。

評価の終了時に、監査委員会は、2020年4月の年次株主総会にプライスウォーターハウスクーパースを新法定監査人として提案するよう取締役会に提言し、取締役会はこれを承認した。任命は、2020年12月31日に終了する会計年度から有効となる予定であり、株主の承認を条件とする。

報酬委員会

報酬委員会は3名以上の取締役から構成され、その全員が独立取締役でなければならない。2019年2月28日にアレクサンドル・ツェラーが取締役を退任した後、当グループの報酬委員会は3名の委員から構成されていたが、2019年の年次株主総会において提案された報酬委員会の委員が選任されたことで、再び4名の委員から構成されている。当グループの報酬委員会の委員は、全員が独立取締役である。

報酬委員会は、その規則に従い、1年に少なくとも4回の会議を開催するが、いつでも追加で会議を招集することもできる。委員会の会議には、経営陣の代表者が適宜出席する。

その主要な責務及び責任の一環として、報酬委員会は以下を行う。

- ・当グループの報酬方針をレビューする。
- ・報酬制度の新設又は既存の報酬制度の改正を行い、取締役会に提言してその承認を求める。
- ・当グループ及び部門の業績のレビューを行い、当グループ及び部門の変動報酬プールについて取締役会に提言してその承認を求める。
- ・取締役会に対し、各取締役の報酬を提案する。
- ・CEOの報酬案を協議してこれを取締役会に提言する。
- ・CEOからの提案に基づき、業務執行役員の報酬を協議してこれを取締役会に提言する。
- ・業務執行役員候補の報酬をレビューして取締役会にこれを提言する。

報酬規則に従い、取締役及び業務執行役員の報酬案はすべて年次株主総会の承認を必要とする。

報酬委員会は、報酬委員会が職責を遂行するにあたって必要な指針を得るため、当グループの費用負担で外部顧問を雇用する権限を有している。報酬委員会は、外部顧問を任命する前に、SECの規則並びにNYSE及びNASDAQの上場基準に基づき顧問に関する独立性評価を行う。

報酬委員会—2018年度の活動

2018年度において、報酬委員会は、多数の主要な分野（以下に記載される活動を含むが、これらに限定されない。）に注力した。報酬委員会は、特に以下を行った。

- ・報酬に関する株主との幅広いエンゲージメントを継続した。これには、会長、報酬委員会議長及び当時の最高人事責任者が関与して、株主との数多くの会議を開催したことが含まれている。これらの会議からのフィードバック及び主要な課題は、委員会全体により定期的に対処された。
- ・2019年度の業務執行役員報酬の設計をレビューし承認した。かかる設計は、2018年度の報酬設計と同じであった。また、2019年度の当グループの戦略及び財務目標を反映した2019年度の、短期インセンティブ（以下、「STI」という。）報奨及び長期インセンティブ（以下、「LTI」という。）報奨の業績指標及び目標を提言した。

- ・当グループの報酬の枠組みについて、年次レビューを行い、それが目的に適合し、当グループの報酬目標に全体として整合していると判断した。
- ・当グループの業績を評価し、当グループのリスク及びコントロール機能（行動及び倫理委員会を含む。）からのインプットを考慮して、2018年度の変動報酬プールを決定した。
- ・規制上のガイダンス及び当グループの報酬方針に従って、特定の従業員グループに対する変動報酬金額案を事前検討した。これには、懲戒上の問題点及び／又は肯定的な認定のポイントが含まれていた。
- ・業界及び規制の展開に関する定期的な報告（役員報酬の傾向、競合他社の慣行、並びに報酬に影響を及ぼす重要なコーポレート・ガバナンスの展開及び規制上の議題を含む。）を受領し評価した。
- ・当グループの報酬方針及び実施基準の2018年度版をレビューし承認した。また、当グループの報酬報告書における包括的で透明性のある開示の確保に引き続き重点を置いた。

リスク委員会

リスク委員会は、3名以上の委員から構成されている。リスク委員会には非独立取締役が含まれる場合がある。監査委員会議長は、通常、リスク委員会の一員に指名される。現在、当グループのリスク委員会は5名の委員から構成され、その全員が独立取締役である。

リスク委員会は、その規則に従い、1年に少なくとも4回の会議を開催する。さらに、リスク委員会は、適切にその責務を遂行するために、通常、年間を通じて追加の会議を開催する。委員会の会議には、経営陣の代表者が適宜出席する。

リスク委員会は、当グループのリスク管理機能、その資源及び主要なリスクを定期的にレビューすることを通じて、取締役会が監督責任を果たせるよう補佐する責任を負う。

その主要な責務及び責任の一環として、リスク委員会は以下を行う。

- ・当グループのリスク管理機能の完全性及び適切性をレビューし評価する。
- ・資本リスク、流動性リスク、資金調達リスク、信用リスク、市場リスク、気候リスク、並びに監査委員会と共同で、オペレーショナル・リスク及び風評リスクを検討して、当グループ・レベル及び主要事業レベルにおけるリスク選好をレビューし調整する。
- ・主要なリスクの集中をレビューし調整する。
- ・監査委員会と共同で、主要なインフラストラクチャー及び約束した変更プログラムの状況をレビューし評価する。
- ・監査委員会と共同で、当グループの内部統制の環境（事業継続性管理、企業リスク及びコントロールの枠組み及び全社規模のリスク管理の枠組み、並びにコントロール機能の報酬へのインプットを含む。）をレビューし評価する。
- ・企業責任及び持続可能な発展に関する当グループの方針をレビューする。

リスク委員会は、規制変更に対応し、かつ当グループ全体のリスク管理をさらに改善するための主要なリスクの問題及び重要なイニシアチブを含む当グループのリスク・プロファイルについて定期的に報告を受ける。

さらに、リスク委員会は、変化するサイバー・リスクの状況など、主要なリスクの展開が適切に対処されるよう確保することにも目を向けている。取締役会及びそのリスク委員会を含む上級経営陣は、脅威の範囲及びサイバー・インシデントを管理するために実施されている軽減措置について、積極的に関与し、定期的に情報提供を受けている。関連する事業継続性及び対応計画は、業務執行役員会まで（これを含む。）のあらゆるレベルで定期的に予行演習されている。重要なインシデントは、学んだ教訓や軽減計画とともにリスク委員会に上申される。

リスク委員会－2018年度の活動

2018年度において、リスク委員会は、多数の主要な分野（以下に記載される活動を含むが、これらに限定されない。）に注力した。リスク委員会は、特に以下を行った。

- ・戦略的に重要な課題（自己資本、流動性及び資金の適切性並びに当グループの事業及び主要な法主体への資本の配分を含む。）のレビューのために取締役会を支援することに引き続き焦点を置いた。
- ・バーゼル銀行監督委員会第239号「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を含む規制上の期待に沿った主要な変更計画についての最新情報を定期的に受領した。
- ・統合されたリスク及び財務計画プロセスに基づき、2019年度のリスク選好の枠組み（当グループのリスク選好ステートメントを含む。）をレビューし承認した。
- ・主要なリスクの展開（制裁を含む。）、レピュテーション・リスク並びに様々なカントリー・リスクに対する当グループの対応を監督した。
- ・当グループのリスク管理の枠組みの側面（例えば流動性リスク、ストレス・テスト及びコントロールの枠組みに関するもの）を監視した。
- ・主要な貸付事業、担保の集中及び無担保エクスポージャーを含む多くのリスクの集中について集中的な信用リスク・レビューを行った。
- ・当グループの商品取引ファイナンス、資産管理及び収益性不動産事業を含む様々な事業に関するリスク・プロフィール及びリスク選好を定期的に監視した。
- ・資本及びリスク管理に焦点を当て、当グループの事業体の間の一定の事業活動の移行を監視した。
- ・監査委員会と共同で、顧客リスク、データ管理及びコンダクト・リスクをレビューした。
- ・レピュテーション・リスク及び持続可能性に関する当グループの方針及び姿勢をレビューした。この際、特に2018年度に当グループのレピュテーション・リスクの枠組み及び方針に対して行われた変更、部門で実施されたレピュテーション・リスクの評価、並びに持続可能性の分野における国際的な方針の展開（例えば金融安定理事会の気候関連財務情報開示タスクフォースの提言及び当グループの持続可能性リスクのレビュー・プロセスに関するもの）に重点が置かれた。

行動及び金融犯罪管理委員会

2018年度に、取締役会は、行動及び金融犯罪管理委員会を設置することを決定し、2019年度に発効した。これは、金融犯罪リスクに厳格に対処すること、並びに最高水準の行動及び警戒が当グループ全体で維持されるよう確保することに対する当グループの優先度を反映している。行動及び金融犯罪管理委員会は、3名以上の委員から構成されている。行動及び金融犯罪管理委員会には非独立取締役が含まれる場合がある。監査委員会議長は、通常、行動及び金融犯罪管理委員会の一員に指名される。現在、当グループの行動及び金融犯罪管理委員会は5名の委員から構成され、その全員が独立取締役である。

行動及び金融犯罪管理委員会は、その規則に従い、1年に少なくとも4回の会議を開催する。行動及び金融犯罪管理委員会は、適切にその責務を遂行するために、年間を通じて追加の会議を開催することができる。委員会の会議には、経営陣の代表者並びに内部監査の代表者及び当グループの外部監査人が適宜出席する。

行動及び金融犯罪管理委員会は、当グループの金融犯罪リスクに対するエクスポージャーに関して取締役会が監督義務を遂行できるよう支援する。金融犯罪に立ち向かう中での行動及び警戒の改善に焦点を当てた金融犯罪コンプライアンスのプログラム及びイニシアチブの有効性を監視及び評価することが任務とされている。

その主要な責務及び責任の一環として、行動及び金融犯罪管理委員会は以下を行う。

- ・金融犯罪リスクへの対処のための当グループ全体のコンプライアンスの枠組み（方針、手順及び組織の設立を含む。）をレビューし評価する。

- ・金融犯罪コンプライアンスのプログラムの有効性を監視し評価する。これには、以下の分野に関するものが含まれる：マネー・ロンダリング防止、顧客の識別及び顧客確認の手続、顧客の受入れ及び削除、重要な公的地位を有する者、経済及び貿易制裁、贈収賄防止、腐敗防止並びに顧客の税務コンプライアンス。
- ・金融犯罪に立ち向かう中での行動及び警戒の改善に焦点を当てた関連する方針及び手続並びに重要なイニシアチブ（従業員の意識啓発及び研修プログラムを含む。）の実施の状況をレビューする。
- ・金融犯罪の申立て又はその他上記の分野に関連する不正行為の報告に対する調査をレビューし監視する。
- ・金融犯罪コンプライアンス及び関連する行動の問題に関する当グループの報酬プロセスへのインプットを適宜かつ適切に提供する。
- ・監査委員会及び／又はリスク委員会と共同で、合同レビューが適切であると判断された事項をレビューする。これには、年次コンプライアンス・リスク評価及びコンダクト・リスクに対処するための当グループの枠組みが含まれる。

行動及び金融犯罪管理委員会は、経営陣により、また必要に応じて外部の専門家により、金融犯罪コンプライアンスに関する規制、法律及び業界固有の展開について、定期的に最新情報を受ける。

新設の行動及び金融犯罪管理委員会が引き受ける責任は、従前は、重要なコンプライアンス問題に対する監督の役割の中で監査委員会により遂行されていたものである。

イノベーション及びテクノロジー委員会

2015年、取締役会は、異分野提携の諮問グループとしてイノベーション及びテクノロジー委員会を設立した。このグループは、イノベーション及びテクノロジーのイニシアチブ並びに関連する業界全体の技術動向に関して、社内の進展を協議するための上級プラットフォームとして活動する。イノベーション及びテクノロジー委員会は、元取締役であるセバスチャン・スランがシニア・アドバイザーとして議長を務めている。イノベーション及びテクノロジー委員会の参加者には、取締役、経営陣のメンバー、内部のテクノロジー専門家及び上級サイバーセキュリティ・アドバイザーが含まれる。2018年度においては、イノベーション及びテクノロジー委員会は3回の会議を開催した。当委員会の活動には、オンライン・バンキングや当グループのコンプライアンス機能内でのデジタル化の分野における選ばれたイノベーション・プロジェクトのレビュー、並びに当グループのサイバー及び情報セキュリティ関連業務と将来の見通しの評価が含まれる。これは、年度の初めに取締役会により遂行されたサイバーセキュリティのレビューを補完するものであった。当委員会は、クレディ・スイスが完全所有し運営する事業であるクレディ・スイス・ラボの活動及び進捗状況について定期的に概要説明を受けた。クレディ・スイス・ラボは、クレディ・スイス及び潜在的にはより広範な銀行業界が使用するための新たなビジネス及びテクノロジーのコンセプト、製品及びプラットフォームの開発に焦点を当てている。当委員会はまた、新たに出現するテクノロジー及びサイバーセキュリティの傾向についての最新情報を受領した。

業務執行役員会

業務執行役員

業務執行役員会は、当グループの最も上級の経営機関である。業務執行役員は、取締役会により任命される。業務執行役員の任命前に、当グループとの個々の雇用契約の条件は、報酬委員会によりレビューされる。現在、業務執行役員会は、12名から構成されている。当グループ及び当行の業務執行役員会の構成は、トーマス・ゴットシュタインが当グループの業務執行役員であるが当行の業務執行役員ではないことを除き、同一である。2018年度中に、業務執行役員会について変更はなかった。各業務執行役員は、以下の表の通りである。

2018年12月31日現在の業務執行役員

氏名	役職	業務執行役員 就任年	役割

2018年12月31日現在			
ティージェン・ティアム	最高経営責任者	2015年	グループCEO
ジェームズ・L・アミン	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケティング部門CEO	2014年	部門責任者
ピエール・オリヴィエ・ブウェ	最高業務執行責任者	2015年	コーポレート機能責任者
ロメオ・チェルッティ	ジェネラル・カウンセル	2009年	コーポレート機能責任者
ブライアン・チン	グローバル・マーケティング部門CEO	2016年	部門責任者
ピーター・ゴアーク	最高人事責任者	2015年	コーポレート機能責任者
トーマス・P・ゴットシュタイン	スイス・ユニバーサル・バンク部門CEO	2015年	部門責任者
イクバル・カーン	インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門CEO	2015年	部門責任者
デイビッド・R・メイザース	最高財務責任者	2010年	コーポレート機能責任者
ヨアヒム・エクスリン	最高リスク責任者	2014年	コーポレート機能責任者
ヘルマン・シトハン	アジア太平洋部門CEO	2015年	部門責任者
ララ・J・ワーナー	最高コンプライアンス・規制業務責任者	2015年	コーポレート機能責任者

業務執行役員の変更

2019年2月26日、当グループは、同日付での業務執行役員会への複数の変更を公表した。リディ・ハドソン及びアントワネット・ポスチャンが、それぞれ最高コンプライアンス責任者及びグローバル最高人事責任者を担当する新規の業務執行役員として任命された。ララ・ワーナーは、従前は最高コンプライアンス・規制業務責任者であったが、最高リスク責任者として任命された。最高人事責任者であったピーター・ゴアーク及び最高リスク責任者であったヨアヒム・エクスリンは、業務執行役員を退任した。

2019年2月26日現在の業務執行役員

氏名	役職	業務執行役員 就任年	役割
2019年2月26日現在			
ティージェン・ティアム	最高経営責任者	2015年	グループCEO
ジェームズ・L・アミン	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケティング部門CEO	2014年	部門責任者
ピエール・オリヴィエ・ブウェ	最高業務執行責任者	2015年	コーポレート機能責任者
ロメオ・チェルッティ	ジェネラル・カウンセル	2009年	コーポレート機能責任者
ブライアン・チン	グローバル・マーケティング部門CEO	2016年	部門責任者
トーマス・P・ゴットシュタイン	スイス・ユニバーサル・バンク部門CEO	2015年	部門責任者
リディ・ハドソン	最高コンプライアンス責任者	2019年	コーポレート機能責任者
イクバル・カーン	インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門CEO	2015年	部門責任者
デイビッド・R・メイザース	最高財務責任者	2010年	コーポレート機能責任者
アントワネット・ポスチャン	グローバル最高人事責任者	2019年	コーポレート機能責任者
ヘルマン・シトハン	アジア太平洋部門CEO	2015年	部門責任者
ララ・J・ワーナー	最高リスク責任者	2015年	コーポレート機能責任者

責任

業務執行役員会は、CEOのリーダーシップの下、当グループの日常的な運営管理に責任を負う。

その主要な責務及び責任の一環として、業務執行役員会は以下を行う。

- ・取締役会による承認を条件として、当グループ全体及び主要事業の戦略的事業計画を策定する。

- ・部門及びコーポレート機能における重要なイニシアチブ、プロジェクト及び事業展開（重要なリスク管理事項を含む。）を定期的にレビューし調整する。
- ・連結及び部門の財務業績（主要な業績指標に係る進展を含む。）並びに当グループ及びその重要な子会社の資本及び流動性ポジションを定期的にレビューする。
- ・シニア・マネージャー（内部監査からのマネージャーを除く。）を任命及び解任し、当グループ全体の上級管理職の人材及び人材開発プログラムを定期的にレビューする。
- ・事業取引（合併、買収、合併事業の設立及び子会社の設立を含む。）をレビューし承認する。
- ・当グループの主要方針を承認する。

業務執行役員会付属委員会

業務執行役員会は、いくつかの常任委員会を有する。これらは業務執行役員が議長を務め、年間を通じて定期的に及び／又は必要に応じて会議を行う。これらの委員会は以下の通りである。

- ・資本配分及びリスク管理委員会（CARMC）：CARMCは、当グループのリスク・プロファイルを監督し、指示すること、リスク委員会及び取締役会に対して当グループレベルでのリスク制限を提案すること、様々な事業においてリスク選好を定め、分配すること、新規の重要な事業戦略又は事業戦略の変更（事業の移行を含む。）をレビューすること、上申に対するリスク関連の決定を行うこと、並びにリスク・ポートフォリオを監視及び管理するための手段、方法及びツールを適用することに責任を負う。CARMCは、毎月会議を行い、資産及び債務の管理のサイクル（CFOが議長を務める。）、市場及び信用リスクのサイクル（最高リスク責任者（CRO）が議長を務める。）並びに内部統制システムのサイクル（CRO及び最高コンプライアンス・規制業務担当責任者（CCRO）又は2019年2月26日の組織変更以降は最高コンプライアンス責任者（CCO）が共同で議長を務める。）の3つの順番のサイクルに従ってレビューを行う。
- ・評価リスク管理委員会（VARMC）：VARMC（CFOが議長を務める。）は、一部の重要な資産の評価並びに評価プロセスに適用される方針及び計算方法に関する方針策定に責任を負う。さらに、VARMCは、評価リスクの監視及び評価、在庫評価の結論のレビュー並びに重要な評価の問題の解決の指揮に対して責任を負う。
- ・リスク・プロセス及び基準委員会（RPSC）：RPSC（CROが議長を務める。）は、主要なリスク管理プロセスをレビューし、リスク管理に関する一般的な指示、基準及びプロセスを発表し、市場リスク、信用リスク及びオペレーショナル・リスクの管理基準、方針及び関連する方法における重要な変更を承認し、並びに規制資本を算出するために使用する当グループの内部モデルの基準を承認する。
- ・レピュテーション・リスク及びサステナビリティ委員会（RRSC）：RRSC（CROが議長を務める。）は、レピュテーション・リスクや持続可能性の問題に関する方針を定め、手続やこれに関する重要案件などをレビューする。また、当グループの評判及び持続可能性の方針の遵守をレビューし、その実施を監督する。
- ・当グループの行動及び倫理委員会：当グループのCEB（人事担当責任者及びCCRO、又は2019年2月26日の組織変更以降はグローバル最高人事責任者及びCCOが共同で議長を務める。）は、部門及びコーポレート機能内で行動及び倫理に関する事項が取り扱われる方法を監督し、当グループ全体にわたる実施の一貫性及び整合性を確保することに責任を負う。当グループのCEBは、また、従業員の制裁のレビューを実施し、各部門及びコーポレート機能に設置されたCEBにより報告された具体的な事項について二次評価を実施することができる。当グループのCEBはまた、新たに創設された行動・倫理オンブズパーソンの役割の活動を監督する。

2018年7月、セクシュアル・ハラスメントの苦情の取扱いに対する当グループの世界的アプローチのレビューの結果として、新たな行動・倫理オンブズパーソンの役割が創設された。レビューは、当グループの最高経営責任者により2018年3月に開始され、当グループのジェネラル・カウンセル並びに当時の当グループの最高コンプライアンス・規制業務責任者及び当グループの最高人事責任者により主導された。オンブズパーソンは、最高経

営責任者並びに当グループの行動及び倫理委員会に対して直接説明責任を負う。オンブズパーソンの役割は、セクシュアル・ハラスメントの苦情が発生した場合に、直接の上申先として機能し、かかる苦情に対する適切な認識及び注意を確保することである。オンブズパーソンは、当グループのコンプライアンス、ジェネラル・カウンスル及び人事機能、並びに当グループの事業部門と協力して、当グループの関連するグローバルな研修プログラム、方針及びプロトコルをレビューし、就労中のセクシュアル・ハラスメントを防止すること及びすべての事例が当グループのグローバルな枠組みの中で公正、正確かつ一貫性のある方法で管理されることを確実にすることに對する当グループの努力の一環として、それらがさらに強化されるようにする。

業務執行役員会の職責委託

当グループの業務執行役員は、取締役と同様に、当グループ外の会社及び組織の取締役、業務執行役又はその他の役割に就くことができ、これらは職責委託と総称される。当グループの定款上、業務執行役員が当グループ外の上場会社その他の組織において有することができる職責委託数には、報酬規則を遵守するため及び当グループの業務執行役員がその業務執行の役割を果たすことに十分な時間を充てるよう確保するために、一定の制限が課されている。

業務執行役員が当グループ外で引き受ける職責委託に対する制限は、以下の表に要約される通りである。

職責委託の種類及び制限－業務執行役員会	
職責委託の種類	制限
上場会社	他の職責委託1件以下
その他の形態の法人 ¹	職責委託2件以下
当グループのための法人 ²	職責委託10件以下
慈善団体 ³	職責委託10件以下

(注1) 非公開の非上場会社を含む。

(注2) 事業及び業界団体への参加を含む。

(注3) 文化又は教育団体における名誉職も含む。

いかなる業務執行役員も、これらの制限を超えて職責委託を引き受けていない。上記の制限は、当グループが支配する法人（子会社の取締役会等）に係る業務執行役員の職責委託には適用されない。

(D) 報酬

(a) 報酬ガバナンス

報酬委員会

報酬委員会は、報酬方針、実務及び計画のための監督及び統治組織である。報酬の設計及び設定において、報酬委員会は、当グループの最善の利益になるよう決定を行うこと、また当グループの従業員の利益を株主の利益と整合させることを目指している。報酬委員会は、当グループ、業務執行役員会及び取締役会の報酬に関する提案をレビューし、取締役会の承認を得るために提言を行う。業務執行役員報酬及び取締役報酬の総額はまた、過剰報酬規則及びクレディ・スイス・グループAGの定款（以下、「当社定款」という。）に従い、株主の承認を条件とする。

報酬委員会は3名以上の取締役から構成され、その全員が独立取締役でなければならない。2018年度の委員は、カイ・S・ナルゴルワラ（議長）、アイリス・ボーネット、アンドレアス・N・クープマン及びアレクサンドル・ツェラーであった。取締役会は、これらの個人全員が独立取締役であると決定するに当たり、SIXスイス取引所のコーポレート・ガバナンスの関連情報に関する指令、FINMA、スイスのコーポレート・ガバナンスのベスト・プラクティス規範、並びにNYSE及びNASDAQの上場基準の独立性基準を適用した。

報酬委員会の活動

会長及びCEOは、報酬委員会の会議に出席することができ、報酬委員会の議長は、適宜、その他の取締役、業務執行役員、上級経営陣、報酬顧問及び外部の法律顧問の出席を決定することができる。会長、CEO、業務執行取締役及び上級経営陣は、自らの報酬に関する議論には参加しない。

2018年度中、報酬委員会議長により開催された26回の投資家会議に加えて、報酬委員会は9回の会議及び電話会議を行い、その全体的な出席率は92%であった。2018年度における報酬委員会の焦点分野は、以下の表に要約した通りである。

2018年度における報酬委員会の活動

	1月	2月	3月	4月	6月	7月	8月	10月	12月
報酬のガバナンス、設計及び開示									
報酬方針及び規則の更新のレビュー					●		●	●	●
報酬報告書のレビュー			●		●		●	●	●
業務執行役員報酬の設計のレビュー及び改良			●		●		●	●	●
当グループの報酬構造及び報奨計画のレビュー	●		●	●			●	●	
報酬委員会の自己評価及び焦点分野	●								
リスク及び規制									
コントロール機能からのインプットのレビュー		●					●		●
懲戒事由／潜在的なマルスの適用のレビュー	●	●	●	●	●	●	●	●	●
規制上の進展のレビュー				●	●		●		●
年次報酬レビュー									
変動インセンティブ報酬プールの発生及び通年予想				●		●		●	●
業績評価及び全体的な当グループのプールの提言	●	●							●
CEO及び業務執行役員の業績の目的及び目標の設定		●	●						●
CEO及び業務執行役員の業績評価及び報奨		●	●	●					●
取締役報酬のレビュー		●					●		
外部									
株主のエンゲージメント及びフィードバックのレビュー				●	●		●		●
市場動向のレビュー				●	●			●	●
ベンチマーク・データのレビュー				●				●	●

報酬委員会の顧問

報酬委員会は、その職責を遂行するにあたって支援を提供する外部顧問を雇用する権限を有している。デロイト・エルエルピー（以下、「デロイト」という。）は、当グループの報酬プログラムが競争力を持ち、規制上の進展にすぐに対応しかつ報酬方針に沿ったものであり続けるよう確保するに当たり報酬委員会を支援するために雇用された。デロイトは、報酬委員会に対して助言するシニア・コンサルタントを任命した。報酬委員会の支援を除き、このシニア・コンサルタントは、当グループに対してその他いかなる業務も提供しない。報酬委員会はまた、2018年度中に、報酬方針及び設計に関する様々な問題について外部からの法律上の助言も得た。報酬委員会は、任命前に、SECの規則並びにNYSE及びNASDAQの上場基準に基づき、その顧問に関する独立性評価を行った。

報酬ガバナンスのその他の側面

報酬方針

報酬方針は、当グループのすべての従業員及び報酬制度に適用される。報酬方針には、当グループの報酬の原則及び目標並びに報酬プログラムに関する詳細が記載されている。また、報酬方針は、報酬の策定、管理、実施及びガバナンスに関連する基準及びプロセスを規定している。報酬方針は、credit-suisse.com/compensationpolicyから入手可能である。

承認権限

従業員の異なるグループに対する報酬方針及び報酬を設定する承認権限は、当グループのOGR並びに報酬委員会規則に定義されている。これらは、credit-suisse.com/governanceから入手可能である。

行動	報酬委員会	取締役会
当グループの報酬方針の設定又は変更	R	A
報酬計画の策定又は変更	R	A
当グループ及び部門の変動インセンティブ報酬プールの設定	R	A
業務執行役員報酬（CEOの報酬を含む。）の決定	R	A ¹
取締役報酬（会長の報酬を含む。）の決定	R	A ¹
内部監査責任者の報酬の決定	A ²	n/a
MRTC及びその他の選択された経営幹部の報酬の決定	A	n/a

R：提言、A：承認

(注1) 過剰報酬規則及び当社定款に従い、株主承認要件の適用を受ける。

(注2) 監査委員会議長と協議。

リスク及びコントロールの検討

当グループの業績の年次レビューの間に、報酬委員会は、リスクの検討についてのリスク委員会議長からのインプット及び内部統制の検討についての監査委員会議長からのインプットを検討する。報酬委員会はまた、コントロール及びコンプライアンスの問題並びに関連する規則及び規制又は当グループの行動規範の違反に関する、コンプライアンス・規制業務、ジェネラル・カウンセル、人事、内部監査、商品管理及びリスク管理を含む様々なコーポレート機能からのインプットも検討する。

リスクを負担する活動に従事する従業員に関する規制ガイドラインに従うため、報酬委員会は、重要なリスク・テイク及び経理管理者（以下、「MRTC」という。）として特定された従業員の報酬をレビューし承認する。リスク委員会は、MRTCの報酬のレビュープロセスに関与する。

上記の機能がリスク及びコントロールの活動の監視を効果的に行うことができるよう確実にするために、コーポレート機能のための変動インセンティブ報酬プールの総額は、コーポレート機能の従業員が支援又は監督する特定の部門の業績には連動せず、当グループの経済的貢献及び非財務的要因の形で測定される当グループ全体の財務業績を考慮している。したがって、コーポレート機能で働く従業員（コントロール機能を遂行する者を含む。）は、同人が監視及び支援する事業の業績とは独立して報酬を受けている。事業部門と同様に、コーポレート機能の評価では、リスク、コントロール、コンプライアンス及び倫理上の考慮事項並びに比較対象企業と比較した相対的業績、並びに市場及び規制上の環境が考慮される。

業績基準及び目標設定

年度の初めに、年間報酬レビューの一環として、報酬委員会は、業務執行役員の変動インセンティブ報酬を決定するために適用される業績基準及び業績目標を定義する。STI報奨については、業績基準及び業績水準は年間ベースで設定され、当グループの財務計画及び戦略的計画における年間目標の達成に向けた進捗に報いるために設計されている。LTI報奨については、業績基準及び業績水準は今後3年間について設定され、より長期の事業計画の達成及び株主利益の向上に報いるために設計されている。基準値、目標値及び上限値の業績水準を設定するにあたり、報酬委員会は、業務執行役員会にとって挑戦的で意欲を高めるような業績水準を設定するために、当グループの意欲的な財務計画、前年度の業績、アナリストの予想及び公開された目標を考慮に入れる。業績基準及び業績水準は、実施前に、承認のために取締役会に提示される。

(b) 2018年度の業務執行役員報酬

2018年度の報酬の結果

2018年度のSTI報奨

2018年度のSTI報奨は、2018年度における業績に基づく年間目標の達成に報いるために設計された。STI報奨の支払金額は、当グループの戦略計画に関連する事前設定された財務基準及び業績水準、並びに戦略的イニシアチブの実施、リーダーシップ及び文化並びにリスク及びコンプライアンスといった主題に関連する非財務基準に基づいて決定される。目標値の業績水準に対する定量的達成度及び本項にさらに記載されている定性的評価を考慮に入れ、報酬委員会は、業務執行役員について総額30.56百万スイス・フランのSTI報奨を提言した。この金額は、平均で、各業務執行役員について事前設定されたSTIの最大の機会の87%に相当する。2018年度のSTI報酬は、株主による承認のため、2019年の年次株主総会に提出される。

財務基準に対する業績評価

財務基準及びそれに対応する2018年度の結果は、下記の表に示された通りであり、以下の通り要約することができる。

- 調整後法人税等控除前利益4.2十億スイス・フランは、前年度比52%増であり、目標値及び上限値の業績水準の間であった。
- 2017年の平均為替レート（下記の表の(注1)にさらに定義されている。）による調整後営業コストベース16.2十億スイス・フランは、16.9十億スイス・フランに設定された最大値の業績水準を凌駕した。

STI報奨：定量的業績評価

	加重係数	業績水準			2018年度 実績	支払
		基準値	目標値	上限値		
財務基準（十億スイス・フラン）						
調整後法人税等控除前利益	33 1/3%	2.2	4.1	5.5	4.2	69%
調整後営業コストベース	33 1/3%	18.0	17.4	16.9	16.2 ¹	100%
小計	66 2/3%					85%
非財務基準（平均）						
非財務指標	33 1/3%	別途の記載参照			-	91%
合計	100%					87%

調整後業績は、当グループが報告した業績に含まれる一定の科目を控除した非GAAPの財務指標である。詳細については、上記第3「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等—戦略」並びに第3「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析—(1) クレディ・スイスの業績」の「調整後業績の差異調整」を参照のこと。

(注1) 調整後営業コストベースに関連する業績水準は、2015年の恒常為替レートではなく、2017年の平均為替レートに基づいて設定された。したがって、外貨換算調整前の2018年度の調整後営業コストベース16,200百万スイス・フランは、外貨換算の影響35百万スイス・フランにより調整され、合計で16,235百万スイス・フランとなった。

非財務基準に対する業績評価

報酬委員会は、業務執行役員会の業績を評価するために、非財務分類のそれぞれについて、幅広い定量的及び定性的な指標を考慮した。これらの指標に対する主要な達成度は、以下に要約されている。特に、報酬委員会は、当グループの戦略の実行の成功及び部門間の協力を反映した2018年度中の収益性の高い成長及び市場シェアの獲得に注目した。また、業務執行役員会は、それぞれの部門及び機能において行動及び倫理の重視を推進し、当グループ全体の様々なイニシアチブを通じて人材の採用、開発及び保持を促進し続けた。よって、報酬委員会は、業務執行役員会が全体として、非財務評価に関して最大の機会の91%を達成したと判断した。業務執行役員会の非財務業績評価は、以下の6つの分類に基づき事前に定義された基準に基づいていた。

業務執行役員会の非財務評価

戦略的再編

- ・2018年度について、ウェルス・マネジメント事業（スイス・ユニバーサル・バンク部門のプライベート・クライアント事業、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門のプライベート・バンキング事業及びアジア太平洋部門のウェルス・マネジメント&コネクテッド事業内のプライベート・バンキング事業に関連する。）からの新規純資産34.4十億スイス・フランを達成した。
- ・コスト削減目標を満たすために、2017年度と比較して、大多数の事業部門及びコーポレート機能において調整後営業費用を削減し、17十億スイス・フラン（2015年の恒常為替レートで測定）未満という当グループの調整後営業コストベース目標の達成の成功に貢献した。
- ・中核事業からの規制資本利益率は、2017年の9.3%に対して11.1%を達成した。
- ・ストラテジック・リゾリューション・ユニットを2018年度末に閉鎖し、利益、リスク加重資産及びレバレッジ・エクスポージャーへの影響を大幅に軽減した。

顧客重視／事業の質／イノベーション

- ・顧客サービスの優秀性を認める様々な業界賞を受賞した。これには、ユーロマネー・アワードのスイスにおける最優秀銀行賞、スイスにおける最優秀投資銀行賞、西欧、中東欧、中東及び中南米におけるウェルス・マネジメント事業の最優秀銀行賞、アジアにおける最優秀投資銀行賞、並びにグローバル・アワードの最優秀エマージングマーケット銀行賞が含まれる。
- ・特にインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門において、顧客満足度調査の高い結果を達成した。
- ・顧客基盤を拡大すると同時に、グローバル・レバレッジド・ファイナンスにおけるトップ2の地位及びグローバル・ファイナンシャル・スポンサーにおけるトップ3の地位を維持した（ディーロジック）。
- ・米国における証券化（トムソン・ロイター）及びヨーロッパにおけるプライム・ブローカレッジ（ユーロヘッジ）で第1位の地位を維持し、バンカーの「Most Innovative Bank for Securitization」及びグローバル・キャピタルの「Overall Best Securitization Bank」など様々な賞を受賞した。
- ・スイスのM&A投資銀行（ディーロジック）、デット・キャピタル・マーケット（トムソン・ロイター）及びエクイティ・キャピタル・マーケット（ディーロジック）で第1位の地位を維持した。
- ・IT資源の最適化を改善した。これには、2015年度以降の約1,300のアプリケーションの廃止及び2016年度から2018年度までの期間における変更関連インシデントの約33%の減少が含まれる。

人材管理

- ・人材及び次世代リーダーの開発のための複数のプログラムを実施した。
- ・回答者の94%が「クレディ・スイスで働くことを誇りに思う」に同意する（内部の行動・倫理パルスサーベイに基づく。）など、従業員エンゲージメント・スコアを改善した。
- ・アシスタント・バイス・プレジデント、バイス・プレジデント及びディレクターのレベルに昇進する女性の割合を2017年の36%から2018年には38%に増加させた。

リスク及び規制

- ・主要な規制当局との関係の構築及び改善を積極的に支援し貢献した。
- ・リスクのより良い評価及び監視への当グループの取り組みにおいて、モデル及びシステムの改善を継続した。
- ・オペレーショナル・リスク及び事業リスクを積極的に管理した。

行動及び倫理

- ・研修プログラム、システム及びプロセス管理の改善を実施すること並びに率先垂範することを通じて、組織全体のグローバルな行動及び倫理の文化を強化した。
- ・重大度が高いコンプライアンス・インシデントの件数を減少させた。
- ・行動及び倫理の問題に対する一貫した重点及びアプローチを確保するため、複数の当グループ全体のイニシアチブを実施した。

チームワーク及びリーダーシップ

- ・事業間の協力を深めるための進展を続けた。これには、強力なインターナショナル・トレーディング・ソリューションズ（ITS）のビジネス・モデルが含まれる。

2018年度のLTI報奨

2018年の年次株主総会において株主により承認された2018年度のLTI報奨は、最大の機会の総額が58.5百万スイス・フランであった。これは、財務指標に基づく上限値の業績水準（3年平均報告RoTE及び1株当たりの有形帳簿価格（以下、「TBVPS」という。）のそれぞれについて33 1/3%加重）のすべてが達成され、かつ当グループの相対的総株主利益率（以下、「RTSR」という。）（33 1/3%加重）が3年間の平均業績測定期間の終了時に比較対象企業グループの上位5社以内に入った場合に支払われる最大金額（付与時の株価に基づく。）を表している。業績は、3年間の業績期間の終了後に測定され開示される。報奨は、目標値での支払を最大の機会の67%としているが、これは、2017年度のLTI報奨の目標値での支払であった最大の機会の80%から低減された。2018年度のLTI報奨の付与時における公正価値は、主要な国際会計事務所の一つによる決定では、33.73百万スイス・フランであった。

2018年度のLTI報奨

	加重係数	基準値	業績目標 目標値	上限値
業績基準				
3年平均報告RoTE	33 1/3%	5.0%	7.5%	11.0%
3年平均TBVPS（スイス・フラン）	33 1/3%	15.00	16.00	18.00
RTSR	33 1/3%	「RTSR支払水準」参照		



CEO及び最高報酬額を受領した業務執行役員の報酬

年度の初めに行われた業務執行役員報酬のレビューの一環として、取締役会は、CEOの2018年度のSTIの最大の機会を1.0百万スイス・フラン増額し、2017年度の基本給の1.50倍に対して基本給の1.83倍とするという報酬委員会による提言を承認した。この調整は、ティアム氏の現在までの任期を通じた好調な業績を考慮したものであり、ティアム氏の最大の機会の水準に対する2015年以来最初の変更に相当する。

CEO及び最高報酬額を受領した業務執行役員であったティージェン・ティアムに支給された報酬は、基本給3.00百万スイス・フラン（前年度から変更なし）、2018年度のSTI報奨4.94百万スイス・フラン（最大の機会の90%に相当）、並びに最大の機会7.50百万スイス・フラン及び付与時の公正価値4.36百万スイス・フランの2018年度のLTI報奨から構成されていた。2018年度の実現報酬については、ティアム氏は、基本給3.00百万スイス・フラン、年金及びその他の給付0.35百万スイス・フラン、並びに非繰延現金による2018年度のSTI報奨2.47百万スイス・フランを受領した。配当相当額は支払われなかった。

財務基準に対するティアム氏の業績の評価は、上記の業務執行役員に係るものと同一の基準及び結果に基づいている。非財務基準については、業務執行役員会について上述したのと同じ6つの広義の分類がCEOにも適用される。

業務執行役員に対する報酬（監査済）

期中	給与及び 役職手当	配当相当 額 ¹	年金及び その他の 給付 ²	固定報酬 総額	STI報酬 （非繰 延） ³	STI報酬 （繰延） ⁴	STI報酬 総額	LTI報酬公 正価値 （繰延） ⁵	変動報酬 総額	報酬総額 ^{6,7}
2018年度（百万スイス・フラン）										
12名	26.35	0.77	2.08	29.20	15.10	15.46	30.56	33.73	64.29	93.49
報酬総額に占める割合 （％）				32%			33%	35%	68%	
うち、CEO：ティージェ ン・ティアム	3.00	0.00	0.35	3.35	2.47	2.47	4.94	4.36	9.30	12.65
報酬総額に占める割合 （％）				26%			39%	35%	74%	
2017年度（百万スイス・フラン）										
12名	26.34	0.56	1.99	28.89	12.54	12.92	25.46	15.55	41.01	69.90
報酬総額に占める割合 （％）				42%			36%	22%	58%	
うち、CEO：ティージェ ン・ティアム	3.00	0.22	0.25	3.47	1.99	1.99	3.98	2.25	6.23	9.70
報酬総額に占める割合 （％）				36%			41%	23%	64%	

- (注1) 配当相当額は、実際の株式に支払われた配当に相当する額の現金で支払われた。
- (注2) その他の給付は、住宅手当、費用手当及び引越手当からなる。
- (注3) 2018年度のSTI非繰延報酬は、14.74百万スイス・フラン（2017年度は12.16百万スイス・フラン）の現金、及びメイザーズ氏が2018年度及び2017年度中に英国PRAコード・スタッフとして分類されたことにより規制上の要件に従うために同氏に対して譲渡制限付株式として付与された追加の0.36百万スイス・フラン（2017年度は0.38百万スイス・フラン）で構成されている。
- (注4) 2018年度のSTI繰延報酬は、14.93百万スイス・フラン（2017年度は12.34百万スイス・フラン）の繰延現金報酬、及びメイザーズ氏が2018年度及び2017年度中に英国PRAコード・スタッフとして分類されたことにより規制上の要件に従うために同氏に対して株式報酬として付与された0.53百万スイス・フラン（2017年度は0.58百万スイス・フラン）で構成されている。
- (注5) 付与日現在のLTI報酬の公正価値は、主要な国際会計事務所の一つにより適用される確率論的評価手法を用いて決定される。報酬は、最大の機会の総額が2018年度は58.50百万スイス・フラン及び2017年度は31.2百万スイス・フラン（40%の自発的減額後）であるが、これらはそれぞれ2018年及び2017年の年次株主総会において株主により承認された金額であった。
- (注6) 業務執行役員に付与される報酬総額について、当グループは、居住地及び雇用形態に応じて各業務執行役員に適用される社会保障法に基づき課される雇用者の義務である社会保障拠出金を補填するために、2018年度に3.2百万スイス・フラン及び2017年度に3.05百万スイス・フランを支払った。当該拠出金は、業務執行役員の報酬の一部とみなされない。
- (注7) 保証された賞与、サインオン又は配転報酬は、2018年度及び2017年度について業務執行役員に支払われなかった。

STI報酬：CEOの2018年度の非財務評価

ティアム氏の業績を評価するにあたり、報酬委員会は、非財務分類のそれぞれについて、幅広い定量的及び定性的な指標を考慮した。特に、報酬委員会は、当グループのリストラクチャリング、顧客重視でコンプライアンスのある文化の創造、並びに当グループを業績の大幅な回復へと導いたことにおける同氏のリーダーシップに注目した。報酬委員会は、ティアム氏が上限値の業績水準を達成したと判断した。非財務指標に対する同氏の主要な達成度は、以下に要約されている。

CEOの非財務評価

戦略的再編

- ・ティアム氏は、当グループの活動の再調整を主導してきた。これには、グローバル・マーケット部門の適正規模化、並びに高成長で変動性の少ないウェルス・マネジメント関連事業及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門の事業への資本のシフトが含まれる。
- ・同氏は、当グループの強固な資本基盤の維持を監督し続け、ストラテジック・リゾリューション・ユニットの成功裏の閉鎖を監督してきた。

顧客重視／事業の質／イノベーション

- ・ティアム氏は、顧客重視の文化の推進を続けてきた。これは、顧客満足度の高さと2018年度の各四半期におけるプラスの新規純資産に反映されている。
- ・主要セグメントにおけるインベストメント・バンキング事業の成長を監督し、市場での地位は新規株式公開（IPO）においてはトップ5、レバレッジド・ファイナンスにおいてはトップ2に入った（ディーロジック）。
- ・同氏のリーダーシップの下、経済的及び社会的にプラスの影響を持つ顧客のためのイニシアチブの促進を目的とするインパクト・アドバイザリー&ファイナンス（IAF）部は、持続可能性基準に従って投資されている管理資産が7.1十億米ドルに達し、2018年にはアジアで1十億米ドルを超えた。
- ・同氏は、そのリーダーシップに対する業界での評価及び顧客サービスでの卓越性に対する注目を受け、ユーロマネーから2018年の最優秀バンカーとして指名された。

人材管理

- ・ティアム氏は、複数の人材開発及び多様性のイニシアチブの推進に貢献してきた。
- ・同氏のCEO就任以降、女性のマネージング・ディレクター昇進率は47%増加した。

リスク及び規制

- ・ティアム氏は、当グループの主要な規制当局との関係強化を続けてきた。
- ・同氏のリーダーシップの下、有害なリスク、規制及び持続可能性のリスク事象の数は着実に減少している。

行動及び倫理

- ・ティアム氏は、正式な行動及び倫理の枠組みと当グループ全体の研修プログラムを通じて、グローバルな行動及び倫理の文化を強化し続けてきた。
- ・同氏は、当グループのコンプライアンス及びコントロールの枠組みの重要な改良を監督してきた。同氏の就任以来、コンプライアンスの人材に対する投資が拡大し、新たなコンプライアンス・ツール（シングル・クライアント・ビュー及びトレーダー／リレーションシップ・マネージャーの監視ツール等）が導入され、当グループ全体のすべてのリスクにわたり10,000件を超えるコントロールの問題及び改良が終結した。
- ・同氏は、当グループの行動及び倫理の基準に対する個人的なコミットメントの点で、率先垂範してきた。

チームワーク及びリーダーシップ

- ・ティアム氏は、業務執行役員の間でチームワーク及び協力の精神を育んできた。これは、組織全体に浸透してきている。
- ・同氏は、強力なITSビジネス・モデルにより証明されるように、ウェルス・マネジメント事業とインベストメント・バンキング事業の間の統合されたアプローチを導き続けてきた。

2018年の年次株主総会で承認された業務執行役員報酬の利用

2018年の年次株主総会において、株主は、2018年の年次株主総会から2019年の年次株主総会までの間に、業務執行役員に対して支払われる固定報酬総額上限を31.0百万スイス・フランとすることを承認した。2019年の年次株主総会の時点までに、固定報酬に関して、総額約29.3百万スイス・フランが業務執行役員に支払われることになる。固定報酬には、基本給、役職手当、配当相当額、年金及びその他の給付が含まれる。

また、2018年の年次株主総会において、株主は、2018年会計年度に業務執行役員に付与されるLTI報酬総額上限を58.5百万スイス・フランとすることを承認し、この金額が、その後業務執行役員に付与された。各業務執行役員が受け取る2018年度のLTI報奨の金額は、3年間の業績期間の完了後にのみ決定することができる。

過剰報酬規則に従って、かつ当社定款に記載される通り、報酬が既に株主により承認されている期間中に新たな者が業務執行役員会に加わった場合又は業務執行役員が昇進した場合、既に承認された総額のさらに30%を当該者の報酬に使用することができる。かかる追加金額は、2018年度においては必要とされなかった。

補足情報

株式報奨の現金決済

業務執行役員は、最低株式保有要件に従い、事前に決定された決済前の特定日において、権利確定済の株式報奨を、株式、現金又は株式50%及び現金50%で受領することを選択することを認められており、いずれの場合も、決済時の当グループの株価に基づき算定される。現金による受領を選択した場合でも、決済時点の当グループの株価が、形態の選択時点の当グループの株価の75%を下回った場合には、当該選択を取り消すことができる。決済の時期及び価格は、以前の報奨制度及び非業務執行役員の制度に基づくものと同様となる。

契約期間、終了及び経営権の変更に係る規定

すべての業務執行役員は、当グループと雇用契約を締結しており、当該契約は終了するまで有効である。当グループ又は各業務執行役員のいずれかによる雇用関係を終了するための通知期間は6ヶ月である。業務執行役員は、1年を上限とする競合禁止期間に拘束されることがあり、この期間について相互合意により報酬を受けることができる。雇用終了の場合、業務執行役員に対して通知期間中に付与される通常の報酬以外の退職金の支払いを認める契約上の規定は存在しない。雇用関係の終了が任意であるか否か、又は経営権の変更によるものであるかによって、未払繰延報酬の支払いについて、業務執行役員を含む全従業員に適用される所定の支払条件が適用される。当グループのその他の従業員に通常提供されない、雇用終了に関するその他の種類の支払い又は給付を定めた業務執行役員との契約、合意又は取決めは存在しない。

経営権の変更の場合、業務執行役員を含むすべての従業員に対する未払報奨の取扱い、状況及び市場の実勢に従い、株主の利益を最大限とする目的で、報酬委員会の提案に基づき取締役会により決定される。業務執行役員の雇用契約又はその他の事前に決定された取決めには、経営権の変更の場合に、特別退職金報奨又は取引プレミアムを含む、いかなる種類の臨時給付を支払うことを求める規定も存在しない。

旧業務執行役員（監査済）

2017年度の1.4百万スイス・フランに対して、2018年度には業務執行役員を退任した後に引き続き行った任務に対して報酬を受領した旧業務執行役員は存在しなかった。さらに、競合禁止に関する取決めに基づく旧業務執行役員に対する支払はなかった。当グループに対してもはや業務の提供を行っていない当グループの最高業務執行機関の旧委員の一部は、オフィス設備及び秘書業務の提供を受ける権利を依然として有している。これらのサービスは既存の資源に基づくものであり、日常的には使用されていない。

その他の報奨残高

2018年12月31日現在、過年度において一部の業務執行役員に付与された未払繰延現金報奨は、キャピタル・オポチュニティ・ファシリティ（COF）、コンティンジェント・キャピタル報奨（以下、「CCA」という。）、LTI制度（2013年度）並びに繰延STI現金報奨からなる。かかる現金報奨の付与日現在における累積価値は、2018年12月31日現在の価値が29.3百万スイス・フランであったのに対し、28.9百万スイス・フランであった。これらの

金額には、各付与日及び2018年12月31日現在の権利未確定の株式報奨に関連する配当相当額の現金価値も含まれる。

最低株式保有要件

2018年12月31日現在、CEO及び業務執行役員全員が、それぞれ500,000株及び300,000株の最低株式保有要件を満たしていた（所有株式数に、最大の機会に基づいて計算された権利未確定の報奨数を加算した数値に照らして測定されている。）。

業務執行役員の繰延株式報奨の個人別による保有数及び価値

期末	保有株式数 ¹	権利未確定株式報奨数 (最大の機会の場合) ²	保有株式及び権利未確定株式報奨数 (最大の機会の場合)	付与時の権利未確定報奨価値 (最大の機会の場合) (スイス・フラン)	12月31日現在の権利未確定報奨の価値 (公正価値による) (スイス・フラン) ³
2018年度					
ティージャー・ティアム	64,302	990,706	1,055,008	16,430,736	6,923,084
ジェームズ・L・アミン	426,726	1,046,190	1,472,916	17,300,812	7,049,362
ピエール・オリヴィエ・ブウェ	74,079	512,085	586,164	8,287,028	4,019,900
ロメオ・チェルッティ	269,373	389,685	659,058	6,423,655	2,734,410
ブライアン・チン	431,274	1,137,731	1,569,005	18,494,683	8,600,260
ピーター・ゴアーク	21,953	342,324	364,277	5,655,877	2,438,237
トーマス・ゴットシュタイン	118,976	402,042	521,018	6,752,150	2,831,436
イクバル・カーン	70,060	519,389	589,449	8,757,970	3,530,037
デイビッド・R・メイザース	84,360	793,632	877,992	13,180,647	5,973,132
ヨアヒム・エクスリン	61,092	406,852	467,944	6,771,566	2,779,441
ヘルマン・シトハン	264,737	822,060	1,086,797	13,497,946	5,857,016
ララ・ワーナー	2,036	469,641	471,677	7,989,249	3,102,330
合計	1,888,968	7,832,337	9,721,305	129,542,319	55,838,645
2017年度					
ティージャー・ティアム	1,967	1,132,835	1,134,802	20,298,771	13,941,708
ジェームズ・L・アミン	382,106	1,098,488	1,480,594	18,110,327	11,694,777
ピエール・オリヴィエ・ブウェ	38,204	439,832	478,036	7,200,011	5,345,214
ロメオ・チェルッティ	199,630	410,871	610,501	6,945,908	4,389,711
ブライアン・チン	234,328	1,098,757	1,333,085	17,798,557	16,800,518
ピーター・ゴアーク	21,953	282,112	304,065	4,750,031	2,985,514
トーマス・ゴットシュタイン	-	354,275	354,275	6,009,654	3,639,767
イクバル・カーン	25,135	379,846	404,981	6,412,346	4,016,413
デイビッド・R・メイザース	52,672	704,359	757,031	11,723,886	7,726,820
ヨアヒム・エクスリン	-	386,390	386,390	6,627,551	4,027,112
ヘルマン・シトハン	394,737	826,572	1,221,309	13,516,027	9,278,836
ララ・ワーナー	2,036	325,449	327,485	5,501,327	3,445,577
合計	1,352,768	7,439,786	8,792,554	124,894,396	87,291,967

- (注1) 当初繰延報酬として付与され、権利確定した株式を含む。
- (注2) 実際の業績指標の達成水準とそれに関連する権利未確定の株式数は業績期間が終了するまで決定できないことから、3年間の業績期間の終了時に達していない報奨に対する最大の機会に基づいて算定されたLTI報奨から生じる権利未確定の株式を含んでいる。
- (注3) 付与時の公正価値による株式数に年度末における株価を乗じた金額に基づいて決定された、権利未確定のLTI報奨の価値を含む。

業務執行役員の未払繰延報酬報奨

期中／期末		2017年度 未現在の 未払合計	2018年度 における 付与	2018年度 における 支払	事後の明 示的調整	事後の黙 示的調整	2018年度 未現在の 未払合計	事後の明 示的調整 を受ける 割合 (%)
業務執行役員（百万スイス・フラン）								
CCA	現金ベース	7	-	(3)	-	(1)	3	100%
その他の現金報奨 ¹	現金ベース	7	12	(3)	(1)	0	15	100%
株式報奨 ²	株式ベース	90	57	(10)	0	(51)	86	100%
業績株式報奨	株式ベース	16	-	(10)	-	(2)	3	100%
CCA株式報奨	株式ベース	24	-	(6)	(1)	(6)	10	100%
合計		143	69	(33)	(1)	(61)	117	

- (注1) STI報奨の繰延現金部分を含む。
- (注2) 最大の機会の場合のLTI報奨の未払分を含む。

業務執行役員に対する貸付金（監査済）

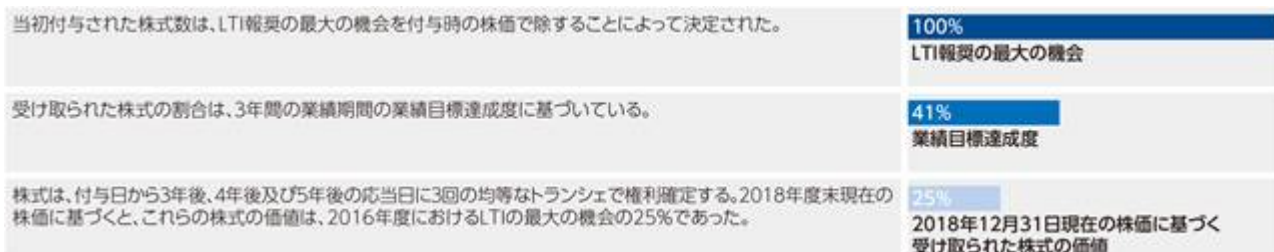
業務執行役員に対する貸付金残高の大部分が、抵当貸付又は有担保の貸付金である。かかる貸付は、当グループの従業員給付制度に基づいて従業員に付与されるものと同一の条件で行われている。当社定款に基づき、各業務執行役員は、最大20百万スイス・フランの個別の信用枠又は貸付金を利用することができる。2018年、2017年及び2016年の各年の12月31日の時点で、業務執行役員に対する貸付残高は、それぞれ33百万スイス・フラン、26百万スイス・フラン及び25百万スイス・フランであった。2018年度期首及び期末現在に借入残高を有する個人は、それぞれ8名及び9名であり、借入残高が最も多かったのはシトハン氏の6百万スイス・フランであった。

業務執行役員に対するすべての抵当貸付は、一定期間の変動金利又は固定金利で貸し付けられる。通常、抵当貸付は10年以内の期間で行われる。適用金利は借換コスト及びマージンに基づき適用され、金利及びその他の条件は、他の従業員に適用されるものと同一である。有担保の貸付金は他の従業員に適用される当該貸付金の金利及び条件で付与される。業務執行役員に対しても、他の従業員と同様の信用審査及びリスク審査の手続が適用される。別段に記載されない限り、業務執行役員に対するすべての貸付金は、通常業務の一環として、その時点で他者との類似の取引において一般的に適用される、実質的に同様の金利及び担保を含む条件に基づき、また、当グループのすべての従業員に適用される条件を考慮して行われた。これらの貸付金は、回収可能性に関する通常以上のリスクを含まず、その他の不利な特徴を示すものでもなかった。

2016-2018年度の業績サイクルにおける2016年度のLTI報奨

2015年の報酬報告書に開示されている通り、当グループは、2016年に、当グループ及び部門固有の財務指標並びにRTSR構成要素（40%加重）を組み合わせた3年間の業績ベースのLTI報奨を導入した。当初付与株式数は、LTIの最大の機会を、2015年の年次業績発表後10取引日の出来高加重平均株価で除することにより計算されたが、これは当グループの従業員に付与される他のすべての株式報奨と一致している。2016-2018年度の業績測定期間にわたる株価の低迷を反映して、RTSR構成要素は支払がゼロとなっており、財務指標に対する業績を考慮すると、業績条件に基づいて受け取られる株式数は、合計で、業務執行役員会のための最大の機会の41%に相当する。CEOについては、3年間に業績条件に基づいて受け取られる株式数（以下、「支払水準」という。）は、その最大の機会の36%に相当し、部門及び機能の責任者については、支払水準は、個人の最大の機会の36%から62%の範囲である。付与日以降の株価変動の影響は、以下の図に示した通りであり、2018年度末時点の株価に基づく2016年度のLTI報奨の価値は、最大の機会の25%となっている。LTI報奨は、付与日から3年目、4年目及び5年目の応当日に3回の均等なトランシェで権利確定する。交付時における報奨の最終的な価値は、その後の株価の変動により、2018年度末における価値とは異なる場合がある。

2016年度のLTI報奨の権利確定



2016年度LTI報奨：目標値に対する業績

	目標値の 業績水準	加重係数 ¹	2018年度 実績	支払水準 (最大の機会に対する割合)			
				基準値	目標値	上限値	
業績基準				0%	25%	80%	100%
当グループの指標（全業務執行役員に適用）							
相対的総株主利益率（RTSR） ²		40%	17位	●			

ルックスルーCET1比率 (%)	13.0%	13.3%	12.7% ³	●	
CET1レバレッジ比率 (%)	3.5%	13.3%	4.1%		●
調整後営業コストベース (十億スイス・フラン)	18.0	13.3%	16.5 ⁴		●
営業自由資本創出 (CEO及び機能責任者に適用)					
営業自由資本創出 (十億スイス・フラン) ⁵	6.0	20.0%	2.0	●	
部門の指標 (部門責任者に適用)					
各部門特有の指標 (平均)		20.0%		●	

- (注1) 役割の性質により、当グループ及び部門の指標の加重係数は、英国PRAコード・スタッフとして分類される業務執行役員については異なっている。
- (注2) RTSRは、2016年度から2018年度の3年間の業績期間にわたり測定されている。
- (注3) ルックスルーCET1比率は、2016年度の目標値設定時には実施されていなかった銀行勘定の証券化に関する2018年発効のバーゼルIII規則の変更により生じた追加のリスク加重資産2.2十億スイス・フランを除外している。
- (注4) 調整後業績は、当グループが報告した業績に含まれる一定の科目を控除した非GAAPの財務指標である。詳細については、上記第3「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等一戦略」の「調整後業績の差異調整」を参照のこと。
- (注5) 営業活動から生じたCET1資本の金額を測定している。

(c) 2019年度の業務執行役員報酬の設計

2019年度の業務執行役員の全体的な報酬構造及び設計は、既存の枠組みの上に構築されている。リストラクチャリング期間の終了並びに株主及びその他の外部利害関係者からのフィードバックを反映したSTI報奨の財務基準の改善を除き、2018年度に実施されたすべての設計変更は、以下の表に要約する通り、2019年度も維持される。

要素	2018年度に実施された変更	2019年度の設計
固定報酬	・基本給については変更なし。	・変更なし
STI報奨	・STI報奨プールを導入（プール総額は、事前設定された財務基準及び非財務基準の達成度に基づいて決定される。） ・当グループレベルの財務指標への一層の注力を推進するために指標を改訂、資本ベースの業績指標を廃止 ・財務基準（66 2/3%加重）：当グループの調整後²法人税等控除前利益及びコスト目標² ・非財務基準（33 1/3%加重）：6つの広義の分類（戦略的再編、顧客重視／事業の質／イノベーション、人材管理、リスク及び規制、行動及び倫理、並びにチームワーク及びリーダーシップからなる。） ・目標値での支払水準：最大の機会の67%	・財務基準（66 2/3%加重）：いずれも2019業績年度についての調整後²法人税等控除前利益及び当グループの報告RoTE³
LTI報奨	・当グループのみの指標に重点を置いて業績評価の指標を改訂、資本ベースの業績指標を廃止 ・財務基準（66 2/3%加重）：当グループの3年平均報告RoTE³及びTBVPS³ ・RTSR（33 1/3%加重）：下位4分の1については支払なし、加重係数を50%から低減 ・目標値での支払水準：最大の機会の67%	・変更なし
株式保有要件 ¹	・CEOの最低株式保有要件：500,000株（350,000株から増加） ・業務執行役員の最低株式保有要件：300,000株（150,000株から増加）	・変更なし

- (注1) 基準値には、業務執行役員によって又は業務執行役員のために保有されるすべての当グループ株式（権利未確定の株式報奨を含む。）が含まれる。業務執行役員は、最低株式保有要件を充足するまで、株式の売却又は現金による株式報奨の受領を禁止されている。
- (注2) 調整後業績は、当グループが報告した業績に含まれる一定の科目を控除した非GAAPの財務指標である。
- (注3) 非GAAPの財務指標。

STI報奨及びLTI報奨の基準値、目標値及び上限値の業績水準は、業務執行役員会にとって挑戦的で意欲を高めるような業績水準を設定するために、当グループの財務計画、前年度の業績、アナリストの予想及び公開された目標を考慮して、報酬委員会により事前決定され設定される。財務計画は、上昇志向の水準で設定され、公開された目標と合わせて、上限値の業績水準の基礎を形成する。最大の機会を超える追加の支払はない。目標値の業績水準は、リスク調整され、アナリストの予想を考慮し、前年度比での大幅な増加を示す。基準値の業績水準は、前年度の業績及び様々な内部シナリオを考慮して設定される。

2019年度の短期インセンティブ報奨及び長期インセンティブ報奨の概要

STI報奨:主な特徴

- 当グループの年間目標の達成度に対する報奨
- STI報奨の最大プールは業務執行役員の個々の最大の機会の総額に相当する。報奨プールの金額は、事前に設定された当グループの財務指標及び非財務指標の達成度に基づいて決定される。
- 各業務執行役員のSTI報奨額は、個別化されたバランス・スコアカードに基づいてCEOが評価する。この評価に基づき、報酬委員会が取締役会に提案を行い最終的なSTI報奨額の承認を得る。
- 機会の総額の割合として定義される支払水準¹:
基準値以下 基準値 目標値 上限値
0% 25% 67% 100%
- 50%は即時現金として、また50%は付与日から3年後の応当日に権利確定する繰延現金として交付²

業績基準	加重係数	業績目標
調整後税引前利益 ³	33 1/3%	商業上の機密性により適時的に開示される
報告RoTE ⁴	33 1/3%	
非財務基準	33 1/3%	

権利確定及び交付

STI業績測定期間

2019 2020 2021 2022 2023

STI現金: 50%が2020年度第1四半期に支払われる

STI繰延現金: 50%が2023年度第1四半期に権利確定

STI報奨

LTI報奨:主な特徴

- 長期事業計画及び長期株主利益率の達成度に対する報奨
- 最大の機会は、役割、市場経験及び地域を考慮した上で基本給に対する割合として表示される
- 3年間の平均業績により決定される当グループの財務基準に関する支払水準¹:
基準値以下 基準値 目標値 上限値
0% 25% 67% 100%
- RTSR順位に関する支払水準は、「RTSR支払水準」を参照
- 株式の形式による交付（付与日から3年後、4年後及び5年後の応当日に3回の均等なトランシェで権利確定する。）

業績基準	加重係数	業績目標		
		基準値	目標値	上限値
3年平均報告RoTE ⁴	33 1/3%	6.0%	8.5%	11.5%
3年平均TBVPS（スイス・フラン） ⁵	33 1/3%	17.50	18.55	19.60
RTSR	33 1/3%	「RTSR支払水準」参照		

RTSR支払水準 (%)⁶

0% 10% 25% 50% 75% 100%

15-19 13-14 11-12 9-10 6-8 1-5

権利確定

LTI業績測定期間

2019 2020 2021 2022 2023 2024

LTI株式: 2022年度第1四半期に1/3が権利確定

LTI株式: 2023年度第1四半期に1/3が権利確定

LTI株式: 2024年度第1四半期に1/3が権利確定

- (注1) 基準値、目標値及び上限値の業績水準の間における支払水準は、報奨の機会に対して定率で計算される。
- (注2) 英国PRAコード・スタッフについては、規制上の要件に従うため、交付は、即時現金の支払い20%、即時のクレディ・スイス・グループAG記名式株式20%（12ヶ月の譲渡禁止期間に服する。）、並びに繰延現金30%及び繰延株式30%（付与日の3年後から7年後の応当日に5回の均等なトランシェで権利確定する。）で構成される。
- (注3) 調整後業績とは、当グループの報告業績に含まれる一定の項目を除く非GAAPの財務指標である。
- (注4) RoTEは、貸借対照表上に記載の通り、株主に帰属する株主持分合計からのれん及びその他の無形資産を控除した非GAAPの財務指標である株主に帰属する有形株主持分にに基づいている。
- (注5) TBVPSは、非GAAPの財務指標であり、業績期間中に支払われた配当、株式の買戻し、自己の信用の変動及び為替レートの変動の影響を含まない。
- (注6) 業績比較基準を設定するために、規模、地理的範囲及び事業の組み合わせに基づき18社の比較対象企業のグループが報酬委員会により選定された。かかるグループは、株価の動き及び外部の市場状況に対応する方法との関係でクレディ・スイスと正の相関がある株式上場会社で構成されている。RTSRの順位の目的上、RTSR基準が導入された2016年以降、比較対象企業グループリストは変更されておらず、バンコ・サンタンデル、バンク・オブ・アメリカ、パークレイズ、BBVA、BNPパリバ、シティグループ、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、INGグループ、インテサ・サンパウロ、JPモルガン・チェース、ジュリアス・ベア、モルガン・スタンレー、ノルディア・バンク、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド、ソシエテ・ジェネラル、スタンダードチャータード及びUBSから構成されている。

(d) 取締役報酬

報酬構造

取締役は、それぞれの役割、勤務時間及び責任範囲を反映した報酬を受領する。報酬の金額は、スイスにおける同等の主要企業の水準を考慮しながら、高度な知識及び経験を有する個人を惹きつけ引き止めるような水準に設定されている。ある年次株主総会から次の年次株主総会までの期間に係る取締役会基本報酬及び委員会報酬は、以下に記載される会長及び委員会議長を除き、50%を現金で、50%を当グループの株式で2回に均等分割し

て後払いされる。報酬として付与された当グループの株式は4年間売却及び譲渡できない。これにより、取締役の利害と株主の利害の一致を保証している。2018年の年次株主総会から2019年の年次株主総会までの期間の報酬金額は、以下の表に記載される通りであり、従前に開示した通り、リスク委員会の議長報酬が（420,000スイス・フランから）400,000スイス・フランに減額されたことを除き、前年度と一致している。

メンバーシップ報酬：2018年の年次株主総会から2019年の年次株主総会まで

役割	基本報酬	議長報酬 ¹	委員会報酬
スイス・フラン			
会長	3,000,000	1,500,000	-
取締役 ²	250,000	-	-
監査委員会（AC）	-	480,000	150,000
報酬委員会（CC）	-	300,000	100,000
ガバナンス及び指名委員会（GNC）	-	追加報酬なし	50,000
リスク委員会（RC）	-	400,000	100,000

（注1） 委員会議長は、その議長報酬に追加して委員会報酬を受領しない。

（注2） 副会長及び上級独立取締役は、その役割に対して追加の報酬を受領しない。

新たな委員会報酬75,000スイス・フランが新設の行動及び金融犯罪管理委員会の委員に対して導入されることを除き、取締役会は、次の取締役報酬期間について、これらの報酬額を変更しない意向である。新たな委員会報酬は、2019年の年次株主総会から2020年の年次株主総会までの期間に初めて支払われる。

会長の報酬

会長の役割は常勤の任命である。会長には、3.0百万スイス・フランの現金による年間取締役会基本報酬（12ヶ月の月次払いに分割）が支払われ、また、1.5百万スイス・フランの当グループ株式による議長報酬が、現在の取締役任期の満了時に一括で支払われる。過去数年において、会長は、議長報酬の全部又は一部を任意で放棄した。2018年の年次株主総会から2019年の年次株主総会までの期間については、会長の報酬は、当グループのリストラクチャリング・プログラムが成功裏に完了したことを受けて、従前に承認された水準に戻った。会長は、当グループの現地市場の慣行に沿って、当グループの年金基金から給付を受け取り、また、年金基金への拠出を行うこともできる。会長に対して支払われる報酬総額は、常勤であること、また、当グループの戦略の立案、当グループの業務管理、CEO・上級経営陣との関与及び緊密な仕事上の関係の維持並びに適切な場合には助言及びサポートの提供における主体的な役割を反映したものである。取締役会会長は、取締役会の活動を調整し、委員会議長と協力して委員会の職務を調整し、取締役にその職務遂行に関連する十分な情報が提供されるようにする。会長は、当グループの戦略的発展、企業文化、後継者計画並びに当グループの構造及び組織等の重要な主題に関する取締役会の議題を推進する。会長はまた、CEO及び業務執行役員会の業績評価及び報酬を含む、報酬及び報酬構造に関する議題も推進する。会長は取締役会、ガバナンス及び指名委員会及び株主総会の議長を務め、規制機関、監督機関、主要株主、投資家及びその他の外部利害関係者に対して当グループを代表する主体的な役割を担っている。さらに、会長は、当グループの代表としてスイス銀行協会、スイス金融評議会、国際金融協会及びヨーロッパ・バンキング・グループを含む幾つかのスイス国内及び国際的な業界団体に所属している。

委員会議長報酬

委員会議長報酬の金額は事前に確定され、当グループの財務業績とは連動していない。議長報酬の50%は現金で、50%は当グループの株式で、現在の取締役任期の満了時に一括で支払われる。議長報酬には、委員会業務の準備及び主導に必要な多くの勤務時間に加え、本年度中における委員会議長3名による規制機関、株主、事業部門及びコーポレート機能並びにその他の利害関係者との関与が反映されている。近年の銀行業の規制の発展は、

リスク委員会及び監査委員会の議長に対する要求を増加させ、特に、内部統制、リスク、資本及びこれらの委員会の監督下にあるその他の事項に関する当グループの主な規制機関との関与の頻度を増加させている。同様に、報酬に対する株主及び規制当局からの注目度の高まりにより、報酬委員会議長と主要株主及び株主議決権行使助言機関の間の関与並びに規制当局との関与が増加した。報酬委員会は、2018年度中に9回の会議及び電話会議を開催した。監査委員会の議長報酬は、四半期決算報告及び関連する届出・提出のレビュー及び承認のために監査委員会が頻繁に会議を開催する必要があること、並びに内部監査機能に対する監督役を担う監査委員会議長の役割も考慮されている。監査委員会は、2018年度中に18回の会議及び電話会議を開催した。リスク委員会の議長報酬は、リスク委員会議長と当グループの最高リスク責任者及びリスク管理機能に係るその他の上級経営陣との間で要求される定期的な交流、並びにリスク委員会議長直属である信用リスク・レビュー機能に対する監督の役割が考慮されている。リスク委員会は、2018年度中に6回の会議を開催し、また、リスク委員会議長は規制機関及びその他の利害関係者と多くの会議を行った。

2018年の年次株主総会で承認された取締役に対する報酬の利用

2018年の年次株主総会において、株主は、2018年の年次株主総会から2019年の年次株主総会までの期間に取締役役に支払われる報酬総額を12.0百万スイス・フランとする旨の議案を承認した。当該金額のうち合計11.7百万スイス・フランは、2019年の年次株主総会までに取締役役に対して支払われたが、このうち10.4百万スイス・フランは当グループの取締役役としての報酬に関連するもので、1.3百万スイス・フランは子会社の取締役役として一定の取締役役に支払われる報酬に関連するものであった。当グループの取締役報酬総額は前期比で6%増であり、当グループの取締役役に対する当グループ及び子会社の取締役報酬総額は、取締役役を追加を主に反映して、2%増となっている。

2018年の年次株主総会から2019年の年次株主総会までの取締役報酬（監査済）

	当グループ								子会社				
	GNC	AC	CC	RC	基本取締役報酬	委員会報酬	議長報酬	年金及びその他の給付	合計	うち当グループ株式による報酬 ¹	子会社取締役報酬 ²	年金及びその他の給付	子会社取締役会を含む合計 ³
スイス・フラン ウルス・ローナー、 会長 ⁴	C				3,000,000		1,500,000	217,437	4,717,437	1,500,000			4,717,437
アイリス・ボーネッ ト			M		250,000	100,000			350,000	175,000			350,000
アンドレアス・ゴッ トシュリング	M	M		C	250,000	200,000	400,000		850,000	425,000	100,000		950,000
アレキサンダー・ ガット		M			250,000	150,000			400,000	200,000	150,000		550,000
マイケル・クライン				M	250,000	100,000			350,000	175,000			350,000
アンドレアス・N・ クープマン				M	250,000	100,000			350,000	175,000			350,000
セライナ・マシア				M	250,000	100,000			350,000	175,000			350,000
カイ・S・ナルゴル ワラ	M		C		250,000	50,000	300,000		600,000	300,000			600,000
アナ・ポーラ・ベン ア		M			250,000	150,000			400,000	200,000			400,000
ホアキン・J・リベ イロ		M			250,000	150,000			400,000	200,000			400,000
セヴェリン・シュワ ン	M			M	250,000	150,000			400,000	200,000			400,000
ジョン・タイナー	M	C		M	250,000	150,000	480,000		880,000	440,000	220,500		1,100,500
アレクサンドル・ ツェラー ⁵	M		M		208,333	125,000			333,333	166,667	666,667	180,993	1,180,993
合計					5,958,333	1,525,000	2,680,000	217,437	10,380,770	4,331,667	1,137,167	180,993	11,698,930

GNC：ガバナンス及び指名委員会、AC：監査委員会、CC：報酬委員会、RC：リスク委員会、C：議長、M：委員

(注1) 2018年12月31日現在、当グループ株式として付与される取締役報酬の半分が取締役に付与された。当グループ株式の適用株価は13.03スイス・フランであった。残りの株式は、2019年の年次株主総会当日又はその前後に取締役役に交付される予定であり、当該交付時点で2回目の当該株式交付の株価が決定する。当グループ株式は、4年間の譲渡制限付である。

(注2) 子会社取締役報酬は、以下の子会社取締役会の役割について与えられた。

- i) ゴットシュリング氏は、英国の子会社であるクレディ・スイス・インターナショナル及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドの非執行取締役並びにリスク委員会及び諮問報酬委員会の委員を務めている。

- ii) ガット氏は、スイスの子会社であるクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGの非執行取締役及び監査委員会議長を務めている。
- iii) タイナー氏は、米国の子会社であるクレディ・スイス・ホールディングス（USA）インク及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（USA）LLCの非執行取締役を務めている。タイナー氏の場合、これらの報酬は、子会社の取締役を兼任する当グループの取締役について100,000スイス・フランの上限が採用される前に合意された。
- iv) ツェラー氏は、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AGの非執行取締役及び会長を務めている。
- (注3) 2018年の年次株主総会において、株主は、2019年の年次株主総会までに支払う取締役報酬総額の上限を12百万スイス・フランとする旨を承認した。当グループは、取締役報酬総額について、取締役個人の居住地及び雇用形態に応じて当該取締役に適用される社会保障法に基づき課される雇用主の義務である社会保障拠出金を補填するために、2018年／2019年の取締役任期において0.6百万スイス・フランを支払う。当該拠出金は、取締役報酬の一部とみなされない。
- (注4) 会長の議長報酬は、1.5百万スイス・フランであり、100%が当グループ株式として付与される。会長の報酬総額には、2018年の年次株主総会から2019年の年次株主総会までの期間についての217,437スイス・フランの給付金（年金及び健康保険給付を含む。）が含まれていた。
- (注5) ツェラー氏は、2019年2月28日付で、当グループの取締役並びにクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGの取締役及び取締役会会長を退任した。したがって、ツェラー氏の取締役報酬は、2018年の年次株主総会から2019年2月28日までの期間について按分されている。この期間において、ツェラー氏は、子会社であるクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGの取締役会会長及び取締役としての役割に関連して年金及び健康保険給付の資格を有していたが、当グループの取締役としての役割では資格を有していなかった。

2017年の年次株主総会から2018年の年次株主総会までの取締役報酬（監査済）

	当グループ								子会社				
	GNC	AC	CC	RC	基本取締役報酬	委員会報酬	議長報酬	年金及びその他の給付	合計	うち当グループ株式による報酬 ¹	子会社取締役報酬	年金及びその他の給付	子会社取締役会を含む合計 ²
スイス・フラン ウルス・ローナー、 会長 ³	C				3,000,000	-	1,050,000	216,823	4,266,823	1,050,000	-	-	4,266,823
アイリス・ボーネッ ト			M		250,000	100,000	-	-	350,000	175,000	-	-	350,000
アンドレアス・ゴッ トシュリング				M	250,000	100,000	-	-	350,000	175,000	33,333	-	383,333
アレキサンダー・ ガット		M			250,000	150,000	-	-	400,000	200,000	150,000	-	550,000
アンドレアス・N・ クープマン			M	M	250,000	200,000	-	-	450,000	225,000	-	-	450,000
セライナ・マシア カイ・S・ナルゴル ワラ	M			C	250,000	50,000	300,000	-	600,000	300,000	-	-	600,000
ホアキン・J・リベ イロ		M			250,000	150,000	-	-	400,000	200,000	-	-	400,000
セヴェリン・シュワ ン	M			M	250,000	150,000	-	-	400,000	200,000	-	-	400,000
リチャード・E・ ソーンバーク	M	M		C	250,000	200,000	420,000	-	870,000	435,000	271,600	-	1,141,600
ジョン・タイナー	M	C		M	250,000	150,000	480,000	-	880,000	440,000	218,250	-	1,098,250
アレクサンドル・ ツェラー	M		M		250,000	150,000	-	-	400,000	200,000	800,000	216,823 ⁴	1,416,823
合計					5,750,000	1,550,000	2,250,000	216,823	9,766,823	3,800,000	1,473,183	216,823	11,456,829

GNC：ガバナンス及び指名委員会、AC：監査委員会、CC：報酬委員会、RC：リスク委員会、C：議長、M：委員

- (注1) 2017年12月31日現在、当グループ株式として付与される取締役報酬の半分が取締役に付与された。当グループ株式の適用株価は16.11スイス・フランであった。残りの株式は、2018年の年次株主総会当日又はその前後に取締役に交付される予定であり、当該交付時点で2回目の当該株式交付の株価が決定する。当グループ株式は、4年間の譲渡制限付である。
- (注2) 2017年の年次株主総会において、株主は、2018年の年次株主総会までに支払う取締役報酬総額の上限を12百万スイス・フランとする旨を承認した。当グループは、取締役報酬総額について、取締役個人の居住地及び雇用形態に応じて当該取締役に適用される社会保障法に基づき課される雇用主の義務である社会保障拠出金を補填するために、2017年／2018年の取締役任期において0.5百万スイス・フランを支払う。当該拠出金は、取締役報酬の一部とみなされない。
- (注3) 会長の議長報酬は、1.5百万スイス・フランであり、100%が当グループ株式として付与される。会長は、2017年の年次株主総会から2018年の年次株主総会までの期間について、議長報酬の30%（0.45百万スイス・フラン）を任意で放棄することを提案し、取締役会はこれを承認した。会長の報酬総額には、2017年の年次株主総会から2018年の年次株主総会までの期間についての216,823スイス・フランの給付金（年金及び健康保険給付を含む。）が含まれていた。
- (注4) ツェラー氏は、子会社であるクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGの取締役及び取締役会会長としての役割に関連して年金及び健康保険給付の資格を有していたが、当グループの取締役としての役割では資格を有していなかった。

子会社の取締役を兼任する取締役の報酬

複数の取締役は、当グループ子会社の取締役を兼任している。この慣行は、当グループのガバナンス慣行と主要子会社のガバナンス慣行との緊密な整合を目指す当グループの法人ガバナンス方針に合致している。

会長を除き、取締役は、取締役報酬に加えて、子会社の取締役職についての報酬を別に受領することができ、かかる報酬は現金で支払われる。当該報酬は、当該子会社の取締役会で承認され、当グループの取締役会の追認を条件とする。すべての子会社取締役報酬は、年次株主総会で議案として提出される取締役報酬の報酬総額に含まれる。会長は、会長の報酬の一部として含まれていると考えられるため、他の当グループ会社の取締役として別に報酬を受領しない。

子会社取締役を務めるよう新たに任命される取締役は、子会社取締役報酬として一律100,000スイス・フラン（取締役が子会社取締役会会長又は委員会議長を務める場合にはより高い金額）を受領する。この金額は、当該取締役は既に当グループの事業体及び活動に通じていることを考慮して、一般的にその他の外部子会社取締役が受領する金額よりも少ない。それでもなお、子会社取締役を務めることは、例えば以下の表に示す年度中に開催される子会社取締役会の回数を考えると、これらの取締役にとって重要な追加の責任である。

子会社取締役会の会議数

	取締役会	委員会 ¹	合計
子会社			
クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG	12	16	28
クレディ・スイス・インターナショナル（CSI）／クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）Ltd.（CSSEL）	13	12	25
クレディ・スイス・ホールディングス（USA）インク	19	21	40

（注1） 各子会社の取締役会の監査委員会及びリスク委員会の会議を含む。

補足情報

取締役による株式保有

下表に取締役、その近親者、並びに取締役が影響力を有する会社による株式保有状況を示す。2018年及び2017年12月31日現在、未行使のオプションを保有する取締役はいなかった。

取締役個人による株式保有

期末	2018年度	2017年度
12月31日（株式数）¹		
ウルス・ローナー	268,250	189,956
アイリス・ボーネット	61,311	49,451
アンドレアス・ゴットシュリング	19,210	5,432
アレクサンダー・ガット	37,707	24,152
マイケル・クライン ²	6,713	–
アンドレアス・N・クープマン	131,231	117,900
セライナ・マシア	49,827	37,231
カイ・S・ナルゴルワラ	299,872	280,883
アナ・ポーラ・ペソア ²	7,672	–
ホアキン・J・リベイロ	37,705	24,150
セヴェリン・シュワン	129,957	116,402
ジョン・タイナー	244,317	216,645
アレクサンドル・ツェラー	79,763	6,208
合計	1,373,535	1,068,410³

（注1） 最長4年間の譲渡制限期間を伴う当グループ株式を含む。近親者が所有する株式も含む。

（注2） マイケル・クライン及びアナ・ポーラ・ペソアは、2018年の年次株主総会において新たに選任された。

（注3） 2017年12月31日現在においてリチャード・E・ソーンバーグが保有していた196,766株を含まない。同氏は2018年4月27日時点で取締役の再任に立候補していなかった。

取締役に対する貸付金

取締役に対する貸付金残高の大部分が、抵当貸付又は有担保の貸付金である。取締役に対する貸付は、第三者である顧客に対する条件と同一の条件により行われている。当社定款に基づき、各取締役は、市場条件により最大20百万スイス・フランの個別の信用枠又は貸付金の供与を受けることができる。2018年、2017年及び2016年の各年の12月31日時点において、取締役に対する貸付金残高は、それぞれ10百万スイス・フラン、11百万スイス・フラン及び10百万スイス・フランであった。

貸付を受ける取締役（会長を含む。）は、従業員に対する貸付条件を享受するのではなく、同等の信用状態を有する顧客向けの貸付条件に服する。別段に記載されない限り、取締役に対するすべての貸付金は、通常の業務の一環として、その時点で他者との同等の取引において一般的な条件と実質的に同じ条件（金利及び担保を含む。）で行われている。当該貸付金は、回収可能性について一般的なリスクを超えるリスクはなく、その他の不利な特性も示していない。下記の貸付金に加え、当グループ又は銀行業務を行うその子会社は、現職の取締役がSECによって定義されている重要な影響力を有する企業と融資契約及びその他の銀行取引契約を締結する場合がある。具体例として、これらの企業において業務執行役員及び／又は取締役レベルの役職についている場合が挙げられる。別段に記載されない限り、当グループから当該企業に行われる貸付金も、通常の業務の一環として、一般的な市場条件で行われる。2018年、2017年及び2016年の各年の12月31日現在、通常の業務外で、一般的な市場条件外で行われた、このような関連当事者会社に対する貸付エクスポージャーはなかった。

取締役に対する貸付金

期末	2018年度	2017年度
12月31日(スイス・フラン)		
ウルス・ローナー	4,660,000	4,745,000
アレキサンダー・ガット	30,000	30,000
アンドレアス・N・クープマン	4,122,750	5,197,600
セライナ・マシア	960,000	968,000
合計	9,772,750	10,940,600

近親者及び各取締役が50%以上の株式を有する会社に対する貸付金を含む。

旧取締役

2名の旧取締役は、オフィス設備及び秘書業務を利用する権利を有している。これらのサービスは既存の資源に基づくものであり、日常的には使用されていない。2018年度及び2017年度において、旧取締役又は関係者に対して、追加の手数料、退職金又はその他の報酬は支払われていない。

(e) 当グループの報酬

報酬の枠組み

現在の当グループ従業員の報酬の枠組みの主要要素及び各種の従業員カテゴリーへの適用方法は、以下に記載される通りである。

基本給

全従業員は、基本給の支払いを受ける。給与の水準は、個人の技能、資格及び関係する専門知識、役割により要求される責任並びに外部の市場要因に基づく。

役職手当

役職手当は、英国の規制要件に基づくPRAコード・スタッフ又はその他のEU規制要件に基づく重要なリスク・テイカーとして特定される一定の従業員に対して付与される固定報酬の構成要素である。これらの役職手当は、

個人の役割及び組織上の責任に基づき決定される。役職手当は、CRD IV及びCRRにより要求される変動インセンティブ報酬の上限の計算においては固定報酬とみなされる。2018年度の役職手当は、全面的に現金により非繰延ベースで支払われた。

変動インセンティブ報酬

2018年度については、変動インセンティブ報酬は現金で支払われた。但し、ある従業員に対して2018年度に与えられた報酬総額が250,000スイス・フラン若しくは現地通貨相当額以上、又は報酬総額が米ドル建ての従業員については250,000米ドル以上である場合には、一部は現金で支払われ、残額は後日に権利確定するものとして繰り延べられた。

一般的に、従業員はその変動インセンティブ報酬の現金部分を、付与日に近い通常の給与決済日に受領する。CRD IVの要件に従うため、EU域内の一定の当グループ子会社について重要なリスク・テイカーの役割を有する従業員は、現金として支払われたであろう変動インセンティブ報酬の非繰延部分の50%について株式を受領する。これらの株式は、付与日に権利確定するが、譲渡制限に従い、12ヶ月間は譲渡禁止である。

市場慣行及び地域差とのより緊密な整合を可能とするために、2015年以来、南北アメリカ用とその他地域用の2つの繰延表が適用されている。2018年度については、繰延率は、南北アメリカに所在する従業員については変動インセンティブ報酬の17.5%から80%、その他地域に所在する従業員については変動インセンティブ報酬の17.5%から85%の範囲であった。2018年度について現金で支払われた変動インセンティブ報酬の金額は、従業員1名当たり2百万スイス・フラン若しくは現地通貨相当額（又は報酬総額が米ドル建ての従業員については2百万米ドル）が上限とされた。

従業員カテゴリー別の報酬構成要素

従業員カテゴリー	報酬総額				
	固定報酬	変動報酬			
		繰延報酬 ¹			
	基本給	現金	株式報酬	パフォーマンス株式報酬	コンティンジェント・キャピタル報酬
マネージング・ディレクター及びMRTCに該当するディレクター			30%	50%	20%
その他のディレクター			80%		20%
その他のMRTC			50%	50%	
その他、報酬総額が250,000スイス・フラン／米ドル以上の従業員			100%		
報酬総額が250,000スイス・フラン／米ドル未満の従業員					

(注1) 繰延報酬は、報酬総額が250,000スイス・フラン／米ドル以上の従業員に適用される。

繰延報酬：主要な特徴

報奨	交付 ¹	権利確定期間 ¹	業績条件
株式報酬	・各報奨当たり1記名式株式 ・配当相当額（交付時に支払）	・3年間（比例按分による権利確定） ・リスク・マネージャー ² については5年間（比例按分による権利確定） ・シニア・マネージャー ³ については7年間（3年目の応当日から5年間の比例按分による権利確定）	・追加の業績条件なし。

パフォーマンス株式報奨	- 各報奨当たり1記名式株式 - 配当相当額（交付時に支払）	3年間（比例按分による権利確定） - リスク・マネージャー²については5年間（比例按分による権利確定） - シニア・マネージャー³については7年間（3年目の応当日から5年間の比例按分による権利確定）	- 未払報奨の残額全額に対して業績条件が適用される。 - 従業員が2018年12月31日現在勤務していた部門による部門損失⁴の場合、又は当グループの自己資本利益率（以下、「RoE」という。）がマイナスの場合には、調整額が大きい方のマイナス調整が適用される。 - コーポレート機能及びストラテジック・リゾリューション・ユニットの従業員については、当グループのRoEがマイナスの場合にのみマイナス調整が適用される。
コンティンジェント・キャピタル報奨（CCA）	- 決済時に、CCAの公正価値に基づくコンティンジェント・キャピタル商品又は現金の支払 - 決済前には、利息相当額の半年毎の現金支払を受ける条件付権利 - 時期及び決済時の分配形態は、FINMAによる承認を条件とする。	3年間（一括型権利確定） - リスク・マネージャー²については5年間（一括型権利確定） - シニア・マネージャー³については7年間（一括型権利確定）	決済前において、以下の場合には元本金額がゼロに減額され失権する。 - 当グループの報告上のCET1比率が7％を下回った場合。 - FINMAが、いずれの場合も当グループが支払不能となり又はその他による破綻することを防止するために、CCA及びその他類似のコンティンジェント・キャピタル商品の消却が必要であるか、又は当グループが公共部門の資本支援を必要とすると決定した場合。

- (注1) 一定の法域の個人は、現地の法的要件又は規制要件に従うために、ここに記載されるもの以外の条件に服する可能性がある。
- (注2) リスク・マネージャーは、当グループの英国事業体についてリスク負担又は重要なリスク機能を管理又は監督する責任を負うと特定される個人として定義された英国PRAコード・スタッフのサブセットである。
- (注3) シニア・マネージャーは、当グループの英国事業の戦略的方向性に対して最大の影響力を有し、また関連する英国事業体についてPRA及び英国金融行為規制機構の指定上級管理機能及び「指定責任」の1つ以上を遂行する個人として定義された英国PRAコード・スタッフのサブセットである。
- (注4) 「パフォーマンス株式報奨の潜在的な下方調整」の表を参照。

パフォーマンス株式報奨の潜在的な下方調整

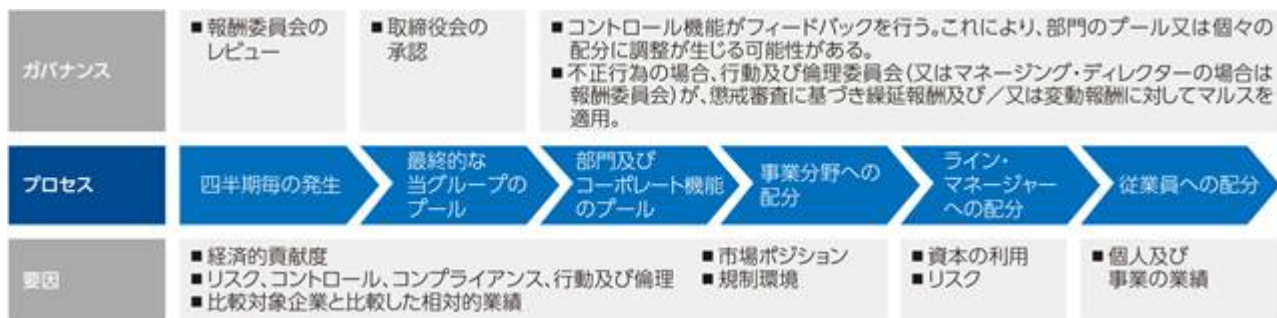
上記の表に記載される通り、パフォーマンス株式報奨は、部門損失の場合にはマイナス調整を受ける可能性がある。潜在的なマイナス調整の金額は、以下の表に記載される通りである。

部門に損失が発生した場合の下方調整	
部門の税引前損失 (十億スイス・フラン)	報酬残高に対する 下方調整（％）
1.00	15
2.00	30
3.00	45
4.00	60
5.00	75
6.00	90
6.67	100

変動インセンティブ報酬プールの決定

プールの決定において、報酬委員会は、当グループの利益の分配を株主と従業員の間で均衡させることを目指す。プール金額の主たる要因は、経済的貢献の点からの当グループの財務業績であり、これは資本利用費用控除後の変動インセンティブ報酬費用を除外した調整後法人税等控除前利益として測定される。非財務的要因もプール金額の決定において検討される。これには、戦略的目標の達成に対する進捗度、市場のポジション及び傾向、リスク関連の問題、比較対象企業と比較した相対的業績、並びに特別な事象（例として会社再編、大規模な過去の清算又はその他あらゆる例外的な状況があるが、これらに限定されない。）が含まれる。この点において、報酬委員会は、変動インセンティブ報酬プールに対してプラス及びマイナスの調整を行うよう裁量を適用することができる。

変動インセンティブ報酬プールの決定



変動インセンティブ報酬プールは、年度ベースで決定され、年度を通して四半期ベースで発生する。報酬委員会は、発生及び関連する財務情報を定期的にレビューし、プール全体の規模が当グループの報酬目標と一致しているよう確保するために、例外的な状況においては調整を適用する。コーポレート機能のためのプールの総額は、コーポレート機能の従業員が支援又は監督する特定の部門の業績には連動せず、当グループの経済的貢献及び非財務的要因の形で測定される当グループ全体の財務業績を考慮している。したがって、コーポレート機能で働く従業員（コントロール機能を遂行する者を含む。）は、同人が監視及び支援する事業の業績とは独立して報酬を受けている。事業部門と同様に、リスク、コントロール、コンプライアンス及び倫理上の考慮事項並びに比較対象企業と比較した相対的業績、並びに市場及び規制上の環境が考慮される。

2018年度について、報酬委員会は、当グループの調整後法人税等控除前利益における2017年度の2.8十億スイス・フランから2018年度の4.2十億スイス・フランへの52%の増加に注目し、当グループが、その戦略的優先順位（2015年以降の強化された資本基盤を含む。）に対して、調整後営業コストベースの目標達成、ストラテジック・リゾリューション・ユニットの閉鎖、グローバル・マーケット部門の活動のリスク削減、並びに典型的に高収益を生み変動性の少ないウェルス・マネジメント関連事業及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門の事業への資本の配分の増加を成功裏にもたらしたと認めた。報酬委員会はまた、比較対象企業と比較した相対的業績、市場ポジション及び市場動向、並びにコントロール、リスク及び倫理の検討といったその他の幅広い要因も検討した。しかしながら、市場環境に関しては、報酬委員会は、貿易摩擦の高まり、米国の金利上昇及び地政学的な不確実性の増大を含む要因の組み合わせにより顧客の活動が大幅に低下したことで、2018年度下半期における状況が金融サービス産業にとって一層厳しいものとなったことに注目した。このような状況を背景として、報酬委員会は、調整後法人税等控除前利益が前年同期比52%増となったにもかかわらず、当グループの変動報酬プールは前年度と横ばいで維持すると決定した。よって、年度下半期における収益に対する下方圧力を考慮して利益及び収益性を保護するため、報酬委員会は、当グループの全体的なプールを3,195百万スイス・フランとすることを提案し、取締役会により承認された。

競争力のあるベンチマーキング

当グループは市場からの情報に基づく競争力のある報酬水準を目指して努力しているため、経済環境及び競争環境の評価は、報酬プロセスの重要な要素である。地域差を考慮に入れて、関係する比較対象企業に対して報酬水準のベンチマーキングを行うために、社内の専門知識及び報酬コンサルティング会社のサービスが使用される。報酬委員会は、競合他社の業績及び支払動向を含む業界及び市場の動向について、独立した報酬アドバイザーから定期的な報告書の提供を受けている。当グループの比較対象企業ベンチマーキングのために検討される比較対象企業は、バンク・オブ・アメリカ、バークレイズ、シティグループ、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、JPモルガン・チェース、モルガン・スタンレー及びUBSである。具体的なベンチマーキングには、適切な場合には、事業分野又は地理的所在地により他の比較対象企業が含まれることがある。

ヨーロッパ及び地域の慣行の検討のため、報酬委員会は、大きさ、規模、業務の世界的範囲及び経済的影響力におけるクレディ・スイスとの比較可能性に基づいて選定されたヨーロッパに本社を置く多国籍企業の業界横断

的な比較対象企業グループも参照している。上記に既に挙げた会社及び業務執行役員LTI報奨のRTSR比較対象企業グループの一部として含まれるものに加えて、業務執行役員報酬のために検討される比較対象企業には、アストラゼネカ、コメルツ銀行、HSBC、インベストールAB、メルクKGaA、ノバルティス、スタンダード・ライフ・アパディーン及びユニクレディットが含まれる。

リスク及びコントロールの重視

リスク及びコントロールの検討は、業績評価及び報酬プロセスの不可欠な部分である。これにより、当グループの報酬に対するアプローチが、リスク及び内部統制に係る事項の重視を含み、過剰なリスク負担を抑止するよう確保される。当グループのコーポレート機能（コンプライアンス・規制業務、ジェネラル・カウンセル、人事、内部監査、商品管理及びリスク管理を含む。）の上級経営陣は、当グループのリスク及びコントロールの文化の評価に関連する、当グループ全体にわたる規制、監査、懲戒及びリスクに係る問題又は動向の包括的フィードバックを報酬委員会に提供する。年度のリスク及び行動の評価基準に対して部門が評価され、統合された結果が報酬委員会及びCEOに提示される。これらの評価に基づき、報酬委員会は、CEOにより提案された部門のプール水準に対する調整を承認することができる。

リスクの検討とは別に、懲戒事由も報酬の決定に影響を与える可能性がある。CEBは、すべての懲戒事由をレビューし、コントロール機能からの代表者を含む勧告チームにより提案された懲戒的罰則について決定を下す。CEBは、当グループ全体レベルのほか、各事業部門及びコーポレート機能全体についても設けられている。当グループのCEBは、適用された罰則が当グループのリスク選好、市場慣行及び規制要件と整合しているよう確保するため、四半期毎に会議を行う。

マルス規定及びクローバック規定

付与されるすべての繰延報酬報奨には、参加者が一定の有害行為に関与した場合に当グループが決済前に報奨の減額又は取消を行うことを可能とするマルス規定が含まれている。マルス規定は、2018年度中に実施された。英国PRAコード・スタッフ及びイタリア中央銀行による規制を受ける従業員に付与されたすべての変動インセンティブ報酬は、クローバック規定の適用を受ける。その他のEU規制従業員もまた、適用ある法的要件又は規制要件により要求されるクローバック規定の適用を受ける。

	適用	範囲／基準
マルス	・決済前における未払の繰延報奨の減額又は取消。 ・付与された未払の繰延報奨すべてに適用される。	・当グループの情報の許容外開示若しくは悪用、又は当グループの利益に著しく有害である行動への意図的な関与。 ・深刻な不正行為又は深刻な過失を明白に示す行動。 ・当グループ又は部門若しくは地域が財務実績又は規制資本基盤の著しい下落を被ることとなる、その可能性がある又はその可能性があった行動。 ・リスク管理の重大な失敗。 ・当グループの懲戒行為、倫理又は類似の委員会によりレビューされる行動。
クローバック	・権利確定及び決済後における繰延及び非繰延の変動報酬の返還要求。 ・英国PRAコード・スタッフについて、クローバックは付与日から7年間（又は必要に応じてより長い期間）を上限として適用することができる。 ・当グループは、必要な場合には、現地の法律に基づき許容される範囲に限り、クローバック規定を適用する。	英国PRAコード・スタッフについて、クローバックは、以下を含む一定の状況において適用することができる。 ・当グループに多額の損失をもたらす行動。 ・適合性及び妥当性の適切な基準を満たさなかった場合。 ・不法行為若しくは不正行為又は重大な若しくは深刻な過失の合理的な証拠。 ・当グループ又は関連する事業ユニットがリスク管理の重大な失敗を被った場合。 ・規制機関が当グループ又は部門若しくは地域について規制資本の大幅な増額を命じた場合。 ・個人が当グループ又は部門若しくは地域に対して課される規制上の制裁の一因となった場合。 同様のクローバック規定が、イタリア中央銀行による規制を受ける従業員及びクローバック要件の適用を受けるその他のEU規制従業員について適用される。

対象従業員（重要なリスク・テイカー及び経理管理者を含む。）

対象従業員は、その報酬と業績及びリスクの検討との整合性に対して、より高い水準の監督を受ける。

従業員カテゴリー	報酬プロセス

対象従業員	・ MRTC ・ グローバル・マーケッツ部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門において米国を拠点とする収入を生じる者	リスク評価の重視 ・ 対象従業員及びそのマネージャーは、役割に特有のリスク目標を定義し、その業績評価において及び変動インセンティブ報酬を設定する際に、リスクの検討を組み込むことを求められる。 ・ 検討されるリスクの種類は、役割によって異なる（例えばレピュテーション・リスク、信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク、流動性、法務及びコンプライアンス）。 ・ 実現したものと潜在的なものの両方のリスク結果が評価される。
MRTC	・ 業務執行役員 ・ 業務執行役員の直属の従業員 ・ 個人として又はグループの一員として、当グループの資本の重大な金額をリスクにさらすことが可能な従業員 ・ 報酬総額に基づき当グループ全体で上位150名に入る従業員 ・ EU／英国の規制機関の規定に基づき、当グループを代表して重大なリスクを負担又は管理すると特定される従業員。 ・ 当グループの市場リスク、レピュテーション・リスク及びオペレーション・リスクに対して潜在的な影響力を有すると特定された役割を有するその他の個人。	

(E) 内部監査役及び外部監査人

内部監査については、上記「(C) 取締役会及び業務執行役員会－取締役会附属委員会－監査委員会」を参照のこと。

外部監査

外部監査は、当グループのコーポレート・ガバナンスの枠組みの重要な一部を成しており、当グループの事業及び内部統制に関する独立した評価を行うことで大きな役割を果たしている。

外部監査人は、年次株主総会により毎年選任される。当グループの法定監査人は、Badenerstrasse 172, 8004 Zurich Switzerlandのケーピーエムジー アー・ゲー (KPMG AG)（以下、「KPMG」という。）である。かかる委任が最初に行われたのは、1989／1990年度であった。主席監査パートナーは、定期的な交代制の適用を受ける。当グループの主席エンゲージメント・パートナーは、グローバル・リード・パートナー（2012年以降）であるアンソニー・アンゼヴィーノ及びグループ・エンゲージメント・パートナー（2016年以降）であるニコラス・エドモンズである。

2018年度に、監査委員会の提言に従い、取締役会は、2020年の年次株主総会においてプライスウォーターハウスクーパースを新法定監査人として提案することを決定した。任命は、2020年12月31日に終了する会計年度からであり、株主による承認を条件とする。

また、当グループは、主に現物出資に関係する適格資本の増加を考慮した企業評価に関連し、スイス債務法第652条fに基づき提出を求められる増資に関する報告書を発行する目的で、特別監査役としてFabrikstrasse 50, 8031 Zurich, Switzerlandのビーディーオー・アーゲーに対する委任を行っている。

監査委員会による事前承認に関する方針

監査委員会は、KPMGの業務に対し支払われる報酬を管理し、事前の承認を行う。監査委員会は、民間監査法人の採用に関する方針を策定し承認したが、当該方針は、外部監査人の独立性を常に確保することを助けるよう設計されている。

当該方針は、監査に関して外部監査人が当グループ及びその子会社に対して提供する業務の範囲を限定し、監査関連業務、税務業務及び監査委員会が事前に承認したその他の業務を含む、一定の許可された非監査業務を規定している。その他のすべての業務については、監査委員会が個別に事前承認する。外部監査人は、監査委員会に対し、外部監査人が提供する業務の範囲及び当該時点までに外部監査人が履行した業務に係る費用に関する報告書を定期的に提出することを求められている。

外部監査人に対する報酬

期中	2018年度	2017年度	増減率（％）
外部監査人に対する報酬（百万スイス・フラン）			
監査業務 ¹	49.8	51.4	(3)

監査関連業務 ²	5.7	7.2	(21)
税務業務 ³	3.0	3.3	(9)

- (注1) 監査業務には、当グループの連結財務諸表及び法定財務諸表の統合的監査、期中レビュー、並びにコンフォート・レター及びコンセント・レターが含まれる。さらに、監査業務には、当グループ及びその子会社の法定提出書類に関連する、すべての保証業務及び証明業務も含まれる。監査報酬からは付加価値税が除外される。
- (注2) 監査関連業務には、主に (i) 当グループの契約上の規定の遵守又は契約に基づく計算に関連する報告、(ii) 会計に関する助言、(iii) プライベート・エクイティ・ファンド及び従業員給付制度の監査、並びに (iv) 規制に関する助言業務が含まれる。
- (注3) 税務業務には、(i) 当グループ及びその子会社の納税申告書の作成及び／又はレビュー、(ii) 税務監査及び税金に関する申立ての支援、並びに (iii) 当グループの事業体の適格仲介人としての地位に関する承認といった、税制の遵守及びコンサルティング業務に関する業務が含まれる。

KPMGは、監査委員会のすべての会議に出席し、監査及び／又は中間レビューの結果について報告を行う。監査委員会は、年間ベースでKPMGの監査計画をレビューし、KPMGの業務及びその上席代表者の責任の履行につき評価を行う。さらに、監査委員会は、スイス法に従い、株主の承認を条件に、取締役会に対して外部取締役の任命又は罷免につき提案を行う。

KPMGは、少なくとも1年に1度、その独立性について監査委員会に報告を行う。当グループの事前承認方針に従い、かつ過年度と同様に、2018年度に提供されたKPMGによるすべての非監査業務は、事前に承認された。KPMGは、監査委員会に対し、KPMGが提供する業務の範囲及び当該時点までに履行した業務に係る費用に関する報告書を定期的に提出することを求められている。

(F) 追加情報

取締役及び業務執行役員との間の銀行取引関係並びに関連当事者取引

当グループは、世界的な金融サービス会社である。取締役及び業務執行役員、その近親者又はそれらに関連する企業の多くは、当グループと銀行取引に係る関係を有している。当グループ又はその銀行子会社は、現在の取締役又は業務執行役員がSECによって定義されている重要な影響力を有する（その企業において役員及び／又は取締役レベルの役職についているなど）企業と融資契約及びその他の銀行取引契約を締結している場合がある。下記の取引を除き、業務執行役員及び取締役並びに当該企業との関係は通常の業務におけるものであり、独立第三者間取引条件で実行されている。また、特に断りのない限り、取締役及び業務執行役員、その近親者又はそれらに関連する企業に対する貸付はすべて、通常の業務の一環として、他の個人に対する同等の取引におけるその時点の一般的な条件と実質的に同じ条件（金利及び担保を含む。）で行われており、回収可能性について一般的なリスクを超えるリスクはなく、その他の不利な特性も示していなかった。2018年、2017年及び2016年の各年の12月31日現在、通常の業務外で、一般的な市場条件外で行われた、このような関連当事者に対する貸付エクスポージャーはなかった。

関連当事者取引

ティア1資本商品

2011年2月、当グループは、それぞれ当グループの株式及び当グループの金融商品の重要な保有者であるカタル投資庁（以下、「QIA」という。）及びオラヤン・グループの関連会社との間で、ティア1ハイ・トリガー資本商品の購入のための合意を締結した。当該合意は、その後2012年及び2013年に修正された。

2018年10月、当グループは、以下のティア1ハイ・トリガー資本商品を償還した。

- ・オラヤン・グループの関連会社が保有する1.725十億米ドル、9.5%
- ・QIAの関連会社が保有する1.72十億米ドル、9.5%
- ・QIAの関連会社が保有する2.5十億スイス・フラン、9.0%

当初の取引時において、当グループは、これを重要な取引と判断し、当初の取引の取引条件及びコーポレート・ガバナンスを評価することを目的として、QIA及びオラヤン・グループを、当時当グループの取締役であったジャーシム・ビン・ハマド・J・J・アル・サーニ及びアジズ・R・D・シリアーニの関連当事者とみなした。当時、取締役会（この決定プロセスに関与することを棄権したビン・ハマド・J・J・アル・サーニ氏及びシリアーニ氏を除く。）は、当初の取引の規模の下での取引条件、コンティンジェント・キャピタル（確立された市場が存在しない。）の内容及び発行されQIA及びオラヤン・グループによって保有されているノートの条件は、公正であると判断した。シリアーニ氏及びビン・ハマド・J・J・アル・サーニ氏は、それぞれ2013年4月26日及び2017年4月28日に取締役を辞任しており、取締役として選任されているオラヤン・グループ又はQIAの関係者は存在しない。

その他

2018年12月、当グループの子会社1社が、関連会社1社との間で、取引プラットフォームにおける少数持分を約80百万米ドルの利益と引換えに売却するための取引を行った。

その他の情報

規則及び規制の遵守

当グループは、2014年8月28日付のスイスのコーポレート・ガバナンスのベスト・プラクティス（最良慣行）規範（取締役会及び業務執行役員会の報酬を決定する手続に関する提言を定める追加規定を含む。）の理念を完全に遵守している。

当グループは、SIXにおけるプライマリー上場会社として、2018年3月20日付のSIXのコーポレート・ガバナンスの関連情報に関する指令の適用も受けている。当グループの株式は、ADSの形式でNYSEにも上場しており、当グループの上場債券の一部は、NASDAQに上場している。その結果、当グループは一定の米国の規則及び規制の対象となる。外国民間発行者に適用されない例外的な規定を除き、当グループは、NYSE及びNASDAQのコーポレート・ガバナンスに関する上場基準（以下、「NYSE及びNASDAQ基準」という。）に従っている。

以下は当グループのコーポレート・ガバナンス基準とNYSE及びNASDAQに上場している米国国内の発行会社に適用されるコーポレート・ガバナンス基準との間の主な相違点である。

- ・従業員給付制度の承認：NYSE及びNASDAQ基準は一定の株式報酬制度の確立及びその重要な変更につき、株主の承認を要求している。当グループが遵守するスイスの法律は、従業員給付制度及びその他の株式報酬制度のための株式の発行を可能とするために使用される条件付資本の設定につき、株主の承認を要求しているが、これらの制度の諸条項については株主の承認を要求していない。
- ・リスク評価及びリスク管理：NYSE基準は、リスク評価及びリスク管理を行う際のプロセスに適用されるガイドライン及び方針の検討を監査委員会の責任としているが、当グループでは、これはリスク委員会の責任とされている。当グループの監査委員会の委員はNYSE及びNASDAQの独立性基準を満たしているが、当グループのリスク委員会には非独立の委員を含むことができる。
- ・任命及びコーポレート・ガバナンス委員会の独立性：NYSE及びNASDAQ基準は、任命及びコーポレート・ガバナンス委員会のすべての委員が独立性を有することを要求している。当グループのガバナンス及び指名委員会の委員は、現在、全員が独立した委員で構成されているものの、規則上、非独立の委員を含むことができる。
- ・報告：NYSE基準は、一部の取締役会付属委員会が株主に一定の情報を直接報告することを求めているが、スイスの法律の下では、取締役会のみが株主に対して直接報告を行い、委員会は取締役会に報告書を提出することとされている。

- ・外部監査人の任命：NYSE及びNASDAQ基準は、上場会社の監査委員会が、1934年米国証券取引法ルール10A-3に基づく要件を遵守すること及び当該要件の遵守に必要な権限を有することを要求している。ルール10A-3上、本国の法律において異なる要件が定められている場合を除き、監査委員会が外部監査人の任命、報酬、留任及び監督について直接責任を負うものとしている。スイスの法律の下では、外部監査人の任命は、監査委員会の助言及び提言を受けた取締役会の提案に基づき、年次株主総会において株主の承認を受ける必要がある。
- ・監査委員会規則：NASDAQ基準は、監査委員会に対し、その規則の適切性を毎年レビュー及び査定することを求めている。一方で、当グループの監査委員会規則は、適時のレビュー及び査定を行うことを求めているのみである。
- ・幹部会議：NYSE及びNASDAQ基準は、独立取締役のみにより構成される幹部会議を定期的を開催することを求めている。当グループの取締役は、非独立であると判断される取締役も含む、すべての取締役で構成される幹部会議において、定期的に会合している。但し、会議において協議される事項が当グループの特定の取締役の利益と相反する場合、当該取締役は、関連する意思決定に参加できない。スイス法に従い、取締役会には、経営陣メンバーを兼任する者が含まれていない。
- ・定足数：NASDAQ基準は、会社の付属定款に、普通株式の保有者による株主総会における定足数を会社の発行済普通株式の33 1/3%以上と規定することを要求している。当グループの定款は、特定の場合に定足数を要求しているものの、株主総会においては発行済普通株式の保有者の33 1/3%以上という定足数を要求していない。
- ・独立性：NYSE及びNASDAQの独立性基準は、（i）取締役の職務に対する報酬及びその他の認められる支払いを除く、会社から取締役又はその近親者に対する直接報酬並びに（ii）会社と、当該取締役又は近親者が業務執行役員、支配株主、パートナー又は従業員である別の会社との間の支払につき、上限額の基準を定めている。当グループの独立性基準は、直接報酬又は会社間取引による収益に関する基準を規定していないが、独立性の観点から、全体的な取引関係の重要性の判断を行うにあたり、これらの事実を考慮している。

信認義務及び補償

スイス連邦債務法は、取締役及び上級経営陣に対して、会社の利益を保護することを求めており、この要件に関連して、取締役及び上級経営陣に対して注意義務及び忠実義務を課している。スイス連邦法には利益相反に関する一般規定はないが、注意義務及び忠実義務は、取締役及び上級経営陣が自らに直接影響を与える可能性のある決定に参加する資格を奪うものと一般的に理解されている。取締役及び上級経営陣は、これらの規定の違反について会社に対して個人的責任を追う。

当グループの定款及び当行の定款には、取締役及び役員の補償に関する規定は含まれていない。スイスの制定法に従い、従業員は、雇用契約に基づく当該者の義務の遂行において当該者が負担した損失及び費用について、かかる損失及び費用が従業員の重過失又は故意の違法行為により生じた場合を除き、雇用主による補償を受ける権利を有する。当グループの方針では、一定の条件又は除外があるが、当グループ、当グループの関連会社又は当グループが認めたその他の事業体の取締役又は従業員としての業務に関する一定の損失及び費用に対して、現在及び過去の取締役及び／又は従業員に補償することとしている。当グループは、その取締役及び役員について、取締役及び役員の保険に加入している。

ADSの保有者に対する手数料及び費用

2016年11月、当グループは、ADSの預託銀行としてのバンク・オブ・ニューヨーク・メロン（以下、「現預託銀行」という。）との間で、預託契約を締結した。預託契約に従い、現預託銀行は、当グループのADSの保有者に対し、直接的又は間接的に、以下に記載される金額を上限として手数料及び費用を請求することができる。

現預託銀行は、ADSの引渡し又は引出しに関する手数料及び関連費用を、撤回のためADSを預託し又は引き出す投資家から直接回収するか、これを仲介する仲介業者から回収する。現預託銀行は、保有者に対する分配を行うための手数料及び費用を、当該手数料及び費用を分配金額から差し引く又は分配可能な資産の一部を売却することにより回収する。一般的に、現預託銀行は、これらのサービスに対する手数料及び費用が支払われるまで、手数料の対象となるサービスの提供を拒否することができる。

ADSの保有者に対する手数料及び費用

手数料

100ADS（又はその一部）当たり 5 米ドル（又はそれ未満） 株式の分配、株主配当、株式分割及びその他の資産による発行を含む、ADSの発行に対する手数料、権利行使により発行されるADSに対する手数料並びに株式消却及び撤回に伴うADSの引出しに関する手数料。

1 ADS当たり0.05米ドル（又はそれ未満） ADSの登録保有者に対する現金分配に関する手数料（権利の売却又はその他の権利付与における場合を含む。）。

登録又は名義書換費用 保有者が株式を預託し又は引き出す際に、当グループの株主名簿上の株式について、現預託銀行若しくはその代理人の名義へと又はその名義から名義書換及び登録するための手数料。

費用

現預託銀行の費用 電信及びファクシミリ送信の費用（預託契約に明示的に規定される場合）並びに外国通貨を米ドルに交換する際の費用。

税金及びその他の政府関係費用 必要な場合において、現預託銀行又はADS若しくはADSの対象株式に関する一定の金額を支払う証券保管機関に対して支払われる費用。例えば、株式譲渡税、印紙税又はこれに関連する利息若しくは罰金の費用。

その他の費用 必要な場合において、預託された株式のサービスに関して現預託銀行又はその代理人に支払われた費用。

現預託銀行から当グループに支払われた金額

2018年度において、預託契約に従い、現預託銀行は、当グループに対して、ADSプログラムに関連する費用の払い戻しを含め、合計で400百万米ドルの支払いを行った。現預託銀行はまた、一部のADSプログラムに関連するサービスを無償で提供することに契約上同意した。

当グループによる現預託銀行の廃止又はADSプログラムの終了を含む一定の状況において、当グループは、当グループに対して支払われた一部の金額を返金し、また、当グループを代理して現預託銀行が支払った金額又は提供したサービスについて補償する義務を負う。

（２）【監査報酬の内容等】

①【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

上記（１）「(E) 内部監査役及び外部監査人－外部監査」を参照のこと。

②【その他重要な報酬の内容】

上記（１）「(E) 内部監査役及び外部監査人－外部監査」を参照のこと。

③【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

上記（１）「(E) 内部監査役及び外部監査人－外部監査」を参照のこと。

④【監査報酬の決定方針】

上記（１）「(C) 取締役会及び業務執行役員会－取締役会付属委員会－監査委員会」及び「(E) 内部監査役及び外部監査人－外部監査」を参照のこと。

第6【経理の状況】

クレディ・スイス・グループAGは、本国において公表されSECに提出された年次報告書の一部として財務書類を開示している。本書記載のクレディ・スイス・グループAGの財務書類は、(i) 米国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成された、クレディ・スイス・グループAGの2018年12月31日及び2017年12月31日現在の連結貸借対照表、2018年12月31日に終了した事業年度までの3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びに関連注記（以下、総称して「連結財務書類」という。）と、(ii) スイスの会計及び財務報告に関する法律（32nd title of the Swiss Code of Obligations）に準拠して作成された、2018年12月31日に終了した事業年度のクレディ・スイス・グループAGの貸借対照表、損益計算書及び注記（以下、総称して「単独財務書類」という。）からなっている。当該連結財務書類及び単独財務書類は、本国において公表され、2019年3月22日にSECに提出されたクレディ・スイス・グループAGの年次報告書に含まれている。当該連結財務書類及び単独財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下、「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定の適用を受けている。

外国監査法人等であるケーピーエムジーAGにより発行され本財務書類に含まれている監査報告書に記載されている通り、原文（英文）財務書類は監査を受けており、当該監査報告書は金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる。

本書記載の日本語の財務書類は、上記英文財務書類を翻訳したものである。日本語の財務書類における主要な計数についてスイス・フランから日本円の換算は、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、2019年5月20日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売買相場の仲値、1スイス・フラン＝108.94円で換算したものである。当該換算は、その金額が当該為替相場又は他の為替相場での円貨額を表したり、あるいは円に換算されたものであったり、円に換算され得たものであるというように解釈すべきものではない。また日本円に換算された金額は、百万円単位（四捨五入）で表示されておりそのため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

上記の主要な計数の円換算額及び本項4の「会計原則及び会計慣行の主要な相違」に関する記載は英文財務書類には含まれておらず、従って上記監査の対象には含まれてはいない。

1【財務書類】

A 連結財務書類

(1) 連結損益計算書

		12月31日に終了した事業年度					
参照 注記		2018年		2017年		2016年	
		(百万スイス ・フラン)	(百万円)	(百万スイス ・フラン)	(百万円)	(百万スイス ・フラン)	(百万円)
利息及び配当金収益	5	19,613	2,136,640	17,057	1,858,190	17,374	1,892,724
支払利息	5	(12,604)	(1,373,080)	(10,500)	(1,143,870)	(9,812)	(1,068,919)
純利息収益	5	7,009	763,560	6,557	714,320	7,562	823,804
手数料収益	6	11,890	1,295,297	11,817	1,287,344	11,092	1,208,362
トレーディング収益	7	624	67,979	1,317	143,474	313	34,098
その他の収益	8	1,397	152,189	1,209	131,708	1,356	147,723
純収益		20,920	2,279,025	20,900	2,276,846	20,323	2,213,988
貸倒引当金繰入額	9	245	26,690	210	22,877	252	27,453
報酬費用	10	9,620	1,048,003	10,367	1,129,381	10,652	1,160,429
一般管理費	11	5,798	631,634	6,645	723,906	9,690	1,055,629
支払手数料		1,259	137,155	1,430	155,784	1,455	158,508
リストラクチャリング費用	12	626	68,196	455	49,568	540	58,828
その他営業費用合計		7,683	836,986	8,530	929,258	11,685	1,272,964
営業費用合計		17,303	1,884,989	18,897	2,058,639	22,337	2,433,393
法人税等控除前利益/(損失)		3,372	367,346	1,793	195,329	(2,266)	(246,858)
法人税等費用	28	1,361	148,267	2,741	298,605	441	48,043
当期純利益/(損失)		2,011	219,078	(948)	(103,275)	(2,707)	(294,901)
非支配持分に帰属する当期純利益/ (損失)		(13)	(1,416)	35	3,813	3	327
株主に帰属する当期純利益/(損失)		2,024	220,495	(983)	(107,088)	(2,710)	(295,227)
一株当たり利益/(損失) (スイス・フ ラン)							
基本的一株当たり利益/(損失)	13	0.79	86.06	(0.41)	(44.67)	(1.27)	(138.35)
希薄化後一株当たり利益/(損失)	13	0.77	83.88	(0.41)	(44.67)	(1.27)	(138.35)

(2) 連結包括利益計算書

	12月31日に終了した事業年度					
	2018年		2017年		2016年	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
包括利益/(損失)						
当期純利益/(損失)	2,011	219,078	(948)	(103,275)	(2,707)	(294,901)
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利益/(損失)	(10)	(1,089)	(27)	(2,941)	(20)	(2,179)
外貨換算調整	(325)	(35,406)	(1,031)	(112,317)	515	56,104
有価証券に係る未実現利益/(損失)	(17)	(1,852)	(13)	(1,416)	1	109
保険数理利益/(損失)	(391)	(42,596)	695	75,713	394	42,922
過去勤務利益/(費用)、純額	(135)	(14,707)	(121)	(13,182)	36	3,922
信用リスクに関連した負債に係る利益/(損失)	1,654	180,187	(1,976)	(215,265)	(1,043)	(113,624)
その他包括利益/(損失) (税引後)	776	84,537	(2,473)	(269,409)	(117)	(12,746)
包括利益/(損失)	2,787	303,616	(3,421)	(372,684)	(2,824)	(307,647)
非支配持分に帰属する包括利益/(損失)	(15)	(1,634)	28	3,050	(2)	(218)
株主に帰属する包括利益/(損失)	2,802	305,250	(3,449)	(375,734)	(2,822)	(307,429)

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

(3) 連結貸借対照表

		12月31日現在			
		2018年		2017年	
参照 注記		(百万スイス ・フラン)	(百万円)	(百万スイス ・フラン)	(百万円)
資産					
	現金及び銀行に対する預け金	100,047	10,899,120	109,815	11,963,246
	うち公正価値報告分	115	12,528	212	23,095
	うち連結VIEからの報告分	173	18,847	232	25,274
	利付銀行預け金	1,142	124,409	726	79,090
	中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券 及び借入有価証券	15 117,095	12,756,329	115,346	12,565,793
	うち公正価値報告分	81,818	8,913,253	77,498	8,442,632
	担保受入有価証券（公正価値報告分）	41,696	4,542,362	38,074	4,147,782
	うち債権者に対する差入れ分	25,711	2,800,956	23,632	2,574,470
	トレーディング資産（公正価値報告分）	16 132,203	14,402,195	156,334	17,031,026
	うち債権者に対する差入れ分	32,452	3,535,321	49,237	5,363,879
	うち連結VIEからの報告分	1,616	176,047	1,348	146,851
	投資有価証券	17 2,911	317,124	2,191	238,688
	うち公正価値報告分	2,911	317,124	2,191	238,688
	うち連結VIEからの報告分	1,432	156,002	381	41,506
	その他の投資	18 4,890	532,717	5,964	649,718
	うち公正価値報告分	2,434	265,160	3,506	381,944
	うち連結VIEからの報告分	1,505	163,955	1,833	199,687
	貸出金、純額	19 287,581	31,329,074	279,149	30,410,492
	うち公正価値報告分	14,873	1,620,265	15,307	1,667,545
	うち債権者に対する差入れ分	230	25,056	186	20,263
	うち連結VIEからの報告分	387	42,160	267	29,087
	貸倒引当金	(902)	(98,264)	(882)	(96,085)
	建物及び設備	20 4,838	527,052	4,686	510,493
	うち連結VIEからの報告分	39	4,249	151	16,450
	のれん	21 4,766	519,208	4,742	516,593
	その他の無形資産	22 219	23,858	223	24,294
	うち公正価値報告分	163	17,757	158	17,213
	未収仲介料	38,907	4,238,529	46,968	5,116,694
	その他資産	23 32,621	3,553,732	32,071	3,493,815
	うち公正価値報告分	7,263	791,231	9,018	982,421
	うち債権者に対する差入れ分	279	30,394	134	14,598
	うち連結VIEからの報告分	2,010	218,969	2,398	261,238
資産合計		768,916	83,765,709	796,289	86,747,724

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

12月31日現在

		2018年		2017年	
	参照 注記	(百万スイス ・フラン)	(百万円)	(百万スイス ・フラン)	(百万円)
負債及び持分					
銀行からの預り金	24	15,220	1,658,067	15,413	1,679,092
うち公正価値報告分		406	44,230	197	21,461
顧客の預金	24	363,925	39,645,990	361,162	39,344,988
うち公正価値報告分		3,292	358,630	3,511	382,488
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券 及び貸付有価証券	15	24,623	2,682,430	26,496	2,886,474
うち公正価値報告分		14,828	1,615,362	15,262	1,662,642
担保受入有価証券返還義務（公正価値報告分）		41,696	4,542,362	38,074	4,147,782
トレーディング負債（公正価値報告分）	16	42,169	4,593,891	39,119	4,261,624
うち連結VIEからの報告分		3	327	3	327
短期借入金		21,926	2,388,618	25,889	2,820,348
うち公正価値報告分		8,068	878,928	11,019	1,200,410
うち連結VIEからの報告分		5,465	595,357	6,672	726,848
長期債務	25	154,308	16,810,314	173,032	18,850,106
うち公正価値報告分		63,935	6,965,079	63,628	6,931,634
うち連結VIEからの報告分		1,764	192,170	863	94,015
未払仲介料		30,923	3,368,752	43,303	4,717,429
その他負債	23	30,107	3,279,857	31,612	3,443,811
うち公正価値報告分		9,001	980,569	8,624	939,499
うち連結VIEからの報告分		277	30,176	441	48,043
負債合計		724,897	78,970,279	754,100	82,151,654
普通株式		102	11,112	102	11,112
払込剰余金		34,889	3,800,808	35,668	3,885,672
利益剰余金		26,973	2,938,439	24,973	2,720,559
自己株式（原価）		(61)	(6,645)	(103)	(11,221)
その他包括利益/(損失)累計額	26	(17,981)	(1,958,850)	(18,738)	(2,041,318)
株主持分合計		43,922	4,784,863	41,902	4,564,804
非支配持分		97	10,567	287	31,266
持分合計		44,019	4,795,430	42,189	4,596,070
負債及び持分合計		768,916	83,765,709	796,289	86,747,724

	参照 注記	12月31日現在			
		2018年		2017年	
株式に関する追加情報					
額面金額		0.04スイス・フラン	4.36円	0.04スイス・フラン	4.36円
授権株式 ¹		3,271,129,950株		3,271,129,950株	
発行済普通株式	26	2,556,011,720株		2,556,011,720株	
自己株式	26	(5,427,691)株		(5,757,666)株	
流通発行済株式	26	2,550,584,029株		2,550,254,054株	

¹ 発行済株式及び未発行株式（条件付株式、転換株式及び授権資本）を含む。

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

[次へ](#)

(4) 連結株主持分変動計算書

	株主に帰属					株主持分合計	非支配持分	持分合計
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他 包括利益 /(損失) 累計額			
2018年	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)
期首残高	102	35,668	24,973	(103)	(18,738)	41,902	287	42,189
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(69)	(69)
所有権の変更を伴う非支配持分への 子会社株式の売却	-	2	-	-	-	2	(2)	-
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	30	30
当期純利益/(損失)	-	-	2,024	-	-	2,024	(13)	2,011
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	(24)	-	(21)	(45)	-	(45)
その他包括利益/(損失)合計 (税引後)	-	-	-	-	778	778	(2)	776
自己株式の売却	-	(28)	-	11,721	-	11,693	-	11,693
自己株式の買戻し	-	-	-	(12,441)	-	(12,441)	-	(12,441)
株式報酬 (税引後)	-	(120)	-	762	-	642	-	642
自己株式に連動した金融商品 ³	-	28	-	-	-	28	-	28
配当金支払	-	(661) ⁴	-	-	-	(661)	(5)	(666)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(129)	(129)
期末残高	102	34,889	26,973	(61)	(17,981)	43,922	97	44,019

¹ ファンドの所有者への分配は、出資元本の返済及び関連する配当金の支払を含む。

² ファンドの活動に関連する所有権の変更を伴う取引及び伴わない取引はすべて、「所有権の変更を伴わないもの」として表示される。

³ 株式報酬を経済的にヘッジするために当グループが購入した自己株式の特定のコール・オプションを含む。これらのコール・オプションは米国GAAPに従って資本性金融商品として指定されているため、当初は公正価値で株主持分に認識され、その後再測定されていない。

⁴ 資本拠出準備金から支払われた。

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他 包括利益 /(損失) 累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
2018年								
期首残高	11,112	3,885,672	2,720,559	(11,221)	(2,041,318)	4,564,804	31,266	4,596,070
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(7,517)	(7,517)
所有権の変更を伴う非支配持分への 子会社株式の売却	-	218	-	-	-	218	(218)	-
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	3,268	3,268
当期純利益/(損失)	-	-	220,495	-	-	220,495	(1,416)	219,078
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	(2,615)	-	(2,288)	(4,902)	-	(4,902)
その他包括利益/(損失)合計 (税引後)	-	-	-	-	84,755	84,755	(218)	84,537
自己株式の売却	-	(3,050)	-	1,276,886	-	1,273,835	-	1,273,835
自己株式の買戻し	-	-	-	(1,355,323)	-	(1,355,323)	-	(1,355,323)
株式報酬 (税引後)	-	(13,073)	-	83,012	-	69,939	-	69,939
自己株式に連動した金融商品 ³	-	3,050	-	-	-	3,050	-	3,050
配当金支払	-	(72,009) ⁴	-	-	-	(72,009)	(545)	(72,554)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(14,053)	(14,053)
期末残高	11,112	3,800,808	2,938,439	(6,645)	(1,958,850)	4,784,863	10,567	4,795,430

¹ ファンドの所有者への分配は、出資元本の返済及び関連する配当金の支払を含む。

² ファンドの活動に関連する所有権の変更を伴う取引及び伴わない取引はすべて、「所有権の変更を伴わないもの」として表示される。

³ 株式報酬を経済的にヘッジするために当グループが購入した自己株式の特定のコール・オプションを含む。これらのコール・オプションは米国GAAPに従って資本性金融商品として指定されているため、当初は公正価値で株主持分に認識され、その後再測定されていない。

⁴ 資本拠出準備金から支払われた。

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

[次へ](#)

2017年	株主に帰属					株主持分合計	非支配持分	持分合計
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他 包括利益 /(損失) 累計額			
	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)
期首残高	84	32,131	25,954	0	(16,272)	41,897	414	42,311
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入	-	-	-	-	-	-	(163)	(163)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却	-	-	-	-	-	-	65	65
当期純利益/(損失)	-	-	(983)	-	-	(983)	35	(948)
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	2	-	-	2	-	2
その他包括利益/(損失)合計 (税引後)	-	-	-	-	(2,466)	(2,466)	(7)	(2,473)
普通株式の発行	18	5,195	-	-	-	5,213	-	5,213
自己株式の売却	-	1	-	12,033	-	12,034	-	12,034
自己株式の買戻し	-	-	-	(12,757)	-	(12,757)	-	(12,757)
株式報酬 (税引後)	-	36	-	621	-	657	-	657
自己株式に連動した金融商品	-	19	-	-	-	19	-	19
配当金支払	-	(1,546)	-	-	-	(1,546)	(4)	(1,550)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(41)	(41)
その他	-	(168)	-	-	-	(168)	(12)	(180)
期末残高	102	35,668	24,973	(103)	(18,738)	41,902	287	42,189

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他 包括利益 /(損失) 累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
2017年	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
期首残高	9,151	3,500,351	2,827,429	0	(1,772,672)	4,564,259	45,101	4,609,360
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入	-	-	-	-	-	-	(17,757)	(17,757)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却	-	-	-	-	-	-	7,081	7,081
当期純利益/(損失)	-	-	(107,088)	-	-	(107,088)	3,813	(103,275)
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	218	-	-	218	-	218
その他包括利益/(損失)合計 (税引後)	-	-	-	-	(268,646)	(268,646)	(763)	(269,409)
普通株式の発行	1,961	565,943	-	-	-	567,904	-	567,904
自己株式の売却	-	109	-	1,310,875	-	1,310,984	-	1,310,984
自己株式の買戻し	-	-	-	(1,389,748)	-	(1,389,748)	-	(1,389,748)
株式報酬 (税引後)	-	3,922	-	67,652	-	71,574	-	71,574
自己株式に連動した金融商品	-	2,070	-	-	-	2,070	-	2,070
配当金支払	-	(168,421)	-	-	-	(168,421)	(436)	(168,857)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(4,467)	(4,467)
その他	-	(18,302)	-	-	-	(18,302)	(1,307)	(19,609)
期末残高	11,112	3,885,672	2,720,559	(11,221)	(2,041,318)	4,564,804	31,266	4,596,070

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

[次へ](#)

	株主に帰属					株主持分合計	非支配持分	持分合計
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他 包括利益 /(損失) 累計額			
	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)
2016年								
期首残高	78	31,925	29,139	(125)	(16,635)	44,382	636	45,018
所有権の変更を伴う非支配持分からの 子会社株式の購入	-	(13)	-	-	-	(13)	(6)	(19)
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入	-	-	-	-	-	-	(103)	(103)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却	-	-	-	-	-	-	112	112
当期純利益/(損失)	-	-	(2,710)	-	-	(2,710)	3	(2,707)
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	(475)	-	475	-	-	-
その他包括利益/(損失)合計 (税引後)	-	-	-	-	(112)	(112)	(5)	(117)
普通株式の発行	6	1,661	-	-	-	1,667	-	1,667
自己株式の売却	-	7	-	16,160	-	16,167	-	16,167
自己株式の買戻し	-	-	-	(16,197)	-	(16,197)	-	(16,197)
株式報酬 (税引後)	-	178	-	162	-	340	-	340
自己株式に連動した金融商品	-	(164)	-	-	-	(164)	-	(164)
配当金支払	-	(1,435)	-	-	-	(1,435)	-	(1,435)
連結範囲の変更	-	-	-	-	-	-	(194)	(194)
その他	-	(28)	-	-	-	(28)	(29)	(57)
期末残高	84	32,131	25,954	0	(16,272)	41,897	414	42,311

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他 包括利益 /(損失) 累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
2016年	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
期首残高	8,497	3,477,910	3,174,403	(13,618)	(1,812,217)	4,834,975	69,286	4,904,261
所有権の変更を伴う非支配持分からの 子会社株式の購入	-	(1,416)	-	-	-	(1,416)	(654)	(2,070)
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入	-	-	-	-	-	-	(11,221)	(11,221)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却	-	-	-	-	-	-	12,201	12,201
当期純利益/(損失)	-	-	(295,227)	-	-	(295,227)	327	(294,901)
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	(51,747)	-	51,747	-	-	-
その他包括利益/(損失)合計 (税引後)	-	-	-	-	(12,201)	(12,201)	(545)	(12,746)
普通株式の発行	654	180,949	-	-	-	181,603	-	181,603
自己株式の売却	-	763	-	1,760,470	-	1,761,233	-	1,761,233
自己株式の買戻し	-	-	-	(1,764,501)	-	(1,764,501)	-	(1,764,501)
株式報酬 (税引後)	-	19,391	-	17,648	-	37,040	-	37,040
自己株式に連動した金融商品	-	(17,866)	-	-	-	(17,866)	-	(17,866)
配当金支払	-	(156,329)	-	-	-	(156,329)	-	(156,329)
連結範囲の変更	-	-	-	-	-	-	(21,134)	(21,134)
その他	-	(3,050)	-	-	-	(3,050)	(3,159)	(6,210)
期末残高	9,151	3,500,351	2,827,429	0	(1,772,672)	4,564,259	45,101	4,609,360

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

[次へ](#)

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

	12月31日に終了した事業年度					
	2018年		2017年		2016年	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
営業活動						
当期純利益/(損失)	2,011	219,078	(948)	(103,275)	(2,707)	(294,901)
当期純利益/(損失)を営業活動から生じた/(に使用した)正味資金に調整するための修正						
減損費用、減価償却費及び償却費	936	101,968	894	97,392	937	102,077
貸倒引当金繰入額	245	26,690	210	22,877	252	27,453
繰延税金繰入/(戻入)	800	87,152	2,238	243,808	(193)	(21,025)
持分法適用投資からの純利益/(損失)持分	(111)	(12,092)	(153)	(16,668)	(65)	(7,081)
トレーディング資産及び負債、純額	25,413	2,768,492	4,652	506,789	21,100	2,298,634
その他資産の(増加)/減少	3,453	376,170	(15,597)	(1,699,137)	9,611	1,047,022
その他負債の増加/(減少)	(14,294)	(1,557,188)	(1,931)	(210,363)	(1,255)	(136,720)
その他、純額	(5,693)	(620,195)	2,093	228,011	(905)	(98,591)
修正合計	10,749	1,170,996	(7,594)	(827,290)	29,482	3,211,769
営業活動から生じた/(に使用した)正味資金	12,760	1,390,074	(8,542)	(930,565)	26,775	2,916,869
投資活動						
利付銀行預け金の(増加)/減少	(427)	(46,517)	40	4,358	117	12,746
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券の(増加)/減少	(1,372)	(149,466)	14,286	1,556,317	(7,056)	(768,681)
投資有価証券の購入	(683)	(74,406)	(86)	(9,369)	(88)	(9,587)
投資有価証券の売却収入	255	27,780	14	1,525	14	1,525
投資有価証券の満期償還	853	92,926	422	45,973	363	39,545
子会社への投資及びその他の投資	(547)	(59,590)	(1,094)	(119,180)	(1,403)	(152,843)
その他の投資の売却収入	1,772	193,042	1,970	214,612	1,737	189,229
貸出金の(増加)/減少	(12,500)	(1,361,750)	(13,674)	(1,489,646)	(3,745)	(407,980)
貸出金の売却収入	5,980	651,461	9,938	1,082,646	2,468	268,864
建物及び設備並びにその他の無形資産への資本的支出	(1,095)	(119,289)	(1,068)	(116,348)	(1,164)	(126,806)
建物及び設備並びにその他の無形資産の売却収入	30	3,268	1	109	55	5,992
その他、純額	342	37,257	65	7,081	749	81,596
投資活動から生じた/(に使用した)正味資金	(7,392)	(805,284)	10,814	1,178,077	(7,953)	(866,400)

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

	12月31日に終了した事業年度					
	2018年		2017年		2016年	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
財務活動						
銀行からの預り金及び顧客の預金の増加/(減少)	1,808	196,964	3,423	372,902	10,267	1,118,487
短期借入金増加/(減少)	(2,990)	(325,731)	5,018	546,661	6,594	718,350
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券の増加/(減少)	(2,052)	(223,545)	(5,251)	(572,044)	(14,525)	(1,582,354)
長期債務の発行	33,172	3,613,758	43,556	4,744,991	52,984	5,772,077
長期債務の返済	(43,851)	(4,777,128)	(62,554)	(6,814,633)	(47,132)	(5,134,560)
普通株式の発行	0	0	4,253	463,322	725	78,982
自己株式の売却	11,693	1,273,835	12,034	1,310,984	16,167	1,761,233
自己株式の買戻し	(12,441)	(1,355,323)	(12,757)	(1,389,748)	(16,197)	(1,764,501)
配当金支払	(666)	(72,554)	(590)	(64,275)	(493)	(53,707)
その他、純額	181	19,718	77	8,388	377	41,070
財務活動から生じた/(に使用した)正味資金	(15,146)	(1,650,005)	(12,791)	(1,393,452)	8,767	955,077
為替レートの変動による現金及び銀行に対する預け金への影響						
為替レートの変動による現金及び銀行に対する預け金への影響	10	1,089	(827)	(90,093)	1,244	135,521
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減少)						
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減少)	(9,768)	(1,064,126)	(11,346)	(1,236,033)	28,833	3,141,067
期首現金及び銀行に対する預け金 ¹	109,815	11,963,246	121,161	13,199,279	92,328	10,058,212
期末現金及び銀行に対する預け金¹	100,047	10,899,120	109,815	11,963,246	121,161	13,199,279

¹ 制限付預け金を含む。

キャッシュ・フローに関する補足情報

	12月31日に終了した事業年度					
	2018年		2017年		2016年	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
法人税及び利息に関する現金支払						
法人税	678	73,861	540	58,828	662	72,118
利息	12,772	1,391,382	9,961	1,085,151	9,136	995,276
事業分離による売却資産及び負債						
売却資産	0	0	1,777	193,586	425	46,300
売却負債	0	0	1,658	180,623	383	41,724

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

[次へ](#)

連結財務書類注記

1 重要な会計方針の要約

クレディ・スイス・グループAG（以下、「当グループ」という。）の添付の連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下、「米国 GAAP」という。）に準拠して作成されており、スイス・フラン（CHF）で表示されている。当グループの事業年度は12月31日に終了する。当事業年度の表示に一致させるため過年度の連結財務書類の特定の組み替えが行われているが、これが当期純利益／（損失）又は株主持分合計へ影響を及ぼすことはない。

連結財務書類の作成にあたり、経営陣は特定の金融資産・負債の公正価値による測定、貸倒引当金、変動持分事業体（以下、「VIE」という。）の評価、貸出金以外の資産の減損、繰延税金資産の認識、税務上の不確実性、年金債務及び様々な偶発債務などの見積り及び仮定を行うことを要求されている。これらの見積り及び仮定は連結貸借対照表日における資産・負債の報告数値や偶発資産・負債の開示及び報告期間の収益・費用の報告数値に影響を及ぼす。経営陣は継続的に見積り及び仮定に関する評価を行っているものの、実際の結果は経営陣の見積りと大幅に異なる可能性がある。これらの見積りに適用された判断に関するリスク及び複雑性は、市場の状況により増加する可能性もある。

連結方針

連結財務書類は、当グループ及びその子会社の財務書類を含んでいる。当グループが直接又は間接にある事業体に対して50%超の議決権を保有するか、支配権を行使できる場合に、その事業体は子会社とみなされる。当グループは、当グループがゼネラル・パートナーでありかつ、リミテッド・パートナーが除外する権利若しくは参加する権利を実質的に保有していない場合、又はリミテッド・パートナーがゼネラル・パートナーを除外する権利若しくはパートナーシップを解散する権利及び通常の事業において重要な決定に参加する権利を実質的に有している場合にリミテッド・パートナーシップを連結する。当グループはまた、会計基準編纂書（以下、「ASC」という。）Topic 810「連結」に従って当グループが主たる受益者である場合、VIEを連結している。重要なグループ内取引の影響及び残高は、消去されている。

当グループの子会社が独立した法人で、ASC Topic 946「金融サービス－投資会社」において定義される投資会社であると判断された場合、当子会社が保有するその他の事業体の持分は連結されず、公正価値で計上される。

ASC Topic 940「金融サービス－ブローカー・ディーラー」において定義されるブローカー・ディーラー業務を行う事業体であると判断された当グループの事業体は、投資がトレーディング目的で一時的に保有されている場合、連結が適切であるとされる場合を除いて、議決権持分を有する事業体への投資を連結しない。さらに、ブローカー・ディーラー業務の戦略的要素である子会社は保有意思とは関係なく、連結される。

外貨換算調整

関連企業の機能通貨以外の通貨建ての取引は、取引日の為替レートにより関連企業の機能通貨に換算されている。連結貸借対照表日現在の未収金及び未払金等の貨幣性資産及び負債は、期末日の直物為替レートにより計上されている。外貨換算差額は、連結損益計算書に計上される。非貨幣性資産及び負債は、過去の為替レートにより計上されている。

連結目的上、機能通貨がスイス・フラン以外のグループ会社の資産及び負債は、期末日の直物為替レートによりスイス・フラン相当額に換算され、収益及び費用は期中の加重平均為替レートにより換算されている。連結により生じた外貨換算調整勘定は、株主持分合計のその他包括利益／（損失）累計額（以下、「AOCI」という。）に含まれている。当グループが連結在外子会社を売却し、その支配権を喪失した場合には、累積的外貨換算調整額がAOCIから連結損益計算書に組み替えられる。

公正価値による測定及び公正価値オプション

公正価値による測定に関する指針は、公正価値に関する単一の正式な定義を確立し、公正価値による測定に関するフレームワークを構築している。公正価値オプションは、特定の金融資産及び金融負債の代替的な測定方法を確立している。公正価値オプションは、適格項目の当初認識時又は当グループが適格項目を生じさせる契約（例えば、確定契約又は貸付契約）を締結した日に選択することができる。当初認識時に選択されなかった場合、公正価値オプションは、ある項目に新しい会計の基礎をもたらすような特定事象の発生時にその項目に適用される。金融資産又は金融負債に対する公正価値オプションの適用は、貸借対照表上の分類を変更することなく、選択は取消不能である。当該選択による公正価値の変動はトレーディング収益に計上される。

詳細については、注記35「金融商品」の「公正価値オプション」を参照のこと。

現金及び銀行に対する預け金

現金及び銀行に対する預け金は、手持通貨、銀行又はその他の金融機関の要求払い預金及び現金等価物で構成されている。現金等価物は、当初の満期が3ヶ月以下で、資金管理目的で保有される流動性の高い短期金融商品である。

売戻条件付及び買戻条件付取引

売戻条件付有価証券購入取引（以下、「売戻条件付取引」という。）及び実質的に同一の有価証券の買戻条件付有価証券売却取引（以下、「買戻条件付取引」という。）は、経済的に売却としての性質を持たないため、担保付資金取引として取り扱われ、それぞれ現金支払額又は受取額で連結貸借対照表に計上されている。売戻条件付取引は担保資産として計上され、買戻条件付取引は、対象となる売却有価証券を引き続きトレーディング資産又は投資有価証券に計上したまま負債として計上される。買い戻される及び売り戻される有価証券の公正価値は毎日監視され、必要に応じて信用エクスポージャーを抑えるために追加担保が取得されている。

これらの契約に基づき計上された資産及び負債は、発生主義又は公正価値のいずれかにより会計処理されている。発生主義では、売戻条件付取引に係る受取利息及び買戻条件付取引に係る支払利息は、それぞれ利息及び配当金収益並びに支払利息に計上されている。公正価値に基づく会計処理は、ASC Topic 825「金融商品」に従って選択することができ、公正価値の変動はトレーディング収益に計上される。未収受取利息及び未払支払利息は、発生主義会計と同様に計上される。当グループは、契約の一部について、公正価値に基づく会計処理を選択している。

売戻条件付及び買戻条件付取引は、同一の相手先、満期日、及び清算機関によって決済され、同一の強制力のあるマスター・ネットリング契約の対象となる場合に、相殺される。

有価証券貸借取引

現金担保付借入有価証券及び貸付有価証券は、受払現金の金額にて連結貸借対照表に計上される。有価証券貸借取引において担保として受け入れた有価証券を、売却若しくは担保として再提供することが認められる場合、当該有価証券は担保受入有価証券として連結貸借対照表に計上され、当該有価証券の返却に関する負債が計上される。当グループが受入担保を売却又は再担保する権利を有する非現金担保が付された貸付有価証券取引は、受入担保の公正価値で計上される。貸付有価証券取引では、当グループは通常、貸付有価証券の市場価値を超える金額を現金又は有価証券担保で受け取る。当グループは、借入有価証券及び貸付有価証券の公正価値を毎日監視し、必要に応じて追加担保を取得している。

受取又は支払手数料及び利息は、発生主義でそれぞれ利息及び配当金収益並びに支払利息に計上されている。公正価値に基づく会計処理が選択された場合、公正価値の変動はトレーディング収益に計上される。未収受取利息及び未払支払利息は、発生主義会計と同様に計上される。

金融資産の譲渡

当グループは、様々な金融資産を譲渡している。これらの資産は特別目的事業体（以下、「SPE」という。）に売却される場合があり、その特別目的事業体は投資家に証券を発行する。当グループは、市場価格を用いて算出した公正価値（それらのポジションが活発に取引の行われている取引所で取引されている場合）、又は観察可能及び観察不能なインプットを組み込んだ金融モデルを用いて算出した公正価値で受益持分を評価している。

当グループの譲渡活動に関する詳細情報については、注記34「金融資産の譲渡及び変動持分事業体」を参照のこと。

トレーディング資産及び負債

トレーディング資産及び負債は、負債証券、市場性のある資本性金融商品、デリバティブ商品、ブローカー・ディーラー業務を行う事業体が保有する特定の貸出金、商品並びに貴金属を含む。トレーディング・ポートフォリオに含まれる項目は公正価値で計上され、経営陣の意図に基づきトレーディング目的保有に分類される。一般的な有価証券取引は約定日基準で計上される。トレーディング・ポジションに係る未実現及び実現損益は、トレーディング収益に計上される。

デリバティブ

独立したデリバティブ契約は、トレーディング目的であるかリスク管理目的であるかに関わらず、公正価値をもって連結貸借対照表に計上される。売却目的で保有される抵当貸付の組成契約は、会計目的上デリバティブとみなされる。特定の契約に組み込まれている構成要素のうちデリバティブの定義を満たす要素が、その主契約と明確かつ密接な関連性を有していないとみなされる場合、当該組込要素は主契約とは別個に公正価値で会計処理されるか、若しくは当該組込要素を含む契約全体が公正価値で会計処理される。いずれの場合も公正価値の変動

は連結損益計算書に計上される。測定目的で別個に会計処理された場合、当該デリバティブは、連結貸借対照表上で、主契約と同一の科目に計上される。

トレーディング資産及び負債として分類されるデリバティブには、トレーディング目的で保有されているもの、及びリスク管理目的で使用されヘッジ会計が適用されないものが含まれている。トレーディング目的で保有されるデリバティブは、自己勘定トレーディング活動及び顧客目的の活動から発生する。実現損益並びに未実現損益の変動及び利息のフロー金額はトレーディング収益に含まれる。公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は純投資ヘッジとして指定されかつ適格なデリバティブ契約は、その他資産又はその他負債に計上される。

上場デリバティブの公正価値は、一般的に観察可能な市場価格及び／又は観察可能な市場パラメータから導き出される。店頭（以下、「OTC」という。）デリバティブの公正価値は、様々なインプット・パラメータを用いる自社モデルに基づいて算定される。デリバティブ契約は、強制力のあるマスター・ネットティング契約が存在する場合には、相手先ごとの相殺金額で計上される。そうした契約が存在しない場合、公正価値は総額ベースで計上される。

ヘッジ会計が適用される場合、当グループは、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係すべてに係る正式な文書を作成するが、この中にはヘッジ取引を実行するにあたってのリスク管理目的及び戦略も含まれている。ヘッジ関係に関しては、ヘッジの開始時及びそれ以降も継続的に、ヘッジ取引に用いられているデリバティブがヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で極めて有効であるかどうかについて、正式な評価を行う。当グループは、以下の状況が発生した場合には、その後のヘッジ会計の適用を中止する。

- (i) 当該デリバティブが、ヘッジ対象（予定取引も含む）の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を効果的に相殺しなくなった場合。
- (ii) 当該デリバティブが期日を迎えるか、売却された場合、終了若しくは権利行使された場合。
- (iii) 予定取引が発生する可能性がなくなったため、当該デリバティブがヘッジ手段として指定されなくなった場合。
- (iv) 上記以外の理由で、当該デリバティブをヘッジ手段として指定することが適切でない場合。

デリバティブが公正価値ヘッジに指定されかつ適格と認められる場合、ヘッジ対象の帳簿価額はヘッジされたリスクについて公正価値調整が行われる。これらのデリバティブに係る公正価値の変動は、ヘッジが有効である部分に限り、ヘッジ対象資産又は負債のヘッジされたリスクに係る公正価値の変動と同じ連結損益計算書の科目に計上される。ヘッジの非有効部分を表す公正価値の変動は、トレーディング収益として別個に計上される。

当グループが、公正価値ヘッジとして有効ではないと判断し、公正価値ヘッジ会計を中止したデリバティブは、連結貸借対照表に公正価値で引き続き計上され、それ以降、ヘッジ対象資産又は負債について、ヘッジされたリスクに起因する公正価値の変動に対する調整が行われることはない。基礎となっているヘッジ対象に対する金利関連の公正価値調整は、当該ヘッジ対象の残存期間にわたり償却され、連結損益計算書に計上される。ヘッジ対象である資産の売却又は負債の消滅時に、未償却の金利関連の公正価値調整は、連結損益計算書に計上される。その他の公正価値ヘッジ調整は、ヘッジ対象資産又は負債の帳簿価額に含まれたまま、ヘッジ対象が処分される際の処分損益の一部として、連結損益計算書に認識される。

予定取引及び変動金利資産又は負債からのキャッシュ・フローの変動のヘッジについては、指定されたデリバティブに係る公正価値の変動の有効部分がAOCIに計上される。これらの金額は、ヘッジ対象からのキャッシュ・フローの変動が収益に影響を与える時（例：変動金利資産又は負債に係る定期的な決済が連結損益計算書に計上される場合、又はヘッジ対象が処分される場合）に、ヘッジ対象が計上されている連結損益計算書上の項目に振替えられる。ヘッジの非有効部分を表す公正価値の変動は、トレーディング収益として別個に計上される。

キャッシュ・フロー・ヘッジについてヘッジ会計が中止された場合、純損益は引き続きAOCIに計上され、かつてヘッジ対象であった取引が連結損益計算書に計上されるのと同じ年度に連結損益計算書に振替えられる。予定取引が期日又は期日から2ヶ月以内に発生する可能性がないことを理由に当グループがヘッジ会計を中止する場合、当該デリバティブは引き続き公正価値で連結貸借対照表に計上され、それまでAOCIに計上されていた損益は、直ちに連結損益計算書に認識される。

海外事業への純投資のヘッジに関して、ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジの有効部分に限り、AOCIに計上される。ヘッジの非有効部分を表す公正価値の変動は、トレーディング収益に計上される。当グループは先物法により純投資ヘッジの有効性を判断しており、ヘッジの有効部分に限り、先物為替の時間的価値をAOCIに計上している。

投資有価証券

投資有価証券は、満期保有目的に分類される負債証券及び売却可能に分類される負債証券を含む。一般的な有価証券取引は約定日基準で計上される。

当グループが負債証券を満期まで保有する明確な意思と能力がある場合には、当該負債証券は満期保有目的に分類され、未償却プレミアム又はディスカウント控除後の償却原価で計上される。

売却可能に分類される負債証券は、公正価値で計上される。公正価値と償却原価の差額である未実現損益は、AOCIに計上される。AOCIへの計上額は、法人税控除後のものである。

プレミアム又はディスカウントは、有価証券の満期日までの期間にわたり実効利回法により償却され、利息及び配当金収益に計上される。

負債証券の公正価値が償却原価を下回るまで下落し、その下落が一時的なものではないと判断された場合、言い換えれば、有価証券の契約条件に基づく受取予定額の回収が主に発行体の信用度の低下により不可能であるとみなされる場合に、当該負債証券に係る減損が連結損益計算書に認識される。金利の変動による価値の下落については、当グループに当該有価証券を売却する意図がなく、償却原価ベースの回復（満期時の場合もある）前に当該有価証券の売却が必要となる可能性も低い場合には、減損は計上されない。

負債証券の減損を認識した場合には、減損後の金額が新しい原価となり、その後の価値の回復に対する調整は行わない。

有価証券の売却が決定した場合、売却可能有価証券における未実現損失が連結損益計算書に認識される。

その他の投資

その他の投資には、持分法適用投資、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ証券、当グループが被投資会社に対し重要な影響力や支配権を持たない市場性のないミューチュアル・ファンドへの一定の投資などの公正価値を容易に決定できない持分証券、及び投資目的の保有不動産が含まれている。

持分法適用投資は、当グループが営業及び財務方針に重要な影響力を及ぼす能力を持つ投資である。重要な影響力を有する場合とは一般に、会社の議決権株式又は実質的な普通株式を20%から50%保有しているか、若しくはリミテッド・パートナーシップの持分を5%以上保有している場合である。持分法適用投資は、持分法又は公正価値オプションによって会計処理される。持分法による会計処理では、当グループの利益又は損失に対する比例持分及び被投資会社の減損は、該当する場合、その他の収益に計上される。公正価値オプションでは、公正価値の変動はその他の収益に計上される。当グループは、持分法適用投資の一部に対して、公正価値に基づく会計処理を選択している。

公正価値を容易に決定できない持分証券は、公正価値、純資産価値に係る簡便法を用いて見積った公正価値、又は取得原価から減損を差し引き、観察可能な価格の変動について調整した金額（代替的な測定手法）で計上される。証券取引所の会員権は取得原価から減損を差し引いた金額で計上される。ASC Topic 946「金融サービス—投資会社」において定義される投資会社であると判断された当グループの子会社が保有する公正価値を容易に決定できない持分証券は公正価値で計上され、公正価値の変動はその他の収益に計上される。

ASC Topic 940「金融サービス—ブローカー・ディーラー」の適用範囲に含まれる子会社が保有する持分法適用投資及び公正価値を容易に決定できない持分証券は、ブローカー・ディーラー業務を行う事業体がトレーディング目的で資産を一時的に保有する意図がある場合、公正価値で測定され、トレーディング資産に計上される。公正価値の変動はトレーディング収益に計上される。公正価値を容易に決定できない持分証券には、1株当たり純資産又はそれに準じるものを定期的に算定し、公正価値の変動をその他の収益に計上している事業体への投資が含まれる。

投資目的の保有不動産は、減価償却累計額控除後の取得原価で計上され、通常40年から67年の見積耐用年数にわたって減価償却される。投資目的の保有不動産に分類される土地は取得原価で計上され、減価償却されない。

投資目的の保有不動産は毎年、又は帳簿価額が回収できない可能性を示唆する事象若しくは状況の変化が発生した場合には、より頻繁に減損テストが行われる。投資目的の保有不動産に関し、公正価値は割引キャッシュ・フロー分析又は外部の市場評価に基づいて評価されていた。このような資産の減損を認識した場合には、減損後の金額が新しい原価となり、その後の価値の回復に対する調整は行わない。

貸出金

満期保有貸出金

当グループが満期まで保有する意図がある貸出金は、以下の項目、すなわち購入した場合は未償却プレミアム、ディスカウント、新規で実行した場合は繰延貸付組成手数料及び貸付実行に係る直接費用を控除後の元本残高に未収利息を加えた金額で計上される。受取利息は、未払元本残高に対して発生主義で計上され、正味繰延プレミアム／ディスカウント及び手数料／費用は通常、貸出金の利回りに対する調整額として関連する貸出金の期間にわたり償却される。

当グループが貸し手である場合のリース金融取引は、貸出金に分類される。未経過収益は、実効金利法を用いてリース期間にわたり利息及び配当金収益に償却計上される。

当グループの方針に従って、減損貸出金には不良債権、利息非計上債権、貸出条件緩和債権及び潜在的に問題のある債権が含まれる。

詳細については、注記19「貸出金、貸倒引当金及び信用の質」を参照のこと。

満期保有貸出金に係る貸倒引当金

貸倒引当金は、ポートフォリオに固有の貸倒損失及び個別に認識された損失という構成要素からなる。貸倒引当金の変動は連結損益計算書の貸倒引当金繰入額及び受取利息（延滞利息引当金について）に計上される。

当グループは、貸倒引当金の見積りを行うにあたり、債務不履行の発生可能性に関するボラティリティ、格付の変更、潜在的な損失の規模、内部的なリスク格付並びに地域、産業及びその他の経済的要因を含む数多くの要因を評価している。ポートフォリオに固有の潜在的な損失を対象とした引当金は、個別に減損が認識されていない貸出金のうち、ポートフォリオとして貸倒の可能性があるものとみなされるものに対して設定される。個人向け貸出金ポートフォリオに対する引当金の当該構成要素の見積りは、過去及び現在の債務不履行の可能性並びに過去の回収実績及び関連する現在の仮定を、内部的なリスク格付及び商品タイプが類似している貸出金に適用することによって算定される。法人及び諸機関向け貸出金ポートフォリオに対する引当金の当該構成要素を見積るため、当グループは貸出金をリスク、産業、国の格付によって分類している。個別に減損が認識されている、又は公正価値で保有されている個人向け並びに法人及び諸機関向け貸出金は、この見積プロセスから除外される。貸付関連契約に対する貸倒引当金繰入額は、過去の損失実績及び回収実績に基づき見積られ、その他負債に計上されている。貸付関連契約に関する貸倒損失見積額の変動は、連結損益計算書の貸倒引当金繰入額に計上される。

減損貸出金に関して個別に認識された貸倒損失に対する引当金の見積りは、ポートフォリオ内の個々の貸出金に対する、担保及び相手先リスクを考慮に入れた、定期的かつ詳細な分析に基づいている。直近の情報及び事象に基づき、貸付契約規定に基づく回収が見込めないと思われる場合、当グループは貸出金が減損したとみなす。無担保減損貸出金に関する減損は、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を用いて測定される。ただし、貸出金の観察可能な市場価格に基づいて減損が測定される可能性のある場合を除く。担保付減損貸出金に関しては、減損は担保の公正価値を用いて測定される。

元本及び／若しくは利息の支払が契約期日より120日以上延滞している場合に不良債権として分類されるサブプライム住宅ローンを除き、元本及び／若しくは利息の支払が契約期日より90日以上延滞している場合、貸出金は不良債権に分類される。追加の30日は、一般的にサブプライム住宅ローンのサービス業務が譲渡されている間に、これらの貸出金を不適切に不良債権として評価しないようにするために設けられている。しかし、経営陣

は、貸出金の元本及び／若しくは利息の支払が契約期日から90日未満の延滞、又はサブプライム住宅ローンについては120日未満の延滞であっても、不良債権に分類するべきであると判断する場合もある。不良債権に関しては、貸出金が不良債権に分類された日において計上しているが支払われていない利息について、連結損益計算書上に引当金が費用計上される。さらに、当グループは回収目的で未収受取利息を引き続き発生主義で貸出金残高に計上する一方で、受取利息の認識が発生しないよう引当金を計上する。その後最低でも年1回、元本残額の回収可能性が評価され、必要に応じて引当金が設定される。

利息回収が疑わしく、未収利息の更なる計上が不適切と判断された場合、貸出金はさらに利息非計上債権へと格下げされる。その時点及び最低でも四半期ごとに、様々なリスク要因に基づき過去に計上した引当金控除後の元本残額の回収可能性が評価され、必要に応じて追加的引当金が設定される。

通常、延滞していた元本及び利息の支払いが貸付契約規定に基づいて履行され、一定の業績基準が満たされた場合にのみ、不良債権及び利息非計上債権は正常債権に再分類される。

不良債権及び利息非計上債権に関して回収された利息は、現金主義か原価回収法又は両方の組み合わせにより会計処理される。

不良債権のリストラクチャリングにより貸出条件が修正されている貸出金は、貸出条件緩和債権として報告される。通常、貸出条件緩和債権は減損しているとみなされ、リストラクチャリングの前に関連する貸倒引当金が設定されている。不良債権のリストラクチャリングにより貸出条件が修正されている貸出金は、貸出金の条件が変更された事業年度末に貸出条件緩和債権として報告されるか、あるいは、リストラクチャリング合意（貸出条件緩和債権又はリストラクチャリング時に行われた金利の減免に関連している）に明記された条件に基づく貸倒引当金が存在する限り、貸出条件緩和債権として報告される。金利の減免を行うかどうかを判断するにあたって、同一の信用の質を有する債務者に対する、類似したリスクを伴う貸出金の市場金利が考慮される。不良債権のリストラクチャリングにより貸出条件が緩和され新しい貸出条件に従っている貸出金は、継続的に利息を計上する。貸出金のリストラクチャリングには、貸出金の返済における資産の受領、貸出条件の修正（例えば、金利の引き下げ、類似したリスクを伴う新規貸出金に対する現在の市場金利よりも低い表示金利で満期日の延長を行う、あるいは元本及び／又は未収利息の減額）、又はこの両方の組み合わせが含まれる場合がある。

潜在的に問題のある債権は、契約上の支払いは予定通り受領されているものの将来的な契約上の支払額の回収に疑義が生じている減損貸出金である。潜在的に問題のある債権は個別に減損評価され、必要に応じて貸倒引当金が設定される。潜在的に問題のある債権は、継続的に利息を計上する。

減損貸出金の純貸出金手数料又は費用の償却は、一般的に期日到来済みの元本及び利息が未払いの期間中は停止される。貸出金の決済において、貸出金残高の全額が回収されなかった場合、必要に応じて未回収金額に対して引当金が設定され、繰延貸付手数料及び費用控除後の残高は償却される。

元本残高が回収可能でないことが確実である場合に貸出金が償却される。過去に償却された貸出金の回収は、現金又はその他の受領金額の見積公正価値に基づき計上される。

貸出金の償却及び関連する会計方針の詳細については、注記19「貸出金、貸倒引当金及び信用の質」の「減損貸出金」を参照のこと。

売却目的の貸出金

当グループが予測される将来において売却する意図がある貸出金は売却目的とみなされ、償却原価又は市場価値のうちいずれか低い方で計上される。これは、個別法、若しくはプールとして売却又は証券化される場合は類似する貸出金のプールに対する総額で決定される。売却目的の貸出金は、その他資産に含まれる。売却目的の貸出金への振替の際に生じた評価損は、通常、信用損失として計上される。売却目的の貸出金に係る損益は、売却目的に振り替えられた後、その他の収益に計上される。

購入した減損貸出金

取得時において契約上要求される支払金額が受領されない可能性がある購入した貸出金は、購入価格純額で計上され、引当金は繰り越されない。回収される見積キャッシュ・フローの支払額を超過する部分は、回収の時期及び金額について合理的に見積ることのできる見積回収期間にわたり、受取利息に計上される。当グループは、取得時に当該貸出金が減損しているとは考えていない。当該貸出金は、受取予定のキャッシュに関する当グループの見積りが取得時の見積りを下回る場合にのみ、減損しているとみなされる。予想される見積回収額の増加は、もしあれば引当金の戻入れとして計上され、その後貸出金の実効利回りの調整として認識される。

公正価値オプションに基づき公正価値で保有される貸出金

公正価値オプションが選択されている貸出金及び貸付契約債務は、公正価値で計上され、公正価値の変動はトレーディング収益に計上される。公正価値オプションの適用による貸出金の分類の変更はない。公正価値で計上された貸付契約債務は、それぞれ、その他資産又はその他負債に計上される。

建物及び設備

土地を除く建物及び設備（当グループが貸し手であるオペレーティング・リースに係る設備を含む。）は、減価償却累計額控除後の取得原価で計上される。

建物は、通常40年から67年の見積耐用年数にわたり定額法にて減価償却され、建物改良費は、通常5年から10年を超えない見積耐用年数にわたり定額法にて減価償却される。土地は取得原価で計上され、減価償却されない。賃貸物件に対する改築及び改良のようなリース物件改良費は、リース期間又は見積耐用年数のいずれか短い方の期間（10年を超えない期間）にわたり定額法にて減価償却を行う。コンピューター、機械、家具、車両及びその他有形非金融資産のような設備は、通常3年から10年の見積耐用年数にわたり定額法にて減価償却される。データセンターの発電機などの特定のリース物件改良費及び設備は、見積耐用年数が10年を超える可能性がある。

当グループは測定可能な経済的利益をもたらすソフトウェアの取得、設置及び開発に係る費用について、当該費用が識別可能でかつ信頼性の高い測定が可能な場合に限り資産計上を行う。当グループは、資産計上されているソフトウェア費用について、陳腐化、技術、競争及びその他の経済要因の影響を考慮に入れた上で、見積使用年数（通常7年以内）にわたり定額法で減価償却している。

当グループは、当グループが借り手となっているファイナンス・リースについては、最低リース支払額の現在価値又は公正価値のいずれか低い方の金額で、資産を建物及び設備に、また対応する負債をその他負債に計上しており、リース資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり減価償却される。

のれん及びその他の無形資産

のれんは、子会社の買収及び持分法適用投資によって生じる。のれんは、譲渡された対価の公正価値、被買収企業に対する非支配持分の公正価値及び被買収子会社に対する以前の保有株式持分の公正価値が、識別可能な取得資産及び引受債務の取得日における公正価値を超過した金額として測定される。のれんは償却されず、毎年、又は減損の可能性を示唆する事象若しくは状況の変化が発生した場合には、より頻繁に減損テストが行われる。のれんは、減損テストの目的で、当グループの報告単位に配分される。

その他の無形資産は、個別に、若しくは企業結合により引き受ける資産グループの一部として取得される。その他の無形資産には、特許、ライセンス、著作権、商標、支店網、抵当貸付サービス権、顧客基盤及び預金顧客関係などが含まれる。取得した無形資産は、当初、現金支払額又は分配されたその他資産の公正価値に基づき測定される。有限の耐用年数を持つその他の無形資産は、当該耐用年数にわたり償却される。2002年1月1日より後に取得した、不確定の耐用年数を有するとみなされるその他の無形資産は償却されず、毎年、当該資産が減損している可能性を示唆する事象若しくは状況の変化が発生した場合には、より頻繁に減損テストが行われる。抵当貸付サービス権は非償却性その他の無形資産に公正価値で計上され、公正価値の変動はその発生年度に損益を

通じて認識される。抵当貸付サービス権とは第三者のために特定の抵当貸付サービス業務を行う権利である。抵当貸付サービス権は第三者から購入されるか、又は購入した貸出金あるいは新規で実行した貸出金の売却時に留保される。

非金融資産における減損の認識

当グループは、建物及び設備並びに有限の耐用年数を持つ無形資産の減損について、少なくとも年に一度、また帳簿価額が回収不能であることを示唆する事象若しくは状況の変化が発生した場合はいつでも、評価を行っている。資産の帳簿価額が回収可能な金額を上回る場合、かかる資産は減損しているとみなされ、減損が一般管理費に計上される。このような資産の減損を認識した場合には、減損後の金額が新しい原価となり、その後の価値の回復に対する調整は行わない。

法人税

繰延税金資産及び負債は、資産及び負債の連結貸借対照表日の計上額と各税務基準額との一時差異につき将来期待される税務的効果に関して計上される。繰延税金資産及び負債は現在の実効税率にて計算され、その他資産及びその他負債にそれぞれ計上される。税金費用又は便益は、株主持分合計に直接計上される取引に係る税効果を除き、法人税等費用／（便益）に計上される。繰延税金資産は、必要に応じて評価性引当金を計上することによって、経営陣が実現する可能性が高いと考える金額まで減額される。繰延税金資産及び負債に関する税法及び税率の変更による影響は、当該変更が関係当局により承認された期間に調整される。繰延税金資産及び負債は、同一の税管轄地における同一の税務項目について純額で表示される。

当グループは、ASC Topic 740「法人所得税」に準拠している。当該指針は、法人税の申告が確定していない状況において維持すべき未払法人税の適正水準を決定するための一貫した枠組みについて規定している。当グループは、タックス・ポジションが税務調査において認められる可能性が高いかどうかをテクニカル・メリットに基づいて判断する。認められたタックス・ポジションは次に、連結財務書類に認識することができる便益を決定するために測定される。認められた各タックス・ポジションは、最終的に確定した時点で実現する見込みが高い便益の最大額で測定される。

ブローカー債権及びブローカー債務

当グループは、顧客、銀行及びブローカー・ディーラー業務を行う事業体との間で購入及び売却した金融商品の取引によって生じた受取手数料及び支払手数料を認識している。当グループは、取引の相手方が購入又は売却した金融商品に対する支払い又は引渡しを行わないことによって生じる損失リスクにさらされる。その場合、これらの金融商品を市場価格で購入又は売却する必要がある。取引所又は清算機関が取引の相手方となっている場合には、通常、信用リスクは限定的であると考えられる。当グループは顧客ごとに信用限度額を設定しており、顧客に対して、該当する規制上の指針及び内部的な指針に準拠して委託保証金を維持するよう求めている。当グループは、取引所又は第三者銀行との取引を実行するために委託証拠金を確保するよう要求されており、通常は取引所又はブローカーとの取引に使用する個別の証拠金勘定に現金及び預金といった形式で保持する。ブローカー債権が減損している可能性を示唆する有用な情報が存在する場合、引当金が設定される。未収金が回収不能とみなされる場合には、ブローカー債権の償却が行われる。

その他資産

ヘッジ目的に利用されるデリバティブ商品

デリバティブ商品は公正価値で計上される。ヘッジ目的で保有されているデリバティブ商品の公正価値は、連結貸借対照表のその他資産又はその他負債に含まれる。ヘッジ手段としてのデリバティブの公正価値の変動に対する会計処理は、それらが公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は海外事業への純投資のヘッジのい

ずれに指定されているかにより異なる。ヘッジの非有効部分を表す公正価値の変動は、トレーディング収益に計上される。

顧客の預金

顧客の預金は、顧客（個人及び法人双方）並びに銀行から預かった資金であり、利付要求払預金、貯蓄預金、定期預金から構成される。預金契約の契約条項に基づき、利息が発生する。

長期債務

長期債務合計は、デリバティブを含まない発行債券（一般債券）、及び当グループの仕組商品活動の一環として発行されている組込デリバティブを含む複合負債商品で構成される。長期債務は、スイス・フラン建て及びその他の通貨建ての固定及び変動利付社債を含んでいる。

当グループは、主に金利及び通貨スワップのデリバティブ契約を利用して、一般債券の金利リスク及び為替リスクを積極的に管理している。特に、固定利付債券は、固定受取・変動支払の金利スワップによってヘッジされている。当グループは2007年1月1日から公正価値オプションを適用したことにより、当該固定利付債券を公正価値で評価することを選択しており、公正価値の変動は、2016年より、その他包括利益（税引後）に計上され、当該債務が認識中止された際にトレーディング収益に振り替えられる自己の信用リスクに帰属するものを除き、トレーディング収益の一部として認識している。当グループは、2008年1月1日以降に当グループが発行した固定利付債券に対しては、公正価値オプションを適用せずに、ASC Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」の指針に従ってヘッジ会計を行うことを選択した。

資本管理上、当グループは、償却又は偶発株式転換の特性を持つ、ティア1適格及びティア2適格のロー・トリガー及ハイ・トリガーキャピタル証券の形式により、ハイブリッド資本商品を発行している。通常、この商品は会計上区分処理された組込デリバティブを有している。この組込デリバティブは別個に測定され、公正価値の変動はトレーディング収益に計上される。公正価値オプションが選択され当該商品全体が公正価値で計上される場合を除き、原契約は通常、償却原価法で計上される。

当グループの長期債務には、組込デリバティブの要素を備え持つ様々なエクイティ・リンク型及びその他のインデックス型商品が含まれており、その支払及び償還の価値は、コモディティ、株式、インデックス、通貨又はその他の資産に連動している。当グループは、実質的にすべてのこれらの商品を公正価値で会計処理することを選択した。これらの商品の公正価値の変動は、その他包括利益（以下、「OCI」という。）（税引後）に計上され、当該債務が認識中止された際に、トレーディング収益に振り替えられる自己の信用リスクに帰属するものを除き、トレーディング収益の一部として認識される。

その他負債

保証

当グループが保証人となる場合には、当グループは、そのような保証の発行により引き受けた債務の保証開始時における公正価値をその他負債に負債として認識する。当該保証には、特定の事象若しくは状態が発生した場合の保証期間にわたる継続的な履行義務が含まれる。

年金及びその他の退職後給付

クレディ・スイスは、確定給付型年金制度及びその他の退職後給付を含む、世界各地の従業員向けの退職後給付制度のいくつかのスポンサーとなっている。主要な退職給付制度はスイス、英国、米国にある。

当グループは、確定給付及びその他の退職後給付制度に関連する予測給付債務（以下、「PB0」という。）の現在価値並びに当期勤務費用及び過去勤務費用又は利益を決定するため、予測単位積増保険数理法を使用している。数理評価を行う測定日は12月31日であり、独立した適格なアクチュアリーより行われている。

保険数理評価の実施にあたり、特定の重要な仮定が用いられている。支払われる給付金の金額及び時期を決める将来の事象に関してこれらの仮定が必要であり、当グループの経営陣は重要な判断及び見積りを要求される。

これには、割引率、昇給、預金残高に対する利率、制度資産に対する長期期待収益率及び死亡率(将来平均余命)に関する仮定が含まれる。

仮定割引率は、年金給付が実効的に決済できる率を反映している。これらの率は、現在入手可能かつ市場で観察可能な優良社債から構成されるイールドカーブを基準に決定され、年金給付の支払までの期間において適用可能であると予測される。より長期物の優良社債の十分な市場が存在しない国々においては、国債利回り及びリスクプレミアムを含めた入手可能な最善の市場情報がイールドカーブの設定に使用される。

昇給は、過去の慣行と外部の市場データを見直すと同時に内部予測を検討することによって決定される。

預金残高に対する利率は、クレディ・スイスのスイス年金制度(スイス年金制度)のみに適用される。スイス年金制度評議会は、年次で累積預金残高に適用される利率を設定している。クレディ・スイスは、スイス年金制度評議会により承認された行動と利率に加え、割引率に使用されたイールドカーブに基づいた金利環境の将来の変化を踏まえて、預金残高に適用する将来の利率を見積もっている。

年金資産の長期的期待収益率は、資産配分、過去の収益率、類似する年金制度資産に対するインデックス指数、将来収益率の長期的予測及び投資戦略を考慮して、制度ごとに決定される。

死亡率の仮定は、標準的な死亡率表や標準的なモデルに加え、外部の独立した保険数理会や保険数理機関によって策定され公表された死亡率に対する将来の改善を予測するための手法に基づいている。

医療費趨勢率は外部データ及び当グループの医療費実績の見直しにより決定される。

当グループの確定給付退職後制度及び年金制度の積立状況は連結貸借対照表に認識されている。

PBO又は年金資産の市場価値のいずれか大きい方の10%を超える保険数理損益、未認識の過去勤務費用又は利益は、給付を受け取ると予想される在職従業員の平均残存勤務期間にわたり定額法で償却され、純期間年金費用及びその他の退職後給付費用として計上される。

当グループは従業員による役務の提供に伴い、確定拠出型制度に対する年金費用を計上しているが、原則的にはその時点で制度への現金拠出も行っている。

株式報酬

従業員に付与されたすべての株式報酬に係る報酬費用は、必要な役務が提供されると予想される報酬の公正価値に基づいて付与日又は変更日現在で測定され、要求される役務提供期間にわたり連結損益計算書に認識される。

米国 GAAPの勘定科目に計上された報酬費用と受領した税控除額の差異に係る漸増的な税効果は、税控除が計上された時点で損益計算書に計上される。

権利確定期間末に全体の権利が確定するもの（一括型で権利が確定する）及び、毎年均等に権利が確定する（段階的に権利が確定する）ものであって、役務条件のみが権利確定に影響を与える株式報酬に対する報酬費用は、報酬全体について役務期間にわたり定額法で認識される。ただし、段階的に権利が確定する報酬において業績条件が含まれる場合、1回ごとの報酬が別個の報酬であるかのように費用計上される（先行費用認識される）。さらに、報酬費用の認識は、従業員が退職の資格を得る日まで繰り上げられる。

パフォーマンス株式報酬には業績条件が含まれている。当グループの株主資本利益率（以下、「ROE」という。）が負に転じた、又は当グループの各部門の業績が損失を計上した場合、未行使のパフォーマンス株式報酬が削減される。計上された報酬費用額には、予想される株式報酬削減の見積もりが含まれている。付与日以降の各報告期間について、権利確定に伴い最終的に付与される予想株式数が見直され、損益計算書に計上された累積報酬費用に対する調整として反映される。ROE算定の根拠は、パフォーマンス株式が付与される年度における報酬委員会の決定により、年度ごとに異なる場合がある。

特定の従業員は、当グループが管理する特定のファンドの繰越持分として株式持分を所有している。当該所有持分に基づき認識された費用は連結損益計算書の報酬費用に反映されている。

自己株式、自社債券及び自己株式を基礎とする金融商品

当グループは、当グループの通常のトレーディング及び値付業務活動の範囲において、自己株式、自社債券及び自己株式を基礎とする金融商品を売買することがある。加えて、当グループは、従業員株式報酬制度より生じる契約債務に備えて自己株式を保有することもある。自己株式は、取得原価で自己株式として計上され、株主持分合計から控除される。自己株式を基礎とする金融商品は、資産又は負債、あるいは持分への分類に関する基準が満たされる場合は持分として計上される。子会社が自己株式より受け取った配当金及び株主持分合計に分類される自己株式に係る未実現及び実現損益は連結損益計算書には反映されない。

当グループ会社が発行した債券の保有分は、連結財務書類上で消去されている。

純利息収益

公正価値又は低価法により計上されているものを除いて、利付資産及び負債から生じる受取利息及び支払利息は発生主義で計上され、関連する正味繰延プレミアム、ディスカウント、組成手数料又は費用は、利回りに対する調整額として関連する資産及び負債の期間にわたり償却される。トレーディング資産及びトレーディング負債として計上される負債証券の利息及び持分証券の配当金は、利息及び配当金収益に計上されている。

貸出金に係る利息の詳細については、「貸出金」を参照のこと。

手数料収益

手数料収益には、顧客との契約から生じる収益が含まれる。当グループは、契約上の履行義務を満たす場合に収益を認識する。当グループは、履行義務に関係する基礎となる財又はサービスの支配を顧客に移転した時点で当該履行義務を充足する。支配とは、当該財又はサービスの使用を指図し、当該財又はサービスからの残りの便益のほとんどすべてを獲得する能力を指す。当グループは、財又はサービスの支配が一定の期間にわたり移転されるかどうかを判断しなければならない。その場合、関連する収益は当該財又はサービスが顧客に移転されるに従い、一定の期間にわたり認識する。それ以外の場合、当該財又はサービスの支配は一時点で移転される。履行義務は通常、契約におけるサービスを提供した時点で充足される。収益は顧客との契約で規定された対価に基づいて測定されるが、第三者に代わって回収された額は除外される。取引価格は固定金額の場合もあれば、業績ボーナスやその他類似項目により変動する場合もある。変動対価の金額に伴う不確実性がその後解決された際に、認識された累積的な収益額に重要な戻入が起きない可能性が大きくなった場合にのみ、変動対価は取引価格に含められる。通常、変動対価の計上に関して重要な判断は必要とされない。

他の当事者が顧客への財又はサービスの提供に関与している場合、当グループは、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務（すなわち、企業が本人）であるのか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、企業が代理人）であるのかを判断しなければならない。当グループは、自らが本人であるのか代理人であるのかを、顧客に約束した特定された財又はサービスのそれぞれについて判断している。当グループが取引において本人として行動している場合、総額表示が適切となる（収益を収益項目に、費用を費用項目に表示する）。反対に、当グループが取引における代理人として行動している場合、純額表示が適切となる（収益と費用を純額で報告する）。

取引関連費用は発生時に費用計上される。引受費用の繰延べに関する業界固有のガイダンスでは、引受費用を引受収益とともに繰り延べ、認識することが容認されている。

詳細については注記14「顧客との契約から生じる収益」を参照のこと。

2 最近公表された会計基準

最近適用された会計基準

ASC Topic 230「キャッシュ・フロー計算書」

2016年11月、米国財務会計基準審議会(以下、「FASB」という。)は会計基準体系(以下、「ASC」という。) Topic 230「キャッシュ・フロー計算書」へのアップデートである会計基準アップデート(以下、「ASU」という。)第2016-18号「制限付預け金(FASB緊急問題専門委員会の承認)」(以下、「ASU 2016-18」という。)を公表した。ASU 2016-18は、キャッシュ・フロー計算書の中で現金及び現金同等物の合計額を調整する際に、制限付預け金及び現金同等物として記述された現金額を、現金及び現金同等物に含めることを求めている。ASU 2016-18は、開示されている全期間に対し、適用開始年度の期首から適用することを要求していた。2018年1月1日からのASU 2016-18の適用が、当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響はなかった。

2016年8月、FASBはASC Topic 230「キャッシュ・フロー計算書」へのアップデートであるASU第2016-15号「特定の現金受取及び現金支払の分類(緊急問題専門委員会の承認)」(以下、「ASU 2016-15」という。)を公表した。ASU 2016-15における改訂は、実務上のばらつきが見られる場合において、特定の現金受取及び現金支払の分類に関連するガイダンスを設けている。ASU 2016-15は、開示されている全期間に対し、適用開始年度の期首から適用することを要求していた。2018年1月1日からのASU 2016-15の適用が、当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える重要な影響はなかった。このため、過年度の数値は修正再表示されていない。

ASC Topic 606「顧客との契約から生じる収益」

2014年5月にFASBは、ASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」(以下、「ASU 2014-09」という。)を公表し、ASC Topic 606「顧客との契約から生じる収益」を設けるとともに、ASC Topic 605「収益の認識」を置き換えた。このASUのガイダンスの中核をなす原則は、事業体は、顧客に約束した財又はサービスの移転を表す収益を、当該財又はサービスの提供と引き換えに事業体が受領すると見込まれる対価を表す額で認識するというものである。ASU 2014-09では、事業体がこの中核をなす原則に沿って収益を認識する際に、従うべき主要な手順の概要を定めている。また、ASU 2014-09は、財務諸表の利用者が顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、タイミング及び不確実性が理解できるような開示要件も含めている。

ASU 2014-09及びその後の改訂は、2017年12月15日より後に開始する事業年度(これらの事業年度の中間期間を含む。)に適用されている。2016年12月15日より後に開始する事業年度(これらの事業年度の中間期間を含む。)について、早期適用が認められている。

当グループは、プロジェクト導入のための部門横断的チームとガバナンス体制を確立している。当グループの導入に向けた取組みには、当ガイダンスの対象となる収益及び費用の特定に加え、新たな指針及び関連する会計方針に基づく収益契約の評価も含まれている。当ガイダンスは、他の米国 GAAPガイダンスに基づいて会計処理される、貸出金及び有価証券を含む金融商品に関連する収益には適用されていない。

当グループは2018年1月1日から修正遡及アプローチによりASU 2014-09を適用し、比較数値を修正再表示せず、移行時の調整額を利益剰余金に認識した。適用の結果、インベストメント・バンキング及びプライベート・バンキング部門における特定手数料の認識のタイミングが変更され、利益剰余金が45百万スイス・フラン(税引後)減少した。

加えて、この新たな収益認識要件は、財務諸表において相殺費用控除後の純額が表示されていた過年度とは対照的に、引受手数料、資金運用及びインベストメント・バンキング部門の助言業務における立替費用に係る相殺費用を総額表示することを当グループに求めている。さらに、ASU 2014-09の適用により、顧客の代わりに取引

所取引の現物証券、取引所取引のデリバティブ又は中央清算されるOTCデリバティブを売買する際に発生する、仲介、清算及び取引所に係る費用は手数料収入と相殺される。

詳細については注記14「顧客との契約から生じる収益」を参照のこと。

ASC Topic 715「報酬－退職給付」

2017年3月にFASBは、ASC Topic 715「報酬－退職給付」へのアップデートであるASU第2017-07号「期間年金費用純額及び期間退職後給付費用純額の表示の改善」（以下、「ASU 2017-07」という。）を公表した。ASU 2017-07におけるこの改訂は、期間年金費用純額の中の勤務費用部分が、当該期間の勤務費用から生じるその他の従業員報酬費用と、同一の損益計算書の表示項目で表示されることを要求していた。期間年金費用純額のその他の部分は、勤務費用を含む表示項目と別に、営業利益の小計には含めず計上しなければならない。ASU 2017-07は、適用開始年度の期首から表示される全期間に遡及的に適用することが求められている。2018年1月1日におけるASU 2017-07の適用により、適用に伴って報酬費用が増加し一般管理費が減少したため、2017年12月31日現在及び2016年12月31日現在で、それぞれ190百万スイス・フラン及び80百万スイス・フランの修正再表示を行った。

ASC Topic 820「公正価値測定」

2018年8月、FASBはASC Topic 820「公正価値測定」のアップデートであるASU第2018-13号「開示フレームワーク－公正価値測定に関する開示規定の改訂」（以下、「ASU 2018-13」という。）を公表した。ASU 2018-13の改訂により、ASC Topic 820「公正価値測定」の特定の開示規定が削除、修正及び追加される。ASU 2018-13は、2019年12月15日より後に開始する事業年度と、これらの事業年度の間期間に適用される。削除又は修正された開示規定については、中間期間を含め、早期適用が認められる。当グループは、ASU 2018-13の公表時から特定の開示を削除及び修正する規定を早期適用している。これらの改訂は開示に関連するものであることから、適用により、当グループの財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローに影響は生じなかった。当グループは、ASU 2018-13の残りの改訂の適用による影響を現在評価している。

ASC Topic 825「金融商品－全体」

2016年1月、FASBはASC Topic 825「金融商品－全体」へのアップデートであるASU第2016-01号「金融資産及び金融負債の認識及び測定」（以下、「ASU 2016-01」という。）を公表した。ASU 2016-01の改訂は、金融商品の認識、測定、表示及び開示の特定の側面に対処するものであった。改訂による主な影響は、持分投資、公正価値オプションに基づく金融負債の会計処理、及び、金融商品の表示と開示の要件に及んだ。基準全体の早期適用は認められなかったが、会計処理に公正価値オプションを選択した金融負債に関連するASU 2016-01の一部のセクションは単独で早期適用が認められた。ASU 2016-01のこれらの改訂は、会計処理に公正価値オプションを選択した金融負債の商品特有の信用リスクに関連する公正価値の変動を、AOCIに別建てに表示することを求めている。当グループは、本改訂のこれらのセクションを2016年1月1日から早期適用した。この適用により、当グループは475百万スイス・フラン（税引後）を利益剰余金からAOCIへ分類変更した。2018年1月1日におけるASU 2016-01の残りの改訂の適用により、以前AOCIに計上されていた、売却可能有価証券の未実現損益21百万スイス・フラン（税引後）が、利益剰余金に分類変更された。ASU 2016-01は、公正価値を容易に決定できない特定の資本性金融商品が、代替的な測定手法が適用される場合を除き、公正価値で測定されることも求めている。しかしこの要求事項は、当グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フローのいずれにも重大な影響を与えなかった。

今後適用される基準

ASC Topic 220「損益計算書－包括利益の報告」

2018年1月、FASBはASC Topic 220「損益計算書－包括利益の報告」のアップデートであるASU第2018-02号「特定の税効果に関するその他包括利益累計額からの分類変更」（以下、「ASU2018-02」という。）を公表した。ASU 2018-02における改訂は、米国新税制(Tax Cuts and Jobs Act)により生じる新税制により取り残された税務上の効果を、AOCIから利益剰余金に再分類することを認めている。ASU 2018-02は、2018年12月15日より後に開始する事業年度とその中間期間に適用される。早期適用は認められていた。ASU 2018-02の適用を2019年1月1日から開始した結果、税率の変動に伴う繰延税金資産及び負債の再測定によりAOCIから利益剰余金に振替えが生じたことで、利益剰余金が64百万スイス・フランの純増となった。

ASC Topic 326「金融商品－信用損失」

2016年6月、FASBはASC Topic 326「金融商品-信用損失」を策定したASU第2016-13号「金融商品の信用損失の測定」（以下、「ASU 2016-13」という。）を公表した。ASU 2016-13は、償却原価ベースで測定される金融資産（貸出金を含むがこれに限定されない。）、貸し手として認識されるリースの純投資額、及びオフバランス信用エクスポージャーにおける信用損失を早い段階から計上することによって、財務報告の改善を図ることを意図している。ASU 2016-13は、貸倒損失を認識する現行の発生損失モデルでの「可能性が高い」という当初認識の閾値を撤廃している。その代わりにASU 2016-13は、過去の実績、現在の状況、合理的かつ裏付け可能な予想に基づいて、報告日現在保有される金融資産に関する予想信用損失の全額を測定することを求めている。当グループは、将来予測的な情報及びマクロ経済要因を信用損失の見積りに組み込む予定である。ASU 2016-13は、投資家及び他の財務諸表の利用者が、信用損失の見積りに用いた重要な見積りや判断のほか、信用の質や企業ポートフォリオの引受基準に関する理解を深められるようにするため、開示の拡充を求めている。当グループは、米国証券取引委員会(以下、SECという。)の登録企業であるため、ASU 2016-13及びその後の改訂は2019年12月15日より後に開始する事業年度（これらの事業年度の中間期間を含む。）に適用される。2018年12月15日より後に開始する事業年度（これらの事業年度の中間期間を含む。）について早期適用が認められるが、当グループはASU 2016-13を早期適用することは考えていない。

当グループは、プロジェクトのための部門横断的チームとガバナンス体制を確立している。当グループは、現行の予想信用損失（以下、「CECL」という。）手法を決定し、主要な解釈上の問題に合わせて引き続き調整を行うとともに、現在行われているFASBによる会計基準の開発を注視している。さらに当グループは、CECLモデルの要件及びデータ・ソーシングを決定するための基礎として、範囲に関する評価を引き続き追跡管理し、適用日までモデルを引き続き設計、構築、テストしている。

当グループは、新しいCECL手法は総じて、貸倒損失引当金の増加と激しい変動をもたらすと予想している。主要な影響要因は以下のとおりである。

- ・新しい要求事項として、全期間の予想信用損失の測定が求められることによる、適用日及び後の報告日現在の償却原価法で測定された貸出金及びオフバランス信用エクスポージャーの残存期間
 - ・新しい要求事項として、合理的かつ裏付け可能な、将来予測的な情報及びマクロ経済要因の組み込みが求められることによる、適用日及び後の報告日現在の経済状況
 - ・適用日及び後の報告日現在、償却原価で測定された貸出金及びオフバランス信用エクスポージャーの信用度
- 当基準の適用に際し、当グループは、貸倒引当金の変動について利益剰余金に累積調整額を計上する予定である。導入に向けた作業が進むに伴い、当グループは、ASU 2016-13及びその後の改訂の適用が当グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー及び関連する開示に与える影響の程度を引き続き評価している。

ASC Topic 350「無形資産-のれん及びその他」

2018年8月、FASBはASC Subtopic 350-40「無形資産－のれん及びその他－内部利用ソフトウェア」のアップデートであるASU第2018-15号「サービス契約であるクラウドコンピューティング契約において発生した導入コスト

トの顧客による会計処理」(以下、「ASU 2018-15」という。)を公表した。ASU 2018-15の改訂により、サービス契約であるホスティング契約において発生した導入コストの資産化に関する規定と、内部利用ソフトウェアの開発又は取得に際して発生した導入コストの資産化に関する規定の整合性が確保される。ASU 2018-15は、2019年12月15日より後に開始する事業年度と、これらの事業年度の中間期間に適用され、遡及適用と将来に向かっての適用が認められている。中間期間における適用を含む早期適用は認められる。当グループは、2019年1月1日から将来に向かってASU 2018-15を早期適用することを選択した。ASU 2018-15の適用は、当グループの財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローのいずれにも重大な影響を与えなかった。

ASC Topic 715「報酬-退職給付」

2018年8月にFASBは、ASC Topic 715「報酬－退職給付－確定給付制度－全般(Subtopic 715-20)：開示フレームワーク」へのアップデートであるASU第2018-14号「確定給付制度に関する開示規定の改訂」(以下、「ASU 2018-14」という。)を公表した。ASU 2018-14により開示フレームワークが改訂され、確定給付型年金制度又はその他退職給付制度に拠出している雇用主に関する開示規定が改善される。ASU 2018-14は2020年12月15日より後に終了する事業年度から適用され、早期適用が認められる。ASU 2018-14は、表示される全期間に遡及適用しなければならない。これらの改訂は開示にのみ関係するものであるため、ASU 2018-14の適用は当グループの財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローに影響しない。

ASC Topic 810「連結」

2018年10月、FASBはASC Topic 810「連結」へのアップデートであるASU第2018-17号「変動持分事業体に関する関連当事者のガイダンスの限定的な改善」(以下、「ASU 2018-17」という。)を公表した。ASU 2018-17により、変動持分事業体に関するガイダンスが改訂され、意思決定報酬が変動持分であるか否かを判断する際に、意思決定者が共通支配下にある関連当事者を通じて保有する間接的持分を、比例ベースで考慮することが求められる。ASU 2018-17は2019年12月15日より後に開始する事業年度と、これらの事業年度の中間期間に適用される。早期適用は認められる。ASU 2018-17は遡及適用し、表示される最も古い期間の期首現在の利益剰余金に対し、累積影響額を調整することが要求される。当グループは現在、ASU 2018-17の適用が当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を評価している。

ASC Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」

2017年8月、FASBはASC Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」へのアップデートであるASU第2017-12号「ヘッジ活動に関する会計処理の限定的改善」(以下、「ASU 2017-12」という。)を公表した。ASU 2017-12は、事業体のリスク・マネジメント活動をより詳細に反映した財務報告を容易にし、ヘッジ会計適用の簡素化を意図したヘッジ会計モデルに変更を加えている。ASU 2017-12における改訂は、ヘッジ会計にふさわしいより多くのヘッジ戦略を提供し、文書化及び有効性評価の要件を緩和し、ヘッジ会計活動の表示及び開示要件の変更をもたらしている。ASU 2017-12は、2018年12月15日より後に開始する事業年度と、これらの事業年度の中間期間に適用される。中間期間における適用を含む早期適用は認められていた。2019年1月1日におけるASU 2017-12の適用は、当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに重大な影響は与えなかった。

2018年10月、FASBはASC Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」へのアップデートであるASU第2018-16号「担保付翌日物調達金利(SOFR)を基礎とする翌日物金利スワップ(OIS)レートをヘッジ会計におけるベンチマーク金利として認定」(以下、「ASU 2018-16」という。)を公表した。ASU 2018-16は、SOFRを基礎とするOISレートをヘッジ会計における米国のベンチマーク金利として使用することを認めており、当グループはこれを2019年1月1日から適用した。当グループの既存のヘッジは2019年1月1日からASU 2018-16を適用したことによる影響を受けなかった。

ASC Topic 842「リース」

2016年2月、FASBはASU第2016-02号「リース」（以下、「ASU 2016-02」という。）を公表し、ASC Topic 842「リース」を設け、ASC Topic 840「リース」を置き換えた。ASU 2016-02は、借り手と貸し手の双方に対してリースの認識、測定、表示及び開示の原則を定めるものである。ASU 2016-02はまた、リースから生じるキャッシュ・フローの金額、期間及び不確実性についてより多くの情報を提供するための開示に関する要求事項を含んでいる。貸し手の会計処理については、現在の会計ガイダンスに比較して実質的な変更はない。現在の借り手の会計処理モデルにおいて、当グループは、貸借対照表に認識されるファイナンス・リースと、貸借対照表に認識されないオペレーティング・リースとを区別することが求められている。ASU 2016-02は、リースの分類に関係なく、貸借対照表に使用権資産及び対応するリース債務を表示することを借り手に要求している。ASU 2016-02及びその後の改訂は、2018年12月15日より後に開始する事業年度と、これらの事業年度の中間期間に適用される。早期適用は認められていた。

当グループは2019年1月1日から修正遡及アプローチによりASU 2016-02を適用し、比較数値を修正再表示せず、移行時の調整額を利益剰余金に認識した。当グループは実務上の便法のパッケージと事後的判断を用いる実務上の便法を使用することを選択した。

適用の結果、当グループはリース負債及び関連する使用権資産をそれぞれ約3.5十億スイス・フランと3.3十億スイス・フラン認識した。また、利益剰余金が約2億スイス・フラン（税引後）増加した（これには以前繰り延べていたセール・リースバック取引に係る利益の組替額及び以前認識していなかった減損損失が含まれる）。

3 事業展開、重要な株主及び後発事象

以下には、2018年度における当グループの重要な事業展開及び当グループの重要な株主について記述されている。

事業展開

2018年度は、当グループにおいて重要な事業展開はなかった。

重要な株主

株式登録簿に登録された重要な株主

以下の表には当グループ株式の議決権を少なくとも5%保有し、2018年12月31日及び2017年12月31日現在の株式登録簿に登録されている重要な株主（ノミニーを含む。）が含まれている。

株式登録簿に登録された重要な株主

期末時点	2018年			2017年		
	株式数 (百万)	額面総額 (百万スイ ス・フラ ン)	保有株式 (%)	株式数 (百万)	額面総額 (百万スイ ス・フラ ン)	保有株式 (%)
直接保有株主¹						
チェース・ノミニーズ・Ltd. ²	388	16	15.19	329	13	12.88
ノートラスト・ノミニーズ・Ltd. ²	149	6	5.84	140	6	5.49

¹ 報告期間の12月31日現在の当グループの株式登録簿に登録されている通り、ノミニーとして登録されている株主を含む。

² （保有持分が）2%を超えるノミニーは、発行済株式資本の0.5%超を保有する個人株主がいなかったことを当該ノミニーが確認する場合、又は発行済株式資本の0.5%超を保有する受益権保有者の身元を当該ノミニーが開示する場合のみ、（ノミニーの保有する）記名式株式は議決権を付与される。

株式登録簿に登録されていない株主から受領した情報

当グループの株式登録簿に登録された株式保有者に加えて、証券取引及びデリバティブ取引における金融市場のインフラ及び市場行動に関するスイス連邦法の通知要件に従って、情報を株主から入手してスイス証券取引所（以下、「SIX」という。）に報告している。これらの株主はノミニーを通じて当グループの株式を保有する場合がある。以下の株主の通知は、スイス債務法に従い財務諸表の注記で開示することが要求される、全議決権の5%を超える記名式株式の議決権に関係している。

2013年11月9日付けで当グループが公表した開示通知において、2013年11月4日現在、当グループは、ハリス・アソシエイツ・エル・ピーが、通知された取引日における当グループの発行済記名式株式の議決権の5.17%に相当する81.5百万株を保有していた旨の通知を受けた。2013年以降、当グループの記名式株式の保有に関してハリス・アソシエイツ・エル・ピーからこれ以上の開示通知を受領していない。この持分は、2018年8月1日にSIXが公表した通り、ハリス・アソシエイツ・インベストメント・トラストの報告義務のある持分（議決権の4.97%）を含んでいる。

2018年9月6日付けで当グループが公表した開示通知において、2018年8月24日現在、当グループは、カタール・ホールディング・エルエルシーが、通知された取引日における当グループの発行済記名式株式の議決権の5.21%に相当する133.2百万株を保有していた旨の通知を受けた。

2018年において、当グループはノルウェー銀行から、同行による当グループの発行済記名式株式及び議決権の保有が、基準である記名式株式の5%未満に減少した旨の開示通知を受けた。オラヤン・グループ及びブラック

ロックによる当グループの記名式株式及び議決権の保有は、2018年及び2017年12月31日現在、それぞれ基準である記名式株式の5%未満を維持している。

後発事象

2019年3月、既存の紛争に関連して暫定的な和解が成立した。その結果、当グループはスイス・ユニバーサル・バンク部門のコーポレート・バンキング事業において2018年の訴訟引当金を33百万スイス・フラン積み増し、既存の引当金ではカバーされない合理的に発生し得る損失のすべての範囲の見積りを、ゼロから1.5十億スイス・フランから、ゼロから1.4十億スイス・フランに引き下げた。

4 セグメント情報

当グループは、スイスに本社を置く、世界的な金融サービス会社であり、地域に焦点を当てた3つ部門、すなわち、スイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、アジア太平洋部門を通じて顧客へのサービスを提供している。これらの地域的な業務はインベストメント・バンキングの能力に特化したその他の2つの部門、すなわち、グローバル・マーケッツ部門、並びにインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門により支援されている。2018年12月31日現在、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは従来の非戦略的部門からの残りのポートフォリオに加え、戦略的な方向性に合致しない追加的な事業やポジションを統合したものである。

セグメント情報には、税引前基準で管理及び報告されている、以下の当グループの6つの報告可能セグメントが反映されている。

- **スイス・ユニバーサル・バンク部門**は、主に当グループの拠点市場であるスイスが所在地である個人、法人及び諸機関顧客に対して包括的なアドバイス及び広範囲にわたる財務ソリューションを提供している。プライベート・クライアント事業は、当グループの国内市場における有数の事業基盤を有し、超富裕層、富裕層及び中級・小口顧客に、サービスを提供している。法人及び諸機関向けの銀行事業は、大企業顧客、中小企業、諸機関、外部の資産運用会社、金融機関及び商品取引業者にサービスを提供している。
- **インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門**はプライベート・バンキング事業を通じ、欧州、中東及びアフリカ（以下、「EMEA」という。）及び中南米の富裕層及び外部の資産管理者向けに包括的なアドバイザリーサービス及びニーズに合わせた投資及びファイナンスソリューションを提供している。アセット・マネジメント事業では、世界中で年金基金、政府、財団や基金、法人や個人を含むその他の幅広い顧客に対して、投資ソリューション及びサービスを提供している。
- **アジア太平洋部門**においては、ウェルス・マネジメント、ファイナンス、引受、アドバイザリーの各チームが緊密に連携し、ターゲットとする超富裕層、起業家及び法人顧客向けに一体型のアドバイザリーサービスとソリューションを提供している。ウェルス・マネジメント及びコネクテッド事業は、ウェルス・マネジメント事業とファイナンス、引受、アドバイザリー事業を組み合わせたものである。マーケッツ事業は当グループのアジア太平洋地域における株式及び債券の販売及びトレーディング業務を行うとともに、ウェルス・マネジメント事業のサポートを行う一方、多岐にわたる金融法人顧客との取引を幅広く行っている。
- **グローバル・マーケッツ部門**は、顧客主導型の事業に対し幅広い金融商品及びサービスを提供しているほか、当グループのグローバル・ウェルス・マネジメント事業とその顧客を支援している。株式、ソリューション及び信用商品・信用サービスには、世界中での証券取引、約定及び決済、プライムブローカレッジ及び包括的な運用調査が含まれる。顧客には、世界中の金融機関、事業法人、政府及び、年金基金やヘッジ・ファンドのような機関投資家や個人が含まれる。— **インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門**は、法人、金融機関、金融スポンサー、超富裕層及び政府向けに、幅広い投資銀行サービ

スを提供している。商品及びサービスの範囲には、M&A、分割、買収防衛、事業再編及びスピノフに関するアドバイスが含まれる。当該部門は公募債の売り出し及び私募の債券及び株式の引受けにも従事している。

- **ストラテジック・リゾリューション・ユニット**は、資本の観点から事業部門を即時の適正規模への転換を促進するために設置されたもので、従来の非戦略的部門からの残りのポートフォリオに加えて、事業部門からの追加的なエクスポージャーの移転を含んでいた。ストラテジック・リゾリューション・ユニットはまた、特定のプライベート・エクイティ・ファンドの連結の結果としての非支配持分に関連する収益及び費用や、当グループが重大な経済的利益（「SEI」）を有していないその他の事業体の非支配持分からの収益及び費用を含んでいた。このような事業体の連結は、純収益及び営業費用合計に記録される額が、対応する非支配持分として報告される額と相殺されるため、株主に帰属する当期純利益への影響はなかった。2019年から、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは当グループの単独の部門ではなくなった。

コーポレート・センターには、当グループの資金調達、当グループが支援するプロジェクトの費用及びセグメントに割り当てられていない特定の費用等の親会社の事業が含まれている。さらに、コーポレート・センターには、関連会社間の収益及び費用を消去するために必要な連結及び消去の調整が含まれている。

収益分配及び費用配分

各商品に関する責任は、特定のセグメントに割り当てられており、そこですべての関連する収益及び費用が計上される。収益分配及びサービス・レベル契約は、あるセグメントが別のセグメントの収益を発生させる場合又はサービスを提供する場合の報酬を決定する。こうした契約については、商品ごとに関連セグメントによって定期的に交渉が行われる。

収益分配契約及びサービス・レベル・アグリーメントは、独立第三者間取引の価格構造を反映させるようにしている。

ファイナンス、オペレーション、人事、法務、コンプライアンス、リスク管理及び、ITにおけるコーポレート・サービス及びビジネス・サポートはコーポレート機能により提供されており、その関連費用は要件及びその他の関連する基準に基づいてセグメント及びコーポレート・センターに配分される。

資金調達

当グループは、その資金調達活動を一元管理している。資金調達及び自己資本目的の新規有価証券は、主に当グループのスイスの銀行直接子会社であるクレディ・スイスAG（以下、「当行」という。）によって発行されている。当行は営業活動を行っている子会社及び関連会社に対して、必要に応じて優先及び劣後の形式で（後者は一般的に自己資本規制を満たすため）、あるいは経営陣が望む場合には新規事業への投資目的で資金を融資している。資本は自己資本規制、経済的資本運用状況並びに過去及び将来の資本収益率等の要因を考慮した上で、各セグメントに配分されている。

資本及び資金調達に関する純収益及び純費用は、市場レートを用いた移転価格で各セグメントに計上される。当グループの資金移転価格システムは、資金の効率的な利用を奨励するような方法で資金調達コストを事業に配分することを目的としている。当グループの資金移転価格システムは、貸借対照表項目関連用途に用いる資金やオフ・バランスシート項目関連の偶発的な用途に用いる資金の短期及び長期調達コストを各事業に配分する重要な手段である。この資金移転価格の枠組みは、通常営業が可能な状況におけるあらゆる資金調達コストの配分に寄与する重要な枠組みであるが、資金調達がより困難であり調達コストが上昇している悪化した資本市場環境においては、その重要性がより高まる。この枠組みにおいて、当グループの事業は長期の安定した資金調達を提供する範囲で評価される。

純収益及び法人税等控除前利益／（損失）

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

純収益

	2018年	2017年	2016年
スイス・ユニバーサル・バンク	5,564	5,396	5,759
インターナショナル・ウェルス・マネジメント	5,414	5,111	4,698
アジア太平洋	3,393	3,504	3,597
グローバル・マーケット	4,980	5,551	5,497
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット	2,177	2,139	1,972
ストラテジック・リゾリューション・ユニット	(708)	(886)	(1,271)
コーポレート・センター	100	85	71

純収益

20,920	20,900	20,323

法人税等控除前利益/(損失)

スイス・ユニバーサル・バンク	2,125	1,765	2,025
インターナショナル・ウェルス・マネジメント	1,705	1,351	1,121
アジア太平洋	664	729	725
グローバル・マーケット	154	450	48
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット	344	369	261
ストラテジック・リゾリューション・ユニット	(1,381)	(2,135)	(5,759)
コーポレート・センター	(239)	(736)	(687)

法人税等控除前利益/(損失)

3,372	1,793	(2,266)

資産合計

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

資産合計

	2018年	2017年
スイス・ユニバーサル・バンク	224,301	228,857
インターナショナル・ウェルス・マネジメント	91,835	94,753
アジア太平洋	99,809	96,497
グローバル・マーケッツ	211,530	242,159
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ	16,156	20,803
ストラテジック・リゾリューション・ユニット	20,874	45,629
コーポレート・センター	104,411	67,591
資産合計	768,916	796,289

地域別の純収益及び法人税等控除前利益／（損失）

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

純収益

	2018年	2017年	2016年
スイス	7,646	7,775	8,426
EMEA	1,686	1,231	2,064
南北アメリカ	8,731	8,928	7,217
アジア太平洋地域	2,857	2,966	2,616
純収益	20,920	20,900	20,323

法人税等控除前利益／（損失）

スイス	1,924	1,736	2,111
EMEA	(2,082)	(2,769)	(2,460)
南北アメリカ	3,452	2,746	(1,573)
アジア太平洋地域	78	80	(344)
法人税等控除前利益／（損失）	3,372	1,793	(2,266)

純収益及び法人税等控除前利益／（損失）は、取引を計上している事務所の所在地に基づいている。この表示は、当グループの管理方法を反映していない。

地域別の資産合計

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年
資産合計		
スイス	234,291	241,757
EMEA	149,400	154,023
南北アメリカ	309,616	318,405
アジア太平洋地域	75,609	82,104
資産合計	768,916	796,289

地域別の資産合計は、顧客の所在地に基づいている。

5 純利息収益

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年	2016年
純利息収益			
貸出金	6,770	5,979	5,628
投資有価証券	80	47	60
トレーディング資産	7,131	6,697	7,483
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券 及び借入有価証券	2,856	2,515	2,767
その他	2,776	1,819	1,436
利息及び配当金収益	19,613	17,057	17,374
預金	(2,287)	(1,354)	(1,043)
短期借入金	(359)	(166)	(84)
トレーディング負債	(3,453)	(3,542)	(3,602)
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券 及び貸付有価証券	(1,877)	(1,284)	(1,387)
長期債務	(3,816)	(3,722)	(3,494)
その他	(812)	(432)	(202)
支払利息	(12,604)	(10,500)	(9,812)
純利息収益	7,009	6,557	7,562

6 手数料収益

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

手数料収益

	2018年	2017年	2016年
貸付業務	1,931	1,839	1,818
投資及びポートフォリオ管理	3,582	3,494	3,209
その他証券業務	48	46	46
信託業務	3,630	3,540	3,255
引受	1,718	1,806	1,364
仲介	2,813	3,004	3,028
引受及び仲介	4,531	4,810	4,392
その他サービス	1,798	1,628	1,627
手数料収益	11,890	11,817	11,092

7 トレーディング収益

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

トレーディング収益

	2018年	2017年	2016年
金利商品	757	3,228	6,231
為替商品	367	1,989	(2,529)
エクイティ／インデックス関連商品	(307)	(2,888)	(1,796)
信用商品	(97)	(1,096)	(2,124)
コモディティ及びエネルギー商品	102	86	177
その他の商品	(198)	(2)	354
合計	624	1,317	313

商品ごとの収益を示しており、セグメント業績には様々な商品の種類にわたる金融商品が考慮されているため、この収益はセグメントにおける業績を表すものではない。

トレーディング収益には、以下のトレーディング金融資産及び負債に係る収益が含まれる。

- － エクイティ
- － コモディティ
- － 上場及びOTCデリバティブ
- － ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズと連動しているデリバティブ及びファンド・オブ・ヘッジ・ファンズに対して資金を提供するデリバティブ
- － 国債及び関連するOTCデリバティブ・スワップ市場におけるマーケット・メイキング
- － 内国債、社債及びソブリン債、転換及び非転換型優先株式並びに変動金利ノート及びコマーシャル・ペーパー（以下、「CP」という。）等の短期証券
- － 為替商品におけるマーケット・メイキング及びポジショニング
- － 投資適格かつ高利回りのクレジットに対するクレジット・デリバティブ
- － 原資産プールに基づくあらゆる形態の有価証券の売買及び証券化
- － 生命保険決済契約

また、トレーディング収益には、米国 GAAPに基づき公正価値オプションの適用が選択されている金融資産及び負債の公正価値の変動も含まれる。主な構成要素には、以下のカテゴリーに該当する特定の商品が含まれる。

- － 中央銀行ファンド借入金／貸出金
- － 売戻条件付買入有価証券／買戻条件付売渡有価証券
- － 借入／貸付有価証券
- － 貸出金及び貸付契約債務
- － 顧客の預金、短期借入金及び長期債務

リスク管理

当グループが金融商品及び市場に広く関与することによって、当グループのトレーディング戦略は多様化し、エクスポージャーは通常、様々なリスク要因及び所在地に分散される。当グループは、全般的なリスク負担を制限するために経済的資本制限構造を用いている。当グループの各部門で発生したリスクの水準は、様々な要因や特定のリスク制限（トレーディング・エクスポージャーに対する統合管理を含む）によってさらに管理される。また、全般的なリスク管理の一環として、当グループは経済的ヘッジのポートフォリオを保有している。ヘッジは、トレーディング有価証券と同様に市場の変動による影響を受け、結果として当該ヘッジに係る損益が生じる可能性がある。当該損益は、経済的ヘッジに指定されたポートフォリオに係る損益と相殺される。当グループは市場リスク及び信用リスクの両方に関するトレーディング・リスクを管理している。当グループは、複数の活動における比較可能なエクスポージャーの算定を可能にする市場リスクの測定及び管理手法を使用し、特定の商品又はポートフォリオに固有の特徴をモデル化できる集中的ツールを採用している。

トレーディング勘定のエクスポージャーに対する主要なリスク測定手法は、バリュー・アット・リスクである。トレーディング勘定の市場及び信用リスクを管理及び軽減するため、マクロ経済及び特定のヘッジ戦略を採用している。

[次へ](#)

8 その他の収益

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

その他の収益

	2018年	2017年	2016年
SEIを持たない非支配持分	(2)	3	4
売却目的貸出金	(4)	3	(51)
売却目的長期性資産	39	(18)	437
持分法適用投資	228	233	208
その他の投資	337	80	0
その他	799	908	758
その他の収益	1,397	1,209	1,356

9 貸倒引当金繰入額

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

貸倒引当金繰入額

	2018年	2017年	2016年
貸倒引当金	201	190	249
貸付業務関連及びその他のエクスポージャーに対する 引当金	44	20	3
貸倒引当金繰入額	245	210	252

10 報酬費用

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

報酬費用

	2018年	2017年	2016年
給与及び変動報酬	8,220	8,906	9,165
社会保障	652	671	697
その他 ¹	748	790	790
報酬費用	9,620	10,367	10,652

¹ 2018年、2017年及び2016年には、確定給付型年金制度の勤務費用及び確定拠出型年金制度の雇用主負担拠出金に関して年金
関連費用それぞれ411百万スイス・フラン、432百万スイス・フラン及び464百万スイス・フランが含まれている。

11 一般管理費

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年	2016年
一般管理費			
賃料	964	1,000	1,004
IT、機械その他	1,174	1,156	1,166
引当金及び損失	425	698	3,009
旅費・交際費	338	321	328
専門家費用	1,803	2,446	2,984
その他の無形資産の償却費及び減損費用	9	9	8
その他 ¹	1,085	1,015	1,191
一般管理費	5,798	6,645	9,690

¹ 2018年、2017年及び2016年には、確定給付型年金制度に関する純期間給付費用の特定の構成要素に関して、年金関連費用／（利益）それぞれ（208）百万スイス・フラン、（190）百万スイス・フラン及び（80）百万スイス・フランが含まれている。

12 リストラクチャリング費用

当グループの新戦略の継続的な実行に関連して、2018年、2017年及び2016年に626百万スイス・フラン、455百万スイス・フラン、及び540百万スイス・フランのリストラクチャリング費用がそれぞれ認識された。リストラクチャリング費用は主として、退職費用、特定の繰延報奨の前倒しに関連する費用及び不動産関連の解約費用などであった。

セグメント別リストラクチャリング費用

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年	2016年
セグメント別リストラクチャリング費用			
スイス・ユニバーサル・バンク	101	59	60
インターナショナル・ウェルス・マネジメント	115	70	54
アジア太平洋	61	63	53
グローバル・マーケット	242	150	217
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット	84	42	28
ストラテジック・リゾリューション・ユニット	21	57	121
コーポレート・センター	2	14	7
リストラクチャリング費用合計	626	455	540

種別別リストラクチャリング費用

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年	2016年
種別別リストラクチャリング費用			
報酬関連費用	246	294	358
うち退職金費用	169	192	218
うち早期退職関連費用	77	102	140
一般管理費関連費用	380	161	182
うち年金費用	74	49	27
リストラクチャリング費用合計	626	455	540

リストラクチャリング引当金

12月31日に終了した事業年度、 単位：百万スイス・フラン	2018年			2017年			2016年		
	報酬 費用	一般 管理費	合計	報酬 費用	一般 管理費	合計	報酬 費用	一般 管理費	合計
リストラクチャリング引当金									
期首残高	196	110	306	217	94	311	187	12	199
正味繰入額 ¹	169	219	388	192	88	280	218	137	355
目的使用	(209)	(139)	(348)	(213)	(72)	(285)	(188)	(55)	(243)
期末残高	156	190	346	196	110	306	217	94	311

¹ 当行のリストラクチャリングにより2018年、2017年及び2016年に費用が加速的に増加した次の項目はリストラクチャリング引当金に含まれていない。2018年、2017年及び2016年の未決済の株式報酬、それぞれ56百万スイス・フラン、71百万スイス・フラン及び34百万スイス・フランは、引き続き株主資本合計に分類されている。未決済の年金債務、それぞれ74百万スイス・フラン、49百万スイス・フラン及び27百万スイス・フランは、引き続き年金負債に分類されている。未決済の繰延現金報奨、それぞれ21百万スイス・フラン、31百万スイス・フラン及び106百万スイス・フランは引き続き報酬負債に分類されている。加速減価償却累計額及び加速減損累計額はそれぞれ87百万スイス・フラン、24百万スイス・フラン及び18百万スイス・フランとなり、引き続き建物及び設備に分類されている。未決済の株式報酬の決済日は3年で変更されていない。

13 一株当たり利益

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年	2016年
株主に帰属する基本的当期純利益/(損失)			
基本的一株当たり利益計算における株主に帰属する 当期純利益/(損失)	2,024	(983)	(2,710)
希薄化後一株当たり利益計算における株主に帰属する 当期純利益/(損失)	2,024	(983)	(2,710)
加重平均発行済株式（百万株）			
基本的一株当たり利益計算における普通株式に帰属する 加重平均発行済株式数	2,574.2	2,413.8	2,136.8
希薄化株式オプション及びワラント	3.0	0.0	0.0
希薄化株式報酬	53.8	0.0	0.0
希薄化後一株当たり利益計算における普通株式に帰属する 加重平均発行済株式数 ¹	2,631.0	2,413.8 ²	2,136.8 ²
普通株式に帰属する一株当たり利益/(損失) （スイス・フラン）			
普通株式に帰属する基本的一株当たり利益/(損失)	0.79	(0.41)	(1.27)
普通株式に帰属する希薄化後一株当たり利益/(損失)	0.77	(0.41)	(1.27)

¹ 各期間において希薄化効果をもたらさなかった（そのため上記の希薄化後一株当たり利益の計算に含まれていない）が、将来において一株当たり利益に希薄化効果をもたらす可能性のある商品に関する潜在的な加重平均普通株式は、2018年、2017年及び2016年において、それぞれ8.7百万株、9.8百万株及び11.3百万株であった。

² 2017年及び2016年の純損失により、逆希薄化効果があるため、発行済の加重平均株式オプション及びワラント2.9百万株及び3.2百万株と、未払加重平均株式報酬57.7百万株及び54.6百万株は、希薄化後一株当たり利益の計算から除外されている。

14 顧客との契約から生じる収益

収益は顧客との契約で規定された対価に基づいて測定されるが、第三者に代わって回収された額は除外される。当グループが顧客から回収した、政府当局が評価した税金、及び特定の収益を生じる取引に課され、同時発生する税金は、収益から除外される。当グループは契約上の履行義務を満たす場合、収益を認識する。変動対価の金額に伴う不確実性がその後解決された際に、認識された累積的な収益額に重要な戻入が起きない可能性が大きくなった場合にのみ、変動対価は取引価格に含まれる。通常、変動対価の計上に関して重要な判断は必要とされない。

契約開始時において報酬が変動的な口座価値の一定割合に固定されている場合、契約上の対価は当グループの影響を超えた要因により非常に変動しやすいことから、手数料収入の認識が制限される。しかし、業績測定のための各期末において（例えば、一日の終了時、月末、四半期末）、当グループに権利がある対価の累積額の認識には、これが既知の口座価値に基づいて算定され、手数料収入が変動的ではなくなることから、制限がなくなる。

サービスの特性

当グループが顧客との契約から収益を生じている主要な活動の詳細は以下の通りである。

履行義務は通常、契約上のサービスが提供される際に充足される。契約条件はほとんどの場合、契約上の資産をもたらすことはない。契約はほとんどの場合、重要な財務上の構成要素、又は払戻義務、若しくはその他の同様な義務を含まない。金額の不確実性が解決され、認識された累積的な収益の重要な戻入が起きない可能性が大きい場合にのみ、変動対価は取引価格に含まれる。

クレディ・スイスのウェルス・マネジメント事業は、資産運用、投資顧問及び投資運用、ウェルス・プランニングならびに洗練された資金取引の実行及びストラクチャー化をはじめとした投資サービスとソリューションを顧客に提供している。当グループはこれらのサービスの投資顧問料及び投資運用報酬を受け取っており、通常、これらは以下の表「顧客との契約及び収益の分解」の「投資及びポートフォリオ運用」の項目に反映されている。通常、提供されるサービスの報酬は、サービス提供期間にわたって認識される。

ウェルス・マネジメント事業は個人、法人及び機関投資家の顧客に対し、包括的なアドバイザリーサービス及びニーズに合わせた投資及びファイナンスソリューションを提供している。サービスの特性は、顧客との契約により一定期間に提供されるサービスである、投資及びウェルス・マネジメント活動から、仲介業務、セールスならびにトレーディングサービス及びクライアントに合ったファイナンス商品の提供をはじめとする、より取引に特化したサービスまで多岐にわたる。クレディ・スイスの顧客の要請に応じてサービスが提供され、サービスが提供された時点で、要求されたサービスに対する報酬が認識される。

当グループのアセット・マネジメント事業では、世界中で年金基金、政府、財団や基金、法人や個人を含む幅広い顧客に対して、投資ソリューション及びサービスを提供している。ファンドマネージャーは通常、投資運用及びその他のサービスを提供するためのさまざまな契約を締結する。ファンドマネージャーは独自に履行義務を充足させる、又は第三者を雇用して、ファンドマネージャーに代わり履行義務の一部又はすべてを充足させる可能性がある。ファンドマネージャーは投資運用サービス全体に関する情報を提供するため、第三者を雇用する可能性があるが、顧客に投資運用サービスを提供する契約義務は、引き続きファンドマネージャーの責任となっている。このため、ファンドマネージャーは当該取引の主体として活動している。ファンドマネージャーとして、当グループは通常、基本運用報酬を受け取り、それに加えて業績に基づく運用報酬を受け取る可能性があり、この二つはともに、以下の「顧客との契約及び収益の分解」の「投資及びポートフォリオ管理収益」の項目として認識されている。基本運用報酬は通常、顧客の投資の純資産価値（NAV）に基づいて計算され、業績期間中に変更される可能性がある。業績に基づく運用報酬は、原ファンドの財務実績によりグループが受け取る変動報酬である。基本運用報酬及び業績に基づく運用報酬はともに変動するため、認識された収益の重要な戻入が発生しない可能性が大きく、金額の不確実性が解決された際に、当グループは当該報酬を認識する。これらの変動報酬の見積りは業績測定期間終了時まで制限される。通常、この不確実性は業績測定期間終了時に解決されるため、変動対価を記録する際、重要な判断は必要とされない。クローバック義務規定の下では、ファンドマネージャーは特定の業績基準、すなわちベンチマークがファンドの存続期間終了時に達成されない場合、ファンドから受け取る特定の分配の返還を求められる可能性がある。契約上のクローバック義務は、制約を評価する際に考慮される不確実性に関する新たな要因となる。業績に基づく運用報酬が発生するものの、クローバック条項が失効していない場合、このクローバック義務は返還債務として計上される。

当グループのキャピタル・マーケット部門は顧客に代わり証券の引受及び販売を行っている。通常、これらの業務の報酬は、当該取引が完了した一時点、すなわち、当該証券が投資家に販売され、引受手数料として認識された際に認識される。履行義務が充足される際に発生したすべての費用は繰り延べられ、当該取引が完了した時点で認識される。通常、クレディ・スイス及び他行は、顧客のために証券を引受け、発行するため、シンジケートグループを形成している。当グループは主幹事又はシンジケートグループの参加メンバーとして行動する可能性がある。主幹事及び参加引受業者を含むシンジケートグループの各メンバーは、シンジケートの比例持分に関してプリンシパルとして活動している。その結果、個々の引受業者は引受収入及び引受費用の比例持分を総額ベースで反映させる。

当グループはグローバルな証券取引、約定及び決済、プライムブローカレッジ及び包括的な運用調査を含む、インベストメント・バンキング業務におけるブローカーサービスも提供している。提供されたサービスに対し、例えば証券又はデリバティブにおける顧客の取引執行に関し、当グループは通常、当該取引の約定時に仲介手数料

を得ている。当グループは通常、取引所取引の現物証券、取引所取引のデリバティブ又は中央清算されるOTCデリバティブを顧客に代わって売買する際、代理人として行動している。

クレディ・スイスのインベストメント・バンキング業務は、コーポレート・ファイナンス活動に関連したアドバイザリー業務を含むサービスを提供している。「アドバイザリー」という用語は、アドバイザリー業務を行う能力において、当グループが提供するすべてのサービスの種類を含む。これらの種類のサービスについて、当グループは通常、コーポレート・ファイナンス活動が完了した場合に取引受領額に対する割合で表される、払戻不可のリターナー・フィー及び/又は成功報酬を受け取る。さらに、当該契約はコーポレート・ファイナンス活動が公表された際に支払われる「アナウンスメント・フィー」をはじめとする目標達成報酬を含む可能性がある。通常、インベストメント・バンキング業務における報酬は、取引に関連する履行義務が完了したと判断された特定の時点で認識される。履行義務を充足させる前に、当グループがアドバイザリーサービスに関するリターナー・フィー又はアナウンスメント・フィーをはじめとする支払を受け取る場合、契約債務が計上される。当グループが契約を締結したサービスが、取引の完了が成功することに関連していない、又はこれを条件としていない特定の期間にわたり、顧問として活動するというシナリオである場合、契約顧問料が経時的に比例した率で認識される。これらのサービスから認識された収益は、以下の表の「その他のサービス」の項目に反映されている。

顧客との契約及び収益の分解

単位：百万スイス・フラン	2018年第4四半期	2018年第3四半期	2018年第2四半期	2018年第1四半期
顧客との契約				
投資及びポートフォリオ運用	898	896	896	892
その他の証券業務	13	12	11	12
引受	330	405	513	470
仲介	647	623	749	810
その他のサービス	492	452	471	487
顧客との契約から生じる収益合計	2,380	2,388	2,640	2,671

上記の表は「注記6-手数料収益」とは異なる。というのも、上記の表はASC Topic 606「顧客との契約から生じる収益」の対象である顧客との契約から生じた収益のみを含むためである。

単位：百万スイス・フラン	2018年第4四半期	2018年第3四半期	2018年第2四半期	2018年第1四半期
契約残高				
契約債権	791	845	838	758
契約債務	56	66	63	67
期首の契約債務残高に含まれる、報告期間中に認識された収益	16	7	13	13

当グループは、過年度に充足した履行義務から生じた、報告期間における収益を認識しなかった。

2018年において、契約債権における正味減損損失2百万スイス・フランを第4四半期に、6百万スイス・フランを第3四半期に、そして3百万スイス・フランを第2四半期に認識した。2018年第1四半期において、契約債権について認識された減損損失はなかった。当グループは、2018年第4四半期、第3四半期、第2四半期及び第1四半期について契約資産を計上していない。

資産計上費用

当グループには、資産計上となる、契約を獲得するための費用も契約を履行するための費用も発生していない。

残存履行義務

ASC Topic 606の簡便法により、当グループは当初の予想期間が1年若しくは1年未満の契約の一部である履行義務について残存履行義務の開示を除外することが認められている。また、変動対価に関連する不確実性がその後解決された際に、認識された累積的な収益の重要な戻入が行われる可能性が大きい変動対価は、このような変動対価は取引価格に含まれないことから（例えば、投資運用報酬）、残存履行義務の開示対象とはならない。検討の結果、当グループは残存履行義務の開示対象となる重要な残存履行義務はないと判断した。

ASC Topic 606導入の影響

ASC Topic 606の導入が2018年第4四半期、第3四半期、第2四半期及び第1四半期の当グループの連結損益計算書に与えた影響はそれぞれ、手数料収益が12百万スイス・フラン、19百万スイス・フラン、23百万スイス・フラン及び20百万スイス・フランの増加、一般管理費が26百万スイス・フラン、45百万スイス・フラン、48百万スイス・フラン及び40百万スイス・フランの増加、並びに支払手数料が12百万スイス・フラン、25百万スイス・フラン、29百万スイス・フラン及び22百万スイス・フランの減少であった。2018年第4四半期、第3四半期、第2四半期及び第1四半期において、導入の影響は当グループの連結貸借対照表又は当グループの連結キャッシュ・フロー計算書に重要な影響を与えていない。

15 借入有価証券、貸付有価証券及び買戻条件付有価証券

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

借入有価証券又は売戻条件付買入有価証券

中央銀行ファンド貸出金及び売戻条件付買入有価証券

2018年	2017年
77,770	70,009
39,325	45,337
117,095	115,346

借入有価証券に対する預け金

中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券

貸付有価証券又は買戻条件付売渡有価証券

中央銀行ファンド借入金及び買戻条件付売渡有価証券

20,305	20,606
4,318	5,890
24,623	26,496

貸付有価証券に対する預り金

中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券

買戻及び売戻条件付契約は、純利息収益の稼得、流動性向上、若しくはトレーディング業務促進のために使用される担保付資金取引を表す。これらの商品は、主に政府発行有価証券、金融市場商品及び社債で担保されており、一般にオーバー・ナイトから長期又は不特定の期間を有する。

売戻契約又は有価証券貸付契約は、契約相手の債務不履行の際に、保有担保を清算する権利を当グループに与えている。当グループの通常の事業活動において、売却又は再担保可能な受取担保の大部分が、2018年及び2017年12月31日現在、売却又は再担保されている。

16 トレーディング資産及び負債

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年
トレーディング資産		
負債証券	62,135	72,765
持分証券	46,463	55,722
デリバティブ商品 ¹	18,312	19,621
その他	5,293	8,226
トレーディング資産	132,203	156,334
トレーディング負債		
ショート・ポジション	26,946	24,465
デリバティブ商品 ¹	15,223	14,654
トレーディング負債	42,169	39,119

¹ 表示金額は取引相手方と現金担保を相殺した後の金額である。

デリバティブ商品の現金担保

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年
現金担保－相殺されたもの¹		
現金担保支払額	20,216	23,288
現金担保受取額	13,213	14,996
現金担保－相殺されないもの²		
現金担保支払額	7,057	5,141
現金担保受取額	6,903	8,644

¹ 注記27「金融資産及び金融負債の相殺」においてデリバティブ商品の現金担保の相殺として計上されている。

² 注記23「その他資産及びその他負債」においてデリバティブ商品の現金担保として計上されている。

17 投資有価証券

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

投資有価証券

売却可能有価証券

投資有価証券合計

2018年	2017年
2,911	2,191
2,911	2,191

種類別投資有価証券

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

2018年

スイス連邦、州又は地方自治体発行の負債証券

外国政府発行の負債証券

社債

住宅ローン担保证券¹

商業用不動産担保证券

売却可能負債証券

銀行、信託会社及び保険会社²

売却可能持分証券²

売却可能有価証券

償却原価	未実現利益 総額	未実現損失 総額	公正価値
2	0	0	2
821	7	0	828
649	0	0	649
1,430	0	0	1,430
2	0	0	2
2,904	7	0	2,911
-	-	-	-
-	-	-	-
2,904	7	0	2,911

2017年

スイス連邦、州又は地方自治体発行の負債証券

外国政府発行の負債証券

社債

住宅ローン担保证券¹

商業用不動産担保证券

売却可能負債証券

銀行、信託会社及び保険会社²

売却可能持分証券²

売却可能有価証券

199	13	0	212
1,215	21	0	1,236
238	0	0	238
207	0	0	207
173	0	0	173
2,032	34	0	2,066
95	30	0	125
95	30	0	125
2,127	64	0	2,191

¹ 長期債務に計上されたVIEの負債同様、資産が公正価値オプションに基づき公正価値で計上されるRMBSの証券化VIEの連結に関連している。

² ASU 2016-01を適用した結果、売却可能持分証券を投資有価証券ではなくトレーディング資産に認識している。詳細については、注記2「最近公表された会計基準」を参照のこと。

売却可能有価証券の売却収入、実現利益及び実現損失

12月31日に終了した事業年度、 単位：百万スイス・フラン	2018年		2017年		2016年	
	負債証券	持分証券 ¹	負債証券	持分証券	負債証券	持分証券
追加情報						
売却収入	255	-	7	7	9	4
実現利益	8	-	0	0	0	0

¹ ASU 2016-01を適用した結果、売却可能持分証券を投資有価証券ではなくトレーディング資産に認識している。詳細については、注記2「最近公表された会計基準」を参照のこと。

負債証券の償却原価、公正価値及び平均利回り

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン	売却可能負債証券		
	償却原価	公正価値	平均利回り (%)
2018年			
1年以内満期	844	850	0.72
1年から5年満期	8	8	4.30
5年から10年満期	620	621	0.83
10年超満期	1,432	1,432	2.45
負債証券合計	2,904	2,911	1.61

18 その他の投資

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン	2018年	2017年
その他の投資		
持分法適用投資	2,467	3,066
持分証券（公正価値が容易に決定できないもの） ¹	1,207	1,292
うち純資産価値で評価	530	742
うち代替的測定で評価	227	175
うち公正価値で評価	208	161
うち減損控除後の原価で評価	242	214
投資目的の保有不動産 ²	79	232
ライフ・ファイナンス商品 ³	1,137	1,374
その他の投資合計	4,890	5,964

¹ プライベート・エクイティ、ヘッジ・ファンド及び制限株投資、並びに当グループが被投資会社に対し重要な影響力や支配権を持たない市場性のないミューチュアル・ファンドへの一定の投資を含む。

² 2018年及び2017年12月31日現在における投資目的の保有不動産には、差し押さえ又は再保有した不動産がそれぞれ3百万スイス・フラン及び41百万スイス・フラン含まれており、そのすべてが住宅用不動産に関連するものであった。

³ 投資法に基づく生命保険決済契約、及びSPIA契約を含む。

代替的測定による持分証券一減損及び調整

12月31日に終了した事業年度/12月31日現在、単位：百万スイス・フラン	2018年	累計

減損及び調整

減損及び下方調整

(4)

(7)

このような投資の詳細については注記35「金融商品」を参照のこと。

投資目的の保有不動産について、2017年及び2016年には減損がそれぞれ16百万スイス・フラン及び31百万スイス・フラン計上されたものの、2018年には減損は計上されなかった。投資目的の保有不動産に関連する減価償却累計額は、2018年、2017年及び2016年において、それぞれ31百万スイス・フラン、140百万スイス・フラン及び137百万スイス・フランであった。過年度の数値は修正再表示されている。

19 貸出金、貸倒引当金及び信用の質

貸出金は「個人」並びに「法人及び諸機関」の2つのポートフォリオ・セグメントに分かれている。個人向け貸出金は、抵当貸付、有価証券を担保とする貸出金及び消費者金融に分類される。法人及び諸機関向け貸出金は、不動産、商工融資、金融機関、政府及び公共機関に分類される。

財務報告において、貸出金及び関連する貸倒引当金の帳簿価額は米国GAAPに従って表示しており、これはバーゼル枠組みのピラー3に基づき要求される開示で表示している規制上の信用リスク・エクスポージャーとは比較可能ではない。

貸出金

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

貸出金

抵当貸付

有価証券を担保とする貸出金

消費者金融

個人

不動産

商工融資

金融機関

政府及び公共機関

法人及び諸機関

貸出金、総額

うち償却原価で計上

うち公正価値で計上

(前受収益)/繰延費用、純額

貸倒引当金

貸出金、純額

所在地別貸出金、総額

スイス

スイス国外

貸出金、総額

減損貸出金

不良債権

利息非計上債権

不良債権及び利息非計上債権

貸出条件緩和債権

潜在的に問題のある債権

その他の減損貸出金

減損貸出金、総額

2018年	2017年
107,845	106,039
42,034	42,016
3,905	4,242
153,784	152,297
26,727	26,599
85,698	81,670
18,494	15,697
3,893	3,874
134,812	127,840
288,596	280,137
273,723	264,830
14,873	15,307
(113)	(106)
(902)	(882)
287,581	279,149
160,444	157,696
128,152	122,441
288,596	280,137
1,203	1,048
300	223
1,503	1,271
299	290
390	549
689	839
2,192	2,110

貸倒引当金

単位：百万スイス・フラン	2018年			2017年			2016年		
	個人	法人及び諸機関	合計	個人	法人及び諸機関	合計	個人	法人及び諸機関	合計
貸倒引当金									
期首残高	220	662	882	216	722	938	216	650	866
損益計算書に認識された変動額、純額	19	182	201	54	136	190	63	186	249
評価減、総額	(85)	(184)	(269)	(60)	(242)	(302)	(86)	(192)	(278)
回収額	21	37	58	12	41	53	13	53	66
評価減、純額	(64)	(147)	(211)	(48)	(201)	(249)	(73)	(139)	(212)
利息引当金	11	19	30	(1)	14	13	10	8	18
外貨換算影響額及びその他の調整額、純額	1	(1)	0	(1)	(9)	(10)	0	17	17
期末残高	187	715	902	220	662	882	216	722	938
うち個別に減損評価	146	462	608	179	475	654	172	528	700
うち集合的に減損評価	41	253	294	41	187	228	44	194	238
償却原価で計上された貸出金、総額									
期末残高	153,761	119,962	273,723	152,277	112,553	264,830	145,070	112,445	257,515
うち個別に減損評価 ¹	677	1,515	2,192	632	1,478	2,110	662	1,810	2,472
うち集合的に減損評価	153,084	118,447	271,531	151,645	111,075	262,720	144,408	110,635	255,043

¹ 個別引当金のある減損貸出金及び個別引当金のない減損貸出金の総額を示す。

取得、組替及び売却

12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	2018年			2017年			2016年		
	個人	法人及び諸機関	合計	個人	法人及び諸機関	合計	個人	法人及び諸機関	合計
償却原価で計上された貸出金									
取得 ¹	0	2,163	2,163	0	3,381	3,381	30	3,405	3,435
売却目的貸出金からの組替 ²	0	1	1	0	63	63	0	125	125
売却目的貸出金への組替 ³	1	2,351	2,352	0	7,407	7,407	1,632	2,768	4,400
売却 ³	1	2,267	2,268	0	7,051	7,051	72	2,087	2,159

¹ 取得したローン・コミットメントに基づく貸付実行額を含む。

² 以前に売却目的に組み替えられたが売却されず、再度満期保有貸出金に組み替えられた貸出金を含む。

³ 償却原価で計上された貸出金のうち、売却されるものはすべて、売却日若しくは売却日より前に売却目的貸出金に組み替えられる。

[次へ](#)

償却原価で計上された貸出金の信用の質

経営陣は、一貫性のある手法で、リスクを評価、測定、監視及び管理できるよう構造化された当グループの信用リスク管理プロセスを通じて、貸出金の信用の質を監視している。当該信用リスク管理プロセスは、提案された信用限度額の拡大、特定の限度額の設定、エクスポージャー期間中のモニタリング、信用補完ツールの積極的な利用及び信用の減損を認識するための統制のとれたアプローチについて慎重に検討することを要求している。

経営陣は、貸出金の信用の質を評価するにあたり、数多くの要因を評価している。これらの要因には、債務不履行の可能性に関するボラティリティ、格付の変化、潜在的な損失の規模、内部格付、地理別、産業別及びその他の経済的要因が含まれる。当グループは、信用の質について開示することを目的として、詳細かつ内部的なリスク格付を行い、その結果を集計して信用の質の指標（投資適格か投資不適格か）として用いている。

当グループは、内部的に取引相手方の格付を行うことを目的として、一連の信用格付を採用している。信用格付は、各取引相手方の債務不履行リスクを反映することを意図している。格付は内部的に開発された格付モデル及びプロセスに基づいて割り当てられ、ガバナンス及び内部的に独立した検証手続の対象となる。

内部格付は、取引相手方の信用の質に対する当グループの内部の見解を反映するために、すべての貸出金に割り当てられている。取引相手方の外部格付が入手可能な場合には、内部格付は取引相手方の外部格付とは異なる場合がある。内部格付は、エクスポージャーの種類、顧客が属するセグメント、担保の有無又はクレジット・イベントの発生を考慮して定期的に見直している。内部リスク見積り（取引相手方の債務不履行時の予想損失の見積り等）及びリスク加重資産の算出においては、各ファシリティに対し、債務不履行の可能性（以下、「PD」という。）、デフォルト時損失率（以下、「LGD」という。）及びデフォルト時エクスポージャーが割り当てられる。これら3種類のパラメーターは、主に内部で開発された統計的モデルから導出されたものであり、このモデルに関しては、行内の実績に対してバックテストが実施され、モデル担当者とは異なる部署により定期的に検証されており、当グループの主要規制当局から、バーゼル枠組の先進的内部格付手法（以下、「A-IRB手法」という。）による規制資本の算出に適用が承認されている。顧客及び取引相手先の大部分については、内部格付又はPDを、自社の統計的格付モデルを用いて直接算出している。当該モデルは、経済動向や財務ファンダメンタルズに焦点を当てた定量的要因（法人の場合には主として貸借対照表情報、また抵当貸付の場合には担保掛目と債務者の所得水準等）及び定性的要因（例えば、信用調査機関の信用履歴等）より構成される、内部で蓄積されたデータに基づくものである。PDを算出する統計格付モデルには、スタンダード&プアーズの格付と同等の格付が、各格付に関連するPDの範囲に基づき割り当てており、開示情報もこの方法を用いて作成している。統計格付モデルが利用されない残りのファシリティについては、専門家による体系的なアプローチに基づく内部格付の割り当てを通じてPDを決定している。クレジット・信用審査役は分析目的で、同業者分析、業界比較、外部格付及び調査、並びに信用専門家の判断を利用している。各内部格付をもとに決定したPDは、内部情報やスタンダード&プアーズから得た外部情報を用いて確認した過去の貸倒実績に基づいて調整していた。

売戻条件付契約は全額担保で保証されており、売戻条件付契約は、取引相手方の債務不履行時に、当グループに保有担保を清算する権利を提供する。当グループのリスク管理においては、取引相手方の返済能力に基づいてリスク管理が行われる貸出金とは対照的に、これらの商品について基礎となる担保の価値に基づいてリスク管理を行っている。したがって、売戻条件付契約に関しては、基礎となる担保の価値が最も適切な信用の質の指標となる。そのため、売戻条件付契約は本注記の表に含まれていない。

以下の表は、この信用の質について開示するため、信用の質の指標として用いている、集計した取引相手方の内部的な信用格付の結果（投資適格か投資不適格か）別に、償却原価で計上されている貸出金に対する当グループの投資額、及び期間別分析を示したものである。

取引相手方の内部格付別の償却原価で計上された貸出金総額

12月31日現在

投資適格

投資不適格

単位：百万スイス・フラン

	格付 AAAからBBB	格付 BBからC	格付D	合計
2018年				
抵当貸付	97,404	10,046	395	107,845
有価証券を担保とする貸出金	39,281	2,676	77	42,034
消費者金融	1,465	2,247	170	3,882
個人	138,150	14,969	642	153,761
不動産	19,461	6,494	110	26,065
商工融資	40,872	37,633	1,268	79,773
金融機関	10,715	2,138	86	12,939
政府及び公共機関	1,132	53	0	1,185
法人及び諸機関	72,180	46,318	1,464	119,962
償却原価で計上された貸出金、総額	210,330	61,287	2,106	273,723
担保価値 ¹	192,579	47,999	1,456	242,034
2017年				
抵当貸付	94,553	11,214	272	106,039
有価証券を担保とする貸出金	38,387	3,530	99	42,016
消費者金融	1,801	2,241	180	4,222
個人	134,741	16,985	551	152,277
不動産	20,278	5,640	85	26,003
商工融資	39,475	35,250	1,300	76,025
金融機関	7,258	2,022	46	9,326
政府及び公共機関	1,124	74	1	1,199
法人及び諸機関	68,135	42,986	1,432	112,553
償却原価で計上された貸出金、総額	202,876	59,971	1,983	264,830
担保価値 ¹	189,048	49,271	1,422	239,741

¹ 関連する貸出金残高を上限とした担保価値を含む。抵当貸付については、貸付実行日に担保価値が評価され、その後は定期的に当グループのリスク管理方針及び指示に従って見直しが行われている。見直しまでの最長期間は、対象不動産の種類、市場の流動性及び市場の透明性によって決められている。

担保価値

当グループのプライベート・バンキング、法人及び諸機関向け事業では、担保種別、市場流動性、及び市場透明性に基づいて決定される最長レビュー期間において、当グループのリスク管理方針及び指示に従って定期的に貸出金に対するすべての担保価値の見直しが行われる。例えば上場有価証券は日次で再評価され、不動産価値は、物件の特徴、関連する不動産市場の現在の動向及び債務者に対する現在の信用エクスポージャー水準を考慮して、1年超の期間にわたって評価される。債務者に対する信用エクスポージャーに大幅な変動があった場合、市場が不安定な場合、又は一般的な市場リスクが上昇した場合に、担保価値はより頻繁に評価される可能性がある。担保価値のより頻繁な更新が必要となる程度まで市場が不安定であるか、又は一般的な市場リスクが上昇しているかどうかについて評価する際には、経営陣の判断が用いられる。外部から提供された予測、シナリオ手法、及びマクロ経済的調査の分析に加えて、統計的に過去の実績と異なる監視リスク指標の変動が考慮される。

減損貸出金の担保の公正価値は、減損が識別された日から90日以内に決定され、その後は、減損の見直しのプロセスにおいて、当グループの信用リスク管理により定期的に再評価される。

当グループのインベストメント・バンキング事業においては、担保付貸出金は、最低でも年1回、又は貸出金に関連する事象が生じた場合に評価される。

償却原価で計上された貸出金総額－期間別分析

12月31日現在 単位：百万スイス・フラン	現在	延滞				合計	合計
		30日まで	31日から 60日まで	61日から 90日まで	90日超		
2018年							
抵当貸付	107,364	155	23	10	293	481	107,845
有価証券を担保とする 貸出金	41,936	21	0	0	77	98	42,034
消費者金融	3,383	286	35	32	146	499	3,882
個人	152,683	462	58	42	516	1,078	153,761
不動産	25,914	63	4	0	84	151	26,065
商工融資	78,439	378	96	82	778	1,334	79,773
金融機関	12,768	104	19	3	45	171	12,939
政府及び公共機関	1,172	13	0	0	0	13	1,185
法人及び諸機関	118,293	558	119	85	907	1,669	119,962
償却原価で計上された 貸出金、総額	270,976	1,020	177	127	1,423	2,747	273,723
2017年: 百万スイス・ フラン							
抵当貸付	105,689	102	27	14	207	350	106,039
有価証券を担保とする 貸出金	41,867	37	0	0	112	149	42,016
消費者金融	3,701	297	39	40	145	521	4,222
個人	151,257	436	66	54	464	1,020	152,277
不動産	25,871	37	12	15	68	132	26,003
商工融資	74,831	429	40	201	524	1,194	76,025
金融機関	8,947	333	1	2	43	379	9,326
政府及び公共機関	1,197	1	0	0	1	2	1,199
法人及び諸機関	110,846	800	53	218	636	1,707	112,553
償却原価で計上された 貸出金、総額	262,103	1,236	119	272	1,100	2,727	264,830

減損貸出金

減損貸出金のカテゴリー

当グループの方針に従って、減損貸出金には不良債権、利息非計上債権、貸出条件緩和債権及び潜在的に問題のある債権が含まれる。

減損貸出金のカテゴリーの詳細については、注記1「重要な会計方針の要約」の「貸出金」を参照のこと。

2018年及び2017年12月31日現在、当グループは、不良債権のリストラクチャリングにおいて貸出条件が緩和された債務者に対する追加的な資金の貸付を行うことになる重要な契約を有していなかった。

カテゴリー別の減損貸出金総額

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	不良債権及び利息非計上債権			その他の減損貸出金			合計
	不良債権	利息 非計上 債権	合計	貸出条件 緩和債権	潜在的に 問題のある 債権	合計	

2018年							
抵当貸付	304	12	316	34	72	106	422 ¹
有価証券を担保とする 貸出金	62	13	75	0	3	3	78
消費者金融	170	6	176	0	1	1	177
個人	536	31	567	34	76	110	677
不動産	80	4	84	0	38	38	122
商工融資	547	223	770	265	272	537	1,307
金融機関	40	42	82	0	4	4	86
法人及び諸機関	667	269	936	265	314	579	1,515
減損貸出金、総額	1,203	300	1,503	299	390	689	2,192
2017年							
抵当貸付	236	17	253	13	66	79	332 ¹
有価証券を担保とする 貸出金	96	16	112	0	2	2	114
消費者金融	176	9	185	0	1	1	186
個人	508	42	550	13	69	82	632
不動産	73	4	77	0	19	19	96
商工融資	465	134	599	277	458	735	1,334
金融機関	1	43	44	0	3	3	47
政府及び公共機関	1	0	1	0	0	0	1
法人及び諸機関	540	181	721	277	480	757	1,478
減損貸出金、総額	1,048	223	1,271	290	549	839	2,110

¹ 2018年及び2017年12月31日現在、それぞれ123百万スイス・フラン及び90百万スイス・フランは、所轄の法域の現地要件に従って正式な差押手続が進行中の住宅用不動産で担保されている個人向抵当貸付に関連していた。

貸出金の償却及び回収

元本残高が回収可能でないことが確実である場合に貸出金が償却される。当グループのインベスト・バンキング事業では、貸倒引当金が貸出金の想定元本の80%を上回った場合に、貸出金は正味帳簿価額まで評価減される。ただし、貸出金の返済が翌2四半期の間に予測できる場合を除く。当グループのプライベート・バンキング、法人及び諸機関向け事業では、貸出金の一部又は全額が回収不能となることが確実となった場合には、当グループの信用リスク管理部門が実施した個々の取引相手方の評価に基づいて償却が行われる。担保付貸出金については、担保が評価され、無担保エクスポージャーについて償却が行われる。無担保貸出金の償却は、債務者がフリー・キャッシュ・フローから貸出金残高を返済する能力に基づいて行われる。当グループは、債務者が契約上の支払債務の全額若しくは一部について債務不履行となるか、あるいは、第三者の援助によってのみこれらの債務を返済することができると予想される場合には、付与された貸出金の回収可能性について評価する。貸出金若しくは担保の実現価値の見積りを反映するために調整が行われる。債務者の信用力を評価して、債務者に不利な展開について理解しなければならない要因となる事象には、以下のようなものが含まれる。i) 利息又は元本返済についての90日超の債務不履行、ii) 当グループによる利息若しくは元本の権利放棄、iii) 貸出金の利息非計上債権への格下げ、iv) 差押命令、破産手続又は担保の実現による債務の回収、若しくは、v) 債務者の破産。こうした評価に基づき、当グループの信用リスク管理部門は償却の必要性について引き続き個別に評価を行っている。

過去に償却された貸出金の回収は、現金又はその他の資産受領金額の見積公正価値に基づき計上される。

減損貸出金総額の詳細

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	2018年			2017年		
	投資計上額	未払元本 残高	関連する 個別引当金	投資計上額	未払元本 残高	関連する 個別引当金
抵当貸付	278	262	21	254	239	36
有価証券を担保とする貸出金	77	63	35	111	97	49
消費者金融	174	154	90	180	160	94
個人	529	479	146	545	496	179
不動産	82	73	10	86	79	11
商工融資	773	742	401	997	959	427
金融機関	86	84	51	47	46	37
政府及び公共機関	0	0	0	1	1	0
法人及び諸機関	941	899	462	1,131	1,085	475
個別引当金のある減損貸出金、 総額	1,470	1,378	608	1,676	1,581	654
抵当貸付	144	144	-	78	78	-
有価証券を担保とする貸出金	1	1	-	3	3	-
消費者金融	3	3	-	6	6	-
個人	148	148	-	87	87	-
不動産	40	40	-	10	10	-
商工融資	534	534	-	337	337	-
法人及び諸機関	574	574	-	347	347	-
個別引当金のない減損貸出金、 総額	722	722	-	434	434	-
減損貸出金、総額	2,192	2,100	608	2,110	2,015	654
うち個人向け	677	627	146	632	583	179
うち法人及び諸機関向け	1,515	1,473	462	1,478	1,432	475

12月31日に終了 した事業年度、単 位：百万 スイス・フラン	2018年			2017年			2016年		
	平均投資 計上額	受取 利息 計上額	受取利息 計上額 (現金主 義)	平均投 資 計上額	受取利息 計上額	受取利息 計上額 (現金主 義)	平均投資 計上額	受取利息 計上額	受取利 息 計上額 (現金主 義)
抵当貸付	261	2	1	229	2	1	195	2	1
有価証券を担保 とする貸出金	92	1	1	116	1	1	153	1	1
消費者金融	176	2	2	167	5	5	205	1	1
個人	529	5	4	512	8	7	553	4	3
不動産	90	0	0	78	1	0	72	1	0
商工融資	917	14	5	1,163	17	5	1,039	10	4
金融機関	58	1	0	76	1	1	154	1	0
政府及び公共機 関	0	0	0	5	0	0	5	0	0
法人及び諸機関	1,065	15	5	1,322	19	6	1,270	12	4
個別引当金のあ る減損貸出金、 総額	1,594	20	9	1,834	27	13	1,823	16	7
抵当貸付	91	3	0	83	3	0	83	3	0
有価証券を担保 とする貸出金	1	0	0	7	0	0	24	0	0
消費者金融	3	0	0	3	0	0	11	0	0
個人	95	3	0	93	3	0	118	3	0
不動産	14	1	0	27	1	0	31	1	0
商工融資	292	16	1	271	11	1	307	7	1
金融機関	0	0	0	0	0	0	5	0	0
政府及び公共機 関	0	0	0	0	0	0	5	0	0
法人及び諸機関	306	17	1	298	12	1	348	8	1
個別引当金のな い減損貸出金、 総額	401	20	1	391	15	1	466	11	1
減損貸出金、 総額	1,995	40	10	2,225	42	14	2,289	27	8
うち個人向け	624	8	4	605	11	7	671	7	3
うち法人及び 諸機関向け	1,371	32	6	1,620	31	7	1,618	20	5

減損貸出金に関して個別に認識された貸倒損失に対する引当金

直近の情報及び事象に基づき、貸付契約規定に基づく回収が見込めないと思われる場合、当グループは貸出金が減損したとみなす。当グループは、回収及び出口オプションなどの要因並びに担保及び取引相手方リスクを考慮して、減損貸出金の綿密な検討及び分析を行っている。通常、すべての減損貸出金は個別に評価される。利息、元本、その他契約上の支払債務の不払が減損貸出金を検出する要因となる。さらに、スイスを基盤とする法人及び金融機関向け貸出金は、エクスポージャーの種類、顧客が属するセグメント、担保の有無又はクレジット・イベントの発生を考慮して定期的に見直している。その他のすべての法人及び諸機関向け貸出金については、債務者の財務書類及び債務者が経験する可能性のある困難の兆候に基づいて最低でも年1回見直しが行われている。減損していないものの、財務制限条項の変更、格下げ、財務上の不利な報道及びその他の不利な展開により要注意に分類されている貸出金は、回収管理へ移管されるか又はウォッチ・リストに含まれる。ウォッチ・リスト内のすべての貸出金は、分類変更すべきか、ウォッチ・リストに残すべきか、又は回収管理に移管すべきかどうかについて判断するために最低でも四半期ごとに見直される。回収管理が所管するスイスを基盤とする貸出金については、大口残高の場合、特定事象の発生による変化が生じた場合、四半期ごとに見直しが行われている。それ以外の場合は、これらの貸出金について少なくとも年1回は見直しが行われる。回収管理が所管するその他のすべての貸出金に対しては、少なくとも四半期に1回見直しが行われている。評価にあたって個々に識別された個別の貸出金が減損しているとみなされた場合、報告期間末現在で存在する貸倒損失の合理的な見積りとして引当金が決定される。その後、引当金は信用リスク管理によって最低でも年1回、若しくは債務者のリスク・プロファイル又は信用関連事象によってはより頻繁に再評価される。特定の無担保減損貸出金に関する減損は、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を用いて測定される。ただし、貸出金の観察可能な市場価格に基づいて減損が測定される可能性のある場合を除く。見積将来キャッシュ・フローの現在価値が用いられる場合、減損貸出金及び関連する引当金は、時間の経過を反映するために再評価される。担保付減損貸出金に関しては、減損は担保の公正価値を用いて測定される。

償却原価で計上された貸出条件緩和債権

12月31日に終了した 事業年度、単位：百万 スイス・フラン(別途記載がある 場合を除く)	2018年			2017年			2016年		
	契約数	投資 計上額 －条件 緩和前	投資 計上額 －条件 緩和後	契約数	投資 計上額 －条件 緩和前	投資 計上額 －条件 緩和後	契約数	投資 計上額 －条件 緩和前	投資 計上額 －条件 緩和後
抵当貸付	5	29	29	0	0	0	0	0	0
商工融資	13	182	160	15	123	119	16	201	201
合計	18	211	189	15	123	119	16	201	201

リストラクチャリングから12ヶ月以内に債務不履行となった償却原価で計上された貸出条件緩和債権

12月31日に終了した事業年度、単位：百万 スイス・フラン(別途記載がある場合を除く)	2018年		2017年		2016年	
	契約数	投資 計上額	契約数	投資 計上額	契約数	投資 計上額
抵当貸付	1	8	0	0	0	0
商工融資	8	76	1	48	0	0
合計	9	84	1	48	0	0

当グループが2018年に実施した貸出条件緩和には、分割弁済の猶予を含む返済期限の延長、分割払いリース料又は収入に応じたリース料の支払いの繰延べ、債権放棄、金利減免及び貸出金の劣後化が含まれる。

20 建物及び設備

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン	2018年	2017年
建物及び設備		
建物及び改良費	1,617	1,648
土地	347	346
賃借物改良費	1,880	1,812
ソフトウェア	5,909	5,709
設備	1,805	1,828
建物及び設備	11,558	11,343¹
減価償却累計額	(6,720)	(6,657) ¹
建物及び設備合計、純額	4,838	4,686

¹ 過年度の数値は修正再表示されている。

減価償却及び減損

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン	2018年	2017年	2016年
減価償却	830	826	887
減損	8	33	25

21 のれん

12月31日現在、 単位：百万スイス・ フラン	スイス・ユニ バーサル・ バンク	インターナ ショナル・マ ネジメント	アジア 太平洋	グローバ ル・マー ケッツ	インベス トメン ト・バン キング& キャピタ ル・マー ケッツ	ストラテ ジック・ リゾルー ション・ ユニット	クレディ・ スイス・ グループ
2018年							
のれん総額							
期首残高	610	1,544	2,268	3,178	1,021	12	8,633
外貨換算影響額	2	8	10	4	5	0	29
その他	3	(8)	0	0	0	0	(5)
期末残高	615	1,544	2,278	3,182	1,026	12	8,657
減損累計額							
期首残高	0	0	772	2,719	388	12	3,891
期末残高	0	0	772	2,719	388	12	3,891
帳簿価額、純額							
帳簿価額、純額	615	1,544	1,506	463	638	0	4,766
2017年							
のれん総額							
期首残高	623	1,612	2,318	3,195	1,044	12	8,804
外貨換算影響額	(13)	(55)	(50)	(17)	(23)	0	(158)
その他	0	(13)	0	0	0	0	(13)
期末残高	610	1,544	2,268	3,178	1,021	12	8,633
減損累計額							
期首残高	0	0	772	2,719	388	12	3,891
期末残高	0	0	772	2,719	388	12	3,891
帳簿価額、純額							
帳簿価額、純額	610	1,544	1,496	459	633	0	4,742

当グループは、米国GAAPに従って、のれんの見直しの要因となる事象の有無を継続的に評価している。当グループは、2018年においてのれんの見直しの要因となる事象がアジア太平洋部門－マーケット、グローバル・マーケット部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門で発生したと判断した。

2018年12月31日現在ののれんの減損分析に基づき、当グループは、のれんが生じているすべての報告単位の見積公正価値は関連する帳簿価額を著しく上回っているため、2018年12月31日現在において減損を計上する必要はないと結論付けた。

のれんの減損テストに用いる各報告単位の帳簿価額は、報告単位のリスク加重資産の利用状況、レバレッジ比率のエクスポージャー、繰延税金資産、のれん及び無形資産を考慮して算定されている。各報告単位には、これらの要素をすべて考慮した後の残余持分が比例配分されている。

当グループは、報告単位の公正価値を見積る際に、マーケット・アプローチとインカム・アプローチを組み合わせ適用した。マーケット・アプローチでは、同様の取引が行われている企業の株価予想収益率又は株価純資産倍率及び同じ業界又は関連業界で発生した最近の取引において支払われた価格を考慮した。インカム・アプローチでは、リスク及び報告単位の予測キャッシュ・フローの不確実性を反映した割引率を適用した。予測キャッシュ・フローは当グループの財務計画から決定されている。

当グループは、見積公正価値を決定する際に、取締役会が承認した最新の5カ年戦略的事業計画に依拠していた。この計画には、現在及び将来の経済状況並びに規制上の変更に関する当グループの見解に基づいた重要な経営陣の仮定及び見積りが含まれている。

当グループは、2018年12月31日現在のアジア太平洋部門－マーケット、グローバル・マーケット部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門の3つの報告単位の評価を支援することを目的として、独立した専門鑑定人によるサービスを利用した。評価は、マーケット・アプローチとインカム・アプローチを組み合わせで行われた。

各報告単位ののれんの減損評価の結果は、評価プロセスにおいて使用される基礎となるパラメーターの不利な変動によって、重大な悪影響を受けることとなる。実際の結果が、報告単位の評価に適用される主要な経済的仮定及び関連するキャッシュ・フローの最善の見積りと大幅に不利に異なる場合、当グループは、将来、重大な減損費用を計上する可能性がある。

当グループは、企業買収により、連結貸借対照表上の資産としてののれんを計上している。そのうちの最も重要な構成要素は2000年のドナルドソン・ラフキン&ジェンレット・インクの買収により生じたものである。

22 その他の無形資産

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	2018年			2017年		
	帳簿価額 総額	償却 累計額	帳簿価額 純額	帳簿価額 総額	償却 累計額	帳簿価額 純額
その他の無形資産						
商号/商標	27	(26)	1	27	(26)	1
顧客関係	43	(20)	23	47	(18)	29
その他	(2)	2	0	5	(3)	2
償却性のその他の無形資産合計	68	(44)	24	79	(47)	32
非償却性のその他の無形資産	195	-	195	191	-	191
うち公正価値にて計上された 抵当貸付サービス権	163	-	163	158	-	158
その他の無形資産合計	263	(44)	219	270	(47)	223

追加情報

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン	2018年	2017年	2016年
償却総額及び減損			
償却総額	8	7	8
減損	1	2	0

見積償却額

単位：百万スイス・フラン

見積償却額	
2019年	4
2020年	3
2021年	2
2022年	2
2023年	2

[次へ](#)

23 その他資産及びその他負債

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

その他資産

デリバティブ商品の現金担保

非デリバティブ取引の現金担保

ヘッジ目的に利用されるデリバティブ商品

売却用資産

うち貸出金¹

うち不動産²

うち長期性資産

分離勘定に計上される資産

未収利息及び手数料

繰延税金資産

前払費用

不成立の購入取引

確定給付型年金及び退職後給付制度資産

その他

その他資産

その他負債

デリバティブ商品の現金担保

非デリバティブ取引の現金担保

ヘッジ目的に利用されるデリバティブ商品

引当金

うちオフバランス・シート・リスク

リストラクチャリング負債

分離勘定に計上される負債

未払利息及び手数料

当期税金負債

繰延税金負債

不成立の売却取引

確定給付型年金及び退職後給付制度負債

その他

その他負債

2018年	2017年
7,057	5,141
465	490
33	50
6,744	8,300
6,630	8,130
54	141
60	29
125	190
5,055	4,669
4,943	5,522
613	379
1,283	1,327
1,794	2,170
4,509	3,833
32,621	32,071
6,903	8,644
514	473
8	99
928	1,007
151	106
346	306
125	190
5,159	5,591
927	700
438	394
2,187	720
518	541
12,054	12,947
30,107	31,612

¹ 2018年及び2017年12月31日現在における制限付貸出金（借入金担保を表す。）、それぞれ687百万スイス・フラン及び534百万スイス・フランを含む。

² 2018年及び2017年12月31日現在における売却用資産（うち不動産）には、差し押さえ又は再保有した不動産がそれぞれ13百万スイス・フラン及び8百万スイス・フラン含まれており、そのうち10百万スイス・フラン及び5百万スイス・フランは住宅用不動産に関連するものであった。

24 預金

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	2018年			2017年		
	スイス	スイス 国外	合計	スイス	スイス 国外	合計
預金						
無利子要求払預金	2,713	1,979	4,692	2,593	2,058	4,651
利付要求払預金	125,985	27,794	153,779	125,323	32,732	158,055
貯蓄預金	63,924	48	63,972	64,068	18	64,086
定期預金	31,681	125,021	156,702 ¹	32,531	117,252	149,783 ¹
預金合計	224,303	154,842	379,145 ²	224,515	152,060	376,575 ²
うち銀行からの預り金	-	-	15,220	-	-	15,413
うち顧客の預金	-	-	363,925	-	-	361,162

スイス対スイス国外の区分は、預金を計上した事務所の所在地に基づいている。

¹ 2018年及び2017年12月31日現在、スイス及びスイス国外の事務所における100,000米ドル超に相当する個人定期預金それぞれ156,562百万スイス・フラン及び149,659百万スイス・フランを含む。

² 2018年及び2017年12月31日現在、貸出金に分類変更された当座貸越、それぞれ137百万スイス・フラン及び135百万スイス・フランは含まれていない。

25 長期債務

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

長期債務

	2018年	2017年
上位社債	136,392	148,542
劣後社債	16,152	23,627
連結VIEからのノンリコース債務	1,764	863
長期債務	154,308	173,032
うち公正価値報告分	63,935	63,628
うち仕組債券	48,064	51,465

仕組債券—商品別

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年
持分商品	30,698	32,059
固定利付商品	13,128	14,471
信用商品	3,898	4,678
その他	340	257
仕組債券合計	48,064	51,465

長期債務合計は、財務部門によって管理されている、デリバティブ要素を含まない発行債券（固定利付債）、及び当グループの仕組商品活動の一環として発行されている組込デリバティブを含む複合負債商品を含んでいる。長期債務は、スイス・フラン建て及び他の通貨建ての固定及び変動利付社債を含んでいる。

以下の表に示されている金利範囲は、当グループの一般債券の契約条件に基づいている。公正価値評価が選択されている仕組商品のクーポン支払額は、組込デリバティブ及びクーポン支払時の市況による影響を受けるため、これらのクーポンの将来支払額に関する金利範囲は以下の表には含まれていない。さらに、ヘッジに利用されるデリバティブの影響は、関連する債券の金利範囲には含まれていない。

長期債務－満期別

12月31日現在、
単位：百万スイス・フラン
当グループ親会社

上位社債

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 以降	合計
固定金利	0	0	0	0	2,706	9,044	11,750
変動金利	0	0	0	965	837	1,022	2,824
金利範囲（％） ¹	-	-	-	3.0	0.6-4.0	0.9-5.4	-

劣後社債

固定金利	0	0	0	1,462	4,366	4,010	9,838
金利範囲（％） ¹	-	-	-	7.1	3.9-7.5	3.5-7.3	-

小計－当グループ親会社

0	0	0	2,427	7,909	14,076	24,412

子会社

上位社債

固定金利	15,799	9,358	7,758	8,269	4,706	21,977	67,867
変動金利	10,001	9,953	8,142	4,232	2,746	18,877	53,951
金利範囲（％） ¹	0.0-8.8	0.1-22.5	0.1-6.7	0.1-8.2	0.1-4.2	0.2-7.1	-

劣後社債

固定金利	0	1,797	19	90	2,543	1,648	6,097
変動金利	211	0	0	0	6	0	217
金利範囲（％） ¹	2.7	3.3-7.0	3.3	7.5	6.5	5.7-8.0	-

連結VIEからのノンリコース債務

固定金利	346	235	23	0	0	0	604
変動金利	114	2	4	6 ²	21 ²	1,013	1,160
金利範囲（％） ¹	2.9-7.2	3.8	9.3-10.3	-	-	1.2-10.7	-

小計－子会社

26,471	21,345	15,946	12,597	10,022	43,515	129,896

長期債務合計

26,471	21,345	15,946	15,024	17,931	57,591	154,308

うち仕組債券	8,268	9,260	5,779	3,787	2,726	18,244	48,064

永久債の満期は、最も早い繰上償還日に基づいている。その他の債務の満期は、約定の満期日に基づいており、市場における規定の変動又は市場動向に基づく強制早期償還オプションを有する特定の仕組債券を含む。この中には、約定の満期日までの期間が1年超であるものの、モデリング評価に基づく1年以内に償還を迎える可能性が高い仕組債券が約0.5十億スイス・フラン含まれている。

¹ 公正価値評価が選択されている仕組債券は、関連するクーポンの支払額が組込デリバティブ及びクーポン支払時の市況による影響を受けるため、ここには含まれていない。

² 支払額が一定ではないエクイティ・リンク債が反映されている。

当グループ及び当行は、各事業体が優先社債、劣後社債、ワラント、並びに関連する保証の発行を随時行うことを可能にする証券発行登録書をSECに継続して提出している。子会社の保証に関する詳細については、注記41「子会社の保証に関する情報」を参照のこと。

当グループは、ユーロ建てミディアム・ターム・ノート・プログラムを維持しており、これは当行が優先社債の発行を可能にするほか、スイス銀行法及び関連規則に基づいて、スイス金融市場監督当局（以下、「FINMA」という。）による法定救済措置が認められる特定の特徴を持つ証券をクレディ・スイス・グループAGが発行することを可能にする。

当グループは、FINMAによる法定救済措置が認められる特定の性質を持つ上位社債の発行が可能な、上位社債発行プログラムを2つ維持している。

当行は、500十億円のサムライ債の証券発行登録書を提出しており、優先社債及び劣後社債を随時発行することができる。

26 その他包括利益累計額及び株式に関する追加情報

その他包括利益累計額

単位：百万スイス・フラン	キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利益/(損失)	累積的外貨換算調整	有価証券に係る未実現利益/(損失)	保険数理利益/(損失)	過去勤務利益/(費用)、純額	信用リスクに関連する負債に係る利益/(損失)	AOCI
2018年							
期首残高	(62)	(13,119)	48	(3,583)	522	(2,544)	(18,738)
増加／(減少)	(114)	(342)	(10)	(710)	(26)	1,605	403
持分法適用投資による増加/(減少)	(10)	0	0	0	0	0	(10)
当期純利益/(損失)に含まれる組替調整	114	19	(7)	319	(109)	49	385
会計方針の変更による累積影響額、税引後	0	0	(21)	0	0	0	(21)
増加/(減少)合計	(10)	(323)	(38)	(391)	(135)	1,654	757
期末残高	(72)	(13,442)	10	(3,974)	387	(890)	(17,981)
2017年							
期首残高	(35)	(12,095)	61	(4,278)	643	(568)	(16,272)
増加/(減少)	(61)	(1,054)	(13)	337	0	(2,008)	(2,799)
持分法適用投資による増加/(減少)	1	0	0	0	0	0	1
当期純利益/(損失)に含まれる組替調整	33	30	0	358	(121)	32	332
増加/(減少)合計	(27)	(1,024)	(13)	695	(121)	(1,976)	(2,466)
期末残高	(62)	(13,119)	48	(3,583)	522	(2,544)	(18,738)
2016年							
期首残高	(15)	(12,615)	60	(4,672)	607	-	(16,635)
増加/(減少)	(6)	441	1	7	142	(1,043)	(458)
持分法適用投資による増加/(減少)	(6)	0	0	0	0	0	(6)
当期純利益/(損失)に含まれる組替調整	(8)	79	0	387	(106)	0	352
会計方針の変更による累積影響額(税引後)	0	0	0	0	0	475	475
増加/(減少)合計	(20)	520	1	394	36	(568)	363
期末残高	(35)	(12,095)	61	(4,278)	643	(568)	(16,272)

その他包括利益累計額の変動に関する法人税等費用/(便益)については、注記28「法人税等」、及び注記31「年金及びその他の退職後給付」を参照のこと。

重要な組替調整の詳細

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

当期純利益に含まれる組替調整

累積的外貨換算調整

組替調整¹

2018年	2017年	2016年
19	30	79

保険数理利益/(損失)

認識された保険数理損失の償却²

396	444	513

法人税等費用/(便益)

(77)	(86)	(126)

法人税等控除後

319	358	387

過去勤務利益/(費用)、純額

認識された過去勤務利益/(費用)の償却²

(138)	(153)	(134)

法人税等費用/(便益)

29	32	28

法人税等控除後

(109)	(121)	(106)

¹ 2018年におけるクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨハネスブルグ）プロプライエタリー・リミテッドの清算による21百万スイス・フランの組替額（純額）、並びに2016年におけるクレディ・スイス・プリンシパル・インベストメンツ・リミテッド及びAJPケイマンLtd.の清算による17百万スイス・フランの組替額（純額）を含んでいる。さらに2017年におけるクレディ・スイス（モナコ）S.A.M.の売却における23百万スイス・フランの組替額（純額）及び2016年におけるクレディ・スイス（ジブラルタル）リミテッドの売却における59百万スイス・フランの組替額（純額）を含んでいる。この組替額は、累積的外貨換算調整から組み替えられ、その他の収益の純利益に含まれていた。

² これらの構成要素は、給付費用合計の計算に含まれている。詳細については、注記31「年金及びその他の退職後給付」を参照のこと。

株式に関する追加情報

	2018年	2017年	2016年
発行済普通株式			
期首残高	2,556,011,720	2,089,897,378	1,957,379,244
普通株式の発行	0	466,114,342	132,518,134
うち株式報酬	0	0	30,000,000
期末残高	2,556,011,720	2,556,011,720	2,089,897,378
自己株式			
期首残高	(5,757,666)	0	(5,910,224)
自己株式の売却	770,559,108	809,307,879	1,218,245,936
自己株式の買戻し	(816,841,331)	(857,049,873)	(1,224,501,214)
株式報酬	46,612,198	41,984,328	12,165,502
期末残高	(5,427,691)	(5,757,666)	0
流通発行済普通株式			
期末残高	2,550,584,029 ¹	2,550,254,054 ²	2,089,897,378

¹ 一株当たり額面0.04スイス・フランで全額払込済み。自己株式の他に、最大653,000,000株の未発行株式（条件付、転換及び授権資本）が株主の承認を必要とすることなく発行可能であった。これらの株式のうち111,193,477株が、資本商品のために準備された。

² 一株当たり額面0.04スイス・フランで全額払込済み。自己株式の他に、最大653,000,000株の未発行株式（条件付、転換及び授権資本）が株主の承認を必要とすることなく発行可能であった。これらの株式のうち505,062,294株が、資本商品のために準備された。

27 金融資産と金融負債の相殺

以下の表に示されている開示には、以下のデリバティブ、売戻及び買戻契約、並びに有価証券貸付及び借入取引が含まれる。

- 当グループの連結貸借対照表上で相殺されているもの
- 当グループの連結貸借対照表上で相殺されているか否かに関わらず、強制力のあるマスター・ネットting契約又は類似の契約（強制力のあるマスター・ネットting契約）の対象となるもの

類似の契約には、デリバティブ清算契約、グローバル・レポ取引基本契約及びグローバル有価証券貸借取引基本契約が含まれる。

デリバティブ

当グループは、主として国際スワップ・デリバティブ協会（以下、「ISDA」という。）のマスター契約及び店頭デリバティブ商品に関するスイス・マスター契約に基づいて、双務的OTCデリバティブ（以下、「OTCデリバティブ」という。）取引を行っている。これらの契約は、債務不履行又は解約の際に、一括払により契約上のすべての取引を純額決済することになっている。これらの契約は、当グループがデリバティブ資産及び負債、並びに同一契約相手との間で取引を行った現金担保に関連した債権及び債務残高を相殺することを認めている。OTCデリバティブに対する担保は、現金及び市場性のある有価証券の形態で受領及び提供される。担保は、ISDAクレジット・サポート・アネックスの業界標準規約の対象となる場合もある。ISDAクレジット・サポート・アネックスの規約は、担保として受領又は提供された有価証券は取引期間中に差入れ又は売却可能で、取引満了時には返還しなければならないと規定している。これらの規約はまた、各契約相手に対して、他の契約相手が担保を差し入れることができなかった場合に関連取引を中止する権利を与えている。OTCデリバティブに関して受領又は差し入れられた金融担保もまた、金融担保の使用を制限する担保契約の対象となる場合がある。

取引所で取引されるデリバティブ（以下、「取引所取引デリバティブ」という。）及び中央決済を行う契約相手との間で取引されるデリバティブ（以下、「中央清算されるOTCデリバティブ」という。）については、これらの取引所及び中央決済を行う取引相手について規定する規約の条件がそうしたネットティング及び相殺を認めている場合、正及び負の再取得価額（以下、「PRV/NRV」という。）と関連現金担保を相殺することができる。

そうした契約又は条件が存在しない場合、公正価値は総額ベースで計上される。

デリバティブや、全額が証拠金でカバーされ、かつ日次の証拠金決済がエクスポージャー残高の決済となる中央清算されるOTCデリバティブは、日次決済のため相殺の対象とならないことから、相殺に関する開示には含まれていない。次回決済サイクルの実施まで決済されない日次の証拠金決済は、未収仲介料又は未払仲介料に表示されている。このような日次で決済されるデリバティブの想定元本は、注記32「デリバティブ及びヘッジ取引」の「デリバティブ商品の公正価値」の表に含まれている。

当グループは、米国GAAPに基づき、主契約と明確かつ緊密に関連しているとみなされない組込デリバティブを含む実質的にすべての金融商品を公正価値で会計処理することを選択している。ただし、当グループが公正価値による会計処理を選択していない、区分処理が可能な一部の複合負債商品を除く。これらの区分処理された組込デリバティブは、通常、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象とならず、トレーディング資産及び負債、又はその他資産及びその他負債の項目にデリバティブ商品として計上されない。したがって、区分処理された組込デリバティブに関する情報は、相殺に関する開示には含まれていない。

以下の表は、契約及び取引種類別の強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となるデリバティブの総額、相殺金額、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象とならないデリバティブの金額及び連結貸借対照表に表示された純額を示したものである。

デリバティブの相殺

12月31日現在、単位：十億スイス・フラン	2018年		2017年	
	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債
強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となるデリバティブ総額				
中央清算されるOTC	5.5	4.8	2.5	1.8
OTC	63.4	60.6	83.3	79.0
取引所取引	0.2	0.3	0.1	0.2
金利商品	69.1	65.7	85.9	81.0
中央清算されるOTC	0.1	0.2	0.2	0.2
OTC	26.9	31.1	29.1	34.6
為替商品	27.0	31.3	29.3	34.8
OTC	10.2	10.2	11.7	11.7
取引所取引	11.8	14.2	9.2	9.8
エクイティ／インデックス関連商品	22.0	24.4	20.9	21.5
中央清算されるOTC	1.5	1.6	3.6	3.8
OTC	3.8	4.9	3.9	4.7
クレジット・デリバティブ	5.3	6.5	7.5	8.5
OTC	1.2	0.4	1.4	0.9
取引所取引	0.1	0.3	0.0	0.0
その他の商品¹	1.3	0.7	1.4	0.9
中央清算されるOTC	7.1	6.6	6.3	5.8
OTC	105.5	107.2	129.4	130.9
取引所取引	12.1	14.8	9.3	10.0
強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となるデリバティブ総額合計	124.7	128.6	145.0	146.7

12月31日現在、単位：十億スイス・フラン	2018年		2017年	
	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債
相殺				
中央清算されるOTC	(5.9)	(5.8)	(5.7)	(5.4)
OTC	(92.6)	(99.0)	(114.5)	(122.1)
取引所取引	(11.6)	(12.5)	(8.6)	(9.6)
相殺	(110.1)	(117.3)	(128.8)	(137.1)
うち契約相手とのネットティング	(96.9)	(96.9)	(113.8)	(113.8)
うち現金担保とのネットティング	(13.2)	(20.4)	(15.0)	(23.3)
連結貸借対照表に表示されたデリバティブ純額				
中央清算されるOTC	1.2	0.8	0.6	0.4
OTC	12.9	8.2	14.9	8.8
取引所取引	0.5	2.3	0.7	0.4
強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となるデリバティブ純額合計	14.6	11.3	16.2	9.6
強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象とならないデリバティブ合計²	3.7	3.9	3.4	5.2
連結貸借対照表に表示されたデリバティブ純額合計	18.3	15.2	19.6	14.8
うちトレーディング資産及びトレーディング負債に計上	18.3	15.2	19.6	14.7
うちその他資産及びその他負債に計上	0.0	0.0	0.0	0.1

¹ 主として貴金属、コモディティ及びエネルギー商品。

² 債務不履行又は契約に基づく解約の際の相殺の強制力を裏付ける弁護士の見書が添付されていないデリバティブを表す。

売戻及び買戻契約並びに有価証券貸付及び借入取引

売戻及び買戻契約は、通常、グローバル・レポ取引基本契約でカバーされる。例えば、債務不履行時など特定の状況においては、当該契約に基づくすべての契約は解約され、一括払により純額で決済される。グローバル・レポ取引基本契約には、当該契約に基づく何らかの取引又は他の根拠に基づき、各当事者が、相手方当事者に対し、同一通貨で同一日に支払うべき額はいずれも相殺しなければならないと定めている、通常業務の過程で支払うか決済すべき額の相殺に関する条項も盛り込まれている。

これらの契約に基づく取引は、同一契約相手及び同一満期日を有し、同一清算機関を通じて決済され、同一の強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となる場合、連結貸借対照表上で相殺される。相殺金額は、基礎となる取引と同じ基準（すなわち発生主義又は公正価値基準）で測定される。

有価証券貸付及び借入取引は、通常、ISDAマスター契約と類似した相殺条件を有するグローバル有価証券貸借取引基本契約に基づき実行されている。例えば、債務不履行時など特定の状況においては、当該契約に基づくすべての契約は解約され、一括払により純額で決済される。これらの契約が売戻及び買戻契約として同一の相殺要件における権利を満たしている場合、それらの契約に基づく取引は、連結貸借対照表上で相殺される。通常、多くの有価証券貸付及び借入取引は、取引開始時において特定された同一決済日の存在という要件を満たさないため、連結貸借対照表上での相殺に適格とならない。ただし、明確な満期日を有する有価証券貸付及び借入取引は、連結貸借対照表上で相殺することが適格とされる場合もある。

売戻及び買戻契約は、主として国債、マネー・マーケット商品及び社債を担保とし、翌日物からより長期又は不確定期間を有する。売戻契約又は有価証券貸付契約は、契約相手の債務不履行の際に、保有担保を清算する権利を当グループに与えている。当グループの通常の事業過程における場合と同様に、2018年12月31日現在及び2017年12月31日現在で売却又は再担保に付することができる、実質的に受取担保の大部分は、売却又は再担保に付

された。特定の状況においては、契約（例えば三者間契約）期間中は、受領した金融担保を売却又は再担保に付すことを制限される場合がある。

以下の表は、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となる売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券の総額、相殺金額、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象とならない売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券の金額並びに連結貸借対照表上に表示された純額を示したものである。

売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券の相殺

12月31日現在、 単位：十億スイス・フラン	2018年			2017年		
	総額	相殺	帳簿価額、純額	総額	相殺	帳簿価額、純額
売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券						
売戻条件付買入有価証券	86.6	(20.9)	65.7	89.4	(28.8)	60.6
借入有価証券	12.6	(2.2)	10.4	18.7	(5.0)	13.7
強制力のあるマスター・ネットティング契約対象となるもの合計	99.2	(23.1)	76.1	108.1	(33.8)	74.3
強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象とならないもの合計¹	41.0	-	41.0	41.0	-	41.0
合計	140.2	(23.1)	117.1²	149.1	(33.8)	115.3²

¹ 売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券で、債務不履行又は契約に基づく解約の際の相殺の強制力を裏付ける弁護士の意見書が添付されていないものを表す。

² 2018年及び2017年末日現在の純額合計で、それぞれ81,818百万スイス・フラン及び77,498百万スイス・フランが公正価値にて計上されている。

以下の表は、強制力のあるマスター・ネットィング契約の対象となる買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券の総額、相殺金額、強制力のあるマスター・ネットィング契約の対象とならない買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券の金額並びに連結貸借対照表上に表示された純額を示したものである。

買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券の相殺

12月31日現在、 単位：十億スイス・フラン	2018年			2017年		
	総額	相殺	帳簿価額、純額	総額	相殺	帳簿価額、純額
買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券						
買戻条件付売渡有価証券	42.3	(22.5)	19.8	49.4	(31.5)	17.9
貸付有価証券	4.2	(0.6)	3.6	7.1	(2.3)	4.8
担保受入有価証券返還義務（公正価値報告分）	39.4	0.0	39.4	37.0	0.0	37.0
強制力のあるマスター・ネットィング契約の対象となるもの合計	85.9	(23.1)	62.8	93.5	(33.8)	59.7
強制力のあるマスター・ネットィング契約の対象とならないもの合計¹	3.5	-	3.5	4.9	-	4.9
合計	89.4	(23.1)	66.3	98.4	(33.8)	64.6
うち、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	47.7	(23.1)	24.6 ²	60.3	(33.8)	26.5 ²
うち、担保受入有価証券返還義務（公正価値報告分）	41.7	0.0	41.7	38.1	0.0	38.1

¹ 買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券で、債務不履行又は契約に基づく解約の際の相殺の強制力を裏付ける弁護士の意見書が添付されていないものを表す。

² 2018年及び2017年末日現在の純額合計で、それぞれ14,828百万スイス・フラン及び15,262百万スイス・フランが公正価値にて計上されている。

以下の表は、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となる金融資産及び負債の連結貸借対照表上の純額並びに連結貸借対照表上で相殺されない金融商品及び現金担保の総額を示したものである。この表は、債務不履行又は契約に基づく解約の際の相殺の強制力を裏付ける弁護士の意見書が整備されていない、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象とならないデリバティブ、売戻及び買戻契約並びに貸付及び借入有価証券を除外している。正味エクスポージャーは、担保の形態でのリスクの軽減を反映している。

連結貸借対照表上で相殺されない金額

12月31日現在、 単位：十億スイス・フラン	2018年				2017年			
	純額	金融 商品 ¹	受取／差 入現金 担保 ¹	正味エク スポー ジャー	純額	金融 商品 ¹	受取／差 入現金 担保 ¹	正味エク スポー ジャー
強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となる金融資産								
デリバティブ	14.6	4.5	0.1	10.0	16.2	5.2	0.0	11.0
売戻条件付買入有価証券	65.7	65.7	0.0	0.0	60.6	60.6	0.0	0.0
借入有価証券	10.4	10.0	0.0	0.4	13.7	13.2	0.0	0.5
強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となる金融資産合計	90.7	80.2	0.1	10.4	90.5	79.0	0.0	11.5
強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となる金融負債								
デリバティブ	11.3	1.4	0.0	9.9	9.6	2.1	0.0	7.5
買戻条件付売渡有価証券	19.8	19.7	0.1	0.0	17.9	17.9	0.0	0.0
貸付有価証券	3.6	3.2	0.0	0.4	4.8	4.4	0.0	0.4
担保受入有価証券返還義務（公正価値報告分）	39.4	34.3	0.0	5.1	37.0	32.7	0.0	4.3
強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となる金融負債合計	74.1	58.6	0.1	15.4	69.3	57.1	0.0	12.2

¹ 金融商品（認識済金融資産及び金融負債並びに現金以外の金融資産担保）に計上された金額及び現金担保の合計額は、連結貸借対照表に表示されている関連商品の金額を上限としているため、これらのポジションの超過担保は含まれていない。

正味エクスポージャーは、CDS及び信用保険契約の使用により、エクスポージャーをその他の市場の取引相手に移転することによる更なる信用リスク軽減による影響を受ける。したがって、上表に示されている正味エクスポージャーは、当グループのカウンターパーティー・エクスポージャーを表すものではない。

28 法人税等

当期及び繰延税金の内訳

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

当期及び繰延税金

	2018年	2017年	2016年
スイス	135	82	133
スイス国外	426	421	501
当期税金費用	561	503	634
スイス	479	244	(125)
スイス国外	321	1,994	(68)
繰延税金費用/(便益)	800	2,238	(193)
法人税等費用	1,361	2,741	441
株主持分に計上された法人税等費用/(便益)：			
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利益/(損失)	(28)	(24)	(6)
累積的外貨換算調整	(7)	1	(4)
有価証券に係る未実現利益/(損失)	(5)	1	1
保険数理利益/(損失)	(102)	172	136
過去勤務利益/(費用)、純額	(33)	(32)	10
株式報酬及び自己株式	1	3	104

スイス法定税率で算出された税金の調整

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

法人税等控除前利益/(損失)

	2018年	2017年	2016年
スイス	1,924	1,736	2,111
スイス国外	1,448	57	(4,377)
法人税等控除前利益/(損失)	3,372	1,793	(2,266)

スイス法定税率で算出された税金の調整

22%の法定税率で算出された法人税等/(便益)	742	394	(499)
法人税等の増加/(減少)			
外国税率差異	107	(110)	(498)
損金不算入のその他の無形資産の償却及びのれんの減損	3	0	1
その他の損金不算入費用	457	354	1,540
追加的課税所得	5	0	87
低率課税所得	(190)	(276)	(219)
非支配持分に対する課税(所得)/損失	12	7	(11)
税法及び税率の変更	(2)	2,095	145
繰延税金評価性引当金の変動	(106)	123	76
投資に係る一時差異の認識の変動	(32)	(19)	218
損金算入可能なスイスにおける子会社の投資の減損	(65)	88	(68)
株式報酬に関する（偶発的な税務上の便益） ／税金費用不足額	10	91	-
その他	420	(6)	(331)
法人税等費用	1,361	2,741	441

2018年度

外国税率差異である107百万スイス・フランは、米国といった、より税率の高い法域で生じた利益に関する外国税費用が反映されているが、主にシンガポールといった、より税率の低い法域における利益に関する外国税率差異によって部分的に相殺されている。外国税費用合計747百万スイス・フランは、法定税率に基づく外国税費用だけでなく、下記の追加的な調整項目に関する税務上の影響によるものである。

その他の損金不算入費用である457百万スイス・フランには、損金不算入の利息費用に関する325百万スイス・フラン（偶発的な未払費用の92百万スイス・フランを含む）、損金不算入の銀行税費用並びにその他の損金不算入の報酬費用及び経営陣関連費用である49百万スイス・フラン、損金不算入の罰金15百万スイス・フラン、及びその他の様々な少額の損金不算入の費用による影響が含まれている。

低率課税所得である190百万スイス・フランには、非課税の配当所得に関連する66百万スイス・フラン、非課税の生命保険収益に関連する48百万スイス・フラン、税額を軽減及び低減された所得に関する33百万スイス・フラン、非課税所得に関する23百万スイス・フラン及び様々な少額の項目に係る税務上の便益が含まれている。

繰延税金評価性引当金の変動である106百万スイス・フランには、主に英国の当グループの事業会社2社に係る、191百万スイス・フランの評価性引当金の取崩しによる税務上の便益が含まれている。また、主にスイスの当グループの事業会社1社に関する繰延税金資産に係る評価性引当金85百万スイス・フランを繰り入れたことに対する正味の影響が含まれている。

その他である420百万スイス・フランには、IFRS第9号の適用開始により当グループの信用の変動に関して生じた移行時の調整額の税務上の影響に係る202百万スイス・フラン、当グループの信用評価益の130百万スイス・フラン、米国の税源浸食濫用防止税（以下、「BEAT」という。）に関連する65百万スイス・フラン、スイスにおける当グループの事業会社1社に係る繰延税金残高を正味再評価したことによる56百万スイス・フラン、税務上の偶発事象に関連する未払税金の増加に係る26百万スイス・フラン、及びその他少額項目が含まれている。これは、過年度調整額である76百万スイス・フランと一部相殺されている。

2017年度

外国税率差異である110百万スイス・フランは、米国といった、より税率の高い法域で生じた損失に関する外国税の便益が反映されているが、主にガーンジーといった、より税率の低い法域における損失に関する外国税率差異によって部分的に相殺されている。外国税費用合計2,415百万スイス・フランは、法定税率に基づく外国税の便益だけでなく、下記の追加的な調整項目に関する税務上の影響によるものである。

その他の損金不算入費用である354百万スイス・フランには、損金不算入の利息費用に関する217百万スイス・フラン（偶発的な未払費用の155百万スイス・フランを含む）、訴訟引当金及び和解費用の損金不算入部分に関する57百万スイス・フラン、損金不算入の銀行税費用並びにその他の損金不算入の報酬費用及び経営陣関連費用である27百万スイス・フラン、損金不算入の外国為替損に関する10百万スイス・フラン、並びにその他の様々な少額の損金不算入の費用43百万スイス・フランによる影響が含まれている。

低率課税所得である276百万スイス・フランには、非課税の生命保険収益に関連する86百万スイス・フラン、非課税の配当所得に関連する78百万スイス・フラン、法定税率を下回る税率で課税された所得に関する31百万スイス・フラン、非課税所得に関する25百万スイス・フラン及び様々な少額の項目に係る税務上の便益が含まれている。

税法及び税率の変更による2,095百万スイス・フランは、2017年12月22日に制定された米国の税制改正を受けて2018年1月1日より連邦法人税率が35%から21%に引き下げられた影響を主に反映している。米国の税制改正により繰延税金資産の再評価が必要となった。

繰延税金評価性引当金の変動である123百万スイス・フランには、主に英国の当グループの事業会社2社に係る、320百万スイス・フランの繰延税金資産に対する評価性引当金の増加の最終的な影響が含まれている。ま

た、主に英国の1社及びスイスの1社から成る当グループの事業会社2社に係る197百万スイス・フランの評価性引当金の取崩しによる税務上の便益が含まれる。

その他の項目である6百万スイス・フランには、当グループの信用評価益105百万スイス・フラン、以前費用計上した未払訴訟費用の損金算入可能性に関する85百万スイス・フラン、有利な判決に関する49百万スイス・フランが含まれているが、クレディ・スイス・アセット・マネジメント&インベスター・サービスズ（シュヴァイツ）ホールディングスAGの設立を受けて、スイスにおける当グループの事業会社2社に係る繰延税金残高を正味再評価したことによる、また、当事業年度の収益構成が不利であったことや将来の収益見通しの変更による影響である、248百万スイス・フラン、当事業年度の収益構成が不利であったことや将来の収益見通しの変更による影響、過年度調整額17百万スイス・フラン、並びに偶発的な未払税金費用の増加に係る16百万スイス・フランにより一部相殺されている。それ以外の残高は様々な少額の項目によるものである。

2016年度

外国税率差異の498百万スイス・フランには、米国のような、より税率の高い法域で生じた損失に関する外国税の便益が反映されているが、バハマのような、より税率の低い法域で稼得した利益に関する外国税率差異によって部分的に相殺されている。外国税費用合計の433百万スイス・フランは、法定税率に基づく外国税の便益だけでなく、下記の他の調整項目に関する税務上の影響も受けている。

その他の損金不算入費用である1,540百万スイス・フランには、訴訟引当金及び和解費用の損金不算入部分に関連する983百万スイス・フラン、損金不算入の利息費用である420百万スイス・フラン、損金不算入の銀行税費用及びその他の報酬費用及び経営管理費用である52百万スイス・フラン、損金不算入の為替差損である31百万スイス・フラン、損金不算入の義務負担付のリース引当金である25百万スイス・フラン、並びにその他様々な少額の損金不算入費用である29百万スイス・フランが含まれている。

低率課税所得である219百万スイス・フランには、非課税の生命保険収益に関連する税務上の便益である71百万スイス・フラン、非課税の配当収益に関する税務上の便益である58百万スイス・フラン、法定税率より低率で課税される所得に関連する税務上の便益である19百万スイス・フラン、非課税所得に関連する11百万スイス・フラン及び様々な少額の項目が含まれている。

税法及び税率の変更である145百万スイス・フランには、英国の法人税率の変更の施行による繰延税金資産の減少である139百万スイス・フラン及び、他国における変更に関連した6百万スイス・フランが反映されている。

繰延税金評価性引当金の変動である76百万スイス・フランには、主に当グループの事業会社4社（うち2社が英国にあり、香港及びスイスに1社ずつある。）に関する繰延税金資産に係る評価性引当金308百万スイス・フランを繰り入れたことによる正味の影響が含まれている。加えて2016年には、香港における当グループの事業会社1社に関する、過去に認識した繰延税金資産に対する評価性引当金の91百万スイス・フランが含まれている。また、英国における当グループの事業会社1社に関して、繰延税金資産に対する評価性引当金の取り崩しによる税務上の便益である193百万スイス・フランも含まれている。英国の法人税率変更により、当グループの英国の事業会社の4社に関して130百万スイス・フランの評価性引当金の取崩しを行った。

投資に係る一時差異の認識の変動である218百万スイス・フランは、スイス子会社の投資に関連した一時差異の戻入予想額に関連した税金費用が反映されている。

その他の項目である331百万スイス・フランには、将来の収益見通しの変更を反映した、スイスにおける繰延税金残高の再評価に関連した税務上の便益である392百万スイス・フラン、自己の信用リスク評価益である37百万スイス・フランに加え、前年度の調整額である33百万スイス・フランが含まれているが、イタリアの税務当局との合意の一環として解決した2件のイタリアの法人所得税の問題に関連した税務訴訟費用、関連利息及び罰金

の89百万スイス・フランと、偶発的な未払税金費用の増加に関連する22百万スイス・フランにより部分的に相殺されている。残りの金額には、様々な少額の項目が含まれている。

2018年12月31日現在、当グループが有するスイス国外の子会社による未分配収益累計額は9.6十億スイス・フランであった（2017年12月31日：5.1十億スイス・フラン）。2017年度末からの増加は、当グループの事業体の1つにおける剰余金振替を反映したものであった。これらの収益に関しては永久的に再投資される予定であるため、当該金額に関する繰延税金負債は計上されていない。これらの未分配スイス国外収益に関する未認識の繰延税金負債の金額を見積もることは実務的ではない。

繰延税金資産及び負債

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

繰延税金資産及び負債

	2018年	2017年
報酬費用	957	1,103
貸出金	192	330
投資有価証券	1,986	1,039
引当金	582	441
デリバティブ	62	97
不動産	285	337
繰越欠損金	6,227	6,829
のれん及び無形資産	518	696
その他	198	135
評価性引当金控除前の繰延税金資産総額	11,007	11,007
差引：評価性引当金	(4,021)	(4,279)
評価性引当金控除後の繰延税金資産総額	6,986	6,728
報酬費用	(426)	(512)
貸出金	(87)	(36)
投資有価証券	(1,170)	(197)
引当金	(369)	(520)
企業結合	(1)	(1)
デリバティブ	(214)	(154)
不動産	(60)	(54)
その他	(154)	(126)
繰延税金負債総額	(2,481)	(1,600)
繰延税金資産純額	4,505	5,128
うち繰延税金資産	4,943	5,522
うち繰越欠損金	1,647	2,213
うち損金算入可能な一時差異	3,296	3,309
うち、繰延税金負債	(438)	(394)

繰延税金資産純額の2017年から2018年にかけての623百万スイス・フランの減少は、主に、当期の利益に関する694百万スイス・フラン、及びスイスにおける繰延税金残高の再測定に伴い生じた50百万スイス・フランの影響によるものであった。これらの減少は、主に、年金制度の再測定、株主資本に直接計上されたその他の税金の98百万スイス・フラン及びAOCIに計上された外貨換算調整額に含まれている外国為替差益の23百万スイス・フランに関連する、株主資本及びその他の包括利益に直接計上された税金の影響によって一部相殺された。

繰延税金資産純額に占める割合は米国及びスイスが最も大きく、その金額は2017年12月31日現在の4,809百万スイス・フラン（評価性引当金541百万スイス・フランを控除後）から2018年12月31日現在の4,175百万スイス・フラン（評価性引当金584百万スイス・フランを控除後）に減少している。

2018年12月31日現在、当グループは将来の必要額を稼得する能力及び課税所得の構成に関する不確実性を考慮して、繰延税金資産に対する評価性引当金4.0十億スイス・フランを計上した。2017年12月31日現在においては、繰延税金資産に対する評価性引当金は4.3十億スイス・フランであった。

繰越欠損金の金額及び期限

2018年12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	合計
繰越欠損金	
1年以内に期限が到来	108
2年から5年以内に期限が到来	6,658
6年から10年以内に期限が到来	1,404
11年から20年以内に期限が到来	6,798
期限が到来する金額	14,968
期限が到来しない金額	18,631
繰越欠損金合計	33,599

評価性引当金の変動

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年	2016年
評価性引当金の変動			
期首残高	4,279	4,188	3,905
純変動額	(258)	91	283
期末残高	4,021	4,279	4,188

通常の事業慣行の一環として、当グループは将来の業績予測についての詳細な評価を行っている。この評価は、将来の業績予測を作成する際に用いられる経営陣の見積り及び仮定に依拠している。将来の業績予測は、現在の経済状況及び変更される可能性のある将来の経済状況に関する仮定によって影響を受ける戦略的事業計画プロセスに基づいている。また当該評価では、将来の課税所得予想に関する肯定的及び否定的証拠や様々なストレス・シナリオを考慮している。評価結果は、米国、スイス及び英国など当グループが重要な繰延税金資産総額を有している法域において、将来の業績予測が達成される可能性が高いことを示唆している。当グループはこの評価を行った後、それらの将来の業績予測を、繰延税金資産の利用について規定している準拠法と比較している。繰越欠損金に関して、米国税法は2017年12月31日現在における既存の欠損金には20年間の繰越期間、新たな欠損金には無制限の繰越期間を認めている。スイス税法は7年間の繰越期間を認め、英国税法は無期限で繰越を認めている。

株式報酬に関連する税務上の便益

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年	2016年
株式報酬に関連する税務上の便益			
連結損益計算書に計上された税務上の便益 ¹	242	314	391
払込剰余金に計上された偶発的な税務上の便益/(税金費用不足額) ²	-	-	(110)

¹ 評価性引当金考慮前の法定税率で算定されている。

² ASU 2016-09の適用により、株式報酬に係る偶発的な税務上の便益及び税金費用不足額は、現在は連結損益計算書で認識され、払込剰余金では認識されなくなった。

株式報酬に関する詳細情報は、注記29「従業員繰延報酬」を参照のこと。

株式報酬の決済に際し、当グループが連結財務書類において認識した累積報酬費用を税控除額が上回る場合、超過控除額に関連する、利用された税務上の便益は「偶発利益」とみなされ、連結損益計算書に認識されるとともに、連結キャッシュ・フロー計算書に営業キャッシュ・フローとして反映される。株式報酬の決済に際し、当グループが連結財務書類において認識した累積報酬費用を税控除額が下回る場合、下回った部分に関連する税金費用は「不足額」とみなされる。不足額に関して生じた税金費用は、連結損益計算書に認識される。

不確実なタックス・ポジション

米国GAAPは、2段階のプロセスを経て不確実なタックス・ポジションを評価することを要求している。第一段階で、企業は、タックス・ポジションが税務調査において認められる（関連する上訴又は訴訟手続きの結果として認められる場合を含む。）可能性が高いかどうかをテクニカル・メリットに基づいて判断する。どちらかと言えば認識基準を満たすであろうタックス・ポジションについては、次に、連結財務書類に認識することができる便益を決定するための測定を行う。各タックス・ポジションは、最終的に確定した時点で実現する見込みが高い便益の最大額で測定される。

未認識の税務上の便益総額の期首及び期末残高の調整

単位：百万スイス・フラン

未認識の税務上の便益総額の変動

	2018年	2017年	2016年
期首残高	481	410	369
過年度中のタックス・ポジションによる、未認識の税務上の便益の増加	10	131	52
過年度中のタックス・ポジションによる、未認識の税務上の便益の減少	(2)	(104)	(43)
当期中のタックス・ポジションによる、未認識の税務上の便益の増加	112	117	17
税務当局との和解に関連した未認識の税務上の便益の減少	0	(73)	(2)
適用される時効の成立による未認識の税務上の便益の減額	(4)	(3)	(7)
その他（為替換算を含む）	(23)	3	24
期末残高	574	481	410
うち認識された場合に実効税率に影響を及ぼすもの	574	481	410

利息及び延滞金

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

利息及び延滞金

	2018年	2017年	2016年
連結損益計算書に計上された利息及び延滞金	(28)	29	2
連結貸借対照表に計上された利息及び延滞金	87	115	86

利息及び延滞金は、税金費用として報告されている。当グループは、現在、ブラジル、オランダ、米国、英国及びスイスを含む多数の法域で税務当局から税務監査及び調査を受けており、訴訟を提起されている。これらの監査、調査及び訴訟の終了時期は確定していないが、報告日から12ヶ月以内にはその一部が解決される可能性が高い。報告日から12ヶ月以内に、未認識の税務上の便益が、ゼロから26百万スイス・フランの範囲で減少する可能性が十分にある。

当グループは、引き続き、以下の年度以降各主要国において（ブラジル－2014年、英国－2012年、スイス－2011年、米国－2010年及びオランダ－2006年）、連邦、州又は地方の法域による税務調査を受けることになる。

[次へ](#)

29 従業員繰延報酬

従業員に対する繰延報酬の支払額は、事業の性質、役割及び所在地並びに従業員の業績により決定される。契約上の義務がない限り、繰延報酬は、報酬委員会及び上級経営陣の裁量のみによって付与される。契約上の義務の一部として付与された特別繰延報酬は通常、新規の上級従業員が当グループに入社した時に以前の雇用主からの権利喪失した報奨を補償するために使われる。当グループの方針では複数年の保証は行わない。

繰延報酬として付与された株式及びその他の報奨に関して連結損益計算書に認識される報酬費用は、各報奨の特定の条件に基づいて認識され、主として、将来の役務提供期間及び権利確定期間（制度、従業員の退職資格、早期退職に関する2年間の猶予期間及びその他の特定の条件によって決定される）にわたって認識される。すべての繰延報酬制度には、通常、非競合条項／引き抜き禁止条項を含む制限条項が適用される。繰延報酬として付与された株式及びその他の報奨の報酬費用はまた、適用業績基準の現在の予想結果、将来における予想権利喪失及び未行使となっている一定の現金報奨に関する時価調整等も考慮している。

以下の表は、2018年、2017年及び2016年に連結損益計算書に認識された、2018年及び過年度に付与された繰延報酬費用、付与株式数合計、2018年及び過年度に付与され、2018年12月31日現在、未行使となっている繰延報酬に関する未認識の見積報酬費用並びに未認識の見積報酬費用が認識される残存役務提供期間を示している。未認識の見積報酬費用は、付与日の各報奨の公正価値に基づいて決定され、関連する業績基準に関する現在の予想結果及び将来における予想権利喪失を考慮しているものの、将来における時価調整等については考慮していない。2019年2月に付与された繰延報酬の報酬費用は2019年から認識されているため、2018年の連結財務書類には影響を与えなかった。

2018年度の繰延報酬

2019年2月に、当グループは、株式報奨、パフォーマンス株式報奨及びコンティンジェント・キャピタル報奨（以下、「CCA」という。）を繰延報酬として付与した。繰延報酬は、報酬総額が250,000スイス・フラン／米ドル若しくは現地通貨にして同額相当又はこれを超える額が従業員に付与される。

繰延報酬費用

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年	2016年
繰延報酬費用			
株式報奨	526	529	628
パフォーマンス株式報奨	382	348	370
コンティンジェント・キャピタル報奨	154	280	235
コンティンジェント・キャピタル株式報奨	2	18	30
キャピタル・オポチュニティ・ファシリティ報奨	12	14	13
プラス・ボンド報奨 ¹	-	-	5
2008年パートナー・アセット・ファシリティ報奨 ²	-	7	13
その他の現金報奨	263	440	335
繰延報酬費用合計	1,339	1,636	1,629
付与株式数合計（単位：百万株）			
付与株式数合計	46.6	42.0	42.1

¹ 報酬費用は、主にプラス・ボンドの原資産の時価変動及び2013年度第1四半期に選択された、任意のプラス・ボンドの償却に係るものであり、3年間にわたって費用化される。

² 報酬費用には主にインデックス資産の公正価値の変動が含まれている。

未認識の見積繰延報酬

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2018年
未認識の見積報酬費用	
株式報奨	466
パフォーマンス株式報奨	167
コンティンジェント・キャピタル報奨	141
その他の現金報奨	179
合計	953
加重平均残存役務提供期間合計（単位：年）	
加重平均残存役務提供期間合計	1.3

2018年に関して2019年に付与された報酬に関連する見積未認識報酬費用は含まれていない。

株式報奨

2019年2月に付与された株式報奨は、2018年2月に付与された株式報奨と類似の報奨である。株式報奨の保有者には、付与された各株式報奨につき当グループの株式1株を受け取る権利が付与されており、勤務条件が対象となっている。当該株式報奨は3年間にわたり権利が確定し、付与日から3年目までの各応当日に株式報奨の3分の1ずつ権利が確定する（比例按分による権利確定）。ただし、英国健全性監督機構（PRA）の報酬規制又は他の国・地域の類似の規則に基づき、リスク・マネージャー又はシニア・マネージャーに区分される個人に付与される報奨を例外とする。リスク・マネージャーに付与された株式報奨は、付与日から5年目までの各応当日に5分の1の権利が確定する。一方、シニア・マネージャーに付与される株式報奨は、付与日から3年目の応当日に開始される5年間にわたり権利が確定し、付与日から3年目から7年目までの各応当日に5分の1ずつ権利が確定する。株式報奨は当該報奨の勤務期間にわたり費用計上される。当該株式報奨の価値は、受渡時の当グループの株価によって変わる。

当グループの株式報奨には、譲渡制限株式及び特別報奨などの新規従業員に付与されるその他の報奨が含まれる。その他の株式報奨は、保有者に当グループの株式1株を受け取る権利を与えるものであり、当グループでの雇用の継続を通常条件とし、制限条項及び解約規定を含み、権利確定期間は通常0年から5年である。

2019年2月15日に当グループは、総価値638百万スイス・フランで総数55.6百万の株式報奨を付与した。従業員に付与された株式報奨の数は、通常、株式として付与されている変動報酬の繰延部分を2019年2月28日に終了した連続10取引日の当グループの平均株価で除することにより決定された。付与日における各株式報奨の公正価値は、付与日における当グループの株価である11.75スイス・フランであった。付与された株式報奨の大部分には、権利確定時に配当相当額を受給する権利が含まれている。未認識の見積報酬費用629百万スイス・フランは付与日の株式報奨の公正価値（将来における権利喪失に関する現在の見積りを考慮している。）に基づいて決定され、早期退職に関する規定に従い、権利確定期間にわたって認識される。

過年度に関して付与された株式報奨

報酬年度	2018年	2017年	2016年
株式報奨の数（単位：百万個）	55.6	34.1	37.8
株式報奨の価値（単位：百万スイス・フラン）	638	613	566
各株式報奨の公正価値（単位：スイス・フラン） ¹	11.75	17.22	15.42

¹ 付与日における当グループの株価に基づく。

当グループは自己資本指令IVの要件に準拠することを目的として、当グループの特定の子会社において大きな役割を有する従業員は、現金で支払われることになっていた金額の50%を譲渡制限株式の形式で受領した。これらの株式は6ヶ月から3年までの期間（所在地により異なる。）にわたって譲渡が制限される。

2019年2月15日に当グループは、総価値35百万スイス・フランの譲渡制限株式3.0百万株を付与した。当該譲渡制限株式は、付与時に直ちに権利が確定し、将来における役務提供要件はなく、2018年に提供された役務に基づいて付与された。

過年度に関して付与された譲渡制限株式報奨

報酬年度	2018年	2017年	2016年
株式報奨の数（単位：百万個）	3.0	2.1	2.5
株式報奨の価値（単位：百万スイス・フラン）	35	38	37

株式報奨

	2018年		2017年		2016年	
	株式報奨数 (単位:百万)	付与日における加重平均公正価値 (単位:スイス・フラン)	株式報奨数 (単位:百万)	付与日における加重平均公正価値 (単位:スイス・フラン)	株式報奨数 (単位:百万)	付与日における加重平均公正価値 (単位:スイス・フラン)
株式報奨						
期首残高	84.9	15.73	73.2	18.77	80.3	21.58
付与	43.8	16.91	54.3 ¹	14.53	39.7	17.47
決済	(40.7)	16.09	(38.2)	19.74	(37.7)	22.64
権利喪失	(4.8)	16.24	(4.4)	16.47	(9.1)	21.87
期末残高	83.2	16.15	84.9	15.73	73.2	18.77
うち権利確定済	8.6	-	8.5	-	8.1	-
うち権利未確定	74.6	-	76.4	-	65.1	-

¹ 2017年5月18日に承認されたライツ・オフエリングに伴う当グループ株式の希薄化を補填するために、2017年第2四半期に付与された、株式報奨に係る調整を含む。各個人が保有する繰延株式報奨の数は3.64%増加した。調整された株式の条件は既存の株式報奨と同一であり、当該報奨の保有者は追加の株式付与により有利になることも不利になることもない。

パフォーマンス株式報奨

マネージング・ディレクター並びにすべての重要なリスク・テイクー及び経理管理者（その活動が当グループのリスク・プロファイルに潜在的に重要な影響を及ぼすとみなされる従業員）は、繰延変動報奨の一部を、業績に関する明示的な払戻し規定の対象となるパフォーマンス株式報奨の形式で受領した。パフォーマンス株式報奨は、過年度に付与されたものを含む未行使パフォーマンス株式報奨の全額が業績に基づくマルス規定の対象となることを除き、株式報奨と類似の報奨である。

2016年以降に付与されるパフォーマンス株式報奨は、2018年12月31日現在で従業員が勤務する部門の業績で損失が生じた場合、若しくは、当グループのROEがマイナスである場合、いずれか大きい方の調整額に基づいてマイナスの調整の対象となる。コーポレート機能及びストラテジック・リゾリューション・ユニットの従業員に関しては、当グループのROEがマイナスの場合にのみマイナスの調整が適用され、部門の業績とは連動しない。ROEの計算基礎は、パフォーマンス株式報奨が付与される年度における報酬委員会の決定により異なる。

2019年2月15日に当グループは、総価値532百万スイス・フランで総数46.1百万のパフォーマンス株式報奨を付与した。従業員に付与されたパフォーマンス株式報奨の数は、通常、パフォーマンス株式報奨として付与されている変動報酬の繰延部分を、2019年2月28日に終了した連続10取引日の当グループの平均株価で除することにより決定された。付与日における各パフォーマンス株式報奨の公正価値は、11.75スイス・フランであった。付与された株式報奨の大部分には、権利確定時に配当相当額を受給する権利が含まれている。未認識の見積報酬費用521百万スイス・フランは付与日現在の報奨の公正価値（関連する業績基準に関する現在の見積結果及び将来における権利喪失に関する現在の見積りを考慮している。）に基づいており、早期退職に関する規定に従い、権利確定期間にわたって認識される。2018年以前の年度に付与されたパフォーマンス株式報奨に対するマイナスの調整は行われていない。

過年度に関して付与されたパフォーマンス株式報奨

報酬の対象事業年度	2018年	2017年	2016年
過年度に付与されたパフォーマンス株式報奨			
パフォーマンス株式報奨（単位：百万）	46.1	26.5	29.7
パフォーマンス株式報奨の価値 （単位：百万スイス・フラン）	532	478	451
各パフォーマンス株式報奨の公正価値 （単位：スイス・フラン） ¹	11.75	17.22	15.42

¹ 付与日における当グループの株価に基づく。

パフォーマンス株式報奨の変動

	2018年		2017年		2016年	
	パフォーマンス株式報奨の数 (単位:百万)	付与日における加重平均公正価値 (単位:スイス・フラン)	パフォーマンス株式報奨の数 (単位:百万)	付与日における加重平均公正価値 (単位:スイス・フラン)	パフォーマンス株式報奨の数 (単位:百万)	付与日における加重平均公正価値 (単位:スイス・フラン)
パフォーマンス株式報奨						
期首残高	54.2	15.88	48.4	19.11	55.9	21.01
付与	26.5	16.98	31.8 ¹	14.41	21.4	18.62
決済	(26.3)	16.07	(23.9)	20.41	(26.5)	22.67
権利喪失	(2.7)	16.26	(2.1)	16.38	(2.4)	19.64
期末残高	51.7	16.33	54.2	15.88	48.4	19.11
うち権利確定済	5.4	-	6.7	-	6.8	-
うち権利未確定	46.3	-	47.5	-	41.6	-

¹ 2017年5月18日に承認されたライツ・オフエリングに伴う当グループ株式の希薄化を補填するために、2017年第2四半期に付与された、パフォーマンス株式報奨に係る調整を含む。各個人が保有する繰延株式報奨の数は3.64%増加した。調整された株式の条件は既存の株式報奨と同一であり、当該報奨の保有者は追加のパフォーマンス株式付与により有利になることも不利になることもない。

コンティンジェント・キャピタル報奨 (CCA)

CCAは2018年、2017年及び2016年のマネージング・ディレクター及び取締役に対する繰延変動報酬の一部として、2019年、2018年及び2017年の2月に付与した報奨で、当グループが市場で発行しているコンティンジェント・キャピタル商品に類似の権利及びリスクが付帯している。CCAは英国健全性監督機構（PRA）の報酬規定又は他の国・地域の類似の規則に基づき、リスク・マネージャー又はシニア・マネージャーに区分される個人に付与された報奨を除き、付与日から3年目の応当日に権利が確定することが予定されている。CCAがリスク・マネージャー又はシニア・マネージャーに付与される場合は、付与日から5年目及び7年目の応当日にそれぞれ権利が確定し、権利確定期間にわたって費用計上される。CCAは概して決済までの金利相当額を現金で半年ごとに受け取る条件付権利を付帯しており、金利は以下の権利確定期間及び通貨により異なる。

- 2019年、2018年及び2017年に付与された米ドル建てで付与日より3年目に権利が確定するCCAは、それぞれ、6ヶ月物米ドル・ロンドン銀行間取引金利（以下、「LIBOR」という。）に4.46%、3.05%及び4.27%を加えた年率で金利相当額を受け取る。
- 2019年、2018年及び2017年に付与されたスイス・フラン建てで付与日より3年目に権利が確定するCCAは、それぞれ、6ヶ月物スイス・フランLIBORに3.73%、2.24%及び3.17%を加えた年率で金利相当額を受け取る。
- 2017年に付与された米ドル建てで付与日より5年目又は7年目に権利が確定するCCAは、6ヶ月物米ドルLIBORに4.27%を加えた年率で金利相当額を受け取る。
- 2017年に付与されたスイス・フラン建てで付与日より5年目又は7年目に権利が確定するCCAは、それぞれ、6ヶ月物スイス・フランLIBORに3.03%及び2.93%を加えた年率で金利相当額を受け取る。

金利は付与時点の市況と、当グループが発行している既発行のハイ・トリガー・コンティンジェント・キャピタル商品及びロー・トリガー・コンティンジェント・キャピタル商品に応じて設定されている。2019年2月に付与されたCCAについては、報酬をスイス・フラン建てで受け取っている従業員のCCAはスイス・フラン建てで、他の従業員のCCAは、米ドル建てで支給される。

CCAに係る資本は、当グループの継続的な損失吸収資本として適格な資本のため、決済に伴う支給の時期及び形態については、スイス金融市場監査局（以下、「FINMA」という。）の承認が必要となる。決済の際、従業員はCCAの公正価値に基づき、コンティンジェント・キャピタルか現金のいずれかを受給することとなる。公正価値は、当グループがその裁量で算定する。現金決済の場合には、CCAが付与された通貨から各従業員の現地通貨に換金される。

CCAに係る資本には、損失吸収性があるため、決済前に、トリガーとなる下記のいずれかの事象が生じた場合、CCAの評価額はゼロに切り下げられ、権利喪失する。

- 当グループが報告している普通株式等ティア1（以下、「CET1」という。）比率が7%を下回った場合。又は、
- FINMAが、CCA及び他の類似コンティンジェント・キャピタルによる報奨を打ち切る必要があると判断するか、当グループは債務超過に陥るか破産することを回避するため公的資金の注入を求める必要があると判断した場合。

2019年2月15日に、当グループは、権利確定期間にわたり費用計上される299百万スイス・フランのCCAを付与した。CCAは、マネージング・ディレクター及び取締役に対する繰延変動報酬として付与された。未認識の見積報酬費用273百万スイス・フランは付与日現在の報奨の公正価値（関連する業績基準に関する現在の見積結果、将来における権利喪失に関する現在の見積り及び半年ごとの利息相当額の現金による支払を考慮している。）に基づいており、権利確定期間にわたって認識される。

過年度に関して付与されたコンティンジェント・キャピタル報奨

報酬年度	2018年	2017年	2016年
CCAの価値（単位：百万スイス・フラン）	299	241	229

コンティンジェント・キャピタル株式報奨

2016年3月、当グループは従業員がコンティンジェント・キャピタル報奨(CCA)のすべて又は一部を、転換価格14.57スイス・フランでコンティンジェント・キャピタル株式報奨に任意で転換できる権利を有する、任意交換オファーを実施した。CCAの保有者は選択可能期間の間、226百万スイス・フランのCCAをコンティンジェント・キャピタル株式報奨に転換した。この公正価値は約15%の転換率に相当した。コンティンジェント・キャピタル株式報奨の付与日における公正価値はそれぞれ14.45スイス・フランであり、従来のCCAと同一の契約期間、権利確定期間、業績基準及びその他の条件を有する。

コンティンジェント・キャピタル株式報奨の変動

	2018年	2017年	2016年
コンティンジェント・キャピタル株式報奨（単位：百万）			
期首残高	8.4	13.5	-
付与	0.0	0.3 ¹	16.4
決済	(4.9)	(5.0)	(2.6)
権利喪失	(0.1)	(0.4)	(0.3)
期末残高	3.4	8.4	13.5
うち権利確定済	0.7	1.3	1.0
うち権利未確定	2.7	7.1	12.5

¹ 2017年5月18日に承認されたライツ・オファリングに伴う当グループ株式の希薄化を補填するために、2017年第2四半期に付与された、コンティンジェント・キャピタル株式報奨に係る調整を含む。各個人が保有する繰延株式報奨の数は3.64%増加した。調整された株式の条件は既存の株式報奨と同一であり、当該報奨の保有者は追加のコンティンジェント・キャピタル株式付与により有利になることも不利になることもない。

キャピタル・オポチュニティ・ファシリティ報奨

2011年の年次報酬プロセスの一環として、当グループは、上級従業員に対して、2011年パートナー・アセット・ファシリティ（以下、「PAF 2」という。）ユニットの形式で繰延変動報酬の一部を付与した。PAF 2 ユニットの基本的には固定利付仕組債であり、当グループのデリバティブ活動（現在及び将来生じるスワップ及びその他のデリバティブ取引を含む。）において生じる信用リスクの一部にさらされている。

このPAF 2 報奨は、従業員に一部のリスクを移転して当グループの資金負担を軽減することを目的に当グループの信用エクスポージャー（不良債権）をまとめて組成されたポートフォリオのパフォーマンスに連動する報奨であったが、規制の変更によりこの報奨による資金負担軽減が不能になった。そのため、当グループは、PAF 2 報奨を再編し、PAF 2 報奨の受給者に対し、エクスポージャー連動型報奨の種類を、信用リスクのある取引相手に対する債権のプールのパフォーマンスに連動する既存のPAF 2 報奨から、下記の i 又は ii のいずれか又は組合せに変更するよう求めた。

i) キャピタル・オポチュニティ・ファシリティ（以下、「COF」という。）報奨：受給者は、COF報奨と呼ばれる報奨を選択することができる。COF報奨は、COF管理チームが組成した、従業員に一部のリスクを移転して当グループの資金負担を軽減することを目的に当グループのリスク債権をまとめたポートフォリオのパフォーマンスに連動する、権利確定期間が7年の報奨で、その評価額は、連動するポートフォリオにて損失が生じた場合、報奨総額を上限として切り下げられる。COF報奨を選択した受給者は、2021年の現金決済時まで、年率6.5%で半年ごとに米ドル建てで現金支払いを受けることとなる。なお2021年に支払われる現金決済額は、前述の半年ごとの現金支払いの分だけ減少する。

ii) CCA：受給者は、2013年の報奨の一環として付与された金融商品に適用される条件と類似の条件でCCAの受給を選択できる。

2008年パートナー・アセット・ファシリティ報奨

2008年の年次報酬プロセスの一環として、当グループは、マネージング・ディレクター又は取締役の役職にある、インベストメント・バンキングの従業員に対して、米ドル建ての2008年パートナー・アセット・ファシリティ（以下、「PAF」という。）報奨の形式で繰延報酬の大部分を付与した。PAF報奨は、インベストメント・バンキングが組成した流動性の低い資産の特定のプール（以下、「資産プール」という。）に連動したものであり、当該プールにおける第一損失の持分を示していた。

契約期間の最終年度において、PAFの保有者は想定元本（当該保有者に対する過年度の支払額を控除後）に資産プールの清算による関連利益を加えた、又は関連損失を控除した金額に等しい最終的な決済額を受け取った。2017年には、PAF報奨の残高789百万スイス・フランの最終決済が行われた。

その他の現金報奨

その他の現金報奨は、任意繰延報酬制度及び従業員投資制度、並びに特定の特別報奨より構成される。特定の特別報奨に関する報酬費用は主として権利確定スケジュールにより決定されるが、その他の現金報奨に関する報酬費用は主として時価調整及びパフォーマンス調整により決定される。

2018年において、当グループは、南北アメリカの特定の従業員に対し、98百万スイス・フランの固定繰延現金報奨を付与した。この報奨はグローバル・マーケット、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット及びインターナショナル・ウェルス・マネジメントの部門において、付与日より3年間の権利確定期間にわたって費用計上される。この報酬の2018年における償却額は合計で52百万スイス・フランであった。

2017年に、当グループはアジア太平洋事業の再編に係る、繰延現金による慰留報奨65百万スイス・フランを付与した。この報奨は、付与日より2年間の権利確定期間にわたり費用計上される。2017年における当該報奨の償

却額は28百万スイス・フランとなり、コーポレート・センターで認識された。当グループは米国の特定の従業員に対し繰延現金報奨90百万スイス・フランを付与した。この報奨は、付与日より3年間の権利確定期間にわたりグローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング及びキャピタル・マーケット部門及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門で費用計上される。2017年における当該報奨の償却額は48百万スイス・フランであった。

2016年に、当グループはグローバル・マーケット及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門の再編に伴う、249百万スイス・フランの繰延株式及び現金による慰留報奨を付与した。これらの報奨は付与日から7年間の権利確定期間にわたり費用計上される。コーポレート・センターにおいて、2016年にこれらの報奨の償却額118百万スイス・フランが認識された。

付与株式

2018年及び2017年には、当グループはすべて市場での株式の買い付けを通じて、株式を付与する義務を果たした。2016年には、当グループの株式交付義務は、主にコンティンジェント・キャピタルによる株式の発行を通じて行われ、その一部は市場での株式の買い付けにより行われた。

30 関連当事者

当事者は、その一方がもう一方を支配する能力を有している場合若しくはもう一方の財務上若しくは事業上の決定に対して重大な影響力を行使している場合、又はその他の当事者が双方を支配している場合に、関連があるとみなされる。当グループの関連当事者には、主要な経営幹部、その近親者及び、主要な経営幹部又はその近親者によって支配されるか、重大な影響を受けるか、又は重大な議決権を保有される企業が含まれる。主要な経営幹部とは、当グループの活動を計画、指示、管理する権限と責任を有する個人、すなわち、業務執行役員会及び取締役会のメンバーである。

銀行取引関係

当グループは、世界的な金融サービス会社である。業務執行役員会及び取締役会のメンバー又は当該メンバーの近親者、若しくはその関連企業の多くは、当グループと銀行取引に係る関係を有している。当グループ又はその銀行子会社は、業務執行役員会又は取締役会の現在のメンバーがSECによって定義されている重要な影響力を有する（その企業において役員及び／又は取締役レベルの役職についているなど）企業と融資契約及びその他の銀行取引契約を締結している場合がある。下記の取引を除く、業務執行役員会及び取締役会のメンバー並びに当該企業との関係は通常の業務におけるものであり、独立第三者間取引条件で実行されている。また、特に断りのない限り、業務執行役員会及び取締役会のメンバー又は当該メンバーの近親者、若しくは関連企業に対する貸出はすべて、通常の業務の一環として、他の個人に対する同等の取引におけるその時点の一般的な条件と実質的に同じ条件（金利及び担保を含む。）で行われており、回収可能性について一般的なリスクを超えるリスクはなく、その他の不利な特性も示していなかった。2018年、2017年及び2016年12月31日現在、通常の業務外で、一般的な市場条件外で行われた、このような関連当事者に対する貸付エクスポージャーはなかった。

関連当事者への貸出金

業務執行役員会及び取締役会のメンバーへの貸出金

業務執行役員会及び取締役会のメンバーに対する貸出金残高の大部分は、抵当貸付又は有価証券担保の貸出金である。

業務執行役員会のメンバーに対する抵当貸付はすべて、変動金利又は固定金利で一定の期間にわたり実行される。一般的に、抵当貸付は10年までの期間で実行される。適用金利は、借換費用にマージンを加えたもので、金

利及びその他の条件は、その他の従業員に対して適用されるものと同じである。有価証券担保貸出金は、その他の従業員に対して実行される時と同じ金利及び条件で実行される。業務執行役員会のメンバーに対し貸付を実行する際の与信承認及びリスク評価手続きは、他の従業員に対する貸出金の場合と同様である。特に断りのない限り、業務執行役員会のメンバーに対する貸出金はすべて、通常の業務の一環として、金利及び担保等、他の個人と類似の取引を行う際の一般的な条件と実質的に同一条件で、すべての当グループの従業員に適用される条件を考慮して行われる。当該取引において、通常の回収リスク以上のリスクはなく、他の不利な特性も示されていない。2018年12月31日現在、業務執行役員会のメンバーに対する最高貸出金残高は、ヘルマン・シトハンに対する貸出金の6百万スイス・フランであった。

取締役会会長を含む、貸出金を有する取締役会メンバーは、従業員の条件の恩恵を受けず、同様の信用力を有する顧客に適用される条件が付される。特に断りのない限り、取締役会のメンバーに対する貸付はすべて、通常の業務の一環として、他の個人に対する同等の取引におけるその時点の一般的な条件と実質的に同じ条件（金利及び担保を含む。）で行われており、回収可能性について一般的なリスクを超えるリスクはなく、その他の不利な特性も示していなかった。

業務執行役員会及び取締役会のメンバーへの貸出金

単位：百万スイス・フラン

業務執行役員会のメンバーに対する貸出金

	2018年	2017年	2016年
期首残高	26 ¹	25	26
増加	8	3	6
減少	(1)	(2)	(7)
期末残高	33 ¹	26	25

取締役会のメンバーに対する貸出金

期首残高	11 ²	10	8
増加	0	1	3
減少	(1)	0	(1)
期末残高	10 ²	11	10

¹ 当事業年度の期首及び期末現在、貸出金残高を有するメンバーの数は8名であった。

² 当事業年度の期首及び期末現在、貸出金残高を有するメンバーの数は4名であった。

持分法適用出資会社への貸出金

当グループ又は子会社から持分法適用出資会社への貸出金は、通常の業務の一環として行われている。

持分法適用投資先の一覧については、注記40「重要な子会社及び持分法適用投資」を参照のこと。

当グループ又は子会社から持分法適用出資会社への貸出金

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

持分法適用出資会社への貸出金

	2018年	2017年	2016年
期首残高	173	173	135
借入返済、純額	158	0	38
期末残高	331	173	173

その他の関連当事者取引

ティア1 キャピタル商品

2011年2月、当グループは、それぞれ当グループの株式及び当グループの金融商品の重要な保有者であるカタール投資庁（以下、「QIA」という。）及びオラヤン・グループの関連会社とティア1 ハイ・トリガー・キャピタル商品を買入れることで合意した。当該合意はその後、2012年及び2013年に修正された。

2018年10月、当グループは次のティア1 ハイ・トリガー・キャピタル商品を償還した。

- オラヤン・グループの関連会社が保有する1.725十億米ドル、9.5%
- QIAの関連会社が保有する1.72十億米ドル、9.5%
- QIAの関連会社が保有する2.5十億スイス・フラン、9.0%

当初の取引時において、当グループは、これを重要な取引と判断し、当初の取引の取引条件及びコーポレート・ガバナンスを評価することを目的として、QIA及びオラヤン・グループを、当時当グループの取締役会のメンバーであったジャーシム・ビン・ハマド・J・J・アル・サーニ氏と、その後当該メンバーに加わったアジズ・R・D・シリアニ氏の関連当事者とみなした。当時、取締役会（この決定プロセスに関与することを棄権したビン・ハマド・J・J・アル・サーニ氏及びシリアニ氏を除く。）は、当初の取引の規模の下での取引条件、コンティンジェント・キャピタル（確立された市場が存在しない。）の内容及び発行されQIA及びオラヤン・グループによって保有されているノートの条件は、公正であると判断した。2013年4月26日現在及び2017年4月28日現在、シリアニ氏及びビン・ハマド・J・J・アル・サーニ氏は取締役会をそれぞれ辞任しており、取締役会のメンバーとして選任されているオラヤン・グループ関係者もQIA関係者も存在しない。

その他

2018年12月、当グループの子会社は売買プラットフォームに対する少数株主持分を関連会社に売却する取引を実行し、約80百万米ドルの売却益を得た。

当グループの年金制度に関する負債

2018年及び2017年12月31日現在の当グループの確定給付年金制度に関する負債はそれぞれ735百万スイス・フラン及び336百万スイス・フランであり、当グループの連結貸借対照表上の様々な負債項目に反映されていた。

[次へ](#)

31 年金及びその他の退職後給付

当グループでは、確定拠出型年金制度、確定給付型年金制度、及び退職後医療給付制度に代表されるその他の退職後確定給付制度に拠出している。

確定拠出型年金制度

確定拠出型年金制度は、各加入者に個人の勘定を提供する。加入者に支給される給付額は、従業員の勘定に対する拠出額のみに基づいており、当該勘定に割り当てられた収益、費用及び損益に影響される。そのため、退職時の確定年金給付額に関する規定はなく、加入者は年金数理リスク及び投資リスクのすべてを負う。

当グループは、主として米国及び英国、並びに世界各国において様々な確定拠出型年金制度に拠出している。2018年、2017年及び2016年において、当グループはこれらの制度へ拠出し、それぞれ153百万スイス・フラン、165百万スイス・フラン及び161百万スイス・フランを費用として認識した。

確定給付型年金制度及びその他の退職後確定給付制度

確定給付型年金制度

確定給付型年金制度は、従業員の退職時に従業員に対する個別の給付額を確定する年金制度である。これらの給付額は、通常、従業員の給与、勤続年数及び退職年齢を考慮して決定される。退職者は、年金数理リスク（たとえば、制度の対象となる退職者が想定より長生きするリスク）又は投資リスク（すなわち、拠出額に対する収益が低いかマイナスとなることにより投資資産及び関連収益が予想給付額を満たすのに十分でないリスク）のいずれも負わない。これらの制度に対する当グループの拠出方針は、各国の法律や税務当局の要件に準ずるものとなっている。

スイス年金制度

当グループで最も重要な確定給付型年金制度であるクレディ・スイス スイス年金制度（以下、「スイス年金制度」という。）は、スイスで運営されスイスの従業員を対象としている制度で、チューリッヒを所在地とする信託として設定されている。当スイス年金制度は、老齢・遺族・障害年金制度（BVG）に基づいて退職、死亡及び障害時に給付金を支給しており、スイス連邦法により求められる最低給付額を満たしているか、若しくは上回っている。スイス年金制度における給付額は、雇用主と従業員の拠出累計額と利息収入累計額をもとに算定されている。当スイス年金制度は、実施的には確定拠出型制度であるが、拠出額に対する最低給付額と生存中の年金給付が保証されていることを主な理由として、米国GAAPのもとでは確定給付型制度として取り扱われている。2018年及び2017年12月31日現在、当スイス年金制度は、確定給付制度に加入している当グループの従業員全体のそれぞれ69%及び73%、制度資産の公正価値の82%及び81%、並びに当グループの確定給付制度における年金給付債務のそれぞれ83%及び82%を構成している。

積立部分における従業員の拠出額は従業員の年齢によって異なり、基準給与の割合で決定される。従業員は、その年齢に応じて基準給与の5%から14%の間で変動する3つの拠出額レベルから選択することができる。当グループの拠出額は、従業員の年齢に応じて基準給与の7.5%から25%の間で変動する。

スイス連邦政府は、BVGの最低年金給与に適用される積立残高に関する最低法定利子率（2019年1月1日現在及び2018年1月1日現在1.0%）を毎年設定している。積立残高に関する法定利子率は、超過部分の強制給付額には適用されない。スイス年金制度評議会は、積立残高に適用される利子率を毎年設定している。

従業員が退職すると、積立残高は年金に転換され、転換率はスイス年金制度において発生した資産を年間生涯退職年金に転換するために使用される割合を用いている。転換率の水準は、将来の退職者の平均余命及び資本市場における長期的なリターンの見込みに依存している。スイス年金制度評議会は、制度の転換率を設定する責任

を有している。2016年12月、スイス年金制度評議会は、将来における転換率の引き下げを支持することを決定した。将来、転換率の決定は、最低8年の期間にわたって設定される予定である。

海外年金制度

スイス国外の当グループの従業員は、様々な確定給付型年金制度の対象となっている。これらの制度では、退職、死亡、障害又は雇用終了時に給付金が支給される。海外年金制度における退職給付は、年齢、拠出額及び給与により異なる。スイス国外の当グループの主要な確定給付型年金制度は、米国及び英国において設定されているが、両国のこれらの制度は、いずれも積立済みで、新規加入及び給付が打ち切られている。他国では、より小規模な確定給付型年金制度（積立済制度と積立不足制度の両方）が運営されている。

その他の退職後確定給付制度

米国では、年金給付以外の退職後給付を行う当グループの確定給付制度として主に、一部の退職した従業員に対する医療給付及び福祉給付に重点を置いている。従業員が提供する現在の役務と引き換えに、当グループは、退職後の医療給付及び福祉給付を支給することを約束している。当該報酬に対する当グループの債務は、従業員が退職後給付を得るために必要な役務を提供した時点で発生する。

純期間給付費用合計の構成要素

12月31日に終了した事業年度、 単位：百万スイス・フラン	確定給付型年金制度						その他の 退職後確定給付制度		
	スイス			海外			海外		
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	2016年
純期間給付費用									
給付債務に対する勤務費用	242	243	288	16	22	20	0	0	0
給付債務に対する利息費用	63	57	141	86	91	124	5	6	8
制度資産の期待収益	(483)	(473)	(536)	(114)	(133)	(175)	0	0	0
認識過去勤務費用/利益の償却費	(126)	(131)	(116)	0	0	0	0	0	0
認識保険数理損失/(利益)の 償却費	306	340	366	47	60	41	8	7	10
清算損/(益)	35	37	24	0	0	72	0	0	0
縮小損(益)	(12)	(23)	(18)	(1)	(10)	0	0	0	0
特別退職給付	38	19	22	0	0	0	0	0	0
純期間給付費用/(利益)	63	69	171	34	30	82	13	13	18

確定給付制度に伴う純期間給付費用

確定給付型年金制度及びその他の退職後確定給付制度の純期間給付費用は、従業員の役務提供期間の各制度の費用である。実際の計上額は、特に当期勤務費用、利息費用、制度資産の期待収益並びにAOCIに計上された過去勤務費用／（利益）及び保険数理損失／（利益）両方の償却費を考慮する標準的な年金数理手法を用いて決定される。

2018年、2017年及び2016年の報酬費用－その他に反映されている給付債務に対する勤務費用は、それぞれ258百万スイス・フラン、265百万スイス・フラン、308百万スイス・フランであった。

2011年度第2四半期に当グループは、戦略的計画の一環として、人員削減を含む数多くのコスト効率対策の導入を開始した。その結果、2018年、2017年及び2016年においては、それぞれ縮小利益12百万スイス・フラン、23百万スイス・フラン及び18百万スイス・フランが発生した。なおこれらの損益は、役務提供されないと予想される勤続年数に関する損益の即時認識額に相当するものである。2018年、2017年及び2016年には、所属事業部門の売却により事実上解雇されたか当グループを退職したスイスの従業員に対する年金債務の清算に関連する追加費用として、それぞれ35百万スイス・フラン、37百万スイス・フラン及び24百万スイス・フランを認識した。2018年、2017年及び2016年には、当該コスト効率対策に関連して、スイスにおける早期退職に関する特別退職給付費用それぞれ38百万スイス・フラン、19百万スイス・フラン及び22百万スイス・フランを認識した。

2016年度の後半には、米国の年金基金に加入していた退職者に対する一時払いの申し出が行われた。加入者がこの申し出を受け入れた結果、これらの加入者の年金債務の精算に関連して72百万スイス・フランの追加費用が発生した。

給付債務

給付債務は、累積給付債務（以下、「ABO」という。）又はPBOのいずれかで表される。ABOは、測定日以前の従業員の役務提供に基づく保険数理上の現在価値であり、現在及び過去の報酬水準を考慮に入れるが、PBOは、将来の報酬水準に関する仮定を適用する。

「制度の債務及び積立状況」の表は、確定給付型年金制度及びその他の退職後確定給付制度に関するPBO、ABO、制度資産の公正価値における変動及び連結貸借対照表計上額を示したものである。

米国GAAPは、雇用主に対し、確定給付型年金制度及びその他の退職後確定給付制度の積立状況を貸借対照表上で認識するよう要求している。これらの制度の積立状況は、制度資産の公正価値とPBOとの間の差額として決定されており、制度資産の公正価値の変動並びに基礎となる仮定及び国勢調査データの変動に伴うPBOの変動を受けて、年ごとに異なる場合がある。2018年及び2017年に、PBOに影響を及ぼした、スイスにおける縮小、決済及び特別退職給付は、コスト効率対策に関する人員削減に関連するものである。

2017年1月1日を発効日として、スイス年金制度評議会は、年金制度の継続的、長期的な給付調達能力を反映して退職給付数を変更した。こうした変更は、期待資産収益率の低下と低金利及び平均寿命の延びにより、予想される退職給付費用の増加を反映したものであった。これらを検討することにより、年金換算率の漸減的な引き下げ、全被保険者に対する65歳の参考年齢の導入、スイス老齢年金及び遺族保険に関するつなぎ年金の変更、退職時における脱退一時金の選択肢の拡大並びに最大退職年金額の引き下げがもたらされた。尚、スイス年金制度評議会は、死亡及び障害給付の改訂並びに同居者の年金導入にも合意している。

制度の債務及び積立状況

12月31日に終了した事業年度／
12月31日現在
単位：百万スイス・フラン

PBO ¹

	確定給付型年金制度				その他の 退職後確定給付制度	
	スイス		海外		海外	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
測定期間開始時	15,885	15,885	3,390	3,337	173	184
制度加入者拠出額	204	205	0	0	0	0
勤務費用	242	243	16	22	0	0
利息費用	63	57	86	91	5	6
制度の修正	20	0	10	0	0	0
清算	(125)	(144)	(1)	0	0	0
縮小	(8)	(22)	(1)	(11)	0	0
特別退職給付	38	19	1	1	0	0
保険数理損失/(利益)	(58)	471	(229)	171	(9)	2
給付額	(829)	(829)	(233)	(287)	(11)	(11)
換算損失/(利益)	0	0	(88)	66	2	(8)
測定期間終了時	15,432	15,885	2,951	3,390	160	173

制度資産の公正価値

測定期間開始時	16,996	15,951	4,088	4,000	0	0
制度資産の実際収益	(454)	1,398	(141)	256	0	0
雇用主拠出額	433	415	19	22	11	11
制度加入者拠出額	204	205	0	0	0	0
清算	(125)	(144)	(1)	0	0	0
給付額	(829)	(829)	(233)	(287)	(11)	(11)
換算利益/(損失)	0	0	(128)	97	0	0
測定期間終了時	16,225	16,996	3,604	4,088	0	0

積立状況合計

制度積立状況 －積立超過/(積立不足)	793	1,111	653	698	(160)	(173)
12月31日現在の連結貸借対照表上の積立状況	793	1,111	653	698	(160)	(173)

計上額合計

固定資産	793	1,111	1,001	1,058	0	0
流動負債	0	0	(10)	(11)	(11)	(11)
固定負債	0	0	(338)	(349)	(149)	(162)
12月31日現在の連結貸借対照表計上額合計	793	1,111	653	698	(160)	(173)

ABO ²

測定期間終了時	14,534	14,841	2,921	3,351	160	173

¹ 見積将来昇給額を含む。

² 見積将来昇給額を除く。

2018年及び2017年12月31日現在の、確定給付年金制度に関する連結貸借対照表への計上額純額は、それぞれ1,446百万スイス・フラン及び1,809百万スイス・フランの積立超過であった。

2019年に当グループは、スイス及び海外の確定給付型年金制度に384百万スイス・フラン、その他の退職後確定給付制度に11百万スイス・フランを拠出する予定である。

制度資産を超過するPBO又はABO

以下の表は、2018年及び2017年12月31日現在の、PBO又はABOが制度資産を超過している確定給付型年金制度のPBO及びABOの総額並びに制度資産の公正価値総額をそれぞれ示したものである。

PBO又はABOが制度資産を超過している確定給付型年金制度

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	制度資産の公正価値を超過するPBO ¹				制度資産の公正価値を超過するABO ¹			
	スイス		海外		スイス		海外	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
PBO	0	0	1,336	1,464	0	0	1,325	1,447
ABO	0	0	1,312	1,433	0	0	1,304	1,420
制度資産の公正価値	0	0	989	1,104	0	0	978	1,088

¹ PBO／ABOが制度資産の公正価値を超過した確定給付型年金制度のみを含む。

AOCI及びその他包括利益への計上額

以下の表は、AOCIに計上され、その後、純期間給付費用の構成要素として認識された保険数理利益／（損失）及び過去勤務利益／（費用）を示したものである。

AOCIへの計上額（税引後）

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	確定給付型 年金制度		その他の退職後 確定給付制度		合計	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
AOCIへの計上額						
保険数理利益／（損失）	(3,951)	(3,547)	(23)	(36)	(3,974)	(3,583)
過去勤務利益／（費用）	384	519	3	3	387	522
合計	(3,567)	(3,028)	(20)	(33)	(3,587)	(3,061)

以下の表は、2018年及び2017年中にAOCIに計上された保険数理利益／（損失）及び過去勤務利益／（費用）によるその他包括利益の変動、並びに同年の純期間給付費用の構成要素としての上述の項目の償却費及び2019年の償却予定額を示したものである。

その他包括利益への計上額

12月31日に終了した事業年度、 単位：百万スイス・フラン	確定給付型年金制度			その他の退職後確定給付制度			合計、 純額
	総額	税額	純額	総額	税額	純額	
2018年							
保険数理利益/(損失)	(905)	182	(723)	9	(2)	7	(716)
過去勤務利益/(費用)	(30)	4	(26)	0	0	0	(26)
保険数理損失/(利益)の償却費	353	(68)	285	8	(2)	6	291
過去勤務費用/(利益)の償却費	(126)	27	(99)	0	0	0	(99)
縮小/決済による即時認識	30	(6)	24	0	0	0	24
合計	(678)	139	(539)	17	(4)	13	(526)
2017年							
保険数理利益/(損失)	406	(82)	324	(2)	1	(1)	323
保険数理損失/(利益)の償却費	400	(76)	324	7	(3)	4	328
過去勤務費用/(利益)の償却費	(131)	26	(105)	0	0	0	(105)
縮小/決済による即時認識	36	(8)	28	0	0	0	28
合計	711	(140)	571	5	(2)	3	574

償却予定のAOCIの金額（税引後）

2019年の償却費、単位：百万スイス・フラン	確定給付型 年金制度	その他の退職後 確定給付制度
保険数理損失/(利益)の償却費	238	2
過去勤務費用/(利益)の償却費	(122)	0
合計	116	2

仮定

純期間給付費用及び給付債務の測定は、明確な仮定を用いて決定されており、各仮定は特定の将来の事象の最良の見積りを表している。

純期間給付費用及び給付債務の決定に用いられた加重平均仮定値

12月31日現在、単位：％	確定給付型年金制度						その他の退職後 確定給付制度		
	スイス			海外			海外		
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	2016年
純期間給付費用									
割引率－勤務費用	1.02	1.01	0.90	2.96	2.92	4.05	3.86	4.03	4.50
割引率－利息費用	0.41	0.37	0.90	2.77	2.79	4.05	3.28	3.48	4.50
昇給	0.50	0.50	0.80	2.97	3.55	3.56	-	-	-
貯蓄残高に対する利子率	0.86	0.85	1.25	-	-	-	-	-	-
制度資産の長期期待収益率	3.00	3.00	3.50	3.22	3.88	5.07	-	-	-
給付債務									
割引率	1.03	0.86	0.85	3.30	2.83	3.10	4.37	3.70	4.21
昇給	0.75	0.50	0.50	2.90	2.97	3.55	-	-	-
貯蓄残高に対する利子率	1.03	0.86	0.85	-	-	-	-	-	-

純期間給付費用及び給付債務の仮定

測定日の給付債務を決定する際に使用される仮定は、当該日より12ヶ月間の純期間給付費用を算定する際にも使用される。

割引率は、現在入手可能かつ市場で観察可能であり、年金給付の支払満了までの期間にわたって入手可能であると見込まれる優良社債で構成されるイールドカーブを基準に決定される。より長期物の優良社債の市場が十分に厚くない国々では、国債利回りやリスクプレミアムを含め、入手可能な最善の市場情報がイールドカーブの設定に使用される。クレディ・スイスは2016年12月31日現在、スポット・レートでの評価手法を採用している。当該手法では、制度の給付債務や将来の勤務費用及び利息費用を測定する際に、各年度のキャッシュ・フローにイールドカーブ上の個々のスポット・レートが適用される。

昇給に関する仮定は、PB0の算定に用いられており、将来の報酬水準に関する仮定により測定されている。

クレディ・スイスが貯蓄残高に対する利子率を見積もる場合には、将来の金利環境の変化が考慮される。具体的には、クレディ・スイスは、割引率に使用されるイールドカーブのキャッシュ・フロー加重平均を、これらの長期予測に対する貯蓄残高の利子率の最善の見積もりとして用いている。

年金資産の長期期待収益率には、純期間給付費用の構成要素として制度資産の期待収益を算定するために、資産の市場関連価値に仮定が用いられ、PB0に含まれる給付額を満たすために投資された又は投資される資金の平均期待利益率を反映している。利益率の見積りにおいては、制度資産から稼得される収益及び再投資に利用できる収益率を適切に考慮する。年金資産の長期期待収益率は、各保有資産クラス間／内での相互関係を示している、予想総収益率、予想ボラティリティ及び相関関係の見積りに基づいている。可能な場合、様々な資産クラスの収益率を予測するために、関連がない場合でも類似のアプローチがとられている。

負債証券の長期期待収益率は、未収利息の計上及び価格収益の両方を反映している。総収益率及び特定の外生変数との間に存在する可能性の高い長期的関係が用いられており、負債証券の総収益率の予測とマクロ経済環境の予測を連動させている。

ROEの長期期待収益率は、2段階配当割引モデルに基づいている。このモデルは、市場の株式のインプライド・リスク・プレミアムを算定する際に経済見通しや市場予想を考慮に入れる。配当は、市場のコンセンサス利益及び過去の配当率を用いて見積もられる。その後のシナリオ分析は収益水準のストレス・テストに用いられている。

不動産の長期期待収益率は、直接不動産市場の賃貸市場側及び資本市場側の両方を反映している経済モデルに基づいている。これにより、不動産エクイティ、ファンド及び直接市場指数の期待収益に関する反復可能で強固な予測手法が可能となる。

プライベート・エクイティ及びヘッジ・ファンドの長期期待収益率は、プライベート・エクイティ及びヘッジ・ファンドの指標及び指数を用い、過去の実績における主要な要素を判定するという方法で見積もられる。これらの要素を把握するために遅延収益を伴う多重線形回帰モデルが用いられる。

死亡率の仮定は、標準的な死亡率表や標準的なモデルに加え、外部の独立した保険数理協会及び保険数理機関によって策定され公表された死亡率に対する将来の改善を予測するための手法に基づいている。

主要制度の死亡率表及び平均余命

12月31日現在、 単位：平均余命（年）	男性被保険者の65歳時の平均余命				女性被保険者の65歳時の平均余命			
	65歳		45歳		65歳		45歳	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
スイス BVG 2015年テーブル ¹	21.6	21.6	23.2	23.1	23.6	23.5	25.1	25.1
英国 SAPS S2 簡易表 ²	23.7	23.8	25.3	25.4	24.8	24.8	26.5	26.6
米国 RP-2014 死亡率表 ³	21.5	21.5	22.7	22.7	23.4	23.3	24.5	24.4

¹ 年間1.25%の長期改善率を用いた最終CMI予測を含むBVG 2015年テーブルが使用された。

² 年率1.5%の長期改善率を用いた最終CMI予測案を含む、自己管理型年金制度（SAPS）S2 ライトテーブルの95%が使用された。

³ 社会保障局の暫定的な改善基準に基づく予測を用いた2014年退職者予測（RP-2014）死亡率表が使用された。

米国GAAPでは、PBO評価に使用する仮定は、常に測定日現在の最善の見積りでなければならない。クレディ・スイスは、定期的な確定給付債務の評価及び測定に使用される保険数理計算上の仮定を、米国GAAPで要求されている通り、定期的に検証している。

さらなる情報は、第2部企業活動財務報告書の「重要性が極めて高い会計上の見積り」及び注記1「重要な会計方針の要約」を参照のこと。

仮定の見直し

クレディ・スイスは、2016年、2017年及び2018年の見直しの一環として、スイス年金制度の仮定に関する更なる改善が、最善の見積りを反映するために必要であると結論付けた。その結果、クレディ・スイスは、スイス年金制度の保険数理上の仮定を決定するための方法を以下の通り強化した。

- クレディ・スイスは、PBOを評価するにあたり期待将来キャッシュ・フローを割り引くために使用される割引率を見積もるために、この仮定を設定するためのより標準化されたアプローチを導入し、長期物の優良スイス社債の市場が十分に厚くない場合のイールドカーブの策定の改善を行った。2016年12月31日現在のスイス年金制度の給付債務を測定するにあたり、イールドカーブ上の個々のスポット・レートが、各年度のキャッシュ・フローを割り引くために適用された。
- スイスでは、企業年金基金に使用される死亡率表は、現在5年ごとに見直されているBVGシリーズである。クレディ・スイスは、長期的な改善率1.25%が適用される継続的死亡率調査（CMI）モデルを用いている定期的なBVG 2015年テーブルを適用することにより、将来の平均余命の改善を継続的に組み込む手法に改良した。2017年度中に見直しの一環として、クレディ・スイスは、スイス年金制度の評価に2017年初めに公表されたCMIモデルの最終版を採用した。2017年、これによりPBOは140百万スイス・フラン増加した。
- 貯蓄残高の将来の利子率及び将来の転換率の仮定を設定する際に、経営陣は法的最低要件、スイス年金制度評議会が承認した現在の利子率及び過去の傾向に加え、割引率に使用されたイールドカーブに基づく将来の利子率の期待水準を考慮した。
- 期待将来キャッシュ・フローを割り引くにあたり、2016年12月31日の評価額で、クレディ・スイスは「スポット・レート・アプローチ」を採用した。当該アプローチでは、制度の給付債務や将来の勤務費用及び利息費用を測定する際に、イールドカーブ上の個々のスポット・レートが各年度のキャッシュ・フローに適用される。従来の手法では、イールドカーブから生じる単一の加重平均割引率が各キャッシュ・フローに適用されていた。「スポット・レート・アプローチ」を取り入れたことにより、従来の手法と比べて2017年度の純期間給付費用が87百万スイス・フラン減少した。この変更によるPBOの重要な変更はない。

医療費の仮定

医療費趨勢は、適切なその他の退職後確定給付費用を決定するために用いられる。これらの費用（対象とされた医療給付費用）の決定においては、加重平均年率が仮定されている。

以下の表は、医療費趨勢率の仮定の概要と、当該趨勢率が1%ポイント増減した場合の感応度を表したものである。

医療費趨勢率と感応度

12月31日に終了した事業年度／12月31日現在
単位：百万スイス・フラン

医療費趨勢率（%）

加重平均医療費趨勢年率¹

退職後給付費用の増加/(減少)

医療費趨勢率が1%ポイント増加した場合

医療費趨勢率が1%ポイント減少した場合

退職後給付債務の増加/(減少)

医療費趨勢率が1%ポイント増加した場合

医療費趨勢率が1%ポイント減少した場合

¹ 医療費趨勢年率は徐々に減少し、2026年までには長期医療費趨勢率が5%になると仮定されている。

2019年の純期間給付費用の決定に用いられた医療費趨勢年率は8.7%であった。

制度資産及び投資戦略

制度資産は、制度給付額に備えて分離され制限されている資産であり、測定日現在の公正価値で測定される。

当グループの確定給付型年金制度は、総投資収益アプローチを採用している。当該アプローチでは、リスクを低水準に抑えつつ長期年金資産収益率を最大化するために、負債証券、持分証券及びオルタナティブ投資（特にヘッジ・ファンド及びプライベート・エクイティ）の多様な組み合わせが用いられる。この戦略の意図は、長期にわたり年金債務と同額の又はこれを上回る成果を上げることにある。リスク許容範囲は、年金債務、年金積立状況、会社の財政状態を慎重に考慮した上で決定される。さらに、持分証券は、各国外株式への分散に加えて、グロース株、バリュース株、小型・大型株に分散されている。不動産並びにプライベート・エクイティ及びヘッジ・ファンドといったオルタナティブ投資は、ポートフォリオの多様性を向上させると同時に、長期収益率を高めるために利用されている。デリバティブは、市場エクスポージャーをヘッジする若しくは増加させるために用いられることがあるが、対象となる投資の時価を超えてポートフォリオのレバレッジをきかせるために用いられることはない。投資リスクは、定期的な資産／負債調査及び四半期ごとの投資ポートフォリオ・レビューを通して継続的に測定及び監視される。投資リスクを限定するために、当グループの年金制度は、確定戦略資産配分ガイドラインに従っている。投資先市場の不確実性やストレスが高い場合には、このガイドラインに従い、当該市場への資産配分（投資）がより制限される可能性がある。

2018年12月31日及び2017年12月31日現在、当グループの持分証券及びオプションの公正価値合計は、それぞれ76百万スイス・フラン及び118百万スイス・フランであった。

制度資産の公正価値ヒエラルキー

公正価値ヒエラルキーについては、注記35「金融商品」の公正価値測定を参照のこと。

制度資産の公正価値

以下の表は、当グループの確定給付型年金制度に関する2018年及び2017年12月31日現在の経常的に公正価値で測定された制度資産を示している。

経常的に公正価値で測定された制度資産

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	2018年					2017年				
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	一株当たり純資産 価値で測定された 資産	合計	レベル 1	レベル 2	レベル 3	一株当たり純資産 価値で測定された 資産	合計
公正価値で測定された 制度資産										
現金及び 現金同等物	763	0	0	0	763	384	0	0	0	384
負債証券	3,742	150	34	751	4,677	3,144	325	37	742	4,248
うち社債	3,742	150	34	751	4,677	3,144	325	37	742	4,248
持分証券	5,113	0	0	0	5,113	6,780	10	0	0	6,790
不動産	875	0	1,345	0	2,220	727	0	1,257	0	1,984
うち直接	0	0	1,297	0	1,297	0	0	1,244	0	1,244
うち間接	875	0	48	0	923	727	0	13	0	740
オルタナティブ投資	704	24	0	2,724	3,452	513	14	0	3,063	3,590
うちプライベート・ エクイティ	0	0	0	1,503	1,503	0	0	0	1,313	1,313
うちヘッジ・ ファンド	356	0	0	762	1,118	153	0	0	1,292	1,445
うちその他	348	24	0	459	831	360	14	0	458	832
スイス	11,197	174	1,379	3,475	16,225	11,548	349	1,294	3,805	16,996
現金及び現金同等物	86	123	0	0	209	70	133	0	0	203
負債証券	1,889	846	0	328	3,063	1,991	1,080	0	370	3,441
うち国債	1,574	5	0	0	1,579	1,622	9	0	0	1,631
うち社債	315	841	0	328	1,484	369	1,071	0	370	1,810
持分証券	52	12	0	74	138	55	14	0	147	216
不動産－間接	0	0	0	29	29	0	0	0	27	27
オルタナティブ投資	0	19	0	61	80	0	33	0	76	109
うちヘッジ・ ファンド	0	0	0	61	61	0	0	0	76	76
うちその他	0	19 ¹	0	0	19	0	33 ¹	0	0	33
その他の投資	0	85	0	0	85	0	92	0	0	92
海外	2,027	1,085	0	492	3,604	2,116	1,352	0	620	4,088
公正価値で測定された 制度資産合計	13,224	1,259	1,379	3,967	19,829	13,664	1,701	1,294	4,425	21,084

スイス年金制度では、ポートフォリオの経済エクスポージャーを管理する際に取引所で取引される先物が用いられる。これらの先物は、日次決済されブローカーの債権債務とみなされるため、米国GAAPでは公正価値で計上されない。従って、当該先物は上記の表には含まれない。当該先物により2018年及び2017年には、現金及び現金等価物の経済エクスポージャーが、それぞれ(86)百万スイス・フラン及び1,405百万スイス・フラン増加/(減少)し、負債証券のうち社債の経済エクスポージャーが2017年には76百万スイス・フラン減少し、持分証券の経済エクスポージャーが、2018年及び2017年にそれぞれ(86)百万スイス・フラン及び1,329百万スイス・フラン(増加)/減少した。

¹ 主にデリバティブ商品に関連するものである。

レベル3に関して経常的に公正価値で測定された制度資産

単位：百万スイス・フラン	期首 残高	レベル3 への 振替	レベル3 からの 振替	制度資産の 実際収益		購入、 売却、 決済	外貨換算 影響額	期末 残高
				報告日 現在の 保有資産	期中に 売却され た資産			
2018年								
負債証券－社債	37	0	0	0	0	(3)	0	34
不動産	1,257	0	0	53	0	35	0	1,345
うち直接	1,244	0	0	53	0	0	0	1,297
うち間接	13	0	0	0	0	35	0	48
公正価値で測定された 制度資産合計	1,294	0	0	53	0	32	0	1,379
うちスイス	1,294	0	0	53	0	32	0	1,379
2017年								
負債証券－社債	7	35	0	1	0	(6)	0	37
不動産	1,204	13	0	42	1	(3)	0	1,257
うち直接	1,204	0	0	42	1	(3)	0	1,244
うち間接	0	13	0	0	0	0	0	13
公正価値で測定された 制度資産合計	1,211	48	0	43	1	(9)	0	1,294
うちスイス	1,204	48	0	43	1	(2)	0	1,294
うち海外	7	0	0	0	0	(7)	0	0

公正価値の測定に用いられた評価技法の定性的開示

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、銀行の引受手形、譲渡性預金証書、CP、証書のない請求権、財務省証券、その他の権利及び合同運用ファンドなどの短期金融市場商品が含まれる。短期金融市場商品及び合同運用ファンドの評価は一般的に観察可能な情報に基づいている。

負債証券

負債証券には、通常活発な市場で値が付けられる国債及び社債並びにミューチュアル・ファンドの受益証券が含まれる。市場価格が入手できない負債証券の評価は、発行体の既知のリスク及び当該証券の満期、市場における最近の売却又は他の評価技法を反映させた利回りに基づいており、判断を伴う可能性がある。公開証券取引所で直接値が付けられていない、及び／又は公正価値が容易に決定できないミューチュアル・ファンドの受益証券は、NAVを用いて公正価値で測定される。

持分証券

持分証券には、普通株式、転換社債並びに投資会社の株式及びミューチュアル・ファンドの受益証券が含まれる。普通株式は通常、市場価格が定期的に入手可能な公開証券取引所で取引されている。転換社債は一般的に観察可能な価格設定に関する情報を用いて評価される。公開証券取引所で直接値が付けられていない、及び／又は公正価値が容易に決定できない投資会社の株式及びミューチュアル・ファンドの受益証券は、NAVを用いて公正価値で測定される。

不動産

不動産には、直接不動産及び不動産投資会社、信託又はミューチュアル・ファンドへの投資が含まれる。直接不動産は当初、公正価値の最善の見積りである取引価格で測定される。その後、直接不動産は、第三者投資家が関与する直近の資金調達、比較可能な企業の取引、キャッシュ・フロー又は帳簿価格の多重分析、又は割引キャッシュ・フロー分析などの様々な要因に基づく公正価値で個々に測定される。これらの評価技法で用いられる情報は入手が限られており、時間の経過に伴ってこれらの様々な要因を評価する上で重要な判断を伴う。公開証券取引所で直接値が付けられていない、及び／又は公正価値が容易に決定できない不動産投資会社、信託及びミューチュアル・ファンドは、NAVを用いて公正価値で測定される。

オルタナティブ投資

プライベート・エクイティには、直接投資、様々なポートフォリオとなる会社及びファンドへのプライベート・エクイティ及び関連投資を行うパートナーシップへの投資、並びにファンド・オブ・ファンズ・パートナーシップが含まれる。プライベート・エクイティは、公開市場で取引されている有価証券及び未公開有価証券で構成されている。制限のある、又は活発な市場で値が付けられていない、公開市場で取引されている投資は、流動性又は取引制限に関して適切な調整を行った価格で評価される。未公開持分は、関係者ではない新規投資家が関与する直近の資金調達、比較可能な企業を用いた株価収益率分析又は割引キャッシュ・フロー分析など、多数の要因を考慮して評価される。公正価値が容易に決定できないプライベート・エクイティは、ゼネラル・パートナーが提供するNAVを用いて公正価値で測定される。

公開証券取引所で直接値が付けられていない、及び／又は公正価値が容易に決定できないヘッジ・ファンドは、ファンドの管理者が提供するNAVを用いて公正価値で測定される。

デリバティブ

デリバティブには、OTC及び取引所で売買されるデリバティブが含まれる。OTCデリバティブの公正価値は、当該商品の経済性に影響を及ぼすデリバティブの特性を含む情報に基づいて決定される。必要な情報は通常、市場で観察可能であるため、多くのデリバティブの公正価値の決定に主観が介入するのはごく限られた場合のみである。より複雑なその他のデリバティブは、観察不能な情報を用いることがある。そのような観察不能な情報には、OTCオプション取引に関する長期ボラティリティの仮定及びクレジット・デリバティブ取引に関する回収率の仮定が含まれる。取引所で売買されるデリバティブの公正価値は通常、観察可能な取引価格及び／又は観察可能な情報から導き出される。

制度資産配分

以下の表は、資産カテゴリー別の業績を含む測定日の公正価値に基づいて算定した測定日現在の制度資産配分を示したものである。

制度資産配分

12月31日現在、単位：％	スイス		海外	
	2018年	2017年	2018年	2017年
加重平均				
現金及び現金同等物	4.7	2.3	5.8	5.0
負債証券	28.8	25.0	85.0	84.0
持分証券	31.5	39.9	3.8	5.3
不動産	13.7	11.7	0.8	0.7
オルタナティブ投資	21.3	21.1	2.2	2.7
保険	0.0	0.0	2.4	2.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

以下の表は、当グループの投資戦略に従った2019年の期待制度資産配分を示したものである。期待制度資産配分は、2019年の純期間給付費用に考慮すべき制度資産の期待収益を決定するために用いられる。

2019年の期待制度資産配分

2019年、単位：％

加重平均

	スイス	海外
現金及び現金同等物	10.0	0.3
負債証券	32.0	88.9
持分証券	30.0	5.1
不動産	10.0	0.6
オルタナティブ投資	18.0	2.7
保険	0.0	2.4
合計	100.0	100.0

見積将来給付額

以下の表は、確定給付型年金制度及びその他の退職後確定給付制度に関する見積将来給付額を示したものである。

見積将来給付額

単位：百万スイス・フラン

見積将来給付額

	確定給付型 年金制度	その他の退職後 確定給付制度
2019年	1,199	11
2020年	927	12
2021年	925	12
2022年	903	12
2023年	915	12
2024年以降 5 年間	4,686	53

[次へ](#)

32 デリバティブ及びヘッジ取引

デリバティブは、通常、個別にOTCで交渉された契約、又は規制された取引所で取引された標準的な契約のどちらかである。当グループで最も頻繁に用いられている独立したデリバティブ商品は、トレーディング及びリスク管理目的で契約が締結され、金利、クレジット・デフォルト及びクロスカレンシー・スワップ、金利及び為替オプション、外国為替予約並びに為替及び金利先物等を含んでいる。

当グループは、契約そのものはデリバティブとはみなされないが、組込デリバティブの要素を含む契約を締結する。このような取引には主として、収益が持分証券、指数、又は第三者の信用リスクを参照値として計算されている、若しくは非標準的な金利又は為替条項を有している発行済み及び購入済み仕組負債商品が含まれている。

デリバティブ契約締結日に、当グループはデリバティブを以下のいずれかのカテゴリーに属するものとして指定する。

- － トレーディング活動
- － リスク管理に係る取引であるが、会計基準上ヘッジとみなされないもの（「経済的ヘッジ」という。）
- － 認識された資産又は負債の公正価値のヘッジ
- － 認識された資産又は負債若しくは予定取引に関する受払キャッシュ・フローの変動に係るヘッジ
- － 海外事業への純投資額に対するヘッジ

トレーディング活動

当グループはほとんどの主要取引市場において業務を行っており、多くの取引商品及びヘッジ商品の取引を行っている。上述のとおり、この中には販売活動及びトレーディング活動に関連するスワップ、先物、オプション及び仕組商品（複数のデリバティブを組み合わせてカスタマイズされた取引等）が含まれている。トレーディング活動には、マーケット・メイキング、ポジショニング及び裁定取引が含まれる。当グループが保有しているデリバティブの大半は、トレーディング活動目的で使用されている。

経済的ヘッジ

当グループが自身のリスク管理目的のためにデリバティブ契約を締結するときに経済的ヘッジが生じるが、締結された契約は、米国GAAPのもとではヘッジ会計として処理することは認められていない。これらの経済的ヘッジには以下が含まれる。

- － 中核となる銀行業務における特定の資産及び負債に係る正味金利リスクを管理するための金利デリバティブ
- － 中核となる銀行業務における特定の収益及び費用項目、並びに中核となる銀行業務の資産及び負債に係る為替リスクを管理するための為替デリバティブ
- － 特定の貸出金ポートフォリオに係る信用リスクを管理するためのクレジット・デリバティブ
- － 転換社債を含むエクイティ・ポジションに係るリスクを管理するための先物、及び
- － 特定の仕組商品に係るエクイティ／インデックス・リスクを管理するためのエクイティ・デリバティブ

経済的ヘッジで利用されるデリバティブは、連結貸借対照表のトレーディング資産又はトレーディング負債に含まれる。

ヘッジ会計

公正価値ヘッジ

当グループは、公正価値ヘッジを、金利変動から生じる収益の変動を最小限に抑えるためにデリバティブ商品を利用する包括的金利リスク管理戦略の一部として指定する。当グループでは、固定金利貸出金、レポ取引及び長期負債商品に関する金利リスクによって生じる公正価値の変動をヘッジするだけでなく、以下の手段も用いている。

- － 外貨建て固定金利資産又は負債を、機能通貨建て変動金利資産又は負債に変換するクロスカレンシー・スワップ、及び
- － 売却可能有価証券に係る為替リスクをヘッジする外国為替予約。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当グループは、キャッシュ・フロー・ヘッジを、変動金利資産又は負債を固定金利に変換する金利スワップを用いて、貸出金、預金及びその他債務に係るキャッシュ・フローの変動リスクを軽減する戦略の一部として指定する。また、クロスカレンシー・スワップを用いて、リスクにさらされている外貨建て固定金利資産又は負債及び変動金利資産又は負債を、当グループが選択した通貨建ての固定金利資産又は負債に転換している。これには、スイス・フランや米ドルが含まれるが、これらに限定されるものではない。さらに、当グループではデリバティブを用いて、予定取引に関するキャッシュ・フローをヘッジしている。2018年12月31日末現在、当グループが予定取引に関する将来キャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーをヘッジした最長期間は5年であった。ただし、既存の金融商品に係る変動金利の支払いに関連する予定取引を除く。

純投資ヘッジ

当グループは、純投資ヘッジを、外国為替相場の不利な変動に対して特定の海外事業への純投資をヘッジする戦略の一部として指定しており、通常、外国為替予約を利用している。

ヘッジの有効性の評価

当グループは、ヘッジ関係の有効性を非遡及的及び遡及的に評価している。非遡及的な評価は、ヘッジ関係の開始時及び継続的に行われ、当グループは、当該ヘッジ関係が将来にわたり高い有効性を維持するという予測を立証する必要がある。遡及的な評価も継続的に行われ、当グループは、ヘッジ関係が実際有効であったかどうかを判断する必要がある。当グループが遡及的な評価を通じて当期のヘッジ会計が適切であると判断した場合は、ヘッジの非有効部分の金額を測定して損益計算書に認識する。

デリバティブ商品の公正価値

以下の表は、契約の種類及びトレーディング目的でデリバティブが利用されているか、あるいは適格なヘッジ関係にあるかどうかによって分類したデリバティブの再取得価額の総額を表している。当グループのデリバティブ活動における取引高を示すために、想定元本も表示されている。

区分処理された組込デリバティブに係る情報は、以下の表に含まれていない。当グループは、米国GAAPに基づき、主契約と明確かつ緊密に関連しているとみなされない組込デリバティブを含む実質的にすべての金融商品を公正価値で会計処理することを選択している。

詳細については、注記35「金融商品」を参照のこと。

デリバティブ商品の公正価値

単位：十億スイス・フラン

2018年12月31日現在	トレーディング目的			ヘッジ手段 ¹		
	想定元本	正の 再取得価額 (PRV)	負の 再取得価額 (NRV)	想定元本	正の 再取得価額 (PRV)	負の 再取得価額 (NRV)
デリバティブ商品						
先渡及び金利先渡契約	7,477.7	3.6	3.7	0.0	0.0	0.0
スワップ	13,220.5	49.0	45.4	44.6	0.1	0.2
購入及び売却オプション（OTC）	2,027.6	17.0	17.1	0.0	0.0	0.0
先物	256.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（取引所）	111.1	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0
金利商品	23,093.7	69.9	66.5	44.6	0.1	0.2
先渡契約	1,124.5	9.5	10.5	12.0	0.1	0.1
スワップ	456.6	14.4	17.4	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（OTC）	313.0	3.9	4.3	0.0	0.0	0.0
先物	10.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（取引所）	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
為替商品	1,906.1	27.8	32.2	12.0	0.1	0.1
先渡契約	0.7	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
スワップ	152.6	4.0	5.1	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（OTC）	211.9	7.3	6.5	0.0	0.0	0.0
先物	39.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（取引所）	356.7	11.9	14.4	0.0	0.0	0.0
エクイティ／インデックス関連商品	761.1	23.4	26.1	0.0	0.0	0.0
クレジット・デリバティブ²	469.4	5.4	6.6	0.0	0.0	0.0
先渡契約	8.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
スワップ	13.5	1.5	0.6	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（OTC）	9.5	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
先物	9.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（取引所）	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の商品³	42.4	1.7	0.8	0.0	0.0	0.0
デリバティブ商品合計	26,272.7	128.2	132.2	56.6	0.2	0.3

2018年12月31日現在、想定元本、PRV及びNRV（トレーディング目的及びヘッジ手段）は、それぞれ26,329.3十億スイス・フラン、128.4十億スイス・フラン及び132.5十億スイス・フランであった。

¹ 米国GAAPのもとでヘッジ会計の要件を満たしているデリバティブ契約に関連している。

² 主としてクレジット・デフォルト・スワップ。

³ 主として貴金属、コモディティ及びエネルギー商品。

単位：十億スイス・フラン

2017年12月31日現在	トレーディング目的			ヘッジ手段 ¹		
	想定元本	正の 再取得価額 (PRV)	負の 再取得価額 (NRV)	想定元本	正の 再取得価額 (PRV)	負の 再取得価額 (NRV)
デリバティブ商品						
先渡及び金利先渡契約	8,509.3	1.2	1.2	0.0	0.0	0.0
スワップ	13,047.8	60.4	56.6	46.8	0.2	0.2
購入及び売却オプション（OTC）	2,374.5	25.2	24.0	0.0	0.0	0.0
先物	547.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（取引所）	419.2	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0
金利商品	24,898.6	87.0	82.1	46.8	0.2	0.2
先渡契約	1,387.9	10.7	11.1	13.3	0.0	0.2
スワップ	581.1	15.2	19.9	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（OTC）	414.8	4.6	4.8	2.1	0.0	0.0
先物	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（取引所）	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
為替商品	2,402.2	30.5	35.8	15.4	0.0	0.2
先渡契約	0.9	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
スワップ	198.7	3.8	4.9	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（OTC）	221.3	8.3	7.9	0.0	0.0	0.0
先物	32.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（取引所）	373.2	9.3	10.3	0.0	0.0	0.0
エクイティ／インデックス関連商品	826.9	21.4	23.2	0.0	0.0	0.0
クレジット・デリバティブ ²	524.9	7.7	8.9	0.0	0.0	0.0
先渡契約	7.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
スワップ	17.9	1.5	1.4	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（OTC）	10.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
先物	15.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（取引所）	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の商品 ³	52.7	1.6	1.5	0.0	0.0	0.0
デリバティブ商品合計	28,705.3	148.2	151.5	62.2	0.2	0.4

2017年12月31日現在、想定元本、PRV及びNRV（トレーディング目的及びヘッジ手段）は、それぞれ28,767.5十億スイス・フラン、148.4十億スイス・フラン、151.9十億スイス・フランであった。

¹ 米国GAAPのもとでヘッジ会計の要件を満たしているデリバティブ契約に関連している。

² 主としてクレジット・デフォルト・スワップ。

³ 主として貴金属、コモディティ及びエネルギー商品。

公正価値ヘッジ

12月31日に終了した事業年度、
単位：百万スイス・フラン

損益に計上されたデリバティブに係る利益/(損失)

	2018年	2017年	2016年
金利商品	(415)	(285)	(116)
合計	(415)	(285)	(116)

損益に計上されたヘッジ対象に係る利益/(損失)

金利商品	423	290	111
合計	423	290	111

公正価値ヘッジの詳細

ヘッジの非有効部分に係る純利益/(損失)	8	5	(5)

トレーディング収益に計上された利益/(損失)を表す。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

12月31日に終了した事業年度、
単位：百万スイス・フラン

AOCIに計上されたデリバティブに係る利益/(損失)

	2018年	2017年	2016年
金利商品	(76)	(56)	(5)
為替商品	(95)	(30)	(9)
合計	(171)	(86)	(14)

AOCIから損益に組み替えられた利益/(損失)

金利商品 ¹	(85)	(11)	29
為替商品	(48) ^{2,3,4}	(24) ^{2,3}	(16) ^{2,3,4}
合計	(133)	(35)	13

キャッシュ・フロー・ヘッジの詳細

ヘッジの非有効部分に係る純利益/(損失) ²	0	(1)	(1)

ヘッジの有効部分に係る利益/(損失)を示す。

- ¹ 利息及び配当金収益に含まれている。
- ² トレーディング収益に含まれている。
- ³ その他の収益に含まれている。
- ⁴ その他営業費用合計に含まれている。

今後12ヶ月間にAOCIから組み替えられると予想されるキャッシュ・フロー・ヘッジに係る純損失は、53百万スイス・フランであった。

純投資ヘッジ

12月31日に終了した事業年度、
単位：百万スイス・フラン

AOCIに計上されたデリバティブに係る利益/(損失)

	2018年	2017年	2016年
為替商品	133	(475)	(536)
合計	133	(475)	(536)

ヘッジの有効部分に係る利益/(損失)を表す。

当グループは、ヘッジ会計関係に含まれていないすべてのデリバティブ商品をトレーディング活動に含めている。

商品の種類別のトレーディング活動に係る損益については、注記7「トレーディング収益」を参照のこと。

偶発的信用リスク関連の開示

当グループのデリバティブ商品の一部には、当グループに対して主要な各信用格付機関が公表する特定の信用格付を維持することを要求する規定が盛り込まれている。契約で規定された格付を下回った場合、契約相手方は正味負債ポジションにあるデリバティブ商品に関して追加担保の支払いを要求する可能性がある。また、デリバティブ契約の一部には、当グループ又は契約相手のいずれかの格付が低下した際に既存のデリバティブ契約の再取得価額（時価）で当該契約を終了することを規定するものもある。このようなデリバティブ契約は、清算コストが反映されている。

以下の表は、双務契約相手先及びSPEとのデリバティブ契約（信用補完契約を含む。）に関連する偶発的信用リスクによる当グループの現在の正味エクスポージャー、関連担保、格付が1段階、2段階、3段階低下した際のそれぞれの追加担保を示している。この表にはまた、信用補完契約を伴わない、偶発的信用リスク特性をもつ早期解約事由条項付デリバティブ契約も含まれている。双務契約相手先とのデリバティブ契約及び早期解約事由条項付契約に関する現在の正味エクスポージャーは、正味負債ポジションにあるデリバティブ商品の公正価値総額である。SPEの現在の正味エクスポージャーは格下げがあった場合に支払われる担保を決定するために使用される契約上の金額である。この契約上の金額には、デリバティブ商品のNRV及び想定元本の一定割合が含まれる場合がある。

偶発的信用リスク

12月31日現在、単位：十億スイス・フラン

偶発的信用リスク**2018年**

	双務契約 相手先	特別目的 事業体	早期終了	合計
現在の正味エクスポージャー	3.6	0.1	0.3	4.0
差入担保	3.4	0.1	-	3.5
格付が1段階低下することによる影響	0.2	0.0	0.0	0.2
格付が2段階低下することによる影響	0.9	0.0	0.1	1.0
格付が3段階低下することによる影響	1.0	0.1	0.2	1.3

2017年

現在の正味エクスポージャー	5.4	0.1	1.2	6.7
差入担保	4.4	0.1	-	4.5
格付が1段階低下することによる影響	0.2	0.1	0.1	0.4
格付が2段階低下することによる影響	0.9	0.2	0.5	1.6
格付が3段階低下することによる影響	1.0	0.4	0.7	2.1

格付が低下することによる影響は、双務契約相手先及び特別目的事業体に必要とされる追加担保の他、早期終了のための追加の解約費用をそれぞれ反映している。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブは、通常、参照事業体又は資産に信用事象が発生した場合に売り手が偶発的支払いを行うことと引き換えに買い手が手数料を支払う契約である。クレジット・デリバティブは、通常、多くの決済及び支払条件が付された個別にOTCで交渉された契約であり、ほとんどのクレジット・デリバティブは、特定可能な信用事象の発生を特定できるように組成されている。信用事象には、破産、支払不能、管財人による管理、債務の重大な不利な条件の変更、又は期日を迎えた債務の不履行が含まれる。

当グループは、通常の業務において、及び、マーケット・メーカーとして、顧客取引を容易にするために保証を売買するクレジット・デリバティブ契約を締結している。これには、顧客が信用リスクをヘッジするために顧客に対して仕組信用商品を提供することが含まれている。これらの仕組信用商品の参照商品は、投資適格及び投資非適格であり、社債、ソブリン債、ABS及び貸出金が含まれる場合がある。これらの商品は、単一項目として構成される（単一銘柄商品）、あるいはポートフォリオごとに組み合わせられる（複数銘柄商品）。当グループは、様々な形式の信用エクスポージャーを経済的にヘッジするため（例：貸出金ポートフォリオ又はその他の現金ポジションの経済的ヘッジ）、保証を購入している。最終的に、当グループは、購入した又は販売した保証のいずれかの形式をとることができる自己勘定ポジションもとる。

当グループが最も一般的に取引を行うクレジット・デリバティブは、CDS及びクレジット・スワップションである。CDSは、参照事業体又は資産の信用事象発生後に、売り手が偶発的支払いを行うことと引き換えに、買い手が前払手数料及び／又は定期的な手数料を支払う契約である。クレジット・スワップションは、特定の参照信用事象に対するCDSによる保証を売買するオプションであり、特定の満期日を有する。

また、信用リスクを軽減するため、当グループは、デリバティブの取引相手と法的に強制力のあるネットティング契約を締結している。これらのデリバティブ契約の担保の差し入れは、通常、取引相手ごとの純額で行われ、特定のデリバティブ契約に配分できない。

相殺に関する詳細については、注記27「金融資産及び金融負債の相殺」を参照のこと。

販売した信用保証

販売した信用保証は潜在的な最大支払額であり、この金額はデリバティブの想定元本に基づき、信用リスク関連の事象により当グループが要求される将来の支払額を表している。当グループは、潜在的な最大支払額は、過去の実績に基づく実際の損失エクスポージャーを表すものではないと考えている。この金額は、原資産及び関連するキャッシュ・フローに関する当グループの権利により減額されることはない。大部分のクレジット・デリバティブ契約のもとでは、信用事象（又は決済トリガー）が発生した場合、当グループは通常、販売した信用保証と原資産の価値において保有している遡求権との差額について責任を負う。将来の潜在的な最大支払額は、すべてのデリバティブ・エクスポージャー（関連するマスター・ネットティング契約に基づく取引相手方とのクレジット・デリバティブを含む）を相殺した後に算定されるため、将来の潜在的な最大支払額は取引相手方に支払った現金担保によって減額されることはない。このような相殺プロセスのため、クレジット・デリバティブ・エクスポージャーのみに対応する担保額を決定することは不可能である。

販売した信用保証に係る支払リスクの質を反映するため、当グループは契約における参照商品を内部で開発された格付に基づいて評価している。内部格付は、経験のあるクレジット・アナリストにより、定量要因及び定性要因の両方を分析及び評価に組み入れた専門家の判断に基づいて設定されている。分析された特定要因及びその相対的重要度は、取引相手方の種類による。この分析は、将来志向のアプローチを強調しており、経済動向及び財務ファンダメンタルズに焦点を当て、同業分析、業界比較及びその他の定量ツールを使用している。外部格付及び市場情報が入手可能な場合、それらも分析プロセスにおいて使用する。

購入した信用保証

購入した信用保証は、その参照商品が販売した信用保証の参照商品と同一である金融商品を表す。個々の同一の参照商品に関する購入した信用保証の潜在的な最大支払額は、販売した保証の想定元本を上回る、又は下回る可能性がある。

当グループはまた、特定の信用事象が発生した場合に受け取る見積回収額も考慮している。見積回収額には、多くの場合、当グループに譲渡される参照資産の予想価値並びに参照商品及び商品の種類が同一である、購入した保証の影響額が含まれている。

購入したその他の保証

通常の事業の過程において、販売した信用保証のリスクを相殺するために、当グループは参照商品が類似ではあるが同一ではない保証を購入し、類似ではあるが同一ではない商品を利用する場合がある。このような保証により、クレジット・デリバティブ・エクスポージャー合計が減少する。購入したその他の保証は当該商品の想定元本に基づいている。

当グループは、銀行及びブローカー・ディーラー、その他の金融機関並びにその他の取引相手から保証を購入している。

販売した信用保証の公正価値

デリバティブ契約に基づく潜在的支払額が確実にになったときには負の公正価値が増加するため、販売した信用保証の公正価値は支払リスク金額を示している。

販売した／購入した信用保証

以下の表は、すべてのクレジット・デリバティブを含んでいないため、「デリバティブ商品の公正価値」の表に示されているクレジット・デリバティブとは異なっている。これは、米国GAAPに基づき特定のクレジット・デリバティブ商品を除外しているためである。米国GAAPは、(a) 原資産の1つ以上が特定の企業（又は企業グループ）の信用リスク又は企業グループの信用リスクに基づくインデックスに関連している、及び(b) 契約に規定されている信用リスク関連の事象から生じる潜在的な損失に売り手がさらされている、デリバティブ商品をクレジット・デリバティブとして定義している。

2018年及び2017年12月31日現在において、それぞれ9.7十億スイス・フラン及び6.7十億スイス・フランのトータル・リターン・スワップ（以下、「TRS」という。）が、売り手が契約に規定されている信用リスク関連の事象から生じる潜在的な損失にさらされていないため、除外されている。TRSは、資産価値の損失に対してのみ保証を提供し、特定の信用事象による追加の金額に対しては保証を提供していない。

販売した／購入した信用保証

2018年12月31日現在、 単位：十億スイス・フラン	販売した 信用保証	購入した 信用保証 ¹	(販売した)/ 購入した信用 保証、純額	購入した その他の 保証	販売した 信用保証の 公正価値
単一銘柄商品					
投資適格 ²	(46.0)	43.1	(2.9)	11.8	0.2
投資非適格	(26.2)	24.3	(1.9)	17.7	(0.2)
単一銘柄商品合計	(72.2)	67.4	(4.8)	29.5	0.0
うちソブリン	(16.4)	15.0	(1.4)	5.5	(0.1)
うち非ソブリン	(55.8)	52.4	(3.4)	24.0	0.1
複数銘柄商品					
投資適格 ²	(102.9)	102.4	(0.5)	25.1	(0.8)
投資非適格	(26.5)	25.3	(1.2)	8.4 ³	0.1
複数銘柄商品合計	(129.4)	127.7	(1.7)	33.5	(0.7)
うちソブリン	(0.2)	0.2	0.0	0.0	0.0
うち非ソブリン	(129.2)	127.5	(1.7)	33.5	(0.7)
商品合計					
投資適格 ²	(148.9)	145.5	(3.4)	36.9	(0.6)
投資非適格	(52.7)	49.6	(3.1)	26.1	(0.1)
商品合計	(201.6)	195.1	(6.5)	63.0	(0.7)
うちソブリン	(16.6)	15.2	(1.4)	5.5	(0.1)
うち非ソブリン	(185.0)	179.9	(5.1)	57.5	(0.6)

¹ 原資産及び回収額が同一の購入した信用保証を示す。

² 内部格付BBB以上に基づく。

³ シンセティック型証券化ローンポートフォリオ取引を含む。

2017年12月31日現在、
単位：十億スイス・フラン

	販売した 信用保証	購入した 信用保証 ¹	(販売した)/ 購入した信用 保証、純額	購入した その他の 保証	販売した信用 保証の 公正価値
単一銘柄商品					
投資適格 ²	(57.6)	53.8	(3.8)	15.3	0.9
投資非適格	(28.2)	25.5	(2.7)	14.3	0.5
単一銘柄商品合計	(85.8)	79.3	(6.5)	29.6	1.4
うちソブリン	(21.0)	19.2	(1.8)	6.2	0.2
うち非ソブリン	(64.8)	60.1	(4.7)	23.4	1.2
複数銘柄商品					
投資適格 ²	(107.1)	104.7	(2.4)	59.3	0.7
投資非適格	(21.0)	19.6	(1.4)	12.0 ³	0.9
複数銘柄商品合計	(128.1)	124.3	(3.8)	71.3	1.6
うちソブリン	(0.3)	0.3	0.0	0.3	0.0
うち非ソブリン	(127.8)	124.0	(3.8)	71.0	1.6
商品合計					
投資適格 ²	(164.7)	158.5	(6.2)	74.6	1.6
投資非適格	(49.2)	45.1	(4.1)	26.3	1.4
商品合計	(213.9)	203.6	(10.3)	100.9	3.0
うちソブリン	(21.3)	19.5	(1.8)	6.5	0.2
うち非ソブリン	(192.6)	184.1	(8.5)	94.4	2.8

¹ 原資産及び回収額が同一の購入した信用保証を示す。

² 内部格付BBB以上に基づく。

³ 合成型証券化貸出金ポートフォリオ取引を含む。

以下の表は、「デリバティブ商品の公正価値」の表に含まれているクレジット・デリバティブの想定元本の「販売／購入した信用保証」の表への調整である。

クレジット・デリバティブ

12月31日現在、単位：十億スイス・フラン

	2018年	2017年
クレジット・デリバティブ		
販売した信用保証	201.6	213.9
購入した信用保証	195.1	203.6
購入したその他の保証	63.0	100.9
その他の商品 ¹	9.7	6.5
クレジット・デリバティブ合計	469.4	524.9

¹ トータル・リターン・スワップ及びその他のデリバティブ商品より構成される。

満期日別及びリスク別の将来における支払額の分類によって、デリバティブ契約に基づく履行の可能性の現状を示している。

販売した信用保証の満期

12月31日現在、単位：十億スイス・フラン	1年未満満期	1年－5年満期	5年超満期	合計
2018年				
単一銘柄商品	13.1	54.9	4.2	72.2
複数銘柄商品	28.8	80.6	20.0	129.4
商品合計	41.9	135.5	24.2	201.6
2017年				
単一銘柄商品	21.6	59.4	4.8	85.8
複数銘柄商品	31.2	79.9	17.0	128.1
商品合計	52.8	139.3	21.8	213.9

33 保証及び契約債務

保証

通常の事業の過程において、取引相手が借入契約又はその他の契約に基づく債務を履行できなかった場合に、当グループが第三者に支払義務を負う保証が提供されている。保証の表において開示されている総額は、保証に基づく潜在的支払額の最大額を反映している。帳簿価額は、当初の公正価値（通常は、受け取った又は受け取ることができる関連料金）から償却累計額を差し引いた後の額と、既存の保証契約のもとで求められる支払いについての当グループの現行の最善の見積りのいずれか高い方の額である。

当グループが提供する保証は、信用保証及び類似商品、履行保証及び類似商品、デリバティブ並びにその他の保証として分類される。

保証

12月31日現在 単位：百万スイス・フラン	1年未満 満期	1年－ 3年満期	3年－ 5年満期	5年 超満期	総額	純額 合計 ¹	帳簿価額	受入担保
2018年								
信用保証及び類似商品	2,228	439	218	398	3,283	3,194	14	1,748
履行保証及び類似商品	5,008	1,344	552	240	7,144	6,278	44	3,153
デリバティブ ²	17,594	3,995	1,256	778	23,623	23,623	919	- ³
その他の保証	4,325	1,405	640	517	6,887	6,814	56	4,169
保証合計	29,155	7,183	2,666	1,933	40,937	39,909	1,033	9,070
2017年								
信用保証及び類似商品	1,817	520	314	435	3,086	2,837	12	1,603
履行保証及び類似商品	4,931	1,639	373	200	7,143	6,216	44	3,012
デリバティブ ²	15,520	6,860	1,397	727	24,504	24,504	403	- ³
その他の保証	4,461	1,006	708	503	6,678	6,673	47	3,833
保証合計	26,729	10,025	2,792	1,865	41,411	40,230	506	8,448

¹ 純額合計は、総額から他者の負担分を控除した金額。

² 取引のある特定の商業銀行及び投資銀行並びにその他の特定の取引相手とのデリバティブ契約は、現金決済が可能で、当グループが契約開始時に取引相手が原資産を保有していた可能性があるとは結論づける根拠がないため、除外されている。

³ 保証として会計処理されたデリバティブの担保は重要なものではないとみなされている。

信用保証及び類似商品

信用保証及び類似商品は、第三者が特定の既存の信用債務を履行できなかった場合に、当グループに支払義務が発生する契約である。このポジションには、スタンバイ信用状、商業用及び住宅用抵当貸付保証、並びにVIEに関連するその他保証等の商品が含まれる。

法人向け貸出業務及びその他の法人向け業務において、当グループは取引相手に対してスタンバイ信用状の発行という形式で保証を提供するが、これは、当該取引相手が借入契約又はその他の契約上の義務に基づく債務を履行できなかった場合に、当グループが第三者に対する支払義務を負うものである。

商業用及び住宅用抵当貸付保証は、米国における当グループの商業用抵当貸付業務に関連して行われており、当グループは特定の商業用及び住宅用抵当貸付をファニーメイに売却し、借り手が抵当貸付の債務不履行となった場合に損失の一部を負担することに合意している。また、当グループは、ファニーメイが発行した抵当貸付証券の裏付資産である特定の貸出金に損失があった場合（借り手の抵当貸付債務不履行によって生じる）に、ファニーメイに当該損失を弁済する保証を提供している。

また、当グループはVIE及びその他の取引相手に対して保証を提供しており、当該保証に基づき、特定の事象（格付の引き下げ及び／又は当該資産の公正価値の大幅な下落等）が発生した場合には、これらの事業体から資産を購入する義務が生じる可能性がある。

履行保証及び類似商品

履行保証及び類似商品は、所定の履行関連目標又は契約条項を達成できなかった場合に、偶発的支払いが要求される契約である。当該契約条項には、特定の商品やサービスの提供、又は建設契約に基づく履行といった顧客の義務が含まれることもある。履行保証は、プロジェクト・ファイナンス取引の一環として頻繁に提供されている。このポジションには、プライベート・エクイティ・ファンドの保証及び住宅用抵当貸付の証券化業務に関連する保証が含まれる。

プライベート・エクイティ・ファンドの保証について、当グループは、当グループの企業が資金提供しているプライベート・エクイティ・ファンドの投資家に対して、残存投資の業績が下落した場合に過去に繰越持分として特定のゼネラル・パートナーに支払われた金額を返還するというゼネラル・パートナーの潜在的義務に係る保証を提供してきた。当グループは、このエクスポージャーを管理するため、通常、繰越持分の分配金の一部を留保して、いかなる返済義務にも対応できるようにしている。さらに、特定の契約のもとで、当グループは、特定のプライベート・エクイティ・ファンドの一部の投資家に対して、一定の業績基準を達成できなかった場合に現金を支払うことが義務付けられている。

さらに、米国における当グループの住宅用抵当貸付の証券化業務の一環として、当グループは、サービサーによる回収及び証券化信託への期前返済違約金の支払いを保証することもある。当グループは、サービサーが期前返済違約金を支払わなかった場合にこれらの保証に基づき履行しなければならない。

デリバティブ

保証の特徴も有することがあるデリバティブは、通常の事業の過程において、一般的にプット・オプションの売りの形式で発行されている。そのようなデリバティブ契約は、現金決済が可能で、当グループが、契約開始時に取引相手が当該契約に関する原資産を保有していた可能性があるとは結論づける根拠がない場合、保証の特徴に合致しない。当グループは、取引のある特定の商業銀行及び投資銀行並びにその他の特定の取引相手に関して、これらの条件が満たされていると結論づけており、その結果、これらの契約をデリバティブとしてのみ報告している。

当グループでは、エクスポージャーを軽減するための様々なヘッジ戦略により、これらのデリバティブに係るエクスポージャーを管理している。金利キャップ又は通貨オプションの売りといった契約の場合、金利や為替レートが理論上、無限に上昇する可能性があるため、最大支払額を確定することができない。こうした契約に関しては、基礎となるエクスポージャーの指標として、上記の表に想定元本が開示されている。さらに、当グループは、すべてのデリバティブを公正価値により連結貸借対照表上に計上しており、公正価値決定の際に履行事由及び支払可能性を考慮している。取引相手方に対してイン・ザ・マネーの状態にあるプット・オプションの売りが行使される可能性が高い。この場合、当グループのエクスポージャーは、表に反映されている帳簿価額に限定される。

その他の保証

その他の保証には、銀行の支払承諾、残存価値保証、預金保険、企業結合における偶発対価、ミューチュアル・ファンド又はプライベート・エクイティ・ファンドに対する投資の最低価値、並びに上記のいずれにも分類されないその他すべての保証が含まれている。

スイス及びその他の特定のヨーロッパの国々においては、預金銀行及び証券ディーラーは特定の制限又は預金銀行の強制清算が起こった場合に、優先支払預金の支払いを保証することが要求されている。スイスにおいては、預金銀行及び証券ディーラーは共同で60億スイス・フランを上限として金額を保証する。FINMAによる特定の事業の制限あるいは他の預金銀行の強制清算により支払いが求められる事象が生じた場合の当グループの拠出額は、優先支払預金全体に対する当グループの優先支払預金の割合に応じて算出される。当グループのスイスの銀行子会社に関するFINMAの見積りに基づき、2018年7月1日から2019年6月30日までの期間の預金保険保証プログラムにおける当グループの負担割合は、0.5十億スイス・フランであった。これらの預金保険の保証は、その他の保証に反映されている。

住宅用抵当貸付売却に関する表明及び保証

インベストメント・バンキング部門の米国の住宅用抵当貸付の売却に関連して、当グループは、売却された貸出金に関する特定の表明及び保証を提供している。当グループは、米国政府支援企業であるファニーメイ及びフレディマック、機関投資家（主に銀行）への貸出金の売却、並びに非政府機関又はプライベート・レーベルの証券化に関する貸出金の売却に関して、これらの表明及び保証を提供している。これらの売却された貸出金は主に、当グループが他の当事者から購入した貸出金である。表明及び保証がある場合、その範囲は取引によるが、抵当貸付の所有権及び貸出金を売却できる法的能力、融資比率及び不動産・借り手・貸出金のその他の特性、貸出金の担保となる先取特権の妥当性及び延滞税又は関連する先取特権の不在、引受基準への準拠及び文書の完全性、並びに法律に準拠した貸出金の実行を含む場合がある。表明及び保証の違反があったと判断される場合、当グループは関連する貸出金を買い戻す、又は投資家に対して損失を全額補償することが求められる可能性がある。当グループが買い戻しに関連して損失を負担するか否か、及び損失の全額を支払うか否かは、以下の状況に応じて決定される。賠償請求が行われる範囲、出訴期間内に行われた賠償請求の妥当性（賠償を強制する能力及び可能性を含む。）、当グループが当グループに貸出金を売却し表明及び保証を行った当事者に対して賠償請求を行うことが可能か否か、住宅不動産市場（債務不履行件数を含む。）、並びに証券化事業体の債務が第三者によって保証されているか否かによって決まる。

2018年に、当グループは重要ではない住宅用抵当貸付の買い戻し請求を受けた。この期間に当グループが買い戻した貸出金と関連する損失は重要なものではなかった。2018年12月31日時点での買い戻し請求残高は重要なものではなかった。

調停若しくは訴訟の対象となっている、あるいは当該報告期間中に調停若しくは訴訟の対象となって売却された住宅用抵当貸付に関する買い戻し請求は、買い戻し請求並びに関連する偶発損失及び引当金について記載している保証及び契約債務の開示には含まれていないものの、訴訟並びに関連する偶発損失及び引当金の開示において説明されている。当グループは、売却された住宅用抵当貸付の表明及び保証に関する訴訟に参与している。

詳細情報については、注記39「訴訟」を参照のこと。

[次へ](#)

処分関連の偶発事象及びその他の補償

当グループが有している保証の中には、偶発債務の最大値を数値化できないものがある。このような保証は「保証」の表に含まれておらず、以下に説明されている。

処分関連の偶発事象

資産又は事業の売却に関連して、当グループは購入者に対して特定の補償条件を提示することがある。当該補償条件は、取引相手ごとに範囲及び期間が異なっており、売却された資産や事業の種類によって決まる。このような補償条件は、通常、特定の数値化できない未知の偶発損失（訴訟、税金、及び知的財産事項等）のリスクを購入者から売却者へと移管するものである。当グループはこのような契約すべてを慎重に監視し、補償引当金が当グループの連結財務書類上に適切に計上されるようにしている。

その他の補償

当グループは、通常の業務活動に関連して、特定の取引相手に補償を提供しているが、それにより発生しうる支払義務の最大額を見積ることは不可能である。当グループの有価証券発行の一環として、通常、当グループは当該有価証券保有者に対し、適用税法の改正やその解釈の変更により生じた追加的な源泉徴収費用又は課税額を払い戻すことに合意している。追加分の支払いに同意する契約を含む有価証券は、通常、当該証券の償還又は早期償還に関する条項も含んでおり、これらの条項は、法の改正や解釈の変更によって支払義務が生じ、かつ発行者が合理的な措置をとることによっても追加分の支払いを避けることができない場合に実行される。このような潜在的債務は、将来の税法の改正により生じるため、そのような改正の結果として当グループが負担することとなる関連負債金額を合理的に見積ることは不可能である。通常は、早期償還条項が含まれていることから、当グループでは税金総額に係る潜在的負債が重要なものになることはないと考えている。

当グループは様々な証券取引所及び決済機関の会員となっているため、会員規約により、他の会員の債務不履行が生じ、関連証券取引所又は決済機関のデフォルト・ウォーターフォールに関する定めに沿って利用できる額が、他の会員の債務不履行に伴う損失の補填に十分な額ではない場合に履行が要求される可能性がある。証券取引所又は決済機関が、会員の債務不履行を管理するために設けている手順により、当該取引所又は機関は、債務を履行できなかった会員以外の会員に対する資金の要求に備えることができるが、この資金の要求は、当該保証基金への当グループの拠出額（又はその一定倍の額）を限度とするため、これにより損失を十分補填できない場合には、前述のデフォルト・ウォーターフォールに関する定めや債務不履行管理手順に従い更なる損失の配分をしなければならない場合がある。また、決済機関と会員の取決めの中には、会員の債務不履行に伴う損失以外の損失についても、損失額が、当該損失を補填するために当該取引所又は決済機関が設けていた資金等の額を超えている場合には、当該損失の一定割合を負担するよう会員に求めている。決済機関による保証基金への拠出や当初の証拠金の投資から生じる、会員の債務不履行に伴う損失以外の損失は、会員の債務不履行とは無関係なその他の損失である。当グループでは、前述の取決めに基づき将来負担しなければならない可能性のある最大額を合理的に見積ることは不可能であると判断している。加えて当グループでは、当該取決めに基づいて支払義務が生じる可能性は低いと確信している。

リース契約債務

単位：百万スイス・フラン

2019年	501
2020年	445
2021年	331
2022年	306
2023年	261
2024年以降	1,980
将来のオペレーティング・リース契約債務	3,824
控除：解約不能サブ・リースの最低リース料	190
将来の最低リース契約債務合計、純額	3,634

オペレーティング・リースに関するリース費用

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン	2018年	2017年	2016年
最低リース費用	516	575	550
サブ・リース料収入	(54)	(65)	(89)
オペレーティング・リースに関する純費用合計	462	510	461

オペレーティング・リース契約債務

当グループは、特定の建物及び設備に関するオペレーティング・リース契約に基づく契約債務を有している。オペレーティング・リースに基づくリース資産は借手の貸借対照表上で報告されない。契約により要求されるリース料は通常、リース期間にわたって定額法で費用計上される。オペレーティング・リースに基づく将来のリース費用に関連する契約債務は「リース契約債務」の表に含まれる。

当グループは、資産が売却され、直ちにリースバックされる、セール・リースバック取引を締結することがある。特定の基準を満たす場合、当該資産の貸借対照表での認識が中止され、オペレーティング・リースが認識される。リース料の現在価値が売却された資産の公正価値の10%以上である場合には、これにより発生する利益がリース料の現在価値と同額まで繰り延べられ、リース期間にわたって損益計算書にリース費用の減少として計上される。リース料が売却された資産の公正価値の10%を下回るセール・リースバック取引に係る利益又は、リース料の現在価値を超過する利益は、売却が完了した時点で損益計算書に認識される。

セール・リースバック取引

2018年に、当グループは、保有資産に関して1件のセール・リースバック取引を締結した。この取引はリース期間が10年のオペレーティング・リース契約として認識された。2017年に、当グループが締結したセール・リースバック取引はなかった。2016年に、当グループは、保有資産に関して複数のより小規模なセール・リースバック取引を締結した。これらの取引はすべて、リース期間が1年から5年のオペレーティング・リース契約として認識された。2018年のセール・リースバック取引に基づく契約上のリース費用合計は5百万スイス・フランであり、2016年は30百万スイス・フランであった。

その他の契約債務

12月31日現在 単位：百万スイス・フラン	1年未満 満期	1年－ 3年満期	3年－ 5年満期	5年 超満期	総額	純額 合計 ¹	受入担保
2018年							
荷為替信用状の解約不能契約債務	5,056	182	0	0	5,238	5,077	3,651
解約不能貸付契約債務 ²	26,882	34,188	45,938	9,065	116,073	111,967	57,153
売戻条件付取引予約取引	31	0	0	0	31	31	31
その他の契約債務	329	11	119	33	492	492	4
その他の契約債務合計	32,298	34,381	46,057	9,098	121,834	117,567	60,839
2017年							
荷為替信用状の解約不能契約債務	4,976	113	1	1	5,091	5,000	3,218
解約不能貸付契約債務 ²	24,296	33,649	40,425	8,031	106,401	101,270	42,307
売戻条件付取引予約取引	12	0	0	0	12	12	12
その他の契約債務	219	13	11	104	347	347	0
その他の契約債務合計	29,503	33,775	40,437	8,136	111,851	106,629	45,537

¹ 純額合計は、総額から他者の負担分を控除した金額。

² 解約不能貸付契約債務には、2018年12月31日及び2017年12月31日現在、顧客に通知を行うことによって当グループの自由裁量で無効にすることができる未使用の信用枠、それぞれ113,580百万スイス・フラン及び108,663百万スイス・フランは含まれていない。

その他の契約債務

荷為替信用状の解約不能契約債務

荷為替信用状の解約不能契約債務は商業信用状に関連した貿易金融によるエクスポージャーを含んでおり、当グループは、船荷書類やその他の書類の提示を条件に、輸出業者に対する支払いを保証している。

解約不能貸付契約

解約不能貸付契約は、顧客に供与されている解約不能なクレジット・ファシリティ契約で、法的拘束力があり、当グループが無条件に解約できない契約（全額又は一部未利用の枠のある契約を含む）である。売却目的で保有される抵当貸付を実行するための契約債務は、会計目的上デリバティブとみなされ、この開示には含まれていない。こうした契約債務は、連結貸借対照表においてデリバティブとして反映されている。

売戻条件付取引予約取引

売戻条件付取引予約取引は、売戻条件付取引の当初の現金と債権の交換が将来の指定された期日に行われる取引のことである。当グループでは、売戻条件付契約をすでに締結している取引相手方と、売戻条件付取引予約取引を締結している。取引相手方とクレディ・スイスとの契約の詳細により、新たな手法では、取引相手方とすでに締結している売戻条件付契約と、当該契約に基づく、同じ取引相手方との売戻条件付取引予約取引の両方を考慮している。

その他の契約債務

その他の契約債務には、プライベート・エクイティ契約、有価証券引受確定契約、後日払い信用状及び支払承諾から生じる契約債務、並びに株式及びその他の持分証券のコール及びプット・オプションに係る負債が含まれる。

34 金融資産の譲渡及び変動持分事業体

通常の事業の過程において、当グループはSPEと取引を締結し、これを利用している。SPEは、それを設立した会社の特定の限定された要求を満たすことを目的とした信託又はその他の法的構造による事業体であり、通常は当グループを含め他の事業体の債権者からSPEの資産を分離させる構造となっている。SPEは主に、金融資産の証券化及び投資商品の形成において当グループ及び当グループの顧客を支援するために使用される。当グループはまた、資金調達を容易にするため等、その他の顧客主導型の活動及び当グループの税務上の目的又は規制目的でSPEを利用している。

金融資産の譲渡

証券化

当グループの証券化業務の大半は、抵当貸付及び抵当貸付関連証券に関係したものであり、大部分はSPEを利用して取引されている。通常の証券化では、SPEは、SPEによる負債及び持分証券、証書、CP及びその他の債務証券の発行による収入を原資として資産を購入する。これらの資産及び負債はSPEの貸借対照表に計上され、当グループが事業体に資産を売却して売却に関する会計上の要件が満たされなかった場合、あるいは当グループがSPEを連結した場合を除き、当グループの連結貸借対照表には反映されない。

当グループは、証券化目的で商業用抵当貸付や住宅用抵当貸付を購入し、これらの抵当貸付をSPEに売却する。これらのSPEは、商業用抵当貸付証券（以下、「CMBS」という。）、住宅用抵当貸付証券（以下、「RMBS」という。）及びABSを発行している。これらの証券は、SPEに譲渡された資産を担保とし、当該資産からの回収に基づいて投資収益を支払う。このような抵当貸付証券又はABSの投資家は、通常はSPEの資産に対して遡求権を有する。第三者からの保証により資産の信用度がさらに高まる場合がある。当該投資家及びSPEは、当グループの資産に対する遡求権を有していない。当グループは、通常、当該有価証券の引受人でありマーケット・メーカーである。

当グループはまた、過去に発行したRMBS証券の再証券化取引も行う。通常、再証券化は、既存の証券化事業体が発行した証券を新設の別個の証券化事業体に対して売却するものである。これらの再証券化は、投資家にさまざまなリスク格付や特徴の投資を与えることを目的として、既存の証券をリパッケージするために開始されることが多い。

当グループはまた、顧客主導型の活動に関連するその他のアセット・バック資金調達及び当グループの税務上又は規制上の目的でSPEを利用している。この区分におけるストラクチャーには、マネージド担保債務証券（以下、「CLO」という。）、CLO、レバレッジド・ファイナンス、リパッケージ及びその他の種類の取引（生命保険ストラクチャー、資金調達、ローン・パーティシペーション又は貸付実行を目的として設立される新興市場ストラクチャー及びベンチャー・キャピタル類似投資に投資することを目的として創設されるその他のオルタナティブ投資ストラクチャー等）が含まれる。CLOは、CLO事業体に譲渡された貸出金を担保とし、当該貸出金からの回収に基づいて投資収益を支払う。レバレッジド・ファイナンス・ストラクチャーは、当グループが保有する特定の貸出金のシンジケーションを支援するために用いられ、リパッケージ・ストラクチャーは顧客に対し、当グループから購入した担保を裏付資産とする、特定のキャッシュ・フロー又は信用リスクに対する担保付エクスポージャーを提供するものである。これらのアセット・バック資金調達ストラクチャーでは、通常、投資家はSPEの担保資産に対して遡求権を有しているが、当グループの資産に対する遡求権を有していない。

当グループが資産をSPEに譲渡する場合、当該譲渡が資産の売却として会計処理されるかどうかを評価しなければならない。資産が法的に当グループから分離されていない場合、及び／又は当グループの継続的関与によって資産に対する有効な支配が生じるとみなされる場合、資産の譲渡は売却の要件を満たさない場合がある。譲渡が売却とみなされない場合、当該取引は担保付き借入として会計処理され、譲渡資産は担保となる。

証券化取引による損益は、譲渡に関連する抵当貸付及び貸出金の帳簿価額により決定される部分があり、売却日における相対的な公正価値に基づき、売却資産と留保受益持分の間で配分される。

当グループは、証券化における重要なサービシング義務を留保していない。

以下の表は、売却処理及びその後の認識中止の要件を満たす2018年、2017年及び2016年の金融資産の証券化に関連した損益及び資産の譲渡に係る収入、並びに証券化の時期にかかわらず、当グループが継続的に関与している証券化において使用されたSPEと当グループ間のキャッシュ・フローを表している。

証券化

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

利益/(損失)及びキャッシュ・フロー

CMBS

	2018年	2017年	2016年
純利益/(損失) ¹	10	37	(2)
資産の譲渡に係る収入	5,861	6,604	3,954
継続的に保有する持分に関して受領した現金	41	28	69

RMBS

純利益/(損失) ¹	(1)	0	(4)
資産の譲渡に係る収入	22,536	14,817	9,866
過年度に譲渡された金融資産又はその裏付けとなる担保の購入	0	(2)	0
サービシング手数料	3	3	2
継続的に保有する持分に関して受領した現金	576	368	529

その他のアセット・バック資金調達活動

純利益 ¹	77	31	26
資産の譲渡に係る収入	6,422	7,664	2,813
過年度に譲渡された金融資産又はその裏付けとなる担保の購入 ²	(318)	(380)	(68)
手数料 ³	142	135	137
継続的に保有する持分に関して受領した現金	3	4	2

¹ 引受収入、繰延組成手数料、SPEへの担保売却損益及び第三者への新規発行証券売却損益が含まれるが、証券化前の資産に係る純利息収益は含まれない。担保売却損益は、証券化の価格決定日より前の日における公正価値と貸出金の売却価格との差額である。

² 表示項目は2017年及び2016年においては省略されていた。

³ マネージドCLOに対して提供した投資運用業務により稼得した運用報酬及び業績報酬を表している。

譲渡された金融資産への継続的な関与

当グループは、SPEに譲渡された金融資産へ継続的に関与する場合がある。継続的な関与は、サービシング、償還請求及び保証、譲渡資産の購入又は償還契約、デリバティブ商品、担保の差し入れ、及び譲渡資産に対する受益持分等の様々な形式によるが、これらに限定されるわけではない。受益持分は公正価値で評価され、SPEが受領した特定の現金流入額のすべて又は一部を受領する権利を含む。ここには、「パススルー」又は「ペイスルー」される利息、元本あるいはその他の現金流入額の優先持分及び劣後持分、保証人に対する支払保険料、CP債務、並びに残存持分（負債又は持分のいずれか）が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

譲渡された金融資産への継続的な関与によって生じる当グループのエクスポージャーは、一般的に受益持分に限定されている。当グループは、通常、SPEが発行する金融商品（優先、劣後又は残余トランシェ）の形式でこの受益持分を保有している。これらの商品は、通常、引受け又はマーケット・メイキング業務に関連して当グループが保有しており、連結貸借対照表のトレーディング資産に含まれる。当該受益持分に係る公正価値の変動は、連結損益計算書に認識される。

投資家は、通常、SPEの資産に対して遡求権を有し、しばしば担保勘定などのその他の信用補完、あるいは与信枠若しくは資産購入契約の流動性プット・オプションなどの流動性ファシリティによる恩恵を受ける。SPEはまた、デリバティブ契約を締結し、原資産の利回り又は通貨をSPE投資家の要求に合わせて変換したり、SPEの信用リスクを限定又は変更したりすることもある。当グループは、特定の信用補完の提供者並びに関連するデリバティブ契約の取引相手になることがある。

以下の表は、譲渡の時期にかかわらず、2018年及び2017年12月31日現在で当グループがSPEへ金融資産を譲渡した後も引き続きリスクを負う資産の元本残高及びSPEの資産合計を表したものである。

継続的な関与によって生じた元本残高及びSPEの資産合計

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年
CMBS		
元本残高	25,330	19,918
SPEの資産合計	35,760	31,586
RMBS		
元本残高	40,253	35,645
SPEの資産合計	41,242	36,770
その他のアセット・バック資金調達活動		
元本残高	23,036	20,916
SPEの資産合計	47,542	39,330

元本残高は当グループから譲渡された資産に関連しており、第三者から譲渡された資産の元本金額は含まれていない。

受益持分の公正価値

譲渡日及び報告日現在保有している受益持分（継続的な関与によって生じたもの）の公正価値は、市場参加者が慣習的に評価手法において用いる仮定を組み込んだ見積将来キャッシュ・フローの現在価値など、公正価値に基づく評価手法を用いて決定される。継続的な関与によって生じた資産又は負債の公正価値は、当グループが固有のリスクをヘッジするために利用する金融商品による利益を含んでいない。

譲渡日現在における重要な経済上の仮定

公正価値ヒエラルキーについての詳細は、注記35「金融商品」の「公正価値測定」を参照のこと。

譲渡日現在における受益持分の公正価値を評価する際に用いられた重要な経済上の仮定

12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン (別途記載がある場合を除く)	2018年		2017年		2016年	
	CMBS	RMBS	CMBS	RMBS	CMBS	RMBS
譲渡日現在						
受益持分の公正価値	662	3,613	445	2,400	69	2,068
うちレベル2	640	3,509	444	2,221	69	1,827
うちレベル3	22	103	1	179	0	241
加重平均年数（年）	6.6	7.8	10.0	6.0	8.4	7.2
予測早期償還率（年率：％） ¹	- ²	5.0-13.5	- ²	1.0-22.9	- ²	5.0-33.0
キャッシュ・フロー割引率 （年率：％） ³	3.6-9.8	3.0-13.6	2.4-9.0	2.0-29.5	2.4-4.9	1.2-24.4
予測貸倒率（年率：％） ⁴	1.8-3.1	2.3-7.2	0.6-3.4	0.8-6.3	0.0-0.0	2.5-11.2

当グループが受益持分を保有していない資産の譲渡は上記の表に含まれていない。

¹ 予測早期償還率（以下、「PSA」という。）は、住宅用抵当貸付の残存期間にわたる早期償還を予測する際に用いられている、業界標準の早期償還速度測定基準である。PSAは一定早期償還率（以下、「CPR」という。）仮定を用いている。100％早期償還仮定では、1カ月目の抵当貸付の元本残額に対し、年率0.2％で早期償還が行われると仮定している。その後、抵当貸付の期間を通じて0.2％ポイントずつ増加してゆき、30カ月目にCPR 6％（年率）になったところで止まり、それ以降は毎月抵当貸付期間を通じて6％となる。100PSAは6CPRに等しい。

² 早期償還を抑制するため、商業用抵当貸付は通常、早期償還禁止及び利回り維持などの対策を取り入れている。

³ この率の基礎になっていたのは受益持分の加重平均利回りである。

⁴ すべての商品の予想貸倒率がゼロでない限り、予測貸倒率の範囲は、予想貸倒率がゼロより大きい商品のみを反映している。

報告日現在の重要な経済上の仮定

以下の表は、2018年及び2017年12月31日現在、SPEに保有されている受益持分の公正価値を評価する際に用いられた重要な経済上の仮定の感応度分析を表したものである。

SPEに保有されている受益持分の公正価値を評価する際に用いられた重要な経済上の仮定

12月31日現在	2018年			2017年		
単位：百万スイス・フラン (別途記載がある場合を除く)	CMBS ¹	RMBS	その他のア セット・ バック資金 調達活動 ²	CMBS ¹	RMBS	その他のア セット・ バック資金 調達活動 ²
受益持分の公正価値	805	2,006	226	579	1,985	665
うち投資非適格分	112	307	26	100	508	50
加重平均年数 (年)	5.7	7.9	5.6	4.7	8.1	6.4
予測早期償還率 (年率：%) ³	-	2.0-20.0	-	-	1.0-25.0	-
10%不利な変化があった場合の 公正価値に対する影響	-	(22.3)	-	-	(35.0)	-
20%不利な変化があった場合の 公正価値に対する影響	-	(43.2)	-	-	(68.1)	-
キャッシュ・フロー割引率 (年率：%) ⁴	3.4-14.3	3.0-21.3	1.0-21.2	2.7-12.3	1.9-30.6	1.0-21.2
10%不利な変化があった場合の 公正価値に対する影響	(20.7)	(52.1)	(2.9)	(8.8)	(49.2)	(12.4)
20%不利な変化があった場合の 公正価値に対する影響	(37.6)	(101.3)	(5.7)	(17.0)	(95.3)	(24.5)
予測貸倒率 (年率：%) ⁵	0.8-4.7	0.6-18.8	1.0-21.2	0.6-6.3	0.5-28.2	0.7-21.2
10%不利な変化があった場合の 公正価値に対する影響	(10.2)	(23.8)	(2.4)	(3.9)	(23.6)	(6.6)
20%不利な変化があった場合の 公正価値に対する影響	(17.3)	(46.7)	(4.8)	(7.8)	(46.1)	(12.9)

¹ 早期償還を抑制するため、商業用抵当貸付は通常、早期償還禁止及び利回り維持などの対策を取り入れている。

² この区分内のCDO及びCLOは通常早期償還リスクから守られるよう組成されている。

³ PSAは、住宅用抵当貸付の残存期間にわたる早期償還を予測する際に用いられている、業界標準の早期償還速度測定基準である。PSAはCPRによる仮定を用いている。100%早期償還仮定では、1カ月目の抵当貸付の元本残額に対し、年率0.2%で早期償還が行われると仮定している。その後、抵当貸付の期間を通じて0.2%ポイントずつ増加してゆき、30カ月目にCPR 6% (年率) になったところで止まり、それ以降は毎月抵当貸付期間を通じて6%となる。100PSAは6CPRに等しい。

⁴ この率の基礎になっていたのは受益持分の加重平均利回りである。

⁵ すべての商品の予想貸倒率がゼロでない限り、予想貸倒率の範囲は、予想貸倒率がゼロより大きい商品のみを反映している。

このような感応度は仮説上のものであり、経済的ヘッジ活動による影響を反映していない。仮定の変化と公正価値の変化との関係が直線的ではない可能性があるため、一般的に、仮定における10%又は20%の変化による公正価値の変動を推定することはできない。また、特定の仮定が変化したことによる受益持分の公正価値への影響は、その他の仮定を一切変更せずに計算されている。実際には、ある一つの仮定が変化することにより、他の仮定にも変化が生じることがあり（例えば、市場金利が上昇することにより早期償還率が低下し、貸倒率が上昇する等）、その結果、感応度を増幅又は弱める可能性がある。

売却処理が行われなかった金融資産の譲渡

以下の表は、2018年及び2017年12月31日現在、売却処理が行われなかった、譲渡された金融資産及び関連する負債の帳簿価額を表している。

詳細については注記36「担保資産及び担保」を参照のこと。

売却処理が行われなかった、譲渡された金融資産及び負債の帳簿価額

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

その他のアセット・バック資金調達活動

	2018年	2017年
トレーディング資産	255	347
その他資産	0	48
SPEに対する負債（その他負債に含まれる）	(255)	(395)

担保付き借入金として会計処理される買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券

担保付借入金として会計処理される買戻条件付売渡有価証券及び証券貸付取引に関し、米国GAAPでは、差入担保及び譲渡後に譲渡人が融資続ける関連リスクの開示が求められる。これにより、こうした種類の取引を通じた短期物の担保付き資金調達の性質とリスクを把握することができる。

買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券は、純利息収益の稼得、流動性の増加又はトレーディング活動の推進のために用いられる、担保付き資金調達取引である。こうした取引の差入担保は、主に政府の負債証券、社債、資産担保証券、持分証券などで、期間は要求払いから長期まで様々である。

当グループが債務不履行となった場合、又は差し入れ担保の公正価値が下落した場合、買戻契約により、カウンターパーティーには保有担保を処分する権利又は追加担保を要求する権利が付与される。同様に、当グループが債務不履行となった場合、有価証券貸付により、カウンターパーティーには借入有価証券を処分する権利が付与される。

以下の表には、2018年及び2017年12月31日現在の買戻条件付売渡有価証券、貸付有価証券及び担保受入有価証券返還義務に関する債務総額が、差入担保の種類及び契約上の残存期間別に示されている。

差入担保種類別の買戻条件付売渡有価証券、貸付有価証券及び担保受入有価証券返還義務

12月31日現在、単位：十億スイス・フラン	2018年	2017年
政府系負債証券	31.1	31.4
社債	9.6	15.1
資産担保証券	1.8	5.0
その他	0.2	0.6
買戻条件付売渡有価証券	42.7	52.1
政府系負債証券	1.4	2.7
社債	0.2	0.4
持分証券	3.2	4.8
その他	0.2	0.3
貸付有価証券	5.0	8.2
政府系負債証券	3.6	1.8
社債	1.0	0.6
資産担保証券	0.1	0.0
持分証券	37.0	35.6
その他	0.0	0.1
担保受入有価証券返還義務（公正価値報告分）	41.7	38.1
合計	89.4	98.4

契約上の残存期間別の買戻条件付売渡有価証券、貸付有価証券及び担保受入有価証券返還義務

12月31日現在、 単位：十億スイス・フラン	要求払 ¹	契約上の残存期間			合計
		30日以内 ²	31日－90日	90日超	
2018年					
買戻条件付売渡有価証券	7.4	26.3	6.7	2.3	42.7
貸付有価証券	4.1	0.9	0.0	0.0	5.0
担保受入有価証券返還義務 (公正価値報告分)	41.4	0.1	0.2	0.0	41.7
合計	52.9	27.3	6.9	2.3	89.4
2017年					
買戻条件付売渡有価証券	7.2	32.5	5.2	7.2	52.1
貸付有価証券	5.7	2.2	0.0	0.3	8.2
担保受入有価証券返還義務 (公正価値報告分)	37.9	0.0	0.0	0.2	38.1
合計	50.8	34.7	5.2	7.7	98.4

¹ 通知期間を設けた解約の取決めを含むような、契約上の満期が定められていない契約を含む。

² オーバーナイト取引を含む。

買戻条件付売渡有価証券、貸付有価証券及び担保受入有価証券返還義務の総額及び連結貸借対照表に開示されている純額についての詳細は、注記27「金融資産と金融負債の相殺」を参照のこと。

変動持分事業体

通常の業務の一環として、当グループはVIEとみなされる事業体との様々な取引を行っている。その関係は、債務担保証券（以下、「CDO」という。）/CLO、CPコンジット及び金融仲介活動の3つの主要なカテゴリーに分類される。VIEは、出資持分だけではその事業活動を賄えず、追加的な劣後財務支援を必要とするSPEか、又は議決権保有者が当該事業体の損益に実質的に参加しないよう構成されたSPEである。VIEは、当グループ又は第三者がスポンサーとなる場合がある。そのような事業体は連結のための評価を受けることを要求され、主たる受益者がVIEを連結することになる。連結の評価は、企業に対し、企業がVIEの経済状況に最も影響を与える活動を指示する力を有しているかどうか、並びに報告企業がVIEに対して重要な潜在的利益又は損失を有しているかどうかを判断することを要求している。主たる受益者の評価は継続的に再評価されなければならない。

VIEの連結に関する要件を適用する場合には、重要な経営陣の判断が必要となる。VIEの連結が要求される場合、当グループのエクスポンージャーは、VIEの資産のうち、当グループの正味エクスポンージャーをヘッジするためのリスク管理活動を行う以前に、当グループが保有していた変動持分に関連する部分に限定される。VIEが当グループによって連結されたとしても、第三者によるVIEの保有持分は、通常、当グループの経営成績に影響を及ぼさない。

VIEとの取引は、通常、証券化活動を促進する、あるいは流動性や投資機会の提供といった顧客の特定のニーズを満たすために実施され、当該活動の一環として、当グループはVIEの持分を保有することもある。VIEとの証券化に関連した取引は、資産の売却又は購入、及びVIEとの関連するデリバティブ契約の締結の可能性、流動性、信用、又はその他支援の提供を含む。VIEとのその他の取引は、当グループが主たる仲介者として関与するデリバティブ取引を含む。当グループはまた、資金提供又は資産取得を目的とするVIEとの貸付契約を締結している。通常、VIEの資産は、主に事業体の義務を果たすために保有されているという点において、本質的に制限されている。さらに、当グループは、顧客に対する代替的な投資ソリューションを提供するために組織されたVIEに関与している。このようなVIEは主に、プライベート・エクイティ投資、ファンド関連事業体又はファンド・オブ・ファンドに関連しており、当グループは、ストラクチャラー、マネージャー、ディストリビューター、ブローカー、マーケット・メーカー又は流動性の提供者として業務を行う。

このような活動の結果として、当グループはVIEの変動持分を保有している。そのような変動持分は、VIEによって発行され当グループが保有している金融商品、VIEとのデリバティブ契約、又はVIEに対する貸出金より構成される。当グループがVIEに対して又はVIEに代わって発行する保証も、変動持分として適格である。保証の役割を果たすデリバティブを含むそれらの保証に関しては、エクスポージャーの金額を表すため、それぞれの保証の想定元本が示される。一般的に、連結されたVIEの投資家は、保証が投資家に対して提供された場合、又は当グループがVIEの関与するデリバティブ取引の取引相手である場合を除いて、債務不履行に陥った場合に当グループに対する遡求権を有していない。

第三者投資家の保有する持分のために当グループの関与が非常に少ないとしても、当グループの関与する連結VIE及び非連結VIEの資産総額はVIEの資産総額を表す。当グループが大きく関与している非連結VIEの資産残高は、所有資産の元本残高に関して当グループが入手可能な最新の情報を表している。当グループが公正価値情報を容易に入手できる場合を除き、多くの場合、資産残高は公正価値の減損を考慮しない償却原価基準で表される。

当グループの損失に対する最大エクスポージャーは、VIEの資産の帳簿価額とは異なる。この最大損失エクスポージャーは、VIEの資産総額ではなく、トレーディング資産、デリバティブ及び貸出金として保有される当グループの変動持分の帳簿価額、及びVIEに対する保証及びオフ・バランスシート・コミットメントの想定元本で構成されている。損失に対する最大エクスポージャーは、当グループがこれらのVIEに固有のリスクを経済的にヘッジするために利用する金融商品の効果等の、当グループのリスク管理活動を反映していない。当グループが保有するVIEのエクスポージャーに伴う経済リスクは、すべての関連するリスク軽減策と共に、当グループのリスク管理の枠組みの中に含まれる。

当グループは連結又は非連結VIEに対し、契約上、提供することを義務付けられていない財務又はその他の支援を提供していない。

債務担保証券及びローン担保証券

当グループは、CDO/CLO取引を行い、顧客及び投資家のニーズを満たすとともに、手数料の稼得及び金融資産を売却するほか、CLOに対してローンを売却している。当グループは引受人、証券発行代理人又はアセット・マネージャーとして関与することがあり、取引完了まで資産を保管することもある。ストラクチャード・ファイナンス事業の一環として、証券化目的で、当グループは貸出金及びその他の債務を、顧客から及び顧客の代理として購入している。貸出金及びその他の債務はVIEに売却され、VIEはCDO/CLOを発行し、投資適格かつ高利回りの社債等の資産の購入資金を調達する。

一般的に、担保マネージャーは、その管理するCDO/CLOにおいて事業体の経済状況に最も影響を与える活動を指示する力を有する事業体とみなされる。スタティックCDO/CLOの場合、この「力」の役割は分析がより困難であり、事業体のスポンサーの場合もあればCDSの取引相手の場合もある。

CDO/CLOは、ABS又はローンのポートフォリオ（現物CDO/CLO）、又は有価証券若しくはローンの参照ポートフォリオ（シンセティックCDO/CLO）の信用リスク・エクスポージャーを提供している。現物CDO/CLO取引は実際の有価証券又はローンを保有し、シンセティックCDO/CLO取引は現物資産の代わりにCDSを用いて、基礎となる信用リスクを交換するものである。当グループは、また、VIEの一般的に変動持分ではないデリバティブの取引相手としての役割を果たし、当該VIEが発行した債券や株式の一部に投資することもある。CDO/CLO事業体は、アクティブ運用型ポートフォリオ又はスタティック・ポートフォリオを有している。

これらのVIEが発行した有価証券は、関連する担保のキャッシュ・フローを唯一の支払源としており、債務不履行が生じた場合でもこれらのVIEの第三者債権者は当グループに対して遡求権を有さない。

CDO/CLO取引における当グループのエクスポージャーは、通常、引受業務又はマーケット・メイキング業務に関連して保有する持分に限定されている。当グループが事業体に対して「力」を有しているときみなされ、当該持分が潜在的に重要でない限り、当グループはビークルの主たる受益者に該当せず、事業体を連結しない。当グループの損失に対する最大エクスポージャーには、VIEのリスクを経済的にヘッジするために利用される金融商品の効果は考慮されていない。

コマーシャル・ペーパー・コンジット

当グループは、アルパイン・セキュリティゼーション・リミテッド(以下、「アルパイン」という)に対する、流動性や信用補完枠の管理者及び提供者としての活動を行っている。アルパインは、顧客と当グループの資金調達のためのマルチセラー・アセット・バックCPコンジットである。アルパインは、CPの投資家に向けて特定のポートフォリオや資産データを公表しており、公開格付を取得するため格付機関にそのポートフォリオを提出している。このCPコンジットは、主として貸出金及び債権等の資産を顧客から購入又は、リバース・レポ契約を締結し、これらの資産を裏付資産とするCPを発行することによりかかる活動の資金を調達している。CPコンジットは、第三者の事業体に流動性補完と信用補完を提供するためにこれらの事業体からの資産の購入が要求される可能性がある流動性ファシリティをこれらの事業体と締結することが可能である。

金融取引は、超過担保に加え、他の資産特有の補完という形でCPコンジットに信用補完を提供する形に仕組みられている。アルパインは当グループが完全所有する独立した法人である。ただし、その資産は債務を弁済する目的にのみ使用できる。さらに、管理者並びに流動性ファシリティの提供者として、当グループはアルパインの活動に対して重要なエクスポージャー及びパワーを有している。アルパインは会計目的上VIEとみなされる。当グループはアルパインの主たる受益者と判断され、アルパインを連結している。

2018年12月31日現在、アルパインの発行済CPの全体の平均期間は約129日であった。アルパインはスタンダード&プアーズからはA-1(sf)の格付を、ムーディーズからはP-1(sf)の格付を取得しており、主としてグループ企業とのリバース・レポ契約、消費者金融及び自動車ローンに対するエクスポージャーを有している。

当グループのこのCPコンジットに対する契約債務は流動性契約による債務を構成している。流動性契約は資産特有の契約であり、当グループは、CP市場の流動性が枯渇し、CPコンジットがその債務をリファイナンスできない場合や原資産の債務不履行等の特定の状況下で、CPコンジットに短期の融資を提供する、またはCPコンジットから資産を購入したりすることが求められている。当該資産の売り手である顧客によって提供される資産固有の信用補完は、かかる購入の結果も変化しない。こういった契約を締結するにあたり、当グループは他の与信に適用するものと同じ基準で、これらの取引に関連した信用リスクを検討する。

CPコンジットに関連する当グループの経済リスクは、カウンターパーティー、経済リスク資本、シナリオ分析等の当グループのリスク管理フレームワークに含まれている。

金融仲介活動

当グループは、顧客の代わりに金融仲介業者として役割を果たすことにより、VIEと深く関わっている。

当グループは、リスク軽減活動（経済的ヘッジ戦略や担保の取決めを含むがそれらに限定されない）により、最大エクスポージャーと同額の損失が発生する可能性は低いと考えている。金融仲介活動から生じる連結及び非連結VIEのエクスポージャーに伴う当グループの経済リスクは、すべての関連するリスク軽減策と共に、当グループのリスク管理枠組みに含まれている。

金融仲介活動は、証券化、ファンド、貸出金及びその他のビークルにより構成されている。

証券化

証券化は、主にCMBS、RMBS及びABSビークルである。当グループは、特定の証券化取引に関係して、引受人、マーケット・メーカー、流動性の提供者、デリバティブの取引相手、及び／又はVIEに対する信用補完の提供者として業務を行っている。

損失に対する最大エクスポージャーは、貸付証券及び変動持分であるデリバティブのポジション（保有している場合）の帳簿価額に当グループが提供している信用補完から生じるエクスポージャーを加えた金額である。当グループの損失に対する最大エクスポージャーには、VIEのリスクを経済的にヘッジするために利用される金融商品の効果は考慮されていない。

証券化ビークルに最も影響を与える活動は、債務不履行となった貸出金に関する決定であり、それはサービサーによって支配されている。サービシング業務を支配する者は、証券化ビークルの活動の成果に重大な影響を及ぼす決定を下す能力を有している。証券化ビークルに特定資産のサービシング業務を支配している者が複数存在する場合、当グループが証券化ビークルの資産の50%超のサービシング業務を支配している場合、当グループに権限があると判断する。サービサー又は関連当事者が利益及び/又は損失の大部分を吸収し得る経済的持分を有する場合には主たる受益者とみなされ、ビークルを連結する。当グループが関連するサービシング業務を支配していると判断する場合には、主に当グループが保有する証券化ビークルが発行した有価証券の金額及び内容を評価することによって、当グループが当該ビークルに対して潜在的に重要となり得る証券化ビークルから生じた損失を負担する義務又は恩恵を享受する権利を有しているかどうかについて判断する。この分析において考慮される要因には、保有している有価証券の劣後水準及びポジションの規模が含まれ、これらは有価証券の各クラスの割合及び発行済み有価証券のクラス別の取引合計に基づいている。保有している有価証券の水準が劣後すればするほど、当グループが主たる受益者となる可能性は高くなる。この連結分析は、保有資産及び証券化において残存している資産水準の変動に基づいて、報告期間ごとに実施される。当グループは、当グループがサービサーであり、引受人としての役割から派生して持分を保有する場合には通常、証券化ビークルを連結する。証券化ビークルにおける短期的なマーケット・メイキングのための保有は、通常、当該評価の目的に照らして潜在的に重要であるとはみなされない。

過年度に発行されたRMBS証券の再証券化が行われる場合には、再証券化ビークルは本質的に消極的であり、管理を必要とする重要な継続的な活動を有していないため、当初の証券化取引の策定が当該ビークルの重要な権限となる。当初の活動には、資産の選定及び資本構造の決定が含まれる。再証券化ビークルをめぐる権限は、通常当グループと当該ビークルの策定及び設立に関与した投資家の間で共有される。当グループが当該ビークルより発行された実質的にすべての債券を保有している場合、当グループは再証券化ビークルの主たる受益者であると結論付けている。

ファンド

ファンドには、ミューチュアル・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、プライベート・エクイティ・ファンド及びファンド関連商品などの投資ストラクチャーが含まれており、投資家の権利は通常、持分よりもむしろ負債の形式を取っているため、結果としてこれらはVIEを形成している。当グループは、ストラクチャラー、投資アドバイザー、投資マネージャー、管理者、カストディアン、引受人、証券発行代理人、マーケット・メーカーという立場で、及び/又は主たるブローカーとして、このようなVIEとの様々な取引関係を有することがある。これらの活動の中には、ファンド関連商品、ヘッジ・ファンド・オブ・ファンズ、又はプライベート・エクイティ投資商品を構築し、顧客にオルタナティブ投資への投資機会を提供するといったことも含まれている。このような取引において、VIEは原投資を保有するとともに、これらの投資の運用成績に基づき投資家に収益をもたらす有価証券を発行する。

損失に対する最大エクスポージャーは、引受け又はマーケット・メイキング業務の結果として当グループが保有するようなストラクチャーの発行された金融商品、これらのビークルへ提供される資金並びに元本保証及び償還条項から生じる当グループのエクスポージャーの公正価値で構成されている。投資家は一般的に、このような取引における損失リスクを留保するが、特定のファンドについては、当グループが投資家の市場のダウンスайд・リスクへのエクスポージャーを制限するために有価証券に元本保証を提供する場合もある。当グループの損失に対する最大エクスポージャーには、VIEのリスクを経済的にヘッジするために利用される金融商品の効果は考慮されていない。

米国GAAPでは、連結についてファンドを評価するために別のモデルが用いられる。支配力及び重要なリスク及び経済価値を吸収する潜在能力の概念が組み込まれた連結モデルの代わりに従前の連結モデルが使用され、その結果当グループは主たる受益者となり、ファンドの発行済み証券の50%超を保有する場合にファンドを連結することになった。

貸出金

当グループは、顧客又は第三者が所有する、あるいはスポンサーとなっている資金調達ビークルに貸付を行っている。これらの貸付契約は、顧客の資産の購入、リース、又は資金調達及び管理といった目的に合わせて設定されており、特定の顧客資産、顧客又は事業ベンチャーが用いる個別の単一の資産の資金調達を含んでいる。当該資産の各所有者又は当該事業の経営者は、当該ビークルに資本を提供している。

損失に対する最大エクスポージャーは、当グループの貸出金エクスポージャーの帳簿価額と同額であり、顧客に直接発行される貸出金と同一の信用リスク管理手続の対象となる。顧客の信用力は慎重にレビューされ、融資比率は厳密に設定される。また顧客は、持分、追加担保又は保証を提供し、これらすべてによって当グループのエクスポージャーは大幅に軽減される。当グループは、超過担保及び十分な融資比率を維持するための効果的なモニタリングを含む当グループのリスク軽減への取り組みにより、最大エクスポージャーと同額の損失が発生する可能性は低いと考えている。

VIEの第三者スポンサーは通常、資産の全期間にわたる支配権並びに重要な利益及び損失を吸収する潜在能力を有する。当グループは通常、これらのストラクチャーの主たる受益者ではないため、これらを連結する必要はない。ただし、スポンサーの債務不履行等、ストラクチャーに変更があった場合は、当グループが資産の支配権を獲得することもある。当グループの融資が重要である場合、事業体の連結を求められる可能性がある。

その他

その他には、当グループが資金提供するその他のビークル及び信託優先証券発行ビークルが含まれる。信託優先証券発行ビークルは当グループの資本効率的な資金調達を補助する目的で用いられる。VIEは、当グループが保証する優先株式を発行し、その収入によって当グループの債務を購入する。当グループによる自社の債務に対する保証は変動持分とはみなされず、当グループはこれらのビークルに対する持分を保有していないことから、損失に対する最大エクスポージャーを持たない。非連結VIEには、当グループがこれらの事業体に対する変動持分を有していないため、信託優先証券発行ビークルの資産総額のみが開示されている。

連結VIE

当グループは、顧客の代わりに金融仲介業者としての役割を果たすことにより、VIEと深く関わっている。当グループは、自身が主たる受益者である金融仲介活動に関連するすべてのVIEを連結している。

連結VIEの表は、2018年及び2017年12月31日現在の連結VIEの資産及び負債の帳簿価額並びに分類を表している。

当グループが主たる受益者である連結VIE

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	金融仲介活動						合計
	CDO/CLO	CPコン ジット	証券化	ファン ド	貸出金	その他	
2018年							
現金及び銀行に対する 預け金	15	1	68	17	52	20	173
トレーディング資産	72	0	170	418	944	12	1,616
投資有価証券	0	0	1,432	0	0	0	1,432
その他の投資	0	0	0	153	1,073	279	1,505
貸出金、純額	0	0	119	0	23	245	387
建物及び設備	0	0	0	0	39	0	39
その他資産	57	16	863	4	33	1,037	2,010
うち売却目的貸出金	57	0	107	0	3	0	167
連結VIEの資産総額	144	17	2,652	592	2,164	1,593	7,162
トレーディング負債	0	0	0	0	3	0	3
短期借入金	0	5,465	0	0	0	0	5,465
長期債務	48	0	1,487	174	26	29	1,764
その他負債	0	43	1	8	98	127	277
連結VIEの負債総額	48	5,508	1,488	182	127	156	7,509
2017年							
現金及び銀行に対する 預け金	22	0	96	32	70	12	232
トレーディング資産	17	0	10	179	1,122	20	1,348
投資有価証券	0	0	381	0	0	0	381
その他の投資	0	0	0	350	1,197	286	1,833
貸出金、純額	0	0	0	3	21	243	267
建物及び設備	0	0	0	0	151	0	151
その他資産	83	4	1,070	21	32	1,188	2,398
うち売却目的貸出金	83	0	152	0	3	0	238
連結VIEの資産総額	122	4	1,557	585	2,593	1,749	6,610
トレーディング負債	0	0	0	0	3	0	3
短期借入金	0	6,672 ¹	0	0	0	0	6,672
長期債務	51	0	752	0	26	34	863
その他負債	0	237 ¹	1	26	111	66	441
連結VIEの負債総額	51	6,909	753	26	140	100	7,979

¹金額は過年度においては省略されており、修正再表示されている。

非連結VIE

非連結VIEの表は、当グループの連結貸借対照表に計上された変動持分の資産の帳簿価額及び分類、損失に対する最大エクスポージャー並びに非連結VIEの資産総額を表している。

企業が関与する変動持分の資産総額は、当グループの連結貸借対照表に計上された非連結VIEの変動持分（投資ファンド、貸出金及びその他の債権などの直接保有分）の帳簿価額を表している。

損失に対する最大エクスポージャーは、当グループが計上した非連結VIEの変動持分の資産総額の帳簿価額及び非連結VIEに供与されている変動持分としての保証及びオフバランス・シート・コミットメントの想定元本を表している。想定元本（特にデリバティブ、保証及びオフバランス・シート・コミットメントの想定元本）は、担保の影響、回収又は損失の可能性を考慮に入れていないため、これらの取引に関連する予想損失を表すものではない。また、これは、これらのリスクを軽減するために保有している金融商品の相殺による影響を除外しており、保証、オフバランス・シート・コミットメント又はデリバティブに関連して当グループがそれまでに計上した未実現損失によって減額されていない。

非連結VIEの資産総額は、非連結VIE自身の資産であり、第三者の投資家が保有する変動持分により、当該事業体に対する当グループのエクスポージャーには通常無関係である。このため、リスク管理目的で考慮される金額ではない。

第三者が組成し、当グループの持分がその棚卸資産に保有される有価証券の形を取るVIE、当グループが資金を提供しているが超過担保や保証により損失のリスクが極めて低い、当グループがスポンサーとなっていない特定のファンドに対する買戻付資金供与及び単一資産の資金調達ビークル、当グループが他の持分を一切保有していない不成立の売却取引、及び範囲外の他の事業体を含む特定のVIEは以下の表に含まれていない。

非連結VIE

12月31日現在

単位：百万スイス・フラン

	CDO/CLO	金融仲介活動				合計
		証券化	ファンド	貸出金	その他	
2018年						
トレーディング資産	209	4,527	927	183	3,703	9,549
貸出金、純額	154	1,475	1,591	5,246	430	8,896
その他資産	3	19	120	0	444	586
変動持分の資産総額	366	6,021	2,638	5,429	4,577	19,031
損失に対する最大エクスポージャー	366	7,637	2,653	8,680	5,150	24,486
非連結VIEの資産総額	7,033	96,483	68,258	20,804	31,336	223,914
2017年						
トレーディング資産	746	4,573	1,014	224	2,388	8,945
貸出金、純額	620	1,563	2,438	4,591	328	9,540
その他資産	9	11	67	1	437	525
変動持分の資産総額	1,375	6,147	3,519	4,816	3,153	19,010
損失に対する最大エクスポージャー	1,375	7,617	3,526	7,061	4,079	23,658
非連結VIEの資産総額	15,874	64,839	66,703	16,270	35,198	198,884

[次へ](#)

35 金融商品

以下に記載される当グループの金融商品の開示には次のセクションが含まれている。

- － 信用リスクの集中
- － 公正価値測定（公正価値ヒエラルキー、レベル間の振替、レベル3の調整、評価技法の定性的及び定量的開示並びに非経常的な公正価値の変動を含む）
- － 公正価値オプション
- － 公正価値で計上されない金融商品の公正価値に関する開示

信用リスクの集中

類似する取引活動に従事する多数の取引相手が、同じ地理的地域において事業を行う場合、又は取引相手の契約債務を充たす能力が経済状態の変化によって同様の影響を受けるような類似した経済的特徴を有している場合、信用リスクの集中が発生する。

当グループは、広範囲の数量化手段及び評価指数を用いて、取引相手別、業界別、国別、及び商品別に信用リスク・ポートフォリオを定期的に監視し、このような集中の可能性を特定できるようにしている。取引相手及び商品に関連する信用限度額は、当グループが引受ける意思のある一定期間にわたる特定の取引相手の最大信用エクスポージャーを設定している取引相手別の限度額を通して管理されている。国別の限度額を設定しているのは、ある国に過度にリスクが集中することを防ぐためである。

業界の観点からみると、当グループが有する総合信用エクスポージャーは分散されている。信用エクスポージャーの大部分は、特にスイスにおける住宅用抵当貸付を通じた個人顧客に起因するもの、又は金融機関との取引によるものである。どちらの場合も、顧客基盤が広範であり、取引の数・種類とも多岐にわたっている。金融機関との取引についても、業務の焦点が南北アメリカ、ヨーロッパ、そしてこれらより頻度は低いもののアジア太平洋地域にも置かれていることから、地理的に広範にわたっている。

公正価値測定

当グループの金融商品の大部分は公正価値で計上されている。金融市場の悪化はこれらの金融商品の公正価値や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当グループが保有する大半の金融商品の公正価値は、活発な市場における市場価格又は観察可能な情報に基づいている。このような金融商品には、国債及び政府機関債、一部のCP、ほとんどの投資適格社債、一部の高利回りの負債証券、証券取引所及び一部のOTCで取引されているデリバティブ金融商品並びにほとんどの上場持分証券が含まれる。

さらに当グループは、市場価格が入手できず、かつ観察可能な情報がほとんど若しくはまったくない金融商品を有している。このような金融商品の公正価値を決定する際には、流動性、価格設定上の仮定、現在の経済環境及び競争環境、並びに特定の商品に影響を及ぼすリスクに応じて、主観的な評価と判断が要求される。このような状況において、市場参加者が資産又は負債の価格設定をする際に用いる仮定（リスクに関する仮定を含む）についての経営陣の独自の判断に基づいて、評価額が決定される。このような金融商品には、一部のOTCデリバティブ（金利、外国為替、エクイティ及びクレジット・デリバティブを含む）、一部のエクイティ・リンク社債、抵当貸付関連証券及びCDO証券、プライベート・エクイティ投資、一部の貸出金及び信用商品（レバレッジド・ファイナンス、一部のシンジケート・ローン及び一部の高利回り債券を含む）、並びに生命保険商品が含まれる。日次で決済されるデリバティブは公正価値測定の開示から除外されている。

金融商品の公正価値は、基準金利、第三者が発行した金融商品の価格、商品相場、為替レート及びインデックス・プライス若しくはレート等の要因の影響を受ける。加えて、市場価格が取引相手の信用の質を示していない場合、評価額の調整は評価プロセスに不可欠であり、OTCデリバティブ及び負債商品の双方に適用される。資産の公正価値を測定する際は、取引相手方の信用スプレッドの変動の影響（信用評価調整として知られる）を検討し、負債の公正価値を測定する際は、当グループの信用スプレッドの変動の影響（負債評価調整として知られる）を検討する。OTCデリバティブの公正価値を測定する際は、現在のCDS価格に基づき、当グループ及び取引相手の双方の信用状態の変化の影響を検討する。調整には、担保の保有やマスター・ネットティング契約等、取引相手に対する当グループの信用エクスポージャーを減らすことを目的とした契約要素も考慮される。デリバティブの特徴を組み込んだ複合負債商品の公正価値を測定する際は、現在の借入負債スプレッドに基づいて、当グループの信用状態の変化の影響を検討する。

米国GAAPでは、報告企業が、金融資産及び金融負債グループの公正価値を、特定のリスク・エクスポージャーに関して測定日における市場参加者の間で行われる正常な取引で正味ロング・ポジションを売却して受け取る価格又は正味ショート・ポジションを移転するために支払う価格に基づいて測定することを認めている。したがって、当グループは、正味ポジションの価値を中値から特定の市場リスクの正味ロング又は正味ショート・ポジションに関する通常の市況で実現される適切な買呼値又は売呼値水準に調整するために、現物有価証券及び／又はデリバティブ商品の正味ポートフォリオに対して引き続き呼値の調整を適用する。また、当グループは、債務不履行時に信用リスク・エクスポージャーを軽減する法的に強制力のある契約を当グループが取引相手方と締結している場合、デリバティブ商品の信用リスクに対する正味エクスポージャーを反映している。評価調整は合理的かつ継続的に計上され、個別の会計単位に配分されているように財務書類注記の関連する開示に割り当てられる。

公正価値ヒエラルキー

公正価値ヒエラルキーのレベルは、以下のように定義されている。

- ー レベル1：当グループが入手可能な、活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（未調整）。このレベルの公正価値ヒエラルキーは、最も信頼できる公正価値の証拠を提供しており、入手可能な場合は常に公正価値を測定するために使用される。
- ー レベル2：資産又は負債に関して、直接的又は間接的に観察可能な、レベル1に含まれる市場価格以外の情報。これらの情報には以下が含まれる。（i）活発な市場における類似する資産又は負債の市場価格。（ii）活発ではない市場、すなわち資産又は負債の取引がほとんど行われていないため最新の価格が入手できない、あるいは市場価格が時間の経過に伴って大幅に変化するかマーケット・メーカー間で大幅に異なる市場、若しくは情報がほとんど公開されていない市場における同一又は類似する資産又は負債の市場価格。（iii）資産又は負債に関する市場価格以外の観察可能な情報。あるいは、（iv）相関関係又はその他の方法によって主として観察可能な市場データから導かれるか、又は当該データによって裏付けられた情報。
- ー レベル3：資産又は負債に関して観察不能な情報。当該情報は、資産又は負債の価格設定において市場参加者が用いる前提に関する当グループ独自の仮定を反映している（リスクに関する仮定を含む）。これらの情報は、個々の状況下で入手可能な最善の情報に基づいたものであり、当グループ独自のデータを含んでいる。市場参加者が異なる仮定を用いることを示す場合、観察不能な情報を導くために用いられた当グループ独自のデータに調整が加えられる。

当グループは、ロング・ポジションの場合は買建値で、ショート・ポジションの場合は売建値で正味オープン・ポジションを計上している。ただし、当グループがこのようなポジションのマーケット・メーカーである場合は、仲値が用いられる。公正価値による測定値は取引費用に関する調整を行っていない。

[次へ](#)

評価技法の定性的開示

以下の様々な金融商品の評価技法及び重要な観察不能な情報に関する情報、並びに「重要な観察不能な情報の使用による報告日時点の公正価値による測定値の不確実性」のセクションは、「経常的に公正価値で測定される資産及び負債」、「公正価値で計上されるレベル3の資産に関する定量的情報」及び「公正価値で計上されるレベル3の負債に関する定量的情報」の表と併せて読むべきものである。

中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券

売戻条件付買入有価証券及び買戻条件付売渡有価証券は、割引キャッシュ・フロー分析を用いて公正価値で測定されている。将来キャッシュ・フローは、当該商品の原担保と、該当する期間の買戻/売戻に係る観察可能な市場金利カーブを用いて割引かれる。したがって、売戻条件や買戻条件のある証券の大半は公正価値ヒエラルキーのレベル2に含められている。仕組物の売戻条件や買戻条件には、売買目的で保有されていたりヘッジ会計関連に用いられったりしている独立したデリバティブ契約に対する下記の手法と同じ手法を用いて測定されている組込デリバティブが含まれる。組込デリバティブの価値が重要で観察不可能なインプットを用いて決定されている場合には、これらの含まれている仕組物の売戻又は買戻契約は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。重要で観察不可能なインプットは調達スプレッドである。

売戻条件付買入有価証券は、通常、担保である政府発行有価証券、金融市場商品、社債及びその他の負債商品により全額保証されているか、担保の価額が売戻条件付買入有価証券の価額を上回っている。担保からの債権回収に関する契約は、契約相手の債務不履行の際に、保有担保を清算する権利を当グループに与えている。

負債証券

外国政府

外国政府の負債証券は通常、活発な市場における市場価格を有しており、主としてレベル1の金融商品として分類される。市場価格が入手できない外国政府負債証券の評価は、信用格付、過去の実績、延滞、損失の規模、当該証券の満期、市場における最近の取引又は他の評価技法を反映させた利回りに基づいており、これらは判断を伴う場合がある。価格又はモデルの情報が市場において観察可能な有価証券はレベル2の金融商品に分類されるが、価格が観察可能ではなく、重要なモデルの情報が観察不能な有価証券は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。

企業

社債は最近の市場の取引又はブローカー若しくはディーラーの価格による現在の市場水準を反映して価格設定される。特定の証券の市場価格が直接入手可能でない場合は、特定の又は類似の企業の資本構造にあるその他の金融商品を反映し、順位及び満期の差異を調整し、市場データが入手可能な類似の証券を基準とした利回り（クレジット、流動性及び満期の差異を考慮後）に基づいて評価が入手されるか、又は現在の金利カーブ及び観察可能なCDSスプレッドなどの観察可能な情報を用いてキャッシュ・フロー評価技法を適用することによって評価が入手される。重要な観察不能な情報には相関及び価格が含まれることがある。比較可能な市場価格を用いる有価証券において、レベル2とレベル3の区別は、関連する利回り調整の重要性並びに比較される特徴の正確性に基づいて行われる（すなわち、観察可能な比較可能な有価証券は同国内の別業種に存在する可能性があり、レベルが異なる可能性がある。比較可能性が低いほどレベル3となる可能性が高くなる）。

RMBS、CMBS及びCDO証券

RMBS、CMBS及びCDOの公正価値は、相場価格によって見積ることができ、類似する仕組債又は担保付有価証券がディーラー及び顧客間で取引されるときに価格に基づくことが多い。重要な観察不能情報のあるRMBS、CMBS及びCDOの公正価値は、資本還元率及び割引率を用いて評価される。関連する有価証券の最後に実行された取引から経過した時間の長さ、類似する金融商品の価格の使用、又は気配相場に基づく価格の使用等の多くの理由により、公正価値測定の上、価格は観察可能でない可能性がある。比較可能な市場価格で決定される公正価値には、デフォルト率、割引率、期限前返済率及び損失の規模を用いた割引キャッシュ・フロー・モデルを含むことがある。類似する観察可能な金融商品の価格は、割引キャッシュ・フローによる観察不能な金融商品の評価に使用する含意の情報の算出に用いられる。そして、割引キャッシュ・フロー価格は観察不能な価格と比較され、その合理性の評価が行われる。

大半の仕組債の公正価値の決定には、流動性、所有集中度並びに現在の経済環境及び競争環境により主観的な評価が必要となる。評価は、市場参加者が当該資産にどのような価格設定を行うかについてのフロント・オフィスの仮定に基づき決定される。社債／ローン担保証券は、様々な仕組トランシェに分割され、各トランシェは、個々の格付及びその仕組を裏付ける原担保に基づいて評価される。評価モデルは現金及びシンセティックCDOを評価するために利用されている。

持分証券

当グループが保有する持分証券の大部分は、市場価格が容易かつ定期的に入手可能な公開取引所で取引されているため、レベル1の金融商品に分類される。レベル2及びレベル3の持分証券にはファンド関連商品、転換社債又は譲渡制限付であって活発な市場で取引されていない株式が含まれている。重要で観察不能な情報には、支払利息、税金、減価償却控除前利益(以下、「EBITDA」という。)倍率及び市場の類似価格が含まれる可能性がある。

デリバティブ

トレーディング目的で保有されている、又はヘッジ会計の関係に用いられているデリバティブには、OTC及び取引所で取引されるデリバティブが含まれる。観察可能な取引価格を用いて測定された取引所で取引されるデリバティブの公正価値は、公正価値ヒエラルキーのレベル1に含まれる。証券取引所で取引されているデリバティブのうち取引量の少ないものについては、観察可能な取引価格が報告日において実行可能でないとみなされる場合がある。その場合、当該デリバティブの公正価値は、類似の観察可能なOTCデリバティブと同じ方法で測定され、公正価値ヒエラルキーのレベル2に含まれる。証券取引所で取引されているデリバティブの公正価値測定に用いる類似のOTCデリバティブが観察不能なものの場合、取引所で取引されているデリバティブの公正価値は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に含まれる。

OTCデリバティブの公正価値は、業界の標準モデル又は自社で開発した独自のモデルに基づいて決定される。どちらの種類のモデルとも公正価値を決定するために様々な観察可能及び観察不能な情報を用いている。その情報には、当該商品の経済性に影響を及ぼすデリバティブの特性が含まれている。必要な情報は市場で観察可能であるため、多くのデリバティブ商品の公正価値の決定に主観が介入するのはごく限られた場合のみであるが、より複雑なその他のデリバティブは、特定の独自のモデル仮定に依存する観察不能な情報を用いることがある。観察可能な情報（取引所、ディーラー、ブローカー又は市場のコンセンサス・データ提供者による価格）が入手できない場合、モデル・カリブレーション（直物レート及び先渡レート、平均回帰性、基準金利カーブ及び一般に取引されるオプション商品のボラティリティ情報）により、観察可能な価格から価値を推測する試みがなされる。その他の情報源から導き出すことができない情報は過去のデータから見積りが行われる。価値の大部分が市場の観察可能な情報から導かれるOTCデリバティブはレベル2の金融商品に分類され、価値の大部分が観察不能な情報から導かれるものは公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。

当グループでは、デリバティブの公正価値測定に、無担保OTCデリバティブについて必要な資金の調達コストを踏まえた調整を含めている。

金利デリバティブ

金利スワップ、スワップション並びにキャップ及びフロアー等のOTC一般金利商品は将来予測キャッシュ・フローを割り引くことにより評価される。将来キャッシュ・フロー及び割引は市場の標準的なイールド・カーブ及び業界の標準的なボラティリティ情報から導かれる。該当する場合には、取引所の取引価格も取引所で取引される先物及びオプションの評価に用いられ、イールド・カーブの形成にも用いることができる。より複雑な商品に関する情報にはベース・スプレッド、相関、信用スプレッド、期限前返済率及びボラティリティ・スキューが含まれるが、これらに限定されるわけではない。

為替デリバティブ

為替デリバティブには、将来予測割引キャッシュ・フローが為替先物カーブ及び業界の標準的なオプションリティ・モデリング技法によって決定される直物契約、先物為替予約及びオプション契約等の一般商品が含まれる。該当する場合には、取引所の取引価格も先物価格及びオプション価格に用いられる。より複雑な商品の情報には、偶発事象の可能性、相関及び期限前返済率が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

エクイティ及びインデックス関連デリバティブ

エクイティ・デリバティブには、バニラ・オプション及びスワップから、カスタマイズされたペイオフ条件に基づくエキゾチックな商品が含まれる。エクイティ・デリバティブの評価に用いられる主な情報には、買戻しの可能性、相関、ギャップ・リスク、価格及びボラティリティが含まれる。

一般に、相関及びボラティリティ間の相互関係は正の相関関係を有する。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブには、より複雑な仕組信用商品に加えて、指標並びに単名及び複数名CDSが含まれる。一般的な商品は業界の標準的なモデル並びに信用スプレッド及び回収率を含む一般的に市場において観察可能な情報を用いて評価される。

複雑な仕組クレジット・デリバティブは相関、信用スプレッド、調達スプレッド、損失の規模、期限前返済率及び回収率等の情報が必要な独自のモデルを用いて評価される。これらの情報は通常、入手可能な市場の観察可能データから推測される。

その他のトレーディング資産

その他のトレーディング資産には主に生命保険決済及びプレミアム・ファイナンス商品並びにRMBS貸出金が含まれる。生命保険決済及びプレミアム・ファイナンス商品は、複数の情報を用いて独自のモデルにより評価される。生命保険決済及びプレミアム・ファイナンス商品の公正価値に関する重要な観察不能な情報は市場予想の平均余命の見積りであり、RMBS貸出金の公正価値に関する重要な観察不能な情報は市場における類似価格である。

生命保険決済及びプレミアム・ファイナンス商品については個人の平均余命は、通常、専門的な保険数理機関が提供している被保険者人口全体の基礎死亡率曲線と個人特有の数値を乗じることによって決定される。個人特有の乗数は、外部機関である平均余命データ提供者（被保険者の健康状態、家族の病歴及びその他の要因を調査し、平均余命の見積りを行う業者）から入手したデータに基づいて決定される。

RMBS貸出金の場合、市場における類似価格の使用は個別の貸出金によって異なる。一部の貸出金では、観察不能なRMBS有価証券と同様に、類似する観察可能な商品の価格が、割引キャッシュ・フローで評価される観察不能な金融商品のインプライド情報の計算に使用される。そして、割引キャッシュ・フロー価格は観察不能な価格と比較され、その合理性の評価が行われる。その他のRMBS貸出金の場合、貸出金は融資比率、平均勘定残高、貸出金の種類（一世帯又は多世帯住宅用）、先取特権、シーズニング、クーポン、FICOスコア、地域性、延滞状況、キャッシュ・フロー速度、ロール・レート、貸付の目的、入居状況、債権回収業者との事前取決めの種類、条件変更の状況、連邦住宅局の保険、不動産価値及び文書の質等の個別の特性に応じて分類される。価格が観察不能な貸出金は、一貫性のある区分に分類され、その後観察不能な価格の合理性を評価するために観察可能な市場における類似価格と比較される。

その他の投資

プライベート・エクイティ・ファンド、ヘッジ・ファンド及び持分法適用投資ファンド

持分法適用投資ファンドは主に、a)第三者ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド及びファンド・オブ・ファンズへの直接投資、b)当グループが被投資会社の営業及び財務方針に重要な影響力を及ぼす能力を持つ持分法適用投資、及び c)市場性のない持分証券への直接投資の形態によるエクイティ投資が含まれる。

第三者ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド及びファンド・オブ・ファンズへの直接投資は、ASC Topic 820「公正価値の測定」で認められる公表されたNAVに基づき公正価値で測定される。投資運用会社によって公表されたNAVが観察された市場データと整合しないという十分な証拠がある場合、当該投資がNAV以外の金額で売却される可能性がある場合、あるいは公表されたNAVに調整が必要となるその他の状況が存在する場合、NAVに調整が行われることがある。調整が行われるのはまれであるが、公表されたNAVに調整を行う際には重要な判断が必要となる。NAVの簡便法を用いて公正価値が測定される投資は、公正価値ヒエラルキーに分類されていない。

市場性のない持分証券への直接投資は、不動産投資及び非不動産投資の両方で構成される。市場性のない持分証券への持分法適用投資及び直接投資は、取引価格が公正価値の最善の見積りであるため、当初取引価格で測定される。その後、これらの投資は第三者投資家が関与する直近の資金調達、比較可能な企業取引、キャッシュ・フロー若しくは帳簿価額の多重分析又は割引キャッシュ・フロー分析等、多数の要因を考慮して個々の公正価値で測定される。これらの評価技法で用いられる情報は入手が限られており、時間の経過に伴ってこれらの様々な要因を評価する上で重要な判断を伴う。そのため、これらの投資は公正価値ヒエラルキーのレベル3に含まれる。

ライフ・ファイナンス商品

ライフ・ファイナンス商品には一時払即時開始年金（以下、「SPIA」という。）及びその他のプレミアム・ファイナンス商品が含まれる。ライフ・ファイナンス商品は、上記の「その他のトレーディング資産」セクションで生命保険決済及びプレミアム・ファイナンス商品について記載された手法と同様の手法で評価される。

貸出金

公正価値で測定される当グループの貸出金ポートフォリオは、主として商工融資及び金融機関向け貸出金により構成される。これらの区分において、公正価値で測定される貸出金には商業貸出金、不動産貸出金、法人向け貸出金、レバレッジド・ファイナンス・ローン及び新興市場貸出金が含まれる。公正価値は最新の取引及び市場価格が入手可能な場合は、それらに基づいている。最近の取引及び市場価格が入手不可能な場合、公正価値は比較価値のベンチマーク（同一の資本構造における他のポジションに基づく価格設定、その他の類似の貸出金実行、一般的な業界の信用スプレッド、特定の借手についてのCDSから導かれた予想信用スプレッド及び企業評価が含まれる）により決定されるか、又は現在の市況に基づいて担保の出口価格を用いて算定される。

法人向け貸出金ポートフォリオのリボリング信用枠の実行済及び未実行の部分は、信用リスク換算係数、信用スプレッド、回収率及び貸出金の加重平均期間を含む重要な情報の見積りが必要な貸出金の価格設定モデルを用いて評価される。重要な観察不能な情報には信用スプレッド及び価格が含まれる場合がある。

当グループのその他資産及びその他負債には、証券化活動に関連して保有されている抵当貸付及びVIEの資産と負債、並びに米国GAAPにおける売却処理基準を満たしていない抵当貸付の証券化が含まれる。証券化活動に関連して保有されている抵当貸付の公正価値は、ホールローン基準で決定され、上記の「その他のトレーディング資産」に記載されているRMBS貸出金の評価と整合する。ホールローン評価は、最新の市況を反映している出口価格を基準に計算される。VIEの資産及び負債並びに米国GAAPにおける売却処理基準を満たしていない抵当貸付の証券化の公正価値は、入手可能な場合には証券化債券の市場価格、又は市場価格が入手できない場合には、証券化債券に関するキャッシュ・フロー分析に基づいて決定される。債務担保金融事業体として適格なRMBS及びCMBSの証券化ビークルの連結金融資産の公正価値は、観察可能性がより高いVIEの金融負債の公正価値に基づいて測定される。

短期借入金及び長期債務

当グループの短期借入金及び長期債務には、仕組債（区分処理可能及び区分処理不能の両方の複合金融商品）及び一般負債が含まれる。仕組債の公正価値は、市場価格が入手可能な場合は市場価格に基づいている。市場価格が入手不可能な場合、公正価値は当グループの信用スプレッド、仕組債の組込デリバティブの価値及びコール・オプションに基づく発行の残存期間を組み込んだ割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて決定される。発行された仕組債に組み込まれたデリバティブは上述のトレーディング目的で保有されている、又はヘッジ関係に用いられている当グループの独立したデリバティブ契約と同様に評価される。仕組債の公正価値は、統合コール・オプション及び内在するデリバティブの収益による大きな影響を受ける。短期借入金及び長期債務の重要で観察不能な情報には、買戻しの可能性、相関、信用スプレッド、ギャップ・リスク、平均回帰性、価格、回収率及びボラティリティが含まれる。

一般に、相関、信用スプレッド、ギャップ・リスク及びボラティリティ情報間の相互関係は正の相関関係を有する。

その他負債

不成立の売却取引

これらの負債は米国GAAPのもとでは売却会計処理の要件を満たさなかった資産の資金調達を示す。不成立の売却取引は関連する金融商品に整合する方法で評価される。

経常的に公正価値で測定された資産及び負債

2018年12月31日現在 単位：百万スイス・フラン	レベル 1	レベル 2	レベル 3	相殺 影響額 ¹	一株当たり 純資産価値 で測定され た資産 ²	合計
資産						
現金及び銀行に対する預け金	0	115	0	-	-	115
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有 価証券及び借入有価証券	0	81,818	0	-	-	81,818
担保受入有価証券	37,962	3,704	30	-	-	41,696
トレーディング資産	76,124	156,066	8,814	(109,927)	1,126	132,203
うち負債証券	23,726	36,321	2,076	-	12	62,135
うち外国政府債	23,547	4,542	232	-	-	28,321
うち社債	66	7,984	1,260	-	12	9,322
うちRMBS	0	19,652	269	-	-	19,921
うち持分証券	42,758	2,459	132	-	1,114	46,463
うちデリバティブ	7,999	116,942	3,298	(109,927)	-	18,312
うち金利商品	3,557	65,823	507	-	-	-
うち為替商品	25	27,526	258	-	-	-
うちエクイティ／インデックス関連商品	4,415	17,967	1,054	-	-	-
うちクレジット・デリバティブ	0	4,739	673	-	-	-
うちその他のデリバティブ	1	633	806	-	-	-
うちその他のトレーディング資産	1,641	344	3,308	-	-	5,293
投資有価証券	2	2,743	166	-	-	2,911
その他の投資	14	7	1,309	-	1,104	2,434
うちライフ・ファイナンス商品	0	0	1,067	-	-	1,067
貸出金	0	10,549	4,324	-	-	14,873
うち不動産	0	146	515	-	-	661
うち商工融資	0	3,976	1,949	-	-	5,925
うち金融機関向け貸出金	0	4,164	1,391	-	-	5,555
その他無形資産(抵当貸付サービス権)	0	0	163	-	-	163
その他資産	117	5,807	1,543	(204)	-	7,263
うち売却目的貸出金	0	4,238	1,235	-	-	5,473
公正価値による資産合計	114,219	260,809	16,349	(110,131)	2,230	283,476

¹ デリバティブ契約はレベルごとに総額ベースで計上されている。相殺影響額は法的に強制力のあるマスター・ネットティング契約を反映している。

² 米国GAAPに従い、一株当たり純資産価値による簡便法を用いて公正価値で測定されている特定の投資は、公正価値ヒエラルキーに分類されていない。この表の中の公正価値は、連結貸借対照表の表示金額への公正価値ヒエラルキーの調整を目的として表示されている。

2018年12月31日現在、
単位：百万スイス・フラン

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	相殺 影響額 ¹	一株当たり 純資産価値 で測定され た負債 ²	合計
負債						
銀行からの預り金	0	406	0	-	-	406
顧客の預金	0	2,839	453	-	-	3,292
中央銀行ファンデ借入金、買戻条件付売渡有 価証券及び貸付有価証券	0	14,828	0	-	-	14,828
担保受入有価証券返還義務	37,962	3,704	30	-	-	41,696
トレーディング負債	31,940	123,615	3,589	(116,985)	10	42,169
うち負債証券	4,460	3,511	25	-	-	7,996
うち外国政府債	4,328	255	0	-	-	4,583
うち持分証券	18,785	118	37	-	10	18,950
うちデリバティブ	8,695	119,986	3,527	(116,985)	-	15,223
うち金利商品	3,699	62,649	189	-	-	-
うち為替商品	32	31,983	160	-	-	-
うちエクイティ／インデックス関連商品	4,961	19,590	1,500	-	-	-
うちクレジット・デリバティブ	0	5,485	1,140	-	-	-
短期借入金	0	7,284	784	-	-	8,068
長期債務	0	51,270	12,665	-	-	63,935
うち満期までの期間が1年超2年以内の仕 組債	0	7,242	528	-	-	7,770
うち満期までの期間が2年超の仕組債	0	28,215	11,800	-	-	40,015
その他負債	0	7,881	1,341	(221)	-	9,001
公正価値による負債合計	69,902	211,827	18,862	(117,206)	10	183,395

¹ デリバティブ契約はレベルごとに総額ベースで計上されている。相殺影響額は法的に強制力のあるマスター・ネットティング
契約を反映している。

² 米国GAAPに従い、一株当たり純資産価値による簡便法を用いて公正価値で測定されている特定の投資は、公正価値ヒエラル
キーに分類されていない。この表の中の公正価値は、連結貸借対照表の表示金額への公正価値ヒエラルキーの調整を目的と
して表示されている。

2017年12月31日現在 単位：百万スイス・フラン	レベル 1	レベル 2	レベル 3	相殺 影響額 ¹	一株当たり 純資産価値 で測定され た資産 ²	合計
資産						
現金及び銀行に対する預け金	0	212	0	-	-	212
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入 有価証券及び借入有価証券	0	77,498	0	-	-	77,498
担保受入有価証券	36,697	1,331	46	-	-	38,074
うち負債証券	576	802	0	-	-	1,378
うち社債	0	726	0	-	-	726
うち持分証券	36,121	529	46	-	-	36,696
トレーディング資産	87,352	187,767	8,754	(128,592)	1,053	156,334
うち負債証券	29,828	40,645	2,292	-	-	72,765
うち外国政府債	29,561	4,256	270	-	-	34,087
うち社債	179	10,231	1,412	-	-	11,822
うちRMBS	0	21,399	320	-	-	21,719
うちCMBS	0	2,501	16	-	-	2,517
うちCDO	0	2,255	126	-	-	2,381
うち持分証券	51,025	3,481	163	-	1,053	55,722
うちデリバティブ	3,577	141,347	3,289	(128,592)	-	19,621
うち金利商品	1,219	84,932	801	-	-	-
うち為替商品	19	30,302	188	-	-	-
うちエクイティ／インデックス関連商品	2,338	18,251	833	-	-	-
うちクレジット・デリバティブ	0	7,107	634	-	-	-
うちその他のトレーディング資産	2,922	2,294	3,010	-	-	8,226
投資有価証券	250	1,899	42	-	-	2,191
うち負債証券	244	1,780	42	-	-	2,066
うち外国政府債	97	1,139	0	-	-	1,236
うち社債	0	238	0	-	-	238
うちRMBS	0	167	40	-	-	207
うちCMBS	0	171	2	-	-	173
うち持分証券	6	119	0	-	-	125
その他の投資	25	16	1,601	-	1,864	3,506
うちプライベート・エクイティ	0	0	29	-	351	380
うちエクイティ・ファンド	0	0	22	-	141	163
うちヘッジ・ファンド	0	0	0	-	391	391
うちデット・ファンド	0	0	0	-	239	239
うちその他のエクイティ投資	25	9	271	-	1,122	1,427
うちプライベート・エクイティ	18	9	271	-	1,122	1,420
うちライフ・ファイナンス商品	0	7	1,301	-	-	1,308
貸出金	0	10,777	4,530	-	-	15,307
うち商工融資	0	3,437	2,207	-	-	5,644
うち金融機関向け貸出金	0	4,890	1,480	-	-	6,370
その他の無形資産 (抵当貸付サービス権)	0	0	158	-	-	158
その他資産	101	7,570	1,511	(164)	-	9,018
うち売却目的貸出金	0	5,800	1,350	-	-	7,150
公正価値による資産合計	124,425	287,070	16,642	(128,756)	2,917	302,298

¹ デリバティブ契約はレベルごとに総額ベースで計上されている。相殺影響額は法的に強制力のあるマスター・ネットリング契約を反映している。

² 米国GAAPに従い、一株当たり純資産価値による簡便法を用いて公正価値で測定されている特定の投資は、公正価値ヒエラルキーに分類されていない。この表の中の公正価値は、連結貸借対照表の表示金額への公正価値ヒエラルキーの調整を目的として表示されている。

2017年12月31日現在、
単位：百万スイス・フラン

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	相殺 影響額 ¹	一株当たり 純資産価値 で測定され た負債 ²	合計
負債						
銀行からの預り金	0	197	0	-	-	197
顧客の預金	0	3,056	455	-	-	3,511
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡 有価証券及び貸付有価証券	0	15,262	0	-	-	15,262
担保受入有価証券返還義務	36,697	1,331	46	-	-	38,074
うち負債証券	576	802	0	-	-	1,378
うち社債	0	726	0	-	-	726
うち持分証券	36,121	529	46	-	-	36,696
トレーディング負債	23,108	149,637	3,226	(136,861)	9	39,119
うち負債証券	5,160	4,139	2	-	-	9,301
うち外国政府債	5,108	746	0	-	-	5,854
うち社債	12	3,334	2	-	-	3,348
うち持分証券	14,217	883	55	-	9	15,164
うちデリバティブ	3,731	144,615	3,169	(136,861)	-	14,654
うち金利商品	1,254	80,534	317	-	-	-
うち為替商品	8	35,707	100	-	-	-
うちエクイティ／インデックス関連商品	2,468	19,459	1,301	-	-	-
うちクレジット・デリバティブ	0	7,982	898	-	-	-
短期借入金	0	10,174	845	-	-	11,019
長期債務	0	51,127	12,501	-	-	63,628
うち満期までの期間が2年超の政府債	0	936	0	-	-	936
うち満期までの期間が1年超2年以内の仕 組債	0	6,216	149	-	-	6,365
うち満期までの期間が2年超の仕組債	0	32,782	12,259	-	-	45,041
うち満期までの期間が2年超のその他の負 債性金融商品	0	2,221	61	-	-	2,282
うちその他の劣後債	0	5,567	0	-	-	5,567
うちノンリコース債務	0	833	30	-	-	863
その他負債	0	7,379	1,478	(233)	-	8,624
うち不成立の売却取引	0	439	223	-	-	662
公正価値による負債合計	59,805	238,163	18,551	(137,094)	9	179,434

¹ デリバティブ契約はレベルごとに総額ベースで計上されている。相殺影響額は法的に強制力のあるマスター・ネットティング
契約を反映している。

² 米国GAAPに従い、一株当たり純資産価値による簡便法を用いて公正価値で測定されている特定の投資は、公正価値ヒエラル
キーに分類されていない。この表の中の公正価値は、連結貸借対照表の表示金額への公正価値ヒエラルキーの調整を目的と
して表示されている。

レベル3に関して経常的に公正価値で測定された資産及び負債

2018年、 単位：百万スイス・フラン	期首残高	レベル3 への振替	レベル3 からの振替	取得	売却	発行	決済
資産							
担保受入有価証券	46	0	(15)	102	(103)	0	0
トレーディング資産	8,754	1,563	(1,602)	40,057	(40,138)	1,394	(1,477)
うち負債証券	2,292	802	(904)	3,301	(3,261)	0	0
うち外国政府債	270	21	(12)	45	(67)	0	0
うち社債	1,412	491	(593)	2,582	(2,583)	0	0
うちRMBS	320	211	(225)	370	(333)	0	0
うち持分証券	163	132	(95)	51	(185)	0	0
うちデリバティブ	3,289	510	(525)	0	0	1,394	(1,434)
うち金利商品	801	18	(66)	0	0	100	(116)
うち為替商品	188	3	(2)	0	0	14	(24)
うちエクイティ／ インデックス関連商品	833	329	(317)	0	0	447	(436)
うちクレジット・ デリバティブ	634	160	(141)	0	0	505	(438)
うちその他のデリバティブ	833	0	1	0	0	328	(420)
うちその他のトレーディング資 産	3,010	119	(78)	36,705	(36,692)	0	(43)
投資有価証券	42	8	(121)	281	(28)	0	(205)
その他の投資	1,601	79	(102)	229	(406)	0	0
うちライフ・ファイナンス商品	1,301	0	0	151	(299)	0	0
貸出金	4,530	934	(393)	163	(491)	1,563	(1,866)
うち不動産	171	196	(81)	0	0	307	(64)
うち商工融資	2,207	348	(29)	1	(226)	783	(1,057)
うち金融機関向け貸出金	1,480	335	(53)	150	(133)	332	(746)
その他無形資産 (抵当貸付サービス権)	158	0	0	1	0	0	0
その他資産	1,511	288	(191)	1,610	(1,357)	300	(540)
うち売却目的貸出金	1,350	243	(166)	1,447	(1,310)	300	(539)
公正価値による資産合計	16,642	2,872	(2,424)	42,443	(42,523)	3,257	(4,088)
負債							
顧客の預金	455	0	0	0	0	0	0
担保受入有価証券返還義務	46	0	(15)	102	(103)	0	0
トレーディング負債	3,226	768	(641)	127	(107)	2,573	(1,527)
うち負債証券	2	30	(24)	39	(23)	0	0
うち持分証券	55	19	(5)	87	(80)	0	0
うちデリバティブ	3,169	719	(612)	1	(4)	2,573	(1,527)
うち金利デリバティブ	317	25	(11)	0	0	156	(145)
うち為替デリバティブ	100	19	(1)	0	0	55	(29)
うちエクイティ／インデック ス関連デリバティブ	1,301	429	(364)	0	0	1,306	(548)
うちクレジット・デリバティ ブ	898	247	(235)	0	0	806	(572)
短期借入金	845	335	(242)	0	0	1,090	(1,133)
長期債務	12,501	2,988	(3,108)	0	0	5,628	(3,656)
うち満期までの期間が1年超2 年以内の仕組債	149	452	(296)	0	0	745	(501)
うち満期までの期間が2年超の 仕組債	12,259	2,368	(2,800)	0	0	4,761	(3,115)
その他負債	1,478	117	(29)	45	(128)	20	(420)
公正価値による負債合計	18,551	4,208	(4,035)	274	(338)	9,311	(6,736)
公正価値による純資産/(負債)	(1,909)	(1,336)	1,611	42,169	(42,185)	(6,054)	2,648

2018年 単位：百万スイス・フラン	トレーディング収益		その他の収益		その他包括利益 累計額		外貨換算 影響額	期末残高
	レベル3 への/か らの振替	その他 すべて	レベル3 への/か らの振替	その他 すべて	レベル3 への/か らの振替	その他 すべて		
資産								
担保受入有価証券	0	0	0	0	0	0	0	30
トレーディング資産	(21)	303	0	0	0	0	(19)	8,814
うち負債証券	25	(150)	0	(3)	0	0	(26)	2,076
うち外国政府債	0	4	0	0	0	0	(29)	232
うち社債	31	(72)	0	(4)	0	0	(4)	1,260
うちRMBS	(3)	(74)	0	0	0	0	3	269
うち持分証券	8	55	0	3	0	0	0	132
うちデリバティブ	(56)	144	0	0	0	0	(24)	3,298
うち金利商品	17	(237)	0	0	0	0	(10)	507
うち為替商品	(2)	79	0	0	0	0	2	258
うちエクイティ／ インデックス関連商品	(77)	300	0	0	0	0	(25)	1,054
うちクレジット・ デリバティブ	5	(59)	0	0	0	0	7	673
うちその他のデリバティブ	1	61	0	0	0	0	2	806
うちその他のトレーディング資 産	2	254	0	0	0	0	31	3,308
投資有価証券	0	185	0	0	0	0	4	166
その他の投資	0	(93)	0	5	0	0	(4)	1,309
うちライフ・ファイナンス商品	0	(96)	0	0	0	0	10	1,067
貸出金	7	(134)	0	(13)	0	0	24	4,324
うち不動産	2	(8)	0	(8)	0	0	0	515
うち商工融資	0	(83)	0	(5)	0	0	10	1,949
うち金融機関向け貸出金	10	8	0	0	0	0	8	1,391
その他無形資産 (抵当貸付サービス権)	0	0	0	1	0	0	3	163
その他資産	22	(32)	0	(1)	0	0	(67)	1,543
うち売却目的貸出金	21	(44)	0	0	0	0	(67)	1,235
公正価値による資産合計	8	229	0	(8)	0	0	(59)	16,349
負債								
顧客の預金	0	32	0	0	0	(21)	(13)	453
担保受入有価証券返還義務	0	0	0	0	0	0	0	30
トレーディング負債	(7)	(839)	0	(3)	0	0	19	3,589
うち負債証券	0	1	0	0	0	0	0	25
うち持分証券	(3)	(33)	0	(3)	0	0	0	37
うちデリバティブ	(4)	(807)	0	0	0	0	19	3,527
うち金利デリバティブ	16	(171)	0	0	0	0	2	189
うち為替デリバティブ	0	15	0	0	0	0	1	160
うちエクイティ／インデックス 関連デリバティブ	(36)	(592)	0	0	0	0	4	1,500
うちクレジット・デリバティブ	16	(30)	0	0	0	0	10	1,140
短期借入金	3	(117)	0	(4)	0	0	7	784
長期債務	(25)	(1,368)	0	0	(2)	(417)	124	12,665
うち満期までの期間が1年超2 年以内の仕組債	(10)	(14)	0	0	0	0	3	528
うち満期までの期間が2年超の 仕組債	(17)	(1,355)	0	0	(2)	(417)	118	11,800
その他負債	(7)	97	0	161	0	0	7	1,341
公正価値による負債合計	(36)	(2,195)	0	154	(2)	(438)	144	18,862
公正価値による純資産/(負債)	44	2,424	0	(162)	2	438	(203)	(2,513)

2017年、 単位：百万スイス・フラン	期首残高	レベル3 への振替	レベル3 からの振替	取得	売却	発行	決済
資産							
利付銀行預け金	1	40	0	0	(41)	0	0
中央銀行ファンド貸出金、 売戻条件付買入有価証券及び 借入有価証券	174	0	0	0	0	26	(193)
担保受入有価証券	70	3	(1)	65	(86)	0	0
トレーディング資産	12,765	1,159	(2,046)	15,810	(18,032)	1,317	(2,068)
うち負債証券	3,977	608	(1,074)	2,747	(3,705)	0	0
うち社債	1,674	276	(654)	2,203	(2,005)	0	0
うちRMBS	605	280	(229)	85	(305)	0	0
うちCMBS	65	6	(17)	2	(13)	0	0
うちCDO	1,165	39	(157)	174	(1,047)	0	0
うち持分証券	240	49	(35)	146	(260)	0	0
うちデリバティブ	4,305	416	(839)	0	0	1,317	(1,817)
うち金利商品	748	56	(53)	0	0	118	(183)
うちエクイティ／ インデックス関連商品	914	142	(98)	0	0	443	(597)
うちクレジット・ デリバティブ	688	216	(252)	0	0	381	(297)
うちその他のトレーディング資 産	4,243	86	(98)	12,917	(14,067)	0	(251)
投資有価証券	72	0	(17)	100	(113)	0	(90)
その他の投資	1,906	23	(22)	350	(589)	0	0
うち持分証券	318	23	(22)	165	(171)	0	0
うちライフ・ファイナンス商品	1,588	0	0	185	(418)	0	0
貸出金	6,585	1,130	(947)	106	(580)	1,151	(2,743)
うち商工融資	3,816	448	(482)	71	(395)	590	(1,705)
うち金融機関向け貸出金	1,829	352	(126)	33	(176)	444	(821)
その他無形資産 (抵当貸付サービス権)	138	0	0	23	(1)	0	0
その他資産	1,679	347	(132)	759	(1,056)	1,054	(885)
うち売却目的貸出金	1,316	286	(113)	667	(904)	1,053	(885)
公正価値による資産合計	23,390	2,702	(3,165)	17,213	(20,498)	3,548	(5,979)
負債							
顧客の預金	410	0	0	0	0	35	(3)
担保受入有価証券返還義務	70	3	(1)	65	(86)	0	0
トレーディング負債	3,737	566	(1,049)	113	(134)	1,193	(1,625)
うち金利デリバティブ	538	57	(36)	0	0	45	(258)
うち為替デリバティブ	150	11	(1)	0	0	9	(12)
うちエクイティ／インデックス 関連デリバティブ	1,181	54	(188)	0	0	543	(692)
うちクレジット・デリバティブ	851	377	(392)	0	0	350	(376)
短期借入金	516	95	(172)	0	0	865	(472)
長期債務	13,415	1,172	(3,004)	0	0	4,540	(4,479)
うち満期までの期間が2年超の 仕組債	12,434	995	(2,886)	0	0	3,913	(3,079)
その他負債	1,684	150	(102)	211	(304)	9	(403)
うち不成立の売却取引	219	80	(70)	189	(218)	0	0
公正価値による負債合計	19,832	1,986	(4,328)	389	(524)	6,642	(6,982)
公正価値による純資産/(負債)	3,558	716	1,163	16,824	(19,974)	(3,094)	1,003

	トレーディング収益		その他の収益		その他包括利益 累計額		外貨換算 影響額	期末残高
	レベル3 への/か らの振替	その他 すべて	レベル3 への/か らの振替	その他 すべて	レベル3 への/か らの振替	その他 すべて		
2017年 単位：百万スイス・フラン								
資産								
利付銀行預け金	0	0	0	0	0	0	0	0
中央銀行ファンド貸出金、 売戻条件付買入有価証券及び 借入有価証券	0	0	0	0	0	0	(7)	0
担保受入有価証券	0	0	0	0	0	0	(5)	46
トレーディング資産	121	252	6	1	0	0	(531)	8,754
うち負債証券	(4)	(80)	6	1	0	0	(184)	2,292
うち社債	(4)	14	6	0	0	0	(98)	1,412
うちRMBS	3	(95)	0	0	0	0	(24)	320
うちCMBS	(3)	(21)	0	0	0	0	(3)	16
うちCDO	0	(16)	0	0	0	0	(32)	126
うち持分証券	0	33	0	0	0	0	(10)	163
うちデリバティブ	123	(63)	0	0	0	0	(153)	3,289
うち金利商品	6	104	0	0	0	0	5	801
うちエクイティ／ インデックス関連商品	14	58	0	0	0	0	(43)	833
うちクレジット・ デリバティブ	38	(110)	0	0	0	0	(30)	634
うちその他のトレーディング 資産	2	362	0	0	0	0	(184)	3,010
投資有価証券	(1)	95	0	0	0	0	(4)	42
その他の投資	0	9	0	9	0	0	(85)	1,601
うち持分	0	(7)	0	9	0	0	(15)	300
うちライフ・ファイナンス商品	0	16	0	0	0	0	(70)	1,301
貸出金	15	85	0	0	0	0	(272)	4,530
うち商工融資	(2)	21	0	0	0	0	(155)	2,207
うち金融機関向け貸出金	28	(6)	0	0	0	0	(77)	1,480
その他無形資産 (抵当貸付サービス権)	0	0	0	4	0	0	(6)	158
その他資産	(1)	(172)	0	(4)	0	0	(78)	1,511
うち売却目的貸出金	(2)	0	0	(4)	0	0	(64)	1,350
公正価値による資産合計	134	269	6	10	0	0	(988)	16,642
負債								
顧客の預金	0	(61)	0	0	0	42	32	455
担保受入有価証券返還義務	0	0	0	0	0	0	(5)	46
トレーディング負債	140	461	0	(9)	0	0	(167)	3,226
うち金利デリバティブ	6	(14)	0	0	0	0	(21)	317
うち為替デリバティブ	0	(52)	0	0	0	0	(5)	100
うちエクイティ／インデックス 関連デリバティブ	17	441	0	0	0	0	(55)	1,301
うちクレジット・デリバティブ	61	66	0	0	0	0	(39)	898
短期借入金	(2)	19	4	10	0	6	(24)	845
長期債務	(12)	1,400	0	0	88	21	(640)	12,501
うち満期までの期間が2年超の 仕組債	(14)	1,390	0	0	87	17	(598)	12,259
その他負債	(25)	(6)	0	330	0	0	(66)	1,478
うち不成立の売却取引	(7)	40	0	0	0	0	(10)	223
公正価値による負債合計	101	1,813	4	331	88	69	(870)	18,551
公正価値による純資産/(負債)	33	(1,544)	2	(321)	(88)	(69)	(118)	(1,909)

経常的に公正価値で測定された資産及び負債に関する利益及び損失（レベル3）

12月31日に終了した事業年度、 単位：百万スイス・フラン	2018年			2017年		
	トレーディング収益	その他の収益	収益合計	トレーディング収益	その他の収益	収益合計
資産及び負債に関する利益及び損失						
純収益に計上された実現/未実現利益（損失）、純額	2,468	(162)	2,306 ¹	(1,511)	(319)	(1,830) ¹
うち、						
報告日現在において保有している資産及び負債に係る未実現利益/(損失)	(34)	(5)	(39)	(2,088)	22	(2,066)

¹ 外貨換算の影響に関連する実現/未実現利益/(損失)純額は除く。

観察可能及び観察不能な両情報は、レベル3に分類されたポジションの公正価値を決定するために用いることができる。その結果、上表に示されたレベル3の資産及び負債に係る未実現利益及び損失は、観察可能及び観察不能な両情報に関連する公正価値の変動を含む場合がある。

当グループは、様々な経済的ヘッジの手法を用いてレベル3ポジションのリスクを含むリスクの管理を行っている。このような手法は、レベル1及び/又はレベル2に分類された金融商品の取得又は売却を含む場合がある。上表に示されるレベル3の資産及び負債に係る実現及び未実現利益及び損失は、レベル1及び/又はレベル2に分類された経済的ヘッジ手段に関して生じる実現又は未実現利益及び損失を反映していない。

レベル3への（からの）振替

2018年のレベル3の資産への振替は、主としてトレーディング資産及び貸出金からの振替で、2,872百万スイス・フランであった。当該振替は、価格設定に関するデータの観察可能性が限られていること及び外部提供者からの価格設定に関する情報が減少したことにより、主にクレジット・ファイナンス及び債券事業において行われた。2018年のレベル3の資産からの振替は、主としてトレーディング資産及び貸出金におけるもので、2,424百万スイス・フランであった。レベル3の資産からの振替は、価格設定に関するデータの観察可能性が改善したこと及び外部提供者からの価格設定に関する情報の入手可能性が増加したことにより、主としてファイナンス及び債券事業において行われた。

2017年のレベル3の資産への振替は、主としてトレーディング資産及び貸出金からの振替で、2,702百万スイス・フランであった。当該振替は、価格設定に関するデータの観察可能性が限られていること及び外部提供者からの価格設定に関する情報が減少したことにより、主にクレジット、ファイナンス及び債券事業において行われた。2017年のレベル3の資産からの振替は、主としてトレーディング資産及び貸出金におけるもので、3,165百万スイス・フランであった。レベル3の資産からの振替は、価格設定に関するデータの観察可能性が改善したこと及び外部提供者からの価格設定に関する情報の入手可能性が増加したことにより、主としてストラテジック・リゾリューション・ユニット及びファイナンス事業において行われた。

重要で観察不能な情報の使用に対する報告日時点の不確実性

買戻しの可能性、相関、偶発事象の可能性、EBITDA倍率、ファンディング・スプレッド、死亡率、価格、ボラティリティ若しくはボラティリティ・スキューなどの重要で観察不能な情報を有するレベル3の資産の場合、一般的に、重要で観察不能な情報が増大すると公正価値は増加する。デフォルト率、資本還元率、企業や主権者のクレジット・カーブ、信用スプレッド、割引率、ギャップ・リスク、市場予想の平均寿命（生命保険決済及びプレミアム・ファイナンス商品の場合）、期限前返済率及び回収率などの重要で観察不能な情報を有するレベル3の資産の場合、一般的に、重要で観察不能な情報が増大すると公正価値は減少する。

レベル3の負債の場合、一般的に、関連する重要で観察不能な情報が増大すると、公正価値に逆の影響が及ぶ。重要で観察不能な情報であるクレジット・スプレッド、偶発事象の可能性、ギャップ・リスク、市場予想の平均寿命（生命保険決済及びプレミアム・ファイナンス商品）、死亡率が増大すると、公正価値は増加する。重要で観察不能な情報であるベースス・スプレッド、買戻しの可能性、相関、割引率、ファンド・ギャップ・リスク、ファンディング・スプレッド、死亡率、期限前返済率、価格、回収率そしてボラティリティが増大すると、公正価値は減少する。

重要で観察不能な情報間の相関関係

上記を除き、金融商品の重要で観察不能な情報間に重要な相関関係はない。重要で観察不能な情報は独立して変動するため、一般的に一つの重要で観察不能な情報が増大又は減少しても、他の重要で観察不能な情報に影響を及ぼすことはない。

評価技法の量的開示

以下の表は、レベル3の資産及び負債の重要な観察不能な情報のそれぞれについて、当該金融商品にとって最も重要な関連する評価技法ごとに、代表的な最低及び最高価値の範囲と関連加重平均を示している。

公正価値で計上されるレベル3の資産に関する定量的情報

2018年12月31日現在 単位：百万スイス・フラン (別途記載がある場合を除く)	公正価値	評価技法	観察不能な情報	最低価値	最高価値	加重平均 ¹
担保受入有価証券	30	-	-	-	-	-
トレーディング資産	8,814					
うち負債証券	2,076					
うち外国政府債	232	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	140	140	140
うち社債	1,260					
うち	441	市場の類似価格	価格(%)	0	118	94
うち	621	オプション・モデル	相関(%)	(60)	98	68
			ボラティリティ(%)	0	178	30
うちRMBS	269	割引キャッシュ・フロー	デフォルト率(%)	0	11	3
			割引率(%)	1	26	7
			損失の規模(%)	0	100	63
			期限前返済率(%)	1	22	8
うち持分証券	132					
うち	76	市場の類似価格	EBITDA倍率	2	9	6
			価格(%)	100	100	100
うち	49	ベンダー価格	実際の価格	0	355	1
うちデリバティブ	3,298					
うち金利商品	507	オプション・モデル	相関(%)	0	100	69
			期限前返済率(%)	1	26	9
			ボラティリティ・スキュー(%)	(4)	0	(2)
うち為替商品	258					
うち	28	割引キャッシュ・フロー	偶発事象の可能性(%)	95	95	95
うち	218	オプション・モデル	相関(%)	(23)	70	24
			期限前返済率(%)	21	26	23
			ボラティリティ(%)	80	90	85

2018年12月31日現在 単位：百万スイス・フラン (別途記載がある場合を除く) うちエクイティ／インデックス 関連商品	公正価値	評価技法	観察不能な情報	最低価値	最高価値	加重平均 ¹
うちエクイティ・デリバティブ	1,054	オプション・モデル	買戻しの可能性(%)	50	100	74
			相関(%)	(40)	98	80
			ギャップ・リスク(%) ²	0	4	1
			ボラティリティ(%)	2	178	34
うちクレジット・デリバティブ	673	割引キャッシュ・フロー	相関(%)	97	97	97
			信用スプレッド(bp)	3	2,147	269
			デフォルト率(%)	1	20	4
			割引率(%)	3	28	15
			損失の規模(%)	16	85	56
			期限前返済率(%)	0	12	6
			回収率(%)	0	68	8
うちその他のデリバティブ	806	割引キャッシュ・フロー	市場予想平均余命(年)	2	16	5
			死亡率(%)	87	106	101
うちその他のトレーディング資産	3,308					
うち	870	割引キャッシュ・フロー	市場予想平均余命(年)	3	17	7
うち	2,119	市場の類似価格	価格(%)	0	110	30
うち	249	オプション・モデル	死亡率(%)	0	70	6
投資有価証券	166	-	-	-	-	-
その他の投資	1,309					
うちライフ・ファイナンス商品	1,067	割引キャッシュ・フロー	市場予想平均余命(年)	2	17	6
貸出金	4,324					
うち不動産	515	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	200	1,522	612
			回収率(%)	25	40	39
うち商工融資	1,949					
うち	1,531	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	159	1,184	582
うち	306	市場の類似価格	価格(%)	0	99	65
うち金融機関向け貸出金	1,391					
うち	1,157	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	88	1,071	596
うち	73	市場の類似価格	価格(%)	1	100	74
その他無形資産 (抵当貸付サービス権)	163	-	-	-	-	-
その他資産	1,543					
うち売却目的貸出金	1,235					
うち	422	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	105	2,730	394
			回収率(%)	25	87	56
うち	739	市場の類似価格	価格(%)	0	130	82
公正価値で計上されるレベル3の 資産合計	16,349					

¹ 現物商品は、通常加重平均基準で表示されるが、一部のデリバティブ商品は関連する情報の加重平均と算術平均の組合せ又は算術平均基準で表示される。

² 担保の決済日までに発生する原資産価値の予想外に著しい減少のリスク。

2017年12月31日現在	公正価値	評価技法	観察不能な情報	最低価値	最高価値	加重平均 ¹
単位：百万スイス・フラン (別途記載がある場合を除く)						
担保受入有価証券	46	-	-	-	-	-
トレーディング資産	8,754					
うち負債証券	2,292					
うち社債	1,412					
うち	387	オプション・モデル	相関(%)	(60)	98	55
うち	545	市場の類似価格	価格(%)	0	139	84
うち	444	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	37	952	230
うちRMBS	320	割引キャッシュ・フロー	割引率(%)	1	24	11
			期限前返済率(%)	1	36	10
			デフォルト率(%)	0	12	4
			損失の規模(%)	0	100	57
うちCMBS	16	割引キャッシュ・フロー	資本還元率(%)	14	14	14
			割引率(%)	8	16	14
			期限前返済率(%)	0	5	4
うちCDO	126	割引キャッシュ・フロー	割引率(%)	5	13	8
			期限前返済率(%)	5	20	13
			信用スプレッド(bp)	464	669	553
			デフォルト率(%)	2	5	3
			損失の規模(%)	0	80	34
うち持分証券	163					
うち	67	ベンダー価格	実際の価格	0	2,080	10
うち	81	市場の類似価格	EBITDA倍率	2	9	7
			価格(%)	18	100	67

2017年12月31日現在 単位：百万スイス・フラン (別途記載がある場合を除く)	公正価値	評価技法	観察不能な情報	最低価値	最高価値	加重平均 ¹
うちデリバティブ	3,289					
うち金利商品	801	オプション・モデル	相関(%)	20	100	72
			期限前返済率(%)	6	34	17
			ボラティリティ・スキュー(%)	(4)	1	(1)
うちエクイティ／インデックス 関連商品	833	オプション・モデル	相関(%)	(60)	98	65
			ボラティリティ(%)	0	105	64
			買戻しの可能性(%)	50	100	90
			ギャップ・リスク(%) ²	0	2	1
うちクレジット・デリバティブ	634	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	1	956	217
			回収率(%)	0	45	20
			割引率(%)	3	50	16
			デフォルト率(%)	1	20	5
			損失の規模(%)	1	100	64
			相関(%)	97	97	97
			期限前返済率(%)	0	14	6
うちその他のトレーディング資産	3,010					
うち	1,605	市場の類似価格	価格(%)	0	110	23
うち	1,095	割引キャッシュ・フロー	市場予想平均余命(年)	3	18	8
投資有価証券	42	-	-	-	-	-
その他の投資	1,601					
うちプライベート・エクイティ	29	-	-	-	-	-
うちその他のエクイティ投資	271	-	-	-	-	-
うちライフ・ファイナンス商品	1,301	割引キャッシュ・フロー	市場予想平均余命(年)	2	18	6
貸出金	4,530					
うち商工融資	2,207					
うち	1,924	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	89	1,116	420
うち	250	市場の類似価格	価格(%)	0	99	56
うち金融機関向け貸出金	1,480					
うち	1,426	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	43	1,430	371
その他無形資産 (抵当貸付サービス権)	158	-	-	-	-	-
その他資産	1,511					
うち売却目的貸出金	1,350					
うち	849	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	117	973	292
			回収率(%)	18	87	73
うち	280	市場の類似価格	価格(%)	0	102	88
公正価値で計上されるレベル3の 資産合計	16,642					

¹ 現物商品は、通常加重平均基準で表示されるが、一部のデリバティブ商品は関連する情報の加重平均と算術平均の組合せ又は算術平均基準で表示される。

² 担保の決済日までに発生する原資産価値の予想外に著しい減少のリスク。

公正価値で計上されるレベル3の負債に関する定量的情報

2018年12月31日現在 単位：百万スイス・フラン (別途記載がある場合を除く)	公正価値	評価技法	観察不能な情報	最低価値	最高価値	加重平均 ¹
顧客の預金	453	-	-	-	-	-
担保受入有価証券返還義務	30	-	-	-	-	-
トレーディング負債	3,589					
うち負債証券	25	-	-	-	-	-
うち持分証券	37	ベンダー価格	実際の価格	0	3	0
うちデリバティブ	3,527					
うち金利デリバティブ	189	オプション・モデル	ベーク・スプレッド(bp)	(20)	147	48
			相関(%)	1	100	41
			期限前返済率(%)	1	26	7
うち為替デリバティブ	160					
うち	62	割引キャッシュ・フロー	偶発事象の可能性(%)	95	95	95
			信用スプレッド(bp)	146	535	379
うち	37	市場の類似価格	価格(%)	100	100	100
うち	57	オプション・モデル	相関(%)	35	70	53
			期限前返済率(%)	21	26	23
うちエクイティ／インデックス 関連デリバティブ	1,500	オプション・モデル	買戻しの可能性(%) ²	50	100	74
			相関(%)	(60)	98	74
			ボラティリティ(%)	0	178	30
うちクレジット・デリバティブ	1,140					
うち	566	割引キャッシュ・フロー	相関(%)	38	82	47
			信用スプレッド(bp)	3	2,937	262
			デフォルト率(%)	1	20	4
			割引率(%)	3	28	14
			損失の規模(%)	16	95	56
			期限前返済率(%)	0	12	6
			回収率(%)	0	80	14
うち	508	市場の類似価格	価格(%)	75	104	89
うち	20	オプション・モデル	相関(%)	50	50	50
			信用スプレッド(bp)	35	1,156	320
短期借入金	784					
うち	61	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	1,018	1,089	1,067
			回収率(%)	40	40	40
うち	644	オプション・モデル	買戻しの可能性(%)	50	100	74
			相関(%)	(40)	98	64
			ファンド・ギャップ・リスク(%) ³	0	4	1
			ボラティリティ(%)	2	178	32
長期債務	12,665					
うち満期までの期間が1年超2年 以内の仕組債	528					
うち	3	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	112	112	112
うち	427	オプション・モデル	相関(%)	(40)	98	71
			ボラティリティ(%)	2	178	31
うち満期までの期間が2年超の仕 組債	11,800					
うち	1,570	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	(11)	1,089	136
うち	43	市場の類似価格	価格(%)	0	46	30
うち	9,533	オプション・モデル	買戻しの可能性(%) ²	50	100	74
			相関(%)	(60)	98	65
			ギャップ・リスク(%) ³	0	4	1
			平均回帰性(%) ⁴	(55)	(1)	(7)
			ボラティリティ(%)	0	178	27
その他負債	1,341	-	-	-	-	-
公正価値で計上されるレベル3の 負債合計	18,862					

¹ 現物商品は、通常加重平均基準で表示されるが、一部のデリバティブ商品は関連する情報の加重平均と算術平均の組合せ又は算術平均基準で表示される。

² 仕組債がその金融商品の残存期間において投資家の選択により当グループに買い戻される可能性の見積り。

³ 担保の決済日までに原資産価値が予想外に著しく低下するリスク。

4 金利が長期平均に回帰する速度に関する経営陣の最善の見積り。

2017年12月31日現在	公正価値	評価技法	観察不能な情報	最低価値	最高価値	加重平均 ¹
単位：百万スイス・フラン (別途記載がある場合を除く)						
顧客の預金	455	-	-	-	-	-
担保受入有価証券返還義務	46	-	-	-	-	-
トレーディング負債	3,226					
うち金利デリバティブ	317					
うち	205	オプション・モデル	ベースス・ スプレッド(bp)	(25)	52	19
			相関(%)	20	100	60
			期限前返済率(%)	6	34	9
うち	81	市場の類似価格	価格(%)	1	102	44
うち為替デリバティブ	100					
うち	64	オプション・モデル	相関(%)	(10)	70	51
			期限前返済率(%)	27	34	30
うち	7	割引キャッシュ・フロー	偶発事象の可能性(%)	95	95	95
うちエクイティ／インデックス 関連デリバティブ	1,301					
うち	947	オプション・モデル	相関(%)	(60)	98	55
			ボラティリティ(%)	0	105	25
			買戻しの可能性(%) ²	50	100	90
うち	62	ベンダー価格	実際の価格	0	53	18
うちクレジット・デリバティブ	898	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	2	973	172
			割引率(%)	3	50	16
			デフォルト率(%)	1	20	5
			回収率(%)	10	60	38
			損失の規模(%)	25	100	67
			相関(%)	38	85	54
			期限前返済率(%)	0	20	7
			ターム(期日)物TRS/レ ポのスプレッド (bp)	176	176	176
短期借入金	845					
うち	288	オプション・モデル	相関(%)	(40)	98	60
			ボラティリティ(%)	4	105	26
うち	527	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	2	278	175
			回収率(%)	25	40	29
うち	24	市場の類似価格	価格(%)	11	47	47
長期債務	12,501					
うち満期までの期間が2年超の仕 組債	12,259					
うち	9,739	オプション・モデル	相関(%)	(60)	99	55
			ボラティリティ(%)	0	105	21
			買戻しの可能性(%) ²	50	100	90
			ギャップ・リスク(%) ³	0	2	1
			平均回帰性(%) ⁴	(14)	(1)	(6)
うち	1,571	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	2	729	105
その他負債	1,478					
うち不成立の売却取引	223					
うち	122	市場の類似価格	価格(%)	0	100	51
うち	25	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	1,430	1,430	1,430
公正価値で計上されるレベル3の 負債合計	18,551					

¹ 現物商品は、通常加重平均基準で表示されるが、一部のデリバティブ商品は関連する情報の加重平均と算術平均の組合せ又は算術平均基準で表示される。

² 仕組債がその金融商品の残存期間において投資家の選択により当グループに買い戻される可能性の見積り。

³ 担保の決済日までに原資産価値が予想外に著しく低下するリスク。

⁴ 金利が長期平均に回帰する速度に関する経営陣の最善の見積り。

[次へ](#)

重要な観察不能な情報の範囲に関する定性的説明

以下のセクションでは、上記の表に含まれる重要な観察不能な情報の範囲に関する情報を示している。上記の表で開示されている金融商品における集約及び多様性の水準により、重要な情報の範囲は拡大し、資産及び負債のカテゴリーに不均等に配分される。

ベースス・スプレッド

ベースス・スプレッドはノンコーラブルのコンスタント・マチュリティ・トレジャリーCMS商品に関する主に重要な観察不能な情報であり、貸出利率と借入利率が異なることから生じる金利リスクを決定するために使用される。

買戻しの可能性

買戻しの可能性は、法的な期限到来前に償還される仕組債に関する可能性である。

資本還元率

資本還元率はCMBS貸出金に関する主に重要な観察不能な情報であり、予想投資利益率の見積りに使用される。この見積りは年次利益を不動産価額総額で除することにより算出される。

偶発事象の可能性

偶発事象の可能性は、条件付きの為替先物取引について、その受渡しや執行、プレミアムの支払が、M&A取引の成立や商品に対する規制当局の承認などといった事象の結果に依存する場合の主に重要な観察不能な情報である。

相関

クレジット相関、クロス・アセット相関（エクイティー金利相関等）及び同一資産間相関（金利－金利相関等）等、様々な種類の相関情報がある。相関情報は、一般的に、複合及びエキゾチック金融商品の評価に用いられる。当該金融商品の複雑かつ特有の性質により、相関情報の範囲はポートフォリオごとに大幅に異なる場合がある。

信用スプレッド及び回収率

信用スプレッドが重要な観察不能な情報である金融商品の場合、範囲の広さは様々なレベルのリスクのあるポジションを示す。信用スプレッドの範囲の下限は一般に、短期の金融商品及び／又は信用リスクが有利と考えられる金融商品を示す。信用スプレッドの上限は一般に、長期の金融商品若しくは参照クレジットが不良、投売り、又は減損の状態にある金融商品から構成される。同様に、参照クレジットと指数との間のスプレッドは、金融商品のリスクにより大幅に変動する可能性がある。デフォルト・リスクが指数（構成要素の加重平均値に基づく）よりも高い金融商品は、スプレッドが正となり、デフォルト・リスクが指数よりも低い金融商品はスプレッドが負となる。

同様に、回収率は各取引の個別の資産及び条件によって大幅に変動する可能性がある。序列が高い、又は担保の価値が高いほど、取引の回収率は高くなり、序列が低い、又は担保の価値が低いほど、回収率は低くなる。

デフォルト率及び損失の規模

住宅用不動産又はその他の資産を裏付けとする金融商品の場合、デフォルトのレベルが異なることにより、ポートフォリオの多様性が損失の規模の幅広さに反映される。範囲の下限は、PDが低い高条件又は政府保証の担

保物件若しくは元本及び利息の支払いが適時に行われることが保証されていることを示し、範囲の上限はデフォルト・リスクが高い担保物件である。

割引率

割引率は金融商品の予想キャッシュ・フローの現在価値を計算する際に用いられる利率である。金融商品のクーポン、予想キャッシュ・フローの期間及び基礎となるリスク等、特定の金融商品の割引率に影響を及ぼす複数の要素がある。2つの金融商品の期間及び予想キャッシュ・フローが類似していても当該金融商品のクーポンは異なるために割引率は大幅に異なる可能性がある。

EBITDA倍率

EBITDA倍率は業界の類似価格を用いてベンチマーキングされる、一部のエクイティ取引に関する主に重要な観察不能な情報である。EBITDA倍率は同業他社の会計方針との差異による影響を受けないため、他の手段より選好される可能性がある。

調達スプレッド

調達スプレッドは特別目的事業体の調達ファシリティに関する主に重要な観察不能な情報である。担保資産を示す合成調達カーブが、ストラクチャード・ファイナンス取引の価値を測定するために使用される。これらのカーブは、有担保資金調達の見積りを示し、参照ベンチマークレートに関連するベシス・ポイント・スプレッドとして表される。

ギャップ・リスク

ギャップ・リスクは、ペイオフがヘッジポートフォリオの変化に影響を受けやすい、ファンド連動型比率一定ポートフォリオ保険商品及びストラクチャーに関する、主に重要な観察不能な情報である。

市場推測の平均余命

市場推測の平均余命は生命保険決済商品、プレミアム・ファイナンス商品及びSPIA等の商品に関する重要な観察不能な情報であり、各契約における基礎となる被保険者の死亡率の見積りを示す。この見積りは、被保険者の年齢及び個別の健康状態等の複数の要因によって変動する可能性がある。

平均回帰性

平均回帰性はコーラブルのコンスタント・マチュリティ・スワップ（CMS）スプレッド債等のエキゾチック商品に関する重要な観察不能な情報であり、価格とリターンが最終的には過去の平均実績値に戻ることを示す。

死亡率

死亡率は、年金・スワップに関する主に重要な観察不能な情報である。取引の将来キャッシュ・フローの期待現在価値は性、年齢、年金額及びその他といった要素別にグループ化された年金基金に含まれる個人の死亡率によって左右される。場合によっては、死亡率予測を過去の実績に合わせる「スケーラー」（ローディング又は乗数とも呼ばれる）を死亡率に加味して、出口レベルに調整する。

期限前返済率

期限前返済率は、担保プールごとに異なり、基礎となる借手の種類及び所在地、債務の残存期間並びに借手が支払う金利の水準及び種類（固定又は変動）等の様々な担保固有の要素の影響を受ける可能性がある。

価格

債券相当価格は複数の商品に関する重要な観察不能な情報である。金融商品に関する市場価格が入手不能な場合、取引期間やパフォーマンスの差異の調整を考慮したうえで、ベンチマーキングを利用して類似銘柄（同一業界及び類似商品の組合せ）を特定する可能性がある。

ターム物TRS／レポの спреッド

TRS/レポの спреッドが重要な観察不能な情報である金融商品の場合、その範囲が様々なレベルのリスクのあるポジションを示す。 спреッドの範囲が最も低いものは、一般に短期物の金融商品及び／又は信用リスクや資金調達リスクが低いとみなされる金融商品である。 спреッドの範囲が最も高いものは、一般に長期物の金融商品、参照担保の流動性が低いものや、参照担保が取引相手方と相関しているものである。

ボラティリティ及びボラティリティ・スキュー

ボラティリティ及びボラティリティ・スキューは、デリバティブの基礎となるリスク、期間及び行使価格の影響を受ける。金利デリバティブの場合、ボラティリティは異なる通貨や満期日のオプション間で大幅に異なる可能性がある。同様に、エクイティ・デリバティブの場合、ストラクチャーに起因するボラティリティは、デリバティブの基礎となる参照銘柄によって異なる可能性がある。

1 株当たりNAVで測定される投資ファンド

トレーディング資産及びトレーディング負債に保有されているファンドへの投資は、主に仕組債の経済ヘッジとしてエクイティ・ファンド・オブ・ファンズに保有されているポジション、及び顧客に発行されたデリバティブで当該ファンドと同一の基礎となるリスク及び流動性条件を参照するものが含まれる。これらのファンドの大部分は、投資の流動性の点から償還期間におけるファンドからの引出金額に制限が課せられている。その他の場合には、解約通知期間によって引出金額が異なり、通常、解約通知期間が長いほど大きな金額となる。さらに、当初の投資から特定の期間内の解約の場合には違約金が発生する場合がある。

その他の投資に保有されるファンドへの投資は、主に非上場株式、並びにこれより少ないが上場株式及びファンド・オブ・ファンズへの投資である。これらの投資の一部は、ファンドの取締役会の裁量による解約制限、及び／又は制限がなく解約が認められる場合でも、総資産の一定の割合又は一定の期日以降のみに制限される。

トレーディング資産及びトレーディング負債並びにその他の投資に保有される解約不能な投資については、当該ファンドの原資産は通常10年以内であるファンドの期間にわたり現金化されると予想される。

下表は、1株当たりNAV又は同等値を算定する特定の事業体への投資、主にプライベート・エクイティ及びヘッジ・ファンドを示したものである。これらの投資は容易に公正価値を決定することができないため、NAVを用いて公正価値で測定されている。

1 株当たりNAVで測定される投資ファンドの公正価値、未実行契約債務及び解約条件

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン	解約不能	解約可能	公正価値 合計	未実行契約 債務
2018年				
投資ファンドの公正価値及び未実行契約債務				
デット・ファンド	12	0	12	0
エクイティ・ファンド	103	1,011 ¹	1,114	53
空売りのエクイティ・ファンド	(8)	(2)	(10)	0
トレーディング資産及び負債に保有されるファンド合計	107	1,009	1,116	53
デット・ファンド	1	0	1	0
エクイティ・ファンド	130	0	130	43
不動産ファンド	214	0	214	34
その他のプライベート・エクイティ・ファンド	24	5	29	29
プライベート・エクイティ・ファンド	369	5	374	106
デット・ファンド	68	34	102	0
エクイティ・ファンド	14	14	28	0
その他のヘッジ・ファンド	2	24	26	0
ヘッジ・ファンド	84	72 ³	156	0
持分法適用投資ファンド	52	522	574	21
その他の投資に保有されるファンド	505	599	1,104	127
投資ファンドの公正価値及び未実行契約債務	612 ⁵	1,608	2,220	180 ⁷

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

2017年

投資ファンドの公正価値及び未実行契約債務

	解約不能	解約可能	公正価値 合計	未実行契約 債務
デット・ファンド	0	0	0	0
エクイティ・ファンド	61	992 ²	1,053	0
空売りのエクイティ・ファンド	0	(9)	(9)	0
トレーディング資産及び負債に保有されるファンド合計	61	983	1,044	0
デット・ファンド	1	0	1	0
エクイティ・ファンド	141	0	141	64
不動産ファンド	178	0	178	44
その他のプライベート・エクイティ・ファンド	31	0	31	15
プライベート・エクイティ・ファンド	351	0	351	123
デット・ファンド	164	75	239	0
エクイティ・ファンド	2	53	55	0
その他のヘッジ・ファンド	2	95	97	9
ヘッジ・ファンド	168	223 ⁴	391	9
持分法適用投資ファンド	71	1,051	1,122	5
その他の投資に保有されるファンド	590	1,274	1,864	137
投資ファンドの公正価値及び未実行契約債務	651 ⁵	2,257 ⁶	2,908	137 ⁷

¹ エクイティ・ファンドの解約可能な公正価値の金額の46%は、主に解約通知期間30日未満で要求により解約可能であり、40%は主に解約通知期間30日超で月次で解約可能であり、13%は主に解約通知期間45日超で四半期ごとに解約可能であり、1%は解約通知期間30日未満で年次で解約可能である。

² エクイティ・ファンドの解約可能な公正価値の金額の54%は、主に解約通知期間30日未満で要求により解約可能であり、35%は主に解約通知期間30日未満で月次で解約可能であり、9%は主に解約通知期間45日超で四半期ごとに解約可能であり、2%は解約通知期間60日超で年次で解約可能である。

³ ヘッジ・ファンドの解約可能な公正価値の金額の65%は、主に解約通知期間60日超で四半期ごとに解約可能であり、35%は主に解約通知期間30日未満で要求により解約可能である。

⁴ ヘッジ・ファンドの解約可能な公正価値の金額の51%は、主に解約通知期間45日超で四半期ごとに解約可能であり、43%は主に解約通知期間30日未満で月次で解約可能であり、6%は主に解約通知期間30日未満で要求により解約可能である。

⁵ 2018年及び2017年12月31日において、非支配持分に帰属するそれぞれ102百万スイス・フラン及び229百万スイス・フランを含む。

⁶ 2017年末日現在において、非支配持分に帰属する167百万スイス・フランを含む。

⁷ 2018年及び2017年12月31日において、非支配持分に帰属するそれぞれ23百万スイス・フラン及び53百万スイス・フランを含む。

非経常的に公正価値で測定される資産

特定の資産及び負債は非経常的に公正価値で測定されている。すなわち、これらの資産及び負債は継続的に公正価値で測定されていないが、特定の状況下（減損の証拠が存在する場合等）において公正価値による調整が行われる。当グループは、通常、最も有効な利用方法を反映する手法で、経常的及び非経常的に公正価値で測定される非金融資産を利用している。非経常的な測定は、特に記載がない限り、期末時点で完了している。

非経常的に公正価値で測定される資産

12月31日現在、
単位：十億スイス・フラン

非経常的に公正価値で計上される売却可能資産

うちレベル 2

2018年	2017年
0.0	0.1
0.0	0.1

当グループは、通常、最も有効な利用方法を反映する手法で、経常的及び非経常的に公正価値で測定される非金融資産を利用している。

公正価値オプション

当グループは、公正価値オプションの適用によってもたらされる会計処理の簡素化を利用している。一般的に、この会計処理の簡素化は、米国GAAPのヘッジ会計要件の影響を受ける項目に対して、初度適用時及びその後の取引時に公正価値オプションを選択することによって達成される。ヘッジ会計処理ができないが当グループが経済的ヘッジを行っている金融商品に対しては、公正価値オプションを選択している。当グループが公正価値に基づいて事業活動を管理しているものの、過年度において公正価値に基づく会計処理ができなかった場合、財務会計を当グループのリスク管理目的の報告に一致させるため、通常は公正価値オプションを利用している。

当グループは下記の財務書類項目の一部について公正価値オプションの適用を選択した。

中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券

当グループは、仕組売戻契約及びほとんどのマッチド・ブック売戻契約を公正価値で会計処理することを選択している。これらの活動は、公正価値に基づいて管理されているため、公正価値による会計処理は報告目的上より適切であるとみなされている。当グループは、ファイナンス売戻確定契約が一般的に公正価値に近似しているものの公正価値に基づいて管理されていない翌日物の契約であることから、公正価値オプションを選択していない。

その他の投資

当グループは、特定の持分法適用投資について、公正価値による会計処理を選択している。これらの活動は、公正価値に基づいて管理されているため、公正価値による会計処理は報告目的上より適切であるとみなされている。戦略的關係に対する持分法適用投資等の特定の類似する金融商品（特定の決済機関における当グループの所有持分等）は、公正価値オプションの要件を満たすものの戦略的關係にあることから、公正価値オプションを適用していない。

貸出金

当グループは、実質的にすべてのインベストメント・バンキング業務による企業向け貸出金及び貸付契約並びにインベストメント・バンキング業務による一部の新興市場向け貸出金について、公正価値による会計処理を選択している。これらの活動は、公正価値に基づいて管理されているため、公正価値に基づく会計処理は報告目的上より適切であるとみなされていた。さらに、公正価値に基づく認識により、これらの貸出金を管理するために当グループが用いている経済的ヘッジから生じた不一致を解消することができる。プロジェクト・ファイナンス、リース・ファイナンス、現金担保付ローン及びつなぎローン等、公正価値オプションの要件を満たす一部の類似する貸出金は、現在利用可能な公正価値評価のインフラストラクチャーがないため、又は、このような貸出金を経済的にヘッジすることが不可能であるため、公正価値による会計処理は選択されていない。さらに、当グループは国内の消費者向け貸出金、抵当貸付及び法人向け貸出金等、プライベート・バンキング業務、コーポレート・バンキング業務及びインスティテューショナル・バンキング業務が提供する貸出金について、これらが公正価値に基づいて管理されていないことから、公正価値に基づく会計処理を選択していない。

その他資産

当グループは、売却目的の貸出金について、その保有期間が短く、近い将来に売却する意思があることから、公正価値オプションを選択した。その他資産には、VIEの資産及び米国GAAPに基づく売却処理基準を満たしていない抵当貸付の証券化も含まれている。当グループは、この種類の取引について、公正価値オプションを選択している。

銀行からの預り金及び顧客の預金

当グループは、新興市場活動に関連する特定の定期預金について公正価値オプションを選択した。当グループが保有する顧客の預金には、ファンド連動型預金が含まれている。当グループは、当該ファンド連動型預金について公正価値オプションを選択している。ファンド連動型商品は、公正価値に基づいて運用されており、公正価値に基づく会計処理は、報告目的上より適切であるとみなされた。

中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券

当グループは、仕組買戻契約及びほとんどのマッチド・ブック買戻契約を公正価値で会計処理することを選択している。これらの活動は、公正価値に基づいて管理されているため、公正価値に基づく会計処理は報告目的上より適切であるとみなされていた。当グループは、ファイナンス買戻確定契約が一般的に公正価値に近似しているものの公正価値に基づいて管理されていない翌日物の契約であることから、公正価値オプションを選択していない。

短期借入金

当グループの短期借入金は、組込デリバティブの特徴を有する複合負債商品を含んでいる。これらの組込デリバティブの一部は、区分処理が可能な負債商品を生産させる。当グループは、米国GAAPの規定に従って2006年1

月1日現在において、当該金融商品の一部について公正価値オプションを選択した。2006年に締結された区分処理が可能な新規負債商品は、公正価値で計上されている。一部の複合負債商品は、結果的に区分処理が可能な負債商品とならない。米国GAAPの適用によって、当グループは、区分処理できない複合負債商品に対して公正価値による会計処理を選択することが可能となった。公正価値による会計処理を選択しなかった一部の区分処理が可能な複合負債商品を除いて、当グループは、2007年1月1日現在保有しているすべての複合負債商品及び、2007年1月1日より後に組成された複合負債商品について、公正価値で会計処理することを選択している。このような活動は公正価値に基づいて管理されており、公正価値による会計処理は、報告目的上適切であるとみなされた。公正価値による会計処理が選択されなかったものとして、主に以下2つの類似する金融商品がある。一つは、当グループのプライベート・バンキング業務、コーポレート・バンキング業務及びインスティテューショナル・バンキング業務が行っている貸出事業に関連するものであり、仕組預金や類似の投資商品を含んでいる。これらは区分処理又は発生主義で管理されており、公正価値による会計処理は適切ではないと考えられた。もう一つは、既に満期を迎えた、又は近い将来において満期を迎える金融商品であり、それらの公正価値は満期時に実現される。

長期債務

当グループの長期債務には、上記の短期借入金で説明されている組込デリバティブの特徴を有する複合負債商品が含まれている。当グループの長期債務にはまた、その財務部門によって管理されているデリバティブの特徴を含んでいない債務（一般負債）も含まれている。当グループは、デリバティブを用いてこれらの金融商品の金利リスクを積極的に管理している。特に、固定金利負債は、固定金利を受け取り、変動金利を支払う金利スワップによってヘッジされている。当グループは2007年1月1日に公正価値オプションを適用したことにより、当該固定金利負債を公正価値で評価することを選択しており、公正価値の変動はトレーディング収益の一部として認識している。当グループは、2008年1月1日以降に当グループが発行した固定金利負債には公正価値オプションの適用を選択せず、米国GAAPの指針に基づいてヘッジ会計を適用している。

その他負債

その他負債には、VIEの負債及び米国GAAPに基づく売却処理基準を満たしていない抵当貸付の証券化が含まれている。当グループは、この種類の取引について、公正価値オプションを選択している。

公正価値オプションを選択した金融商品の公正価値総額及び未払元本残高総額間の差額

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	2018年			2017年		
	公正価値 総額	未払元本 総額	差額	公正価値 総額	未払元本 総額	差額
金融商品						
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券	81,818	81,637	181	77,498	76,643	855
貸出金	14,873	15,441	(568)	15,307	15,372	(65)
その他資産 ¹	6,706	9,240	(2,534)	8,468	10,910	(2,442)
銀行からの預り金及び顧客の預金	(859)	(778)	(81)	(907)	(861)	(46)
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	(14,828)	(14,827)	(1)	(15,262)	(15,180)	(82)
短期借入金	(8,068)	(8,647)	579	(11,019)	(11,104)	85
長期債務	(63,935)	(70,883)	6,948	(63,628)	(63,759)	131
その他負債	(2,068)	(3,125)	1,057	(661)	(1,716)	1,055
不良債権及び利息非計上債権 ²	640	3,493	(2,853)	708	3,375	(2,667)

¹ 主に売却目的貸出金。

² 貸出金又はその他資産に含まれている。

金融商品に係る利益及び損失

	2018年	2017年	2016年
12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン	純利益/(損失)	純利益/(損失)	純利益/(損失)
金融商品			
利付銀行預け金	2 ¹	13 ¹	4 ¹
うち信用リスクに関連するもの	(10)	0	1
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び 借入有価証券	2,451 ¹	2,206 ^{1, 4}	1,440 ¹
その他の投資	241 ³	216 ²	212 ²
うち信用リスクに関連するもの	(1)	(4)	(3)
貸出金	717 ¹	1,542 ¹	1,643 ¹
うち信用リスクに関連するもの	(296)	7	(16)
その他資産	770 ¹	480 ¹	(518) ²
うち信用リスクに関連するもの	61	96	(199)
銀行からの預り金及び顧客の預金	(39) ²	1 ²	(12) ¹
うち信用リスクに関連するもの	(37)	5	(22)
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び 貸付有価証券	(890) ¹	(418) ^{1, 4}	(112) ¹
短期借入金	2,807 ²	(512) ²	323 ²
うち信用リスクに関連するもの	(5)	(23)	(4)
長期債務	4,206 ²	(6,857) ²	(1,235) ²
うち信用リスクに関連するもの	7	(32)	22
その他負債	73 ³	183 ³	456 ²
うち信用リスクに関連するもの	4	83	306

¹ 主に純利息収益に計上されている。

² 主にトレーディング収益に計上されている。

³ 主にその他の収益に計上されている。

⁴ 過年度の数値は修正再表示されている。

上表に示されている資産に対する信用リスクの影響は、基準金利又はリスク・フリー金利の変動による影響額を控除後の公正価値の変動総額の一部として算定されている。上表に示されている負債に係る当グループの信用リスクの変動による影響額は、報告日現在の当該金融商品の公正価値と、報告期間末日現在のイールド・カーブを用いて算定された当該金融商品の理論上の公正価値との差額として算定されており、移行日から報告日までの当グループの信用スプレッドにおける変動額が調整されている。

受取利息及び支払利息は、各取引で指定されている約定金利に基づいて算定されており、金融商品の性質及び関連する市場の慣行に応じて連結損益計算書に計上されている。当該金融商品の公正価値の変動の一部として計上されている利息は、トレーディング収益に含まれるか、さもなければ、利息及び配当金収益若しくは支払利息に含まれる。利息及び配当金収益は、トレーディング収益とは別に認識される。

公正価値オプションを選択した負債の固有の信用リスクの変動に起因する損益

下記の表は、AOCIに計上された、公正価値オプションを選択した負債に関する金融商品固有の信用リスクの変動から生じる損益に関する追加情報を示したものである。この表には、金融商品固有の信用リスクの変動から生じた期中の変動額と累積的変動額の双方が含まれる。それに加え、従前にはAOCIに計上されていたものの、期中に純利益に振り替えられた金融商品固有の信用リスクに関連した損益を含んでいる。

金融商品固有の信用リスクの変動に係る利益/(損失)

12月31日に終了した事業年度、 単位：百万スイス・フラン	AOCIに計上された利益/(損失) ¹			純利益に振り替えられた、 AOCIに計上された 利益/(損失) ¹	
	2018年	累積額	2017年	2018年	2017年
金融商品					
預け金	36	(21)	(15)	(6)	0
短期借入金	6	(53)	(63)	2	0
長期債務	1,603	(924)	(1,957)	53	32
うち満期までの期間が2年超の政府債	759	84	(702)	0	0
うち満期までの期間が2年超の仕組債	774	(1,060)	(1,246)	53	27
合計	1,645	(998)	(2,035)	49	32

¹ 金額は税引前で表示されている。

公正価値で計上されない金融商品

「公正価値で計上されない金融商品の帳簿価額及び公正価値」の表は、連結貸借対照表において公正価値で計上されない金融商品の帳簿価額及び公正価値を示している。リース取引、不動産、建物及び設備、持分法適用投資、年金及び退職給付債務等のすべての非金融商品は開示から除かれている。

公正価値で計上されない金融商品の帳簿価額及び公正価値

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	帳簿価額	公正価値			
		レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
2018年					
金融資産					
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付 買入有価証券及び借入有価証券	35,277	0	35,243	35	35,278
貸出金	269,147	0	269,825	7,047	276,872
その他金融資産 ¹	117,353	99,976	16,750	797	117,523
金融負債					
銀行からの預り金及び預金	375,403	196,674	178,755	0	375,429
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付 売渡有価証券及び貸付有価証券	9,795	0	9,795	0	9,795
短期借入金	13,857	0	13,859	0	13,859
長期債務	90,373	0	89,651	854	90,505
その他の金融負債 ²	16,357	0	16,101	184	16,285
2017年					
金融資産					
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付 買入有価証券及び借入有価証券	37,848	0	37,848	0	37,848
貸出金	260,093	0	264,290	3,212	267,502
その他金融資産 ^{1, 3}	170,870	109,645	60,469	1,109	171,223
金融負債					
銀行からの預り金及び預金	372,867	201,575	171,281	0	372,856
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付 売渡有価証券及び貸付有価証券	11,233	0	11,233	0	11,233
短期借入金	14,871	0	14,870	0	14,870
長期債務	109,403	0	112,488	235	112,723
その他の金融負債 ^{2,3}	61,316	0	61,131	172	61,303

¹ 主に現金及び銀行に対する預け金、利付銀行預け金、売却目的貸出金、デリバティブ商品の現金担保、未収利息及び手数料並びに市場性のない持分証券を含んでいる。

² 主にデリバティブ商品の現金担保並びに未払利息及び手数料を含んでいる。

³ 2017年現在の残高は未収仲介料及び未払仲介料を含んでいるが、2018年1月1日からは、ASU2016-01の適用によりこれらの金額は含まれなくなった。

36 担保資産及び担保

担保資産

当グループは主に買戻契約及びその他の証券金融契約のために資産を担保に供している。特定の担保資産には処分制約がついている場合がある。すなわち、これらの資産には売却若しくは再担保される権利が付されている。処分制約のついている資産は、連結貸借対照表上に内書きで開示されている。

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年
担保資産		
担保資産又は担保として提供されている資産合計	117,895	130,038
うち処分制約がついている分	58,672	73,189

担保

当グループは売戻契約、借入及び貸出有価証券、デリバティブ取引、証券担保仲介業貸付等に関連して現金及び有価証券を受け入れている。当グループが受け入れた担保及び有価証券の大部分は、買戻契約、有価証券空売り、借入及び貸出有価証券、清算機関への担保、証券取引法令上の分別要求、デリバティブ取引及び銀行借入に関連して売却若しくは再担保された。

担保

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年
売却権・再担保権付の担保受入資産の公正価値	406,389	433,190
うち売却済・再担保済	193,267	212,155

その他の情報

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年
スイス国立銀行の最低流動性要求による留保	2,042	2,043
金融機関に対するスイス及び外国の規制下にあるその他の現金及び有価証券	25,139	26,969

37 自己資本

当グループは、スイスにおいて実施されているバーゼルIIIの枠組みだけでなく、システム上重要な銀行に対するスイスの法律及び規則（以下、「スイス国内要件」という。）の対象となっている。スイス国内要件には、資本、流動性、レバレッジ及び大規模なエクスポージャーに係る要件並びに破産の恐れがある場合においてもシステム上関連する機能を維持するよう策定された緊急計画に関する規定が含まれる。バーゼルIII枠組みを実施する法律のもとでは、システム上関連する銀行は、当グループを含め、システム上関連する銀行向けのバーゼルIIIの最低基準を上回ることが求められている。スイスにおける総損失吸収資本（TLAC）基準は、2016年から2019年にかけて段階的に導入されており、2020年1月1日から完全に導入される。資本に関する国内要件を遵守できない場合には、当グループの規制当局によって制限が課せられる可能性がある。FINMAの規制が適用される当グループは、FINMA通達2013/1号で認められているように、自己資本を米国GAAPに基づいて算定している

スイスの規制枠組みには、当グループのような国際展開するシステム上重要な銀行に分類されるスイスの銀行に対する一定の要件が含まれている。それには損失吸収能力について二つの異なる最低要件が含まれている。すなわち、グローバルなシステム上重要な銀行は、業務の継続性を確保するために損失を吸収する十分な資本を保持することが求められ（「事業継続時要件」）、また公的資産に頼ることなく秩序立った破綻処理のための資本調達手段として十分な債券を発行することが求められる（事業破綻時要件）。事業継続時資本及び事業破綻時資本は合わせて、当グループの総損失吸収力を形成する。事業継続時要件及び事業破綻時要件は、一般的に、金融安定理事会の総損失吸収力基準に沿ったものである。スイス国内要件は、段階的導入及び特定の発行済商品についての適用除外条項に服し、2020年1月1日までに完全に適用することが求められる。最低要件を維持できない銀行は、配当及び変動賞与の支払い並びにその他の利益分配を行う能力を制限される可能性がある。

当グループの貸借対照表残高及びオフバランス・エクスポージャーはリスク加重資産に換算され、信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクのリスク加重資産に分類される。リスク加重資産を評価するに当たって決定付けるものは、額面通りの規模ではなく、貸借対照表残高又はオフバランス・エクスポージャーの性質（担保やヘッジ等によるリスク軽減を含む。）である。

レバレッジ・エクスポージャーは期末の貸借対照表上の資産及び所定の規制上の調整額により構成されている。

自己資本比率はリスク加重資産に対する当グループの資本の構成要素を計測し、レバレッジ比率は期末のレバレッジ・エクスポージャーに対する当グループの資本の構成要素を計測するものである。

2018年12月31日及び2017年12月31日現在、当グループの資本基盤は、スイス国内要件の規制条項に基づく資本要件を上回っている。

証券業務

当グループの証券業子会社の一部もまた自己資本規制に準拠しなければならない。2018年及び2017年12月31日現在、当グループと子会社は、該当するすべての自己資本規制基準に準拠していた。

スイス国内指標

	段階的導入	
	2018年	2017年
12月31日現在、単位：百万スイス・フラン		
スイス国内資本		
スイス国内CET1資本	35,719	36,567
事業継続時資本	49,443	53,131
事業破綻時資本	35,678	35,712
総損失吸収力	85,121	88,843
スイス国内リスク加重資産及びレバレッジ・エクスポージャー		
スイス国内リスク加重資産	285,193	273,436
レバレッジ・エクスポージャー	881,386	919,053
スイス国内資本比率（％）		
スイス国内CET1比率	12.5	13.4
事業継続時資本比率	17.3	19.4
事業破綻時資本比率	12.5	13.1
TLAC比率	29.8	32.5
スイス国内レバレッジ比率（％）		
スイス国内CET1レバレッジ比率	4.1	4.0
事業継続時レバレッジ比率	5.6	5.8
事業破綻時レバレッジ比率	4.0	3.9
TLACレバレッジ比率	9.7	9.7
スイス国内資本比率要件（％）		
スイス国内CET1比率要件	9.46	9.0
事業継続時資本比率要件	12.86	12.0
事業破綻時資本比率要件	8.9	6.2
TLAC比率要件	21.76	18.2
スイス国内レバレッジ比率要件（％）		
スイス国内CET1レバレッジ比率要件	2.9	2.6
事業継続時レバレッジ比率要件	4.0	3.5
事業破綻時レバレッジ比率要件	3.0	2.0
TLACレバレッジ比率要件	7.0	5.5

配当制限

当グループの子会社の一部は、例えばスイス債務法における会社法に準拠して、支払い可能な配当額が法律によって制限されている。

スイス債務法では、企業が過年度において分配可能な利益がある場合に限りその範囲内で、あるいは配当金の分配を可能にするのに十分な、制限のない準備金がある場合に、配当金を支払うことができる。さらに、一般法定準備金が払込株式資本の20%未満である限り、純利益の最低5%を一般法定準備金として留保し、計上しなければならない。当該一般法定準備金は現在、この20%の基準を超えている。また、定時株主総会での承認後にのみ配当は支払われる。

2018年及び2017年12月31日現在、クレディ・スイス・グループAGが配当案で示された金額を支払う能力に関して、制限はなかった。

38 運用資産

以下の開示は、顧客資産、運用資産及び新規純資産に関する情報であり、FINMAの規定に従っている。

運用資産

運用資産は、当グループが投資顧問又は一任勘定資産運用サービスを提供する資産、投資ファンドの資産及び当行親会社が運用する、その他の投資ファンドに類似した集団投資スキームに投資される資産を含む。運用資産の分類は、当グループが提供するサービスの性質と、クライアントの意図が条件となる。運用資産の分類は、各顧客の運用の意図及び目的、並びに当該顧客に提供する銀行サービスに基づき個別に評価される。運用資産として分類されるためには、現在又は予測できる将来において、当グループの（資産運用担当者又は投資アドバイザーとしての）銀行又は投資専門家が提供するサービスの性質が、純粋な取引執行又は保管以外のサービスでなければならない。

預かり資産は主に取引執行に関連した、又は保護預かり／保管目的で所有される顧客の資産であり、当グループは通常、アセット・アロケーション又はファイナンシャル・アドバイスを提供していないため、運用資産とはみなされない。

主に現金管理又は取引執行目的で用いられ、投資アドバイスが提供されない法人顧客及び公的機関の資産は、商業用資産又は保管資産として分類され、運用資産とみなされない。

運用資産の分類目的では、複数の口座を有する顧客について全体的な取引関係の観点から評価される。他の顧客との関係から明確に区別され、保管目的でのみ保有する資産を代表している口座は、運用資産に含まれていない。

顧客との関係は継続的に再評価されるため、資産の当初の分類は恒久的ではない。顧客の意図又は行動の変化により、顧客の資産分類の再評価が正当化される場合、顧客の意図又は行動の変化が起きた際、直ちに必要な再分類の調整が行われる。運用資産と取引関連又は保管目的で所有する資産との間の組替により、該当する新規純資産の流入又は流出が発生する。2019年1月1日を発効日として、当グループは、主として顧客の資産が運用資産とみなされるかどうかを評価するためのより具体的な基準を導入する目的で、運用資産方針を改定した。この改定方針の適用により、2019年第1四半期の構造上の影響を反映して約19十億スイス・フランの運用資産が保管資産に組み替えられると見込まれている。

当グループの運用資産の一部は二重計上になっている。二重計上は、運用資産が複数のレベルの資産運用サービスの対象となる場合に生じる。個別の投資顧問サービス又は一任勘定サービスはそれぞれ顧客に一層の便益を提供し、また当グループに追加の収益をもたらす。具体的には、二重計上は主に、当グループの運用する集合投資商品に運用資産を投資することによって発生する。二重計上の内訳は、以下の表において開示されている。

運用資産

12月31日現在、単位：十億スイス・フラン

	2018年	2017年
クレディ・スイスの運用する集合投資商品における資産	186.4	185.2
一任勘定運用資産	256.5	267.3
その他運用資産	904.4	923.6
運用資産（二重計上分を含む）	1,347.3	1,376.1
うち二重計上分	44.2	46.2

運用資産の変動

単位：十億スイス・フラン

運用資産

運用資産の期首残高¹

	2018年	2017年
運用資産の期首残高¹	1,376.1	1,251.1
新規純資産/(資産純流出)	56.5	37.8
市場の変動、利息、配当金及び外国為替	(68.2)	86.7
うち市場の変動、利息及び配当金 ²	(55.1)	88.9
うち外国為替	(13.1)	(2.2)
その他の影響	(17.1)	0.5
運用資産の期末残高	1,347.3	1,376.1

¹ 二重計上分を含む。

² 手数料及びその他の費用並びに利息費用控除後。

新規純資産

新規純資産は、運用資産をどの程度取得することができたか、又は正当な分類変更によりどの程度運用資産が増減したかを測定するものである。この計算は、個別の資金取引、証券の受渡し、及び貸出金の増加や返済から生じたキャッシュ・フローを考慮する直接法に基づいて行われる。

顧客に支払う利息及び配当収益、並びに銀行業務に関する報酬、利息及び手数料に加え、通貨及び市場のボラティリティによる運用資産の変動は、これらの費用又は市場の動向が当グループが運用資産をどの程度取得したかということに直接関係しないため、新規純資産を算出する際には考慮されない。同様に、取得又は売却による資産の流入及び流出、事業撤退又は市場からの撤退、若しくは新しい規制要件による撤退といった他の影響も、新規純資産を算出する際には考慮されない。当グループは、顧客資産に関する関連する方針を定期的に検証する。

部門別の配分

スイス・ユニバーサル・バンク部門のプライベート・クライアント事業、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びアジア太平洋部門のプライベート・バンキング事業、スイス・ユニバーサル・バンク部門のコーポレート・バンキング事業並びにストラテジック・リゾリューション・ユニットに対する運用資産及び新規純資産は、当該資産を実効的に管理しているマネジメントエリア（ビジネスエリア）に基づいて配分されている。内部のリファーラル契約から生じた新規純資産の配分は、新規純資産の各事業への配分に関する所与のパーセンテージを含む、新規純資産リファーラル制度に基づいて管理されている。

インターナル・ウェルス・マネジメント部門のアセット・マネジメントに対する運用資産及び新規純資産の配分は、投資ビークルが管理されている拠点及びファンド管理費用が発生する拠点を反映して行われている。

[次へ](#)

39 訴訟

当グループは、以下に開示されるものを含め、当グループの事業の遂行に関連して生じた事項について、様々な訴訟手続、規制上の手続及び仲裁手続の対象となっている。これらの訴訟等の一部は様々な集団の原告を代表して提起されたものであり、多額及び／又は不確定な金額の損害賠償を求める内容である。

当グループは、損失、追加の損失又は損失の範囲の蓋然性が高く、かつ合理的に見積り可能である場合、特定の訴訟等に係る偶発損失訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。また、偶発損失引当金を積み立てていない案件を含め、当グループは当該訴訟等に係る外部弁護士及びその他のサービス提供者の報酬及び費用の見積額についての訴訟引当金を積み立てる。当該報酬及び費用が発生する可能性が高く、合理的に見積り可能である場合、当グループは当該報酬及び費用について訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。当グループは、訴訟引当金の妥当性を判断するため、訴訟等を四半期ごとに検討しており、経営陣の判断及び弁護士の助言に基づき引当金を増加又は取り崩す場合がある。かかる訴訟等の進展によっては、今後さらなる引当金の追加又は訴訟引当金の取崩しが必要となる可能性もある。

以下に記載する詳細な内容には (a) 損失を被る可能性が高く、その損失額が合理的に見積ることができる場合において、当グループが偶発損失引当金を計上している訴訟等、及び (b) 関連する損失額を合理的に見積ることができない等の理由により、偶発損失引当金を計上していない訴訟等が含まれる。以下の一部の事項では、当グループが偶発損失引当金を計上していることの記述が含まれ、当該引当金の金額を開示しているが、その他の事項については当該記述はない。当該記述のないものについては、(a) 当グループが偶発損失引当金を設定しておらず、該当事項が適用される会計基準に基づき偶発債務として取り扱われる場合、又は (b) 当グループは当該引当金を設定しているが、当該事実の開示が当グループに適用される守秘義務違反に該当すると判断した場合、弁護士・依頼者間の秘匿特権、職務活動成果の保護、若しくはその他の開示に対する保護を損なう場合、又はその事項についての当グループの管理を損なうと判断した場合である。当グループが偶発損失引当金を計上した事項について将来発生する流出額は、現在入手可能な情報に基づき確実性をもって見積もることは不可能であり、したがって、最終的に当グループの貸借対照表に反映されている引当金を大きく上回る（又は下回る）場合がある。

当グループの多くの訴訟等に関して、損失が生じる可能性が高いか若しくは合理的に生じる可能性があるかを判断すること又は損失若しくは損失範囲の金額を見積めることは、本質的に困難である。見積りは、その性質上、判断及び現在入手可能な情報に基づいて行われ、多様な要素が影響を与える。当該要素には、訴訟等の種類及び性質、事案の進展状況、弁護士の助言、当グループの抗弁及び類似の事案における経験、並びに類似の又は関連する訴訟等におけるその他の被告も関与した事案（和解を含む。）の評価が含まれるが、これに限定されるものではない。訴訟等に係る損失、追加の損失又は損失範囲の合理的な見積りが可能となる前に、多くの場合複雑な事実認定及び法的な評価を行わなければならない。

当グループに対して係属中であるほぼすべての事案は、不確定な金額の損害賠償を求めるものである。請求金額を明示する事案も存在するが、かかる請求金額は当グループの合理的に発生し得る損失額を示すものではない可能性がある。下記の一部の訴訟等については、当グループは請求された賠償金額及び一般的に入手可能なその他の定量化可能な情報を公表している。

下表は当グループの訴訟引当金合計の増減明細をまとめたものである。

訴訟引当金

単位：百万スイス・フラン

	2018年
期首残高	749
訴訟引当金の増加	503
訴訟引当金の減少	(91)

和解及びその他の現金による支払いの減少	(481)
外貨為替換算	1
期末残高	681

当グループの訴訟引当金総額には、損失が発生する可能性がありかつ当該損失を合理的に見積ることのできる訴訟等に関する損失、追加損失又はその損失範囲の見積りが含まれている。当グループは、訴訟等の複雑さ、一部の請求の新規性、訴訟等が初期の段階にあること、既に行われた証拠開示範囲が限られていること及び／又はその他の要因により、一部の訴訟等に関し合理的に発生し得る損失のすべての範囲を見積ることは難しいと考えている。下記で説明される訴訟等に関する既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失のうち、当グループが見積り可能と考えているもののすべての範囲についての当グループの見積りは、ゼロから1.4十億スイス・フランである。

当グループは、訴訟引当金を考慮の上、現在入手可能な情報及び弁護士の助言に基づき、かかる訴訟等の結果が総合的に、当グループの財政状況に重大な悪影響を及ぼすことはないと判断している。但し、規制機関又はその他の政府当局により提起された訴訟等を含む、かかる訴訟の潜在的な不確定要素を鑑みると、かかる訴訟を解決するために当グループが最終的に負担するコストは、現在の訴訟引当金を超過する可能性があり、当該超過額が、特定の期間における当グループの業績によっては、当該期間の業績に重大な影響を与える可能性がある。

エンロン関連の訴訟

クレディ・スイス・セキュリティーズ (USA) LLC (以下、「CSS LLC」という。) 及びその関連会社の一部は、ドイチェ・バンク・セキュリティーズ・インク、ドイツ銀行及びメリルリンチ・アンド・カンパニー・インクとともに、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所 (以下、「SDNY」という。) におけるシルバークリーク・マネジメント・インク対シティグループ他の訴訟という1件のエンロン関連の訴訟において被告となっている。この訴訟において、原告は、エンロンの財務書類に依拠した旨主張し、エンロンの財務書類における不正確な記載について被告に責任を求めた。原告は、エンロン投資に関連する損失280百万米ドルについて、連邦法及び州法に基づく請求を申し立てた。2017年11月10日、被告は、サマリー・ジャッジメントの申立てを行った。2018年9月28日、SDNYは、被告のサマリー・ジャッジメントの申立ての一部を認め、一部を退けて、一定の請求を棄却した。2018年12月28日、CSS LLC及びその関連会社は、ドイチェ・バンク・セキュリティーズ・インク、ドイツ銀行及びメリルリンチ・アンド・カンパニー・インクとともに、この訴訟を解決するための原告との合意を締結した。2019年1月10日、SDNYは、これらの被告に対するすべての請求を再訴不可の形で棄却する最終判決を下した。これにより、CSS LLC及びその関連会社のエンロン関連の最後の訴訟が終了した。

抵当貸付関連の問題

政府及び規制機関に関連する問題

CSS LLC及びその関連会社の一部を含む複数の金融機関は、サブプライム及び非サブプライム住宅ローン・商業用不動産ローンの組成、購入、証券化、サービシング及び取引、並びにその関連事項に関して、米国司法省 (以下、「DOJ」という。) 及び米国金融詐欺対策タスクフォースの住宅ローン担保証券 (以下、「RMBS」という。) 作業部会のその他複数のメンバーを含む一部の規制機関及び／又は政府機関から情報開示の要請を受け、並びに／又はこれらの機関が提起した民事訴訟の被告となっている。CSS LLC及びその関連会社は、かかる情報の要請に協力している。

RMBSに関するDOJとの和解

従前に開示した通り、2017年1月18日、CSS LLC並びにその現在及び以前の米国子会社及び米国関連会社は、2007年まで行われていた旧来のRMBS事業に関し、DOJと和解した。この和解により、かかるクレディ・スイスの事業体のうちの一部によるRMBSの証券化、販売促進、ストラクチャリング、手配、引受、発行及び販売に関しては、DOJによる民事請求の可能性がなくなった。和解の条件に従い、民事制裁金が2017年1月にDOJに支払われた。和解はまた、上記の事業体に対し、一定金額の消費者救済措置（支払可能な家賃の提供及び貸出金の免除を含む。）を和解から5年以内に提供することも求めており、DOJとクレディ・スイスは、和解の消費者救済要件の履行完了を監視するための独立監視人を指名することに合意した。監視人は、2017年10月27日、2018年2月20日及び2018年8月31日、消費者救済要件の充足に向けたクレディ・スイスの協力及び進展を記載した報告書を公表した。

NYAG及びNJAGの訴訟

調査の後、2012年11月20日に、ニューヨーク州検事総長（以下、「NYAG」という。）は、ニューヨーク州を代表して、2008年より前のRMBS取引の発行体、スポンサー、寄託者及び／又は引受業者を務めたCSS LLC及びその関連会社に対して、ニューヨーク州ニューヨーク郡高位裁判所（以下、「SCNY」という。）において民事訴訟を提起した。訴状は、CSS LLC及びその関連会社が2006年及び2007年に発行、出資、寄託及び引受けを行った64のRMBSに関するものであったが、CSS LLC及びその関連会社が、係争対象のRMBSの裏付資産である抵当貸出金に関して行われたデュー・デリジェンス及び品質管理に関して、投資家に対して誤った説明をした旨主張し、不確定の金額の損害賠償を請求した。2018年6月12日、ニューヨーク州上訴裁判所（最高裁判所）は、NYAGの訴状の一部棄却を命じ、ニューヨーク州マーチン法に基づくNYAGの請求は時効にかかっているとし、ニューヨーク州執行法に基づくNYAGの請求に対する更なる手続のために、訴訟をSCNYに差し戻した。2018年12月31日、NYAGによるCSS LLC及びその関連会社に対するすべての請求を解決する和解に従い、NYAGは、その訴訟を再訴不可の形で取り下げる合意書をSCNYに提出した。和解は、クレディ・スイスの被告に対してニューヨーク州に10百万米ドルを支払うよう求めた。これにより、CSS LLC及びその関連会社に対するNYAGでの訴訟が終了した。2013年12月18日、ニュージャージー州検事総長（以下、「NJAG」という。）は、ニュージャージー州を代表して、2008年より前のRMBS取引の発行体、スポンサー、寄託者及び／又は引受業者を務めたCSS LLC及びその関連会社に対して、同州マーサー郡のニュージャージー州最高裁判所衡平法部（以下、「SCNJ」という。）において民事訴訟を提起した。当初訴状は、CSS LLC及びその関連会社が2006年及び2007年に発行、出資、寄託及び引受けを行った13のRMBSに関するものであったが、CSS LLC及びその関連会社が、RMBSの募集及び販売に関して、投資家に対して誤った説明をし、詐欺又は不正行為を行った旨主張し、不確定の金額の損害賠償を請求した。2014年8月21日、SCNJは、NJAGがCSS LLC及びその関連会社に対し提起した訴訟について再訴可能な棄却を行った。2014年9月4日、NJAGは、CSS LLC及びその関連会社を相手方として修正訴状を提出し、当初訴状における請求数又は言及されるRMBSの数を拡大せずに追加の主張を行った。NJAGの訴訟は中間手続段階にある。

民事訴訟

CSS LLC及び／又はその関連会社の一部は、RMBS取引の発行体、スポンサー、寄託者、引受業者及び／又はサービス提供者としての役割に関する複数の民事訴訟においても被告となっている。これらの訴訟には、集団訴訟、RMBSの個別投資家による訴訟、特定のRMBSについて元本及び利息の支払いを保証したモノライン保険会社による訴訟、並びにRMBSのトラスト、受託者及び／又は投資家による買戻し訴訟が含まれており、又は含まれていた。訴訟ごとに主張は異なるが、集団訴訟及び個別投資家による訴訟の原告は、概して、RMBS証券化信託が発行する証券の目論見書に、裏付資産である抵当貸付の実施根拠である引受基準に関する記述を含む、重大な虚偽表示及び不表示が含まれていたことを主張している。モノライン保険業者は、当該モノライン保険業者が付保したRMBSの担保とされる貸付が、証券化の際の貸付について行われた表明及び保証に違反しており、当該モノライン保険業

者が不当に取引の締結を勧誘されたと主張している。買戻し訴訟の原告は、概して、抵当貸付に関する表明及び保証の違反並びに適用される契約の下で要求される通りに当該抵当貸付の買戻しが行われなかったことについて主張している。以下に開示される金額は、現在までの実際の原告の実現損失又は予想される将来の訴訟エクスポージャーを反映していない。むしろ、別途記載されない限り、これらの金額は、当該訴訟において主張された当初の未払元本残高を反映しており、発行以降の元本金額のいかなる減額も含んでいない。さらに、別途記載されない限り、個別投資家による訴訟についての「有効な申立て」に帰属する金額は、有効な申立ての後に金額を変更させる原因となる和解、棄却又はその他の出来事（もしあれば）により変更されていない。以下に記載される抵当貸付関連訴訟に加えて、他の多くの事業体が、様々なRMBS関連の発行に関連して、CSS LLC及び／又はその関連会社に対して請求を主張する恐れがある。

個別投資家の訴訟

RMBSの発行体、引受業者及び／又はその他の参加者として、CSS LLC及び場合によってはその関連会社は、他の被告とともに、以下の訴訟の被告となっている。

- (i) シチズンズ・ナショナル・バンク及びストラテジック・キャピタル・バンクの管財人である連邦預金保険公社（以下、「FDIC」という。）がSDNYに提起した訴訟1件。同訴訟でのCSS LLC及びその関連会社に対する請求は、係争対象のRMBS約28百万米ドル（有効な申立てにおけるすべての被告に対する係争金額141百万米ドルの約20%）に関連している。
- (ii) コロニアル・バンクの管財人であるFDICが提起した訴訟2件。1件はSDNYにおけるものであり、同訴訟でのCSS LLCに対する請求は、係争対象のRMBS約92百万米ドル（有効な申立てにおけるすべての被告に対する係争金額394百万米ドルの約23%）に関連している。もう1件はアラバマ州モンゴメリー郡巡回裁判所におけるものであり、同訴訟でのCSS LLC及びその関連会社に対する請求は、係争対象のRMBS約139百万米ドル（有効な申立てにおけるすべての被告に対する係争金額311百万米ドルの約45%）に関連しているが、かかる金額は、2017年2月14日にCSS LLC及びその関連会社が訴えられた1件のRMBS募集に関する請求が再訴不可な形で棄却されたことを受けて約153百万米ドルから減額されている。この件の審理は、2019年4月に開始される予定である。
- (iii) シアトル連邦住宅貸付銀行（以下、「FHLBシアトル」という。）がワシントン州裁判所に提起した訴訟1件。同訴訟でのCSS LLC及びその関連会社に対する現在上訴中の請求は、係争対象のRMBSのうち約145百万米ドルに関連しており、係争対象のRMBS約249百万米ドルから減額されている。これらの請求は、2016年5月4日の第一審裁判所によるサマリー・ジャッジメントの命令において再訴不可な形で棄却された。2018年5月3日、ワシントン州最高裁判所は、FHLBシアトルの請求の第一審裁判所による棄却を認めたワシントン州控訴裁判所による決定に対するFHLBシアトルの再審査請求を認めた。
- (iv) ボストン連邦住宅貸付銀行がマサチューセッツ州裁判所に提起した訴訟1件。同訴訟でのCSS LLC及びその関連会社に対する請求は、係争対象のRMBS約333百万米ドルに関連しているが、かかる金額は、CSS LLC及びその関連会社が訴えられた一部のRMBS募集に関する請求に係る2015年10月27日の再訴不可な形での任意的取下げの合意を受けて、373百万米ドル（有効な申立てにおけるすべての被告に対する係争金額5.7十億米ドルのうち約6%）から減額されている。

これらの訴訟は様々な手続段階にある。

CSS LLC及びその関連会社の一部は、IKBドイツ産業銀行及びその関連会社がSCNYに提起した訴訟において唯一の被告となっている。同訴訟でのCSS LLC及びその関連会社に対する請求は、係争対象のRMBS約97百万米ドルに関連している。この訴訟は、中間手続段階にある。CSS LLC及びその関連会社1社は、ロイヤル・パーク・インベストメンツSA/NV（以下、「ロイヤル・パーク」という。）がSCNYに提起した訴訟において被告となった。同訴訟でのCSS LLC及びその関連会社に対する請求は、係争対象のRMBS約360百万米ドルに関連している。2018年10

月9日、SCNYの控訴部第一部門（以下、「第一部門」という。）は、第一審裁判所によるCSS LLC及びその関連会社に対するすべての請求の再訴不可な形で棄却を維持し、2019年1月15日、ニューヨーク州上訴裁判所は、ロイヤル・パークによる更なる上訴の請求を退けた。

クレディ・スイスの2018年度の各四半期財務報告書に開示されている通り、2018年度中に終結した個別投資家の訴訟には下記の訴訟が含まれている。

- (i) 2018年7月19日、テネシー連結退職制度が提起した訴訟を管轄するテネシー州裁判所は、和解を受けて、係争対象のRMBS約24百万米ドルに関連するCSS LLCに対するすべての請求を再訴不可な形で棄却した。
- (ii) 2018年7月27日、フェニックス・ライトSF Ltd.及びその関連会社が提起した訴訟を管轄するSCNYは、和解を受けて、係争対象のRMBS約281百万米ドルに関連するCSS LLC及びその関連会社に対するすべての請求を再訴不可な形で棄却した。

モノライン保険業者との紛争

CSS LLC及びその関連会社の一部は、SCNYにおいて係属中のモノライン保険業者に関する訴訟1件において被告となっている。当該訴訟は、クレディ・スイスの被告がスポンサーであった募集において発行された約770百万米ドルのRMBSに係る元本及び利息の支払いの保証人であるMBIAインシュランス・コープ（以下、「MBIA」という。）によって開始された。MBIAが主張する責任の見解の一つは、CSS LLCの関連会社が、係争対象のトラストから、特定の抵当貸付を買い戻さなければならないというものである。MBIAは、大部分の裏付抵当貸付が表明及び保証の一部に違反している旨、並びに当該関連会社が、瑕疵があるとされる貸付の買戻しを行うことを怠った旨を主張している。さらに、MBIAは、詐欺的な勧誘、重大な虚偽表示、保証違反、買戻し義務並びに補償について請求を行った。MBIAは、約549百万米ドルの当初の元本残高のローンの買戻し請求を申し立てた。2017年3月31日、SCNYは、両当事者それぞれのサマリー・ジャッジメントの申立ての一部を認め、一部を退けた。これにより、とりわけ、MBIAの詐欺的な勧誘に係る申立てが再訴不可な形で棄却されることとなった。2018年9月13日、第一部門は、特に、MBIAの詐欺的な勧誘の主張の棄却を再訴不可な形で維持するという決定を下した。第一部門はまた、交差上訴についてCSS LLC及びその関連会社の一部に有利な決定をして、第一審裁判所による一定の表明保証の解釈を取り消し、その意味は事実審理において決定されるべきと判示した。その決定の後、第一部門は、更なる手続のために訴訟を第一審裁判所に差し戻した。この訴訟における事実審理は、2019年7月に開始する予定である。

買戻しに関する訴訟

DLJモーゲージ・キャピタル・インク（以下、「DLJ」という。）は、以下の訴訟の被告となっている。

- (i) アセット・バック・セキュリティーズ・コーポレーション・ホーム・エクイティ・ローン・トラスト・シリーズ2006-HE7により提起された、原告が341百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している訴訟1件。同訴訟は、従前に係属中であつた控訴の解決を受けて、SCNYにおいて進められる予定である。
- (ii) ホーム・エクイティ・アセット・トラスト・シリーズ2006-8により提起された、原告が436百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している訴訟1件。
- (iii) ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2007-1により提起された、原告が420百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している訴訟1件。
- (iv) ホーム・エクイティ・アセット・トラスト・シリーズ2007-3により提起された、原告が206百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している訴訟1件。同訴訟は、2015年12月21日にSCNYの命令により再訴可能の形で棄却されたが、1年以内に再訴可能とされた。原告は2016年12月20日に再訴し、裁判所は2017年3月15日に再訴を認め係属中とした。

(v) ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2007-2によって提起された、原告が495百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している訴訟1件。

(vi) CSMCアセット・バック・トラスト2007-NC1によって提起された、損害賠償金額について請求がなされていない訴訟1件。

DLJ及びその関連会社であるセレクト・ポートフォリオ・サービシング・インク（以下、「SPS」という。）は、以下の訴訟の被告となっている。

- ・ホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-1、ホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-3及びホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-4により提起された、原告が730百万米ドル以上の損害賠償金額を主張している訴訟1件。原告は、SPSが一部のオリジネーション・ファイルの受託者への合理的な提供を拒否したことにより、モーゲージ・プールの瑕疵の完全な調査を妨害したと主張している。

- ・ホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-5により提起された、原告が500百万米ドル以上の損害賠償金額を主張している訴訟1件。原告は、DLJの表明保証違反をSPSが発見していたにもかかわらず、自らの契約義務に反して受託者に当該違反を通知しなかった可能性があるとして主張している。

これらの訴訟はSCNYにおいて提起され、様々な手続段階にある。

当グループの2013年度第4四半期の財務報告書に開示されている通り、ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-5、ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-6及びホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-7がDLJに対して提起した買戻しに関する併合訴訟3件は、2013年に再訴不可な形で棄却された。これらの棄却は、2019年2月19日にニューヨーク州上訴裁判所により支持された。これとは別に、これらの併合訴訟において、原告の併合訴状に従前は含まれなかった新たな請求を原告が申し立てることを認めるため、SCNYの2013年の棄却決定を修正するよう求める原告の請求をSCNYが2017年4月に退けたことからの控訴の通知が第一部門に提出された。

銀行の貸付に関する訴訟

2010年1月3日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその関連会社の一部は、タマラック・リゾート、イエローストーン・クラブ、レイク・ラスベガス及びギン・シュール・メールの4件の不動産開発の現在又は過去の住宅所有者によってアイダホ州連邦地方裁判所に提起された訴訟の被告となった。本件におけるクレディ・スイスの被告は、4件の不動産開発すべてに関係する借主のうち、過去又は現在において倒産し又は差押えを受けている者に対するシンジケート・ローンのアレンジャーやエージェントであった。原告は概して、クレディ・スイスの被告が、後に借主を破産に追いやり、その財産に対する所有権を獲得できることとなるため、借主が返済不可能な額のローンを組ませることを意図して財産を過大評価するために容認されない評価方法を用いることで詐欺を行ったと主張している。原告は、損害賠償金として24十億米ドルを要求した。係争対象となっている財産の鑑定人であるクッシュマン・アンド・ウェイクフィールドも当該訴訟の被告となった。修正訴状及び棄却の申立ての後に、請求金額は大幅に減額された。2013年9月24日、裁判所は原告による集団訴訟認定の申立てを棄却したため、当該訴訟は集団訴訟として審理することができなくなった。2015年2月5日、裁判所は、数名の個人の原告を追加する修正訴状を提出するための原告の許可申立てを認めた。2015年4月13日、裁判所は、懲罰的賠償金請求を追加するための原告の許可申立てを認めた。2015年11月20日、原告は、一部に関するサマリー・ジャッジメントの申立てを行ったが、2015年12月14日に被告はこれに異議を申し立てた。2015年12月18日、被告はサマリー・ジャッジメントの申立てを行った。2016年7月27日、アイダホ州連邦地方裁判所は被告のサマリー・ジャッジメントの申立てを認め、当該訴訟は再訴不可な形で棄却された。2018年4月26日、米国連邦第9巡回区控訴裁判所は、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその関連会社の一部に対し、サマリー・ジャッジメントを認めることを支持した。

CSS LLC及びその関連会社の一部は、これらのローンの一部及びその他これに類似する不動産開発に関する他の関連訴訟の当事者にもなっている。当該訴訟には、テキサス州裁判所及びニューヨーク州裁判所においてハイランド・キャピタル・マネジメントLP（以下、「ハイランド」という。）に関連する事業体により提起された訴訟2件が含まれている。テキサス州裁判所における訴訟では、積極的な虚偽表示及び不表示による不正な勧誘が行われたと主張するハイランドの請求について、2014年12月に陪審裁判が開催された。陪審員は、積極的な虚偽表示による不正勧誘の主張については原告に有利な評決を下したが、CSS LLC及び関連会社1社が不表示により不正な勧誘を行ったという原告の主張は退けた。テキサス州裁判所の裁判官は、2015年5月及び6月に、ハイランドの残りの請求について非陪審審理を行い、2015年9月4日、原告側を支持し、287百万米ドル（判決前の利息を含む。）の支払いを認める判決を下した。両当事者とも控訴し、2018年2月21日、控訴裁判所は下級裁判所の決定を支持した。2018年3月7日、被告は、再審理の申立てを控訴裁判所に提出した。2018年4月2日、控訴裁判所に対する再審理の申立ては却下された。2018年7月18日、被告は、テキサス州最高裁判所の再審査請求を提出した。2018年12月14日、裁判所は、再審査請求における請求実体に係る趣意書を要求する命令を下した。ニューヨーク州裁判所における訴訟では、裁判所は、CSS LLC及びその関連会社の一部によるサマリー・ジャッジメントの申立ての一部を認め、一部を退けた。両当事者はかかる決定に控訴したものの、控訴裁判所は当該決定を全面的に支持した。CSS LLC及びその関連会社の一部は、関連取引に関してハイランドが管理するファンドを相手方として別途提訴し、未払元本及び判決前の利息の支払いを認める有利な判決を受けた。ハイランドは、判決のうち判決前の利息を認める部分について控訴したものの、当初の決定が全面的に支持された。その後、両当事者は、判決に基づき、ハイランドが管理するファンドが支払うべき金額を決済することに合意した。

税法及び証券法上の問題

2014年5月19日、クレディ・スイス・エイ・ジーは、米国クロス・ボーダー案件について幾つかの米国規制機関と和解合意を締結した。合意の一環として、クレディ・スイス・エイ・ジーは、とりわけ、ニューヨーク州金融サービス局に対する報告を行う独立企業監視官を雇用した。2018年7月31日付で、監視官はその審査及び任務を完了した。

レート関連の問題

規制上の問題

米国、英国、欧州連合及びスイスを含む複数の法域の規制当局は、長期間にわたり、複数の通貨に関するLIBOR及びその他の参照レートの設定並びに関連する一定のデリバティブの価格設定について調査を行っている。これらの継続調査には、LIBOR設定の実務に関する規制機関からの情報提供の依頼及び複数の金融機関の活動の検査が含まれている。かかる金融機関には、3つのLIBORレート設定パネル（米ドルLIBOR、スイス・フランLIBOR及びユーロLIBOR）のメンバーであるクレディ・スイス・グループAGが含まれる。クレディ・スイスは、これらの調査に全面的に協力している。特に、規制当局は、当該金融機関の財務健全性に対する市場認識を向上させ、及び／又は自己勘定売買ポジションの価値を引き上げるために、当該金融機関が、個別に又は他の機関と連携して、LIBORを不正操作していたか否かを調査していると報じられている。規制当局の照会に応じて、クレディ・スイスはこれらの問題の精査を行った。現在までのところ、クレディ・スイスはこれらの問題について重大なリスクがあることを示す証拠を確認していない。

スイス競争委員会（以下、「COMCO」という。）、欧州委員会、南アフリカ競争委員会及びブラジル競争当局を含む複数の法域の規制当局は、外国為替（電子取引を含む。）市場における取引活動、情報共有及び基準レートの設定に関する調査を行っている。

2014年3月31日、COMCOは、外国為替取引における為替レートの設定に関連して、多くのスイス国内及び国際的な金融機関（クレディ・スイス・グループAGを含む。）を対象とする正式な調査を発表した。クレディ・スイスは、この継続中の調査への協力を続けている。

2018年7月26日、クレディ・スイス・グループAG及び一定の関連会社は、クレディ・スイスの事業体がその外国為替取引事業に関連して反競争的取引慣行に関与したと主張する異議表明書を欧州委員会から受領した。異議表明書は、欧州委員会の予備的な見解を記載したものであり、その調査の最終的な結果を予断するものではない。

参照レートに関する調査には、国際機関、準ソブリン及び政府機関（以下、「SSA」という。）の債券、並びにコモディティ（貴金属を含む。）市場に関する規制機関による情報請求も含まれている。クレディ・スイスは、当該調査に全面的に協力している。

2018年12月20日、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス（セキュリティーズ）ヨーロッパ・リミテッドは、クレディ・スイスの事業体が国際機関、準ソブリン及び政府機関（SSA）の債券の取引事業に関連して反競争的取引慣行に関与したと主張する異議表明書を欧州委員会から受領した。異議表明書は、欧州委員会の予備的な見解を記載したものであり、その調査の最終的な結果を予断するものではない。

調査は継続中であり、調査の最終的な結果を予想することは早計である。

民事訴訟

米ドルLIBORに関する訴訟

2011年から、クレディ・スイスの事業体の一部は、米ドルLIBORパネルの参加銀行がその評判を利用して利益を増加させるために米ドルLIBORを操作したとして、米国で提起された複数の民事訴訟において被告となった。これらの訴訟は、1件を除いて、事実審理前の手続きのために広域係属訴訟としてSDNYに併合された。訴訟の大部分はその開始時から停止されているが、少数の個別訴訟及び適格性認定前の集団訴訟が進行している。クレディ・スイスの事業体は、停止されていない適格性認定前の集団訴訟のすべてから除外されている。

棄却申立てに対する2013年から2018年までの一連の判決において、SDNYは、（i）クレディ・スイスの事業体及び他の被告に対する請求の範囲を縮小し（反トラスト、威力脅迫及び腐敗組織に関する法律（以下、「RICO法」という。）、商品取引所法及び州法に基づく請求の棄却）、（ii）請求を行うことができる原告の範囲を縮小し、かつ（iii）LIBOR訴訟における被告の範囲を縮小した（クレディ・スイスの事業体の一部を対人管轄権を理由として複数の事件から除外したことを含む。）。原告は、SDNYの決定の一部について米国連邦第2巡回区控訴裁判所（以下、「第2巡回裁」という。）に控訴した。2018年2月23日、第2巡回裁は、個別（非集団）訴訟1件の控訴において、クレディ・スイス・グループAGに関する州法及び証券法上の請求の一部の棄却を支持するものを含め、SDNYの決定の大部分を支持する決定を下したが、一部の決定は無効とし、更なる手続のために訴訟を差し戻した。もう1件の第2巡回裁への併合控訴は係属中である。

これとは別に、2017年5月4日、停止されていない適格性認定前の集団訴訟3件における原告が、集団訴訟認定の申立てを行った。2018年2月28日、SDNYは、訴訟のうち2件においては認定を退け、LIBOR連動デリバティブの店頭購入者により提起された訴訟における単一の反トラスト請求に対しては認定を認めた。同一の決定において、裁判所は、訴訟において唯一残っているクレディ・スイスの事業体であるクレディ・スイス・エイ・ジーを店頭訴訟から除外した。すべての当事者が集団訴訟認定の決定に対する即時の再審理の申立てを行ったが、第2巡回裁は再審理の申立てを退けた。

2018年6月15日、数件の非集団訴訟の原告が、修正訴状を提出し、又は現在有効な訴状を修正するための許可申立てを行った。2018年7月13日、被告は、修正訴状の棄却申立てを行い、修正の許可に反対した。

広域係属訴訟に併合されていない訴訟1件において、SDNYは、2015年3月31日、被告の棄却申立てを認めた。2015年6月1日、原告はSDNYに第2修正訴状を提出するための許可申立てを行った。被告の反論準備書面は2015

年7月15日に提出された。2018年3月20日、SDNYは、原告の修正訴状を提出するための許可請求を退け、実体について訴訟を棄却した。原告は、第2巡回裁に控訴した。

米ドルICE LIBORに関する訴訟

2019年1月、米ドルインターコンチネンタル取引所（以下、「ICE」という。）LIBORパネルの参加銀行（クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部を含む。）は、パネル銀行が被告の売買ポジションに有利に作用させるべく米ドルICE LIBORを抑制したとして、適格性認定前の民事集団訴訟3件の被告となった。これらの訴訟は、SDNYにおいて併合された。

スイス・フランLIBORに関する訴訟

2015年2月、スイス・フランLIBORパネルに参加した複数の銀行（クレディ・スイス・グループAGを含む。）は、被告の売買ポジションに有利に作用させるべくスイス・フランLIBORを不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の民事集団訴訟の被告となった。2017年9月25日、SDNYは、すべての請求の棄却を求める被告の申立てを認めたが、原告が修正訴状を提出することを認めた。2018年2月7日、被告は修正訴状の棄却申立てを行った。

SIBOR／SORに関する訴訟

2016年7月、シンガポール銀行間取引レート（以下、「SIBOR」という。）パネル及びシンガポールスワップ取引レート（以下、「SOR」という。）パネルに参加した多数の銀行（クレディ・スイス・グループAG及び関連会社を含む。）は、被告の売買ポジションに有利に作用させるべくSIBOR及びSORを不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の民事集団訴訟の被告となった。2017年8月18日、SDNYは、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社（並びに複数のその他被告）に対するすべての請求を棄却したが、原告が訴状を修正することを認めた。2018年10月4日、SDNYは、原告の第2修正訴状に対する被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けて、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他のパネル銀行である被告に対する反トラスト請求を支持したが、請求をシンガポール・ドルSIBORに関連するものに縮小し、1名を除くすべての原告を訴訟から除外した。裁判所はまた、RICO法に基づく請求を、修正の許可なく棄却した。2018年10月25日、残った原告は第3修正訴状を提出した。2018年11月15日、残った被告は棄却申立てを行った。

外国為替に関する訴訟

クレディ・スイス・グループAG及び関連会社並びにその他の金融機関は、外国為替レートの不正操作の疑いに関連してSDNYで係属中の5件の民事訴訟の被告となっている。

1件目の係属中の事案は適格性認定前の併合集団訴訟である。2015年1月28日、裁判所は、米国を拠点とする投資家及び米国で取引した外国人の原告が提出した当初併合訴状に対する被告の棄却申立てを退けたものの、外国拠点の投資家の米国外の取引に係る請求に対する被告の棄却申立ては認めた。2015年7月、原告は第2併合修正訴状を提出し、同訴状の中で被告を追加し、適格性認定前の第2集団訴訟の為替投資家を代理して追加請求を行った。2016年9月20日、SDNYは、当グループ及び関連会社が他の金融機関とともに提出した棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。これにより、適格性認定前の集団訴訟の規模は縮小したが、主要な独占禁止法及び商品取引所法に基づく請求は存続が認められた。2018年5月31日、原告が集団訴訟認定の申立てを行い、2018年10月25日、当グループ及び関連会社はこれに異議を申し立てた。

2件目の係属中の事案では、クレディ・スイス・エイ・ジー及び関連会社並びに他の金融機関は、2015年6月3日にSDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟の被告となっている。この訴訟は、併合集団訴訟と同一の行為の疑いに基づいており、1974年米国従業員退職所得保障法（以下、「ERISA」という。）の違反を主張してい

る。2016年8月23日、SDNYは、クレディ・スイス・エイ・ジーの関連会社が他の金融機関とともに提出した棄却申立てを認めた。原告は、当該決定について控訴し、2018年7月10日、第2巡回裁は、クレディ・スイス・エイ・ジー及び関連会社並びに他の被告金融機関に対するERISAに係る適格性認定前の集団訴訟を棄却するというSDNYの決定を全面的に支持し、原告による訴状を修正するための許可申立てを退ける命令を下した。

3件目の係属中の事案では、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社並びに他の金融機関は、外国為替商品の間接購入者のために外国為替市場を不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の併合集団訴訟の被告となっている。2018年3月15日、裁判所は、被告の共同の棄却申立てを認め、併合訴状を全面的に棄却する決定を下した。2018年10月25日、SDNYは、予定される第2併合集団訴訟訴状を提出するための原告による許可申立ての大部分を認め、2018年11月28日、原告はかかる訴状を提出した。2018年12月20日、当グループは、他の金融機関とともに、対人管轄権に基づく棄却申立てを提出した。

4件目の係属中の事案では、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、電子外国為替取引に関連する不正慣行を主張して2017年7月12日にSDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟の被告となった。2018年4月12日、SDNYは、仲裁強制を求める被告の申立てを認めた。

5件目の係属中の事案では、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社並びに他の金融機関は、2018年11月13日にSDNYに提起された民事訴訟の被告となった。この訴訟は、併合集団訴訟において主張されたのと同じの行為に基づくものである。2019年3月1日、原告は修正訴状を提出した。

クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部は、他の金融機関とともに、併合集団訴訟と類似の主張内容を有するカナダにおける適格性認定前の集団訴訟2件でも被告となっている。さらに、クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部は、他の金融機関とともに、併合集団訴訟と類似の主張内容を有するイスラエルにおける適格性認定前の集団訴訟2件でも被告となっている。

ISDAFIXに関する訴訟

クレディ・スイス・エイ・ジーのニューヨーク支店及びその他の金融機関は、米ドルのISDAFIXレートを不正操作した疑いに関するSDNYにおける併合民事集団訴訟についても被告となった。2016年4月11日、クレディ・スイス・エイ・ジーのニューヨーク支店は、原告と和解した。2018年6月1日、SDNYは、原告とクレディ・スイス・エイ・ジーのニューヨーク支店及び他の金融機関数行との間の和解合意を承認した。当該和解は、再訴不可な形での本件の棄却及び50百万米ドルの和解金の支払を定めている。

財務省証券市場に関する訴訟

CSS LLCは、20以上の米国財務省証券のプライマリー・ディーラーとともに、米国財務省証券市場に関連して米国内における複数の適格性認定前の民事集団訴訟の訴状において被告となっている。当該訴状は概して、被告が米国財務省証券の入札及び発行日前取引における米国財務省証券の価格設定の不正操作を共謀し、関連する先物商品及びオプションに影響を及ぼしたと主張している。当該訴訟は、SDNYにおける広域係属訴訟として併合された。2017年8月23日、SDNYは主任弁護士を任命し、2017年8月25日、集団代表者であると主張する3名は、共同かつ個別の訴訟として訴状を再提出した。2017年11月15日、原告は、CSS LLC、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス・インターナショナル（以下、「CSI」という。）を他の被告の縮小グループとともに被告とする併合修正集団訴訟訴状を提出した。当該併合訴状には、従前の主張に加えて、米国財務省証券の流通市場における匿名の網羅的取引の出現を阻止するための集団的ボイコットに関する新たな主張が含まれている。2018年2月23日、被告は、原告に対して棄却の申立てを行い、SDNYは、クレディ・スイス・グループAG及びその他の被告持株会社に対する任意的取下げの合意を記録した。2018年3月26日、SDNYは、対人管轄権の欠如を理由とするCSIに対する任意的取下げの合意を記録した。

SSA債に関する訴訟

クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、他の金融機関及び個人とともに、SSA債に関連してSDNYに提起された数件の適格性認定前の集団訴訟の訴状において被告となっている。当該訴状は概して、流通市場の投資家に対するSSA債の売買価格を固定するために被告が共謀したと主張している。これらの訴訟はSDNYで併合された。2017年4月7日、原告は併合集団訴訟訴状を提出した。原告は2017年11月3日に併合修正集団訴訟訴状を提出し、被告は2017年12月12日にその棄却を申し立てた。2018年8月24日、SDNYは、請求の趣旨不十分を理由とする被告の棄却申立てを認めたが、原告に対して修正の許可を与えた。2018年11月6日、原告は第2併合修正集団訴訟訴状を提出し、被告は2018年12月21日にその棄却を申し立てた。

これとは別に、2019年2月7日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその関連会社の一部は、他の金融機関及び個人とともに、SDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟の被告となった。かかる訴訟は、併合集団訴訟と類似の主張内容を有するが、当該購入がニューヨークにおいて又はニューヨーク州に関連して行われた場合における米ドル建SSA債の間接購入者の適格性認定前の集団を代表しようとするものである。

クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部は、他の金融機関とともに、併合集団訴訟と類似の主張内容を有するカナダにおける適格性認定前の集団訴訟2件でも被告となっている。

バンク・ビル・スワップに関する訴訟

2016年8月16日、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス・エイ・ジーは、他の金融機関とともに、オーストラリアのバンク・ビル・スワップ・レート（銀行間取引レート）を不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟の被告となった。2016年12月16日、原告は修正訴状を提出し、被告は2017年2月24日にその棄却を申し立てた。2018年11月26日、SDNYは、被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。これには、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス・エイ・ジーに対する訴状全体の棄却が含まれる。2019年3月4日、原告は第2修正訴状の提出を認められた。

メキシコ国債に関する訴訟

クレディ・スイス・エイ・ジー及び関連会社は、クレディ・スイスの事業体及びその他のディーラー銀行がメキシコ国債市場の不正操作を行うために共謀したとして、米国連邦裁判所における複数の適格性認定前の集団訴訟において被告となっている。これらの訴訟は、SDNYにおいて併合されており、2018年7月18日、原告は併合修正訴状を提出した。2018年9月17日、被告は、併合修正訴状の棄却申立てを行った。

フレディマック及びファニーメイの債券に関する訴訟

2019年2月22日以来、クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCは、他の金融機関とともに、フレディマック及びファニーメイが発行した無担保債券の価格を固定するために金融機関の間で共謀したとして、SDNYに提起された複数の適格性認定前の集団訴訟の訴状において被告となっている。

店頭取引に関する訴訟

クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、他の金融機関とともに、金利スワップに関連する適格性認定前の併合民事集団訴訟1件の訴状及び個別の原告が申し立てた併合訴訟1件の訴状において被告となっている。訴状では、ディーラーである被告が、金利スワップ取引所の整備を妨害するために取引プラットフォームと共謀したと主張されている。個別訴訟は、かかる被告の共謀によって利益を逸失したとして、スワップ執行ファシリティであるテラ・エクスチェンジLLC及び関連会社、並びにスワップ執行ファシリティであるジャベリン・キャピタル・マーケッツLLC及び関連会社が提起したものである。すべての金利スワップ訴訟は、SDNYにおける広域係属訴訟として併合された。2016年12月9日、集団訴訟及び個別訴訟の両原告は第2修正併合訴状を提出し、

2017年1月20日、被告はその棄却を申し立てた。2017年7月28日、SDNYは、被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。2018年2月21日、集団訴訟原告は、修正して第3修正併合集団訴訟訴状を提出するための許可申立てを行った。2018年5月10日、SDNYは、集団訴訟原告による修正及び第3修正併合集団訴訟訴状の提出のための許可申立てにつき、一部を認め、一部を退ける命令を下した。SDNYは、棄却の申立て後も存続する請求に関して新たな原告及び事実に関する主張を追加するための原告の申立ては認めたが、原告が棄却された請求を復活させようとすることは認めなかった。2018年5月30日、原告は第3修正訴状を提出した。

2018年6月14日、新たな直接請求の訴状がスワップ執行ファシリティであるトゥルーEX LLCにより提出された。2018年6月20日、トゥルーEX LLCの訴状は、既存の広域係属訴訟に追加された。2018年8月9日、トゥルーEX LLCは、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社並びに他の金融機関に対する修正訴状を提出し、被告は2018年8月28日にその棄却を申し立てた。2018年11月20日、SDNYは、トゥルーEX LLCの修正訴状に対する被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退ける命令を下した。SDNYは、トゥルーEX LLCの州法に基づく請求に対する被告の棄却申立てを認めたが、トゥルーEX LLCの反トラスト請求についての申立ては退けた。2018年10月25日、集団訴訟原告は、第4修正併合集団訴状を提出するための許可申立てを行った。2019年2月20日、集団訴訟原告は、集団訴訟認定の申立てを提出した。2019年3月13日、SDNYは、集団訴訟原告による修正及び第4修正併合集団訴訟訴状の提出のための許可申立てにつき、一部を認め、一部を退ける命令を下した。

2017年6月8日、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、他の金融機関とともに、テラ・グループ・インク及び関連する事業体（以下、総称して「テラ」という。）がSDNYに提起した民事訴訟において、クレジット・デフォルト・スワップ（以下、「CDS」という。）のディーラーがテラの電子CDS取引プラットフォームの市場参入を妨害するために共謀したとの主張に関連して独占禁止法違反として被告となっている。2017年9月11日、被告は棄却を申し立てた。

クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部並びに他の金融機関は、SDNYにおける複数の民事訴訟に対して防御している。その一部は、集団訴訟原告により、被告が貸株取引を店頭取引に限定するために共謀し、市場に参入しようとした一定の取引プラットフォームを共同ボイコットしたとして提起されたものであり、また一部は、市場に参入しようとした取引プラットフォームにより、被告が当該プラットフォームを共同ボイコットしたとして提起されたものである。SDNYは、適格性認定前の集団訴訟における被告の棄却申立てを退けた。各訴訟において、裁判所は、クレディ・スイス・グループAG及びその他の被告持株会社に対する任意的取下げの合意を記録したが、クレディ・スイス・グループAGの一定の関連会社は、引き続き係属中の訴訟の当事者となっている。

ATAに関する訴訟

2014年11月10日、ニューヨーク州東部連邦地方裁判所（以下、「EDNY」という。）において、米国反テロリズム法（以下、「ATA」という。）に基づく請求を主張する訴訟が、複数の銀行（クレディ・スイス・エイ・ジーを含む。）に対して提起された。当該訴訟では、イランと様々な国際金融機関（被告を含む。）とが共謀して、イラン当事者による財務活動及び取引を米国当局から隠匿することを明確な目的として、イラン当事者が関与する支払メッセージについて情報の書換え、改ざん及び削除を行うことに合意したと主張された。約200の原告による訴状は、当該共謀の結果、イランから米国軍人・民間人に危害を加えるために活発に活動するヒズボラ及びその他のテロ組織への送金が可能となったと主張した。2016年7月12日、原告は、ATAに基づく請求を主張する複数の銀行（クレディ・スイス・エイ・ジーを含む。）に対する第2修正訴状をEDNYに提出した。2016年9月14日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の被告は、EDNYに対し、原告の第2修正訴状に関する棄却の申立てを行った。2017年11月9日、ATAに基づく請求を主張する別の訴訟が、複数の銀行（クレディ・スイス・エイ・ジーを含む。）に対してSDNYに提起された。2018年3月2日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の

被告は、原告の訴状の棄却を申し立てた。この訴訟及び2014年11月10日にEDNYに提起された別の訴訟は係属中である。

2018年12月、ATA及びテロ支援者制裁法に基づく請求を主張する追加の訴訟5件が、EDNY又はSDNYにおいて、複数の銀行（クレディ・スイス・エイ・ジーを含み、2件においてはクレディ・スイス・エイ・ジーのニューヨーク支店を含む。）に対して提起された。これらの訴訟では、同様に、イランと様々な国際機関（被告を含む。）とが共謀して、イラン当事者が関与する支払メッセージについて情報の書換え、改ざん及び削除を行うことに合意したと主張され、また、当該共謀の結果、イランから米国軍人・民間人に危害を加えるために活発に活動するテロ組織への送金が可能となったと主張された。

MPS

2014年後期において、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ財団（以下、「本財団」という。）は、クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド（以下、「CSSEL」という。）、バンカ・レオナルド・アンド・カンパニーS.p.A.及び本財団の経営委員会の元委員を相手方として、イタリアのミラノ民事裁判所において、30億ユーロの損害賠償金を求める訴訟を提起した。当該訴訟は、2008年におけるモンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行（以下、「BMPS」という。）によるバンカ・アントンベネタS.p.A.の90億ユーロの買収に関連して、CSSEL及びバンカ・レオナルド・アンド・カンパニーS.p.A.が本財団に対して交付した公正性に関する意見書に関するものである。BMPSは、50億ユーロのライツ・オフリング及びBMPS株式に転換可能な償還不能有価証券の発行を通じて買収資金を調達し、本財団はそれぞれに2.90億ユーロ及び490百万ユーロを出資した。本財団は、主要な財務情報がない状態で公正性に関する意見書が発行されたと主張している。CSSELは、当該請求には訴訟原因が欠如しており、入手可能な証拠による裏付けがないと考えている。2017年11月、ミラノ民事裁判所は、CSSELに有利な決定を行い、本財団の請求を却下した。2018年1月、本財団はこの決定に対して上訴した。

顧客口座に関する問題

複数の顧客が、スイスの元リレーションシップ・マネージャーが顧客ポートフォリオの管理に係る自らの投資権限を超過したため、特定のエクスポージャーに対する過度の集中及び投資損失が生じたと訴えた。クレディ・スイス・エイ・ジーは、当該請求内容及び顧客間の取引を調査している。クレディ・スイス・エイ・ジーは、ジュネーブ検察当局に対し、元リレーションシップ・マネージャーを告訴し、ジュネーブ検察当局はこれを受けて犯罪捜査を開始した。元リレーションシップ・マネージャーの複数の顧客も、ジュネーブの検察当局に告訴状を提出した。2018年2月9日、元リレーションシップ・マネージャーは、ジュネーブ刑事裁判所により、詐欺、文書偽造及び犯罪的不正管理の罪で懲役5年の判決を受け、約130百万米ドルの損害賠償の支払いを命じられた。一部の当事者は、判決に対して控訴した。元リレーションシップ・マネージャーに対する刑事訴訟において立証された事実に基づき、シンガポール高等裁判所、ニュージーランド高等裁判所及びバミューダ最高裁判所においてクレディ・スイス・エイ・ジー及び一定の関連会社に対する民事訴訟が2017年8月25日に提起された。2018年7月17日、ニュージーランド高等裁判所は、クレディ・スイス・エイ・ジーに対して提起された民事訴訟を棄却し、ニュージーランドで設立された関連会社に対する同一の訴訟を停止した。2018年8月31日、民事訴訟はシンガポール高等裁判所のアシスタント・レジストラにより停止された。ニュージーランド及びシンガポールの両方の民事手続における原告は、これらの決定に対して控訴した。2019年1月18日、シンガポール高等裁判所は、原告の控訴を棄却し、シンガポールにおける民事訴訟を停止するというアシスタント・レジストラの決定を支持した。原告はこの決定に対して上訴している。

FIFA関連の問題

国際サッカー連盟（以下、「FIFA」という。）を取り巻く賄賂及び汚職に対する金融機関の関与に対する米国及びスイス政府当局の捜査に関連して、クレディ・スイスは、FIFAの関係者又は関係企業との間の銀行取引について当該政府当局から照会を受けた。かかる関係者又は関係企業には、ニューヨーク州東部地区連邦検察官事務所が提出した2015年5月20日付の起訴状及び2015年11月25日付の優先起訴状に記載及び／又は言及されたものが含まれるがこれらに限定されない。米国及びスイスの調査には、クレディ・スイスを含む複数の金融機関が、FIFAの一部関係者及び関係企業の口座に関し、疑わしい若しくは不正な取引の処理を許可したか否か又はマネー・ロンダリング対策法令の遵守を怠ったか否かが含まれていた。クレディ・スイスは、本件について米国当局に協力し続けている。従前に開示した通り、スイス金融市場監督当局（FINMA）は、その調査の終結を公表した。

外部の資産運用会社に関する問題

複数の顧客が、ジュネーブに拠点を置く外部の資産運用会社が資金を横領し、銀行の取引明細書を偽造し、損失を隠蔽するためにカストディアンであるクレディ・スイス・エイ・ジーにある顧客の口座間で資産を移転させ、これらの顧客の承認を得ずに投資を行ったと訴えた。クレディ・スイス・エイ・ジーはこの請求に対して調査を行っている。ジュネーブ検察は、外部の資産運用会社の代表者とクレディ・スイス・エイ・ジーの元従業員2名に対する犯罪調査に着手した。この調査は、2018年11月に拡大され、クレディ・スイス・エイ・ジーの元従業員1名及び現従業員1名、並びにクレディ・スイス・エイ・ジーの統制及び監督の妥当性を評価するためにクレディ・スイス・エイ・ジー自体も含まれることとなった。クレディ・スイス・エイ・ジーは、2019年3月、影響を受けた顧客との暫定的な和解に達した。

モサック・フォンセカ／イスラエル・デスクに関する問題

クレディ・スイスは、多くの金融機関とともに、金融機関、顧客及びパナマを拠点とする法律事務所であるモサック・フォンセカとの間の銀行取引関係に関して、政府当局及び規制当局から照会を受けた。クレディ・スイスは、クレディ・スイスのスイスに拠点を置くイスラエル・デスクが行ったクロス・ボーダー業務に関しても、政府及び規制当局からの照会を受けている。クレディ・スイスは、これらの問題の精査を行っており、当局に協力している。

モザンビークに関する問題

クレディ・スイスは、モザンビークの国営企業であるProindicus S.A.及びEmpresa Mocambicana de Atum S.A.（以下、「EMATUM」という。）に対する貸付についてのクレディ・スイスの一部の事業体によるアレンジメント、2013年9月のEMATUMへの貸付に関連したローン・パーティシペーション・ノート（以下、「LPN」という。）の個人投資家への販売、並びにこれらのLPNを後にモザンビーク共和国が発行したユーロ債に転換した際のクレディ・スイスの一部の事業体の役割に関連して、規制当局及び取締当局からの要請に対応している。2019年1月3日、ニューヨーク州東部地区連邦検察官は、本件に関連する個人数名（クレディ・スイスの元従業員3名を含む。）に対する起訴状の封を切った。クレディ・スイスはこの問題に関して当局に協力している。2019年2月27日、クレディ・スイスの一部の事業体、同じ元従業員3名及び複数の他の無関係の事業体は、モザンビーク共和国によりイングランド高等法院において訴えられた。クレディ・スイスは、まだ訴状送達を受けていない。クレディ・スイスは、モザンビーク法務長官による陳述について認識しており、モザンビーク・アセット・マネジメントS.A.との取引には関与していないと言及している。

クロス・ボーダー・プライベート・バンキングに関する問題

英国、オランダ及びフランスを含む様々な場所におけるクレディ・スイスの事務所が、規制当局及び法執行当局により、クロス・ボーダー・ベースでの、また一部は現地の支店及び銀行を通じての過去のプライベート・バンキング・サービスの調査に関する記録及び情報を求める接触を受けている。クレディ・スイスは、これらの問題の精査を行っており、当局に協力している。クレディ・スイスは、脱税に対する厳格な容認ゼロ方針を適用している。

雇用慣行に関する調査

2018年5月30日、クレディ・スイス（香港）リミテッド（以下、「CSHKL」という。）は、アジア太平洋地域における2007年から2013年の間の過去の雇用慣行に係る米国司法省（DOJ）による調査を解決するために訴追免除合意を締結し、これに基づき、CSHKLは、47百万米ドルの罰金を支払った。刑事告訴はなされず、監視は要求されなかった。合意の一環として、クレディ・スイス・エイ・ジーは、DOJへの協力を続け、コンプライアンス・プログラムにおける所定の水準を維持し、強化したコンプライアンス・プログラムの機能状況についてDOJに報告する。2018年7月5日、クレディ・スイス・グループAGは、同一行為の並行調査を解決するため、29.8百万米ドルで米国証券取引委員会と和解に達した。

評価損に関する訴訟

2017年12月22日、クレディ・スイス・グループAG並びに現役員及び元役員の一部は、クレディ・スイス・グループAGの米国預託証券（以下、「ADR」という。）の購入者の適格性認定前の集団を代表してSDNYに提出された集団訴訟訴状において被告とされた。同訴状は、被告が取引上限の引上げを許可したことで、最終的に2015年第4四半期及び2016年第1四半期における評価損並びにADRの市場価値の低下を招いたとして、1934年米国証券取引所法第10条(b)及び第20条(a)並びに同法に基づく規則10b-5の違反について請求を主張している。2018年4月18日、原告は修正訴状を提出したが、かかる訴状は、元の訴状と実質的に同一の請求を主張している。2019年2月19日、SDNYは、被告による修正訴状の棄却申立てにつき一部を認め、一部を退けた。当該決定により、クレディ・スイスのリスク制限及び統制に関するステートメントに関連する請求に対する訴訟範囲が縮小された。2019年3月6日、被告は再審議の申立てを行った。証拠開示手続きが継続中である。

ETN関連の訴訟

2018年3月14日以来、3件の集団訴訟訴状が、2030年12月4日満期S&P 500 VIX短期先物指数連動型ベロシティシェアーズ・デイリー・インバースVIX短期上場投資証券（以下、「XIV ETN」という。）の購入者の適格性認定前の集団を代表してSDNYに提出された。2018年8月20日、原告は、クレディ・スイス・グループAG並びに一定の関連会社及び役員を、ジェーナス・インデックス&カルキュレーション・サービスズLLC及び関連会社とともに被告とする併合修正訴状を提出した。同訴状は、1934年米国証券取引所法第9条(a)(4)、第9条(f)、第10条(b)及び第20条(a)並びに同法に基づく規則10b-5、並びに1933年米国証券法第11条及び第15条の違反について請求を主張し、2018年2月5日におけるXIV ETNの価値の下落を受けた投資家の損失については被告に責任があると主張している。被告は、2018年11月2日に修正訴状の棄却申立てを行った。

2018年4月17日、クレディ・スイス・エイ・ジーは、ジェーナス・インデックス&カルキュレーション・サービスズLLCとともに、ニューヨーク州の併合訴訟において主張されたものと類似の主張内容を有するアラバマ州北部地区における個別民事訴訟において被告となった。被告は、2018年8月10日に訴訟をSDNYに移管するための申立てを行ったが、2018年12月17日に退けられた。2018年9月26日、被告はアラバマ州の訴状の棄却申立てを行った。2018年12月4日、原告は修正訴状を提出し、被告は2019年1月11日にその棄却を申し立てた。

2019年2月4日、クレディ・スイス・グループAG並びに一定の関連会社及び役員は、ジェーナス・インデックス&カルキュレーション・サービスズLLC及び関連会社とともに、EDNYにおいて提起された別の個別訴訟において被告となった。かかる訴訟は、併合訴訟におけるものと実質的に類似する請求を主張している。

2019年2月4日、クレディ・スイス・グループAG並びに一定の関連会社及び役員は、ジェーナス・インデックス&カルキュレーション・サービスズLLC及び関連会社とともに、2030年12月4日満期S&P 500 VIX中期先物指数連動型ペロシティシェアーズ・デイリー・インバースVIX中期上場投資証券（以下、「ZIV ETN」という。）の購入者の適格性認定前の集団を代表してSDNYに提出された集団訴訟訴状において被告とされた。同訴状は、1934年米国証券取引所法第9条(a)(4)、第9条(f)、第10条(b)及び第20条(a)並びに同法に基づく規則10b-5、並びに1933年米国証券法第11条及び第15条の違反について請求を主張し、2018年2月におけるZIV ETNの価値の下落を受けた投資家の損失については被告に責任があると主張している。

TWINT

2018年11月13日、COMCOは、スイスの金融機関数社（UBSスイスAG、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG、アデュノ・ホールディングAG、ポストファイナンスAG及びスイスカードAECS GmbHを含む。）に対する調査を発表した。COMCOによると、その調査は、これらの金融機関が自らのスイス支払ソリューションであるTWINTを保護するために国際的プロバイダーのモバイル支払ソリューション（Apple Pay及びSamsung Payを含む。）をボイコットするための合意を結んだか否かに焦点を当てている。

SWM

CSIは、2008年から2012年の間に締結された一連の金利スワップに関連して、ドイツの公益会社であるシュタットベルケ・ミュンヘンGmbHがドイツの裁判所に提起した訴訟において被告となっている。原告は、投資家特有及び投資特有の両方の助言を提供するという顧問の義務（特に開始時における取引の当初値洗い価値を開示する義務を含む。）の違反を主張している。

[次へ](#)

40 重要な子会社及び持分法適用投資

重要な子会社

	所在地	通貨	名目資本 (単位:百万)	株式保有 比率 (%)
クレディ・スイス・グループ AG				
クレディ・スイス AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	4,399.7 100
クレディ・スイス・インシュランス・ リンクド・ストラテジー・リミテッド	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	0.2 100
クレディ・スイス (ポーランド) SP.Z 0.0	ワルシャワ	ポーランド	ポーランド・ズロ チ	20.0 100
クレディ・スイス・サービスズ AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	1.0 100
クレディ・スイス・トラスト AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	5.0 100
クレディ・スイス・トラスト・ホール ディングス・リミテッド	セント・ピー ター・ポート	ガーンジー	英国ポンド	2.0 100
CS LP ホールディング AG	ツーク	スイス	スイス・フラン	0.1 100
インレスカ・リミテッド	セント・ピー ター・ポート	ガーンジー	英国ポンド	3.0 100
サヴォイ・ホテル・パウアー・エン・ ヴィル AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	7.5 88
クレディ・スイス AG				
アルパイン・セキュリティゼーショ ン・リミテッド	ジョージタウン	ケイマン諸島	米ドル	0.0 100
アセット・マネジメント・ファイナン スLLC	ウィルミントン	米国	米ドル	167.8 100
バンコ・クレディ・スイス (ブラジ ル) S.A.	サンパウロ	ブラジル	ブラジル・レアル	53.6 100
バンコ・クレディ・スイス (メキシ コ), S.A.	メキシコシティ	メキシコ	メキシコ・ペソ	1,716.7 100
バンコ・デ・インベストメントス・ク レディ・スイス (ブラジル) S.A.	サンパウロ	ブラジル	ブラジル・レアル	164.8 100
バンク・ナウ AG	ホルゲン	スイス	スイス・フラン	30.0 100
ボストン・リ・リミテッド	ハミルトン	バミューダ	米ドル	2.0 100
カーサ・デ・ボルサ・クレディ・スイ ス (メキシコ), S.A.de C.V.	メキシコシティ	メキシコ	メキシコ・ペソ	274.0 100
コラム・ファイナンシャル, Inc.	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0 100
クレディ・スイス (オーストラリア) リミテッド	シドニー	オーストラリア	オーストラリア・ ドル	34.1 100
クレディ・スイス (ブラジル) S.A.	サンパウロ	ブラジル	ブラジル・レアル	98.4 100
コレットラ・デ・ティチュロス・エ・ ヴァロレス・モビリアリオス				
クレディ・スイス (ドイツ) アクティ エンゲゼルシャフト	フランクフルト	ドイツ	ユーロ	130.0 100
クレディ・スイス (香港) リミテッド	香港	中国	香港ドル	13,758.0 100
クレディ・スイス (イタリア) S.p.A.	ミラノ	イタリア	ユーロ	170.0 100
クレディ・スイス (ルクセンブルク) S.A.	ルクセンブルク	ルクセンブルク	スイス・フラン	230.9 100
クレディ・スイス (カタール) LLC	ドーハ	カタール	米ドル	29.0 100
クレディ・スイス (シュヴァイツ) AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	100.0 100
クレディ・スイス (シンガポール) リミテッド	シンガポール	シンガポール	シンガポール・ ドル	743.3 100
クレディ・スイス (UK) リミテッド	ロンドン	英国	英国ポンド	245.2 100
クレディ・スイス (米国), Inc.	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0 100
クレディ・スイス・アセット・マネー ジメント (UK) ホールディング・リミ テッド	ロンドン	英国	英国ポンド	144.2 100
クレディ・スイス・アセット・マネー ジメント・イモビリエン・カピタルア ンラゲゲゼルシャフト GmbH	フランクフルト	ドイツ	ユーロ	6.1 100

会社名	所在地	通貨	名目資本 (単位: 百万)	株式保 有比率 (%)
クレディ・スイス・アセット・マネー ジメント・インターナショナル・ホー ルディング Ltd	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	20.0 100
クレディ・スイス・アセット・マネー ジメント・インベストメント リミテッド	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	0.1 100
クレディ・スイス・アセット・マネー ジメント リミテッド	ロンドン	英国	英国ポンド	45.0 100
クレディ・スイス・アセット・マネー ジメント LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	1,086.8 100
クレディ・スイス・アトラス・インベ ストメンツ (ルクセンブルク) S.à.r.l.	ルクセンブルク	ルクセンブルク	米ドル	0.0 100
クレディ・スイス・ブラジル (バハ マ) リミテッド	ナッソー	バハマ	米ドル	70.0 100
クレディ・スイス・ビジネス・アナリ ティクス (インド) プライベート・リ ミテッド	ムンバイ	インド	インド・ルピー	40.0 100
クレディ・スイス・キャピタル LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	937.6 100
クレディ・スイス・エネルギー LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0 100
クレディ・スイス・エクイティ (オーストラリア) リミテッド	シドニー	オーストラリア	オーストラリア・ ドル	62.5 100
クレディ・スイス・ファイナンス (インド) プライベート・リミテッド	ムンバイ	インド	インド・ルピー	1,050.1 100
クレディ・スイス・ファースト・ボス トン (ラタム・ホールディングス) LLC	ジョージタウン	ケイマン諸島	米ドル	23.8 100
クレディ・スイス・ファースト・ボス トン・ファイナンス B.V.	アムステルダム	オランダ	ユーロ	0.0 100
クレディ・スイス・ファースト・ボス トン・モーゲージ・キャピタル LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	356.6 100
クレディ・スイス・ファースト・ボス トン・ネクスト・ファンド, Inc.	ウィルミントン	米国	米ドル	10.0 100
クレディ・スイス・ファンド・マネー ジメント S.A.	ルクセンブルク	ルクセンブルク	スイス・フラン	0.3 100
クレディ・スイス・ファンド・サービ シズ (ルクセンブルク) S.A.	ルクセンブルク	ルクセンブルク	スイス・フラン	1.5 100
クレディ・スイス・ファンドAG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	7.0 100
クレディ・スイス・グループ・ファイ ナンス (米国) Inc.	ウィルミントン	米国	米ドル	100.0 100
クレディ・スイス・ヘッジング・グリ フォ・コレトラ・デ・ヴァロレス S.A.	サンパウロ	ブラジル	ブラジル・レアル	29.6 100
クレディ・スイス・ホールディング・ ヨーロッパ (ルクセンブルク) S.A.	ルクセンブルク	ルクセンブルク	スイス・フラン	32.6 100
クレディ・スイス・ホールディングス (オーストラリア) リミテッド	シドニー	オーストラリア	オーストラリア・ ドル	3.0 100
クレディ・スイス・ホールディングス (米国), Inc.	ウィルミントン	米国	米ドル	550.0 100
クレディ・スイス・インターナシヨナ ル	ロンドン	英国	米ドル	12,366.1 100 ¹
クレディ・スイス・インベストラボAG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	1.0 100
クレディ・スイス・イスタンブール・ メンクル・デガラー A.S.	イスタンブール	トルコ	トルコ・リラ	6.8 100
クレディ・スイス・リーシング 92A, L.P.	ウィルミントン	米国	米ドル	43.9 100
クレディ・スイス・ライフ・アンド・ ペンション AG	ファドゥーツ	リヒテンシュタ イン	スイス・フラン	15.0 100
クレディ・スイス・ライフ (バミュー ダ) Ltd.	ハミルトン	バミューダ	米ドル	1.0 100
クレディ・スイス・ローン・ファン ディング LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0 100
クレディ・スイス・マネージメント LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	896.4 100
クレディ・スイス・プライム・セキュ リティー・サービス (米国) LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	263.3 100

会社名	所在地		通貨	名目資本 (単位: 百万)	株式保 有比率 (%)
クレディ・スイス・プライベート・ エクイティ, LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	42.2	100
クレディ・スイス PSL GmbH	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	0.0	100
クレディ・スイス・サウジアラビア	リヤド	サウジアラビア	サウジアラビア・ リヤル	625.0	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (カナダ), Inc.	トロント	カナダ	カナダ・ドル	3.4	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨーロッパ) リミテッド	ロンドン	英国	米ドル	3,859.3	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (香港) リミテッド	香港	中国	香港ドル	2,080.9	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (インド) プライベート・リミテッド	ムンバイ	インド	インド・ルピー	2,214.7	100
クレディ・スイス証券株式会社	東京	日本	円	78,100.0	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨハネスブルグ) プロプライエタ リー・リミテッド	ヨハネスブルグ	南アフリカ	南アフリカ・ ランド	0.0	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (マレーシア) Sdn.Bhd.	クアラルンプー ル	マレーシア	マレーシア・ リンギット	100.0	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (モスクワ)	モスクワ	ロシア	ロシア・ルーブル	97.1	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (シンガポール) Pte リミテッド	シンガポール	シンガポール	シンガポール・ ドル	30.0	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (タイ) リミテッド	バンコク	タイ	タイ・バーツ	500.0	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (米国) LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	1,131.7	100
クレディ・スイス・サービスズ (インド) プライベート・リミテッド	プネ	インド	インド・ルピー	0.1	100
クレディ・スイス・サービスズ (米国) LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0	100
CS ノン・トラディショナル・プロダク ツ Ltd.	ナッソー	バハマ	米ドル	0.1	100
CSAM アメリカズ・ホールディング・ コーポレーション	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0	100
DLJ マーチャント・バンキング・ ファンディング, Inc	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0	100
DLJ モーゲージ・キャピタル, Inc.	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0	100
フィデス・トレジャリー・サービスズ AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	2.0	100
JSC “ バンク・クレディ・スイス (モス クワ) ”	モスクワ	ロシア	米ドル	37.8	100
ライム・レジデンシャル・リミテッド	ナッソー	バハマ	米ドル	100.0	100
メルバン・エクイティ AG	ツーク	スイス	スイス・フラン	0.1	100
マーチャント・ホールディング, LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0	100
ノイヤ・アールガウアー・バンク AG	アラウ	スイス	スイス・フラン	134.1	100
ソーラー・インベストコ II リミテッ ド	ジョージタウン	ケイマン諸島	米ドル	0.0	100
SPS ホールディング・コーポレーショ ン	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0	100
SVC - AG・フューア・KMU・リシコカピ タル	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	15.0	100
PT クレディ・スイス・セキュリティー ズ・インドネシア	ジャカルタ	インドネシア	インドネシア・ ルピア	235,000.0	99
クレディ・スイス・ハイポテーケン AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	0.1	98

1 議決権の98%と株式持分の98%をクレディ・スイス銀行が保有。

重要な持分法適用投資

会社名	所在地		株式保有 比率(%)
クレディ・スイス・グループAG			
クレディ・スイス・グループ・ファイナンス (ガーンジー) リミテッド	セント・ピーター・ポート	ガーンジー	100 ¹
クレディ・スイス・グループ・ファンディング (ガーンジー) リミテッド	セント・ピーター・ポート	ガーンジー	100 ¹
SECB スイス・ユーロ・クリアリング・バンク GmbH ²	フランクフルト	ドイツ	25
クレディ・スイスAG			
スイスカード AECS GmbH	ホルゲン	スイス	50
クレディ・スイス・ファウンダー・セキュリ ティーズ・リミテッド	北京	中国	33
E.L. & C. ベイリー・ストックブローキング (ホールディングス) Pty Ltd	メルボルン	オーストラリア	23
ICBC クレディ・スイス・アセット・マネージ メント Co., Ltd.	北京	中国	20
ヨーク・キャピタル・マネージメント・グロー バル・アドバイザーズ, LLC	ニューヨーク	米国	5 ³
ホールディング・ベルデ・エンプレエンディ メントス・エ・パルティシパソエスS.A.	サンパウロ	ブラジル	0 ³

¹ 米国GAAPのもとでは、当グループは第一受益者ではないため連結から除外されている。

² 2019年1月31日に売却した。

³ 当グループは、重要な非支配持分を保有している。

[次へ](#)

41 子会社の保証に関する情報

ガーンジーにて設立された非セルラー型有限責任株式会社である、クレディ・スイス・グループ・ファンディング（ガーンジー）リミテッドを含む特定の当グループの完全所有金融子会社は、当グループが完全かつ無条件に保証する偶発転換証券を発行している。当グループの子会社の一部に適用される、ガーンジーの子会社に対する様々な法的要件及び規制上の要件（ガーンジー法に基づくソルベンシー・テストの達成を含む）は、当グループの子会社が配当金又は分配金を支払う能力及び当グループに対して融資を行う能力を制限する場合がある。

当グループと当行は、クレディ・スイス(米国), Inc.の発行済SEC登録負債証券について完全かつ無条件で複数の保証を発行している。この保証に従って、クレディ・スイス（米国）, Inc.が、当該負債証券に係る契約に規定された期限どおりに支払いを行うことが不可能となった場合、当該負債証券の保有者は、先にクレディ・スイス（米国）, Inc.に対して法的手続きを取るのではなく、当グループ又は当行のいずれかに支払いを求めることができる。グループの保証は、上位債務に劣後する。クレディ・スイス（米国）, Inc.は、当グループの間接的な完全所有子会社である。

要約連結損益計算書

2018年12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他 の子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及 び連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
要約連結損益計算書						
利息及び配当金収益	4,086	15,537	19,623	932	(942)	19,613
支払利息	(4,210)	(8,288)	(12,498)	(983)	877	(12,604)
純利息収益	(124)	7,249	7,125	(51)	(65)	7,009
手数料収益	3,725	8,017	11,742	26	122	11,890
トレーディング収益	474	(18)	456	88	80	624
その他の収益	2,006	(509)	1,497	2,020 ²	(2,120)	1,397
純収益	6,081	14,739	20,820	2,083	(1,983)	20,920
貸倒引当金繰入額	(1)	246	245	0	0	245
報酬費用	2,653	6,211	8,864	58	698	9,620
一般管理費	1,944	5,124	7,068	0	(1,270)	5,798
支払手数料	229	1,030	1,259	0	0	1,259
リストラクチャリング費用	237	291	528	0	98	626
その他営業費用合計	2,410	6,445	8,855	0	(1,172)	7,683
営業費用合計	5,063	12,656	17,719	58	(474)	17,303
法人税等控除前利益/(損失)	1,019	1,837	2,856	2,025	(1,509)	3,372
法人税等費用	261	873	1,134	1	226	1,361
当期純利益/(損失)	758	964	1,722	2,024	(1,735)	2,011
非支配持分に帰属する当期純利益/(損失)	6	(13)	(7)	0	(6)	(13)
株主に帰属する当期純利益/(損失)	752	977	1,729	2,024	(1,729)	2,024

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

² 主に持分法に基づき会計処理された当グループ企業への投資によって生じた収益より構成される。

要約連結包括利益計算書

2018年12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他 の子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及 び連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
包括利益						
当期純利益/(損失)	758	964	1,722	2,024	(1,735)	2,011
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る 利益/(損失)	0	(7)	(7)	(3)	0	(10)
外貨換算調整	142	(463)	(321)	(11)	7	(325)
有価証券に係る未実現利益/(損失)	0	(18)	(18)	0	1	(17)
保険数理利益/(損失)	22	9	31	0	(422)	(391)
過去勤務利益/(費用)、純額	0	(10)	(10)	0	(125)	(135)
信用リスクに関連した負債に係る 利益/(損失)	28	1,414	1,442	83	129	1,654
その他包括利益/(損失) (税引後)	192	925	1,117	69	(410)	776
包括利益/(損失)	950	1,889	2,839	2,093	(2,145)	2,787
非支配持分に帰属する包括利益/(損失)	6	(9)	(3)	0	(12)	(15)
株主に帰属する包括利益/(損失)	944	1,898	2,842	2,093	(2,133)	2,802

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

要約連結損益計算書（続き）

2017年12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他 の子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及 び連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
要約連結損益計算書						
利息及び配当金収益	5,294	11,767	17,061	577	(581)	17,057
支払利息	(4,437)	(5,932)	(10,369)	(632)	501	(10,500)
純利息収益	857	5,835	6,692	(55)	(80)	6,557
手数料収益	3,756	7,916	11,672	28	117	11,817
トレーディング収益	(23)	1,323	1,300	(55)	72	1,317
その他の収益	942	359	1,301	(911) ²	819	1,209
純収益	5,532	15,433	20,965	(993)	928	20,900
貸倒引当金繰入額	4	206	210	0	0	210
報酬費用	3,066	6,898	9,964	74	329	10,367
一般管理費	1,929	5,484	7,413	(80)	(688)	6,645
支払手数料	255	1,174	1,429	3	(2)	1,430
リストラクチャリング費用	173	223	396	0	59	455
その他営業費用合計	2,357	6,881	9,238	(77)	(631)	8,530
営業費用合計	5,423	13,779	19,202	(3)	(302)	18,897
法人税等控除前利益/(損失)	105	1,448	1,553	(990)	1,230	1,793
法人税等費用/(便益)	(42)	2,823	2,781	(7)	(33)	2,741
当期純利益/(損失)	147	(1,375)	(1,228)	(983)	1,263	(948)
非支配持分に帰属する当期純利益	11	16	27	0	8	35
株主に帰属する当期純利益/(損失)	136	(1,391)	(1,255)	(983)	1,255	(983)

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

² 主に持分法に基づき会計処理された当グループ企業への投資によって生じた収益より構成される。

要約連結包括利益計算書（続き）

2017年12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他 の子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及 び連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
包括利益						
当期純利益/(損失)	147	(1,375)	(1,228)	(983)	1,263	(948)
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る 利益/(損失)	0	(35)	(35)	8	0	(27)
外貨換算調整	(756)	(259)	(1,015)	1	(17)	(1,031)
有価証券に係る未実現利益/(損失)	0	(13)	(13)	0	0	(13)
保険数理利益/(損失)	(7)	28	21	0	674	695
過去勤務利益/(費用)、純額	0	0	0	0	(121)	(121)
信用リスクに関連した負債に係る 利益/(損失)	(33)	(1,651)	(1,684)	(188)	(104)	(1,976)
その他包括利益/(損失)（税引後）	(796)	(1,930)	(2,726)	(179)	432	(2,473)
包括利益/(損失)	(649)	(3,305)	(3,954)	(1,162)	1,695	(3,421)
非支配持分に帰属する包括利益/(損失)	24	(33)	(9)	0	37	28
株主に帰属する包括利益/(損失)	(673)	(3,272)	(3,945)	(1,162)	1,658	(3,449)

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

要約連結損益計算書（続）

2016年12月31日に終了した事業年度
単位：百万スイス・フラン

要約連結損益計算書

	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他 の子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及 び連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
利息及び配当金収益	5,697	11,678	17,375	284	(285)	17,374
支払利息	(3,750)	(6,031)	(9,781)	(338)	307	(9,812)
純利息収益	1,947	5,647	7,594	(54)	22	7,562
手数料収益	3,582	7,356	10,938	27	127	11,092
トレーディング収益	(1,192)	1,563	371	(21)	(37)	313
その他の収益	830	660	1,490	(2,684) ²	2,550	1,356
純収益	5,167	15,226	20,393	(2,732)	2,662	20,323
貸倒引当金繰入額	(5)	257	252	0	0	252
報酬費用	3,235	7,542	10,777	57	(182)	10,652
一般管理費	4,474	5,411	9,885	(88)	(107)	9,690
支払手数料	259	1,196	1,455	1	(1)	1,455
リストラクチャリング費用	209	304	513	0	27	540
その他営業費用合計	4,942	6,911	11,853	(87)	(81)	11,685
営業費用合計	8,177	14,453	22,630	(30)	(263)	22,337
法人税等控除前利益/(損失)	(3,005)	516	(2,489)	(2,702)	2,925	(2,266)
法人税等費用/(便益)	(228)	628	400	8	33	441
当期純利益/(損失)	(2,777)	(112)	(2,889)	(2,710)	2,892	(2,707)
非支配持分に帰属する当期純利益/(損失)	157	(163)	(6)	0	9	3
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(2,934)	51	(2,883)	(2,710)	2,883	(2,710)

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

² 主に持分法に基づき会計処理された当グループ企業への投資によって生じた収益より構成される。

要約連結包括利益計算書（続）

2016年12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他 の子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及 び連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
包括利益						
当期純利益/(損失)	(2,777)	(112)	(2,889)	(2,710)	2,892	(2,707)
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る 利益/(損失)	0	(22)	(22)	2	0	(20)
外貨換算調整	604	(106)	498	7	10	515
有価証券に係る未実現利益/(損失)	0	1	1	0	0	1
保険数理利益/(損失)	49	161	210	0	184	394
過去勤務利益/(費用)、純額	0	0	0	0	36	36
信用リスクに関連した負債に係る 利益/(損失)	(64)	(1,018)	(1,082)	67	(28)	(1,043)
その他包括利益/(損失)（税引後）	589	(984)	(395)	76	202	(117)
包括利益/(損失)	(2,188)	(1,096)	(3,284)	(2,634)	3,094	(2,824)
非支配持分に帰属する包括利益/(損失)	151	(140)	11	0	(13)	(2)
株主に帰属する包括利益/(損失)	(2,339)	(956)	(3,295)	(2,634)	3,107	(2,822)

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

[次へ](#)

要約連結貸借対照表

2018年12月31日現在 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他の 子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及び 連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
資産						
現金及び銀行に対する預け金	2,540	96,774	99,314	324	409	100,047
利付銀行預け金	22	1,052	1,074	498	(430)	1,142
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入 有価証券及び借入有価証券	35,640	81,455	117,095	0	0	117,095
担保受入有価証券	4,751	36,945	41,696	0	0	41,696
トレーディング資産	28,034	104,393	132,427	0	(224)	132,203
投資有価証券	1,307	1,602	2,909	23,456	(23,454)	2,911
その他の投資	826	3,998	4,824	48,030	(47,964)	4,890
貸出金、純額	12,263	280,612	292,875	0	(5,294)	287,581
建物及び設備	1,072	3,458	4,530	0	308	4,838
のれん	727	3,329	4,056	0	710	4,766
その他の無形資産	200	19	219	0	0	219
未収仲介料	20,772	18,135	38,907	0	0	38,907
その他資産	11,895	20,248	32,143	547	(69)	32,621
資産合計	120,049	652,020	772,069	72,855	(76,008)	768,916
負債及び持分						
銀行に対する債務	59	15,161	15,220	1,364	(1,364)	15,220
顧客の預金	0	365,263	365,263	0	(1,338)	363,925
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡 有価証券及び貸付有価証券	6,296	18,327	24,623	0	0	24,623
担保受入有価証券返還義務	4,751	36,945	41,696	0	0	41,696
トレーディング負債	8,693	33,478	42,171	0	(2)	42,169
短期借入金	9,679	12,740	22,419	0	(493)	21,926
長期債務	47,074	106,359	153,433	27,112	(26,237)	154,308
未払仲介料	17,452	13,471	30,923	0	0	30,923
その他負債	9,995	20,332	30,327	457	(677)	30,107
負債合計	103,999	622,076	726,075	28,933	(30,111)	724,897
株主持分合計	15,971	29,325	45,296	43,922	(45,296)	43,922
非支配持分	79	619	698	0	(601)	97
持分合計	16,050	29,944	45,994	43,922	(45,897)	44,019
負債及び持分合計	120,049	652,020	772,069	72,855	(76,008)	768,916

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

2017年12月31日現在 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他の 子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及び 連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
資産						
現金及び銀行に対する預け金	3,058	106,452	109,510	516	(211)	109,815
利付銀行預け金	32	689	721	493	(488)	726
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入 有価証券及び借入有価証券	58,212	57,134	115,346	0	0	115,346
担保受入有価証券	5,422	32,652	38,074	0	0	38,074
トレーディング資産	24,602	132,172	156,774	0	(440)	156,334
投資有価証券	245	1,944	2,189	15,612	(15,610)	2,191
その他の投資	902	4,991	5,893	45,517	(45,446)	5,964
貸出金、純額	12,456	270,781	283,237	0	(4,088)	279,149
建物及び設備	1,001	3,444	4,445	0	241	4,686
のれん	722	3,314	4,036	0	706	4,742
その他の無形資産	195	28	223	0	0	223
未収仲介料	19,717	27,251	46,968	0	0	46,968
その他資産	11,217	19,739	30,956	389	726	32,071
資産合計	137,781	660,591	798,372	62,527	(64,610)	796,289
負債及び持分						
銀行に対する債務	270	15,141	15,411	755	(753)	15,413
顧客の預金	1	362,302	362,303	0	(1,141)	361,162
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡 有価証券及び貸付有価証券	15,352	11,144	26,496	0	0	26,496
担保受入有価証券返還義務	5,422	32,652	38,074	0	0	38,074
トレーディング負債	6,549	32,583	39,132	0	(13)	39,119
短期借入金	12,224	14,154	26,378	0	(489)	25,889
長期債務	50,396	121,646	172,042	19,357	(18,367)	173,032
未払仲介料	21,585	21,718	43,303	0	0	43,303
その他負債	10,454	21,229	31,683	513	(584)	31,612
負債合計	122,253	632,569	754,822	20,625	(21,347)	754,100
株主持分合計	15,409	27,261	42,670	41,902	(42,670)	41,902
非支配持分	119	761	880	0	(593)	287
持分合計	15,528	28,022	43,550	41,902	(43,263)	42,189
負債及び持分合計	137,781	660,591	798,372	62,527	(64,610)	796,289

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

要約連結キャッシュ・フロー計算書

2018年12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他の 子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及び 連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
営業活動						
営業活動から生じた/(に使用した)正味資金	(8,424)	20,835	12,411	(215)²	564	12,760
投資活動						
利付銀行預け金の(増加)/減少	11	(375)	(364)	(5)	(58)	(427)
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入 有価証券及び借入有価証券の(増加)/減少	22,936	(24,308)	(1,372)	0	0	(1,372)
投資有価証券の購入	0	(683)	(683)	(8,793)	8,793	(683)
投資有価証券の売却収入	0	255	255	0	0	255
投資有価証券の満期償還	278	575	853	290	(290)	853
子会社への投資及びその他投資	(99)	(447)	(546)	(10)	9	(547)
その他投資の売却収入	540	1,230	1,770	4	(2)	1,772
貸出金の(増加)/減少	310	(14,011)	(13,701)	0	1,201	(12,500)
貸出金の売却収入	0	5,981	5,981	0	(1)	5,980
建物及び設備並びにその他の無形資産 への資本的支出	(307)	(682)	(989)	0	(106)	(1,095)
建物及び設備並びにその他の無形資産 の売却収入	0	80	80	0	(50)	30
その他、純額	5	337	342	0	0	342
投資活動から生じた/(に使用した)正味資金	23,674	(32,048)	(8,374)	(8,514)	9,496	(7,392)
財務活動						
銀行に対する債務及び顧客の預金の増加/(減 少)	(213)	2,219	2,006	609	(807)	1,808
短期借入金の増加/(減少)	(1,298)	(1,687)	(2,985)	0	(5)	(2,990)
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡 有価証券及び貸付有価証券の増加/(減少)	(9,127)	7,075	(2,052)	0	0	(2,052)
長期債務の発行	119,547	(86,239)	33,308	8,805	(8,941)	33,172
長期債務の返済	(124,405)	80,547	(43,858)	(290)	297	(43,851)
自己株式の売却	0	0	0	0	11,693	11,693
自己株式の買戻し	0	0	0	(757)	(11,684)	(12,441)
配当金支払	(2)	(13)	(15)	(661)	10	(666)
その他、純額	(300)	(357)	(657)	829	9	181
財務活動から生じた/(に使用した)正味資金	(15,798)	1,545	(14,253)	8,535	(9,428)	(15,146)
為替レートの変動による現金及び銀行に対す る預け金への影響						
為替レートの変動による現金及び銀行に対す る預け金への影響	30	(10)	20	2	(12)	10
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減 少)						
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減 少)	(518)	(9,678)	(10,196)	(192)	620	(9,768)
期首現金及び銀行に対する預け金 ³	3,058	106,452	109,510	516	(211)	109,815
期末現金及び銀行に対する預け金³	2,540	96,774	99,314	324	409	100,047

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。² グループ会社からの支払配当金（当行及び当行以外の子会社からそれぞれ10百万スイス・フラン及び6百万スイス・フラン）並びにグループでの資金調達など親会社の活動によるその他の現金項目より構成される。³ 制限付預け金を含む。

2017年12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他の 子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及び 連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
営業活動						
営業活動から生じた/(に使用した)正味資金	7,840	(16,330)	(8,490)	(142)²	90	(8,542)
投資活動						
利付銀行預け金の(増加)/減少	0	40	40	(488)	488	40
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入 有価証券及び借入有価証券の(増加)/減少	20,626	(6,340)	14,286	0	0	14,286
投資有価証券の購入	0	(86)	(86)	(5,673)	5,673	(86)
投資有価証券の売却収入	0	14	14	0	0	14
投資有価証券の満期償還	104	318	422	0	0	422
子会社への投資及びその他投資	(206)	(888)	(1,094)	(4,101)	4,101	(1,094)
その他投資の売却収入	488	1,479	1,967	0	3	1,970
貸出金の(増加)/減少	3,131	(17,910)	(14,779)	(5,336)	6,441	(13,674)
貸出金の売却収入	0	9,938	9,938	0	0	9,938
建物及び設備並びにその他の無形資産 への資本的支出	(295)	(655)	(950)	0	(118)	(1,068)
建物及び設備並びにその他の無形資産 の売却収入	2	58	60	0	(59)	1
その他、純額	41	24	65	0	0	65
投資活動から生じた/(に使用した)正味資金	23,891	(14,008)	9,883	(15,598)	16,529	10,814
財務活動						
銀行に対する債務及び顧客の預金の増加/(減 少)	191	2,996	3,187	(2,189)	2,425	3,423
短期借入金増加/(減少)	(4,113)	9,620	5,507	0	(489)	5,018
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡 有価証券及び貸付有価証券の増加/(減少)	(37,382)	32,131	(5,251)	0	0	(5,251)
長期債務の発行	30,223	13,344	43,567	14,035	(14,046)	43,556
長期債務の返済	(19,174)	(43,470)	(62,644)	0	90	(62,554)
普通株式の発行	0	0	0	4,253	0	4,253
自己株式の売却	0	0	0	0	12,034	12,034
自己株式の買戻し	0	0	0	(630)	(12,127)	(12,757)
配当金支払	(9)	(4)	(13)	(584)	7	(590)
その他、純額	(780)	4,315	3,535	433	(3,891)	77
財務活動から生じた/(に使用した)正味資金	(31,044)	18,932	(12,112)	15,318	(15,997)	(12,791)
為替レートの変動による現金及び銀行に対す る預け金への影響						
為替レートの変動による現金及び銀行に対す る預け金への影響	(120)	(717)	(837)	0	10	(827)
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減 少)						
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減 少)	567	(12,123)	(11,556)	(422)	632	(11,346)
期首現金及び銀行に対する預け金 ³	2,491	118,575	121,066	938	(843)	121,161
期末現金及び銀行に対する預け金³	3,058	106,452	109,510	516	(211)	109,815

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

² グループ会社からの支払配当金（当行及び当行以外の子会社からそれぞれ10百万スイス・フラン及び14百万スイス・フラン）並びに当グループでの資金調達など親会社の活動によるその他の現金項目より構成される。

³ 制限付預け金を含む。

2016年12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他の 子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及び 連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
営業活動						
営業活動から生じた/(に使用した)正味資金	9,618	17,390	27,008	(22)²	(211)	26,775
投資活動						
利付銀行預け金の(増加)/減少	(3,320)	3,437	117	0	0	117
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券の(増加)/減少	18,365	(25,421)	(7,056)	0	0	(7,056)
投資有価証券の購入	0	(88)	(88)	0	0	(88)
投資有価証券の売却収入	0	14	14	0	0	14
投資有価証券の満期償還	199	164	363	0	0	363
子会社への投資及びその他投資	(355)	(1,002)	(1,357)	(710)	664	(1,403)
その他投資の売却収入	2,067	(374)	1,693	0	44	1,737
貸出金の(増加)/減少	3,038	(7,259)	(4,221)	15	461	(3,745)
貸出金の売却収入	0	2,468	2,468	0	0	2,468
建物及び設備並びにその他の無形資産への資本的支出	(329)	(835)	(1,164)	0	0	(1,164)
建物及び設備並びにその他の無形資産の売却収入	50	5	55	0	0	55
その他、純額	27	723	750	0	(1)	749
投資活動から生じた/(に使用した)正味資金	19,742	(28,168)	(8,426)	(695)	1,168	(7,953)
財務活動						
銀行に対する債務及び顧客の預金の増加/(減少)	20	10,217	10,237	792	(762)	10,267
短期借入金の増加/(減少)	(5,781)	12,375	6,594	(300)	300	6,594
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券の増加/(減少)	(23,838)	9,313	(14,525)	0	0	(14,525)
長期債務の発行	1	52,943	52,944	0	40	52,984
長期債務の返済	(2,993)	(44,139)	(47,132)	0	0	(47,132)
普通株式の発行	0	0	0	725	0	725
自己株式の売却	0	0	0	323	15,844	16,167
自己株式の買戻し	0	0	0	(455)	(15,742)	(16,197)
配当金支払	(1)	(144)	(145)	(493)	145	(493)
その他、純額	(143)	1,187	1,044	93	(760)	377
財務活動から生じた/(に使用した)正味資金	(32,735)	41,752	9,017	685	(935)	8,767
為替レートの変動による現金及び銀行に対する預け金への影響						
為替レートの変動による現金及び銀行に対する預け金への影響	67	1,146	1,213	28	3	1,244
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減少)						
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減少)	(3,308)	32,120	28,812	(4)	25	28,833
期首現金及び銀行に対する預け金 ³	5,799	86,455	92,254	942	(868)	92,328
期末現金及び銀行に対する預け金³	2,491	118,575	121,066	938	(843)	121,161

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

² グループ会社からの支払配当金（当行及び当行以外の子会社からそれぞれ145百万スイス・フラン及び41百万スイス・フラン）並びに当グループでの資金調達など親会社の活動によるその他の現金項目より構成される。

³ 制限付預け金を含む。

[次へ](#)

42 クレディ・スイス・グループ親会社

クレディ・スイス・グループ親会社の要約財務情報については、注記41「子会社の保証に関する情報」を参照のこと。

43 米国GAAP及びスイスGAAPのもとでの銀行法（真実かつ公正な概観）の重要な評価及び収益の認識の相違

当グループの連結財務書類は、米国GAAPに従って作成されている。

FINMAは、スイスを所在地とし、米国GAAP又は国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）のいずれかにより財務書類を表示する銀行に対し、スイスGAAPのもとでの銀行法（真実かつ公正な概観）とその銀行の主要会計基準の間の主な相違について記述するよう求めている。

銀行の財務報告基準を規定するスイス銀行規則（銀行業法）及びFINMA通達2015／1号「会計処理－銀行」（スイスGAAP）の主な規定は、特定の部分において、米国GAAPと異なる。主な相違は以下のとおりである。

当グループの会計方針の詳細については、注記1「重要な会計方針の要約」を参照のこと。

連結の範囲

スイスGAAPのもとでは、長期投資とみなされない、又は当グループの中核事業に携わっていない過半数所有子会社は、金融資産投資又は持分法適用投資として計上されている。米国GAAPのもとでは、過半数所有子会社の連結に関するそのような例外はない。

外国為替換算

米国GAAPのもとでは、機能通貨がスイス・フランではない支店の連結から生じる外国為替換算調整は、株主持分の中のAOCIに含められる。スイスGAAPのもとでは、海外支店の連結から生じる外国為替換算調整は、トレーディング活動及び公正価値オプションからの純利益／（損失）に認識される。

米国GAAPのもとでは、売却可能有価証券に関する外国為替測定調整は株主持分合計の一部である、AOCIに計上されるが、スイスGAAPのもとでは法定上、損益計算書に含められている。

投資有価証券

スイスGAAPのもとでは、有価証券投資の分類と測定は当該投資の内容によって変わる。

非連結参加持分

米国GAAPのもとでは、会社が投資先の事業方針及び財務方針に重要な影響力を有している持分証券への投資は、持分法又は公正価値オプションによって会計処理される。持分法では、利益又は損失に対する会社の持分は、当該参加持分に対する減損と同様に、その他の収益に計上されている。

スイスGAAPのもとでは、恒久的な投資の意図で保有されている、又は金融業界のインフラへの投資である場合の持分証券への投資は、保有している議決権株式の株式数に関わりなく、参加持分に含められる。他の参加持分は当初に取得原価で認識され、一年に一度は減損のテストが行われる。参加持分に対する公正価値オプションは認められていない。

当行親会社の参加持分の減損をテストするために、ポートフォリオ法が適用されている。参加持分のポートフォリオの帳簿価額が公正価値を上回っている場合には、減損が計上される。仮にポートフォリオの公正価値が減損（処理）後に回復し、かかる回復が持続可能であるとみられる場合には、過年度の減損は、取得原価を上回らない範囲で、公正価値まで戻し入れることが可能であるが、減損の戻入益は損益計算書の特別利益として計上される。

売却可能負債証券

米国GAAPのもとでは、売却可能負債証券は、公正価値で評価される。公正価値の変動による未実現損益（為替差損益を含む）は、連結損益計算書には計上されず、税引後の金額が株主持分合計の一部であるAOCIに計上される。公正価値が取得原価を下回るまで下落し、その下落が一時的ではないとみなされる場合、連結損益計算書に減損が認識される。ただし、売却の意図若しくは必要性のない負債証券に関する信用損失以外の要因に関連した金額は引き続きAOCIに計上される。新しい原価ベースは、その後公正価値が回復しても変更されない。

スイスGAAPのもとでは、売却可能有価証券は償却原価と市場価格のいずれか低い方で計上され、市場価格の変動による評価減及び回復は、それぞれその他の経常費用及び収益に計上される。為替差損益は、トレーディング活動及び公正価値オプションからの純利益／（損失）に認識される。

市場性のない持分証券

米国GAAPのもとでは、容易に算定可能な公正価値のない持分証券は代替的な測定手法を用いたNAVの実務上の便法に従って、又は公正価値で評価される。

スイスGAAPのもとでは、市場性のない持分証券は低価法で計上される。

満期保有目的有価証券における減損

米国GAAPのもとでは、満期保有目的有価証券の公正価値が取得原価を下回るまで下落し、その下落が一時的ではないとみなされる場合、連結損益計算書に減損として認識される。ただし、売却の意図若しくは必要性のない負債証券に関する信用損失以外の要因に関連した金額は、引き続きAOCIに計上される。当該減損を将来の期間において戻入することはできない。

スイスGAAPのもとでは、すべての減損が連結損益計算書に認識される。満期保有目的有価証券において認識された減損は、その商品の公正価値がその後回復した場合、償却原価を上限として戻入られる。戻入益は、連結損益計算書に計上される。

公正価値オプション

米国GAAPとは異なり、スイスGAAPでは通常、一定のトレーディング目的以外の金融資産及び負債、保証及び契約債務に関して選択的かつ代替的な測定方法を確立している公正価値オプションの概念を認めていない。公正価値オプションは、公正価値を用いて当初及びその後の測定を行い、公正価値の変動を連結損益計算書上に計上することを認めている。

一定の要件を満たす発行済仕組商品に関しては、公正価値測定が適用可能である。連結損益計算書に認識することのできない自己の信用に係る公正価値の調整を除き、組込デリバティブ及び主契約の公正価値の変動は、共

にトレーディング収益に計上される。自己の信用スプレッドの変動による影響は、その他資産又はその他負債のどちらかとして補償勘定で認識される。

公正価値ヘッジに使用されるデリバティブ

米国GAAPのもとでは、ヘッジ手段に分類されるデリバティブに関する未実現損益の全額及び、ヘッジ対象に係る関連損益は収益に認識される。ヘッジの非有効性はトレーディング収益に計上される。

スイスGAAPのもとでは、ヘッジ対象の帳簿価額は調整されない。ヘッジされるリスクから生じるヘッジ対象の公正価値の変動を表す金額は、その他資産又はその他負債に含まれる補償勘定の中に計上される。ヘッジの非有効性は、トレーディング活動及び公正価値オプションからの純利益／（損失）に認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジに使用されるデリバティブ金融商品

米国GAAPのもとでは、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はAOCIに計上される。

スイスGAAPのもとでは、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他資産又はその他負債の中の相対勘定に計上される。ヘッジの非有効性はトレーディング活動及び公正価値オプションからの純利益／（損失）に認識される。

金融商品の認識の中止

米国GAAPのもとでは、取引が以下の、(i) 金融資産が法的に譲渡人から独立している、(ii) 譲受人が譲渡された資産を再担保又は転売する権利を有している、及び(iii) 譲渡人が当該譲渡資産に係る実質的な支配を維持していない、という基準を満たす場合のみ、金融商品の認識が中止される。

スイスGAAPのもとでは、経済的支配が売り手から買い手に移転した場合、金融商品の認識が中止される。金融商品からの将来的なリターンを受け取る支配力を持つ当事者及び、当該金融商品のリスクを吸収する義務は金融商品に対する経済的支配を有しているとみなされる。

負債発行費用

米国GAAPのもとでは、負債発行費用は、関連する負債の帳簿価額からの直接控除項目として計上される。スイスGAAPのもとでは、負債発行費用は、貸借対照表の資産項目の未収収益及び前払費用に計上される。

のれんの償却

米国GAAPのもとでは、のれんは償却されず、毎年、又は事象若しくは状況の変化がのれんの減損の可能性を示唆する場合には、それ以上の頻度で、減損テストが行われる。

スイスGAAPのもとでは、のれんは、妥当性が証明される場合には最長10年の耐用年数が容認されるが、通常は5年を超えない耐用年数にわたって償却される。さらに、のれんに関して一年に一度以上は減損テストが行われる。

無形資産の償却

米国GAAPのもとでは、耐用年数が無期限の無形資産は償却されず、毎年、又は事象若しくは状況の変化が資産の減損の可能性を示唆する場合には、それ以上の頻度で、減損テストが行われる。

スイスGAAPのもとでは、無形資産は、妥当性が証明される場合には最長10年の耐用年数が容認されるが、最長5年間の耐用年数にわたって償却される。さらに、これらの資産に対して一年に一度以上は減損テストが行われる。

保証

米国GAAPでは、すべての保証を当初に公正価値で認識することが求められる。保証発行時に、保証人は、当初の公正価値を反映した負債を認識することが求められる。すなわち、同時に、保証の全期間にわたる将来的な保証料収益を反映させた債権が計上される。

スイスGAAPのもとでは、未収又は前払保証手数料のみが貸借対象表上に計上される。将来的な保証手数料に関する負債及び債権は、保証発行時には計上されない。

貸付組成手数料及び費用

米国GAAPでは、公正価値オプションに基づき保有される貸付金以外の貸付金の組成に関連して直接発生し、前払いで受領した手数料を繰り延べることが求められる。

スイスGAAPのもとでは、金利関連の構成要素とみなされる前受金又は前受手数料のみが繰り延べられる（例：プレミアム及びディスカウント）。借手から受け取る手数料のうち、約定手数料、組成手数料及びアレンジメント・フィー等サービス関連の手数料とみなされるものは、直ちに受取手数料として認識される。

セール・リースバック取引

米国GAAPのもとでは、セール・リースバック契約の対象となる不動産の売却による利益は繰り延べられ、リースバック期間にわたって償却される。

スイスGAAPのもとでは、セール・リースバック契約の対象となる不動産の売却による利益は、セール・リースバック契約の規定が、当該リースバックがキャピタル・リースであることを示す場合のみ、繰り延べられる。リースバック契約がオペレーティング・リースの要件を満たす場合、当該利益は不動産の売却時に直ちに認識される。

特別利益及び費用

米国GAAPと異なり、スイスGAAPのもとでは、計上される収益又は費用が営業外で非経常的なものである場合には、特定の費用又は収益を特別項目として計上する。

年金及び退職後給付

米国GAAPのもとでは、負債及び関連の年金費用は、給付債務の予測単位積増年金数理法に基づいて決定される。

スイスGAAPのもとでは、負債及び関連の年金費用は、主にスイスGAAPの企業会計報告基準（FER）第26号に規定されている年金制度評価に基づいて決定される。年金制度の法定基準を上回る過剰積立により、将来的な経済的便益が生じる場合は年金資産が認識され、年金制度の法定基準を下回る積立不足により将来的な経済的負担が生じる場合は年金負債が認識される。

従業員拠出準備金は、将来的な経済的便益となる場合には、資本計上しなければならない。将来的な経済的便益が発生するのは、雇用者が、雇用者の拠出準備金を取り崩すことにより、年金制度への将来的な法定年次拠出金を減額することが可能な場合である。

年金費用には、スイス法で定められた必要拠出額、年金基金受託会社によって義務付けられた追加的な拠出額及び年次の年度末年金制度評価に基づいて決定される2測定日間の年金資産又は負債の価値の変動が含まれる。

廃止事業

米国GAAPのもとでは、廃止事業の資産及び負債は、通常の連結貸借対照表項目から独立しており、帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方で測定され、廃止事業として計上される。したがって、廃止事業からの収益及び費用は、連結損益計算書の別個の項目として計上される。

スイスGAAPのもとでは、これらの残高は、実際に処分されるまでそのまま貸借対照表の当初の項目に計上され、その項目に応じて引き続き評価される。

貸付有価証券取引における担保受入有価証券

米国GAAPのもとでは、貸付有価証券取引における担保受入有価証券は資産として計上され、担保返還義務に相当する負債が認識される。

スイスGAAPのもとでは、貸付有価証券取引における担保受入有価証券及び担保返還義務は貸借対照表に認識されない。

貸付契約（ローン・コミットメント）

米国GAAPのもとでは、顧客への事前の通知を以って当グループが一方的に任意の時期に取消可能なコミットメントを除き、ローン・コミットメントには未使用の与信枠、リボルビング型与信枠、将来及び当座貸越根保証による信用保証を含む、すべての融資実行契約が含まれる。

スイスGAAPのもとでは、6週間以上前に通知を行い、当グループが一方的に任意の時期に取消可能なコミットメントを除き、ローン・コミットメントには未使用の与信枠、リボルビング型与信枠、将来及び当座貸越根保証による信用保証を含む、すべての融資実行契約が含まれる。

[次へ](#)

B クレディ・スイス・グループAG単独財務書類

1 2018年12月31日終了事業年度

(1) 損益計算書

科目	期別 参照注記	12月31日に終了した事業年度			
		2018年		2017年	
		(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
収益					
参加持分からの配当金収益		19	2,070	25	2,724
その他の金融収益	3	1,132	123,320	685	74,624
その他の収益	4	147	16,014	171	18,629
収益合計		1,298	141,404	881	95,976
費用					
金融費用	5	1,172	127,678	704	76,694
報酬費用	6	57	6,210	78	8,497
その他の費用	7	104	11,330	116	12,637
非流動資産に係る償却、減価償却及び減損損失		0	0	3	327
費用合計		1,333	145,217	901	98,155
営業利益/(損失)		(35)	(3,813)	(20)	(2,179)
法人税等		16	1,743	17	1,852
当期純利益/(損失)		(51)	(5,556)	(37)	(4,031)

(2) 貸借対照表

科目	期別	参照 注記	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
			(百万スイス・ フラン)	(百万円)	(百万スイス・ フラン)	(百万円)
資産						
現金及び現金等価物			822	89,549	1,009	109,920
その他の短期債権		8	258	28,107	509	55,450
デリバティブ金融商品			89	9,696	211	22,986
未収収益及び前払費用		9	482	52,509	269	29,305
流動資産合計			1,651	179,860	1,998	217,662
金融投資		10	23,906	2,604,320	14,915	1,624,840
参加持分		11	52,117	5,677,626	52,112	5,677,081
長期資産合計			76,023	8,281,946	67,027	7,301,921
資産合計			77,674	8,461,806	69,025	7,519,584
負債及び株主持分						
短期利付負債		12	1,482	161,449	1,345	146,524
その他の短期負債			6	654	17	1,852
未払費用及び繰延収益		13	530	57,738	323	35,188
短期負債合計			2,018	219,841	1,685	183,564
長期利付負債		14	27,591	3,005,764	18,591	2,025,304
引当金			311	33,880	311	33,880
長期負債合計			27,902	3,039,644	18,902	2,059,184
負債合計			29,920	3,259,485	20,587	2,242,748
株式資本		15	102	11,112	102	11,112
資本拠出準備金			26,321	2,867,410	26,959	2,936,913
その他の資本準備金			1,800	196,092	1,800	196,092
法定資本準備金			28,121	3,063,502	28,759	3,133,005
自己株式準備金		16	3,929	428,025	3,929	428,025
法定利益準備金			3,929	428,025	3,929	428,025
法定準備金及び任意準備金			10,500	1,143,870	10,500	1,143,870
利益準備金繰越額			5,160	562,130	5,197	566,161
純利益/(損失)			(51)	(5,556)	(37)	(4,031)
任意利益剰余金			15,609	1,700,444	15,660	1,706,000
その他の資本準備金に対する自己株 式		17	(7)	(763)	(12)	(1,307)
自己株式			(7)	(763)	(12)	(1,307)
株主持分合計			47,754	5,202,321	48,438	5,276,836
負債及び株主持分合計			77,674	8,461,806	69,025	7,519,584

(3) 財務書類注記

1 概要及び後発事象

企業概要

クレディ・スイス・グループAGは、スイスのチューリッヒに登録事務所を有する株式会社（公開有限会社）として設立されたスイスの持株会社である。クレディ・スイス・グループAGの財務書類はスイス債務法に準拠して作成されており、スイス・フランで表示されている。事業年度は12月31日に終了する。

従業員数

当事業年度の平均従業員数（常勤換算）は、前年度と同様50人を上回ることにはなかった。

後発事象

貸借対照表日からこれらの財務書類の発行日である2019年3月22日までに後発事象に該当するものは発生していない。

2 会計方針及び評価原則

本財務書類は、商業会計及び財務報告に関するスイス法（スイス債務法第32編）の規定に従って作成されている。

現金及び現金等価物

現金及び現金等価物は額面価額で計上されている。

デリバティブ金融商品

貸借対照表上の表示項目に計上されるデリバティブ金融商品は、低価法で計上されている。実現利益は、その他の金融収益に計上されており、実現及び未実現損失は金融費用に認識されている。

金融投資

金融投資には貸借対照表日後の満期までの残存期間が12ヶ月超の負債証券が含まれる。これらの証券は取得原価で計上される。評価調整も減損損失も求められていない。

参加持分

参加持分は、取得価額から減損を控除した額で評価される。減損テスト上、経済的に密接に関連した参加持分に係る明確化されたサブポートフォリオに対して、ポートフォリオ評価法が適用される。減損は各貸借対照表日にまたは事実及び状況により減損テストの契機となる事象が生じたことが示唆される時点において評価する。減損金額は（もしあれば）サブポートフォリオ単位で評価され、各参加持分に対し個別には評価されない。すべての他の参加持分は個別に評価される。減損損失は、帳簿価額が参加持分のサブポートフォリオの公正価値を上回る場合に計上される。参加持分の公正価値が著しく回復し持続可能であると考えられる場合には、前年度の減損は、当該参加持分の帳簿価額を上限として戻し入れられることが可能である。

利付負債

短期利付負債及び長期利付負債は額面価額で計上されている。

自己株式

自社の株式は取得価額で算定され、自己株式として計上されており、株式資本合計から減額されている。自社の株式の売却による実現利益及び実現損失は、その他の金融収益又はその他の金融費用として、損益計算書で認識されている。

収益認識

収益は実現時又は未実現時に認識され、稼得される。配当金収益は当該配当が宣言された報告期間に計上される。

外国為替換算

海外支店の資産及び負債は、期末の実勢為替レートでスイス・フランに換算される。収益及び費用は当該機関の加重平均為替レートで換算される。すべての為替換算による影響はその他の金融収益又はその他の金融費用で認識される。

外国為替換算レート

12月31日現在	2018年	2017年
1 米ドル/ 1 スイス・フラン	0.99	0.98

3 その他の金融収益

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン	2018年	2017年
受取利息	942	587
デリバティブ金融商品に係る実現及び未実現利益	169	75
自己株式売却益	21	18
外国為替換算益	0	5
合計	1,132	685

4 その他の営業収益

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

商標関連手数料

管理手数料

保証手数料

その他

合計

2018年	2017年
63	69
57	73
26	29
1	0
147	171

5 金融費用

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

支払利息

デリバティブ金融商品に係る実現及び未実現損失

自己株式売却損

為替換算差損

その他

合計

2018年	2017年
988	623
172	78
11	0
1	0
0	3
1,172	704

6 人件費

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

給与

変動報酬費用

その他

合計

2018年	2017年
34	36
16	34
7	8
57	78

7 その他の営業費用

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

ブランディング費用

その他の一般管理費

合計

2018年	2017年
63	69
41	47
104	116

8 その他の短期債権

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年
未収商標関連手数料	223	207
負債証券	0	290
その他	35	12
合計	258	509

9 未収収益及び費用

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年
未収利息収益	328	161
繰延負債発行費用	139	86
発行済債券に係る未償却ディスカウント	11	12
その他	4	10
合計	482	269

クレディ・スイス・グループAGでは、額面価額1.0十億米ドルの固定金利負債の金利変動リスクに対するエクスポージャーを、同額を想定元本とし、固定金利を受け取る金利スワップを用いてヘッジしている。このヘッジは、ヘッジ関係が終了するまで高い有効性を維持するものとしてみなされており、会社の貸借対照表や損益計算書には、再調達価額や評価額の変動（すなわち、公正な再調達価額の変動）は計上されていない。金利スワップに伴い授受する利息は、損益計算書の、ヘッジ対象エクスポージャーに係る利息の調整に計上されている。

10 金融投資

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年
負債証券	23,905	14,914
持分証券 ¹	1	1
合計	23,906	14,915

¹ クレディ・スイス・グループAGにより発行された債券の条件と実質的に類似するクレディ・スイスAGの債券を反映している。詳細については、注記14「長期利付負債」を参照。

11 参加持分

直接的な参加持分

会社名	所在地		通貨	名目資本 (百万)	議決権 比率(%)	株式所有 比率 (%)
キャピタル・ユニオン・バンク B.S.C. (閉鎖) (清算中)	マナーマ	バーレーン	米ドル	50.0	26	26
クレディ・スイス AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	4,399.7	100	100
クレディ・スイス・グループ (ガー ンジー) II リミテッド	セント・ピー ター・ポート	ガーンジー	米ドル	0.0	100	100
クレディ・スイス・グループ・ファ イナンス (ガーンジー) リミテッド	セント・ピー ター・ポート	ガーンジー	米ドル	0.0	100	100
クレディ・スイス・グループ・ファ ンディング (ガーンジー) リミテッ ド	セント・ピー ター・ポート	ガーンジー	米ドル	0.1	100	100
クレディ・スイス・インシュラン ス・リンクド・ストラテジー Ltd.	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	0.2	100	100
クレディ・スイス・インターナショ ナル	ロンドン	英国	米ドル	12,366.1	2 ¹	2 ¹
クレディ・スイス・アイピーGmbH	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	0.0	100	100
クレディ・スイス・サービスズ AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	1.0	100	100
クレディ・スイス・トラスト AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	5.0	100	100
クレディ・スイス・トラスト・ホー ルディングス・リミテッド	セント・ピー ター・ポート	ガーンジー	英国ポンド	2.0	100	100
CS LP ホールディング AG	ツーク	スイス	スイス・フラン	0.1	100	100
インレスカ・リミテッド	セント・ピー ター・ポート	ガーンジー	英国ポンド	3.0	100	100
サヴォイ・ホテル・パウアー・エ ン・ヴィル AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	7.5	88	88
SECB スイス・ユーロ・クリアリン グ・バンク GmbH ²	フランクフルト	ドイツ	ユーロ	30.0	25	25

¹ 98%は他のグループ企業が保有している。

² 2019年1月31日に売却した。

間接的な参加持分

主な出資会社の詳細については、VIクレディ・スイス・グループ連結財務書類の注記40「重要な子会社及び持分法適用投資」を参照のこと。

12 短期利付負債

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年
銀行からの預り金	1,364	755
受取現金担保（担保金）	118	300
ティア1適格ロー・トリガー・キャピタル証券	0	290
合計	1,482	1,345

13 未払費用及び繰延収益

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年
未払利息費用	332	164
取得した負債証券に係る繰延手数料	130	75
人件費及びその他の営業費用に関する未払費用	56	69
負債証券に係る未償却ディスカウント	11	12
その他	1	3
合計	530	323

14 長期利付負債

12月31日現在						2018年	2017年
通貨	想定元本 (百万)	金利	発行日	初回繰上償還日	満期日	帳簿価額 (百万スイ ス・フラン)	帳簿価額 (百万スイ ス・フラン)
ティア1 適格ハイ・トリガー・キャピタル証券							
米ドル	1,500	7.125% ¹	2017年1月30日	2022年7月29日	無期限	1,479	1,466
米ドル	2,000	7.500% ¹	2018年7月16日	2023年7月17日	無期限	1,973	-
スイス・フラン	200	3.875% ¹	2017年3月22日	2023年9月22日	無期限	200	200
スイス・フラン	300	3.500% ¹	2018年9月4日	2024年9月4日	無期限	300	-
米ドル	1,500	7.250% ¹	2018年9月12日	2025年9月12日	無期限	1,479	-
ティア1 適格ロー・トリガー・キャピタル証券							
米ドル	2,250	7.500% ¹	2013年12月11日	2023年12月11日	無期限	2,219	2,198
米ドル	2,500	6.250% ¹	2014年6月18日	2024年12月18日	無期限	2,466	2,443
無担保上位社債							
米ドル	1,000	3ヶ月物米ドル LIBOR +0.55% ²	2017年10月6日	2021年10月6日	2022年10月6日	986	977
米ドル	1,750	3.574%	2017年1月9日	2022年1月9日	2023年1月9日	1,726	1,710
豪ドル	176	5.000% ³	2018年2月8日	2022年2月8日	2038年2月8日	123	-
日本円	38,700	0.553% ¹	2017年10月27日	2022年10月27日	2023年10月27日	346	336
米ドル	1,000	2.997% ¹	2017年9月14日	2022年12月14日	2023年12月14日	986	977
米ドル	500	3ヶ月物米ドル LIBOR +1.2%	2017年9月14日	2022年12月14日	2023年12月14日	493	488
豪ドル	125	3.500% ¹	2018年3月8日	2023年3月8日	2024年3月8日	87	-
豪ドル	175	3ヶ月物米ドル BBSW +1.25%	2018年3月8日	2023年3月8日	2024年3月8日	122	-
米ドル	305	4.600% ³	2018年3月29日	2023年3月29日	2048年3月29日	301	-
米ドル	1,250	4.207% ¹	2018年6月12日	2023年6月12日	2024年6月12日	1,233	-
米ドル	750	3ヶ月物米ドル LIBOR +1.24%	2018年6月12日	2023年6月12日	2024年6月12日	740	-
米ドル	145	5.000% ³	2018年6月29日	2023年6月29日	2048年6月29日	143	-
米ドル	190	5.000% ³	2018年8月31日	2023年8月31日	2048年8月31日	187	-
米ドル	100	5.350% ³	2018年10月26日	2023年10月26日	2048年10月26日	99	-
米ドル	100	5.400% ³	2018年12月27日	2023年12月27日	2048年12月27日	99	-
ユーロ	1,500	1.250% ¹	2017年7月17日	2024年7月17日	2025年7月17日	1,693	1,752
英国ポンド	750	2.125% ¹	2017年9月12日	2024年9月12日	2025年9月12日	943	987
日本円	8,300	0.904% ¹	2017年10月27日	2026年10月27日	2027年10月27日	74	72
米ドル	2,250	4.282%	2017年1月9日	2027年1月9日	2028年1月9日	2,219	2,198
米ドル	2,000	3.869% ¹	2018年1月12日	2028年1月12日	2029年1月12日	1,973	-
ユーロ	100	2.455%	2018年7月11日	2028年7月11日	2034年7月4日	113	-
日本円	10,000	1.269% ¹	2017年10月27日	2032年10月27日	2033年10月27日	89	87
定期預金							
スイス・フラン						2,700	2,700

合計						27,591	18,591
¹ 初回繰上償還日より後は変動金利となる。							
² 最低利率 0.55% / 最高利率 3.55%							
³ これらのゼロ・クーポン発生の上位償還可能な債券の金利は当該債券の利回りを反映している。							

クレディ・スイス・グループAGが発行したティア1適格ハイ・トリガー・キャピタル証券及びティア1適格ロー・トリガー・キャピタル証券は無期限証券であり、固定又は最終償還期限は定められていない。特定の条件を充足することを条件として、これらの証券は初回の繰上償還日又はその後の利払日に、発行体の任意により償還可能である。

ティア1適格ハイ・トリガー・キャピタル証券は、各商品の条件で定められている通り、特定の所与のトリガーイベントが発生した場合には、強制的にクレディ・スイス・グループAGの普通株式に転換されるか永続的にゼロまで減額される。このイベントには、当グループの連結上の普通株等Tier1比率（CET1比率）が7%を下回る場合、又はスイス金融市場監督機構（FINMA）が、（債券の）転換若しくは元本の削減が必要である、又はクレディ・スイス・グループAGが支払不能に陥る、債務不履行に陥る、負債の大半に係る支払ができなくなる、若しくは他の類似の状況を回避するために公的資金の注入が必要であると決定した場合が含まれる。クレディ・スイス・グループAGの要請を受けて、特定の状況が存在し、転換又は（元本の）減額が必要ないとFINMAが決定した場合に限り元本の減額が回避され得る。ハイ・トリガー商品は、ロー・トリガー・資本商品を含む他の資本商品に先だって損失を吸収するよう設計されている。

ティア1適格ロー・トリガー・キャピタル証券には、ライトダウン（元本の削減）事象と呼ばれる特定の所与のトリガーイベントが発生した場合に、当該債券に係る利息の計上が停止し元本金額全額が永続的にゼロまで削減される、ライトダウン（元本の削減）という特徴がある。貸借対照表の四半期末日又は中間キャピタルレポートの報告日のいずれかの時点で、当グループの連結上のCET1比率とハイ・トリガー資本比率（すなわち、ハイ・トリガー資本金額の、当グループのすべてのリスク加重資産の合計額に対する比率）の和が5.125%を下回った場合に、ライトダウン（元本の削減）事象が発生する。また、当該債券の元本の削減が必要である、又はクレディ・スイス・グループAGが支払不能に陥る、債務不履行に陥る、負債の大半に係る支払ができなくなる、若しくは他の類似の状況を回避するために特別な公的資金の注入が必要であるとFINMAが決定した場合にも、ライトダウン（元本の削減）事象が発生する。当グループの要請を受けて、特定の状況が存在し、転換又は（元本の）減額が必要ないとFINMAが判断した場合に限り、元本の減額が回避され得る。

ティア1適格ハイ・トリガー・キャピタル証券及びティア1適格ロー・トリガー・キャピタル証券に加え、クレディ・スイス・グループAGは、総損失吸収資本（TLAC）として適格な無担保上位社債を発行している。無担保上位社債には償還期限が決められており、発行体の任意により繰上償還日に償還可能である。無担保上位社債は、クレディ・スイス・グループAGの事業再編において、クレディ・スイス・グループAGの資本性金融商品の消却後や規制資本（ティア1適格ハイ・トリガー・キャピタル証券及びティア1適格ロー・トリガー・キャピタル証券を含む。）の元本の減額や株式への転換後の損失を吸収するよう整備されたペイルイン債券である。ペイルイン債券は、事業再編以外の目的で減額及び／又は株式への転換を行うことになる資本トリガーではないものの、クレディ・スイス・グループAGが正式に事業再編手続に入り、FINMAが事業再編計画において資本対策（すなわち、元本の減額及び／又は株式への転換）を命じた場合にはじめて損失を吸収する。

15 クレディ・スイス・グループの株式資本、条件付、転換及び授權資本

	記名式株式数	額面金額 単位：スイス・ フラン	記名式株式数	額面金額 単位：スイス・ フラン
2017年12月31日現在の株式資本			2,556,011,720	102,240,469
条件付資本				
ワラント及び転換社債				
2017年12月31日現在の資本	400,000,000	16,000,000		
2018年12月31日現在の資本	400,000,000 ¹	16,000,000		
転換資本				
2017年12月31日現在の資本	150,000,000	6,000,000		
2018年12月31日現在の資本	150,000,000 ²	6,000,000		
授權資本				
2017年12月31日現在の資本	165,118,230	6,604,729		
2018年12月31日現在の資本	165,118,230	6,604,729		
2018年12月31日現在の株式資本			2,556,011,720	102,240,469

¹ 72.2百万の記名式株式は、1,500百万米ドル、7.125%のティア1 適格ハイ・トリガー・キャピタル証券のために留保されている。

² 39.0百万の記名式株式は、1,500百万米ドル、7.125%のティア1 適格ハイ・トリガー・キャピタル証券のために留保されている。

16 子会社が保有するクレディ・スイス・グループの株式

	2018年		2017年	
	株式同等物	時価 (百万スイ ス・ フラン)	株式同等物	時価 (百万スイ ス・ フラン)
期末残高				
実際の保有	5,022,410 ¹	54	5,012,413	87
保有持分(未決済債務控除 後)	(1,334,536)	(14)	(607,300)	(11)

¹ 2018年12月31日現在の発行済株式の0.2%である。

17 自己株式の購入と売却

	売却益/(損)純額 (百万スイス・ フラン)	自己株式 (取得原価) (百万スイス・ フラン)	株式数	株式当たり平均 (スイス・フラン)
2018年				
2017年12月31日現在の残高		12	745,253	15.64
自己株式の売却 ¹	10	(762)	(46,612,198)	16.55
自己株式の購入		757	46,272,226	16.36
2018年の変動	10	(5)	(339,972)	
2018年12月31日の残高		7	405,281	16.38
2017年				
2016年12月31日現在の残高		2	142,534	13.12
自己株式の売却 ¹	18	(620)	(41,984,328)	15.22
自己株式の購入		630	42,587,047	14.80
2017年の変動	18	10	602,719	
2017年12月31日の残高		12	745,253	15.64

2018年：市場取引による最高値は18.63スイス・フラン（1月24日支払）であり、最安値は15.46スイス・フラン（4月4日支払）であった。

2017年：市場取引による最高値は16.40スイス・フラン（11月22日支払）であり、最安値は14.31スイス・フラン（7月3日支払）であった。

¹ グループ従業員との間で決済した株式報酬を表している。

18 重要な株主

	2018年			2017年		
	株式数 (百万)	額面総額 (百万スイス・ フラン)	保有株式 (%)	株式数 (百万)	額面総額 (百万スイス・ フラン)	保有株式 (%)
直接株主¹						
チェース・ノミ ニー Ltd. ²	388	16	15.19	329	13	12.88
ノートラスト・ノ ミニー Ltd. ²	149	6	5.84	140	6	5.49

¹ 報告期間の12月31日現在の当グループの株式登録簿に登録されている通り、ノミニー又はADS預託銀行として登録されている株主を含む。

² (保有持分が) 2%を超えるノミニーは、発行済株式資本の0.5%超を保有する個人株主がないことを当該ノミニーが確認する場合、又は発行済株式資本の0.5%超を保有する受益権保有者の身元を当該ノミニーが開示する場合のみ、(ノミニーの保有する) 記名式株式は議決権を付与される。

クレディ・スイス・グループAGの株式登録簿に登録されていない株主から受け取った情報については、VIクレディ・スイス・グループ連結財務書類の注記3「事業展開、重要な株主及び後発事象」を参照のこと。

19 偶発債務

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン	2018年	2017年
損害補償債務、保証債務及びその他偶発債務残高総額（負債計上額控除後）	24,026	30,422 ²
うち子会社のために締結しているもの ¹	24,026	30,422

¹ 子会社が発行した無担保シニア債、2018年12月31日時点での22,165百万スイス・フラン及び2017年12月31日時点での22,179百万スイス・フランが含まれており、これはTLACとして認められている。

² 前年度の残高は、当年度の表示と一致させることを目的に変更されている。この変更による純損失や株主資本合計への影響はなかった。

偶発負債には債務保証、実績連動保証、第三者へのレター・オブ・コンフォートが含まれる。明記された金額のある偶発事象は上表に含まれている。ただし、一部の例では、クレディ・スイス・グループAGのエクスポージャーは金額として定められるのではなく、子会社のソルベンシーのような特定の状況に関連している。

付加価値税

当社はクレディ・スイス・グループの中のスイス付加価値税グループに属しているため、クレディ・スイス・グループ全体の付加価値税債務に対してスイス連邦税務当局に共同責任を負っている。

スイス年金制度

クレディ・スイス・グループAGの従業員は、「クレディ・スイス・グループ（シュヴァイツ）の年金基金」と呼ばれる年金制度（以下、「スイス年金制度」という。）に加入している。この制度には、クレディ・スイス・グループAGの大半のスイスの子会社に加え、クレディ・スイス・グループAGと事業や財務上の関係が深い、いくつかの企業が加入している。スイス年金制度は、信託として運営されている独立した自家保険型年金制度であり、スイス連邦法に基づく確定拠出型制度（貯蓄制度）として適格な制度である。

スイス年金制度の年次財務書類は、対象従業員全体の年金情報をもとに、スイスGAAPの企業会計報告基準（FER）第26号に準拠して作成されている。各加入企業の個別年次財務書類は作成されていない。スイス年金制度は、全加入企業が無制限に連帯責任を負うべき、複数雇用主による制度のため、当該制度の積立超過又は積立不足に伴う経済的便益は、制度が決定する配賦方法に基づき各加入企業に配賦される。

20 関連当事者との間の資産及び負債

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

資産

現金及び現金等価物

その他の短期債権

デリバティブ金融商品

未収収益及び前払費用

流動資産合計 - 関連当事者

金融投資

参加持分

長期資産合計 - 関連当事者

資産合計 - 関連当事者

負債

短期利付負債

その他の短期負債

未払費用及び繰延収益¹

流動負債合計 - 関連当事者

長期利付負債

長期負債合計 - 関連当事者

負債合計 - 関連当事者

2018年	2017年
817	1,004
243	502
89	211
481	268
1,630	1,985
23,905	14,914
52,117	52,112
76,022	67,026
77,652	69,011
1,482	1,055
5	16
170	124
1,657	1,195
2,700	2,700
2,700	2,700
4,357	3,895

資産及び負債は、別途示されているものを除き、グループ会社との間の債権債務を表している。

¹ 2018年12月31日及び2017年12月31日現在、それぞれ28百万スイス・フラン及び34百万スイス・フランの経営陣に対する債務が含まれている。

21 劣後資産及び劣後負債

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

劣後資産及び劣後負債

劣後資産

劣後負債

2018年	2017年
9,292	5,682
10,282	6,663

22 株式保有状況

業務執行役員会の株式保有状況

「業務執行役員会による保有状況及び繰延株式報奨の価値（個人別）」の表は、業務執行役員会の各メンバー及びその近親者、並びに彼らが支配権を有する会社による株式保有状況と、2018年12月31日及び2017年12月31日現在で業務執行役員会のメンバーが保有している権利未確定の株式報奨の価値を表している。

業務執行役員会による個人別の保有状況及び繰延株式報奨の価値

	保有株式数 ¹	権利未確定の株式 報奨数(支払機会の 上限値) ²	保有株式及び 権利未確定の株式 報奨数	付与時の 権利未確定の報奨の 価値 (支払機会の上限値) (スイス・フラン)	権利未確定の報奨 の現在価値 (公正価値) ³ (スイス・フラン)
2018年12月31日					
ティージャン・ティアム	64,302	990,706	1,055,008	16,430,736	6,923,084
ジェームス・L・アミン	426,726	1,046,190	1,472,916	17,300,812	7,049,362
ビエール-オリヴィエ・ブウエ	74,079	512,085	586,164	8,287,028	4,019,900
ロメオ・チェルッティ	269,373	389,685	659,058	6,423,655	2,734,410
ブライアン・チン	431,274	1,137,731	1,569,005	18,494,683	8,600,260
ピーター・ゴアーク	21,953	342,324	364,277	5,655,877	2,438,237
トーマス・ゴットシュタイン	118,976	402,042	521,018	6,752,150	2,831,436
イクバル・カーン	70,060	519,389	589,449	8,757,970	3,530,037
デヴィッド・R・メイザース	84,360	793,632	877,992	13,180,647	5,973,132
ヨアヒム・エクスリン	61,092	406,852	467,944	6,771,566	2,779,441
ヘルマン・シトハン	264,737	822,060	1,086,797	13,497,946	5,857,016
ララ・ワーナー	2,036	469,641	471,677	7,989,249	3,102,330
合計	1,888,968	7,832,337	9,721,305	129,542,319	55,838,645
2017年12月31日					
ティージャン・ティアム	1,967	1,132,835	1,134,802	20,298,771	13,941,708
ジェームス・L・アミン	382,106	1,098,488	1,480,594	18,110,327	11,694,777
ビエール-オリヴィエ・ブウエ	38,204	439,832	478,036	7,200,011	5,345,214
ロメオ・チェルッティ	199,630	410,871	610,501	6,945,908	4,389,711
ブライアン・チン	234,328	1,098,757	1,333,085	17,798,557	16,800,518
ピーター・ゴアーク	21,953	282,112	304,065	4,750,031	2,985,514
トーマス・ゴットシュタイン	-	354,275	354,275	6,009,654	3,639,767
イクバル・カーン	25,135	379,846	404,981	6,412,346	4,016,413
デヴィッド・R・メイザース	52,672	704,359	757,031	11,723,886	7,726,820
ヨアヒム・エクスリン	-	386,390	386,390	6,627,551	4,027,112
ヘルマン・シトハン	394,737	826,572	1,221,309	13,516,027	9,278,836
ララ・ワーナー	2,036	325,449	327,485	5,501,327	3,445,577
合計	1,352,768	7,439,786	8,792,554	124,894,396	87,291,967

¹ 当初繰延報酬として付与され権利が確定している株式を含んでいる。

² 実際の業績指標の達成水準とそれに関連する権利未確定の株式数は業績期間が終了するまで決定できないことから、3年間の業績期間が終了した時点で達成しなかった報奨に対する支払機会の上限値に基づいて算定されたLTI報奨から生じる権利未確定の株式を含んでいる。

³ 付与時点において公正価値で計上した株式数に基づき年度末の株価を乗じて算定された権利未確定のLTI報奨の価値を含んでいる。

取締役会による株式の保有状況

取締役会の各メンバー及びその近親者、並びに彼らが支配権を有する会社による株式の保有状況は下表に開示されている。2018年12月31日及び2017年12月31日現在、未行使オプションを有する取締役会のメンバーはいなかった。

取締役会による個人別の株式の保有状況

12月31日現在	2018年	2017年
株式数¹		
ウルス・ローナー	268,250	189,956
アイリス・ボーネット	61,311	49,451
アンドレアス・ゴットシュリング	19,210	5,432
アレクサンダー・ガット	37,707	24,152
マイケル・クライン ²	6,713	-
アンドレアス・N・クープマン	131,231	117,900
セライナ・マシア	49,827	37,231
カイ・S・ナルゴルワラ	299,872	280,883
アナ・ポーラ・ペソア ²	7,672	-
ホアキン・J・リベイロ	37,705	24,150
セヴェリン・シュワン	129,957	116,402
ジョン・タイナー	244,317	216,645
アレクサンドル・ツェラー	79,763	6,208
合計	1,373,535	1,068,410³

¹ 最長4年間の譲渡制限付のグループ株式を含み、近親者の保有株式も含む。

² マイケル・クライン氏とアナ・ポーラ・ペソア氏が2018年度の年次株主総会で新たに選任された。

³ 2018年4月27日の取締役会で再任されなかったリチャード・E・ソーンバーク氏が2017年12月31日現在、保有していた196,766株を除いている。

株式報奨の状況

12月31日現在	2018年		2017年	
	株式報奨残高 (百万)	公正価値 (百万スイス・フラン)	株式報奨残高 (百万)	公正価値 (百万スイス・フラン)
株式報奨¹				
従業員	138	1,490	148	2,575
株式報奨合計	138	1,490	148	2,575

¹ 透明性の点から、クレディ・スイス・グループAGの子会社の従業員に付与した株式報奨も本表の開示の中で考慮されている。

利益剰余金及び資本拋出の処分案

利益剰余金処分案

単位：百万スイス・フラン	2018年
利益剰余金	
前期繰越額	5,160
純利益/(損失)	(51)
処分可能な利益剰余金	5,109
繰越額	5,109
合計	5,109

資本拋出準備金からの分配案

単位：百万スイス・フラン	2018年
資本拋出準備金	
期首残高	26,959
2017事業年度の資本分配	(638)
期末残高	26,321
2018事業年度につき、記名式株式あたり0.2625スイス・フランの分配案 ¹	(671)
分配後残高	25,650

この配当金はスイスの源泉徴収税の課税対象とはならず、スイスに居住する個人の投資家が個人的な投資として株式を所有している場合、所得税の課税対象にもならない。

¹ 2,555,606,439の記名式株式 - 自社が保有する自己株式控除後 - 2018年12月31日現在、分配可能な記名式株式数は記名式株式の新規発行及び自己株式の変動により変化する可能性がある。

[次へ](#)

統制及び手続

開示に係る統制及び手続の評価

当グループは、1934年証券取引所法（以下、「証券取引所法」という。）ルール13(a)から15(a)に基づき、当グループの最高経営責任者（以下、「CEO」という。）及び最高財務責任者（以下、「CFO」という。）の監督と関与のもとで、本報告書が対象とする期間の末日現在の開示に係る統制及び手続の整備状況と運用状況の評価を行った。人為ミス、統制や手続の回避又は無効化などが起こり得ることにより、統制及び手続のシステムの有効性には固有の限界がある。従って、統制や手続が有効であっても、その統制目標の達成に関しては合理的な保証しか与えることはできない。

CEO及びCFOは、2018年12月31日現在、証券取引所法に基づいて提出される報告書の中に開示が求められている情報が、要請されているとおりに、また要請されている時点で記録され、処理され、要約され、報告されるよう確実にするために、当グループの開示に係る統制及び手続がすべての重要な点において有効であると結論付けた。

財務報告に係る内部統制に関する経営者報告書

当グループの経営者には、財務報告に係る十分な内部統制を整備し維持する責任がある。当グループの財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び米国会計基準に準拠した外部報告目的の財務書類の作成に関し、合理的な保証を与えることを目的として整備されるプロセスである。固有の限界により、財務報告に係る内部統制は虚偽表示を防止又は発見することができない可能性がある。また、将来の期間に対する有効性の評価の予測は、状況の変化により統制が不十分なものになるリスクや、方針又は手続への遵守の程度が低下する可能性があるというリスクにさらされている。

経営者は、トレッドウェイ委員会組織委員会（COSO）が2013年に公表した「内部統制－統合的枠組み」の中に定められている要件を用いて、2018年12月31日現在の当グループの財務報告に係る内部統制の評価と判定を行った。

そのレビュー及び評価に基づき、CEO及びCFOを含む経営者は、当グループの財務報告に係る内部統制が2018年12月31日現在有効であると結論付けている。

当グループの独立監査人であるKPMG AGは、後述の報告書の中で、2018年12月31日現在の当グループの財務報告に係る内部統制の有効性に対して無限定適正意見を表明している。

財務報告に係る内部統制の変更

本報告書が対象としている期間中には、当グループの財務報告に係る内部統制に重要な影響を与えた、又は重要な影響を与える可能性が相当に高いと考えられる、当グループの財務報告に係る内部統制の変更はなかった。

[次へ](#)

独立登録監査法人による報告書

クレディ・スイス・グループAG、株主及び取締役会御中

財務報告に係る内部統制に対する意見

私たちは、2018年12月31日現在のクレディ・スイス・グループAG及び子会社（以下、「当グループ」という。）の財務報告に係る内部統制について、トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制—統合的枠組み - 2013年」に定められている基準に基づいて監査を実施した。私たちの意見では、当グループは、トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制—統合的枠組み - 2013年」に定められている基準に準拠して、2018年12月31日現在、すべての重要な点において、財務報告に係る有効な内部統制を維持していると認める。

私たちは、公開企業会計監視委員会（米国）（以下、「PCAOB」という。）の基準に準拠して、2018年12月31日及び2017年12月31日現在の当グループの連結貸借対照表、2018年12月31日に終了した事業年度までの3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びに関連注記（以下、総称して「連結財務書類」という。）の監査を実施し、2019年3月22日付の私たちの報告書には、これらの連結財務書類に関する無限定適正意見が表明されている。

意見の基礎

当グループの取締役会と経営者には、財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任があり、当グループの経営者には、添付の財務報告に係る内部統制に関する経営者報告書に含まれている、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に関する責任がある。私たちの責任は、私たちの監査に基づいて当グループの財務報告に係る内部統制に対して意見を表明することにある。私たちはPCAOBの登録監査法人であり、米国連邦証券法に加え、証券取引委員会及びPCAOBの該当規則及び規定に準拠して当グループから独立していることが求められる。

私たちは、PCAOBの基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、全ての重要な点において、財務報告に係る内部統制が有効に維持されているかどうかについて合理的な保証を得るために、私たちが監査を計画し、実施することを要求している。財務報告に係る内部統制に関する私たちの監査には、財務報告に関する内部統制に対する理解、重要な不備が存在するリスクの評価及び評価したリスクに基づく内部統制の整備及び運用状況の有効性についての検証及び評価が含まれている。私たちの監査には、その状況下において必要であると判断した他の手続の実施も含まれる。私たちは、私たちの得た監査証拠が意見表明のための適切な基礎を提供していると考えている。

財務報告に係る内部統制の定義及び限界

企業の財務報告に係る内部統制は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して、外部報告向けの財務報告及び財務書類の作成の信頼性に関し、合理的な保証を提供するよう設計されたプロセスである。企業の財務報告に係る内部統制には、（1）企業の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで正確かつ適正に反映した記録の維持に関連した方針及び手続、（2）一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠した財務書類の作成が行えるよう必要に応じ取引が記録されており、企業による受領又は支出が当該企業の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ行われているという合理的な保証を提供するための方針及び手続、並びに（3）財務書類に重要な影響を及ぼし得る企業の資産が未承認で取得、利用又は処分されることを防止又は適時に発見することに関して合理的な保証を提供するための方針及び手続が含まれている。

固有の限界により、財務報告に係る内部統制は、虚偽表示を防止又は発見できない可能性がある。また、将来期間に対する有効性の評価の予測は、当該統制が状況の変化により不十分なものとなるリスク、又は方針若しくは手続に関する遵守の程度が悪化するリスクにさらされている。

ケーピーエムジーAG

(署名)

ニコラス・エドモンド

公認会計士

担当監査人

(署名)

アンソニー・アンゼヴィノ

グローバル・リード・パートナー

チューリッヒ市、スイス

2019年3月22日

[次へ](#)

Consolidated financial statements

Consolidated statements of operations

in	Note	2018	2017	2016
Consolidated statements of operations (CHF million)				
Interest and dividend income	5	19,613	17,057	17,374
Interest expense	5	(12,604)	(10,500)	(9,812)
Net interest income	5	7,009	6,557	7,562
Commissions and fees	6	11,890	11,817	11,092
Trading revenues	7	624	1,317	313
Other revenues	8	1,397	1,209	1,356
Net revenues		20,920	20,900	20,323
Provision for credit losses	9	245	210	252
Compensation and benefits	10	9,620	10,367	10,652
General and administrative expenses	11	5,798	6,645	9,690
Commission expenses		1,259	1,430	1,455
Restructuring expenses	12	626	455	540
Total other operating expenses		7,683	8,530	11,685
Total operating expenses		17,303	18,897	22,337
Income/(loss) before taxes		3,372	1,793	(2,266)
Income tax expense	28	1,561	2,741	441
Net income/(loss)		2,011	(948)	(2,707)
Net income/(loss) attributable to noncontrolling interests		(13)	35	3
Net income/(loss) attributable to shareholders		2,024	(983)	(2,710)
Earnings/(loss) per share (CHF)				
Basic earnings/(loss) per share	13	0.79	(0.41)	(1.27)
Diluted earnings/(loss) per share	13	0.77	(0.41)	(1.27)

Consolidated statements of comprehensive income

in	2018	2017	2016
Comprehensive income/(loss) (CHF million)			
Net income/(loss)	2,011	(948)	(2,707)
Gains/(losses) on cash flow hedges	(10)	(27)	(20)
Foreign currency translation	(325)	(1,031)	515
Unrealized gains/(losses) on securities	(17)	(13)	1
Actuarial gains/(losses)	(391)	695	394
Net prior service credit/(cost)	(135)	(121)	36
Gains/(losses) on liabilities related to credit risk	1,654	(1,976)	(1,043)
Other comprehensive income/(loss), net of tax	776	(2,473)	(117)
Comprehensive income/(loss)	2,787	(3,421)	(2,824)
Comprehensive income/(loss) attributable to noncontrolling interests	(15)	28	(2)
Comprehensive income/(loss) attributable to shareholders	2,802	(3,449)	(2,822)

The accompanying notes to the consolidated financial statements are an integral part of these statements.

Consolidated balance sheets

end of	Note	2018	2017
Assets (CHF million)			
Cash and due from banks		100,047	109,815
of which reported at fair value		115	212
of which reported from consolidated VIEs		173	232
Interest-bearing deposits with banks		1,142	726
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	15	117,095	115,346
of which reported at fair value		81,818	77,498
Securities received as collateral, at fair value		41,656	38,074
of which encumbered		25,711	23,632
Trading assets, at fair value	16	132,203	156,334
of which encumbered		32,452	49,237
of which reported from consolidated VIEs		1,616	1,348
Investment securities	17	2,911	2,191
of which reported at fair value		2,911	2,191
of which reported from consolidated VIEs		1,432	381
Other investments	18	4,890	5,964
of which reported at fair value		2,434	3,506
of which reported from consolidated VIEs		1,505	1,833
Net loans	19	267,581	279,149
of which reported at fair value		14,873	15,307
of which encumbered		230	186
of which reported from consolidated VIEs		387	267
allowance for loan losses		(902)	(882)
Premises and equipment	20	4,838	4,686
of which reported from consolidated VIEs		39	151
Goodwill	21	4,766	4,742
Other intangible assets	22	219	223
of which reported at fair value		163	158
Brokerage receivables		38,907	46,968
Other assets	23	32,621	32,071
of which reported at fair value		7,263	9,018
of which encumbered		279	134
of which reported from consolidated VIEs		2,010	2,398
Total assets		768,916	796,289

The accompanying notes to the consolidated financial statements are an integral part of these statements.

Consolidated balance sheets (continued)

end of	Note	2018	2017
Liabilities and equity (CHF million)			
Due to banks	24	15,220	15,413
of which reported at fair value		406	197
Customer deposits	24	363,925	361,162
of which reported at fair value		3,292	3,511
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	15	24,623	26,496
of which reported at fair value		14,828	15,262
Obligation to return securities received as collateral, at fair value		41,696	38,074
Trading liabilities, at fair value	16	42,169	39,119
of which reported from consolidated VIEs		3	3
Short-term borrowings		21,926	25,689
of which reported at fair value		8,068	11,019
of which reported from consolidated VIEs		5,465	6,672
Long-term debt	25	154,308	173,092
of which reported at fair value		63,935	63,626
of which reported from consolidated VIEs		1,764	863
Brokerage payables		30,923	43,303
Other liabilities	23	30,107	31,612
of which reported at fair value		9,001	8,624
of which reported from consolidated VIEs		277	441
Total liabilities		724,897	754,100
Common shares		102	102
Additional paid-in capital		34,889	35,668
Retained earnings		26,973	24,973
Treasury shares, at cost		(61)	(103)
Accumulated other comprehensive income/(loss)	26	(17,981)	(18,738)
Total shareholders' equity		43,922	41,902
Noncontrolling interests		97	267
Total equity		44,019	42,169
Total liabilities and equity		768,916	796,269

end of	Note	2018	2017
Additional share information			
Par value (CHF)		0.04	0.04
Authorized shares [†]		3,271,129,950	3,271,129,950
Common shares issued	26	2,556,011,720	2,556,011,720
Treasury shares	26	(5,427,691)	(5,757,666)
Shares outstanding	26	2,550,584,029	2,550,254,054

[†] Includes issued shares and unissued shares (conditional, conversion and authorized capital).

The accompanying notes to the consolidated financial statements are an integral part of these statements.

Consolidated statements of changes in equity

	Attributable to shareholders							Total equity
	Common shares	Additional paid-in capital	Retained earnings	Treasury shares, at cost	AOCI	Total shareholders' equity	Non-controlling interests	
2018 (CHF million)								
Balance at beginning of period	102	35,668	24,973	(103)	(18,738)	41,902	287	42,189
Purchase of subsidiary shares from non-controlling interests, not changing ownership ^{1, 2}	-	-	-	-	-	-	(69)	(69)
Sale of subsidiary shares to noncontrolling interests, changing ownership	-	2	-	-	-	2	(2)	-
Sale of subsidiary shares to noncontrolling interests, not changing ownership ³	-	-	-	-	-	-	30	30
Net income/(loss)	-	-	2,024	-	-	2,024	(13)	2,011
Cumulative effect of accounting changes, net of tax	-	-	(24)	-	(21)	(45)	-	(45)
Total other comprehensive income/(loss), net of tax	-	-	-	-	778	778	(2)	776
Sale of treasury shares	-	(28)	-	11,721	-	11,693	-	11,693
Repurchase of treasury shares	-	-	-	(12,441)	-	(12,441)	-	(12,441)
Share-based compensation, net of tax	-	(120)	-	762	-	642	-	642
Financial instruments indexed to own shares ³	-	28	-	-	-	28	-	28
Dividends paid	-	(661) ⁴	-	-	-	(661)	(5)	(666)
Changes in scope of consolidation, net	-	-	-	-	-	-	(129)	(129)
Balance at end of period	102	34,889	26,973	(61)	(17,961)	43,922	97	44,019
2017 (CHF million)								
Balance at beginning of period	84	32,131	25,954	0	(16,272)	41,897	414	42,311
Purchase of subsidiary shares from non-controlling interests, not changing ownership	-	-	-	-	-	-	(163)	(163)
Sale of subsidiary shares to noncontrolling interests, not changing ownership	-	-	-	-	-	-	65	65
Net income/(loss)	-	-	(983)	-	-	(983)	35	(948)
Cumulative effect of accounting changes, net of tax	-	-	2	-	-	2	-	2
Total other comprehensive income/(loss), net of tax	-	-	-	-	(2,466)	(2,466)	(7)	(2,473)
Issuance of common shares	18	5,195	-	-	-	5,213	-	5,213
Sale of treasury shares	-	1	-	12,033	-	12,034	-	12,034
Repurchase of treasury shares	-	-	-	(12,757)	-	(12,757)	-	(12,757)
Share-based compensation, net of tax	-	36	-	621	-	657	-	657
Financial instruments indexed to own shares	-	19	-	-	-	19	-	19
Dividends paid	-	(1,546)	-	-	-	(1,546)	(4)	(1,550)
Changes in scope of consolidation, net	-	-	-	-	-	-	(41)	(41)
Other	-	(168)	-	-	-	(168)	(12)	(180)
Balance at end of period	102	35,668	24,973	(103)	(18,738)	41,902	287	42,189

¹ Distributions to owners in funds include the return of original capital invested and any related dividends.

² Transactions with and without ownership changes related to fund activity are all displayed under "not changing ownership".

³ Includes certain call options the Group purchased on its own shares to economically hedge share-based compensation awards. In accordance with US GAAP, these call options were designated as equity instruments and, as such, were initially recognized in shareholders' equity at their fair values and not subsequently remeasured.

⁴ Paid out of capital contribution reserves.

The accompanying notes to the consolidated financial statements are an integral part of these statements.

Consolidated statements of changes in equity (continued)

	Attributable to shareholders							Total equity
	Common shares	Additional paid-in capital	Retained earnings	Treasury shares, at cost	AOCI	Total shareholders' equity	Non-controlling interests	
2016 (CHF million)								
Balance at beginning of period	78	31,925	29,139	(125)	(16,835)	44,382	636	45,018
Purchase of subsidiary shares from non-controlling interests, changing ownership	-	(13)	-	-	-	(13)	(6)	(19)
Purchase of subsidiary shares from non-controlling interests, not changing ownership	-	-	-	-	-	-	(103)	(103)
Sale of subsidiary shares to noncontrolling interests, not changing ownership	-	-	-	-	-	-	112	112
Net income/(loss)	-	-	(2,710)	-	-	(2,710)	3	(2,707)
Cumulative effect of accounting changes, net of tax	-	-	(475)	-	475	-	-	-
Total other comprehensive income/(loss), net of tax	-	-	-	-	(112)	(112)	(5)	(117)
Issuance of common shares	6	1,661	-	-	-	1,667	-	1,667
Sale of treasury shares	-	7	-	16,160	-	16,167	-	16,167
Repurchase of treasury shares	-	-	-	(16,197)	-	(16,197)	-	(16,197)
Share-based compensation, net of tax	-	178	-	162	-	340	-	340
Financial instruments indexed to own shares	-	(164)	-	-	-	(164)	-	(164)
Dividends paid	-	(1,435)	-	-	-	(1,435)	-	(1,435)
Changes in scope of consolidation	-	-	-	-	-	-	(194)	(194)
Other	-	(28)	-	-	-	(28)	(29)	(57)
Balance at end of period	84	32,131	25,954	0	(16,272)	41,897	414	42,311

The accompanying notes to the consolidated financial statements are an integral part of these statements.

Consolidated statements of cash flows

in	2018	2017	2016
Operating activities (CHF million)			
Net income/(loss)	2,011	(948)	(2,707)
Adjustments to reconcile net income/(loss) to net cash provided by/(used in) operating activities (CHF million)			
Impairment, depreciation and amortization	936	894	937
Provision for credit losses	245	210	252
Deferred tax provision/(benefit)	800	2,238	(193)
Share of net income/(loss) from equity method investments	(111)	(153)	(65)
Trading assets and liabilities, net	25,413	4,652	21,100
(Increase)/decrease in other assets	3,453	(15,597)	9,611
Increase/(decrease) in other liabilities	(14,294)	(1,931)	(1,255)
Other, net	(5,693)	2,093	(905)
Total adjustments	10,749	(7,594)	29,482
Net cash provided by/(used in) operating activities	12,760	(8,542)	26,775
Investing activities (CHF million)			
(Increase)/decrease in interest-bearing deposits with banks	(427)	40	117
(Increase)/decrease in central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	(1,372)	14,286	(7,056)
Purchase of investment securities	(663)	(86)	(88)
Proceeds from sale of investment securities	255	14	14
Maturities of investment securities	853	422	363
Investments in subsidiaries and other investments	(547)	(1,094)	(1,403)
Proceeds from sale of other investments	1,772	1,970	1,737
(Increase)/decrease in loans	(12,500)	(13,674)	(3,745)
Proceeds from sales of loans	5,980	9,938	2,468
Capital expenditures for premises and equipment and other intangible assets	(1,095)	(1,068)	(1,164)
Proceeds from sale of premises and equipment and other intangible assets	30	1	55
Other, net	342	65	749
Net cash provided by/(used in) investing activities	(7,392)	10,614	(7,953)

The accompanying notes to the consolidated financial statements are an integral part of these statements.

Consolidated statements of cash flows (continued)

in	2018	2017	2016
Financing activities (CHF million)			
Increase/(decrease) in due to banks and customer deposits	1,808	3,423	10,267
Increase/(decrease) in short-term borrowings	(2,990)	5,018	6,594
Increase/(decrease) in central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	(2,052)	(8,251)	(14,525)
Issuances of long-term debt	33,172	43,556	52,964
Repayments of long-term debt	(43,851)	(62,554)	(47,132)
Issuances of common shares	0	4,253	725
Sale of treasury shares	11,693	12,034	16,167
Repurchase of treasury shares	(12,441)	(12,757)	(16,197)
Dividends paid	(666)	(590)	(493)
Other, net	181	77	377
Net cash provided by/(used in) financing activities	(15,146)	(12,791)	8,767
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks (CHF million)			
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	10	(827)	1,244
Net increase/(decrease) in cash and due from banks (CHF million)			
Net increase/(decrease) in cash and due from banks	(9,768)	(11,346)	28,833
Cash and due from banks at beginning of period [†]	109,815	121,161	92,328
Cash and due from banks at end of period [†]	100,047	109,815	121,161

[†] Includes restricted cash.

Supplemental cash flow information

in	2018	2017	2016
Cash paid for income taxes and interest (CHF million)			
Cash paid for income taxes	678	540	662
Cash paid for interest	12,772	9,961	9,136
Assets and liabilities sold in business divestitures (CHF million)			
Assets sold	0	1,777	425
Liabilities sold	0	1,658	383

The accompanying notes to the consolidated financial statements are an integral part of these statements.

Notes to the consolidated financial statements

1 Summary of significant accounting policies

The accompanying consolidated financial statements of Credit Suisse Group AG (the Group) are prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the US (US GAAP) and are stated in Swiss francs (CHF). The financial year for the Group ends on December 31. Certain reclassifications have been made to the prior year's consolidated financial statements to conform to the current presentation which had no impact on net income/(loss) or total shareholders' equity.

In preparing the consolidated financial statements, management is required to make estimates and assumptions including, but not limited to, the fair value measurements of certain financial assets and liabilities, the allowance for loan losses, the evaluation of variable interest entities (VIEs), the impairment of assets other than loans, recognition of deferred tax assets, tax uncertainties, pension liabilities and various contingencies. These estimates and assumptions affect the reported amounts of assets and liabilities and the disclosure of contingent assets and liabilities as of the dates of the consolidated balance sheets and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. While management evaluates its estimates and assumptions on an ongoing basis, actual results could differ materially from management's estimates. Market conditions may increase the risk and complexity of the judgments applied in these estimates.

Principles of consolidation

The consolidated financial statements include the financial statements of the Group and its subsidiaries. The Group's subsidiaries are entities in which it holds, directly or indirectly, more than 50% of the voting rights or where it exercises control. The Group consolidates limited partnerships in cases where it is the general partner and the limited partners do not have either substantive kick out rights and/or substantive participating rights or is a limited partner with substantive rights to kick out the general partner or dissolve the partnership and participate in significant decisions made in the ordinary course of business. The Group also consolidates VIEs if the Group is the primary beneficiary in accordance with Accounting Standards Codification (ASC) Topic 810 – Consolidation. The effects of material intercompany transactions and balances have been eliminated.

Where a Group subsidiary is a separate legal entity and determined to be an investment company as defined by ASC Topic 946 – Financial Services – Investment Companies, interests in other entities held by this Group subsidiary are not consolidated and are carried at fair value.

Group entities that qualify as broker-dealer entities as defined by ASC Topic 940 – Financial Services – Brokers and Dealers do not consolidate investments in voting interest entities that would otherwise qualify for consolidation when the investment is held on a temporary basis for trading purposes. In addition, subsidiaries that are strategic components of a broker-dealer's operations are consolidated regardless of holding intent.

Foreign currency translation

Transactions denominated in currencies other than the functional currency of the related entity are recorded by remeasuring them in the functional currency of the related entity using the foreign exchange rate on the date of the transaction. As of the dates of the consolidated balance sheets, monetary assets and liabilities, such as receivables and payables, are reported using the year-end spot foreign exchange rates. Foreign exchange rate differences are recorded in the consolidated statements of operations. Non-monetary assets and liabilities are recorded using the historic exchange rate.

For the purpose of consolidation, the assets and liabilities of Group companies with functional currencies other than the Swiss franc are translated into Swiss franc equivalents using year-end spot foreign exchange rates, whereas revenues and expenses are translated at weighted average foreign exchange rates for the period. Translation adjustments arising from consolidation are included in accumulated other comprehensive income/(loss) (AOCI) within total shareholders' equity. Cumulative translation adjustments are released from AOCI and recorded in the consolidated statements of operations when the Group disposes and loses control of a consolidated foreign subsidiary.

Fair value measurement and option

The fair value measurement guidance establishes a single authoritative definition of fair value and sets out a framework for measuring fair value. The fair value option creates an alternative measurement treatment for certain financial assets and financial liabilities. The fair value option can be elected at initial recognition of the eligible item or at the date when the Group enters into an agreement which gives rise to an eligible item (e.g., a firm commitment or a written loan commitment). If not elected at initial recognition, the fair value option can be applied to an item upon certain triggering events that give rise to a new basis of accounting for that item. The application of the fair value option to a financial asset or a financial liability does not change its classification on the face of the balance sheet and the election is irrevocable. Changes in fair value resulting from the election are recorded in trading revenues.

→ Refer to "Fair value option" in Note 35 – Financial instruments for further information.

Cash and due from banks

Cash and due from banks consists of currency on hand, demand deposits with banks or other financial institutions and cash equivalents. Cash equivalents are defined as short-term, highly liquid instruments with original maturities of three months or less, which are held for cash management purposes.

Reverse repurchase and repurchase agreements

Purchases of securities under agreements to resell (reverse repurchase agreements) and securities sold under agreements to repurchase substantially identical securities (repurchase agreements) do not constitute economic sales and are therefore treated as collateralized financing transactions, which are carried in the consolidated balance sheet at the amount of cash disbursed or received, respectively. Reverse repurchase agreements are recorded as collateralized assets while repurchase agreements are recorded as liabilities, with the underlying securities sold continuing to be recognized in trading assets or investment securities. The fair value of securities to be repurchased and resold is monitored on a daily basis, and additional collateral is obtained as needed to protect against credit exposure.

Assets and liabilities recorded under these agreements are accounted for on one of two bases, the accrual basis or the fair value basis. Under the accrual basis, interest earned on reverse repurchase agreements and interest incurred on repurchase agreements are reported in interest and dividend income and interest expense, respectively. The fair value basis of accounting may be elected pursuant to ASC Topic 825 – Financial Instruments, and any resulting change in fair value is reported in trading revenues. Accrued interest income and expense are recorded in the same manner as under the accrual method. The Group has elected the fair value basis of accounting on selected agreements.

Reverse repurchase and repurchase agreements are netted if they are with the same counterparty, have the same maturity date, settle through the same clearing institution and are subject to the same enforceable master netting agreement.

Securities lending and borrowing transactions

Securities borrowed and securities loaned that are cash-collateralized are included in the consolidated balance sheets at amounts equal to the cash advanced or received. If securities received in a securities lending and borrowing transaction as collateral may be sold or repledged, they are recorded as securities received as collateral in the consolidated balance sheet and a corresponding liability to return the security is recorded. Securities lending transactions against non-cash collateral in which the Group has the right to resell or repledge the collateral received are recorded at the fair value of the collateral initially received. For securities lending transactions, the Group receives cash or securities collateral in an amount generally in excess of the market value of securities lent. The Group monitors the fair value of securities borrowed and loaned on a daily basis with additional collateral obtained as necessary.

Fees and interest received or paid are recorded in interest and dividend income and interest expense, respectively, on an accrual basis. If the fair value basis of accounting is elected, any resulting change in fair value is reported in trading revenues. Accrued

interest income and expense are recorded in the same manner as under the accrual method.

Transfers of financial assets

The Group transfers various financial assets, which may result in the sale of these assets to special purpose entities (SPEs), which in turn issue securities to investors. The Group values its beneficial interests at fair value using quoted market prices, if such positions are traded on an active exchange or financial models that incorporate observable and unobservable inputs.

→ Refer to "Note 34 – Transfers of financial assets and variable interest entities" for further information on the Group's transfer activities.

Trading assets and liabilities

Trading assets and liabilities include debt securities, marketable equity instruments, derivative instruments, certain loans held in broker-dealer entities, commodities and precious metals. Items included in the trading portfolio are carried at fair value and classified as held for trading purposes based on management's intent. Regular-way security transactions are recorded on a trade-date basis. Unrealized and realized gains and losses on trading positions are recorded in trading revenues.

Derivatives

Freestanding derivative contracts are carried at fair value in the consolidated balance sheets regardless of whether these instruments are held for trading or risk management purposes. Commitments to originate mortgage loans that will be held for sale are considered derivatives for accounting purposes. When derivative features embedded in certain contracts that meet the definition of a derivative are not considered clearly and closely related to the host contract, either the embedded feature is accounted for separately at fair value or the entire contract, including the embedded feature, is accounted for at fair value. In both cases, changes in fair value are recorded in the consolidated statements of operations. If separated for measurement purposes, the derivative is recorded in the same line item in the consolidated balance sheets as the host contract.

Derivatives classified as trading assets and liabilities include those held for trading purposes and those used for risk management purposes that do not qualify for hedge accounting. Derivatives held for trading purposes arise from proprietary trading activity and from customer-based activity. Realized gains and losses, changes in unrealized gains and losses and interest flows are included in trading revenues. Derivative contracts designated and qualifying as fair value hedges, cash flow hedges or net investment hedges are reported as other assets or other liabilities.

The fair value of exchange-traded derivatives is typically derived from observable market prices and/or observable market parameters. Fair values for over-the-counter (OTC) derivatives are determined on the basis of proprietary models using various input

parameters. Derivative contracts are recorded on a net basis per counterparty, where an enforceable master netting agreement exists. Where no such agreement exists, fair values are recorded on a gross basis.

Where hedge accounting is applied, the Group formally documents all relationships between hedging instruments and hedged items, including the risk management objectives and strategy for undertaking hedge transactions. At inception of a hedge and on an ongoing basis, the hedge relationship is formally assessed to determine whether the derivatives that are used in hedging transactions are highly effective in offsetting changes in fair values or cash flows of hedged items attributable to the hedged risk. The Group discontinues hedge accounting prospectively in the following circumstances:

- (i) the derivative is no longer effective in offsetting changes in the fair value or cash flows of a hedged item (including forecasted transactions);
- (ii) the derivative expires or is sold, terminated or exercised;
- (iii) the derivative is no longer designated as a hedging instrument because it is unlikely that the forecasted transaction will occur; or
- (iv) the designation of the derivative as a hedging instrument is otherwise no longer appropriate.

For derivatives that are designated and qualify as fair value hedges, the carrying value of the underlying hedged items is adjusted to fair value for the risk being hedged. Changes in the fair value of these derivatives are recorded in the same line item of the consolidated statements of operations as the change in fair value of the risk being hedged for the hedged assets or liabilities to the extent the hedge is effective. The change in fair value representing hedge ineffectiveness is recorded separately in trading revenues.

When the Group discontinues fair value hedge accounting because it determines that the derivative no longer qualifies as an effective fair value hedge, the derivative will continue to be carried in the consolidated balance sheets at its fair value, and the hedged asset or liability will no longer be adjusted for changes in fair value attributable to the hedged risk. Interest-related fair value adjustments made to the underlying hedged items will be amortized to the consolidated statements of operations over the remaining life of the hedged item. Any unamortized interest-related fair value adjustment is recorded in the consolidated statements of operations upon sale or extinguishment of the hedged asset or liability, respectively. Any other fair value hedge adjustments remain part of the carrying amount of the hedged asset or liability and are recognized in the consolidated statements of operations upon disposition of the hedged item as part of the gain or loss on disposition.

For hedges of the variability of cash flows from forecasted transactions and floating rate assets or liabilities, the effective portion of the change in the fair value of a designated derivative is recorded in AOCI. These amounts are reclassified into the line item in the consolidated statements of operations in which

the hedged item is recorded when the variable cash flow from the hedged item impacts earnings (for example, when periodic settlements on a variable rate asset or liability are recorded in the consolidated statements of operations or when the hedged item is disposed of). The change in fair value representing hedge ineffectiveness is recorded separately in trading revenues.

When hedge accounting is discontinued on a cash flow hedge, the net gain or loss will remain in AOCI and be reclassified into the consolidated statements of operations in the same period or periods during which the formerly hedged transaction is reported in the consolidated statements of operations. When the Group discontinues hedge accounting because it is probable that a forecasted transaction will not occur within the specified date or period plus two months, the derivative will continue to be carried in the consolidated balance sheets at its fair value, and gains and losses that were previously recorded in AOCI will be recognized immediately in the consolidated statements of operations.

For hedges of a net investment in a foreign operation, the change in the fair value of the hedging derivative is recorded in AOCI to the extent the hedge is effective. The change in fair value representing hedge ineffectiveness is recorded in trading revenues. The Group uses the forward method of determining effectiveness for net investment hedges, which results in the time value portion of a foreign currency forward being reported in AOCI to the extent the hedge is effective.

Investment securities

Investment securities include debt securities classified as held-to-maturity and debt securities classified as available-for-sale. Regular-way security transactions are recorded on a trade-date basis.

Debt securities where the Group has the positive intent and ability to hold such securities to maturity are classified as such and are carried at amortized cost, net of any unamortized premium or discount.

Debt securities classified as available-for-sale are carried at fair value. Unrealized gains and losses, which represent the difference between fair value and amortized cost, are recorded in AOCI. Amounts reported in AOCI are net of income taxes.

Amortization of premiums or discounts is recorded in interest and dividend income using the effective yield method through the maturity date of the security.

Recognition of an impairment on debt securities is recorded in the consolidated statements of operations if a decline in fair value below amortized cost is considered other-than-temporary, that is, amounts due according to the contractual terms of the security are not considered collectible, typically due to deterioration in the creditworthiness of the issuer. No impairment is recorded in connection with declines resulting from changes in interest rates to the extent the Group does not intend to sell the investments, nor is it more likely than not that the Group will be required to sell the

investments before the recovery of their amortized cost bases, which may be maturity.

Recognition of an impairment for debt securities establishes a new cost basis, which is not adjusted for subsequent recoveries.

Unrealized losses on available-for-sale securities are recognized in the consolidated statements of operations when a decision has been made to sell a security.

Other investments

Other investments include equity method investments, equity securities without a readily determinable fair value, such as hedge funds, private equity securities and certain investments in non-marketable mutual funds for which the Group has neither significant influence nor control over the investee, and real estate held-for-investment.

Equity method investments are investments for which the Group has the ability to significantly influence the operating and financial policies. Significant influence is typically characterized by ownership of 20% to 50% of the voting stock or in-substance common stock of a corporation or 5% or more of limited partnership interests. Equity method investments are accounted for under the equity method of accounting or the fair value option. Under the equity method of accounting, the Group's proportionate share of the profit or loss, and any impairment on the investee, if applicable, is reported in other revenues. Under the fair value option, changes in fair value are reported in other revenues. The Group has elected the fair value basis of accounting on some of its equity method investments.

Equity securities without a readily determinable fair value are carried at fair value, net asset value practical expedient to estimate fair value or at cost less impairment, adjusted for observable price changes (measurement alternative). Memberships in exchanges are reported at cost, less impairment. Equity securities without a readily determinable fair value held by the Group's subsidiaries that are determined to be investment companies as defined by ASC Topic 946 – Financial Services – Investment Companies are carried at fair value, with changes in fair value recorded in other revenues.

Equity method investments and equity securities without a readily determinable fair value held by subsidiaries that are within the scope of ASC Topic 940 – Financial Services – Brokers and Dealers are measured at fair value and reported in trading assets when the intent of the broker-dealer entity is to hold the asset temporarily for trading purposes. Changes in fair value are reported in trading revenues. Equity securities without a readily determinable fair value include investments in entities that regularly calculate net asset value per share or its equivalent, with changes in fair value recorded in other revenue.

Real estate held-for-investment purposes is carried at cost less accumulated depreciation and is depreciated over its estimated

useful life, generally 40 to 67 years. Land that is classified as real estate held-for-investment purposes is carried at historical cost and is not depreciated. Real estate held-for-investment purposes is tested for impairment annually, or more frequently, if events or changes in circumstances indicate that the carrying amount may not be recoverable. For real estate held-for-investment purposes, the fair values were measured based on either discounted cash flow analyses or external market appraisals. Recognition of an impairment on such assets establishes a new cost base, which is not adjusted for subsequent recoveries in value.

Loans

Loans held-to-maturity

Loans which the Group intends to hold until maturity are carried at outstanding principal balances plus accrued interest, net of the following items: unamortized premiums, discounts on purchased loans, deferred loan origination fees and direct loan origination costs on originated loans. Interest income is accrued on the unpaid principal balance and net deferred premiums/discounts and fees/costs are amortized as an adjustment to the loan yield over the term of the related loans.

Lease financing transactions where the Group is the lessor are classified as loans. Unearned income is amortized to interest and dividend income over the lease term using the effective interest method.

In accordance with Group policies, impaired loans include non-performing loans, non-interest-earning loans, restructured loans and potential problem loans.

→ Refer to "Note 19 – Loans, allowance for loan losses and credit quality" for further information.

Allowance for loan losses on loans held-to-maturity

The allowance for loan losses is composed of the following components: probable credit losses inherent in the portfolio and those losses specifically identified. Changes in the allowance for loan losses are recorded in the consolidated statements of operations in provision for credit losses and in interest income (for provisions on past due interest).

The Group evaluates many factors when estimating the allowance for loan losses, including the volatility of default probabilities, rating changes, the magnitude of potential loss, internal risk ratings, and geographic, industry and other economic factors. The component of the allowance representing probable losses inherent in the portfolio is for loans not specifically identified as impaired and that, on a portfolio basis, are considered to contain probable inherent loss. The estimate of this component of the allowance for the consumer loans portfolio involves applying historical and current default probabilities, historical recovery experience and related current assumptions to homogenous loans based on internal risk rating and product type. To estimate this component of the allowance for the corporate & institutional loans portfolio, the Group segregates loans by risk, industry or country rating. Excluded from this estimate process are consumer and corporate

& institutional loans that have been specifically identified as impaired or are held at fair value. For lending-related commitments, a provision for losses is estimated based on historical loss and recovery experience and recorded in other liabilities. Changes in the estimate of losses for lending-related commitments are recorded in the consolidated statements of operations in provision for credit losses.

The estimate of the component of the allowance for specifically identified credit losses on impaired loans is based on a regular and detailed analysis of each loan in the portfolio considering collateral and counterparty risk. The Group considers a loan impaired when, based on current information and events, it is probable that the Group will be unable to collect the amounts due according to the contractual terms of the loan agreement. For non-collateral-dependent impaired loans, an impairment is measured using the present value of estimated future cash flows, except that as a practical expedient an impairment may be measured based on a loan's observable market price. For collateral-dependent impaired loans, an impairment is measured using the fair value of the collateral.

A loan is classified as non-performing no later than when the contractual payments of principal and/or interest are more than 90 days past due except for subprime residential loans which are classified as non-performing no later than when the contractual payments of principal and/or interest are more than 120 days past due. The additional 30 days ensure that these loans are not incorrectly assessed as non-performing during the time when servicing of them typically is being transferred. However, management may determine that a loan should be classified as non-performing notwithstanding that contractual payments of principal and/or interest are less than 90 days past due or, in the case of subprime residential loans, 120 days past due. For non-performing loans, a provision is recorded in an amount equal to any accrued but unpaid interest at the date the loan is classified as non-performing, resulting in a charge to the consolidated statements of operations. In addition, the Group continues to add accrued interest receivable to the loan's balance for collection purposes; however, a provision is recorded resulting in no interest income recognition. Thereafter, the outstanding principal balance is evaluated at least annually for collectability and a provision is established as necessary.

A loan can be further downgraded to non-interest-earning when the collection of interest is considered so doubtful that further accrual of interest is deemed inappropriate. At that time, and on at least a quarterly basis thereafter depending on various risk factors, the outstanding principal balance, net of provisions previously recorded, is evaluated for collectability and additional provisions are established as required.

Generally, non-performing loans and non-interest-earning loans may be restored to performing status only when delinquent principal and interest are brought up to date in accordance with the terms of the loan agreement and when certain performance criteria are met.

Interest collected on non-performing loans and non-interest-earning loans is accounted for using the cash basis or the cost recovery method or a combination of both.

Loans that were modified in a troubled debt restructuring are reported as restructured loans. Generally, a restructured loan would have been considered impaired and an associated allowance for loan losses would have been established prior to the restructuring. Loans modified in a troubled debt restructuring are reported as restructured loans to the end of the reporting year in which the loan was modified or for as long as an allowance for loan losses based on the terms specified by the restructuring agreement is associated with the restructured loan or an interest concession made at the time of the restructuring exists. In making the determination of whether an interest rate concession has been made, market interest rates for loans with comparable risk to borrowers of the same credit quality are considered. Loans that have been restructured in a troubled debt restructuring and are performing according to the new terms continue to accrue interest. Loan restructurings may include the receipt of assets in satisfaction of the loan, the modification of loan terms (e.g., reduction of interest rates, extension of maturity dates at a stated interest rate lower than the current market rate for new loans with similar risk, or reduction in principal amounts and/or accrued interest balances) or a combination of both.

Potential problem loans are impaired loans where contractual payments have been received according to schedule, but where doubt exists as to the collection of future contractual payments. Potential problem loans are evaluated for impairment on an individual basis and an allowance for loan losses is established as necessary. Potential problem loans continue to accrue interest.

The amortization of net loan fees or costs on impaired loans is generally discontinued during the periods in which matured and unpaid interest or principal is outstanding. On settlement of a loan, if the loan balance is not collected in full, an allowance is established for the uncollected amount, if necessary, and the loan is then written off, net of any deferred loan fees and costs.

Write-off of a loan occurs when it is considered certain that there is no possibility of recovering the outstanding principal. Recoveries of loans previously written off are recorded based on the cash or estimated fair value of other assets received.

→ Refer to "Impaired loans" in Note 19 – Loans, allowance for loan losses and credit quality for further information on the write-off of a loan and related accounting policies.

Loans held-for-sale

Loans, which the Group intends to sell in the foreseeable future, are considered held-for-sale and are carried at the lower of amortized cost or market value determined on either an individual method basis, or in the aggregate for pools of similar loans if sold or securitized as a pool. Loans held-for-sale are included in other assets. Revaluation losses incurred at the transfer into the held-for-sale category are generally recorded as credit losses. Gains

and losses on loans held-for-sale subsequent to the transfer into the held-for-sale category are recorded in other revenues.

Purchased impaired loans

Purchased loans for which it is probable at acquisition that all contractually required payments will not be received are recorded at their net purchase price and no allowances are carried over. The excess of the estimated cash flows to be collected over the amount paid is accreted into interest income over the estimated recovery period when reasonable estimates can be made about the timing and amount of recovery. The Group does not consider such loans to be impaired at the time of acquisition. Such loans are deemed impaired only if the Group's estimate of cash to be received decreases below the estimate at the time of acquisition. Increases in the estimated expected recovery are recorded as a reversal of allowances, if any, and then recognized as an adjustment of the effective yield of the loan.

Loans held at fair value under the fair value option

Loans and loan commitments for which the fair value option is elected are reported at fair value with changes in fair value reported in trading revenues. The application of the fair value option does not change the loan's classification. Loan commitments carried at fair value are recorded in other assets or other liabilities, respectively.

Premises and equipment

Premises and equipment (including equipment under operating leases where the Group is the lessor), with the exception of land, are carried at cost less accumulated depreciation.

Buildings are depreciated on a straight-line basis over their estimated useful lives, generally 40 to 67 years, and building improvements are depreciated on a straight-line basis over their estimated useful lives, generally not exceeding five to ten years. Land is carried at historical cost and is not depreciated. Leasehold improvements, such as alterations and improvements to rented premises, are depreciated on a straight-line basis over the shorter of the lease term or estimated useful life, which generally does not exceed ten years. Equipment, such as computers, machinery, furnishings, vehicles and other tangible non-financial assets, is depreciated using the straight-line method over its estimated useful lives, generally three to ten years. Certain leasehold improvements and equipment, such as data center power generators, may have estimated useful lives greater than ten years.

The Group capitalizes costs relating to the acquisition, installation and development of software with a measurable economic benefit, but only if such costs are identifiable and can be reliably measured. The Group depreciates capitalized software costs on a straight-line basis over the estimated useful life of the software, generally not exceeding seven years, taking into consideration the effects of obsolescence, technology, competition and other economic factors.

The Group reflects finance leasing activities for which it is the lessee by recording an asset in premises and equipment and a corresponding liability in other liabilities at an amount equal to the smaller of the present value of the minimum lease payments or fair value, and the leased asset is depreciated over the shorter of the asset's estimated useful life or the lease term.

Goodwill and other intangible assets

Goodwill arises on the acquisition of subsidiaries and equity method investments. It is measured as the excess of the fair value of the consideration transferred, the fair value of any non-controlling interest in the acquiree and the fair value of any previously held equity interest in the acquired subsidiary, over the net of the acquisition-date fair values of the identifiable assets acquired and the liabilities assumed. Goodwill is not amortized; instead it is tested for impairment annually, or more frequently if events or changes in circumstances indicate that goodwill may be impaired. Goodwill is allocated to the Group's reporting units for the purposes of the impairment test.

Other intangible assets may be acquired individually or as part of a group of assets assumed in a business combination. Other intangible assets include but are not limited to: patents, licenses, copyrights, trademarks, branch networks, mortgage servicing rights, customer base and deposit relationships. Acquired intangible assets are initially measured at the amount of cash disbursed or the fair value of other assets distributed. Other intangible assets that have a finite useful life are amortized over that period. Other intangible assets acquired after January 1, 2002 that are determined to have an indefinite useful life are not amortized; instead they are tested for impairment annually, or more frequently if events or changes in circumstances indicate that the indefinite intangible asset may be impaired. Mortgage servicing rights are included in non-amortizing other intangible assets and are carried at fair value, with changes in fair value recognized through earnings in the period in which they occur. Mortgage servicing rights represent the right to perform specified mortgage servicing activities on behalf of third parties. Mortgage servicing rights are either purchased from third parties or retained upon sale of acquired or originated loans.

Recognition of an impairment on non-financial assets

The Group evaluates premises and equipment and finite intangible assets for impairment at least annually and whenever events or changes in circumstances indicate that the carrying amount may not be recoverable. Where the carrying amount of an asset exceeds the recoverable amount, the asset is considered impaired and an impairment is recorded in general and administrative expenses. Recognition of an impairment on such assets establishes a new cost base, which is not adjusted for subsequent recoveries in value.

Income taxes

Deferred tax assets and liabilities are recorded for the expected future tax consequences of temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities at the dates of the consolidated balance sheets and their respective tax bases. Deferred tax assets and liabilities are computed using currently enacted tax rates and are recorded in other assets and other liabilities, respectively. Income tax expense or benefit is recorded in income tax expense/(benefit), except to the extent the tax effect relates to transactions recorded directly in total shareholders' equity. Deferred tax assets are reduced by a valuation allowance, if necessary, to the amount that management believes will more likely than not be realized. Deferred tax assets and liabilities are adjusted for the effect of changes in tax laws and rates in the period in which changes are approved by the relevant authority. Deferred tax assets and liabilities are presented on a net basis for the same tax-paying component within the same tax jurisdiction.

The Group follows the guidance in ASC Topic 740 – Income Taxes, which sets out a consistent framework to determine the appropriate level of tax reserves to maintain for uncertain tax positions. The Group determines whether it is more likely than not that an income tax position will be sustained upon examination based on the technical merits of the position. Sustainable income tax positions are then measured to determine the amount of benefit eligible for recognition in the consolidated financial statements. Each such sustainable income tax position is measured at the largest amount of benefit that is more likely than not to be realized upon ultimate settlement.

Brokerage receivables and brokerage payables

The Group recognizes receivables and payables from transactions in financial instruments purchased from and sold to customers, banks and broker-dealers. The Group is exposed to risk of loss resulting from the inability of counterparties to pay for or deliver financial instruments purchased or sold, in which case the Group would have to sell or purchase, respectively, these financial instruments at prevailing market prices. To the extent an exchange or clearing organization acts as counterparty to a transaction, credit risk is generally considered to be limited. The Group establishes credit limits for each customer and requires them to maintain margin collateral in compliance with applicable regulatory and internal guidelines. In order to conduct trades with an exchange or a third-party bank, the Group is required to maintain a margin. This is usually in the form of cash and deposited in a separate margin account with the exchange or broker. If available information indicates that it is probable that a brokerage receivable is impaired, an allowance is established. Write-offs of brokerage receivables occur if the outstanding amounts are considered uncollectible.

Other assets

Derivative instruments used for hedging

Derivative instruments are carried at fair value. The fair values of derivative instruments held for hedging are included as other

assets or other liabilities in the consolidated balance sheets. The accounting treatment used for changes in fair value of hedging derivatives depends on the designation of the derivative as either a fair value hedge, cash flow hedge or hedge of a net investment in a foreign operation. Changes in fair value representing hedge ineffectiveness are reported in trading revenues.

Customer deposits

Customer deposits represent funds held from customers (both retail and commercial) and banks and consist of interest-bearing demand deposits, savings deposits and time deposits. Interest is accrued based on the contractual provisions of the deposit contract.

Long-term debt

Total long-term debt is composed of debt issuances which do not contain derivative features (vanilla debt), as well as hybrid debt instruments with embedded derivatives, which are issued as part of the Group's structured product activities. Long-term debt includes both Swiss franc and foreign currency denominated fixed and variable rate bonds.

The Group actively manages interest rate risk and foreign currency risk on vanilla debt through the use of derivative contracts, primarily interest rate and currency swaps. In particular, fixed rate debt is hedged with receive-fixed, pay-floating interest rate swaps. The Group elected to fair value this fixed rate debt upon implementation of the fair value option on January 1, 2007, with changes in fair value recognized as a component of trading revenues, except for changes in fair value attributed to own credit risk, which, since 2016, are recorded in other comprehensive income, net of tax, and recycled to trading revenue when the debt is de-recognized. The Group did not elect to apply the fair value option to fixed-rate debt issued by the Group since January 1, 2008 and instead applies hedge accounting per the guidance of ASC Topic 815 – Derivatives and Hedging.

For capital management purposes, the Group issues hybrid capital instruments in the form of low- and high-trigger tier 1 and tier 2 capital notes, with a write-off or contingent share conversion feature. Typically, these instruments have an embedded derivative that is bifurcated for accounting purposes. The embedded derivative is measured separately and changes in fair value are recorded in trading revenue. The host contract is generally accounted for under the amortized cost method unless the fair value option has been elected and the entire instrument is carried at fair value.

The Group's long-term debt also includes various equity-linked and other indexed instruments with embedded derivative features, for which payments and redemption values are linked to commodities, stocks, indices, currencies or other assets. The Group elected to account for substantially all of these instruments at fair value. Changes in the fair value of these instruments

are recognized as a component of trading revenues, except for changes in fair value attributed to own credit risk, which is recorded in other comprehensive income (OCI), net of tax, and recycled to trading revenue when the debt is de-recognized.

Other liabilities

Guarantees

In cases where the Group acts as a guarantor, the Group recognizes in other liabilities, at the inception of a guarantee, a liability for the fair value of the obligations undertaken in issuing such a guarantee, including its ongoing obligation to perform over the term of the guarantee in the event that certain events or conditions occur.

Pension and other post-retirement benefits

Credit Suisse sponsors a number of post-employment benefit plans for its employees worldwide, which include defined benefit pension plans and other post-employment benefits. The major plans are located in Switzerland, the UK and the US.

The Group uses the projected unit credit actuarial method to determine the present value of its projected benefit obligations (PBO) and the current and past service costs or credits related to its defined benefit and other post-retirement benefit plans. The measurement date used to perform the actuarial valuation is December 31 and is performed by independent qualified actuaries.

Certain key assumptions are used in performing the actuarial valuations. These assumptions must be made concerning the future events that will determine the amount and timing of the benefit payments and thus require significant judgment and estimates by Group management. This includes making assumptions with regard to discount rates, salary increases, interest rate on savings balances, expected long-term rate of return on plan assets and mortality (future life expectancy).

The assumed discount rates reflect the rates at which the pension benefits could be effectively settled. These rates are determined based on yield curves, constructed from high-quality corporate bonds currently available and observable in the market and are expected to be available during the period to maturity of the pension benefits. In countries where there is no deep market in high-quality corporate bonds with longer durations, the best available market information, including governmental bond yields and risk premiums, is used to construct the yield curve.

Salary increases are determined by reviewing historical practice and external market data as well as considering internal projections.

The interest rate on savings balances is applicable only to the Credit Suisse Swiss pension plan (Swiss pension plan). The Board of Trustees of the Swiss pension plan sets the interest rate to be applied on the accumulated savings balance on an annual basis. Credit Suisse estimates the future interest rate on savings balances, taking into consideration actions and rates approved by the Board of Trustees of the Swiss pension plan and expected

future changes in the interest rate environment based on the yield curve used for the discount rate.

The expected long-term rate of return on plan assets is determined on a plan-by-plan basis, taking into account asset allocation, historical rate of return, benchmark indices for similar-type pension plan assets, long-term expectations of future returns and investment strategy.

Mortality assumptions are based on standard mortality tables and standard models and methodologies for projecting future improvements to mortality as developed and published by external independent actuarial societies and actuarial organizations.

Health care cost trend rates are determined by reviewing external data and the Group's own historical trends for health care costs.

The funded status of the Group's defined benefit post-retirement and pension plans is recognized in the consolidated balance sheets.

Actuarial gains and losses in excess of 10% of the greater of the PBO or the market value of plan assets and unrecognized prior service costs or credits are amortized to net periodic pension and other post-retirement benefit costs on a straight-line basis over the average remaining service life of active employees expected to receive benefits.

The Group records pension expense for defined contribution plans when the employee renders service to the company, essentially coinciding with the cash contributions to the plans.

Share-based compensation

For all share-based awards granted to employees, compensation expense is measured at grant date or modification date based on the fair value of the number of awards for which the requisite service is expected to be rendered and is recognized in the consolidated statements of operations over the required service period.

The incremental tax effects of the difference between the compensation expense recorded in the US GAAP accounts and the tax deduction received, are recorded in the income statement at the point in time the deduction for tax purposes is recorded.

Compensation expense for share-based awards that vest in their entirety at the end of the vesting period (cliff vesting) and awards that vest in annual installments (graded vesting), which only contain a service condition that affects vesting, is recognized on a straight-line basis over the service period for the entire award. However, if awards with graded vesting contain a performance condition, then each installment is expensed as if it were a separate award ("front-loaded" expense recognition). Furthermore, recognition of compensation expense is accelerated to the date an employee becomes eligible for retirement.

Performance share awards contain a performance condition. In the event of either a negative return on equity (ROE) of the Group

or a divisional loss, any outstanding performance share awards will be subject to a reduction. The amount of compensation expense recorded includes an estimate of any expected reductions. For each reporting period after the grant date, the expected number of shares to be ultimately delivered upon vesting is reassessed and reflected as an adjustment to the cumulative compensation expense recorded in the income statement. The basis for the ROE calculation may vary from year to year, depending on the Compensation Committee's determination for the year in which the performance shares are granted.

Certain employees own equity interests in the form of carried interests in certain funds managed by the Group. Expenses recognized under these ownership interests are reflected in the consolidated statements of operations in compensation and benefits.

Own shares, own bonds and financial instruments on own shares

The Group may buy and sell own shares, own bonds and financial instruments on own shares within its normal trading and market-making activities. In addition, the Group may hold its own shares to satisfy commitments arising from employee share-based compensation awards. Own shares are recorded at cost and reported as treasury shares, resulting in a reduction to total shareholders' equity. Financial instruments on own shares are recorded as assets or liabilities or as equity when the criteria for equity classification are met. Dividends received by subsidiaries on own shares and unrealized and realized gains and losses on own shares classified in total shareholders' equity are excluded from the consolidated statements of operations.

Any holdings of bonds issued by any Group entity are eliminated in the consolidated financial statements.

Net interest income

Interest income and interest expense arising from interest-bearing assets and liabilities other than those carried at fair value or the lower of cost or market are accrued, and any related net deferred premiums, discounts, origination fees or costs are amortized as an adjustment to the yield over the life of the related asset and liability. Interest from debt securities and dividends on equity securities carried as trading assets and trading liabilities are recorded in interest and dividend income.

→ Refer to "Loans" for further information on interest on loans.

Commissions and fees

Commissions and fees include revenue from contracts with customers. The Group recognizes revenue when it satisfies a contractual performance obligation. The Group satisfies a performance obligation when control of the underlying good or services related to the performance obligation is transferred to the customer. Control is the ability to direct the use of, and obtain substantially all of the remaining benefits from, the good or service. The Group must determine whether control of a good or service is transferred over time. If so, the related revenue is recognized over time as the good or service is transferred to the customer. If not, control of the good or service is transferred at a point in time. The performance obligations are typically satisfied as the services in the contract are rendered. Revenue is measured based on the consideration specified in a contract with a customer, and excludes any amounts collected on behalf of third parties. The transaction price can be a fixed amount or can vary because of performance bonuses or other similar items. Variable consideration is only included in the transaction price once it is probable that a significant reversal in the amount of cumulative revenue recognized will not occur when the uncertainty associated with the amount of variable consideration is subsequently resolved. Generally, no significant judgement is required with respect to recording variable consideration.

When another party is involved in providing goods or services to a customer, the Group must determine whether the nature of its promise is a performance obligation to provide the specified goods or services itself (that is, the Group is a principal) or to arrange for those goods or services to be provided by the other party (that is, the Group is an agent). The Group determines whether it is a principal or an agent for each specified good or service promised to the customer. Gross presentation (revenue on the revenue line and expense on the expense line) is appropriate when the Group acts as principal in a transaction. Conversely, net presentation (revenue and expenses reported net) is appropriate when the Group acts as an agent in the transaction.

Transaction-related expenses are expensed as incurred. Industry specific guidance for the deferral of underwriting expenses allows the deferral and recognition of the underwriting expenses along with the underwriting revenue.

→ Refer to "Note 14 – Revenue from contracts with customers" for further information.

2 Recently issued accounting standards

Recently adopted accounting standards

ASC Topic 230 – Statement of Cash Flows

In November 2016, the Financial Accounting Standards Board (FASB) issued Accounting Standards Update (ASU) 2016-18,

"Restricted Cash (a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force)" (ASU 2016-18), an update to Accounting Standards Codification (ASC) Topic 230 – Statement of Cash Flows. ASU 2016-18 required that cash amounts described as restricted cash and cash equivalents be included in cash and cash

equivalents when reconciling total amounts in the statements of cash flows. ASU 2016-18 was required to be applied retrospectively to all periods presented beginning in the year of adoption. The adoption of ASU 2016-18 on January 1, 2018 did not have an impact on the Group's financial position, results of operations and cash flows.

In August 2016, the FASB issued ASU 2016-15, "Classification of Certain Cash Receipts and Cash Payments (a consensus of the Emerging Issues Task Force)" (ASU 2016-15), an update to ASC Topic 230 – Statement of Cash Flows. The amendments in ASU 2016-15 provided guidance regarding classification of certain cash receipts and payments where diversity in practice was observed. ASU 2016-15 was required to be applied retrospectively to all periods presented beginning in the year of adoption. The adoption of ASU 2016-15 on January 1, 2018 did not have a material impact on the Group's financial position, results of operations and cash flows and, as such, prior periods were not restated.

ASC Topic 606 – Revenue from Contracts with Customers

In May 2014, the FASB issued ASU 2014-09, "Revenue from Contracts with Customers" (ASU 2014-09), creating ASC Topic 606 – Revenue from Contracts with Customers and superseding ASC Topic 605 – Revenue Recognition. The core principle of the guidance was that an entity recognizes revenue to depict the transfer of promised goods or services to customers in an amount that reflected the consideration to which the entity expected to be entitled in exchange for those goods or services. ASU 2014-09 outlined key steps that an entity should follow to achieve the core principle. ASU 2014-09 also included disclosure requirements that enabled users of the financial statements to understand the nature, amount, timing and uncertainty of revenue and cash flows arising from contracts with customers.

ASU 2014-09 and its subsequent amendments were effective for the annual reporting period beginning after December 15, 2017, including interim reporting periods within that reporting period. Early adoption was permitted for annual reporting periods beginning after December 15, 2016, including interim reporting periods within that reporting period.

The Group established a cross-functional implementation team and governance structure for the project. The Group's implementation efforts included the identification of revenue and costs within the scope of the guidance, as well as the evaluation of revenue contracts under the new guidance and related accounting policies. The guidance did not apply to revenue associated with financial instruments, including loans and securities that are accounted for under other US GAAP guidance.

The Group adopted ASU 2014-09 on January 1, 2018 using the modified retrospective approach with a transition adjustment recognized in retained earnings without restating comparatives. As a result of adoption, there was a decrease in retained earnings, net of tax, of CHF 45 million due to a change in timing of the recognition of certain fees in investment banking and private banking.

Additionally, the new revenue recognition criteria required the Group to present underwriting revenue, reimbursed expenses in fund management and in investment banking advisory, gross of offsetting expenses in contrast to prior periods in which the financial statements presented these amounts net of offsetting expenses. Furthermore, with the adoption of ASU 2014-09, the brokerage, clearing and exchange expenses, which are incurred when acting as an agent on behalf of clients buying or selling exchange-traded cash securities, exchange-traded derivatives or centrally cleared OTC derivatives, are offset against the commission income.

→ Refer to "Note 14 – Revenue from contracts with customers" for further information.

ASC Topic 715 – Compensation – Retirement Benefits

In March 2017, the FASB issued ASU 2017-07, "Improving the Presentation of Net Periodic Pension Cost and Net Periodic Postretirement Benefit Cost" (ASU 2017-07), an update to ASC Topic 715 – Compensation – Retirement Benefits. The amendments in ASU 2017-07 required that the service cost component of the net periodic benefit cost be presented in the same income statement line item(s) as other employee compensation costs arising from services rendered during the period. Other components of the net periodic benefit cost should be reported separately from the line item(s) that included the service cost and outside of any subtotal of operating income. ASU 2017-07 was required to be applied retrospectively to all periods presented beginning in the year of adoption. The adoption of ASU 2017-07 on January 1, 2018 resulted in a restatement that, upon adoption, increased compensation and benefits expenses and decreased general and administrative expenses by CHF 190 million and CHF 80 million as of December 31, 2017 and 2016, respectively.

ASC Topic 820 – Fair Value Measurement

In August 2018, the FASB issued ASU 2018-13, "Disclosure Framework – Changes to the Disclosure Requirements for Fair Value Measurement" (ASU 2018-13), an update to ASC Topic 820 – Fair Value Measurement. The amendments in ASU 2018-13 remove, modify and add certain disclosure requirements in ASC Topic 820, Fair Value Measurement. ASU 2018-13 is effective for annual reporting periods beginning after December 15, 2019 and for the interim periods within those annual reporting periods. Early adoption is permitted, including in an interim period, for any eliminated or modified disclosure requirements. The Group early adopted the provisions for removing and modifying certain disclosures upon issuance of ASU 2018-13. As these amendments relate to disclosures, the adoption did not have an impact on the Group's financial position, results of operations or cash flows. The Group is currently evaluating the impact of the adoption of the remaining amendments in ASU 2018-13.

ASC Topic 825 – Financial Instruments – Overall

In January 2016, the FASB issued ASU 2016-01, "Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities" (ASU 2016-01), an update to ASC Topic 825 – Financial Instruments – Overall. The amendments in ASU 2016-01 addressed certain aspects of recognition, measurement, presentation and

disclosure of financial instruments. The amendments primarily affected the accounting for equity investments, financial liabilities under the fair value option and the presentation and disclosure requirements for financial instruments. Early adoption of the full standard was not permitted; however, certain sections of ASU 2016-01 relating to fair value option-elected financial liabilities could be early adopted in isolation. The amendments to ASU 2016-01 required the changes in fair value relating to instrument-specific credit risk of fair value option elected financial liabilities to be presented separately in AOCI. The Group early adopted these sections of the update on January 1, 2016. As a result of the adoption, the Group reclassified CHF 475 million, net of tax, from retained earnings to AOCI. The adoption of the remaining amendments to ASU 2016-01 on January 1, 2018 resulted in a reclassification of unrealized gains and losses previously reported in AOCI for available-for-sale equity securities to retained earnings of CHF 21 million, net of tax. ASU 2016-01 also required that certain equity instruments without readily determinable fair value be measured at fair value, excluding instances in which measurement alternative is applied; however, this requirement did not have a material impact on the Group's financial position, results of operations or cash flows.

Standards to be adopted in future periods

ASC Topic 220 – Income Statements – Reporting Comprehensive Income

In January 2018, the FASB issued ASU 2018-02, "Reclassification of Certain Tax Effects from Accumulated Other Comprehensive Income" (ASU 2018-02), an update to ASC Topic 220 – Income Statement – Reporting Comprehensive Income. The amendments in ASU 2018-02 allow a reclassification from AOCI to retained earnings for the stranded tax effects resulting from the US Tax Cuts and Jobs Act. ASU 2018-02 is effective for annual reporting periods and interim periods within those periods beginning after December 15, 2018. Early adoption was permitted. The adoption of ASU 2018-02 on January 1, 2019 resulted in a net increase in retained earnings of CHF 64 million as a result of the reclassification from AOCI to retained earnings, which was the result of the re-measurement of deferred tax assets and liabilities associated with the change in tax rates.

ASC Topic 326 – Financial Instruments – Credit Losses

In June 2016, the FASB issued ASU 2016-13, "Measurement of Credit Losses on Financial Instruments" (ASU 2016-13), creating ASC Topic 326 – Financial Instruments – Credit Losses. ASU 2016-13 is intended to improve financial reporting by requiring timelier recording of credit losses on financial assets measured at amortized cost basis including, but not limited to loans, net investments in leases recognized as lessor and off-balance sheet credit exposures. ASU 2016-13 eliminates the probable initial recognition threshold under the current incurred loss methodology for recognizing credit losses. Instead, ASU 2016-13 requires the measurement of all expected credit losses for financial assets held at the reporting date based on historical experience, current conditions and reasonable and supportable forecasts. The Group will incorporate forward-looking information and macroeconomic factors into

its credit loss estimates. ASU 2016-13 requires enhanced disclosures to help investors and other financial statement users to better understand significant estimates and judgments used in estimating credit losses, as well as the credit quality and underwriting standards of an organization's portfolio. As the Group is a US Securities and Exchange Commission (SEC) filer, ASU 2016-13 and its subsequent amendment are effective for annual reporting periods beginning after December 15, 2019, including interim periods within those annual reporting periods. Early adoption is permitted for annual reporting periods, including interim periods within those annual reporting periods, beginning after December 15, 2018; however, the Group does not intend to early adopt ASU 2016-13.

The Group has established a cross-functional implementation team and governance structure for the project. The Group has decided on a current expected credit loss (CECL) methodology and continues to adjust for key interpretive issues while monitoring the FASB's ongoing accounting standards development. Furthermore, the Group will continue to monitor the scope assessment, as a basis to determine the requirements and data sourcing of the CECL models, and to design, build and test the models until the effective date.

The Group expects that the new CECL methodology would generally result in increased and more volatile allowance for loan losses. The main impact drivers include:

- the remaining life of the loans measured at amortized cost and the off-balance sheet credit exposures at the adoption date and subsequent reporting dates because of the new requirement to measure lifetime expected credit losses;
- the state of the economy at the adoption date and subsequent reporting dates because of the new requirement to incorporate reasonable and supportable forward looking information and macroeconomic factors; and
- the credit quality of the loans measured at amortized cost and the off-balance sheet credit exposures at the adoption date and subsequent reporting dates.

Upon adoption of the standard, the Group expects a cumulative adjustment to be posted to retained earnings for any changes in credit loss allowances. As the implementation progresses, the Group will continue to evaluate the extent of the impact of the adoption of ASU 2016-13 and its subsequent amendment on the Group's financial position, results of operations, cash flows and related disclosures.

ASC Topic 350 – Intangibles – Goodwill and Other

In August 2018, the FASB issued ASU 2018-15, "Customer's Accounting for Implementation Costs Incurred in a Cloud Computing Arrangement That Is a Service Contract" (ASU 2018-15), an update to ASC Subtopic 350-40 – Intangibles – Goodwill and Other – Internal-Use Software. The amendments in ASU 2018-15 align the requirements for capitalizing implementation costs incurred in a hosting arrangement that is a service contract with the requirements for capitalizing implementation costs incurred to develop or obtain internal-use software. ASU 2018-15 is effective for annual reporting periods beginning after December 15, 2019,

including interim periods within those annual reporting periods and can be applied either retrospectively or prospectively. Early adoption, including adoption in an interim period, is permitted. The Group elected to early adopt ASU 2018-15 prospectively on January 1, 2019. The adoption of ASU 2018-15 did not have a material impact on the Group's financial position, results of operations or cash flows.

ASC Topic 715 – Compensation – Retirement Benefits

In August 2018, the FASB issued ASU 2018-14, "Changes to the Disclosure Requirements for Defined Benefit Plans" (ASU 2018-14), an update to ASC Topic 715 – Compensation—Retirement Benefits—Defined Benefit Plans—General (Subtopic 715-20): Disclosure Framework. ASU 2018-14 modifies the disclosure framework to improve disclosure requirements for employers that sponsor defined benefit pension or other post-retirement plans. ASU 2018-14 is effective for annual reporting periods ending after December 15, 2020, with early adoption permitted. ASU 2018-14 should be applied on a retrospective approach for all periods presented. As these amendments relate only to disclosures, there will be no impact from the adoption of ASU 2018-14 on the Group's financial position, results of operations or cash flows.

ASC Topic 810 – Consolidation

In October 2018, the FASB issued ASU 2018-17, "Targeted Improvements to Related Party guidance for Variable Interest Entities" (ASU 2018-17), an update to ASC Topic 810 – Consolidation. ASU 2018-17 amended the variable interest entity guidance to require an entity to consider a decision maker's indirect interests held through related parties under common control on a proportional basis when determining whether decision-making fees are variable interests. ASU 2018-17 is effective for annual reporting periods beginning after December 15, 2019 and for the interim periods within those annual reporting periods. Early adoption is permitted. ASU 2018-17 should be applied retrospectively with a cumulative effect adjustment to retained earnings at the beginning of the earliest period presented. The Group is currently evaluating the impact of the adoption of ASU 2018-17 on the Group's financial position, results of operations and cash flows.

ASC Topic 815 – Derivatives and Hedging

In August 2017, the FASB issued ASU 2017-12, "Targeted Improvements to Accounting for Hedging Activities" (ASU 2017-12), an update to ASC Topic 815 – Derivatives and Hedging. ASU 2017-12 makes changes to the hedge accounting model intended to facilitate financial reporting that more closely reflects an entity's risk management activities and to simplify application of hedge accounting. The amendments in ASU 2017-12 provide more hedging strategies that will be eligible for hedge accounting, ease the documentation and effectiveness assessment requirements and result in changes to the presentation and disclosure

requirements of hedge accounting activities. ASU 2017-12 is effective for annual reporting periods beginning after December 15, 2018, and for the interim periods within those annual reporting periods. Early adoption, including adoption in an interim period, was permitted. The adoption of ASU 2017-12 on January 1, 2019 did not have a material impact on the Group's financial position, results of operations and cash flows.

In October 2018, the FASB issued ASU 2018-16, "Inclusion of the Secured Overnight Financing Rate (SOFR) Overnight Index Swap (OIS) Rate as a Benchmark Interest Rate for Hedge Accounting Purposes" (ASU 2018-16), an update to ASC Topic 815 – Derivatives and Hedging. ASU 2018-16 permits the use of the OIS rate based on the SOFR as a US benchmark interest rate for hedge accounting purposes and was effective for the Group on January 1, 2019. The adoption of ASU 2018-16 on January 1, 2019 did not impact the Group's existing hedges.

ASC Topic 842 – Leases

In February 2016, the FASB issued ASU 2016-02, "Leases" (ASU 2016-02), creating ASC Topic 842 – Leases and superseding ASC Topic 840 – Leases. ASU 2016-02 sets out the principles for the recognition, measurement, presentation and disclosure of leases for both lessees and lessors. ASU 2016-02 also includes disclosure requirements to provide more information about the amount, timing and uncertainty of cash flows arising from leases. Lessor accounting is substantially unchanged compared to the current accounting guidance. Under the current lessee accounting model the Group is required to distinguish between finance leases, which are recognized on the balance sheet, and operating leases, which are not. ASU 2016-02 requires lessees to present a right-of-use asset and a corresponding lease liability on the balance sheet irrespective of the lease classification. ASU 2016-02 and its subsequent amendments are effective for annual reporting periods beginning after December 15, 2018, and for the interim periods within those annual reporting periods. Early adoption was permitted.

The Group adopted ASU 2016-02 on January 1, 2019 using the modified retrospective approach, with a transition adjustment recognized in retained earnings without restating comparatives. The Group elected the use of the package of practical expedients and the practical expedient to use hindsight.

As a result of adoption, the Group recognized lease liabilities and related right-of-use assets of approximately CHF 3.5 billion and CHF 3.3 billion, respectively. In addition, the Group recognized an increase in retained earnings of approximately CHF 0.2 billion, net of tax, which included both the release of previously deferred gains on sale lease-back transactions and previously unrecognized impairment losses.

3 Business developments, significant shareholders and subsequent events

The Group's significant business developments for 2018 as well as the Group's significant shareholders are discussed below.

Business developments

There were no significant business developments for the Group in 2018.

Significant shareholders

Significant shareholders registered in the share register
The following table includes significant shareholders (including nominees) with holdings in Group shares of at least 5% of the voting rights, which were registered in the share register as of December 31, 2018 and 2017, respectively.

Significant shareholders registered in the share register

end of

	2018			2017		
	Number of shares (million)	Total nominal value (CHF million)	Shareholding (%)	Number of shares (million)	Total nominal value (CHF million)	Shareholding (%)
Direct shareholders ¹						
Chase Nominees Ltd. ²	388	16	15.19	329	13	12.88
Nortrust Nominees Ltd. ²	149	6	5.84	140	6	5.49

¹ As registered in the share register of the Group on December 31 of the reporting period; includes shareholders registered as nominees.

² Nominee holdings exceeding 2% are registered with a right to vote only if the nominee confirms that no individual shareholder holds more than 0.5% of the outstanding share capital or if the nominee discloses the identity of any beneficial owner holding more than 0.5% of the outstanding capital.

Information received from shareholders not registered in the share register

In addition to the shareholdings registered in the share register of the Group, the Group has obtained and reported to the SIX Swiss Exchange (SIX) information from its shareholders in accordance with the notification requirements of the Swiss Federal Act on Financial Market Infrastructures and Market Conduct in Securities and Derivatives Trading. These shareholders may hold their shareholdings in Group shares through a nominee. The following shareholder notifications relate to registered voting rights exceeding 5% of all voting rights, which are subject to disclosure in the notes to the financial statements in accordance with the Swiss Code of Obligations.

In a disclosure notification that the Group published on November 9, 2013, the Group was notified that as of November 4, 2013, Harris Associates L.P. held 81.5 million shares, or 5.17% of the voting rights, of the registered Group shares issued as of the date of the notified transaction. No further disclosure notification has been received from Harris Associates L.P. relating to holdings of registered Group shares since 2013. This position includes the reportable position of Harris Associates Investment Trust (4.97% of the voting rights), as published by the SIX on August 1, 2018.

In a disclosure notification that the Group published on September 6, 2018, the Group was notified that as of August 24, 2018, Qatar Holding LLC held 133.2 million shares, or 5.21% of the voting rights, of the registered Group shares issued as of the date of the notified transaction.

In 2018, the Group received disclosure notifications from Norges Bank that their holdings of registered Group shares and voting rights had fallen below the 5% threshold. The Olayan Group and BlackRock, Inc.'s holdings of registered Group shares and voting rights remained below the 5% threshold both as of December 31, 2018 and as of December 31, 2017.

Subsequent event

In March 2019, the Group reached a tentative settlement related to an existing dispute. As a result, the Group increased its 2018 litigation provision by CHF 33 million in the Corporate & Institutional Banking business within the Swiss Universal Bank division and decreased its estimate of the aggregate range of reasonably possible losses not covered by existing provisions from zero to CHF 1.5 billion to zero to CHF 1.4 billion.

4 Segment information

The Group is a global financial services company domiciled in Switzerland and serves its clients through three regionally focused divisions: Swiss Universal Bank, International Wealth Management and Asia Pacific. These regional businesses are supported by two other divisions specialized in investment banking capabilities: Global Markets and Investment Banking & Capital Markets. As of December 31, 2018, Strategic Resolution Unit consolidates the remaining portfolios from the former non-strategic units plus additional businesses and positions that do not fit with the strategic direction.

The segment information reflects the Group's six reportable segments, which are managed and reported on a pre-tax basis, as follows:

- The **Swiss Universal Bank** division offers comprehensive advice and a wide range of financial solutions to private, corporate and institutional clients primarily domiciled in the Group's home market Switzerland. The Private Clients business has a leading franchise in the Group's home market and serves ultra-high-net-worth individual, high-net-worth individual, affluent and retail clients. The Corporate & Institutional Clients business serves large corporate clients, small and medium-sized enterprises, institutional clients, external asset managers, financial institutions and commodity traders.
- The **International Wealth Management** division through its Private Banking business offers comprehensive advisory services and tailored investment and financing solutions to wealthy private clients and external asset managers in Europe, the Middle East, Africa and Latin America. The Asset Management business offers investment solutions and services globally to a broad range of clients, including pension funds, governments, foundations and endowments, corporations and individuals.
- In the **Asia Pacific** division, the wealth management, financing and underwriting and advisory teams work closely together to deliver integrated advisory services and solutions to target ultra-high-net-worth, entrepreneur and corporate clients. The Wealth Management & Connected business combines activities in wealth management with the financing, underwriting and advisory activities. The Markets business represents the Group's equities and fixed income sales and trading businesses, which support the wealth management activities, but also deals extensively with a broader range of institutional clients.
- The **Global Markets** division offers a broad range of financial products and services to client-driven businesses and also supports the Group's global wealth management businesses and their clients. The suite of products and services includes global securities sales, trading and execution, prime brokerage and comprehensive investment research. Clients include financial institutions, corporations, governments, institutional investors, such as pension funds and hedge funds, and private individuals around the world.
- The **Investment Banking & Capital Markets** division offers a broad range of investment banking services to corporations,

financial institutions, financial sponsors and ultra-high-net-worth individuals and sovereign clients. The range of products and services includes advisory services related to mergers and acquisitions, divestitures, takeover defense mandates, business restructurings and spin-offs. The division also engages in debt and equity underwriting of public securities offerings and private placements.

- The **Strategic Resolution Unit** was created to facilitate the immediate right-sizing of the business divisions from a capital perspective and included remaining portfolios from the former non-strategic units plus transfers of additional exposures from the business divisions. The Strategic Resolution Unit also included noncontrolling interest-related revenues and expenses resulting from the consolidation of certain private equity funds and other entities in which the Group did not have a significant economic interest (SEI) in such revenues and expenses. The consolidation of these entities did not affect net income attributable to shareholders as the amounts recorded in net revenues and total operating expenses were offset by corresponding amounts reported as noncontrolling interests. Beginning in 2019, the Strategic Resolution Unit has ceased to exist as a separate division of the Group.

Corporate Center includes parent company operations such as Group financing, expenses for projects sponsored by the Group and certain expenses that have not been allocated to the segments. In addition, the Corporate Center includes consolidation and elimination adjustments required to eliminate intercompany revenues and expenses.

Revenue sharing and cost allocation

Responsibility for each product is allocated to a specific segment, which records all related revenues and expenses. Revenue-sharing and service level agreements govern the compensation received by one segment for generating revenue or providing services on behalf of another. These agreements are negotiated periodically by the relevant segments on a product-by-product basis. The aim of revenue-sharing and service level agreements is to reflect the pricing structure of unrelated third-party transactions.

Corporate services and business support in finance, operations, human resources, legal, compliance, risk management and IT are provided by corporate functions, and the related costs are allocated to the segments and Corporate Center based on their requirements and other relevant measures.

Funding

The Group centrally manages its funding activities. New securities for funding and capital purposes are issued primarily by Credit Suisse AG, the direct bank subsidiary of the Group (the Bank). The Bank lends funds to its operating subsidiaries and affiliates on both a senior and subordinated basis, as needed,

the latter typically to meet capital requirements, or as desired by management to capitalize on opportunities. Capital is distributed to the segments considering factors such as regulatory capital requirements, utilized economic capital and the historic and future potential return on capital.

Transfer pricing, using market rates, is used to record net revenues and expenses in each of the segments for this capital and funding. The Group's funds transfer pricing system is designed to allocate funding costs to its businesses in a way that incentivizes their efficient use of funding. The Group's funds transfer pricing system is an essential tool that allocates to the businesses the short-term and long-term costs of funding their balance sheet usages and off-balance sheet contingencies. The funds transfer pricing framework ensures the full funding costs allocation under normal business conditions, but it is of even greater importance in a stressed capital markets environment where raising funds is more challenging and expensive. Under this framework, the Group's businesses are also credited to the extent they provide long-term stable funding.

Net revenues and income/(loss) before taxes

in	2018	2017	2016
Net revenues (CHF million)			
Swiss Universal Bank	5,564	5,396	5,759
International Wealth Management	5,414	5,111	4,698
Asia Pacific	3,393	3,504	3,597
Global Markets	4,980	5,551	5,497
Investment Banking & Capital Markets	2,177	2,139	1,972
Strategic Resolution Unit	(706)	(886)	(1,271)
Corporate Center	100	85	71
Net revenues	20,920	20,900	20,323
Income/(loss) before taxes (CHF million)			
Swiss Universal Bank	2,125	1,765	2,025
International Wealth Management	1,705	1,351	1,121
Asia Pacific	664	729	725
Global Markets	154	450	48
Investment Banking & Capital Markets	344	369	261
Strategic Resolution Unit	(1,381)	(2,135)	(5,759)
Corporate Center	(239)	(736)	(687)
Income/(loss) before taxes	3,372	1,793	(2,266)

Total assets

end of	2018	2017
Total assets (CHF million)		
Swiss Universal Bank	224,301	228,857
International Wealth Management	91,835	94,753
Asia Pacific	99,809	96,497
Global Markets	211,530	242,159
Investment Banking & Capital Markets	16,155	20,803
Strategic Resolution Unit	20,874	45,629
Corporate Center	104,411	67,591
Total assets	768,916	796,289

Net revenues and income/(loss) before taxes by geographical location

in	2018	2017	2016
Net revenues (CHF million)			
Switzerland	7,646	7,775	8,426
EMEA	1,686	1,231	2,064
Americas	8,731	8,926	7,217
Asia Pacific	2,857	2,966	2,616
Net revenues	20,920	20,900	20,323
Income/(loss) before taxes (CHF million)			
Switzerland	1,924	1,736	2,111
EMEA	(2,082)	(2,769)	(2,460)
Americas	3,452	2,746	(1,573)
Asia Pacific	78	80	(344)
Income/(loss) before taxes	3,372	1,793	(2,266)

The designation of net revenues and income/(loss) before taxes is based on the location of the office recording the transactions. This presentation does not reflect the way the Group is managed.

Total assets by geographical location

end of	2018	2017
Total assets (CHF million)		
Switzerland	234,291	241,757
EMEA	149,400	154,023
Americas	309,616	318,405
Asia Pacific	75,609	82,104
Total assets	768,916	796,289

The designation of total assets by region is based upon customer domicile.

5 Net interest income

in	2018	2017	2016
Net interest income (CHF million)			
Loans	6,770	5,979	5,628
Investment securities	80	47	60
Trading assets	7,131	6,697	7,483
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	2,856	2,515	2,767
Other	2,776	1,819	1,436
Interest and dividend income	19,613	17,057	17,374
Deposits	(2,267)	(1,354)	(1,043)
Short-term borrowings	(359)	(166)	(84)
Trading liabilities	(3,453)	(3,542)	(3,602)
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	(1,877)	(1,284)	(1,387)
Long-term debt	(3,816)	(3,722)	(3,494)
Other	(812)	(432)	(202)
Interest expense	(12,604)	(10,500)	(9,812)
Net interest income	7,009	6,557	7,562

6 Commissions and fees

in	2018	2017	2016
Commissions and fees (CHF million)			
Lending business	1,931	1,839	1,818
Investment and portfolio management	3,582	3,494	3,209
Other securities business	48	46	46
Fiduciary business	3,630	3,540	3,255
Underwriting	1,718	1,606	1,364
Brokerage	2,813	3,004	3,028
Underwriting and brokerage	4,531	4,610	4,392
Other services	1,798	1,628	1,627
Commissions and fees	11,890	11,817	11,092

7 Trading revenues

in	2018	2017	2016
Trading revenues (CHF million)			
Interest rate products	757	3,228	6,231
Foreign exchange products	367	1,989	(2,529)
Equity/index-related products	(307)	(2,888)	(1,796)
Credit products	(97)	(1,096)	(2,124)
Commodity and energy products	102	86	177
Other products	(198)	(2)	354
Trading revenues	624	1,317	313

Represents revenues on a product basis which are not representative of business results within segments, as segment results utilize financial instruments across various product types.

Trading revenues include revenues from trading financial assets and liabilities as follows:

- Equities;
- Commodities;
- Listed and OTC derivatives;
- Derivatives linked to funds of hedge funds and providing financing facilities to funds of hedge funds;
- Market making in the government bond and associated OTC derivative swap markets;
- Domestic, corporate and sovereign debt, convertible and non-convertible preferred stock and short-term securities such as floating rate notes and commercial paper (CP);
- Market making and positioning in foreign exchange products;
- Credit derivatives on investment grade and high yield credits;
- Trading and securitizing all forms of securities that are based on underlying pools of assets; and
- Life settlement contracts.

Trading revenues also include changes in the fair value of financial assets and liabilities elected to fair value under US GAAP. The main components include certain instruments from the following categories:

- Central bank funds purchased/sold;
- Securities purchased/sold under resale/repurchase agreements;
- Securities borrowing/lending transactions;
- Loans and loan commitments; and
- Customer deposits, short-term borrowings and long-term debt.

Managing the risks

As a result of the Group's broad involvement in financial products and markets, its trading strategies are correspondingly diverse and exposures are generally spread across a diversified range of risk factors and locations. The Group uses an economic capital limit structure to limit overall risk taking. The level of risk incurred by its divisions is further managed by a variety of factors and specific risk constraints, including consolidated controls over trading exposures. Also, as part of its overall risk management, the Group holds a portfolio of economic hedges. Hedges are impacted by market movements, similar to trading securities, and may result in gains or losses on the hedges which offset losses or gains on the portfolios they were designed to economically hedge. The Group manages its trading risk with regard to both market and credit risk. The Group uses market risk measurement and management methods capable of calculating comparable exposures across its many activities and employs focused tools that can model unique characteristics of certain instruments or portfolios.

The principal risk measurement methodology for trading book exposures is value-at-risk. Macroeconomic and specific hedging strategies are in place to manage and mitigate the market and credit risk in the trading book.

8 Other revenues

in	2018	2017	2016
Other revenues (CHF million)			
Noncontrolling interests without SEI	(2)	3	4
Loans held-for-sale	(4)	3	(51)
Long-lived assets held-for-sale	39	(18)	437
Equity method investments	228	233	208
Other investments	337	80	0
Other	799	908	758
Other revenues	1,397	1,209	1,356

9 Provision for credit losses

in	2018	2017	2016
Provision for credit losses (CHF million)			
Provision for loan losses	201	190	249
Provision for lending-related and other exposures	44	20	3
Provision for credit losses	245	210	252

12 Restructuring expenses

In connection with the ongoing implementation of the revised Group strategy, restructuring expenses of CHF 626 million, CHF 455 million and CHF 540 million were recognized in 2018, 2017 and 2016, respectively. Restructuring expenses primarily include termination costs, expenses in connection with the acceleration of certain deferred compensation awards and real estate contract termination costs.

Restructuring expenses by segment

in	2018	2017	2016
Restructuring expenses by segment (CHF million)			
Swiss Universal Bank	101	59	60
International Wealth Management	115	70	54
Asia Pacific	61	63	53
Global Markets	242	150	217
Investment Banking & Capital Markets	84	42	28
Strategic Resolution Unit	21	57	121
Corporate Center	2	14	7
Total restructuring expenses	626	455	540

10 Compensation and benefits

in	2018	2017	2016
Compensation and benefits (CHF million)			
Salaries and variable compensation	8,220	8,906	9,165
Social security	652	671	697
Other ¹	748	790	790
Compensation and benefits	9,620	10,367	10,652

¹ Includes pension-related expenses of CHF 411 million, CHF 432 million and CHF 454 million in 2018, 2017 and 2016, respectively, relating to service costs for defined benefit pension plans and employer contributions for defined contribution plans.

11 General and administrative expenses

in	2018	2017	2016
General and administrative expenses (CHF million)			
Occupancy expenses	964	1,000	1,004
IT, machinery, etc.	1,174	1,156	1,166
Provisions and losses	425	698	3,009
Travel and entertainment	338	321	328
Professional services	1,803	2,446	2,984
Amortization and impairment of other intangible assets	9	9	8
Other ¹	1,085	1,015	1,191
General and administrative expenses	5,798	6,645	9,690

¹ Includes pension-related expenses/(credits) of CHF (208) million, CHF (190) million and CHF (80) million in 2018, 2017 and 2016, respectively, relating to certain components of net periodic benefit costs for defined benefit plans.

Restructuring expenses by type

in	2018	2017	2016
Restructuring expenses by type (CHF million)			
Compensation and benefits-related expenses	246	294	358
of which severance expenses	169	192	218
of which accelerated deferred compensation	77	102	140
General and administrative-related expenses	380	161	182
of which pension expenses	74	49	27
Total restructuring expenses	626	455	540

Restructuring provision

in	2018			2017			2016		
	Compen- sation and benefits	General and administrative expenses	Total	Compen- sation and benefits	General and administrative expenses	Total	Compen- sation and benefits	General and administrative expenses	Total
Restructuring provision (CHF million)									
Balance at beginning of period	196	110	306	217	94	311	187	12	199
Net additional charges ¹	169	219	388	192	68	260	218	137	355
Utilization	(209)	(139)	(348)	(213)	(72)	(285)	(188)	(55)	(243)
Balance at end of period	156	190	346	196	110	306	217	94	311

¹ The following items for which expense accretion was accelerated in 2018, 2017 and 2016 due to the restructuring of the Group are not included in the restructuring provision: unsettled share-based compensation of CHF 56 million, CHF 71 million and CHF 34 million, respectively, which remain classified as a component of total shareholders' equity; unsettled pension obligations of CHF 74 million, CHF 49 million and CHF 27 million, respectively, which remain classified as pension liabilities; unsettled cash-based deferred compensation of CHF 21 million, CHF 31 million and CHF 106 million, respectively, which remain classified as compensation liabilities; and accelerated accumulated depreciation and impairment of CHF 87 million, CHF 24 million and CHF 18 million, respectively, which remain classified as premises and equipment. The settlement date for the unsettled share-based compensation remains unchanged at three years.

13 Earnings per share

in	2018	2017	2016
Basic net income/(loss) attributable to shareholders (CHF million)			
Net income/(loss) attributable to shareholders for basic earnings per share	2,024	(983)	(2,710)
Net income/(loss) attributable to shareholders for diluted earnings per share	2,024	(983)	(2,710)
Weighted-average shares outstanding (million)			
For basic earnings per share available for common shares	2,574.2	2,413.8	2,136.8
Dilutive share options and warrants	3.0	0.0	0.0
Dilutive share awards	53.8	0.0	0.0
For diluted earnings per share available for common shares ¹	2,631.0	2,413.8 ²	2,136.8 ²
Earnings/(loss) per share available for common shares (CHF)			
Basic earnings/(loss) per share available for common shares	0.79	(0.41)	(1.27)
Diluted earnings/(loss) per share available for common shares	0.77	(0.41)	(1.27)

¹ Weighted-average potential common shares relating to instruments that were not dilutive for the respective periods (and therefore not included in the diluted earnings per share calculation above) but could potentially dilute earnings per share in the future were 8.7 million, 9.8 million and 11.3 million for 2018, 2017 and 2016, respectively.

² Due to the net losses in 2017 and 2016, 2.9 million and 3.2 million, respectively, of weighted-average share options and warrants outstanding and 57.7 million and 54.6 million, respectively, of weighted-average share awards outstanding were excluded from the diluted earnings per share calculation, as the effect would be antidilutive.

14 Revenue from contracts with customers

Revenue is measured based on the consideration specified in a contract with a customer, and excludes any amounts collected on behalf of third parties. Taxes assessed by a governmental authority that are collected by the Group from a customer and both imposed on and concurrent with a specific revenue-producing transaction are excluded from revenue. The Group recognizes revenue when it satisfies a contractual performance obligation. Variable consideration is only included in the transaction price once it is probable that a significant reversal in the amount of cumulative revenue recognized will not occur when the uncertainty associated with the amount of variable consideration is subsequently resolved. Generally no significant judgement is required with respect to recording variable consideration.

If a fee is a fixed percentage of a variable account value at contract inception, recognition of the fee revenue is constrained as the contractual consideration is highly susceptible to change due to factors outside of the Group's influence. However, at each performance measurement period end (e.g., end-of-day, end-of-month, end-of-quarter), recognition of the cumulative amount of the consideration to which the Group is entitled is no longer constrained because it is calculated based on a known account value and the fee revenue is no longer variable.

Nature of services

The following is a description of the principal activities from which the Group generates its revenues from contracts with customers.

The performance obligations are typically satisfied as the services in the contract are rendered. The contract terms are generally such that they do not result in any contract assets. The contracts generally do not include a significant financing component or obligations for refunds or other similar obligations. Any variable consideration included in the transaction price is only recognized when the uncertainty of the amount is resolved and it is probable that a significant reversal of cumulative revenue recognized will not occur.

Credit Suisse's wealth management businesses provide investment services and solutions for clients, including asset management, investment advisory and investment management, wealth planning, and origination and structuring of sophisticated financing transactions. The Group receives for these services investment advisory and investment management fees which are generally reflected in the line item 'Investment and portfolio management' in the table 'Contracts with customers and disaggregation of revenues' below. Generally, the fee for the service provided is recognized over the period of time the service is provided.

The wealth management businesses also provide comprehensive advisory services and tailored investment and financing solutions to private, corporate and institutional clients. The nature of the services range from investment and wealth management activities, which are services rendered over a period of time according to the contract with the customer, to more transaction-specific

services such as brokerage and sales and trading services and the offer of client-tailored financing products. The services are provided as requested by Credit Suisse's clients, and the fee for the service requested is recognized once the service is provided.

The Group's asset management businesses offer investment solutions and services globally to a broad range of clients, including pension funds, governments, foundations and endowments, corporations and individuals. Fund managers typically enter into a variety of contracts to provide investment management and other services. A fund manager may satisfy its performance obligation independently or may engage a third party to satisfy some or all of a performance obligation on the fund manager's behalf. Although the fund manager may have engaged a third party to provide inputs to the overall investment management services, the contractual obligation to provide investment management services to a customer remains the primary responsibility of the fund manager. As such, the fund manager is acting as a principal in the transaction. As a fund manager, the Group typically receives base management fees and may additionally receive performance-based management fees which are both recognized as 'Investment and portfolio management' revenues in the table 'Contracts with customers and disaggregation of revenues' below. Base management fees are generally calculated based on the net asset value (NAV) of the customer's investment, which can change during the performance period. Performance-based management fees are variable consideration received by the Group depending on the financial performance of the underlying fund. As both the base management fees and performance-based management fees are variable, the Group recognizes the fees once it is probable that a significant reversal of the revenue recognized will not occur and when the uncertainty of the amount is resolved. The estimate of these variable fees is constrained until the end of the performance measurement period. Generally, the uncertainty is resolved at the end of the performance measurement period and therefore no significant judgement is necessary when recording variable consideration. Under a clawback obligation provision, a fund manager may be required to return certain distributions received from a fund if a specific performance threshold, i.e., benchmark, is not achieved at the end of the lifetime of the fund. The contractual clawback obligation is an additional factor of uncertainty which is considered in the constraint assessment. If the performance-based management fee is earned but the clawback provision has not lapsed, the clawback obligation is accounted for as a refund liability.

The Group's capital markets businesses underwrite and sell securities on behalf of customers. Typically, the fees in these businesses are recognized at a single point in time once the transaction is complete, i.e., when the securities have been placed with investors, and recognized as underwriting revenue. All expenses incurred in satisfying the performance obligation are deferred and recognized once the transaction is complete. Generally Credit Suisse and other banks form a syndicate group to underwrite and place the securities for a customer. The Group may act as the lead or a participating member in the syndicate group. Each

member of the syndicate group, including the lead and participating underwriters, is acting as principal for their proportionate share of the syndication. As a result, the individual underwriters reflect their proportionate share of underwriting revenue and underwriting costs on a gross basis.

The Group also offers brokerage services in its investment banking businesses, including global securities sales, trading and execution, prime brokerage and investment research. For the services provided, such as the execution of client trades in securities or derivatives, the Group typically earns a brokerage commission when the trade is executed. The Group generally acts as an agent when buying or selling exchange-traded cash securities, exchange-traded derivatives or centrally cleared OTC derivatives on behalf of clients.

Credit Suisse's investment banking businesses provide services that include advisory services to clients in connection with corporate finance activities. The term "advisory" includes any type of

service the Group provides in an advisory capacity. For these types of services, the Group typically receives a non-refundable retainer fee and/or a success fee which usually represents a percentage of the transaction proceeds if and when the corporate finance activity is completed. Additionally, the contract may contain a milestone fee such as an "announcement fee" that is payable upon the public announcement of the corporate finance activity. Typically the fees in the investment banking business are recognized at a specific point in time once it is determined that the performance obligation related to the transaction has been completed. A contract liability will be recorded if the Group receives a payment such as a retainer fee or announcement fee for an advisory service prior to satisfying the performance obligation. Advisory fees are recognized ratably over time in scenarios where the contracted service of the Group is to act as an advisor over a specified period not related to or dependent on the successful completion of a transaction. Revenues recognized from these services are reflected in the line item "Other Services" in the table below.

Contracts with customers and disaggregation of revenues

in	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
Contracts with customers (CHF million)				
Investment and portfolio management	898	896	896	892
Other securities business	13	12	11	12
Underwriting	330	405	513	470
Brokerage	647	623	749	810
Other services	492	452	471	487
Total revenues from contracts with customers	2,380	2,388	2,640	2,671

The table above differs from "Note 6 – Commissions and fees" as it includes only those contracts with customers that are in scope of ASC Topic 606 – Revenue from Contracts with Customers.

Contract balances

end of / in	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
Contract balances (CHF million)				
Contract receivables	791	845	838	758
Contract liabilities	56	66	63	67
Revenue recognized in the reporting period included in the contract liabilities balance at the beginning of period	16	7	13	13

The Group did not recognize any revenues in the reporting period from performance obligations satisfied in previous periods.

In 2018, we recognized a net impairment loss on contract receivables of CHF 2 million in the fourth quarter, CHF 6 million in the third quarter and CHF 3 million in the second quarter of 2018. No impairment losses were recognized on contract receivables in the first quarter of 2018. The Group did not recognize any contract assets during the fourth quarter, the third quarter, the second quarter and the first quarter of 2018.

Capitalized costs

The Group has not incurred costs to obtain a contract nor costs to fulfill a contract that are eligible for capitalization.

Remaining performance obligations

ASC Topic 606's practical expedient allows the Group to exclude from its remaining performance obligations disclosure any performance obligations which are part of a contract with an original expected duration of one year or less. Additionally any variable consideration, for which it is probable that a significant reversal

in the amount of cumulative revenue recognized will occur when the uncertainty associated with the variable consideration is subsequently resolved, is not subject to the remaining performance obligations disclosure because such variable consideration is not included in the transaction price (e.g., investment management fees). Upon review, the Group determined that no material remaining performance obligations are in scope of the remaining performance obligations disclosure.

Impact of the adoption of ASC Topic 606

The impact of adoption of ASC Topic 606 on the Group's consolidated statement of operations resulted in increases in

commissions and fees revenues of CHF 12 million, CHF 19 million, CHF 23 million and CHF 20 million, increases in general and administrative expenses of CHF 26 million, CHF 45 million, CHF 48 million and CHF 40 million and decreases in commission expenses of CHF 12 million, CHF 25 million, CHF 29 million and CHF 22 million for the fourth quarter, the third quarter, the second quarter, and the first quarter of 2018, respectively. The impact of the adoption did not have a material impact on the Group's consolidated balance sheet or the Group's consolidated statement of cash flows in the fourth quarter, the third quarter, the second quarter and the first quarter of 2018.

15 Securities borrowed, lent and subject to repurchase agreements

end of	2018	2017
Securities borrowed or purchased under agreements to resell (CHF million)		
Central bank funds sold and securities purchased under resale agreements	77,770	70,009
Deposits paid for securities borrowed	39,325	45,337
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	117,095	115,346
Securities lent or sold under agreements to repurchase (CHF million)		
Central bank funds purchased and securities sold under repurchase agreements	20,305	20,606
Deposits received for securities lent	4,318	5,890
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	24,623	26,496

Repurchase and reverse repurchase agreements represent collateralized financing transactions used to earn net interest income, increase liquidity or facilitate trading activity. These instruments are collateralized principally by government securities, money market instruments and corporate bonds and have terms ranging from overnight to a longer or unspecified period of time.

In the event of counterparty default, the reverse repurchase agreement or securities lending agreement provides the Group with the right to liquidate the collateral held. In the Group's normal course of business, a significant portion of the collateral received that may be sold or repledged has been sold or repledged as of December 31, 2018 and 2017.

16 Trading assets and liabilities

end of	2018	2017	end of	2018	2017
Trading assets (CHF million)			Cash collateral on derivatives instruments – netted (CHF million) ¹		
Debt securities	62,135	72,765	Cash collateral paid	20,216	23,288
Equity securities	46,463	55,722	Cash collateral received	13,213	14,996
Derivative instruments ¹	18,312	19,621	Cash collateral on derivatives instruments – not netted (CHF million) ²		
Other	5,293	8,226	Cash collateral paid	7,057	5,141
Trading assets	132,203	156,334	Cash collateral received	6,903	8,644
Trading liabilities (CHF million)			1 Recorded as cash collateral netting on derivative instruments in Note 27 – Offsetting of financial assets and financial liabilities.		
Short positions	26,946	24,465	2 Recorded as cash collateral on derivative instruments in Note 23 – Other assets and other liabilities.		
Derivative instruments ¹	15,023	14,654			
Trading liabilities	42,169	39,119			

¹ Amounts shown after counterparty and cash collateral netting.

17 Investment securities

end of	2018	2017
Investment securities (CHF million)		
Securities available-for-sale	2,911	2,191
Total investment securities	2,911	2,191

Investment securities by type

end of	2018				2017			
	Amortized cost	Gross unrealized gains	Gross unrealized losses	Fair value	Amortized cost	Gross unrealized gains	Gross unrealized losses	Fair value
Investment securities by type (CHF million)								
Debt securities issued by Swiss federal, cantonal or local governmental entities	2	0	0	2	199	13	0	212
Debt securities issued by foreign governments	821	7	0	828	1,215	21	0	1,236
Corporate debt securities	649	0	0	649	238	0	0	238
Residential mortgage-backed securities ¹	1,430	0	0	1,430	207	0	0	207
Commercial mortgage-backed securities	2	0	0	2	173	0	0	173
Debt securities available-for-sale	2,904	7	0	2,911	2,032	34	0	2,066
Banks, trust and insurance companies ²	-	-	-	-	95	30	0	125
Equity securities available-for-sale ²	-	-	-	-	95	30	0	125
Securities available-for-sale	2,904	7	0	2,911	2,127	64	0	2,191

¹ Relate to the consolidation of RMBS securitization VIEs where the assets are carried at fair value under the fair value option as are the VIE's liabilities recorded in long-term debt.

² As a result of the adoption of ASU 2016-01, equity securities available-for-sale are now recognized in trading assets and no longer in investment securities. Refer to "Note 2 – Recently issued accounting standards" for further information.

Proceeds from sales, realized gains and realized losses from available-for-sale securities

in	2018		2017		2016	
	Debt securities	Equity securities ¹	Debt securities	Equity securities	Debt securities	Equity securities
Additional information (CHF million)						
Proceeds from sales	255	-	7	7	9	4
Realized gains	8	-	0	0	0	0

¹ As a result of the adoption of ASU 2016-01, equity securities available-for-sale are now recognized in trading assets and no longer in investment securities. Refer to "Note 2 – Recently issued accounting standards" for further information.

Amortized cost, fair value and average yield of debt securities

end of	Debt securities available-for-sale		
	Amortized cost	Fair value	Average yield (in %)
2018 (CHF million, except where indicated)			
Due within 1 year	844	850	0.72
Due from 1 to 5 years	8	8	4.30
Due from 5 to 10 years	620	621	0.83
Due after 10 years	1,432	1,430	2.45
Total debt securities	2,904	2,911	1.61

18 Other investments

end of	2018	2017
Other investments (CHF million)		
Equity method investments	2,467	3,066
Equity securities (without a readily determinable fair value) ¹	1,207	1,292
of which at net asset value	530	742
of which at measurement alternative	227	175
of which at fair value	208	161
of which at cost less impairment	242	214
Real estate held-for-investment ²	79	232
Life finance instruments ³	1,137	1,374
Total other investments	4,890	5,964

¹ Includes private equity, hedge funds and restricted stock investments as well as certain investments in non-marketable mutual funds for which the Group has neither significant influence nor control over the investee.

² As of the end of 2018 and 2017, real estate held for investment included foreclosed or repossessed real estate of CHF 3 million and CHF 41 million, respectively, all related to residential real estate.

³ Includes life settlement contracts at investment method and SPIA contracts.

Equity securities at measurement alternative – impairments and adjustments

in / end of	2018	Cumulative
Impairments and adjustments (CHF million)		
Impairments and downward adjustments	(4)	(7)

→ Refer to "Note 35 – Financial instruments" for further information on such investments.

No impairments were recorded on real estate held-for-investments in 2018, while in 2017 and 2016, impairments of CHF 16 million and CHF 31 million, respectively, were recorded.

Accumulated depreciation related to real estate held-for-investment amounted to CHF 31 million, CHF 140 million and CHF 137 million for 2018, 2017 and 2016, respectively. Prior periods have been corrected.

19 Loans, allowance for loan losses and credit quality

Loans are divided in two portfolio segments, "consumer" and "corporate & institutional". Consumer loans are disaggregated into the classes of mortgages, loans collateralized by securities and consumer finance. Corporate and institutional loans are disaggregated into the classes of real estate, commercial and industrial loans, financial institutions, and governments and public institutions.

For financial reporting purposes, the carrying values of loans and related allowance for loan losses are presented in accordance with US GAAP and are not comparable with the regulatory credit risk exposures presented in our disclosures required under Pillar 3 of the Basel framework.

Loans		
end of	2018	2017
Loans (CHF million)		
Mortgages	107,645	106,039
Loans collateralized by securities	42,034	42,016
Consumer finance	3,906	4,242
Consumer	153,784	152,297
Real estate	26,727	26,599
Commercial and industrial loans	65,698	81,670
Financial institutions	18,494	15,697
Governments and public institutions	3,893	3,874
Corporate & institutional	134,612	127,840
Gross loans	288,596	280,137
of which held at amortized cost	273,723	264,830
of which held at fair value	14,873	15,307
Net (unearned income)/deferred expenses	(113)	(106)
Allowance for loan losses	(902)	(882)
Net loans	287,581	279,149
Gross loans by location		
Switzerland	160,444	157,696
Foreign	128,152	122,441
Gross loans	288,596	280,137
Impaired loans		
Non-performing loans	1,208	1,048
Non-interest-earning loans	300	223
Non-performing and non-interest-earning loans	1,508	1,271
Restructured loans	299	290
Potential problem loans	390	549
Other impaired loans	689	839
Gross impaired loans	2,192	2,110

Allowance for loan losses

	2018			2017			2016		
	Consumer	Corporate & institutional	Total	Consumer	Corporate & institutional	Total	Consumer	Corporate & institutional	Total
Allowance for loan losses (CHF million)									
Balance at beginning of period	220	662	882	216	722	938	216	650	866
Net movements recognized in statements of operations	19	182	201	54	136	190	63	186	249
Gross write-offs	(85)	(184)	(269)	(60)	(242)	(302)	(86)	(192)	(278)
Recoveries	21	37	58	12	41	53	13	53	66
Net write-offs	(64)	(147)	(211)	(48)	(201)	(249)	(73)	(139)	(212)
Provisions for interest	11	19	30	(1)	14	13	10	8	18
Foreign currency translation impact and other adjustments, net	1	(1)	0	(1)	(9)	(10)	0	17	17
Balance at end of period	187	715	902	220	662	882	216	722	938
of which individually evaluated for impairment	146	462	608	179	475	654	172	508	700
of which collectively evaluated for impairment	41	253	294	41	187	228	44	194	238
Gross loans held at amortized cost (CHF million)									
Balance at end of period	153,761	119,962	273,723	152,277	112,553	264,830	145,070	112,445	257,515
of which individually evaluated for impairment ¹	677	1,515	2,192	632	1,478	2,110	662	1,810	2,472
of which collectively evaluated for impairment	153,084	118,447	271,531	151,645	111,075	262,720	144,408	110,635	255,043

¹ Represents gross impaired loans both with and without a specific allowance.

Purchases, reclassifications and sales

in	2018			2017			2016		
	Consumer	Corporate & institutional	Total	Consumer	Corporate & institutional	Total	Consumer	Corporate & institutional	Total
Loans held at amortized cost (CHF million)									
Purchases ¹	0	2,163	2,163	0	3,381	3,381	30	3,405	3,435
Reclassifications from loans held-for-sale ²	0	1	1	0	63	63	0	125	125
Reclassifications to loans held-for-sale ³	1	2,351	2,352	0	7,407	7,407	1,632	2,768	4,400
Sales ³	1	2,267	2,268	0	7,051	7,051	72	2,067	2,159

¹ Includes drawdowns under purchased loan commitments.

² Includes loans previously reclassified to held-for-sale that were not sold and were reclassified back to loans held-to-maturity.

³ All loans held at amortized cost which are sold are reclassified to loans held-for-sale on or prior to the date of the sale.

Credit quality of loans held at amortized cost

Management monitors the credit quality of loans through its credit risk management processes, which are structured to assess, measure, monitor and manage risk on a consistent basis. This process requires careful consideration of proposed extensions of credit, the setting of specific limits, monitoring during the life of the exposure, active use of credit mitigation tools and a disciplined approach to recognizing credit impairment.

Management evaluates many factors when assessing the credit quality of loans. These factors include the volatility of default probabilities, rating changes, the magnitude of potential loss, internal risk ratings, and geographic, industry and other economic factors. For the purpose of credit quality disclosures, the Group uses detailed internal risk ratings which are aggregated to the credit quality indicators investment grade and non-investment grade.

The Group employs a set of credit ratings for the purpose of internally rating counterparties. Credit ratings are intended to reflect the risk of default of each counterparty. Ratings are assigned based on internally developed rating models and processes, which are subject to governance and internally independent validation procedures.

Internal ratings are assigned to all loans reflecting the Group's internal view of the credit quality of the counterparty. Internal ratings may differ from a counterparty's external ratings, if such ratings are available. Internal ratings are regularly reviewed depending on exposure type, client segment, collateral or event-driven developments. For the calculation of internal risk estimates (e.g., an estimate of expected loss in the event of a counterparty default) and risk-weighted assets, a probability of default (PD), loss given default (LGD) and exposure at default are assigned to each facility. These three parameters are primarily derived from internally developed statistical models that have been backtested against internal experience, validated by a function independent of the model owners on a regular basis and approved by the Group's

main regulators for application in the regulatory capital calculation in the advanced internal ratings-based approach (A-IRB) under the Basel framework. For the majority of clients and counterparties, internal ratings or PDs are calculated directly by proprietary statistical rating models. These models are based on internally compiled data comprising both quantitative factors (e.g., primarily balance sheet information for corporates and loan-to-value ratio and the borrower's income level for mortgage lending) and qualitative factors (e.g., credit histories from credit reporting bureaus) concentrating on economic trends and financial fundamentals. For statistical rating models calculating a PD, an equivalent rating based on the Standard & Poor's rating scale is assigned based on the PD band associated with each rating, which is used for disclosure purposes. For the remaining facilities where statistical rating models are not used, a PD is determined through an internal rating assigned on the basis of a structured expert approach. Credit officers make use of peer analyses, industry comparisons, external ratings and research as well as the judgment of credit experts for the purpose of their analysis. The PD for each internal rating is calibrated to historical default experience using internal data and external data from Standard & Poor's.

Reverse repurchase agreements are fully collateralized and in the event of counterparty default the reverse repurchase agreement provides the Group the right to liquidate the collateral held. Group risk management manages these instruments on the basis of the value of the underlying collateral, as opposed to loans, which are risk-managed on the ability of the counterparty to repay. Therefore the underlying collateral coverage is the most appropriate credit quality indicator for reverse repurchase agreements. As such, reverse repurchase agreements have not been included in the tables of this note.

The following tables present the Group's recorded investment in loans held at amortized cost by aggregated internal counterparty credit ratings investment grade and non-investment grade that are used as credit quality indicators for the purpose of this disclosure, and a related aging analysis.

Gross loans held at amortized cost by internal counterparty rating

end of	Investment grade		Non-investment grade		Total
	AAA to BBB	BB to C	D		
2018 (CHF million)					
Mortgages	97,404	10,046	395		107,845
Loans collateralized by securities	39,281	2,676	77		42,034
Consumer finance	1,465	2,247	170		3,882
Consumer	138,150	14,969	642		153,761
Real estate	19,461	6,494	110		26,065
Commercial and industrial loans	40,872	37,633	1,268		79,773
Financial institutions	10,715	2,138	86		12,939
Governments and public institutions	1,132	53	0		1,185
Corporate & institutional	72,180	46,318	1,464		119,962
Gross loans held at amortized cost	210,330	61,287	2,106		273,723
Value of collateral *	192,579	47,999	1,456		242,034
2017 (CHF million)					
Mortgages	94,553	11,214	272		106,039
Loans collateralized by securities	38,387	3,530	99		42,016
Consumer finance	1,801	2,241	180		4,222
Consumer	134,741	16,985	551		152,277
Real estate	20,278	5,640	85		26,003
Commercial and industrial loans	39,475	36,250	1,300		76,025
Financial institutions	7,258	2,022	46		9,326
Governments and public institutions	1,124	74	1		1,199
Corporate & institutional	68,135	42,966	1,432		112,533
Gross loans held at amortized cost	202,876	59,971	1,983		264,830
Value of collateral *	189,048	49,271	1,422		239,741

* Includes the value of collateral up to the amount of the outstanding related loans. For mortgages, the value of collateral is determined at the time of granting the loan and thereafter regularly reviewed according to the Group's risk management policies and directives, with maximum review periods determined by property type, market liquidity and market transparency.

Value of collateral

In the Group's private banking, corporate and institutional businesses, all collateral values for loans are regularly reviewed according to the Group's risk management policies and directives, with maximum review periods determined by collateral type, market liquidity and market transparency. For example, traded securities are revalued on a daily basis and property values are appraised over a period of more than one year considering the characteristics of the property, current developments in the relevant real estate market and the current level of credit exposure to the borrower. If the credit exposure to a borrower has changed significantly, in volatile markets or in times of increasing general market risk, collateral values may be appraised more frequently. Management judgment is applied in assessing whether markets

are volatile or general market risk has increased to a degree that warrants a more frequent update of collateral values. Movements in monitored risk metrics that are statistically different compared to historical experience are considered in addition to analysis of externally-provided forecasts, scenario techniques and macro-economic research. For impaired loans, the fair value of collateral is determined within 90 days of the date the impairment was identified and thereafter regularly revalued by Group credit risk management within the impairment review process.

In the Group's investment banking businesses, collateral-dependent loans are appraised on at least an annual basis, or when a loan-relevant event occurs.

Gross loans held at amortized cost – aging analysis

	Current				Past due		
end of		Up to 30 days	31 – 60 days	61 – 90 days	More than 90 days	Total	Total
2018 (CHF million)							
Mortgages	107,364	155	23	10	293	481	107,845
Loans collateralized by securities	41,936	21	0	0	77	98	42,034
Consumer finance	3,383	266	35	32	146	499	3,882
Consumer	150,683	462	58	42	516	1,078	153,761
Real estate	26,914	63	4	0	84	151	26,055
Commercial and industrial loans	76,439	378	96	82	778	1,334	79,773
Financial institutions	12,768	104	19	3	45	171	12,939
Governments and public institutions	1,172	13	0	0	0	13	1,185
Corporate & institutional	118,293	558	119	85	907	1,669	119,962
Gross loans held at amortized cost	270,976	1,020	177	127	1,423	2,747	273,723
2017 (CHF million)							
Mortgages	105,669	102	27	14	207	350	106,039
Loans collateralized by securities	41,867	37	0	0	112	149	42,016
Consumer finance	3,701	297	39	40	145	521	4,222
Consumer	151,257	436	66	54	464	1,020	152,277
Real estate	26,871	37	12	15	68	132	26,003
Commercial and industrial loans	74,831	429	40	201	524	1,194	76,025
Financial institutions	8,947	333	1	2	43	379	9,326
Governments and public institutions	1,197	1	0	0	1	2	1,199
Corporate & institutional	110,846	800	53	218	636	1,707	112,553
Gross loans held at amortized cost	262,103	1,236	119	272	1,100	2,727	264,830

Impaired loans**Categories of impaired loans**

In accordance with Group policies, impaired loans include non-performing loans, non-interest-earning loans, restructured loans and potential problem loans.

→ Refer to "Loans" in Note 1 – Summary of significant accounting policies for further information on categories of impaired loans.

As of December 31, 2018 and 2017, the Group did not have any material commitments to lend additional funds to debtors whose loan terms had been modified in troubled debt restructurings.

Gross impaired loans by category

end of	Non-performing and non-interest-earning loans			Other impaired loans			Total
	Non-performing	Non-interest-earning	Total	Re-structured	Potential problem	Total	
2018 (CHF million)							
Mortgages	304	12	316	34	72	106	422
Loans collateralized by securities	62	13	75	0	3	3	78
Consumer finance	170	6	176	0	1	1	177
Consumer	536	31	567	34	76	110	677
Real estate	80	4	84	0	38	38	122
Commercial and industrial loans	547	223	770	265	272	537	1,307
Financial institutions	40	42	82	0	4	4	86
Corporate & institutional	667	269	936	265	314	579	1,515
Gross impaired loans	1,203	300	1,503	299	390	689	2,192
2017 (CHF million)							
Mortgages	236	17	253	13	66	79	332
Loans collateralized by securities	96	16	112	0	2	2	114
Consumer finance	176	9	185	0	1	1	186
Consumer	508	42	550	13	69	82	632
Real estate	73	4	77	0	19	19	96
Commercial and industrial loans	465	134	599	277	458	735	1,334
Financial institutions	1	43	44	0	3	3	47
Governments and public institutions	1	0	1	0	0	0	1
Corporate & institutional	540	181	721	277	480	757	1,478
Gross impaired loans	1,048	223	1,271	290	549	839	2,110

[†] As of December 31, 2018 and 2017, CHF 123 million and CHF 90 million, respectively, were related to consumer mortgages secured by residential real estate for which formal foreclosure proceedings according to local requirements of the applicable jurisdiction were in process.

Write-off and recovery of loans

Write-off of a loan occurs when it is considered certain that there is no possibility of recovering the outstanding principal. In the Group's investment banking businesses, a loan is written down to its net book value once the loan provision is greater than 80% of the loan notional amount, unless repayment of the loan is anticipated to occur within the next two quarters. In the Group's private banking, corporate and institutional businesses, write-offs are made, based on an individual counterparty assessment performed by Group credit risk management, if it is certain that parts of a loan or the entire loan will not be recoverable. For collateralized loans, the collateral is assessed and the unsecured exposure is written off. Write-offs on uncollateralized loans are based on the borrower's ability to pay back the outstanding loan out of free cash flow. The Group evaluates the recoverability of the loans granted, if a borrower is expected to default wholly or

partly on its contractual payment obligations or to meet these only with third-party support. Adjustments are made to reflect the estimated realizable value of the loan or any collateral. Triggers to assess the creditworthiness of a borrower to absorb the adverse developments include i) a default on interest or principal payments by more than 90 days, ii) a waiver of interest or principal by the Group, iii) a downgrade of the loan to non-interest-earning, iv) the collection of the debt through seizure order, bankruptcy proceedings or realization of collateral, or v) the insolvency of the borrower. Based on such assessment, Group credit risk management evaluates the need for write-offs individually and on an ongoing basis.

Recoveries of loans previously written off are recorded based on the cash or estimated fair value of other assets received.

Gross impaired loan details

end of	2018			2017		
	Recorded investment	Unpaid principal balance	Associated specific allowance	Recorded investment	Unpaid principal balance	Associated specific allowance
CHF million						
Mortgages	278	262	21	254	239	36
Loans collateralized by securities	77	63	35	111	97	49
Consumer finance	174	154	90	180	160	94
Consumer	529	479	146	545	496	179
Real estate	82	73	10	86	79	11
Commercial and industrial loans	773	742	401	997	959	427
Financial institutions	86	84	51	47	46	37
Governments and public institutions	0	0	0	1	1	0
Corporate & institutional	941	899	462	1,131	1,065	475
Gross impaired loans with a specific allowance	1,470	1,378	608	1,676	1,581	654
Mortgages	144	144	—	78	78	—
Loans collateralized by securities	1	1	—	3	3	—
Consumer finance	3	3	—	6	6	—
Consumer	148	148	—	87	87	—
Real estate	40	40	—	10	10	—
Commercial and industrial loans	534	534	—	337	337	—
Corporate & institutional	574	574	—	347	347	—
Gross impaired loans without specific allowance	722	722	—	434	434	—
Gross impaired loans	2,192	2,100	608	2,110	2,015	654
of which consumer	677	627	146	632	583	179
of which corporate & institutional	1,515	1,473	462	1,478	1,432	475

Gross impaired loan details (continued)

in	2018			2017			2016		
	Average recorded investment	Interest income recognized	Interest income recognized (cash basis)	Average recorded investment	Interest income recognized	Interest income recognized (cash basis)	Average recorded investment	Interest income recognized	Interest income recognized (cash basis)
CHF million									
Mortgages	261	2	1	229	2	1	195	2	1
Loans collateralized by securities	92	1	1	116	1	1	153	1	1
Consumer finance	176	2	2	167	5	5	205	1	1
Consumer	529	5	4	512	8	7	553	4	3
Real estate	90	0	0	78	1	0	72	1	0
Commercial and industrial loans	917	14	5	1,163	17	5	1,039	10	4
Financial institutions	58	1	0	76	1	1	154	1	0
Governments and public institutions	0	0	0	5	0	0	5	0	0
Corporate & institutional	1,065	15	5	1,322	19	6	1,270	12	4
Gross impaired loans with a specific allowance	1,594	20	9	1,834	27	13	1,823	16	7
Mortgages	91	3	0	83	3	0	83	3	0
Loans collateralized by securities	1	0	0	7	0	0	24	0	0
Consumer finance	3	0	0	3	0	0	11	0	0
Consumer	95	3	0	93	3	0	118	3	0
Real estate	14	1	0	27	1	0	31	1	0
Commercial and industrial loans	292	16	1	271	11	1	307	7	1
Financial institutions	0	0	0	0	0	0	5	0	0
Governments and public institutions	0	0	0	0	0	0	5	0	0
Corporate & institutional	306	17	1	296	12	1	348	8	1
Gross impaired loans without specific allowance	401	20	1	391	15	1	466	11	1
Gross impaired loans	1,995	40	10	2,225	42	14	2,289	27	8
of which consumer	624	8	4	605	11	7	671	7	3
of which corporate & institutional	1,371	32	6	1,620	31	7	1,618	20	5

Allowance for specifically identified credit losses on impaired loans

The Group considers a loan impaired when, based on current information and events, it is probable that the Group will be unable to collect the amounts due according to the contractual terms of the loan agreement. The Group performs an in-depth review and analysis of impaired loans considering factors such as recovery and exit options as well as collateral and counterparty risk. In general, all impaired loans are individually assessed. The trigger to detect an impaired loan is non-payment of interest, principal amounts or other contractual payment obligations. In addition, loans to corporates and institutions managed on the Swiss platform are regularly reviewed depending on exposure type, client segment, collateral or event-driven developments. All other corporate and institutional loans are reviewed at least annually based on the borrower's financial statements and any indications of difficulties they may experience. Loans that are not impaired, but which are of special concern due to changes in covenants, downgrades, negative financial news and other adverse developments, are either transferred to recovery management or included on a watch list. All loans on the watch list are reviewed at least

quarterly to determine whether they should be released, remain on the watch list or be moved to recovery management. For loans in recovery management from the Swiss platform, larger positions are reviewed on a quarterly basis for any event-driven changes. Otherwise, these loans are reviewed at least annually. All other loans in recovery management are reviewed on at least a quarterly basis. If an individual loan specifically identified for evaluation is considered impaired, the allowance is determined as a reasonable estimate of credit losses existing as of the end of the reporting period. Thereafter, the allowance is revalued by credit risk management at least annually or more frequently depending on the risk profile of the borrower or credit relevant events. For non-collateral-dependent impaired loans, an impairment is measured using the present value of estimated future cash flows, except that as a practical expedient an impairment may be measured based on a loan's observable market price. If the present value of estimated future cash flows is used, the impaired loan and related allowance are revalued to reflect the passage of time. For collateral-dependent impaired loans, an impairment is measured using the fair value of the collateral.

Restructured loans held at amortized cost

in	2018			2017			2016		
	Number of contracts	Recorded investment – pre-modification	Recorded investment – post-modification	Number of contracts	Recorded investment – pre-modification	Recorded investment – post-modification	Number of contracts	Recorded investment – pre-modification	Recorded investment – post-modification
CHF million, except where indicated									
Mortgages	5	29	29	0	0	0	0	0	0
Commercial and industrial loans	13	182	160	15	123	119	16	201	201
Total	18	211	189	15	123	119	16	201	201

Restructured loans held at amortized cost that defaulted within 12 months from restructuring

in	2018		2017		2016	
	Number of contracts	Recorded investment	Number of contracts	Recorded investment	Number of contracts	Recorded investment
CHF million, except where indicated						
Mortgages	1	8	0	0	0	0
Commercial and industrial loans	8	76	1	48	0	0
Total	9	84	1	48	0	0

In 2018, the loan modifications of the Group included extended loan repayment terms, including suspensions of loan amortizations, deferral of lease installments or pay-as-you-earn

arrangements, the waiver of claims, interest rate concessions and the subordination of a loan.

20 Premises and equipment

end of	2018	2017	in	2018	2017	2016
Premises and equipment (CHF million)			Depreciation and impairment (CHF million)			
Buildings and improvements	1,617	1,648	Depreciation	830	826	887
Land	347	346	Impairment	8	33	25
Leasehold improvements	1,880	1,812				
Software	5,909	5,709				
Equipment	1,805	1,828				
Premises and equipment	11,558	11,343[†]				
Accumulated depreciation	(6,720)	(6,657) [†]				
Total premises and equipment, net	4,838	4,686				

[†] Prior period has been corrected.

21 Goodwill

	Swiss Universal Bank	International Wealth Management	Asia Pacific	Global Markets	Investment Banking & Capital Markets	Strategic Resolution Unit	Credit Suisse Group
2018							
Gross amount of goodwill (CHF million)							
Balance at beginning of period	610	1,544	2,268	3,178	1,021	12	8,633
Foreign currency translation impact	2	8	10	4	5	0	29
Other	3	(6)	0	0	0	0	(5)
Balance at end of period	615	1,544	2,278	3,182	1,026	12	8,657
Accumulated impairment (CHF million)							
Balance at beginning of period	0	0	772	2,719	388	12	3,891
Balance at end of period	0	0	772	2,719	388	12	3,891
Net book value (CHF million)							
Net book value	615	1,544	1,506	463	638	0	4,766
2017							
Gross amount of goodwill (CHF million)							
Balance at beginning of period	623	1,612	2,318	3,195	1,044	12	8,804
Foreign currency translation impact	(13)	(55)	(50)	(17)	(23)	0	(158)
Other	0	(13)	0	0	0	0	(13)
Balance at end of period	610	1,544	2,268	3,178	1,021	12	8,633
Accumulated impairment (CHF million)							
Balance at beginning of period	0	0	772	2,719	388	12	3,891
Balance at end of period	0	0	772	2,719	388	12	3,891
Net book value (CHF million)							
Net book value	610	1,544	1,496	459	633	0	4,742

In accordance with US GAAP, the Group continually assesses whether or not there has been a triggering event requiring a review of goodwill. The Group determined in 2018 that a goodwill triggering event occurred for the Asia Pacific – Markets, Global Markets and Investment Banking & Capital Markets reporting units.

Based on its goodwill impairment analysis performed as of December 31, 2018, the Group concluded that the estimated fair value for all of the reporting units with goodwill substantially exceeded their related carrying values and no impairment was necessary as of December 31, 2018.

The carrying value of each reporting unit for the purpose of the goodwill impairment test is determined by considering the reporting units' risk-weighted assets usage, leverage ratio exposure, deferred tax assets, goodwill and intangible assets. Any residual equity, after considering the total of these elements, is allocated to the reporting units on a pro-rata basis.

In estimating the fair value of its reporting units, the Group applied a combination of the market approach and the income approach. Under the market approach, consideration was given to price to projected earnings multiples or price to book value multiples for similarly traded companies and prices paid in recent transactions that have occurred in its industry or in related industries. Under the income approach, a discount rate was applied that reflects the risk and

uncertainty related to the reporting unit's projected cash flows, which were determined from the Group's financial plan.

In determining the estimated fair value, the Group relied upon its latest five-year strategic business plan which included significant management assumptions and estimates based on its view of current and future economic conditions and regulatory changes, and as approved by the Board of Directors.

The Group engaged the services of an independent valuation specialist to assist in the valuation of the Asia Pacific – Markets, Global Markets and Investment Banking & Capital Markets reporting units as of December 31, 2018. The valuations were performed using a combination of the market approach and income approach.

The results of the impairment evaluation of each reporting unit's goodwill would be significantly impacted by adverse changes in the underlying parameters used in the valuation process. If actual outcomes adversely differ by a significant margin from its best estimates of the key economic assumptions and associated cash flows applied in the valuation of the reporting unit, the Group could potentially incur material impairment charges in the future.

As a result of acquisitions, the Group has recorded goodwill as an asset in its consolidated balance sheets, the most significant component of which arose from the acquisition of Donaldson, Lufkin & Jenrette Inc. in 2000.

22 Other intangible assets

	2018			2017		
	Gross carrying amount	Accumulated amortization	Net carrying amount	Gross carrying amount	Accumulated amortization	Net carrying amount
end of						
Other intangible assets (CHF million)						
Trade names/trademarks	27	(26)	1	27	(26)	1
Client relationships	43	(20)	23	47	(18)	29
Other	(2)	2	0	5	(3)	2
Total amortizing other intangible assets	68	(44)	24	79	(47)	32
Non-amortizing other intangible assets	195	–	195	191	–	191
of which mortgage servicing rights, at fair value	163	–	163	158	–	158
Total other intangible assets	263	(44)	219	270	(47)	223

Additional information

in	2018	2017	2016
Aggregate amortization and impairment (CHF million)			
Aggregate amortization	8	7	8
Impairment	1	2	0

Estimated amortization

Estimated amortization (CHF million)	
2019	4
2020	3
2021	2
2022	2
2023	2

23 Other assets and other liabilities

end of	2018	2017	end of	2018	2017
Other assets (CHF million)			Other liabilities (CHF million)		
Cash collateral on derivative instruments	7,057	5,141	Cash collateral on derivative instruments	6,903	8,644
Cash collateral on non-derivative transactions	465	490	Cash collateral on non-derivative transactions	514	473
Derivative instruments used for hedging	33	50	Derivative instruments used for hedging	8	99
Assets held-for-sale	6,744	8,300	Provisions	928	1,007
of which loans ¹	6,630	8,130	of which off-balance sheet risk	151	105
of which real estate ²	54	141	Restructuring liabilities	346	306
of which long-lived assets	60	29	Liabilities held for separate accounts	125	190
Assets held for separate accounts	125	190	Interest and fees payable	5,159	5,591
Interest and fees receivable	5,055	4,659	Current tax liabilities	927	700
Deferred tax assets	4,943	5,522	Deferred tax liabilities	438	394
Prepaid expenses	613	379	Failed sales	2,167	720
Failed purchases	1,263	1,327	Defined benefit pension and post-retirement plan liabilities	518	541
Defined benefit pension and post-retirement plan assets	1,794	2,170	Other	12,054	12,947
Other	4,509	3,833	Other liabilities	30,107	31,612
Other assets	32,621	32,071			

¹ Included as of December 31, 2018 and 2017 were CHF 687 million and CHF 534 million, respectively, in restricted loans, which represented collateral on secured borrowings.

² As of December 31, 2018 and 2017, real estate held-for-sale included foreclosed or repossessed real estate of CHF 13 million and CHF 8 million, respectively, of which CHF 10 million and CHF 5 million, respectively were related to residential real estate.

24 Deposits

end of	2018			2017		
	Switzerland	Foreign	Total	Switzerland	Foreign	Total
Deposits (CHF million)						
Non-interest-bearing demand deposits	2,713	1,979	4,692	2,593	2,058	4,651
Interest-bearing demand deposits	125,985	27,794	153,779	125,323	32,732	158,055
Savings deposits	63,924	48	63,972	64,068	18	64,086
Time deposits	31,681	125,021	156,702 ¹	32,531	117,252	149,783 ¹
Total deposits	224,303	154,842	379,145 ²	224,515	152,060	376,575 ²
of which due to banks	—	—	15,220	—	—	15,413
of which customer deposits	—	—	363,925	—	—	361,162

The designation of deposits in Switzerland versus foreign deposits is based upon the location of the office where the deposit is recorded.

¹ Included CHF 156,562 million and CHF 149,859 million as of December 31, 2018 and 2017, respectively, of the Swiss franc equivalent of individual time deposits greater than USD 100,000 in Switzerland and foreign offices.

² Not included as of December 31, 2018 and 2017 were CHF 137 million and CHF 135 million, respectively, of overdrawn deposits reclassified as loans.

25 Long-term debt

end of	2018	2017
Long-term debt (CHF million)		
Senior	136,392	148,542
Subordinated	16,152	23,627
Non-recourse liabilities from consolidated VIEs	1,764	863
Long-term debt	154,308	173,032
of which reported at fair value	63,935	63,628
of which structured notes	48,064	51,465
end of	2018	2017
Structured notes by product (CHF million)		
Equity	30,698	32,059
Fixed income	13,128	14,471
Credit	3,898	4,678
Other	340	257
Total structured notes	48,064	51,465

Total long-term debt includes debt issuances managed by Treasury that do not contain derivative features (vanilla debt), as well as hybrid debt instruments with embedded derivatives, which are issued as part of the Group's structured product activities. Long-term debt includes both Swiss franc and foreign exchange denominated fixed and variable rate bonds.

The interest rate ranges presented in the table below are based on the contractual terms of the Group's vanilla debt. Interest rate ranges for future coupon payments on structured products for which fair value has been elected are not included in the table below as these coupons are dependent upon the embedded derivative and prevailing market conditions at the time each coupon is paid. In addition, the effects of derivatives used for hedging are not included in the interest rate ranges on the associated debt.

Long-term debt by maturities

end of	2019	2020	2021	2022	2023	Thereafter	Total
Group parent company (CHF million)							
Senior debt							
Fixed rate	0	0	0	0	2,706	9,044	11,750
Variable rate	0	0	0	965	837	1,022	2,824
Interest rate (range in %) ¹	-	-	-	3.0	0.5-4.0	0.9-5.4	-
Subordinated debt							
Fixed rate	0	0	0	1,462	4,366	4,010	9,838
Interest rates (range in %) ¹	-	-	-	7.1	3.9-7.5	3.5-7.3	-
Subtotal - Group parent company	0	0	0	2,427	7,909	14,076	24,412
Subsidiaries (CHF million)							
Senior debt							
Fixed rate	15,799	9,358	7,758	8,269	4,706	21,977	67,867
Variable rate	10,001	9,953	8,142	4,232	2,746	18,877	53,951
Interest rates (range in %) ¹	0.0-8.8	0.1-22.5	0.1-6.7	0.1-8.2	0.1-4.2	0.2-7.1	-
Subordinated debt							
Fixed rate	0	1,797	19	90	2,543	1,648	6,097
Variable rate	211	0	0	0	6	0	217
Interest rates (range in %) ¹	2.7	3.3-7.0	3.3	7.5	6.5	5.7-8.0	-
Non-recourse liabilities from consolidated VIEs							
Fixed rate	346	235	23	0	0	0	604
Variable rate	114	2	4	6 ²	21 ²	1,013	1,160
Interest rates (range in %) ¹	2.9-7.2	3.8	9.3-10.3	-	-	1.2-10.7	-
Subtotal - Subsidiaries	26,471	21,345	15,946	12,597	10,022	43,515	129,896
Total long-term debt	26,471	21,345	15,946	15,024	17,931	57,591	154,308
of which structured notes	8,268	9,260	5,779	3,787	2,726	18,244	48,064

The maturity of perpetual debt is based on the earliest callable date. The maturity of all other debt is based on contractual maturity and includes certain structured notes that have mandatory early redemption features based on stipulated movements in markets or the occurrence of a market event. Within this population there are approximately CHF 0.5 billion of such notes with a contractual maturity of greater than one year that have an observable likelihood of redemption occurring within one year based on a modelling assessment.

¹ Excludes structured notes for which fair value has been elected as the related coupons are dependent upon the embedded derivatives and prevailing market conditions at the time each coupon is paid.

² Reflects equity linked notes, where the payout is not fixed.

The Group and the Bank maintain a shelf registration statement with the SEC, which allows each entity to issue, from time to time, senior and subordinated debt securities, warrants and guarantees.

→ Refer to "Note 41 - Subsidiary guarantee information" for further information on subsidiary guarantees.

The Group maintains a euro medium-term note program that allows the Bank to issue senior debt securities and that allows Credit Suisse Group AG to issue securities, which contain certain features that are designed to allow for statutory bail-in by the Swiss Financial Market Supervisory Authority FINMA (FINMA) under Swiss banking laws and regulations.

The Group maintains two senior debt programs that allow the Group to issue senior debt securities with certain features that are designed to allow for statutory bail-in by FINMA.

The Bank maintains a JPY 500 billion Samurai shelf registration statement that allows it to issue, from time to time, senior and subordinated debt securities.

26 Accumulated other comprehensive income and additional share information

Accumulated other comprehensive income

	Gains/ (losses) on cash flow hedges	Cumulative translation adjustments	Unrealized gains/ (losses) on securities	Actuarial gains/ (losses)	Net prior service credit/ (cost)	Gains/ (losses) on liabilities relating to credit risk	AOCI
2018 (CHF million)							
Balance at beginning of period	(62)	(13,119)	48	(3,583)	522	(2,544)	(18,738)
Increase/(decrease)	(114)	(342)	(10)	(710)	(26)	1,605	403
Increase/(decrease) due to equity method investments	(10)	0	0	0	0	0	(10)
Reclassification adjustments, included in net income/(loss)	114	19	(7)	319	(109)	49	385
Cumulative effect of accounting changes, net of tax	0	0	(21)	0	0	0	(21)
Total increase/(decrease)	(10)	(323)	(38)	(391)	(135)	1,654	757
Balance at end of period	(72)	(13,442)	10	(3,974)	387	(890)	(17,981)
2017 (CHF million)							
Balance at beginning of period	(35)	(12,095)	61	(4,278)	643	(568)	(16,272)
Increase/(decrease)	(51)	(1,054)	(13)	337	0	(2,008)	(2,799)
Increase/(decrease) due to equity method investments	1	0	0	0	0	0	1
Reclassification adjustments, included in net income/(loss)	33	30	0	358	(121)	32	332
Total increase/(decrease)	(27)	(1,024)	(13)	695	(121)	(1,976)	(2,466)
Balance at end of period	(62)	(13,119)	48	(3,583)	522	(2,544)	(18,738)
2016 (CHF million)							
Balance at beginning of period	(15)	(12,615)	60	(4,672)	607	-	(16,635)
Increase/(decrease)	(5)	441	1	7	142	(1,043)	(458)
Increase/(decrease) due to equity method investments	(6)	0	0	0	0	0	(6)
Reclassification adjustments, included in net income/(loss)	(8)	79	0	387	(106)	0	352
Cumulative effect of accounting changes, net of tax	0	0	0	0	0	475	475
Total increase/(decrease)	(20)	520	1	394	36	(568)	363
Balance at end of period	(35)	(12,095)	61	(4,278)	643	(568)	(16,272)

→ Refer to "Note 28 – Tax" and "Note 31 – Pension and other post-retirement benefits" for income tax expense/(benefit) on the movements of accumulated other comprehensive income/(loss).

Details of significant reclassification adjustments

in	2018	2017	2016
Reclassification adjustments, included in net income/(loss) (CHF million)			
Cumulative translation adjustments			
Reclassification adjustments ¹	19	30	79
Actuarial gains/(losses)			
Amortization of recognized actuarial losses ²	396	444	513
Tax expense/(benefit)	(77)	(86)	(126)
Net of tax	319	358	387
Net prior service credit/(cost)			
Amortization of recognized prior service credit/(cost) ²	(138)	(153)	(134)
Tax expense/(benefit)	29	32	28
Net of tax	(109)	(121)	(108)

¹ Includes net releases of CHF 21 million on the liquidation of Credit Suisse Securities (Johannesburg) Proprietary Limited in 2018 and net releases of CHF 17 million on the liquidation of Credit Suisse Principal Investments Limited and AJP Cayman Ltd. in 2016. In addition, it includes net releases of CHF 23 million on the sale of Credit Suisse (Monaco) S.A.M. in 2017 and net releases of CHF 59 million on the sale of Credit Suisse (Gibraltar) Limited in 2018. These were reclassified from cumulative translation adjustments and included in net income in other revenues.

² These components are included in the computation of total benefit costs. Refer to "Note 31 – Pension and other post-retirement benefits" for further information.

Additional share information

	2018	2017	2016
Common shares issued			
Balance at beginning of period	2,556,011,720	2,089,897,378	1,957,379,244
Issuance of common shares	0	466,114,342	192,518,134
of which share-based compensation	0	0	30,000,000
Balance at end of period	2,556,011,720	2,556,011,720	2,089,897,378
Treasury shares			
Balance at beginning of period	(5,757,666)	0	(5,910,224)
Sale of treasury shares	770,559,108	809,307,879	1,218,245,936
Repurchase of treasury shares	(816,841,331)	(857,049,873)	(1,224,501,214)
Share-based compensation	46,612,198	41,984,328	12,165,502
Balance at end of period	(5,427,891)	(5,757,666)	0
Common shares outstanding			
Balance at end of period	2,550,584,029 ¹	2,550,254,054 ²	2,089,897,378

¹ At par value CHF 0.04 each, fully paid. In addition to the treasury shares, a maximum of 653,000,000 unissued shares (conditional, conversion and authorized capital) were available for issuance without further approval of the shareholders. 111,193,477 of these shares were reserved for capital instruments.

² At par value CHF 0.04 each, fully paid. In addition to the treasury shares, a maximum of 653,000,000 unissued shares (conditional, conversion and authorized capital) were available for issuance without further approval of the shareholders. 505,062,294 of these shares were reserved for capital instruments.

27 Offsetting of financial assets and financial liabilities

The disclosures set out in the tables below include derivatives, reverse repurchase and repurchase agreements, and securities lending and borrowing transactions that:

- are offset in the Group's consolidated balance sheets; or
- are subject to an enforceable master netting agreement or similar agreement (enforceable master netting agreements), irrespective of whether they are offset in the Group's consolidated balance sheets.

Similar agreements include derivative clearing agreements, global master repurchase agreements and global master securities lending agreements.

Derivatives

The Group transacts bilateral OTC derivatives (OTC derivatives) mainly under International Swaps and Derivatives Association (ISDA) Master Agreements and Swiss Master Agreements for OTC derivative instruments. These agreements provide for the net settlement of all transactions under the agreement through a single payment in the event of default or termination under the agreement. They allow the Group to offset balances from derivative assets and liabilities as well as the receivables and payables to related cash collateral transacted with the same counterparty. Collateral for OTC derivatives is received and provided in the form of cash and marketable securities. Such collateral may be subject to the standard industry terms of an ISDA Credit Support Annex. The terms of an ISDA Credit Support Annex provide that securities received or provided as collateral may be pledged or sold during the term of the transactions and must be returned upon maturity of the transaction. These terms also give each counterparty the right to terminate the related transactions upon the other counterparty's failure to post collateral. Financial collateral received or pledged for OTC derivatives may also be subject to collateral agreements which restrict the use of financial collateral.

For derivatives transacted with exchanges (exchange-traded derivatives) and central clearing counterparties (OTC-cleared derivatives), positive and negative replacement values (PRV/NRV) and related cash collateral may be offset if the terms of the rules and regulations governing these exchanges and central clearing counterparties permit such netting and offset.

Where no such agreements or terms exist, fair values are recorded on a gross basis.

Exchange-traded derivatives or OTC-cleared derivatives, which are fully margined and for which the daily margin payments constitute settlement of the outstanding exposure, are not included in the offsetting disclosures because they are not subject to off-setting due to the daily settlement. The daily margin payments, which are not settled until the next settlement cycle is conducted, are presented in brokerage receivables or brokerage payables. The notional amount for these daily settled derivatives is included in the fair value of derivative instruments table in "Note 32 – Derivatives and hedging activities".

Under US GAAP, the Group elected to account for substantially all financial instruments with an embedded derivative that is not considered clearly and closely related to the host contract at fair value. There is an exception for certain bifurcable hybrid debt instruments which the Group did not elect to account for at fair value. However, these bifurcated embedded derivatives are generally not subject to enforceable master netting agreements and are not recorded as derivative instruments under trading assets and liabilities or other assets and other liabilities. Information on bifurcated embedded derivatives has therefore not been included in the offsetting disclosures.

The following table presents the gross amount of derivatives subject to enforceable master netting agreements by contract and transaction type, the amount of offsetting, the amount of

derivatives not subject to enforceable master netting agreements and the net amount presented in the consolidated balance sheets.

Offsetting of derivatives

end of	2018		2017	
	Derivative assets	Derivative liabilities	Derivative assets	Derivative liabilities
Gross derivatives subject to enforceable master netting agreements (CHF billion)				
OTC-cleared	5.5	4.8	2.5	1.8
OTC	63.4	60.6	83.3	79.0
Exchange-traded	0.2	0.3	0.1	0.2
Interest rate products	69.1	65.7	85.9	81.0
OTC-cleared	0.1	0.2	0.2	0.2
OTC	26.9	31.1	29.1	34.6
Foreign exchange products	27.0	31.3	29.3	34.8
OTC	10.2	10.2	11.7	11.7
Exchange-traded	11.8	14.2	9.2	9.8
Equity/index-related products	22.0	24.4	20.9	21.5
OTC-cleared	1.5	1.6	3.6	3.8
OTC	3.8	4.9	3.9	4.7
Credit derivatives	5.3	6.5	7.5	8.5
OTC	1.2	0.4	1.4	0.9
Exchange-traded	0.1	0.3	0.0	0.0
Other products ¹	1.3	0.7	1.4	0.9
OTC-cleared	7.1	6.6	6.3	5.8
OTC	105.5	107.2	129.4	130.9
Exchange-traded	12.1	14.8	9.3	10.0
Total gross derivatives subject to enforceable master netting agreements	124.7	128.6	145.0	146.7
Offsetting (CHF billion)				
OTC-cleared	(5.9)	(5.8)	(5.7)	(5.4)
OTC	(92.6)	(99.0)	(114.5)	(122.1)
Exchange-traded	(11.6)	(12.5)	(8.6)	(9.6)
Offsetting	(110.1)	(117.3)	(128.8)	(137.1)
of which counterparty netting	(96.9)	(96.9)	(113.8)	(113.8)
of which cash collateral netting	(13.2)	(20.4)	(15.0)	(23.3)
Net derivatives presented in the consolidated balance sheets (CHF billion)				
OTC-cleared	1.2	0.8	0.6	0.4
OTC	12.9	8.2	14.9	8.8
Exchange-traded	0.5	2.3	0.7	0.4
Total net derivatives subject to enforceable master netting agreements	14.6	11.3	16.2	9.6
Total derivatives not subject to enforceable master netting agreements ²	3.7	3.9	3.4	5.2
Total net derivatives presented in the consolidated balance sheets	18.3	15.2	19.6	14.8
of which recorded in trading assets and trading liabilities	18.3	15.2	19.6	14.7
of which recorded in other assets and other liabilities	0.0	0.0	0.0	0.1

¹ Primarily precious metals, commodity and energy products.

² Represents derivatives where a legal opinion supporting the enforceability of netting in the event of default or termination under the agreement is not in place.

Reverse repurchase and repurchase agreements and securities lending and borrowing transactions

Reverse repurchase and repurchase agreements are generally covered by global master repurchase agreements. In certain situations, for example, in the event of default, all contracts under the agreements are terminated and are settled net in one single payment. Global master repurchase agreements also include payment or settlement netting provisions in the normal course of business that state that all amounts in the same currency payable by each party to the other under any transaction or otherwise under the global master repurchase agreement on the same date shall be set off.

Transactions under such agreements are netted in the consolidated balance sheets if they are with the same counterparty, have the same maturity date, settle through the same clearing institution and are subject to the same enforceable master netting agreement. The amounts offset are measured on the same basis as the underlying transaction (i.e., on an accrual basis or fair value basis).

Securities lending and borrowing transactions are generally executed under global master securities lending agreements with netting terms similar to ISDA Master Agreements. In certain situations, for example in the event of default, all contracts under the agreement are terminated and are settled net in one single payment. Transactions under these agreements are netted in the consolidated balance sheets if they meet the same right of offset

criteria as for reverse repurchase and repurchase agreements. In general, most securities lending and borrowing transactions do not meet the criterion of having the same settlement date specified at inception of the transaction, and therefore they are not eligible for netting in the consolidated balance sheets. However, securities lending and borrowing transactions with explicit maturity dates may be eligible for netting in the consolidated balance sheets.

Reverse repurchase and repurchase agreements are collateralized principally by government securities, money market instruments and corporate bonds and have terms ranging from overnight to a longer or unspecified period of time. In the event of counterparty default, the reverse repurchase agreement or securities lending agreement provides the Group with the right to liquidate the collateral held. As is the case in the Group's normal course of business, a significant portion of the collateral received that may be sold or repledged was sold or repledged as of December 31, 2018 and December 31, 2017. In certain circumstances, financial collateral received may be restricted during the term of the agreement (e.g., in tri-party arrangements).

The following table presents the gross amount of securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions subject to enforceable master netting agreements, the amount of offsetting, the amount of securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions not subject to enforceable master netting agreements and the net amount presented in the consolidated balance sheets.

Offsetting of securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions

end of	2018			2017		
	Gross	Offsetting	Net book value	Gross	Offsetting	Net book value
Securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions (CHF billion)						
Securities purchased under resale agreements	86.6	(20.9)	65.7	89.4	(28.6)	60.6
Securities borrowing transactions	12.6	(2.2)	10.4	18.7	(5.0)	13.7
Total subject to enforceable master netting agreements	99.2	(23.1)	76.1	108.1	(33.6)	74.3
Total not subject to enforceable master netting agreements ¹	41.0	–	41.0	41.0	–	41.0
Total	140.2	(23.1)	117.1 ²	149.1	(33.6)	115.3 ²

¹ Represents securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions where a legal opinion supporting the enforceability of netting in the event of default or termination under the agreement is not in place.

² CHF 81,818 million and CHF 77,498 million of the total net amount as of the end of 2018 and 2017, respectively, are reported at fair value.

The following table presents the gross amount of securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions subject to enforceable master netting agreements, the amount of offsetting, the amount of securities sold under repurchase

agreements and securities lending transactions not subject to enforceable master netting agreements and the net amount presented in the consolidated balance sheets.

Offsetting of securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions

end of	2018			2017		
	Gross	Offsetting	Net book value	Gross	Offsetting	Net book value
Securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions (CHF billion)						
Securities sold under repurchase agreements	42.3	(22.5)	19.8	49.4	(31.5)	17.9
Securities lending transactions	4.2	(0.6)	3.6	7.1	(2.3)	4.8
Obligation to return securities received as collateral, at fair value	39.4	0.0	39.4	37.0	0.0	37.0
Total subject to enforceable master netting agreements	85.9	(23.1)	62.8	93.5	(33.8)	59.7
Total not subject to enforceable master netting agreements ¹	3.5	-	3.5	4.9	-	4.9
Total	89.4	(23.1)	66.3	98.4	(33.8)	64.6
of which securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	47.7	(23.1)	24.6 ²	60.3	(33.6)	26.5 ²
of which obligation to return securities received as collateral, at fair value	41.7	0.0	41.7	38.1	0.0	38.1

¹ Represents securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions where a legal opinion supporting the enforceability of netting in the event of default or termination under the agreement is not in place.

² CHF 14,826 million and CHF 15,262 million of the total net amount as of the end of 2018 and 2017, respectively, are reported at fair value.

The following table presents the net amount presented in the consolidated balance sheets of financial assets and liabilities subject to enforceable master netting agreements and the gross amount of financial instruments and cash collateral not offset in the consolidated balance sheets. The table excludes derivatives, reverse repurchase and repurchase agreements and securities

lending and borrowing transactions not subject to enforceable master netting agreements where a legal opinion supporting the enforceability of netting in the event of default or termination under the agreement is not in place. Net exposure reflects risk mitigation in the form of collateral.

Amounts not offset in the consolidated balance sheets

end of	2018				2017			
	Net book value	Financial instruments ¹	Cash collateral received/ pledged ¹	Net exposure	Net book value	Financial instruments ¹	Cash collateral received/ pledged ¹	Net exposure
Financial assets subject to enforceable master netting agreements (CHF billion)								
Derivatives	14.6	4.5	0.1	10.0	16.2	5.2	0.0	11.0
Securities purchased under resale agreements	65.7	65.7	0.0	0.0	60.6	60.6	0.0	0.0
Securities borrowing transactions	10.4	10.0	0.0	0.4	13.7	13.2	0.0	0.5
Total financial assets subject to enforceable master netting agreements	90.7	80.2	0.1	10.4	90.5	79.0	0.0	11.5
Financial liabilities subject to enforceable master netting agreements (CHF billion)								
Derivatives	11.3	1.4	0.0	9.9	9.6	2.1	0.0	7.5
Securities sold under repurchase agreements	19.8	19.7	0.1	0.0	17.9	17.9	0.0	0.0
Securities lending transactions	3.6	3.2	0.0	0.4	4.8	4.4	0.0	0.4
Obligation to return securities received as collateral, at fair value	39.4	34.3	0.0	5.1	37.0	32.7	0.0	4.3
Total financial liabilities subject to enforceable master netting agreements	74.1	58.6	0.1	15.4	69.3	57.1	0.0	12.2

¹ The total amount reported in financial instruments (recognized financial assets and financial liabilities and non-cash financial collateral) and cash collateral is limited to the amount of the related instruments presented in the consolidated balance sheets and therefore any over-collateralization of these positions is not included.

Net exposure is subject to further credit mitigation through the transfer of the exposure to other market counterparties by the use of CDS and credit insurance contracts. Therefore the net

exposure presented in the table above is not representative of the Group's counterparty exposure.

28 Tax

Details of current and deferred taxes

In	2018	2017	2016
Current and deferred taxes (CHF million)			
Switzerland	135	82	133
Foreign	426	421	501
Current income tax expense	561	503	634
Switzerland	479	244	(125)
Foreign	321	1,994	(66)
Deferred income tax expense/(benefit)	800	2,238	(193)
Income tax expense	1,361	2,741	441
Income tax expense/(benefit) reported in shareholders' equity related to:			
Gains/(losses) on cash flow hedges	(26)	(24)	(6)
Cumulative translation adjustment	(7)	1	(4)
Unrealized gains/(losses) on securities	(5)	1	1
Actuarial gains/(losses)	(102)	172	136
Net prior service credit/(cost)	(33)	(32)	10
Share-based compensation and treasury shares	1	3	104

Reconciliation of taxes computed at the Swiss statutory rate

In	2018	2017	2016
Income/(loss) before taxes (CHF million)			
Switzerland	1,924	1,736	2,111
Foreign	1,448	57	(4,377)
Income/(loss) before taxes	3,372	1,793	(2,266)
Reconciliation of taxes computed at the Swiss statutory rate (CHF million)			
Income tax expense/(benefit) computed at the statutory tax rate of 22%	742	394	(499)
Increase/(decrease) in income taxes resulting from:			
Foreign tax rate differential	107	(110)	(498)
Non-deductible amortization of other intangible assets and goodwill impairment	3	0	1
Other non-deductible expenses	457	354	1,540
Additional taxable income	5	0	87
Lower taxed income	(190)	(276)	(219)
(Income)/loss taxable to noncontrolling interests	12	7	(11)
Changes in tax law and rates	(2)	2,096	145
Changes in deferred tax valuation allowance	(106)	123	76
Change in recognition of outside basis difference	(32)	(19)	218
Tax deductible impairments of Swiss subsidiary investments	(65)	88	(68)
(Windfall tax benefits) / shortfall tax charges on share-based compensation	10	91	-
Other	420	(6)	(331)
Income tax expense	1,361	2,741	441

2018

Foreign tax rate differential of CHF 107 million reflected a foreign tax expense mainly driven by profits made in higher tax jurisdictions, such as the US, partially offset by foreign tax rate differential related to profits incurred in lower tax jurisdictions, mainly in Singapore. The foreign tax rate expense of CHF 747 million comprised not only the foreign tax expense based on statutory tax rates but also the tax impacts related to additional reconciling items as explained below.

Other non-deductible expenses of CHF 457 million included the impact of CHF 325 million relating to non-deductible interest expenses (including a contingency accrual of CHF 92 million), CHF 49 million relating to non-deductible bank levy costs and other non-deductible compensation expenses and management costs, CHF 15 million relating to non-deductible fines, and other various smaller non-deductible expenses.

Lower taxed income of CHF 190 million included a tax benefit of CHF 66 million related to non-taxable dividend income, CHF 48 million related to non-taxable life insurance income, CHF 33 million related to concessionary and lower taxed income, CHF 23 million related to exempt income, and various smaller items.

Changes in deferred tax valuation allowances of CHF 106 million included a tax benefit from the release of valuation allowances of CHF 191 million, mainly in respect of two of the Group's operating entities in the UK. Also included was the net impact of the increase in valuation allowances on deferred tax assets of CHF 85 million, mainly in respect of one of the Group's operating entities in Switzerland.

Other of CHF 420 million included CHF 202 million relating to the tax impact of transitional adjustments arising on the first adoption of IFRS 9 for own credit movements, CHF 130 million from own credit valuation gains, CHF 65 million relating to the US Base Erosion and Anti-abuse Tax (BEAT), CHF 56 million relating to the net re-assessment of deferred tax balances in respect of one of the Group's operating entities in Switzerland, CHF 26 million relating to the increase of tax contingency accruals, and other smaller balances. This was partially offset by prior year adjustments of CHF 76 million.

2017

Foreign tax rate differential of CHF 110 million reflected a foreign tax benefit mainly driven by losses made in higher tax jurisdictions, such as the US, partially offset by foreign tax rate differential related to losses incurred in lower tax jurisdictions, mainly

in Guernsey. The foreign tax rate expense of CHF 2,415 million comprised not only the foreign tax benefit based on statutory tax rates but also the tax impacts related to additional reconciling items as explained below.

Other non-deductible expenses of CHF 354 million included the impact of CHF 217 million relating to non-deductible interest expenses (including a contingency accrual of CHF 155 million), CHF 57 million related to the non-deductible portion of the litigation provisions and settlement charges, CHF 27 million related to non-deductible bank levy costs and other non-deductible compensation expenses and management costs, CHF 10 million related to non-deductible foreign exchange losses, and other various smaller non-deductible expenses of CHF 43 million.

Lower taxed income of CHF 276 million included a tax benefit of CHF 86 million related to non-taxable life insurance income, CHF 78 million related to non-taxable dividend income, CHF 31 million in respect of income taxed at rates lower than the statutory tax rate, CHF 25 million related to exempt income, and various smaller items.

Changes in tax law and rates of CHF 2,095 million mainly reflected the impact of the US tax reform enacted on December 22, 2017 which resulted in a reduction of the federal corporate income tax rate from 35% to 21%, effective as of January 1, 2018. The US tax reform required a re-assessment of the deferred tax assets.

Changes in deferred tax valuation allowances of CHF 123 million included the net impact of the increase in valuation allowances on deferred tax assets of CHF 320 million, mainly in respect of two of the Group's operating entities in the UK. Also included was a tax benefit from the release of valuation allowances of CHF 197 million, mainly in respect of two of the Group's operating entities, one in the UK and one in Switzerland.

Other of CHF 6 million included CHF 105 million from own credit valuation gains, CHF 85 million relating to tax deductibility of previously taken litigation accruals and CHF 49 million from a favorable court decision, partially offset by CHF 248 million relating to the net re-assessment of deferred tax balances in respect of two of the Group's operating entities in Switzerland reflecting the establishment of Credit Suisse Asset Management & Investor Services (Schweiz) Holding AG, the impact of adverse earnings mix of the current year and changes in forecasted future profitability, CHF 17 million from prior year adjustments and CHF 16 million relating to the increase of tax contingency accruals. The remaining balance included various smaller items.

2016

Foreign tax rate differential of CHF 498 million reflected a foreign tax benefit mainly driven by losses made in higher tax jurisdictions, such as the US, partially offset by foreign tax rate differential related to profits earned in lower tax jurisdictions, mainly the Bahamas. The foreign tax rate expense of CHF 433 million was not only impacted by the foreign tax benefit based on statutory tax rates but also by tax impacts related to additional reconciling items as explained below.

Other non-deductible expenses of CHF 1,540 million included the impact of CHF 983 million related to the non-deductible portion of the litigation provisions and settlement charges, CHF 420 million relating to non-deductible interest expenses, CHF 52 million related to non-deductible bank levy costs and other non-deductible compensation expenses and management costs, CHF 31 million related to non-deductible foreign exchange losses, CHF 25 million related to onerous lease provisions, and other various smaller non-deductible expenses of CHF 29 million.

Lower taxed income of CHF 219 million included a tax benefit of CHF 71 million related to non-taxable life insurance income, CHF 58 million related to non-taxable dividend income, CHF 19 million in respect of income taxed at rates lower than the statutory tax rate, CHF 11 million related to exempt income, and various smaller items.

Changes in tax law and rates of CHF 145 million reflected a tax expense of CHF 139 million caused by the reduction of deferred tax assets from the enactment of UK corporation tax rate changes, and CHF 6 million related to changes in other countries.

Changes in deferred tax valuation allowances of CHF 76 million included the net impact of the increase in valuation allowances on deferred tax assets of CHF 308 million, mainly in respect of four of the Group's operating entities, two in the UK, one in Hong Kong and one in Switzerland. Additionally, 2016 included an accrual of valuation allowances of CHF 91 million for previously recognized deferred tax assets in respect of one of the Group's operating entities in Hong Kong. Also included was a tax benefit from the release of valuation allowances of CHF 193 million, mainly in respect of one of the Group's operating entities in the UK. The change in UK corporation tax rates caused a release of valuation allowances of CHF 130 million in respect of four of the Group's operating entities in the UK.

Change in recognition of outside basis difference of

CHF 218 million reflected a tax expense related to the expected reversal of the outside basis differences relating to Swiss subsidiary investments.

Other of CHF 331 million included a tax benefit of CHF 392 million relating to the re-assessment of deferred tax balances in Switzerland reflecting changes in forecasted future profitability, CHF 37 million from own credit valuation gains and CHF 33

million from prior year adjustments, partially offset by CHF 89 million tax litigation expense and associated interest and penalties relating to two Italian income tax matters which have been resolved as part of an agreement with the Italian tax authorities, and CHF 22 million relating to the increase of tax contingency accruals. The remaining balance included various smaller items.

As of December 31, 2018, the Group had accumulated undistributed earnings from foreign subsidiaries of CHF 9.6 billion compared to CHF 5.1 billion as of December 31, 2017. The increase compared to the end of 2017 reflected a reserve transfer in one of the Group's entities. No deferred tax liability was recorded in respect of those amounts as these earnings are considered indefinitely reinvested. It is not practicable to estimate the amount of unrecognized deferred tax liabilities for these undistributed foreign earnings.

Deferred tax assets and liabilities

end of	2018	2017
Deferred tax assets and liabilities (CHF million)		
Compensation and benefits	957	1,103
Loans	192	330
Investment securities	1,996	1,039
Provisions	582	441
Derivatives	62	97
Real estate	265	337
Net operating loss carry-forwards	6,227	6,829
Goodwill and intangible assets	518	696
Other	198	135
Gross deferred tax assets before valuation allowance	11,007	11,007
Less valuation allowance	(4,021)	(4,279)
Gross deferred tax assets net of valuation allowance	6,986	6,728
Compensation and benefits	(426)	(512)
Loans	(87)	(36)
Investment securities	(1,170)	(197)
Provisions	(369)	(520)
Business combinations	(1)	(1)
Derivatives	(214)	(154)
Real estate	(60)	(54)
Other	(154)	(126)
Gross deferred tax liabilities	(2,481)	(1,600)
Net deferred tax assets	4,505	5,128
of which deferred tax assets	4,943	5,522
of which net operating losses	1,647	2,213
of which deductible temporary differences	3,296	3,309
of which deferred tax liabilities	(438)	(394)

The decrease in net deferred tax assets from 2017 to 2018 of CHF 623 million was primarily due to the impact of CHF 694 million related to current year earnings and CHF 50 million from the re-measurement of deferred tax balances in Switzerland. These decreases were partially offset by the tax impacts directly recorded in equity and other comprehensive income, mainly related to the pension plan re-measurement and other tax recorded directly in equity of CHF 98 million and foreign exchange

translation gains of CHF 23 million, which are included within the currency translation adjustments recorded in AOCI.

The most significant net deferred tax assets arise in the US and Switzerland and these decreased from CHF 4,809 million, net of a valuation allowance of CHF 541 million as of the end of 2017, to CHF 4,175 million, net of a valuation allowance of CHF 584 million as of the end of 2018.

Due to uncertainty concerning its ability to generate the necessary amount and mix of taxable income in future periods, the Group recorded a valuation allowance against deferred tax assets in the amount of CHF 4.0 billion as of December 31, 2018 compared to CHF 4.3 billion as of December 31, 2017.

Amounts and expiration dates of net operating loss carry-forwards

end of 2018	Total
Net operating loss carry-forwards (CHF million)	
Due to expire within 1 year	108
Due to expire within 2 to 5 years	6,658
Due to expire within 6 to 10 years	1,404
Due to expire within 11 to 20 years	6,798
Amount due to expire	14,968
Amount not due to expire	18,631
Total net operating loss carry-forwards	33,599

Movements in the valuation allowance

in	2018	2017	2016
Movements in the valuation allowance (CHF million)			
Balance at beginning of period	4,279	4,188	3,905
Net changes	(256)	91	283
Balance at end of period	4,021	4,279	4,188

As part of its normal practice, the Group has conducted a detailed evaluation of its expected future results. This evaluation is dependent on management estimates and assumptions in developing the expected future results, which are based on a strategic business planning process influenced by current economic conditions and assumptions of future economic conditions that are subject to change. This evaluation took into account both positive and negative evidence related to expected future taxable income and also considered stress scenarios. This evaluation has indicated the expected future results that are likely to be earned in jurisdictions where the Group has significant gross deferred tax assets, primarily in the US, Switzerland and the UK.

The Group then compared those expected future results with the applicable law governing utilization of deferred tax assets. US tax law allowed for a 20-year carry-forward period for existing net operating losses as of the end of 2017 and any new net operating losses will have an unlimited carry-forward period, Swiss tax law allows for a seven-year carry-forward period for net operating losses and UK tax law allows for an unlimited carry-forward period for net operating losses.

Tax benefits associated with share-based compensation

in	2018	2017	2016
Tax benefits associated with share-based compensation (CHF million)			
Tax benefits recorded in the consolidated statements of operations ¹	242	314	391
Windfall tax benefits/(shortfall tax charges) recorded in additional paid-in capital ²	—	—	(110)

¹ Calculated at the statutory tax rate before valuation allowance considerations.

² As a result of the adoption of ASU 2016-09 windfall tax benefits and shortfall tax charges on share-based compensation are recognized in the consolidated statements of operations and no longer in additional paid-in capital.

→ Refer to "Note 29 – Employee deferred compensation" for further information on share-based compensation.

If, upon settlement of share-based compensation, the tax deduction exceeds the cumulative compensation cost that the Group had recognized in the consolidated financial statements, the utilized tax benefit associated with any excess deduction is considered a "windfall" and recognized in the consolidated statements of operations and reflected as an operating cash inflow in the consolidated statements of cash flows. If, upon settlement, the tax deduction is lower than the cumulative compensation cost that the Group had recognized in the consolidated financial statements, the tax charge associated with the lower deduction is considered a "shortfall". Tax charges arising on shortfalls are recognized in the consolidated statements of operations.

Uncertain tax positions

US GAAP requires a two-step process in evaluating uncertain income tax positions. In the first step, an enterprise determines whether it is more likely than not that an income tax position will be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. Income tax positions meeting the more-likely-than-not recognition threshold are then measured to determine the amount of benefit eligible for recognition in the consolidated financial statements. Each income tax position is measured at the largest amount of tax benefit that is more likely than not to be realized upon ultimate settlement.

Reconciliation of the beginning and ending amount of gross unrecognized tax benefits

	2018	2017	2016
Movements in gross unrecognized tax benefits (CHF million)			
Balance at beginning of period	481	410	369
Increases in unrecognized tax benefits as a result of tax positions taken during a prior period	10	131	52
Decreases in unrecognized tax benefits as a result of tax positions taken during a prior period	(2)	(104)	(43)
Increases in unrecognized tax benefits as a result of tax positions taken during the current period	112	117	17
Decreases in unrecognized tax benefits relating to settlements with tax authorities	0	(73)	(2)
Reductions to unrecognized tax benefits as a result of a lapse of the applicable statute of limitations	(4)	(3)	(7)
Other (including foreign currency translation)	(23)	3	24
Balance at end of period	574	481	410
of which, if recognized, would affect the effective tax rate	574	481	410

Interest and penalties

in	2018	2017	2016
Interest and penalties (CHF million)			
Interest and penalties recognized in the consolidated statements of operations	(28)	29	2
Interest and penalties recognized in the consolidated balance sheets	87	115	86

Interest and penalties are reported as tax expense. The Group is currently subject to ongoing tax audits, inquiries and litigation with the tax authorities in a number of jurisdictions, including Brazil,

the Netherlands, the US, the UK and Switzerland. Although the timing of completion is uncertain, it is reasonably possible that some of these will be resolved within 12 months of the reporting date. It is reasonably possible that there will be a decrease of between zero and CHF 26 million in unrecognized tax benefits within 12 months of the reporting date.

The Group remains open to examination from federal, state, provincial or similar local jurisdictions from the following years onward in these major countries: Brazil – 2014; the UK – 2012; Switzerland – 2011; the US – 2010; and the Netherlands – 2006.

29 Employee deferred compensation

Payment of deferred compensation to employees is determined by the nature of the business, role, location and performance of the employee. Unless there is a contractual obligation, granting deferred compensation is solely at the discretion of the Compensation Committee and senior management. Special deferred compensation granted as part of a contractual obligation is typically used to compensate new senior employees for forfeited awards from previous employers upon joining the Group. It is the Group's policy not to make multi-year guarantees.

Compensation expense recognized in the consolidated statement of operations for share-based and other awards that were granted as deferred compensation is recognized in accordance with the specific terms and conditions of each respective award and is primarily recognized over the future requisite service and vesting period, which is determined by the plan, retirement eligibility of employees, two-year moratorium periods on early retirement and certain other terms. All deferred compensation plans are subject to restrictive covenants, which generally include non-compete and non-solicit provisions. Compensation expense for share-based and other awards that were granted as deferred compensation also includes the current estimated outcome of applicable performance criteria, estimated future forfeitures and mark-to-market adjustments for certain cash awards that are still outstanding.

The following tables show the compensation expense for deferred compensation awards granted in 2018 and prior years that was recognized in the consolidated statements of operations during 2018, 2017 and 2016, the total shares delivered, the estimated unrecognized compensation expense for deferred compensation awards granted in 2018 and prior years outstanding as of December 31, 2018 and the remaining requisite service period over which the estimated unrecognized compensation expense will be recognized. The estimated unrecognized compensation expense was based on the fair value of each award on the grant date and included the current estimated outcome of relevant performance criteria and estimated future forfeitures but no estimate for future mark-to-market adjustments. The recognition of compensation expense for the deferred compensation awards granted in February 2019 began in 2019 and thus had no impact on the 2018 consolidated financial statements.

Deferred compensation awards for 2018

In February 2019, the Group granted share awards, performance share awards and Contingent Capital Awards (CCA) as deferred compensation. Deferred compensation was awarded to employees with total compensation of CHF/USD 250,000 or the local currency equivalent or higher.

Deferred compensation expense

In	2018	2017	2016
Deferred compensation expense (CHF million)			
Share awards	526	529	628
Performance share awards	382	348	370
Contingent Capital Awards	154	260	235
Contingent Capital share awards	2	18	30
Capital Opportunity Facility awards	12	14	13
Plus Bond awards ¹	–	–	5
2008 Partner Asset Facility awards ²	–	7	13
Other cash awards	263	440	335
Total deferred compensation expense	1,339	1,636	1,629
Total shares delivered (million)			
Total shares delivered	46.6	42.0	42.1

¹ Compensation expense primarily relates to mark-to-market changes of the underlying assets of the Plus Bonds and the amortization of the voluntary Plus Bonds elected in the first quarter of 2013 and expensed over a three-year period.

² Compensation expense mainly includes the change in the underlying fair value of the indexed assets during the period.

Estimated unrecognized deferred compensation

end of	2018
Estimated unrecognized compensation expense (CHF million)	
Share awards	466
Performance share awards	167
Contingent Capital Awards	141
Other cash awards	179
Total	953

Aggregate remaining weighted-average requisite service period (years)

Aggregate remaining weighted-average requisite service period	1.3

Does not include the estimated unrecognized compensation expense relating to grants made in 2019 for 2018.

Share awards

Share awards granted in February 2019 are similar to those granted in February 2018. Each share award granted entitles the holder of the award to receive one Group share, subject to service conditions. Share awards vest over three years with one third of the share awards vesting on each of the three anniversaries of the grant date (ratable vesting), with the exception of awards granted to individuals classified as risk managers or senior managers under the UK PRA Remuneration Code or similar regulations in other jurisdictions. Share awards granted to risk managers vest over five years with one fifth of the award vesting on each of the five anniversaries of the grant date, while share awards granted to senior managers vest over five years commencing on the third anniversary of the grant date, with one fifth of the award vesting on each of the third to seventh anniversaries of the grant

date. Share awards are expensed over the service period of the awards. The value of the share awards is solely dependent on the Group share price at the time of delivery.

The Group's share awards include other awards, such as blocked shares and special awards, which may be granted to new employees. Other share awards entitle the holder to receive one Group share and are generally subject to continued employment with the Group, contain restrictive covenants and cancellation provisions and generally vest between zero and five years.

On February 15, 2019, the Group granted 55.6 million share awards with a total value of CHF 638 million. The number of share awards granted to employees was generally determined by dividing the deferred component of variable compensation being granted as share awards by the average price of a Group share over the ten consecutive trading days ended February 28, 2019. The fair value of each share award was CHF 11.75, the Group share price on the grant date. The majority of share awards granted include the right to receive dividend equivalents on vested shares. The estimated unrecognized compensation expense of CHF 629 million was determined based on the fair value of the awards on the grant date, includes the current estimated future forfeitures and will be recognized over the vesting period, subject to early retirement rules.

Share awards granted for previous years

For compensation year	2018	2017	2016
Shares awarded (million)	55.6	34.1	37.8
Value of shares awarded (CHF million)	638	613	566
Fair value of each share awarded (CHF) ¹	11.75	17.22	15.42

¹ Based on the Group's share price on the grant date.

In order to comply with Capital Requirements Directive IV requirements, employees who hold key roles in respect of certain Group subsidiaries receive shares that are subject to transfer restrictions for 50% of the amount that would have been paid to them in cash. These shares are vested at the time of grant but remain blocked, that is, subject to transfer restrictions, for six months to three years from the date of grant, depending on the location.

On February 15, 2019, the Group granted 3.0 million blocked shares with a total value of CHF 35 million that vested immediately upon grant, have no future service requirements and were attributed to services performed in 2018.

Blocked share awards granted for previous years

For compensation year	2018	2017	2016
Blocked shares awarded (million)	3.0	2.1	2.5
Value of shares awarded (CHF million)	35	38	37

Share award activities

	2018		2017		2016	
	Number of share awards in million	Weighted-average grant-date fair value in CHF	Number of share awards in million	Weighted-average grant-date fair value in CHF	Number of share awards in million	Weighted-average grant-date fair value in CHF
Share awards						
Balance at beginning of period	84.9	15.73	73.2	18.77	80.3	21.58
Granted	43.8	16.91	54.3 ¹	14.53	39.7	17.47
Settled	(40.7)	16.09	(38.2)	19.74	(37.7)	22.64
Forfeited	(4.8)	16.24	(4.4)	16.47	(9.1)	21.87
Balance at end of period	83.2	16.15	84.9	15.73	73.2	18.77
of which vested	8.6	—	8.5	—	8.1	—
of which unvested	74.6	—	76.4	—	65.1	—

¹ Includes an adjustment for share awards granted in the second quarter of 2017 to compensate for the proportionate dilution of Group shares resulting from the rights offering approved on May 18, 2017. The number of deferred share-based awards held by each individual was increased by 3.64%. The terms and conditions of the adjusted shares were the same as the existing share-based awards, thereby ensuring that holders of the awards were neither advantaged nor disadvantaged by the additional shares granted.

Performance share awards

Managing directors and all material risk takers and controllers (employees whose activities are considered to have a potentially material impact on the Group's risk profile) received a portion of their deferred variable compensation in the form of performance share awards. Performance share awards are similar to share awards, except that the full balance of outstanding performance share awards, including those awarded in prior years, are subject to performance-based malus provisions.

Performance share awards granted from 2016 and onward are subject to a negative adjustment in the event of a divisional loss by the division in which the employees worked as of December 31, 2018, or a negative ROE of the Group, whichever results in a larger adjustment. For employees in corporate functions and the Strategic Resolution Unit, the negative adjustment only applies in the event of a negative ROE of the Group and is not linked to the performance of the divisions. The basis for the ROE calculation may vary from year to year, depending on the Compensation Committee's determination for the year in which the performance shares are granted.

On February 15, 2019, the Group granted 46.1 million performance share awards with a total value of CHF 532 million. The

number of performance share awards granted to employees was generally determined by dividing the deferred component of variable compensation being granted as performance share awards by the average price of a Group share over the ten consecutive trading days ended February 28, 2019. The fair value of each performance share award was CHF 11.75, the Group share price on the grant date. The majority of performance share awards granted include the right to receive dividend equivalents on vested shares. The estimated unrecognized compensation expense of CHF 521 million was determined based on the fair value of the awards on the grant date, includes the current estimated outcome of the relevant performance criteria and estimated future forfeitures and will be recognized over the vesting period, subject to early retirement rules. There was no negative adjustment applied to performance share awards granted in 2018 or in previous years.

Performance share awards granted for previous years

For compensation year	2018	2017	2016
Performance shares awarded (million)	46.1	26.5	29.7
Value of performance shares awarded (CHF million)	532	478	451
Fair value of each performance share awarded (CHF) †	11.75	17.22	15.42

† Based on the Group's share price on the grant date.

Performance share award activities

	2018		2017		2016	
	Number of performance share awards in million	Weighted-average grant-date fair value in CHF	Number of performance share awards in million	Weighted-average grant-date fair value in CHF	Number of performance share awards in million	Weighted-average grant-date fair value in CHF
Performance share awards						
Balance at beginning of period	54.2	15.88	48.4	19.11	55.9	21.01
Granted	26.5	16.98	31.8 [†]	14.41	21.4	18.62
Settled	(26.3)	16.07	(23.9)	20.41	(26.5)	22.67
Forfeited	(2.7)	16.26	(2.1)	16.38	(2.4)	19.64
Balance at end of period	51.7	16.33	54.2	15.88	48.4	19.11
of which vested	5.4	—	6.7	—	6.8	—
of which unvested	46.3	—	47.5	—	41.6	—

† Includes an adjustment for performance share awards granted in the second quarter of 2017 to compensate for the proportionate dilution of Group shares resulting from the rights offering approved on May 10, 2017. The number of deferred share-based awards held by each individual was increased by 3.64%. The terms and conditions of the adjusted shares were the same as the existing share-based awards, thereby ensuring that holders of the awards were neither advantaged nor disadvantaged by the additional performance shares granted.

Contingent Capital Awards

CCA were granted in February 2019, 2018 and 2017 to managing directors and directors as part of the 2018, 2017 and 2016 deferred variable compensation and have rights and risks similar to those of certain contingent capital instruments issued by the Group in the market. CCA are scheduled to vest on the third anniversary of the grant date, other than those granted to individuals classified as risk managers or senior managers under the UK PRA Remuneration Code or similar regulations in other jurisdictions, where CCA vest on the fifth and seventh anniversaries of the grant date, respectively, and will be expensed over the vesting period. CCA generally provide a conditional right to receive semi-annual cash payments of interest equivalents until settled, with rates being dependent upon the vesting period and currency of denomination:

- CCA granted in 2019, 2018 and 2017 that are denominated in US dollars and vest three years from the date of grant receive interest equivalents at a rate of 4.46%, 3.05% and 4.27%, respectively, per annum over the six-month US dollar London Interbank Offered Rate (LIBOR);
- CCA granted in 2019, 2018 and 2017 that are denominated in Swiss francs and vest three years from the date of grant receive interest equivalents at a rate of 3.73%, 2.24% and 3.17%, respectively, per annum over the six-month Swiss franc LIBOR;
- CCA granted in 2017 that are denominated in US dollars and vest five or seven years from the date of grant receive interest equivalents at a rate of 4.27% per annum over the six-month US-dollar LIBOR; and
- CCA granted in 2017 that are denominated in Swiss francs and vest five or seven years from the date of grant receive interest equivalents at a rate of 3.03% and 2.93%, respectively, per annum over the six-month Swiss franc LIBOR.

The rates were set in line with market conditions at the time of grant and existing high-trigger and low-trigger contingent capital instruments that the Group has issued. For CCA granted in February 2019, employees who received compensation in Swiss francs received CCA denominated in Swiss francs and all other employees received CCA denominated in US dollars.

As CCA qualify as going concern loss-absorbing capital of the Group, the timing and form of distribution upon settlement is subject to approval by FINMA. At settlement, employees will receive either a contingent capital instrument or a cash payment based on the fair value of the CCA. The fair value will be determined by the Group. In the case of a cash settlement, the CCA award will be converted into the local currency of each respective employee.

CCA have loss-absorbing features such that prior to settlement, the principal amount of the CCA would be written down to zero and forfeited if any of the following trigger events were to occur:

- the Group's reported common equity tier 1 (CET1) ratio falls below 7%; or

- FINMA determines that cancellation of the CCA and other similar contingent capital instruments is necessary, or that the Group requires public sector capital support, in either case to prevent it from becoming insolvent or otherwise failing.

On February 15, 2019, the Group awarded CHF 299 million of CCA that will be expensed over the vesting period. The estimated unrecognized compensation expense of CHF 273 million was determined based on the fair value of the awards on the grant date and includes the current estimated outcome of the relevant performance criteria, the estimated future forfeitures and the expected semi-annual cash payments of interest equivalents and will be recognized over the vesting period.

Contingent Capital Awards granted for previous years

For compensation year	2018	2017	2016
CCA awarded (CHF million)	299	241	229

Contingent Capital share awards

In March 2016, the Group executed a voluntary exchange offer, under which employees had the right to voluntarily convert all or a portion of their respective CCA into Contingent Capital share awards at a conversion price of CHF 14.57. CCA holders elected to convert CHF 226 million of their CCA into Contingent Capital share awards during the election period. This fair value represented an approximate conversion rate of 15%. Each Contingent Capital share award had a grant-date fair value of CHF 14.45 and contains the same contractual term, vesting period, performance criteria and other terms and conditions as the original CCA.

Contingent Capital share award activities

	2018	2017	2016
Contingent Capital share awards (million)			
Balance at beginning of period	8.4	13.5	–
Granted	0.0	0.3 ¹	16.4
Settled	(4.9)	(5.0)	(2.6)
Forfeited	(0.1)	(0.4)	(0.3)
Balance at end of period	3.4	8.4	13.5
of which vested	0.7	1.3	1.0
of which unvested	2.7	7.1	12.5

¹ Includes an adjustment for Contingent Capital share awards granted in the second quarter of 2017 to compensate for the proportionate dilution of Group shares resulting from the rights offering approved on May 18, 2017. The number of deferred share-based awards held by each individual was increased by 3.64%. The terms and conditions of the adjusted shares were the same as the existing share-based awards, thereby ensuring that holders of the awards were neither advantaged nor disadvantaged by the additional Contingent Capital shares granted.

Capital Opportunity Facility awards

As part of the 2011 annual compensation process, the Group awarded a portion of deferred variable compensation for senior employees in the form of 2011 Partner Asset Facility (PAF2) units. PAF2 units were essentially fixed income structured notes

that are exposed to a portion of the credit risk that arises in the Group's derivative activities, including both current and possible future swaps and other derivative transactions.

PAF2 awards were linked to a portfolio of the Group's credit exposures, providing risk offset and capital relief. Due to regulatory changes, this capital relief would no longer be available. As a result, the Group restructured the awards, requiring PAF2 holders to reallocate the exposure of their awards from the pool of counterparty credit risks in the original PAF2 structure to one of the following options, or a combination thereof:

- i) Capital Opportunity Facility (COF): participants elected for their award to be referenced to a COF. The COF is a seven-year facility that is linked to the performance of a portfolio of risk-transfer and capital mitigation transactions to be entered into with the Group chosen by a COF management team. The value of the COF awards will be reduced if there are losses from the COF portfolio, up to the full amount of the award. Participants who elect the COF will receive semi-annual US dollar cash distributions of 6.5% per annum until settlement in cash in 2021, and such semi-annual distributions will reduce the cash settlement amount payable in 2021; and
- ii) CCA: participants elected to receive CCA, with similar terms to the instruments granted as part of the 2013 compensation awards.

2008 Partner Asset Facility awards

As part of the 2008 annual compensation process, the Group granted employees in the former Investment Banking division with the corporate title of managing director or director the majority of the deferred compensation in the form of 2008 Partner Asset Facility (PAF) awards, denominated in US dollars. The PAF awards were indexed to, and represented a first-loss interest in, a specified pool of illiquid assets (Asset Pool) that originated in the former Investment Banking division.

In the final year of the contractual term, the PAF holders received a final settlement in cash equal to the notional value, less all previous cash payments made to the PAF holder, plus any related gains or less any related losses on the liquidation of the Asset Pool. During 2017, the final settlement of the outstanding PAF awards of CHF 789 million was made.

Other cash awards

Other cash awards include certain special awards as well as voluntary deferred compensation plans and employee investment plans. For certain special awards, compensation expense was primarily driven by their vesting schedule; for other cash awards, compensation expense was driven by mark to market and performance adjustments, as the majority of the awards are fully vested.

During 2018, the Group granted deferred fixed cash compensation of CHF 98 million to certain employees in the Americas. This compensation will be expensed in the Global Markets, Investment Banking & Capital Markets and International Wealth Management divisions over a three-year vesting period from the grant date. Amortization of this compensation totaled CHF 52 million in 2018.

During 2017, the Group granted deferred cash retention awards of CHF 65 million relating to the reorganization of the Asia Pacific business. These awards will be expensed over a two-year vesting period from the grant date. Amortization of these awards totaled CHF 28 million in 2017 and was recognized in the Corporate Center. The Group granted deferred fixed cash awards of CHF 90 million to certain employees in the US. These awards will be expensed in the Global Markets, Investment Banking & Capital Markets and International Wealth Management divisions over a three-year vesting period from the grant date. Amortization of these awards totaled CHF 48 million in 2017.

In 2016, the Group granted deferred share and cash retention awards of CHF 249 million relating to the reorganization of the Global Markets and Investment Banking & Capital Markets businesses. These awards will be expensed over a vesting period of up to seven years from the grant date. Amortization of these awards in 2016 of CHF 118 million was recognized in the Corporate Center.

Delivered shares

In 2018 and 2017, the Group fully covered its share delivery obligations through market purchases. In 2016, the Group's share delivery obligations were covered mainly through the issuance of shares from conditional capital, with a portion covered by shares purchased in the market.

30 Related parties

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions, or if another party controls both. The Group's related parties include key management personnel, close family members of key management personnel and entities that are controlled, significantly influenced, or for which significant voting power is held, by key management personnel or their close family members. Key management personnel are those individuals having authority and responsibility for planning, directing and controlling the activities of the Group, that is, members of the Executive Board and the Board of Directors.

Banking relationships

The Group is a global financial services provider. Many of the members of the Executive Board and the Board of Directors, their close family members or companies associated with them maintain banking relationships with the Group. The Group or any of its banking subsidiaries may from time to time enter into financing and other banking agreements with companies in which current members of the Executive Board or the Board of Directors have a significant influence as defined by the SEC, such as holding executive and/or board level roles in these companies. With the exception of the transactions described below, relationships with members of the Executive Board or the Board of Directors and such companies are in the ordinary course of business and are entered into on an arm's length basis. Also, unless otherwise noted, all loans to members of the Executive Board, members of the Board of Directors, their close family members or companies associated with them were made in the ordinary course of business, were made on substantially the same terms, including interest rates and collateral, as those prevailing at the time for comparable transactions with other persons and did not involve more than the normal risk of collectability or present other unfavorable features. As of December 31, 2018, 2017 and 2016, there were no loan exposures to such related parties that were not made in the ordinary course of business and at prevailing market conditions.

Related party loans

Executive Board and Board of Directors loans

The majority of loans outstanding to members of the Executive Board and the Board of Directors are mortgages or loans against securities.

All mortgage loans to members of the Executive Board are granted either with variable or fixed interest rates over a certain period. Typically, mortgages are granted for periods of up to ten years. Interest rates applied are based on refinancing costs plus

a margin, and interest rates and other terms are consistent with those applicable to other employees. Loans against securities are granted at interest rates and on terms applicable to such loans granted to other employees. The same credit approval and risk assessment procedures apply to members of the Executive Board as for other employees. Unless otherwise noted, all loans to members of the Executive Board were made in the ordinary course of business and substantially on the same terms, including interest rates and collateral, as those prevailing at the time for comparable transactions with other persons and in consideration of the terms which apply to all Group employees. These loans did not involve more than the normal risk of collectability or present other unfavorable features. The highest loan outstanding to an Executive Board member was CHF 6 million to Helman Sitohang as of December 31, 2018.

Members of the Board of Directors with loans, including the Chairman of the Board of Directors, do not benefit from employee conditions, but are subject to conditions applied to clients with a comparable credit standing. Unless otherwise noted, all loans to members of the Board of Directors were made in the ordinary course of business and substantially on the same terms, including interest rates and collateral, as those prevailing at the time for comparable transactions with other persons. Such loans did not involve more than the normal risk of collectability or present other unfavorable features.

Executive Board and Board of Directors loans

in	2018	2017	2016
Executive Board loans (CHF million)			
Balance at beginning of period	26 ¹	25	26
Additions	8	3	6
Reductions	(1)	(2)	(7)
Balance at end of period	33 ¹	26	25
Board of Directors loans (CHF million)			
Balance at beginning of period	11 ²	10	8
Additions	0	1	3
Reductions	(1)	0	(1)
Balance at end of period	10 ²	11	10

¹ The number of individuals with outstanding loans at the beginning and the end of the year was eight.

² The number of individuals with outstanding loans at the beginning and the end of the year was four.

Equity method investees loans

The Group or its subsidiaries grant loans to equity method investees in the normal course of business.

→ Refer to "Note 40 – Significant subsidiaries and equity method investments" for a list of equity method investments.

Loans made by the Group or any subsidiaries to equity method investees

in	2018	2017	2016
Loans to equity method investees (CHF million)			
Balance at beginning of period	173	173	135
Net borrowings/(repayments)	158	0	38
Balance at end of period	331	173	173

Other related party transactions

Tier 1 capital instruments

Beginning in February 2011, the Group entered into agreements with entities affiliated with Qatar Investment Authority (QIA) and The Olayan Group, each of which has significant holdings of Group shares and other Group financial products, to purchase tier 1 high-trigger capital instruments. The agreements were subsequently amended in 2012 and 2013.

In October 2018, the Group redeemed the following tier 1 high-trigger capital instruments:

- USD 1.725 billion 9.5%, held by an affiliate of The Olayan Group;
- USD 1.72 billion 9.5%, held by an affiliate of QIA; and
- CHF 2.5 billion 9.0%, held by an affiliate of QIA.

At the time of the original transaction, the Group determined that this was a material transaction and deemed QIA and The Olayan Group to be related parties of the Group's then Board of Directors members Jassim Bin Hamad J.J. Al Thani and Aziz R.D. Syriani for purposes of evaluating the terms and corporate governance of the original transaction. At that time, the Board of Directors (except for Mr. Bin Hamad J.J. Al Thani and Mr. Syriani, who abstained from participating in the determination process) determined that the terms of the original transaction, given its size, the nature of the contingent capital instrument, for which there was no established market, and the terms of the notes issued and held by QIA and The Olayan Group, were fair. As of April 26, 2013 and April 28, 2017, respectively, Mr. Syriani and Mr. Bin Hamad J.J. Al Thani retired from the Board of Directors and no other person affiliated with The Olayan Group or with QIA has been elected as a member of the Board of Directors.

Other

In December 2018, a subsidiary of the Group executed a transaction with an affiliate to sell a minority interest in a trading platform for a gain of approximately USD 80 million.

Liabilities due to own pension plans

Liabilities due to the Group's own defined benefit pension plans as of December 31, 2018 and 2017 of CHF 735 million and CHF 336 million, respectively, were reflected in various liability accounts in the Group's consolidated balance sheets.

31 Pension and other post-retirement benefits

The Group sponsors defined contribution pension plans, defined benefit pension plans and other post-retirement defined benefit plans such as post-retirement health care.

Defined contribution pension plans

Defined contribution plans provide each participant with an individual account. The benefits to be provided to a participant are solely based on the contributions made to that employee's account and are affected by income, expenses and gains and losses allocated to the account. As such, there are no stipulations of a defined annuity benefit at retirement and the participants bear the full actuarial as well as investment risk.

The Group contributes to various defined contribution pension plans primarily in the US and the UK as well as other countries throughout the world. During 2018, 2017 and 2016, the Group contributed to these plans and recognized as expense CHF 153 million, CHF 165 million and CHF 161 million, respectively.

Defined benefit pension and other post-retirement defined benefit plans

Defined benefit pension plans

Defined benefit pension plans are pension plans that define specific benefits for an employee upon that employee's retirement. These benefits are usually determined by taking into account the employee's salary, years of service and age of retirement. Retirees bear neither the actuarial risk (for example, the risk that the retirees of the plan live longer than expected), nor the investment risk (that is, that plan assets invested and associated returns will be insufficient to meet the expected benefits due to low or negative returns on contributions). The Group's funding policy for these plans is in accordance with local laws and tax requirements.

Swiss pension plan

The Group's most significant defined benefit pension plan, the Credit Suisse Swiss Pension Plan (Swiss pension plan), is located and covers its employees in Switzerland and is set up as a trust domiciled in Zurich. The Swiss pension plan provides benefits in the event of retirement, death and disability and meets or exceeds the minimum benefits required under the Swiss Federal Law on Occupational Retirement, Survivors' and Disability Pension Plans (BVG). Benefits in the Swiss pension plan are determined on the basis of the accumulated employer and employee contributions and accumulated interest credited. Although the Swiss pension plan is largely defined contribution in nature, it is treated as a defined benefit plan under US GAAP, mainly due to a guaranteed minimum return on contributions and guaranteed payment of lifetime pensions. As of December 31, 2018 and 2017, the Swiss pension plan comprised 69% and 73%, respectively, of all the Group's employees participating in defined benefit plans, 82%

and 81%, respectively, of the fair value of plan assets, and 83% and 82%, respectively, of the pension benefit obligation of the Group's defined benefit plans.

Employee contributions in the savings section depend on their age and are determined as a percentage of the pensionable salary. The employees can select between three different levels of contributions which vary between 5% and 14% depending on their age. The Group's contribution varies between 7.5% and 25% of the pensionable salary depending on the employee's age.

The Swiss Federal council sets the minimum statutory interest rate on savings balances on an annual basis that applies to the BVG minimum pensionable salary (1.0% as of January 1, 2019 and 2018). The statutory interest rate on savings balances does not apply to extra mandatory benefits. The Board of Trustees of the Swiss pension fund sets the interest rate to be applied on the accumulated savings balance on an annual basis.

When employees retire, their savings balance is converted into an annuity and the conversion rate is the percentage used to convert the assets accrued in the Swiss pension plan to an annual lifetime retirement pension. The level of the conversion rate depends on the life expectancy of future retirees and on the long-term potential for returns in the capital markets. The Board of Trustees of the Swiss pension plan has the responsibility to set the conversion rates for the plan. In December 2016, the Board of Trustees of the Swiss pension plan decided in favor of further decreases in conversion rates. In the future, decisions on conversion rates will be set for a planning horizon of at least eight years.

International pension plans

Various defined benefit pension plans cover the Group's employees outside Switzerland. These plans provide benefits in the event of retirement, death, disability or termination of employment. Retirement benefits under the international pension plans depend on age, contributions and salary. The Group's principal defined benefit pension plans outside Switzerland are located in the US and in the UK. Both of these plans are funded, closed to new participants and have ceased accruing new benefits. Smaller defined benefit pension plans, both funded and unfunded, are operated in other locations.

Other post-retirement defined benefit plans

In the US, the Group's defined benefit plans provide post-retirement benefits other than pension benefits that primarily focus on health and welfare benefits for certain retired employees. In exchange for the current services provided by the employee, the Group promises to provide health and welfare benefits after the employee retires. The Group's obligation for that compensation is incurred as employees render the services necessary to earn their post-retirement benefits.

Components of net periodic benefit costs

in	Switzerland			Defined benefit pension plans			Other post-retirement defined benefit plans		
	2018	2017	2016	2018	2017	2016	2018	2017	2016
Net periodic benefit costs (CHF million)									
Service costs on benefit obligation	242	243	288	16	22	20	0	0	0
Interest costs on benefit obligation	63	57	141	86	91	124	5	6	8
Expected return on plan assets	(483)	(473)	(536)	(114)	(133)	(175)	0	0	0
Amortization of recognized prior service cost/(credit)	(126)	(131)	(116)	0	0	0	0	0	0
Amortization of recognized actuarial losses/(gains)	306	340	366	47	60	41	8	7	10
Settlement losses/(gains)	35	37	24	0	0	72	0	0	0
Curtailment losses/(gains)	(12)	(23)	(18)	(1)	(10)	0	0	0	0
Special termination benefits	38	19	22	0	0	0	0	0	0
Net periodic benefit costs/(credits)	63	69	171	34	30	82	13	13	18

Net periodic benefit costs of defined benefit plans

The net periodic benefit costs for defined benefit pension and other post-retirement defined benefit plans are the costs of the respective plan for a period during which an employee renders services. The actual amount to be recognized is determined using the standard actuarial methodology which considers, among other factors, current service cost, interest cost, expected return on plan assets and the amortization of both prior service cost/(credit) and actuarial losses/(gains) recognized in AOCI.

Service costs on benefit obligation reflected in compensation and benefits – other for 2018, 2017 and 2016 were CHF 258 million, CHF 265 million and CHF 308 million, respectively.

Since the second quarter of 2011, as part of its strategic plan, the Group has launched a number of cost efficiency measures, including headcount reduction. This resulted in curtailment gains of CHF 12 million, CHF 23 million and CHF 18 million in 2018, 2017 and 2016, respectively, reflecting the immediate recognition of a credit relating to the years of service no longer expected to be rendered. Additional costs of CHF 35 million, CHF 37 million and CHF 24 million in 2018, 2017 and 2016, respectively, related to the settlement of the pension obligation for employees in Switzerland whose employment has effectively been terminated or who have left the Group due to a sale of their business. Special termination benefit costs of CHF 38 million, CHF 19 million and CHF 22 million have been recognized in 2018, 2017 and 2016, respectively, relating to early retirements in Switzerland in the context of the cost efficiency measures.

During the second half of 2016, lump-sum settlement offers were made to terminated vested members of the pension fund in the US. As a result of members accepting this offer, there was an additional cost of CHF 72 million relating to the settlement of pension obligations for these members.

Benefit obligation

The benefit obligation is expressed as either accumulated benefit obligation (ABO) or PBO. While the ABO refers to the actuarial

present value based on employee services rendered prior to that date and takes into account current and past compensation levels, the PBO also applies an assumption as to future compensation levels.

The table 'Obligations and funded status of the plans' shows the changes in the PBO, the ABO, the fair value of plan assets and the amounts recognized in the consolidated balance sheets for the defined benefit pension and other post-retirement defined benefit plans.

US GAAP requires an employer to recognize the funded status of the defined benefit pension and other post-retirement defined benefit plans on the balance sheet. The funded status of these plans is determined as the difference between the fair value of plan assets and the PBO. The funded status may vary from year to year due to changes in the fair value of plan assets and variations of the PBO following changes in the underlying assumptions and census data used to determine the PBO. In 2018 and 2017, the curtailments, settlements and special termination benefits in Switzerland, which impacted the PBO, related to the headcount reduction in the context of the cost efficiency measures.

Effective January 1, 2017, the Board of Trustees of the Swiss pension plan changed a number of retirement benefits, reflecting the plan's ability to finance benefits on an ongoing long-term basis. These changes reflected the prospective higher costs of providing retirement benefits due to lower expected asset returns, lower interest rates and increased life expectancy. These considerations have resulted in incremental reductions of conversion rates, the introduction of the reference age 65 for all insured persons, changes to the bridging pension related to the Swiss Old-Age and Survivors Insurance, enhanced lump-sum withdrawal options on retirement and the reduction of the maximum retirement pension. Furthermore, the Board of Trustees of the Swiss pension plan also agreed to improve death and disability benefits and to introduce a cohabiting partner's pension.

Obligations and funded status of the plans

in / end of	Switzerland		Defined benefit pension plans International		Other post-retirement defined benefit plans International	
	2018	2017	2018	2017	2018	2017
PBO (CHF million) ¹						
Beginning of the measurement period	15,885	15,885	3,390	3,337	173	184
Plan participant contributions	204	205	0	0	0	0
Service cost	242	243	16	22	0	0
Interest cost	63	57	86	91	5	6
Plan amendments	20	0	10	0	0	0
Settlements	(125)	(144)	(1)	0	0	0
Curtailments	(9)	(22)	(1)	(11)	0	0
Special termination benefits	38	19	1	1	0	0
Actuarial losses/(gains)	(56)	471	(229)	171	(9)	2
Benefit payments	(829)	(829)	(233)	(287)	(11)	(11)
Exchange rate losses/(gains)	0	0	(68)	66	2	(8)
End of the measurement period	15,432	15,885	2,951	3,390	160	173
Fair value of plan assets (CHF million)						
Beginning of the measurement period	16,996	15,951	4,088	4,000	0	0
Actual return on plan assets	(454)	1,398	(141)	256	0	0
Employer contributions	433	415	19	22	11	11
Plan participant contributions	204	205	0	0	0	0
Settlements	(125)	(144)	(1)	0	0	0
Benefit payments	(829)	(829)	(233)	(287)	(11)	(11)
Exchange rate gains/(losses)	0	0	(126)	97	0	0
End of the measurement period	16,225	16,996	3,804	4,088	0	0
Funded status recognized (CHF million)						
Funded status of the plan – overfunded/(underfunded)	793	1,111	653	698	(160)	(173)
Funded status recognized in the consolidated balance sheet as of December 31	793	1,111	653	698	(160)	(173)
Total amount recognized (CHF million)						
Noncurrent assets	793	1,111	1,001	1,058	0	0
Current liabilities	0	0	(10)	(11)	(11)	(11)
Noncurrent liabilities	0	0	(338)	(349)	(149)	(162)
Net amount recognized in the consolidated balance sheet as of December 31	793	1,111	653	698	(160)	(173)
ABO (CHF million) ²						
End of the measurement period	14,534	14,841	2,921	3,351	160	173

¹ Including estimated future salary increases.² Excluding estimated future salary increases.

The net amount recognized in the consolidated balance sheets as of December 31, 2018 and 2017 for the defined benefit pension plans was an overfunding of CHF 1,446 million and CHF 1,809 million, respectively.

In 2019, the Group expects to contribute CHF 384 million to the Swiss and international defined benefit pension plans and CHF 11 million to other post-retirement defined benefit plans.

PBO or ABO in excess of plan assets

The following table shows the aggregate PBO and ABO, as well as the aggregate fair value of plan assets for those plans with PBO in excess of plan assets and those plans with ABO in excess of plan assets as of December 31, 2018 and 2017, respectively.

Defined benefit pension plans in which PBO or ABO exceeded plan assets

December 31	PBO exceeds fair value of plan assets [†]				ABO exceeds fair value of plan assets [†]			
	Switzerland		International		Switzerland		International	
	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017
PBO/ABO exceeded plan assets (CHF million)								
PBO	0	0	1,336	1,464	0	0	1,325	1,447
ABO	0	0	1,312	1,433	0	0	1,304	1,420
Fair value of plan assets	0	0	969	1,104	0	0	978	1,068

[†] Includes only those defined benefit pension plans where the PBO/ABO exceeded the fair value of plan assets.

Amount recognized in AOCI and OCI

The following table shows the actuarial gains/(losses) and prior service credit/(cost) which were recorded in AOCI and subsequently recognized as components of net periodic benefit costs.

Amounts recognized in AOCI, net of tax

end of	Defined benefit pension plans		Other post-retirement defined benefit plans		Total	
	2018	2017	2018	2017	2018	2017
Amounts recognized in AOCI (CHF million)						
Actuarial gains/(losses)	(3,951)	(3,547)	(23)	(36)	(3,974)	(3,583)
Prior service credit/(cost)	384	519	3	3	387	522
Total	(3,567)	(3,028)	(20)	(33)	(3,587)	(3,061)

The following tables show the changes in OCI due to actuarial gains/(losses) and prior service credit/(cost) recognized in AOCI during 2018 and 2017 and the amortization of the aforementioned items as components of net periodic benefit costs for these periods as well as the amounts expected to be amortized in 2019.

Amounts recognized in OCI

in	Defined benefit pension plans			Other post-retirement defined benefit plans			Total net
	Gross	Tax	Net	Gross	Tax	Net	
2018 (CHF million)							
Actuarial gains/(losses)	(905)	182	(723)	9	(2)	7	(716)
Prior service credit/(cost)	(30)	4	(26)	0	0	0	(26)
Amortization of actuarial losses/(gains)	353	(68)	285	8	(2)	6	291
Amortization of prior service cost/(credit)	(126)	27	(99)	0	0	0	(99)
Immediate recognition due to curtailment/settlement	30	(6)	24	0	0	0	24
Total	(678)	139	(539)	17	(4)	13	(526)
2017 (CHF million)							
Actuarial gains/(losses)	406	(82)	324	(2)	1	(1)	323
Amortization of actuarial losses/(gains)	400	(76)	324	7	(3)	4	328
Amortization of prior service cost/(credit)	(131)	26	(105)	0	0	0	(105)
Immediate recognition due to curtailment/settlement	36	(8)	28	0	0	0	28
Total	711	(140)	571	5	(2)	3	574

Amounts in AOCI, net of tax, expected to be amortized

	Defined benefit pension plans	Other post-retirement defined benefit plans
Amortization in 2019 (CHF million)		
Actuarial losses/(gains)	238	2
Prior service cost/(credit)	(122)	0
Total	116	2

Assumptions

The measurement of both the net periodic benefit costs and the benefit obligation is determined using explicit assumptions, each of which individually represents the best estimate of a particular future event.

Weighted-average assumptions used to determine net periodic benefit costs and benefit obligation

December 31	Switzerland			Defined benefit pension plans International			Other post-retirement defined benefit plans International		
	2018	2017	2016	2018	2017	2016	2018	2017	2016
Net periodic benefit cost (%)									
Discount rate – service costs	1.02	1.01	0.90	2.96	2.92	4.05	3.86	4.03	4.50
Discount rate – interest costs	0.41	0.37	0.90	2.77	2.79	4.05	3.28	3.48	4.50
Salary increases	0.50	0.50	0.80	2.97	3.55	3.56	–	–	–
Interest rate on savings balances	0.85	0.85	1.25	–	–	–	–	–	–
Expected long-term rate of return on plan assets	3.00	3.00	3.50	3.22	3.68	5.07	–	–	–
Benefit obligation (%)									
Discount rate	1.03	0.86	0.85	3.30	2.83	3.10	4.37	3.70	4.21
Salary increases	0.75	0.50	0.50	2.90	2.97	3.55	–	–	–
Interest rate on savings balances	1.03	0.86	0.85	–	–	–	–	–	–

Net periodic benefit cost and benefit obligation assumptions

The assumptions used to determine the benefit obligation as of the measurement date are also used to calculate the net periodic benefit costs for the 12-month period following this date.

The discount rates are determined based on yield curves, constructed from high-quality corporate bonds currently available and observable in the market and are expected to be available during the period to maturity of the pension benefits. In countries where there is no deep market in high-quality corporate bonds with longer durations, the best available market information, including governmental bond yields and risk premiums, is used to construct the yield curve. Credit Suisse adopted the spot rate approach for the valuation as of December 31, 2016, whereby individual spot rates on the yield curve are applied to each year's cash flow in measuring the plan's benefit obligation as well as future service costs and interest costs.

The assumption pertaining to salary increases is used to calculate the PBO, which is measured using an assumption as to future compensation levels.

When Credit Suisse estimates the interest rate on savings balances, expected future changes in the interest rate environment are taken into consideration. Specifically, Credit Suisse uses the cash flow weighted average of the yield curve used for the discount rate as the best estimate for the interest rate on savings balances for these long term projections.

The expected long-term rate of return on plan assets assumption is applied to the market-related value of assets to calculate the expected return on plan assets as a component of the net periodic benefit costs. It reflects the average rate of returns expected on the funds invested or to be invested to provide for the benefits included in the PBO. In estimating that rate, appropriate consideration is given to the returns being earned by the plan assets and the rates of return expected to be available for reinvestment. The expected long-term rate of return on plan assets is based on total return forecasts, expected volatility and correlation estimates, reflecting interrelationships between and within asset classes held. Where possible, similar, if not related, approaches are followed to forecast returns for the various asset classes.

The expected long-term rate of return on debt securities reflects both accruing interest and price returns. The probable long-term relationship between the total return and certain exogenous variables is used, which links the total return forecasts on debt securities to forecasts of the macroeconomic environment.

The expected long-term rate of ROE securities is based on a two-stage dividend discount model which considers economic and market forecasts to compute a market-implied equity risk premium. Dividends are estimated using market consensus earnings and the historical payout ratio. A subsequent scenario analysis is used to stress test the level of the return.

The expected long-term rate of return on real estate is based on economic models that reflect both the rental and the capital market side of the direct real estate market. This allows for a replicable and robust forecasting methodology for expected returns on real estate equity, fund and direct market indices.

The expected long-term rate of return on private equity and hedge funds is estimated by determining the key factors in their

historical performance using private equity and hedge fund benchmarks and indices. To capture these factors, multiple linear regression models with lagged returns are used.

Mortality assumptions are based on standard mortality tables and standard models and methodologies for projecting future improvements to mortality as developed and published by external independent actuarial societies and actuarial organizations.

Mortality tables and life expectancies for major plans

December 31		Life expectancy at age 65 for a male member currently				Life expectancy at age 65 for a female member currently			
		aged 65		aged 45		aged 65		aged 45	
		2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017
Life expectancy (years)									
Switzerland	BVG 2015 tables ¹	21.6	21.6	23.2	23.1	23.6	23.5	25.1	25.1
UK	SAPS S2 light tables ²	23.7	23.8	25.3	25.4	24.8	24.8	26.5	26.6
US	RP-2014 mortality tables ³	21.5	21.5	22.7	22.7	23.4	23.3	24.5	24.4

¹ The BVG 2015 tables were used, which included final CMI projections, with a long-term rate of improvement of 1.25% per annum.

² 95% of Self-Administered Pension Scheme (SAPS) S2 light tables were used, which included final CMI projections, with a long-term rate of improvement of 1.5% per annum.

³ The Retirement Projection 2014 (RP-2014) mortality tables were used, with projections based on the Social Security Administration's intermediate improvement scale.

Under US GAAP, the assumptions used to value the PBO should always represent the best estimate as of the measurement date. Credit Suisse regularly reviews the actuarial assumptions used to value and measure the defined benefit obligation on a periodic basis as required by US GAAP.

→ Refer to "Critical accounting estimates" in II – Operating and financial review and "Note 1– Summary of significant accounting policies" for further information.

Review of assumptions

As part of its reviews in 2016, 2017 and 2018, Credit Suisse concluded that additional refinements to the assumptions for the Swiss pension plan were required in order to reflect the best estimate. As a result, Credit Suisse enhanced its methodology for determining the actuarial assumptions for the Swiss pension plan as follows:

- For estimating the discount rates used for discounting expected future cash flows when valuing the PBO, Credit Suisse introduced a more standardized approach for setting this assumption and improved the construction of the yield curve where the market for high-quality Swiss corporate bonds with long-term maturities was not sufficiently deep. The individual spot rates on the yield curve were applied for discounting each respective year's cash flow in measuring the Swiss pension plan's benefit obligation as of December 31, 2016.
- In Switzerland, the mortality tables used for the occupational pension fund are the BVG series, which are currently reviewed

every five years. Credit Suisse incorporates future improvements in life expectancy on a continuous basis by applying future expected improvements to the periodic BVG 2015 tables using the Continuous Mortality Investigation (CMI) model with a long-term improvement rate of 1.25%. As part of its review during 2017, Credit Suisse adopted the final version of the CMI model as published in early 2017 for the valuation of the Swiss pension plan. This resulted in an increase in the PBO of CHF 140 million in 2017.

- In setting the assumption for the future interest rate on savings balances and future conversion rates, management took into consideration the expected level of future interest rates based on the yield curve used for the discount rate in addition to the legal minimum requirements, current rates approved by the Board of Trustees of the Swiss pension fund and historical trends.
- For discounting expected future cash flows, Credit Suisse adopted the "spot rate approach" for the valuation as of December 31, 2016, whereby individual spot rates on the yield curve are applied to each year's cash flow in measuring the plan's benefit obligation as well as future service costs and interest costs. Under the previous methodology, a single weighted-average discount rate derived from the yield curve was applied to each cash flow. Incorporating the "spot rate approach" reduced the 2017 net periodic benefit costs by CHF 87 million as compared to the prior methodology.

Health care cost assumptions

The health care cost trend is used to determine the appropriate other post-retirement defined benefit costs. In determining those costs, an annual weighted-average rate is assumed in the cost of covered health care benefits.

The following table provides an overview of the assumed health care cost trend rates and the sensitivity of a one percentage point increase or decrease of the rate.

Health care cost trend rates and sensitivity

in / end of	2018	2017	2016
Health care cost trend rate (%)			
Annual weighted-average health care cost trend rate ¹	8.7	8.3	8.3
Increase/(decrease) in post-retirement expenses (CHF million)			
One percentage point increase in health care cost trend rates	0.1	0.1	0.2
One percentage point decrease in health care cost trend rates	(0.1)	(0.1)	(0.2)
Increase/(decrease) in post-retirement benefit obligation (CHF million)			
One percentage point increase in health care cost trend rates	3	3	4
One percentage point decrease in health care cost trend rates	(3)	(3)	(4)

¹ The annual health care cost trend rate is assumed to decrease gradually to achieve the long-term health care cost trend rate of 5% by 2026.

The annual health care cost trend rate used to determine the net periodic benefit costs for 2019 is 8.7%.

Plan assets and investment strategy

Plan assets, which are assets that have been segregated and restricted to provide for plan benefits, are measured at their fair value as of the measurement date.

The Group's defined benefit pension plans employ a total return investment approach, whereby a diversified mix of debt and equity securities and alternative investments, specifically hedge funds and private equity, are used to maximize the long-term return of plan assets while incurring a prudent level of risk. The intent of this strategy is to meet or outperform plan liabilities over the long term. Risk tolerance is established through careful consideration of plan liabilities, plan funded status and corporate financial condition. Furthermore, equity securities are diversified across different geographic regions as well as across growth, value and small and large capitalization stocks. Real estate and alternative investments, such as private equity and hedge funds, are used to enhance long-term returns while improving portfolio diversification. Derivatives may be used to hedge or increase market

exposure, but are not used to leverage the portfolio beyond the market value of the underlying investments. Investment risk is measured and monitored on an ongoing basis through periodic asset/liability studies and quarterly investment portfolio reviews. To limit investment risk, the Group pension plans follow defined strategic asset allocation guidelines. At times of major market uncertainties and stress, these guidelines may be further restricted.

As of December 31, 2018 and 2017, the total fair value of Group equity securities and options was CHF 76 million and CHF 118 million, respectively.

Fair value hierarchy of plan assets

→ Refer to "Fair value measurement" in Note 35 – Financial instruments for discussion of the fair value hierarchy.

Fair value of plan assets

The following tables present the plan assets measured at fair value on a recurring basis as of December 31, 2018 and 2017 for the Group's defined benefit pension plans.

Plan assets measured at fair value on a recurring basis

end of	2018					2017				
	Level 1	Level 2	Level 3	Assets measured at net asset value per share	Total	Level 1	Level 2	Level 3	Assets measured at net asset value per share	Total
Plan assets at fair value (CHF million)										
Cash and cash-equivalents	763	0	0	0	763	384	0	0	0	384
Debt securities	3,742	150	34	751	4,677	3,144	325	37	742	4,248
of which corporates	3,742	150	34	751	4,677	3,144	325	37	742	4,248
Equity securities	5,113	0	0	0	5,113	6,780	10	0	0	6,790
Real estate	875	0	1,345	0	2,220	727	0	1,257	0	1,984
of which direct	0	0	1,297	0	1,297	0	0	1,244	0	1,244
of which indirect	875	0	48	0	923	727	0	13	0	740
Alternative investments	704	24	0	2,724	3,452	513	14	0	3,063	3,590
of which private equity	0	0	0	1,503	1,503	0	0	0	1,313	1,313
of which hedge funds	356	0	0	762	1,118	153	0	0	1,292	1,445
of which other	348	24	0	459	831	360	14	0	458	832
Switzerland	11,197	174	1,379	3,475	16,225	11,548	349	1,294	3,805	16,996
Cash and cash-equivalents	86	123	0	0	209	70	133	0	0	203
Debt securities	1,889	846	0	328	3,063	1,991	1,080	0	370	3,441
of which governments	1,574	5	0	0	1,579	1,622	9	0	0	1,631
of which corporates	315	841	0	328	1,484	369	1,071	0	370	1,810
Equity securities	52	12	0	74	138	55	14	0	147	216
Real estate – indirect	0	0	0	29	29	0	0	0	27	27
Alternative investments	0	19	0	61	80	0	33	0	76	109
of which hedge funds	0	0	0	61	61	0	0	0	76	76
of which other	0	19 ¹	0	0	19	0	33 ¹	0	0	33
Other investments	0	85	0	0	85	0	92	0	0	92
International	2,027	1,085	0	492	3,604	2,116	1,352	0	620	4,088
Total plan assets at fair value	13,224	1,259	1,379	3,967	19,829	13,664	1,701	1,294	4,425	21,084

The Swiss pension fund uses exchange-traded futures to manage the economic exposure of the portfolio. Under US GAAP, these futures are not carried at fair value as they are settled on a daily basis and are considered brokerage receivables and payables. Consequently, they are excluded from this table. These futures increased/(decreased) the economic exposure to cash and cash equivalents by CHF (86) million and CHF 1,405 million in 2018 and 2017, respectively, decreased the economic exposure to debt securities – corporate bonds by CHF 76 million in 2017 and (increased)/decreased the economic exposure to equity securities by CHF (86) million and CHF 1,329 million in 2018 and 2017, respectively.

¹ Primarily related to derivative instruments.

Plan assets measured at fair value on a recurring basis for level 3

	Balance at beginning of period	Transfers in	Transfers out	Actual return on plan assets		Purchases, sales, settlements	Foreign currency translation impact	Balance at end of period
				On assets still held at reporting date	On assets sold during the period			
2018 (CHF million)								
Debt securities – corporates	37	0	0	0	0	(3)	0	34
Real estate	1,257	0	0	53	0	35	0	1,345
of which direct	1,244	0	0	53	0	0	0	1,297
of which indirect	13	0	0	0	0	35	0	48
Total plan assets at fair value	1,294	0	0	53	0	32	0	1,379
of which Switzerland	1,294	0	0	53	0	32	0	1,379
2017 (CHF million)								
Debt securities – corporates	7	35	0	1	0	(6)	0	37
Real estate	1,204	13	0	42	1	(3)	0	1,257
of which direct	1,204	0	0	42	1	(3)	0	1,244
of which indirect	0	13	0	0	0	0	0	13
Total plan assets at fair value	1,211	48	0	43	1	(9)	0	1,294
of which Switzerland	1,204	48	0	43	1	(2)	0	1,294
of which International	7	0	0	0	0	(7)	0	0

Qualitative disclosures of valuation techniques used to measure fair value

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents includes money market instruments such as bankers' acceptances, certificates of deposit, CP, book claims, treasury bills, other rights and commingled funds. Valuations of money market instruments and commingled funds are generally based on observable inputs.

Debt securities

Debt securities include government and corporate bonds which are generally quoted in active markets or as units in mutual funds. Debt securities for which market prices are not available, are valued based on yields reflecting the perceived risk of the issuer and the maturity of the security, recent disposals in the market or other modeling techniques, which may involve judgment. Units in mutual funds which are not directly quoted on a public stock exchange and/or for which a fair value is not readily determinable are measured at fair value using NAV.

Equity securities

Equity securities held include common equity shares, convertible bonds and shares in investment companies and units in mutual funds. The common equity shares are generally traded on public stock exchanges for which quoted prices are regularly available. Convertible bonds are generally valued using observable pricing sources. Shares in investment companies and units in mutual funds, which are not directly quoted on a public stock exchange and/or for which a fair value is not readily determinable, are measured at fair value using NAV.

Real estate

Real estate includes direct real estate as well as investments in real estate investment companies, trusts or mutual funds. Direct

real estate is initially measured at its transaction price, which is the best estimate of fair value. Thereafter, direct real estate is individually measured at fair value based on a number of factors that include any recent rounds of financing involving third-party investors, comparable company transactions, multiple analyses of cash flows or book values, or discounted cash flow analyses. The availability of information used in these modeling techniques is often limited and involves significant judgment in evaluating these different factors over time. Real estate investment companies, trusts and mutual funds, which are not directly quoted on a public stock exchange and/or for which a fair value is not readily determinable, are measured at fair value using NAV.

Alternative investments

Private equity includes direct investments, investments in partnerships that make private equity and related investments in various portfolio companies and funds and fund of funds partnerships. Private equity consists of both publicly traded securities and private securities. Publicly traded investments that are restricted or that are not quoted in active markets are valued based on publicly available quotes with appropriate adjustments for liquidity or trading restrictions. Private equity is valued taking into account a number of factors, such as the most recent round of financing involving unrelated new investors, earnings multiple analyses using comparable companies or discounted cash flow analyses. Private equity for which a fair value is not readily determinable is measured at fair value using NAV provided by the general partner.

Hedge funds that are not directly quoted on a public stock exchange, and/or for which a fair value is not readily determinable, are measured at fair value using NAV provided by the fund administrator.

Derivatives

Derivatives include both OTC and exchange-traded derivatives. The fair value of OTC derivatives is determined on the basis of inputs that include those characteristics of the derivative that have a bearing on the economics of the instrument. The determination of the fair value of many derivatives involves only a limited degree of subjectivity since the required inputs are generally observable in the marketplace. Other more complex derivatives may use unobservable inputs. Such inputs include long-dated volatility assumptions on OTC option transactions and recovery rate assumptions for credit derivative transactions. The fair value of exchange-traded derivatives is typically derived from the observable exchange prices and/or observable inputs.

Plan asset allocation

The following table shows the plan asset allocation as of the measurement date calculated based on the fair value at that date including the performance of each asset class.

Plan asset allocation

December 31	Switzerland		International	
	2018	2017	2018	2017
Weighted-average (%)				
Cash and cash equivalents	4.7	2.3	5.8	5.0
Debt securities	28.8	25.0	85.0	84.0
Equity securities	31.5	39.9	3.8	5.3
Real estate	13.7	11.7	0.8	0.7
Alternative investments	21.3	21.1	2.2	2.7
Insurance	0.0	0.0	2.4	2.3
Total	100.0	100.0	100.0	100.0

The following table shows the target plan asset allocation for 2019 in accordance with the Group's investment strategy. The target plan asset allocation is used to determine the expected return on plan assets to be considered in the net periodic benefit costs for 2019.

2019 target plan asset allocation

	Switzerland	International
Weighted-average (%)		
Cash and cash equivalents	10.0	0.3
Debt securities	32.0	88.9
Equity securities	30.0	5.1
Real estate	10.0	0.6
Alternative investments	18.0	2.7
Insurance	0.0	2.4
Total	100.0	100.0

Estimated future benefit payments

The following table shows the estimated future benefit payments for defined benefit pension and other post-retirement defined benefit plans.

Estimated future benefit payments

	Defined benefit pension plans	Other post-retirement defined benefit plans
Payments (CHF million)		
2019	1,199	11
2020	927	12
2021	925	12
2022	903	12
2023	915	12
For five years thereafter	4,686	53

32 Derivatives and hedging activities

Derivatives are generally either privately negotiated OTC contracts or standard contracts transacted through regulated exchanges. The Group's most frequently used freestanding derivative products, entered into for trading and risk management purposes, include interest rate, credit default and cross-currency swaps, interest rate and foreign exchange options, foreign exchange forward contracts and foreign exchange and interest rate futures.

The Group also enters into contracts that are not considered derivatives in their entirety but include embedded derivative features. Such transactions primarily include issued and purchased structured debt instruments where the return may be calculated by reference to an equity security, index or third-party credit risk, or that have non-standard interest or foreign exchange terms.

On the date a derivative contract is entered into, the Group designates it as belonging to one of the following categories:

- trading activities;
- a risk management transaction that does not qualify as a hedge under accounting standards (referred to as an economic hedge);
- a hedge of the fair value of a recognized asset or liability;
- a hedge of the variability of cash flows to be received or paid relating to a recognized asset or liability or a forecasted transaction; or
- a hedge of a net investment in a foreign operation.

Trading activities

The Group is active in most of the principal trading markets and transacts in many trading and hedging products. As noted above, this includes the use of swaps, futures, options and structured products, such as custom transactions using combinations of derivatives, in connection with its sales and trading activities. Trading activities include market making, positioning and arbitrage activities. The majority of the Group's derivatives were used for trading activities.

Economic hedges

Economic hedges arise when the Group enters into derivative contracts for its own risk management purposes, but the contracts entered into do not qualify for hedge accounting under US GAAP. These economic hedges include the following types:

- interest rate derivatives to manage net interest rate risk on certain core banking business assets and liabilities;
- foreign exchange derivatives to manage foreign exchange risk on certain core banking business revenue and expense items, as well as on core banking business assets and liabilities;
- credit derivatives to manage credit risk on certain loan portfolios;
- futures to manage risk on equity positions including convertible bonds; and
- equity derivatives to manage equity/index risks on certain structured products.

Derivatives used in economic hedges are included as trading assets or trading liabilities in the consolidated balance sheets.

Hedge accounting

Fair value hedges

The Group designates fair value hedges as part of an overall interest rate risk management strategy that incorporates the use of derivative instruments to minimize fluctuations in earnings that are caused by interest rate volatility. In addition to hedging changes in fair value due to interest rate risk associated with fixed rate loans, repurchase agreements and long-term debt instruments, the Group uses:

- cross-currency swaps to convert foreign-currency-denominated fixed rate assets or liabilities to floating rate functional currency assets or liabilities; and
- foreign exchange forward contracts to hedge the foreign exchange risk associated with available-for-sale securities.

Cash flow hedges

The Group designates cash flow hedges as part of its strategy to mitigate its risk to variability of cash flows on loans, deposits and other debt obligations by using interest rate swaps to convert variable rate assets or liabilities to fixed rates. The Group also uses cross-currency swaps to convert foreign-currency-denominated fixed and floating rate assets or liabilities to fixed rate assets or liabilities based on the currency profile to which the Group elects to be exposed. This includes, but is not limited to, Swiss francs and US dollars. Further, the Group uses derivatives to hedge its cash flows associated with forecasted transactions. As of the end of 2018, the maximum length of time over which the Group hedged its exposure to the variability in future cash flows for forecasted transactions, excluding those forecasted transactions related to the payment of variable interest on existing financial instruments, was five years.

Net investment hedges

The Group designates net investment hedges as part of its strategy to hedge selected net investments in foreign operations against adverse movements in foreign exchange rates, typically using forward foreign exchange contracts.

Hedge effectiveness assessment

The Group assesses the effectiveness of hedging relationships both prospectively and retrospectively. The prospective assessment is made both at the inception of a hedging relationship and on an ongoing basis, and requires the Group to justify its expectation that the relationship will be highly effective over future periods. The retrospective assessment is also performed on an ongoing basis and requires the Group to determine whether or not the hedging relationship has actually been effective. If the Group concludes, through a retrospective evaluation, that hedge accounting is appropriate for the current period, then it measures the amount of hedge ineffectiveness to be recognized in earnings.

Fair value of derivative instruments

The tables below present gross derivative replacement values by type of contract and whether the derivative is used for trading purposes or in a qualifying hedging relationship. Notional amounts have also been provided as an indication of the volume of derivative activity within the Group.

Information on bifurcated embedded derivatives has not been included in these tables. Under US GAAP, the Group elected to account for substantially all financial instruments with an embedded derivative that is not considered clearly and closely related to the host contract at fair value.

→ Refer to "Note 35 – Financial Instruments" for further information.

Fair value of derivative instruments

	Trading			Hedging ¹		
	Notional amount	Positive replacement value (PRV)	Negative replacement value (NRV)	Notional amount	Positive replacement value (PRV)	Negative replacement value (NRV)
end of 2018						
Derivative instruments (CHF billion)						
Forwards and forward rate agreements	7,477.7	3.6	3.7	0.0	0.0	0.0
Swaps	13,220.5	49.0	45.4	44.6	0.1	0.2
Options bought and sold (OTC)	2,027.6	17.0	17.1	0.0	0.0	0.0
Futures	256.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (exchange-traded)	111.1	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0
Interest rate products	23,093.7	69.9	66.5	44.6	0.1	0.2
Forwards	1,124.5	9.5	10.5	12.0	0.1	0.1
Swaps	456.6	14.4	17.4	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (OTC)	313.0	3.9	4.3	0.0	0.0	0.0
Futures	10.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (exchange-traded)	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Foreign exchange products	1,906.1	27.8	32.2	12.0	0.1	0.1
Forwards	0.7	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
Swaps	152.6	4.0	5.1	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (OTC)	211.9	7.3	6.5	0.0	0.0	0.0
Futures	39.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (exchange-traded)	356.7	11.9	14.4	0.0	0.0	0.0
Equity/index-related products	761.1	23.4	26.1	0.0	0.0	0.0
Credit derivatives ²	469.4	5.4	6.6	0.0	0.0	0.0
Forwards	8.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
Swaps	13.5	1.5	0.6	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (OTC)	9.5	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
Futures	9.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (exchange-traded)	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Other products ³	42.4	1.7	0.8	0.0	0.0	0.0
Total derivative instruments	26,272.7	128.2	132.2	56.6	0.2	0.3

The notional amount, PRV and NRV (trading and hedging) was CHF 26,329.3 billion, CHF 128.4 billion and CHF 132.5 billion, respectively, as of December 31, 2018.

¹ Relates to derivative contracts that qualify for hedge accounting under US GAAP.

² Primarily credit default swaps.

³ Primarily precious metals, commodity and energy products.

Fair value of derivative instruments (continued)

	Trading			Hedging ¹		
	Notional amount	Positive replacement value (PRV)	Negative replacement value (NRV)	Notional amount	Positive replacement value (PRV)	Negative replacement value (NRV)
end of 2017						
Derivative instruments (CHF billion)						
Forwards and forward rate agreements	8,509.3	1.2	1.2	0.0	0.0	0.0
Swaps	13,047.8	60.4	56.6	46.8	0.2	0.2
Options bought and sold (OTC)	2,374.5	25.2	24.0	0.0	0.0	0.0
Futures	547.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (exchange-traded)	419.2	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0
Interest rate products	24,898.6	87.0	82.1	46.8	0.2	0.2
Forwards	1,387.9	10.7	11.1	13.3	0.0	0.2
Swaps	581.1	15.2	19.9	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (OTC)	414.8	4.6	4.8	2.1	0.0	0.0
Futures	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (exchange-traded)	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Foreign exchange products	2,402.2	30.5	35.8	15.4	0.0	0.2
Forwards	0.9	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
Swaps	198.7	3.8	4.9	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (OTC)	221.3	8.3	7.9	0.0	0.0	0.0
Futures	32.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (exchange-traded)	373.2	9.3	10.3	0.0	0.0	0.0
Equity/index-related products	826.9	21.4	23.2	0.0	0.0	0.0
Credit derivatives ²	524.9	7.7	8.9	0.0	0.0	0.0
Forwards	7.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
Swaps	17.9	1.5	1.4	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (OTC)	10.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
Futures	15.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (exchange-traded)	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Other products ³	52.7	1.6	1.5	0.0	0.0	0.0
Total derivative instruments	28,705.3	148.2	151.5	62.2	0.2	0.4

The notional amount, PRV and NRV (trading and hedging) was CHF 28,707.5 billion, CHF 148.4 billion and CHF 151.9 billion, respectively, as of December 31, 2017.

¹ Relates to derivative contracts that qualify for hedge accounting under US GAAP.

² Primarily credit default swaps.

³ Primarily precious metals, commodity and energy products.

Fair value hedges

in	2018	2017	2016
Gains/(losses) recognized in income on derivatives (CHF million)			
Interest rate products	(415)	(285)	(116)
Total	(415)	(285)	(116)
Gains/(losses) recognized in income on hedged items (CHF million)			
Interest rate products	423	290	111
Total	423	290	111
Details of fair value hedges (CHF million)			
Net gains/(losses) on the ineffective portion	8	5	(5)

Represents gains/(losses) recognized in trading revenues.

Cash flow hedges

in	2018	2017	2016
Gains/(losses) recognized in AOCI on derivatives (CHF million)			
Interest rate products	(76)	(56)	(5)
Foreign-exchange products	(95)	(30)	(9)
Total	(171)	(86)	(14)

Gains/(losses) reclassified from AOCI into income (CHF million)

Interest rate products ¹	(85)	(11)	29
Foreign-exchange products	(48) ^{2,3,4}	(24) ^{2,3}	(16) ^{2,3}
Total	(133)	(35)	13

Details of cash flow hedges (CHF million)

Net gains/(losses) on the ineffective portion ³	0	(1)	(1)

Represents gains/(losses) on effective portion.

¹ Included in interest and dividend income.² Included in trading revenues.³ Included in other revenues.⁴ Included in total other operating expenses.

The net loss associated with cash flow hedges expected to be reclassified from AOCI within the next 12 months was CHF 53 million.

Net investment hedges

in	2018	2017	2016
Gains/(losses) recognized in AOCI on derivatives (CHF million)			
Foreign-exchange products	133	(475)	(536)
Total	133	(475)	(536)

Represents gains/(losses) on effective portion.

The Group includes all derivative instruments not included in hedge accounting relationships in its trading activities.

→ Refer to "Note 7 – Trading revenues" for gains and losses on trading activities by product type.

Disclosures relating to contingent credit risk

Certain of the Group's derivative instruments contain provisions that require it to maintain a specified credit rating from each of the major credit rating agencies. If the ratings fall below the level specified in the contract, the counterparties to the agreements could request payment of additional collateral on those derivative instruments that are in a net liability position. Certain of the derivative contracts also provide for termination of the contract, generally upon a downgrade of either the Group or the counterparty. Such derivative contracts are reflected at close-out costs.

The following table provides the Group's current net exposure from contingent credit risk relating to derivative contracts with bilateral counterparties and SPEs that include credit support agreements, the related collateral posted and the additional collateral required in a one-notch, two-notch and a three-notch downgrade event, respectively. The table also includes derivative contracts with contingent credit risk features without credit support agreements that have accelerated termination event conditions. The current net exposure for derivative contracts with bilateral counterparties and contracts with accelerated termination event conditions is the aggregate fair value of derivative instruments that were in a net liability position. For SPEs, the current net exposure is the contractual amount that is used to determine the collateral payable in the event of a downgrade. The contractual amount could include both the NRV and a percentage of the notional value of the derivative.

Contingent credit risk

end of	2018				2017			
	Bilateral counterparties	Special purpose entities	Accelerated terminations	Total	Bilateral counterparties	Special purpose entities	Accelerated terminations	Total
Contingent credit risk (CHF billion)								
Current net exposure	3.6	0.1	0.3	4.0	5.4	0.1	1.2	6.7
Collateral posted	3.4	0.1	–	3.5	4.4	0.1	–	4.5
Impact of a one-notch downgrade event	0.2	0.0	0.0	0.2	0.2	0.1	0.1	0.4
Impact of a two-notch downgrade event	0.9	0.0	0.1	1.0	0.9	0.2	0.5	1.6
Impact of a three-notch downgrade event	1.0	0.1	0.2	1.3	1.0	0.4	0.7	2.1

The impact of a downgrade event reflects the amount of additional collateral required for bilateral counterparties and special purpose entities and the amount of additional termination expenses for accelerated terminations, respectively.

Credit derivatives

Credit derivatives are contractual agreements in which the buyer generally pays a fee in exchange for a contingent payment by the seller if there is a credit event on the underlying referenced entity or asset. They are generally privately negotiated OTC contracts, with numerous settlement and payment terms, and most are structured so that they specify the occurrence of an identifiable

credit event, which can include bankruptcy, insolvency, receivership, material adverse restructuring of debt or failure to meet obligations when due.

The Group enters into credit derivative contracts in the normal course of business, buying and selling protection to facilitate client transactions and as a market maker. This includes providing structured credit products for its clients to enable them to hedge

their credit risk. The referenced instruments of these structured credit products are both investment grade and non-investment grade and could include corporate bonds, sovereign debt, ABS and loans. These instruments can be formed as single items (single-named instruments) or combined on a portfolio basis (multi-named instruments). The Group purchases protection to economically hedge various forms of credit exposure, for example, the economic hedging of loan portfolios or other cash positions. Finally, the Group also takes proprietary positions which can take the form of either purchased or sold protection.

The credit derivatives most commonly transacted by the Group are CDS and credit swaptions. CDSs are contractual agreements in which the buyer of the swap pays an upfront and/or a periodic fee in return for a contingent payment by the seller of the swap following a credit event of the referenced entity or asset. Credit swaptions are options with a specified maturity to buy or sell protection under a CDS on a specific referenced credit event.

In addition, to reduce its credit risk, the Group enters into legally enforceable netting agreements with its derivative counterparties. Collateral on these derivative contracts is usually posted on a net counterparty basis and cannot be allocated to a particular derivative contract.

→ Refer to "Note 27 – Offsetting of financial assets and financial liabilities" for further information on netting.

Credit protection sold

Credit protection sold is the maximum potential payout, which is based on the notional value of derivatives and represents the amount of future payments that the Group would be required to make as a result of credit risk-related events. The Group believes that the maximum potential payout is not representative of the actual loss exposure based on historical experience. This amount has not been reduced by the Group's rights to the underlying assets and the related cash flows. In accordance with most credit derivative contracts, should a credit event (or settlement trigger) occur, the Group is usually liable for the difference between the credit protection sold and the recourse it holds in the value of the underlying assets. The maximum potential amount of future payments has not been reduced for any cash collateral paid to a given counterparty as such payments would be calculated after netting all derivative exposures, including any credit derivatives with that counterparty in accordance with a related master netting agreement. Due to such netting processes, determining the amount of collateral that corresponds to credit derivative exposures only is not possible.

To reflect the quality of the payment risk on credit protection sold, the Group assigns an internally generated rating to those instruments referenced in the contracts. Internal ratings are assigned by experienced credit analysts based on expert judgment that incorporates analysis and evaluation of both quantitative and qualitative factors. The specific factors analyzed, and their relative importance, are dependent on the type of counterparty. The

analysis emphasizes a forward-looking approach, concentrating on economic trends and financial fundamentals, and making use of peer analysis, industry comparisons and other quantitative tools. External ratings and market information are also used in the analysis process where available.

Credit protection purchased

Credit protection purchased represents those instruments where the underlying reference instrument is identical to the reference instrument of the credit protection sold. The maximum potential payout amount of credit protection purchased for each individual identical underlying reference instrument may be greater or lower than the notional amount of protection sold.

The Group also considers estimated recoveries that it would receive if the specified credit event occurred, including both the anticipated value of the underlying referenced asset that would, in most instances, be transferred to the Group and the impact of any purchased protection with an identical reference instrument and product type.

Other protection purchased

In the normal course of business, the Group purchases protection to offset the risk of credit protection sold that may have similar, but not identical, reference instruments, and may use similar, but not identical, products, which reduces the total credit derivative exposure. Other protection purchased is based on the notional value of the instruments.

The Group purchases its protection from banks and broker dealers, other financial institutions and other counterparties.

Fair value of credit protection sold

The fair values of the credit protection sold give an indication of the amount of payment risk, as the negative fair values increase when the potential payment under the derivative contracts becomes more probable.

Credit protection sold/purchased

The following tables do not include all credit derivatives and differ from the credit derivatives in the "Fair value of derivative instruments" table. This is due to the exclusion of certain credit derivative instruments under US GAAP, which defines a credit derivative as a derivative instrument (a) in which one or more of its underlyings are related to the credit risk of a specified entity (or a group of entities) or an index based on the credit risk of a group of entities and (b) that exposes the seller to potential loss from credit risk-related events specified in the contract.

Total return swaps (TRS) of CHF 9.7 billion and CHF 6.7 billion as of December 31, 2018 and 2017, respectively, were also excluded because a TRS does not expose the seller to potential loss from credit risk-related events specified in the contract. A TRS only provides protection against a loss in asset value and not against additional amounts as a result of specific credit events.

Credit protection sold/purchased

end of	2018					2017				
	Credit protection sold	Credit protection purchased ¹	Net credit protection (sold)/ purchased	Other protection purchased	Fair value of credit protection sold	Credit protection sold	Credit protection purchased ¹	Net credit protection (sold)/ purchased	Other protection purchased	Fair value of credit protection sold
Single-name instruments (CHF billion)										
Investment grade ²	(46.0)	43.1	(2.9)	11.8	0.2	(57.6)	53.8	(3.8)	15.3	0.9
Non-investment grade	(26.2)	24.3	(1.9)	17.7	(0.2)	(28.2)	25.5	(2.7)	14.3	0.5
Total single-name instruments	(72.2)	67.4	(4.8)	29.5	0.0	(85.8)	79.3	(6.5)	29.6	1.4
of which sovereign	(16.4)	15.0	(1.4)	5.5	(0.1)	(21.0)	19.2	(1.8)	6.2	0.2
of which non-sovereign	(55.8)	52.4	(3.4)	24.0	0.1	(64.8)	60.1	(4.7)	23.4	1.2
Multi-name instruments (CHF billion)										
Investment grade ²	(102.9)	102.4	(0.5)	25.1	(0.8)	(107.1)	104.7	(2.4)	59.3	0.7
Non-investment grade	(26.5)	25.3	(1.2)	8.4 ³	0.1	(21.0)	19.6	(1.4)	12.0 ³	0.9
Total multi-name instruments	(129.4)	127.7	(1.7)	33.5	(0.7)	(128.1)	124.3	(3.8)	71.3	1.6
of which sovereign	(0.2)	0.2	0.0	0.0	0.0	(0.3)	0.3	0.0	0.3	0.0
of which non-sovereign	(129.2)	127.5	(1.7)	33.5	(0.7)	(127.8)	124.0	(3.8)	71.0	1.6
Total instruments (CHF billion)										
Investment grade ²	(148.9)	145.5	(3.4)	36.9	(0.6)	(164.7)	158.5	(6.2)	74.6	1.6
Non-investment grade	(52.7)	49.6	(3.1)	26.1	(0.1)	(49.2)	45.1	(4.1)	26.3	1.4
Total instruments	(201.6)	195.1	(6.5)	63.0	(0.7)	(213.9)	203.6	(10.3)	100.9	3.0
of which sovereign	(16.6)	15.2	(1.4)	5.5	(0.1)	(21.3)	19.5	(1.8)	6.5	0.2
of which non-sovereign	(185.0)	179.9	(5.1)	57.5	(0.6)	(192.6)	184.1	(8.5)	94.4	2.8

¹ Represents credit protection purchased with identical underlyings and recoveries.

² Based on internal ratings of BBB and above.

³ Includes synthetic securitized loan portfolios.

The following table reconciles the notional amount of credit derivatives included in the table "Fair value of derivative instruments" to the table "Credit protection sold/purchased".

Credit derivatives

end of	2018	2017
Credit derivatives (CHF billion)		
Credit protection sold	201.6	213.9
Credit protection purchased	195.1	203.6
Other protection purchased	63.0	100.9
Other instruments ¹	9.7	6.5
Total credit derivatives	469.4	524.9

¹ Consists of total return swaps and other derivative instruments.

The segregation of the future payments by maturity range and underlying risk gives an indication of the current status of the potential for performance under the derivative contracts.

Maturity of credit protection sold

end of	Maturity less than 1 year	Maturity between 1 to 5 years	Maturity greater than 5 years	Total
2018 (CHF billion)				
Single-name instruments	13.1	54.9	4.0	72.2
Multi-name instruments	26.8	80.6	20.0	129.4
Total instruments	41.9	135.5	24.2	201.6
2017 (CHF billion)				
Single-name instruments	21.6	59.4	4.8	85.8
Multi-name instruments	31.2	79.9	17.0	128.1
Total instruments	52.8	139.3	21.8	213.9

33 Guarantees and commitments

Guarantees

In the ordinary course of business, guarantees are provided that contingently obligate the Group to make payments to third parties if the counterparty fails to fulfill its obligation under a borrowing or other contractual arrangement. The total gross amount disclosed within the Guarantees table reflects the maximum potential payment under the guarantees. The carrying value represents the higher of the initial fair value (generally the related fee received

or receivable) less cumulative amortization and the Group's current best estimate of payments that will be required under existing guarantee arrangements.

Guarantees provided by the Group are classified as follows: credit guarantees and similar instruments, performance guarantees and similar instruments, derivatives and other guarantees.

Guarantees

end of	Maturity less than 1 year	Maturity between 1 to 3 years	Maturity between 3 to 5 years	Maturity greater than 5 years	Total gross amount	Total net amount ¹	Carrying value	Collateral received
2018 (CHF million)								
Credit guarantees and similar instruments	2,228	439	218	398	3,283	3,194	14	1,748
Performance guarantees and similar instruments	5,008	1,344	552	240	7,144	6,278	44	3,153
Derivatives ²	17,594	3,995	1,256	778	23,623	23,623	919	— ³
Other guarantees	4,325	1,405	640	517	6,887	6,814	56	4,169
Total guarantees	29,155	7,183	2,666	1,933	40,937	39,909	1,033	9,070
2017 (CHF million)								
Credit guarantees and similar instruments	1,817	520	314	435	3,086	2,837	12	1,603
Performance guarantees and similar instruments	4,931	1,639	373	200	7,143	6,216	44	3,012
Derivatives ²	15,520	5,960	1,397	727	24,504	24,504	403	— ³
Other guarantees	4,461	1,006	708	503	6,678	6,673	47	3,833
Total guarantees	26,729	10,025	2,792	1,865	41,411	40,230	506	8,448

¹ Total net amount is computed as the gross amount less any participations.

² Excludes derivative contracts with certain active commercial and investment banks and certain other counterparties, as such contracts can be cash settled and the Group had no basis to conclude it was probable that the counterparties held, at inception, the underlying instruments.

³ Collateral for derivatives accounted for as guarantees is not significant.

Credit guarantees and similar instruments

Credit guarantees and similar instruments are contracts that require the Group to make payments should a third party fail to do so under a specified existing credit obligation. The position includes standby letters of credit, commercial and residential mortgage guarantees and other guarantees associated with VIEs.

Standby letters of credit are made in connection with the corporate lending business and other corporate activities, where the Group provides guarantees to counterparties in the form of standby letters of credit, which represent obligations to make payments to third parties if the counterparties fail to fulfill their obligations under a borrowing arrangement or other contractual obligation.

Commercial and residential mortgage guarantees are made in connection with the Group's commercial mortgage activities in the US, where the Group sells certain commercial and residential mortgages to Fannie Mae and agrees to bear a percentage of the losses triggered by the borrowers failing to perform on the mortgage. The Group also issues guarantees that require it to reimburse Fannie Mae for losses on certain whole loans underlying mortgage-backed securities issued by Fannie Mae, which

are triggered by borrowers failing to perform on the underlying mortgages.

The Group also provides guarantees to VIEs and other counterparties under which it may be required to buy assets from such entities upon the occurrence of certain triggering events such as rating downgrades and/or substantial decreases in the fair value of those assets.

Performance guarantees and similar instruments

Performance guarantees and similar instruments are arrangements that require contingent payments to be made when certain performance-related targets or covenants are not met. Such covenants may include a customer's obligation to deliver certain products and services or to perform under a construction contract. Performance guarantees are frequently executed as part of project finance transactions. The position includes private equity fund guarantees and guarantees related to residential mortgage securitization activities.

For private equity fund guarantees, the Group has provided investors in private equity funds sponsored by a Group entity guarantees on potential obligations of certain general partners to return

amounts previously paid as carried interest to those general partners if the performance of the remaining investments declines. To manage its exposure, the Group generally withholds a portion of carried interest distributions to cover any repayment obligations. In addition, pursuant to certain contractual arrangements, the Group is obligated to make cash payments to certain investors in certain private equity funds if specified performance thresholds are not met.

Further, as part of the Group's residential mortgage securitization activities in the US, the Group may guarantee the collection by the servicer and remittance to the securitization trust of prepayment penalties. The Group will have to perform under these guarantees in the event the servicer fails to remit the prepayment penalties.

Derivatives

Derivatives which may also have the characteristics of a guarantee are issued in the ordinary course of business, generally in the form of written put options. Such derivative contracts do not meet the characteristics of a guarantee if they are cash settled and the Group has no basis to conclude it is probable that the counterparties held, at inception, the underlying instruments related to the derivative contracts. The Group has concluded that these conditions were met for certain active commercial and investment banks and certain other counterparties, and accordingly, the Group has reported such contracts as derivatives only.

The Group manages its exposure to these derivatives by engaging in various hedging strategies to reduce its exposure. For some contracts, such as written interest rate caps or foreign exchange options, the maximum payout is not determinable as interest rates or exchange rates could theoretically rise without limit. For these contracts, notional amounts were disclosed in the table above in order to provide an indication of the underlying exposure. In addition, the Group carries all derivatives at fair value in the consolidated balance sheets and has considered the performance triggers and probabilities of payment when determining those fair values. It is more likely than not that written put options that are in-the-money to the counterparty will be exercised, for which the Group's exposure was limited to the carrying value reflected in the table.

Other guarantees

Other guarantees include bankers' acceptances, residual value guarantees, deposit insurance, contingent considerations in business combinations, the minimum value of an investment in mutual funds or private equity funds and all other guarantees that were not allocated to one of the categories above.

Deposit-taking banks and securities dealers in Switzerland and certain other European countries are required to ensure the payout of privileged deposits in case of specified restrictions or compulsory liquidation of a deposit-taking bank. In Switzerland, deposit-taking banks and securities dealers jointly guarantee an amount of up to CHF 6 billion. Upon occurrence of a payout

event triggered by a specified restriction of business imposed by FINMA or by the compulsory liquidation of another deposit-taking bank, the Group's contribution will be calculated based on its share of privileged deposits in proportion to total privileged deposits. Based on FINMA's estimate for the Group's banking subsidiaries in Switzerland, the Group's share in the deposit insurance guarantee program for the period July 1, 2018 to June 30, 2019 is CHF 0.5 billion. These deposit insurance guarantees were reflected in other guarantees.

Representations and warranties on residential mortgage loans sold

In connection with the Global Markets division's sale of US residential mortgage loans, the Group has provided certain representations and warranties relating to the loans sold. The Group has provided these representations and warranties relating to sales of loans to institutional investors, primarily banks, and non-agency, or private label, securitizations. The loans sold are primarily loans that the Group has purchased from other parties. The scope of representations and warranties, if any, depends on the transaction, but can include: ownership of the mortgage loans and legal capacity to sell the loans; loan-to-value ratios and other characteristics of the property, the borrower and the loan; validity of the liens securing the loans and absence of delinquent taxes or related liens; conformity to underwriting standards and completeness of documentation; and origination in compliance with law. If it is determined that representations and warranties were breached, the Group may be required to repurchase the related loans or indemnify the investors to make them whole for losses. Whether the Group will incur a loss in connection with repurchases and make whole payments depends on: the extent to which claims are made; the validity of such claims made within the statute of limitations (including the likelihood and ability to enforce claims); whether the Group can successfully claim against parties that sold loans to the Group and made representations and warranties to the Group; the residential real estate market, including the number of defaults; and whether the obligations of the securitization vehicles were guaranteed or insured by third parties.

During 2018, the Group received repurchase claims for residential mortgage loans that were not significant, and loans repurchased during this period and related losses were not material. The balance of outstanding repurchase claims as of the end of 2018 was not significant.

Repurchase claims on residential mortgage loans sold that are subject to arbitration or litigation proceedings, or become so during the reporting period, are not included in this Guarantees and commitments disclosure but are addressed in litigation and related loss contingencies and provisions. The Group is involved in litigation relating to representations and warranties on residential mortgages sold.

→ Refer to "Note 39 – Litigation" for further information.

Disposal-related contingencies and other indemnifications

The Group has certain guarantees for which its maximum contingent liability cannot be quantified. These guarantees are not reflected in the "Guarantees" table and are discussed below.

Disposal-related contingencies

In connection with the sale of assets or businesses, the Group sometimes provides the acquirer with certain indemnification provisions. These indemnification provisions vary by counterparty in scope and duration and depend upon the type of assets or businesses sold. They are designed to transfer the potential risk of certain unquantifiable and unknowable loss contingencies, such as litigation, tax and intellectual property matters, from the acquirer to the seller. The Group closely monitors all such contractual agreements in order to ensure that indemnification provisions are adequately provided for in the Group's consolidated financial statements.

Other indemnifications

The Group provides indemnifications to certain counterparties in connection with its normal operating activities for which it is not possible to estimate the maximum amount that it could be obligated to pay. As a normal part of issuing its own securities, the Group typically agrees to reimburse holders for additional tax withholding charges or assessments resulting from changes in applicable tax laws or the interpretation of those laws. Securities that include these agreements to pay additional amounts generally also include a related redemption or call provision if the obligation to pay the additional amounts results from a change in law or its interpretation and the obligation cannot be avoided by the issuer taking reasonable steps to avoid the payment of additional amounts. Since such potential obligations are dependent on future changes in tax laws, the related liabilities the Group may incur as a result of such changes cannot be reasonably estimated. In light of the related call provisions typically included, the Group does not expect any potential liabilities in respect of tax gross-ups to be material.

The Group is a member of numerous securities exchanges and clearing houses and may, as a result of its membership arrangements, be required to perform if another member defaults and available amounts as defined in the relevant exchange's or clearing house's default waterfall are not sufficient to cover losses of another member's default. The exchange's or clearing house's default management procedures may provide for cash calls to non-defaulting members which may be limited to the amount (or a multiple of the amount) of the Group's contribution to the guarantee fund. However, if these cash calls are not sufficient to cover losses, the default waterfall and default management procedures may foresee further loss allocation. Furthermore, some clearing house arrangements require members to assume a proportionate share of non-default losses, if such losses exceed the specified resources allocated for such purpose by the clearing house. Non-default losses result from the clearing house's investment of guarantee fund contributions and initial margin or are other losses

unrelated to the default of a clearing member. The Group has determined that it is not possible to reasonably estimate the maximum potential amount of future payments due under the membership arrangements. In addition, the Group believes that any potential requirement to make payments under these membership arrangements is remote.

Lease commitments

CHF million	
2019	501
2020	445
2021	331
2022	306
2023	261
Thereafter	1,980
Future operating lease commitments	3,824
Less minimum non-cancellable sublease rentals	190
Total net future minimum lease commitments	3,634

Rental expense for operating leases

in	2018	2017	2016
CHF million			
Minimum rental expense	516	575	550
Sublease rental income	(54)	(65)	(89)
Total net expenses for operating leases	462	510	461

Operating lease commitments

The Group has contractual commitments under operating lease arrangements for certain premises and equipment. Under operating leases, the leased property is not reported on the balance sheet of the lessee. Lease payments required by the contract are generally expensed on a straight-line basis over the term of the lease. The related commitments for future rental expenses under operating leases are included in the table "Lease commitments".

From time to time, the Group may enter into sale-leaseback transactions, in which an asset is sold and immediately leased back. If specific criteria are met, such asset is derecognized from the balance sheet and an operating lease is recognized. If the present value of the lease payments is equal to or higher than 10% of the fair value of the property sold, any resulting gains up to an amount equal to the present value of the lease payments are deferred and recognized in the statement of operations over the term of the lease as a reduction of rental expense. Gains on sale-leaseback transactions for which the lease payments are lower than 10% of the fair value of the property sold or gains in excess of the present value of the lease payments are recognized in the statements of operations upon completion of the sale.

Sale-leaseback transactions

During 2018, the Group entered into one sale-leaseback transaction in respect of own property, which was recognized as an operating lease arrangement with a lease term of ten years. In

2017, we did not enter into any sale-leaseback transactions, and in 2016, the Group entered into several smaller sale-leaseback transactions in respect of own property, which were all recognized as operating lease arrangements with lease terms of

between one and five years. The total contractual rental expenses were CHF 5 million for the 2018 sale-leaseback transaction and CHF 30 million for the 2016 sale-leaseback transactions.

Other commitments

end of	Maturity less than 1 year	Maturity between 1 to 3 years	Maturity between 3 to 5 years	Maturity greater than 5 years	Total gross amount	Total net amount ¹	Collateral received
2018 (CHF million)							
Irrevocable commitments under documentary credits	5,056	182	0	0	5,238	5,077	3,651
Irrevocable loan commitments ²	26,682	34,188	45,938	9,065	116,073	111,967	57,153
Forward reverse repurchase agreements	31	0	0	0	31	31	31
Other commitments	329	11	119	33	492	492	4
Total other commitments	32,298	34,381	46,057	9,098	121,834	117,567	60,839
2017 (CHF million)							
Irrevocable commitments under documentary credits	4,976	113	1	1	5,091	5,000	3,218
Irrevocable loan commitments ²	24,296	33,649	40,425	8,031	106,401	101,270	42,307
Forward reverse repurchase agreements	12	0	0	0	12	12	12
Other commitments	219	13	11	104	347	347	0
Total other commitments	29,503	33,775	40,437	8,136	111,851	106,629	45,537

¹ Total net amount is computed as the gross amount less any participations.

² Irrevocable loan commitments do not include a total gross amount of CHF 113,580 million and CHF 108,663 million of unused credit limits as of December 31, 2018 and 2017, respectively, which were revocable at the Group's sole discretion upon notice to the client.

Other commitments

Irrevocable commitments under documentary credits

Irrevocable commitments under documentary credits include exposures from trade finance related to commercial letters of credit under which the Group guarantees payments to exporters against presentation of shipping and other documents.

Irrevocable loan commitments

Irrevocable loan commitments are irrevocable credit facilities extended to clients and include fully or partially undrawn commitments that are legally binding and cannot be unconditionally cancelled by the Group. Commitments to originate mortgage loans that will be held for sale are considered derivatives for accounting purposes and are not included in this disclosure. Such commitments are reflected as derivatives in the consolidated balance sheets.

Forward reverse repurchase agreements

Forward reverse repurchase agreements represent transactions in which the initial cash exchange of the reverse repurchase transactions takes place on specified future dates. The Group enters into forward reverse repurchase agreements with counterparties that may have existing funded reverse repurchase agreements. Depending on the details of the counterparty contract with Credit Suisse, both a counterparty's existing funded reverse repurchase agreement and any forward reverse repurchase agreements under contract with the same counterparty are considered.

Other commitments

Other commitments include private equity commitments, firm commitments in underwriting securities, commitments arising from deferred payment letters of credit and from acceptances in circulation and liabilities for call and put options on shares and other equity instruments.

34 Transfers of financial assets and variable interest entities

In the normal course of business, the Group enters into transactions with, and makes use of, SPEs. An SPE is an entity in the form of a trust or other legal structure designed to fulfill a specific limited need of the company that organized it and is generally structured to isolate the SPE's assets from creditors of other entities, including the Group. The principal uses of SPEs are to assist the Group and its clients in securitizing financial assets and creating investment products. The Group also uses SPEs for other client-driven activity, such as to facilitate financings, and for Group tax or regulatory purposes.

Transfers of financial assets

Securitizations

The majority of the Group's securitization activities involve mortgages and mortgage-related securities and are predominantly transacted using SPEs. In a typical securitization, the SPE purchases assets financed by proceeds received from the SPE's issuance of debt and equity instruments, certificates, CP and other notes of indebtedness. These assets and liabilities are recorded on the balance sheet of the SPE and not reflected on the Group's consolidated balance sheet, unless either the Group sold the assets to the entity and the accounting requirements for sale were not met or the Group consolidates the SPE.

The Group purchases commercial and residential mortgages for the purpose of securitization and sells these mortgage loans to SPEs. These SPEs issue commercial mortgage-backed securities (CMBS), residential mortgage-backed securities (RMBS) and ABS that are collateralized by the assets transferred to the SPE and that pay a return based on the returns on those assets. Investors in these mortgage-backed securities or ABS typically have recourse to the assets in the SPEs. Third-party guarantees may further enhance the creditworthiness of the assets. The investors and the SPEs have no recourse to the Group's assets. The Group is typically an underwriter of, and makes a market in, these securities.

The Group also transacts in re-securitizations of previously issued RMBS securities. Typically, certificates issued out of an existing securitization vehicle are sold into a newly created and separate securitization vehicle. Often, these re-securitizations are initiated in order to re-securitize an existing security to give the investor an investment with different risk ratings or characteristics.

The Group also uses SPEs for other asset-backed financings relating to client-driven activity and for Group tax or regulatory purposes. Types of structures included in this category include managed collateralized loan obligations (CLOs), CLOs, leveraged finance, repack and other types of transactions, including life insurance structures, emerging market structures set up for financing, loan participation or loan origination purposes, and other alternative structures created for the purpose of investing in venture capital-like investments. CLOs are collateralized by loans transferred to the CLO vehicle and pay a return based on the returns on the loans. Leveraged finance structures are used to assist in the syndication of certain loans held by the Group, while repack structures are designed to give a client collateralized exposure to specific cash flows or credit risk backed by collateral purchased from the Group. In these asset-backed financing structures, investors typically only have recourse to the collateral of the SPE and do not have recourse to the Group's assets.

When the Group transfers assets into an SPE, it must assess whether that transfer is accounted for as a sale of the assets. Transfers of assets may not meet sale requirements if the assets have not been legally isolated from the Group and/or if the Group's continuing involvement is deemed to give it effective control over the assets. If the transfer is not deemed a sale, it is instead accounted for as a secured borrowing, with the transferred assets as collateral.

Gains and losses on securitization transactions depend, in part, on the carrying values of mortgages and loans involved in the transfer and are allocated between the assets sold and any beneficial interests retained according to the relative fair values at the date of sale.

The Group does not retain material servicing responsibilities from securitization activities.

The following table provides the gains or losses and proceeds from the transfer of assets relating to 2018, 2017 and 2016 securitizations of financial assets that qualify for sale accounting and subsequent derecognition, along with the cash flows between the Group and the SPEs used in any securitizations in which the Group still has continuing involvement, regardless of when the securitization occurred.

Securizations

in	2018	2017	2016
Gains/(losses) and cash flows (CHF million)			
CMBS			
Net gain/(loss) ¹	10	37	(2)
Proceeds from transfer of assets	5,861	6,604	3,954
Cash received on interests that continue to be held	41	28	69
RMBS			
Net gain/(loss) ¹	(1)	0	(4)
Proceeds from transfer of assets	22,536	14,817	9,866
Purchases of previously transferred financial assets or its underlying collateral	0	(2)	0
Servicing fees	3	3	2
Cash received on interests that continue to be held	576	368	509
Other asset-backed financings			
Net gain ¹	77	31	26
Proceeds from transfer of assets	6,422	7,664	2,813
Purchases of previously transferred financial assets or its underlying collateral ²	(318)	(390)	(68)
Fees ³	142	135	137
Cash received on interests that continue to be held	3	4	2

¹ Includes underwriting revenues, deferred origination fees, gains or losses on the sale of collateral to the SPE and gains or losses on the sale of newly issued securities to third parties, but excludes net interest income on assets prior to the securitization. The gains or losses on the sale of the collateral is the difference between the fair value on the day prior to the securitization pricing date and the sale price of the loans.

² Line item was omitted in 2017 and 2016.

³ Represents management fees and performance fees earned for investment management services provided to managed CLOs.

Continuing involvement in transferred financial assets

The Group may have continuing involvement in the financial assets that are transferred to an SPE, which may take several forms, including, but not limited to, servicing, recourse and guarantee arrangements, agreements to purchase or redeem transferred assets, derivative instruments, pledges of collateral and beneficial interests in the transferred assets. Beneficial interests, which are valued at fair value, include rights to receive all or portions of specified cash inflows received by an SPE, including, but not limited to, senior and subordinated shares of interest, principal, or other cash inflows to be "passed through" or "paid through", premiums due to guarantors, CP obligations, and residual interests, whether in the form of debt or equity.

The Group's exposure resulting from continuing involvement in transferred financial assets is generally limited to beneficial interests typically held by the Group in the form of instruments issued by SPEs that are senior, subordinated or residual tranches. These instruments are held by the Group typically in connection with underwriting or market-making activities and are included in trading assets in the consolidated balance sheets. Any changes in the fair value of these beneficial interests are recognized in the consolidated statements of operations.

Investors usually have recourse to the assets in the SPE and often benefit from other credit enhancements, such as collateral accounts, or from liquidity facilities, such as lines of credit or liquidity put option of asset purchase agreements. The SPE may also enter into a derivative contract in order to convert the yield or currency of the underlying assets to match the needs of the SPE investors, or to limit or change the credit risk of the SPE. The Group may be the provider of certain credit enhancements as well as the counterparty to any related derivative contract.

The following table provides the outstanding principal balance of assets to which the Group continued to be exposed after the transfer of the financial assets to any SPE and the total assets of the SPE as of December 31, 2018 and 2017, regardless of when the transfer of assets occurred.

Principal amounts outstanding and total assets of SPEs resulting from continuing involvement

and of	2018	2017
CHF million		
CMBS		
Principal amount outstanding	25,330	19,918
Total assets of SPE	35,760	31,596
RMBS		
Principal amount outstanding	40,253	35,645
Total assets of SPE	41,242	36,770
Other asset-backed financings		
Principal amount outstanding	23,036	20,916
Total assets of SPE	47,542	39,330

Principal amount outstanding relates to assets transferred from the Group and does not include principal amounts for assets transferred from third parties.

Fair value of beneficial interests

The fair value measurement of the beneficial interests held at the time of transfer and as of the reporting date that result from any continuing involvement is determined using fair value estimation techniques, such as the present value of estimated future cash flows that incorporate assumptions that market participants customarily use in these valuation techniques. The fair value of the assets or liabilities that result from any continuing involvement does not include any benefits from financial instruments that the Group may utilize to hedge the inherent risks.

Key economic assumptions at the time of transfer

→ Refer to "Fair value measurement" in Note 35 – Financial instruments for further information on the fair value hierarchy.

Key economic assumptions used in measuring fair value of beneficial interests at time of transfer

at time of transfer, in	2018		2017		2016	
	CMBS	RMBS	CMBS	RMBS	CMBS	RMBS
CHF million, except where indicated						
Fair value of beneficial interests	660	3,613	445	2,400	69	2,068
of which level 2	640	3,509	444	2,221	69	1,827
of which level 3	20	103	1	179	0	241
Weighted-average life, in years	6.6	7.8	10.0	6.0	8.4	7.2
Prepayment speed assumption (rate per annum), in % ¹	- ²	5.0-13.5	- ²	1.0-22.9	- ²	5.0-33.0
Cash flow discount rate (rate per annum), in % ²	3.6-9.8	3.0-13.6	2.4-9.0	2.0-29.5	2.4-4.9	1.2-24.4
Expected credit losses (rate per annum), in % ⁴	1.8-3.1	2.3-7.2	0.6-3.4	0.8-6.3	0.0-0.0	2.5-11.2

Transfers of assets in which the Group does not have beneficial interests are not included in this table.

¹ Prepayment speed assumption (PSA) is an industry standard prepayment speed metric used for projecting prepayments over the life of a residential mortgage loan. PSA utilizes the constant prepayment rate (CPR) assumptions. A 100% prepayment assumption assumes a prepayment rate of 0.2% per annum of the outstanding principal balance of mortgage loans in the first month. This increases by 0.2 percentage points thereafter during the term of the mortgage loan, leveling off to a CPR of 6% per annum beginning in the 30th month and each month thereafter during the term of the mortgage loan. 100 PSA equals 6 CPR.

² To deter prepayment, commercial mortgage loans typically have prepayment protection in the form of prepayment lockouts and yield maintenances.

³ The rate was based on the weighted-average yield on the beneficial interests.

⁴ The range of expected credit losses only reflects instruments with an expected credit loss greater than zero unless all of the instruments have an expected credit loss of zero.

Key economic assumptions as of the reporting date

The following table provides the sensitivity analysis of key economic assumptions used in measuring the fair value of beneficial interests held in SPEs as of December 31, 2018 and 2017.

Key economic assumptions used in measuring fair value of beneficial interests held in SPEs

and of	2018			2017		
	CMBS ¹	RMBS	Other asset-backed financing activities ²	CMBS ¹	RMBS	Other asset-backed financing activities ²
CHF million, except where indicated						
Fair value of beneficial interests	805	2,006	226	579	1,965	665
of which non-investment grade	110	307	26	100	508	50
Weighted-average life, in years	5.7	7.9	5.6	4.7	8.1	6.4
Prepayment speed assumption (rate per annum), in % ³	-	2.0-20.0	-	-	1.0-25.0	-
Impact on fair value from 10% adverse change	-	(22.3)	-	-	(35.0)	-
Impact on fair value from 20% adverse change	-	(43.2)	-	-	(68.1)	-
Cash flow discount rate (rate per annum), in % ⁴	3.4-14.3	3.0-21.3	1.0-21.2	2.7-12.3	1.9-30.6	1.0-21.2
Impact on fair value from 10% adverse change	(20.7)	(52.1)	(2.9)	(8.8)	(49.2)	(12.4)
Impact on fair value from 20% adverse change	(37.6)	(101.3)	(5.7)	(17.0)	(95.3)	(24.5)
Expected credit losses (rate per annum), in % ⁵	0.8-4.7	0.6-18.8	1.0-21.2	0.6-6.3	0.5-28.2	0.7-21.2
Impact on fair value from 10% adverse change	(10.2)	(23.6)	(2.4)	(3.9)	(23.6)	(6.6)
Impact on fair value from 20% adverse change	(17.3)	(46.7)	(4.8)	(7.8)	(46.1)	(12.9)

¹ To deter prepayment, commercial mortgage loans typically have prepayment protection in the form of prepayment lockouts and yield maintenances.

² CDOs and CLOs within this category are generally structured to be protected from prepayment risk.

³ PSA is an industry standard prepayment speed metric used for projecting prepayments over the life of a residential mortgage loan. PSA utilizes the CPR assumptions. A 100% prepayment assumption assumes a prepayment rate of 0.2% per annum of the outstanding principal balance of mortgage loans in the first month. This increases by 0.2 percentage points thereafter during the term of the mortgage loan, leveling off to a CPR of 6% per annum beginning in the 30th month and each month thereafter during the term of the mortgage loan. 100 PSA equals 6 CPR.

⁴ The rate was based on the weighted-average yield on the beneficial interests.

⁵ The range of expected credit losses only reflects instruments with an expected credit loss greater than zero unless all of the instruments have an expected credit loss of zero.

These sensitivities are hypothetical and do not reflect economic hedging activities. Changes in fair value based on a 10% or 20% variation in assumptions generally cannot be extrapolated because the relationship of the change in assumption to the change in fair value may not be linear. Also, the effect of a variation in a particular assumption on the fair value of the beneficial interests is calculated without changing any other assumption. In practice, changes in one assumption may result in changes in other assumptions (for example, increases in market interest rates may result in lower prepayments and increased credit losses), which might magnify or counteract the sensitivities.

Transfers of financial assets where sale treatment was not achieved

The following table provides the carrying amounts of transferred financial assets and the related liabilities where sale treatment was not achieved as of December 31, 2018 and 2017.

→ Refer to "Note 36 – Assets pledged and collateral" for further information.

Carrying amounts of transferred financial assets and liabilities where sale treatment was not achieved

end of	2018	2017
CHF million		
Other asset-backed financings		
Trading assets	255	347
Other assets	0	48
Liability to SPE, included in other liabilities	(255)	(395)

Securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions accounted for as secured borrowings

For securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions accounted for as secured borrowings, US GAAP requires the disclosure of the collateral pledged and the associated risks to which a transferor continues to be exposed after the transfer. This provides an understanding of the nature and risks of short-term collateralized financing obtained through these types of transactions.

Securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions represent collateralized financing transactions

used to earn net interest income, increase liquidity or facilitate trading activities. These transactions are collateralized principally by government debt securities, corporate debt securities, asset-backed securities, equity securities and other collateral and have terms ranging from on demand to a longer period of time.

In the event of the Group's default or a decline in fair value of collateral pledged, the repurchase agreement provides the counterparty with the right to liquidate the collateral held or request additional collateral. Similarly, in the event of the Group's default, the securities lending transaction provides the counterparty the right to liquidate the securities borrowed.

The following tables provide the gross obligation relating to securities sold under repurchase agreements, securities lending transactions and obligation to return securities received as collateral by the class of collateral pledged and by remaining contractual maturity as of December 31, 2018 and 2017.

Securities sold under repurchase agreements, securities lending transactions and obligation to return securities received as collateral – by class of collateral pledged

end of	2018	2017
CHF billion		
Government debt securities	31.1	31.4
Corporate debt securities	9.6	15.1
Asset-backed securities	1.8	5.0
Other	0.2	0.6
Securities sold under repurchase agreements	42.7	52.1
Government debt securities	1.4	2.7
Corporate debt securities	0.2	0.4
Equity securities	3.2	4.8
Other	0.2	0.3
Securities lending transactions	5.0	8.2
Government debt securities	3.6	1.8
Corporate debt securities	1.0	0.6
Asset-backed securities	0.1	0.0
Equity securities	37.0	35.6
Other	0.0	0.1
Obligation to return securities received as collateral, at fair value	41.7	38.1
Total	89.4	98.4

Securities sold under repurchase agreements, securities lending transactions and obligation to return securities received as collateral – by remaining contractual maturity

end of	Remaining contractual maturities				Total
	On demand ¹	Up to 30 days ²	31 – 90 days	More than 90 days	
2018 (CHF billion)					
Securities sold under repurchase agreements	7.4	26.3	6.7	2.3	42.7
Securities lending transactions	4.1	0.9	0.0	0.0	5.0
Obligation to return securities received as collateral, at fair value	41.4	0.1	0.2	0.0	41.7
Total	52.9	27.3	6.9	2.3	89.4
2017 (CHF billion)					
Securities sold under repurchase agreements	7.2	32.5	5.2	7.2	52.1
Securities lending transactions	5.7	2.2	0.0	0.3	8.2
Obligation to return securities received as collateral, at fair value	37.9	0.0	0.0	0.2	38.1
Total	50.8	34.7	5.2	7.7	98.4

¹ Includes contracts with no contractual maturity that may contain termination arrangements subject to a notice period.

² Includes overnight transactions.

→ Refer to "Note 27 – Offsetting of financial assets and financial liabilities" for further information on the gross amount of securities sold under repurchase agreements, securities lending transactions and obligation to return securities received as collateral and the net amounts disclosed in the consolidated balance sheets.

Variable interest entities

As a normal part of its business, the Group engages in various transactions that include entities that are considered VIEs and are grouped into three primary categories: collateralized debt obligations (CDOs)/CLOs, CP conduits and financial intermediation. VIEs are SPEs that typically either lack sufficient equity to finance their activities without additional subordinated financial support or are structured such that the holders of the voting rights do not substantively participate in the gains and losses of the entity. VIEs may be sponsored by the Group or third parties. Such entities are required to be assessed for consolidation, compelling the primary beneficiary to consolidate the VIE. The consolidation assessment requires an entity to determine whether it has the power to direct the activities that most significantly affect the economics of the VIE as well as whether the reporting entity has potentially significant benefits or losses in the VIE. The primary beneficiary assessment must be re-evaluated on an ongoing basis.

Application of the requirements for consolidation of VIEs may require the exercise of significant management judgment. In the event consolidation of a VIE is required, the exposure to the Group is limited to that portion of the VIE's assets attributable to any variable interest held by the Group prior to any risk management activities to hedge the Group's net exposure. Any interests held in the VIE by third parties, even though consolidated by the Group, will not typically impact its results of operations.

Transactions with VIEs are generally executed to facilitate securitization activities or to meet specific client needs, such as providing liquidity or investing opportunities, and, as part of these activities, the Group may hold interests in the VIEs. Securitization-related transactions with VIEs involve selling or purchasing assets as well as possibly entering into related derivatives with those VIEs, providing liquidity, credit or other support. Other transactions with VIEs include derivative transactions in the Group's capacity as the prime broker. The Group also enters into lending arrangements with VIEs for the purpose of financing projects or the acquisition of assets. Typically, the VIE's assets are restricted in nature in that they are held primarily to satisfy the obligations of the entity. Further, the Group is involved with VIEs which were formed for the purpose of offering alternative investment solutions to clients. Such VIEs relate primarily to private equity investments, fund-linked vehicles or funds of funds, where the Group acts as structurer, manager, distributor, broker, market maker or liquidity provider.

As a consequence of these activities, the Group holds variable interests in VIEs. Such variable interests consist of financial instruments issued by VIEs and which are held by the Group, certain derivatives with VIEs or loans to VIEs. Guarantees issued by the Group to or on behalf of VIEs may also qualify as variable interests. For such guarantees, including derivatives that act as guarantees, the notional amount of the respective guarantees is presented to represent the exposure. In general, investors in consolidated VIEs do not have recourse to the Group in the event of a default, except where a guarantee was provided to the investors

or where the Group is the counterparty to a derivative transaction involving VIEs.

Total assets of consolidated and non-consolidated VIEs for which the Group has involvement represent the total assets of the VIEs even though the Group's involvement may be significantly less due to interests held by third-party investors. The asset balances for non-consolidated VIEs where the Group has significant involvement represent the most current information available to the Group regarding the remaining principal balance of assets owned. In most cases, the asset balances represent an amortized cost basis without regards to impairments in fair value, unless fair value information is readily available.

The Group's maximum exposure to loss is different from the carrying value of the assets of the VIE. This maximum exposure to loss consists of the carrying value of the Group variable interests held as trading assets, derivatives and loans, the notional amount of guarantees and off-balance sheet commitments to VIEs, rather than the amount of total assets of the VIEs. The maximum exposure to loss does not reflect the Group's risk management activities, including effects from financial instruments that the Group may utilize to economically hedge the risks inherent in these VIEs. The economic risks associated with VIE exposures held by the Group, together with all relevant risk mitigation initiatives, are included in the Group's risk management framework.

The Group has not provided financial or other support to consolidated or non-consolidated VIEs that it was not contractually required to provide.

Collateralized debt and loan obligations

The Group engages in CDO/CLO transactions to meet client and investor needs, earn fees and sell financial assets and, for CLOs, loans. The Group may act as underwriter, placement agent or asset manager and may warehouse assets prior to the closing of a transaction. As part of its structured finance business, the Group purchases loans and other debt obligations from and on behalf of clients for the purpose of securitization. The loans and other debt obligations are sold to VIEs, which in turn issue CDO/CLOs to fund the purchase of assets such as investment grade and high yield corporate debt instruments.

Typically, the collateral manager in a managed CDO/CLO is deemed to be the entity that has the power to direct the activities that most affect the economics of the entity. In a static CDO/CLO this "power" role is more difficult to analyze and may be the sponsor of the entity or the CDS counterparty.

CDO/CLOs provide credit risk exposure to a portfolio of ABS or loans (cash CDO/CLOs) or a reference portfolio of securities or loans (synthetic CDO/CLOs). Cash CDO/CLO transactions hold actual securities or loans whereas synthetic CDO/CLO transactions use CDS to exchange the underlying credit risk instead of using cash assets. The Group may also act as a derivative counterparty to the VIEs, which are typically not variable interests, and

may invest in portions of the notes or equity issued by the VIEs. The CDO/CLO entities may have actively managed portfolios or static portfolios.

The securities issued by these VIEs are payable solely from the cash flows of the related collateral, and third-party creditors of these VIEs do not have recourse to the Group in the event of default.

The Group's exposure in CDO/CLO transactions is typically limited to interests retained in connection with its underwriting or market-making activities. Unless the Group has been deemed to have "power" over the entity and these interests are potentially significant, the Group is not the primary beneficiary of the vehicle and does not consolidate the entity. The Group's maximum exposure to loss does not include any effects from financial instruments used to economically hedge the risks of the VIEs.

Commercial paper conduit

The Group acts as the administrator and provider of liquidity and credit enhancement facilities for Alpine Securitization Ltd (Alpine), a multi-seller asset-backed CP conduit used for client and Group financing purposes. Alpine discloses to CP investors certain portfolio and asset data and submits its portfolio to rating agencies for public ratings. This CP conduit purchases assets such as loans and receivables or enters into reverse repurchase agreements and finances such activities through the issuance of CP backed by these assets. The CP conduit can enter into liquidity facilities with third-party entities pursuant to which it may be required to purchase assets from these entities to provide them with liquidity and credit support. The financing transactions are structured to provide credit support to the CP conduit in the form of over-collateralization and other asset-specific enhancements. Alpine is a separate legal entity that is wholly owned by the Group. However, its assets are available to satisfy only the claims of its creditors. In addition, the Group, as administrator and liquidity facility provider, has significant exposure to and power over the activities of Alpine. Alpine is considered a VIE for accounting purposes and the Group is deemed the primary beneficiary and consolidates this entity.

The overall average maturity of Alpine's outstanding CP was approximately 129 days as of December 31, 2018. Alpine was rated A-1(sf) by Standard & Poor's and P-1(sf) by Moody's and had exposures mainly in a reverse repurchase agreement with a Group entity, consumer loans and car loans.

The Group's commitment to this CP conduit consists of obligations under liquidity agreements. The liquidity agreements are asset-specific arrangements, which require the Group to provide short-term financing to the CP conduit or to purchase assets from the CP conduit in certain circumstances, including a lack of liquidity in the CP market such that the CP conduit cannot refinance its obligations or, in some cases, a default of an underlying asset. The asset-specific credit enhancements provided by the client seller of the assets remain unchanged as a result of such

a purchase. In entering into such agreements, the Group reviews the credit risk associated with these transactions on the same basis that would apply to other extensions of credit.

The Group's economic risks associated with the CP conduit are included in the Group's risk management framework including counterparty, economic risk capital and scenario analysis.

Financial intermediation

The Group has significant involvement with VIEs in its role as a financial intermediary on behalf of clients.

The Group considers the likelihood of incurring a loss equal to the maximum exposure to be remote because of the Group's risk mitigation efforts, including, but not limited to, economic hedging strategies and collateral arrangements. The Group's economic risks associated with consolidated and non-consolidated VIE exposures arising from financial intermediation, together with all relevant risk mitigation initiatives, are included in the Group's risk management framework.

Financial intermediation consists of securitizations, funds, loans, and other vehicles.

Securitizations

Securitizations are primarily CMBS, RMBS and ABS vehicles. The Group acts as an underwriter, market maker, liquidity provider, derivative counterparty and/or provider of credit enhancements to VIEs related to certain securitization transactions.

The maximum exposure to loss is the carrying value of the loan securities and derivative positions that are variable interests, if any, plus the exposure arising from any credit enhancements the Group provided. The Group's maximum exposure to loss does not include any effects from financial instruments used to economically hedge the risks of the VIEs.

The activities that have the most significant impact on the securitization vehicle are the decisions relating to defaulted loans, which are controlled by the servicer. The party that controls the servicing has the ability to make decisions that significantly affect the result of the activities of the securitization vehicle. If a securitization vehicle has multiple parties that control servicing over specific assets, the Group determines it has power when it has control over the servicing of greater than 50% of the assets in the securitization vehicle. When a servicer or its related party also has an economic interest that has the potential to absorb a significant portion of the gains and/or losses, it will be deemed the primary beneficiary and consolidate the vehicle. If the Group determines that it controls the relevant servicing, it then determines if it has the obligation to absorb losses from, or the right to receive benefits of, the securitization vehicle that could potentially be significant to the vehicle, primarily by evaluating the amount and nature of securities issued by the vehicle that it holds. Factors considered in this analysis include the level of subordination of the securities held as well as the size of the position, based on the

percentage of the class of securities and the total deal classes of securities issued. The more subordinated the level of securities held, the more likely it is that the Group will be the primary beneficiary. This consolidation analysis is performed each reporting period based on changes in inventory and the levels of assets remaining in the securitization. The Group typically consolidates securitization vehicles when it is the servicer and has holdings stemming from its role as underwriter. Short-term market making holdings in vehicles are not typically considered to be potentially significant for the purposes of this assessment.

In the case of re-securitizations of previously issued RMBS securities, the re-securitization vehicles are passive in nature and do not have any significant ongoing activities that require management, and decisions relating to the design of the securitization transaction at its inception are the key power relating to the vehicle. Activities at inception include selecting the assets and determining the capital structure. The power over a re-securitization vehicle is typically shared between the Group and the investor(s) involved in the design and creation of the vehicle. The Group concludes that it is the primary beneficiary of a re-securitization vehicle when it owns substantially all of the bonds issued from the vehicle.

Funds

Funds include investment structures such as mutual funds, funds of funds, private equity funds and fund-linked products where the investors' interest is typically in the form of debt rather than equity, thereby making them VIEs. The Group may have various relationships with such VIEs in the form of structurer, investment advisor, investment manager, administrator, custodian, underwriter, placement agent, market maker and/or as prime broker. These activities include the use of VIEs in structuring fund-linked products, hedge funds of funds or private equity investments to provide clients with investment opportunities in alternative investments. In such transactions, a VIE holds underlying investments and issues securities that provide the investors with a return based on the performance of those investments.

The maximum exposure to loss consists of the fair value of instruments issued by such structures that are held by the Group as a result of underwriting or market-making activities, financing provided to the vehicles and the Group's exposure resulting from principal protection and redemptions features. The investors typically retain the risk of loss on such transactions, but for certain fund types, the Group may provide principal protection on the securities to limit the investors' exposure to downside market risk. The Group's maximum exposure to loss does not include any effects from financial instruments used to economically hedge the risk of the VIEs.

Another model is used to assess funds for consolidation under US GAAP. Rather than the consolidation model which incorporates power and the potential to absorb significant risk and rewards, a previous consolidation model is used which results in the Group being the primary beneficiary and consolidating the funds if it holds more than 50% of their outstanding issuances.

Loans

The Group provides loans to financing vehicles owned or sponsored by clients or third-parties. These tailored lending arrangements are established to purchase, lease or otherwise finance and manage clients' assets and include financing of specified client assets, of an individual single-asset used by the client or business ventures. The respective owner of the assets or manager of the businesses provides the equity in the vehicle.

The maximum exposure to loss is the carrying value of the Group's loan exposure, which is subject to the same credit risk management procedures as loans issued directly to clients. The clients' creditworthiness is carefully reviewed, loan-to-value ratios are strictly set and, in addition, clients provide equity, additional collateral or guarantees, all of which significantly reduce the Group's exposure. The Group considers the likelihood of incurring a loss equal to the maximum exposure to be remote because of the Group's risk mitigation efforts, which includes over-collateralization and effective monitoring to ensure that a sufficient loan-to-value ratio is maintained.

The third-party sponsor of the VIE will typically have control over the assets during the life of the structure and have the potential to absorb significant gains and losses; the Group is typically not the primary beneficiary of these structures and will not have to consolidate them. However, a change in the structure, such as a default of the sponsor, may result in the Group gaining control over the assets. If the Group's lending is significant, it may then be required to consolidate the entity.

Other

Other includes additional vehicles where the Group provides financing and trust preferred issuance vehicles. Trust preferred issuance vehicles are utilized to assist the Group in raising capital-efficient financing. The VIE issues preference shares which are guaranteed by the Group and uses the proceeds to purchase the debt of the Group. The Group's guarantee of its own debt is not considered a variable interest and, as it has no holdings in these vehicles, the Group has no maximum exposure to loss. Non-consolidated VIEs include only the total assets of trust preferred issuance vehicles, as the Group has no variable interests with these entities.

Consolidated VIEs

The Group has significant involvement with VIEs in its role as a financial intermediary on behalf of clients. The Group consolidates all VIEs related to financial intermediation for which it was the primary beneficiary.

The consolidated VIEs table provides the carrying amounts and classifications of the assets and liabilities of consolidated VIEs as of December 31, 2018 and 2017.

Consolidated VIEs in which the Group was the primary beneficiary

end of	CDO/ CLO	CP Condit	Securi- tizations	Financial intermediation			Total
				Funds	Loans	Other	
2018 (CHF million)							
Cash and due from banks	15	1	68	17	52	20	173
Trading assets	72	0	170	418	944	12	1,616
Investment securities	0	0	1,432	0	0	0	1,432
Other investments	0	0	0	153	1,073	279	1,505
Net loans	0	0	119	0	23	245	387
Premises and equipment	0	0	0	0	39	0	39
Other assets	57	16	863	4	33	1,037	2,010
of which loans held-for-sale	57	0	107	0	3	0	167
Total assets of consolidated VIEs	144	17	2,652	592	2,164	1,593	7,162
Trading liabilities	0	0	0	0	3	0	3
Short-term borrowings	0	5,465	0	0	0	0	5,465
Long-term debt	48	0	1,487	174	26	29	1,764
Other liabilities	0	43	1	8	98	127	277
Total liabilities of consolidated VIEs	48	5,508	1,488	182	127	156	7,509
2017 (CHF million)							
Cash and due from banks	22	0	96	32	70	12	232
Trading assets	17	0	10	179	1,122	20	1,348
Investment securities	0	0	381	0	0	0	381
Other investments	0	0	0	350	1,197	296	1,833
Net loans	0	0	0	3	21	243	267
Premises and equipment	0	0	0	0	151	0	151
Other assets	83	4	1,070	21	32	1,188	2,398
of which loans held-for-sale	83	0	152	0	3	0	238
Total assets of consolidated VIEs	122	4	1,557	585	2,593	1,749	6,610
Trading liabilities	0	0	0	0	3	0	3
Short-term borrowings	0	6,672 ¹	0	0	0	0	6,672
Long-term debt	51	0	752	0	26	34	863
Other liabilities	0	237 ¹	1	26	111	66	441
Total liabilities of consolidated VIEs	51	6,909	753	26	140	100	7,979

¹ Amounts were omitted in prior periods and have been corrected.

Non-consolidated VIEs

The non-consolidated VIEs table provides the carrying amounts and classification of the assets of variable interests recorded in the Group's consolidated balance sheets, maximum exposure to loss and total assets of the non-consolidated VIEs.

Total variable interest assets for which the company has involvement represent the carrying value of the variable interests in non-consolidated VIEs that are recorded in the consolidated balance sheet of the Group (for example, direct holdings in investment funds, loans and other receivables).

Maximum exposure to loss represents the carrying value of total variable interest assets in non-consolidated VIEs of the Group and the notional amounts of guarantees and off-balance sheet commitments which are variable interests that have been extended to non-consolidated VIEs. Such amounts, particularly notional amounts of derivatives, guarantees and off-balance sheet commitments, do not represent the anticipated losses in connection with these transactions as they do not take into

consideration the effect of collateral, recoveries or the probability of loss. In addition, they exclude the effect of offsetting financial instruments that are held to mitigate these risks and have not been reduced by unrealized losses previously recorded by the Group in connection with guarantees, off-balance sheet commitments or derivatives.

Total assets of non-consolidated VIEs are the assets of the non-consolidated VIEs themselves and are typically unrelated to the exposures the Group has with these entities due to variable interests held by third-party investors. Accordingly, these amounts are not considered for risk management purposes.

Certain VIEs have not been included in the following table, including VIEs structured by third parties in which the Group's interest is in the form of securities held in the Group's inventory, certain repurchase financings to funds and single-asset financing vehicles not sponsored by the Group to which the Group provides financing but has very little risk of loss due to over-collateralization and/or guarantees, failed sales where the Group does not have any other holdings and other entities out of scope.

Non-consolidated VIEs

end of	CDO/ CLO	Financial intermediation				Total
		Securi- tizations	Funds	Loans	Other	
2018 (CHF million)						
Trading assets	209	4,527	927	183	3,703	9,549
Net loans	154	1,475	1,591	5,246	430	8,896
Other assets	3	19	120	0	444	586
Total variable interest assets	366	6,021	2,638	5,429	4,577	19,031
Maximum exposure to loss	366	7,637	2,653	8,680	5,150	24,486
Total assets of non-consolidated VIEs	7,033	96,483	68,258	20,804	31,336	223,914
2017 (CHF million)						
Trading assets	746	4,573	1,014	224	2,388	8,945
Net loans	620	1,563	2,438	4,591	328	9,540
Other assets	9	11	67	1	437	525
Total variable interest assets	1,375	6,147	3,519	4,816	3,153	19,010
Maximum exposure to loss	1,375	7,617	3,526	7,061	4,079	23,658
Total assets of non-consolidated VIEs	15,874	64,839	66,703	16,270	35,198	198,884

35 Financial instruments

The disclosure of the Group's financial instruments below includes the following sections:

- Concentration of credit risk;
- Fair value measurement (including fair value hierarchy, transfers between levels; level 3 reconciliation; qualitative and quantitative disclosures of valuation techniques and nonrecurring fair value changes);
- Fair value option; and
- Disclosures about fair value of financial instruments not carried at fair value.

Concentrations of credit risk

Credit risk concentrations arise when a number of counterparties are engaged in similar business activities, are located in the same geographic region or when there are similar economic features that would cause their ability to meet contractual obligations to be similarly impacted by changes in economic conditions.

The Group regularly monitors the credit risk portfolio by counterparty, industry, country and product to ensure that such potential concentrations are identified, using a comprehensive range of quantitative tools and metrics. Credit limits relating to counterparties and products are managed through counterparty limits which set the maximum credit exposures the Group is willing to assume to specific counterparties over specified periods. Country limits are established to avoid any undue country risk concentration.

From an industry point of view, the combined credit exposure of the Group is diversified. A large portion of the credit exposure is with individual clients, particularly through residential mortgages in Switzerland, or relates to transactions with financial institutions. In both cases, the customer base is extensive and the number and variety of transactions are broad. For transactions with financial institutions, the business is also geographically diverse, with operations focused in the Americas, Europe and, to a lesser extent, Asia Pacific.

Fair value measurement

A significant portion of the Group's financial instruments is carried at fair value. Deterioration of financial markets could significantly impact the fair value of these financial instruments and the results of operations.

The fair value of the majority of the Group's financial instruments is based on quoted prices in active markets or observable inputs. These instruments include government and agency securities, certain CP, most investment grade corporate debt, certain high yield debt securities, exchange-traded and certain OTC derivatives and most listed equity securities.

In addition, the Group holds financial instruments for which no prices are available and which have few or no observable inputs. For these instruments, the determination of fair value requires subjective assessment and judgment, depending on liquidity, pricing assumptions, the current economic and competitive environment and the risks affecting the specific instrument. In such circumstances, valuation is determined based on management's own judgments about the assumptions that market participants would use in pricing the asset or liability, including assumptions about risk. These instruments include certain OTC derivatives, including interest rate, foreign exchange, equity and credit derivatives, certain corporate equity-linked securities, mortgage-related and CDO securities, private equity investments and certain loans and credit products, including leveraged finance, certain syndicated loans and certain high yield bonds, and life finance instruments. The fair value measurement disclosures exclude derivative transactions that are daily settled.

The fair value of financial instruments is impacted by factors such as benchmark interest rates, prices of financial instruments issued by third parties, commodity prices, foreign exchange rates and index prices or rates. In addition, valuation adjustments are an integral part of the valuation process when market prices are not indicative of the credit quality of a counterparty, and are applied to both OTC derivatives and debt instruments. The impact of changes in a counterparty's credit spreads (known as credit valuation adjustments) is considered when measuring the fair value of assets, and the impact of changes in the Group's own credit spreads (known as debit valuation adjustments) is considered when measuring the fair value of its liabilities. For OTC derivatives, the impact of changes in both the Group's and the counterparty's credit standing is considered when measuring their fair value, based on current CDS prices. The adjustments also take into account contractual factors designed to reduce the Group's credit exposure to a counterparty, such as collateral held and master netting agreements. For hybrid debt instruments with embedded derivative features, the impact of changes in the Group's credit standing is considered when measuring their fair value, based on current funded debt spreads.

US GAAP permits a reporting entity to measure the fair value of a group of financial assets and financial liabilities on the basis of the price that would be received to sell a net long position or paid to transfer a net short position for a particular risk exposure in an orderly transaction between market participants at the measurement date. As such, the Group continues to apply bid and offer adjustments to net portfolios of cash securities and/or derivative instruments to adjust the value of the net position from a mid-market price to the appropriate bid or offer level that would be realized under normal market conditions for the net long or net short position for a specific market risk. In addition, the Group reflects the net exposure to credit risk for its derivative instruments where the Group has legally enforceable agreements with its counterparties that mitigate credit risk exposure in the event of default.

Valuation adjustments are recorded in a reasonable and consistent manner that results in an allocation to the relevant disclosures in the notes to the financial statements as if the valuation adjustment had been allocated to the individual unit of account.

Fair value hierarchy

The levels of the fair value hierarchy are defined as follows:

- Level 1: Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities that the Group has the ability to access. This level of the fair value hierarchy provides the most reliable evidence of fair value and is used to measure fair value whenever available.
- Level 2: Inputs other than quoted prices included within level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly. These inputs include: (i) quoted prices for similar assets or liabilities in active markets; (ii) quoted prices for identical or similar assets or liabilities in markets that are not active, that is, markets in which there are few transactions for the asset or liability, the prices are not current or price quotations vary substantially either over time or among market makers, or in which little information is publicly available; (iii) inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability; or (iv) inputs that are derived principally from or corroborated by observable market data by correlation or other means.
- Level 3: Inputs that are unobservable for the asset or liability. These inputs reflect the Group's own assumptions about the assumptions that market participants would use in pricing the asset or liability (including assumptions about risk). These inputs are developed based on the best information available in the circumstances, which include the Group's own data. The Group's own data used to develop unobservable inputs is adjusted if information indicates that market participants would use different assumptions.

The Group records net open positions at bid prices if long, or at ask prices if short, unless the Group is a market maker in such positions, in which case mid-pricing is utilized. Fair value measurements are not adjusted for transaction costs.

Qualitative disclosures of valuation techniques

The following information on the valuation techniques and significant unobservable inputs of the various financial instruments and the section "Uncertainty of fair value measurements at the reporting date from the use of significant unobservable inputs" should be read in conjunction with the tables "Assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis", "Quantitative information about level 3 assets at fair value" and "Quantitative information about level 3 liabilities at fair value".

Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions

Securities purchased under resale agreements and securities sold under repurchase agreements are measured at fair value using discounted cash flow analysis. Future cash flows are discounted

using observable market interest rate repurchase/resale curves for the applicable maturity and underlying collateral of the instruments. As such, the significant majority of both securities purchased under resale agreements and securities sold under repurchase agreements are included in level 2 of the fair value hierarchy. Structured resale and repurchase agreements include embedded derivatives, which are measured using the same techniques as described below for stand-alone derivative contracts held for trading purposes or used in hedge accounting relationships. If the value of the embedded derivative is determined using significant unobservable inputs, those structured resale and repurchase agreements included are classified as level 3 in the fair value hierarchy. The significant unobservable input is funding spread.

Securities purchased under resale agreements are usually fully collateralized or over-collateralized by government securities, money market instruments, corporate bonds, or other debt instruments. In the event of counterparty default, the collateral service agreement provides the Group with the right to liquidate the collateral held.

Debt securities

Foreign governments

Foreign government debt securities typically have quoted prices in active markets and are mainly categorized as level 1 instruments. Valuations of foreign government debt securities for which market prices are not available are based on yields reflecting credit rating, historical performance, delinquencies, loss severity, the maturity of the security, recent transactions in the market or other modeling techniques, which may involve judgment. Those securities where the price or model inputs are observable in the market are categorized as level 2 instruments, while those securities where prices are not observable and significant model inputs are unobservable are categorized as level 3 of the fair value hierarchy.

Corporates

Corporate bonds are priced to reflect current market levels either through recent market transactions or broker or dealer quotes. Where a market price for the particular security is not directly available, valuations are obtained based on yields reflected by other instruments in the specific or similar entity's capital structure and adjusting for differences in seniority and maturity, benchmarking to a comparable security where market data is available (taking into consideration differences in credit, liquidity and maturity), or through the application of cash flow modeling techniques utilizing observable inputs, such as current interest rate curves and observable CDS spreads. Significant unobservable inputs may include correlation and price. For securities using market comparable price, the differentiation between level 2 and level 3 is based upon the relative significance of any yield adjustments as well as the accuracy of the comparison characteristics (i.e., the observable comparable security may be in the same country but a different industry and may have a different seniority level – the lower the comparability the more likely the security will be level 3).

RMBS, CMBS and CDO securities

Fair values of RMBS, CMBS and CDO may be available through quoted prices, which are often based on the prices at which similarly structured and collateralized securities trade between dealers and to and from customers. Fair values of RMBS, CMBS and CDO for which there are significant unobservable inputs are valued using capitalization rate and discount rate. Price may not be observable for fair value measurement purposes for many reasons, such as the length of time since the last executed transaction for the related security, use of a price from a similar instrument, or use of a price from an indicative quote. Fair values determined by market comparable price may include discounted cash flow models using the inputs credit spread, default rate, discount rate, prepayment rate and loss severity. Prices from similar observable instruments are used to calculate implied inputs which are then used to value unobservable instruments using discounted cash flow. The discounted cash flow price is then compared to the unobservable prices and assessed for reasonableness.

For most structured debt securities, determination of fair value requires subjective assessment depending on liquidity, ownership concentration, and the current economic and competitive environment. Valuation is determined based on the Front Office's own assumptions about how market participants would price the asset. Collateralized bond and loan obligations are split into various structured tranches and each tranche is valued based upon its individual rating and the underlying collateral supporting the structure. Valuation models are used to value both cash and synthetic CDOs.

Equity securities

The majority of the Group's positions in equity securities are traded on public stock exchanges for which quoted prices are readily and regularly available and are therefore categorized as level 1 instruments. Level 2 and level 3 equities include fund-linked products, convertible bonds or equity securities with restrictions that are not traded in active markets. Significant unobservable inputs may include earnings before interest, taxes, depreciation and amortization (EBITDA) multiple and market comparable price.

Derivatives

Derivatives held for trading purposes or used in hedge accounting relationships include both OTC and exchange-traded derivatives. The fair values of exchange-traded derivatives measured using observable exchange prices are included in level 1 of the fair value hierarchy. For exchange-traded derivatives where the volume of trading is low, the observable exchange prices may not be considered executable at the reporting date. These derivatives are valued in the same manner as similar observable OTC derivatives and are included in level 2 of the fair value hierarchy. If the similar OTC derivative used for valuing the exchange-traded derivative is not observable, the exchange-traded derivative is included in level 3 of the fair value hierarchy.

The fair values of OTC derivatives are determined on the basis of either industry standard models or internally developed proprietary models. Both model types use various observable and unobservable inputs in order to determine fair value. The inputs include those characteristics of the derivative that have a bearing on the economics of the instrument. The determination of the fair value of many derivatives involves only a limited degree of subjectivity because the required inputs are observable in the marketplace, while more complex derivatives may use unobservable inputs that rely on specific proprietary modeling assumptions. Where observable inputs (prices from exchanges, dealers, brokers or market consensus data providers) are not available, attempts are made to infer values from observable prices through model calibration (spot and forward rates, mean reversion, benchmark interest rate curves and volatility inputs for commonly traded option products). For inputs that cannot be derived from other sources, estimates from historical data may be made. OTC derivatives where the majority of the value is derived from market observable inputs are categorized as level 2 instruments, while those where the majority of the value is derived from unobservable inputs are categorized as level 3 of the fair value hierarchy.

The valuation of derivatives includes an adjustment for the cost of funding uncollateralized OTC derivatives.

Interest rate derivatives

OTC vanilla interest rate products, such as interest rate swaps, swaptions and caps and floors are valued by discounting the anticipated future cash flows. The future cash flows and discounting are derived from market standard yield curves and industry standard volatility inputs. Where applicable, exchange-traded prices are also used to value exchange-traded futures and options and can be used in yield curve construction. For more complex products, inputs include, but are not limited to basis spread, correlation, credit spread, prepayment rate and volatility skew.

Foreign exchange derivatives

Foreign exchange derivatives include vanilla products such as spot, forward and option contracts where the anticipated discounted future cash flows are determined from foreign exchange forward curves and industry standard optionality modeling techniques. Where applicable, exchange-traded prices are also used for futures and option prices. For more complex products inputs include, but are not limited to, contingent probability, correlation and prepayment rate.

Equity and index-related derivatives

Equity derivatives include a variety of products ranging from vanilla options and swaps to exotic structures with bespoke pay-off profiles. The main inputs in the valuation of equity derivatives may include buyback probability, correlation, gap risk, price and volatility.

Generally, the interrelationship between the correlation and volatility is positively correlated.

Credit derivatives

Credit derivatives include index, single-name and multi-name CDS in addition to more complex structured credit products. Vanilla products are valued using industry standard models and inputs that are generally market observable including credit spread and recovery rate.

Complex structured credit derivatives are valued using proprietary models requiring inputs such as correlation, credit spread, funding spread, loss severity, prepayment rate and recovery rate. These inputs are generally implied from available market observable data.

Other trading assets

Other trading assets primarily include life settlement and premium finance instruments and RMBS loans. Life settlement and premium finance instruments are valued using proprietary models with several inputs. The significant unobservable inputs of the fair value for life settlement and premium finance instruments is the estimate of market implied life expectancy, while for RMBS loans it is market comparable price.

For life settlement and premium finance instruments, individual life expectancy rates are typically obtained by multiplying a base mortality curve for the general insured population provided by a professional actuarial organization together with an individual-specific multiplier. Individual-specific multipliers are determined based on data from third-party life expectancy data providers, which examine the insured individual's medical conditions, family history and other factors to arrive at a life expectancy estimate.

For RMBS loans, the use of market comparable price varies depending upon each specific loan. For some loans, similar to unobservable RMBS securities, prices from similar observable instruments are used to calculate implied inputs which are then used to value unobservable instruments using discounted cash flow. The discounted cash flow price is then compared to the unobservable prices and assessed for reasonableness. For other RMBS loans, the loans are categorized by specific characteristics, such as loan-to-value ratio, average account balance, loan type (single or multi-family), lien, seasoning, coupon, FICO score, locality, delinquency status, cash flow velocity, roll rates, loan purpose, occupancy, servicers advance agreement type, modification status, Federal Housing Administration insurance, property value and documentation quality. Loans with unobservable prices are put into consistent buckets which are then compared to market observable comparable prices in order to assess the reasonableness of those unobservable prices.

Other investments

Private equity funds, hedge funds and equity method investment funds

Equity method investment funds principally include equity investments in the form of a) direct investments in third-party hedge

funds, private equity funds and funds of funds, b) equity method investments where the Group has the ability to significantly influence the operating and financial policies of the investee, and c) direct investments in non-marketable equity securities.

Direct investments in third-party hedge funds, private equity funds and funds of funds are measured at fair value based on their published NAVs as permitted by ASC Topic 820 – Fair Value Measurement. In some cases, NAVs may be adjusted where there is sufficient evidence that the NAV published by the investment manager is not in line with the fund's observable market data, it is probable that the investment will be sold for an amount other than NAV or other circumstances exist that would require an adjustment to the published NAV. Although rarely adjusted, significant judgment is involved in making any adjustments to the published NAVs. The investments for which the fair value is measured using the NAV practical expedient are not categorized within the fair value hierarchy.

Direct investments in non-marketable equity securities consist of both real estate investments and non-real estate investments. Equity-method investments and direct investments in non-marketable equity securities are initially measured at their transaction price, as this is the best estimate of fair value. Thereafter, these investments are individually measured at fair value based upon a number of factors that include any recent rounds of financing involving third-party investors, comparable company transactions, multiple analyses of cash flows or book values, or discounted cash flow analyses. The availability of information used in these modeling techniques is often limited and involves significant judgment in evaluating these different factors over time. As a result, these investments are included in level 3 of the fair value hierarchy.

Life finance instruments

Life finance instruments include single premium immediate annuities (SPIA) and other premium finance instruments. Life finance instruments are valued in a similar manner as described for life settlement and premium finance instruments under the other trading assets section above.

Loans

The Group's loan portfolio which is measured at fair value primarily consists of commercial and industrial loans and loans to financial institutions. Within these categories, loans measured at fair value include commercial loans, real estate loans, corporate loans, leverage finance loans and emerging market loans. Fair value is based on recent transactions and quoted prices, where available. Where recent transactions and quoted prices are not available, fair value may be determined by relative value benchmarking (which includes pricing based upon another position in the same capital structure, other comparable loan issues, generic industry credit spreads, implied credit spreads derived from CDS for the specific borrower, and enterprise valuations) or calculated

based on the exit price of the collateral, based on current market conditions.

Both the funded and unfunded portion of revolving credit lines on the corporate lending portfolio are valued using a loan pricing model, which requires estimates of significant inputs including credit conversion factors, credit spreads, recovery rates and weighted average life of the loan. Significant unobservable inputs may include credit spread and price.

The Group's other assets and liabilities include mortgage loans held in conjunction with securitization activities and assets and liabilities of VIEs and mortgage securitizations that do not meet the criteria for sale treatment under US GAAP. The fair value of mortgage loans held in conjunction with securitization activities is determined on a whole-loan basis and is consistent with the valuation of RMBS loans discussed in "Other trading assets" above. Whole-loan valuations are calculated based on the exit price reflecting the current market conditions. The fair value of assets and liabilities of VIEs and mortgage securitizations that do not meet the criteria for sale treatment under US GAAP are determined based on the quoted prices for securitized bonds, where available, or on cash flow analyses for securitized bonds, when quoted prices are not available. The fair value of the consolidated financial assets of RMBS and CMBS securitization vehicles, which qualify as collateralized financing entities, are measured on the basis of the more observable fair value of the VIEs' financial liabilities.

Short-term borrowings and long-term debt

The Group's short-term borrowings and long-term debt include structured notes (hybrid financial instruments that are both bifurcable and non-bifurcable) and vanilla debt. The fair value of structured notes is based on quoted prices, where available. When quoted prices are not available, fair value is determined by using a discounted cash flow model incorporating the Group's credit spreads, the value of derivatives embedded in the debt and the residual term of the issuance based on call options. Derivatives structured into the issued debt are valued consistently with the Group's stand-alone derivative contracts held for trading purposes or used in hedge accounting relationships as discussed above. The fair value of structured debt is heavily influenced by the combined call options and performance of the underlying derivative returns. Significant unobservable inputs for short-term borrowings and long-term debt include buyback probability, correlation, credit spread, gap risk, mean reversion, price, recovery rate and volatility.

Generally, the interrelationships between correlation, credit spread, gap risk and volatility inputs are positively correlated.

Other liabilities

Failed sales

These liabilities represent the financing of assets that did not achieve sale accounting treatment under US GAAP. Failed sales are valued in a manner consistent with the related underlying financial instruments.

Assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis

end of 2018	Level 1	Level 2	Level 3	Netting impact ¹	Assets measured at net asset value per share ²	Total
Assets (CHF million)						
Cash and due from banks	0	115	0	–	–	115
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	0	81,818	0	–	–	81,818
Securities received as collateral	37,962	3,704	30	–	–	41,696
Trading assets	76,124	156,066	8,814	(109,927)	1,126	132,203
of which debt securities	23,726	36,321	2,076	–	12	62,135
of which foreign governments	23,547	4,542	232	–	–	28,321
of which corporates	66	7,984	1,260	–	12	9,322
of which RMBS	0	19,652	269	–	–	19,921
of which equity securities	42,756	2,459	132	–	1,114	46,463
of which derivatives	7,999	116,942	3,296	(109,927)	–	18,312
of which interest rate products	3,557	65,823	507	–	–	–
of which foreign exchange products	25	27,526	256	–	–	–
of which equity/index-related products	4,415	17,967	1,054	–	–	–
of which credit derivatives	0	4,739	673	–	–	–
of which other derivatives	1	633	806	–	–	–
of which other trading assets	1,641	344	3,308	–	–	5,293
Investment securities	2	2,743	166	–	–	2,911
Other investments	14	7	1,309	–	1,104	2,434
of which life finance instruments	0	0	1,067	–	–	1,067
Loans	0	10,549	4,324	–	–	14,873
of which real estate	0	146	515	–	–	661
of which commercial and industrial loans	0	3,976	1,949	–	–	5,925
of which financial institutions	0	4,164	1,391	–	–	5,555
Other intangible assets (mortgage servicing rights)	0	0	163	–	–	163
Other assets	117	5,807	1,543	(204)	–	7,263
of which loans held-for-sale	0	4,238	1,235	–	–	5,473
Total assets at fair value	114,219	260,809	16,349	(110,131)	2,230	283,476

¹ Derivative contracts are reported on a gross basis by level. The impact of netting represents legally enforceable master netting agreements.

² In accordance with US GAAP, certain investments that are measured at fair value using the net asset value per share practical expedient have not been classified in the fair value hierarchy. The fair value amounts presented in this table are intended to permit reconciliation of the fair value hierarchy to the amounts presented in the consolidated balance sheet.

Assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis (continued)

end of 2018	Level 1	Level 2	Level 3	Netting impact ¹	Liabilities measured at net asset value per share ²	Total
Liabilities (CHF million)						
Due to banks	0	406	0	–	–	406
Customer deposits	0	2,899	453	–	–	3,292
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	0	14,828	0	–	–	14,828
Obligation to return securities received as collateral	37,962	3,704	30	–	–	41,696
Trading liabilities	31,940	123,615	3,589	(116,985)	10	42,169
of which debt securities	4,460	3,511	25	–	–	7,996
of which foreign governments	4,328	255	0	–	–	4,583
of which equity securities	18,785	118	37	–	10	18,950
of which derivatives	8,695	119,966	3,527	(116,985)	–	15,223
of which interest rate products	3,699	62,649	189	–	–	–
of which foreign exchange products	32	31,963	160	–	–	–
of which equity/index-related products	4,961	19,590	1,500	–	–	–
of which credit derivatives	0	5,465	1,140	–	–	–
Short-term borrowings	0	7,264	784	–	–	8,068
Long-term debt	0	51,270	12,665	–	–	63,935
of which structured notes over one year and up to two years	0	7,242	528	–	–	7,770
of which structured notes over two years	0	28,215	11,800	–	–	40,015
Other liabilities	0	7,881	1,341	(221)	–	9,001
Total liabilities at fair value	69,902	211,827	18,862	(117,206)	10	183,395

¹ Derivative contracts are reported on a gross basis by level. The impact of netting represents legally enforceable master netting agreements.

² In accordance with US GAAP, certain investments that are measured at fair value using the net asset value per share practical expedient have not been classified in the fair value hierarchy. The fair value amounts presented in this table are intended to permit reconciliation of the fair value hierarchy to the amounts presented in the consolidated balance sheet.

Assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis (continued)

end of 2017	Level 1	Level 2	Level 3	Netting impact ¹	Assets measured at net asset value per share ²	Total
Assets (CHF million)						
Cash and due from banks	0	212	0	-	-	212
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	0	77,498	0	-	-	77,498
Securities received as collateral	36,697	1,331	46	-	-	38,074
of which debt securities	576	802	0	-	-	1,378
of which corporates	0	726	0	-	-	726
of which equity securities	36,121	529	46	-	-	36,696
Trading assets	87,392	187,767	8,754	(128,592)	1,053	156,334
of which debt securities	29,828	40,645	2,292	-	-	72,765
of which foreign governments	29,561	4,256	270	-	-	34,087
of which corporates	179	10,231	1,412	-	-	11,822
of which RMBS	0	21,399	320	-	-	21,719
of which CMBS	0	2,501	16	-	-	2,517
of which CDO	0	2,255	126	-	-	2,381
of which equity securities	51,025	3,481	163	-	1,053	55,722
of which derivatives	3,577	141,347	3,289	(128,592)	-	19,621
of which interest rate products	1,219	84,932	801	-	-	-
of which foreign exchange products	19	30,302	188	-	-	-
of which equity/index-related products	2,338	18,251	833	-	-	-
of which credit derivatives	0	7,107	634	-	-	-
of which other trading assets	2,922	2,294	3,010	-	-	8,226
Investment securities	250	1,899	42	-	-	2,191
of which debt securities	244	1,780	42	-	-	2,066
of which foreign governments	97	1,139	0	-	-	1,236
of which corporates	0	238	0	-	-	238
of which RMBS	0	167	40	-	-	207
of which CMBS	0	171	2	-	-	173
of which equity securities	6	119	0	-	-	125
Other investments	25	16	1,601	-	1,664	3,506
of which private equity	0	0	29	-	351	380
of which equity funds	0	0	22	-	141	163
of which hedge funds	0	0	0	-	391	391
of which debt funds	0	0	0	-	239	239
of which other equity investments	25	9	271	-	1,122	1,427
of which private	18	9	271	-	1,122	1,420
of which life finance instruments	0	7	1,301	-	-	1,308
Loans	0	10,777	4,530	-	-	15,307
of which commercial and industrial loans	0	3,437	2,207	-	-	5,644
of which financial institutions	0	4,890	1,480	-	-	6,370
Other intangible assets (mortgage servicing rights)	0	0	158	-	-	158
Other assets	101	7,570	1,511	(164)	-	9,018
of which loans held-for-sale	0	5,800	1,350	-	-	7,150
Total assets at fair value	124,425	287,070	16,642	(128,756)	2,917	302,288

¹ Derivative contracts are reported on a gross basis by level. The impact of netting represents legally enforceable master netting agreements.

² In accordance with US GAAP, certain investments that are measured at fair value using the net asset value per share practical expedient have not been classified in the fair value hierarchy. The fair value amounts presented in this table are intended to permit reconciliation of the fair value hierarchy to the amounts presented in the consolidated balance sheet.

Assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis (continued)

end of 2017	Level 1	Level 2	Level 3	Netting impact ¹	Liabilities measured at net asset value per share ²	Total
Liabilities (CHF million)						
Due to banks	0	197	0	—	—	197
Customer deposits	0	3,066	455	—	—	3,511
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	0	15,262	0	—	—	15,262
Obligation to return securities received as collateral	36,697	1,331	46	—	—	38,074
of which debt securities	576	802	0	—	—	1,378
of which corporates	0	726	0	—	—	726
of which equity securities	36,121	529	46	—	—	36,696
Trading liabilities	23,108	149,637	3,226	(136,861)	9	39,119
of which debt securities	5,160	4,139	2	—	—	9,301
of which foreign governments	5,108	746	0	—	—	5,854
of which corporates	12	3,334	2	—	—	3,348
of which equity securities	14,217	883	55	—	9	15,164
of which derivatives	3,731	144,615	3,169	(136,861)	—	14,654
of which interest rate products	1,254	90,534	317	—	—	—
of which foreign exchange products	8	35,707	100	—	—	—
of which equity/index-related products	2,468	19,459	1,301	—	—	—
of which credit derivatives	0	7,982	898	—	—	—
Short-term borrowings	0	10,174	845	—	—	11,019
Long-term debt	0	51,127	12,501	—	—	63,628
of which treasury debt over two years	0	936	0	—	—	936
of which structured notes over one year and up to two years	0	6,216	149	—	—	6,365
of which structured notes over two years	0	32,782	12,259	—	—	45,041
of which other debt instruments over two years	0	2,221	61	—	—	2,282
of which other subordinated bonds	0	5,567	0	—	—	5,567
of which non-recourse liabilities	0	833	30	—	—	863
Other liabilities	0	7,379	1,478	(233)	—	8,624
of which failed sales	0	439	223	—	—	662
Total liabilities at fair value	59,805	238,163	18,551	(137,084)	9	179,434

¹ Derivative contracts are reported on a gross basis by level. The impact of netting represents legally enforceable master netting agreements.

² In accordance with US GAAP, certain investments that are measured at fair value using the net asset value per share practical expedient have not been classified in the fair value hierarchy. The fair value amounts presented in this table are intended to permit reconciliation of the fair value hierarchy to the amounts presented in the consolidated balance sheet.

Assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis for level 3

	Balance at beginning of period	Transfers in	Transfers out	Purchases	Sales	Issuances
2018						
Assets (CHF million)						
Securities received as collateral	46	0	(15)	102	(103)	0
Trading assets	8,754	1,563	(1,602)	40,057	(40,138)	1,394
of which debt securities	2,292	802	(904)	3,301	(3,261)	0
of which foreign governments	270	21	(12)	45	(67)	0
of which corporates	1,412	491	(593)	2,582	(2,583)	0
of which RMBS	320	211	(225)	370	(333)	0
of which equity securities	163	132	(95)	51	(185)	0
of which derivatives	3,269	510	(525)	0	0	1,394
of which interest rate products	801	18	(66)	0	0	100
of which foreign exchange derivatives	188	3	(2)	0	0	14
of which equity/index-related products	833	329	(317)	0	0	447
of which credit derivatives	634	160	(141)	0	0	505
of which other derivatives	833	0	1	0	0	328
of which other trading assets	3,010	119	(78)	36,706	(36,692)	0
Investment securities	42	8	(121)	281	(28)	0
Other investments	1,601	79	(102)	229	(406)	0
of which life finance instruments	1,301	0	0	151	(299)	0
Loans	4,530	934	(393)	163	(491)	1,563
of which real estate	171	195	(81)	0	0	307
of which commercial and industrial loans	2,207	348	(29)	1	(226)	783
of which financial institutions	1,480	335	(53)	150	(133)	332
Other intangible assets (mortgage servicing rights)	158	0	0	1	0	0
Other assets	1,511	268	(191)	1,610	(1,357)	300
of which loans held-for-sale	1,350	243	(166)	1,447	(1,310)	300
Total assets at fair value	16,642	2,872	(2,424)	42,443	(42,523)	3,257
Liabilities (CHF million)						
Customer deposits	455	0	0	0	0	0
Obligation to return securities received as collateral	46	0	(15)	102	(103)	0
Trading liabilities	3,226	768	(541)	127	(107)	2,573
of which debt securities	2	30	(24)	39	(23)	0
of which equity securities	55	19	(5)	87	(80)	0
of which derivatives	3,169	719	(612)	1	(4)	2,573
of which interest rate derivatives	317	25	(11)	0	0	156
of which foreign exchange derivatives	100	19	(1)	0	0	55
of which equity/index-related derivatives	1,301	429	(364)	0	0	1,306
of which credit derivatives	898	247	(235)	0	0	806
Short-term borrowings	845	335	(242)	0	0	1,090
Long-term debt	12,501	2,988	(3,108)	0	0	5,628
of which structured notes over one year and up to two years	149	452	(296)	0	0	745
of which structured notes over two years	12,259	2,368	(2,800)	0	0	4,761
Other liabilities	1,478	117	(29)	45	(128)	20
Total liabilities at fair value	18,551	4,208	(4,035)	274	(338)	9,311
Net assets/(liabilities) at fair value	(1,909)	(1,336)	1,611	42,169	(42,185)	(6,054)

Settlements	Trading revenues		Other revenues		Accumulated other comprehensive income		Foreign currency translation impact	Balance at end of period
	On transfers in / out	On all other	On transfers in / out	On all other	On transfers in / out	On all other		
0	0	0	0	0	0	0	0	30
(1,477)	(21)	303	0	0	0	0	(19)	8,814
0	25	(150)	0	(3)	0	0	(26)	2,076
0	0	4	0	0	0	0	(29)	232
0	31	(72)	0	(4)	0	0	(4)	1,260
0	(3)	(74)	0	0	0	0	3	269
0	8	55	0	3	0	0	0	132
(1,434)	(56)	144	0	0	0	0	(24)	3,298
(116)	17	(237)	0	0	0	0	(10)	507
(24)	(2)	79	0	0	0	0	2	258
(436)	(77)	300	0	0	0	0	(25)	1,054
(438)	5	(59)	0	0	0	0	7	673
(420)	1	61	0	0	0	0	2	806
(43)	2	254	0	0	0	0	31	3,308
(205)	0	185	0	0	0	0	4	166
0	0	(93)	0	5	0	0	(4)	1,309
0	0	(96)	0	0	0	0	10	1,067
(1,866)	7	(134)	0	(13)	0	0	24	4,324
(64)	2	(8)	0	(8)	0	0	0	515
(1,057)	0	(83)	0	(5)	0	0	10	1,949
(746)	10	8	0	0	0	0	8	1,391
0	0	0	0	1	0	0	3	163
(540)	22	(32)	0	(1)	0	0	(67)	1,543
(539)	21	(44)	0	0	0	0	(67)	1,235
(4,088)	8	229	0	(8)	0	0	(59)	16,349
0	0	32	0	0	0	(21)	(13)	453
0	0	0	0	0	0	0	0	30
(1,527)	(7)	(839)	0	(3)	0	0	19	3,589
0	0	1	0	0	0	0	0	25
0	(3)	(33)	0	(3)	0	0	0	37
(1,527)	(4)	(607)	0	0	0	0	19	3,527
(145)	16	(171)	0	0	0	0	2	189
(29)	0	15	0	0	0	0	1	160
(548)	(36)	(592)	0	0	0	0	4	1,500
(572)	16	(30)	0	0	0	0	10	1,140
(1,133)	3	(117)	0	(4)	0	0	7	784
(3,656)	(25)	(1,968)	0	0	(2)	(417)	124	12,665
(501)	(10)	(14)	0	0	0	0	3	528
(3,115)	(17)	(1,355)	0	0	(2)	(417)	118	11,800
(420)	(7)	97	0	161	0	0	7	1,341
(6,736)	(36)	(2,195)	0	154	(2)	(438)	144	18,882
2,648	44	2,424	0	(162)	2	438	(203)	(2,513)

Assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis for level 3 (continued)

2017	Balance at beginning of period	Transfers in	Transfers out	Purchases	Sales	Issuances
Assets (CHF million)						
Interest-bearing deposits with banks	1	40	0	0	(41)	0
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	174	0	0	0	0	26
Securities received as collateral	70	3	(1)	65	(66)	0
Trading assets	12,765	1,159	(2,046)	15,810	(18,032)	1,317
of which debt securities	3,977	608	(1,074)	2,747	(3,705)	0
of which corporates	1,674	276	(654)	2,203	(2,005)	0
of which RMBS	605	280	(229)	85	(305)	0
of which CMBS	65	6	(17)	2	(13)	0
of which CDO	1,165	39	(157)	174	(1,047)	0
of which equity securities	240	49	(35)	146	(260)	0
of which derivatives	4,305	416	(839)	0	0	1,317
of which interest rate products	748	56	(53)	0	0	118
of which equity/index-related products	914	142	(98)	0	0	443
of which credit derivatives	688	216	(252)	0	0	381
of which other trading assets	4,243	86	(98)	12,917	(14,067)	0
Investment securities	72	0	(17)	100	(113)	0
Other investments	1,906	23	(22)	350	(589)	0
of which equity	318	23	(22)	165	(171)	0
of which life finance instruments	1,588	0	0	185	(418)	0
Loans	6,585	1,130	(947)	106	(580)	1,151
of which commercial and industrial loans	3,816	448	(482)	71	(395)	590
of which financial institutions	1,809	352	(126)	33	(176)	444
Other intangible assets (mortgage servicing rights)	138	0	0	23	(1)	0
Other assets	1,679	347	(132)	759	(1,056)	1,054
of which loans held-for-sale	1,316	286	(113)	667	(904)	1,053
Total assets at fair value	23,390	2,702	(3,165)	17,213	(20,498)	3,548
Liabilities (CHF million)						
Customer deposits	410	0	0	0	0	35
Obligation to return securities received as collateral	70	3	(1)	65	(66)	0
Trading liabilities	3,737	566	(1,049)	113	(134)	1,193
of which interest rate derivatives	538	57	(36)	0	0	45
of which foreign exchange derivatives	150	11	(1)	0	0	9
of which equity/index-related derivatives	1,181	54	(188)	0	0	543
of which credit derivatives	851	377	(392)	0	0	350
Short-term borrowings	516	95	(172)	0	0	865
Long-term debt	13,415	1,172	(3,004)	0	0	4,540
of which structured notes over two years	12,434	995	(2,886)	0	0	3,913
Other liabilities	1,684	150	(102)	211	(304)	9
of which failed sales	219	80	(70)	189	(218)	0
Total liabilities at fair value	19,832	1,986	(4,328)	389	(524)	6,642
Net assets/(liabilities) at fair value	3,558	716	1,163	16,824	(19,974)	(3,094)

	Trading revenues		Other revenues		Accumulated other comprehensive income		Foreign currency translation impact	Balance at end of period
	Settlements	On transfers in / out	On all other	On transfers in / out	On all other	On transfers in / out	On all other	
0	0	0	0	0	0	0	0	0
(193)	0	0	0	0	0	0	(7)	0
0	0	0	0	0	0	0	(5)	46
(2,066)	121	252	6	1	0	0	(531)	8,754
0	(4)	(90)	6	1	0	0	(184)	2,292
0	(4)	14	6	0	0	0	(98)	1,412
0	3	(95)	0	0	0	0	(24)	320
0	(3)	(21)	0	0	0	0	(3)	16
0	0	(16)	0	0	0	0	(32)	126
0	0	33	0	0	0	0	(10)	163
(1,817)	123	(63)	0	0	0	0	(153)	3,289
(183)	6	104	0	0	0	0	5	801
(597)	14	58	0	0	0	0	(43)	833
(297)	38	(110)	0	0	0	0	(30)	634
(251)	2	362	0	0	0	0	(184)	3,010
(90)	(1)	95	0	0	0	0	(4)	42
0	0	9	0	9	0	0	(85)	1,601
0	0	(7)	0	9	0	0	(15)	300
0	0	16	0	0	0	0	(70)	1,301
(2,743)	15	85	0	0	0	0	(272)	4,530
(1,706)	(2)	21	0	0	0	0	(155)	2,207
(821)	28	(6)	0	0	0	0	(77)	1,480
0	0	0	0	4	0	0	(6)	158
(885)	(1)	(172)	0	(4)	0	0	(78)	1,511
(885)	(2)	0	0	(4)	0	0	(64)	1,350
(5,978)	134	269	6	10	0	0	(968)	16,642
(3)	0	(61)	0	0	0	42	32	455
0	0	0	0	0	0	0	(5)	46
(1,625)	140	451	0	(9)	0	0	(167)	3,226
(258)	6	(14)	0	0	0	0	(21)	317
(12)	0	(52)	0	0	0	0	(5)	100
(692)	17	441	0	0	0	0	(55)	1,301
(376)	61	66	0	0	0	0	(39)	898
(472)	(2)	19	4	10	0	6	(24)	845
(4,479)	(12)	1,400	0	0	88	21	(640)	12,501
(3,079)	(14)	1,390	0	0	87	17	(568)	12,259
(403)	(25)	(6)	0	330	0	0	(66)	1,478
0	(7)	40	0	0	0	0	(10)	223
(6,982)	101	1,813	4	331	88	69	(870)	18,551
1,003	33	(1,544)	2	(321)	(88)	(69)	(118)	(1,909)

Gains and losses on assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis (level 3)

in	2018			2017		
	Trading revenues	Other revenues	Total revenues	Trading revenues	Other revenues	Total revenues
Gains and losses on assets and liabilities (CHF million)						
Net realized/unrealized gains/(losses) included in net revenues	2,468	(162)	2,306 [†]	(1,511)	(319)	(1,830) [†]
Whereof:						
Unrealized gains/(losses) relating to assets and liabilities still held as of the reporting date	(34)	(5)	(39)	(2,088)	22	(2,066)

[†] Excludes net realized/unrealized gains/(losses) attributable to foreign currency translation impact.

Both observable and unobservable inputs may be used to determine the fair value of positions that have been classified within level 3. As a result, the unrealized gains and losses for assets and liabilities within level 3 presented in the table above may include changes in fair value that were attributable to both observable and unobservable inputs.

The Group employs various economic hedging techniques in order to manage risks, including risks in level 3 positions. Such techniques may include the purchase or sale of financial instruments that are classified in levels 1 and/or 2. The realized and unrealized gains and losses for assets and liabilities in level 3 presented in the table above do not reflect the related realized or unrealized gains and losses arising on economic hedging instruments classified in levels 1 and/or 2.

Transfers in and out of level 3

Transfers into level 3 assets during 2018 were CHF 2,872 million, primarily from trading assets and loans. The transfers were primarily in the financing and credit businesses due to limited observability of pricing data and reduced pricing information from external providers. Transfers out of level 3 assets during 2018 were CHF 2,424 million, primarily in trading assets and loans. The transfers out of level 3 assets were primarily in the financing and fixed income businesses due to improved observability of pricing data and increased availability of pricing information from external providers.

Transfers into level 3 assets during 2017 were CHF 2,702 million, primarily from trading assets and loans. The transfers were primarily in the credit, financing and fixed income businesses due to limited observability of pricing data and reduced pricing information from external providers. Transfers out of level 3 assets during 2017 were CHF 3,165 million, primarily in trading assets and loans. The transfers out of level 3 assets were primarily in the Strategic Resolution Unit and financing businesses due to improved observability of pricing data and increased availability of pricing information from external providers.

Uncertainty of fair value measurements at the reporting date from the use of significant unobservable inputs

For level 3 assets with a significant unobservable input of buy-back probability, correlation, contingent probability, EBITDA multiple, funding spread, mortality rate, price, volatility or volatility skew, in general, an increase in the significant unobservable input would increase the fair value. For level 3 assets with a significant unobservable input of default rate, capitalization rate, credit curve for corporates or sovereigns, credit spread, discount rate, gap risk, market implied life expectancy (for life settlement and premium finance instruments), prepayment rate and recovery rate, in general, an increase in the significant unobservable input would decrease the fair value.

For level 3 liabilities, in general, an increase in the related significant unobservable inputs would have the inverse impact on fair value. An increase in the significant unobservable input credit spread, contingent probability, gap risk, market implied life expectancy (for life settlement and premium finance instruments) and mortality would increase the fair value. An increase in the significant unobservable input basis spread, buyback probability, correlation, discount rate, fund gap risk, funding spread, mortality rate, prepayment rate, price, recovery rate and volatility would decrease the fair value.

Interrelationships between significant unobservable inputs

Except as noted above, there are no material interrelationships between the significant unobservable inputs for the financial instruments. As the significant unobservable inputs move independently, generally an increase or decrease in one significant unobservable input will have no impact on the other significant unobservable inputs.

Quantitative disclosures of valuation techniques

The following tables provide the representative range of minimum and maximum values and the associated weighted averages of each significant unobservable input for level 3 assets and liabilities by the related valuation technique most significant to the related financial instrument.

Quantitative information about level 3 assets at fair value

end of 2018	Fair value	Valuation technique	Unobservable input	Minimum value	Maximum value	Weighted average ¹
CHF million, except where indicated						
Securities received as collateral	30	–	–	–	–	–
Trading assets	8,814					
of which debt securities	2,076					
of which foreign governments	292	Discounted cash flow	Credit spread in bp	140	140	140
of which corporates	1,360					
of which	441	Market comparable	Price, in %	0	118	94
of which	621	Option model	Correlation, in %	(60)	98	68
			Volatility, in %	0	178	30
of which RMBS	269	Discounted cash flow	Default rate, in %	0	11	3
			Discount rate, in %	1	26	7
			Loss severity, in %	0	100	63
			Prepayment rate, in %	1	22	8
of which equity securities	132					
of which	76	Market comparable	EBITDA multiple	2	9	6
			Price, in %	100	100	100
of which derivatives	3,298	Vendor price	Price, in actuals	0	355	1
of which interest rate products	507	Option model	Correlation, in %	0	100	69
			Prepayment rate, in %	1	26	9
			Volatility skew, in %	(4)	0	(2)
of which foreign exchange products	258					
of which	28	Discounted cash flow	Contingent probability, in %	95	95	95
of which	218	Option model	Correlation, in %	(23)	70	24
			Prepayment rate, in %	21	26	23
			Volatility, in %	80	90	85
of which equity/index-related products	1,054	Option model	Buyback probability, in %	50	100	74
			Correlation, in %	(40)	98	80
			Gap risk, in % ²	0	4	1
			Volatility, in %	2	178	34
of which credit derivatives	673	Discounted cash flow	Correlation, in %	97	97	97
			Credit spread, in bp	3	2,147	269
			Default rate, in %	1	20	4
			Discount rate, in %	3	28	15
			Loss severity, in %	16	85	56
			Prepayment rate, in %	0	12	6
			Recovery rate, in %	0	68	8
of which other derivatives	806	Discounted cash flow	Market implied life expectancy, in years	2	16	5
of which other trading assets	3,308		Mortality rate, in %	67	106	101
of which	870	Discounted cash flow	Market implied life expectancy, in years	3	17	7
of which	2,119	Market comparable	Price, in %	0	110	30
of which	249	Option model	Mortality rate, in %	0	70	6

¹ Cash instruments are generally presented on a weighted average basis, while certain derivative instruments either contain a combination of weighted averages and arithmetic means of the related inputs or are presented on an arithmetic mean basis.

² Risk of unexpected large declines in the underlying values occurring between collateral settlement dates.

Quantitative information about level 3 assets at fair value (continued)

end of 2018	Fair value	Valuation technique	Unobservable input	Minimum value	Maximum value	Weighted average [†]
CHF million, except where indicated						
Investment securities	166	–	–	–	–	–
Other investments	1,309					
of which life finance instruments	1,067	Discounted cash flow	Market implied life expectancy, in years	2	17	6
Loans	4,324					
of which real estate	515	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	200	1,522	612
			Recovery rate, in %	25	40	39
of which commercial and industrial loans	1,949					
of which	1,531	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	159	1,184	592
of which	306	Market comparable	Price, in %	0	99	65
of which financial institutions	1,391					
of which	1,157	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	88	1,071	596
of which	73	Market comparable	Price, in %	1	100	74
Other intangible assets (mortgage servicing rights)	163	–	–	–	–	–
Other assets	1,543					
of which loans held-for-sale	1,235					
of which	422	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	105	2,730	394
			Recovery rate, in %	25	87	56
of which	739	Market comparable	Price, in %	0	130	82
Total level 3 assets at fair value	10,340					

[†] Cash instruments are generally presented on a weighted average basis, while certain derivative instruments either contain a combination of weighted averages and arithmetic means of the related inputs or are presented on an arithmetic mean basis.

Quantitative information about level 3 assets at fair value (continued)

end of 2017	Fair value	Valuation technique	Unobservable input	Minimum value	Maximum value	Weighted average ¹
CHF million, except where indicated						
Securities received as collateral	46	—	—	—	—	—
Trading assets	8,754					
of which debt securities	2,292					
of which corporates	1,412					
of which	387	Option model	Correlation, in %	(60)	98	55
of which	545	Market comparable	Price, in %	0	139	84
of which	444	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	37	952	230
of which RMBS	320	Discounted cash flow	Discount rate, in %	1	24	11
			Prepayment rate, in %	1	36	10
			Default rate, in %	0	12	4
			Loss severity, in %	0	100	57
of which CMBS	16	Discounted cash flow	Capitalization rate, in %	14	14	14
			Discount rate, in %	8	16	14
			Prepayment rate, in %	0	5	4
of which CDO	126	Discounted cash flow	Discount rate, in %	5	13	8
			Prepayment rate, in %	5	20	13
			Credit spread, in bp	454	669	553
			Default rate, in %	2	5	3
			Loss severity, in %	0	80	34
of which equity securities	163					
of which	67	Vendor price	Price, in actuals	0	2,080	10
of which	81	Market comparable	EBITDA multiple	2	9	7
			Price, in %	18	100	67
of which derivatives	3,289					
of which interest rate products	801	Option model	Correlation, in %	20	100	72
			Prepayment rate, in %	6	34	17
			Volatility skew, in %	(4)	1	(1)
of which equity/index-related products	833	Option model	Correlation, in %	(60)	98	65
			Volatility, in %	0	105	64
			Buyback probability, in %	50	100	90
			Gap risk, in % ²	0	2	1
of which credit derivatives	634	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	1	956	217
			Recovery rate, in %	0	45	20
			Discount rate, in %	3	50	16
			Default rate, in %	1	20	5
			Loss severity, in %	1	100	64
			Correlation, in %	97	97	97
			Prepayment rate, in %	0	14	6
of which other trading assets	3,010					
of which	1,605	Market comparable	Price, in %	0	110	23
of which	1,095	Discounted cash flow	Market implied life expectancy, in years	3	18	8

¹ Cash instruments are generally presented on a weighted average basis, while certain derivative instruments either contain a combination of weighted averages and arithmetic means of the related inputs or are presented on an arithmetic mean basis.

² Risk of unexpected large declines in the underlying values occurring between collateral settlement dates.

Quantitative information about level 3 assets at fair value (continued)

end of 2017	Fair value	Valuation technique	Unobservable input	Minimum value	Maximum value	Weighted average [†]
CHF million, except where indicated						
Investment securities	42	—	—	—	—	—
Other investments	1,601	—	—	—	—	—
of which private equity	29	—	—	—	—	—
of which other equity investments	271	—	—	—	—	—
of which life finance instruments	1,301	Discounted cash flow	Market implied life expectancy, in years	2	18	6
Loans	4,530	—	—	—	—	—
of which commercial and industrial loans	2,207	—	—	—	—	—
of which	1,924	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	89	1,116	420
of which	250	Market comparable	Price, in %	0	99	56
of which financial institutions	1,460	—	—	—	—	—
of which	1,426	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	43	1,430	371
Other intangible assets (mortgage servicing rights)	158	—	—	—	—	—
Other assets	1,511	—	—	—	—	—
of which loans held-for-sale	1,350	—	—	—	—	—
of which	849	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	117	973	292
			Recovery rate, in %	18	87	73
of which	260	Market comparable	Price, in %	0	102	88
Total level 3 assets at fair value	16,642					

[†] Cash instruments are generally presented on a weighted average basis, while certain derivative instruments either contain a combination of weighted averages and arithmetic means of the related inputs or are presented on an arithmetic mean basis.

Quantitative information about level 3 liabilities at fair value

end of 2018	Fair value	Valuation technique	Unobservable input	Minimum value	Maximum value	Weighted average ¹
CHF million, except where indicated						
Customer deposits	453	—	—	—	—	—
Obligation to return securities received as collateral	30	—	—	—	—	—
Trading liabilities	3,589	—	—	—	—	—
of which debt securities	25	—	—	—	—	—
of which equity securities	37	Vendor price	Price, in actuals	0	3	0
of which derivatives	3,527	—	—	—	—	—
of which interest rate derivatives	189	Option model	Basis spread, in bp	(20)	147	48
			Correlation, in %	1	100	41
			Prepayment rate, in %	1	25	7
of which foreign exchange derivatives	160	—	—	—	—	—
of which	62	Discounted cash flow	Contingent probability, in %	95	95	95
			Credit spread, in bp	146	535	379
of which	37	Market comparable	Price, in %	100	100	100
of which	57	Option model	Correlation, in %	35	70	53
			Prepayment rate, in %	21	26	23
of which equity/index-related derivatives	1,500	Option model	Buyback probability, in % ²	50	100	74
			Correlation, in %	(60)	98	74
			Volatility, in %	0	178	30
of which credit derivatives	1,140	—	—	—	—	—
of which	566	Discounted cash flow	Correlation, in %	38	82	47
			Credit spread, in bp	3	2,937	262
			Default rate, in %	1	20	4
			Discount rate, in %	3	28	14
			Loss severity, in %	16	95	56
			Prepayment rate, in %	0	12	6
			Recovery rate, in %	0	80	14
of which	508	Market comparable	Price, in %	75	104	89
of which	20	Option model	Correlation, in %	50	50	50
			Credit spread, in bp	35	1,156	300
Short-term borrowings	784	—	—	—	—	—
of which	61	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	1,018	1,089	1,067
			Recovery rate, in %	40	40	40
of which	644	Option model	Buyback probability, in %	50	100	74
			Correlation, in %	(40)	98	64
			Fund gap risk, in % ³	0	4	1
			Volatility, in %	2	178	32
Long-term debt	12,665	—	—	—	—	—
of which structured notes over one year and up to two years	528	—	—	—	—	—
of which	3	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	112	112	112
of which	427	Option model	Correlation, in %	(40)	96	71
			Volatility, in %	2	178	31
of which structured notes over two years	11,800	—	—	—	—	—
of which	1,570	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	(11)	1,089	136
of which	43	Market comparable	Price, in %	0	46	30
of which	9,533	Option model	Buyback probability, in % ²	50	100	74
			Correlation, in %	(60)	98	65
			Gap risk, in % ³	0	4	1
			Mean reversion, in % ⁴	(55)	(1)	(7)
			Volatility, in %	0	178	27
Other liabilities	1,341	—	—	—	—	—
Total level 3 liabilities at fair value	18,862					

¹ Cash instruments are generally presented on a weighted average basis, while certain derivative instruments either contain a combination of weighted averages and arithmetic means of the related inputs or are presented on an arithmetic mean basis.

² Estimate of the probability of structured notes being put back to the Group at the option of the investor over the remaining life of the financial instruments.

³ Risk of unexpected large declines in the underlying values occurring between collateral settlement dates.

⁴ Management's best estimate of the speed at which interest rates will revert to the long-term average.

Quantitative information about level 3 liabilities at fair value (continued)

end of 2017	Fair value	Valuation technique	Unobservable input	Minimum value	Maximum value	Weighted average ¹
CHF million, except where indicated						
Customer deposits	455	–	–	–	–	–
Obligation to return securities received as collateral	46	–	–	–	–	–
Trading liabilities	3,226					
of which interest rate derivatives	317					
of which	205	Option model	Basis spread, in bp	(25)	52	19
			Correlation, in %	20	100	60
			Prepayment rate, in %	6	34	9
of which	81	Market comparable	Price, in %	1	102	44
of which foreign exchange derivatives	100					
of which	64	Option model	Correlation, in %	(10)	70	51
			Prepayment rate, in %	27	34	30
of which	7	Discounted cash flow	Contingent probability, in %	95	95	95
of which equity/index-related derivatives	1,301					
of which	947	Option model	Correlation, in %	(60)	98	55
			Volatility, in %	0	105	25
			Buyback probability, in % ²	50	100	90
of which	62	Vendor price	Price, in actuals	0	53	18
of which credit derivatives	898	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	2	973	172
			Discount rate, in %	3	50	16
			Default rate, in %	1	20	5
			Recovery rate, in %	10	60	38
			Loss severity, in %	25	100	67
			Correlation, in %	38	85	54
			Prepayment rate, in %	0	20	7
			Term TRS/repo spread, in bp	176	176	176
Short-term borrowings	845					
of which	288	Option model	Correlation, in %	(40)	98	60
			Volatility, in %	4	105	26
of which	527	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	2	278	175
			Recovery rate, in %	25	40	29
of which	24	Market comparable	Price, in %	11	47	47
Long-term debt	12,501					
of which structured notes over two years	12,259					
of which	9,739	Option model	Correlation, in %	(60)	99	55
			Volatility, in %	0	105	21
			Buyback probability, in % ³	50	100	90
			Gap risk, in % ³	0	2	1
			Mean reversion, in % ⁴	(14)	(1)	(6)
of which	1,571	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	2	729	105
Other liabilities	1,478					
of which failed sales	223					
of which	122	Market comparable	Price, in %	0	100	51
of which	25	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	1,430	1,430	1,430
Total level 3 liabilities at fair value	18,551					

¹ Cash instruments are generally presented on a weighted average basis, while certain derivative instruments either contain a combination of weighted averages and arithmetic means of the related inputs or are presented on an arithmetic mean basis.

² Estimate of the probability of structured notes being put back to the Group at the option of the investor over the remaining life of the financial instruments.

³ Risk of unexpected large declines in the underlying values occurring between collateral settlement dates.

⁴ Management's best estimate of the speed at which interest rates will revert to the long-term average.

Qualitative discussion of the ranges of significant unobservable inputs

The following sections provide further information about the ranges of significant unobservable inputs included in the tables above. The level of aggregation and diversity within the financial instruments disclosed in the tables above results in certain ranges of significant inputs being wide and unevenly distributed across asset and liability categories.

Basis spread

Basis spread is the primary significant unobservable input for non-callable constant maturity treasury-CMS products and is used to determine interest rate risk as a result of differing lending and borrowing rates.

Buyback probability

Buyback probability is the probability assigned to structured notes being unwound prior to their legal maturity.

Capitalization rate

Capitalization rate is the primary significant unobservable input for CMBS loans and is used to estimate the potential return on investment. This is done by dividing the yearly income by the total value of the property.

Contingent probability

Contingent probability is the primary significant unobservable input for contingent foreign exchange forward trades where the delivery or exercise and the premium payment are contingent on an event such as completion of an M&A deal or regulatory approval for a product.

Correlation

There are many different types of correlation inputs, including credit correlation, cross-asset correlation (such as equity-interest rate correlation) and same-asset correlation (such as interest rate-interest rate correlation). Correlation inputs are generally used to value hybrid and exotic instruments. Due to the complex and unique nature of these instruments, the ranges for correlation inputs can vary widely across portfolios.

Credit spread and recovery rate

For financial instruments where credit spread is the significant unobservable input, the wide range represents positions with varying levels of risk. The lower end of the credit spread range typically represents shorter-dated instruments and/or those with better perceived credit risk. The higher end of the range typically comprises longer-dated financial instruments or those referencing non-performing, distressed or impaired reference credits. Similarly, the spread between the reference credit and an index can vary significantly based on the risk of the instrument. The spread will be positive for instruments that have a higher risk of default than the index (which is based on a weighted average of its components) and negative for instruments that have a lower risk of default than the index.

Similarly, recovery rates can vary significantly depending upon the specific assets and terms of each transaction. Transactions with higher seniority or more valuable collateral will have higher recovery rates, while those transactions which are more subordinated or with less valuable collateral will have lower recovery rates.

Default rate and loss severity

For financial instruments backed by residential real estate or other assets, diversity in the portfolio is reflected in a wide range for loss severity due to varying levels of default. The lower end of the range represents high performing or government guaranteed collateral with a low PD or guaranteed timely payment of principal and interest, while the higher end of the range relates to collateral with a greater risk of default.

Discount rate

The discount rate is the rate of interest used to calculate the present value of the expected cash flows of a financial instrument. There are multiple factors that will impact the discount rate for any given financial instrument including the coupon on the instrument, the term and the underlying risk of the expected cash flows. Two instruments of similar term and expected cash flows may have significantly different discount rates because the coupons on the instruments are different.

EBITDA multiple

EBITDA multiple is a primary significant unobservable input for some equity deals which are benchmarked using industry comparables. The EBITDA multiple may be preferred over other measures because it is normalized for differences between the accounting policies of similar companies.

Funding spread

Funding spread is the primary significant unobservable input for special purpose vehicle funding facilities. Synthetic funding curves which represent the assets pledged as collateral are used to value structured financing transactions. The curves provide an estimate of where secured funding can be sourced and are expressed as a basis point spread in relation to the referenced benchmark rate.

Gap risk

Gap risk is the primary significant unobservable input for fund-linked Constant Proportion Portfolio Insurance products and structures where the payoff may be sensitive to discontinuity in the hedging portfolio.

Market implied life expectancy

Market implied life expectancy is the primary significant unobservable input on such products as life settlement, premium finance and SPIA, and represents the estimated mortality rate for the underlying insured for each contract. This estimate may vary depending upon multiple factors including the age and specific health characteristics of the insured.

Mean reversion

Mean reversion is the primary significant unobservable input for callable constant maturity swap (CMS) spread exotics and represents the idea that prices and returns eventually move back towards the historical average.

Mortality rate

Mortality rate is the primary significant unobservable input for pension swaps. The expected present value of future cash flow of the trades depend on the mortality of individuals in the pension fund who are grouped into categories such as gender, age, pension amount and other factors. In some cases mortality rates include a "scalar" (also referred to as a loading or multiplier) that align mortality projections with historical experience and calibrate to exit level.

Prepayment rate

Prepayment rates may vary from collateral pool to collateral pool, and are driven by a variety of collateral-specific factors, including the type and location of the underlying borrower, the remaining tenor of the obligation and the level and type (e.g., fixed or floating) of interest rate being paid by the borrower.

Price

Bond equivalent price is a primary significant unobservable input for multiple products. Where market prices are not available for an instrument, benchmarking may be utilized to identify comparable issues (same industry and similar product mixes) while adjustments are considered for differences in deal terms and performance.

Term TRS/repo spread

For financial instruments where TRS/repo spread is the significant unobservable input, the range represents positions with varying levels of risk. The lower end of the spread range typically represents shorter-dated instruments and/or those with better perceived credit and funding risk. The higher end of the range typically comprises longer-dated financial instruments or those referencing collateral with lower liquidity or collateral correlated to the counterparty.

Volatility and volatility skew

Volatility and its skew are both impacted by the underlying risk, term and strike price of the derivative. In the case of interest rate derivatives, volatility may vary significantly between different underlying currencies and expiration dates on the options. Similarly, in the case of equity derivatives, the volatility attributed to a structure may vary depending upon the underlying reference name on the derivative.

Investment funds measured at NAV per share

Investments in funds held in trading assets and trading liabilities primarily include positions held in equity funds of funds as an economic hedge for structured notes and derivatives issued to clients that reference the same underlying risk and liquidity terms of the fund. A majority of these funds have limitations imposed on the amount of withdrawals from the fund during the redemption period due to illiquidity of the investments. In other instances, the withdrawal amounts may vary depending on the redemption notice period and are usually larger for the longer redemption notice periods. In addition, penalties may apply if redemption is within a certain time period from initial investment.

Investments in funds held in other investments principally involves private equity securities and, to a lesser extent, publicly traded securities and fund of funds. Several of these investments have redemption restrictions subject to the discretion of the board of directors of the fund and/or redemption is permitted without restriction, but is limited to a certain percentage of total assets or only after a certain date.

For those funds held in trading assets and trading liabilities and funds held in other investments that are nonredeemable, the underlying assets of such funds are expected to be liquidated over the life of the fund, which is generally up to ten years.

The following table pertains to investments in certain entities that calculate NAV per share or its equivalent, primarily private equity and hedge funds. These investments do not have a readily determinable fair value and are measured at fair value using NAV.

Fair value, unfunded commitments and term of redemption conditions of investment funds measured at NAV per share

end of	2018				2017			
	Non-redeemable	Redeemable	Total fair value	Unfunded commitments	Non-redeemable	Redeemable	Total fair value	Unfunded commitments
Fair value of investment funds and unfunded commitments (CHF million)								
Debt funds	12	0	12	0	0	0	0	0
Equity funds	103	1,011 ¹	1,114	53	61	992 ²	1,053	0
Equity funds sold short	(8)	(2)	(10)	0	0	(9)	(9)	0
Funds held in trading assets and trading liabilities	107	1,009	1,116	53	61	983	1,044	0
Debt funds	1	0	1	0	1	0	1	0
Equity funds	130	0	130	43	141	0	141	64
Real estate funds	214	0	214	34	178	0	178	44
Other private equity funds	24	5	29	29	31	0	31	15
Private equity funds	369	5	374	106	351	0	351	123
Debt funds	68	34	102	0	164	75	239	0
Equity funds	14	14	28	0	2	53	55	0
Other hedge funds	2	24	26	0	2	95	97	9
Hedge funds	84	72 ³	156	0	168	223 ⁴	391	9
Equity method investment funds	52	502	574	21	71	1,051	1,122	5
Funds held in other investments	505	599	1,104	127	590	1,274	1,864	137
Total fair value of investment funds and unfunded commitments	612⁵	1,608	2,220	180⁷	651⁶	2,257⁶	2,908	137⁷

¹ 46% of the redeemable fair value amount of equity funds is redeemable on demand with a notice period primarily of less than 30 days, 40% is redeemable on a monthly basis with a notice period of primarily more than 30 days, 13% is redeemable on a quarterly basis with a notice period primarily of more than 45 days and 1% is redeemable on an annual basis with a notice period of less than 90 days.

² 54% of the redeemable fair value amount of equity funds is redeemable on demand with a notice period primarily of less than 30 days, 35% is redeemable on a monthly basis with a notice period primarily of less than 30 days, 9% is redeemable on a quarterly basis with a notice period primarily of more than 45 days and 2% is redeemable on an annual basis with a notice period of more than 60 days.

³ 65% of the redeemable fair value amount of hedge funds is redeemable on a quarterly basis with a notice period primarily of more than 60 days and 35% is redeemable on demand with a notice period primarily of less than 30 days.

⁴ 51% of the redeemable fair value amount of hedge funds is redeemable on a quarterly basis with a notice period primarily of more than 45 days, 43% is redeemable on a monthly basis with a notice period primarily of less than 30 days and 6% is redeemable on demand with a notice period primarily of less than 30 days.

⁵ Includes CHF 102 million and CHF 229 million attributable to noncontrolling interests as of the end of 2018 and 2017, respectively.

⁶ Includes CHF 187 million attributable to noncontrolling interests as of the end of 2017.

⁷ Includes CHF 23 million and CHF 53 million attributable to noncontrolling interests as of the end of 2018 and 2017, respectively.

Assets measured at fair value on a nonrecurring basis

Certain assets and liabilities are measured at fair value on a non-recurring basis; that is, they are not measured at fair value on an ongoing basis but are subject to fair value adjustments in certain circumstances, for example, when there is evidence of impairment. Nonrecurring measurements are completed as of the end of the period unless otherwise stated.

Assets measured at fair value on a nonrecurring basis

end of	2018	2017
CHF billion		
Assets held-for-sale recorded at fair value on a nonrecurring basis	0.0	0.1
of which level 2	0.0	0.1

The Group typically uses nonfinancial assets measured at fair value on a recurring or nonrecurring basis in a manner that reflects their highest and best use.

Fair value option

The Group has availed itself of the simplification in accounting offered under the fair value option. This has been accomplished generally by electing the fair value option, both at initial adoption and for subsequent transactions, on items impacted by the hedge accounting requirements of US GAAP. For instruments for which hedge accounting could not be achieved but for which the Group is economically hedged, the Group has generally elected the fair value option. Where the Group manages an activity on a fair value basis but previously has been unable to achieve fair value accounting, the Group has generally utilized the fair value option to align its financial accounting to its risk management reporting.

The Group elected fair value for certain of its financial statement captions as follows:

Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions

The Group has elected to account for structured resale agreements and most matched book resale agreements at fair value. These activities are managed on a fair value basis; thus, fair value accounting is deemed more appropriate for reporting purposes. The Group did not elect the fair value option for firm financing resale agreements as these agreements are generally overnight agreements which approximate fair value, but which are not managed on a fair value basis.

Other investments

The Group has elected to account for certain equity method investments at fair value. These activities are managed on a fair value basis; thus, fair value accounting is deemed more appropriate for reporting purposes. Certain similar instruments, such as those relating to equity method investments in strategic relationships, for example, the Group's ownership interest in certain clearance organizations, which were eligible for the fair value option, were not elected due to the strategic relationship.

Loans

The Group has elected to account for substantially all commercial loans and loan commitments from the investment banking businesses and certain emerging market loans from the investment banking businesses at fair value. These activities are managed on a fair value basis and fair value accounting was deemed more appropriate for reporting purposes. Additionally, recognition on a fair value basis eliminates the mismatch that existed due to the economic hedging the Group employs to manage these loans. Certain similar loans, such as project finance, lease finance, cash collateralized and some bridge loans, which were eligible for the fair value option, were not elected due to the lack of currently available infrastructure to fair value such loans and/or the inability to economically hedge such loans. Additionally, the Group elected not to account for loans granted by its private, corporate and

institutional banking businesses at fair value, such as domestic consumer lending, mortgages and corporate loans, as these loans are not managed on a fair value basis.

Other assets

The Group elected the fair value option for loans held-for-sale, due to the short period over which such loans are held and the intention to sell such loans in the near term. Other assets also include assets of VIEs and mortgage securitizations which do not meet the criteria for sale treatment under US GAAP. The Group did elect the fair value option for these types of transactions.

Due to banks and customer deposits

The Group elected the fair value option for certain time deposits associated with its emerging markets activities. The Group's customer deposits include fund-linked deposits. The Group elected the fair value option for these fund-linked deposits. Fund-linked products are managed on a fair value basis and fair value accounting was deemed more appropriate for reporting purposes.

Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions

The Group has elected to account for structured repurchase agreements and most matched book repurchase agreements at fair value. These activities are managed on a fair value basis and fair value accounting was deemed more appropriate for reporting purposes. The Group did not elect the fair value option for firm financing repurchase agreements as these agreements are generally overnight agreements which approximate fair value, but which are not managed on a fair value basis.

Short-term borrowings

The Group's short-term borrowings include hybrid debt instruments with embedded derivative features. Some of these embedded derivative features create bifurcable debt instruments. The Group elected the fair value option for some of these instruments as of January 1, 2006, in accordance with the provisions of US GAAP. New bifurcable debt instruments which were entered into in 2006 are carried at fair value. Some hybrid debt instruments do not result in bifurcable debt instruments. US GAAP permits the Group to elect fair value accounting for non-bifurcable hybrid debt instruments. With the exception of certain bifurcable hybrid debt instruments which the Group did not elect to account for at fair value, the Group has elected to account for all hybrid debt instruments held as of January 1, 2007, and hybrid debt instruments originated after January 1, 2007, at fair value. These activities are managed on a fair value basis and fair value accounting was deemed appropriate for reporting purposes. There are two main populations of similar instruments for which fair value accounting was not elected. The first relates to the lending business transacted by the Group's private, corporate and institutional banking businesses, which includes structured

deposits and similar investment products. These are managed on a bifurcated or accrual basis and fair value accounting was not considered appropriate. The second is where the instruments were or will be maturing in the near term and their fair value will be realized at that time.

Long-term debt

The Group's long-term debt includes hybrid debt instruments with embedded derivative features as described above in short-term borrowings. The Group's long-term debt also includes debt issuances managed by the Treasury department that do not contain derivative features (vanilla debt). The Group actively manages the interest rate risk on these instruments with derivatives. In particular, fixed-rate debt is hedged with receive-fixed, pay-floating

interest rate swaps. The Group elected to fair value fixed-rate debt upon implementation of the fair value option on January 1, 2007, with changes in fair value recognized as a component of trading revenues. The Group did not elect to apply the fair value option to fixed-rate debt issued by the Group since January 1, 2008, but instead applies hedge accounting.

Other liabilities

Other liabilities include liabilities of VIEs and mortgage securitizations that do not meet the criteria for sale treatment under US GAAP. The Group elected the fair value option for these types of transactions.

Difference between the aggregate fair value and unpaid principal balances of fair value option-elected financial instruments

	2018			2017		
	Aggregate fair value	Aggregate unpaid principal	Difference	Aggregate fair value	Aggregate unpaid principal	Difference
end of						
Financial instruments (CHF million)						
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	81,818	81,637	181	77,498	76,643	855
Loans	14,873	15,441	(568)	15,307	15,372	(65)
Other assets ¹	6,706	9,240	(2,534)	8,468	10,910	(2,442)
Due to banks and customer deposits	(859)	(778)	(81)	(907)	(861)	(46)
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	(14,826)	(14,827)	(1)	(15,262)	(15,180)	(82)
Short-term borrowings	(8,068)	(8,647)	579	(11,019)	(11,104)	85
Long-term debt	(63,935)	(70,883)	6,948	(63,628)	(63,759)	131
Other liabilities	(2,068)	(3,125)	1,057	(661)	(1,716)	1,055
Non-performing and non-interest-earning loans ²	640	3,493	(2,853)	708	3,375	(2,667)

¹ Primarily loans held-for-sale.

² Included in loans or other assets.

Gains and losses on financial instruments

	2018	2017	2016
	Net gains/ (losses)	Net gains/ (losses)	Net gains/ (losses)
in			
Financial instruments (CHF million)			
Interest-bearing deposits with banks	2 ¹	13 ¹	4 ¹
of which related to credit risk	(10)	0	1
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	2,451 ¹	2,206 ^{1,4}	1,440 ¹
Other investments	241 ²	216 ²	212 ²
of which related to credit risk	(1)	(4)	(3)
Loans	717 ¹	1,542 ¹	1,643 ¹
of which related to credit risk	(296)	7	(16)
Other assets	770 ¹	480 ¹	(518) ²
of which related to credit risk	61	96	(199)
Due to banks and customer deposits	(39) ²	1 ²	(12) ²
of which related to credit risk	(37)	5	(22)
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	(890) ¹	(418) ^{1,4}	(112) ¹
Short-term borrowings	2,807 ²	(512) ²	323 ²
of which related to credit risk	(5)	(23)	(4)
Long-term debt	4,206 ²	(6,857) ²	(1,235) ²
of which related to credit risk	7	(32)	22
Other liabilities	73 ²	183 ²	456 ²
of which related to credit risk	4	83	306

¹ Primarily recognized in net interest income.

² Primarily recognized in trading revenues.

³ Primarily recognized in other revenues.

⁴ Prior period has been corrected.

The impact of credit risk on assets presented in the table above has been calculated as the component of the total change in fair value, excluding the impact of changes in base or risk-free interest rates. The impact of changes in own credit risk on liabilities presented in the table above has been calculated as the difference between the fair values of those instruments as of the reporting date and the theoretical fair values of those instruments calculated by using the yield curve prevailing at the end of the reporting period, adjusted up or down for changes in the Group's own credit spreads from the transition date to the reporting date.

Interest income and expense, which are calculated based on contractual rates specified in the transactions, are recorded in the consolidated statements of operations depending on the nature of the instrument and its related market convention. When interest is included as a component of the change in the instrument's fair value, it is included in trading revenues. Otherwise, it is included in interest and dividend income or interest expense. Interest and dividend income is recognized separately from trading revenues.

Gains and losses attributable to changes in instrument-specific credit risk on fair value option elected liabilities

The following table provides additional information regarding the gains and losses attributable to changes in instrument-specific credit risk on fair value option elected liabilities, which have been recorded in AOCI. The table includes both the amount of change

during the period and the cumulative amount that were attributable to the changes in instrument-specific credit risk. In addition, the table includes the gains and losses related to instrument-specific credit risk, which were previously recorded in AOCI but have been transferred to net income during the period.

Gains/(losses) attributable to changes in instrument-specific credit risk

in	Gains/(losses) recorded into AOCI ¹			Gains/(losses) recorded in AOCI transferred to net income ¹	
	2018	Cumulative	2017	2018	2017
Financial instruments (CHF million)					
Customer deposits	36	(21)	(15)	(6)	0
Short-term borrowings	6	(53)	(63)	2	0
Long-term debt	1,603	(904)	(1,957)	53	32
of which treasury debt over two years	759	84	(702)	0	0
of which structured notes over two years	774	(1,060)	(1,246)	53	27
Total	1,645	(998)	(2,035)	49	32

¹ Amounts are reflected gross of tax.

Financial instruments not carried at fair value

The "Carrying value and fair value of financial instruments not carried at fair value" table provides the carrying value and fair

value of financial instruments which are not carried at fair value in the consolidated balance sheet. The disclosure excludes all non-financial instruments such as lease transactions, real estate, premises and equipment, equity method investments and pension and benefit obligations.

Carrying value and fair value of financial instruments not carried at fair value

end of	Carrying value	Fair value			Total
		Level 1	Level 2	Level 3	
2018 (CHF million)					
Financial assets					
Central banks funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	35,277	0	35,243	35	35,278
Loans	269,147	0	269,825	7,047	276,872
Other financial assets ¹	117,353	99,976	16,750	797	117,523
Financial liabilities					
Due to banks and customer deposits	375,403	196,674	178,755	0	375,429
Central banks funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	9,795	0	9,795	0	9,795
Short-term borrowings	13,857	0	13,859	0	13,859
Long-term debt	90,373	0	89,651	854	90,505
Other financial liabilities ²	16,357	0	16,101	184	16,285
2017 (CHF million)					
Financial assets					
Central banks funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	37,848	0	37,848	0	37,848
Loans	260,093	0	264,290	3,212	267,502
Other financial assets ^{1,3}	170,870	109,645	60,469	1,109	171,223
Financial liabilities					
Due to banks and customer deposits	372,667	201,575	171,281	0	372,856
Central banks funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	11,233	0	11,233	0	11,233
Short-term borrowings	14,871	0	14,870	0	14,870
Long-term debt	109,403	0	112,488	235	112,723
Other financial liabilities ^{1,3}	61,316	0	61,131	172	61,300

¹ Primarily includes cash and due from banks, interest-bearing deposits with banks, loans held-for-sale, cash collateral on derivative instruments, interest and fee receivables and non-marketable equity securities.

² Primarily includes cash collateral on derivative instruments and interest and fee payables.

³ 2017 balances included brokerage receivables and payables, which, effective January 1, 2018, were no longer included due to the adoption of ASU 2016-01.

36 Assets pledged and collateral

Assets pledged

The Group pledges assets mainly for repurchase agreements and other securities financing. Certain pledged assets may be encumbered, meaning they have the right to be sold or repledged. The encumbered assets are parenthetically disclosed on the consolidated balance sheet.

Assets pledged

end of	2018	2017
CHF million		
Total assets pledged or assigned as collateral	117,895	130,038
of which encumbered	56,672	73,189

Collateral

The Group receives cash and securities in connection with resale agreements, securities borrowing and loans, derivative transactions and margined broker loans. A significant portion of

the collateral and securities received by the Group was sold or repledged in connection with repurchase agreements, securities sold not yet purchased, securities borrowings and loans, pledges to clearing organizations, segregation requirements under securities laws and regulations, derivative transactions and bank loans.

Collateral

end of	2018	2017
CHF million		
Fair value of collateral received with the right to sell or repledge	406,389	433,190
of which sold or repledged	193,267	212,155

Other information

end of	2018	2017
CHF million		
Swiss National Bank required minimum liquidity reserves	2,042	2,043
Other cash and securities restricted under Swiss and foreign regulations for financial institutions	25,139	26,969

37 Capital adequacy

The Group is subject to the Basel III framework, as implemented in Switzerland, as well as Swiss legislation and regulations for systemically important banks (Swiss Requirements), which include capital, liquidity, leverage and large exposure requirements and rules for emergency plans designed to maintain systemically relevant functions in the event of threatened insolvency. The legislation implementing the Basel III framework in Switzerland in respect of capital requirements for systemically relevant banks, including the Group, goes beyond the Basel III minimum standards for systemically relevant banks. The Swiss total loss-absorbing capacity (TLAC) standards are being phased in from 2016 through 2019 and are fully effective on January 1, 2020. The Group, which is subject to regulation by FINMA, has based its capital adequacy calculations on US GAAP financial statements, as permitted by FINMA Circular 2013/1.

The Swiss regulation framework includes certain requirements for Swiss banks classified as systemically important banks operating internationally, such as the Group. It contains two different minimum requirements for loss-absorbing capacity: global systemically important banks must hold sufficient capital that absorbs losses to ensure continuity of service (going concern requirement), and they must issue sufficient debt instruments to fund an orderly resolution without recourse to public resources (gone concern requirement). Going concern capital and gone concern capital together form the Group's total loss-absorbing capacity. The going concern and gone concern requirements are generally aligned with the Financial Stability Board's total loss-absorbing capacity standard. The Swiss requirements are subject to phase-in and grandfathering provisions for certain outstanding instruments, and have to be fully applied by January 1, 2020. Banks that do not maintain the minimum requirements may be limited in their ability to pay dividends and make discretionary bonus payments and other earnings distributions.

The Group's balance sheet positions and off-balance sheet exposures translate into risk-weighted assets, which are categorized as credit, market and operational risk-weighted assets. When assessing risk-weighted assets, it is not the nominal size, but rather the nature (including risk mitigation such as collateral or hedges) of the balance sheet positions or off-balance sheet exposures that determines the risk-weighted assets.

Leverage exposure consists of period-end balance sheet assets and prescribed regulatory adjustments.

Capital ratios measure the Group's capital components against risk-weighted assets and leverage ratios measure them against the end-of-period leverage exposure.

As of December 31, 2018 and 2017, the Group's capital position exceeds its capital requirements under the regulatory provisions outlined under Swiss Requirements.

Broker-dealer operations

Certain of the Group's broker-dealer subsidiaries are also subject to capital adequacy requirements. As of December 31, 2018 and 2017, the Group and its subsidiaries complied with all applicable regulatory capital adequacy requirements.

Swiss metrics

end of	Phase-in	
	2018	2017
Swiss capital (CHF million)		
Swiss CET1 capital	35,719	36,567
Going concern capital	49,443	53,131
Gone concern capital	35,678	35,712
Total loss-absorbing capacity	65,121	68,843
Swiss risk-weighted assets and leverage exposure (CHF million)		
Swiss risk-weighted assets	265,193	273,436
Leverage exposure	881,396	919,053
Swiss capital ratios (%)		
Swiss CET1 ratio	12.5	13.4
Going concern capital ratio	17.3	19.4
Gone concern capital ratio	12.5	13.1
TLAC ratio	29.8	30.5
Swiss leverage ratios (%)		
Swiss CET1 leverage ratio	4.1	4.0
Going concern leverage ratio	5.6	5.8
Gone concern leverage ratio	4.0	3.9
TLAC leverage ratio	9.7	9.7
Swiss capital ratio requirements (%)		
Swiss CET1 ratio requirement	9.45	9.0
Going concern capital ratio requirement	12.86	12.0
Gone concern capital ratio requirement	8.9	6.2
TLAC ratio requirement	21.76	18.2
Swiss leverage ratio requirements (%)		
Swiss CET1 leverage ratio requirement	2.9	2.6
Going concern leverage ratio requirement	4.0	3.5
Gone concern leverage ratio requirement	3.0	2.0
TLAC leverage ratio requirement	7.0	5.5

Dividend restrictions

Certain of the Group's subsidiaries are subject to legal restrictions governing the amount of dividends they can pay (for example, pursuant to corporate law as defined by the Swiss Code of Obligations).

Under the Swiss Code of Obligations, dividends may be paid out only if and to the extent the corporation has distributable profits from previous business years, or if the free reserves of the corporation are sufficient to allow distribution of a dividend. In addition,

at least 5% of the annual net profits must be retained and booked as general legal reserves for so long as these reserves amount to less than 20% of the paid-in share capital. The reserves currently exceed this 20% threshold. Furthermore, dividends may be paid out only after shareholder approval at the Annual General Meeting.

As of December 31, 2018 and 2017, Credit Suisse Group AG was not subject to restrictions on its ability to pay the proposed dividends.

38 Assets under management

The following disclosure provides information regarding client assets, assets under management and net new assets as regulated by FINMA.

Assets under management

Assets under management include assets for which the Group provides investment advisory or discretionary asset management services, investment fund assets and assets invested in other investment fund-like pooled investment vehicles managed by the Group. The classification of assets under management is conditional upon the nature of the services provided by the Group and the clients' intentions. Assets are individually assessed on the basis of each client's intentions and objectives and the nature of the banking services provided to that client. In order to be classified as assets under management, the Group must currently or in the foreseeable future expect to provide a service where the involvement of the Group's banking or investment expertise (e.g. as asset manager or investment advisor) is not purely executional or custodial in nature.

Assets under custody are client assets held mainly for execution-related or safekeeping/custody purposes only and therefore are not considered assets under management since the Group does not generally provide asset allocation or financial advice.

Assets of corporate clients and public institutions that are used primarily for cash management or transaction executional purposes for which no investment advice is provided are classified as commercial assets or assets under custody and therefore do not qualify as assets under management.

For the purpose of classifying assets under management, clients with multiple accounts are assessed from an overall relationship perspective. Accounts that are clearly separate from the remainder of the client relationship and represent assets held for custody purposes only are not included as assets under management.

The initial classification of the assets may not be permanent as the nature of the client relationship is reassessed on an on-going basis. If changes in client intent or activity warrant reclassification between client asset categories, the required reclassification adjustments are made immediately when the change in intent or activity occurs. Reclassifications between assets under management and assets held for transaction-related or custodial purposes result in corresponding net asset inflows or outflows. Effective as of January 1, 2019, the Group updated its assets under management policy primarily to introduce more specific criteria to evaluate whether client assets qualify as assets under management. The introduction of this updated policy is expected to result in a reclassification of approximately CHF 19 billion of assets under management to assets under custody which will be reflected as a structural effect in the first quarter of 2019.

A portion of the Group's assets under management results from double counting. Double counting arises when assets under management are subject to more than one level of asset management services. Each separate advisory or discretionary service provides additional benefits to the client and represents additional income for the Group. Specifically, double counting primarily results from the investment of assets under management in collective investment instruments managed by the Group. The extent of double counting is disclosed in the following table.

Assets under management

end of	2018	2017
CHF billion		
Assets in collective investment instruments managed by Credit Suisse	186.4	165.2
Assets with discretionary mandates	256.5	267.3
Other assets under management	904.4	923.6
Assets under management (including double counting)	1,347.3	1,376.1
of which double counting	44.2	46.2

Changes in assets under management

	2018	2017
Assets under management (CHF billion)		
Balance at beginning of period ¹	1,376.1	1,251.1
Net new assets/(net asset outflows)	56.5	37.8
Market movements, interest, dividends and foreign exchange	(68.2)	66.7
of which market movements, interest and dividends ²	(55.1)	68.9
of which foreign exchange	(13.1)	(2.2)
Other effects	(17.1)	0.5
Balance at end of period	1,347.3	1,376.1

¹ Including double counting.² Net of commissions and other expenses and net of interest expenses charged.**Net new assets**

Net new assets measure the degree of success in acquiring assets under management or changes in assets under management through warranted reclassifications. The calculation is based on the direct method, taking into account individual cash payments, security deliveries and cash flows resulting from loan increases or repayments.

Interest and dividend income credited to clients and commissions, interest and fees charged for banking services as well as changes in assets under management due to currency and market volatility are not taken into account when calculating net new assets, as such charges or market movements are not directly related to the Group's success in acquiring assets under management. Similarly other effects mainly relate to asset inflows and outflows due to acquisition or divestiture, exit from businesses or markets or exits due to new regulatory requirements and are not taken into account when calculating net new assets. The Group reviews relevant policies regarding client assets on a regular basis.

Divisional allocation

Assets under management and net new assets for the Private Clients business in the Swiss Universal Bank division, the Private Banking businesses in the International Wealth Management and Asia Pacific divisions, the Corporate & Institutional Banking business in the Swiss Universal Bank division and the Strategic Resolution Unit are allocated based on the management areas (business areas) that effectively manage the assets. The distribution of net new assets resulting from internal referral arrangements is governed under the net new asset referral framework, which includes preset percentages for the allocation of net new assets to the businesses.

The allocation of assets under management and net new assets for Asset Management in the Internal Wealth Management division reflects the location where the investment vehicles are managed and where the costs of managing the funds are incurred.

39 Litigation

The Group is involved in a number of judicial, regulatory and arbitration proceedings concerning matters arising in connection with the conduct of its businesses, including those disclosed below. Some of these proceedings have been brought on behalf of various classes of claimants and seek damages of material and/or indeterminate amounts.

The Group accrues loss contingency litigation provisions and takes a charge to income in connection with certain proceedings when losses, additional losses or ranges of loss are probable and reasonably estimable. The Group also accrues litigation provisions for the estimated fees and expenses of external lawyers and other service providers in relation to such proceedings, including in cases for which it has not accrued a loss contingency provision. The Group accrues these fee and expense litigation provisions and takes a charge to income in connection therewith when such fees and expenses are probable and reasonably estimable. The

Group reviews its legal proceedings each quarter to determine the adequacy of its litigation provisions and may increase or release provisions based on management's judgment and the advice of counsel. The establishment of additional provisions or releases of litigation provisions may be necessary in the future as developments in such proceedings warrant.

The specific matters described below include (a) proceedings where the Group has accrued a loss contingency provision, given that it is probable that a loss may be incurred and such loss is reasonably estimable; and (b) proceedings where the Group has not accrued such a loss contingency provision for various reasons, including, but not limited to, the fact that any related losses are not reasonably estimable. The description of certain of the matters below includes a statement that the Group has established a loss contingency provision and discloses the amount of such provision; for the other matters no such statement is made.

With respect to the matters for which no such statement is made, either (a) the Group has not established a loss contingency provision, in which case the matter is treated as a contingent liability under the applicable accounting standard, or (b) the Group has established such a provision but believes that disclosure of that fact would violate confidentiality obligations to which the Group is subject or otherwise compromise attorney-client privilege, work product protection or other protections against disclosure or compromise the Group's management of the matter. The future outflow of funds in respect of any matter for which the Group has accrued loss contingency provisions cannot be determined with certainty based on currently available information, and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that is reflected on the Group's balance sheet.

It is inherently difficult to determine whether a loss is probable or even reasonably possible or to estimate the amount of any loss or loss range for many of the Group's legal proceedings. Estimates, by their nature, are based on judgment and currently available information and involve a variety of factors, including, but not limited to, the type and nature of the proceeding, the progress of the matter, the advice of counsel, the Group's defenses and its experience in similar matters, as well as its assessment of matters, including settlements, involving other defendants in similar or related cases or proceedings. Factual and legal determinations, many of which are complex, must be made before a loss, additional losses or ranges of loss can be reasonably estimated for any proceeding.

Most matters pending against the Group seek damages of an indeterminate amount. While certain matters specify the damages claimed, such claimed amount may not represent the Group's reasonably possible losses. For certain of the proceedings discussed below the Group has disclosed the amount of damages claimed and certain other quantifiable information that is publicly available.

The following table presents a roll forward of the Group's aggregate litigation provisions.

Litigation provisions	
	2018
CHF million	
Balance at beginning of period	749
Increase in litigation accruals	503
Decrease in litigation accruals	(91)
Decrease for settlements and other cash payments	(481)
Foreign exchange translation	1
Balance at end of period	681

The Group's aggregate litigation provisions include estimates of losses, additional losses or ranges of loss for proceedings for which such losses are probable and can be reasonably estimated. The Group does not believe that it can estimate an aggregate range of reasonably possible losses for certain of its proceedings because of their complexity, the novelty of some of the claims, the early

stage of the proceedings, the limited amount of discovery that has occurred and/or other factors. The Group's estimate of the aggregate range of reasonably possible losses that are not covered by existing provisions for the proceedings discussed below for which the Group believes an estimate is possible is zero to CHF 1.4 billion.

After taking into account its litigation provisions, the Group believes, based on currently available information and advice of counsel, that the results of its legal proceedings, in the aggregate, will not have a material adverse effect on the Group's financial condition. However, in light of the inherent uncertainties of such proceedings, including those brought by regulators or other governmental authorities, the ultimate cost to the Group of resolving such proceedings may exceed current litigation provisions and any excess may be material to its operating results for any particular period, depending, in part, upon the operating results for such period.

Enron-related litigation

Credit Suisse Securities (USA) LLC (CSS LLC) and certain of its affiliates, together with Deutsche Bank Securities Inc., Deutsche Bank AG, and Merrill Lynch & Co., Inc., were named as defendants in an Enron-related action, Silvercreek Management Inc. v. Citigroup, Inc., et al., in the US District Court for the Southern District of New York (SDNY). In this action, plaintiffs asserted they relied on Enron's financial statements, and sought to hold the defendants responsible for any inaccuracies in Enron's financial statements. The plaintiffs sought to assert federal and state law claims relating to its alleged USD 280 million in losses relating to its Enron investments. On November 10, 2017, the defendants filed motions for summary judgment. On September 28, 2018, the SDNY granted in part and denied in part the defendants' motions for summary judgment, dismissing certain claims. On December 28, 2018, CSS LLC and its affiliates, together with Deutsche Bank Securities Inc., Deutsche Bank AG, and Merrill Lynch & Co., Inc. executed an agreement with the plaintiffs to settle this litigation. On January 10, 2019, the SDNY entered an order of final judgment dismissing with prejudice all claims against those defendants. This ends the last of CSS LLC and its affiliates' Enron-related litigation.

Mortgage-related matters

Government and regulatory related matters

Various financial institutions, including CSS LLC and certain of its affiliates, have received requests for information from, and/or have been defending civil actions by, certain regulators and/or government entities, including the US Department of Justice (DOJ) and other members of the Residential Mortgage-Backed Securities (RMBS) Working Group of the US Financial Fraud Enforcement Task Force, regarding the origination, purchase, securitization, servicing and trading of subprime and non-subprime residential and commercial mortgages and related issues. CSS LLC and its affiliates are cooperating with such requests for information.

DOJ RMBS settlement

As previously disclosed, on January 18, 2017, CSS LLC and its current and former US subsidiaries and US affiliates reached a settlement with the DOJ related to its legacy RMBS business, a business conducted through 2007. The settlement resolved potential civil claims by the DOJ related to certain of those Credit Suisse entities' packaging, marketing, structuring, arrangement, underwriting, issuance and sale of RMBS. Pursuant to the terms of the settlement a civil monetary penalty was paid to the DOJ in January 2017. The settlement also required the above-mentioned entities to provide a specified amount of consumer relief measures, including affordable housing payments and loan forgiveness, within five years of the settlement, and the DOJ and Credit Suisse agreed to the appointment of an independent monitor to oversee the completion of the consumer relief requirements of the settlement. The monitor has published reports on October 27, 2017, February 20, 2018 and August 31, 2018 noting Credit Suisse's cooperation and progress toward satisfaction of the consumer relief requirements.

NYAG and NJAG litigation

Following an investigation, on November 20, 2012, the New York Attorney General (NYAG), on behalf of the State of New York, filed a civil action in the Supreme Court for the State of New York, New York County (SCNY) against CSS LLC and affiliated entities in their roles as issuer, sponsor, depositor and/or underwriter of RMBS transactions prior to 2008. The complaint, which referenced 64 RMBS issued, sponsored, deposited and underwritten by CSS LLC and its affiliates in 2006 and 2007, alleged that CSS LLC and its affiliates misled investors regarding the due diligence and quality control performed on the mortgage loans underlying the RMBS at issue, and sought an unspecified amount of damages. On June 12, 2018, the New York State Court of Appeals ordered the partial dismissal of the NYAG's complaint, holding that the NYAG's claim pursuant to New York's Martin Act was time-barred and remanding the action to the SCNY for further proceedings on the NYAG's claim pursuant to New York's Executive Law. On December 31, 2018, pursuant to a settlement that resolved all claims by the NYAG against CSS LLC and its affiliates, the NYAG filed with the SCNY a stipulation dismissing its action with prejudice. The settlement required the Credit Suisse defendants to pay USD 10 million to the State of New York. This ends the action with the NYAG against CSS LLC and its affiliates. On December 18, 2013, the New Jersey Attorney General (NJAG), on behalf of the State of New Jersey, filed a civil action in the Superior Court of New Jersey, Chancery Division, Mercer County (SCNJ), against CSS LLC and affiliated entities in their roles as issuer, sponsor, depositor and/or underwriter of RMBS transactions prior to 2008. The original complaint, which referenced 13 RMBS issued, sponsored, deposited and underwritten by CSS LLC and its affiliates in 2006 and 2007, alleges that CSS LLC and its affiliates misled investors and engaged in fraud or deceit in connection with the offer and sale of RMBS, and seeks an unspecified amount of damages. On August 21, 2014, the SCNJ dismissed without prejudice the action brought against CSS LLC and its affiliates by the NJAG. On September 4, 2014, the NJAG filed an amended complaint against CSS LLC and its affiliates, asserting additional allegations but not expanding the number of

claims or RMBS referenced in the original complaint. The NJAG action is at an intermediate procedural stage.

Civil litigation

CSS LLC and/or certain of its affiliates have also been named as defendants in various civil litigation matters related to their roles as issuer, sponsor, depositor, underwriter and/or servicer of RMBS transactions. These cases include or have included class action lawsuits, actions by individual investors in RMBS, actions by monoline insurance companies that guaranteed payments of principal and interest for certain RMBS, and repurchase actions by RMBS trusts, trustees and/or investors. Although the allegations vary by lawsuit, plaintiffs in the class actions and individual investor actions have generally alleged that the offering documents of securities issued by various RMBS securitization trusts contained material misrepresentations and omissions, including statements regarding the underwriting standards pursuant to which the underlying mortgage loans were issued; monoline insurers allege that loans that collateralize RMBS they insured breached representations and warranties made with respect to the loans at the time of securitization and that they were fraudulently induced to enter into the transactions; and repurchase action plaintiffs generally allege breached representations and warranties in respect of mortgage loans and failure to repurchase such mortgage loans as required under the applicable agreements. The amounts disclosed below do not reflect actual realized plaintiff losses to date or anticipated future litigation exposure. Rather, unless otherwise stated, these amounts reflect the original unpaid principal balance amounts as alleged in these actions and do not include any reduction in principal amounts since issuance. Further, unless otherwise stated, amounts attributable to an "operative pleading" for the individual investor actions are not altered for settlements, dismissals or other occurrences, if any, that may have caused the amounts to change subsequent to the operative pleading. In addition to the mortgage-related actions discussed below, a number of other entities have threatened to assert claims against CSS LLC and/or its affiliates in connection with various RMBS issuances.

Individual investor actions

CSS LLC and, in some instances, its affiliates, as an RMBS issuer, underwriter and/or other participant, along with other defendants, have been named as defendants in: (i) one action brought by the Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC), as receiver for Citizens National Bank and Strategic Capital Bank, in the SDNY, in which claims against CSS LLC and its affiliates relate to approximately USD 28 million of the RMBS at issue (approximately 20% of the USD 141 million at issue against all defendants in the operative pleading); (ii) two actions brought by the FDIC, as receiver for Colonial Bank: one action in the SDNY, in which claims against CSS LLC relate to approximately USD 92 million of the RMBS at issue (approximately 23% of the USD 394 million at issue against all defendants in the operative pleading); and one action in the Circuit Court of Montgomery County, Alabama, in which claims against CSS LLC and its affiliates relate to approximately USD 139 million of the RMBS at issue (approximately 45% of the USD 311 million at issue against all defendants in the operative pleading), reduced from

approximately USD 153 million following the February 14, 2017 dismissal with prejudice of claims pertaining to one RMBS offering on which CSS LLC and its affiliates were sued, and which has a trial scheduled to begin in April 2019; (ii) one action brought by the Federal Home Loan Bank of Seattle (FHLB Seattle) in Washington state court, in which claims against CSS LLC and its affiliates currently on appeal relate to approximately USD 145 million of the RMBS at issue, reduced from approximately USD 249 million of RMBS at issue; these claims were dismissed with prejudice in the trial court's May 4, 2016 summary judgment order; on May 3, 2018, the Washington State Supreme Court granted FHLB Seattle's petition for review of the Washington State Court of Appeals' decision affirming the trial court's dismissal of FHLB Seattle's claims; and (iv) one action brought by the Federal Home Loan Bank of Boston in Massachusetts state court, in which claims against CSS LLC and its affiliates relate to approximately USD 333 million of the RMBS at issue, reduced from USD 373 million (approximately 6% of the USD 5.7 billion at issue against all defendants in the operative pleading) following the October 27, 2015 stipulation of voluntary dismissal with prejudice of claims pertaining to a certain RMBS offering on which CSS LLC and its affiliates were sued. These actions are at various procedural stages.

CSS LLC and certain of its affiliates are the only defendants named in an action brought by IKB Deutsche Industriebank AG and affiliated entities in the SCNY, in which claims against CSS LLC and its affiliates relate to approximately USD 97 million of RMBS at issue; this action is at an intermediate procedural stage. CSS LLC and an affiliate were defendants in an action brought by Royal Park Investments SA/NV (Royal Park) in the SCNY, in which claims against CSS LLC and its affiliate related to approximately USD 360 million of RMBS at issue; on October 9, 2018, the Appellate Division First Department of the SCNY (First Department) affirmed the trial court's dismissal with prejudice of all claims against CSS LLC and its affiliate and, on January 15, 2019, the New York State Court of Appeals denied Royal Park's request to further appeal.

As disclosed in Credit Suisse's quarterly Financial Reports for 2018, individual investor actions discontinued during the course of 2018 included the following: (i) on July 19, 2018, following a settlement, the Tennessee state court presiding in the action brought by the Tennessee Consolidated Retirement System dismissed with prejudice all claims against CSS LLC relating to approximately USD 24 million of RMBS at issue; and (ii) on July 27, 2018, following a settlement, the SCNY presiding in the action brought by Phoenix Light SF Ltd. and affiliated entities dismissed with prejudice all claims against CSS LLC and its affiliates related to approximately USD 281 million of RMBS at issue.

Monoline insurer disputes

CSS LLC and certain of its affiliates are defendants in one monoline insurer action pending in the SCNY, commenced by MBIA Insurance Corp. (MBIA) as guarantor for payments of principal and interest related to approximately USD 770 million of RMBS issued in an offering sponsored by the Credit Suisse defendants. One theory of liability advanced by MBIA is that an affiliate of

CSS LLC must repurchase certain mortgage loans from the trusts at issue. MBIA claims that the vast majority of the underlying mortgage loans breach certain representations and warranties, and that the affiliate has failed to repurchase the allegedly defective loans. In addition, MBIA brought claims for fraudulent inducement, material misrepresentations, breaches of warranties, repurchase obligations, and reimbursement. MBIA submitted repurchase demands for loans with an original principal balance of approximately USD 549 million. On March 31, 2017, the SCNY granted in part and denied in part both parties' respective summary judgment motions, which resulted, among other things, in the dismissal of MBIA's fraudulent inducement claim with prejudice. On September 13, 2018, the First Department issued a decision that, among other things, affirmed the dismissal of MBIA's fraudulent inducement claim with prejudice. The First Department also ruled in favor of CSS LLC and certain of its affiliates on their cross-appeal, reversing the trial court's interpretation of certain representations and warranties and ruling that their meaning should be decided at trial. Following its decision, the First Department remanded the action to the trial court for further proceedings. Trial in this action is scheduled to begin in July 2019.

Repurchase litigations

DLJ Mortgage Capital, Inc. (DLJ) is a defendant in: (i) one action brought by Asset Backed Securities Corporation Home Equity Loan Trust, Series 2006-HE7, in which plaintiff alleges damages of not less than USD 341 million, which will proceed in the SCNY following the resolution of a previously pending appeal; (ii) one action brought by Home Equity Asset Trust, Series 2006-8, in which plaintiff alleges damages of not less than USD 436 million; (iii) one action brought by Home Equity Asset Trust 2007-1, in which plaintiff alleges damages of not less than USD 420 million; (iv) one action brought by Home Equity Asset Trust Series 2007-3, in which plaintiff alleges damages of not less than USD 206 million, which was dismissed without prejudice by order of the SCNY on December 21, 2015 with leave to restore within one year and which plaintiff moved to restore on December 20, 2016, which the court granted on March 15, 2017 by restoring the case to active status; (v) one action brought by Home Equity Asset Trust 2007-2, in which plaintiff alleges damages of not less than USD 495 million; and (vi) one action brought by CSMC Asset-Backed Trust 2007-NC1, in which no damages amount is alleged. DLJ and its affiliate, Select Portfolio Servicing, Inc. (SPS), are defendants in: one action brought by Home Equity Mortgage Trust Series 2006-1, Home Equity Mortgage Trust Series 2006-3 and Home Equity Mortgage Trust Series 2006-4, in which plaintiffs allege damages of not less than USD 730 million, and allege that SPS obstructed the investigation into the full extent of the defects in the mortgage pools by refusing to afford the trustee reasonable access to certain origination files; and one action brought by Home Equity Mortgage Trust Series 2006-5, in which plaintiff alleges damages of not less than USD 500 million, and alleges that SPS likely discovered DLJ's alleged breaches of representations and warranties but did not notify the trustee of such breaches, in alleged violation of its contractual obligations. These actions are brought in the SCNY and are at various procedural stages.

As disclosed in Credit Suisse's fourth quarter Financial Report of 2013, the following repurchase actions were dismissed with prejudice in 2013: the three consolidated actions brought by Home Equity Asset Trust 2006-5, Home Equity Asset Trust 2006-6 and Home Equity Asset Trust 2006-7 against DLJ. Those dismissals were upheld by the New York State Court of Appeals on February 19, 2019. Separately, a notice of appeal has been filed before the First Department in these consolidated actions from the SCNY's April 2017 denial of plaintiffs' request that its 2013 dismissal decision be modified to allow plaintiffs to assert new claims not previously included in plaintiffs' consolidated complaint.

Bank loan litigation

On January 3, 2010, Credit Suisse AG and certain of its affiliates were named as defendants in a lawsuit filed in the US District Court for the District of Idaho by current or former homeowners in four real estate developments, Tamarack Resort, Yellowstone Club, Lake Las Vegas and Ginn Sur Mer. Credit Suisse defendants in this matter arranged, and acted as the agent bank for, syndicated loans provided to borrowers affiliated with all four developments, and who have been or are now in bankruptcy or foreclosure. Plaintiffs generally allege that Credit Suisse defendants committed fraud by using an unaccepted appraisal method to overvalue the properties with the intention of having the borrowers take out loans they could not repay because it would allow Credit Suisse defendants to later push the borrowers into bankruptcy and take ownership of the properties. Plaintiffs demanded USD 24 billion in damages. Cushman & Wakefield, the appraiser for the properties at issue, was also named as a defendant. After the filing of amended complaints and motions to dismiss, the claims were significantly reduced. On September 24, 2013, the court denied the plaintiffs' motion for class certification so the case could not proceed as a class action. On February 5, 2015, the court granted plaintiffs' motion for leave to file an amended complaint, adding additional individual plaintiffs. On April 13, 2015, the court granted plaintiffs' motion for leave to add a claim for punitive damages. On November 20, 2015, the plaintiffs moved for partial summary judgment, which the defendants opposed on December 14, 2015. On December 18, 2015, the defendants filed motions for summary judgment. On July 27, 2016, the US District Court for the District of Idaho granted the defendants' motions for summary judgment, dismissing the case with prejudice. On April 26, 2018, the United States Court of Appeals for the Ninth Circuit affirmed the granting of summary judgment for Credit Suisse AG and certain of its affiliates.

CSS LLC and certain of its affiliates are the subject of certain other related litigation regarding certain of these loans as well as other similar real estate developments. Such litigation includes two cases brought in Texas and New York state courts by entities related to Highland Capital Management LP (Highland). In the case in Texas state court, a jury trial was held in December 2014 on Highland's claim for fraudulent inducement by affirmative misrepresentation and omission. A verdict was issued for the plaintiff on its claim for fraudulent inducement by affirmative misrepresentation, but the jury rejected its claim that CSS LLC and

an affiliate had committed fraudulent inducement by omission. The Texas judge held a bench trial on Highland's remaining claims in May and June 2015, and entered judgment in the amount of USD 287 million (including prejudgment interest) for the plaintiff on September 4, 2015. Both parties appealed and on February 21, 2018 the appeals court affirmed the lower court's decision. On March 7, 2018, the defendants filed a motion for rehearing with the appeals court. On April 2, 2018, the motion for rehearing with the appeals court was denied. On July 18, 2018, the defendants filed a request for review by the Texas Supreme Court. On December 14, 2018, the court issued an order requiring briefs on the merits in the request for review. In the case in New York state court, the court granted in part and denied in part CSS LLC and certain of its affiliates' summary judgment motion. Both parties appealed that decision, but the appellate court affirmed the decision in full. CSS LLC and certain of its affiliates separately sued Highland-managed funds on related trades and received a favorable judgment awarding both principal owed and prejudgment interest. Highland appealed the portion of the judgment awarding prejudgment interest, however the original decision was affirmed in its entirety. The parties subsequently agreed to settle the amount owed by the Highland-managed funds under the judgment.

Tax and securities law matters

On May 19, 2014, Credit Suisse AG entered into settlement agreements with several US regulators regarding its US cross-border matters. As part of the agreements, Credit Suisse AG, among other things, engaged an independent corporate monitor that reports to the New York State Department of Financial Services. As of July 31, 2018, the monitor has concluded both his review and his assignment.

Rates-related matters

Regulatory matters

Regulatory authorities in a number of jurisdictions, including the US, UK, EU and Switzerland, have for an extended period of time been conducting investigations into the setting of LIBOR and other reference rates with respect to a number of currencies, as well as the pricing of certain related derivatives. These ongoing investigations have included information requests from regulators regarding LIBOR-setting practices and reviews of the activities of various financial institutions, including Credit Suisse Group AG, which is a member of three LIBOR rate-setting panels (US Dollar LIBOR, Swiss Franc LIBOR and Euro LIBOR). Credit Suisse is cooperating fully with these investigations. In particular, it has been reported that regulators are investigating whether financial institutions engaged in an effort to manipulate LIBOR, either individually or in concert with other institutions, in order to improve market perception of these institutions' financial health and/or to increase the value of their proprietary trading positions. In response to regulatory inquiries, Credit Suisse commissioned a review of these issues. To date, Credit Suisse has seen no evidence to suggest that it is likely to have any material exposure in connection with these issues.

Regulatory authorities in a number of jurisdictions, including the Swiss Competition Commission (COMCO), the European Commission (Commission), the South African Competition Commission, and the Brazilian Competition Authority have been conducting investigations into the trading activities, information sharing and the setting of benchmark rates in the foreign exchange (including electronic trading) markets.

On March 31, 2014, COMCO announced its formal investigation of numerous Swiss and international financial institutions, including Credit Suisse Group AG, in relation to the setting of exchange rates in foreign exchange trading. Credit Suisse continues to cooperate with this ongoing investigation.

On July 26, 2018, Credit Suisse Group AG and certain affiliates received a Statement of Objections from the Commission, alleging that Credit Suisse entities engaged in anticompetitive practices in connection with their foreign exchange trading business. The Statement of Objections sets out the Commission's preliminary views and does not prejudice the final outcome of its investigation.

The reference rates investigations have also included information requests from regulators concerning supranational, sub-sovereign and agency (SSA) bonds and commodities (including precious metals) markets. Credit Suisse is cooperating fully with these investigations.

On December 20, 2018, Credit Suisse Group AG and Credit Suisse (Securities) Europe Limited received a Statement of Objections from the Commission, alleging that Credit Suisse entities engaged in anticompetitive practices in connection with its supranational, sub-sovereign, and agency (SSA) bonds trading business. The Statement of Objections sets out the Commission's preliminary views and does not prejudice the final outcome of its investigation.

The investigations are ongoing and it is too soon to predict the final outcome of the investigations.

Civil litigation

USD LIBOR litigation

Beginning in 2011, certain Credit Suisse entities were named in various civil lawsuits filed in the US, alleging banks on the US dollar LIBOR panel manipulated US dollar LIBOR to benefit their reputation and increase profits. All but one of these matters have been consolidated for pre-trial purposes into a multi-district litigation in the SDNY. The majority of the actions have been stayed since their outset, while a handful of individual actions and putative class actions have been proceeding. The Credit Suisse entities have been dismissed from all non-stayed putative class actions.

In a series of rulings between 2013 and 2018 on motions to dismiss, the SDNY (i) narrowed the claims against the Credit Suisse entities and the other defendants (dismissing antitrust, Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act (RICO),

Commodity Exchange Act, and state law claims), (ii) narrowed the set of plaintiffs who may bring claims, and (iii) narrowed the set of defendants in the LIBOR actions (including the dismissal of several Credit Suisse entities from various cases on personal jurisdiction grounds). The plaintiffs have appealed several of the SDNY's rulings to the United States Court of Appeals for the Second Circuit (Second Circuit). On February 23, 2018, the Second Circuit issued a decision in an appeal of one individual (non-class) action that largely affirmed the SDNY's rulings, including upholding the dismissal of certain state law and securities law claims as to Credit Suisse Group AG, but vacated certain rulings and remanded the case for further proceedings. Another consolidated Second Circuit appeal is still pending.

Separately, on May 4, 2017, the plaintiffs in the three non-stayed putative class actions moved for class certification. On February 28, 2018, the SDNY denied certification in two of the actions and granted certification over a single antitrust claim in an action brought by over-the-counter purchasers of LIBOR-linked derivatives. In the same decision, the court dismissed Credit Suisse AG, the only remaining Credit Suisse entity in the action, from the over-the-counter action. All parties moved for immediate appellate review of the class-certification decisions, and the Second Circuit denied their petitions for review.

On June 15, 2018, plaintiffs in several non-class actions filed amended complaints or filed for leave to amend their currently operative complaints. On July 13, 2018, defendants moved to dismiss the amended complaints and opposed leave to amend.

In the one matter that is not consolidated in the multi-district litigation, the SDNY granted the defendants' motion to dismiss on March 31, 2015. On June 1, 2015, plaintiff filed a motion for leave to file a second amended complaint in the SDNY; defendants' opposition brief was filed on July 15, 2015. On March 20, 2018, the SDNY denied the plaintiff's request for leave to file an amended pleading and dismissed the case on the merits. Plaintiff appealed to the Second Circuit.

USD ICE LIBOR litigation

In January 2019, members of the US dollar Intercontinental Exchange (ICE) LIBOR panel, including Credit Suisse Group AG and certain of its affiliates, were named in three civil putative class action lawsuits alleging that panel banks suppressed US dollar ICE LIBOR to benefit defendants' trading positions. These actions have been consolidated in the SDNY.

CHF LIBOR litigation

In February 2015, various banks that served on the Swiss franc LIBOR panel, including Credit Suisse Group AG, were named in a civil putative class action lawsuit filed in the SDNY, alleging manipulation of Swiss franc LIBOR to benefit defendants' trading positions. On September 25, 2017, the SDNY granted defendants' motion to dismiss all claims, but permitted the plaintiffs to file an amended complaint. Defendants filed motions to dismiss the amended complaint on February 7, 2018.

SIBOR/SOR litigation

In July 2016, various banks that served on the Singapore Interbank Offered Rate (SIBOR) and Singapore Swap Offer Rate (SOR) panels, including Credit Suisse Group AG and affiliates, were named in a civil putative class action lawsuit filed in the SDNY, alleging manipulation of SIBOR and SOR to benefit defendants' trading positions. On August 18, 2017, the SDNY dismissed all claims against Credit Suisse Group AG and affiliates (and various other defendants) but granted the plaintiffs leave to amend their complaint. On October 4, 2018, the SDNY granted in part and denied in part defendants' motion to dismiss plaintiffs' second amended complaint, upholding antitrust claims against Credit Suisse AG and other panel bank defendants, but narrowing the claims to those related to Singapore Dollar SIBOR and dismissing all but one plaintiff from the action. The court also dismissed the RICO claims without leave to amend. On October 25, 2018, the remaining plaintiff filed a third amended complaint. The remaining defendants moved to dismiss on November 15, 2018.

Foreign exchange litigation

Credit Suisse Group AG and affiliates as well as other financial institutions are named in five pending civil lawsuits in the SDNY relating to the alleged manipulation of foreign exchange rates.

The first pending matter is a putative consolidated class action. On January 28, 2015, the court denied defendants' motion to dismiss the original consolidated complaint brought by US-based investors and foreign plaintiffs who transacted in the US, but granted their motion to dismiss the claims of foreign-based investors for transactions outside of the US. In July 2015, plaintiffs filed a second consolidated amended complaint, adding additional defendants and asserting additional claims on behalf of a second putative class of exchange investors. On September 20, 2016, the SDNY granted in part and denied in part a motion to dismiss filed by the Group and affiliates, along with other financial institutions, which reduced the size of the putative class, but allowed the primary antitrust and Commodity Exchange Act claims to survive. On May 31, 2018, plaintiffs served a motion for class certification, which the Group and affiliates opposed on October 25, 2018.

The second pending matter names Credit Suisse AG and affiliates, as well as other financial institutions in a putative class action filed in the SDNY on June 3, 2015. This action is based on the same alleged conduct as the consolidated class action and alleges violations of the US Employee Retirement Income Security Act of 1974 (ERISA). On August 23, 2016, the SDNY granted a motion to dismiss filed by affiliates of Credit Suisse AG, along with other financial institutions. Plaintiffs appealed that decision, and on July 10, 2018, the Second Circuit issued an order affirming in full the SDNY's decision to dismiss the putative ERISA class action against Credit Suisse AG and affiliates as well as other defendant financial institutions and denying plaintiffs' request for leave to amend their complaint.

The third pending matter names Credit Suisse Group AG and affiliates, as well as other financial institutions, in a consolidated

putative class action filed in the SDNY, alleging manipulation of the foreign exchange market on behalf of indirect purchasers of foreign exchange instruments. On March 15, 2018, the court issued a decision granting defendants' joint motion to dismiss and dismissing the consolidated complaint in its entirety. On October 25, 2018, the SDNY granted in substantial part plaintiffs' motion for leave to file a proposed second consolidated class action complaint, which plaintiffs filed on November 28, 2018. On December 20, 2018, the Group, together with other financial institutions, filed a motion to dismiss on the basis of personal jurisdiction.

The fourth pending matter names Credit Suisse Group AG and affiliates in a putative class action filed in the SDNY on July 12, 2017, alleging improper practices in connection with electronic foreign exchange trading. On April 12, 2018, the SDNY granted defendants' motion to compel arbitration.

The fifth pending matter names Credit Suisse Group AG and affiliates, as well as other financial institutions, in a civil action filed in the SDNY on November 13, 2018. This action is based on the same alleged conduct as the consolidated class action. On March 1, 2019, plaintiffs filed an amended complaint.

Credit Suisse Group AG and certain of its affiliates, together with other financial institutions, have also been named in two Canadian putative class actions, which make allegations similar to the consolidated class action. Further, Credit Suisse Group AG and certain of its affiliates, together with other financial institutions, have also been named in two putative class actions in Israel, which makes allegations similar to the consolidated class action.

ISDAFIX litigation

Credit Suisse AG, New York Branch, and other financial institutions were also named in a consolidated civil class action lawsuit relating to the alleged manipulation of the ISDAFIX rate for US dollars in the SDNY. On April 11, 2016, Credit Suisse AG, New York Branch entered into a settlement agreement with plaintiffs. On June 1, 2018, the SDNY approved plaintiffs' settlement agreement with Credit Suisse AG, New York Branch, and several other financial institutions. The settlement provides for dismissal of the case with prejudice and a settlement payment of USD 50 million.

Treasury markets litigation

CSS LLC, along with over 20 other primary dealers of US treasury securities, has been named in a number of putative civil class action complaints in the US relating to the US treasury markets. These complaints generally allege that defendants colluded to manipulate US treasury auctions, as well as the pricing of US treasury securities in the when-issued market, with impacts upon related futures and options. These actions have been consolidated into a multi-district litigation in the SDNY. On August 23, 2017, the SDNY appointed lead counsel, and on August 25, 2017, three purported class representatives re-filed their complaints as a collective individual action. On November 15, 2017, plaintiffs filed a consolidated amended class action complaint naming CSS LLC, Credit Suisse Group AG, and Credit Suisse International (CSI), along with

a narrower group of other defendants. The consolidated complaint contains previously-asserted allegations as well as new allegations concerning a group boycott to prevent the emergence of anonymous, all-to-all trading in the secondary market for treasury securities. On February 23, 2018, defendants served motions to dismiss on plaintiffs and the SDNY entered a stipulation voluntarily dismissing Credit Suisse Group AG and other defendant holding companies. On March 26, 2018, the SDNY entered a stipulation voluntarily dismissing CSI for lack of personal jurisdiction.

SSA bonds litigation

Credit Suisse Group AG and affiliates, along with other financial institutions and individuals, have been named in several putative class action complaints filed in the SDNY relating to SSA bonds. The complaints generally allege that defendants conspired to fix the prices of SSA bonds sold to and purchased from investors in the secondary market. These actions have been consolidated in the SDNY. On April 7, 2017, plaintiffs filed a consolidated class action complaint. Plaintiffs filed a consolidated amended class action complaint on November 3, 2017, which defendants moved to dismiss on December 12, 2017. On August 24, 2018, the SDNY granted defendants' motion to dismiss for failure to state a claim, but granted plaintiffs leave to amend. On November 6, 2018, plaintiffs filed a second consolidated amended class action complaint, which defendants moved to dismiss on December 21, 2018.

Separately, on February 7, 2019, Credit Suisse AG and certain of its affiliates, together with other financial institutions and individuals, were named in a putative class action filed in the SDNY, which makes allegations similar to the consolidated class action, but seeks to represent a putative class of indirect purchasers of US dollar SSA bonds where the purchase was made in or connected to New York.

Credit Suisse Group AG and certain of its affiliates, together with other financial institutions, have also been named in two Canadian putative class actions, which make allegations similar to the consolidated class action.

Bank Bill Swap litigation

On August 16, 2016, Credit Suisse Group AG and Credit Suisse AG, along with other financial institutions, were named in a putative class action brought in the SDNY, alleging manipulation of the Australian Bank Bill Swap reference rate. Plaintiffs filed an amended complaint on December 16, 2016, which defendants moved to dismiss on February 24, 2017. On November 26, 2018, the SDNY granted in part and denied in part defendants' motions to dismiss, including dismissing the complaint in its entirety against Credit Suisse Group AG and Credit Suisse AG. On March 4, 2019, plaintiffs were granted leave to file a second amended complaint.

Mexican government bonds litigation

Credit Suisse AG and affiliates have been named in multiple putative class actions in US federal court alleging a conspiracy among Credit Suisse entities and other dealer banks to manipulate the

Mexican government bond market. These actions have been consolidated in the SDNY and on July 18, 2018, plaintiffs filed their consolidated amended complaint. On September 17, 2018, defendants filed motions to dismiss the consolidated amended complaint.

Freddie Mac and Fannie Mae bonds litigation

Since February 22, 2019, Credit Suisse AG and CSS LLC, together with other financial institutions, have been named in multiple putative class action complaints filed in the SDNY, alleging a conspiracy among the financial institutions to fix prices for unsecured bonds issued by Freddie Mac and Fannie Mae.

OTC trading cases

Credit Suisse Group AG and affiliates, along with other financial institutions, have been named in one consolidated putative civil class action complaint and one consolidated complaint filed by individual plaintiffs relating to interest rate swaps, alleging that dealer defendants conspired with trading platforms to prevent the development of interest rate swap exchanges. The individual lawsuits were brought by TeraExchange LLC, a swap execution facility, and affiliates, and Javelin Capital Markets LLC, a swap execution facility, and an affiliate, which claim to have suffered lost profits as a result of defendants' alleged conspiracy. All interest rate swap actions have been consolidated in a multi-district litigation in the SDNY. Both class and individual plaintiffs filed second amended consolidated complaints on December 9, 2016, which defendants moved to dismiss on January 20, 2017. On July 28, 2017, the SDNY granted in part and denied in part defendants' motions to dismiss. On February 21, 2018, class plaintiffs moved for leave to amend and file a proposed third amended consolidated class action complaint. On May 10, 2018, the SDNY issued an order granting in part and denying in part class plaintiffs' motion for leave to amend and file a third amended consolidated class action complaint. The SDNY granted plaintiffs' motion to add a new plaintiff and factual allegations relating to the claims that survived the motion to dismiss, but denied plaintiffs' attempt to revive the dismissed claims. On May 30, 2018, plaintiffs filed the third amended complaint.

On June 14, 2018, a new direct action complaint was filed by swap execution facility trueEX LLC. On June 20, 2018, the trueEX LLC complaint was added to the existing multi-district litigation. On August 9, 2018, trueEX LLC filed an amended complaint against Credit Suisse Group AG and affiliates, along with other financial institutions, which defendants moved to dismiss on August 28, 2018. On November 20, 2018, the SDNY issued an order granting in part and denying in part defendants' motion to dismiss the trueEX LLC amended complaint. The SDNY granted defendants' motion to dismiss trueEX LLC's state law claims, but denied the motion as to trueEX LLC's antitrust claims. On October 25, 2018, class plaintiffs moved for leave to file a fourth amended consolidated complaint. On February 20, 2019, class plaintiffs filed motions for class certification. On March 13, 2019, the SDNY issued an order granting in part and denying in part class plaintiffs' motion for leave to amend and file a fourth amended consolidated class action complaint.

On June 8, 2017, Credit Suisse Group AG and affiliates, along with other financial institutions, were named in a civil action filed in the SDNY by Tera Group, Inc. and related entities (collectively "Tera"), alleging violations of antitrust law in connection with the allegation that credit default swap (CDS) dealers conspired to block Tera's electronic CDS trading platform from successfully entering the market. On September 11, 2017, defendants filed motions to dismiss.

Credit Suisse Group AG and certain of its affiliates, as well as other financial institutions, have been defending against a number of civil lawsuits in the SDNY, certain of which are brought by class action plaintiffs alleging that the defendants conspired to keep stock-loan trading in an over-the-counter market and collectively boycotted certain trading platforms that sought to enter the market, and certain of which are brought by trading platforms that sought to enter the market alleging that the defendants collectively boycotted the platforms. The SDNY denied defendants' motions to dismiss in the putative class action. In each of the lawsuits, the court entered a stipulation voluntarily dismissing Credit Suisse Group AG and other defendant holding companies, although certain Credit Suisse Group AG affiliates remain part of the ongoing action.

ATA litigation

A lawsuit was filed on November 10, 2014 in the US District Court for the Eastern District of New York (EDNY) against a number of banks, including Credit Suisse AG, alleging claims under the United States Anti-Terrorism Act (ATA). The action alleges a conspiracy between Iran and various international financial institutions, including the defendants, in which they agreed to alter, falsify or omit information from payment messages that involved Iranian parties for the express purpose of concealing the Iranian parties' financial activities and transactions from detection by US authorities. The complaint, brought by approximately 200 plaintiffs, alleges that this conspiracy has made it possible for Iran to transfer funds to Hezbollah and other terrorist organizations actively engaged in harming US military personnel and civilians. On July 12, 2016, plaintiffs filed a second amended complaint in the EDNY against a number of banks, including Credit Suisse AG, alleging claims under the ATA. On September 14, 2016, Credit Suisse AG and the other defendants filed motions to dismiss the plaintiffs' second amended complaint in the EDNY. Another lawsuit was filed on November 9, 2017, in the SDNY against a number of banks, including Credit Suisse AG, alleging claims under the ATA. On March 2, 2018, Credit Suisse AG and other defendants filed motions to dismiss the plaintiffs' complaint. This action and the separate lawsuit that was filed on November 10, 2014 in the EDNY, remain pending.

In December 2018, five additional lawsuits were filed in the EDNY or SDNY against a number of banks, including Credit Suisse AG and, in two instances, Credit Suisse AG, New York Branch, alleging claims under the ATA and the Justice Against Sponsors of Terrorism Act. These actions similarly allege a conspiracy between Iran and various international financial institutions, including the defendants, in which they agreed to alter, falsify or omit information from payment messages that involved Iranian parties, and that

this conspiracy made it possible for Iran to transfer funds to terrorist organizations actively engaged in harming US military personnel and civilians.

MPS

In late 2014, the Monte dei Paschi di Siena Foundation (Foundation) filed a lawsuit in the Civil Court of Milan, Italy seeking EUR 3 billion in damages jointly from Credit Suisse Securities (Europe) Limited (CSSEL), Banca Leonardo & Co S.p.A. and former members of the Foundation's management committee. The lawsuit relates to the fairness opinions CSSEL and Banca Leonardo & Co S.p.A. delivered to the Foundation in connection with the EUR 9 billion acquisition of Banca Antonveneta S.p.A. by Banca Monte dei Paschi di Siena S.p.A. (BMPS) in 2008. BMPS funded the acquisition by a EUR 5 billion rights offer and the issuance of unredeemable securities convertible into BMPS shares, in which the Foundation invested EUR 2.9 billion and EUR 490 million, respectively. The Foundation alleges that the fairness opinions were issued in the absence of key financial information. CSSEL believes that the claim lacks merit and is not supported by the available evidence. In November 2017, the Civil Court of Milan rejected the Foundation's claims, ruling in favor of CSSEL. In January 2018, the Foundation filed an appeal against this ruling.

Customer account matters

Several clients have claimed that a former relationship manager in Switzerland had exceeded his investment authority in the management of their portfolios, resulting in excessive concentrations of certain exposures and investment losses. Credit Suisse AG is investigating the claims, as well as transactions among the clients. Credit Suisse AG filed a criminal complaint against the former relationship manager with the Geneva Prosecutor's Office upon which the prosecutor initiated a criminal investigation. Several clients of the former relationship manager also filed criminal complaints with the Geneva Prosecutor's Office. On February 9, 2018, the former relationship manager was sentenced to five years in prison by the Geneva criminal court for fraud, forgery and criminal mismanagement and ordered to pay damages of approximately USD 130 million. Several parties have appealed the judgement. Civil lawsuits were initiated on August 25, 2017 in the High Court of Singapore, the High Court of New Zealand and the Supreme Court of Bermuda against Credit Suisse AG and certain affiliates, based on the findings established in the criminal proceedings against the former relationship manager. On July 17, 2018, the High Court of New Zealand dismissed the civil lawsuit brought against Credit Suisse AG and stayed the same lawsuit against a New Zealand incorporated affiliate. On August 31, 2018, the civil lawsuit was stayed by an Assistant Registrar of the High Court of Singapore. Plaintiffs in both the New Zealand and Singapore civil proceedings have appealed these decisions. On January 18, 2019 the Singapore High Court dismissed the plaintiffs' appeal and upheld the Assistant Registrar's decision to stay the civil proceedings in Singapore; the plaintiffs have appealed this decision.

FIFA-related matters

In connection with investigations by US and Swiss government authorities into the involvement of financial institutions in the alleged bribery and corruption surrounding the Fédération Internationale de Football Association (FIFA), Credit Suisse received inquiries from these authorities regarding its banking relationships with certain individuals and entities associated with FIFA, including but not limited to certain persons and entities named and/or described in the May 20, 2015 indictment and the November 25, 2015 superseding indictment filed by the Eastern District of New York US Attorney's Office. The US and Swiss investigations encompassed whether multiple financial institutions, including Credit Suisse, permitted the processing of suspicious or otherwise improper transactions, or failed to observe anti-money laundering laws and regulations, with respect to the accounts of certain persons and entities associated with FIFA. Credit Suisse continues to cooperate with US authorities on this matter. As previously disclosed, the Swiss Financial Market Supervisory Authority FINMA has announced the conclusion of its investigation.

External asset manager matter

Several clients have claimed that an external asset manager based in Geneva misappropriated funds, forged bank statements, transferred assets between client accounts at Credit Suisse AG as custodian to conceal losses and made investments without the authorization of those clients. Credit Suisse AG is investigating the claims. The Geneva Prosecutor's Office initiated a criminal investigation against representatives of the external asset manager and two former Credit Suisse AG employees. This investigation was expanded in November 2018 to also include one former and one current Credit Suisse AG employee and Credit Suisse AG itself in order to assess the sufficiency of Credit Suisse AG's controls and supervision. Credit Suisse AG, in March 2019, reached a tentative settlement with the affected clients.

Mossack Fonseca/Israel Desk matters

Credit Suisse, along with many financial institutions, has received inquiries from governmental and regulatory authorities concerning banking relationships between financial institutions, their clients and the Panama-based law firm of Mossack Fonseca. Credit Suisse has also received governmental and regulatory inquiries concerning cross-border services provided by Credit Suisse's Switzerland-based Israel Desk. Credit Suisse is conducting a review of these issues and has been cooperating with the authorities.

Mozambique matter

Credit Suisse is responding to requests from regulatory and enforcement authorities related to certain Credit Suisse entities' arrangement of loan financing to Mozambique state enterprises, Proindicus S.A. and Empresa Mocambiicana de Atum S.A. (EMATUM), a distribution to private investors of loan participation notes (LPN) related to the EMATUM financing in September

2013, and certain Credit Suisse entities' subsequent role in arranging the exchange of those LPNs for Eurobonds issued by the Republic of Mozambique. On January 3, 2019, the United States Attorney for the Eastern District of New York unsealed an indictment against several individuals in connection with the matter, including three former Credit Suisse employees. Credit Suisse is cooperating with the authorities on this matter. On February 27, 2019, certain Credit Suisse entities, the same three former employees, and several other unrelated entities were sued in the English High Court by the Republic of Mozambique. Credit Suisse has not yet been served. Credit Suisse is aware of statements made by the Attorney General of Mozambique and notes that it had no involvement in the transaction with Mozambique Asset Management S.A.

Cross-border private banking matters

Credit Suisse offices in various locations, including the UK, the Netherlands and France, have been contacted by regulatory and law enforcement authorities that are seeking records and information concerning investigations into our historical private banking services on a cross-border basis and in part through our local branches and banks. Credit Suisse has conducted a review of these issues and is cooperating with the authorities. Credit Suisse applies a strict zero tolerance policy on tax evasion.

Hiring practices investigation

On May 30, 2018, Credit Suisse (Hong Kong) Limited (CSHKL) entered into a non-prosecution agreement to resolve the investigation of past hiring practices between 2007 and 2013 in the Asia Pacific region by the US Department of Justice (DOJ), under which CSHKL paid a penalty of USD 47 million. No criminal charges were filed and no monitor was required. As part of the agreement, Credit Suisse AG will continue to cooperate with the DOJ, will maintain prescribed standards in its compliance programs and will report to the DOJ on the functioning of its enhanced compliance programs. On July 5, 2018, Credit Suisse Group AG reached a settlement with the US Securities and Exchange Commission to resolve the parallel investigation of the same conduct for USD 29.8 million.

Write-downs litigation

On December 22, 2017, Credit Suisse Group AG and certain current and former executives were named in a class action complaint filed in the SDNY on behalf of a putative class of purchasers of Credit Suisse Group AG American Depositary Receipts (ADRs), asserting claims for violations of Sections 10(b) and 20(a) of the US Securities Exchange Act of 1934 and Rule 10b-5 thereunder, alleging that defendants sanctioned increases to trading limits that ultimately led to write-downs in the fourth quarter of 2015 and the first quarter of 2016 and a decline in the market value of the ADRs. On April 18, 2018, plaintiffs filed an amended complaint, which asserts substantially the same claims as the original complaint. On February 19, 2019, the SDNY granted in part and denied in part, defendants' motion to dismiss the amended

complaint. The decision narrows the scope of the action to claims related to statements concerning Credit Suisse's risk limits and controls. On March 6, 2019, defendants filed a motion for reconsideration. Discovery is ongoing.

ETN-related litigation

Since March 14, 2018, three class action complaints were filed in the SDNY on behalf of a putative class of purchasers of VelocityShares Daily Inverse VIX Short Term Exchange Traded Notes linked to the S&P 500 VIX Short-Term Futures Index due December 4, 2030 (XIV ETNs). On August 20, 2018, plaintiffs filed a consolidated amended complaint, naming Credit Suisse Group AG and certain affiliates and executives, along with Janus Index & Calculation Services LLC and affiliates, which asserts claims for violations of Sections 9(a)(4), 9(f), 10(b) and 20(a) of the US Securities Exchange Act of 1934 and Rule 10b-5 thereunder and Sections 11 and 15 of the US Securities Act of 1933 and alleges that the defendants are responsible for losses to investors following a decline in the value of XIV ETNs on February 5, 2018. Defendants moved to dismiss the amended complaint on November 2, 2018.

On April 17, 2018, Credit Suisse AG, along with Janus Index & Calculation Services, LLC, was named in an individual civil action in the Northern District of Alabama that makes allegations similar to those alleged in the consolidated New York action. On August 10, 2018, defendants filed a motion to transfer the action to the SDNY, which was denied on December 17, 2018. On September 26, 2018, defendants filed a motion to dismiss the Alabama complaint. On December 4, 2018, plaintiffs filed an amended complaint, which defendants moved to dismiss on January 11, 2019.

On February 4, 2019, Credit Suisse Group AG and certain affiliates and executives, along with Janus Index & Calculation Services LLC and affiliates, were named in a separate individual action brought

in the EDNY, which asserts claims substantially similar to those brought in the consolidated action.

On February 4, 2019, Credit Suisse Group AG and certain affiliates and executives, along with Janus Index & Calculation Services LLC and affiliates, were named in a class action complaint filed in the SDNY brought on behalf of a putative class of purchasers of VelocityShares Daily Inverse VIX Medium Term Exchange Traded Notes linked to the S&P 500 VIX Mid-Term Futures Index due December 4, 2030 (ZIV ETNs). The complaint asserts claims for violations of Sections 9(a)(4), 9(f), 10(b) and 20(a) of the US Securities Exchange Act of 1934 and Rule 10b-5 thereunder and Sections 11 and 15 of the US Securities Act of 1933 and alleges that the defendants are responsible for losses to investors following a decline in the value of ZIV ETNs in February 2018.

TWINT

On November 13, 2018, COMCO announced an investigation into several Swiss financial institutions, including UBS Switzerland AG, Credit Suisse (Schweiz) AG, Aduno Holding AG, PostFinance AG, and Swisscard AECS GmbH. According to COMCO, its investigation is focused on whether these institutions entered into an agreement to boycott mobile payment solutions of international providers, including Apple Pay and Samsung Pay, in order to protect TWINT, their own Swiss payment solution.

SWM

CSI is the defendant in a lawsuit brought by the German public utility company Stadtwerke München GmbH in a German court, in connection with a series of interest rate swaps entered into between 2008 and 2012. The claimant alleges breach of an advisory duty to provide both investor- and investment-specific advice, including in particular a duty to disclose the initial mark-to-market value of the trades at inception.

40 Significant subsidiaries and equity method investments

Significant subsidiaries

Company name	Domicile	Currency	Nominal capital in million	Equity interest in %
End of 2018				
Credit Suisse Group AG				
Credit Suisse AG	Zurich, Switzerland	CHF	4,399.7	100
Credit Suisse Insurance Linked Strategies Ltd	Zurich, Switzerland	CHF	0.0	100
Credit Suisse (Poland) SP. z o.o.	Warsaw, Poland	PLN	20.0	100
Credit Suisse Services AG	Zurich, Switzerland	CHF	1.0	100
Credit Suisse Trust AG	Zurich, Switzerland	CHF	5.0	100
Credit Suisse Trust Holdings Limited	St. Peter Port, Guernsey	GBP	2.0	100
CS LP Holding AG	Zug, Switzerland	CHF	0.1	100
Inneska Limited	St. Peter Port, Guernsey	GBP	3.0	100
Savoy Hotel Baur en Ville AG	Zurich, Switzerland	CHF	7.5	88
Credit Suisse AG				
Alpine Securitization LTD	George Town, Cayman Islands	USD	0.0	100
Asset Management Finance LLC	Wilmington, United States	USD	167.8	100
Banco Credit Suisse (Brasil) S.A.	São Paulo, Brazil	BRL	53.6	100
Banco Credit Suisse (México), S.A.	Mexico City, Mexico	MXN	1,716.7	100
Banco de Investimentos Credit Suisse (Brasil) S.A.	São Paulo, Brazil	BRL	164.8	100
BANK-now AG	Horgen, Switzerland	CHF	30.0	100
Boston Re Ltd	Hamilton, Bermuda	USD	2.0	100
Casa de Bolsa Credit Suisse (México), S.A. de C.V.	Mexico City, Mexico	MXN	274.0	100
Column Financial, Inc.	Wilmington, United States	USD	0.0	100
Credit Suisse (Australia) Limited	Sydney, Australia	AUD	34.1	100
Credit Suisse (Brasil) S.A. Corretora de Títulos e Valores Mobiliários	São Paulo, Brazil	BRL	98.4	100
Credit Suisse (Deutschland) Aktiengesellschaft	Frankfurt, Germany	EUR	130.0	100
Credit Suisse (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	HKD	13,758.0	100
Credit Suisse (Italy) S.p.A.	Milan, Italy	EUR	170.0	100
Credit Suisse (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	CHF	230.9	100
Credit Suisse (Qatar) LLC	Doha, Qatar	USD	29.0	100
Credit Suisse (Schweiz) AG	Zurich, Switzerland	CHF	100.0	100
Credit Suisse (Singapore) Limited	Singapore, Singapore	SGD	743.3	100
Credit Suisse (UK) Limited	London, United Kingdom	GBP	245.2	100
Credit Suisse (USA), Inc.	Wilmington, United States	USD	0.0	100
Credit Suisse Asset Management (UK) Holding Limited	London, United Kingdom	GBP	144.2	100
Credit Suisse Asset Management Immobilien Kapitalanlagegesellschaft mbH	Frankfurt, Germany	EUR	6.1	100
Credit Suisse Asset Management International Holding Ltd	Zurich, Switzerland	CHF	20.0	100
Credit Suisse Asset Management Investments Ltd	Zurich, Switzerland	CHF	0.1	100
Credit Suisse Asset Management Limited	London, United Kingdom	GBP	45.0	100
Credit Suisse Asset Management, LLC	Wilmington, United States	USD	1,086.8	100
Credit Suisse Atlas I Investments (Luxembourg) S.à.r.l.	Luxembourg, Luxembourg	USD	0.0	100
Credit Suisse Brazil (Bahamas) Limited	Nassau, Bahamas	USD	70.0	100
Credit Suisse Business Analytics (India) Private Limited	Mumbai, India	INR	40.0	100
Credit Suisse Capital LLC	Wilmington, United States	USD	937.6	100
Credit Suisse Energy LLC	Wilmington, United States	USD	0.0	100
Credit Suisse Equities (Australia) Limited	Sydney, Australia	AUD	62.5	100
Credit Suisse Finance (India) Private Limited	Mumbai, India	INR	1,050.1	100
Credit Suisse First Boston (Latam Holdings) LLC	George Town, Cayman Islands	USD	23.8	100
Credit Suisse First Boston Finance B.V.	Amsterdam, The Netherlands	EUR	0.0	100

Significant subsidiaries (continued)

Company name	Domicile	Currency	Nominal capital in million	Equity interest in %
Credit Suisse First Boston Mortgage Capital LLC	Wilmington, United States	USD	356.6	100
Credit Suisse First Boston Next Fund, Inc.	Wilmington, United States	USD	10.0	100
Credit Suisse Fund Management S.A.	Luxembourg, Luxembourg	CHF	0.3	100
Credit Suisse Fund Services (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	CHF	1.5	100
Credit Suisse Funds AG	Zurich, Switzerland	CHF	7.0	100
Credit Suisse Group Finance (U.S.) Inc.	Wilmington, United States	USD	100.0	100
Credit Suisse Hedging-Griffo Corretora de Valores S.A.	São Paulo, Brazil	BRL	29.6	100
Credit Suisse Holding Europe (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	CHF	32.6	100
Credit Suisse Holdings (Australia) Limited	Sydney, Australia	AUD	3.0	100
Credit Suisse Holdings (USA), Inc.	Wilmington, United States	USD	550.0	100
Credit Suisse International	London, United Kingdom	USD	12,366.1	100 ¹
Credit Suisse InvestLab AG	Zurich, Switzerland	CHF	1.0	100
Credit Suisse Istanbul Menkul Değerler A.Ş.	Istanbul, Turkey	TRY	6.8	100
Credit Suisse Leasing 92A, L.P.	Wilmington, United States	USD	43.9	100
Credit Suisse Life & Pensions AG	Vaduz, Liechtenstein	CHF	15.0	100
Credit Suisse Life (Bermuda) Ltd.	Hamilton, Bermuda	USD	1.0	100
Credit Suisse Loan Funding LLC	Wilmington, United States	USD	0.0	100
Credit Suisse Management LLC	Wilmington, United States	USD	896.4	100
Credit Suisse Prime Securities Services (USA) LLC	Wilmington, United States	USD	263.3	100
Credit Suisse Private Equity, LLC	Wilmington, United States	USD	42.2	100
Credit Suisse PSL GmbH	Zurich, Switzerland	CHF	0.0	100
Credit Suisse Saudi Arabia	Riyadh, Saudi Arabia	SAR	625.0	100
Credit Suisse Securities (Canada), Inc.	Toronto, Canada	CAD	3.4	100
Credit Suisse Securities (Europe) Limited	London, United Kingdom	USD	3,859.3	100
Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	HKD	2,080.9	100
Credit Suisse Securities (India) Private Limited	Mumbai, India	INR	2,214.7	100
Credit Suisse Securities (Japan) Limited	Tokyo, Japan	JPY	78,100.0	100
Credit Suisse Securities (Johannesburg) Proprietary Limited	Johannesburg, South Africa	ZAR	0.0	100
Credit Suisse Securities (Malaysia) Sdn. Bhd.	Kuala Lumpur, Malaysia	MYR	100.0	100
Credit Suisse Securities (Moscow)	Moscow, Russia	RUB	97.1	100
Credit Suisse Securities (Singapore) Pte Limited	Singapore, Singapore	SGD	30.0	100
Credit Suisse Securities (Thailand) Limited	Bangkok, Thailand	THB	500.0	100
Credit Suisse Securities (USA) LLC	Wilmington, United States	USD	1,131.7	100
Credit Suisse Services (India) Private Limited	Pune, India	INR	0.1	100
Credit Suisse Services (USA) LLC	Wilmington, United States	USD	0.0	100
CS Non-Traditional Products Ltd.	Nassau, Bahamas	USD	0.1	100
CSAM Americas Holding Corp.	Wilmington, United States	USD	0.0	100
DLJ Merchant Banking Funding, Inc.	Wilmington, United States	USD	0.0	100
DLJ Mortgage Capital, Inc.	Wilmington, United States	USD	0.0	100
Fides Treasury Services AG	Zurich, Switzerland	CHF	2.0	100
JSC "Bank Credit Suisse (Moscow)"	Moscow, Russia	USD	37.8	100
Lime Residential Ltd.	Nassau, Bahamas	USD	100.0	100
Merban Equity AG	Zug, Switzerland	CHF	0.1	100
Merchant Holding, LLC	Wilmington, United States	USD	0.0	100
Neue Aargauer Bank AG	Aarau, Switzerland	CHF	134.1	100
Solar Investco II Ltd.	George Town, Cayman Islands	USD	0.0	100
SPS Holding Corporation	Wilmington, United States	USD	0.0	100
SVC – AG für KMU Risikokapital	Zurich, Switzerland	CHF	15.0	100
PT Credit Suisse Sekuritas Indonesia	Jakarta, Indonesia	IDR	235,000.0	99
Credit Suisse Hypotheken AG	Zurich, Switzerland	CHF	0.1	98

¹ 98% of voting rights and 98% of equity interest held by Credit Suisse AG.

Significant equity method investments

Company name	Domicile	Equity interest in %
Credit Suisse Group AG		
Credit Suisse Group Finance (Guernsey) Limited	St. Peter Port, Guernsey	100 ¹
Credit Suisse Group Funding (Guernsey) Limited	St. Peter Port, Guernsey	100 ¹
SECB Swiss Euro Clearing Bank GmbH ²	Frankfurt, Germany	25
Credit Suisse AG		
Swisscard AECS GmbH	Horgen, Switzerland	50
Credit Suisse Founder Securities Limited	Beijing, China	33
E.L. & C. Baillieu Stockbroking (Holdings) Pty Ltd	Melbourne, Australia	23
ICBC Credit Suisse Asset Management Co., Ltd.	Beijing, China	20
York Capital Management Global Advisors, LLC	New York, United States	5 ³
Holding Verde Empreendimentos e Participações S.A.	São Paulo, Brazil	0 ³

¹ Deconsolidated under US GAAP as the Group is not the primary beneficiary.

² Sold on January 31, 2019.

³ The Group holds a significant noncontrolling interest.

41 Subsidiary guarantee information

Certain wholly owned finance subsidiaries of the Group, including Credit Suisse Group Funding (Guernsey) Limited, which is a Guernsey incorporated non-cellular company limited by shares, have issued securities fully and unconditionally guaranteed by the Group. There are various legal and regulatory requirements, including the satisfaction of a solvency test under Guernsey law for the Guernsey subsidiary, applicable to some of the Group's subsidiaries that may limit their ability to pay dividends or distributions and make loans and advances to the Group.

The Group and the Bank have issued full, unconditional and several guarantees of Credit Suisse (USA), Inc.'s outstanding SEC-registered debt securities. In accordance with the guarantees, if Credit Suisse (USA), Inc. fails to make any timely payment under the agreements governing such debt securities, the holders of the debt securities may demand payment from either the Group or the Bank, without first proceeding against Credit Suisse (USA), Inc. The guarantee from the Group is subordinated to senior liabilities. Credit Suisse (USA), Inc. is an indirect, wholly owned subsidiary of the Group.

Condensed consolidating statements of operations

in 2018	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Condensed consolidating statements of operations (CHF million)						
Interest and dividend income	4,086	15,537	19,623	932	(942)	19,613
Interest expense	(4,210)	(8,268)	(12,498)	(963)	877	(12,604)
Net interest income	(124)	7,249	7,125	(51)	(65)	7,009
Commissions and fees	3,725	8,017	11,742	26	122	11,890
Trading revenues	474	(18)	456	88	80	624
Other revenues	2,006	(509)	1,497	2,020 ²	(2,120)	1,397
Net revenues	6,081	14,739	20,820	2,083	(1,983)	20,920
Provision for credit losses	(1)	246	245	0	0	245
Compensation and benefits	2,653	6,211	8,864	58	698	9,620
General and administrative expenses	1,944	5,124	7,068	0	(1,270)	5,798
Commission expenses	229	1,030	1,259	0	0	1,259
Restructuring expenses	237	291	528	0	98	626
Total other operating expenses	2,410	6,445	8,855	0	(1,172)	7,683
Total operating expenses	5,063	12,656	17,719	58	(474)	17,303
Income/(loss) before taxes	1,019	1,837	2,856	2,025	(1,509)	3,372
Income tax expense	261	873	1,134	1	226	1,361
Net income/(loss)	758	964	1,722	2,024	(1,735)	2,011
Net income/(loss) attributable to noncontrolling interests	6	(13)	(7)	0	(6)	(13)
Net income/(loss) attributable to shareholders	752	977	1,729	2,024	(1,729)	2,024

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.² Primarily consists of revenues from investments in Group companies accounted for under the equity method.

Condensed consolidating statements of comprehensive income

in 2018	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Comprehensive income (CHF million)						
Net income/(loss)	758	964	1,722	2,024	(1,735)	2,011
Gains/(losses) on cash flow hedges	0	(7)	(7)	(3)	0	(10)
Foreign currency translation	142	(463)	(321)	(11)	7	(325)
Unrealized gains/(losses) on securities	0	(18)	(18)	0	1	(17)
Actuarial gains/(losses)	22	9	31	0	(422)	(391)
Net prior service credit/(cost)	0	(10)	(10)	0	(125)	(135)
Gains/(losses) on liabilities related to credit risk	28	1,414	1,442	83	129	1,654
Other comprehensive income/(loss), net of tax	192	925	1,117	69	(410)	776
Comprehensive income/(loss)	950	1,889	2,839	2,093	(2,145)	2,787
Comprehensive income/(loss) attributable to noncontrolling interests	6	(9)	(3)	0	(12)	(15)
Comprehensive income/(loss) attributable to shareholders	944	1,898	2,842	2,093	(2,133)	2,802

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.

Condensed consolidating statements of operations (continued)

in 2017	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Condensed consolidating statements of operations (CHF million)						
Interest and dividend income	5,294	11,767	17,061	577	(581)	17,057
Interest expense	(4,437)	(5,932)	(10,369)	(632)	501	(10,500)
Net interest income	857	5,835	6,692	(55)	(80)	6,557
Commissions and fees	3,756	7,916	11,672	28	117	11,817
Trading revenues	(23)	1,323	1,300	(55)	72	1,317
Other revenues	942	359	1,301	(911) ²	819	1,209
Net revenues	5,532	15,433	20,865	(893)	928	20,900
Provision for credit losses	4	206	210	0	0	210
Compensation and benefits	3,066	6,898	9,964	74	329	10,367
General and administrative expenses	1,929	5,484	7,413	(80)	(688)	6,645
Commission expenses	255	1,174	1,429	3	(2)	1,430
Restructuring expenses	173	223	396	0	59	455
Total other operating expenses	2,357	6,881	9,238	(77)	(631)	8,530
Total operating expenses	5,423	13,779	19,202	(3)	(302)	18,897
Income/(loss) before taxes	105	1,448	1,553	(990)	1,230	1,793
Income tax expense/(benefit)	(42)	2,823	2,781	(7)	(33)	2,741
Net income/(loss)	147	(1,375)	(1,228)	(983)	1,263	(948)
Net income attributable to noncontrolling interests	11	16	27	0	8	35
Net income/(loss) attributable to shareholders	136	(1,391)	(1,255)	(983)	1,255	(983)

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.² Primarily consists of revenues from investments in Group companies accounted for under the equity method.

Condensed consolidating statements of comprehensive income (continued)

in 2017	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Comprehensive income (CHF million)						
Net income/(loss)	147	(1,375)	(1,228)	(983)	1,263	(948)
Gains/(losses) on cash flow hedges	0	(35)	(35)	8	0	(27)
Foreign currency translation	(756)	(259)	(1,015)	1	(17)	(1,031)
Unrealized gains/(losses) on securities	0	(13)	(13)	0	0	(13)
Actuarial gains/(losses)	(7)	28	21	0	674	695
Net prior service credit/(cost)	0	0	0	0	(121)	(121)
Gains/(losses) on liabilities related to credit risk	(33)	(1,651)	(1,684)	(188)	(104)	(1,976)
Other comprehensive income/(loss), net of tax	(796)	(1,930)	(2,726)	(179)	432	(2,473)
Comprehensive income/(loss)	(649)	(3,305)	(3,954)	(1,162)	1,695	(3,421)
Comprehensive income/(loss) attributable to noncontrolling interests	24	(33)	(9)	0	37	28
Comprehensive income/(loss) attributable to shareholders	(673)	(3,272)	(3,945)	(1,162)	1,658	(3,449)

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.

Condensed consolidating statements of operations (continued)

In 2016	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Condensed consolidating statements of operations (CHF million)						
Interest and dividend income	5,697	11,678	17,375	264	(285)	17,374
Interest expense	(3,750)	(6,031)	(9,781)	(338)	307	(9,812)
Net interest income	1,947	5,647	7,594	(54)	22	7,562
Commissions and fees	3,562	7,366	10,938	27	127	11,092
Trading revenues	(1,192)	1,563	371	(21)	(37)	313
Other revenues	830	660	1,490	(2,684) ²	2,550	1,356
Net revenues	5,167	15,226	20,393	(2,732)	2,662	20,323
Provision for credit losses	(5)	257	252	0	0	252
Compensation and benefits	3,235	7,542	10,777	57	(182)	10,652
General and administrative expenses	4,474	5,411	9,885	(88)	(107)	9,690
Commission expenses	259	1,196	1,455	1	(1)	1,455
Restructuring expenses	209	304	513	0	27	540
Total other operating expenses	4,942	6,911	11,853	(87)	(81)	11,685
Total operating expenses	8,177	14,453	22,630	(30)	(263)	22,337
Income/(loss) before taxes	(3,005)	516	(2,489)	(2,702)	2,925	(2,266)
Income tax expense/(benefit)	(228)	628	400	8	33	441
Net income/(loss)	(2,777)	(112)	(2,889)	(2,710)	2,892	(2,707)
Net income/(loss) attributable to noncontrolling interests	157	(163)	(6)	0	9	3
Net income/(loss) attributable to shareholders	(2,934)	51	(2,883)	(2,710)	2,883	(2,710)

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.² Primarily consists of revenues from investments in Group companies accounted for under the equity method.

Condensed consolidating statements of comprehensive income (continued)

In 2016	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Comprehensive income (CHF million)						
Net income/(loss)	(2,777)	(112)	(2,889)	(2,710)	2,892	(2,707)
Gains/(losses) on cash flow hedges	0	(22)	(22)	2	0	(20)
Foreign currency translation	604	(106)	498	7	10	515
Unrealized gains/(losses) on securities	0	1	1	0	0	1
Actuarial gains/(losses)	49	161	210	0	184	394
Net prior service credit/(cost)	0	0	0	0	36	36
Gains/(losses) on liabilities related to credit risk	(64)	(1,018)	(1,082)	67	(28)	(1,043)
Other comprehensive income/(loss), net of tax	589	(964)	(395)	76	202	(117)
Comprehensive income/(loss)	(2,188)	(1,096)	(3,284)	(2,634)	3,094	(2,824)
Comprehensive income/(loss) attributable to noncontrolling interests	151	(140)	11	0	(13)	(2)
Comprehensive income/(loss) attributable to shareholders	(2,339)	(956)	(3,295)	(2,634)	3,107	(2,822)

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.

Condensed consolidating balance sheets

end of 2018	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries [†]	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Assets (CHF million)						
Cash and due from banks	2,540	96,774	99,314	324	409	100,047
Interest-bearing deposits with banks	22	1,052	1,074	496	(430)	1,142
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	35,640	81,455	117,095	0	0	117,095
Securities received as collateral	4,751	36,945	41,696	0	0	41,696
Trading assets	28,034	104,393	132,427	0	(224)	132,203
Investment securities	1,307	1,602	2,909	23,456	(23,454)	2,911
Other investments	826	3,996	4,824	48,030	(47,964)	4,890
Net loans	12,263	280,612	292,875	0	(5,294)	287,581
Premises and equipment	1,072	3,456	4,530	0	308	4,838
Goodwill	727	3,329	4,056	0	710	4,766
Other intangible assets	200	19	219	0	0	219
Brokerage receivables	20,772	18,135	38,907	0	0	38,907
Other assets	11,895	20,248	32,143	547	(69)	32,621
Total assets	120,049	652,020	772,069	72,855	(76,008)	768,916
Liabilities and equity (CHF million)						
Due to banks	59	15,161	15,220	1,364	(1,364)	15,220
Customer deposits	0	365,263	365,263	0	(1,338)	363,925
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	6,296	18,327	24,623	0	0	24,623
Obligation to return securities received as collateral	4,751	36,945	41,696	0	0	41,696
Trading liabilities	8,693	33,478	42,171	0	(2)	42,169
Short-term borrowings	9,679	12,740	22,419	0	(493)	21,926
Long-term debt	47,074	106,359	153,433	27,112	(26,237)	154,308
Brokerage payables	17,452	13,471	30,923	0	0	30,923
Other liabilities	9,995	20,332	30,327	457	(677)	30,107
Total liabilities	103,999	622,076	726,075	28,933	(30,111)	724,897
Total shareholders' equity	15,971	29,325	45,296	43,922	(45,296)	43,922
Noncontrolling interests	79	619	696	0	(601)	97
Total equity	16,050	29,944	45,994	43,922	(45,897)	44,019
Total liabilities and equity	120,049	652,020	772,069	72,855	(76,008)	768,916

[†] Includes eliminations and consolidation adjustments.

Condensed consolidating balance sheets (continued)

end of 2017	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Assets (CHF million)						
Cash and due from banks	3,058	106,452	109,510	516	(211)	109,815
Interest-bearing deposits with banks	32	689	721	493	(488)	726
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	58,212	57,134	115,346	0	0	115,346
Securities received as collateral	5,422	32,652	38,074	0	0	38,074
Trading assets	24,602	132,172	156,774	0	(440)	156,334
Investment securities	245	1,944	2,189	15,612	(15,610)	2,191
Other investments	902	4,991	5,893	45,517	(45,446)	5,964
Net loans	12,456	270,781	283,237	0	(4,088)	279,149
Premises and equipment	1,001	3,444	4,445	0	241	4,686
Goodwill	722	3,314	4,036	0	706	4,742
Other intangible assets	195	28	223	0	0	223
Brokerage receivables	19,717	27,251	46,968	0	0	46,968
Other assets	11,217	19,739	30,956	389	726	32,071
Total assets	137,781	660,591	798,372	62,527	(64,610)	796,289
Liabilities and equity (CHF million)						
Due to banks	270	15,141	15,411	755	(753)	15,413
Customer deposits	1	362,302	362,303	0	(1,141)	361,162
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	15,352	11,144	26,496	0	0	26,496
Obligation to return securities received as collateral	5,422	32,652	38,074	0	0	38,074
Trading liabilities	6,549	32,583	39,132	0	(13)	39,119
Short-term borrowings	12,224	14,154	26,378	0	(489)	25,889
Long-term debt	50,396	121,646	172,042	19,357	(18,367)	173,032
Brokerage payables	21,585	21,718	43,303	0	0	43,303
Other liabilities	10,454	21,229	31,683	513	(584)	31,612
Total liabilities	122,253	632,569	754,822	20,625	(21,347)	754,100
Total shareholders' equity	15,409	27,261	42,870	41,902	(42,670)	41,902
Noncontrolling interests	119	761	880	0	(593)	267
Total equity	15,528	28,022	43,550	41,902	(43,263)	42,169
Total liabilities and equity	137,781	660,591	798,372	62,527	(64,610)	796,289

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.

Condensed consolidating statements of cash flows

in 2018	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Operating activities (CHF million)						
Net cash provided by/(used in) operating activities	(8,424)	20,835	12,411	(215) ²	564	12,760
Investing activities (CHF million)						
(Increase)/decrease in interest-bearing deposits with banks	11	(375)	(364)	(5)	(58)	(427)
(Increase)/decrease in central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	22,936	(24,308)	(1,372)	0	0	(1,372)
Purchase of investment securities	0	(683)	(683)	(8,793)	8,793	(683)
Proceeds from sale of investment securities	0	255	255	0	0	255
Maturities of investment securities	278	575	853	290	(290)	853
Investments in subsidiaries and other investments	(99)	(447)	(546)	(10)	9	(547)
Proceeds from sale of other investments	540	1,230	1,770	4	(2)	1,772
(Increase)/decrease in loans	310	(14,011)	(13,701)	0	1,201	(12,500)
Proceeds from sales of loans	0	5,981	5,981	0	(1)	5,980
Capital expenditures for premises and equipment and other intangible assets	(307)	(682)	(989)	0	(106)	(1,095)
Proceeds from sale of premises and equipment and other intangible assets	0	80	80	0	(50)	30
Other, net	5	337	342	0	0	342
Net cash provided by/(used in) investing activities	23,674	(32,048)	(8,374)	(8,514)	9,498	(7,392)
Financing activities (CHF million)						
Increase/(decrease) in due to banks and customer deposits	(213)	2,219	2,006	609	(807)	1,808
Increase/(decrease) in short-term borrowings	(1,298)	(1,687)	(2,985)	0	(5)	(2,990)
Increase/(decrease) in central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	(9,127)	7,075	(2,052)	0	0	(2,052)
Issuances of long-term debt	119,547	(86,239)	33,308	8,805	(8,941)	33,172
Repayments of long-term debt	(124,405)	80,547	(43,858)	(290)	297	(43,851)
Sale of treasury shares	0	0	0	0	11,693	11,693
Repurchase of treasury shares	0	0	0	(757)	(11,684)	(12,441)
Dividends paid	(2)	(13)	(15)	(661)	10	(666)
Other, net	(300)	(357)	(657)	829	9	181
Net cash provided by/(used in) financing activities	(15,798)	1,545	(14,253)	8,535	(9,428)	(15,148)
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks (CHF million)						
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	30	(10)	20	2	(12)	10
Net increase/(decrease) in cash and due from banks (CHF million)						
Net increase/(decrease) in cash and due from banks	(518)	(9,678)	(10,196)	(192)	620	(9,768)
Cash and due from banks at beginning of period ³	3,058	106,452	109,510	516	(211)	109,815
Cash and due from banks at end of period ³	2,540	96,774	99,314	324	409	100,047

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.² Consists of dividend payments from Group companies of CHF 10 million and CHF 6 million from bank and non-bank subsidiaries, respectively, and other cash items from parent company operations such as Group financing.³ Includes restricted cash.

Condensed consolidating statements of cash flows (continued)

In 2017	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Operating activities (CHF million)						
Net cash provided by/(used in) operating activities	7,840	(16,330)	(8,490)	(142) ²	90	(8,542)
Investing activities (CHF million)						
(Increase)/decrease in interest-bearing deposits with banks	0	40	40	(488)	488	40
(Increase)/decrease in central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	20,826	(6,340)	14,286	0	0	14,266
Purchase of investment securities	0	(86)	(86)	(5,673)	5,673	(86)
Proceeds from sale of investment securities	0	14	14	0	0	14
Maturities of investment securities	104	318	422	0	0	422
Investments in subsidiaries and other investments	(206)	(888)	(1,094)	(4,101)	4,101	(1,094)
Proceeds from sale of other investments	488	1,479	1,967	0	3	1,970
(Increase)/decrease in loans	3,131	(17,910)	(14,779)	(5,336)	6,441	(13,674)
Proceeds from sales of loans	0	9,938	9,938	0	0	9,938
Capital expenditures for premises and equipment and other intangible assets	(295)	(655)	(950)	0	(118)	(1,068)
Proceeds from sale of premises and equipment and other intangible assets	2	58	60	0	(59)	1
Other, net	41	24	65	0	0	65
Net cash provided by/(used in) investing activities	23,891	(14,008)	9,883	(15,598)	16,529	10,814
Financing activities (CHF million)						
Increase/(decrease) in due to banks and customer deposits	191	2,996	3,187	(2,189)	2,425	3,423
Increase/(decrease) in short-term borrowings	(4,113)	9,620	5,507	0	(489)	5,018
Increase/(decrease) in central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	(37,382)	32,131	(5,251)	0	0	(5,251)
Issuances of long-term debt	30,223	13,344	43,567	14,035	(14,046)	43,556
Repayments of long-term debt	(19,174)	(43,470)	(62,644)	0	90	(62,554)
Issuances of common shares	0	0	0	4,253	0	4,253
Sale of treasury shares	0	0	0	0	12,034	12,034
Repurchase of treasury shares	0	0	0	(630)	(12,127)	(12,757)
Dividends paid	(9)	(4)	(13)	(584)	7	(590)
Other, net	(780)	4,315	3,535	433	(3,891)	77
Net cash provided by/(used in) financing activities	(31,044)	18,932	(12,112)	15,318	(15,897)	(12,791)
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks (CHF million)						
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	(120)	(717)	(837)	0	10	(827)
Net increase/(decrease) in cash and due from banks (CHF million)						
Net increase/(decrease) in cash and due from banks	567	(12,123)	(11,556)	(422)	632	(11,346)
Cash and due from banks at beginning of period ³	2,491	118,575	121,066	938	(843)	121,161
Cash and due from banks at end of period ³	3,058	106,452	109,510	516	(211)	109,815

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.² Consists of dividend payments from Group companies of CHF 10 million and CHF 14 million from bank and non-bank subsidiaries, respectively, and other cash items from parent company operations such as Group financing.³ Includes restricted cash.

Condensed consolidating statements of cash flows (continued)

in 2016	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Operating activities (CHF million)						
Net cash provided by/(used in) operating activities	9,618	17,390	27,008	(22) ²	(211)	26,775
Investing activities (CHF million)						
(Increase)/decrease in interest-bearing deposits with banks	(3,320)	3,437	117	0	0	117
(Increase)/decrease in central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	18,365	(25,421)	(7,056)	0	0	(7,056)
Purchase of investment securities	0	(88)	(88)	0	0	(88)
Proceeds from sale of investment securities	0	14	14	0	0	14
Maturities of investment securities	199	164	363	0	0	363
Investments in subsidiaries and other investments	(355)	(1,002)	(1,357)	(710)	664	(1,403)
Proceeds from sale of other investments	2,067	(374)	1,693	0	44	1,737
(Increase)/decrease in loans	3,038	(7,259)	(4,221)	15	461	(3,745)
Proceeds from sales of loans	0	2,468	2,468	0	0	2,468
Capital expenditures for premises and equipment and other intangible assets	(309)	(835)	(1,164)	0	0	(1,164)
Proceeds from sale of premises and equipment and other intangible assets	50	5	55	0	0	55
Other, net	27	723	750	0	(1)	749
Net cash provided by/(used in) investing activities	19,742	(28,168)	(8,426)	(695)	1,168	(7,953)
Financing activities (CHF million)						
Increase/(decrease) in due to banks and customer deposits	20	10,217	10,237	792	(762)	10,267
Increase/(decrease) in short-term borrowings	(5,781)	12,375	6,594	(300)	300	6,594
Increase/(decrease) in central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	(23,838)	9,313	(14,525)	0	0	(14,525)
Issuances of long-term debt	1	52,943	52,944	0	40	52,984
Repayments of long-term debt	(2,993)	(44,139)	(47,132)	0	0	(47,132)
Issuances of common shares	0	0	0	725	0	725
Sale of treasury shares	0	0	0	323	15,844	16,167
Repurchase of treasury shares	0	0	0	(455)	(15,742)	(16,197)
Dividends paid	(1)	(144)	(145)	(493)	145	(493)
Other, net	(143)	1,197	1,044	93	(760)	377
Net cash provided by/(used in) financing activities	(32,735)	41,752	9,017	685	(935)	8,767
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks (CHF million)						
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	67	1,146	1,213	28	3	1,244
Net increase/(decrease) in cash and due from banks (CHF million)						
Net increase/(decrease) in cash and due from banks	(3,308)	32,120	28,812	(4)	25	28,833
Cash and due from banks at beginning of period ³	5,799	86,455	90,254	942	(868)	92,328
Cash and due from banks at end of period ³	2,491	118,575	121,066	938	(843)	121,161

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.² Consists of dividend payments from Group companies of CHF 145 million and CHF 41 million from bank and non-bank subsidiaries, respectively, and other cash items from parent company operations such as Group financing.³ Includes restricted cash.

42 Credit Suisse Group parent company

→ Refer to "Note 41 – Subsidiary guarantee information" for the condensed Credit Suisse Group parent company financial information.

43 Significant valuation and income recognition differences between US GAAP and Swiss GAAP banking law (true and fair view)

The Group's consolidated financial statements have been prepared in accordance with US GAAP.

FINMA requires Swiss-domiciled banks which present their financial statements under either US GAAP or International Financial Reporting Standards (IFRS) to provide a narrative explanation of the major differences between Swiss GAAP banking law (true and fair view) and its primary accounting standard.

The principal provisions of the Swiss Ordinance on Banks and Savings Banks (Banking Ordinance) and the FINMA Circular 2015/1, "Accounting – banks", governing financial reporting for banks (Swiss GAAP) differ in certain aspects from US GAAP. The following are the major differences:

→ Refer to "Note 1 – Summary of significant accounting policies" for a detailed description of the Group's accounting policies.

Scope of consolidation

Under Swiss GAAP, majority-owned subsidiaries that are not considered long-term investments or do not operate in the core business of the Group are either accounted for as financial investments or as equity method investments. US GAAP has no such exception relating to the consolidation of majority-owned subsidiaries.

Foreign currency translations

Under US GAAP, foreign currency translation adjustments resulting from the consolidation of branches with functional currencies other than the Swiss franc are included in AOCI in shareholders' equity. Under Swiss GAAP, foreign currency translation adjustments from the consolidation of foreign branches are recognized in net income/(loss) from trading activities and fair value option.

Under US GAAP, foreign currency measurement adjustments for available-for-sale securities are reported in AOCI, which is part of total shareholder's equity, whereas for Swiss GAAP statutory purposes they are included in the statements of income.

Investments in securities

Under Swiss GAAP, classification and measurement of investments in securities depends on the nature of the investment.

Non-consolidated participations

Under US GAAP, investments in equity securities where a company has the ability to significantly influence the operating and financial policies of an investee are accounted for under the equity method of accounting or the fair value option. Under the equity

method of accounting, a company's share of the profit or loss as well as any impairment on the participation are reported in other revenues.

Under Swiss GAAP, investments in equity securities which are held with the intention of a permanent investment or which are investments in financial industry infrastructure are included in participations irrespective of the percentage ownership of voting shares held. Other participating interests are initially recognized at historical cost and tested for impairment at least annually. The fair value option is not allowed for participations.

For the purpose of testing a company's participating interests for impairment, the portfolio method is applied. Impairment is recorded if the carrying value of a portfolio of participating interests exceeds its fair value. Should the fair value of the portfolio recover subsequently after an impairment and such recovery is considered sustainable, the impairment from prior periods can be reversed up to fair value but not exceeding the historical cost basis. A reversal of the impairment is recorded as extraordinary income in the statements of income.

Available-for-sale debt securities

Under US GAAP, available-for-sale debt securities are valued at fair value. Unrealized gains and losses due to fluctuations in fair value (including foreign exchange) are not recorded in the consolidated statements of operations but included net of tax in AOCI, which is part of total shareholders' equity. Declines in fair value below cost deemed to be other-than-temporary are recognized as impairments in the consolidated statements of operations, except for amounts relating to factors other than credit loss on debt securities with no intent or requirement to sell that continue to be included in AOCI. The new cost basis will not be changed for subsequent recoveries in fair value.

Under Swiss GAAP, available-for-sale securities are accounted for at the lower of amortized cost or market with valuation reductions and recoveries due to market fluctuations recorded in other ordinary expenses and income, respectively. Foreign exchange gains and losses are recognized in net income/(loss) from trading activities and fair value option.

Non-marketable equity securities

Under US GAAP, equity securities which do not have a readily determinable fair value are measured in accordance with the NAV practical expedient by using the measurement alternative or at fair value.

Under Swiss GAAP, non-marketable equity securities are carried at the lower of cost or market.

Impairments on held-to-maturity securities

Under US GAAP, declines in fair value of held-to-maturity securities below cost deemed to be other-than-temporary are recognized as impairments in the consolidated statements of operations except for amounts relating to factors other than credit loss on debt securities held with no intent or requirement to sell that are included in AOCI. The impairment cannot be reversed in future periods.

Under Swiss GAAP, all impairments are recognized in the consolidated statements of income. Impairments recognized on held-to-maturity securities are reversed up to the amortized cost if the fair value of the instrument subsequently recovers. A reversal is recorded in the consolidated statements of income.

Fair value option

Unlike US GAAP, Swiss GAAP generally does not allow the fair value option concept that creates an optional alternative measurement treatment for certain non-trading financial assets and liabilities, guarantees and commitments. The fair value option permits the use of fair value for initial and subsequent measurement with changes in fair value recorded in the consolidated statements of operations.

For issued structured products that meet certain conditions, fair value measurement can be applied. The related changes in fair value of both the embedded derivative and the host contract are recorded in trading revenues, except for fair value adjustments relating to own credit that cannot be recognized in the consolidated statements of income. Impacts of changes in own credit spreads are recognized in the compensation accounts which are either recorded in other assets or other liabilities.

Derivative financial instruments used for fair value hedging

Under US GAAP, the full amount of unrealized gains or losses on derivatives classified as hedging instruments and the corresponding losses or gains on the hedged items are recognized in income. Hedging ineffectiveness is recorded in trading income.

Under Swiss GAAP, the carrying value of hedged items is not adjusted. The amount representing the change in fair value of the hedged item due to the risk being hedged is recorded in the compensation account included in other assets or other liabilities. Hedging ineffectiveness is recorded in net income/(loss) from trading activities and fair value option.

Derivative financial instruments used for cash flow hedging

Under US GAAP, the effective portion of a cash flow hedge is reported in AOCI.

Under Swiss GAAP, the effective portion of a cash flow hedge is recorded in the compensation account included in other assets or other liabilities.

Derecognition of financial instruments

Under US GAAP, financial instruments are only derecognized if the transaction meets the following criteria: (i) the financial asset has been legally isolated from the transferor, (ii) the transferee has the right to repledge or resell the transferred asset, and (iii) the transferor does not maintain effective control over the transferred asset.

Under Swiss GAAP, a financial instrument is derecognized when the economic control has been transferred from the seller to the buyer. A party which has the controlling ability to receive the future returns from the financial instrument and the obligation to absorb the risk of the financial instrument is deemed to have economic control over a financial instrument.

Debt issuance costs

Under US GAAP, debt issuance costs are presented as a direct deduction from the carrying amount of the related debt.

Under Swiss GAAP, debt issuance costs are reported as a balance sheet asset in accrued income and prepaid expenses.

Goodwill amortization

Under US GAAP, goodwill is not amortized but must be tested for impairment annually or more frequently if an event or change in circumstances indicates that the goodwill may be impaired.

Under Swiss GAAP, goodwill is amortized over its useful life, generally not exceeding five years, except for justified cases where a maximum useful life of up to ten years is acceptable. In addition, goodwill is tested at least annually for impairment.

Amortization of intangible assets

Under US GAAP, intangible assets with indefinite lives are not amortized but are tested for impairment annually or more frequently if an event or change in circumstances indicates that the asset may be impaired.

Under Swiss GAAP, intangible assets are amortized over a useful life, up to a maximum of five years, in justified cases up to a maximum of ten years. In addition, these assets are tested at least annually for impairment.

Guarantees

US GAAP requires all guarantees to be initially recognized at fair value. Upon issuance of a guarantee, the guarantor is required to recognize a liability that reflects the initial fair value;

simultaneously, a receivable is recorded to reflect the future guarantee fee income over the entire life of the guarantee.

Under Swiss GAAP, only accrued or prepaid guarantee fees are recorded on the balance sheet. No guarantee liability and receivable for future guarantee fees are recorded upon issuance of a guarantee.

Loan origination fees and costs

US GAAP requires the deferral of fees received upfront and direct costs incurred in connection with the origination of loans not held under the fair value option.

Under Swiss GAAP, only upfront payments or fees that are considered interest-related components are deferred (e.g., premiums and discounts). Fees received from the borrower which are considered service-related fees such as commitment fees, structuring fees and arrangement fees are immediately recognized in commission income.

Sale and leaseback transactions

Under US GAAP, gains from the sale of property subject to a sale and leaseback arrangement are deferred and amortized over the leaseback period.

Under Swiss GAAP, gains from the sale of property subject to a sale and leaseback arrangement are only deferred if the provisions of the leaseback contract indicate that the leaseback is a capital lease; if the leaseback contract meets the requirements of an operating lease, such gains are immediately recognized upon sale of the property.

Extraordinary income and expenses

Unlike US GAAP, Swiss GAAP does report certain expenses or revenues as extraordinary if the recorded income or expense is non-operating and non-recurring.

Pensions and post-retirement benefits

Under US GAAP, the liability and related pension expense is determined based on the projected unit credit actuarial calculation of the benefit obligation.

Under Swiss GAAP, the liability and related pension expense is primarily determined based on the pension plan valuation in accordance with Swiss GAAP FER 26. A pension asset is recorded if a statutory overfunding of a pension plan leads to a future economic benefit, and a pension liability is recorded if a statutory underfunding of a pension plan leads to a future

economic obligation. Employer contribution reserves must be capitalized if they represent a future economic benefit. A future economic benefit exists if the employer can reduce its future statutory annual contribution to the pension plan by releasing employer contribution reserves. Pension expenses include the required contributions defined by Swiss law, any additional contribution mandated by the pension fund trustees and any change in value of the pension asset or liability between two measurement dates as determined on the basis of the annual year-end pension plan valuation.

Discontinued operations

Under US GAAP, the assets and liabilities of a discontinued operation are separated from the ordinary captions of the consolidated balance sheets and are reported as discontinued operations measured at the lower of the carrying value or fair value less cost to sell. Accordingly, income and expense from discontinued operations are reported in a separate line item of the consolidated statements of operations.

Under Swiss GAAP, these positions remain in their initial balance sheet captions until disposed of and continue to be valued according to the respective captions.

Security collateral received in securities lending transactions

Under US GAAP, security collateral received in securities lending transactions are recorded as assets and a corresponding liability to return the collateral is recognized.

Under Swiss GAAP, security collateral received and the obligation to return collateral of securities lending transactions are not recognized on the balance sheet.

Loan commitments

Under US GAAP, loan commitments include all commitments to extend loans, unfunded commitments under commercial lines of credit, revolving credit lines, credit guarantees in the future and overdraft protection agreements, except for commitments that can be revoked by the Group at any time at the Group's sole discretion without prior notice.

Under Swiss GAAP, loan commitments include all commitments to extend loans, unfunded commitments under commercial lines of credit, revolving credit lines, credit guarantees in the future and overdraft protection agreements, except for commitments that can be revoked by the Group at any time at the Group's sole discretion with a notice period not exceeding six weeks.

Controls and procedures

Evaluation of disclosure controls and procedures

The Group has evaluated the effectiveness of the design and operation of its disclosure controls and procedures as of the end of the period covered by this report under the supervision and with the participation of management, including the Group Chief Executive Officer (CEO) and Chief Financial Officer (CFO), pursuant to Rule 13(a)-15(a) under the Securities Exchange Act of 1934 (the Exchange Act). There are inherent limitations to the effectiveness of any system of controls and procedures, including the possibility of human error and the circumvention or overriding of the controls and procedures. Accordingly, even effective controls and procedures can only provide reasonable assurance of achieving their control objectives.

The CEO and CFO concluded that, as of December 31, 2018, the design and operation of the Group's disclosure controls and procedures were effective, in all material respects, to ensure that information required to be disclosed in reports filed and submitted under the Exchange Act is recorded, processed, summarized and reported as and when required.

Management report on internal control over financial reporting

The management of the Group is responsible for establishing and maintaining adequate internal control over financial reporting. The Group's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with US GAAP. Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with policies or procedures may deteriorate.

Management has made an evaluation and assessment of the Group's internal control over financial reporting as of December 31, 2018 using the criteria issued in 2013 by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) in "Internal Control – Integrated Framework".

Based upon its review and evaluation, management, including the Group CEO and CFO, has concluded that the Group's internal control over financial reporting is effective as of December 31, 2018.

The Group's independent auditors, KPMG AG, have issued an unqualified opinion on the effectiveness of the Group's internal control over financial reporting as of December 31, 2018, as stated in their report, which follows.

Changes in internal control over financial reporting

There were no changes in the Group's internal control over financial reporting during the period covered by this report that have materially affected, or are reasonably likely to materially affect, the Group's internal control over financial reporting.

Parent company financial statements

Statements of income

in	Note	2018	2017
Statements of income (CHF million)			
Dividend income from participations		19	25
Other financial income	3	1,132	685
Other operating income	4	147	171
Total operating income		1,298	881
Financial expenses	5	1,172	704
Personnel expenses	6	57	78
Other operating expenses	7	104	116
Amortization, depreciation and impairment losses on noncurrent assets		0	3
Total operating expenses		1,333	901
Net profit/(loss) before taxes		(35)	(20)
Direct tax expenses		16	17
Net profit/(loss)		(51)	(37)

Balance sheets

end of	Note	2018	2017
Assets (CHF million)			
Cash and cash equivalents		822	1,009
Other short-term receivables	8	258	509
Derivative financial instruments		89	211
Accrued income and prepaid expenses	9	482	269
Total current assets		1,651	1,998
Financial investments	10	23,906	14,915
Participations	11	52,117	52,112
Total noncurrent assets		76,023	67,027
Total assets		77,674	69,025
Liabilities and shareholders' equity (CHF million)			
Short-term interest-bearing liabilities	12	1,482	1,345
Other short-term liabilities		6	17
Accrued expenses and deferred income	13	530	323
Total short-term liabilities		2,018	1,685
Long-term interest-bearing liabilities	14	27,591	18,591
Provisions		311	311
Total long-term liabilities		27,902	18,902
Total liabilities		29,920	20,587
Share capital	15	102	102
Capital contribution reserves		26,321	26,959
Other capital reserves		1,800	1,800
Legal capital reserves		28,121	28,759
Reserves for treasury shares	16	3,929	3,929
Legal income reserves		3,929	3,929
Statutory and discretionary reserves		10,500	10,500
Retained earnings carried forward		5,160	5,197
Net profit/(loss)		(51)	(37)
Voluntary retained earnings		15,609	15,660
Treasury shares against other capital reserves	17	(7)	(12)
Treasury shares		(7)	(12)
Total shareholders' equity		47,754	48,438
Total liabilities and shareholders' equity		77,674	69,025

Notes to the financial statements

1 General information and subsequent events

Company

Credit Suisse Group AG is a Swiss holding company incorporated as a joint stock corporation (public limited company) with its registered office in Zurich, Switzerland. The financial statements of Credit Suisse Group AG are prepared in accordance with the regulations of the Swiss Code of Obligations and are stated in Swiss francs (CHF). The financial year ends on December 31.

Number of employees

The average number of employees (full-time equivalents) for the current year, as well as for the previous year, did not exceed 50.

Subsequent events

There were no subsequent events from the balance sheet date until March 22, 2019, the publishing date of these financial statements.

2 Accounting and valuation principles

These financial statements were prepared in accordance with the provisions of the Swiss Law on Accounting and Financial Reporting (32nd title of the Swiss Code of Obligations).

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents are carried at nominal value.

Derivative financial instruments

Derivative financial instruments reported in this balance sheet line item are carried at the lower of cost or market. Realized gains are recorded in other financial income, realized and unrealized losses are recognized in financial expenses.

Financial investments

Financial investments include debt securities with a remaining maturity of more than 12 months after the balance sheet date. These securities are carried at cost. No valuation adjustments or impairment losses were required.

Participations

Participations are valued at historical cost less impairment. For the purpose of impairment testing, with a clearly defined sub-portfolio of economically closely related participations, the portfolio valuation method is applied. Impairment is assessed at each balance sheet date or at any point in time when facts and circumstances would indicate that an event has occurred which triggers an impairment review. The amount of impairment, if any, is assessed on the level of this sub-portfolio and not individually for each participation. All other participations are valued individually. An impairment is recorded if the carrying value exceeds the fair value of the participation sub-portfolio. If the fair value of participations recovers significantly and is considered sustainable, a prior period impairment can be reversed up to the historical cost value of the participations.

Interest-bearing liabilities

Short-term and long-term interest-bearing liabilities are carried at nominal value.

Treasury shares

Own shares are recorded at cost and reported as treasury shares, resulting in a reduction to total shareholders' equity. Realized gains and losses on the sale of own shares are recognized through the statements of income as other financial income or financial expenses.

Revenue recognition

Revenues are recognized when they are realized or realizable, and are earned. Dividend income is recorded in the reporting period in which the dividend is declared.

Foreign currency translations

Assets and liabilities of foreign branches are translated into Swiss francs at the exchange rates prevailing at year-end. Income and expense items are translated at weighted average exchange rates for the period. All currency translation effects are recognized in other financial income or financial expense.

Foreign currency translation rates

End of	2018	2017
1 USD / 1 CHF	0.99	0.96

3 Other financial income

in	2018	2017
Other financial income (CHF million)		
Interest income	942	587
Realized and unrealized gains on derivative financial instruments	169	75
Gains on sale of treasury shares	21	18
Foreign exchange gains	0	5
Other financial income	1,132	685

4 Other operating income

in	2018	2017
Other operating income (CHF million)		
Trademark fees	63	69
Management fees	57	73
Guarantee fees	26	29
Other	1	0
Other operating income	147	171

5 Financial expenses

in	2018	2017
Financial expenses (CHF million)		
Interest expenses	988	623
Realized and unrealized losses on derivative financial instruments	172	78
Losses on sale of treasury shares	11	0
Foreign exchange losses	1	0
Other	0	3
Financial expenses	1,172	704

6 Personnel expenses

in	2018	2017
Personnel expenses (CHF million)		
Salaries	34	36
Variable compensation expenses	16	34
Other	7	8
Personnel expenses	57	78

7 Other operating expenses

in	2018	2017
Other operating expenses (CHF million)		
Branding expenses	63	69
Other general and administrative expenses	41	47
Other operating expenses	104	116

8 Other short-term receivables

end of	2018	2017
Other short-term receivables (CHF million)		
Receivables for trademark fees	223	207
Debt securities	0	290
Other	35	12
Other short-term receivables	258	509

9 Accrued income and prepaid expenses

end of	2018	2017
Accrued income and prepaid expenses (CHF million)		
Accrued interest income	328	161
Deferred debt issuance costs	139	86
Unamortized discount on notes issued	11	12
Other	4	10
Accrued income and prepaid expenses	482	269

Credit Suisse Group AG hedges an open interest rate risk exposure from a fixed rate liability with a nominal amount of USD 1.0 billion with a fixed receiver interest rate swap with equivalent notional. This hedge is considered to be highly effective over the entire maturity of the hedge relationship and no replacement values and no valuation changes, i.e. change of clean replacement values, are recorded on the balance sheet and in the statement of income of the company. The interest coupons received and paid from the interest rate swap are recorded in the statement of income as an adjustment to the interest expense of the hedged exposure.

10 Financial investments

end of	2018	2017
Financial investments (CHF million)		
Debt securities ¹	23,905	14,914
Equity securities	1	1
Financial investments	23,906	14,915

¹ Reflects notes issued by Credit Suisse AG which substantially mirror the terms of the notes issued by Credit Suisse Group AG. Refer to "Note 14 – Long-term interest-bearing liabilities" for further information.

11 Participations

Direct participations

Company name	Domicile	Currency	Nominal capital in million	Voting interest in %	Equity interest in %
as of December 31, 2018					
Capital Union Bank B.S.C. (closed) (under liquidation)	Manama, Kingdom of Bahrain	USD	50.0	26	26
Credit Suisse AG	Zurich, Switzerland	CHF	4,399.7	100	100
Credit Suisse Group (Guernsey) II Limited (in Guernsey members' voluntary liquidation)	St. Peter Port, Guernsey	USD	0.0	100	100
Credit Suisse Group Finance (Guernsey) Limited	St. Peter Port, Guernsey	USD	0.0	100	100
Credit Suisse Group Funding (Guernsey) Limited	St. Peter Port, Guernsey	USD	0.1	100	100
Credit Suisse Insurance Linked Strategies Ltd	Zurich, Switzerland	CHF	0.2	100	100
Credit Suisse International	London, United Kingdom	USD	12,366.1	2 ¹	2 ¹
Credit Suisse IP GmbH	Zurich, Switzerland	CHF	0.0	100	100
Credit Suisse Services AG	Zurich, Switzerland	CHF	1.0	100	100
Credit Suisse Trust AG	Zurich, Switzerland	CHF	5.0	100	100
Credit Suisse Trust Holdings Limited	St. Peter Port, Guernsey	GBP	2.0	100	100
CS LP Holding AG	Zug, Switzerland	CHF	0.1	100	100
Inneska Limited	St. Peter Port, Guernsey	GBP	3.0	100	100
Savoy Hotel Baur en Ville AG	Zurich, Switzerland	CHF	7.5	88	88
SECB Swiss Euro Clearing Bank GmbH ²	Frankfurt, Germany	EUR	30.0	25	25

¹ 98% held by other group companies.

² Sold on January 31, 2019.

Indirect participations

The company's principal indirect participations are shown in Note 40 – Significant subsidiaries and equity method investments in VI – Consolidated financial statements – Credit Suisse Group.

12 Short-term interest-bearing liabilities

end of	2018	2017
Short-term interest-bearing liabilities (CHF million)		
Due to banks	1,364	755
Cash collateral received	118	300
Low-trigger tier 1 capital notes	0	290
Short-term interest-bearing liabilities	1,482	1,345

13 Accrued expenses and deferred income

end of	2018	2017
Accrued expenses and deferred income (CHF million)		
Accrued interest expenses	332	164
Deferred fees on acquired debt securities	130	75
Accrued personnel and other operating expenses	56	69
Unamortized discount on debt securities	11	12
Other	1	3
Accrued expenses and deferred income	530	323

14 Long-term interest-bearing liabilities

						2018	2017
Currency	Notional (million)	Interest rate	Issue date	First call date	Maturity date	Carrying value (CHF million)	Carrying value (CHF million)
High-trigger tier 1 capital notes							
USD	1,500	7.125% ¹	January 30, 2017	July 29, 2022	Perpetual	1,479	1,466
USD	2,000	7.500% ¹	July 16, 2018	July 17, 2023	Perpetual	1,973	–
CHF	200	3.875% ¹	March 22, 2017	September 22, 2023	Perpetual	200	200
CHF	300	3.500% ¹	September 4, 2018	September 4, 2024	Perpetual	300	–
USD	1,500	7.250% ¹	September 12, 2018	September 12, 2025	Perpetual	1,479	–
Low-trigger tier 1 capital notes							
USD	2,250	7.500% ¹	December 11, 2013	December 11, 2023	Perpetual	2,219	2,198
USD	2,500	6.250% ¹	June 18, 2014	December 18, 2024	Perpetual	2,466	2,443
Senior unsecured notes							
USD	1,000	3 Month USD LIBOR +0.55% ²	October 6, 2017	October 6, 2021	October 6, 2022	986	977
USD	1,750	3.574%	January 9, 2017	January 9, 2022	January 9, 2023	1,726	1,710
AUD	176	5.000% ²	February 8, 2018	February 8, 2022	February 8, 2038	123	–
JPY	38,700	0.553% ¹	October 27, 2017	October 27, 2022	October 27, 2023	346	336
USD	1,000	2.997% ¹	September 14, 2017	December 14, 2022	December 14, 2023	986	977
USD	500	3 Month USD LIBOR +1.2%	September 14, 2017	December 14, 2022	December 14, 2023	493	488
AUD	125	3.500% ¹	March 8, 2018	March 8, 2023	March 8, 2024	87	–
AUD	175	3 Month USD BBSW +1.25%	March 8, 2018	March 8, 2023	March 8, 2024	122	–
USD	305	4.600% ²	March 29, 2018	March 29, 2023	March 29, 2048	301	–
USD	1,250	4.207% ¹	June 12, 2018	June 12, 2023	June 12, 2024	1,233	–
USD	750	3 Month USD LIBOR +1.24%	June 12, 2018	June 12, 2023	June 12, 2024	740	–
USD	145	5.000% ²	June 29, 2018	June 29, 2023	June 29, 2048	143	–
USD	190	5.000% ²	August 31, 2018	August 31, 2023	August 31, 2048	187	–
USD	100	5.350% ²	October 26, 2018	October 26, 2023	October 26, 2048	99	–
USD	100	5.400% ²	December 27, 2018	December 27, 2023	December 27, 2048	99	–
EUR	1,500	1.250% ¹	July 17, 2017	July 17, 2024	July 17, 2025	1,693	1,752
GBP	750	2.125% ¹	September 12, 2017	September 12, 2024	September 12, 2025	943	987
JPY	8,300	0.904% ¹	October 27, 2017	October 27, 2026	October 27, 2027	74	72
USD	2,250	4.282%	January 9, 2017	January 9, 2027	January 9, 2028	2,219	2,198
USD	2,000	3.859% ¹	January 12, 2018	January 12, 2028	January 12, 2029	1,973	–
EUR	100	2.455%	July 11, 2018	July 11, 2028	July 4, 2034	113	–
JPY	10,000	1.269% ¹	October 27, 2017	October 27, 2032	October 27, 2033	89	87
Time deposit							
CHF						2,700	2,700
Total						27,591	18,591

¹ Interest rate reset at first call date and on every reset date thereafter.

² Minimum rate 0.55% / Maximum rate 3.55%.

³ The interest rate of these zero coupon accruing senior callable notes reflects the yield rate of the notes.

The high-trigger and low-trigger tier 1 capital notes issued by Credit Suisse Group AG are perpetual securities and have no fixed or final maturity date. Subject to the satisfaction of certain conditions, they may be redeemed, at the option of the issuer, on the first call date or on any interest rate reset date thereafter.

The high-trigger tier 1 capital notes mandatorily either convert into ordinary shares of Credit Suisse Group AG or are permanently written-down to zero, as provided in the terms of the respective instrument, upon the occurrence of certain specified triggering events. These events include the Group's consolidated common equity tier 1 (CET1) ratio falling below 7%, or a

determination by the Swiss Financial Market Supervisory Authority FINMA (FINMA) that conversion or write-down is necessary, or that Credit Suisse Group AG requires extraordinary public sector capital support, to prevent Credit Suisse Group AG from becoming insolvent, bankrupt or unable to pay a material amount of its debt, or other similar circumstances. Conversion or write-down can only be prevented if FINMA, at Credit Suisse Group AG's request, is satisfied that certain conditions exist and determines that a conversion or write-down is not required. High-trigger instruments are designed to absorb losses before other capital instruments, including the low-trigger capital instruments.

The low-trigger tier 1 capital notes have a write-down feature, which means that interest on the notes shall cease to accrue and the full principal amount of the notes will be permanently written down to zero upon the occurrence of certain specified triggering events, also called write-down events. A write-down event will occur if the sum of the Group's consolidated CET1 ratio and the Higher Trigger Capital Ratio (i.e., the ratio of Higher Trigger Capital Amount to the aggregate of all risk-weighted assets of the Group) as of any quarterly balance sheet date or interim capital report date is below 5.125%. A write-down event will also occur if FINMA determines that a write-down of the notes is necessary, or that Credit Suisse Group AG requires, extraordinary public sector capital support to prevent Credit Suisse Group AG from becoming insolvent, bankrupt or unable to pay a material part of its debts, or other similar circumstances. Write-down can only be prevented if FINMA, at the Group's request, is satisfied that certain conditions exist and determines that a conversion or write-down is not required.

In addition to the high-trigger and low-trigger tier 1 capital notes, Credit Suisse Group AG has issued senior unsecured notes, which qualify as total loss-absorbing capacity (TLAC). The senior unsecured notes have a fixed maturity date and can be redeemed, at the option of the issuer, at the call date. The senior unsecured notes are bail-in debt instruments that are designed to absorb losses after the cancellation of Credit Suisse Group AG's equity instruments and after the write-down or conversion into equity of regulatory capital (including high-trigger and low-trigger tier 1 capital notes) in restructuring proceedings with respect to Credit Suisse Group AG. Bail-in debt instruments do not feature capital triggers that may lead to a write-down and/or a conversion into equity outside of restructuring, but only begin to bear losses once Credit Suisse Group AG is formally in restructuring proceedings and FINMA orders capital measures (i.e., a write-down and/or a conversion into equity) in the restructuring plan.

15 Share capital, conditional, conversion and authorized capital

	No. of registered shares	Par value in CHF	No. of registered shares	Par value in CHF
Share capital as of December 31, 2017			2,556,011,720	102,240,469
Conditional capital				
Warrants and convertible bonds				
Capital as of December 31, 2017	400,000,000	16,000,000		
Capital as of December 31, 2018	400,000,000¹	16,000,000		
Conversion capital				
Capital as of December 31, 2017	150,000,000	6,000,000		
Capital as of December 31, 2018	150,000,000²	6,000,000		
Authorized capital				
Capital as of December 31, 2017	165,118,230	6,604,729		
Capital as of December 31, 2018	165,118,230	6,604,729		
Share capital as of December 31, 2018			2,556,011,720	102,240,469

¹ 72.2 million registered shares reserved for the USD 1,500 million 7.125% high-trigger tier 1 capital notes.

² 39.0 million registered shares reserved for the USD 1,500 million 7.125% high-trigger tier 1 capital notes.

16 Credit Suisse Group shares held by subsidiaries

	2018		2017	
	Share equivalents	Market value (CHF million)	Share equivalents	Market value (CHF million)
Balance at end of financial year				
Physical holdings	5,022,410 ¹	54	5,012,413	87
Holdings, net of pending obligations	(1,334,536)	(14)	(607,300)	(11)

¹ Representing 0.2% of issued shares as of December 31, 2018.

17 Purchases and sales of treasury shares

	Net gain/(loss) on sale (CHF million)	Treasury shares, at cost (CHF million)	Number of shares	Average price per share (CHF)
2018				
Balance as of December 31, 2017		12	745,253	15.64
Sale of treasury shares ¹	10	(762)	(46,612,198)	16.55
Purchase of treasury shares		757	46,272,226	16.36
Change in 2018	10	(5)	(339,972)	
Balance as of December 31, 2018		7	405,281	16.38
2017				
Balance as of December 31, 2016		2	142,534	13.12
Sale of treasury shares ¹	18	(620)	(41,984,326)	15.22
Purchase of treasury shares		630	42,587,047	14.80
Change in 2017	18	10	602,719	
Balance as of December 31, 2017		12	745,253	15.64

2018: Highest price CHF 18.63, paid on January 24 and lowest price CHF 15.46, paid on April 4 in a market transaction.

2017: Highest price CHF 16.40, paid on November 22 and lowest price CHF 14.31, paid on July 3 in a market transaction.

¹ Representing share award settlements with Group employees.

18 Significant shareholders

	2018			2017		
	Number of shares (million)	Total nominal value (CHF million)	Share- holding (%)	Number of shares (million)	Total nominal value (CHF million)	Share- holding (%)
end of						
Direct shareholders ¹						
Chase Nominees Ltd. ²	368	16	15.19	329	13	12.88
Nortrust Nominees Ltd. ²	149	6	5.84	140	6	5.49

¹ As registered in the share register of the Group on December 31 of the reporting period; includes shareholders registered as nominees.

² Nominee holdings exceeding 2% are registered with a right to vote only if the nominee confirms that no individual shareholder holds more than 0.5% of the outstanding share capital or if the nominee discloses the identity of any beneficial owner holding more than 0.5% of the outstanding capital.

→ Refer to "Note 3 – Business developments, significant shareholders and subsequent events" in VI – Consolidated financial statements – Credit Suisse Group for information received from shareholders not registered in the share register of Credit Suisse Group AG.

19 Contingent liabilities

end of	2018	2017
Contingent liabilities (CHF million)		
Aggregate indemnity liabilities, guarantees and other contingent liabilities (net of exposures recorded as liabilities)	24,026	30,422 ²
of which have been entered into on behalf of subsidiaries ¹	24,026	30,422

¹ Includes senior unsecured notes issued by subsidiaries of CHF 22,165 million and CHF 22,179 million as of December 31, 2018 and 2017, respectively, which qualify as TLAC.

² The prior year balance has been changed to conform to the current year's presentation. This change had no impact on net loss or total shareholders' equity.

Contingent liabilities include guarantees for obligations, performance-related guarantees and letters of comfort issued to third parties. Contingencies with a stated amount are included in the above table. In some instances, however, the exposure of Credit Suisse Group AG is not defined as an amount but relates to specific circumstances such as the solvency of subsidiaries.

Value-added tax

The company belongs to the Swiss value-added tax group of Credit Suisse Group, and thus carries joint liability to the Swiss federal tax authority for value-added tax debts of the entire Group.

Swiss pension plan

The employees of Credit Suisse Group AG are covered by the pension plan of the "Pensionskasse der Credit Suisse Group (Schweiz)" (the Swiss pension plan). Most of the Swiss subsidiaries of Credit Suisse Group AG and a few companies that have close business and financial ties with Credit Suisse Group AG participate in this plan. The Swiss pension plan is an independent self-insured pension plan set up as a trust and qualifies as a defined contribution plan (savings plan) under Swiss law.

The Swiss pension plan's annual financial statements are prepared in accordance with Swiss GAAP FER 26 based on the full population of covered employees. Individual annual financial statements for each participating company are not prepared. As a multi-employer plan with unrestricted joint liability for all participating companies, the economic interest in the Swiss pension plan's over- or underfunding is allocated to each participating company based on an allocation key determined by the plan.

20 Assets and liabilities with related parties

end of	2018	2017
Assets (CHF million)		
Cash and cash equivalents	817	1,004
Other short-term receivables	243	502
Derivative financial instruments	89	211
Accrued income and prepaid expenses	481	268
Total current assets – related parties	1,630	1,985
Financial investments	23,905	14,914
Participations	52,117	52,112
Total noncurrent assets – related parties	76,022	67,026
Total assets – related parties	77,652	69,011
Liabilities (CHF million)		
Short-term interest-bearing liabilities	1,482	1,055
Other short-term liabilities	5	16
Accrued expenses and deferred income [†]	170	124
Total short-term liabilities – related parties	1,657	1,195
Long-term interest-bearing liabilities	2,700	2,700
Total long-term liabilities – related parties	2,700	2,700
Total liabilities – related parties	4,357	3,895

The assets and liabilities represent the amounts due from and due to group companies, except where indicated.

[†] Includes amounts due to management bodies of CHF 28 million at December 31, 2018 and CHF 34 million at December 31, 2017, respectively.

21 Subordinated assets and liabilities

end of	2018	2017
Subordinated assets and liabilities (CHF million)		
Subordinated assets	9,292	5,682
Subordinated liabilities	10,282	6,663

22 Shareholdings

Executive Board shareholdings

The shareholdings of the Executive Board members, their immediate family and companies in which they have a controlling

interest as well as the value of the unvested share-based compensation awards held by Executive Board members as of December 31, 2018 and 2017, are disclosed in the table below.

Executive Board holdings and values of deferred share-based awards by individual

end of	Number of owned shares ¹	Number of unvested awards (at maximum opportunity) ²	Number of owned shares and unvested awards (at maximum opportunity)	Value (CHF) of unvested awards at grant date (at maximum opportunity)	Value (CHF) of unvested awards at year end (at fair value) ³
2018					
Tidjane Thiam	64,302	990,706	1,055,008	16,430,736	6,923,084
James L. Amine	426,726	1,046,190	1,472,916	17,300,812	7,049,362
Pierre-Olivier Bouée	74,079	512,085	586,164	8,287,028	4,019,900
Romeo Cerutti	269,373	389,685	659,058	6,423,655	2,734,410
Brian Chin	431,274	1,137,731	1,569,005	18,494,683	8,600,260
Peter Goerke	21,953	342,324	364,277	5,655,877	2,438,237
Thomas Gottstein	118,976	402,042	521,018	6,752,150	2,831,436
Iqbal Khan	70,060	519,389	589,449	8,757,970	3,530,037
David R. Mathers	84,360	793,632	877,992	13,180,647	5,973,132
Joachim Oechslin	61,092	406,852	467,944	6,771,566	2,779,441
Helman Sitohang	264,737	822,060	1,086,797	13,497,946	5,857,016
Lara Warner	2,036	469,641	471,677	7,989,249	3,102,330
Total	1,888,968	7,832,337	9,721,305	129,542,319	55,838,645
2017					
Tidjane Thiam	1,967	1,132,835	1,134,802	20,296,771	13,941,708
James L. Amine	362,106	1,096,488	1,480,594	18,110,327	11,694,777
Pierre-Olivier Bouée	38,204	439,832	478,036	7,200,011	5,345,214
Romeo Cerutti	199,630	410,871	610,501	6,945,908	4,389,711
Brian Chin	234,328	1,098,757	1,333,085	17,796,557	16,800,518
Peter Goerke	21,953	282,112	304,065	4,750,031	2,965,514
Thomas Gottstein	–	354,275	354,275	6,009,654	3,639,767
Iqbal Khan	25,135	379,846	404,981	6,412,346	4,016,413
David R. Mathers	52,672	704,359	757,031	11,723,886	7,726,820
Joachim Oechslin	–	396,390	396,390	6,627,551	4,027,112
Helman Sitohang	394,737	826,572	1,221,309	13,516,027	9,278,836
Lara Warner	2,036	325,449	327,485	5,501,327	3,445,577
Total	1,352,768	7,439,786	8,792,554	124,894,396	87,291,967

¹ Includes shares that were initially granted as deferred compensation and have vested.

² Includes unvested shares originating from LTI awards calculated on the basis of maximum opportunity for awards that have not reached the end of their three-year performance period, given that the actual achievement level and associated number of unvested shares cannot be determined until the end of the performance period.

³ Includes the value of unvested LTI awards, which was determined based on the number of shares at fair value at the time of grant, multiplied by the share price at the end of the year.

Board of Directors shareholdings

The shareholdings of the Board of Directors members, their immediate family and companies in which they have a controlling interest are disclosed in the table below. As of December 31, 2018 and 2017, there were no Board of Directors members with outstanding options.

Board of Directors shareholdings by individual

end of	2018	2017
December 31 (shares) ¹		
Urs Rohner	268,250	189,956
Iris Bohnet	61,311	49,451
Andreas Gottschling	19,210	5,432
Alexander Gut	37,707	24,152
Michael Klein ²	6,713	–
Andreas N. Koopmann	131,231	117,900
Seraina Macia	49,897	37,231
Kai S. Nangolwala	299,672	260,663
Ana Paula Pessoa ³	7,672	–
Joaquin J. Ribeiro	37,705	24,150
Severin Schwan	129,957	116,402
John Tiner	244,317	216,645
Alexandre Zeller	79,763	6,208
Total	1,373,535	1,068,410 ³

¹ Includes Group shares that are subject to a blocking period of up to four years; includes shareholdings of immediate family members.

² Michael Klein and Ana Paula Pessoa were newly elected at the 2018 AGM.

³ Excludes 195,765 shares held by Richard E. Thornburgh as of December 31, 2017, who did not stand for re-election to the Board as of April 27, 2018.

Share awards outstanding

end of	2018		2017	
	Number of share-awards outstanding in million	Fair value in CHF million	Number of share-awards outstanding in million	Fair value in CHF million
Share awards ¹				
Employees	138	1,490	148	2,575
Total share awards	138	1,490	148	2,575

¹ In the interests of transparency also share awards granted to employees of subsidiaries of Credit Suisse Group AG are considered in this disclosure table.

Proposed appropriation of retained earnings and capital distribution

Proposed appropriation of retained earnings

	2018
Retained earnings (CHF million)	
Retained earnings carried forward	5,160
Net profit/(loss)	(51)
Retained earnings available for appropriation	5,109
To be carried forward	5,109
Total	5,109

Proposed distribution out of capital contribution reserves

	2018
Capital contribution reserves (CHF million)	
Balance at beginning of year	26,959
Capital distribution for the financial year 2017	(638)
Balance at end of year	26,321
Proposed distribution of CHF 0.2625 per registered share for the financial year 2018 ¹	(671)
Balance after distribution	25,650

Distributions out of capital contribution reserves are free of Swiss withholding tax and are not subject to income tax for Swiss resident individuals holding the shares as a private investment.
1 2,555,606,439 registered shares – net of own shares held by the company – as of December 31, 2018. The number of registered shares eligible for distribution may change due to the issuance of new registered shares and transactions in own shares.

2【主な資産・負債及び収支の内容】

本項に記載すべき事項は、上記「1 財務書類」に記載されている。

3【その他】

(1) 2018年12月31日以後の状況

本書に別途記載する場合を除き、2018年12月31日から本書の提出日までの間、財政状態又は経營業績に重要な影響を与えた又は与える事象は生じていない。

(2) 訴訟

下記記載の動向を除き、本書提出日までの期間に、上記1「財務書類－A 連結財務書類－注記39 訴訟」に重大な変化は生じていない。

当グループは、当グループの事業の遂行に関連して生じた事項について、様々な訴訟手続、規制上の手続及び仲裁手続の対象となっている。当グループの重大な訴訟等、関連引当金及び既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失の全体的な範囲の見積りは、上記1「財務書類－A 連結財務書類－注記39 訴訟」に記載され、かつその後の四半期報告書（quarterly reports）（以下に記載されるものを含む。）で更新されている。これらの訴訟等の一部は様々な集団の原告を代表して提起されたものであり、多額及び／又は不確定な金額の損害賠償を求める内容である。

当グループは、損失、追加の損失又は損失の範囲の蓋然性が高く、かつ合理的に見積り可能である場合、特定の訴訟等に係る偶発損失訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。また、偶発損失引当金を積み立てていない案件を含め、当グループは当該訴訟等に係る外部弁護士及びその他のサービス提供者の報酬及び費用の見積額についての訴訟引当金を積み立てる。当該報酬及び費用が発生する可能性が高く、合理的に見積り可能である場合、当グループは当該報酬及び費用について訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。当グループは、訴訟引当金の妥当性を判断するため、訴訟等を四半期ごとに検討しており、経営陣の判断及び弁護士の助言に基づき引当金を増加又は取り崩す場合がある。かかる訴訟等の進展によっては、今後さらなる引当金の追加又は訴訟引当金の取崩しが必要となる可能性もある。

記載されている詳細な内容には（a）損失を被る可能性が高く、その損失額が合理的に見積ることができる場合において、当グループが偶発損失引当金を計上している訴訟等、及び（b）関連する損失額を合理的に見積ることができない等の理由により、偶発損失引当金を計上していない訴訟等が含まれる。一部の事項では、当グループが偶発損失引当金を計上していることの記述が含まれ、当該引当金の金額を開示しているが、その他の事項については当該記述はない。当該記述のないものについては、（a）当グループが偶発損失引当金を設定しておらず、該当事項が適用される会計基準に基づき偶発債務として取り扱われる場合、又は（b）当グループは当該引当金を設定しているが、当該事実の開示が当グループに適用される守秘義務違反に該当すると判断した場合、弁護士・依頼者間の秘匿特権、職務活動成果の保護、若しくはその他の開示に対する保護を損なう場合、又はその事項についての当グループの管理を損なうと判断した場合である。当グループが偶発損失引当金を計上した事項について将来発生する流出額は、現在入手可能な情報に基づき確実性をもって見積もることは不可能であり、したがって、最終的に当グループの貸借対照表に反映されている引当金を大きく上回る（又は下回る）場合がある。

当グループの多くの訴訟等に関して、損失が生じる可能性が高いか若しくは合理的に生じる可能性があるかを判断すること又は損失若しくは損失範囲の金額を見積ることは、本質的に困難である。見積りは、その性質上、判断及び現在入手可能な情報に基づいて行われ、多様な要素が影響を与える。当該要素には、訴訟等の種類及び性質、事案の進展状況、弁護士の助言、当グループの抗弁及び類似の事案における経験、並びに類似の又は関連する訴訟等におけるその他の被告も関与した事案（和解を含む。）の評価が含まれるが、これに限定されるもの

ではない。訴訟等に係る損失、追加の損失又は損失範囲の合理的な見積りが可能となる前に、多くの場合複雑な事実認定及び法的な評価を行わなければならない。

当グループに対して係属中であるほぼすべての事案は、不確定な金額の損害賠償を求めるものである。請求金額を明示する事案も存在するが、かかる請求金額は当グループの合理的に発生し得る損失額を示すものではない可能性がある。一部の訴訟等については、当グループは請求された賠償金額及び一般的に入手可能なその他の定量化可能な情報を公表している。

当グループの訴訟引当金総額には、損失が発生する可能性がありかつ当該損失を合理的に見積ることのできる訴訟等に関する損失、追加損失又はその損失範囲の見積りが含まれている。当グループは、訴訟等の複雑さ、一部の請求の新規性、訴訟等が初期の段階にあること、既に行われた証拠開示範囲が限られていること及び／又はその他の要因により、一部の訴訟等に関し合理的に発生し得る損失のすべての範囲を見積ることは難しいと考えている。上記で言及した注記において説明され、かつその後の四半期報告書（以下の記載を含む。）で更新されている訴訟等に関する既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失のうち、当グループが見積り可能と考えているもののすべての範囲についての当グループの見積りは、ゼロから1.4十億スイス・フランである。

2019年度第1四半期、当グループは、56百万スイス・フランの訴訟引当金純額を計上した。当グループは、訴訟引当金を考慮の上、現在入手可能な情報及び弁護士の助言に基づき、かかる訴訟等の結果が総合的に、当グループの財政状況に重大な悪影響を及ぼすことはないと判断している。但し、規制機関又はその他の政府当局により提起された訴訟等を含む、かかる訴訟の潜在的な不確定要素を鑑みると、かかる訴訟を解決するために当グループが最終的に負担するコストは、現在の訴訟引当金を超過する可能性があり、当該超過額が、特定の期間における当グループの業績によっては、当該期間の業績に重大な影響を与える可能性がある。

レート関連の問題

民事訴訟

米ドルLIBORに関する訴訟

米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下、「SDNY」という。）での広域係属訴訟において、2019年3月25日、SDNYは、被告による様々の訴訟に対する棄却申立て及び原告による訴状修正のための一定の許可申立てにつき、一部を認め、一部を退けた。SDNYの決定は、対人管轄権、出訴期限及び実体的事項に関連する理由により、残りの個人投資家の訴訟の一部における請求の範囲を縮小した。

2019年4月30日、広域係属訴訟に併合されていない訴訟1件において、米国連邦第2巡回区控訴裁判所は、SDNYによる2018年3月20日付の請求棄却の決定を支持した。

外国為替に関する訴訟

2019年4月1日、2018年11月13日にSDNYに提起された民事訴訟において、被告は棄却申立てを行った。2019年4月23日、原告は、被告の申立てに応じる代わりに、第2修正訴状を提出するための許可を求めた。2019年4月26日、SDNYは、修正に反対し棄却申立てを更新する被告の権利に服することを条件として、原告に対して第2修正訴状案を提出するよう命じた。

バンク・ビル・スワップに関する訴訟

2019年4月3日、オーストラリアのバンク・ビル・スワップ・レート（銀行間取引レート）を不正操作したとしてSDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟において、原告は、第2修正訴状を提出した。

フレディマック及びファニーメイの債券に関する訴訟

2019年4月3日、SDNYは、フレディマック及びファニーメイが発行した無担保債券の価格を固定するために金融機関の間で共謀したと主張する適格性認定前の集団訴訟の訴状を併合した。

店頭取引に関する訴訟

2019年3月20日、金利スワップに関連する併合広域係属訴訟において、原告は、第4修正併合集団訴訟訴状を提出した。

ATAに関する訴訟

2019年3月28日、SDNYは、米国反テロリズム法（以下、「ATA」という。）に基づく請求を主張する訴訟において、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の被告による棄却申立てを認めた。2019年4月22日、原告は、訴状修正のための許可申立てを行った。

2019年4月11日、ATAに基づく請求を主張する別の訴訟が、ニューヨーク州東部連邦地方裁判所（以下、「EDNY」という。）に提起された。これは、既にEDNYにおいて係属中である他のATA訴訟に関連しており、それらと実質的に類似の主張を行っている。

ETN関連の訴訟

2019年3月29日、2030年12月4日満期S&P 500 VIX短期先物指数連動型ベロシティシェアーズ・デیلیー・インバースVIX短期上場投資証券の購入者によりEDNYに提起された個別訴訟において、原告は、訴訟を自発的に取り下げ、実質的に類似の訴状をSDNYに提出した。

SWM

2019年3月22日、第一審裁判所（フランクフルト・アム・マイン地方裁判所）は、2008年から2012年の間に締結された一連の金利スワップに関連してドイツの公益会社であるシュタットベルケ・ミュンヘンGmbHが提起したクレディ・スイス・インターナショナルに対する請求を全面的に棄却した。

4【会計原則及び会計慣行の主要な相違】

当グループの連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（米国GAAP）に準拠して作成されている。また、当グループの親会社財務書類（いわゆる、個別財務書類）は会計及び財務報告に関するスイス法（スイス債権法 第32条（32nd title））に準拠して作成されている。したがって、両会計原則及び会計慣行ともに日本で一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成された財務書類とは相違する部分がある。

ここで取り上げている内容は、連結財務書類については、米国GAAPと日本会計基準との会計処理、親会社財務書類については、スイス債権法と日本会計基準との会計処理において生じるすべての相違点を網羅しているとは限らないものの、特定の相違点に関しては以下の要約の通りである。

I. 連結財務書類：米国と日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1) のれん

米国GAAPでは、被買収企業の買収価額のうち買収日における取得純資産の公正価値を超える額は、のれんとして計上される。ASC Topic 350に基づき、のれん及びその効果を発揮する期間が無期限である無形資産は償却されず、少なくとも年に一回、さらにこれらの減損の可能性を示唆する事象あるいは状況が発生した場合はより頻繁に、減損の有無が検討される。

日本基準においては、企業結合により発生するのれんは20年以内の期間にわたって定期的に償却されている。減損テストは、減損の兆候が識別された場合に実施される。

(2) 株式に基づく報酬

米国GAAPでは、ASC Topic 718に従って、株式報酬費用は当該報酬の公正価値に基づき付与日または改訂日に測定され、従業員に要求される役務期間にわたって費用として認識され、対応する金額は、状況に応じて、資本又は負債に計上される。

日本基準においては、報酬として従業員に付与したストック・オプションは、公正な評価額に基づいて報酬に対する対象勤務期間にわたって費用として認識され、対応する金額はストック・オプションの権利の行使または失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上される。

(3) 長期性資産の減損会計

米国GAAPでは、ASC Topic 360に基づき、売却により処分される長期性資産は、継続事業または廃止事業に報告されているかにかかわらず、帳簿価額または売却費用控除後の公正価値のいずれか低い価額で評価される。ただし、のれん及び償却されない無形資産にはASC Topic 350が適用される。

日本基準においては、処分予定の資産を区分しないこと、減損の測定に公正価値ではなく回収可能価額（資産の正味売却価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値のいずれか高い金額）を使用すること等の差異はあるが、根本的な考え方は米国GAAPと大きな差異はない。

(4) 変動持分事業体の連結

米国GAAPでは、ASC Topic 810 に従って、ある事業体が、(1)他社からの追加的財務支援がなければその会社の活動の資金を調達することができないような不十分な資本しか有していない場合、あるいは、(2)その会社に対する持分投資家が、その会社の事業について重要な意思決定をすることができない、予想損失を吸収しない、または予想収益を受け取ることがない等の場合は、変動持分事業体(VIE)に該当する。

報告事業体がVIEに対して所定の「パワー」と「ベネフィット」を有する場合、報告事業体は当該VIEを連結しなければならない。

日本基準においては、連結の範囲を決定するために、VIEの概念は使用されていない。

(5) 確定給付年金及びその他の退職後給付

米国GAAPではASC Topic 715により、年金制度並びに退職者の健康保険及び生命保険等の退職後給付制度の積立状況を反映するため、貸借対照表に資産または負債を計上し、当期中の積立状況の変動を株主持分に認識することが義務付けられている。

日本基準では、退職者の健康保険及び生命保険等の退職後給付制度は一般的ではないため、特定の会計基準は存在しない。

また、年金制度等の退職給付に関しては企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に従って、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異はその他の包括利益累計額に含めて計上し、このうち当期に費用処理された部分（組替調整額）並びに当期に発生した未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、その他の包括利益に「退職給付に係る調整額」等の科目をもって一括計上する。

(6) 公正価値による測定

米国GAAPでは、ASC Topic 820が、公正価値に関する単一の正式な定義を確立し、公正価値測定に関するフレームワークを構築し、公正価値で認識された商品に関する追加的開示を規定している。さらに公正価値の測定に関する詳細な規定が公表されている。

日本基準においては、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」に時価に関するガイダンスがあり、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」が公表されているが、公正価値の測定に関して米国GAAPのような詳細な規定はない。

(7) 公正価値オプション

米国GAAPでは、ASC Topic 825が、公正価値を用いて一定の金融資産及び金融負債の当初及びその後の測定を行い、公正価値の変動を損益として認識するという測定方法の選択（公正価値オプション）を認めている。

日本基準においては、公正価値オプションは認められていない。

(8) 法人所得税の申告が確定していない状況における会計処理

米国GAAPでは、ASC Topic 740が、法人所得税の申告が確定していない状況における会計処理に言及しており、法人税申告書におけるこれまでの申告、または今後予想される申告について、一貫性のある認識基準及び測定基準を規定している。ASC Topic 740は申告による税務上のポジションを評価するにあたって2段階のプロセスを要求している。第一段階において、企業は当該税務上のポジションが申告通りに維持される可能性が50%超であるかを判断し、第一段階を満たした税務上のポジションについて、第二段階で財務書類に認識することができる税務上の便益の最大額を測定する。

日本基準においては、税務上の便益の取扱いに関して、このような規定はない。

(9) 子会社の非支配持分

米国GAAPでは、ASC Topic 810に従って、子会社の非支配持分は資本の構成要素として表示され、株式売却等により子会社に対する支配を喪失した場合には、支配喪失後の残存持分が支配喪失日の公正価値で再測定される。

日本基準においては、子会社に対する支配を喪失した場合に残余持分についての再測定は行われず、株式売却等により関連会社に該当する場合は持分法による投資評価額で評価し、関連会社にも該当しなくなる場合には、個別財務諸表上の帳簿価額で評価する。

(10) 収益認識基準

① 基本概念

米国GAAPでは、ASC Topic 606に従って、収益は、顧客への財又はサービスの移転と交換に、企業が権利を得ると見込む対価を反映した金額で認識するとされている。

日本基準においては、収益は実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り認識されるとされている。下記のような個別論点において現在日本基準では一般的に定めた規定がないため異なる会計処理が行われる場合がある。

また、企業会計基準委員会（ASBJ）は、2018年3月30日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を公表し、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用される。ただし、2018年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの早期適用が可能である

② 変動対価

米国GAAPでは、変動対価は期待値法 (The expected value)又は最頻値法 (The most likely amount)のいずれかより適切な方法を用いて見積り、不確実性が解消される時点で収益認識累計額に大幅な戻入が生じない可能性が高い範囲でのみ取引価格（すなわち収益）に含める。

日本基準においては一般的に定めた規定はない。

③ 一定期間にわたり充足される履行義務

米国GAAPでは、財又はサービスの支配が一定期間に渡り移転し、履行義務が以下の要件のいずれかを満たす場合、収益は一定期間にわたり認識される。

- 企業が義務を履行するにつれ、顧客がその履行による便益を受けると同時に消費する。
- 企業の義務履行により資産が創出されるか又は増価し（例えば、仕掛品）、それに応じて、顧客が当該資産を支配する。
- 企業の義務履行により企業にとって代替的な用途がある資産が創出されず、かつ、企業は現在までに完了した作業に対して支払を受ける法的に強制可能な権利を有している。

日本基準においては一般的に定めた規定はない。

④ 返還不能の前払手数料

前払手数料が契約を履行するために必要となる活動に関連するものの、それにより財又はサービスが顧客に移転されない場合、将来に財又はサービスが提供されたときに収益を認識する。

日本基準においては一般的に定めた規定はない。

⑤ 契約獲得コスト

米国GAAPでは、契約獲得のための増分コストは、回収が見込まれる場合、資産計上し、関連する財又はサービスの顧客への移転に合わせて定期的に償却するとともに、減損テストの対象になる。

日本基準においては一般的に定めた規定はない。

[次へ](#)

II.個別財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1) 持分証券への投資

スイス債権法のもとでは、永久的に投資する意図をもって保有され重要な影響力を与える持分証券への投資は、参加持分として計上される。議決権の20%以上を所有する場合には重要な影響力があると推定される。参加持分は当初取得原価で認識され減損認識が行われる。当社の参加持分に関して減損テストを行う場合は、経済的に密接に関連した参加持分として明確に定義されたサブポートフォリオに基づくポートフォリオ評価法が適用される。減損金額は、各参加持分を個別にではなく、サブポートフォリオレベルで評価される。その他の参加持分は全て個別に評価される。参加持分のサブポートフォリオの帳簿価額がその公正価値を超過する場合には減損損失が認識される。もしも、参加持分の公正価値が著しく回復し持続可能と判断される場合には、過去に認識された減損を当該参加持分の取得価額まで戻し入れることができる。

永久的に投資する意図をもって保有されているのではない持分証券は投資有価証券として計上され、低価法により評価される。

日本においては、「金融商品に関する会計基準」に従い、持分有価証券は保有目的に応じて以下のように分類、測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定され評価差額は損益計上される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式及び関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 上記以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定され、評価差額は、a) 純資産の部に計上される、またはb) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産に計上され、下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理される。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる株式は取得原価で評価される。
- ・ 組合等への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額が出資金として計上され、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額は当期の純損益として計上される。

(2) 発行された債券

発行された債券は貸借対照表において短期利付負債として報告され額面で計上される。支払利息は発生主義に基づき未払費用として貸借対照表に計上される。債券のディスカウント部分と発行費用は前払費用として計上され、債券の償還期間に渡り定額法で償却される。

日本においては、債券のディスカウント部分は償却原価法によって会計処理される。債券発行費用は支出時に費用処理されるが、繰延資産として計上し債券の償還期間に渡り、利息法で償却することができる。また、継続適用を条件として、定額法による償却も適用可能である。

(3) 子会社に対する貸付金

子会社に対する長期の貸付金は取得原価で評価され、金融投資として計上される。受取利息は発生主義に基づき未収収益として貸借対照表に計上される。関連する手数料は繰延収益として計上され、貸付金の契約期間に渡り収益認識される。

日本では、子会社又は関連会社に対する長期の貸付金は子会社・関連会社長期貸付金として計上される。関連手数料は、受領した時点で利益として認識される。

(4) 外貨換算

スイス債権法では、海外支店の換算により生じる外貨換算の影響は損益計算書において金融収益又は金融費用として認識される。

日本では、外国通貨で表示されている在外支店の財務諸表に基づき親会社財務諸表を作成する場合に、本店と異なる方法により換算することで生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理される。

(5) 株式報酬

スイス債権法では、株式報酬制度は負債として会計処理し、未決済報酬の公正価値の変動を損益計算書に認識する。

日本では、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。

(6) 自己株式および自社株式を基礎とするデリバティブ

スイス債権法においては、自社の株式は取得価額により自己株式として計上され、株主持分合計から控除される。自己株式の売却によって実現した利益及び損失は損益計算書において金融収益又は金融費用として認識される。自社の株式のコールオプションの買いは、低価法で認識されデリバティブ金融商品として計上される。自社の株式のプットオプションの売りに係るプレミアムは、繰延収益として計上され、プットオプションの期間にわたって償却される。

日本では、自己株式は取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除される。自己株式の売却によって実現した損益はその他の資本剰余金に減算又は加算される。自社株式を基礎とするデリバティブに関する明示的な規定はない。

(7) 繰延税金

法定目的のスイス債権法においては、繰越欠損金に係る繰延税金資産は認識されない。同様に、一時差異に係る繰延税金項目も認識されない。

日本では、将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金等については、一時差異と同様に取り扱うものとされ、繰延税金資産を計上することができる。繰越期間内に一時差異等加減算前課税所得が発生する可能性が低く、繰越欠損金を控除できると認められない場合は相当額が控除される。

第 7 【外国為替相場の推移】

円とスイス・フランの為替相場は日本国内で発行されている 2 紙以上の日刊紙に掲載されているため省略。

第 8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 本邦における株式事務等の概要

当社記名式株式（以下「株式」という。）の取得者（以下「実質株主」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）との間に外国証券取引口座約款を締結する必要がある。当該約款により実質株主の名で外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）が開設される。売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及びその他株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。この場合、売買の執行、売買代金の決済及び株式の取引に関するその他の支払についての各事項はすべて当該約款の各条項に従い処理される。

以下において、日本証券業協会の外国証券取引口座約款の参考様式に定める株式取扱手続の内容を概説する（但し、個別の窓口証券会社の外国証券取引口座約款において、異なる定めがされている場合には、当該異なる定めに従うものとする。）。

(1) 証券の保管

株式は、窓口証券会社を代理する保管機関（以下「保管機関」という。）又はその名義人の名義で当社に登録され、当該株券は保管機関に保管される。

(2) 株式の移転に関する手続

日本では、実質株主はその持株の保管替え又は売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は原則として円貨又は外貨による。

(3) 実質株主に対する諸通知

当社から交付される通知及び通信は、窓口証券会社の店頭に備え付け、実質株主の閲覧に供される。但し、実質株主が送付を希望した場合は、窓口証券会社はこれを実質株主に送付し、実費は実質株主に請求される。

(4) 実質株主の議決権の行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行なう指示に基づき、保管機関又はその名義人が行なう。しかし、実質株主が特に指示しない場合、保管機関又はその名義人は議決権の行使を行わない。

(5) 現金配当の交付手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に交付される。

(6) 株式配当等の交付手続

株式配当、株式分割、無償交付等の方法により発行される株式は、窓口証券会社を通じて取引口座により処理する。

(7)新株引受権

株式について新株引受権が与えられる場合には、新株引受権は、原則として、売却され、その売却代金は窓口証券会社が保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

2 実質株主に対する株式事務

(1)株主名簿管理人及び名義書換取扱場所

本邦には当社の株主名簿管理人又は名義書換取扱場所はない。

(2)基準日

取締役会は配当の支払のため基準日を定めることができる。

(3)事業年度の終了

当社の事業年度は毎年12月末日に終了する。

(4)公告

本邦においては公告は行わない。

(5)実質株主に対する株式事務に関する手数料

当社の日本における実質株主は、外国証券取引口座約款に基づき日本の証券会社に外国証券取引口座を開設し、年間口座管理料を支払わなければならない。

(6)普通株式の譲渡制限

第1「1 会社制度等の概要」の記載を除き、株式の実質的又は法的所有権の移転については制限はない。

(7)年次株主総会

当社は、事業年度の終了日から6ヵ月以内に株主総会を少なくとも1回開催しなければならない。

(8)新株引受権

第1「1 会社制度等の概要」－(2) 提出会社の定款等に規定する制度－新株引受権」及び上記1(7)「新株引受権」参照のこと。

(9)本邦における配当等に関する課税上の取扱い

当社の実質株主のうち日本の居住者（永住者）である個人（以下、本(9)において「個人株主」という。）が保有する当社株式についての配当及び売買損益に係る所得税及び住民税、個人株主が保有する当社株式について相続が開始した場合における相続税及び贈与がなされた場合における贈与税、並びに内国法人である当社の実質株主（以下、本(9)において「法人株主」という。）が保有する当社株式についての配当及び売買損益に係る所得税及び法人税に関する本邦における課税上の取扱いの概要は、以下のとおりである。但し、以下の記述は、当社株式が租税特別措置法第37条の11第2項の上場株式等（以下「上場株式等」という。）に該当することを前提としている。本報告書の日付時点で、当社株式はスイス証券取引所に上場されているので、上場株式等に該当する。

なお、以下の記述は、別途明示しない限り本報告書の日現在施行されている日本の租税法令に基づくものであり、適用ある諸法令の改正により変更されることがある。また、以下の記述は、あくまでも当社株式に関する一

一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、すべての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって以下に記述されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もある。課税取扱いの詳細及び各投資家における具体的な課税取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認する必要がある。

<個人株主>

A 配当

当社株式が上場株式等である限り、個人株主が日本における支払の取扱者を通じて当社株式の配当の交付を受ける場合は、スイスにおいて当該配当の支払の際に源泉徴収された所得税の額（もし、あれば）をスイスにおける当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常の20パーセント（所得税15パーセント及び住民税5パーセント）に復興特別所得税（但し、2037年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計20.315パーセントの税率で、源泉徴収（住民税については特別徴収）により課税される（配当金交付時になされるこれらの源泉徴収（住民税については特別徴収）を、以下、「支払取扱者源泉徴収」という。）。

個人株主が受領した当社株式の配当については、日本で累進税率（最高限界税率は、所得税と住民税を合計した55パーセントに復興特別所得税（但し、2037年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計55.945パーセントである。）により総合課税の対象となる配当所得として確定申告をしなければならない。但し、支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、個人株主のうち、当社の発行済株式の総数の3パーセント以上を有する個人株主以外の者が支払を受ける当該配当の金額については、当社株式が上場株式等である限り、総合課税の対象となる配当所得として確定申告を要する所得に含めないことができることとされているので、かかる個人株主が当社株式について受領する配当に関しては、総合課税の対象となる配当所得に含めず、支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

個人株主は、当社株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度（以下、「配当申告分離課税」という。）を選択することができる。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記に記載した総合課税の対象となる配当所得には含まれないこととなり、当該配当所得及び上場株式等の譲渡損失のほか、特定公社債の利子、償還差損益及び譲渡損益等も、適用ある法令に定める要件及び制限に従って損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等（特定公社債を含む。）の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件及び限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。他方、個人株主が、当社株式について受けた配当金について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当金と譲渡損失との損益通算は認められない。

個人株主が、当社株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、通常の20パーセント（所得税15パーセント及び住民税5パーセント）に復興特別所得税（但し、2037年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計20.315パーセントである。

なお、個人株主が当社株式にかかる配当全額について累進税率による所得税の総合課税を受ける場合の確定申告及び配当申告分離課税を受ける場合の確定申告においては、上記に述べたスイスにおいて当社株式の配当に課された所得税（もし、あれば）は、適用ある法令に定める要件及び制限に従って、外国税額控除の対象となり、また、上記で述べた当社株式の配当の交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収された又はされるべき税額は、申告納付すべき所得税の額から控除される。

上記に述べた各課税方式については、所得税（国税）と住民税（地方税）とで異なる取扱いを受けることも可能である。

B 売買損益

個人株主による当社株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式等の売買損益課税と原則として同様である。

C 相続税・贈与税

原則として、日本の相続税法所定の要件を充足する個人が、個人株主から、当社株式を相続するか若しくは当社株式の遺贈を受けるか又は当社株式について贈与を受けた場合には、同法に基づき相続税又は贈与税が課されるが、適用ある法令に定める要件及び制限に従って、外国で課された相続税又は贈与税に相当する租税の額につき外国税額控除が認められる場合がある。

<法人株主>

A 配当

当社株式が上場株式等である限り、法人株主（公共法人等を除く。）が日本における支払の取扱者を通じて当社株式の配当の交付を受ける場合は、スイスにおいて当該配当の支払の際に徴収された所得税の額（もしあれば）をスイスにおける当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常の15パーセント（所得税）に復興特別所得税（但し、2037年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計15.315パーセントの税率で、源泉徴収により課税される。法人株主が受け取った当社株式の配当の金額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金の額に算入される。但し、法人税の確定申告において、上記に述べたスイスにおいて当社株式の配当に課された所得税（もしあれば）については外国税額控除を、日本における支払の取扱者から交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収される所得税については所得税額控除を、それぞれ適用ある法令に定める要件及び制限に従って受けることができる。

B 売買損益

法人株主による当社株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式等の売買損益課税と原則として同様であり、法人株主による当社株式の売却に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金又は損金の額に算入される。

(10) その他諸通知報告

上記1(3)「実質株主に対する諸通知」参照のこと。

第 9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法（昭和23年法律第25号（その後の改正を含む。））第24条第1項第1号若しくは第2号に該当しないため、該当なし。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書の提出日までの間に、当社は次の書類を関東財務局長に提出している。

提出書類		提出年月日
(1)	有価証券報告書（事業年度 自2017年1月1日 至2017年12月31日）及びその添付書類	2018年6月29日
(2)	半期報告書（2018年度中 自 2018年1月1日 至 2018年6月30日）	2018年9月28日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

法定監査人による報告書 (訳文)

クレディ・スイス・グループAG、チューリッヒの株主総会御中

連結財務書類に関する法定監査人の報告書 意見

法定監査人として、私たちは、添付のクレディ・スイス・グループAG及び子会社（以下、「当グループ」という。）の連結財務書類の監査を行った。当該連結財務書類は、2018年12月31日及び2017年12月31日現在の連結貸借対照表、2018年12月31日に終了した事業年度までの3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びに関連注記で構成されている。私たちの意見では、連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、2018年12月31日及び2017年12月31日現在の財政状態並びに2018年12月31日に終了した事業年度までの3年間の各事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示し、スイス法に準拠しているものと認める。

取締役会の責任

取締役会には、米国において一般に公正妥当と認められている会計基準及びスイス法の要件に従って連結財務書類を作成する責任がある。取締役会の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽記載のない連結財務書類の作成及び適切な表示に関する内部統制の運用、実行及び維持が含まれる。さらに、取締役会の責任には、適切な会計方針の選択及び適用、並びにその状況下において合理的な会計上の見積りを行うことも含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいてこれらの連結財務書類に対して意見を表明することにある。私たちは監査法人であり、当グループから独立していることが求められる。私たちの監査は、スイス法、スイスの監査基準及び公開会社会計監視委員会（米国）（以下、「PCAOB」という。）の基準に準拠して実施された。これらの基準は、連結財務書類について不正又は誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得るために、私たちが監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、連結財務書類の数値及び開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、監査人の判断によって選定され、不正又は誤謬による連結財務書類の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれている。それらのリスク評価を行う際には、事業体の連結財務書類の作成に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を整備するためである。また監査は、採用された会計方針の妥当性及び会計上の見積りの合理性を検討すること、並びに連結財務書類全体の表示に関する検討を含んでいる。私たちは、私たちの得た監査証拠が意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供していると考えている。

スイス連邦監査監督機構通達2015/1号に基づく、監査上の主要な事項に関する
報告

公正価値で計上された金融商品の評価

のれん

繰延税金資産の評価

訴訟及び規制措置に係る引当金

貸倒引当金の評価

財務報告に影響を及ぼすITシステムに係る統制

監査上の主要な事項とは、私たちの職業的専門家としての判断において、当事業年度の連結財務書類監査で最も重要であると判断された事項のことをいう。監査上の主要な事項は、連結財務書類全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において検討した事項であり、私たちは、監査意見と別にこれらの個別の事項に対して意見を表明しない。

公正価値で計上された金融商品の評価

監査上の主要な事項

監査上の対応

2018年12月31日現在、当グループは、公正価値で計上される金融資産283.5十億スイス・フラン及び金融負債183.4十億スイス・フランを計上している。2018年12月31日現在、当該金融資産は、総資産の37%、当該金融負債は総負債の25%を占めている。

当グループが保有する金融商品の大半の公正価値は、活発な市場における市場価格又は観察可能なインプットに基づいている。

さらに当グループは、市場価格が入手できない、又は観察可能なインプットがほとんど若しくは全くない金融商品を有している。これらの金融商品の公正価値は、評価技法を適用することで決定されており、仮定や見積りの利用など、経営者による判断を伴うことが多い。特に、直接観察可能な市場価格が入手できない金融商品については、公正価値の決定に使用されるモデル化対象の仮定を決定するために、多くの場合判断が必要となる。当グループはまた、公正価値を決定するに当たり、様々な程度の観察可能性を伴った重要かつ判断が必要となるインプットを利用する特定の金融商品を有している。さらに、当グループは、信用評価調整、負債評価調整及び調達評価調整を含む特定の評価調整の算定の際に重要な判断を適用している。

私たちは、公正価値で計上される金融商品の評価に関連した、財務報告に係る統制上の要点の整備状況と運用状況を評価しテストを行った。これには、独立価格検証、評価モデルの承認並びに、評価調整の算定、検証及び計上に関する統制が含まれていた。

サンプルとして抽出した金融商品について、私たちは、使用したモデルに加え、評価インプット又はデータの妥当性を検証した。私たちは、観察可能なインプットとデータを、独立した情報源や外部から入手可能な市場データと比較した。

サンプルとして抽出した直接観察可能な市場価格が入手できない金融商品について、利用可能な代替的な方法及び主たる要素に対する感応度を参考に、使用した仮定及びモデルを慎重に精査し検証、又は独立価格検証の再実施を行った。

また私たちは、これらの仮定及びモデルを慎重に精査し検証し、これらの調整のサンプルの再計算を実施することにより、重要な判断が必要となる評価調整（信用評価調整、負債評価調整及び調達評価調整を含む。）の決定に使用された手法及びインプットを評価した。

私たちは、上記の手続を実施するに当たり、特に、最も判断を必要とする金融商品、モデル、手法及び仮定に関して、内部の評価専門家を利用した。

公正価値で計上された金融商品の評価の詳細については、以下を参照されたい。

- 注記1「重要な会計方針の要約」の中の「公正価値による測定及び公正価値オプション」及び「トレーディング資産及び負債」
- 注記16「トレーディング資産及び負債」
- 注記35「金融商品」

のれん

監査上の主要な事項

2018年12月31日現在、当グループは、のれんと
して総額4.8十億スイス・フランを計上してい
る。のれんは報告単位に配分され、その帳簿価額
は主に原事業の将来キャッシュ・フローによって
裏付けられている。2018年度に、当グループは、
アジア太平洋部門-マーケット事業、グローバ
ル・マーケット部門、インベストメント・バンキ
ング&キャピタル・マーケット部門でのれんのト
リガイイベントが発生したと判定した。2018年12
月31日現在で行われたのれんの減損分析に基づ
き、当グループは、減損は不要であると結論付け
た。

各報告単位の公正価値の決定に使用される予測
に伴う固有の不確実性により、のれんは重要な判
断が適用される領域とされる。公正価値と帳簿価
額の間の差異が限定的である場合、これらの報告
単位に対する他の重要な仮定と将来キャッシュ・
フローの見積りへの変更の影響がもたらす感応度
はさらに高くなる。

のれんの詳細については、以下を参照されたい。

- 注記1「重要な会計方針の要約」の中の「のれん及びその他の無形資産」
注記21「のれん」

監査上の対応

私たちは、のれんの評価に関連した財務報告に
係る統制上の要点の整備状況と運用状況を評価
し、テストを行った。これには、各報告単位の公
正価値の決定に用いられた仮定、財務計画の策定
と承認、経営者による過去の業績と予測の年次比
較を含む、年次減損分析に係る統制が含まれてい
る。

私たちは、キャッシュ・フロー予想の妥当性を
評価したほか、割引率や成長率といった重要なイ
ンプットを、外部から入手可能な業界、経済、財
務関連のデータ並びに当グループの過去データや
業績と比較した。私たちの評価専門家を利用し、
重要な見積り及び仮定の変更に最も影響を受けや
すい、報告単位の公正価値の算定に使用された仮
定と手法を慎重に精査し検証した。

繰延税金資産の評価

監査上の主要な事項

当グループは、2018年12月31日現在、繰延税金資産の純額として4.5十億スイス・フランを計上している。

繰延税金資産の回収可能性は、多年にわたる将来の予想課税所得によって決まるため、重要な判断が必要となる。繰延税金資産に占める割合は米国が最も大きい。

監査上の対応

私たちは、繰延税金資産の評価に関連した財務報告に係る統制上の要点の整備状況と運用状況を評価し、テストを行った。これには、繰延税金資産の識別と測定、関連する法域/法人組織における将来の課税所得の予測に使用された仮定の評価と承認、グループ組織計画の作成と承認、並びに経営者によるグループ組織計画と過去の業績との年次比較に係る統制が含まれていた。

私たちは、経営者による分析を慎重に精査し、予測に使用された仮定を、独自に取得したデータポイントと比較することにより、経営者による繰延税金資産の評価手続を実証的にテストした。また、のれんの減損で使用された財務計画と繰延税金資産の評価で使用されたグループ組織計画との整合性についても検討した。

繰延税金資産の詳細については、以下を参照されたい。

- 注記1「重要な会計方針の要約」の中の「法人税」
- 注記28「法人税等」

訴訟及び規制措置に係る引当金

監査上の主要な事項

2018年12月31日現在、当グループは、訴訟引当金を681百万スイス・フラン計上している。現行の引当金で対応されていない、合理的に起こり得る範囲の損失総額として、当グループではゼロから1.4十億スイス・フランを見積もっている。

当グループは、事業の遂行に関連して、複数の法的手続、規制上の手続、及び調停手続に関与している。かかる事案の結末は、継続的な訴訟手続及び規制上の手続の将来の帰趨により決まる。従って、引当金の算定は訴訟や規制上の請求から生じる債務の発生可能性と金額に関する経営者の判断に依拠するため、固有の不確実性を伴っている。

訴訟及び規制措置の詳細については、以下を参照されたい。

- 注記39「訴訟」

監査上の対応

私たちは、訴訟及び規制措置に対する引当金に関連した、財務報告に係る統制上の要点の整備状況と運用状況を評価し、テストを行った。これには、訴訟引当金の評価、承認、検証及び開示に係る内部統制が含まれていた。

私たちは、当グループによる訴訟の内容と状況、請求及び規制措置に関する当グループの判断を評価した。監査人は、特定の重要な事案について、当グループが社内弁護士から受けた法的助言及び、場合によっては外部の弁護士から受けた助言も検討した。

監査人は、経営者から入手した裏付情報の結論を検討することにより、重要な事案に対する引当金及び開示に関する当グループの結論を検討した。必要となる判断の重要性を考慮し、我々は重要度の高い引当金に関して詳細な検討を行った。重要な事案については、当グループの外部弁護士より直接回答を入手し、場合によっては、社外弁護士へ補完的に問い合わせを行ったほか、経営者が訴訟引当金の決定に使用したデータとインプットをテストした。

貸倒引当金の評価

監査上の主要な事項

2018年12月31日現在、当グループは、償却原価による貸出金総額273.7十億スイス・フラン及び貸倒引当金0.9十億スイス・フランを計上している。

貸倒引当金の評価は、重要な経営者の判断の適用に加え、異なるモデリング手法と仮定の使用に依存している。個別貸倒引当金に関しては、回収可能価額及び担保価値を見積もるための判断が関わっている。集合的貸倒引当金に関しては、ポートフォリオ単位での引当金の算定方法及びパラメーターの決定に当たって判断が関わっている。

貸倒引当金の詳細については、以下を参照されたい。

- 注記1「重要な会計方針の要約」の中の「貸出金」
- 注記19「貸出金、貸倒引当金及び信用の質」

監査上の対応

監査人は、貸倒引当金の評価に関連する、財務報告に係る統制上の要点の整備状況と運用状況を評価し、テストを行った。これには、貸倒引当金の算定、承認、計上及びモニタリングに係る統制が含まれていた。またこれにはモデルの承認、重要な入力データの検証と承認及び、経営者のモデルで捕捉されない減損の可能性に関する定性的検討に係る統制も含まれていた。

個別貸倒引当金のサンプルについて、私たちは、将来キャッシュ・フロー予測、裏付担保の評価及び債務不履行時の回収見積りを含む、減損の識別及び定量化の裏付けとなる仮定をテストした。また、経営者が減損として識別していない貸出金のサンプルを検討し、その回収可能性について独自に評価を行った。

集合的貸倒引当金のサンプルについて、私たちは、モデルの承認と検証手続を含む原モデルのテストを行った。また、データと仮定を（入手可能な場合は）外部のベンチマークと比較することで、回収率など、これらのモデルへのインプットの妥当性をテストした。

財務報告に影響を及ぼすITシステムに係る統制

監査上の主要な事項

当グループの業務で多数の取引が日常的に処理されていることにより、当グループはテクノロジーに依拠している。当グループのITインフラとアプリケーションは、当グループの業務と財務報告の枠組みに不可分な構成要素である。取引が正確に処理されるよう確実にするとともに不正や誤謬のリスクを低減するために、適切なIT統制が求められている。

監査上の対応

監査人は、財務報告に関連した当グループの重要なシステムに係るIT全般統制の整備状況を評価した。

監査人は、ユーザーアクセスとプロビジョニング（システム上の職務分掌を含む）、物理的アクセス、変更管理、情報セキュリティ、インシデント管理、バックアップと復旧手法を含むIT全般統制の運用状況についてテストを行った。監査人の作業には、アクセス要求が当グループのIT全般統制の枠組みに沿って適切に承認されているかどうかのテストのほか、必要に応じ、補完的なIT統制や業務統制の運用状況のテストが含まれていた。また監査人の作業には、システム間のデータ送受信の網羅性と正確性を確認するための、一部のシステムのインターフェースに関するテストも含まれていた。

作業にあたっては、IT専門家が監査チームに加わっている。

その他の法律上及び規制上の要件に関する報告

私たちは、スイス連邦監査監督機構（以下、「FA0A」という。）及びPCA0Bの登録公開監査事務所であり、スイス監査人監督法（以下、「A0A」という。）に準拠した資格要件を満たしていることを確認する。私たちはスイス法（C0第728条及びA0A第11条）及び米国連邦証券法に加え、スイスの監査専門家組織、米国証券取引委員会及びPCA0Bの該当規則及び規定に準拠して当グループから独立しているほか、私たちはこれらの要件に準拠して他の倫理上の責任も果たしている。

C0第728a条第1項第3号及びスイスの監査基準890に準拠して、私たちは、取締役会の指示に従って連結財務書類作成のために整備された内部統制が存在していることを確認する。

私たちは、貴総会に提出された連結財務書類が承認されることを進言する。

私たちはまた、PCA0Bの基準に従い、2018年12月31日現在の当グループの財務報告に係る内部統制について、トレッドウェイ委員会組織委員会（C0S0）が公表した「内部統制－統合的枠組み - 2013年」に定められている基準に基づいて監査を実施した。2019年3月22日付の私たちの報告書には、当グループの財務報告に係る内部統制の有効性に関する無限定適正意見が表明されている。

私たちは1989年からクレディ・スイス・グループAGの監査人を務めている。

ケーピーエムジーAG

(署名)

ニコラス・エドモンド
公認会計士
担当監査人

(署名)

アンソニー・アンゼヴィノ
グローバル・リード・パートナー

チューリッヒ市、スイス
2019年3月22日

[次へ](#)

Report of the Statutory Auditor

To the General Meeting of Credit Suisse Group AG, Zurich

Report of the Statutory Auditor on the Consolidated Financial Statements

Opinion

As statutory auditor, we have audited the accompanying consolidated financial statements of Credit Suisse Group AG and subsidiaries (the “Group”), which comprise the consolidated balance sheets as of December 31, 2018 and 2017, and the related consolidated statements of operations, comprehensive income, changes in equity and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2018, and the related notes. In our opinion, the consolidated financial statements give a true and fair view of the financial position as of December 31, 2018 and 2017, and the results of operations and the cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2018, in accordance with U.S. Generally Accepted Accounting Principles, and comply with Swiss law.

Board of Directors' Responsibility

The Board of Directors is responsible for the preparation of the consolidated financial statements in accordance with U.S. Generally Accepted Accounting Principles and the requirements of Swiss law. This responsibility includes designing, implementing and maintaining an internal control system relevant to the preparation and fair presentation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error. The Board of Directors is further responsible for selecting and applying appropriate accounting policies and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audits. We are a public accounting firm and are required to be independent with respect to the Group. We conducted our audits in accordance with Swiss law and Swiss Auditing Standards and the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States) (“PCAOB”). Those standards require that we plan and perform the audits to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free from material misstatement whether due to fraud or error.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers the internal control system relevant to the entity's preparation of the consolidated financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances. An audit also includes evaluating the appropriateness of the accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Report on Key Audit Matters based on the circular 1/2015 of the Federal Audit Oversight Authority

Valuation of financial instruments reported at fair value

Goodwill

Valuation of deferred tax assets

Provisions for litigation and regulatory actions

Valuation of the allowance for loan losses

Controls over IT systems impacting financial reporting

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the consolidated financial statements of the current period. These matters were addressed in the context of our audit of the consolidated financial statements as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Valuation of financial instruments reported at fair value

Key Audit Matter

Our response

The Group reports financial assets reported at fair value of CHF 283.5 billion and financial liabilities reported at fair value of CHF 183.4 billion as of December 31, 2018. These financial assets represented 37% of total assets and these financial liabilities represented 25% of total liabilities as of December 31, 2018.

The fair value of the majority of the Group's financial instruments is based on quoted prices in active markets or observable inputs.

In addition, the Group holds financial instruments for which no prices are available and which have little or no observable inputs. For these financial instruments fair value is determined through the application of valuation techniques, which often involve the exercise of judgment by management including the use of assumptions and estimates. In particular for financial instruments which do not have directly observable market prices, judgment is often required to determine modelling assumptions that are used in the determination of fair value. The Group also has certain financial instruments that utilize significant, judgmental inputs with varying degrees of observability for purposes of determining fair value. Further, the Group applies significant judgment in calculating certain valuation adjustments including credit, debit and funding valuation adjustments.

We assessed and tested the design and operating effectiveness of the key controls over financial reporting with respect to the valuation of financial instruments reported at fair value. This included controls over independent price verification, valuation model approval and the calculation, validation and recording of valuation adjustments.

For a sample of financial instruments, we examined the appropriateness of models used and valuation inputs or data. We compared observable inputs and data against independent sources and externally available market data.

For a sample of instruments which do not have directly observable market prices, we critically examined and challenged the assumptions and models used or reperformed an independent valuation assessment, by reference to what we considered to be available alternative methods and sensitivities to key factors.

We also evaluated the methodology and inputs used in determining key judgmental valuation adjustments (including credit, debit, and funding valuation adjustments) by critically examining and challenging these assumptions and models, and performing recalculations for a sample of these adjustments.

We made use of our own valuation specialists in performing the above procedures, in particular in relation to the most judgmental financial instruments, models, methodologies and assumptions.

For further information on the valuation of financial instruments reported at fair value refer to the following:

- Note 1 Summary of significant accounting policies, "Fair value measurement and option", "Trading assets and liabilities"
- Note 16 Trading assets and liabilities
- Note 35 Financial instruments

Goodwill

Key Audit Matter

The Group reports goodwill totalling CHF 4.8 billion as of December 31, 2018. Goodwill is allocated to reporting units and the carrying value is primarily supported by the future cash flows of the underlying businesses. During 2018, the Group determined that a goodwill triggering event occurred for the Asia Pacific – Markets, Global Markets and Investment Banking & Capital Markets reporting units. Based on its goodwill impairment analysis performed as of December 31, 2018, the Group concluded no impairment was necessary.

Due to the inherent uncertainty associated with the forecasts used in determining the fair value of each reporting unit, this is an area in which significant judgment is applied. There is a greater degree of sensitivity to the impact of changes to estimates of future cash flows and other key assumptions for those reporting units where headroom between fair value and carrying value is limited.

For further information on goodwill refer to the following:

- Note 1 Summary of significant accounting policies, “Goodwill and other intangible assets”
- Note 21 Goodwill

Our response

We assessed and tested the design and operating effectiveness of the key controls over financial reporting with respect to the valuation of goodwill. This included controls over the annual impairment analysis, including the assumptions used in determining the fair value of each reporting unit, the development and approval of the financial plan, and management's annual comparison of forecasts to past performance.

We evaluated the reasonableness of cash flow projections and compared key inputs, such as the discount rates and growth rates, to externally available industry, economic and financial data and the Group's own historical data and performance. With the assistance of our own valuation specialists, we critically examined and challenged the assumptions and methodologies used to calculate fair value for those reporting units where the impact of changes to key estimates and assumptions was most sensitive.

Valuation of deferred tax assets

Key Audit Matter

The Group reports net deferred tax assets totalling CHF 4.5 billion as of December 31, 2018.

Significant judgment is required in relation to deferred tax assets as their recoverability is dependent on forecasts of future profitability over a number of years.

The most significant deferred tax assets arise in the US.

Our response

We assessed and tested the design and operating effectiveness of the key controls over financial reporting with respect to the valuation of deferred tax assets. This included controls over the recognition and measurement of deferred tax assets, the assessment and approval of assumptions used in projecting the future taxable profits in relevant jurisdictions / legal entities, the development and approval of the legal entity plans, and management's annual comparison of legal entity plans to past performance.

We substantively tested management's process for valuing deferred tax assets by critically examining management's analysis and comparing assumptions used in the forecast to independently obtained data points. We also examined the consistency between the financial plan used for goodwill impairment purposes and the legal entity plans used in the valuation of deferred tax assets.

For further information on the valuation of deferred tax assets refer to the following:

- Note 1 Summary of significant accounting policies, "Income taxes"
- Note 28 Tax

Provisions for litigation and regulatory actions

Key Audit Matter

The Group reports litigation provisions of CHF 681 million as of December 31, 2018. The Group's estimate of the aggregate range of reasonably possible losses that are not covered by existing provisions for which the Group believes an estimate is possible is zero to CHF 1.4 billion.

The Group is involved in a number of judicial, regulatory and arbitration proceedings concerning matters arising in connection with the conduct of its businesses. The outcome of such cases is dependent on the future outcome of continuing legal and regulatory processes. Consequently, the calculations of the provisions are subject to inherent uncertainty as they rely on management judgment about the likelihood and amount of liabilities arising from litigation and regulatory claims.

Our response

We assessed and tested the design and operating effectiveness of the key controls over financial reporting with respect to provisions for litigation and regulatory actions. This included controls over the valuation of the litigation provisions and their approval, review and disclosure.

We evaluated the Group's assessment of the nature and status of litigation, claims and regulatory actions. We considered the legal advice received by the Group from in-house counsel, as well as external counsel, when relevant, for certain of the more significant cases.

We examined the Group's conclusions with respect to the provisions and disclosures made for significant cases, considering the results of corroborative information obtained from management. In view of the significance of the judgments required, we examined the more significant provisions in detail. For the significant cases, we obtained correspondence directly from the Group's outside attorneys and, where appropriate, performed corroborative inquiry of outside counsel and tested data and inputs used by management in determining their litigation provisions.

For further information on provisions for litigation and regulatory actions refer to the following:

— Note 39 Litigation

Valuation of the allowance for loan losses

Key Audit Matter

The Group reports gross loans held at amortized cost of CHF 273.7 billion and has recorded an allowance for loan losses of CHF 0.9 billion as of December 31, 2018.

The valuation of the allowance for loan losses relies on the application of significant management judgment and the use of different modelling techniques and assumptions. The specific allowance for loan losses involves judgment to estimate the recoverable amount and the collateral value. The collective allowance for loan losses involves judgment in determining the methodology and parameters in calculating the allowance at a portfolio level.

Our response

We assessed and tested the design and operating effectiveness of the key controls over financial reporting with respect to the valuation of the allowance for loan losses. This included controls over the calculation, approval, recording and monitoring of the allowance for loan losses. This also included controls over model approval, validation and approval of key data inputs and the qualitative considerations for potential impairment that were not captured by management's models.

For a sample of loan loss allowances calculated on an individual basis we tested the assumptions underlying the impairment identification and quantification including forecasts of future cash flows, valuation of underlying collateral and estimates of recovery on default. We also examined a sample of loans which had not been identified by management as impaired and formed our own opinion about collectability.

For a sample of loan loss allowances calculated on a collective basis we tested the underlying models including the model approval and validation process. We also tested the reasonableness of the inputs to those models, such as recovery rates, by comparing data and assumptions made to external benchmarks, when available.

For further information on the valuation of allowance for loan losses refer to the following:

- Note 1 Summary of significant accounting policies, "Loans"
- Note 19 Loans, allowance for loan losses and credit quality

Controls over IT systems impacting financial reporting

Key Audit Matter

The Group is dependent on technology due to the significant number of transactions that are processed daily across the Group's businesses. The Group's IT infrastructure and applications are an integral component of its operations and financial reporting framework. Appropriate IT controls are required to ensure transactions are processed correctly and to mitigate the risk of fraud and error.

Our response

We assessed the design of the general IT controls for the Group's key systems relevant to financial reporting.

We tested the operating effectiveness of the Group's general IT controls including user access and provisioning (including system enforced segregation of duties), physical access, change management, information security, incident management, and back-up and restoration protocols. Our work included testing whether access requests were appropriately authorised in line with the Group's general IT controls framework and, where required, the effective operation of compensating IT or business controls. Additionally, our work included testing selected system interface controls to confirm the completeness and accuracy of data transfers between systems.

In performing our work, we included IT specialists as part of our audit team.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

We are a public accounting firm registered with the Swiss Federal Audit Oversight Authority (FAOA) and the PCAOB and we confirm that we meet the legal requirements on licensing according to the Auditor Oversight Act (AOA). We are independent of the Group in accordance with Swiss law (article 728 CO and article 11 AOA) and U.S. federal securities laws as well as the applicable rules and regulations of the Swiss audit profession, the U.S. Securities and Exchange Commission and the PCAOB, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

In accordance with article 728a paragraph 1 item 3 CO and Swiss Auditing Standard 890, we confirm that an internal control system exists, which has been designed for the preparation of consolidated financial statements according to the instructions of the Board of Directors.

We recommend that the consolidated financial statements submitted to you be approved.

We also have audited, in accordance with the standards of the PCAOB, the Group's internal control over financial reporting as of December 31, 2018, based on criteria established in Internal Control – Integrated Framework 2013 issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission ("COSO"), and our report dated March 22, 2019 expressed an unqualified opinion on the effectiveness of the Group's internal control over financial reporting.

We have served as the auditor of Credit Suisse Group AG since 1989.

KPMG AG

Nicholas Edmonds
Licensed Audit Expert
Auditor in Charge

Anthony Anzevino
Global Lead Partner

Zurich, Switzerland
March 22, 2019

法定監査人による報告書 (訳文)

クレディ・スイス・グループAG、チューリッヒの株主総会御中

財務書類に関する法定監査人の報告書

法定監査人として、私たちは、2018年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した事業年度の損益計算書及び注記で構成されている、添付のクレディ・スイス・グループAGの財務書類の監査を行った。

取締役会の責任

取締役会には、スイス法の要件及びクレディ・スイス・グループAGの定款に従って財務書類を作成する責任がある。取締役会の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽記載のない財務書類の作成に関する内部統制の整備、運用及び維持が含まれる。さらに、取締役会の責任には、適切な会計方針の選択及び適用、並びにその状況下において合理的な会計上の見積りを行うことも含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいてこれらの財務書類に対して意見を表明することにある。私たちの監査は、スイス法及びスイスの監査基準に準拠して実施された。これらの基準は、財務書類について重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得るために、私たちが監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務書類の数値及び開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、監査人の判断によって選定され、不正又は誤謬による財務書類の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれている。それらのリスク評価を行う際には、事業体の財務書類の作成に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を整備するためであり、事業体の内部統制の有効性に対して意見を表明するためではない。また監査は、採用された会計方針の妥当性及び会計上の見積りの合理性を検討すること、並びに財務書類全体の表示に関する検討を含んでいる。私たちは、私たちの得た監査証拠が意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供していると考えている。

意見

私たちの意見では、2018年12月31日に終了した事業年度の財務書類は、スイス法及びクレディ・スイス・グループAGの定款に準拠している。

スイス連邦監査監督機構通達2015/1号に基づく、監査上の主要な事項に関する報告

参加持分の評価

監査上の主要な事項とは、私たちの職業的専門家としての判断において、当事業年度の財務書類監査で最も重要であると判断された事項のことをいう。監査上の主要な事項は、財務書類全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において検討した事項であり、私たちは監査意見と別にこれらの個別の事項に対して意見を表明しない。

参加持分の評価

監査上の主要な事項

2018年12月31日現在、クレディ・スイス・グループAGは、参加持分52.1十億スイス・フランを計上している。参加持分ポートフォリオは、主に銀行業及び金融業を営む子会社に対する投資で構成されている。

参加持分は、取得価額から減損を控除した額で評価されている。減損テスト上、経済的に密接に関連した参加持分に対してポートフォリオ評価法が適用されている。すべての他の参加持分は個別に評価されている。参加持分の評価には、これらの事業体の収益性に影響を与える将来の市場動向に左右されるような、予想及び仮定における判断が関わっている。

参加持分の評価の詳細については、以下を参照されたい。

- 注記2「会計方針及び評価原則」の中の「参加持分」
- 注記11「参加持分」

監査上の対応

私たちは、参加持分の評価に関連した財務報告に係る統制上の要点の整備状況と実施状況を評価し、テストを行った。これには、減損の識別と測定、評価手法の評価、参加持分の価値の決定に使用された重要なインプットと仮定、及び経営者によるグループ体制計画と過去の実績との年次比較に関する統制が含まれていた。

抽出した参加持分のサンプルについて、私たちは、評価の実施に当たって適用された重要な仮定を評価した。私たちの内部の評価専門家を利用し、独立したデータとのベンチマーキングを行うことにより、適用された重要な仮定を慎重に精査し検証した。

その他の法律上の要件に関する報告

私たちは、スイス監査人監督法（以下、「AOA」という。）に準拠した資格要件及び独立性要件（C0第728条及びAOA第11条）を満たしており、私たちの独立性に相反する状況はないことを確認する。

C0第728a条第1項第3号及びスイスの監査基準890に準拠して、私たちは、取締役会の指示に従って財務書類作成のために整備された内部統制が存在していることを確認する。

また私たちは、利益剰余金処分案が、スイス法及びクレディ・スイス・グループAGの定款に準拠していることを確認する。私たちは、貴総会に提出された財務書類が承認されることを進言する。

ケーピーエムジーAG

(署名)
ニコラス・エドモンド
公認会計士
担当監査人

(署名)
ラルフ・ディヒト
公認会計士

チューリッヒ市、スイス
2019年3月22日

[次へ](#)

Report of the Statutory Auditor

To the General Meeting of Credit Suisse Group AG, Zurich

Report of the Statutory Auditor on the Financial Statements

As statutory auditor, we have audited the accompanying financial statements of Credit Suisse Group AG, which comprise the balance sheet, statement of income and notes for the year ended December 31, 2018.

Board of Directors' Responsibility

The Board of Directors is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the requirements of Swiss law and Credit Suisse Group AG's articles of association. This responsibility includes designing, implementing and maintaining an internal control system relevant to the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error. The Board of Directors is further responsible for selecting and applying appropriate accounting policies and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Swiss law and Swiss Auditing Standards. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers the internal control system relevant to the entity's preparation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control system. An audit also includes evaluating the appropriateness of the accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements for the year ended December 31, 2018, comply with Swiss law and Credit Suisse Group AG's articles of association.

Report on Key Audit Matters based on the circular 1/2015 of the Federal Audit Oversight Authority

Valuation of participations

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the financial statements of the current period. These matters were addressed in the context of our audit of the financial statements as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Valuation of participations

Key Audit Matter

Credit Suisse Group AG reports participations of CHF 52.1 billion as of December 31, 2018. The participations portfolio consists of investments in subsidiary entities mainly operating in the banking and finance industry.

Participations are valued at acquisition cost less impairment. For the purpose of impairment testing, the portfolio valuation method is applied for economically closely related participations. All other participations are valued individually. The valuation of participations involves judgment in the projections and assumptions used, which are sensitive to the expected future market developments that could affect the profitability of these entities.

Our response

We assessed and tested the design and implementation of the key controls over financial reporting with respect to the valuation of participations. This included controls over the identification and measurement of impairments, the evaluation of the valuation methodology, key inputs and assumptions used in the determination of the participation value, and management's annual comparison of legal entity plans to past performance.

For a sample of participations, we evaluated key assumptions applied in performing the valuation. We used our own valuation specialists to critically examine and challenge the key assumptions applied by benchmarking them against independent data.

For further information on the valuation of participations refer to the following:

- Note 2 Accounting and valuation principles, "Participations"
- Note 11 Participations

Report on Other Legal Requirements

We confirm that we meet the legal requirements on licensing according to the Auditor Oversight Act (AOA) and independence (article 728 CO and article 11 AOA) and that there are no circumstances incompatible with our independence.

In accordance with article 728a paragraph 1 item 3 CO and Swiss Auditing Standard 890, we confirm that an internal control system exists, which has been designed for the preparation of financial statements according to the instructions of the Board of Directors.

We further confirm that the proposed appropriation of available earnings complies with Swiss law and Credit Suisse Group AG's articles of association. We recommend that the financial statements submitted to you be approved.

KPMG AG

Nicholas Edmonds
Licensed Audit Expert
Auditor in Charge

Ralph Dicht
Licensed Audit Expert

Zurich, Switzerland
March 22, 2019